EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03029 2320

早稲田大學出版部

（漢籍國字解全書）

大正三年十一月廿五日印刷
大正三年十一月廿八日發行

早稲田大學出版部
大
不許複製

編輯者　早稲田大學出版部

發行者　早稲田大學出版部
右代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

發行所　東京牛込早稲田　早稲田大學出版部
振替東京一一二三番　電話番町三七四 二四二三番

日清印刷株式會社印刷

父母之喪、衰冠繩纓菅屨、三日而食粥、三月而沐、期十三月而練冠、三年而祥、比終茲三節者、仁者可以觀其愛焉、知者可以觀其理焉、彊者可以觀其志焉、禮以治之、義以正之、孝子弟弟貞婦皆可得而察焉、

【義解】　此の節は、能く三年の喪を盡くす者は其の人の賢と德とを知る可きことを説く、

上述の如く三年の喪は中庸の制にて天子と雖固より廢す可からず、故に能く之れを盡くす者は、以て其人の賢と德とを見るべし、夫れ父母の喪には麻衰を以て冠となし、繩を以て冠のひもとなし、菅を以て屨となし、死して始て三日にして粥を食ひ、三月にして始めて沐し、期即ち十三月目に練祭して練冠をつけ、三年目は大祥の祭を行ひて除喪す、此の三月にして沐し、十三月に練冠をつけ、三年に大祥祭を行ふの三大禮節を完全に盡くすに至るものは、是れ仁者なり以て其の恩愛の厚きを觀るべし、又是れ智者なり、以て其の義理に明なるを觀るべし、又是れ强者なり、以て其の志氣の堅毅なるを觀るべし、仁智强の三者を以て本となし、之れを治むるに禮を以てして過ぐる者及ばざる者をして皆中庸に適はしめ、之れを正すに義を以てして可なる者否なる者をして宜しきに合はしむ、喪に居て能く此の如きときは、則ち孝子なり、孝子は必ず兄に弟に夫に貞なり、故に其の喪に居りて此の三大禮節を盡くすの禮を見て、其の孝子貞婦たることは皆直に之れを察知するを得べし、

【字解】　〔衰冠〕麻衰（衰服につくる麻）にてつくれる冠、〔期十三月〕期は十二月即一年なれども其の祭は十三月に行ふ、故に期十三月といふ、〔比〕至なり、イタルと訓む、〔三節〕三月而沐、十三月而練冠、三年而祥の三大禮節をいふ、〔弟弟〕上の弟は悌に同じく兄に順なること、下の弟はおとうとなり、

禮記國字解下　終

中而高之、故謂之高宗、三年之喪君不言、書云、高宗諒闇三年不言、此之謂也、然而曰言不文者、謂臣下也、

【義解】此の節は、前々節の百官備百物具不言而事行と言而后事行とを例說せるものにして、亦喪禮は權を以て制するの義を申明せるものなり、書に曰く、高宗は諒闇に居ること三年の間もの言はずと、此れ其の行を善みして特書せるなり、王者は皆此の禮を行はざることなきに、何を以て獨り高宗のみを善みするか、曰く、高宗は武丁の謚なり、武丁は殷代の賢王なり、父王のあとを繼ぎて位に卽き、喪に於て行極めて善良なりき、此の時に當り殷衰へたるが復び勃興し、喪禮廢れたるが復振ひ起れり、此れ武丁が躬行の力なり、故に之れを善みするなり、之れを善みするが故に特に之れを書中に載せて之れを尊高するなり、故に謚して之れを高宗といふ、古禮に三年の喪中は君はもの言はずとあり、此れ前々節に百官備、百物具、不言而事行ものにして、書に高宗諒闇に居ること三年の間はもの言はずと云へるは卽ち此れの謂なり、然り而して古禮に又喪中は言うてもたゞ其の意をのぶるのみ、其の辭を文飾せずと曰ふは、前々節の言而后事行ものにして臣下の喪に居るものをいふなり、

【字解】〔書曰〕書經說命篇にあり、文異なれり、されど今の說命は僞古文なれば果して古の說命篇にありしや否やは詳ならず、〔諒闇〕諒は梁なり、闇は庵にして廬なり、諒闇とは廬に梁ある者、卽ち倚廬のことなり、〔繼世〕父王のあとをつぐこと、〔慈良〕猶善良といふが如し、〔三年之喪君不言〕古禮の語なり、〔言不文〕古禮の語なり、文は文飾なり、カザルと訓む、

禮、斬衰之喪、唯而不對、齊衰之喪、對而不言、大功之喪、言而不議、緦小功之喪、議而不及樂、

【義解】此の節は、五服の喪の悲哀の言語の間に見はるゝもの次第に減殺することを言ふ、亦喪禮は節を以て制するの義を申明せるものなり、文間傳篇に見ゆ、故に解釋を省略す、

袒がざることを許すなり、〔跛者不レ踊〕喪中踊するは禮なれども跛者は能はず、故に踊せざることを許すなり、〔老病不レ止ニ酒肉ニ〕喪中は粥を食ひ滋味を取らざるは禮なれども、老いたる者病める者にまでこれを強ひ行はすときは却て身體を傷つけ不孝に陷るを以て、酒を飲み肉を食ふことを止めざるなり、〔八者〕庶人の適子に庶子の杖つき婦人童子の杖つかざると、扶けて起つと、杖つきて起つと、面垢つくのみと、禿者は髽せず免せざると、傴者は袒ぬがざると、跛者は踊せざると老病者は酒肉を止めざるとをいふ、

始死三日不怠、三月不解、期悲哀、三年憂恩之殺也、聖人因殺以制節、此喪之所以三年、賢者不得過、不肖者不得不及、此喪之中庸也、王者之所常行也、

【義解】此の節は、喪禮は節を以て制するの義を申明す、親始めて死して三日の間は哭して休怠せず、其れより三月の間は衣帶を解かずして倚廬に居り、其れより期に至る間は悲哀し、其れより三年に至る間は憂愁するは、是れ時日を經るに從ひて恩情の減殺するなり、聖人は恩情の減殺するに因りて以て節限を制せり、此れ喪の三年を以て斷限とせる所以なり、而して賢者は悲憂にたへずと雖これより過ぐるを得ず、不肖者は必ず此れに及ばざるを得ざらしむ、是れ喪の中庸にして王者の常に行ふ所なり、

【字解】〔三日不レ怠〕親死して三日間は哭して聲を絕たず、踊に算なく、水漿口に入らざるが如きをいふ、〔三月不レ解〕三月即ち葬る迄は倚廬に居り寢ぬるに經帶を解かざるをいふ、〔期悲哀〕葬後より期の祭即ち小祥の祭迄は、朝夕悲哀して哭するをいふ〔三年憂〕小祥祭後より三年の終り即ち除喪までは憂愁の念至れば則ち哭するをいふ、

書曰、高宗諒闇三年不言、善之也、王者莫不行此禮、何以獨善之也、曰高宗者武丁、武丁者殷之賢王也、繼世即位而慈良於喪、當此之時、殷衰而復興、禮廢而復起、故善之、善之故載之書

喪に杖をつくは何ぞ、有爵者の爲に設くるなり、故に天子の喪にて、三日目に大子に杖を授け、五日目に大夫に杖を授け、七日目に士に杖を授くるなり、然るに親の喪には庶人にても適子は杖つくは何ぞ、或人解して曰く、此れ喪主を尊びて杖を假すなりと、又庶子にても杖つくは何ぞ、或人解して曰く、其の親を喪ひし爲に病み衰ふるを輔くる爲に之れを許すなりと、又少女童子は親の喪に杖つくべきに拘らず杖つかざるは何ぞ、幼昧にして未だ哀しみを知らず、喪にあふも病む能はざればなり、又親の喪にて之れを治むる百官備はり百物具備し、喪主は言はず共喪事行はるる者、卽王侯の喪主は悲哀病毀を極むるを許す、故に杖ありと雖起つ能はず人の扶けを待ちて而して起つ程に悲哀病毀すべく、又百官百物なく、喪主自ら令して而して後に喪事行はるゝ者、卽ち大夫士の喪主は、悲哀病毀を極むるを許さず、故に自ら杖つきて起ち得る程に悲哀病毀すべく、身分卑しくして使令すべき人なく、喪主身自ら事を執りて喪事行はゝる者、卽ち庶人の喪主は、大に悲哀病毀するを許さず、故に杖あれども用ふるを得ず、たゞ面垢つきけがるゝのみにて可なり、又禿頭の者は喪中婦人は髽せず男子は免せず、又せむしの者は喪中袒がず、又あしなへの者は喪中踊せず、又老いたる者病む者は喪中酒を飲み肉を食ふことを止めず、凡そ此の八つの者は、皆其の必ず爲すべき所の道あるも情實上境遇上之れに從ふ能はざるものあり、故に之れを爲すを强ひず、變通の道を以て之れに處さしむ此れ權道を以て制せるものなり、

【字解】〔三日一句〕天子の喪につきていふ、諸侯の喪は 五日目に大夫士に杖を授くとしるべし、子は大子を指す、〔或曰擔レ主〕擔は假なり、カスと訓む、此の句は、上述の如く杖は有爵者に限るに、庶人にても親の喪に適子は杖つく理由を解くなり、主に假すとは喪主に杖を假してつかしむるの義なり、儀禮喪服傳に杖者何、爵也、無レ爵而杖者何、擔レ主也とあり、〔或曰輔レ病〕有爵者にも非ず、又適子にも非ず、卽ち庶子の杖つく理由を解けるなり、輔レ病とは親を喪ひし爲に悲哀病毀するを以て、之れを輔くる爲に杖つくことを許すの義なり、儀禮喪服傳に非レ主而杖者何輔レ病也とあり、〔婦人〕未成人の婦人にて少女をいふ、〔面垢而已〕沐浴せず、故に垢つくなり、〔禿者不レ髽〕不レ髽の下に不レ免の二字を入れて見るべし、喪中婦人は髽し（麻にて髮を卷き結ぶこと）男子は免する（冠を去り麻にて髮を結ぶと）禮なれども、禿頭者は之れを爲さゞるを許すなり、〔傴者不レ袒〕傴者はせむしの者なり、喪中哭踊のときは袒ぬぐ禮なれども、傴者は醜し、故に

なきさるなり、〔毀〕やせ衰ふること、〔不レ滅レ性〕性は生に通ず、生命なり、滅ばさずとは傷つけ殺さゞると、〔苴衰〕苴麻の衰服なり、衰服はすべて苴麻（めあさ）にてつくる、〔不レ培〕培は益なり、マスと訓む墳墓は益さずとは、一旦墳墓を爲すの後は、たとひ卑しと雖土を益し加へて高くせざるをいふ、〔祥之日〕大祥の日にて除喪の日なり、〔素琴〕飾なき琴、

資於事父以事母而愛同、天無二日、土無二王、國無二君、家無二尊、以一治之也、故父在爲母齊衰期者、見無二尊也、

【義解】此の節は、前節に同じ、

父に事ふる道を取りて以て母に事ふるに其の愛相同じ、故に母の爲にも亦斬衰三年す、されど天に二つの日なく天下に二人の王なく、國に二人の君なく、家に二人の尊きものなし、此れ皆一人の尊きものを以て家國天下を治むるをいふなり、母の父に於ける其の尊及ばず、故に其の喪は斬衰三年が禮なれども、父の生存するときに、母の喪にあふときは、之れが爲に齊衰の服をき一箇年の喪に服し、其の後はたゞ心喪するのみ、此れ家に二人の尊きもののなきを示す所以にして、亦節を以て制するものなり、

【字解】〔上〕上地の界上の義にて天下をいふ、〔國〕諸侯の領地を指す、〔齊衰期〕齊衰の服一箇年の喪服をきて期一年服喪すること、除喪後は心喪すと知るべし、

杖者何也、爵也、三日授子杖、五日授大夫杖、七日授士杖、或曰擔主、或曰輔病、婦人童子不杖、不能病也、百官備、百物具、不言而事行者、扶而起、言而事行者杖而起、身自執事而后行者、面垢而已、禿者不髽、傴者不袒、跛者不踊、老病不止酒肉、凡此八者以權制者也、

【義解】此の節は、喪禮は權を以て制せるの義を例説す、

【字解】〔爲父云云〕恩は父より重きはなし故に特に擧げて言ひしなり、

門内之治恩揜義、門外之治義斷恩、資於事父以事君而敬同、貴貴尊尊義之大者也、故爲君亦斬衰三年、以義制者也、

【義解】此の節は、喪禮は義を以て制せるの義を例說す、

門内の禮は、恩情を主とするを以て恩情が公義を揜ふ、親に事ふる是れなり、門外の禮は、公義を主とするを以て公義が私恩を斷絶す、君に事ふる是れなり、而して父に事ふる道を取りて以て君に事ふるに其の敬相同じ、又貴きを貴び尊きを尊ぶは義の大なる者なり、かく君に事ふるは父に事ふるに同じく、且つ義の大なるものなるが故に、君の爲にも亦斬衰の服をきて三年の喪に服す、是れ義を以て制せるものなり、

【字解】〔門内之治〕治は猶禮といふが如し、〔貴貴尊尊〕貴尊皆君を指していふ、〔資〕取なり、

三日而食、三月而沐、期而練、毀不滅性、不以死傷生也、喪不過三年、苴衰不補、墳墓不培、祥之日鼓素琴、告民有終也、以節制者也、

【義解】此の節は、喪禮は節を以て制せるの義を例說す、

父の喪にては父死して三日にして始めて粥を食ひ、三月にして始めて沐し、期年にして練服をつけ、やせ衰ふるも性命を滅ぼさず、是れ死者に事ふる爲を以て生命を傷つけざるをいふなり、凡て父の喪は三年に過ぎず、苴麻の衰服破るとも補はず、墳墓は一たび成すの後は再び其の土を加へ益して高くせず、大祥の日には素琴をひく、此れ皆民に喪の悲哀には終極あるを告ぐるものにて、卽ち節を以て制せるものなり、

【字解】〔三月而沐〕三月の後葬り虞祭を行ひて後沐するをいふ、〔期〕一年なり、〔練〕練服をつくると、一年の後小祥の祭を行ひ練服

りて生ずる所の本を知らざるものにして、可憐の至なり、

【字解】〔體天地〕體はかたどること、

夫禮吉凶異道、不得相干、取之陰陽也、喪有四制、變而從宜、取之四時也、有恩有理有節有權、取之人情也、恩者仁也、理者義也、節者禮也、權者知也、仁義禮知人道具矣、

【義解】此の節は、前節の例解にて、喪禮は四時に法り人情に順ひて制したるものなることを說く、

夫れ禮は吉凶によりて其の道を異にし相干すことを得ざるは、之れを陰陽の相異なりたる道に則れるなり、凶禮の大なるものは喪禮なり、喪禮に四制あり、變通して宜しきに從ふ、之れは四時の變化に法れるなり、四制とは何ぞ、恩あり理あり節あり權あり、皆之れを人の情に順ひて取りしなり、親屬ありて服喪する之れを恩といふ、恩は性中有する所の仁によりて之れを爲すなり、故に恩は仁なり、本親屬に非ず義理の宜しきに因りて服喪する之れを理といふ、理は性中有する所の義に因りて之れを爲すなり、故に理は義なり、喪の制限を立つる之れを節といふ、節は性中有する所の禮に因りて之れを爲すなり、故に節は禮なり、喪の宜しきに從ひて變通し必ずしも固定せざる之れを權といふ、權は性中有する所の智に因りて之れを爲すなり、故に權は智なり、仁義禮智は人の人たる所以の道なり、喪禮に此の四者あり、故に此の禮には人道具備せり、

其恩厚者其服重、故爲父斬衰三年、以恩制者也、

【義解】此の節は、喪禮は恩を以て制せることを例說す、

親屬の中にて其の恩厚きものは其の喪服重し、故に父の爲には斬衰の服をき三年の喪に服す、其れより恩の厚薄により次第に服喪を輕減す、此れ恩を以て制せるものなり、

りて特に通達し得て餘幣を加へざるは、德の他物の力を假らず、何れにも通ずるに似たり、天下の中にて貴ばざるなき者は道なり、玉は卽ち此の道の德を備ふ、故に詩に曰く、我君子を念ふ、其の德溫順寛容にして玉の如しと、上述の如きわけなるが故に君子は玉を貴ぶなり、

【字解】〔子貢〕檀弓篇に傳す、〔碈〕石の玉に似たるもの、〔溫潤而澤〕溫柔にして光澤あるなり、潤も亦光澤なり、〔縝密以栗〕縝密は緻密なり、栗は堅き貌、〔廉〕廉稜なり、〔劌〕傷つくること、〔隊〕墜に同じ、〔清越〕清く高きこと、〔詘然〕詘するが如く絕え止まる貌、〔瑕〕玉のきず、〔瑜〕玉の中の美しきところ、〔孚尹旁達〕孚は浮なり、尹は外にあらはれたる光澤なり、旁達はあまねく四面に通じてあらはるゝこと、一句の意は、內に有する所の玉の光澤が浮き上がる如く、四面に通じてあらはるゝをいふ、〔氣〕玉の白き光氣なり、〔精氣見于山川〕玉の精氣が山川にあらはるゝと、古より玉のあるところは草木のつやよし、故に草木をみて玉の所在を知るを得といへり、故にかく云、荀子にも玉在山而草木潤、淵生珠而崖不枯とあり、類推して知るべし、〔圭璋特達〕聘禮にて圭璋は己が信を示す爲に進むるもの故、幣帛を加へず此のみ特り通達し得るをいふ、〔詩云〕詩經秦風小戎の篇なり、原詩は君子を良人と見たれども、此は有德者に見意義異なれり、見るもの注意すべし、〔言〕我なり、ワレと訓む、〔溫〕溫順寛容なり、

○以上第三章、君子の玉を貴ぶ所以を說く、聘禮に於て圭璋を用ひて信となすを以て、特にこれを說けるなり、

喪服四制第四十九

仁義禮智は人生の綱領なり、喪服の制定は此の四者を兼ぬ、此の篇は卽ち此れを論ず、故に喪服四制と名づく、一篇一章なり、

凡禮之大體、體天地、法四時、則陰陽、順人情、故謂之禮、訾之者是不知禮之所由生也、

【義解】此の節は、禮は天地四時陰陽に法りて制したるものなることを說く、

凡そ禮の大體は天地に形どり、四時の運行に法り、陰陽の變化に則り、人の情に順ひて制したるものなり、故にこれを禮といふ、禮の言たる體なり、物として體せざるなきの謂なり、これをそしる者は、是れ禮の由

要を鼓吹す、

子貢問於孔子曰、敢問君子貴玉而賤碈者何也、爲玉之寡而碈之多與、孔子曰、非爲碈之多故賤之也玉之寡故貴之也、夫昔者君子比德於玉焉、溫潤而澤仁也、縝密以栗知也、廉而不劌義也、垂之如隊禮也、叩之其聲清越以長、其終詘然樂也、瑕不揜瑜瑜不揜瑕忠也、孚尹旁達信也、氣如白虹天也、精神見于山川地也、圭璋特達德也、天下莫不貴者道也、詩云、言念君子溫其如玉、故君子貴玉也、

【義解】　子貢孔子に問うて曰く、敢て問ふ、君子の玉を貴びて碈を賤しむは何ぞや、玉の寡くして碈の多きが爲なるかと、孔子曰く、碈の多きが爲の故に之れを賤しみ、玉の寡き爲の故に之れを貴ぶに非ず、夫れ昔の君子は德を玉に比せり、其の色の溫柔にして潤澤あるは、仁の溫容なる德に似たり、其の質の緻密堅固にして文理あるは智の理を辨ずる明に確なる德に似たり、其の廉稜ありて而も傷けざるは義の物事を裁斷する鋭大なる德に似たり、其の首に身に佩びて下墜するは、禮の謙下自ら持する德に似たり、之れを叩くときは其の聲清く高くして長く、其の終りや詘するが如く絕え止まるは、音樂の條理を以て始まり條理を終へて忽ち止まる德に似たり、其瑕は瑜を揜ひかくさず、瑜は瑕を揜ひかくさゞるは忠の赤裸々にして隱くさゞる德に似たり、其美しき潤色の四面に達しあらはるゝは、信の內より外に達し表裏一の如き德に似たり、其の純白の氣白虹の耀くが如きは天の光氣の耀きて世界をてらすに似たり、其の精氣の山川に見るゝは地の氣の外面に表れて萬物を殖する德に似たり、其の聘禮に於て圭璋は之れのみを執

ふことと能はざるなり、故に强有力者の將に以て禮を行はんとするや、酒すみ人渴すれども敢て飲まず、肉乾き人飢うれども敢て食はず、日暮れ人倦めどもつゝしみおごそかに正しくとゝのひて敢て怠らず、かくして以て禮節を成就し、以て君臣の義を正しくし、以て父子の情を親しくし、以て長幼の間を和ぐ、此れ衆人の行ひ難しとする所にして、而して君子は之れを行ふ、故に之れを行ありといふ、行ある之れを義ありといふ、義ある之れを勇敢といふ、故に勇敢に貴ぶ所の者は其の能く義を立つるを貴ぶなり、義を立つるに貴ぶ所の者は其の行あるを貴ぶなり、行あるに貴ぶ所の者は其の禮を行ふを貴ぶなり、故に勇敢に貴ぶ所の者は其の推しきりて禮義を行ふを貴ぶなり是の故に勇敢にして强有力の者は、天下無事のときは則ち之れを禮義を行ふに用ひ、天下有事の日は之れを戰爭に用ふ、之の人を戰爭に用ふるときは則ち向ふ所敵なく、之の人を禮義を行ふに用ふるときは則ち君臣父子長幼の間和順に治まる、外は對抗する敵なく、內は君臣父子長幼の間和順に治まる、此れを盛德といふ、故に聖王の勇敢にして强有力の者を貴ぶこと此の如し、若し勇敢にして强有力の者ありても、之れを禮義戰爭に用ひずして之を爭鬪に用ふるときは、則ち之の人を亂人といふ、之れに反し刑罰國に行はれ誅する所の者は此の亂人なり、此の如きときは則ち勇敢にして强有力の者充分に其の力を行ふを得るを以て、民之れに化し君臣父子長幼の間和順に治まりて國家平安なり、

【字解】〔質明〕平明なり、あけがた、〔幾〕殆なり、ホトンドと訓む、〔酒清人渴云云〕專ら射禮につきていふ、射らんと欲する時先づ燕禮を行ふも、たゞ禮を以て獻酬するのみにて、意を恣にして醉飽せざるにて全く敬まざるに非ず、時久しくして酒は清み人は渴くやうになりても敢て意を恣にして飲まずの意なり、〔肉乾而人飢云云〕亦射禮につきていふ、前句と同句法にて、亦敢て全く食はざるに非ず、時久しくして肉は乾き人は飢うるやうになりても敢て意を恣にして飽食せざるの意なり、〔解惰〕解は懈に同じ、二字にて怠ること、〔以正二君臣一〕射義篇及び前章を見よ、〔以親二父子一〕聘禮は諸父諸子皆其の好を修め、射禮にては父子皆其の道に中る、故にいふ、〔以和二長幼一〕聘禮にては兄弟の國其の和好を敦くし、射禮にては上下の耦其の揖遜を尙ぶ、故にいふ、〔戰勝〕戰爭なり、戰爭は勝つを主とす、故に戰勝と曰ふ、〔順治〕君臣父子長幼の間和順に治まること、

○以上第二章、聘射の二大禮は之れを行ふは人に存することを說き、大に勇敢にして强有力なる者の必

五對なり、〔羣介〕多くの介添なり、〔時賜〕時々の賜もの、
○以上第一章、聘禮の義を說く、

聘射之禮至大禮也、質明而始行事、日幾中而后禮成、非強有力者弗能行也、故強有力者將以行禮也、酒清人渴而不敢飲也、肉乾人飢而不敢食也、日暮人倦齊莊正齊而不敢解惰、以成禮節、以正君臣、以親父子、以和長幼、此衆人之所難、而君子行之、故謂之有行、有行之謂有義、有義之謂勇敢、故所貴於勇敢者、貴其能以立義也、所貴於立義者、貴其有行也、所貴於有行者、貴其行禮也、故所貴於勇敢者、貴其敢行禮義也、故勇敢強有力者、天下無事、則用之於禮義、天下有事、則用之戰勝、用之於戰勝則無敵、用之於禮義則順治、外無敵內順治、此之謂盛德、故聖王之貴勇敢強有力如此也、勇敢強有力而不用之於禮義戰勝、而用之於爭鬬、則謂之亂人、刑罰行於國、所誅者亂人也、如此則民順治而國安也、

【義解】聘禮と射禮とは至つて大なる禮なり、曉より始めて事を行ひ日幾んど中するに至りて而して後に禮成る、されば強有力の者に非ざれば能く之を行

主國待客、出入三積、餼客於舍、五牢之具陳於內、米三十車、禾三十車、芻薪倍禾、皆陳於外、乘禽日五雙、群介皆有餼牢、壹食再饗、燕與時賜無數、所以厚重禮也、古之用財者不能均如此、然而用財如此其厚者、言盡之於禮也、盡之於禮、則內君臣不相陵、而外不相侵、故天子制之而諸侯務焉爾、

【義解】此の節は、饔餼饗食燕の禮を以て賓を厚遇するは、聘禮を尊重する所以の義なることを說く、

聘禮にて主國の君が賓客を待遇するに、其の來るときと去る時と皆三たび肉米の供具を致す、賓客を饗する餼を其の宿れる館舍に致す時は、五牢の供具は館舍の內に陳ね、米三十車と禾三十車と各六十車の芻薪とは皆館舍外に陳ぬ、そろひの禽は每日五雙を贈り、多くの介添には皆それ〲餼牢の贈物あり、而して其の間に一回の食禮と二回の饗禮とあり、燕禮と時賜とは數なし、此れ皆禮を重んずる所以なり、古の禮にて財を用ふる冠昏喪祭等皆賓客の需あり、其の厚薄多く均しき能はず、然り而して聘禮に財を用ふる此の如く特に厚き者は、蓋し聘禮は至重なるを以て、此の如くにして始めて禮を盡くすを得るを言ふなり、かくして禮をつくすときは、則ち內は君臣相陵がず、外は他國と相侵さず天下太平なり、故に天子之の禮を制して諸侯務むること此の如く厚きなり、

【字解】〔出入〕客の去るときと來るときと、〔三積〕三は三たび積は肉米の供具にて、下文の五牢米禾芻薪の屬をいふ、〔餼客於舍〕前の聘禮上擯の節の致饔餼に同じ、舍は館舍なり、〔五牢〕三牲備はるを牢と曰ふ、五牢の具內に陳ぬとは、內は館舍內なり、飪（よく煮たる肉）一牢は館の西階に、腥（生肉）二牢は館の東階に、餼（生きたる牲）二牢は館の門內の西に陳ぬるをいふ、〔禾〕藁實幷せ刈る所のいねたば、〔芻薪倍禾〕禾とは禾の倍なり、即ち六十車あるをいふ、芻は馬に食はすまぐさ、薪は炊爨用の燃料なり、〔皆陳於外〕外は館舍の外なり、米車は門の東に、禾車は門の西に、芻車は禾車の側に、薪車は米車の側に陳ぬるをいふ、〔乘禽〕そろひの禽鳥なり、〔五雙〕

賓主人に答へ、或は君親ら賓に接し、或は使臣之れを致す、是れ皆賓客君臣の義を顯明にするなり、故にいふ、

故天子制諸侯、比年少聘、三年大聘、相厲以禮、使者聘而誤、主君弗親饗食也、所以愧厲之也、諸侯相厲以禮、則外不相侵、內不相陵、此天子之所以養諸侯、兵不用而諸侯自爲正之具也、

【義解】此の節は、諸侯交ゝ相聘問し相厲ますに禮を以てし相侵陵せざるの義を說く、

上述の如く聘禮の義は深大なり、故に天子は諸侯聘問の禮を制し、毎年大夫をして聘問せしめ、三年毎に卿をして聘問せしめ、相勵ますに禮を以てす、故に使者聘問して禮節を誤るときは、主人の君はたゞ餼を致すのみにて親ら饗食の禮を行はず、賓たる使者を愧恥奬勵する所以なり、かく諸侯の聘禮を制し相勵ますに禮を以てするときは、則ち外は他國を相侵さず、內は君臣相陵がず、此れ天子の諸侯を養ふ所以にして、兵革用ひずして諸侯自ら正道を爲すの具備なり、

【字解】〔比年〕毎年なり、〔小聘〕大夫が使者として聘問するをいふ〔大聘〕卿が使者として聘問するをいふ、〔厲〕勵に同じ、〔誤〕禮節を誤ること、〔君〕主人の君なり、

以圭璋聘、重禮也、已聘而還圭璋、此輕財而重禮之義也、諸侯相厲以輕財重禮、則民作讓矣、

【義解】此の節は、聘禮に圭璋を用ふるの義を說く、

聘問に圭璋を以て聘問し主人の君に捧ぐるは禮を重んずるなり、既に聘問の禮畢りて主人の君は圭璋を還へすは、此れ貨を輕んじて禮を重んずるの義なり、諸侯相勵ますに貨財を輕んじ禮を重んずるときは、則民感化興起して辭讓の禮をなすに至るなり、

所以なり、

【字解】〔君〕主人たる君なり、君親拜の君も同じ、〔竟〕境に同じ、國境也、〔郊勞〕近郊に於て迎勞すること、〔廟受〕廟堂に於て接受すること、〔北面〕北面は臣坐なり、賓を尊びてしかするなり、〔拜貺〕貺は惠賜なり、〔君命〕賓の命なり、

敬讓也者、君子之所以相接也、故諸侯相接以敬讓、則不相侵陵、

【義解】此の節は、上の四節の意を總結す、恭敬揖讓は君子の相交接する所以の道なり、故に諸侯相交接するに恭敬揖讓を以てするときは、則ち相親睦するを以て侵し陵がざるなり、

卿爲上擯、大夫爲承擯、士爲紹擯、君親禮賓、賓私面私覿、致饔餼、還圭璋、賄贈饗食燕、所以明賓客君臣之義也、

【義解】此の節は、賓主交歡の義を說く、聘禮にては賓に介あり主人に擯あり、卿を上擯となし、大夫を承擯となし、士を紹擯となす、賓の聘事を行ひ畢りて後、主人たる君は親ら醴酒を酌みて賓を禮す、次に賓は己の禮物を以て私に主國の卿大夫に面見し、又私に主國の君に謁見す、此の事畢りて後賓介共に館に就く、主人乃ち卿をして饔餼の禮を賓に致し、且つ圭璋を還へす、此の事畢りて後賄贈の禮あり、中間又饗禮二回、食禮一回、燕禮は數なし、此れ等は皆賓客君臣の義を明にする所以なり、

【字解】〔承擯〕上擯に承副する義、〔紹擯〕承擯に繼ぐの義、〔禮賓〕醴酒を酌みて賓を禮すること、〔私面〕己の禮物を以て私に主國の卿大夫に面見すること、〔私覿〕己の禮物を以て私に主國の君に謁見すること、〔致饔餼〕牲の殺せるものを饔と曰ひ、生けるを餼と曰ふ、聘覿皆畢りて賓介館に就く、主人卿をして饔餼を賓に致さしむるなり、〔還圭璋〕賓來る時圭璋(玉名、前に圖解す)を執り以て信となす、主人既に之れを受く、今賓將に去らんとす故に主人卿をして送りて賓館に至り之れを還さしむるをいふ、〔賄贈〕賓に物を贈るを賄といひ、介に物を贈るを贈といふ、〔饗食燕〕皆中間の禮なり、饗禮(大饗應の禮)二たび、食禮(飯を主とせる禮)一たび 皆朝廷に於て行ふ、燕禮(燕室にての饗應)は數なし、〔明賓客君臣之義〕君親ら賓に禮し、賓私覿し、及饔餼饗食を致すの禮は、或は主人敬を致し、或は

に正しく相當らず、中に人を以てするの義にして恭敬の至りなり、

【字解】〔介紹而傳レ命〕紹は繼なり、ツグと訓む、上擯（擯は主人に隨ひて禮をたすくるもの上擯承擯末擯は下節を見よ）主君の命を承けて承擯に傳へ、承擯之れを末擯に傳へ、末擯之れを末介、（介の最下位にて士之をつとむ）に傳へ、末介之れを次介（介の中位にて大夫之れをつとむ）に傳へ、次介之れを上介（介の上位にて卿之れをつとむ）に傳へ上介之れを賓に傳ふ、之れを介紹而傳レ命といふ、〔質〕正なり、正しく向つて相當ること、

三讓而后傳命、三讓而后入廟門、三揖而后升階、三讓而后升、所以致尊讓也、

【義解】此の節は、三讓三揖する義を說く、

聘禮に、賓、大門の外にあり主人が大客の禮を以て己を待つを見、三たび辭讓し主人許さずして而る後に聘問の辭令を傳へ終りて、主人賓を延きて廟門に至るや、賓は三たび辭讓して入り、其れより三たび揖して而して後に階下に至り、又三たび辭讓して而して後に階上に升るは、是れ賓が主人を尊敬して讓るの心を極め盡くす所以なり、

【字解】〔三讓而后傳レ命〕賓君が大門の外にあり主人が大客の禮を以て己を待つを見、己は敢て當らず、三たび辭讓す、主人許さず、而して後聘問の辭令を傳ふること、命は辭令なり、〔三讓而后入二廟門一〕賓既に命を傳ふるの後主人は賓を延きて廟に至り、廟堂の上に於て接せんと欲す、賓敢て之れに當らず、三たび辭讓す、主人許さず、而して后廟門に入るなり、〔三揖而后至レ階〕廟門に入りて一たび揖し、階段に當り北面して又揖し、碑（廟庭の中にあり牲を繫ぐ石柱）に當りて又揖す、合せて三揖なり、〔三讓而升〕升は階を升るなり、階に至り主人賓に先づ升らんことを讓るや、賓辭して主人に讓る、此の如くすること三たび、主人乃ち先づ升りて賓乃ち升るをいふ、

君使士迎于竟、大夫郊勞、君親拜迎于大門之內而廟受、北面拜貺、拜君命之辱、所以致敬也、

【義解】此の節は、主人が賓を迎拜するの義を說く、

賓の來るや、主人は士をして之れを國境に出迎へしめ、大夫は近郊に迎勞し、主人たる君は親ら拜して大門の內に出迎へ、廟堂に於て之れに接受す、此の時堂上に於て主人は北面して惠賜を拜するは、賓の命の辱きを拜するなり、これ主人が恭敬を賓に極め致す

りて皆等差あるは、其の位の貴賤を明かにする所以なり、

【字解】〔席〕燕禮の賓主及び卿大夫士庶子の席なり、〔小卿〕中大夫なり、〔上卿〕上大夫なり、〔大夫〕下大夫なり、〔獻〻君〕宰夫、君に代りて主人となりて先づ君に爵を獻ずるをいふ、儀禮燕禮に、宰夫主人と爲り、酌みて賓に獻ず、賓飲み畢れば酌みて主人に酢ゆ、主人飲み畢れば、又酌みて君に獻ず、君飲み畢れば酌みて主人に酢ゆとあるをいふなり、〔君擧〻旅行〻酬〕前節の君擧二旅於賓一の意と同じ、以下或は卿或は大夫或は士に至るまで其の禮皆初の如し、但し公の酬禮は庶子には及ばざるなり、〔俎豆牲體薦羞〕俎は牲體を盛るもの、豆は薦羞を實るゝもの、牲は狗の牲なり、薦は脯醢なり、ほじし、しほから羞は庶羞なり、此等の數の差等は燕禮に明記せざれば明かならず、

○以上第二章、燕禮の席次賓主君臣獻酬牲體の義を說く、

聘義第四十八

聘とは、聘禮なり、聘禮には天子が臣をして諸侯を聘問せしむる禮あり、諸侯が天子を聘問する禮あり、諸侯互に聘問する禮あり、此の篇は儀禮載する所の聘禮の義を說く、故に聘義と名づく、儀禮載する所は諸侯互に聘問し又臣下をして聘問せしむるの禮なり、

聘禮、上公七介、侯伯五介、子男三介、所以明貴賤也、

【義解】此の節は、身分によりて介添の數に差ある義を說く、

聘禮に上公には介添七人、侯伯には介添五人、子男には介添三人とあり、かく爵位によりて介の數の異なるは、貴賤の別を明にする所以なり、

【字解】〔聘禮〕此の二字は此の節にありと雖、每節に冠する辭としるべし、〔七介〕介は副なり、介添なり、賓に隨ひて禮をたすくるもの七介は介添七人なり、五介三介類推してしるべし、

介紹而傳命、君子於其所尊弗敢質、敬之至也、

【義解】此の節は、介添が擯の命をつぎて、賓に傳ふ義を說く、

聘禮に介添が擯より主人の命をうけ、之れを賓君に傳ふるは、君子は其の尊ぶ所の人に於ては、敢て直接

二人をして爵を揚げしめば、公其の爵を取りて賓に酬い、賓は之を以て西階の上に旅酬するをいふ、〔君所ᇿ賜ᇿ爵〕特に臣下に賜ふの爵をいふ、此れも公が別に一爵を取りて臣下に賜ふなり、〔降〕席を下るなり、一説に西階の下に降ると、

席、小卿次上卿、大夫次小卿、士庶子以次就位於下、獻君、君擧旅行酬、而后獻卿、卿擧旅行酬、而后獻大夫、大夫擧旅行酬、而后獻士、士擧旅行酬、而后獻庶子、俎豆牲體薦羞皆有等差、所以明貴賤也、

【義解】此の節は、臣下の席位、獻酬、牲羞の同じからざるの義を説く、

燕禮は固より君臣の分を明かにするものなれども、臣下の貴賤に於ても亦其の分を明かにするなり、先づ席位に就きて言へば、上卿は賓の東に在り、賓は小卿の東に在り、小卿は賓の西に在りて遙に上卿に次ぐ、皆南面して東を上とす、大夫は小卿に次ぎて其の西に在り、士は獻を西階の上に受け、降り退きて阼階の下に立ち西面して北を上とす、庶子は獻を阼階に受け、降り退きて士の次に立つなり、是れ位の貴賤により其の席に尊卑上下の差あることをいふ、席位既に定まれば獻酬行はる、卽ち宰夫は君に代りて主人となり、先づ酌みて君に獻ず、君飲み畢れば二人の下大夫をして別に一爵を揚げしむ、是の時公は其の爵を取りて賓に酬ゆ、賓此の爵を以て西階の上に旅酬するなり、賓の旅酬畢れば主人又酌みて卿に獻ず、卿飲み畢れば公又一爵を以て卿に酬ゆ、卿此の爵を以て西階の上に旅酬するなり、卿の旅酬畢れば、主人又酌みて大夫に獻ず、大夫飲み畢れば、公又一爵を以て大夫に酬ゆ、大夫此の爵を以て西階の上に旅酬するなり、大夫の旅酬畢れば、主人又酌みて士に獻ず、公又一爵を以て士に賜ふ、士此の爵を以て阼階の下にて旅酬するなり、大夫の旅酬畢れば、主人又酌みて阼階に於て庶子に獻ず、庶子には公より旅酬の爵を賜はらざるなり、是れ獻酬に先後あるをいふ、次に陳器に就きて言へば、俎豆牲體薦羞など、公卿大夫士によ

竭力盡能以立功、是以國安而君寧、禮無不答、言上之不虛取於下也、上必明正道以道民、民道之而有功、然後取其什一、故上用足而下不匱也、是以上下和親而不相怨也、此君臣上下之大義也、故曰、燕禮者、所以明君臣之義也、

【義解】此の節は、君臣交〻拜するの義を説く、諸侯の燕飮の禮に、宰夫主人に代りて爵を行ひし後に、君、下大夫二人に命じて別に一爵を揚げしめば、公、其の爵を取りて賓に酬い、賓、西階の上に旅酬するとき、及び公復別に一爵を取りて特に臣下に賜ふときは、臣皆席を降りて再拜稽首し、席に升りて又拜を成すは、是れ臣下の禮を明かにする所以なり、君、臣の拜に對して必ず之に答拜し、禮して答へずといふこと無きは君上の禮を明かにする所以なり、さて臣下の禮とは、臣として虛しく上に受けざるをいふ、即ち、臣下たる者は力を竭し能を盡して功を國に立つれば、君必ず之に報ゆるに爵祿を以てす、故に臣下たる者は皆益〻務めて力を竭し能を盡して功を立つるに至るをいふ、是を以て國家太平となり君體安寧となる、是れ臣下の禮を盡したる結果なり、又、君の臣の拜に對して答へずと云ふことなきとは、君の虛しく下に受けざるをいふ、即ち、上たるものは、必ず田を分ち祿を制して正道を民に明かにして民を導けば民其の導く所に因りて衣食足つて蓄積あるに至る、然る後に上たる者は其の收入の十分の一を取るといふ、故に上の用充分にして下も亦乏しからざるなり、是を以て上下和ぎ親みて相怨みざるに至る、是れ上たる者の禮を盡したる結果なり、上下和ぎ親む所の和と國安く君寧き所の寧とは君臣の盡したる禮の功果なり、此れ君臣上下の大義なり、故に曰く、燕禮は徒に獻酬交歡するの儀式なるのみにあらずして、君臣の大義を明かにする所以なり、

【字解】〔君擧旅於賓〕宰夫、君に代りて爵を行ひし後に、君、下大夫

【字解】〔燕禮之義〕燕禮は上下打ち融けて酒を飲むの禮なり、諸侯の燕禮に四あり、一は諸侯の朝政畢りて酒を飲むこと、二は卿大夫勤勞の功ありしときに羣臣と燕飮すること、三は卿大夫聘問より歸來のとき之と燕飮すること、四は賓客と共に燕飮すること是れなり、此の句は此の章の大旨にして以下の四節を總ぶ、〔爾〕邇に同じ、チカツクと訓む。〔適〕匹敵なり。

設賓主、飲酒之禮也、使宰夫爲獻主、臣莫敢與君亢禮也、不以公卿爲賓、而以大夫爲賓、爲疑也、明嫌之義也、賓入中庭、君降一等而揖之、禮之也、

【義解】此の節は、賓主の義を說く、燕禮に賓主を設くるは、酒を飲みて上下相共に歡樂せんがためなり、さて君は主人たるべけれども、宰夫をして爵を獻ずるの主たらしむるは、君の位は尊く、臣の位は卑くして賓主の對禮を行ふこと能はざるを以て、膳羞を司る所の主道に近き宰夫を主人となすなり、此の如くすれば賓主相對敵して遠慮なく樂むことを得るなり、又、公卿を賓とせずして大夫を賓とすることは、公卿は位尊くして君に近し、而して今賓となれば其の尊さ君と異なることなし、かくては君臣の分に疑はしきことあり、故に大夫をして賓たらしむるなり、此の如くするは君臣の分疑しきがためなり、又、疑しきことを明かすの義なり、又、賓の中庭に入るときに、君、階の一等を降りて賓に會釋することは、賓は、本臣たりと雖、今は賓の位に在り、故に君たりと雖賓に會釋して之れに禮するなり、

【字解】〔宰夫〕料理を掌る人、〔獻主〕爵を擧げて賓に獻ずる主、燕禮の主人役、〔亢禮〕賓主相對敵して禮を行ふこと。〔公卿〕上公の國の最も位の高き卿なり、

君擧旅於賓、及君所賜爵、皆降再拜稽首、升成拜、明臣禮也、君答拜之、禮無不答、明君上之禮也、臣下竭力盡能以立功於國、君必報之以爵祿、故臣下皆務

同じ、衆多の適子とは諸侯及び卿大夫士の適子をいふ、卒は、倅に同じ、父の副貳たるものをいふ、庶子之卒は、適子なり、此の句より以下は周禮夏官の文なり、〔戒令〕下文の大子に致すの事なり、〔教治〕下文の德を修め道を學ぶの事なり、〔別二其等一〕諸侯及び卿大夫士の身分を別つこと、〔正二其位一〕朝廷にては爵を貴び、學校にては齒を貴びて其の位を正すこと、〔大事〕大祭祀、大喪紀、大賓客、大燕享の類なり、〔卒伍〕卒は百人、伍は五人なり、〔有司〕卒伍を統ぶる者、〔司馬弗レ正〕庶子の官は司馬に屬すと雖、此の場合には大子親ら之を統轄せらるゝを以て司馬は之を征役せざるをいふ、〔游卒〕卒は倅に同じ、適子の未だ仕へざるもの、へやすみ、

○以上第一章、燕飲の禮に庶子に獻ずるのことあるより、先づ首節に於て庶子の事を説く、一説に此節は射義の首節と互に錯簡せりと、又一説に庶子は燕飲の禮に於て最も賤しき者なり、しかるに庶子の職事を擧げて庶子より貴き者を擧げざるは何の理由なるか明かならず、殊に此の節は燕禮に關せざる記事なり、或は他書の斷簡を此處に攙りたるものならんと、或は然らん、

諸侯燕禮之義、君立二阼階之東南一、南二鄕爾卿一、大夫皆少進定レ位也、君席二阼階之上一、居二主位一也、君獨升立二席上一、西面特立、莫二敢適一之義也、

【義解】此の節は、燕飲の位次の義を説く、諸侯の君臣の分は嚴なれども、時に隨つて君臣相會して燕飲するの禮あり、以下其の義を説くべし、先づ位次に就きて言はんに、君は阼階の東南に立ちて南に向ひて卿に近づくなり、卿大夫は門の右より入りて皆北面して東を上として上り、上れば卿は君に近づき、大夫は皆少しく進みて君に遠ざかりて位に卽く、此の如くして燕飲の位次を定むるなり、又君の阼階の上に席を構ふるは、主人の位に居るなり、燕禮には別に主人を立てゝ膳夫をして獻禮を行はしむると雖、君は尙ほ主人の位に居るなり、又賓と主人と西階より升るときに、賓及び卿大夫の未だ堂に升らざる前に於て、君は先づ獨り堂に升りて其の席上に立ち西面して獨り立てるは、君の尊に匹敵する者なきを以ての義なり、

伍、置其有司、以軍法治之、司馬弗正、凡國之政事、國子存游卒、使之修德學道、春合諸學、秋合諸射、以考其藝而進退之、

【義解】古、周の天子の官に庶子の官といふ者ありたり、此の庶子の官とは、諸侯及び卿大夫士の諸〻の適子の父に副たる者を統べ、其の戒令と其の敎治とを掌る職にして、就中其の諸侯及び卿大夫士の各階級を差別し、又其の朝廷に於ける尊卑の位又は學宮に於ける長幼の序を正すものなり、さて其の戒令を掌るとは、國に祭祀會同などの大事あるときは、諸侯及び卿大夫士の適子を率ゐて之を大子に委ね、其の大事に與からしむるなり、而して其の一進一退は皆大子の命ずるまゝに一任するものとす、若し又國に兵革の戎事あるときは、之に兵車甲胄を授け、之をして卒伍の間に雜はらしめ、其の中に有司を選びて統べしめ、進むにも退くにも、一の軍旅の法の如くにして大子をして之が總指揮官となさしむるなり、此の時は、司馬は之を征役に從はしむることをなさず、專ら大子に一任し置くなり、是れは朴子は後に君となり、適子は後に父の爵を襲ひて臣となるものなれば、今より其の分を明かにして忠勤を竭さしめんとするに在るなり、又其の敎治を掌るとは、前述の禮事兵事にあらざる所の凡ての國の政事には、諸侯及び卿大夫士の既に仕官したる適子は言ふに及ばず、其の未だ仕へざるものを學宮に優遇して、之をして心を正し身を修め、以て其の德行を修めしめ、物を格し知を致して以て其の道を學ばしむるなり、平時に於て此の如くするは、乃ち有事の備となさんがためなり、しかるに之を學ぶに時と處との適否を選ばざるべからず是に於て春は大學に聚め、秋は射宮に聚めて其の道德の藝を考へて之等の者を進退せしむるなり、即ち進む者は選ばれて官職に任ぜられ、進まざる者は復た留まりて德を修め道を學ばしむるなり、之を庶子の官職とす、

【字解】〔庶子官〕庶子は、諸子に同じ、周禮に諸子の官ありて司馬に屬せり、〔職〕主なり、ツカサドルと訓む、〔庶子之卒〕庶子は、諸子にして庶と諸とは衆の意なり、此の文にては衆くの適子といふに

孔子曰く、射る者は何を以て能く樂の音節を聽きて射の容と樂の節とを相應ぜしむるか、又、何を以て能く射の容を失はずして樂の音節を聽き得るか、射の中ることは甚だむつかしきことなり、しかるに樂聲に循つて矢を發ち、發ちて正鵠を失はざる者は、能く樂を聽き、又能く容を失はざる者の致す所にして、此の如き者は其れ唯盛德あるの賢者ならん、若し夫の不肖の人の如きは、初より樂聲を聽くこと能はず、又射容をして樂節に應ぜしむることも難かるべければ彼れ等は將に中てんと欲すとも安んぞ能く中つることを得んと、是れ射て正鵠を失はざるの難きを言ひて之を嘆美せしなり、又詩に云く、彼の的に矢を發ちて、以て中らんことを求めて罰爵を辭せんと、祈は、求むるなり、的に中らんごとを求めて罰爵を辭せんとするをいふ、何ぜ罰爵を辭せんとするかといふに、唯勝たんことを求むるのみにあらず、元來酒は老人を養ひ、病者を養ふ所以のものなれば、今、中らんことを求めて罰爵に免れんとするは己れ老人にもあらず病者にもあらざるを以て、其の養禮に當らざるをいふ、是れ一に讓道に出でたるものにして賢者にあらざれば能はざる所なり、

【字解】〔何以射〕射る者何を以てか能く樂の音節を聽きて、射の容と樂の節とを相應ぜしむるかをいふ、〔何以聽〕射る者何を以てか能く射の容節を失はず、又能く樂の音樂を聽くことを得るかをいふ、〔詩〕詩經小雅の賓之初筵の篇なり、

〇以上第三章、第一章の義を重ねて說明す、

燕義第四十七

此の篇は君臣燕飲の義を說く、故に燕義と名づく、

古者周天子之官、有庶子官、庶子官職諸侯卿大夫士之庶子之卒、掌其戒令與其教治、別其等、正其位、國有大事、則率國子而致於大子、唯所用之、若有甲兵之事、則授之以車甲、合其卒

直からざれば正鵠を得ざるを以て、先づ正しきことを己れに求め、己れ既に正しければ、其の後に矢を發つ、發ちて正鵠に中らざるときも決して己れに勝つ者を怨みず、之を怨みざるのみならず、反つて其の正鵠を得ざりし原因を己れの志と體とに求めて反省するのみなり、

【字解】〔求正諸己〕内志外體の正しく直きことを己れの身に求むること、之は未だ矢を發たざる前に就いて言へり、諸は助字なり、〔求諸己〕とは既に矢を發ちて中らざるとき其の原因を己れの身に求めて反省するをいふ、

孔子曰、君子無所争、必也射乎、揖讓而升、下而飲、其争也君子、

【義解】此の節は、孔子の言を引きて第一章第二節の進退周還必中禮の義を重ねて説明す、

孔子曰く、君子は、原爭ふ所なきを以て主となす、故に爭ふ所なし、されど強ひて之を求むれば射るときならん、射るときは揖讓して堂に上りて射、既に射れば揖讓して降りて衆と共に飲みて勝つ者も負くる者も皆容を和げて相遜敬し、勝負の形ありと雖、其の實は勝負を爭ひ較ぶる心なし、實に其の爭ふ所は君子の行ひにして小人の爭ひの若きにはあらざるなりと、

【字解】〔揖讓而升〕會釋して堂に上ること、大射禮には二人耦して進み三たび揖して後に堂に升るなり、〔下而飲〕射ること畢はりて會釋して堂より降り、衆耦の皆降るを待ち、勝つ者は勝たざる者に會釋して升りて觶を取りて立つて飲むをいふ、

孔子曰、射者、何以射、何以聽、循聲而發、發而不失正鵠者、其唯賢者乎、若夫不肖之人、則彼將安能以中、詩云、發彼有的、以祈爾爵、祈、求也、求中以辭爵也、酒者、所以養老也、所以養病也、求中以辭爵者、辭養也、

【義解】此の節は、孔子の言と詩の句とを引きて、第一章第五節の比於禮比於樂而中の義を重ねて説明す、

きは、射る者は天子より詰責を受け、且つ地を削らる、されど首尾よく祭に與ることを得れば射る者は天子より慶賜を受け、且つ地を益さる、古經に爵を進め地を絀ぐといへるは是の謂なり、

【字解】〔澤〕宮の名、水澤に近き廣き地に建てたる宮、〔士〕諸侯の朝する者、及び諸臣、又は諸侯の貢ぎし士をいふ、〔有レ讓〕射る者、射て中らざれば、其の者直に詰責を受くるをいふ、第一章第五節の射る者は士にして責を受くる者は諸侯なると異なり、下文の有レ慶も亦同じ、〔進レ爵絀レ地〕絀は黜に同じ、しりぞく、此は古經の文なり、其の意は、諸侯慶あれば先づ爵を進め、而る後に地を益し、若し讓あれば先づ地を削りて、而る後に爵を黜くるをいふ、

故男子生、桑弧蓬矢六、以射天地四方、天地四方者、男子之所有事也、故必先有志於其所有事、然後敢用穀也、飯食之謂也、

【義解】此の節は、第一章第四節の射者男子之事也の義を重ねて說明す、

射の中ると中らざるとは、慶あると讓あるとに關ること前述の如し、故に男子の生るゝや、未だ母の乳を與へざる前に、先づ桑の木の弓に蓬の矢六本を以て、天地四方に射るなり、何ぜ此くするかといふに、天地四方は正に男子の事あるべき所たればなり、男子生るれば其の初の敎此の如くするが故に、其の成長の後は、必ず先づ其の事あるべき所に志して、天地ををさめ四方を靜めて、然る後に天地四方の養を享け、君は天の祿を稟け、臣は君の祿を食むなり、此の如くするは、正に是れ男子の生れし初に於て、先づ射て後に母の乳を飲まするの謂なり、

【字解】〔桑弧蓬矢六〕桑弧は、桑の木にて造りたる弓、蓬矢は、よもぎの矢、六ツは天地四方に射るがために六本を用ふ、〔用レ穀〕祿を食むをいふ、〔飯食〕母が生兒に乳を飲ますをいふ、

射者、仁之道也、求正諸己、己正而后發、發而不中、則不怨勝己者、反求諸己而已矣、

【義解】此の節は、第一章第二節の內志正外體直の義を重ねて說明す、

射ることとは、仁道の仁を爲すは己れに由るといへるに同じ、何となれば、射る前には先づ內志正しく外體

大射を行ひて諸侯の士を選び侯鵠を射せしめて其の繹舍の得失を考へ以て其の徳行を觀じ祭に與からしむるなり、之を射侯といふ、射侯とは、諸侯の士が諸侯のために天子の射宮にて射ることなり、射て的中すれば、其の君、天子より慶を賜はり、射て的中せざれば、其の君、天子より詰責を受くるなり、射て中ると中らざるとは、鵠を以て己れの鵠とするとせざるとに在り、己れの鵠を射ると射ざるとは、弓矢を取ることの審固なるとしからざるとに在り、審固なるとしからざるとは繹と舍との得失に在り、繹と舍とは射の義なり、是に由て之を觀れば射の人倫に於ける大いなりと謂ふべし、

【字解】〔繹〕尋ね究むるなり、タヅヌと訓む、〔舍〕止なり、〔繹二己之志一〕己れの志す所の理を尋ね究むること、即ち射の志は鵠に中つるに在り、鵠に中てんと欲せば、其の理の存する所を尋ね究めんがために弓矢を取るを審固にせざるべからざるをいふ、〔爲二父鵠一〕人の父たるもの將に射んとするとき、侯中の鵠を視て意へらく、吾の志す所は慈に在り、且つ此の慈に止まらざるべからざるを以て、如何にもして此の鵠に的中し、以て父たるの道に止まらざるべからず、依つて此の鵠を以て父慈の鵠と看做さんとの意なり、以下爲二某鵠一皆之に準ず、〔得ㇾ爲二諸侯一〕上章の慶あるの意なり、始めて封ぜられて諸侯となるに非ず、〔不ㇾ得ㇾ爲二諸侯一〕上章の讓あるの意なり、

天子將ㇾ祭、必先習二射於澤一、澤者所以擇士也、已射二於澤一、而后射二於射宮一、射中者得ㇾ與二於祭一、不ㇾ中者不ㇾ得ㇾ與二於祭一、不ㇾ得ㇾ與二於祭一者有ㇾ讓、削以ㇾ地、得ㇾ與二於祭一者有ㇾ慶、益以ㇾ地、進ㇾ爵絀ㇾ地是也、

【義解】此の節は、第一章第五節の義を重ねて説明す、

天子將に郊廟に祭らむとするときは、諸侯の朝する者、及び諸臣、又は諸侯の貢ぎし士をして必ず先づ預め射を澤宮に習はしむるなり、さて之を澤宮に習はしむるは、澤宮が徒に水澤に近しとの理由のみにあらずして士を採擇して選出するとの謂なり、既にして澤宮にて習ひ畢はれば、次に學宮に於て射せしむ、射て中るときは祭に與ることを得、若し中らざるときは祭に與ることを得ず、祭に與ることを得ざると

持弓矢審固、持弓矢審固則射中矣、故曰、爲人父者以爲父鵠、爲人子者以爲子鵠、爲人君者以爲君鵠、爲人臣者以爲臣鵠、故射者、各射己之鵠、故天子之大射謂之射侯、射侯者、射爲諸侯也、射中則得爲諸侯、射不中則不得爲諸侯、

【義解】　此の節は、射の字義の人倫に關するの義を説き、併せて第一章第二節の審固の義を重ねて説明す、

さて射の字の義には尋ね究むるの意あり、一説に止まり處るの意もあり、止まり處るとは、射て矢の鵠に止まるをいひ、又轉じて君は仁に止まり、父は慈に止まるの類をいふ、尋ね究むるとは己れの志す所の理を尋ね究むるをいふ、故に射を行ふの人、各〻己の志す所の理を尋ね究めて鵠に中らんことを期す、由つて其の心の內は平かに、體の姿勢正しくして弓矢を取ること審かにして且つ固きなり。弓矢を取ること審固なれば視力の巧と膂力の强きと兩ながら全くして必ず鵠に中るなり、かく射て鵠に的中すれば其の止まる所を得たるものにして所謂繹と舍との意に適す、故に曰く、人の父たる者は、其の志慈に在りて又其の慈に止まらむと欲するを以て、鵠を見ては之を尋ね究めて父慈の鵠と看做さん、人の子たるものは、其の志孝に在りて又其の孝に止まらむと欲するを以て、鵠を見ては之を尋ね究めて子孝の鵠と看做さん、人の君たる者は、其の志仁に在りて又其の仁に止まらむと欲するを以て、鵠を見ては之を尋ね究めて、君仁の鵠と看做さん、人の臣たる者は、其の志忠に在りて其の忠に止まらむと欲するを以て、鵠を見ては之を尋ね究めて臣忠の鵠と看做さんと、是れ射の義に繹と舍との意ある所以なり、故に射は各〻己れの鵠を射るものなり、換言すれば、各〻其の當に止まるべき所の道に止まるの意なり、故に天子郊廟の祭には、

處者半、

【義解】此の節は、前節を承けて、善行ある者を留むることを說く、

射畢れば主人の贊者二人をして觶を揚げて賓と大夫とにさすことあり、今、射既に畢はり將に旅酬せんとして、又公罔之裘と序點とをして觶を揚げて衆に誓ひて賓を選ばしむ、是に於て公罔之裘先づ觶を揚げて曰く、幼壯にして孝弟の道を盡し、六七十の老人にして禮を好むの心を守り、世俗と其の惡風を與にせず、身を修めて死を待つ者、此の衆人の中にありや、あらずや、若し此の如き人あらば當に此の賓位に卽くべしと、是に於て先に入りし所の者の半は去りて留まる者は半なりき、是れ善行ある者を留めしなり、

【字解】〔公罔之裘〕公罔は姓、裘は其の名なり、之は語助なり、〔序點〕序は姓、點は其の名なり、〔耆耋〕耆は六十歲、耋は七十歲の老人なり、

序點又揚レ觶而語曰、好レ學不レ倦、好レ禮不レ變、旄期稱レ道不レ亂者、不、在二此位一也、蓋廑有二存者一、

【義解】此の節は、前節を承けて、善行ある者を留むるに愈密なることを說く、

次に序點又觶を揚げて衆に誓つて曰く、幼壯にして孝弟の道を盡すのみならず、加ふるに學を好みて倦まざる者、又、耆耋にして禮を好むの心を守るのみならず、今は禮を好みて終身變せざる者、又、八九十歲百歲の老年にして猶能く道を論じて違ふことなき者、又、但に流俗に從はず身を修めて死を待つのみならず終身決して亂れずといふ者、此の衆人の中にありや、あらずや、若し此の如き人あらば此の賓位に卽くべしと、是に於て去る者多くして僅に留まる者ありき、

【字解】〔旄期〕旄は耄に同じ、八十九十を旄といふ、期は百歲なり、〔廑〕僅なり、ワヅカニと訓む、

○以上第二章、孔子の行ひし鄕射を引きて德行を觀るの義を說く、

射之爲レ言者繹也、或曰舍也、繹者各繹二己之志一也、故心平體正、

○以上第一章、射を以て其の人の德行を觀るの義を說く、

孔子射於矍相之圃、蓋觀者如堵牆、射至于司馬、使子路執弓矢出延射曰、賁軍之將、亡國之大夫、與爲人後者不入、其餘皆入、蓋去者半、入者半、

【義解】 此の節は、鄕射に於て、惡行ある者を斥くることを說く、

孔子、魯の司寇たりしときに、鄕射の禮を矍相の圃に行ひたり、其の時此の禮を觀んとして集るもの堵牆の如く立ち圍みたり、かくて鄕飲の旅酬も終りたれば司正は轉じて司馬となり、將に射ることを始めんとす、此の時、孔子、子路をして矢を執りて群衆の中に出で、來觀者の中にて射んと欲する者あらば遠慮なく進み出づべしと勸めしめ、且つ衆に誓つて曰く、若し來觀者の中にて軍を敗りし將と國を亡ぼしし大夫と與かりて人の後たる者とあれば、此等の者は此の鄕射の地に入れしめじ、其の他の者は入ることを得と、此の誓言を立てば入る者は半にして去る者は半なりき、是れ惡行を斥くるところの敎なり、

【字解】 〔孔子射於矍相之圃〕射は、鄕射の禮を行ひしをいふ、矍相は魯の地名なり、此處に特に孔子の行ひし鄕射の義を擧げたるは、之を以て其の禮樂の標準とせんがためなり、 〔堵牆〕堵は垣なり、牆は垣の蔽なり、かき、 〔射至于司馬〕鄕飲酒の禮に、將に旅酬せんとするときに相者一人をして司正たらしむること前節に述べたり、今將に射んとするときは、司正を轉じて司馬と爲すをいふ、司馬は司射と共に射禮を司る役なり、 〔延〕進なり、ス、ムと訓む、 〔賁軍〕賁は僨に同じ、敗なり、賁軍の將は猶敗軍の將の如し、 〔與爲人後者〕人死にて後に繼ぐべき子なきときは、宗族の者之が後たるべきなり、しかるに今緣無き者の自ら求めて其の死後を相續する人をいふ、此れ親を忘れて利を貪るの人なり、敗軍の將は勇なく、國を亡ぼし、大夫は不忠の臣なり、此等のものは皆惡行ありし人なり、故に射せしめず

又使公罔之裘、序點揚觶而語、公罔之裘揚觶而語曰、幼壯孝弟、耆耋好禮、不從流俗、修身以俟死者、不、在此位也、蓋去者半、

夫君子、凡以庶士小大莫處御于君所、以燕以射、則燕則譽、言君臣相與盡志於射以習禮樂、則安則譽也、是以天子制之、而諸侯務焉、此天子之所以養諸侯而兵不用、諸侯自爲正之具也、

【義解】此の節は、諸侯の射に歌ふ所の貍首の一章を引きて其の義を說く、

諸侯の射に、君臣相與に志を盡して禮樂を習はすは、其の領分を益さるゝの名譽を求むるのみならず、又、身を正し國を安んぜんがためなり、故に其の射に用ふる所の詩たる貍首の一章にも下の如き句あり、其の辭に曰く、諸侯は其の射に於て、先づ正爵を賓と君と卿と大夫とに獻じ、然る後に射るなり、此の時大夫君子及び衆士の小大の官を問ふことなく、又、其の職掌ありて來らざる者の席を明け置くことなく、皆君所に侍べりて燕飮し、然る後に射るなり、此の如くすれば上下安樂にして譽あるなりと、此の詩の意は、諸侯の君臣相與に志を射に盡して以て禮樂を習ふときは、天子に貢がれたる士はしば〳〵祭に與かり、從つて其の君の領分も增加することとなれば、君臣上下の心安樂にして其の名譽も亦光顯ならざるなしとなりさて射禮の益あること此の如し、是を以て天子之を制して士を選び、諸侯之を務むるなり、此の如く天子の之を制するは、諸侯を禮樂に導きて、之をして殆ど禮樂中に優遊せしめて異心を抱かしめず、自然に天子の兵を用ひて征伐すること無からしめんがためなり、又諸侯の之を務むるは、禮樂を習ひて自ら身を正し國を安んぜんがための具へなり、

【字解】〔詩〕貍首の一章なり、〔曾孫侯氏〕諸侯のことなり、諸侯は始封の君に對して曾孫といふ、左傳哀公二年に曾孫蒯聵といへる類なり、〔四正〕正爵を擧げて賓に獻じ、君に獻じ、卿に獻じ、大夫に獻ずるをいふ、〔具〕皆なり、〔莫處〕庶士の職掌ありて來らざる者の席を明け置かざること、〔養諸侯〕諸侯をして禮樂に優遊せしめ異心を抱かしめざること、〔兵不用〕天子の兵を以て諸侯の反逆を征伐せざること、〔正〕身を正し國を安んずるの意なり、

慶而益地、數有讓則削地、故曰、射者射爲諸侯也、是以諸侯君臣盡志於射以習禮樂、夫君臣習禮樂而以流亡者、未之有也、

【義解】 此の節は、諸侯の君臣、志を射に盡して禮樂を習はせば流亡の患なきことの義を説く、

大射の制、但に天子射を以て諸侯卿大夫士を選ぶのみにあらず、又、之を以て諸侯其の士を選びて天子に貢ぐなり、是の故に古の天子の制に、諸侯は每歲國事の書及び貢物を獻じ、又、士を選びて天子に貢ぐなりしかれば天子將に祭祀せんとするとき、士を射宮に試みて其の射を觀るなり、士の射るとき其の容體が禮に合ひ、其の節が樂に合ひて、禮樂に中ること多き者は祭に與ることを得るなり、其の容體が禮に合はず、其の節が樂に合はずして、禮樂に中ること少き者は祭に與ることを得ざるなり、而して此の士數〻祭に與るときは、但に士の名譽たるのみならず、其の君たる諸侯も亦賢能の士を進めたるの功を以て天子より慶を賜ふなり、若し此の士數〻祭に與ることを得ざるときは、但に士の不名譽なるのみならず、其の君たる諸侯も亦無能の士を進めたるの廉を以て天子より責を受くるなり、數〻慶を賜へば其の領分を增され、數〻責を受くれば其の領分を削らるゝなり、此の如く、射る者の或は中り或は中らざることは貢がれたる士に在りと雖、其の或は地を益され、或は地を削らるゝものは諸侯に在るなり、故に曰く、射る者は射て諸侯の爲にするなりと、是を以て諸侯の君臣は、地を削らるるの恥辱を懼れ、地を益さるゝの榮譽を求めんと欲して、志を射に盡し以て禮樂を習はすなり、夫れ此の如くして君臣共に禮樂を習はせば必ず數〻慶ありて地を益さるゝこと疑ひなく、從つて滅亡するもの未だ之れあらざるべし、

【字解】〔歲〕每歲なり、トシゴトニと訓む、書傳には、諸侯は三歲に一度士を貢すとあれど、此の記の制は、別にかゝる制度ありしものと見ゆ、　〔獻〕國事の書及び貢物を天子に奉ること、　〔射宮〕學宮なり、〔比〕合ふなり、〔讓〕詰責なり、言葉を以て責めとがむること、セメと訓む、　〔射者〕貢がれたる士をいふ、　〔流亡〕滅亡に同じ、一說に、讓め削らるゝことと、又通ず、

故詩曰、曾孫侯氏、四正具擧、大

るを歌ひしものなり、恰も卿大夫の政に從ふ者が能く法を奉じて國政を輔くるが如し、故に卿大夫の射の節となす、〔采蘩〕此の詩も詩經の召南の篇なり、此の詩は諸侯の夫人が其の内事の職を廢せざりしことを歌ひしものなり、恰も士の仕ふる者の能く其の職を守るが如し、故に士の射の節となす、〔節之志〕節は騶虞・貍首・采蘋・采蘩の四詩をいふ、志は四詩の意にして官備・時會・循レ法・不レ失レ職の四旨をいふ、

是故古者天子以レ射選二諸侯卿大夫士一、射者男子之事也、因而飾レ之以二禮樂一也、故事之盡二禮樂一、而可二數爲一以立二德行一者、莫レ若レ射、故聖王務焉、

【義解】此の節は、天子射禮を以て諸侯以下の德行ある者を選びて祭に用ふるの義を說く、射ることは盛德を觀る所以なり、是の故に古は天子射禮を以て諸侯卿大夫士の德行ある者を選びて祭祀に與らしむるなり、何を以てかくするかといふに射ることは、元來男子の事なり、因りて之を飾るに燕禮と鄉飲酒の禮とを以て其の進退周旋を習はし、又、貍首采蘋などの樂を以て其の節旨を樂しましむるなり、故に男子の事の禮樂を盡して、數々之を行ひて德行を立つべき者は射ることに若くはなし、故に天子の祭祀には射禮を以て盛德の者を選び用ふるなり、是の故に天子も亦自ら射て、身を以て人に先んじて之を務むる所以なり、

【字解】〔選二諸侯卿大夫士一〕既に諸侯卿大夫士たる者を選びて天子の祭禮に與からしむるをいふ、〔數爲〕大射鄉射を爲すこと一再に止まらざるをいふ、

是故古者天子之制、諸侯歲獻二貢士於天子一、天子試二之於射宮一、其容體比二於禮一、其節比二於樂一、而中多者得レ與二於祭一、其容體不レ比二於禮一、其節不レ比二於樂一、而中少者不レ得レ與二於祭一、數與二於祭一而君有レ慶、數不レ與二於祭一而君有レ讓、數有

卽ち、天子には騶虞の詩を歌ひ、諸侯には貍首の詩を歌ひ、卿大夫には采蘋の詩を歌ひ、士には采蘩の詩を歌ひて節となす、此の如く各〻其の詩を異にするは、それ〴〵意義の存するあり、卽ち、騶虞は官の備はれる所の詩なり、之を天子の射に歌ふは、天子は萬民を治むるに百官の備はらんことを願ふ、故に官の備はれる詩を樂みて其の節となす、貍首は、時に天子に會へるの詩なり、之を諸侯の射に歌ふは、諸侯は王事に勤むるに朝會を以て表はさざるべからず、故に時に天子に會へるの詩を樂みて其の節となす、采蘋は、大夫の妻の能く法を奉じて先祀を佐けし詩なり、之を卿大夫の射に歌ふは、卿大夫は法を奉じて國政を輔けざる可らず、故に法に循へる所の詩を樂みて其の節となす、采蘩は、本諸侯の夫人の祀に供ふるに其の職を廢せざりし詩なり、之を士の射に歌ふは、士は忠を盡して其の職を務めざるべからず、故に職を失はざりし所の詩を樂みて其の節となすなり、是の故に天子は官の備はれる所の騶虞を以て其の節とし、諸侯は時に天子に會へる所の貍首を以て其の節とし、卿大夫は法に循ふ所の采蘋を以て其の節とし、士は職を失はざりし所の采蘩を以て其の節とす、故に騶虞貍首采蘋采蘩の節の本旨を明かにして各〻其の事を失はざれば皆其の功成りて、天子は好生の德行立ち、諸侯は勤王の德行立つ、卿大夫は循法の德行立ち、士は盡忠の德行立つ、此の如く各〻既に其の德行立つときは、自ら暴亂の禍生ぜざるべし、既に功成りて遂に暴亂の禍なきに至れば國家安く、天下平かなるべし、故に曰く、射は君臣上下の盛德を觀る所以のものなりと、

【字解】〔節〕詩を歌ひて、矢を發つ調節となすこと、卽ち詩を一度歌ひ終はるを一節といふ、周禮射人によるに騶虞には九節、貍首には七節、采蘋采蘩には皆五節なりとあり、而して射は一勝負に四矢を發つを以て定めとす、されば九節のものは初の五節は唯其の歌を聽き餘りの四節にて四矢を發つの節となす、又七節は三節を五節は一節を聽きて餘りの四節にて四矢を發つこと九節のときの如くす、〔騶虞〕詩經の召南の篇なり、騶は廐の官、虞は山澤の官なり、此の詩の意は草木の蘩茂し、鳥獸の蕃殖するは皆此の二官の功なりとするに在り、さて天子の射に之を歌ひて節となすは、天子は天に繼ぎて天地好生の德を以て萬物を育ひ萬民を治めざるべからず、故に官の備はれるを樂みて此の詩を以て其の射の節とはなすなり、〔貍首〕逸詩なり、されど下文に其の一章を錄す、全篇は傳はらず、〔采蘋〕詩經の召南の篇なり、此の詩は大夫の妻の家法に循ひて能く先祖の祭祀を奉じた

ば其の射るときに及びては其の動作は皆必ず禮に中りて射儀を失ふことなかるべし、かかるときは內志必ず正しくして心自ら安く、從つて外體必ず直くして躬自ら閑なるべし、內志正しければ視力の巧自然に弓矢に運りて照準を定むること審かなるべし、又、外體直ければ膂力の强きこと、弓矢に及びて之を持てること固かるべし、かく巧と力と兩ながら全くして弓矢を持れば、大射に於ては必ず正に中るべく、鄕射に於ては必ず鵠に中るべし、此の如くにして禮と鵠とに中ると言ふべきなり、さて射て禮に中り鵠に中ること此の如くなるは、其の未だ射ざるの前に於て既に內外の修養を積み、尊卑長幼の義を明かにし、恭敬辭讓の德を體すること久しきに亙れるを以てなり、故に射を觀て其の人の德行を觀ることを得べきなり、

【字解】「進退周還」射るときに、弓を執り、矢を挾み、或は階に當り階に及びなどする動作をいふ。　「審固」審は視力の巧の明かなること、固は弓矢を持ることの固きこと、

其節、天子以騶虞爲節、諸侯以貍首爲節、卿大夫以采蘋爲節、士以采蘩爲節、騶虞者、樂官備也、貍首者、樂會時也、采蘋者、樂循法也、采蘩者、樂不失職也、是故天子以備官爲節、諸侯以時會天子爲節、卿大夫以循法爲節、士以不失職爲節、故明乎其節之志、以不失其事、則功成而德行立、德行立則無暴亂之禍矣、功成則國安、故曰、射者所以觀盛德也、

【義解】此の節は、尊卑によりて射禮の樂章に差異あることの義を說く、

古の射る者は唯禮に中るのみならず、又、射るときの調子を節せんがために樂を奏するなり、其の樂を奏するには尊卑によりて其の詩と節の數とを異にす、

卿大夫士之射也、必先行鄉飲酒之禮、故燕禮者、所以明君臣之義也、鄉飲酒之禮者、所以明長幼之序也、

【義解】此の節は、大射に於て君臣の義を明かにし、鄉射に於て長幼の序を明かにする所以の義を說く、

射術は古より始まれり、古の諸侯の射を習はす所の大射には、初より直に射ずして先づ以て燕禮を開き、それより射るなり、又、卿大夫士の射を習はす所の鄉射にも亦初より直に射ずして先づ以て鄉飲酒の禮を行ひ、それより射るなり、何が故に此くするかといふに、燕禮には諸侯群臣を聚めて酒宴を開き、其の間に於て君臣の禮を明かにし、鄉飲酒には卿大夫士相集りて酒宴を開き、其の間に於て長幼の序を明かにし、皆預じめ其の周旋進退の節を習熟し置き、然る後に弓を射るを以て、各、自ら尊卑長幼の分明かにして、期せずして禮に當り、又矢も鵠に中るべければなり、因にいふ一說に此の節は燕義の首節と互に相錯簡せりと、文勢を按ずるに或は然らん、

【字解】〔射〕弓いること、平時は之を以て容を習はし藝を修めしめて其の德行を觀て士を選び、天下事あれば之を用ひて戰はしむるなり、射に大射・賓射・燕射・聘射・鄉射・州射・武射・軍射などの數種あれども其の禮は大射鄉射の二射に約せらるべし、大射は君臣相共に射を習すものにして天子より士に至るまでこれあるなり、されど其の禮文は今唯諸侯の大射のみ存せり、卽ち儀禮の大射禮是れなり、鄉射は卿大夫士の共に射を習すものにして儀禮の鄉射禮是れなり、〔諸侯之射〕大射を指す、〔卿大夫士之射〕鄉射を指す、

故射者進退周還必中禮、內志正、外體直、然後持弓矢審固、持弓矢審固、然後可以言中、此可以觀德行矣、

【義解】此の節は、射る者は先づ內志を正しくし、外體を直くすべきことを說く、

大射鄉射を行はんとすれば、先づ尊卑長幼の分を明かにすること前節既に述べたり、射ることは此の如く先づ進退周旋の節を習熟せざるべからざるなり、故に君子は禮を未だ射ざるの前に行ふなり、しかれ

其の時に從ひて其の德ありと雖、未だ之を兼ね備ふものなし、唯、天子の辰に當りて立つときは此の四德を兼備するに象るなり、即ち、其の左の東方に在るは春の生物の德を體して聖德に象るなり、其の前面の南方に向ふは、夏の盛大の德を體して仁德に向ふなり、其の右の西方に在るは秋の裁制の德を體して義を守ることに象るなり、其の背を北方にするは冬の蓄物の德を體して收藏の德に偝くなり、是れ天子の南面するは四方の德を備へんがためなり、今、鄉飲酒の禮に於て賓の位西北に在りて南面するは、亦聖を左にし、仁に向ひ、義を右にし、藏に偝くの義にして、四時の德を備ふる所以なり、さて又鄉飲酒の禮に、唯主人と賓とのみにては座與薄かるべし、故に介添を立つ、介添の位の必ず賓主の間に在りて東方に向ふことは、賓主の間を調節して賓を輔け、又賓を尊ぶの義なり、又、主人の必ず東方に居るは、東は春に配して萬物を生育蠢動せしむるの象あるなり、これと同じく主人は膳羞を造して賓客に供ふるものなればなり、又、月の魄を成すには三日を要し、四時の時を成すにも亦三月を要す、是を以て鄉飲酒にも亦月に法りて三讓の禮あり、又、國を建て政敎を行ふにも必ず三卿を立てゝ諸侯を輔佐するものなり、これと同じく鄉飲酒にも亦三賓を立てて正賓を輔佐せしむるなり、故に三賓は禮の大參にして政敎の本たる者なり、

【字解】〔蠢〕物の生動する貌、〔產二萬物一者聖〕萬物を生產するは天地の大德なり、聖人の德は天地と同じ、故に萬物を生育する德を聖といふなり、〔假〕大なり、盛大なること、〔愁〕愁は揫なり、斂め集むるなり、をさむ、〔察〕嚴かに裁制すること、〔中〕物の外より中に入るをいふ、〔偝〕背にすること、ソムクと訓む、〔大參〕三賓の賓主介僎の間に參はりて其の禮を輔くること甚だ大いなるより大參といふ即ち衆賓の小參に對して三賓は禮の大參たり、

〇以上第四章、前章の未だ備はらざる所の義を、記者更に重ねて說明す、

射義第四十六

此の篇は、儀禮の大射鄉射の義を說く、故に射義と名づく、

古者諸侯之射也、必先行燕禮、

東は左にして西は右なり、左海とは、海東方に在るをいふ、支那の地勢は東方海に臨む、故に天地の海を左にすといふ、

賓必南鄉、東方者春、春之爲言蠢也、產萬物者聖也、南方者夏、夏之爲言假也、養之長之假之仁也、西方者秋、秋之爲言愁也、愁之以時察守義者也、北方者冬、冬之爲言中也、中者藏也、是以天子之立也、左聖鄉仁、右義偝藏也、介必東鄉介賓主也、主人必居東方、東方者春、春之爲言蠢也、產萬物者也、主人者造之、產萬物者也、月者三日則成魄、三月則成時、是以禮有三讓、建國必立三卿、三賓者、政敎之本、禮之大參也、

【義解】此の節は、賓介主の嚮ふ方位の義と每事三を以て禮を成すことの義とを重ねて說明す、鄉飮酒の禮に、賓の必ず西北に坐して南に向ふは、如何なる理由あるかといふに、賓は四時の德を備ふるを以てなり、さて四時の德とは、東方は春に配す、春は蠢動の義なり、卽ち、陽氣の萬物を生育して之を蠢動せしむるの象あるなり、萬物を生產するものは大生の聖德なり、故に春の德は聖なり、又、南方は夏に配す、夏は盛大の義なり、卽ち、陽氣の萬物を養育して盛大ならしむるの象あるなり、萬物を盛大ならしむるは愛養の仁德なり、故に夏の德は仁なり、又、西方は秋に配す、秋は收斂の義なり、卽ち、陰氣の萬物を肅殺して裁制するの象あるなり、秋氣を以て嚴かに萬物を裁制するは義を守るものなり、又、北方は冬に配す、冬は物の外より內に入るの義なり、卽ち陰氣の萬物を翕集するの象あるなり、萬物を外より內に入るゝは收藏の德なり、此の如く春夏秋冬各々

に象り、次に介僎を設けて日月の天地を輔くるに象り、次に三賓を立てゝ三光の天を輔くるに象る、此の如く古の禮を制するには、天地の造化に象れり、而して徒に造化に象りしのみならず其の間に深き義理の存するあるなり、さて禮の大綱を經といふ、大綱立たざれば禮の大體紊るべし、今賓主を立てゝ天地に象れば天の仁地の義相接りて禮の大體立つべし、故に賓主を立つるは造化に於ける天地に同じ、又禮の輔けを紀といふ、輔け立たざれば禮の作方整はざるべし、今介僎を立てゝ日月に象れば、賓を輔け主を佐けて、禮の作方明かなるべし、故に介僎を設くるは、造化に於ける日月に同じ、又禮の間雜を參といふ、禮に經あり紀あるとも參なければ宴席餘りに固く謹みて打ち融けたる氣に乏しかるべし、今三賓を立てゝ三光に象れば賓主介僎の間に參はりて酌獻酬酢の際に融合する所ありて宴席の興を添ふべし、故に三光を立つるは造化に於ける三光に同じ、さて政敎を布くにも亦經と紀と參とが必要なり、卽ち經を以て其の大綱を立て、紀を以て其の條目を設け、又參ふるに文を以て之を飾るなり、故に禮に賓主介僎三賓を立つるは政敎の本たるなり、

【字解】〔象日月〕第一章第四節には陰陽に象るとあり、彼は氣を以て言ひ、此は體を以て言ひしのみ其の義異ならず、其の他の解は第一章に見ゆ、

烹狗於東方、祖陽氣之發於東方也、洗之在阼、其水在洗東、祖天地之左海也、尊有玄酒、敎民不忘本也、

【義解】此の節は、前節の立主象地以下の諸文の義を重ねて說明す、

主人、賓に供せむとて狗を東方の竈にて烹るは、陽氣の東方に發して萬物を養ふに法るなり、又、洗ひ場を東方の屋檐の下に設け、其の水の洗場の東に在るは、天地の海を左にするに法るなり、又、酒尊を陳ぬるに玄酒あるは、啻に其の質素を貴ぶのみならず、民をして、禮の本を忘れざらしめんがためなり、

【字解】〔狗〕犬の牲なり、〔東方〕堂の東北の爨の在る所をいふ、〔祖〕法なり、ノツトルと訓む、〔洗之在阼〕阼は東なり、第一章に洗當東榮とあるに同じ、〔天地之左海〕南を前とし北を後とす、故に

在り、三終とは三篇を奏し終るなり、〔笙入三終〕笙を吹く人が堂下に於て、南陔・白華・華黍の三篇を奏し終るなり、此の三篇は詩經小雅の中に在り、然れど今は其の詞亡ぶ、〔間歌三終〕間は代なり、代歌とは代る〲歌ふなり、即ち堂上と堂下とにて代る〲歌ふをいふ、即ち、堂上にて先づ魚麗の詩を歌へば、堂下にて由庚の詩を歌ふ、是れ一終なり、次に堂上にて南有嘉魚の詩を歌へば、堂下にて崇丘の詩を歌ふ、是れ二終なり、次に堂上にて南山由臺の詩を歌へば、堂下にて由儀の詩を歌ふ、是れ三終なり、此等の詩は、皆詩經小雅の中に在り、就中由庚・崇丘・由儀の三詩は今其の詞亡びたり、〔合樂三終〕堂上と堂下とにて合奏するをいふ、即ち堂上にて關雎の詩を歌へば、堂下にて鵲巢の詩を歌ひて之れに合はす、是れ一終なり、次に堂上にて葛覃の詩を歌へば、堂下にて采蘩の詩を歌ひて之れに合はす、是れ二終なり、次に堂上にて卷耳の詩を歌へば、堂下にて采蘋の詩を歌ひて之れに合はす、是れ三終也、〔遂出〕樂正が樂工を率ゐて堂を出で去る也、〔一人揚觶〕主人が一人の吏に命じて觶を擧げて正賓と介添とにさし、人々の旅酬の禮を加ふるとを示すなり、旅は衆なり、旅酬とは主賓を始め、主人方の者も、賓の方の者も、年の長少を問はず、殘らず集りて觶をさし合ひて相酬い飮むなり、故にもろ〲酬い飮むといふなり、荀子樂論には一人を二人に作る、姚際恒の說に、司正を立つるの前に於て一人觶を擧げ、其の後になりて二人觶を擧ぐれば初め一人の吏觶を擧ぐるを是とすと、思ふに然らむ、〔司正〕役の名なり、旅酬するとき懈惰あるときは禮を鈌くに至るを以て此の役を設けて監督するなり、〔不流〕放慢に流れざるをいふ、〔少長以齒〕旅酬のときに年長者と年少者とを年齡順にすること、〔沃洗者〕盥を洗ひ爵を洗ふ賤しき役、〔降脫履〕皆堂より下りて履を脫すること、旅酬以前は立ちて禮を行ひ、此れより後は將に安燕せむとするが故に、履をぬぎ坐して飮むなり、〔修爵〕爵を擧ぐるをいふ、修は擧なり、アグと訓む、〔朝不廢朝〕朝は朝廷に出でゝ、其の職務を行ひて後、歸りて飮む、故に朝は朝を廢せずといふ、〔暮不廢夕〕夕方は日沒前に飮むことを罷め歸りて夕方の家の務をなすなり、故に暮は夕を廢せずといふ、〔節文〕禮節儀式をいふ、〔終遂〕全く滯りなく終るをいふ、〔安燕〕燕は宴なり安燕とは安會して宴氣に樂しむこと、

〇以上第三章、孔子の言を引きて鄕飮酒の禮の王道に係ることの義を說く、

鄕飮酒之義、立賓以象天、立主以象地、設介僎以象日月、立三賓以象三光、古之制禮也、經之以天地、紀之以日月、參之以三光、政敎之本也、

【義解】此の節は、鄕飮酒の禮に人を立つるの義を重ねて說明す、

鄕飮酒の禮に人を立つるには賓主が最も重きなり、故に賓を立てゝ天の尊きに象り、主を立てゝ地の養

笙を吹く人が堂下に入りて、南陔、白華、華黍の三詩を歌ひ終はれば、主人は之れに酒を獻ず、次に堂上と堂下とにて代る〲歌樂を奏すること、三たびして終れば、此度は上下にて歌樂を合奏す、此れ亦三たびにして終れば、樂正は正賓に向ひ樂は完全に終れりと告げて、遂に堂を降るなり、此の時主人は一人の吏に命じて觶を擧げて正賓と介添とに獻じ、旅酬を行はんことを示し、後一人を擇びて司正の役となし、懈惰者を監督せしむ、是れを見て、其の能く和樂して而かも放慢に流れざるを知るべきなり、旅酬になると、先づ賓が主人に酬い、主人が介添に酬い、介添が衆賓に酬ゆ、其れより主人の方の人々も賓客の方の人々も、年の長少を以て順序正しく酬い合ひ、盥や爵を洗ふ賤しき者に至りて終る、是れを見て、其の能く年少者も、年長者も、皆恩澤を被りて遺さるゝことなきを知るなり、旅酬終りて後、皆堂を降りて屨を脱ぎ、再び升り來りて坐し、其れよりは、賓主互に爵をすゝめ合ふに數かぎりなし、然れども飮酒の節は、朝は早く朝廷に出でゝ、其の職務を廢せず、それが終りて後に飮み、又暮方は、日の未だ沒せざるに先たちて飮むことを罷め、歸りて夕べに務むべき家事を廢せざるなり、さていよ〲宴終り、正賓辭して出づれば、主人は門外に拜送す、是に至りて、禮節は全く滯りなく終るなり、是れを見て主客ともに、其の能く安氣に酒宴して樂しみ、而も亂暴に流れざることを知るべきなり、以上述べたる、貴賤の義明かなると、尊き者は禮隆く、卑き者は禮減ずるの別と、和樂すれども放慢に流れざると、年少者年長者とを問はず、恩澤を施して遺すことなきと、安氣に酒宴して樂み、而も亂暴に陷ることなきとの、此の五つの行は、之れを推しひろめて行ふときは、以て身を正しくし國を安んずるに足るなり、彼の國安ければ天下も亦安し、余故に曰く、吾鄕飮酒の禮を觀て、王道の容易にしてむづかしからざることを知れりと、

【字解】〔速〕招なり、マネクと訓む、〔賓〕正賓なり、〔介〕介添なり、〔衆〕盛んなり、〔及介省矣〕介添には正賓の如く獻酬の禮を丁重にせず、一度丈けにて省略するをいふ、〔坐祭〕堂上に坐して神を祭ること、〔酢〕酬に同じ、〔隆殺〕隆は尊きなり、殺は減ずるなり、尊き者は禮隆く、卑き者禮減ずるをいふ、〔辨〕別なり、〔工〕樂正なり、樂正は樂工の長なり、〔升歌三終〕升歌は堂上に升りて奏する歌にて詩經の鹿鳴、四牡、皇皇者華の三篇なり、此の三篇は共に小雅の中に

出、一人揚觶、乃立司正焉、知其能和樂而不流也、賓酬主人、主人酬介、介酬衆賓、少長以齒、終沃洗者焉、知其能弟長而無遺也、降脫屨升坐、脩爵無數、飲酒之節、朝不廢朝、暮不廢夕、賓出主人拜送、節文終遂焉、知其能安燕而不亂也、貴賤明、隆殺辨、和樂而不流、弟長而無遺、安燕而不亂、此五行者、足以正身安國矣、彼國安而天下安、故曰、吾觀於鄕而知王道之易易也、

【義解】此の節は、鄕飲酒義の禮を見て王道の容易なることを知る所以を說明す、

鄕飲酒禮の時、主人は親ら正賓と介添とを招く、されど衆賓に至りては親ら之を招かざるを以て正賓と介添とに從ひて來るなり、鄕學の門外に來るときは主人親ら出迎へて正賓と介添とを拜す、正賓と介添と之に答拜して門内に入れば、衆賓は賓介に從ひて門内に入るなり、かく正賓と介添とを優禮するは貴きが爲にして、衆賓に對して禮を薄くするは賤きが爲めなり、是れにて貴賤の義自ら明に別かるゝなり、其れより門内にて主賓互に三たび會釋して階下に至り亦互に三たび辭讓して後、主人は阼階より堂に上り賓は西階より昇る、階上にては主人は北面して正賓の至るを再拜し、爵を或は獻じ、或は酬ゆ、互に辭讓する禮節盛なり、介添に至りては獻酬の禮少しく省略す、衆賓に至りては西階の上に昇りて爵を主人より受け坐し祭り、立ちあがりて飲み、復、爵を主人に酬いずして降るなり、かく正賓に於ては禮隆く、衆賓に於ては禮減ず、是れにて尊き者には禮隆く、卑き者には禮減ずるの義、明かに別かるゝ也、其れより樂正が樂工を率ゐて堂上に升りて、鹿鳴、四牡、皇々者華の三詩を歌ひ終はれば、主人は之れに酒を獻ず次に

を以て能く孝を竭し、兄は己れより年長けたる者なるを以て克く弟を盡すなり、民皆己が家に在りては能く孝と弟とを盡し、出でゝは人の長を長として尊び、人の老を老として養ふに至りて後に、始めて孝弟の教の完成せしものと謂ふことを得べし、かくの如く民皆孝弟の敎を完成するに至りて後に、國安かるべく天下平かなるべし、故に君子の所謂孝弟とは、各戸に就きて日日之を見るにあらず、時に隨つて之を鄉射の禮に合せて習はし、又、鄉飲酒の禮に於て之を敎ふるなり、かく時々之を温習すれば、出でゝ長を尊び老を養ふことを忘れざるを以て、己が家に在りても孝弟の行の立派に完成するに至ることを得べし、

【字解】〔坐〕堂上に坐すること、〔立〕堂下に立つこと、〔豆〕豆數は、正禮なれば皆偶數なり、此の文に齒、十年毎に一豆を増せるは正禮にあらざるを以てなり、

○以上第二章、黨の長、其の民を序學に集めて酒宴を開き長幼の分を正すことの義を説く、

孔子曰、吾觀於鄉、而知王道之易易也、

【義解】此の節は、鄉飲酒の禮を見て王道の容易なることを説く、

孔子の曰く、吾鄉飲酒の禮を觀て、王道の極めて容易にしてむづかしからざるを知りたり、左に之を説明せん、

【字解】〔鄉〕鄉飲酒の禮をいふ、〔易易〕容易なる貌なり、

主人親速賓及介、而衆賓自從之、至于門外、主人拜賓及介、而衆賓自入、貴賤之義別矣、三揖至于階、三讓以賓升、拜至獻酬辭讓之節繁、及介省矣、至于衆賓升受、坐祭、立飲、不酢而降、隆殺之義辨矣、工入升歌三終、主人獻之、笙入三終、主人獻之、閒歌三終、合樂三終、工告樂備、遂

行ふ處にして、西階の上は後にすべき飲酒の處たり、かく席上と階上とに區別あるは、此れ禮を先にして財を後にするの義なり、かくの如く飲酒の際にも禮を先にして財を後にすれば、民皆之に倣ひ、禮を貴びて財を賤み、敬ひ讓るの美風を興して爭ひ奪ふの惡俗を成すものなきに至る、實に其の感化の功、偉大なりと謂ふべきなり、

【字解】〔薦〕主人の賓に供ふる脯醢をいふ、〔嚌肺〕嚌は、嘗るなり肺は、牲の肺なり、肺を嘗むるときは席上に起ちて俎上の肺を取りて嘗むるなり、〔啐〕酒を飲まんとして口に入るゝをいふ、すふ、〔席末〕席の西頭をいふ、〔卒レ爵〕獻酬の爵を盡すをいふ、〔致レ實〕實とは爵の中に滿ちたる酒なり、酒を飲み盡すこと、

○以上第一章、儀禮の鄉飲酒禮の文を引き、賢能を賓とする諸禮の義を說く、

鄉飲酒之禮、六十者坐、五十者立侍、以聽政役、所以明尊長也、六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也、民知尊長養老而后乃能入孝弟、民入孝弟、出尊長養老、而后成教、成教而后國可安也、君子之所謂孝者、非家至而日見之也、合諸鄉射、教之鄉飲酒之禮、而孝弟之行立矣、

【義解】鄉飲酒の禮に、年六十の者は堂上に坐り、年五十の者は立ちて堂下に侍べり、共に黨正より其の鄉の政令役使の事を聽き取るは、年長者を尊ぶことを明にする所以なり、又、豆數を以て言へば、六十歲の者は三豆、七十歲の者は四豆、八十歲の者は五豆、九十歲の者は六豆を供せらる、是れ若き者に薄く老いたる者に厚くせるものにして老人を養ふことを明かにする所以なり、此くの如く鄉飲酒の席上に於て長を尊び老を養ふことを示すを以て、民は皆己れより年長けたる者を尊び、年老いたる者を養ふことを知るに至り、己が家に於ても親は年老いたる者なる

禮をいふ、鄕飮は一の禮法にして聖人の制したる道なるを以て達道といふ、一說に諸禮を指すと、亦通ず、

祭薦祭酒、敬禮也、嚌肺、嘗禮也、啐酒、成禮也、於席末、言是席之正、非專爲飮食也、爲行禮也、此所以貴禮而賤財也、卒觶致實於西階上、言是席之上、非專爲飮食也、此先禮而後財之義也、先禮而後財、則民作敬讓而不爭矣、

【義解】此の節は、席に升りて薦を祭り酒を祭り、席末にて酒を吸ひ、席を下りて觶を卒ふるの義を說く、鄕飮酒の禮に、主人は賓に脯醢と牲と酒とを獻ず、賓席に卽けば、先づ主人の薦むる所の脯醢を祭る、之を祭れば次に酒を祭るなり、是れは主人の禮を敬ひて之を慢にせざるの義なり、賓既に酒を祭れば、起ちて俎上の牲の肺を取りて之を嘗む、是れは主人の禮を受けて敢て之を無にせざるの義なり、次に席末に於て酒を飮まむとして口に入るゝは、主人の禮を悉く拜受して遺す所なきの義なり、さて酒を飮まむとして口に入るゝに席末に於てするの意は、是の坐席の正しきことゝ、元來、專ら飮食するが爲に設けたるにあらずして禮を行はんが爲なり、故に脯醢及び酒を祭り、又牲の肺を嘗むるなどの場合には、正しく禮を行ふのみなるを以て席中に於てし、其の酒を飮まんとして口に入るゝに至りては正しく飮食を主とするを以て席末に於てするなり、されば席中は畢竟禮を行ふ處にして、席末は飮食を主とするの處なり、此くの如く席中と席末とに區別あるは、此れ禮を貴びて財を賤しとする所以なり、次に酒を飮みて觶を盡すに至りては、必ず其の席を退きて西階の上に於てするなり、かく席を退くるの意は、是の坐席の上にては、本專ら飮食するが爲にあらずして先づ禮を行はんが爲に設けたるものなり、故に賓の先づ祭嘗するには必ず席上に於てし、觶を盡すに至りては必ず席を退きて西階の上に於てする也、されば席上は先づ禮を

進み益、盛んとなりて夏となる、此の氣一たび天地に滿つれば藹然として親しきものあるを覺ゆ、是れやがて天地の盛德の氣にして萬物を養ひ育てゝ盡く生長せしむる所の仁氣なり、天地の義氣は此の如く西南より始まりて西北に尊嚴となり、仁氣は此の如く東北に始まりて東南に盛大となる、故に鄕飲酒の禮に於ても主人は自ら卑くして賓を尊ぶが故に、賓の席を尊嚴の位なる西北に設けて之に坐ゑて其の介添を西南に坐ゑ、以て賓を輔けしむるなり、又賓は進退の節を謹みて人に接するに義を重んずるを以て西北の義氣に應ぜしめんとし、介添は賓を輔くる者なるを以て西南の義氣の始に應ぜしめんとする也、又、主人は飲食の養を厚くして人に接するに仁を重んずるを以て東南に坐して仁氣の盛んなるに應ぜんとし僎は主人を輔くる者なるを以て東北に坐せしめて仁氣の始に應ぜしめんとするなり、此の如く賓主人介僎の坐の四面に在るは所謂四時に象る所以なり、是に於て主人の賓に接し、賓の主人に接する心を知ることを得るなり、卽ち、主人の賓に接するには專ら天地の溫く和げる氣を己に體して賓に接するの心となすが故に、仁を以て接するなり、又、賓の主人に接するには專ら天地の尊く嚴しき氣を己に體して主人に接するの心となすが故に、義を以て接するなり、是の故に賓主共に事あるときは必ずこの仁義を以て相接し、席上俎豆の多寡に於ても亦各、至當の數あらざるなきに至る、此の如く賓主の意思の相通じ、禮節の貫通明白なるを聖といふ、聖、既に立ちて後、敬を以て之を坐席の間に行へば、文あり質ありて彬々たる禮といふことを得べし、而してこの禮は既に天地の節の備はれるが故に之を以て長幼の分を序すれば、全く人倫に合體して克く天より賦せられたる所の性に融和するなり、之を德といふ、德とは以上述べし所の禮を習ひ馴して我が身に自得するの謂なり、故に古の鄕飲酒の禮を學ぶ者は、正に此の人倫の理を身に自得せんと欲するなり、故に聖人は此の禮を以て先務とし、之を庠序に行はしめて人々をして其の德を成さしめんとし給ふなり、

【字解】〔有ㇾ事〕射・禮・樂などを習ふことあるをいふ、〔俎豆有ㇾ數〕下文に六十の者は三豆、七十の者は四豆、八十の者は五豆、九十の者は六豆などの定まれる數あること、〔聖〕通じて明かなること、卽ち賓主の意思の相通じ、禮節の貫通明白なるをいふ、〔述道〕鄕飲酒の

に讓らしめて其の魄を現すなり、故に鄉飲酒の主人の賓に讓ることは、猶月明の魄に讓るが如くにして、其の三たび讓るは、猶月の三日にして魄を成すに似たるをいふ、〔四面之坐〕賓主介僎の坐する席をいふ、賓は西北、主人は東南、介は西南、僎は東北の隅に坐す、〔象四時〕春夏秋冬に應ずること、即ち、主人の位たる東南隅は夏の始、賓の位たる西北隅は冬の始、僎の位たる東北は春の始、介の位たる西南は秋の始めに應ずるをいふ、

天地嚴凝之氣、始於西南而盛於西北、此天地之尊嚴氣也、此天地之義氣也、天地溫厚之氣、始於東北而盛於東南、此天地之盛德氣也、此天地之仁氣也、主人者尊賓、故坐賓於西北、坐介於西南、以輔賓、賓者接人以義者也、故坐於西北、主人者接人以仁、以德厚者也、故坐於東南而坐僎於東北、以輔主人、仁義接賓主有事、俎豆有數、曰聖、聖立而將之以敬、曰禮、禮以體長幼、曰德、德也者得於身也、故曰古之學術道者將以得身也、是故聖人務焉、

【義解】此の節は、前節の四面の坐は四時に象るの句を承けて賓主介僎の布席の義を說き、併せて聖人の此の禮を重んずる所以を說く、

鄉飲酒の禮に賓主介僎の坐の四時に象ること前節既に記せり、今之を詳記せんとす、さて天地の嚴しく凝りたる陰氣は、西南に始まりて秋となり、漸く西北に進み、益〻嚴しくなりて冬となる、此の氣一たび天地に滿つれば凛然として犯すべからざるものあるを覺ゆ、是れやがて天地の尊く嚴き氣にして、萬物を閉ぢ藏めて正しく制裁する所の義氣なり、又、天地の溫く和げる陽氣は、東北に始まりて春となり、漸く東南に

既に酒樽を設けなば、必ず玄酒の樽を酒樽の西に設くるなり、是れ玄酒は水にして天然の色と天然の味とを具ふるを以て、其の質素を貴びて之を設くるなり、又、膳部を東方より出すは、主人の位東に在るを以て賓に供ふるに便なるがためなり、又、洗ひ場を室の東方の檐下の庭に設くるは、これも亦主人の位東に在るを以て、此處にて心身を潔白にして賓に事ふることを示す所以なり、

【字解】〔鄕人士君子〕鄕黨の賢者の賓たる者をいふ、〔尊〕尊は、酒樽なり、酒樽を北面して据うること、〔房戶之閒〕東房の西、室戶の東をいふ、即ち主人の坐と賓の坐との中間に當る處、〔共レ之〕上文の共レ之とは、賓主共に同樽の酒を酌みて獻酢するをいひ、下文の共レ之とは主人膳部を賓に供ふるをいふ、〔玄酒〕水なり、〔東榮〕榮とは、屋楣の兩頭の起りたる所にして屋翼といふもの、のきづま、やれのはし、此處にては屋の東方の楣下の庭を指す、

賓主象二天地一也、介僎象二陰陽一也、三賓象二三光一也、讓レ之三也、象二月之三日而成一レ魄也、四面之坐象二四時一也、

【義解】此の節は、鄕飮酒の禮は、天象に應ずるの義を說く、

鄕飮酒の賓は、主人の敬ひ事ふる所の人たるが故に、天の尊きに似たり、主人は、其の酒饌を陳ね禮を以て人に下る者たるが故に、地の卑きに似たり、介添と僎とは賓主を輔くる者なれば、恰も陰陽の天地を輔けて其の化育歲功を成すが如し、三賓も亦賓を輔くる者なれば、日月星の天を輔くるに異ならず、又、主人の三度賓に讓ることは、月の三日にして魄を成し、月明の月魄に讓るに似たり、又、賓主介僎の坐の四隅に在るは、春夏秋冬の四時に應ぜり、

【字解】〔介僎〕介とは、賓を輔くる者、僎は遵なり、主人を輔くる者、〔三賓〕衆賓の長たる三人をいふ、〔三光〕日月星をいふ、〔象二月之三日而成レ魄〕魄とは、月の體ありて光明なき處をいふ、さて月の始めて魄を生ずといふは、月の十六日なり、されど十六日以後の魄は、月明尙盛んに耀きて其の魄は肉眼に映らざるなり、而して之を見得るは、惟晦前三日の朝に、月の東方より出でて將に滅せむとするときと朔後三日の夕に、月の西方へ將に墮ちむとするときに在り、此の時は何れも月明盛んならざるを以て、其の魄はありありと見うべし、若し三日以後なれば月明漸く盛んにしてまた見るべからざるに至る、是れは月明が魄に讓るによりて魄現れ、魄に讓らざれば魄は現れざるなり、此の如く月は每月の三日に陽の象たる明をして陰の象たる魄

闘爭口論に遠かる、闘爭口論に遠かれば、從つて酒狂亂暴の禍なし、酒狂亂暴の禍なきを以て、君子は豫め人より仕向けらるる所の禍を免るゝことを得るわけなり、是の故に聖人鄉飲酒に於て尊讓絜敬の禮及び以上記す所の法を制して禍を未發に防ぎ、又賢を尊び老を養ふの道を定め給へり、

【字解】〔主人〕此處にては鄉大夫をいふ、下文に庠門の外に迎ふるとあるを以て州長又は黨正にあらざることを知る、此の鄉大夫は、致仕して鄉に在る大夫をいふ、鄉大夫は鄉學にて教鞭を執りて一鄉の子弟を教授す、即ち父師なり、〔賓〕鄉學の卒業生の最も賢能なる者、即ち正賓なり、其の次は介となりて正賓の介添となり、其の他は皆衆賓となる、即ち俗にいふ所の相伴なり、〔庠門〕鄉學の門なり、若し州又は黨なれば序門といふ、從つて州長黨正の主人となりしときは賓を序門に迎ふるなり、さて鄉學とは一鄉の學校にして三年にして卒業生を出す、之を學士といふ、父師は卒業生の最も賢能なる者を君に推薦せんとて鄉に升す、故に三年に一たび此の禮を行ふなり、〔三揖〕揖は兩手を胸の邊に拱きて會釋すること、三揖とは門に入りて一揖し、碑の前にて一揖し、階の前に當りて又一揖するをいふ、〔三讓〕讓はゆづるなり、此處にては、主人賓にゆづりて先づ堂に升らむことを勸むるをいふ、三讓とは、主人先づ讓り賓之に答禮して辭す、此の如く三たびするをいふ、〔盥洗〕盥は手を洗ふこと、洗は觶を洗ひ清むること、〔絜〕潔に同じ、〔拜至〕至は、賓の至りて堂に升るをいふ、拜至とは、賓堂に升れば、主人は阼階の上にて北面して賓の至れるを再拜すること、〔拜洗〕主人觶を洗ひ清めば、賓は西階の上に於て北面して主人の觶を洗ひしことを拜すること、〔拜受〕賓、西階の上に於て主人より獻されたる爵を拜して受くること、〔拜送〕主人、阼階の上に於て拜して爵を賓に送ること、〔拜旣〕旣とは、盡なり、飲みつくすをいふ、拜旣とは、賓酒を飲み盡して拜すること、〔道〕禮なり、

鄉人士君子、尊於房戶之閒、賓主共之也、尊有玄酒、貴其質也、羞出自東房、主人共之也、洗當東榮、主人之所以自絜而以事賓也、

【義解】此の節は、酒樽を設くる位地、及び樽に玄酒あることの義と、東房より膳部を出し、東庭に洗ひ場を設くるの義とを說く、鄉人の士君子の賓たるときに、酒樽を房と戶との中間に設くるは主人は東房の西に居て此の樽より酒を酌みて賓に獻じ、賓は室戶の東に居て、主人の樽と雖亦此の樽より酒を酌みて主人に酢いむがためなり、

致尊讓也、盥洗揚觶、所以致絜也、拜至、拜洗、拜受、拜送、拜既、所以致敬也、尊讓絜敬也者、君子之所以相接也、君子尊讓則不爭、絜敬則不慢、不慢不爭則遠於鬪辨矣、不鬪辨則無暴亂之禍矣、斯君子所以免於人禍也、故聖人制之以道、

【義解】此の節は、鄕飮酒の禮に三揖、三讓、拜迎、拜送などするは、賓主の相尊び讓るの義なることを說く、

鄕飮酒の禮を行ふには、主人は賓客の未だ門に入らざる前に、之を鄕學の門外に拜して出迎ふ、既にして賓門內に入れば、賓は門內にて一揖し、碑（牲をつなぐ石柱門庭內にあり）の前にても亦一揖し、西階の前に當りても亦一揖し、然る後に西階の下に至るなり、賓西階の下に至れば主人は阼階の下にて先づ賓に讓りて堂に升らむことを勸む、賓亦之に答禮して主人に讓る、此の如くすること三度にして、後主人先づ堂に升りて賓を案內すれば、賓も亦西階より堂に升るなり、此の如く拜迎揖讓の禮をなすは、元、賓主の心の互に相尊ぶ所のものあるに本づきて、其の尊讓するの心を致して、此の禮に形れたるわけなり、又、賓に觶を揚げて酒を獻ずるに先だちて、手を洗ひ爵を清むるは、其の器物を清潔にするわけなり、又、賓の至りて堂に升るときに、主人阼階の上に於て北面して之を再拜することと、賓西階の上に於て拜して爵を受くることと、主人阼階の上に於て拜して爵を送ることと、賓酒を飲み盡して拜することなど、皆賓主互に相拜することは、其の心心の敬を充分に動作に露はしたるわけなり、かく尊讓し、清潔にし、尊敬することは、賓主の眞心の外に發して禮に行はれたるものにして、正に君子の親交の第一の要義たり、故に君子尊讓すれば爭ふことなく、清潔にし尊敬すれば慢ることなし、慢らず爭はざれば、假令對手の如何に酒氣を帶ぶるとも、爭ひ慢るに由なからむ、故に遂に

に係るのみならず、必ず天道と相感通するものなり、故に天子と后とは猶日と月との互に代りて此の世を照らし、陰と陽との互に根となりて萬物を成すが如し、若し之を修めざれば、其の責直に天に見る、故に男敎女順は、誠に修めざるべからず、天子の男敎を修むるは父の道なり、后の女順を修むるは母の道なり、故に曰く、天子と后とは猶父と母との如しと、故に天王のために斬衰の喪に服するは、父の喪に服するの義なり、后のために齊衰の喪に服するは、母の喪に服するの義なり、

【字解】〔適〕責なり、セメと訓む、〔蕩〕其の穢惡なるものを洗ふをいふ、

○以上第四章、天子と皇后とは男敎女順を唱導し天下の夫婦の模範たるの義を說く、

鄉飲酒義第四十五

此の篇は、鄉人の時に隨ひ、賓客を學校に會合して酒宴を開き、賢を尊び老を養ひ、親交を正し長幼を序する禮の義を說く、而して上の三章は儀禮の鄉飲酒禮の文及び孔子の言を引きて之を解き、下の一章は記者重ねて之を說明せり、

鄉飲酒之義、

【義解】此の節は、本篇の總提なり、鄉黨の學校にて催す酒宴には、賓主介僎の坐席より拜迎拜送などの種々の作法に至るまで夫々深き義理の存することなり、以下之を說明せん、

【字解】〔鄉飲酒〕鄉人の學校に集會して酒を飲む禮をいふ、凡て四種あり、一は鄉大夫が主人となりて鄉校の卒業生の優良なる者を都に升すとき、二は鄉大夫が主人となりて其の鄉中の賢者を賓として酒宴するとき、三は州の長が主人となりて射禮の節に州民を饗するとき、四は黨の長が主人となりて年末の祭の節に村人を饗するとき是れなり、而して第一第二は三年に一度之を行ひ、第三は一年春秋に之を行ひ、第四は一年に一度之を行ふものなり、されど又時に隨ひて之を行ふことなり、さて儀禮の鄉飲酒禮は專ら鄉大夫が其の卒業生を都に升せて君に薦むるときの酒宴にして尤も名高く且つ重し、故に此の篇にも先づ此の禮の義を說き、其の他は之を略說せり、

主人拜迎賓于庠門之外、入三揖而后至階、三讓而后升、所以

逐次三倍の數にして彼此相應ず、故に合して之を言ふ、されど周制と雖、必ず此の數を備へしにあらず、即ち周禮春官に、世婦毎宮卿二人下大夫四人中士八人とあり、世婦の卿は三夫人九嬪を以て之に充て、下大夫は世婦を以て之に充て、中士は女御を以て之に充つ、しかるに六宮を合して世婦はたゞ二十四人、女御はたゞ四十八人なり、おもふに周制此の數を設くと雖も、其の人なければ則ち闕きしならむ、故に周禮天官に世婦女御の數を擧げざるは此を以てなり、而るに先づ六宮を言ひて後に六官を言へるは、其の國を治めむと欲せば、先づ其の家を齊ふべしとの意より來れるなり、

是故男教不修、陽事不得、適見於天、日爲之食、婦順不修、陰事不得、適見於天、月爲之食、是故日食　則天子素服而修六官之職、蕩天下之陽事、月食則后素服而修六宮之職、蕩天下之陰事、故天子之與后、猶日之與月、陰之與陽、相須而后成者也、天子修男教、父道也、后修女順、母道也、故曰、天子之與后、猶父之與母也、故爲天王服斬衰、服父之義也、爲后服齊衰、服母之義也、

【義解】此の節は、天下の消長は男女と教に在ることゝ、君后は猶父母の如しとの義を説く、

夫れ天下國家の理否は、天子と后との盛德の否とに觀るべし、是の故に男教苟も修まらざれば、政事治まらずして陽事宜しきことを得ず、其の責め天に見れて、日之が爲に食せらる、婦順の道苟も修まらざれば內事治まらずして陰事宜しきことを得ず、其の責め亦天に見れて、月之が爲に食せらる、是の故に日食せらるれば、天子素服して六官の職を修め、天下の陽事の穢惡を拂ひ除く、月食せらるれば、后素服して六宮の職を修め、天上の陰事の穢惡を拂ひ除く、是に由りて之れを觀れば、君と后とは啻に國家の內外の教順

嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之內治、以明章婦順、故天下內和而家理、天子立六官、三公、九卿、二十七大夫、八十一元士、以聽天下之外治、以明章天下之男敎、故外和而國治、故曰天子聽男敎、后聽女順、天子理陽道、后治陰德、天子聽外治、后聽內聽、敎順成俗、外內和順、國家理治、此之謂盛德、

【義解】　此の節は、上節夫婦の事に因り、天子と后と各、其の官を立てゝ內外の事を治むることを說く、

一家は猶天下の如し、夫と婦とは猶天子と后とに異なることなし、故に古は天子の后は六宮の職を立て、三夫人以下、九嬪二十七世婦、八十一御妻に至るまで皆陰柔を守り、位を內に正しくし、以て天下の內治を聽き、以て天下の婦順を明にし、天下の婦たるものをして皆其の德當に是の如くすべきことを知らしむ、故に天下の內和ぎて家々皆理まらざることなし、天子は六官の職を立て、三公以下、九卿、二十七大夫、八十一元士に至るまで、皆陽剛を採り、位を外に正しくし、以て天下の外治を聽き、天下の男敎を明にし、天下の夫たるものをして皆其道當に是の如くすべきことを知らしむ、故に天下の外和ぎて國治まらざることなし、故に曰く、天子の聽く所は天下の男敎なり、后の聽く所は天下の女順の敎なり、男敎は剛健中正にして陽道なり、女順の敎は柔順中正にして陰の德なり、故に天子は陽道を理め、后は陰德を治む、陽は外にして陰は內なり、故に天子は外治を聽き、后は內聽を聽く、是に由りて男女の敎順上に修まり、之を下に移して俗を成し、外內和順し、國家治まらざることなしと、此を之れ君后の盛德と謂ふなり、

【字解】　〔六宮六官云云〕天子に六寢あり、六宮は其の後に在り、六官は其の前に在り、以て天下の內外の政を治む、三夫人以下百二十人は周制にして三公以下百二十人は夏の制に似たり、而して其の數は皆

婦の舅姑に事ふるには、婦禮を成し、婦順を明かにし又之に重ぬるに姑に代らむことを以てす、この三つの者は重く婦順を責むる所以なり、婦順とは、舅姑に事へて孝順にし、室人に對して上下相和ぎ、而して後に夫の心に稱ひ以て絲麻布帛の事を成し、委積蓄藏の蓄を審にして之れを守り一家を治むることなり、是の故に婦順備はりて後に閨門和ぎ理まり、閨門既に和ぎ理まりて而る後に家齊ひ幸運昌大にして愈、長久なるべし、故に聖人、妻を娶るの初に於て、重く婦順を責むる所以なり、

○以上第二章、婦、舅姑に事ふるの義を說きて婦順に及ぶ、

是以古者婦人先嫁三月、祖廟未毀、教于公宮、祖廟既毀、教于宗室、教以婦德、婦言、婦容、婦功、教成、祭之、牲用魚、芼之以蘋藻、所以成婦順也、

【義解】婦順は備へざるべからず、是を以て古人既に此に見るありて、婦人の嫁に先つこと三月に必ず之に婦順の教をなしたり、即ち諸侯に於て、婦人嫁に先つこと三月前に、祖廟未だ毀たざるときは、この女猶其の祖に於て服あるなり、故に女師をして之を公宮に教へしむ、祖廟既に毀てば服無し、故に之を宗室に教ふ、さて之に教ふるに婦の守るべき德と、婦の言ふべき言語と、婦のなすべき容姿と、婦のなすべき仕事との四行を以てす、四行の教既に成れば、教の成りしことを其の女の出づる所の祖に告げ祭るなり、而して之に祭るに牲に魚を用ひ、菜と肉と雜へて羹となし之れに蘋藻を加ふ、此の如く、未だ人の婦とならざる前に四行を教へ、且つ其の教の成りしことを其の祖に告ぐるは、嫁して後に、其の婦順を完成せしめんとする所以なり、

【字解】〔芼之〕菜と肉と雜へて羹となすこと

○以上第三章、未だ婦とならざる前に婦順を教ふるの義を說く、

古者天子后立六宮、三夫人、九

るの禮を成すものなり、又、舅姑の室に入るときは、婦は先づ盥ひて特豚の饋を具ふ、卽ち左胖は舅俎に右胖は姑俎に盛りて饋る、是れ養を致す所以にして、始めて婦たるの孝順を明かにするものなり、

【字解】〔質明〕昏禮の次日の日の出の時をいふ、〔笲〕竹又は葦にて作り、之に青色の繒を著せ、棗栗段脩などを盛る器、一種の筥、〔段脩〕薑桂を加へて作りたるほじし、

厥明舅姑共饗婦、以一獻之禮、奠酬、舅姑先降自西階、婦降自阼階、以著代也、

【義解】此の節は、舅姑が婦を饗して內に主たる權を婦に讓る義を說く、

昏禮の明後日に、舅姑共に婦を饗するに一獻の禮を以て奠酬し、畢りて階を降り各、燕寢に退く、而して舅姑は西階より降り、婦は東階より降る、東階は主階なり、蓋し姑老ゆれば內事を婦に傳ふるを以て、新婦は主階より降りて以て將來姑に代りて內事に主たるの責あることを著はすなり、

【字解】〔以一獻之禮奠酬〕一獻の禮とは、初め主人酒を酌みて賓に奉ずるを獻といふ、次に賓酒を酌みて主人に復するを酢といふ、又次に主人爵を更へ酒を酌みて賓に復して勞に酬ゆるを酬といふ、この三者備はるを一獻といふ、此の婦を饗するの禮は、舅先づ獻じ、婦之を酢し、姑更に酬す、故に共に婦を饗すといふ、又奠酬とは、姑、婦に酬するの爵にて止め置くをいふ、凡そ尊を以て卑に臨むときは惟一獻にて止むるものなり、故に此にても舅姑、婦に臨むを以て惟一獻の禮にて止むるなり、

成婦禮、明婦順、又申之以著代、所以重責婦順焉也、婦順者、順於舅姑、和於室人、而後當於夫、以成絲麻布帛之事、以審守委積蓋藏、是故婦順備而後內和理、內和理而後家可長久也、故聖王重之、

【義解】此の節は、上の二節を結びて婦順の重んずべきことを明かにす、

ことあり、若し之を親愛せざれば、情に於て未だ盡さゞる所あるを以て男女の別あるに過ぐることあるに至る、然るに昏禮は敬と親とを兼ね盡す、是れ男女の別を成して夫婦の義を立つる所以なり、故に男女の別ありて後に夫婦の義あり、然るに啻に夫婦の義あるのみならず、この敬親を以て内に施しては父に事ふるに足り、以て父子親あるに至る、啻に父子の親あるのみならず、之を外に施しては君に事ふるに足り、以て君臣正しきことあるに至る、故に昏禮は禮の本なりといふべし、夫れ禮は冠禮に始まりて成人たるを責め、昏禮に本きて人道の基をなし、喪祭の禮を重んじて終を愼み遠を追はしめ、朝聘の禮を尊くして君臣の義を明かにし、射鄕の禮に和ぎて賓主の歡を盡さしむるなど皆亦禮の大體といふべし、凡そこの五禮は皆人道の寓する所にして人倫の關る所大いなり、故に皆敬と親とを以て之を行はざるべからず、就中昏禮は人道の基をなす、故に昏禮は禮の本たること亦明かなり、

○以上第一章、昏禮の重大なることを說く、

夙興、婦沐浴以俟見、質明贊見婦於舅姑、婦執笲棗栗段脩以見、贊醴婦、婦祭脯醢、祭醴、成婦禮也、舅姑入室、婦以特豚饋、明婦順也、

【義解】此の節は、昏禮の明日、婦、舅姑に見え、舅姑婦を醴し、又婦、舅姑に特豚を饋るの義を說く、

昏禮の次日早く起き、婦は沐浴して舅姑に見えんことを俟つ、日の出の時、禮を賛くる者は、婦を舅姑に見えしむ、婦は、笲を執りて棗栗段脩を盛り、棗栗を以て舅に見え、段脩を以て姑に見ゆ、婦既に舅姑に見ゆれば、舅姑宜しく之に答ふべし、故に賛者は舅姑のために醴を酌みて婦に答禮するなり、この時婦は戸牖の間なる席の西に於て東面して之を拜受す、婦既に醴を受くれば、賛する者は脯と醢とを婦に薦む、婦是に於て脯と醢と醴とを地に祭る、此の如く舅姑に見え又祭るは敬を昭かにする所以にして始めて婦た

の父親ら其の子に醮して之に命じ親ら女を迎へしむ是れ男の女に先つ所以なり、其の子父の命を承けて女家に至りて女を迎ふ、女家の主人廟に筵几を設けて後、壻を門外に拜迎す、壻、鴈を執りて入り、揖讓して堂に升り、再拜して鴈を奠く、かくの如くするは、壻親ら女を其の父母に受くる所以なり、既に女を受け畢はれば、婦は車に登り、壻は堂より降り大門を出でて婦の車を御す、是れ其の敬を致すなり、已にして婦に綏を授けて車に升らしめ、婦升れば壻轡を執り輪を御して三たび周る、既に三周すれば、則ち御者之に代りて壻も亦己れの車に乘り、歸りて先づ門外に俟つ、婦の車至れば壻、婦を揖して共に男家に入る、已にして牲を共にして食ひ、又卺を合せて酒を飲む、是れ禮を合せ尊卑を同じくして以て婦を親愛する所以なり、

【字解】〔醮〕酒を飲まして祝すること、酌みて酬酢することなし、〔三周〕壻、婦の車を御して三たび周るをいふ、三たび周るは、陽の一と陰の二との數に由るなり、〔共レ牢合レ卺〕牢とは、牲なり、卺とは、一瓠を分ちて兩瓢としたるものをいふ、牢を共にするは、牲を共に食ひて尊卑を同じくするをいふ、卺を合すは、一瓠を分ちたる兩杯にて酒を飲みて、體を合すをいふ、〔酳〕食畢はりて酒を飲み其の氣を安んずるをいふ、

敬愼重正而后親之、禮之大體、而所以成男女之別、而立夫婦之義也、男女有別而後夫婦有義、夫婦有義而後父子有親、父子有親而後君臣有正、故曰、昏禮者禮之本也、夫禮始於冠、本於昏、重於喪祭、尊於朝聘、和於射鄕、此禮之大體也、

【義解】此の節は、謹愼して正禮の根本を重んずることを論ず、

昏禮には、前節の五禮を以てし、之に親迎の禮を加ふ此の如く、深く愼み重んじてしかる後に婦を親愛するなり、想ふに昏禮は禮の大體にして、小禮雜節の比すべきものに非ず、若し之を愼み重んぜざれば、禮に於て未だ盡さゞる所あるを以て男女の別なきに至る

拜迎於門外、入揖讓而升聽命於廟、所以敬愼重正昏禮也、

【義解】此の節は、昏禮の義を總說す、

夫れ昏禮は何の爲にするか、是れ將に二姓の好を合せ、上は宗廟に事へて祭祀の主となり、下は子孫を後世に繼續せしめて祖先の後を連綿たらしめむとするがためなり、其の係る所の重きこと此の如し、故に君子之を重んじて敢て忽にせざるなり、是を以て昏禮には納采、問名、納吉、納徵、請期の五禮あり、皆男家より使者を遣して命を行ふ、この時、女家の主人先づ廟中に筵几を設けて後に出で、男家の使者を廟門の外に迎ふ、是に於て使者廟門に入り三たび揖讓して後に堂に升る、此の時男家の使者は男家の命を傳へ、又廟に於て主人の答命を聽く、此の如く廟に於て重く敬愼することは、二姓の昏禮を正しくする所以なり、

【字解】〔昏禮〕妻を娶るの禮、妻を娶るには、必ず日沒を以て期とす、故に昏といふ、其の必ず昏を以て期となすは、陽往き陰來るの義なり〔納采、問名、納吉、納徵、請期〕昏禮には次第あり、この五つのものを五禮といふ、先づ媒妁の談旣に調ひて女家に於て之を許さば、男家より鴈を納れて采擇の禮をなして之を求む、之を納采といふ、旣に納采すれば、將に之を卜せむとして女家の母の名氏を問ふ、之を問名といふ、旣に名氏を承けて卜ひ吉なれば、此の吉事を女家に告ぐ、之を納吉といふ、旣に納吉すれば、幣を納れて昏姻の證とす、之を納徵といふ、旣に納幣すれば、昏姻定まる、故に男家より往きて成昏の期日を請ふ、之を請期といふ、

父親醮子而命之迎、男先於女也、子承命以迎、主人筵几於廟而拜迎於門外、壻執鴈入揖讓升堂、再拜奠鴈、蓋親受之於父母也、降出御婦車、而壻授綏、御輪三周先俟于門外、婦至壻揖婦以入、共牢而食、合巹而酳、所以合體同尊卑以親之也、

【義解】此の節は、親迎の義を明かにす、

昏禮の期既に定まれば、親迎の禮を擧ぐ、卽ち、男家

卑而尊先祖也、

【義解】此の節は、冠を加ふるは成人を以て遇し其の道を行はしむるものなることを說く、天子諸侯は十二歲、其の他の者は二十歲に達すれば、之に冠を加へて成人にすることは、徒らに成人の形をなさしむるとにあらず、將に此より成人の禮を責めむとするなり、成人の禮を責むるとは、將に人の子となりては孝、人の弟となりては弟、人の臣となりては忠、人の少となりては順、此の四つの禮の行はれんことを責めむとするに在るなり、將にこの孝弟忠順の四つの者の人に行はれんことを責めむとす、故に其の冠禮たるや虛禮たるべからず、必ず之を重んせざるべからざるなり、故に孝弟忠順の行ひ立ちて而して後に以て人たるべし、人たるべくして而して後に以て人を治むべし、四行を行ひ人を治むること其れ此の如く重し、故に聖王の冠禮を重んずることも亦此の如し、故に冠することは禮の始めなり、めでたき事の重き者なりといへり、是の故に昔時より冠することを重んせり、冠することを重んずるが故に之を廟に行ふ、之を廟に行ふは、此の重大の事を尊重する所以なり、重大の事を尊重するが故に敢て此の重大の事(即冠禮)を擅にせざるなり、敢てこの重大の事を擅にせざるは、自ら卑くして先祖を尊ぶ所以なり、

【字解】〔禮〕通節六箇の禮の字に二義あり、其の禮可レ不レ重與の禮と、聖王重レ禮の禮とは、上の二節の冠禮を指す、其の他の四箇の禮は皆孝弟忠順を指す、〔嘉事〕めでたき事、〔重事〕重大の事なり、重大の事は廟に於て行ふ禮なり、たゞ冠禮のみならず、

昏義第四十四

此の篇は、妻を娶るの禮及び其の義を說く、故に昏義といふ、

昏禮者、將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也、故君子重之、是以昏禮納采、問名、納吉、納徵、請期、皆主人筵几於廟而

に爵辨を加ふるをいふ、

見於母、母拜之、見於兄弟、兄弟拜之、成人而與爲禮也、玄冠玄端奠摯於君、遂以摯見於鄉大夫鄉先生、以成人見也、

【義解】此の節は、既に冠して人に見ゆるの義を説く、

既に冠して母に見ゆるときは、母之を拜す、是れ適長子は父に代りて祖業を承くるものなれば、母と雖亦之を拜するなり、又、兄弟に見ゆるときは、兄弟之を拜す、是れ成人となりたるを以て共に禮をなすなり、母と兄弟とに見ゆるには冠するの日に於てし、又三加の服を用ふ、されど君及び鄉大夫などに見ゆるには別に日を擇び玄冠玄端を服し雉を用つて摯として君前に捧げ、又摯を以て卿大夫及び鄉先生に見ゆるなり、是皆成人の格を以て見ゆるなり、

【字解】〔玄冠玄端〕玄冠は齋戒の時の冠にて委貌のこと、玄端服を著くるときに被る、圖は前に出づ、玄端服は、天子に於ては燕居の服、諸侯及び卿大夫に於ては齋服なり、亦前に圖解す、而して冠禮は士禮に依つて行はる、故に齋冠齋服なり、〔摯〕相見ゆるときに贈る物、士は雉をとる、〔鄉先生〕鄉の年德倶に高き者、或は致仕せる人、

成人之者、將責成人禮焉也、責成人禮焉者、將責爲人子、爲人弟、爲人臣、爲人少者之禮行焉、將責四者之行於人、其禮可不重與、故孝弟忠順之行立、而后可以爲人、可以爲人、而后可以治人也、故聖王重禮、故曰、禮之始也、嘉事之重者也、是故古者重冠、重冠、故行之於廟、行之於廟者、所以尊重事、尊重事而不敢擅重事、不敢擅重事、所以自

なり、

古者冠禮筮日筮賓、所以敬冠事、敬冠事、所以重禮、重禮所以爲國本也、

【義解】此の節は、冠禮は國の本たる所以を說く、
冠禮は禮の始にして昔時より之を敬み重んぜり、故に之を行ふには日を筮して其の吉日を求め、賓を筮して其の賢賓を求むるなり、かくの如くするは是れ即ち冠事を敬する所以なり、冠事を敬するは、とりもなほさず禮を重んずる所以なり、而して禮は君臣父子長幼の道の由つて出づる所たり、故に禮を重んずるは國家の本たる所以なり、

【字解】〔筮日筮賓〕冠禮を行ふべき日と、冠を加ふべき賢者とを筮して定むること、

故冠於阼、以著代也、醮於客位、三加彌尊、加有成也、已冠字之、成人之道也、

【義解】此の節は、三たび冠を加へ、又冠して後に之に字つくることは成人の敬を致す所以なることを說く、
冠禮を行ふには主人の位たる阼階の上に於てす、是れ將に父に代りて事を成さんとすることを明かにする所以なり、既に冠すれば戶の西なる客位に於て醮し、賓を禮するの禮を以て其の子を禮す、是れ成人に對する敬を致す所以なり、さて冠を加ふるに、始め緇布の冠を加へ、次に皮弁を加へ、次に爵弁を加ふ、此の如く三たび冠を加ふれば冠するの禮成れるなり、冠禮已に成れば、其の服も亦之に準じて彌尊し、是れ亦成人に對する敬をなす所以なり、已に冠して後に、賓之に字つくれば、人呼ぶに字を以てして名をいはざるなり、是れ亦成人の道をなす所以なり、

【字解】〔冠於阼〕阼階の上に冠すること、阼階は主人の位なり、冠するとき、主人東序の端の西面に升り立ち、贊する者東序の少し北の西面に筵を布く、將に冠せんとする者は、其の筵に即きて冠するなり是の位は主人と同じく阼階の上に在り、〔醮於客位〕醮とは酒を酌みて酬酢することなきをいふ、客位とは戶の西南面なり、客位に醮するは、適子のことなり、若し庶子なれば房戶の外に冠し、又其の處に於て醮す、〔三加〕冠するに、初め緇布冠を加へ、次に皮弁を加へ、次

く、絜矩の道をあげて之れを用財用人の上に必要なることを極論せり。

冠義第四十三

此の篇は、冠禮の義を説く、故に冠義といふ、一篇を一章となす、

凡人之所以爲人者、禮義也、禮義之始、在於正容體齊顏色順辭令、容體正、顏色齊、辭令順、而後禮義備、以正君臣、親父子、和長幼、君臣正、父子親、長幼和、而后禮義立、故冠而后服備、服備而后容體正、顏色齊、辭令順、故曰、冠者禮之始也、是故古者聖王重冠、

【義解】此の節は、冠禮は禮の始めにして古より之を重んずる所以の義を説く、

凡そ人の人たる所以は、禮義を行ふに在り、而して其の禮義とは惟身を敬ひ人倫を明かにするに過ぎざるのみ、身を敬ひ人倫を明かにすることは、人々の日常缺くべからざる所の務めなり、されば吾の一身は禮義の關る所重大なることを知るべし、故に禮義を行ふの始めは、先づ容體を正しくし、顏色を齊へ、辭令を順にするに在り、此の三つのもの已に備はれば、動容節に中り、禮義吾身に寓りて備はらずといふことなし、禮義已に吾身に備はれば、之れを以て君臣を正しくし、父子を親しくし、長幼を和ぐべし、此の三行のもの已に行はれて後に禮義成れりといふべし、さて冠と服とは威儀の象なれど、初めに冠を首に加へ、後に服を身に著くるは威儀を齊へんがためなり、已に冠して后に服備はれば、容體正しく、顏色齊ひ、辭令順となるべし、故に人の冠することは禮の始めなり、是れ昔時聖王冠禮を重んじて之を制せし所以

【義解】此の節は、再び財を運用するは人なる故、臣を用ふる絜矩の道に由らざる可からざることを說き秦誓曰節の義を反覆申明す、

孟獻子曰く、馬乘を畜ふの臣は其の俸祿にて優に一家を支ふるに足る、故に雞豚を養ひて民利を害し利殖をはかることを察せず、祭祀に夏氷を用ふるの臣家は俸祿甚多し、故に牛羊を畜ひて民利を害し利殖をはかることをなさず、百乘の家に至りては領地あり民を治め養ふ、故に民に重稅を課して苦しめ虐ぐる臣を畜はず、其の民に重稅を課して苦しめ虐ぐる臣あらんよりは、寧ろ君の財を盜むの臣あれ、何となれば其の害君家に止まりて民に及ばざればなりと、此れは國家を治むる者は私利を以て利益と爲さず、絜矩の道を行ひて民の利福をはかるを利益となすことを謂ひたるなり、

【字解】〔孟獻子〕魯の賢大夫仲孫蔑なり、〔畜馬乘〕士の始めて大夫（下大夫）となり車馬あるものをいふ、乘は馬四匹の稱、〔伐氷之家〕喪祭に氷を用ひて供物の腐敗を防ぐ家柄にて中大夫以上をいふ、〔百乘之家〕戰の時に兵車百乘を出だす丈の土地を領するものにて上大夫以上をいふ、〔聚斂之臣〕重稅を民に課して苦しめ虐ぐる酷吏をいふ、〔盜臣〕君家の財を盜む臣、〔以利〕此の利は私利なり、〔以義〕此の義は宜しきなり、宜しきにかなふ道、即ち絜矩の道を指す、

長國家而務財用者、必自小人矣、小人之使爲國家、菑害並至、雖有善者、亦無如之何矣、此謂國不以利爲利、以義爲利也、

【義解】此の節は、前節に同じ、

國家に長たる者が、徒に民を苦しめて財をのみあつむることを務むるは、必ず小人が大臣となりて之れを輔佐するによるなり、小人をして國家を治めしむるときは災害並び至る、善人起つて之れを救はんとすと雖、亦之れを如何ともするなし、而して其の本は人君が絜矩の道を以て人を用ひざるによる、此れ亦國家を治むるものは私利を以て利益となさず、絜矩の道を行ひて善人を用ひ民の利福をはかるを利益となすことを謂ひたるなり、

【字解】〔財用〕財なり、財は用ふべきもの、故に財用といふ、〔善者〕善人なり、

○以上第八章、第二章の平天下在治其國の義を說

矩の道を身に體して政を行ひ、財を生す者衆く、財を食む者寡く、財を生す者敏速に、財を用ふる者舒緩ならしめば、則ち財は常に足りて國豊富なり、

【字解】〔生レ之者衆〕之は財を指す、以下同じ、財を生す者衆しとは國に遊民なきをいふ、〔食レ之者寡〕財を食む者寡しとは冗位冗官なきをいふ、〔爲レ之者疾〕財を爲す者疾速とは、税を輕くし人民をして充分に敏速に力を其の業につくさしむることをいふ、〔用レ之者舒〕財を用ふる者舒とは收入を量りて支出し、支出をして收入に超過せしめざること、

仁者以財發身、不仁者以身發財、未有上好仁而下不好義者也、未有好義其事不終者也、未有府庫財非其財者也、

【義解】 此の節は、仁君は絜矩の道を以て財をあつむるを以て身を起し榮え安なることを説く、
仁君は財をあつむる爲に絜矩の道を以てするを以て民の心服を得て身を安榮にし、之れに反し不仁の君は己が一身の榮華を貪るが爲に、逆道を以て財をあつむるを以て民の怨怒を買ひ、其の財と身とを併せて失ふに至るなり、是の故に、君上仁道を好み民を愛撫して、下民忠義を好みて其の君の爲に力を盡くさゞるものはあらず、下民が忠義を好むときは王の事に盡瘁し王の財を保護して殖すをはかるを以て、如何なる至難の王事も成就せざるものあらず、王の府庫の財は永遠に王の財にあらざることあらず、財をあつむるに絜矩の道の缺く可からざること此くの如し、

【字解】〔仁者〕仁君なり、〔發レ身〕發は起なり、オコスと訓む、身を起すとは身を安榮にすること、〔不仁者〕不仁君なり、〔發レ財〕財を豊富にすること、財をあつむること、〔其事〕其は君上を指す、其財の其も同じ、

孟獻子曰、畜馬乘不察於雞豚、伐氷之家不畜牛羊、百乘之家不畜聚斂之臣、與其有聚斂之臣寧有盜臣、此謂國不以利爲利以義爲利也、

賢人を見て擧げ用ふること能はず、たとひ擧げ用ひても何事も先きに立て之れに意見をきゝて政を爲さゞるは、此れ怠慢の至なり、不善人を見て位より退くること能はず、たとひ位より退けても四夷に遠ざくる能はざるは大なる過失なり、是れ人を用ふるに絜矩の道の必要なるを解して、實行する能はざる優柔不斷の人君なり、

【字解】〔慢〕怠慢なり、

好人之所惡、惡人之所好、是謂拂人之性、菑必逮夫身、

【義解】此の節は、人を用ふるに絜矩の道を行はざる人君を說く、

惡人は人の惡む所にして善人は人の好む所なり、然るに人君たるもの人の惡む所の惡人を好みて之れを用ひ、人の好む所の善人を惡みて退くることあらば、是れを人の性にもとり逆ふといふ、此の如き人君は滅亡の禍必ず其の身に及ぶなり、

【字解】〔拂〕悖戾なり、モトルと訓む、〔逮〕及なり、オヨブと訓む、

是故君子有大道、必忠信以得之、驕泰以失之、

【義解】此の節は、前四節を總收し是故君子先愼乎德の節に應ず、

上述の如くなるが故に、君子には缺く可からざる絜矩の大道あり、必ず忠信にして以て之れを得、驕泰にして以て之れを失ふ、

【字解】〔驕泰〕泰も亦驕なり、

生財有大道、生之者衆、食之者寡、爲之者疾、用之者舒、則財恒足矣、

【義解】此の節は、財をなすに絜矩の道のよらざる可からざることを說き、是故君子先愼乎德の節の有德云々此有財の義を申說す、

財を運用する人を用ふるに絜矩の道を行はざるべからざることは上述によりて明なり、而して其財を生すにも亦絜矩の大道あるなり、人君德を愼み修め絜

れを有するが如く愛好し、人の彥聖の德ある己心より之れを愛好し、啻に口より出して稱揚するのみならず、誠に能く之れを用ふ、かくして以て能く我子孫衆民を保安す、これ庶幾くは國に大利なることなる哉、誠に國の大利なり、之れに反し、人の技能あるを忌みきらひて之れを惡み、人の彥聖の德ある之れを薄害して通達するを得ざらしめ、誠に之れを用ふること能はず、かくしては以て我子孫衆民を保安すること能はず、國も亦こゝに危い哉危きことなりと、是れ人君は臣下を用ふる絜矩の道により、好惡を公平にし善人を擧げ惡人を斥け、國の利福を求むべきことを謂へるなり、

【字解】〔秦誓〕書經周書の篇名、秦の穆公が蹇叔の諫を退け鄭を伐ちて晉の爲に大敗し、大に後悔し臣下をあつめて誓ひたる辭なり、〔一个臣〕一個の臣に同じ、〔斷々兮〕誠一の貌、〔休々焉〕寬弘の貌、〔彥聖〕彥は美、聖は通明なり、美しく通明なる德をいふ、〔寔能容之〕寔は誠なり、マコトニと訓む、此の容は登用すること、下句不能容の容も同じ、〔黎民〕衆民なり、〔尙〕庶幾なり、コヒネガハクハと訓む、〔媢疾〕忌み嫌ふこと、〔違之〕違は拂戾すること、薄害を加ふること、〔亦曰殆哉〕曰は語辭、コヽニと訓む、殆は危なりアヤフシと訓む、

唯仁人放流之、迸諸四夷、不與同中國、此謂唯仁人爲能愛人、能惡人、

【義解】此の節は、人を用ふるに絜矩の道を行ひたる人君を說く、

たゞ仁君のみは絜矩の道を行ひて好惡公平なり、故に善人を登用して政を執らしめ、惡人は之れを放流して朝廷に在らしめず、必ず之れを四方に驅り遣り中國に同居せず、此れをたゞ仁君のみ好惡正しきを以て能く善人を愛し惡人を惡むことをなすといふ、

【字解】〔仁人〕仁君をいふ、〔放流〕放逐し流徙すること、〔迸〕逐なり驅り遣ること、〔中國〕夷族に對する支那人の國を尊稱する語、

見賢而不能擧、擧而不能先、慢也、見不善而不能退、退而不能遠、過也、

【義解】此の節は、人を用ふるに絜矩の道の必要を知りて行ふ能はざる人君を說く、

以て寶となすべき物なし、たゞ仁道を親愛するを以て寶となすと、善も仁道を親愛するも皆德を愼むことなり、

【字解】〔楚書曰云云〕楚書は楚國の書の義、此の語今國語楚語に出づ曰く、王孫圉（楚の大夫）聘於晉、定公饗之、趙簡子鳴玉以相、問於王孫圉曰、楚之白珩（名玉の名）猶在乎、對曰然、簡子曰、其爲寶也幾何矣、曰、未嘗爲寶、楚之所寶者曰觀射父、能作訓辭、以行事於諸侯、使無以寡君爲口實、又有左史倚相、能道訓典、以叙百物、以朝夕獻善政於寡君、使寡君無忘先王之業、又能上下說于鬼神、順道其欲惡、使神無有怨痛于楚國、（中略）此楚國之寶也、若夫白珩、先王之玩也、何寶焉と、大學の作者の此の大意を摘みてかく簡單にしたるものなるべし、從つて善も原文の意は善人なれども、此にては前節の善と同じく德の意にとりしなり、〔舅犯曰云云〕舅犯が重耳をして秦の穆公に告げしめたる語にて、其の詳細は檀弓下篇に出づ、たゞ檀弓には亡人を喪人に作りたるを異とするのみ、仁親も原文にては親を愛する意なれども、此にては親仁即ち仁道を親愛することと即ち善＝德の義にとれり、

秦誓曰、若有一个臣、斷斷兮無他技、其心休休焉、其如有容焉、人之有技、若己有之、人之彥聖、其心好之、不啻若自其口出、寔能容之、以能保我子孫黎民、尙亦有利哉、人之有技、媢疾以惡之、人之彥聖、而違之俾不通、寔不能容、以不能保我子孫黎民、亦曰殆哉、

【義解】此の節は、秦誓を引きて人君臣を用ふる亦絜矩の道によるべきことを說く、

上述の如く貨財は大切なるものなれども、人君德を愼み絜矩の道によりて得たる貨財に非ざれば不可なり、而して其の正しき方法にて得たる貨財と雖、之れを運用する臣下にして惡しからんか、何等の効果なきのみならず、却て之れを惡用して國を敗ることあり、是の故に人君は臣下を用ふるを愼まざる可からず、秦誓に曰く、若し一個の臣あり、誠一にして他技なく、其の心寬弘にして其れ萬物を包容するあるが如し、此の如き士は必ず用ひん、又人の技能ある己之

より、德と財との關係に及び、德の大切なることを申說す、

絜矩の道の大切なる上述の如し、而して絜矩の道を行ふには德を愼み明にするより先なるはなし、是の故に君子は先づ德を愼み明にす、德あれば此に人民慕ひ來るあり、人民慕ひ來るあれば此に自ら土地を得るあり、土地を得るあれば此に自ら貨財を生ずるあり、貨財を生ずるあれば此に自ら其の國用あり、貨財ありて國用あれば、貨財は大切なるものなれども、德を愼み明にして然る後之れを得るものなれば、德は本にして貨財は末なり、人君たるもの本たる德を疏外にし末たる貨財を聚むることを大切にするときは、民亦化して貨財をのみ貴び競うて之れを得ることに務め其の極は爭亂を起すに至る、されば此の方法は民を爭闘せしめ人の物を奪ひ取る敎を施すに同じ、是の故に人君貨財を尊び民より收斂して己が府庫に收聚するときは、則ち民亦貨財を相奪ひ爭亂の結果離散して國罷弊するに至り、之れに反して德を尊び人民より重斂せず、貨財を民間に散じ置けば、則ち民亦德を修め能く貨財を利用し相互の利をはかるを以て慕ひ聚る者多く國隆盛なるに至る、是の故に、人君の政令が民心に悖りたる方法にて出づる時は民亦悖り逆ふ詞を以て之れに答へ、貨財を民心に悖りて收斂するときは民亦爭亂を起して其の貨財を奪ふ愼まざる可けんや、康誥に曰く、惟れ上帝の命は汝人君に於て一定せずと、此れは人君が德を愼めば則ち上帝の命を得て永く天下を保ち、德を愼まざれば上帝の命を失ひ天下を滅ぼすことを謂ひたるなり、

【字解】〔悖而出〕悖りたる方法にて其の聚めたる財が出づるにて、民が爭亂を起して其の財を奪ふをいふ、〔善〕德を愼むことを指す、〔不善〕德を愼まざることを指す、

楚書曰、楚國無以爲寶、惟善以爲寶、舅犯曰、亡人無以爲寶、仁親以爲寶、

【義解】此の節は、古語を引きて德の大切なることを證す、

楚書に曰く、楚國には以て寶となすべき物なし、たゞ善を以て國寶となすと、又晉の舅犯曰く、亡命者には

則ち身弑せられ國滅び天下大辱の人と爲るなり、

【字解】〔詩云〕詩經小雅節南山の篇にて、周幽王の暴致を刺りし詩なり、〔節〕けはしくきりたちて聳ゆる貌、〔南山〕周の都の鎬京の南にある終南山のこと、〔巖々〕高大にけはしき貌、〔師尹〕太師の尹氏にて幽王の大臣、〔辟〕偏ること、〔僇〕辱なり、

詩云、殷之未喪師、克配上帝、儀監于殷、峻命不易、道得衆則得國、失衆則失國、

【義解】此の節は、詩を引きて絜矩の道を行へるときと行はざるときと、上帝の歸向の異なることを説く、

詩に云く、殷の天子が未だ民心を失はざるときは、能く絜矩の道を行ひて上帝の命に應へき、是れを以て上帝も之れを嘉みし永く天下を治むべき命を與へ給ひしが、末世に及び絜矩の道を行はず民を虐げしかば上帝は怒りて天下を治むべき命を奪ひて周に與へ給へり、天子たるものは宜しく殷に鑑るべし、上帝の大命は之れを永遠に安全に保つこと容易ならずと、此の詩は絜矩の道を行ひて衆心を得れば則ち國を得絜矩の道を行はずして衆心を失へば則ち國を失ふことを言ひたるなり、

【字解】〔詩云〕詩經大雅文王の篇にて、文王の德を頌して成王を戒めし詩なり、〔師〕民衆なり、〔配〕應ふること、〔儀〕宜に通ず、ヨロシクと訓む、〔監〕鑑に同じ、カンガミルと訓む、〔峻命〕大命なり、〔道〕言なり、イフと訓む、

是故君子先慎乎德、有德此有人、有人此有土、有土此有財、有財此有用、德者本也、財者末也、外本內末、爭民施奪、是故財聚則民散、財散則民聚、是故言悖而出者、亦悖而入、貨悖而入者亦悖出、康誥曰、惟命不于常、道善則得之、不善則失之矣、

【義解】此の節は、絜矩の道は德を愼むにあること

事あれば、己が後となりたるとき其の惡む所の事を以て前の人に從ふことなく、又己が右の人に向つて惡む所の事あれば、己が右となりたるとき其の惡む所の事を以て左の人に交ることなく、又己が左の人に向つて惡む所の事あれば、己が左となりたるとき其の惡む所の事を以て右の人に交ることなし、かく己が心を標準となして人の心をはかり、己が惡む所は人も亦惡むを以て人に施さぬやうにする、此れを之れ絜矩の道といふなり、

【字解】〔不倍〕見棄てぬこと、〔君子〕位德を以ていふ人君にして聖德あるもの、以下全章同じ、〔絜矩之道〕絜は度るなり、矩はまがりがねなり、己が心を矩として人の心を度ること、即ち忠恕の道なり、

詩云、樂只君子、民之父母、民之所好好之、民之所惡惡之、此之謂民之父母、

【義解】此の節は、詩を引きて絜矩の道を行へる人君を說く、

詩に云く、和ぎ樂しき君子は民の父母なりと、蓋し君子我心を以て民の心を度り、民の好む所は安樂なるを知り、之れを好むこと吾安樂の如く、善政を行ひて之れを得しめ、又民の惡む所は苦痛なるを知り、之れを惡むこと吾苦痛の如く、善政を行ひて之れを除く、此の如きを民の父母と謂ふなり、

【字解】〔詩云〕詩經小雅南山有臺の篇なり、〔樂只〕只は助字なり、

詩云、節彼南山、維石巖巖、赫赫師尹、民具爾瞻、有國者不可以不愼、辟則爲天下僇矣、

【義解】此の節は、詩を引きて絜矩の道を行はざる人君を說く、

詩に云く、高くきりたちて聳ゆる彼の南山は、維れ岩が高く大きくけはし、是れを以て人皆望みみるが如く、威權赫々たる大師の尹氏よ、民は具に爾の爲す所を瞻ると、是れ幽王が絜矩の道を行はず太師の尹氏を用ひて暴政を布きしを以て民この怨刺を放ちしなり、是れに由りて之れを觀れば、國を有つ者は愼まざる可らかず、絜矩の道にはづれて好惡が偏るときは、

【義解】此の節は、全章の總提なり、所謂天下を平治するには先づ其の國を治むるにありとは如何、左に之れを條說せん、

上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍、是以君子有絜矩之道也、所惡於上、毋以使下、所惡於下、毋以事上、所惡於前、毋以先後、所惡於後、毋以從前、所惡於右、毋以交於左、所惡於左、毋以交於右、此之謂絜矩之道、

【義解】此の節は、絜矩の道を說く、天下と國と大小の差あるのみ、人心の歸向する所は相同じ、故に君上吾一家の老人を尊び事へて以て家に敎ふるときは、一家化して孝を勵み、一家化して孝を勵まば國民奮起して孝を爲すに至る、君上一家の年長者を尊び事へ以て家を敎ふるときは、一家化して弟を勵み、一家化して弟を勵まば國民奮起して弟を爲すに至る、君上一家の弧獨のものを恤み以て家に敎ふるときは、一家化して慈を勵み、一家化して慈を勵まば國民奮起して慈を爲し之れを見棄てず、國既に此の如くんば之れを推して天下に及ぼせば、天下亦此の如きは言はずして明なり、されど之れを處する所以の道を失ふときは、彼の興起する所の者も或は之れを遂ぐるを得ず均平を得ざるの歎あり、是れを以て天下を治むるの君子には絜矩の道ありて此の不平なからしむ、絜矩の道とは何ぞ、我心を矩として人の好惡を度るの道なり、換言すれば忠恕の道なり、左に例說せん、己が上に向つて惡む所の事あれば己が上となりたるとき其の惡む所の事を以て下を使ふことなく、又己が下に向つて惡む所の事あれば、己が下となりたるとき其の惡む所の事を以て上に事ふることなく、己が前の人に向つて惡む所の事あれば、己が前となりたるとき其の惡む所の事を以て後の人に先だつことなく、又己が前の人に向つて惡む所の

ムと訓む、〔恕〕思ひやりなり、

詩云、桃之夭夭、其葉蓁蓁、之子于歸、宜其家人、宜其家人、而后可以教國人、

【義解】此の節は、詩を引きて前節の義を證明す、以下二節皆同じ、

詩に云く、桃の少く好き、其の葉は美しく盛なり、此の如き年少美盛の女がこゝに嫁入る、嫁入るや良人の感化をうけて其の一家の人に對し行皆宜しきに合ふと、かく妻が良人の化を受けて其の家の人に對して行宜しきに合はゞ、一家は無論齊ふなり、かくして而して後始めて其の國民を敎へ治むべきなり、

【字解】〔詩云〕詩經周南桃夭の篇なり、〔夭々〕少く好き貌、〔蓁々〕美しく盛なる貌、〔之子〕嫁入る子を指す、〔于歸〕歸は嫁なり、トツグと訓む、

詩云、宜兄宜弟、宜兄宜弟、而后可以教國人、

【義解】詩に云く、家主の感化は兄弟に及び、弟は兄に對して爲す所皆宜しく、兄は弟に對して爲す所皆宜しと、かく弟は兄に對し、兄は弟に對して爲す所宜しくば、一家の齊へるなり、而して後始めて其の國人を敎へ治むべきなり、

【字解】〔詩云〕詩經小雅蓼蕭の篇なり、

詩云、其儀不忒、正是四國、其爲父子兄弟足法、而后民法之也、

【義解】詩に云く、其の禮儀正しくして法則にたがはず、以て此の四方の國を正しくし治むと、此れ人君禮儀正しく其の一家の父子兄弟たるもの皆之れに法るに足りて、而して後國民之れに法るを以て治國の實をあぐるを得ることを謂ひしなり、

【字解】〔詩云〕詩經曹風鳲鳩の篇なり、〔忒〕差なり、タガフと訓む、法則にたがふこと、〔四國〕四方の國をいふ、

○以上第七章、第二章の治國先在齊其家の義を説く、

所謂平天下在治其國者、

後知るに非ず、今慈愛の一端に就きて之れを例說せん、康誥に民衆を保んじ治むるは猶母親が赤子を保育するが如しと曰へり、夫れ赤子は言ふ能はずと雖母親の慈愛の心にて誠に其の欲する所惡む所を求むれば、的中せずと雖遠からず卽ち近き所まであてるものなり、故に未だ子を養ふを學びて後に嫁する者はあらず、是れと同じく人君己が慈愛の心を以て民の欲する所惡む所を求めば、的中せずと雖近き所まであてるものなり、故に人君孝弟慈の道を盡して仁恩を以て家に敎へ、一家をして仁恩あり相親しましめば一國風化して奮ひ興りて仁恩をなすに至り、謙讓を以て家に敎へ、一家をして謙讓ならしめば一國風化し奮ひ興りて謙讓をなすに至る、之れに反して人君貪欲道に戾り不仁不讓なるときは、一家齊はざるは勿論、一國亦風化して不仁不讓に陷り爭亂を起すに至る、かく上の示す所下直に之れに應ず、其のきざし此の如し、此れを人君の一言にして國事を敗壞し、人君の一身にて國を治定すと謂ふなり、左に之れを例說せん、昔堯舜二帝は孝弟慈を躬行し天下を帥ゐ治むるに仁を以てせしかば、民皆風化し從ひて仁を勵むに至り、桀紂の二王は不孝不弟不慈を躬行し天下を帥ゐ治むるに暴虐を以てせしかば、民亦皆風化し從ひて暴虐を行ふに至れり、以て民は人君の命令に從はずして人君の好む所に從ふを知るべし、故に人君の命令する所が、人君の好む所に反するときは、則ち民は其の命令に從はざるものなり、是の故に君子は決して空言の令を爲さず、必ず孝弟慈の善が己にありて而して後令を出して以て人に之れを爲さんことを求め、不孝不慈の惡己になくして而して後人の之れを爲すを責む、此れ己を推して人に及ぼすものにして所謂思ひやりなり、我身に藏むる所の行に思ひやりなくして能く人を喩す者は未だ之れあらず、何を以て治國の效を致さんや、上述の如くなるが故に國を治むるには先づ其の一家を敎へて齊ふるにありといふなり、

【字解】　〔君子〕位德を以ていふ人君なり、以下同じ、〔如ㇾ保二赤子一〕治ㇾ民猶ㇾ保二赤子一の略なり、〔心誠求ㇾ之〕心は母親の心求ㇾ之は赤子の欲する所惡む所を求むるなり、〔不ㇾ中〕中は的中なり、〔興ㇾ仁〕興起して仁をなすこと、興ㇾ讓も同句法なり、〔讓〕謙讓なり、〔一人〕人君を指す、〔貪戾〕貪欲にして道理に戾ること、〔機〕きざしなり、〔僨〕敗壞すること、ヤブルと訓む、〔非二諸人一〕非は責なり、セ

子不出家而成教於國、孝所以事君也、弟者所以事君也、慈者所以使衆也、康誥曰、如保赤子、心誠求之、雖不中不遠矣、未有學養子而后嫁者也、一家仁一國興仁、一家讓一國興讓、一人貪戾一國作亂、其機如此、此謂一言僨事一人定國、堯舜率天下以仁而民從之、桀紂率天下以暴而民從之、其所令反其所好而民不從、是故君子有諸己而后求諸人、無諸己而后非諸人、所藏乎身不恕而能喩諸人者、未之有也、故治國在齊其家、

【義解】 此の節は、國を治むるには先づ 其家を齊ふるにあることを説く、

所謂國を治むるは必ず先づ其の家を齊ふにありとは其の一家を敎へて齊ふ可からずして能く人を敎へ齊ふる者は之れなし、故に國を治むるの君子は身家を出でずして治國の標準既に立ち、自ら其の敎を國に成すなり、其の故は何ぞや、蓋し家國異なりと雖其の齊治するの理は則ち相同じ、何となれば親に事ふる之れを孝といふ、國の君あるは猶家の親あるが如し、故に家にありて親に事ふるの理は卽ち國の臣民の君に事ふる所以の理なり、兄に事ふる之を弟といふ、國の官長あるは猶家の兄あるが如し、故に家に在りて兄に事ふるの理は卽ち國の人民が官長に事ふる所以の理也、幼者を撫愛する之を慈と云ふ、國の民衆あるは猶家の幼者あるが如し、故に家に在りて幼者を撫愛するの理は卽ち國の官長が民衆を使ふ所以の理なり、此れ君子の家を出でずして敎を國に成す所以なり、且つ孝弟慈の理は自然に人心に具有し勉强して

【字解】〔忿懥〕二字とも怒ること、〔其正〕其は心を指す、〔心不レ在レ焉〕心正しき所に在らざれば、の意なり、〔視而不レ見〕視は能くみること、見は目にうつること、〔聽而不レ聞〕聽は能くきくこと聞はたゞ耳に入れること、

○以上第五章、第二章修レ身在レ正二其心一の義を説く、

所謂齊二其家一在レ修二其身一者、人之三其所二親愛一而辟焉、之三其所二賤惡一而辟焉、之三其所二畏敬一而辟焉、之三其所二哀矜一而辟焉、之三其所二敖惰一而辟焉、故好而知二其惡一、惡而知二其美一者、天下鮮矣、故諺有レ之、曰、人莫レ知二其子之惡一、莫レ知二其苗之碩一、此謂二身不レ修不一レ可三以齊二其家一、

【義解】所謂其の家を齊ふるには先づ其の身を修むるに在りとは、すべて人は其の親み愛する所の者に向つては偏りて親しみ愛し、其の賤しみ惡む所の者に向つては偏りて賤しみ惡み、其の畏れ敬ふ所の者に向つては偏りて畏れ敬ひ、其哀む所の者に向つては偏りて哀を加へ、其の敖り慢る所の者に向つては偏りて敖り慢るものなり、かく人は己が好惡する所に偏るものなるが故に、好みて其の好む物の缺點を知り、惡みて其の惡む者の美點を知るものは天下に鮮し、故に諺に之れあり、曰く、人は愛に溺れて其の子の惡しき所を知るなく、欲に蔽はれて己が田の苗の大なるを知るなしと、かく好惡偏るときは如何にして家を齊へ得べけん、身修まるときは則ち好惡公平なるを以て家を齊へ得るなり、此れを身修まらざらば以て其の家を齊ふ可からずと謂ふなり、

【字解】〔之三其所二親愛一而辟焉〕之は適なり、ユクと訓む、向つての意なり、辟は偏なり、かたよること、〔哀矜〕二字共にあはれむこと、〔敖惰〕敖り慢ること、〔碩〕大なり、オホイナリと訓む、

○以上第六章、第二章の齊レ家在レ修二其身一の義を説く、

所謂治レ國必先齊二其家一者、其家不レ可レ教而能教レ人者無レ之、故君

【字解】〔詩云〕詩經大雅文王の篇にあり、〔穆々〕德の深遠なるさま、〔於〕嘆美の辭なり、アヽと訓む、〔緝熙〕緝は繼續なり、熙は光明なり、德の光明の繼續して絶えぬこと、

子曰、聽訟吾猶人也、必也使無訟乎、無情者不得盡其辭、大畏民志、此謂知本、

【義解】此の節は、孔子の言を引きて誠意の本たることを説く、

子曰く、訴訟を聽き裁くことは、吾は猶他の役人と同じく、別に變りたることなし、たゞ吾の異なりたる所は、吾意を誠にして明德を明にして民を風化し必ず民をして訴訟することなからしむるにあるかと、かく明德を明にして民を風化せば、詐僞の徒は其の虛誕の辭を言ひ盡くして欺くを得ず、大に民の志を畏服せしめ、訴訟は自然になくなるなり、此の孔子の言の如きを本と知ると謂ふなり、

【字解】〔聽訟〕聽はきゝて裁判すること、〔無情者〕情は實なり、實なきものとは詐僞の人をいふ、〔辭〕虛誕の辭をいふ、

○以上第四章、第一章第二章の義を反覆申明し、誠意の本たるに歸着す、蓋し明明德は意を誠にするに非れば不可なればなり、

所謂修身在正其心者、心有所忿懥則不得其正、有所恐懼則不得其正、有所好樂則不得其正、有所憂患則不得其正、心不在焉視而不見、聽而不聞、食而不知其味、此謂修身在正其心、

【義解】所謂身を修むるには先づ其の心を正しくするにありとは、心に忿り憤る所あるときは則ち身正しきを得ず、心に恐懼する所あるときは則ち身正しきを得ず、心に好み樂しむ所あるときは則ち身正しきを得ず、心に憂患する所あるときは則ち身正しきを得ず、すべて心正しき處にあらざれば能く視れども少しも見えず、能く聽けども少しも聞えず、いくら食へども其の味を知らざるものなり、此れを以て身を修むるは其の心を正しくするにありと謂ふなり、

り、こは文王が意を誠にして德を新にせし爲なりの意、〔極〕極限なり、心力の極限なり、

詩云、邦畿千里、維民之所止、詩云、緡蠻黃鳥、止于丘隅、子曰、於止知其所止、可以人而不如鳥乎、

【義解】此の節は、人は其の止まる可き所を知らざる可からざるを說き、意を誠にするは明明德の爲なれども、實は止於至善の第一步たることを暗示す、詩に云く、畿內千里は文物の中心にて維れ民の慕來して安んじ止まる所なりと、又詩に曰く、緡蠻となく黃鳥は己が棲處を丘隅に定め、此に安んじ止まると、子曰く、鳥すら止まるに於て其の止まる安全の所を知る、人の止まる所は至善なり、人にして之れを知らずんば鳥にだも及ばざるなり、人を以て鳥に如かずして可ならんやと、

【字解】〔詩云〕前詩は詩經商頌玄鳥の篇、後詩は小雅緡蠻の篇なり、〔邦畿千里〕邦畿は畿內は其の廣千里なり、天子の都ある地にて文物の中心なり、〔緡蠻〕黃鳥の鳴く聲、〔黃鳥〕鶯の一種、からうぐひす、〔丘隅〕丘の隅の高く峻しく樹木の繁茂せる所にて鳥の棲處として極めて安全なる處なり、

詩云、穆穆文王、於緝熙敬止、爲人君止於仁、爲人臣止於敬、爲人子止於孝、爲人父止於慈、與國人交止於信、

【義解】此の節は、文王の敬に止まりしことを說きて、人は至善に止まらざる可からざるの例證とす、詩に云く、深遠の德ある文王は、あゝ其の德の光は絕えず續きて、其の人に接する每に敬といふ處に止まれりと、敬といふ處に止まれりとは如何なることかといふに、其の人君となりては仁愛といふ處に止まり、人臣となりては忠敬といふ處に止まり、人の子となりては孝行といふ處に止まり、人の父となりては慈愛といふ所に止まり、國人と交りては信義といふ處に止まることを謂ひしなり、是の例によりて人は至善に止まる可きことを推知すべし、

を樂しみ、前王の遺し與へられし利益を利として太平に醉ひつゝあり、此れを以て終世前王を思慕して忘れざるなり、

【字解】〔詩云〕詩經周頌烈文の篇なり、〔於戲〕嘆美の辭なり、ア、と訓む、〔前王〕前代の聖王、詩にては周の文王武王を指す、〔君子〕位を以ていふ、前王の子孫を指す、〔其賢〕其は前王を指す、以下同じ〔小人〕位を以ていふ、人民のことなり、〔沒世〕猶終世といふが如し、

康誥曰、克明德、太甲曰、顧諟天之明命、帝典曰、克明峻德、皆自明也、

【義解】此の節は、意を誠にして明德を明にすることを説く、

康誥に曰く、克く我德を明にすと、太甲に曰く、上帝の顯明なる命を顧念して、德を正しくすと、帝典に曰く、克く我大德を明にすと、此れ等は皆自ら意を誠にして明德を明にすることを言ひたるなり、

【字解】〔康誥〕書經周書の篇名、〔太甲〕書經商書の篇名、〔顧諟〕顧は顧み念ふこと、諟は正なり德を正しくすること、〔帝典〕書經虞書の篇名、今の堯典のことなり、〔峻德〕峻は大なり峻德は高大の德なり、

湯之盤銘曰、苟日新、日日新、又日新、康誥曰、作新民、詩曰、周雖舊邦、其命維新、是故君子無所不用其極、

【義解】此の節は、前節と同意なり、

湯王の沐浴の盤の銘に曰く、苟も一日新にせば其れより日々に新にし、又日に怠らずと、康誥に曰く、自ら其の德を顧念して新しき民と爲ると、詩に曰く、周は舊邦なりと雖其の施す所の敎命は維新なり、こは文王が德を修めて新にせるなりと、以上皆意を誠にして德を新にすることをいひしなり、是れ故に君子は其の德を新にせんと欲せば、處となく時となく其心力の極限を盡くし用ひざる所なし、

【字解】〔湯之盤〕殷の湯王の沐浴の盤なり、〔銘〕祭統篇を見よ、〔作新民〕顧念して德を修め新しき德の民となるの意、〔詩曰〕詩經大雅文王の篇なり、〔周雖舊邦〕周の祖は后稷にて子孫連綿して文王に至る故に舊邦といふ、〔其命維新〕其の施す所の敎命は維れ新な

至善民之不レ能レ忘也、

【義解】此の節は、意を誠にし明德を明にしたる君は民の永遠に忘るべからざることを說く、
詩に云く、彼の淇水の隈を見るに、綠の竹が美しく盛に生ひ茂れり、此の如く德の文章の美しく盛なる君子あり、此の君子は細工人が骨角を切りみがきて美器をつくるが如く順序正しく精密に學業を習ひ、玉石を雕みみがきて美器をつくるが如く順序正しく精密に自ら身を修むるなり、學習と自修と既に成るや、自然に內は心嚴密に毅く、外は威儀盛大にかゞやきあらはる、此の如き德の文章ある美しく盛なる君子あり、我は終世此の君子を思慕して忘る可からずと、詩にいふ所の如レ切如レ磋とは君子の學問を講習する有樣を言ひしなり、如レ琢如レ磨とは君子の自ら修養する有樣を言ひしなり、瑟兮僩兮とは學習修養既に成る後心自然に嚴しく愼みて強きことを言ひしなり、赫兮喧兮とは威儀の盛大著明なるを言ひしなり、有レ斐君子終不レ可レ諠兮とは此の如く盛德あり至善に止まりし君子は民の永遠に思慕して忘る能はざることを言ひしなり、

【字解】〔詩云〕詩經衞風淇澳の篇にあり、衞の武公の德を美めし詩なり、〔淇澳〕淇は川の名、澳は隈なり、〔菉竹〕菉は綠に通ず、〔猗々〕美しく盛なる貌、〔斐〕德の文章の美しく盛なる貌、〔君子〕位德を以ていふ、人君にして聖德あるもの、〔如レ切如レ磋〕骨角を治めて細工する上に就ていふ、切はきりてあら細工すること、磋はやすりなどにてとぎみがきて美しくすること、〔如レ琢如レ磨〕玉石を始めて細工する上に就ていふ、琢は雕みてあら細工すること、磨は砥石にてとぎみがきて美しくすること、〔瑟兮〕嚴密の貌、〔僩兮〕武毅の貌、〔赫兮〕光りかゞやく貌、〔喧兮〕盛に著はるゝ貌、〔諠〕忘なり、ワスルと訓む、〔道〕言なり、イフと訓む、以下同じ、〔恂慄〕嚴しくおそれつゝしむこと、

詩云、於戲前王不レ忘、君子賢二其賢一而親二其親一、小人樂二其樂一而利二其利一、此以沒レ世不レ忘也、

【義解】此の節は、前節と同意なり、
詩に云く、あゝ聖德大なる前王は、我〻思慕して忘れずと、蓋し前王は意を誠にして明德を明にし至善に止まり無限の功德をのこされたり、故に後の君主は前王の用ひられし賢人を賢として尊び、前王の愛されし親族を親み、人民は前王の遺し與へられし安樂

人は人前にては愼めども、獨り間居するときは不謹愼になるものなり、故に小人は間居して不善の行をなし至らざる所なし、君子を見てのちあわてゝ厭然として其の不善の行を揜ひかくして、其の善き風貌を現はし、謹愼せるが如く見せるなり、されど君子の人の己が心を視る恰も其の肺肝まで透視するが如く然り、則ちかくすとも何の益かあらん、此の如きを心中に思うて居ることありのまゝが、そのまゝに外貌に現はるゝと謂ふなり、故に君子は必ず其の獨り間居するときを殊更に嚴重に愼むなり、

【字解】〔厭然〕揜ひかくす貌、〔誠於中〕心中に思ひたるありのまゝのことが、そのまゝにの意、

曾子曰、十目所視、十手所指、其嚴乎、富潤屋、德潤身、心廣體胖、故君子必誠其意、

【義解】此の節は、曾子の言をひきて前二節の意を結收す、

曾子曰く、十人の目の視る所、十人の手の指す所は、其れ嚴重なるかと、こは衆人の共に視指する所は嚴確なるを以て人知らずとて不善を爲すべからず、換言すれば獨を愼まざる可からざることを謂ひたるなり、すべて富は家屋を立派ならしむるが如く、德は身を立派ならしむるものなり、意を誠にして心を正しくし、心廣く寬になるときは容止優游として迫らざるものなり、故に君子は必ず其の意を誠にするなり、

【字解】〔潤〕潤澤をつけること、立派にすること、〔體胖〕體は四體なり、容止を指す、胖は優游として迫らざること、

○以上第三章、上章の「誠其意」の義を解く、

詩云、瞻彼淇澳、菉竹猗猗、有斐君子、如切如磋、如琢如磨、瑟兮僩兮、赫兮喧兮、有斐君子、終不可諠兮、如切如磋者道學也、如琢如磨者自修也、瑟兮僩兮者恂慄也、赫兮喧兮者威儀也、有斐君子、終不可諠兮者、道盛德

身が最大根本なることを說く、

上節に於て明明德の方法と其の結果とに及べり、其の結果の中にて修身が一番本なり、何となれば修身は明明德の第一の結果にして、齊家以下は其の第二第三の結果なればなり、故に天子より庶人に至る迄すべて皆身を修むるを以て本となすなり、其の本たる身の亂れて末たる家以下の治まるものはあらず、又其の厚くすべき所の身を修むることを輕んじて、其の薄くすべき所の家國を治むることを大切にして成功せるものは未だ之れ有らず、何となれば身修まらずして家國を齊治することは到底不可能なればなり、かく修身の大切なることを知るを、此れを本を知るといふ、此れを物の理をしるの至極と謂ふなり、

【字解】〔壹是〕一切なり、すべてなり、〔否〕不なり、アラズと訓む、

○以上第二章、明明德の方法と其の結果とを說く、

所謂誠其意者、毋自欺也、如惡惡臭、如好好色、此之謂自謙、故君子必愼其獨也、

【義解】此の節は、上章の誠其意の解なり、所謂其の意を誠にすとは、知力にて知りたる所（言ふまでもなく善）を守りて自身にて自身を欺くことなきことなり、其の惡を惡むことは惡臭を惡むが如く、其の善を好むことは好色を好むが如し、此の如きを之れ自ら快しと謂ふ、故に君子は必ず人の見る所は言ふに及ばず其の獨り閑居するときにても謹愼して快きを保つなり、

【字解】〔自謙〕謙は慊と通ず、快きこと、己が知りたる善を好むこと好色を好むが如く、其れに反對なる惡を惡むこと惡臭の如くならば、心慊がざるを以て快きなり、

小人閒居爲不善、無所不至、見君子而后厭然、揜其不善、而著其善、人之視己、如見其肺肝然、則何益矣、此謂誠於中形於外、故君子必愼其獨也、

【義解】此の節は、上節の君子必愼其獨のわけを說く、

齊其家者先修其身、欲修其身者先正其心、欲正其心者先誠其意、欲誠其意者先致其知、致知在格物、物格而后知至、知至而后意誠、意誠而后心正、心正而后身修、身修而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平、

【義解】此の節は、明明徳の方法より其の結果親民に至る順序を説く、

大學の道は明明徳を以て最初の方法となす、古の聖王にて明徳を明にし天下を光被せんと欲する者は、先づ其の國を治む、其の國を治めんと欲する者は、先づ其の家を齊ふ、其の家を齊へんと欲する者は、先づ其の身を修む、其の身を修めんと欲する者は、先づ其心を正しうす、其の心を正しうせんと欲する者は、先づ其の意を誠にす、其の意を誠にせんと欲する者は、先づ其の知力を極む、知力を極むるには、邪惡の外物を禦ぎて心に入れざるにあり、邪惡の外物を禦ぎ得て而して知力極まり、知力極まりて而して後意誠に、意誠にして而して後心正しく、心正しうして而して後身修まり、身修まりて而る後家齊ひ、家齊ひて而して後國治まり、國治まりて而して後天下太平なり、

【字解】〔國〕諸侯の地をいふ、〔誠其意〕意は心の發動せんとする機微の所を指していふ、誠にすとは一點の詐邪なく純一ならしむること、〔致其知〕致は極むるなり、知は心の物を知る力、知力をいふ、〔格物〕格は扞なり、フセグと訓む、物は邪惡の外物なり、扞物とは知力を極むるを妨害する邪惡の外物を扞ぎて害をなさしめぬこと、

自天子以至於庶人、壹是皆以修身爲本、其本亂而末治者否矣、其所厚者薄、而其所薄者厚、未之有也、此謂知本、此謂知之至也、

【義解】此の節は、上節を承け明明徳の結果の中修

【字解】〔明ニ明德一〕德は公明清潔なるものなるより明德といふ、されど欲の爲に蔽はれて汚るゝを以て明にすといふ、〔至善〕至極の善にして一點の惡なき地なり、道と同じ地位なり仁義と同じ地位なり、

知レ止而后有レ定、定而后能靜、靜而后能安、安而后能慮、慮而后能得、

【義解】此の節は、前節をうけ止ニ於至善一の事を覆說し、三綱領中最大最要のものなることを示す、

前述の如く大學の道に三綱領ありと雖、其の最大最要なるものは止ニ於至善一なり、何となれば明ニ明德一は己を完うするものにして第一の手段、親レ民は人を安ずるものにして第二の手段、止ニ於至善一は最終の目的なればなり、故に人は先づ此の最終の目的を知らざる可からず、目的を知らざれば歸向する所なければなり、是れを以て至善に止まるが人たる最終の目的なるを知りて而して後志定まりて動かず、志定まり動かずして而して後能くおちつきて靜なり、おちつきて靜にして而して後能く安んずるなり、安んじて而して後に能く考慮するを得るなり、能く考慮するを得て而して後能く何事も爲し得るなり、卽ち明ニ明德一も親レ民も出來るなり、

物有ニ本末一、事有ニ終始一、知レ所ニ先後一、則近レ道矣、

【義解】此の節は、三綱領を行ふに終始あることを說く、

凡て物には本と末とあり、事には終と始とあり、其の本と始は先きにすべく、末と終は後にすべきことは見易きの理なり、されば三綱領にても目的は止ニ於至善一なれども、こは先きに爲すべからず、明ニ明德一を先きにして然る後に此に至るべし、故に明ニ明德一は先きに爲すべき事にて止ニ於至善一は後に爲すべきことなり、大學の道に志す者能く之れを知りて行ふときは、則ち大學の道に入るに極めて手近く容易なり、

【字解】〔近レ道〕大學の道に入るに極めて手近く容易なりの意なり、

○以上第一章、大學の道の三綱領を說く、

古之欲レ明ニ明德於天下一者、先治ニ其國一、欲レ治ニ其國一者、先齊ニ其家一、欲

【義解】　此の節は、哀公の孔子の言に感激せることを說く、

初め孔子の衛より魯に歸り其の館舍に至るや、哀公は親ら館舍に就きて孔子を見、此の言を聞くや、翻然として悟る所あり、言は信を加へ行は義を加ふるに至れり、而して曰く、吾世を終はるまで敢て儒道を以て遊戯となし之れを輕視せじと、

【字解】〔至レ舍〕孔子が晩年衛より魯に歸り館舍に至ること、〔館レ之〕親ら館舍に至り孔子を見ること、〔終二沒吾世一句〕哀公の言なり、終沒は單に終はるといふに同じ、

大學第四十二

大學とは學の大なるものゝ義なり、此の篇說く所、正心修身齊家より治國平天下に至る事を記載し、訓詁の小學に比すれば、範圍極めて大なり、故に大學といふ、作者に就きては諸說あれども、孔門の遺書にして曾子の徒の傳述せるものなるべし、朱子大學と中庸との章句をつくるとき、中庸は原本の章節を改正せるに過ぎざれども、大學は錯脫ありとなして原文を改訂せるを以て、現今普通に行はるゝ朱子改定本と原本とは甚しき相違あり、今二本を比較するに朱子改定本は朱子が絕大の力を奮ひて改訂せる丈、章段分明脈絡整然として明白を極めたれども、原本は少しく整はざる所あり、されど意義の明了を缺くに非ず、故に朱子派以外の學者にては朱子の改訂を妄斷として從はざるもの多し、按ずるに朱子が改訂は己が學說の根據を明にし之れを擴張する爲になせしものにて公明正大なる見地より出でしとはいふべからず、故に余も亦改定本に從はずして原本に從ひ、章節は荻生徂徠の大學解に從ふ、

大學之道在レ明二明德一、在レ親レ民、在レ止二於至善一、

【義解】　此の節は、大學の三綱領を說く、

大學の道は己が明なる德を汚さず益〻之れを明にするにあり、民を親愛して安樂ならしむるにあり、至善の地に止まるにあり、此の三者は大學の三大綱領なり、

仁の動作にあらはれたるものなり、遜讓以て物に接するは仁の行事にあらはれたるものなり、法儀禮節は仁の容貌にあらはれたるものなり、言語談話は仁の文章にあらはれたるものなり、歌舞樂易は仁の和悅にあらはれたるものなり、貯蓄を分散して賑救するは仁の恩施にあらはれたるものなり、人此の一行あるも猶以て善人となすに足る、然るに儒者は此の八者を兼ねて有せり、されど敢て己れ仁を得たりと言はず、其の恭敬謙讓なる此の如きものあり、

【字解】〔地〕下地なり、したぢ、〔作〕動作なり、〔孫接〕孫は遜に同じ、遜讓以て物に接すること、〔能〕能くする事、即ち行事をさす、〔分散〕貯蓄を分ち散じて貧窮を賑恤するを、〔尊讓〕恭敬謙讓なり、

儒有不隕穫於貧賤、不充詘於富貴、不慁君王、不累長上、不閔有司、故曰儒、今衆人之命儒也妄、常以儒相詬病、

【義解】此の節は、儒者の道を守りて恥辱をうけぬことを說き、今儒の名ありて實なく世人の嘲笑を招くことを嘆ず、

儒に此の如き志行あり、貧賤なるが爲に困しみなやみて志を失はず、富貴なるが爲に滿足して節を失はず、君王に辱められて道を枉げず、長上に累はされて本志を失はず、有司に苦しめられて常度を失はず、常道を守りて終始するが故に儒と曰ふなり、今衆人の儒に名づくるや妄なり、卽ち儒の實なくして儒の名ある者、儒の行なくして儒服するものを以て直に儒と名づく、故に常に世人は儒を以て無用無能とし相詬罵するなり、

【字解】〔隕穫〕困しみなやみて志を失ふこと、〔充詘〕滿足して志傲り節を失ふこと、〔慁〕辱なり、〔長上〕卿大夫を指していふ、〔閔〕病なり苦なり、ナヤム又クルシムと訓む、〔有司〕羣吏を指していふ〔故曰儒〕姜兆錫の說に、此の句の前後に闕文あるべし、文義相屬せずといへり、たゞ故曰儒といひて儒の定義又は前後との關係を示さゞれば文意一貫せず、此の說は正を得たるに似たり、〔命〕名なり、名づくること、〔詬病〕猶詬罵といふが如し、

孔子至舍、哀公館之、聞此言也、言加信、行加義、終沒吾世、不敢以儒爲戲、

の如し、其の謀度作爲此の如きものあり、

【字解】〔與レ人〕道を以てして始めて人にくみすること、〔服〕服從して力行すること、〔文章〕禮文なり、禮法なり、〔砥厲〕とぎみがくこと、〔廉隅〕かどなり、圭角をいふ、〔分レ國〕國を分ちて祿する意、〔錙銖〕算法にて十黍（十個の黍粒の量、古は輕重をはかるに黍粒を單位とす）を累となし、十累を銖となし、二十四銖を兩となし、八兩を錙となす、故に錙銖とは輕少の量なり、〔不レ臣不レ仕〕天子に臣たらず諸侯に仕へざる慨の如しの意、〔規爲〕謀度作爲の意なり、

儒有、合レ志同レ方、營レ道同レ術、並立則樂、相下不レ厭、久不二相見一聞二流言一不レ信、其行本レ方立レ義、同而進、不レ同而退、其交友有レ如レ此者、

【義解】此の節は、儒者交友の道を說く、

儒者には此の如き志行あり、朋友と交るに向ふ所は志を齊しうし、爲す所は法則を同じうし、道藝を講論するには其の方法を同じうし、朝廷に仕へて並び立つときは則ち互に歡樂し相讓り下りて永く厭はず、久しく相見ざるとき他人が朋友をそしる噂をきくとも斷じて之れを信ぜず、其の行は禮方に本づき仁義の位に立ち、朋友の爲す所公明正大己と同じうして而る後進みて之れに從ひ、之れに反し己と同じからずして而る後退きて之れを避く、其の交友の道の嚴なる此の如きものあり、

【字解】〔同レ方〕方は方法なり法則なり、〔營レ道〕道藝を講習すること、〔同レ術〕術は方法なり、〔本レ方〕方は法則なり、禮方なり、

溫良者仁之本也、敬愼者仁之地也、寛裕者仁之作也、孫接者仁之能也、禮節者仁之貌也、言談者仁之文也、歌樂者仁之和也、分散者仁之施也、儒皆兼二此一而有レ之、猶且不二敢言一レ仁也、其尊讓有レ如レ此者、

【義解】此の節は、儒者の恭敬謙讓なることを說く、

溫順忠良は仁の本のあらはれたるものなり、恭敬謹愼は仁の下地のあらはれたるものなり、寛大優裕は

同弗與、異弗非也、其特立獨行有如此者、

【義解】此の節は、儒者の特立獨行を說く、

儒者には此の如き志行あり、德といふ湯に沐浴して身を洗ひ清めて汚濁に染まらず、君に仕ふるや善き謀計あれば其の言を布陳し伏して君の命を聽き、君過あれば靜に隱に之れを正す、君了知すれば可也、君了知せざるときは、微しく明に之れを擧げて告ぐ、然れども又急に爲さず、靜に緩になして君を怒らさず、又臣節を失はぬ樣になす、己が官位高ければとて下に向つて誇らず、己が謀事少ければとて誇張して多しとなさず、世治まり羣賢と並び處り道行はるれども自重して輕んぜず、世亂れて道行はれずとも己が本志を沮み壞ることあらず、他人と官位を同じくして親しき者と雖與みして黨派を作らず、官位を異にして疎遠なるものと雖安に其の爲す所をそしらず、其の特立獨行此の如きものあり、

【字解】〔澡〕洗ひきよむること、〔伏〕伏して君命をきくこと、〔麤〕微なり、すこし、かすかの意、〔翹之〕翹は擧なり、あげて明に告ぐること、〔不臨深而爲高〕深は卑下の意、卑下のものに向ひて高きを示し爲さずの意にて、高貴の官位になるとも高ぶらざること、〔不以少爲多〕少は謀計少なきこと、己が謀計少なきを以て誇張して多く大きくせぬをいふ、〔沮〕沮み壞ること、〔弗非〕非はそしること、

儒有上不臣天子、下不事諸侯、愼靜而尙寬、強毅以與人、博學以知服、近文章砥厲廉隅、雖分國如錙銖、不臣不仕、其規爲有如此者、

【義解】此の節は、儒者の謀度行爲を說く、

儒者には此の如き志行あり、道を以て終始するを以て、上は天子に臣とならず、下は諸侯に事へず、愼重安靜にして寬大を尙び、發強剛毅にして、道を以てして始めて他人に與みし、博く學びて以て之れに從ひ、力行することを知り、禮文に近づき圭角を砥ぎて圓滿にす、君國を分ちて己を祿すと雖錙銖の如く之れを輕視すること猶天子に臣たらず諸侯に事へざる慨

く、
儒者には此の如き志行あり、人を君に推擧する公平無私なるを以て、内は己が親族を避けず、外は己が怨む人を避けず、用ふ可ければ皆之れを推擧するなり、其の推擧する法は、其の人の平日の功績を量り、平日の事業を積み累ねて考較し、充分用ふべきを見、然る後推して賢となし、之れを進め達し、毫も其の報酬を望まず、而して己は君を輔佐し君をして充分に其の志を遂ぐるを得しめば則ち止む、蓋し其の志苟も國家を利すれば則可なり、毫も己が富貴を求めざるなり、其の賢人を推擧し才能者を引擧するに公平無私なる此の如きものあり、

【字解】〔内稱〕稱は擧なり、推擧なり親族は親しきを以て内と稱す、〔外擧〕擧も亦推擧なり、他人は疎し故に外と稱す、〔怨〕怨める人をいふ、〔君得其志〕君を輔佐して其の志を得しむること、

儒有、聞善以相告也、見善以相示也、爵位相先也、患難相死也、久相待也、遠相致也、其任擧有如此者、

【義解】此の節は、儒者の朋友に於ける互に相委任し相推擧することを説く、

儒者には此の如き志行あり、其の朋友に於ける、善を聞くときは則ち以て互に相告ぐるなり、善を見るときは則ち以て互に相示すなり、爵位をうくる事あれば必ず先づ相推し讓るなり、患難の事あれば互に死を致して助け合ふなり、久しく下位にあるときは互に相待ち合はせて共に升り己獨り先に升ることを爲さず、君に疎遠なるときは互に相招致して共に親近して仕へ己獨り君に親近することを爲さず、其の互に相委任し相推擧する此の如きものあり、

【字解】〔久〕下位に止まること久しきこと、〔遠〕君に疎遠なること〔致〕招致なり、〔任擧〕委任推擧なり、

儒有、澡身而浴徳、陳言而伏、靜而正之、上弗知也、麤而翹之、又不急爲也、不臨深而爲高、不加少而爲多、世治不輕、世亂不沮、

も特立特行するを以て君上にも引き取られず、下民にも進め擧げられず、讒諂の小民黨を組みて危害を加ふることあるも己が身には危害を加へ得れども、志は毅然として奪ふべからず、又己が擧動を迫害すと雖終に其の志を遂げ毫も屈抑せられず、身不遇なりと雖、其の謀計する所百姓の憂苦を忘れず、常に之れを輕除するに腐心す、其の世を憂思する、實に此の如きものあり、

【字解】〔古人〕古の聖賢を指す、〔稽〕考なり、考論なり、〔楷〕法則なり、〔弗逢世〕世は明世を指す、〔援〕引なり、取なり、〔推〕進擧なり、〔比黨〕黨を組むこと、〔起居〕擧動なり、〔信〕伸に同じ、ノブと訓む、〔猶〕圖なり、計畫なり、

儒有、博學而不窮、篤行而不倦、幽居而不淫、上通而不困、禮之以和爲貴、忠信之美、優游之法、慕賢而容衆、毀方而瓦合、其寛裕有如此者、

【義解】此の節は、儒者の優裕なることを説く、

儒者には此の如き志行あり、博く學びて窮まる所あらず、篤く行ひて倦むことあらず、幽居すともみだらなる行あらず、官位上達すとも力德充備するを以て事に當りて困却することあらず、禮の體は嚴を貴べども其の用は和順を以て貴しとなす、故に之れを用ひ、人忠信あれば之れを美として學び、優游の容止あれば之れを法則として從ひ、賢者を慕ひて之れに親しみ、汎く衆を容れて愛交し、圭角を破りて圓滿に物と忤はず、其の寛大優裕なる此の如きものあり、

【字解】〔幽居〕人知れず獨處すること、〔上通〕官位上達すること、〔禮之以和爲貴〕禮之用以和爲貴の略なり、和は和順なり、〔毀方〕方形をやぶること、圭角をとることに喩ふ、〔瓦合〕陶瓦すること、圓滿にすることに喩ふ、

儒有、内稱不辟親、外擧不辟怨、程功積事、推賢而進達之、不望其報、君得其志、苟利國家、不求富貴、其擧賢援能、有如此者、

【義解】此の節は、儒者の賢能を推擧することを説

るときの志行を說く、

儒者には此の如き志行あり、一畝の宅地、環堵の小室荊竹を編みて作りたる門、圭の如き門旁の小戶、蓬を編みて作りたる戶、敗甕の口にて作りたる牖の粗末なる家に住み、一家一衣のみなれば出づるときは之れを更め著て出で、日々食ふ能はざれば二日或は三日目に一日の食を幷せて食ふといふ、貧しき小吏の境遇にあり、言を進めて君之れに答へて用ひらるれば敢て疑惑の心を抱かず專一に心力を傾注して其の實行に力め、君之れに答へず用ひられずとも敢て諂ひて進まんことを求めず、たゞ靜默其の職を守るのみ、其の貧の爲に仕へて小吏となり操守嚴然たる此の如き者あり、

【字解】〔一畝之宮〕徑一步長百步を畝となす、若し折りて之れを方形にするときは四方各十步なり、故に宅地としては極めて狹小なるものなり、宮は牆垣なり、一畝の宮とは猶宮內一畝といふが如し、〔環堵之室〕環は周廻なり、堵は一丈のかきなり、周廻各一丈のかきにかこまれたる室なり、此の堵は前の宮に對し、內垣の義に見るべし、〔篳門〕篳は荊竹なり荊竹を編みて作りたる門、〔圭窬〕窬は門旁の小戶なり、牆を穿ちて之れを作る其の形上銳く下方に、狀恰も圭玉の如きより、圭窬といふ、圭は曲禮篇に圖解す、〔蓬戶〕よもぎをあみて作りたる戶、〔甕牖〕敗れ甕をはめてつくりたるまど、一說に甕の口の如く圓くくりぬきたるまど、〔易衣而出〕一家中たゞ一衣のみなれば、出づるときは其の一枚の衣をたがひにとりかへてきて出づること、〔幷日而食〕日々食ふ能はざれば二日或は三日間に一日の食をあはせくらふこと、〔疑〕疑貳なり、〔仕〕仕へて小吏となりの意なり、

儒有今人與居、古人與稽、今世行之、後世以爲楷、適弗逢世、上弗援、下弗推、讒諂之民、有比黨而危之者、身可危也、而志不可奪也、雖危起居、竟信其志、猶將不忘百姓之病也、其憂思有如此者、

【義解】此の節は、儒者の憂思を說く、

儒者には此の如き志行あり、今の人と與に居りて古の聖人と與に考論し、今の世に言動して後世の人は以て之れを法則とす、適〻出でゝ明世に逢はざれど

〔流言〕根のなき言ひふらし、〔不レ極〕其の出づる所を極め正さず、打ちやりて取り合はぬこと、〔習〕豫習なり、

儒有下可レ親而不レ可レ刧也、可レ近而不レ可レ迫也、可レ殺而不レ可レ辱也、其居處不レ淫、其飲食不レ溽、其過失可二微辨一而不レ可二面數一也、其剛毅有中如レ此者上、

【義解】此の節は、儒者の剛毅を説く、

儒者に此の如き志行あり、親み近づくべくして刧迫す可からず、近づき交るべくして迫り刧すべからず、殺すべくして屈し辱しむべからず、其の居處や質素にして侈らず、其の飲食や、淡泊にして濃厚ならず、其の過失あれども極めて小なるを以て細に正すべくし明に指す可からず、其の剛毅なる此の如き者あり、

【字解】〔淫〕侈なり、オゴルと訓む、〔溽〕濃厚なり、コマヤカと訓む〔微辨〕細に核すこと、〔面數〕面のあたり數ふることにて、明に指示するをいふ、

儒有下忠信以爲二甲冑一、禮義以爲二干櫓一、戴レ仁而行、抱レ義而處、雖レ有二暴政一、不レ更二其所一、其自立有中如レ此者上、

【義解】此の節は、儒者の自立を説く、

儒者には此の如き志行あり、忠信を以て甲冑と爲し、禮儀を以て干櫓となし、仁を戴きて行歩し、義を抱きて家居す、其れを以て暴政身に加はるありと雖、安然として其の志操を改めず、其の自立の毅然たる此の如きものあり、

【字解】〔干櫓〕干は小さき楯、櫓は大なる楯、〔有二暴政一〕暴政我身に加はるありの意、〔更〕改なり、〔其所〕所は志す所にて志操を指す、

儒有下一畝之宮、環堵之室、篳門圭窬、蓬戶甕牖、易レ衣而出、幷レ日而食、上答レ之不二敢以疑一、上不レ答不二敢以諂一、其仕有中如レ此者上、

【義解】此の節は、儒者が貧窮を以て小官に仕へた

亦祿を與へ易きわけに非ずや、儒者の人君に近づくに忠信仁義を以てすること、是の如きものあり、

【字解】〔祈〕求なり、モトムと訓む、〔多積〕積は積畜なり、〔多文〕文は身にあらはれたる文飾、卽ち德行を指す、

儒有委之以貨財、淹之以樂好、見利不虧其義、劫之以衆、沮之以兵、見死不更其守、鷙蟲攫搏不程勇者、引重鼎不程其力、往者不悔、來者不豫、過言不再、流言不極、不斷其威、不習其謀、其特立有如此者、

【義解】此の節は、儒者は特立特行義を以て進退することを說く、

儒者には此の如き志行あり、之れにおくるに多くの貨財を以てし、之れをたらすに樂むべく好むべき事を以てすれども、義利をよく辨へて利の爲に其の義をかゝず、又之れを刼すに衆力を以てし、之れを沮むに兵力を以てすれども、義不義を辨へて死するが爲に其の操守を改めず、卽ち操守をつくして死するなり、又鷙蟲が我に向つて攫搏するが如き大難に臨みては、毫も己が勇の之れに勝つや否やを量らず、成敗を度外に置き猛然進みて之れに當り、斃れて後止むなり、又重き鼎を引くが如き大事に遭ひては、亦毫も己が力の之れに勝ふるや否やを量らず、得失を天に任せ、奮然進みて之れを爲し斃れて後止むなり、又義理を以て事に當るを以て過去に失敗せることあるも毫も後悔せず、又機を見て事に臨むを以て將來の事を豫定せず、又過あれば直に改むるを以て過言は之れを再びせず、又言行天地に愧づる所なきを以て、流言をうくるも其の出づる所を正し極めず、又其の威嚴容止を永續して失はず、之れを中絕することあらず、又事に遭へば則ち之が處置を謀るを以て之れを豫習せず、其の特立特行義に由ること此の如きものあり、

【字解】〔委〕歸なり屬なりおくりつくること、〔淹〕浸漬なり溺らすなり、たらしこむこと、〔守〕操守なり、〔鷙蟲〕猛鳥猛獸をいふ、〔攫搏〕つかみ又うちかゝること、〔程〕量なり、ハカルと訓む、〔勇者〕己の勇氣を指す、〔往者〕過去に成せし事、〔來者〕將來の事、

儒者には左の如き用意あり、居處つゝしみおごそかにしてはばかり畏るべき風あり、其の坐起や恭敬にして輕慢ならず、言は必ず信義を先にし、行は必ず中正に、道塗にては人と險易の利を爭はず、冬夏には人と陰陽の和を爭はず、其の死を愛して以て他日の用を待ち、其の身を養ひて以て他日爲す所あらんとす、其の豫め備さに用意すること此の如きものあり、

【字解】〔齊難〕つゝしみおごそかにして望みて憚り畏るべき風あること、〔道塗一句〕道塗は道路なれども、單に此れのみに見ず、廣く道路土地（田畑山川等）の意に見るべし、險易は難易に同じ 難易の利を爭はずとは、人に易く便利なるを讓り、己は難く不便なるに就くこと恰も舜帝が歷山に耕して畔を讓りしが如きをいふ、〔冬夏一句〕冬夏は陰陽極盛の時にして其の人體及人體を養ふ生物に及ぼす關係は甚大なるものあり、之れを爭はずとは己のみ其の便利を貪らず、人に讓るをいふ、例へば冬は己寒き處に就きて人に暖き處を讓り夏は己暑き處に居りて人に涼しき處を讓るが如きなり、〔備豫〕豫め備さに用意すること、

儒有、不寶金玉、而忠信以爲寶、不祈土地、立義以爲土地、不祈多積、多文以爲富、難得而易祿也、易祿而難畜也、非時不見、不亦難得乎、非義不合、不亦難畜乎、先勞而後祿、不亦易祿乎、其近人有如此者、

【義解】此の節は、儒者は人君に近づくに忠信仁義を以てすることを說く、

儒には此の如き志行あり、金玉を寶とせずして忠信を以て寶となし、土地を求めず仁義を以て土地となし、多くの積蓄を求めず多くの德行を以て富となす、人君此の儒者を得て臣となすは難けれども祿を與ふるは易し祿を與ふるは易けれども能く永く之れを蓄ひて臣事せしむることは難し、儒者は見ゆ可き時に非れば如何なる方法を以てするも見えず、是れ亦得て臣となし難きわけに非ずや、義を以て進退するを以て義を以てするに非ざれば人君の尊を以て溢むもこれに合同せず、富貴をすつる弊履の如し、是れ亦永く畜ひて臣とし難きわけに非ずや、君の爲に勞苦することを先きにして祿を受くることを後にす、是れ

此者、

【義解】 此の節以下終まで孔子の對なり、此の節は儒者の自立を說く、

是に於て孔子、公に侍坐し、對へて曰く、儒者には左の如き自立の道あり、席上に從容として至貴の珍寶を持ち以て人君の招聘を待ち、夙に起き夜はに寢ねて强め學び以て天下の人々の問ふを待ち、忠信の質を懷きて以て人君に擧げ用ひらるゝを待ち、力め行うて以て人君に取り用ひらるゝを待つ、其の自立此の如き者あり、

【字解】〔有二席上之珍一〕席上に從容として至貴の珍寶を持つこと、珍寶は學問德行を指す、〔擧〕人君に擧げ用ひらるゝこと、〔取〕人君に取り用ひらるゝこと、

儒有、衣冠中、動作愼、其大讓如慢、小讓如僞、大則如威、小則如愧、其難進而易退也、粥粥若無能也、其容貌有如此者、

【義解】 此の節は、儒者の容貌を說く、

儒者には左の如き容貌あり、衣冠は禮に中り、動作は敬愼に、其の大に讓るときは恰も慢りて敬せざるが如くに見え、少しく讓るときは僞りて誠なきが如くに見ゆ、大きく構へたるときは則ち威ありて犯すべからざるが如く小さく構へたるときは愧ぢて爲さゞるが如く、揖辭の場合禮を守りて進み難くして退き易きや、恰も柔弱にして無能の如くに見ゆ、其の容貌此の如き者あり、

【字解】〔衣冠中〕中は禮儀に中ること、〔難レ進而易レ退〕揖するときは三揖して後進む之れを難レ進といふ、辭するときは一たび辭して遂に退く之れを易レ退といふ、〔粥々〕柔弱の貌なり、

儒有、居處齊難、其坐起恭敬、言必先信、行必中正、道塗不爭險易之利、冬夏不爭陰陽之和、愛其死以有待也、養其身以有爲也、其備豫有如此者、

【義解】 此の節は、儒者の道を修めて豫め他日の用意をなすことを說く、

其儒服與、孔子對曰、丘少居魯衣逢掖之衣、長居宋冠章甫之冠、丘聞之也、君子之學也博、其服也鄉、丘不知儒服、

【義解】此の節は、哀公孔子に儒服を問ひ孔子知らずと對へしことを記す、

魯の哀公孔子に問うて曰く、夫子の服は普服のものと異なり、其れ儒者の服かと、孔子對へて曰く、丘少くして魯に居りしときは逢掖の衣服をき、長じて宋に居りしときは章甫の冠をかぶれり、丘之れを聞く、君子の學や廣博なり、其の衣服や居る所の鄉の俗に從ふと、是れを以て儒者の衣服といふものなし、丘之れを知らずと、

【字解】〔逢掖之衣〕逢は大なり、大掖の衣とは、肘腋の寬く大なる衣なり、大袂の禪衣にて、製槪ね深衣に同じ、禪衣は袂凡そ二尺二寸袪一尺二寸を常とすれば、此れより寬く大なるものなり、〔章甫之冠〕郊特牲篇に圖解す、〔鄉〕鄉の俗に從ふの意、

哀公曰、敢問儒行、孔子對曰、遽數之不能終其物、悉數之乃留更僕、未可終也、哀公命席、

【義解】此の節は、哀公儒者の行を問ふことを記す、

哀公曰く、敢て儒者の行を問ふと、孔子對へて曰く、儒者の行は廣大なるを以て、にはかに之れを數へあぐるときは則ち明了に充分に其の事を言ひつくすこと能はず、悉皆詳細に之れを數へあぐるときは則ち久しく留まるに非ざれば其の僕を更ふるとも未だ言ひつくす可からざるなりと、是に於て哀公命じて席を設け、孔子をして坐せしめ、充分に之れを聞かんことを請へり、

【字解】〔遽〕にはかなり、〔物〕事なり事行を指す、〔留〕久なり、ヒサシクと訓む、久しく留まること、〔更僕未可終也〕僕は大僕なり主賓をたすくる役なり、一句の意は、久しきときは則疲倦して其の僕を代ふとも亦未だ盡く之れを言ふ可からずとなり、

孔子侍曰、儒有席上之珍以待聘、夙夜强學以待問、懷忠信以待舉、力行以待取、其自立有如

○、魯鼓、○□○○○□□○□
○○□□○○○○□□○、半
○□○○○□□○、薛鼓、取半
以下爲投壺禮、盡用之爲射禮、
魯鼓○□○○□□○○、半○
□○○□○○○○□○□○、
薛鼓○□○○○○□○○○
□○○○□○□○○○○、半
○□○□○○○○□○、

【義解】此の節は、魯薛によりて撃鼓の節の異なることと及び又別に鼓節の異なるものあることを圖を以て記す、

射禮と投壺禮とには鼙鼓を撃ちて節をなす、今○□を以て其の節を示す、卽ち○は撃鼙の音の標にして□は撃鼓の標なり、而るに魯薛によりて其の節を異にす、卽ち魯節は鼙十三にして鼓十、薛節は鼙十六にして鼓十二なり、鼓節の半以下を取るを投壺の節とし、盡く用ふるを射禮の節とす、又別に魯薛の節と稱するものあり、卽ち、魯節は鼙十四にして鼓七、薛節は、鼙二十一にして鼓十なり、

【字解】〔○□〕○は鼙を撃ちて發する音の標、其の音は榻榻然たり、トフ、□は鼓を撃ちて發する音の標、其の音は鐺鐺然たり、

○以上第三章、弟子に令するの辭及び撃鼓の節は、魯薛によりて異なることを記す、

儒行第四十一

儒行とは儒者の行なり、此の篇は、孔子が魯の哀公の問に應じて儒者行ふ所の十七行を詳に説明せるものなり、故に名づく、一篇一章なり、孔穎達の正義に夫子自衛反魯、哀公館於孔子、問以儒行之事、記者錄之以爲儒行之篇といへども、其の果して事實なるや否やは明ならず、

魯哀公問於孔子曰、夫子之服、

頸は長さ七寸、腹の長さは五寸、口の徑は二寸五分あり、其の容積は一斗五升を盛るに足る、又、壺の中には小豆を實れて、矢の躍りて出づるを防ぐ、又壺を据うるには、耦者の席を去ること二矢半なり、又矢には柘若しくは棘を用ひて其の皮を去ることなし、

【字解】〔籌〕矢なり、〔五扶〕扶とは、四寸なり、

○以上第二章、矢算壺の制を記す、

魯令弟子辭曰、毋幠毋敖、毋偝立、毋踰言、偝立踰言、有常爵、薛令弟子辭曰、毋幠毋敖、毋偝立、毋踰言、若是者浮、司射、庭長、及冠士立者、皆屬賓黨、樂人及使者童子、皆屬主黨、

【義解】 此の節は、投壺の時、弟子を戒しむる辭に、魯辭によりて少しく異なること、及び賓主の黨を記す、

投壺の時、堂下に立てる弟子は往々にして狎れ易し、故に之を戒飭す、而して魯の弟子に令する辭に曰く、敖慢なることなかれ、尊者に背き立つことなかれ、遠く他事を談ずることなかれ、若し偝き立ち、踰えて言ふときは必ず常に用ふる所の罰爵を加へんと、又薛の弟子に令する辭に曰く、敖慢なることなかれ、尊者に背き立つことなかれ、遠く他事を談ずることなかれ、若し此の戒に背かば罰せんと、又弟子は年少にして賓黨主黨何れにも有り、されど司射と庭長と冠士と立てる者とは皆賓黨に屬し、西階の下に在りて東面す、樂人と使者と童子とは皆主黨に屬し、阼階の下に在りて西面す、

【字解】〔幠〕敖なり、オゴルと訓む、〔踰言〕遠く他事を談ずること、〔常爵〕常に用ふる所の罰杯、正爵に異なるもの、即ち正禮によらざる罰杯、〔浮〕罰すること、一説に、罰爵の酒をなみ〳〵と滿して浮泛するまでに酌みたるものを飲ますをいふ、〔庭長〕司正なり、〔冠士〕外人の來りて投壺を觀るものにして已に冠を加へたる成人、〔立者〕司射より以下皆立てる者、〔使者〕主人の使ふ所のもの、即ち羞を進むるもの、

鼓○□○○□□○□○○□、

半○□○□○○○□□○□

をなすなり、

正爵既行、請立馬、馬各直其算、一馬從二馬、以慶、慶禮曰、三馬既備、請慶多馬、賓主皆曰諾、正爵既行、請徹馬、

【義解】此の節は、投壺の三番の後、慶爵を行ふの儀を記す、

投壺の一番の後に若し勝負定まれば正爵を行ふ、正爵既に行はるれば、司射は其の番の馬を立てんことを請ふ、馬は左右各〻其の初め算を置きし前方に當りて立つ、而して投壺は射禮と同じく、三番にて終ふ、故に番毎に勝てば三馬を立てゝ一成となる、所謂全勝なり、されど二番に二馬を得て、一番は敵に得らるゝことあり、此の如き場合は、禮に一馬を得たる者は其の一馬を以て二馬を得たる者に益して慶するの定めあり、又慶禮に三馬既に備はれば慶すべしといへり、故に請ふ多く馬を得たる者を慶せんと、賓主皆諾すといふ、是に於て正禮の慶爵を行ふ、正爵既に畢はれば馬を徹せんことを請ふ、

【字解】〔正爵〕首句の正爵は、正禮罰酒の爵なり、後の正爵は正禮慶酒の爵なり、而して慶爵は賓主親ら酒を酌みて弟に酌ましめず、〔直其算〕馬を先に算を置きし前方に當りて樹立すること、

○以上第一章、投壺の禮を記す、

算多少視其坐、籌室中五扶、堂上七扶、庭中九扶、算長尺二寸、壺頸脩七寸、腹脩五寸、口徑二寸半、容斗五升、壺中實小豆焉、爲其矢之躍而出也、壺去席二矢半、矢以柘若棘、毋去其皮、

【義解】算の數の多少は、其の坐の人數に準ず、即ち一人に四矢なれば其の算も亦四算なり、故に賓主には司射東面して八算を執りて與つなり、籌は、室中堂上庭中によりて其長さを異にす、室中に於ては五扶の矢を用ひ、堂上に於ては七扶の矢を用ひ、庭中に於ては九扶を用ふ、又算の長さは一尺二寸あり、又壺の

【義解】此の節は、投壺の一番の終りの勝敗を決する儀を記す、

賓主の投壺、一番既に卒はれば、司射は算を執りて曰く、左右既に一番の投を卒へたり、請ふ算を數へて以て勝負を定めん、其の算を數ふるには、二算をば一純となし、一純づゝ之を手に取り、若し餘り一算なれば之を奇とせんと、司射は之を告げて後算を數ふ、數へて左右を等分比較すれば、何れか餘算あるを見る、即ち其の餘算ある者を勝ちとす、故に遂に其の餘算を以て左右に告げて曰く、某は某に勝れること若干純ありと、若し餘算奇數なれば、某は某に勝れること若干奇といふ、若し左右の算相等しければ、勝敗なきを以て左右相等しといふ、

【字解】〔卒レ投〕一番の投矢を畢へしときをいふ、一人四矢なれば、全入するも四算に過ぎず、〔二算爲レ純一純以取〕純とは全なり、二算を合して一全とし、一純づつ數へて別に取ること、今人物を數ふるに二つ宛取りて數へ、其の數へたる數を各〻別々に置きて相雜はらしめざることあり、即ち是なり、〔一算爲レ奇〕一純に足らざる數、〔奇算〕奇は猶餘りの如し、一純づつ取りて左右を比較し、其の何れかより多く餘りたる數なり、

命レ酌曰、請行レ觴、酌者曰、諾、當レ飲者皆跪奉レ觴曰二賜灌一、勝者跪曰二敬養一、

【義解】此の節は、投壺の一番毎に行ふ罰杯の儀を記す、

若し一番の勝負決すれば、司射は酒を酌む者に罰爵を行へよと命ず、酌者諾すれば、飲に當れる負けたる者は皆跪きて豐上の酒を取り之を捧げて賜灌といふ、この時勝てる者は亦跪きて敬養といふ、

豐　(投壺儀節)

【字解】〔酌者〕酒を酌むもの、勝てる黨の弟子をいふ、酌者既に諾すれば、西階の上にて南面して豐を設け、觴を洗ひて升りて酒を酌む、酌を了ふれば坐きて觴を豐の上に置くなり、豐は豆に似たる器なり、〔賜灌〕灌とは猶飲といふが如し、賜はる飲みもの、即ち、勝者の才藝に服して之を尊敬するの辭なり、〔敬養〕此の觴を獻じて以て奉養するの意、是れ賜灌の辭に對する答にして罰爵を行ふと雖、猶尊敬の辭

かれども其の用ふるときによりて名を異にす、即ち一番毎に其の多少を計ふるときに算といひ、罰杯の後、勝てる者のために立つるを馬といふ、〔一馬從二二馬一〕一番毎に一馬を立つるなり、さて禮に三馬を得るものを以て一成として勝敗を決するなり、若し一人にして專ら三馬を得れば全勝なること勿論なれど、或は一人は二馬を得、他は一馬を得ることあり、此の如き場合は、一馬を得たる者は劣耦なるを以て、二馬を得たる勝耦の者に一馬を奪はれ、二馬を得たる者は直に三馬を得たる者となる之を一馬、二馬に從ふといふ、

命弦者曰、請奏貍首、閒若一、大師曰諾、

【義解】此の節は、司射、弦者に告ぐるの語を記す、司射又弦者に命じて曰く、請ふ貍首の詩を奏して其の作止の時間當に均一なるが如くなるべしと、大師答へて曰く諾すと、

【字解】〔弦者〕瑟を鼓して投壺の節をなすもの、樂工、〔貍首〕逸詩の篇名、〔閒若一〕樂を奏する作止の時間は、當に均一なるが如くなるべしといふ意、是れ賓主互に矢を投ずるに、此の樂節に合はさんがためなり、〔大師〕樂工の長なり、

左右告矢具、請拾投、有入者、則司射坐而釋一算焉、賓黨於右、主黨於左、

【義解】此の節は、投壺の事及び中る者に算を置くの儀を記す、司射北面して左右の賓主に向ひ、矢の已に具はれりと告ぐ、又賓主更〻投げんことを請ふ、是に於て賓主迭に矢を投ぐ、若し矢、壺口に入る者あるときは、則ち司射中の西に於て坐きて勝てる者に一算を地に置く、此の如くして三算を得たるものを以て勝者となす、さて投壺のとき賓の黨は右に在りて司射の前稍南に位し、主の黨は左に在りて司射の前稍北に位す、

【字解】〔左右〕主は左（東）賓は右（西）に居る、司射其の前に進み告ぐるときは、左は賓にして右は主なり、〔拾投〕拾とは更なり、かはるがはる迭に矢を投ぐるをいふ、

卒投、司射執算曰、左右卒投、請數、二算爲純、一純以取、一算爲奇、遂以奇算告曰、某賢於某若干純、奇則曰奇、鈞則曰左右鈞、

との間は二矢半の距離を隔つるを以て定法とす、已に壺を置き据うれば、復び西階の上の位に還りて中を設く、已に中を設くれば、中の西に於て東面して八算を執りて起つ、

【字解】〔二矢半〕矢の長さを二倍半したる距離、矢に三種あること、前節に述べたり、即ち室中の矢は二尺なるを以て、室中には五尺を開つ、堂上の矢は二尺八寸なるを以て、堂上にては七尺を開つ、又庭中の矢は三尺六寸なるを以て庭中にては九尺を開つ、〔執二八算一〕一耦は共に八矢を投ぐ、故に八算を執りて賓主の勝數を數へんとするなり、算はかずとり、

請賓曰、順投爲入、比投不釋、勝飲不勝者、正爵既行、請爲勝者立馬、一馬從二馬、三馬既立、請慶多馬、請主人亦如之、

【義解】此の節は、司射、投壺の法を賓主に告ぐるの語を記す、

司射、八算を執り起ちて賓に告げて曰く、矢を壺に投ずるに矢の本の壺口に入る者を以て入れりとせん、而して之が爲に算一本を中に置かん、若し矢の末の壺口に入る者は名づけて入れりとせず、而して之が爲に算一本を中に置かざるべし、又壺に投ずるには賓主更代にするを以て法とす、故に己れ先づ既に入れるを以て大いに喜び、後人の投を待たず、二矢三矢と打ち繼ぎて投ずべからず、若し此の如く比投すれば、假令入れりとも之れには算を中に置かざるべし、若し正當の法によりて勝てるものは、勝たざりし者に酒を酌み飲ましむ、此の如く正爵既に酌み竟ふれば、勝てる者の爲に馬を立てんと請ふ、三番の中一勝の馬を得たる者は二勝の馬を得たる者に加へられ、我れは虚となりて彼は三馬を得て勝となる、故に三馬既に立つときは、勝敗已に分かる、依つて又多馬を得たる者を慶せんとして酒を酌まんことを請ふと、司射は又、主人に請ふ語も亦賓に告ぐるが如くす、

【字解】〔順投〕矢を壺に投ずるに矢の本を壺口に入るゝをいふ、〔比投〕比は、頻なり、投壺は賓主更代にするを定法とす、しかるに先づ既に入れるを喜び、後人の投ずるを待たず、頻りに打繼ぎて投ずるをいふ、〔釋〕置なり、オクと訓む、〔正爵〕勝てる者其の黨の弟子をして勝たざりしものに酒を飲ましむる爵をいふ、即ち罰杯なり、〔馬〕算に同じ、かずとり、算を馬といふは、馬は本威武の用なり、投壺も亦射と同じく武を習練するものなれば、算を名づけて馬といふ、し

きの禮を記す、
賓既に主人に投壺せんことを諾す、乃ち西階の上にて北面し、遙に再拜して矢を受けんとす、この時主人はさやうに拜せられては却つて恐入るといふ容儀をなして再拜の禮を辭すと曰ふ、是に於て賓と主人と各兩楹の間に來りて倶に南面す、主人東に在りて矢を賓に與ふ、終れば阼階の上に歸りて北面し遙に拜して矢を送るの禮をなす、この時賓も亦さやうに拜せられては恐入るといふ容儀をなして再拜の禮を辭すと曰ふ、

【字解】〔般還〕直に前方へ進まずして之を避くる貌、恐入ると辭する容儀の貌、〔曰ㇾ辟〕辟は避に同じ、サクと訓む、辭退するなり、一句の意は再拜の禮を辭退すると曰ふこと、

已拜受ㇾ矢、進即二兩楹閒一、退反ㇾ位、揖ㇾ賓就ㇾ筵、

【義解】此の節は、賓主矢を受けし後に投壺の筵に就くの禮を記す、
主人已に拜して矢を賓に送りし後、主人の贊者は矢を持ちて主人に授く、主人阼階の上にて之を受け、進みて兩楹の間の位に卽き、此に投壺せんことを示して人をして筵を設けしむ、投壺の處を定むれば復退きて阼階の上の位に反り、西に向ひて賓を揖し、而して賓主共に投壺の筵に就く、

【字解】〔已拜〕主人已に賓を拜して矢を送りしをいふ、〔受ㇾ矢〕主人の贊者が主人の投ずべき矢を以て主人に授くれば、主人之を受くるといふ、〔兩楹閒〕投壺を行ふには、室中と堂上と庭中との三處あること前節に述べたり、今此に兩楹の閒といへば、是れ堂上に於ける投壺なり、若し室中なれば中霤の稍と北に於てし、庭中なれば兩階の閒を少し南に於てするなり、

司射進度ㇾ壺、閒以二二矢半一、反ㇾ位、設ㇾ中、東面執二八算一興、

【義解】此の節は、壺の位置を度り、又は中を設くるの禮を記す、
賓主筵に就きて耦たれば、司射は西階の上より進みて壺を執り持つ人の處に至りて壺を受け取り、賓主の筵前に進み來りて壺を据うる位置を度り壺を賓主の筵の南に置く、其の壺と賓主の坐

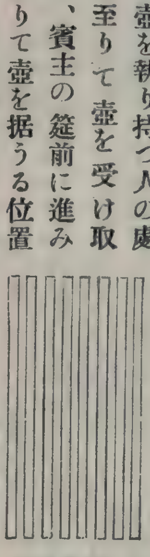
算（投壺儀節）

り坐に著きて始む、先づ主人矢を奉じ、司射中を奉じ人をして壺を執らしむ、是に於て主人賓客に請ひて曰く、某に枉れる矢と哨める壺とあり、請ふ之を以て賓を樂ましめんと欲すと、賓之に答へて曰く、子に旨

鹿　中　（投壺儀節）

酒嘉肴ありて燕飮し、某既に其を賜はりて充分馳走に預りぬ、今又重ぬるに投壺の戲を爲して某を樂ましめんとしたまふ、某敢て辭退すと、主人又曰く、枉れる矢と哨める壺とは辭退するに及ばざらん、遠慮なく投壺せられんことを固く請ふと、賓又答へて曰く、某前述の如く旨酒嘉肴を既に賜はりぬ、今又重ぬるに投壺の樂を以てせらる、敢て固く辭退すと、主人又曰く、枉れる矢と哨める壺とは、足下の辭退するに足るものにあらざれば、幸に投壺せられんことを固く請ふと、賓是に於て曰く、某再三固辭すれども主人之を許したまふことなし、敢て敬みて主人の命に從はざらん也と、

【字解】（投壺）主人、客と燕飮して後、共に才藝を講論するの禮、其の法は本篇に詳なり、つぼうち、つぼなげ、而して此の篇記する所の投壺は、大夫士の禮なれども天子諸侯にも亦之れ有りと知るべし、（矢）壺に投げ込む所のもの、木にて作りて皮を去らず、又羽鏃のたぐひなし、射に用ふる矢と異なり、但し壺に投ずるは、本射に代ふる所以なるを以て亦矢と名づけしなり、而して室中堂上庭中に行ふ投壺によりて其の矢の長さを異にす、即ち室中にては矢の長さ二尺（五扶）、堂上にては二尺八寸（七扶）、庭中にては三尺六寸（九扶）のものを用ふ、（司射）始終投壺の禮を司るもの、（中）投壺の算を盛る器の名、其の形、或は鹿、或は兕、或は虎、或は閭、或は皮樹（獸の名）の如し、皆木を刻みて作り、其の背に圓圏を鑿りて算を盛るに便にす、（壺）本篇に詳說すれば此に略す、（枉矢哨壺）枉とは曲なり、哨とは口の曲がれること、皆謙辭なり、（賓固辭）投壺の禮は鄕射禮より輕し、故に賓再び固辭す、鄕射は射を主とすれば主人射を請へば賓辭することなし、投壺は燕飮の餘興ともいふべきものなり、故に辭す、

賓再拜受、主人般還曰ㇾ辟、主人阼階上拜送、賓般還曰ㇾ辟、

【義解】此の節は、主人矢を賓に送りて投を請ふと

投壺第四十

此の篇は、主人、賓客と燕飲して後、又賓を樂ましめんとして矢を壺に投ぐるの禮を記す、故に投壺と名づく、

投壺之禮、主人奉矢、司射奉中、使人執壺、主人請曰、某有枉矢哨壺、請以樂賓、賓曰、子有旨酒嘉肴、某既賜矣、又重以樂、敢辭、主人曰、枉矢哨壺、不足辭也、敢固以請、賓曰、某既賜矣、又重以樂、敢固辭、主人曰、枉矢哨壺、不足辭也、敢固以請、賓曰、某固辭、不得命、敢不敬從、

【義解】此の節は、燕禮の後投壺を行はんとするときの主賓の禮を記す、

投壺の禮は、燕飲して既に旅酬の後、屨を脫ぎ堂に升

投壺主賓就筵全圖（投壺儀節）

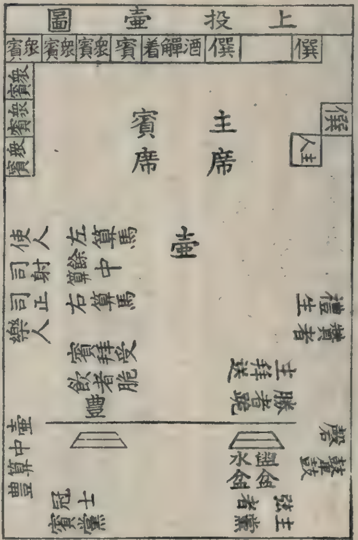

矢（投壺儀節）

壺（投壺儀節）

に在り、故に後の二幅の縫目は必ず背の中央に當る、而して此の縫目は、下部の後幅の中央の縫目と一直線をなして內踝の接する處に及ぶなり、〔下齊〕裳の末端の緝する處、すそのぬひめ、

故可以爲文、可以爲武、可以擯相、可以治軍旅、完且弗費、善衣之次也、

【義解】此の節は、深衣の用を說く、

深衣は五法に應ず、故を以て文服となして擯相の役をつとむべく、又、武服となして軍旅を治むべし、而して其の制五法を備へて、其の質、白布なり、故に完濶にして且つ費用を要せず、諸服の中にて實に朝祭の服の次に位するものなり、

【字解】〔可以爲文二句〕文は文服なり、武は武服なり、文服の端冕は武事に施すべからず、武服の介冑は文事に施すべからず、而して唯深衣のみ文武に兼用することを得、故にいふ、〔可以擯相〕可以爲文の句を承く、擯は客を相くる者、相は主人を相くる者、〔可以治軍旅〕可以爲武の句を承く、〔善衣之次〕善衣とは朝祭の服をいふ、吉服は朝祭の服を以て上とす、深衣は燕居の服なること已に玉藻に詳說せり、燕衣は朝祭の服の次に居る、故に善衣の次なりといふ

具父母大父母、衣純以繢、具父母衣純以靑、如孤子衣純以素、純袂緣、純邊、廣各寸半、

【義解】此の節は、深衣の純緣の制を說く、

深衣の純緣は、尊者在すときは其飾を多くし、在さゞれば少くす、卽ち、父母と祖父母と具はり在すときは深衣の純に畫文ある繒を用ふ、若し父母のみ在りて祖父母在さゞるときは繢より一等を降して靑色の繒を用ふ、若し父在さずして孤子なれば又一等を降して素色の繒を用ふ、而して深衣に純を施すところは、袖口と齊と襟と襟より襟下を通じて齊に至るまでとなり、其の廣さは各一寸五分にして表裏共に三寸なり、然るに唯袷のみは廣さ二寸なり、

【字解】〔繢〕畫文なり、純は皆繒を用ふ、故に畫文の繒なり、〔純袂緣、純邊〕純袂とは袖口にもとほしするをいふ、緣とは緆なり、齊にもとほしするをいふ、純邊とは、襟と襟の旁及び襟下に通じて齊に至るまでにもとほしするをいふ、

制十有二幅以應十有二月、袂圜以應規、曲袷如矩以應方、負繩及踝以應直、下齊如權衡以應平、故規者、行擧手以爲容、負繩抱方者、以直其政、方其義也、故易曰、坤六二之動、直以方也、下齊如權衡者、以安志而平心也、五法已施、故聖人服之、故規矩取其無私、繩取其直、權衡取其平、故先王貴之、

【義解】此の節は、總て深衣の制度を言ひて以て首節の義を說く、

深衣の下部は、六幅を用ひ、每幅斜に裁して十二幅となすは、以て十有二月の數に應ずる也、又、袂は、袼より漸々圓く殺ぎて袪に至るまでには一尺二寸となりて其の形規に應ず、又、交領の曲がれるは矩の如くにして方に應ず、又負繩の上下相接して踝に及べるは繩の直なるに應ず、又、下部の齊は權衡の如くにして衡の平かなるに應ず、故に袂の圓にして規の如くなるは、行く者をして手を擧げて揖讓して容儀を爲さしめんと欲するなり、又負繩の方領を抱くことは、其の政を直くして其の義を方正ならしめんとするを以てなり、故に易に「坤の六二の動くは直にして以て方なり」といへり、又下部の齊は權衡の如くにするとは志を安んじて心を平かにせしめんとするを以てなり此の如く五法已に施せり、故に聖人この深衣を服して容儀を正し、政を直くし、心を平かにせんとするなり、故に規矩は其の私なきに取り、繩は其の直きに取り、權衡は其の平かなるに取る、故に先王之を貴びて五法を完うせんと欲したりしなり、

【字解】〔十有二幅〕深衣の下部は六幅を用ふ、而して一幅の廣さを二と一との割に斜に裁ちて十二片とす、幅は猶片といふに同じ、〔袂圜〕袂はわきしたより漸く圓く殺ぎて袖口に至るまでには一尺二寸となすこと、〔曲袷〕袷は、交領なり、衣領を合すれば四角の形となること、〔負繩及踝〕負繩とは、背の縫目なり、踝とは、足踝なり、くるぶし、さて深衣の上衣の袵は四幅を用ふ、二幅は前に在り、二幅は後

交はる處まで兩幅を縫ひ合せて相連屬して開かざらしむることをいふ、鉤邊とは、裳の兩旁の兩幅を連屬したる處に絲もて交互に打ち違へて絡ひかゞるをいふ、一説に衽は別に布を用ひて前後の幅を連續すとなすと、〔要縫半下〕要縫は腰に當る處の縫目の袤なり、即ち衣と裳との接する處、下とは裳の下部の齊をいふ、さて深衣の裳には布六幅を用ふ、之を裁ち切るに一幅の袤を三分して二と一との割合に斜に裁ちて十二幅(十二片)とし、狹き方を上とし、廣き方を下として縫ひ、六幅(六片)を前幅とし、六幅(六片)を後幅とす、而して前の六幅の中にて三幅は上前となり、三幅は下前となる、此の如くして縫ひたる裳の狹き方は腰に當り、廣き方は齊となす、故に腰の縫目の廣さは齊の廣さの半なり、今周尺によりて之を説かんに、周制にては布の廣さは二尺二寸なり、其の中四寸を縫込と見積り、殘り一尺八寸を三分して二と一との割合に斜に裁てば、狹き方は六寸となり、廣き方は一尺二寸となる、之を十二片合すれば狹き方は七尺二寸となり、廣き方は一丈四尺四寸となる、而して狹き方を要縫とし、廣き方を齊とすれば、要縫の七尺二寸は、下部の齊の一丈四尺四寸の半に相當するなり、

袼之高下可以運肘、袂之長短反詘之及肘、

【義解】 此の節は、深衣の衣の制を説く、

袼の高下は其の人の肘を運らすに便ならしむべし、又、袂の長短は袂を反し屈めて其の人の肘に及ぶまでの程度にすべし、

【字解】 〔袼之高下云云〕袼とは、袖と衣と相接して腋下の無骨のあたりにて縫ひ合す處、わきしたのぬひめ、さて袼の上がり下がりは、深衣の上衣の丈に同じ、而して上衣の長さは普通周尺にて二尺二寸にして肘の長さは普通一尺二寸なり、故に肘を運らすに便なり、〔袂之長短云云〕袂は袖なり、袖の長短も亦其の人の身丈の長短に準ず、即ち、普通の人の脊より肘に至るまでは周尺にて二尺二寸あり、而して袂の長さは大約亦二尺二寸なり、されど之には緣の一寸五分を加ふれば二尺三寸五分となれども、又縫込各一寸を減ずれば二尺一寸五分となりて、之を反し屈むれば、其の袖と衣との縫目は恰も肘に及ぶなり、是れ皆普通の人の尺度なれども、其の人の長短により、上衣の丈、短ければ、袼を高くし長ければ下くし、又肘の長さにより、袖を反し屈めて其の縫目の肘に及ぶまでの長さに仕立つべきなり、

帶下毋厭髀、上毋厭脅、當無骨者、

【義解】 此の節は、深衣の束帶の法を説く、深衣の帶の下は髀を厭すべからず、上は脅を厭すべからず、惟其の間の骨無きの處に當つべし、是れ髀骨又は脅骨に當れば緩急節に中り難きを以てなり、

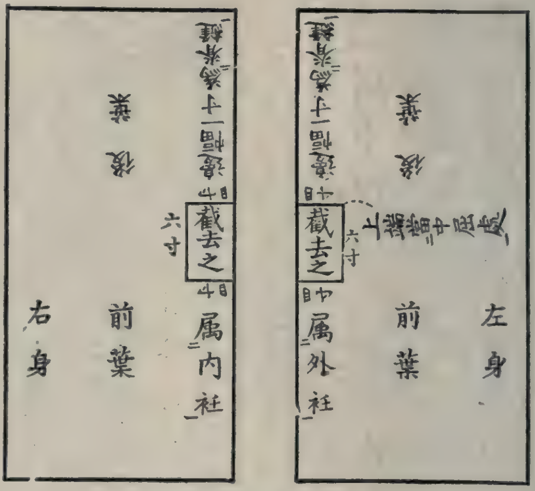

衣身辟領圖（深衣考）

矩は方形を正す具、かねざし、繩は直線を作る絲、すみなは、權は秤の錘なり、はかりのおもり、衡は秤に物を懸けて輕重を平かにする具なり、はかりざを、

短毋見膚、長毋被土、

【義解】　此の節は、深衣の一般の制を説く、

深衣の大體の仕立方は規矩繩權衡の五法に應ずべきこと前節に述べしが如し、されど人の身には長短あれば深衣の尺度を一定すること能はず、身の低きものには短くし、高きものには長くせざるべからず、故に深衣の丈短けれども其の人の膚を現すことなく、又長けれども曳きて土を被ふことなき程度に仕立つべきなり、

續衽鉤邊、要縫半下、

【義解】　此の節は、深衣の裳の制を説く、

普通の裳は前幅と後幅とを連屬せざれども、深衣の裳に限りて前後の幅を連屬して開かしめざるなり、故に身の左右の兩旁に當る前幅の衽と後幅の衽とを相連屬して前後の幅を殊にせざるなり、而して其の連屬したる邊に絲もて交互に打ち違へて絡ひかゞるなり、又、腰の縫目の袤は下の齊の袤の半にす、

【字解】〔續衽鉤邊〕續は屬なり、衽は裳の幅を斜に裁ち違へたるものをいふ、其の幅は一方狹く一方廣し、故に若し之を互に重ぬるときは兩端廣くして中央狹し、喪大記の棺飾に小要を衽といへるは之に本づきしなり、而して此にては裳の兩旁の兩幅を指していふ、鉤は交互の意なり、打ち違へてかゞること、邊は裳の左右の兩幅を連屬したる處をいふ、さて續衽とは、裳の兩旁に當りて腋下より齊の前後の相

一衣とし、身體を被ひ包むこと深邃なり、又其の制法は規矩繩權衡の五法に應じて其の義を取ること亦深遠なり、故に深衣と名づけしなり、而るに此の深衣の制と其の制を同じくして其の名と用方とを異にせるもの三つあり、一を中衣とす、中衣は禮服の内に著くるものにして玉藻に記す所の錦衣・綃衣・緇衣などの類なり、二を長衣とす、長衣は喪服の中衣にして雜記に記す所の練冠長衣、檀弓にある練衣などの類なり、三を麻衣とす、大祥の時に服するものにして喪服記に記す所の麻衣の類なり、〔規矩繩權衡〕規は圓形を正す具、ぶんまはし、

深衣後圖（文公家禮）

袷及內外衽裁制圖（深衣考）

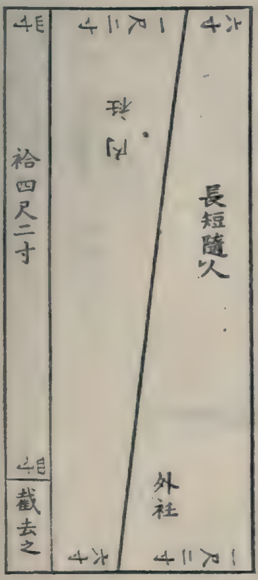

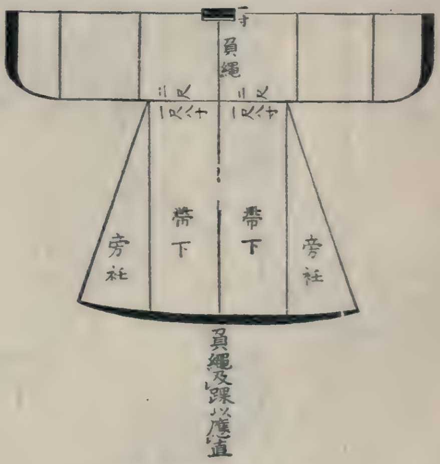

深衣後圖（深衣考）

名とす、一篇一章なり、

古者深衣蓋有制度以應規矩繩權衡、

【義解】此の節は、昔時深衣を制せしに、必ず法度ありしことを説く、本篇の綱領たり、

昔時より深衣といふ衣あり、其の深衣の仕立方は定

深衣前圖（文公家禮）

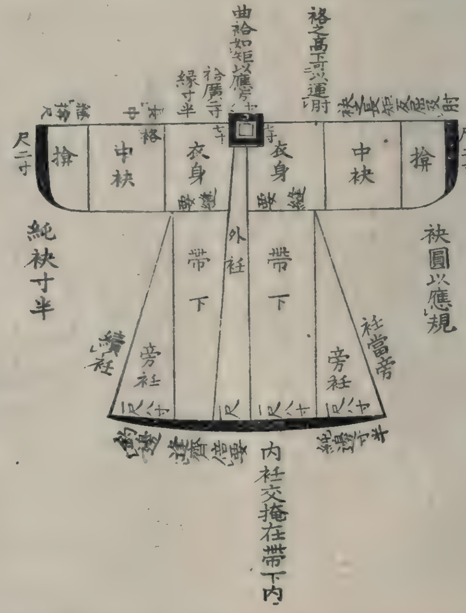

深衣前圖（深衣考）

まれる制度ありて、規矩繩權衡の五法に應せり、故に昔時より上下之を服して容を正し心を平かにせんとせり、

【字解】〔深衣〕深衣の制法及び其の用方は本篇に詳なり、されど今其の深衣と名づけし所以と、深衣の制法と略同じき衣ある事とを記さん、さて朝服・祭服・喪服は、皆上衣と下裳との別は判然たれども、深衣は上衣と下裳とを連屬して衣と裳との別なし、故に上下を通じて

といふも足がけにて、實は再期卽ち二年なりと、或人又問うて曰く、然らば九月より以下五月三月といろ〳〵喪期を設けたるは何故なりやと、余答へて曰く、至親のものは特別ゆゑ、此の外の物に對しては此の如く差別をつけて此れに及ばざらしむる意にてかくはしたるなり、故に三年を以て隆厚の極となし、緦麻小功を以て減少の極となし、一ヶ年と九月とを以て其の間に置き、かく分ち定めたるなり、故に此の別は上は法を天の循環に取り、下は法を地の變化に取り、中は法則を人情の厚薄に取りて定めたるものにて、至中至正なり、人が群居して和親一致する所以の道理は是に盡きたり、故に三年の喪は人道の中にて文章條理を極めたるものにて、夫れ是れを至つて隆盛なる禮といふ、是れは百王の同じく執り給へる所にて古今の一定して動かざる所なり、されば未だ其の何時頃より起りしか其の理を知る者あらざるなり、孔子三年の喪を賛して曰く、子たる者は生れて三年にして然る後に父母の懐より免る、其の死に報ゆる三年する亦理由なくんばあらず、されば夫の三年の喪は天下の通喪なりと、

【字解】〔然則何以至レ期也〕荀子には然則何以分レ之に作れり、文意より見れば荀子の原文を以て正となすべし、さて禮記の文にて解するときは、祖父母兄弟等の喪は期、又父存し母死するときは三年を降して期を服するの例外あれば、かゝる問を設けたるなりと見るより外なし、期は一ヶ年なり、〔至親〕親族中の至親のものにて父母祖父母兄弟等を指す、〔已易〕旣に移り易はること、〔更始〕更りて始にかへること、更は改なり、〔加隆〕重じ隆ぶことを父母の身に加ふるの意なり、〔再服〕二年なり、〔九月以下〕九月以下の喪にて九月（從父母兄弟姉妹等）五月（從祖父母、再從兄弟等）三月（從曾祖父母、三從兄弟等）をいふ、〔使レ弗レ及〕父母に及ばざらしむの意なり、〔緦〕緦麻にて三月の喪服、喪服小記篇に圖解す、〔小功〕五月の喪服にて喪服小記篇に圖解す、〔殺〕減小なり、〔上取二象於天一下取二法於地一〕前の天地則已易矣云々の句を承く、〔取二則於人一〕法則を人情の厚薄に取るの意なり、〔和壹〕和親一致なり、〔至文〕文章條理を極めたるものの意なり、〔至隆〕至つて隆盛なる禮の義なり、〔未レ有下知三其所二由來一者上云云〕此の句より以下荀子になし、記者の附け加へしものならん、〔達喪〕通喪なり父母の喪は天子より庶人に至るまで同一なり、故に通喪といふ、

深衣第三十九

此の篇は、深衣の制度及び其の用方を說く、故に篇

斷、是何也、曰、天地則已易矣、四時則已變矣、其在天地之中者、莫不更始焉、以是象之也、然則何以三年也、曰、加隆焉爾也、焉使倍之、故再期也、由九月以下何也、曰、焉使弗及也、故三年以爲隆、緦小功以爲殺、期九月以爲間、上取象於天、下取法於地、中取則於人、人之所以羣居和壹之理盡矣、故三年之喪、人道之至文者也、夫是之謂至隆、是百王之所同、古今之所壹也、未有知其所由來者也、孔子曰、子生三年然後免於父母之懷、夫三年之喪、天下之達喪也、

【義解】此の節は、親族に對する喪期を五等に分けたる理を說き、以て三年の喪は至痛の情をあらはす最も大に最も中正の禮なることを說く、

或人問うて曰く、三年の喪の成立は既に之れを聞けり、然らば則ち何を以て一ヶ年に至りて除くことありやと、余答へて曰く、至親の者に對する喪期は一ヶ年を以て斷限となし、其れ以上に至らぬ樣に定めてあるなりと、或人曰く、是れは何故かと、余答へて曰く、然り一年にして天地は則ち既に易はり、四時は則ち既に變り、其の天地の中に散在する萬物は皆更りて始にかへらざることなし、故に聖人は此の變化の期限に象りて一ヶ年と定めたるなりと、或人又問うて曰く、一ヶ年を以て標準となしながら、父母の喪だけ三年となせしは何故なるかと、答へて曰く、父母は至親の中にても一番親しき者なるが故に、重じ隆ぶことを加ふるのみ、卽ち之れを倍ならしめ一ヶ月を加へて都合二十五ヶ月となしたるなり、故に三年

しがり或は行きつもどりつして戀ひ慕ひ、然して後で猶亦しばらく鳴き哀みて、然して後能く此處を立ち去るなり、故に血氣ある屬にて人より知慮あるものなし、知慮少なき禽獸すら猶此の如し、況して人に於てをや、故に人の其の親の喪に於ける哀痛の情は己が死するに至るとも窮まることなきは當然の事に非ずや、されど何人にても此の如しとはいへぬなり、彼の姦邪淫蕩の人にありては如何、則ち彼れは朝に親が死して夕に之れを忘れて平氣に居るなり、然して此の殘忍なる情に從ふときは則ち禽獸にだも及ばざる貪殘なる境遇に至るなり、彼れ等安んぞ能く相與に群居して亂るゝことなからんや、相亂れて鬪爭を事とするに至るや言ふを待たざるなり、之れに反し夫の身を修め正せる君子にありては如何、則ち三年の喪は二十五ケ月にて之れを畢ふ、其の早きこと駟馬に鞭ちて一寸の空隙を過ぐるが如く、何となく物足らぬ心地せらるゝなり、然り而して其の情の滿足するまで喪に服するといふ樣にするときは、除服の期は無窮にて何時果つべくもあらず、故に先王はこゝに之れが爲に小人の如く殘酷に傾かず、君子の如く哀痛に流れず、其の中なる卽ち中正の制を立てゝ此の三年といふ節限を制定し凡ての人をして皆此の禮を守りて之れを成し遂げしめ、之れを畢るときは則ち直に喪服を除きて生業に復する樣になしたるなり、

【字解】〔有レ知〕知は知慮なり、〔羣匹〕羣は羣集、匹は配偶なり、〔反巡〕其の故棲のあたりに反りくること、〔故鄕〕故棲をさす、〔翔回〕鳥がかけまはること、〔躑躅〕足を以て地をたゝきもどかしがる貌なり、〔蹢躅〕行きつ戻りつする貌なり、〔啁噍〕鳴き哀しむ貌なり、〔患二邪淫一之人〕患は猶罹るといふが如し、姦邪淫蕩といふ惡行にかゝれる人の義なり、〔從レ之〕其の殘忍の情に從ふこと、〔修飾〕飾は正すなり、修飾とは身を修め正すこと、〔若二駟之過一レ隙〕駟は四匹の馬なり、隙は空隙なり、一句の意は、駟馬の車に策ちて空隙を疾驅するが如しにて極めて早きをいふ、〔遂レ之〕哀痛の情のなくなる迄服喪をなし遂ぐればの意なり、〔是無レ窮也〕除服の期は無窮にて何時果つべくも分らずといふこと、〔立レ中〕小人の殘忍に流れず、君子の哀痛にも傾かず、其の中正なる制をいふ、〔制レ節〕節は節限にて三年の年月を指す、〔壹〕皆なり、凡ての人を指す、〔文理〕文章條理にて禮を指す、〔釋レ之〕釋は舍に同じ、除なり、喪服を除きて生業に復ることをいふ、

然ラバ則何ヲ以テ至ルレ期ニ也、曰ク、至親ハ以ナレ期ヲ、

〔苴杖〕前に圖解す。〔送レ死有レ已〕死を送るには此れ丈にて止めるといふ期限あること、〔復レ生有レ節〕生は生業、節は節限なり、一句の意は生業に復するには此れからといふ期限ありて何時までも喪に居るといふわけに非ずとなり、

凡生二天地之間一者、有二血氣一之屬、必有レ知、有レ知之屬、莫レ不レ知レ愛二其類一、今是大鳥獸、則失二喪其羣匹一、越レ月踰レ時焉、則必反巡、過二其故鄕一、翔回焉、鳴號焉、躑躅焉、踟蹰焉、然後乃能去レ之、小者至二於燕雀一、猶有二啁噍之頃一焉、然後乃能去レ之、故有二血氣一之屬者、莫レ知二於人一、故人於二其親一也、至レ死無レ窮、將レ由二夫患邪淫之人一與、則彼朝死而夕忘レ之、然而從レ之、則是曾禽獸之不レ若也、夫焉能相與羣居而不レ亂乎、將レ由二夫修飾之君子一與、則三年之喪、二十五月而畢、若二駟之過一レ隙、然而遂レ之、則是無レ窮也、故先王焉爲レ之、立レ中制レ節、壹使三足以成二文理一則釋レ之矣、

【義解】此の節は、鳥獸に至るまで群を慕ひ故棲を戀ふの情あれば人の其の親を慕うて哀痛するは當然なること及、當然なりとて放任するときは生業に復るなきに至るものあるを以て、聖人此に三年の喪期を定めて制限したることを說く、

凡そ天地の間に生ずる物の中にて血氣ある屬は必ず知慮あり、知慮ある屬は其の同類を愛せざることなし、今是の大なる鳥獸にありて、其の群や配偶を失ふときは、月を越え四時を踰えても必ず歸り來りて、其の故棲を過ぐれば、必ず鳥はあちこちととびまはり或は鳴き號び、獸は或は足を以て地を擊ちてもどか

年之喪二十五月而畢、哀痛未盡、思慕未忘、然而服以是斷之者、豈不送死有已復生有節也哉、

【義解】此の節は、三年の喪は至痛の情を儀式に飾りあらはせるものなることを説く、

或人問うて曰く、父母の喪を三年と定めたるは如何なる故なりやと、余答へて曰く、聖人人の情の輕重をはかりて禮節を制定するに三年の喪を以て本とし、此れによりて親の一族に對する禮を表し、親しき者疏き者貴き者賤しき者に對する禮節を別ち、以て之れを益したり、損らしたりするべからざる様にせり、故に曰く、此の禮は萬世不易の道なりと、今其の何故に三年と定めたるかと考ふるに、大なる創を負ひし者は其の癒ゆるに久しき月日を要し、痛甚しき者は其の癒ゆるの日遲きは明なることなり、父母の死は子たる者の大負傷大至痛なり、豈數ヶ月間にして之れを癒やす可けんや、故に三年の喪は聖人が人情をはかりて禮を立て以て至痛の極を表はしたるものにて、此の長き月日にして始めて此の創痛を癒やし得べしとなせるなり、彼の斬衰の服を着、苴杖をつき、倚廬に居り、粥を食ひ、苫を席とし塊を枕とするは至痛の情の飾となす所以なり、三年といふと雖滿三ヶ年に非ずして二十五ヶ月即ち滿二ヶ年と一ヶ月なり、之れにて忌服は畢れども哀痛の情は未だ盡きず、思慕の念は未だ心に忘るゝこと能はず、然り而して服喪の禮は之を以て斷じて此れ以上を過さしめざるものは何ぞや、蓋し哀痛の情已むときなくんば生業に復るの期限は永遠になき理由なり、人々此の如くんば此の世は維持すること能はざるに至るを以て聖人は此の二十五月の期限を定め死者を送るは之れ限りにて止むべく、生業に復るは此の期限よりすべきことを知らしめたるに非ずや、

【字解】〔三年之喪〕父母の喪なり、〔稱レ情〕稱は適度にはかるなり、人情の輕重をはかるなり、〔文〕禮を指す、禮は文理粲然なり、故に文と稱す、〔飾レ羣〕飾は飾り表すこと、羣は親の一族なり、〔親疏貴賤之節〕親しき者（父母と祖父母と）疏き者（兄弟伯叔母以下）貴き者（天子諸侯）賤しき者（士庶人）に對する禮節なり、〔無易〕不易に同じ萬世不易なり、〔創〕傷なり、〔鉅〕大なり、〔其日〕其癒ゆる日なり、

麻とも其の粗細同一なり、此の如く後服の麻と前服の葛と其の粗細同じきを以て後服の麻を服して前服の葛を兼ぬることを得、

【字解】〔同〕前服の葛と後服の麻と其の粗細の相同じきこと、〔大功之葛云云〕緦の麻は小功の葛を變ずることを得ず、小功の麻は大功の葛を變ずることを得ざること服問篇第三章に見ゆ、しかるに此の篇大功以下同じきときは兼ね服することを得となして服問篇と異なるは、謂ふに彼は成人の喪に據りていひ、是は長殤中殤に據りていひしならむ、〔麻同〕後服の麻と前服の葛と其の粗細相同じきこと、〔兼服之〕後服の麻を服して前服の葛を兼ぬること、前節の輕者包と同意なり、

兼服之、服重者、則易輕者也、

【義解】此の節は、上文の意を承け、再び前節の服を易ふる者、何ぞ輕き者易ふるかの問を結ぶ、

前節に述べしが如く、後服の麻を服して前服の葛を兼ね、又、前服後服同一の麻なるとき、元の重き麻を服するときは、是れ男子と婦人と各既に其の輕き服を易へしなり、

【字解】〔服重者〕前節の重者特と同意なり、　〔則〕此處にては男子と婦人とは各則の意を含む、

○以上第二章、前章の衣服の節を承け、五服の服を易ふるの義と節とを説く、

三年問第三十八

此の篇は、三年の喪は至痛至哀の情をあらはす章表たることを論じたるものにて一篇一章なり、荀子の禮論篇中三年の喪の章をとりしものなり、文少しく異なる所あり、

三年之喪何也、曰、稱情而立文、因以飾羣、別親疏貴賤之節、而弗可損益也、故曰、無易之道也、創鉅者其日久、痛甚者其愈遲、三年者稱情而立文、所以爲至痛極也、斬衰苴杖居倚廬食粥寢苫枕塊、所以爲至痛飾也、三

ときの易服の節を說く、
斬衰の喪に、既に一周忌の練祭を畢ふれば、男子は唯腰に葛帶を帶ぶるのみにして首に麻絰なし、婦人は唯首に葛絰を著くるのみにして腰に麻帶なし、今大功の初喪に遭へば、男子は、首に大功の麻絰を著け、腰に大功の麻帶を帶びて前の斬衰の葛帶を易ふるなり、婦人は、腰に大功の麻帶を帶び、首に大功の麻絰を著けて前の斬衰の葛絰を易ふるなり、是にて男女ともに首も腰も麻を重ねしこととなる、又大功の喪、既に虞祭し、後又卒哭すれば、男子は、首に、大功の葛絰を著け、腰に斬衰の元の葛帶を帶ぶ、婦人は、腰に大功の葛帶を帶び、首に斬衰の元の葛絰を著く、是にて男女共に亦首も腰も服を重ねしことゝなるなり、

【字解】〔麻葛重〕首にも腰にも、或は麻或は葛を重ね服すること、

齊衰之喪既虞卒哭、遭大功之喪、麻葛兼服之、

【義解】此の節は、齊衰の卒哭後に大功の喪に遭ひしときの男子の易服の節を說く、
齊衰の喪に既に虞祭し、後又卒哭すれば、男子は首と腰とに葛を著く、今大功の初喪に遭へば、首には猶齊衰の葛絰を著け、腰には大功の麻帶を帶びて齊衰の葛帶を易ふるなり、此の如くすれば、首には葛あり腰には麻ありて麻葛を兼ね服することゝなるなり、

【字解】〔麻葛兼服之〕首に麻あり腰に葛あり、或は首に葛あり腰に麻あること、此處にては首に葛絰を著け、腰に麻帶を帶ぶることにて男子に據りて言へり、若し婦人なれば首に大功の麻絰を著け、腰に齊衰の麻帶を帶ぶるを以て、上下共に麻なり、故に、男子に據りしことを知る、

斬衰之葛與齊衰之麻同、齊衰之葛與大功之麻同、大功之葛與小功之麻同、小功之葛與緦麻之麻同、麻同則兼服之、

【義解】此の節は、上服既に虞卒哭したる葛と下服初喪の麻と粗細相同じきことを說く、
斬衰の喪の既に虞祭し、後又卒哭したる後の葛と齊衰の初喪の麻とは其の粗細は同一なり、又齊衰の葛と大功の麻とも其の粗細同一なり、又大功の葛と小功の麻とも其の粗細同一なり、又小功の葛と緦麻の

喪、既虞卒哭、遭齊衰之喪、輕者包重者特、

【義解】此の節は、上章の服を易ふるの義を明かにし、且つ斬衰の卒哭後に齊衰の喪に遭ひしときの節を説く、

服を易ふる者はなぜ輕き服を易ふるかと言ふに、服を易ふる場合は、男女共に重き服は其のまゝにして輕き服を易ふるが禮にして且つ人情に本づけるを以てなり、今斬衰の喪の既に虞祭し、後又卒哭して、齊衰の初喪に遭ひしときの例を以ていへば、前に述べし如く男子は首を重んじて腰を輕んじ、婦人は腰を重んじ首を輕んずるを以て、男子は腰帶を、婦人は首絰を易ふるなり、故に斬衰の葬後、男子は已に腰の麻帶を易へて葛帶となり、婦人は首の麻絰を易へて葛絰となれり、しかるに今齊衰の初喪に遭へば、男子は腰を輕んずるを以て、前の斬衰の葛帶を易へて後の齊衰の麻帶を帶び、以て前の葛帶を兼ぬるなり、婦人は首を輕んずるを以て、前の斬衰の葛絰を易へて後の齊衰の麻絰を著け、以て前の葛絰を兼ぬるなり、此の如くすれば斬衰の葛帶（男）と葛絰（女）とを易へて齊衰の麻帶（男）と麻絰（女）とを服し、且つ之を兼ね包みしを以て禮に於ても情に於ても厚きを致しゝ所以なり、又斬衰の喪に既に卒哭すれば男子は首を重んずるを以て、首には本より麻絰あり、婦人は腰を重んずるを以て、腰には本より麻帶あり、しかるに今齊衰の初喪に遭へば、男子の首は依然として獨り元の麻絰のまゝにして齊衰の麻絰に易へざるなり、此の如くすれば斬衰の麻絰（男）と麻帶（女）とは依然として元のまゝにして齊衰の麻絰（男）と麻帶（女）とに易へざるなり、是れ輕き服を已に易へ、餘は同一の麻なるを以て獨り元の麻絰を留めしなり、

【字解】〔易二輕者一〕輕き服を易ふること、即ち男は腰帶を易へ婦人は首絰を易ふること、此處にては斬衰の葛絰と葛帶を易ふること、〔輕者包〕輕き喪の麻は、重き喪の葛を兼ぬるの意、即ち齊衰の麻は斬衰の葛を兼ぬること、〔重者特〕重き喪の服と輕き喪の服と同一なる場合には、元の重き服のままにするとの意、即ち斬衰の麻と齊衰の麻と同一なるときは、斬衰の麻のまゝにてし齊衰の麻に易へざること、

既練、遭大功之喪、麻葛重、

【義解】此の節は、斬衰の練後に大功の喪に遭ひし

男子除乎首、婦人除乎帶、男子何爲除乎首也、婦人何爲除乎帶也、男子重首、婦人重帶、除服者先重者、易服者易輕者、

【義解】此の節は、前節を承け、小祥の時の麻を除き葛を除かざるの義を明かにす、

小祥の時は、男子は首の麻經を除きて、腰の葛帶を除かず、婦人は腰の麻帶を除きて、首の葛經を除かざるなり、かく男子は首の麻經を除き、婦人は腰の麻帶を除くは何の爲なるか、これは、男子は首經を重んじて腰經を輕んじ、婦人は腰經を重んじて首經を輕んず、而して服を除くときは重きものを先にするを以てなり、然るに其の服を易ふる者は、之に反して輕きものを易ふるなり、

【字解】〔首〕首經なり、〔帶〕腰經なり、首經腰經皆經といふ、之を分てば首にあるを經といひ、腰にあるを帶といふ、〔易〕服者易輕者此の句の義後章に詳なり、

又期而大祥素縞麻衣、中月而禫、禫而纖、無所不佩、

【義解】此の節は、前節の斬衰三升を承け、大祥、禫によりて哀情の衣服に見るゝの差を記す、疑らくは、此の節錯簡なるべし、當に前の期而小祥云云の下に在るべきものならむ、

斬衰の喪に在る者、小祥すれば練冠縓緣し、二周年にして大祥の祭を畢ふれば、首に素布を以てへりとりたる縞冠を冠り、身に采緣なき十五升の麻の深衣を著く、後一箇月を閒て、二十七箇月にして禫の祭を行ふ、既に禫祭を畢ふれば喪全く除かるを以て、首に纖冠を冠り、身に素端黃裳を著く、これより平常服する所のもの佩びずといふことなし、

【字解】〔素縞麻衣〕素布にて緣どりたる縞冠を冠り、采色ある緣のなき十五升の麻の深衣を服すること、〔纖〕經が黑に緯が白なる布をいふ、

○以上第一章、五服の哀情の容體、聲音、言語、飲食、居處、衣服に見れて、各其の差等あること及其義を記す、

易服者何爲易輕者也、斬衰之

なり、ヨミと訓む、故に三升は二百四十縷なり、〔去二其半一〕緦の用布は十五升なれども其の縷の半を去ること、これは普通の八十縷を四十縷にすることにて筬の一歯毎に一縷を通ずるを以て同じ一升にても布の質粗なり、故に十五升にても質粗にして六百縷なり、〔有レ事二其縷一〕豫め縷を煮て然る後に織るをいふ、〔無レ事二其布一〕織り上げたる布を練らずして其のまゝ緦服に製するをいふ、

斬衰三升、既虞卒哭、受以成布六升、冠七升、爲母疏衰四升、受以成布七升、冠八升、去麻服葛、葛帶三重、期而小祥、練冠縓緣、要絰不除、

【義解】此の節は、前節を承け、父母の喪の虞、小祥によりて哀情の衣服に見るゝの差を記す、斬衰の初には三升の布の喪服に服すれども、既に虞祭し、又卒哭すれば、六升の成布の服を受けて前の三升の服を更ふ、而して冠は七升の布のものを冠る、母の爲には其の初め四升の布の喪服を服すれども、既に虞祭し、後又卒哭すれば、七升の成布の服を受けて前の四升の服を更ふ、而して冠は八升の布のものを冠る、又虞祭卒哭の後は、男子は麻の要絰を、婦人は麻の首絰を去てゝ皆之に易ふるに葛絰を以てするなり、而して其の男子の葛絰は、前の麻絰より少しく小にして三重のものなり、後一周年にして小祥の祭を畢ふれば練の冠を冠り、薄赤の緣したる練の中衣を服す、是の時は首の麻絰已に除かると雖要の葛絰は除かざるなり、

【字解】〔受以二成布六升一〕受は後服を受けて前服を更ふること、成布は六升以下の精細なる疏布の對、一句の意は卒哭の後は前服を脱ぎて後服を受くるものなり、さて其の受くる所の服は、各前服の時の冠の布の升數を以て後服の衰の升數となすなり、故に斬衰三升の時の冠の布は六升なりしを以て、今卒哭の後に受くる所の服は質の精細なる六升の服を受くるなり、〔去レ麻服レ葛〕男子は麻の要絰を婦人は麻の首絰を去て皆之に易ふるに葛を以てすること、〔三重〕葛を三度糾ひ合したるもの即ち、一度び糾ひ合したるものを股といふ、是れ一重なり、兩股を糾ひ合したるを縄といふ、是れ二重なり、二縄を糾ひ合して又、一縄とす、是れ三重なり、〔練冠縓緣〕練は縓黑にして緯白き布をいふ、縓は薄赤き色、緣は純なり、へり、一句の意は、練の冠を冠り、又練を以て中衣とし縓を以て中衣の領緣となしたるものを服すること、

而禫、禫而牀、

【義解】　此の節は、前節を承け、父母の喪の虞、小祥、大祥、禫によりて哀情の居處に見るゝの差を記す、父母の喪に、既に虞祭して後又卒哭すれば、倚廬の木を少しく擧げ、短き柱を立てゝ楣を造り、戸旁又は兩廂の屏の垂れ下がれる草を翦りて光線を採り、寢ぬるには齊衰の如く耳なしの蒲の席の上にす、又一周年にして小祥の祭を畢ふれば、堊室の中に居り、寢ぬるに平常の敷物あり、又二周年にして大祥の祭を畢ふれば、平常の寢室に反る、されど未だ牀を設けず、又大祥後一箇月を閒てゝ二十七箇月にして禫祭を行ふ、禫祭を畢ふれば平常の通り牀を設けて寢ぬるなり、

【字解】〔柱楣翦屏〕倚廬の木を少しく擧げ、短き柱を立てゝ楣を造り、戸旁兩廂などの垂れ下がれる草を切りて、倚廬の中を寬かにし且つ光線を採ること、

斬衰三升、齊衰四升五升六升、大功七升八升九升、小功十升十一升十二升、緦麻十五升去其半、有事其縷、無事其布曰緦、此哀之發於衣服者也、

【義解】　此の節は、五服によりて哀情の衣服に見るゝの差を記す、斬衰の初には三升の布を用ふ、齊衰には、降服には四升の布を、正服には五升の布を、義服には六升の布を用ふ、大功には、降服には七升の布を、正服には八升の布を、義服には九升の布を用ふ、小功には、降服には十升の布を、正服には十一升の布を、義服には十二升の布を用ふ、緦麻には、降正義共に十五升の布を用ふ、但し、緦麻の用布に限りて其の半を去てゝ六百縷を以て經となす、而してこの縷を豫め煮て然る後に織り、織り上げたる布を練り治めずして仕立つるを緦といふ、されば緦の服は煮たる縷にて織りたる生布にして、小功以上は皆生縷にて織りたりものなり、此の如く縷の質といひ、升の數といひ、五服によりて異なるは皆悲哀の衣服に見れたるものなり、

【字解】〔三升〕升は、登なり、成なり、筬の齒四十の稱、普通は一齒毎に二縷を通すものなれば八十縷にて一成となる、一成は一升のこと

父母の喪に、既に虞祭して後又卒哭すれば、其の飲食する所は齊衰の既に殯したる後と同じく、たゞ粗飯を食ひ水を飲むのみにして、野菜果實を食はざるなり、一周年にして小祥の祭を畢ふれば、大功の既に殯したる後と同じく、常食に近くして野菜果實を食ふされど未だ醯醤を食はず、二周年にして、大祥の祭を畢ふれば、小功の既に殯したる後と同じく常食にして醯醤有れども、未だ醴酒を飲まず、大祥後一月を閲て二十七箇月にして禫祭を行ふ、この禫祭を畢ふれば、全く喪を除きしものなれば、平常と一も異なることなし、故に醴酒を飲む、さて喪を除きて始めて酒を飲むときには、先づ醴酒を飲む、又始めて肉を食ふときは、先づ乾肉を食ふなり、これは孝子が始めて喪を除きたればとて、直に美味を食ふに忍びざるを以て、かく美味ならざる醴酒と乾肉とを飲食するなり、

【字解】〔中レ月〕中は間なり、一箇月をへだつること、

父母之喪、居ニ倚廬一寢レ苫枕レ塊、不レ稅ニ經帶一、齊衰之喪、居ニ堊室一芐翦不レ納、大功之喪寢レ有レ席、小功緦麻、牀可也、此哀之發ニ於居處一者也、

【義解】　此の節は、五服によりて哀情の居處に見るゝの差を記す、

父母の喪には、倚廬の中に居り、苫の上に寢ね土塊を枕として経帶を脱がず、齊衰の喪には、堊室の中に居り、蒲の席の兩端を翦り放したるのみにて耳を組まざるものゝ上に寢ぬ、大功の喪には、平常の居室に牀を設けず席を敷きて寢ぬ、小功緦麻の喪には、平常の通り牀を設けて可なり、此の如きは皆悲哀の居處に見れたるものなり、

【字解】〔倚廬〕〔堊室〕解は共に喪大記に見ゆ、　〔芐翦不レ納〕芐は、蒲の席なり、其の席たゞ兩端を切りて齊しくなしたるのみにて、兩端の切り端を内に組み納れざるもの、即ち耳なしの蒲の席をいふ、

父母之喪、既虞卒哭、柱楣翦屏芐翦不レ納、期而小祥、居ニ堊室一、寢有レ席、又期而大祥、居復レ寢、中レ月

果、大功之喪、不食醯醬、小功緦麻不飲醴酒、此哀之發於飲食者也、

【義解】此の節は、五服によりて哀情の飲食に見るゝの差を記す、

斬衰の喪に遭へば、水漿口に入らざること三日に至るまで悲哀す、故に三日の間飲食せず、齊衰には其の哀稍輕し、故に二日の間飲食せず、大功には其の哀又稍輕し、故に一日飲食せず、小功緦麻には其の哀又稍輕し、故に一日の內二度飲食せず、士は嘗て事を共にせし者のために斂す、斂すれば之が爲に一度飲食することを廢す、此の如く哀の輕重によりて喪の初に各、飲食を絕つ、されど何日までも飲食せずして居らるべきにあらず、故に父母の喪には、既に殯すれば粥を食ふ、而して其の粥も三度にてはなく、たゞ朝に一溢米の粥と暮に一溢米の粥とを食ふのみ、齊衰の喪にはたゞ粗飯を食ひ水を飲むのみにして野菜果實などを食はず、大功の喪には常食に近しと雖、醯醬を食はず、小功緦麻の喪には常食すると雖醴酒を飲まざるなり、此の如きは皆悲哀の飲食に見れたるものなり、

【字解】〔三日不食〕始めて死にてより三日の間飲食せざること、〔二日不食〕此の記は喪大記の三不食とあるに異なり、謂ふに齊衰以下には正服と降服と義服との不同あり、從つて其の哀情に輕重あるを免れず、故に此の記は齊衰の正服により、喪大記の三不食は齊衰の義服によりしものならむ、又、下文の小功緦麻の條にも喪大記と合はざる所あるは、此の降服正服義服によりて記事の差を生じたるものと知るべし。〔三不食〕三度飲食せざること、即ち一日の絕食なり、以下再不食及び壹不食、推して知るべし、〔溢〕量の名、一升の二十四分の一、一手に盛る位の量、〔疏食〕粗飯なり、〔醯醬〕ひしほ、しほから、

父母之喪、既虞卒哭、疏食水飮不食菜果、期而小祥、食菜果、又期而大祥、有醯醬、中月而禫、禫而飮醴酒、始飮酒者、先飮醴酒、始食肉者、先食乾肉、

【義解】此の節は、前節を承け、父母の喪の虞、小祥、大祥、禫によりて哀情の飲食に見るゝの差を記す、

哭、若往而反、大功之哭、三曲而偯、小功緦麻、哀容可也、此哀之發於聲音者也、

【義解】此の節は、五服により哀情の聲音に見るゝの差を記す、
斬衰の哭は、氣絶えて續かざるが如し、齊衰の哭は、氣絶えて少しく續くが如し、大功の哭は、聲の質直にして稍文あるなり、小功緦麻の哭は、唯哀しき容をなして可なり、此の如きは皆悲哀の聲音に見れたるものなり、

【字解】〔往而不反〕氣の絶えて續かざるをいふ、〔往而反〕氣の絶えて少しく續くをいふ、〔三曲而偯〕聲の質直にして少しく文あるをいふ、三曲は必すしも聲の三たび曲折するにはあらず、偯は聲の餘音なり、〔哀容可〕哭するとき哀しきさまをなし可なること、即ち聲に調子あること、

斬衰唯而不對、齊衰對而不言、大功言而不議、小功緦麻議而不及樂、此哀之發於言語者也、

【義解】此の節は、五服によりて哀情の言語に見るゝの差を記す、
斬衰の初に於ては、他より何事か言はるゝときは「ハイ」と應へて言辭を以て對へず、齊衰の初に於ては、他より何事か言はるゝときは、言辭を以て對へて人に先ちて發言せず、大功の初に於ては、他と言語を交ふることありと雖、泛く人と論議せず、小功緦麻の初に於ては、人と論議することありと雖、歡樂の事を言はず、此の如きは皆悲哀の言語に見れたるものなり、

【字解】〔唯〕應する辭、ハイといふに同じ、〔對〕言辭を以て其の問ふ事に答ふるのみ、〔言〕他と言語を交ふること、〔議〕議論すること、〔不及樂〕歡樂の事を言はざること、

斬衰三日不食、齊衰二日不食、大功三不食、小功緦麻再不食、士與斂焉、則壹不食、故父母之喪、既殯食粥、朝一溢米、莫一溢米、齊衰之喪、疏食水飲、不食菜

等に比ぶれば皆五服の中に包まるゝことを說く、

間傳第三十七

此の篇は、五服の喪制の間に於て、其の親疏輕重により各、哀情の發露の差等あることを傳へ記す、故に間傳といふ、

斬衰何以服苴、苴惡貌也、所以首其內而見諸外也、斬衰貌若苴、齊衰貌若枲、大功貌若止、小功緦麻容貌可也、此哀之發於容體者也、

【義解】此の節は、五服によりて哀情の外貌に見るるの差を記す、

五服中にて尤も重き斬衰に、何の故ありて苴絰苴杖を用ひ、又苴色の衰裳を服するかといふに、苴は其の色蒼黑にして甚しく惡しき貌なり、又大憂ある者は其の面必ず深黑となりてこの苴の色の如く醜惡の貌となる、これは至痛の心先づ內に發りて容貌に見れたるものなり、故に斬衰に其の哀情の外に見れたる色と貌とに同樣なる苴を用ひし所以なり、此の如く斬衰に遭ふ者は悲痛極りなきを以て其の容貌は苴の如く蒼黑となる、齊衰の喪に遭ふ者は斬衰より稍輕きを以て容貌は枲の如く淺黑き色となる、又大功の喪に遭ふ者は齊衰より稍輕きを以て其の容貌は哀戚して歡欣する所なく、打ち沈みたるが如し、又小功緦麻の喪に遭ふ者は五服中にて尤も疏にして輕きものなれば其の容貌は平常の如くにて可なり、されど情の厚き者は其の容貌平常と少しく變はることあり、此の如きは皆悲哀の儀容形體に見れたるものなり、

【字解】〔苴〕實の結ぶ麻にして色の蒼黑なるもの、めあさ、斬衰の衰（衣）と裳と絰とには苴を用ひ、杖にも亦苴杖といふ、苴杖は竹杖なれども、其の色と惡しき貌とより名づく、〔枲〕實の結ばざる麻にして色の淺黑きもの、をあさ、齊衰の絰に用ふ、〔若止〕哀戚して打ち沈める貌、〔容貌可〕平常の容色ありて可なること、

斬衰之哭、若往而不反、齊衰之

のために、及び卿大夫相互に其の妻のために、往きて其の喪に臨むときも亦此の錫衰を服するなり、但しこの妻のためにするときは、內に居るときも常に著けず、他事ありて外に出づるときも亦服せざるなり、

【字解】〔公〕國君なり、〔錫衰〕十五升の細き布を灰汁にて練りて光澤を出し、喪服に製したるもの、〔當ㇾ事〕大斂及び殯するときをいふ〔弁絰〕皮弁して絰を加ふるをいふ、〔往〕其の喪に臨むをいふ、

○以上第四章、上下內外相爲にするの喪服を說く、

凡見ㇾ人無ㇾ免ㇾ絰、雖ㇾ朝ニ於君ニ無ㇾ免ㇾ絰、唯公門有ㇾ稅ニ齊衰ㇾ、傳曰、君子不ㇾ奪ニ人之喪ㇾ、亦不ㇾ可ㇾ奪ㇾ喪也、

【義解】凡そ往きて人に見ゆるときは、喪服の絰を釋かず其のまゝ見ゆるべきことなり、但に人に見ゆるときのみならず、君に朝するときにも絰を釋かずして可なり、唯齊衰に杖つかざる者は、公門に入るとき齊衰を脫ぐことあり、されど絰は尙ほ釋くに及ばざるなり、古の傳記にいへり、「國君は自ら尊しとて臣下の喪の禮を行ふを妨ぐることをせず、亦其の禮を妨げて喪服を吉服に改めんとするも能はざるなり、」と、是れは人に孝を敎ふる所以なり、

【字解】〔免〕釋なり、トクと訓む、〔稅ニ齊衰ㇾ〕稅は脫なり、ヌグと訓む、齊衰を脫ぐこと、されど其の絰は釋かざるなり、此は齊衰に杖つかざる者をいふ、若し齊衰に杖つき及び斬衰の者は公門に入ると雖脫がざるなり、

○以上第五章、喪服の絰は輕々しく釋くべからざることを說く、

傳曰、辠多而刑五、喪多而服五、上附ㇾ下附ㇾ列也、

【義解】古の傳記にいへり、罪多けれども、其の重きものは上刑に附け、輕きものは下刑に附くるを以て、皆五刑の中にて處分することを得、又此れと同じく喪多けれども、親しき者は大功以上に附け、疏き者は小功以下に附くるを以て、皆五服の中にて執り行ふことを得、是れ刑と喪とは、其の上に附け下に附くるの等列相似れるなり、

【字解】〔辠〕罪なり、〔刑五〕五刑をいふ、即ち墨・劓・剕・宮・大辟なり、〔服五〕五服をいふ、即ち斬衰・齊衰・大功・小功・緦麻なり、〔列〕等比なり、一說に例なりと、

○以上第六章、喪服は上下內外多しと雖、其の親疏の

君よりいふ呼稱、單に夫人とのみいへば、下文の太子適婦といへるに類せず、又單に妻といへば是れ記者の稱すべき所にあらず、故に兼れて夫人妻といへるなり、〔太子〕世子に同じ、〔適婦〕世子の妻なり、

大夫之適子爲君、夫人、太子如士服、

【義解】此の節は、前節の世子不爲天子服の句を承け、大夫の適子は君及び夫人太子のために服することを説く、

諸侯の世子は天子の喪のために服せずと雖、大夫の適子は、諸侯と夫人と太子とのために喪服を著くること、士の君夫人太子のために服するが如くす、

【字解】〔士服〕士は、國君のためには斬衰を、夫人には期を太子には斬衰を服す、

君之母非夫人、則羣臣無服、唯近臣及僕驂乘從服、唯君所服也、

【義解】此の節は、國君の母、適夫人にあらざるときの喪に、服あるものと服なきものとの別を説く、

國君の母、適夫人たるときは、其の喪に羣臣期に服すれども、若し適夫人にあらざるときは、國君之がために緦麻に服す、故に羣臣服なし、唯近臣及び僕驂乘の如きもの君の服に從ひて服す、而して其の服する所は、君の服の如く緦麻に服するなり、

【字解】〔僕〕車を御する者、〔驂乘〕車の右に乘る者、そへのり、乘車の方は、尊者左に乘り、御者中に乘り、驂乘右に乘る、是れは車の傾側を防がんがためにして其の驂乘といへるは三人乘るといふ義に取りしなり、

公爲卿大夫錫衰以居、出亦如之、當事則弁經、大夫相爲亦然、爲其妻往、則服之、出則否、

【義解】此の節は、君、臣のために、又は臣相ためにする喪服を説く、

國君は、卿大夫の喪のためには、喪服を成したる後に錫衰を著けて内に居り、他事ありて外に出づるときも亦此の如くす、若し大斂及び殯するときには、首に弁經を著け身に錫衰を服す、又大夫相互の喪にも亦君の卿大夫に於けるが如くす、又國君が卿大夫の妻

而して此の殤服の麻を帶びて此の殤の月數を終ふれば、其の後は復び三年の練後の葛帶に反るなり、此の如く長殤の麻を以て三年の葛に易へしは此の麻を重んぜしにはあらず、其の初死より卒哭するときに至るまで麻帶を脱ぎて葛帶に改むべき禮なきを以てしかせるなり、而して下殤には三年の練後の葛帶を變ずることなし、是れ其の情に於て輕きが故なり、

【字解】〔殤長中〕殤は夭折なり、わかじに、長は長殤なり、十六歳より十九歳に至るまでの夭折、一説に十二より十五に至るまでなりと、中は中殤なり、十二歳より十五歳までの夭折、一説に十より十二に至るまでなりと、而して此等の服は、本大功なれども今夭折せるを以て降して小功緦麻とす、　〔殤之月算〕長殤は小功にして五箇月、中殤は緦麻にして三箇月なり、〔稅〕脱に同じ、　〔下殤〕八歳より十一歳に至るまでの夭折、一説に七より九に至るまでなりと、此の服は本大功以下のものなれども、今夭折して下殤なるがため降して緦麻とす、而して其の情輕し、

○以上第三章、三年の喪の一周忌以後に當り、期、大功、小功、緦麻などの喪ありしときの變服を説く、

君爲天子三年、夫人如外宗之爲君也、世子不爲天子服、

【義解】此の節は、諸侯及び夫人世子が天子の爲にする喪服を説く、

列國の諸侯は、天子の喪のためには斬衰三年を服す、其の夫人は、諸侯の外親の婦が諸侯のためにするが如く期に服す、其の世子は、天子のために服せずして畿外の民の如くす、若し天子のために服さば當に斬衰たるべし、是れ二君あるの嫌あり、故に服せず、

【字解】〔君〕列國の諸侯なり、　〔如外宗之爲君〕外宗は諸侯の外親の婦なり、卽ち、其の夫は、諸侯の外姓にして兄弟たるもの、故に其の婦を外宗といふ、さて外宗の夫は諸侯と兄弟の親あるを以て諸侯の喪には斬衰に服す、婦は之に從ひて期に服す、これと同じく諸侯は天子のために斬衰に服するを以て、夫人は之に從ひて期に服するなり、　〔世子〕諸侯の適子なり、或は太子ともいふ、

君所主、夫人妻、太子、適婦、

【義解】此の節は、諸侯の尊を以て喪主となるべき者あることを説く、

諸侯の尊き身分を以て喪の主人となるべき者三人あり、卽ち諸侯の適妻と世子と世子の婦となり、この三人は皆三適なるを以て諸侯之が爲に喪主となるなり

【字解】〔夫人妻〕諸侯の適妻をいふ、夫人は他人よりいふ敬稱、妻は

ひて根を斷ちて糾ひ合したる首絰をいふ、これは小功以下の喪に用ふる首絰なり、故に此處にては小功以下の喪といふに同じ、〔於レ免絰レ之〕喪の初に於て、當に免を加ふるべきときに、小功の麻絰を首に加ふるをいふ、即ち斂する時に絰を加ふるをいふ、〔既免〕殯し畢はりしときをいふ、〔每可二以絰一〕暫く絰を加ふべき時、即ち斂葬の時をいふ、〔既絰〕殯葬し畢はりしときをいふ、

小功不易喪之練冠、如免則絰其緦小功之絰、因其初葛帶、緦之麻不變小功之葛、小功之麻不變大功之葛、以有本爲稅、

【義解】此の節は、前節を承け、小功以下の喪にて前の重喪の服を變ずると否との義を申ねて明かにす、三年の喪の一周忌以後に當り、小功以下の喪あるときは、三年の喪の練冠を變易すべからざるは言ふまでもなく、期の練冠をも亦變易すべからず、故に前節に於て既に免すれば絰を去り、既に絰すれば之を去るといへるは此の事を言へるなり、但し、小功緦麻の喪に於て、若し免を著けざるべからざる節あるときは、其の緦麻小功の首絰を加へて可なり、又腰に帶ぶるべき絰は、必ず三年の喪の練後の葛帶を帶ぶべし、何となれば輕喪の麻は重喪の葛を變ずることを得ざるがためなり、故に緦の麻は小功の葛を變ぜず、小功の麻は大功の葛を變ぜざるなり、されど如何に輕喪の麻なりといへども、唯大功以下の麻の根附のまゝ糾ひ合したるもののみに限りては、三年の喪の練後の葛帶を變ふることを得るなり、

【字解】〔以レ有レ本爲レ稅〕稅は變なり、大功以上の麻絰は根本ありて重服なれば、三年の喪の練後の葛帶を變ふることを得るの意なり、即ち前節の麻之有レ本者、變二三年之葛一の意を明かにせり、

殤長中、變三年之葛、終殤之月算、而反三年之葛、是非重麻、爲其無卒哭之稅、下殤則否、

【義解】此の節は、前節を承け、緦小功は三年の練後の葛帶を變ずることを得ざれども、又例外あることを說く、三年の喪の一周忌以後に當り、小功緦麻の喪あるときは、三年の練後の葛帶を變ずることを得ざれども、長殤と中殤とは、三年の練後の葛帶を變ずることを得、

ときは、其の葬前葬後に拘らず、前の喪服を變ずることなし、是れは輕服を以て重服を減じ降すこと能はざるを以てなり、

【字解】〔小功〕小功以下の喪をいふ、小功已に變ずることなし、緦麻も亦變ずることなきこと勿論なればなり、

麻之有レ本者變ニ三年之葛一、

【義解】此の節は、前節の大功亦如レ之の例外あることを説く、

三年の喪の一周忌以後に當り、又大功以上の喪ありて既に葬りし後は、故の葛絰を帶ぶること前述の如し、されど若し大功以上の喪ありて未だ葬らざるときは、其の要絰に、根附の麻を糾ひ合したる麻絰を帶ぶ、これは要絰中にて尤も重きものなれば、三年の喪の一周忌以後に帶ぶる所の葛絰を變ふることを得るなり、若し又小功以下にては假令麻絰を用ふるとも、麻を洗ひて根を斷ちて糾ひ合したるものなれば、三年の葛絰を變ふること能はざるなり、

【字解】〔麻之有レ本者〕本は根なり、麻の根を斷たず、其のまゝ糾ひ合して要帶としたるもの、喪服の要絰中にて尤も重服なるもの故に麻の本ある者といへば大功以上の喪といふに同じ、此處にては齊衰大功の喪の未だ葬らざる以前に帶ぶるものをいふ、〔三年之葛〕三年の喪の一周忌以後に帶ぶる葛絰をいふ、

既練遇ニ麻斷レ本者一、於レ免絰レ之、既免去レ絰、每可ニ以絰一必絰、既絰則去レ之、

【義解】此の節は、前節の小功無レ變の例外あることを説く、

三年の喪の一周忌以後に當り、小功以下の喪に遭ふときは、前の喪服を變ふることなきこと前節已に述べたり、されど此處に一の例外あり、そは或る時に限りて首絰を加ふることとなり、卽ち三年の喪の一周忌以後は、首絰を去りて練冠を著く、此の時に當つて小功緦麻の喪ありて斂するときは、必ず小功の麻絰を首に加ふるなり、既にして斂し畢はればこの麻絰を去りて又元の練冠を冠る、又殯葬の時に當りては、每に麻絰を加ふべき時なれば必ずこれを首に加ふ、既にして殯葬の事畢れば、又この麻絰を去りて元の練冠を冠るなり、

【字解】〔既練〕三年の喪の一周忌以後をいふ、〔麻斷レ本者〕麻を洗

母の黨のために服するの義なし、故に繼母の黨のために服せざるなり、

【字解】〔母死〕己れの母死ぬるをいふ、〔其母〕己れの母をいふ、

○以上第二章、母黨の服を說く、

三年之喪既練矣、有期之喪既葬矣、則帶其故葛帶、絰期之絰、服其功衰、

【義解】此の節は、三年の喪の一周忌以後に當りて、又期の喪ありて既に葬りし後の變服を說く、

三年の喪中、既に一周忌の祭を終へしとき、又、期の喪に遭ひて既に葬りし後と同期間に當るときは、男子は腰に三年の喪の練以後に用ふる所の葛帶を帶び首に期の喪に用ふる所の葛絰を加へ、服は三年の喪の練後に用ふる所の功衰を服するなり、婦人なれば、葛帶せざるを以て腰に期の麻帶を帶び、首に三年の喪の葛絰を加ふ、服は男子と同じ、

【字解】〔三年之喪〕子、父のために、父、長子のために、父沒して後、子母のために服する喪などをいふ、〔練〕小祥なり、一周忌の祭をいふ、〔期之喪〕一箇年服する喪、〔故葛帶〕三年の喪の練以後に帶ぶる葛帶をいふ、期の喪の葬後にも葛帶を帶ぶ、而して其の粗細同じと雖、重きに從ひて三年の喪の練後に用ふる者を帶ぶるなり、〔絰二期之絰一〕一年の喪に用ふる葛絰を首に加ふるをいふ、三年の喪の練後には、首絰既に除き去られたれば期の葛絰を加ふるなり、〔功衰〕三年の喪の練後に服する服をいふ、練以前は斬衰を服すれども、練後は功衰を服す、其の衰の升數は大功の升數と相同じ、故に功衰といふなり、即ち父のためには七升、母のためには八升の衰を用ふ、

有大功之喪亦如之、

【義解】此の節は、前節を承けて、大功の葬後の變服を說く、

三年の喪の一周忌以後に當りて、又、大功の喪ありて既に葬りし後も、亦前節に述べし期の喪ありて既に葬りし後の變服と同一なり、

【字解】〔有二大功之喪一〕三年の喪の練後に當り、又大功の喪ありて既に葬りし後をいふ、〔亦如レ之〕故の葛帶を帶び、期の絰を加へ、功衰を服するをいふ、

小功無變也、

【義解】此の節も亦前節を承けて、小功以下の喪には服を變ずることなきことを說く、

三年の喪の一周忌以後に當り、又、小功以下の喪ある

古の傳記に曰へり、喪の重き者に從ひて輕き喪に服することとありとは、夫が其の妻の重き齊衰の喪に從ひて、妻の父母のために輕き緦麻の喪に服するが如きをいふ、

有從無服而有服、公子之妻爲公子之外兄弟、

【義解】此の節は、喪の服なき者に從ひて服有ることあることを引證す、

古の傳記に曰へり、喪の服なき者に從ひて却つて服あることありとは、公子の妻が服なき公子に從ひて、公子の母黨の舅及び從母の子のために緦麻の喪に服するが如きをいふ、

【字解】〔外兄弟〕母黨の舅及び從母の子をいふ、はゝかたのをぢのこ及びはゝかたのをばのこ、普通の外兄弟は皆緦麻の服あれども、公子は君に厭はるゝ故に服なし、一說に公子の外兄弟とは公子の母黨の外祖父母及從母なりと、

有從有服而無服、公子爲其妻之父母、

【義解】此の節は、喪の服ある者に從ひて服なきことあることを引證す、

古の傳記に曰へり、喪の服ある者に從ひて服なきことありとは、公子が其の妻の齊衰の喪あるに從ひて、妻の父母の喪に服せざるが如きをいふ、

【字解】〔妻之父母〕公子の妻の父母なり、公子の妻は其の父母のために齊衰期の喪に服す、是れ服あるなり、公子は君に厭はれて妻に從ひて其の父母の喪に服すること能はず、是れ服なきなり、

○以上第一章、從服に輕重の差あることを引證す、

傳曰、母出則爲繼母之黨服、母死則爲其母之黨服、爲其母之黨服、則不爲繼母之黨服、

【義解】古の傳記に曰へり、己の生みの母、故ありて父に出され、父再び後妻を娶れば、己れ母を絕たずとも義巳に絕ちたり、從つて母黨の恩も斷絕す、故に繼母の黨のために服して出母の黨のために服せざるなり、若し己れの母死にて父後妻を迎ふると雖、己れの母は巳に廟に祔祭せられたれば己れの母の黨のために服す、既に己れの黨のために服するときは、更に繼

父在すを以て、喪事に係る急遽の樣子をなして父の心を動かさんことを恐れてなり、此の如くするは故らに父に重く母に輕くするにあらず、是れ孝子の父母を思ふ志にして、人情の實より出でたるものなり、又禮儀の經にして人人の遵奉すべきことなり、而してこの禮經たる、天より降れるものにもあらず、地より出でたるものにもあらず、畢竟人の至情より見れたるもののみと、

〇以上第二章、假に問を設けて喪の禮は人情に本づきて定められたる所以を說く、

服問第三十六

此の篇は、喪服の義を說く、而して文體問答體にあらずして服問と名づけしは、是れ本、人の喪服の義を問ひたるに對し、禮を知れる者が古の禮經傳記を引證して逐次之に答へたるものを、記者が唯其の答へたる辭のみを記したるものならむ、

傳曰、有從輕而重、公子之妻爲其皇姑、

【義解】此の節は、喪の輕き者に從ひて却つて重き喪に服することあることを引證す、

古の傳記に曰へり、喪の輕き者に從ひて却つて重き喪に服することありとは、諸侯の庶子の妻が其の夫の輕き練冠の喪に從ひて、其の皇姑のために重き齊衰の喪に服するが如きをいふ、

〔字解〕〔傳曰〕傳は、古の傳記なり、以下皆同じ、曰の字、下の三節にも係る、一說に傳とは前篇の大傳なりと、〔公子〕諸侯の妾の子なり、即ち庶子をいふ、庶子は其の母の喪には唯練冠するのみなり、これは諸侯在すときの禮にして諸侯沒にぬれば其の母のために大功に服することを得、是れ尊者上に在すときは妾の子を厭ふを以てなり、〔公子之妻〕諸公の庶子の妻なり、庶子の妻は諸侯の存沒に係らず夫の母のために齊衰期の喪に服するなり、〔皇姑〕皇は君なり、姑はしうとめなり、諸侯の妾にして公子の母なり、公子の妻よりいへば姑なり、されど單に姑と呼べば諸侯の嫡女君(夫人)に障あり、故に皇の字を添へて女君にあらざれども、己より見れば其の尊きこと女君に同じきことを明かにせんがために皇姑といふ、

有從重而輕、爲妻之父母、

【義解】此の節は、喪の重き者に從ひて輕き喪に服することあることを引證す、

【義解】此の節は、喪に杖つくに父と母とにより杖を異にすれども、孝子の心は同一なることの義を說く、

或る人問うて曰く、喪に杖つくに父母により異なるは何ぞやと、曰く、父のためには竹の杖を母のためには桐の杖を用ふるは、其の義を取る所は異なりと雖、孝子の親に對する心は同一なり、故に父の爲には苴の杖を用ふ、苴の杖とは竹なり、其の圓きは天に象り、又其の四時を歷て色を改めざるの義に取る、卽ち父は猶天の如くにして、其の死の哀みは、終身忘るゝこと能はざるの意なり、母の爲には削の杖を用ふ、削の杖とは桐の木を四角に削りたるものなり、其の方なるは地に象り、又其の桐は同と同音の義に取る、卽ち母は猶地の如くにして、其の死の哀みは父に於けると同一なるの意なりと、

或問曰、杖者以何爲也、曰、孝子喪親、哭泣無數、服勤三年、身病體羸、以杖扶病也、則父在不敢杖矣、尊者在故也、堂上不杖、辟尊者之處也、堂上不趨、示不遽也、此孝子之志也、人情之實也、禮義之經也、非從天降也、非從地出也、人情而已矣、

【義解】此の節は、喪に杖つくの義を說き、以て上章の意を明かにす、

或る人問うて曰く、喪に杖つくことは如何なる理由なるかと答へて曰く、孝子、親の喪に居るときは哭泣すること數なく、憂苦に沈みて喪に服すること三年間なり、されば其の身體は病み勞れて起居にも差し支ふるに至るべし、故に杖をつきて其の勞れたる身體を扶くるなり、されど父在して母の喪に遭ふときは、遠慮して母の爲に杖つかざるは、尊者在すが故なり、是れは家に二尊なきことを明かにせるなり、又堂上にて杖つかざるは、堂上に父在すを以て尊者の席を辟けんとするが故なり、又堂下にて趨らざるは、堂上に

して頭を地に觸れ、容つくること無きが如くす、此の如くするは禮の變なりと雖、其の至情に至りては正禮に異なること無し、實に親を思ふの至れるものといふべきなりと、

【字解】〔肉袒〕はだぬぎて四體を露すこと、〔不レ居〕冠を冠らざるをいふ、オカズと訓む、〔禿者〕はげあたま、〔傴者〕せむし、〔跛者〕ちんば、〔錮疾〕久しく癒えざる病、此處にては不具者、

或問曰、免者以レ何爲也、曰、不レ冠者之所レ服也、禮曰、童子不レ緦、唯當レ室緦、緦者其免也、當レ室則免而杖矣、

【義解】此の節は、前節を承けて童子の免すると免せざるとの義を說く、

或る人問うて曰く、成人喪に遭ひ吉冠を去りて免すること前に既に承れり、然るに成人にあらずして免する者あるは如何なる理由なるかと、答へて曰く、凡そ免とは已に冠せし人の喪のため著くるものにして未だ冠せざる童子の著くるものにあらず、されど未だ冠せざる童子にして之を服することあり、儀禮喪服記に、童子は族人の爲に緦麻の服を服せずといへり、是れは幼少なれば緣の遠き者の喪に與からざることをいへるなり、されど唯童子の父兄なくして室に當りて家事に主たらざるべからざる者は、幼少なりと雖族人の喪に緦麻の服を服すべきなり、緦麻の服を服すれば童子と雖免を著くるなり、故に未だ冠せざる童子は免せざるを常禮とすれども、父兄なくして喪主となり、自ら成人の禮に當るときには免を著け且つ杖つきて可なりと、

【字解】〔不レ冠者〕未だ冠を冠せざるもの、元服せざる者、童子をいふ〔童子不レ緦〕儀禮喪服記の文なり、記者、童子時ありて免することあることを說明せんとして此の文を引く、其の意は、幼少なる者は緣の遠き族人の喪には、五服の中にて尤も輕き緦麻をも服するに及ばずとのことなり、〔當レ室〕童子、父兄なく、自ら成人の禮に當るをいふ、〔杖〕禮に童子は杖つかざるなり、されば室に當れば成人の格なり、故に杖つくなり、

或問曰、杖者何也、曰、竹桐一也、故爲レ父苴杖、苴杖竹也、爲レ母削杖、削杖桐也、

生〕蘇生に同じ、よみがへること、〔俟₂其生₁〕生は復生に同じ、よみがへらんことを待つこと、〔家室之計〕其の家室相當の喪の費用をいふ、

或人問曰、冠者不₂肉袒₁何也、曰、冠至尊也、不₃居₂肉袒之體₁也、故爲₂之免₁以代₂之也、然則禿者不₂免、傴者不₂袒、跛者不₂踊、非₂不₁悲也、身有₂錮疾₁、不₂可₃以備₁禮也、故曰、喪禮唯哀爲₂主矣、女子哭泣悲哀、擊₂胷₁傷₂心、男子哭泣悲哀稽顙觸₂地₁無₂容、哀之至也、

【義解】此の節は、冠する者は袒せず、袒する者は冠せざるの義と、喪禮は哀を以て主となすべしとの意を說く、

或る人問うて曰く、喪禮に冠する者は肉袒せずといへるは如何なる理由の存するにやと、答へて曰く、冠は頭に戴くものにして至つて尊き吉服なれば之を肉袒せる者の頭に冠らば、上下不釣合にして且つ冠はけがさるゝなり、よりて肉袒せる體には冠を冠らざるなり、故に肉袒せんとする者には之に適合する免を作りて冠に代ふるなり、彼の喪の初に吉冠を去りて笄纚を留め、後に免を著け、免して後に踊するなどは、禮の正しきものなり、然るに此の正體を備に行ふこと能はざる者あり、卽ち禿者は頭に髮なきを以て免すれば頂を露す、故に免すること能はず、傴者は背、曲がれるを以て袒すれば醜き體を見はす、故に袒することを能はず、跛者は足正しからざるを以て踊すれば足勞る、故に踊すること能はず、此の如く身に一の疾あれば一の禮を缺かざるべからず、されど一の禮を缺きたりとて悲まざるにはあらず、唯身に錮疾あるがために正禮を備に行ふこと能はざるのみにして其の悲みは一なり、故に古の禮に喪禮は唯哀を以て主となすといへり、さて其の悲哀の貌を形に見はすに女子又は不具者の正禮に從ふこと能はざるものは如何になすべきかといふに、女子は哭泣悲哀し、胷を擊ちて心を傷め、男子の跛なる者は哭泣悲哀し、稽顙

同じ、うつとりとするさま、〔悒焉〕歎くさま、〔徼幸〕こひねがふこと、〔壙〕つかあななり、〔勤〕憂苦なり、喪に居るつとめは憂はしきより憂苦を勤といふ、

○以上第一章、孝子の喪に遭ひて悲哀するの義を說く、

或問曰、死三日而后斂者何也、曰、孝子親死悲哀志懣、故匍匐而哭之、若將復生然、安可得奪而斂之也、故曰三日而后斂者以俟其生也、三日而不生、亦不生矣、孝子之心亦益衰矣、家室之計、衣服之具、亦可以成矣、親戚之遠者亦可以至矣、是故聖人爲之斷決以三日爲之禮制也、

【義解】此の節は、三日にして斂するの義を說く、此の節より以下皆假に問を設けて喪義を明かにす、或る人問ひて曰く、初め死にてより三日目に斂することは如何なる理由なるか、餘り遲きに失せずやと、答へて曰く、之には理由のあるありて決して遲きにもあらず速なるにもあらざるなり、其の理由を言はんに、親始めて死ぬるときは、孝子は悲哀して志悶え氣塞がる、故に尸の周圍をはひまはりて、之を哭し、親の將に蘇生らんとするが如くす、孝子此の如くす、斂する者どうして其の尸を奪ひて之を斂することを得べけん、情に於て速にすること能はざるなり、故に禮に三日目に斂すといへるは其の蘇生らんことを俟たんがためなり、若し三日にして蘇生らざれば、後日に於て遂に亦蘇生ることなかるべし、但に蘇生らざるのみならず、孝子の心も亦益々衰へ盡きなん、是に於て其の家相當の喪の費用及び衣服の具へも亦以て整ふべく、親戚の遠き者も亦以て訃音を聞きて至るべし、かゝる理由あるが故に聖人禮を制するとき、喪服のために三日目に斂することゝ斷決せしなり、

【字解】〔死三日而后斂〕初め死にてより三日目に斂すること、〔復

を求むるとも遂に之を得る所なし、卽ち門に入りても見えず、堂に上りても又見えず、室に入りても又見えず、嗚呼眞にみまかりぬ、嗚呼眞に死に給ひたり、復父母の姿を見るべからざることゝなり畢りぬと、孝子の親を思ふの情其れ此の如く痛切なり、其の悲み其の痛み、何處にか寓し、何處にか晴さん、故に唯哭泣辟踊して哀を盡して止まんのみ、

【字解】〔望望然〕父母を瞻望するの意、〔汲汲然〕心の落附かざるさま、〔皇皇然〕さまよふさま、〔如ㇾ慕〕赤子の啼きて母をしたふさま〔如ㇾ疑〕人の疑あるときのさま、

心悵焉愴焉惚焉愾焉、心絶志悲而已矣、祭之宗廟、以鬼享之、徼幸復反也、成壙而歸、不敢入處室、居於倚廬、哀親之在外也、寢苫枕塊、哀親之在土也、故哭泣無時、服勤三年、思慕之心孝子之志也、人情之實也、

【義解】此の節は、反哭より喪を終ふるまでの義を說く、

孝子既に父母の葬を終ふれば家に反りて哭す、されど其の復び見るべからざるを思ひて、心尙ほ悵然として恨み、愴然として悲み、惚然としてうつとりし、愾然として歎かはし、唯絶望の極に達して悲哀するのみなり、是に於て殯宮に虞祭し神として之を祭り尊び、其の神魂のまた反らむことを冀ふなり、又既に父母の形魄を壙の內に葬りて歸れば、父母は再び室に入ること叶ふまじ、故に孝子は室中に入るに忍びず、倚廬を作りて之に居る、是れ親の外に在るを哀みてなり、又倚廬の內にて苫に寢ね塊を枕とするは、親の土中に在るを哀みてなり、孝子の親の死を哀むこと其れ此の如く切なり、故に哭泣すること時なく、憂苦に服くこと三年なるも、變ずることなきは、其の思慕の心、常に忘るゝこと能はざるがためにして是れ孝子の志の厚きが故なり、此の如きは、皆强ひて勉めて之を爲すにはあらず、天性に原づきて人情眞實より發したるものなり、

【字解】〔悵焉〕恨むさま、〔愴焉〕悲みいたむさま、〔惚焉〕恍惚に

り、其踊するさまは崩れかゝれる墻の如く、支ふべからざる風情なり、婦人の此の如く胷を打ち爵踊することは、是れは畢竟其の悲哀痛疾の極度に達して自然形に見れたるものなり、故に孝經にむねうちて踊し哭泣して哀んで以て柩を送るといへり、

【字解】〔發胷〕衣の襟を開くこと、ムネチヒラクと訓む、〔擊心〕手を以て胷を打つこと、ムネチウツと訓む、〔爵踊〕爵は雀なり、雀の跳ろが如く足を地より離さずしておどろこと、〔殷殷田田〕胷を打つ聲なり、〔如壞牆〕崩れかゝれろかきの如く支持すべからざる貌、〔辟踊〕胷を打ちて踊すろこと、

送形而往、迎精而反也、其往送也、望望然汲汲然、如有追而弗及也、其反哭也、皇皇然、若有求而弗得也、故其往送也如慕、其反也如疑、求而無所得之也、入門而弗見也、上堂又弗見也、入室又弗見也、亡矣喪矣、不可復見已矣、故哭泣辟踊盡哀而止矣、

【義解】此の節は、葬を送り、又反りて哭するの義を說く、

既に柩を遷せば亡軀を送りて墓所に往く、墓所にて葬り畢はれば亡軀は已に地に歸したり、されど其の精靈は形魄と離れて天に歸せんとす、故に精を迎へて反る、かく形を送り精を迎ふるときは、正に孝子の親を思ひて其の悲哀の情を除き晴すこと能はざるの際なり、故に其の往きて葬を送るときには、父母尙ほ此世に在すが如く思はれて、他國に在りて父母を慕ひ望むが如く心落附かず、恰も追迹すべき者あるに猶逡巡として及ばざるが如くす、其の精を迎へて反りて哭するときには、精靈の來り給ふや否やを疑はれて、急に墓所を立ち去り難く、たちもとほりてさまよひ、恰も求むることあるに遂に得ざるが如くす、故に其の往きて葬を送るときは、赤子の啼きて母を慕ふが如くし、其の精を迎へて反るときは、人の疑あるときの貌の如くす、其の既に反るに及びて父母の姿

三日而斂、在牀曰尸、在棺曰柩、動尸擧柩、哭踊無數、惻怛之心、痛疾之意、悲哀志懣氣盛、故袒而踊之、所以動體安心下氣也、

【義解】此の節は、旣に斂してより葬に至るまでの哀を説き、且つ其の間に袒踊する所以の義を明かにす、

初め死にて其の明日に小斂し、三日にして大斂す、大斂に至るまで死尸の牀に在るを尸といひ、斂後棺に在るを柩と曰ふ、其の將に斂せむとするときには尸を動かし、將に葬らむとするときには柩を擧ぐ、かく尸を動し、柩を擧ぐるときは、孝子は復び親を見ることを得ざるを以て哭踊すること數なし、哭踊すること其れ此の如く數無きに至る、其の心中のかなしみ、其の意中のいたみ、定めて極度に達するならん、故に悲哀して志は悶えて安からず、氣は塞りて下らず、故に聖人禮を制して孝子をして袒して且つ之を踊せしむるは、其の身體を運動せしめて、其の心を安靜にして悶ゆることなからしめ、其の氣を降下して塞がることなからしめんとする所以なり、

【字解】〔三日而斂〕初め死にてより三日目に斂し畢はること、即ち二日目小斂し、三日目に大斂するなり、〔動尸〕尸を遷すこと、將に斂せむとするときにす、〔擧柩〕柩を喪車に遷すこと、將に葬らむとするときにす、〔懣〕悶なり、煩なり、もだえて安からざること、〔盛〕滿ち塞がり下らざること、

婦人不宜袒、故發胷擊心爵踊、殷殷田田、如壞牆然、悲哀痛疾之至也、故曰、辟踊哭泣哀以送之、

【義解】此の節は、前節の男子の袒踊することを承け、婦人は袒せずして踊し、其の禮男子と異なりと雖其の哀は一なることの義を説く、

前節に述べしが如く、男子は袒ぎて踊すれども、婦人は體を露すべからず、故に衣の襟を開きて男子の袒に代へて胷を打ち、雀の跳るが如く足を地より離さずして踊するなり、其の胷を打つの聲は殷殷田田た

夫悲哀在中、故形變於外也、痛疾在心、故口不甘味、身不安美也、

【義解】此の節は、父母始めて死にてより斂するまで三日の間、孝子の悲痛極なく、遂に身體に變化を及ぼすの義を説く、
人の子不幸にして始めて父母の喪に遭へば、其の悲哀譬ふるに物なし、從つて吉冠吉服を著くるに忍びざるべし、故に先づ吉冠を去りて唯笄とかんづつみとを留め、歩むにも吉屨を去りてすあしとなり、深衣の衽の端を帶にさしはさみ、兩手を交へて胷を拊ちて哭踊するなり、其の悲み痛むの心は、遂に身體に及ぼし、腎臟をやぶり、肝臟をかはかし、肺臟をこがすに至る、かく身體に異常を來せるを以て、飲み物さへ咽に通らぬこと三日に至るなり、又上下悲哀の裡にあれば炊事をなすこと能はず、故に近隣の者は其の喪家のために糜粥を炊ぎて家族の者に飲食せしむるなり、さて始めて親の喪に遭ひ、悲哀の情中にありて極なし、故に自然に吉冠吉屨などを去りて、形、外に變はるなり、痛疾の情、心に動きて止むことなし、故に身體に影響を及ぼし、口には美味を甘しとせず、身には美服に安んせざるに至るなり、

【字解】〔親〕父母なり、凡そ喪に親といふは五服の親を包めども、此には、父母を指す、〔笄纚〕笄は、曲禮篇に圖解す、纚は髮をつゝむ絹なり、かんづつみ、孝子、始めて父母の喪に遭へば吉冠を去りて唯笄纚を留むるのみ、其の明日は笄纚を去りて括髮するなり、〔徒跣〕吉屨を去り、未だ喪屨を著けざるをいふ、すあし、〔扱上衽〕深衣の衽の端を帶にさしはさむこと、これは哭踊するとき妨げとなるを以て帶にさしはさむなり、〔交手〕兩手を交へて胷を拊つこと、〔惻怛〕いたみ悲むこと、〔痛疾〕甚しく悲むこと、〔傷腎〕腎は腎臟なり、古説に腎は精液を藏する所なり、人若し恐怖し、又悲痛するとき精液減すと、故に此處に腎を傷るといふ、〔乾肝〕肝は肝臟なり、古説に肝は身の筋膜を主とるもの、肝熱すれば筋膜乾くと、故に此處に肝を乾かすといふ、〔焦肺〕肺は肺臟なり、古説に人失望して求むれども得ざるときは肺鳴を發す、肺鳴れば肺熱して焦ると、故に此處に肺を焦すといふ、一説に肺は上部に在りて燥く、故に焦すといひ、肝は肺の近に在り、故に乾くといひ、腎は下部に在りて潤ふ、故に傷るといふと、亦通す、〔水漿〕飲料なり、〔不擧火〕炊事をなさゞること、〔鄰里〕五家を鄰といひ、五鄰を里といふ、此處にては近鄰のこと、〔糜粥〕糜は濃きかゆ、故に下文に食といふ、粥は薄きかゆ、故に下文に飲といふ、

に多く說けり、而るに服無くして位を設くることは唯嫂と叔との喪にあるのみなり、又嫂叔の喪と婦人の緦麻の服ある者が嫁したるため降して服無きに至れる者の喪とには、弔服を服すると雖、之を重んじて麻を以て緦の絰となす、

【字解】〔嫂叔〕嫂は兄の妻なり、叔は、夫の弟なり、〔婦人降而無服者〕婦人は、姑姊妹をいふ、姑姊妹の室に在るときは緦麻の服ある者が、人に嫁したるため服無きに至れるもの、〔麻〕麻を以て緦麻に服する絰となし、之を弔喪のときに用ふるなり、弔喪の服には葛絰を用ふべきなり、しかるに此に麻を用ふるは、嫂叔及び婦人の降して無服となれる者は、本皆緦麻の服あるものなり、故に之を重んじて麻を用ふるなり、

○以上第十五章、服無き者の喪のために、位を設け又は弔服に麻を加ふることを記す、

凡奔喪有大夫至、袒拜之、成踊而后襲、於士襲而后拜之、

【義解】凡そ士の喪に奔るとき、先づ堂上にて括髮し、而して堂下に於て哭す、此の時大夫の來り弔ふことあれば、袒して之を東階の下に拜し、敢て己の踊し襲し絰する事を成さず、拜して後始めて踊を成して而して後に衣を襲ね絰を帶ぶるなり、若し士の來り弔ふときは、襲絰して後に之を拜するなり、

【字解】〔奔喪〕士の喪に奔るをいふ、〔成踊〕一說に上の句に屬す即ち大夫を拜して踊を成すなりと、亦通ず、〔襲〕襲の下、絰帶の事を略せり入れて解すべし、大夫には拜して後に襲し、士には襲して後に拜す、尊卑の禮異なるを以てなり、

○以上第十六章、士の喪に奔りしとき、大夫士の來り弔ふ者に對する禮を記す、

問喪第三十五

此の篇は、前半に孝子の喪に遭ひて悲哀するの義を說き、後半に假に問を設けて喪義を明かにせり、故に後半の記によりて篇名とす、

親始死、笄纚徒跣、扱上衽、交手哭、惻怛之心、痛疾之意、傷腎乾肝焦肺、水漿不入口三日、不擧火、故鄰里爲之糜粥以飮食之、

【字解】〔先哭于家〕相識の者は親喪の者と異なり、故に先づ禮を生者に施さんがためなり、〔皆〕家にても墓所にてもの意、

○以上第十二章、相識の者の葬後に奔り弔ふの禮を記す、

凡喪、父在父爲主、父沒兄弟同居各主其喪、親同長者主之、不同親者主之、

【義解】凡そ喪には必ず喪に主たる者あり、父在すときに、其の子に妻又は子の喪あるときは父之がために喪主となる、若し父既に死にて兄弟同居するときに、兄弟の妻又は子の喪あるときは、兄は兄の妻子のために、弟は弟の妻子のために喪主となる、又父母を同じくするときは、父母の喪に於ても、兄弟の喪に於ても、長者之がために喪主となる、若し己と親を同じくせざる從父母從兄弟の同居するときに、此等の喪あるときは、彼自ら各親しき者あるを以て己れ長者なりとも主とならず、必ず其の親しき者之がために喪主となる、

○以上第十三章、同居の者の喪に主たるべき者を記す、一説に此の章も亦奔喪の事に係らずと、

聞遠兄弟之喪、既除喪而后聞喪、免袒成踊、拜賓則尙左手、

【義解】他國に在りて緣の遠き兄弟の喪を聞きて、其の時既に其の喪を除きし後なれば、喪に服せずして可なり、されど本、遠き親族のことなれば、其の初め喪を聞きしとき唯免し、又袒して踊を成すのみなり、故に賓を拜するときは左手を上にして吉拜に從ふなり、

【字解】〔遠兄弟〕緣の遠き兄弟、即ち小功緦麻に服すべきもの、例へば再從兄弟、三從兄弟など、〔尙左手〕拜するに左手を上にすること、吉拜なり、

○以上第十六章、他國に在りて遠き兄弟の喪を除服の後に聞きしときの禮を記す、

無服而爲位者唯嫂叔、及婦人降而無服者麻、

【義解】服ある者のために位を設くることは前章既

て哭するときは、敢て賓を拜せざるなり、

【字解】〔諸侯〕大夫の舊君をいふ、〔不ㇾ敢ㇾ拜ㇾ賓〕喪主となることを避くるなり、

諸臣在二他國一爲レ位而哭、不三敢拜二賓一、

【義解】此の節は、諸臣、其の君の喪のために哭することを記す、

大夫士、君命を奉じて他國に在るとき、其の君の喪を聞けば、位を設けて哭す、而して敢て賓を拜せざるなり、

【字解】〔諸臣〕大夫士をいふ、故に前節の大夫は舊君のために哭するを知るべし、

與二諸侯一爲二兄弟一亦爲レ位而哭、

【義解】此の節は、諸侯と兄弟たる者、諸侯の喪のために哭することを記す、

諸侯と兄弟たるものも、他國に在りて諸侯の喪を聞けば亦位を設けて哭するなり、

【字解】〔與二諸侯一爲二兄弟一〕諸侯と異姓にして婚姻の關係ある者、他國に在るもの、即ち諸侯と服無き者、

○以上第十章、他國に在る者が主の喪を聞き、未だ奔らずして位を設け哭するの禮を記す、

凡爲レ位者壹袒、

【義解】凡そ齊衰以下の者、他國に在りて喪を聞き、奔り歸ることを得ずして位を設くる者は、始めて喪を聞きし日に唯一たび袒するのみにして、其の明日以後は袒せざるなり、但し父母の喪には必ず三袒す、

○以上第十一章、齊衰以下の者にして他國に位を設くる者は一たび袒することを記す、

所レ識者弔、先哭二于家一而後之レ墓、皆爲レ之成レ踊、從二主人一北面而踊、

【義解】識れる所の者死して往きて弔ふとき、已に葬りし後なれば、先づ其の家に往きて哭し、而して後に墓所に行くなり、家にても墓所にても皆死者の爲に踊を成す、さて踊するには賓主更る〲すると雖、必ず主人先にして賓之に從ふなり、而して墓所に於ては主人は墓の左に居て西に向ひ、弔ふ者は墓の前に居て北面して踊す、

師於廟門外、朋友於寢門外、所識於野張帷、

【義解】父の黨の喪に哭するときは、父祖の廟に於てし、母と妻との黨の喪に哭するときは、廟寢に於てし、師の喪に哭するときは、廟門の外に於てし、朋友の喪に哭するときは、寢門の外に於てす、識れる所の者の喪に哭するときは、野にて帷を張りて哭す、

【字解】〔黨〕族類の服無き者をいふ、〔廟〕父祖の廟なり、〔寢〕廟の後方の神を安置したる處、即ち廟寢、檀弓には師吾哭諸寢又有殯聞遠兄弟之喪、哭於側室、若無殯則在寢矣、とありて此の記と異なり、一説に檀弓に記す所は殷禮にして此の記は周禮なりと、或は然らん、若し然らざれば此の記を作りし者の誤ならん歟、〔所識〕死者と相識の間柄、

○以上第八章、無服の者の喪を聞きて哭する所の場處を記す、一説に此の章は奔喪の事に係らずと、

凡爲位不奠、

【義解】凡そ他國に在りて喪を聞き、奔り歸ることを得ずして位を設けては、物を以て神に供へざるなり、是れ其の處に神の在まさゞるを以てなり、

○以上第九章、他國に在りて位を設けては神に物を供へざることを記す、

哭天子九、諸侯七、卿大夫五、士三、

【義解】此の節は、臣、君の喪のために未だ奔らず、位を設けて哭するに、尊卑によりて日數に差あることを記す、

臣、君の喪を聞きて未だ奔らず、位を設けて哭すること、尊卑によりて日數に差あり、即ち諸侯は天子の喪のためには九たび哭し、卿大夫は諸侯の喪のために七たび哭し、士は卿大夫の喪のために五たび哭し、士の屬吏は士の喪のために三たび哭す、

【字解】〔九〕九たび哭すること、喪を聞きし日に一哭し、其の明朝より毎朝一哭す、故に九哭は九日なり、以下七五三之に準ず、

大夫哭諸侯、不敢拜賓、

【義解】此の節は、大夫、其の舊君の喪のために哭することを記す、

大夫の他國に在りて、其の舊君の喪を聞き、位を設け

かゝる時は、皆位に堂上に卽きて哭して哀を盡し、降りて東して序東に免絰す、後、阼階の下の西面の位に卽き、袒して踊を成して襲す、次に賓を拜して位に反り、哭して踊を成す、賓出づるときは賓を送りて又元の位に反る、是に於て相者倚廬に就けよと告ぐ、其の喪を聞きし日より三日にして五哭して哭を卒ふるなり、若し哭を卒へて家に奔り歸ることを得ば、喪家の主人、喪に奔る者のために來り弔ふ所の賓を送る、次に喪家の衆主人兄弟皆門を出づれば喪に奔る者の哭することを止む、是に於て相者喪に奔るの禮畢はんぬと告ぐ、其の明日喪服を成し賓あれば賓を拜するなり、さて他國に在りて位を設くるに喪家に近き處なれば、前述の如く三日にして五哭を卒へ、直に喪に奔り歸りて其の明日喪服を成すことを得とも、若し位を設くる所が喪家に遠き處なれば其の處に於て喪服を成し、然る後に喪に奔りて可なり、

【字解】〔三日五哭〕初め喪を聞きしとき一哭し、其の明日朝夕二哭し、又其の明日朝夕二哭す、故に三日にして五哭なり、前章五哭といふ所三箇處あり、皆朝哭を數へて夕哭を數へず、故に五日にして五哭を卒ふ、唯此章のみ夕哭を并せ數へて三日に五哭を卒ふるは、其の私事のために位を設くるを以て早く哭を卒へ、速に喪に奔らんと欲するを以てなり、

○以上第六章、齊衰より以下の者私事を以て遠に喪に奔ることを得ず、其の喪を聞きし處に於て位を設け服を成すの禮を說く、以上六章は本篇の正經たり、次章よりは其の記なり、

齊衰望鄕而哭、大功望門而哭、小功至門而哭、緦麻卽位而哭、

【義解】期に杖つかざる齊衰の喪に奔る者は鄕を望みて哭す、大功の喪に奔る者は其の家の門を望みて哭す、小功の喪に奔る者は其の門に至りて哭す、緦麻の喪に奔る者は位に卽きて哭す、

【字解】〔齊衰〕期に杖つかざる者以下をいふ、母の喪にも亦衰を服す、父母の喪に奔る者は其の國竟を望みて哭すること第一章に說けり、故に此に記す所の齊衰は期に杖つかざる者以下なるを知るべし、

○以上第七章、喪に奔りて哭する處に、親疏によりて遠近の差あることを記す、

哭父之黨於廟、母妻之黨於寢、

に行きて哭して踊を成す、次に墓の東側に於て括髪し袒し、袒して後襲し、襲して後腰絰を加ふ、それより賓を拜して踊を成す、賓歸るときは賓を送りて後墓の東側なる位に反る、位に反れば又哭して哀を盡して遂に墓所に於て喪を除くなり、既に墓所に於て喪を除きしかば、主人家に歸るとも哭せざるなり、又家に居りし衆主人の主人を待つことも既に喪を除きし後のことなれば平常の吉服を著けたるまゝにて喪服に變ふることなし、又墓所に於て主人と哭すと雖踊せざるなり、

【字解】〔袒絰〕袒して襲し、襲して後に腰絰を加ふるをいふ、〔遂除〕墓所に於て喪を除くをいふ、〔無變於服〕家に居りし衆主人は既に喪を除きし後のことなれば平常の吉服のまゝにて喪服に變へざることをいふ、

自齊衰以下所以異者免麻、

【義解】此の節は、齊衰より以下の者の喪を除きし後に奔り歸るの禮を説く、

期に杖つかざる齊衰より以下大功、小功、緦麻の服を服する者の喪を除きし後に奔り歸るの禮は、適子の父母の喪を除きし後に歸るの禮と略同じ、其の異なる所は、唯頭に免を加へ腰に麻絰を帶びて、親喪の如く括髪せざるにあるのみ、

○以上第五章、喪を除きし後に奔り歸るの禮を説く、

凡爲位、非親喪、齊衰以下、皆卽位哭盡哀而東免絰、卽位袒成踊襲、拜賓反位、哭成踊、送賓反位、相者告就次、三日五哭卒、主人出送賓、衆主人兄弟皆出門哭止、相者告事畢、成服拜賓、若所爲位家遠、則成服往、

【義解】人臣、君命を奉じて他國に在り、始めて父母の喪を聞きしとき、未だ使命を果さゞるときは、其の處に於て位を爲りて哭すること勿論なり、されど又親喪にあらずして齊衰以下の者の私事のために遽に奔り歸ることを得ざる者も亦位を爲くることを得、

賓後至者、拜之成踊、送賓如初、於又哭括髮袒成踊、於三哭猶括髮袒成踊、三日成服、於五哭拜賓送賓如初、

【義解】君命によりて他國に使し、未だ其の使命を果さゞるときに、父の喪を聞くとも、喪に奔るべしとの君命あらざるときは、其の喪に奔り歸ることを得ざるなり、かゝるときは哭して哀を盡して、喪を告げし使者に父の死因及び臨終の樣子などを問ひ、又哭して哀を盡すなり、乃ち奔り歸ることを得ざるを以て使館に於て位を設け、堂上に括髮し袒して飾を去り、堂下の位に即きて踊を成す、次に序東に於て衣を襲ね、首絰を著け、腰絰を帶びて元の位に卽く、是に於て賓を西階の下に拜して元の位に反りて踊を成す、賓出づるときは、主人拜して之を門外に送りて又元の位に反る、若し賓後れて至れる者有るときは之を拜して踊を成す、賓出づるときは主人の之を送ること初めの如くす、又喪を聞きて明朝括髮し袒して踊を成す、又、其の明朝も亦猶かくの如くす、三日に至りて喪服を成す、其の明日五哭の日に於て賓を拜し賓を送ること亦初めの如くす、

【字解】〔爲位〕位を使館に設くるをいふ、

○以上第四章、父の喪を聞きて其の喪に奔ることを得ざるの禮を說き、【第一章の未得行則成服の意を明かにす、

若除喪而后歸、則之墓哭成踊、東括髮袒絰、拜賓成踊、送賓反位、又哭盡哀遂除、於家不哭、主人之待之也、無變於服、與之哭不踊、

【義解】此の節は、適子、父母の喪を除きし後に奔り歸るの禮を說く、

適子、父母の喪を聞き、直に奔り歸ることを得ず、若し喪を除きて後に家に歸るときは、時を遷さず墓所

者告事畢、遂冠歸、入門左、北面哭盡哀、免袒成踊、東即位、拜賓成踊、賓出主人拜送、於又哭免袒成踊、於三哭猶免袒成踊、三日成服、於五哭相者告事畢、

【義解】此の節は、齊衰以下の喪に奔りて、葬に及ばざるときの禮を說く、

期に杖つかざる齊衰より以下大功、小功、緦麻に至るまでの喪に奔りて葬に及ばざるときは、尸柩家にあらざるを以て先づ墓所に行き、西面して哭して哀を盡すなり、それより墓の東方に於て免麻して位に即く、位に即けば袒す、袒すれば主人と哭して襲す、若し賓あるときは主人賓を拜し、賓を送る、賓若し後れて至れる者あるときは、主人之を拜すること初めの如くす、是に於て相者は墓所に於ける禮畢ると告ぐ、墓所の禮畢れば家に歸る、されば前に免せるを以て其のまゝ道路を行くべからず、故に遂に冠りして家に歸る、歸れば殯宮の門の左側より入り、北面して哭して哀を盡くすなり、それより免袒して踊を成す、次に東して其の位に即く、是に於て主人賓を拜すれば喪に奔る者踊を成す、賓出づるときは主人又之を殯宮の門外にまで送る、其の明朝免袒して踊を成す、又其の明朝猶かくの如くす、三日に至りて喪服を成す、其の明日五哭の日に於て相者は喪に奔るの禮畢ると告ぐ、

【字解】〔成踊襲〕踊を成して襲すといへば、前に位に即きしとき袒せしことを知るべし、〔拜賓成踊〕主人賓を拜すれば喪に奔るもの踊を成すをいふ、

○以上第三章、喪に奔りて葬に及ばざるときの禮を說く、

聞喪不得奔喪、哭盡哀問故、又哭盡哀、乃爲位、括髮袒成踊、襲絰絞帶即位、拜賓反位成踊、賓出主人拜送于門外、反位、若有

に拜して踊を成す、賓出づるとき主人之を殯門の外に送る、若し賓の後れて至れる者あるときは、之を拜して踊を成し、賓出づるとき主人之を殯門の外に送ること初めの如くす、主人賓を送り出して後、衆主人兄弟は皆殯宮の門を出づ、これ等の者皆門を出づれば主人の哭すること止む、是に於て相者主人に倚廬に就けよと告ぐれば主人乃ち倚廬の中に入る、其の明朝に堂に昇りて括髮し、堂下の位に卽きて哭踊す、又其の明朝も猶此の如くす、三日に至りて喪服を成す、其の明日五哭の日に於て相者は喪に奔るの禮畢はんぬと告ぐ、

【字解】〔奔喪者〕適子をいふ、〔不及殯〕葬送の後に家に歸るをいふ、〔主人之待之〕主人は家に居る衆主人なり、衆主人が適子を待つをいふ、〔東卽主人位〕適子、墓の東偏に至りて始めて主人の位に卽くをいふ、〔五哭〕家に歸りし日より五日目をいふ、卽ち始めて家に歸りし日を始死の日に象りて一哭とし、其の明日を小斂に象りて二哭とし、又其の明日を大斂に象りて三哭とし、又其の明日を成服の日として四哭とし、又其の明日を五哭とす、皆朝哭を數へて夕哭を數へざるなり、さてこの夕哭を數へざることは既に期の祭を終へし後のことにして、若し期以前に於ては朝夕哭するを以て五哭に止まらざるなり、而してこの五日にして五哭するは、其の哭は五なりと雖括髮して踊をなすことは、たゞ三度に止まるなり、

爲レ母所三以異二於父一者、壹括髮、其餘免以終レ事、他如二奔レ父之禮一、

【義解】此の節は、適子、母の喪に奔りて、葬に及ばざりしときの禮を說く、

適子、母の喪の爲めに奔り歸りて葬送の後に至るときは、其の禮は父の喪に奔るときと略同じ、其の異なる所は、殯門に入りて哭するときに一たび括髮し、其の餘は括髮せず免して事を終ふるに在り、其の他の事は皆父の喪に奔るの禮の如くす、

【字解】〔壹括髮〕歸りて殯門に入るとき一たび括髮するをいふ、母のためにするは、葬らざる前にも葬りし後にも共に唯一たび括髮するのみなり、

齊衰以下不レ及レ殯、先之レ墓、西面哭盡レ哀、免二麻于東方一、卽レ位、與二主人一哭、成レ踊、襲、有レ賓則主人拜レ賓、送レ賓、賓有二後至者一、拜レ之如レ初、相

區別せるなり、〔拾踊〕拾は更なり、主人と更る〳〵踊するは喪に奔る婦人を賓として待つなり、

○以上第二章、喪に奔りて家に歸るの禮を說く、

奔喪者不及殯、先之墓、北面坐哭盡哀、主人待之也、即位於墓左、婦人墓右、成踊盡哀括髮、東即主人位、絰絞帶哭成踊、拜賓反位成踊、相者告事畢、遂冠歸、入門左、北面哭盡哀、括髮袒成踊、東即位、拜賓成踊、賓出主人拜送、有賓後至者、則拜之成踊、送賓如初、衆主人兄弟皆出門、出門哭止、相者告就次、於又哭括髮成踊、於三哭猶括髮成踊、三日成服、於五哭相者告事畢、

【義解】此の節は、適子、父の喪に奔りて、葬に及ばざるときの禮を說く、

適子、父の喪を聞きて奔り歸りしが、路遠くして葬送の後に至る、かゝるときは尸柩家にあらず、故に先づ墓所に行き、北面して坐して哭して哀を盡すなり、この時家に在りし衆主人は適子を待つに、位に墓の左側に即き、婦人は位に墓の右側に即くなり、適子坐して哭して悲哀極りなく、踊を成して又哀を盡し、其の場に於て直に括髮す、それより東して主人の位に即き、首絰を加へ且つ腰絰を帶びて哭して踊を成す、それより賓を拜して元の位に反り又踊を成す、是に於て相者は墓所に於ける禮畢りぬと告ぐ、墓所の禮畢はれば家に歸る、されど前に括髮せり、括髮のまゝにては道路を行くべからず、故に遂に冠りして家に歸る、歸れば殯宮の門の左側より入り、堂に升らず直に北面して殯せし迹を視、遂に尸を見ざりしことを悲み、哭して哀を盡すなり、それより括髮し袒して踊を成す、次に東して主人の位に即く、又、賓を西階の下

ふ、〔待レ之〕喪に奔り歸りし者を遇すると、〔無レ變〕家に居る男女の哭位をかへざること、禮に賓の來り弔ふときは男女其の哭位を變ずれども、喪に奔り歸りし者のためにはしかせざるなり、

奔二母之喪一、西面哭盡レ哀、括髮袒、降レ堂東卽レ位、西鄉哭成レ踊、襲二免絰于序東一、拜レ賓送レ賓皆如二奔レ父之禮一、於レ又哭不レ括レ髮、

【義解】此の節は、適子母の喪に奔りて家に歸るの禮を說く、

適子、母の喪に奔り歸れば、父の喪に奔ると同じく、門の左側より入り、西階より升りて殯の東に西面し、坐して哭して哀を盡す、次に堂上に於て括髮し袒して飾を去る、次に堂より下りて東に步みて堂下の位に卽く、位に卽けば西に向ひて哭して踊をなすなり、而して堂上の序牆の東に當る堂下に於て衣を襲ね免を著け要絰を帶ぶ、さて賓を拜し賓を送ることは、父の喪に奔るの禮の如くす、而して家に歸りし明朝には父の喪の如く括髮せずして唯免を加ふるのみなり

【字解】〔襲免絰〕衣を襲れ、免を著け要絰を帶ぶるをいふ、父の喪には襲絰し、此には首絰を加へずして免を著くるは父より輕きを以てなり、〔不二括髮一〕父の喪には家に歸りし明朝又は明後日の朝に於て括髮すれども此には括髮せず、是れ亦父より輕きが故なり、

婦人奔レ喪升二自東階一、殯東西面坐哭盡レ哀、東髽卽レ位、與二主人一拾踊、

【義解】此の節は、婦人、父母兄弟の喪に奔り、家に歸るの禮を說く、

女子の出でて嫁したる者、父母兄弟の喪に奔り、家に歸るときは、東邊の闈門より入り、東面の側階より升る、堂に升れば殯の東方にて殯に向ひて西面す、乃ち其處に坐して哭して哀を盡すなり、次に堂上の東序に於てかみづつみを去り己の髮を以て結び括り、而る後に位に卽く、是に於て主人と更る〴〵踊す、

【字解】〔婦人〕女子の嫁したる者、〔奔レ喪〕婦人は父母兄弟の喪にあらざれば奔らず、故に此の喪は父母兄弟の喪なり、〔東階〕東面の階なり、阼階と別なり、〔東髽〕堂上の東序に於てかみづつみを去り己の髮を以て結び括ること、婦人之を房中にせざるは室に居る者と

東に當る處をいふ、堂上の序東をいふにあらず、〔絞帶〕腰絰を加ふるをいふ、〔闔門〕殯宮の門を閉づること、〔次〕倚廬なり、〔又哭〕奔り歸りし明朝をいふ、〔三哭〕奔り歸りし明後日の朝をいふ、〔三日〕三哭の明日をいふ、

奔喪者非主人、則主人爲之拜賓送賓、

【義解】此の節は、衆子、父の喪に奔りて家に歸るの禮を説く、喪に奔る者、衆子にして適子にあらざるときは、主人は衆子のために賓を拜し賓を送るなり、其の餘の禮は適子と異なることなし、

【字解】〔非主人〕衆子をいふ、〔主人〕適子の喪主たるものをいふ

奔喪者自齊衰以下、入門左、中庭北面、哭盡哀、免麻于序東、卽位袒、與主人哭、成踊、於又哭三哭皆免袒、有賓則主人拜賓、送賓、丈夫婦人之待之也、皆如朝夕哭位、無變也、

【義解】此の節は、齊衰以下の喪に奔りて家に歸るの禮を説く、喪に奔る者、若し期に杖つかざる齊衰より以下大功小功緦麻に至るまでの親族の喪のために奔り歸るときは、門の左側より入る、門に入れば直に中庭に於て殯に北面し、哭して哀を盡すなり、しかる後に堂上の序牆の東に當る堂下に於て頭に免を加へ、腰に麻絰を帶ぶるなり、免麻すれば西階の下なる位に卽きて上衣を脱ぐ、又、主人にあらざれば、主人と倶に哭して踊を成す、又、家に至るの明朝と明後日の朝とに首に免を加へ且つ上衣を脱ぐ、又賓あるときは、主人之がために賓を拜し賓を送る、又、家に在るの男女は喪に奔り歸りたる者に對して皆朝夕の哭位を變へざるなり、

【字解】〔齊衰以下〕期に杖つかざる齊衰以下、大功、小功、緦麻の喪をいふ、〔免麻〕免は絻なり、冠を去り髮を括るもの、麻は麻絰なり、頭に免を加へ腰に麻絰を帶ぶるをいふ、〔丈夫婦人〕家に居る男女をいふ

りて喪に服せんとす、さて家に歸れば父尙ほ在すが如く思はれて、生時に事ふるの禮を變ずるに忍びず、故に門に入るにも左側より入り、階を昇るにも西階より昇るなり、西階より堂に昇れば直に殯の東方に當りて西面し、坐して哭して哀を盡すなり、若し家に在りて始めて父の喪に遭へば、其の日はかみづつみして位に牖下に卽き、明日小斂を畢へたれば堂上に於て括髮し袒し、殯して後に堂下の位に卽くものなれども、今は他國より歸りて日數を經、已に斂も殯も濟みたる後のことなれば、其の禮家に在るときと少しく異にす、故に堂上に於て哀を盡したる後直に括髮し袒して飾を去る、次に西階より降り、東して堂下の位に卽く、位に卽けば西に向ひて哭して踊をなす、又先に衣を袒ぎしを以て堂上の序牆の東に當る堂下に於て衣を襲ね首絰を加へ、且つ絞帶を著けて元の堂下の位に反るなり、さて賓を拜するときは、賓の位たる西階の下にて拜し、拜し畢はれば又己れの位に反りて哭踊す、又賓を殯宮の門外にまで送り出だせば亦己れの位に反るなり、若し賓の後れて至る者あるときは、又之を拜して哭踊し、賓を送りて其の位に反ること初の如くす、主人賓を送り出して後衆主人兄弟は皆殯宮の門を出づ、これ等の者皆門を出づれば主人の哭すること止む、是に於て殯宮の門を閉ぢ禮を相くる者は主人に倚廬に就けよと告ぐれば主人倚廬の中に入る、其の明朝に又堂上に升りて括髮し袒し、堂下の位に卽きて哭踊す、又其の明朝も猶此の如くす、これにて始めて歸りし日の哭踊と三哭なり、かく三哭し畢はれば其の明日は喪服を著けて堂下の東の位に卽く、此の日も亦賓を拜し賓を送り出だすこと初めの如くす、

【字解】〔入二門左一〕門の左側より入ること、父在すときは、子門左より入る、今父の喪に遭ふと雖、尙ほ其の禮を變ずるに忍びずして門左より入る、〔括髮袒〕括髮は小斂後に素冠を去て、麻を以て項より額上に交へて又後方に引きて髮をくゝること、袒は上衣を脫ぐこと、家に在りて父母死ぬるときは小斂畢はりて括髮するなり、今外より歸り直に括髮して袒衣す、是れ其の歸へりしときは已に小斂後なることを知るべし、〔降レ堂東即レ位〕堂の西階より下りて東に歩み堂下の東の位に卽くこと、卽ち主人の位に卽くなり、主人の位が堂下にあることは殯後のことなり、今奔り歸りて堂下の東の位に卽く、是れ其の歸りしときは殯後なることを知るべし、〔襲絰〕襲は前に上衣を脫ぎしを以て是に至りて衣を襲ね掩ふをいふ、絰は前に括髮せしを以て是に至りて首絰を加ふるをいふ、〔序東〕堂下に在りて堂上の序牆の

命を俟つべきなり、若し君命ありて人を遣し己に代らしめば乃ち奔り歸ることを得、若し喪服を成すとも奔喪すべしとの君命なければ出發すること能はざるなり、さて父母の喪に奔り歸るもの丶他國を過ぎて本國の境界に來るときは、見るもの聞くもの一として父母を懷ふの起因ならざるはなし、故に自然聲を發して哭す、哭して哀を盡して後に止む、されど市朝にては衆を驚かさんことを恐れて哭せざるなり、漸く進みて其の本國の國都の境を望みては、曩彼の國都の中には、己れ先に國を去りしとき父母健全に在したりき、今還り來るとも父母既に此の世の人にてはあらざるべしなど悲痛の感轉禁じ難くして又哭す、

【字解】〔日行百里〕一日に百里を行くこと、さて吉行には一日に五十里を行くを定めとす、されど今は凶事にして急遽の場合なれば之に倍するなり、〔見レ星〕上文の星を見るとは、晨早く星を戴くこと、下文の星を見るとは昏晩く星の光を見ること、〔若未レ得レ行〕若し君命を奉じて他國に使して未だ其の使事の果さゞるときをいふ、〔過レ國至レ竟〕國は他國なり、竟は本國の境界なり、〔市朝〕朝とは民を治むる役所をいふ、〔國竟〕國都の境をいふ、

○以上第一章、他國に居て始めて親族の喪を聞き奔り歸るの禮を説く、

至二於家一、入レ門左、升レ自二西階一、殯東西面、坐哭盡レ哀、括髮袒、降レ堂東即レ位、西鄉哭成レ踊、襲二絰于序東一、絞帶反レ位、拜レ賓成レ踊、送レ賓反レ位、有二賓後至者一、則拜レ之成レ踊、送レ賓皆如レ初、衆主人兄弟皆出レ門、出レ門哭止、闔レ門相者告レ就レ次、於二又哭一括髮袒成レ踊、於二三哭一猶括髮袒成レ踊、三日成レ服、拜レ賓送レ賓、皆如レ初、

【義解】此の節は、適子、父の喪に奔りて家に歸るの禮を説く、

適子、他國に在りて始めて父の喪を聞き、倉皇家に歸

に喪を除きし後に至るあり、かくの如く其の禮各々同じからざれども、篇首に於て奔喪の禮の一句を冠らし、以て本篇説く所の諸禮を總括せり、

以上本篇の總序なり、

始聞親喪以哭答使者、盡哀問故、又哭盡哀、

【義解】此の節は、始めて喪を聞きたるときの禮を説く、

男子或は君命を奉じ、或は他の故を以て他邦に居るとき、父母より以下五服の族の喪を聞くことあるべし、若しかゝる凶事に遭遇して本國よりの使者より始めてこの事を聞きては、驚きの餘りに辭も出でず、哭して使者に答へ、哀痛を盡して後に死者の死因より臨終の樣子などを問ふ、使者之に答ふれば又哭して悲哀の情を盡すなり、

【字解】〔親喪〕斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻の五服を服すべき親族の喪をいふ、〔問故〕死者の死因及び臨終の樣子をたづぬること、

遂行、日行百里、不以夜行、唯父母之喪見星而行、見星而舍、若未得行、則成服而后行、過國至竟哭、盡哀而止、哭辟市朝、望其國竟哭、

【義解】此の節は、喪に奔るの行程及び奔り赴くの禮を説く、

始めて親喪を聞きて哀哭し、遂に本國に向け出發す、其の行程は急遽の場合なれば一日に百里を行く、されど如何に急遽の場合なればとて身に患害を受けては家に歸ることを得ず、且つ喪禮を盡すことも叶ふまじ、故に一切の夜行をなさずして患害を避くるなり、但し父母の喪は、他の親族の喪よりも尤も急を要すれば、晨には早く星を戴きて出發し、昏には晩く星を見るまで行程を續けて後に旅舍に宿るなり、若し君命を奉じて他國に使したる者の始めて親喪を聞きたるとき、尚其の使命を果さゞる場合は、己の私喪を以て公事を廢すること能はず、故に喪服を成して君

となるときは則亂れ破るればなり、しかのみならず此の人を用ひて神に事ふるときは則ち神享けざるを以て福祥を得がたしと、是れは、性行常なきの人は用ふ可からざることを謂ひしなり、又易に曰く、其の德を常に一定にせざるときは恥辱を受くることあり、其の德を常に一定すと雖臨機應變己を處し世を治めざる可からず、故に其の德を常に一定にして正しく何もせずに居るは婦人には吉なれども男子には凶なりと、是れは男子は性行を常にし臨機應變の度量なきときは恥辱をうくることを謂ひしなり、

【字解】〔南人〕殷の卜筮を掌る人なり、〔無レ恒〕性行常なきこと、〔不レ能レ知〕性行常なき人の吉凶を知る能はずの意なり、〔詩云〕詩經小雅小旻の篇にて、幽王を刺りし詩なり、〔厭〕吉凶を卜ふことに厭くをいふ、〔猶〕猷に同じ、謀なり、〔惡德〕惡德の人、即性行常なき人をいふ、〔民立而正〕民立ちて正しき事となし之れを見倣ふをいふ、〔事純〕純は皆なり、事皆とは事毎に皆此の惡德の人に爵祿を與への意なり、〔事レ神則難〕此の惡德の人を用ひて祭祀を掌らし以て神に事へても、福祥を得ることは難しとなり、〔易曰〕恒卦の辭なり、不レ恒二其德一二句は九三の爻辭、恒二其德一偵三句は六五の爻辭なり、〔不レ恒二其德一〕其の德を常に一定にせざること、即ち性行常なきをいふ、〔羞〕耻辱なり、〔偵〕正なり、タヾシと訓む、〔夫子〕男子なり、

○以上第二十四章、人は性行常なかる可からざることを説く、

奔喪第三十四

此の篇は、他國に居て親族の喪を聞きて奔り歸るの禮を說けり、故に奔喪と名づく、而して其の說く所は、概ね士の禮を以て主となすと雖、天子諸侯の禮をも兼ね記せるものと知るべし、又此の一篇は、投壺篇と同じく儀禮の逸篇たりしを、戴聖之を秘府より得て特に禮記に編入したるものなり、

奔レ喪之禮、

【義解】他國に居て親族の喪を聞きて奔り歸るの禮を說明せん、

【字解】〔奔レ喪〕他國に居て其の親族の喪を聞きて歸るをいふ、奔とは其の急遽の意を著はす、喪とは五服の親族の死をいふ、而して喪に輕重あり、即ち父あり、母あり、又齊衰以下あり、奔に遲速あり、即ち喪を聞きて遽に其の家に奔り歸るあり、又喪を聞きて直に奔り歸ることを得ず、既に殯して後に至るあり、又葬りて後に至るあり、又既

るなり、又君奭に曰く、むかし上帝は國を割き取るの大罰を殷に降し、同時に周の文王の德を申ねて奨勵して立派にし、以て天下を平治するの大命を其の躬に集め下し、之れを成就せしむと、是れは文王言行を愼みて其の德廣大なりしかば、上帝の佑助を得て天下を保有するに至りしことを謂ひたるなり、

【字解】〔詩云〕詩經大雅抑の篇にあり、〔白圭〕白色の圭玉なり、〔玷〕缺なり、カクと訓む、〔斯言之玷一句〕斯の言の缺けたるは修理すべからずにて、言語を過るときは如何ともすべからざることを言ふ、〔小雅〕詩經小雅車攻の篇にあり、〔允〕信なり、〔展〕誠なり、〔君奭〕書經周書君奭の篇なり、〔割〕國を割き取る大罰、即ち國を滅ぼすの大罰を殷に降すこと、〔申勸〕申ねて勸めはげますこと、〔集〕集めなすこと、〔大命〕天下を治平するの大命なり、〔厥躬〕文王の躬をいふ、

○以上第二十三章、言行は愼重にして一致すべきことを說く、

子曰、南人有ㇾ言、曰、人而無ㇾ恒、不ㇾ可ㇾ以爲二卜筮一、古之遺言與、龜筮猶不ㇾ能ㇾ知也、而況於ㇾ人乎、詩云、我龜既厭、不ㇾ我告ㇾ猶、兌命曰、爵無ㇾ及二惡德一、民立而正、事純而祭祀、是爲二不敬一、事煩則亂、事ㇾ神則難、易曰、不ㇾ恒二其德一、或承二之羞一、恒二其德一偵、婦人吉、夫子凶、

【義解】子曰く、殷の卜筮を掌る人言へるあり、曰く人にして性行常なきものは以て卜筮を爲すべからずと、是れは古より遺されし言か、神聖なる龜筮すら猶性行常なきの人の吉凶を知るを得ず、況んや人に於てをや、詩に曰く、我龜は既に卜ふことに厭き我に謀の吉凶を告げずと、是れは龜筮は性行常なき人を嫌ふを以て卜筮すべからざることを謂ひしなり、又兌命に曰く、爵祿は惡德の人に及ぼす勿れ、若し之れを及ぼさば民は立ちて正事となし必ず之れを學ばん、又事每に皆此の惡德の人を爵して之れをして祭祀を掌らしむるは、是れ不敬の至なり、何となれば之れをして祭祀を掌らしむるときは事煩雜となる、事煩雜

人苟も言ふあるときは必ず其の聲を聞き、苟も行ふあるときは必ず其の成驗を見るを要す、葛覃の詩に曰く、君子は此に衣服あれば之を服して厭くことなく、敝るゝまできると、此れは君子は行へば必ず成驗あることを喩へて謂ひしなり、

【字解】「見其軾」軾は途上人にあひし時憑りて禮する爲に設けたるものにて乘車には必ずなかる可からざるものなり、故にいふ、「見其敝」衣服はきれゞに必ず敝るゝものなり、故にいふ、「成」成驗なり、成功のしるしなり、「葛覃」詩經周南葛覃の詩なり、「射」厭なり、イトフと訓む、

○以上第二十二章、人は言行を愼重にし行へば必ず成驗あることを說く、

子曰、言從而行之、則言不可飾也、行從而言之、則行不可飾也、故君子顧言而行、以成其信、則民不得大其美而小其惡、詩云、白圭之玷、尚可磨也、斯言之玷不可爲也、小雅曰、允也君子、展也大成、君奭曰、在昔上帝、割申勸文王之德、其集大命于厥躬、

【義解】子曰く、言うて後從ひて之を行ふときは、則ち其の言は飾る可からず、何となれば言を飾るときは行之れに及ばざるの恐あればなり、又行うて後從ひて之れを言ふときは、則ち行は飾る可からず、何となれば行を飾るときは言之れに及ばざるの恐あればなり、故に君子は言を顧みて而して行ひ、言と行と常に一致ならしめ以て其の誠信を成すときは、則ち民は己が其の美點を誇大に吹聽し其の缺點を小さく少なきやうに見せかけ、以て虛名を釣り非を飾ることを得ざるなり、詩に曰く、白圭の缺けたるは猶磨きて修理するを得れども、斯の言語の缺けたるは修理すべからずと、是れは言は飾るべからず、飾れば取りかへしのつかぬことになるを謂ひたるなり、又小雅に曰く、忠信なる君子は誠に大に其の行を成すと、是れは君子は行を飾らず其の誠を成就することを謂ひた

曰不利、吾不信也、詩云、朋友攸攝、攝以威儀、

【義解】子曰く、貧賤の者と交を絶つを輕ろく視、富貴のものと交を絶つを重んじ容易くせざるは、則ち賢を好むこと堅固ならず、惡を惡むこと明ならざるものなり、何となれば富貴のものに賢者多く、貧賤のものに愚惡多しと限らず、却りて反對なるものなればなり、然るに此の如き人はたとひ辨護して利を欲する爲に此の如くせずと曰ふと雖吾は之を信用せざるなり、詩に曰く、朋友の互に佐け正す所のものは何か、佐け正すに威儀を以てすと、是れは朋友に交るは其の威儀をとるにあり、貧賤富貴にあらざることを謂ひしなり、

【字解】〔不利〕利の爲めにかくせずの意なり、〔詩云〕詩經大雅既醉の篇にあり、〔攸攝〕攸は所なり、攝は佐け正すこと、

○以上第二十章、交友の道は威儀を以て互に佐け正すにあり、富貴貧賤に非ざることを說く、

子曰、私惠不歸德、君子不自留焉、詩云、人之好我、示我周行、

【義解】子曰く、人私に我を惠みて而も其の方法德義によらざるときは、君子は毫も自ら此れを意に留めず、其の惠を受けざるなり、詩に曰く、人の我を好愛する者は我に大道を示せと、是れは君子は人の惠を受くるにも德義によることを謂ひたるなり、

【字解】〔歸〕依なり、ヨルと訓む、〔不自留〕自ら其の惠を意に留めず之れを受けざること、〔詩云〕詩經小雅鹿鳴篇にあり、〔周行〕大道なり、

○以上第二十一章、君子は人の惠をうくるにも德義によることを說く、

子曰、苟有車必見其軾、苟有衣必見其敝、人苟或言之、必聞其聲、苟或行之、必見其成、葛覃曰、服之無射、

【義解】子曰く、苟も車あれば必ず其の軾あるを見、苟も衣あれば必ず其敝るあるを見る、之れと同じく

れを簡略にし其の要のみを擇びて之れを行ふ、是れ言に徴驗あり行に法則ある所以なり、君陳に曰く、政事を謀る者は出入反覆して汝のもろ〳〵と其の可否を相議り、もろ〳〵の言皆同じきときは乃ち之れを行へと、是れ言を愼重し徴驗をあげんことを欲するを謂ひしなり、又詩に曰く、善人君子は其の威儀齊一なりと、是れ君子は義壹に行類あることを謂ひしなり、

【字解】〔義不壹〕義に於て純一ならぬこと、或は從ひ或は違ふをいふ、〔行無類〕行たぐひなきこと、或は善く或は惡しきをいふ、〔言有物〕物は徴驗なり、〔格〕法則なり、〔質〕少なり、減少なり、〔留師〕師はもろ〳〵なり、衆臣をいふ、〔虞〕度なり、可否を相談すること、〔庶言同〕もろ〳〵の言皆同じきときは則ち行への意なり、〔詩云〕詩經曹風鳲鳩の篇にあり、〔淑人〕善人なり、

○以上第十八章、下の上に事ふる道を説く、

子曰、唯君子能好其正、小人毒其正、故君子之朋友有鄕、其惡有方、是故邇者不惑、而遠者不疑也、詩云、君子好仇、

【義解】子曰く、唯、君子のみ能く其の正しき友を好み、小人のみ其の正しき友を傷つけ害ふ、是れ君子は其の好惡正しく小人は邪なればなり、故に君子の朋友は其の好む所皆一定の方あり、其の惡む所亦一定の方あり、是の如く好惡に一定の方ありて公明正大なるを以て、近き所のものも惑はず、遠き所のものも疑はず、此れを見習ひ化するに至るなり、詩に曰く君子にはよき朋友ありと、是れ君子は正しき朋友を好むことを謂ひたるなり、

【字解】〔正〕正しき朋友を指す、〔毒〕害なり、ソコナフと訓む、〔有鄕〕鄕は嚮なり、向ふ所なり、有鄕とは其の好む所一定の向ふ所あり、即ち一定の方ありの意、皆正善なるをいふ、〔有方〕一定の方ありの意、皆正確なるをいふ、〔詩云〕詩經周南關雎の篇なり、〔好仇〕仇は匹なり、朋友を指す、好仇とは善き朋友なり、

○以上第十九章、君子は正しき朋友を好み其の好惡を一定す、故に民化することを説く、

子曰、輕絶貧賤、而重絶富貴、則好賢不堅、而惡惡不著也、人雖

人君自ら正道を行はず羣小親任し終に百姓を勞苦さすと、是れは君民一體となれる時と否との效果を謂ひたるなり、又君雅に曰く、夏の日暑熱烈しく且大雨あり是れ天道の常なれども、小民は惟れ曰く怨めしと、冬に至り大に寒きは亦天道の常なれども、小民は亦惟れ曰く怨めしと、是れは人民は怨嗟し易く治め難きことをいひたるなり、

【字解】〔𪒠〕つゝしむと、〔君好レ之民必欲レ之〕上之所レ好下有レ甚矣の意なり、〔詩云〕先正五句は逸詩にて、誰能以下三句は詩經節南山の篇にあり、二詩の句を合して一となし以て例證せしなり、〔先正〕先代の君長なり、先王といふが如し、〔其言〕言は政敎を指す、〔生〕生育なり、〔國成〕國の成法なり、〔爲レ正〕正は正道なり、〔君雅〕君牙に同じ、雅を用ひしは音通なればなり、書經周書の篇名なり、〔資冬〕資は至に通ず、至冬は冬に至りての意、〔祈〕大なり、オホイニと訓む、

○以上第十七章、君と民とは一體たるを以て民は政敎を正しくして之れを導くべきことを説く、

子曰、下之事レ上也、身不レ正言不レ信、則義不レ壹行無レ類也、子曰、言有レ物而行有レ格也、是以生則不レ可レ奪レ志、死則不レ可レ奪レ名、故君子多聞質而守レ之、多志質而親レ之、精知略而行レ之、君陳曰、出入自二爾師虞一、庶言同、詩云、淑人君子、其儀一也、

【義解】子曰く、下の上に事ふるや身正しからず言信あらざるときは、則ち義に於て壹ならず、行毫も類なきなりと、子又曰く、言は必ず徴験あり、行は必ず法則あり、是れを眞君子といふ、是れを以て生けるときは則ち其の剛毅堅確の志を奪ふべからず、死せるときは則ち其の赫々の名譽を奪ふべからず、此の故に君子は多く物事を聞きても皆之れを守らんとせず、之れを減少し其の善なるもののみを擇びて之れを守る、多く物事をしるせども皆之れに親しまんとせず、之れを減少し「其の善なるもののみを擇びて之れに親み、精しく知れども皆之を行はんとせず、之

書の篇名、伊尹太甲を告誡するの辭なり、〔越〕顚越なり、倒すこと、破ること、〔命〕教命なり、〔覆〕覆り敗ること、〔虞〕虞人なり、〔機〕弩機なり、〔張〕弩牙を張ること、〔往〕心を機の間に注ぐこと、〔括〕矢括なり、〔度〕法度なり、〔釋〕發なり、ハナツと訓む、〔兌命〕書經尚書の篇名、傅說が高宗に告ぐるの辭なり、〔羞〕恥辱なり、〔衣裳〕古は衣裳又は車を以て有功を賞せり、故に出だす、〔在レ笥〕笥ははこ、かたみ、笥に置きて輕く與へぬこと、〔天作孽〕孽は禍災なり、天のなせる禍災とは水旱、飢饉等をいふ、此れ等は人力にて未萠に防ぎ逃ることを得べし、故に可レ違といふ、〔違〕避なり、サク、又はノガルと訓む、〔逭〕逃なり、ノガルと訓む、〔尹〕伊尹なり、〔先〕先祖なり、〔西邑夏〕夏の都は殷の都の西にあり、故に西邑といふ、西邑なる夏王（禹王のこと）をいふ、〔周〕忠信なり、マコトと訓む、〔有レ終〕終完きこと、終を完うすること、〔相〕輔相なり、

〇以上第十六章、君子は口を愼み民を侮らず、以て自ら修め民を治むべきことを說く、

子曰、民以君爲心、君以民爲體、心莊則體舒、心肅則容敬、心好之身必安之、君好之民必欲之、心以體全、亦以體傷、君以民存、亦以民亡、詩云、昔吾有先正、其言明且淸、國家以寧、都邑以成、庶民以生、誰能秉國成、不自爲正、卒勞百姓、君雅曰、夏日暑雨、小民惟曰怨、資冬祁寒、小民亦惟曰怨、

【義解】　子曰く、民と君との關係は猶心と體との如し、民は君を以て心となし、君は民を以て體となす、心おごそかなるときは則體安舒に、心つゝしむときは則ち容貌敬し、心之れを好めば身必ず之れに安んずるが如く、君之れを好めば民必ず之れを欲するものなり、故に心は體あるを以て安全に、亦體あるを以て傷つき破る、之れと同じく君は民あるを以て存し、亦民あるを以て亡ぶ、詩に曰く、昔し吾國に先王あり、其の政教は公明にして且つ淸く美し、國家は是れを以て安寧に、都邑は是れを以て成榮し、庶民は是れを以て生育せり、今や誰か能く國の成法を秉れるや、

水は人の日用使用する所のものにして最も人に近きものなるを以て、人々なれ親み之れに對して畏懼せず游泳航行毫も危害なしとなす、是れを以て時に怒濤を起し狂瀾を捲きて人を溺らし殺すなり、又德は其の近き者淺き者は其明了なるを以て狎れ親しみ易けれども、其の遠き者大なる者に至りては深奧にして知り行ふこと難きを以て親しみ難し、人其の易きを以て之れに親しみ、其の難きを見て親しまざるに至らば、德も亦之れを親まざるを以て墮落の淵に溺らし易し、又口は費して煩しく、出だし易くして悔ゆるも及ぶ可からざるものなれども、人は之れを愼重にせず、故に人を禍害の海に溺らし易し、又民は人道に通ぜずして鄙詐の心あり、敬して之れに臨み次第に其の惡染を去らしむべく、慢り陵ぎて之れを治むべからず、若し之れに反せんか則ち怨み畔きて人君を滅亡の淵に溺らし易し、故に君子は愼まざる可からざるなり、太甲に曰く、人君たるものは其の教命を倒して以て自ら覆敗すること勿れ、虞人が弩を發つや、先づ弩牙を張り其處に心を注ぎ、矢括の方向の法度に合ふを省察して然る後之れを發つが如く、政教は之れを其の民に合ふや否やを熟察して然る後施し行ふべしと、又兌命に曰く、惟れ口は身をかざる所以の者なれども輕しく出だすときは恥辱を起し、惟れ甲冑は身を衞る所以のものなれども輕しく動くときは兵亂を起すものなり、愼まざる可からず、惟れ衣裳は有功を賞する所以笥に置きて輕々しく與ふ可からず、惟れ干戈は有罪を討つ所以常に其の躬を省み修めて輕しく動かすべからずと、又太甲に曰く、天のなせる災禍はのがるゝことを得れども、自らなせる災禍は永遠に其の身を禍して逃れ去るべからずと、尹告に曰く、惟れ伊尹が躬の先祖は西邑の夏王に見え事へたり、夏王は忠信を用ひて自ら修め民を治めしかば能く終を全うしき、其の輔相の臣も亦王の如くせしかば惟れ終をよくせり、今君と臣と亦此の如くせんと、此れ等の語は皆君子は愼まざるべからざることを謂ひしなり、

【字解】〔小人〕位を以ていふ、民を指す、〔君子〕位を以ていふ、士大夫より卿、君に至るまでの總稱、〔大人〕前章に同じ、〔褻〕狎れ親しみて輕ずること、〔閉於人〕人道を閉塞すること、人道に通ぜざること、〔鄙心〕鄙賤詐僞の心、〔慢〕慢りしのぐこと、〔太甲〕書經商

得ざるを恐るゝが如くなりしが、既に我事ふるに及びては我言をきかず、意合はざるときは我を執へ留めて我を見ること仇讐の如く、我身を保護し能く我を用ふることに力めずと、又君陳に曰く、未だ聖人を見ざるときは己れ之れを見る能はざるが如く欲すること頻なれども、既に聖人を見るに及びては亦之れを用ひて己を善くし又民を治むる能はずと、此の二つは何れも人君が賢人を知りて之れを親任する能はざることをいひしなり、

【字解】〔大人〕位を以ていふ、人君をさす、〔親失〕親む所を失ふこと、即ち賢を疎じ小人を親むこと、〔詩云〕詩經小雅正月の篇なり、幽王を刺りし詩なり、〔求二我則一〕我を求めて己が法則（手本）となさんとすといふ意、我は賢人自身を指す、〔仇仇〕仇の如くにくむ貌、〔君陳〕書經周書の篇名、成王君陳を戒むるの辭なり、〔由レ聖〕由は用に同じ、モチフと訓む、

○以上第十五章、人君賢臣を親まざるの弊を説く、

子曰、小人溺於水、君子溺於口、大人溺於民、皆在其所褻也、夫水近於人而溺人、德易狎而難親也、易以溺人、口費而煩、易出難悔、易以溺人、夫民閉於人而有鄙心、可敬不可慢、易以溺人、故君子不可以不慎也、太甲曰、毋越厥命以自覆也、若虞機張、往省括于度則釋、兌命曰、惟口起羞、惟甲冑起兵、惟衣裳在笥、惟干戈省厥躬、太甲曰、天作孼可違也、自作孼不可以逭、尹告曰、惟尹躬先見于西邑夏、自周有終、相亦惟終、

【義解】子曰く、小人は水の爲に溺れ死し、君子は口の爲に禍害の海に溺れ、大人は民の爲に滅亡の淵に溺る、是れ皆なれ侮りて敬ひ愼しまざるにあり、夫れ

倣ひ直接に人民に從ふべき道を示すものなれば也、されば君は小臣を寵して之れと大臣の事を謀ること勿れ、遠臣を寵して之れと近臣の事を言ふこと勿れ、內臣を寵して之れと外臣の事を圖ること勿れ、極めて好惡を公平にして臣下を遇せよ、しかるときは則ち大臣は君を怨まず、近臣は君を非らず、遠臣は其の賢を蔽さず、各〻忠勤をぬきんづるべし、葉公の遺命に曰く、小臣の謀を信じて以て大臣の事を敗るなかれ、寵愛の妾を以ておごそかに正しき適夫人を非らすこと勿れ、寵愛の臣を以ておごそかに正しき士卽ち卿大夫士を非らすこと勿れと、是れ卽ち君は、好惡を公平にして臣下を遇すべきことを謂ひたるなり、

【字解】〔邇臣〕近臣なり、〔民之道也〕君の好惡を見倣ひて直接に民に從ふべき道を示すものなりの意、〔以小謀大〕小臣を寵して以て之れと大臣の事を謀るなり、以下二句同句法なり、〔以遠言近〕遠は遠臣、近は近臣なり、〔以內圖外〕內は內臣、外は外臣なり、〔疾〕非なり、ソシルと訓む、〔不蔽〕賢をかくさず充分に忠をつくすこと〔葉公〕楚の葉縣の尹沈諸梁字は子高なり、僭して公と稱す、〔顧命〕遺命に同じ、〔小謀〕小人の謀なり、〔大作〕大臣の事なり、〔嬖御人〕寵愛の妾なり、〔莊后〕莊はおごそかに正しきこと、莊士の莊も同じ、后は適夫人なり、〔嬖御士〕寵愛の小臣なり、〔莊士大夫卿士〕莊士卽ち大夫卿士の義、大夫卿士は卿大夫士に同じ、莊士の義を覆說せるなり、

○以上第十四章、人君は好惡を明にして群臣を公平に遇し、以て其の忠誠をつくさしむべきことを說く、

子曰、大人不親其所賢、而信其所賤、民是以親失、而教是以煩、詩云、彼求我則、如不我得、執我仇仇、亦不我力、君陳曰、未見聖、若己弗克見、既見聖亦不克由聖、

【義解】子曰く、人君其の賢とする所のもの、卽ち有德の人を親まずして、其の賤しとする所のもの、卽ち無德の人を信用するときは、民は之れを見倣ふを以て賢人を親しむの心失せて小人と親しみ、政敎は是れを以て煩亂となるなり、詩に曰く、彼の君は初め我を求めて己が法則となさんとし、我を臣下にするを

惡を爲すを恥ぢしむるに足らざればなり、換言すればば賞罰正しきを得ざるに由ればなり、故に人君たるものは刑罰をみだりにし、賞賜を輕忽にすべからず、換言すれば賞罰を公平にせざる可からず、然らば則ち政行はれ敎成るなり、康誥に曰く、敬みて汝の刑罰を公明にせよと、又甫刑に曰く、刑罰を頒布して公明に之れを施し以て斯の民を導くと、是れ皆賞罰を公平にすべきことをいへるなり、

【字解】〔褻刑〕刑罰をみだりに施すこと、〔輕爵〕爵は爵を與ふること、賞をいふ、輕賞とは賞を輕々しくすること即輕々しく賞すること、〔康誥〕書經周書の篇名、〔乃〕汝なり、〔播〕布なり、シクと訓む、〔迪〕導くこと、

○以上第十二章、人君は賞罰を愼重にすべきことを說く、

子曰、大臣不親、百姓不寧、則忠敬不足、而富貴已過也、大臣不治、而邇臣比矣、故大臣不可不敬也、是民之表也、邇臣不可不愼也、是民之道也、君毋以小謀大、毋以遠言近、毋以內圖外、則大臣不怨、邇臣不疾、而遠臣不蔽矣、葉公之顧命曰、毋以小謀敗大作、毋以嬖御人疾莊后、毋以嬖御士疾莊士大夫卿士、

【義解】子曰く、大臣君に親まず、大臣君に親まずば政治衰廢するを以て百姓安からず、是れ則ち臣の忠君に足らず君の敬臣に足らず、徒に富貴を貪ること甚過ぎ國を顧みるの遑なきに由るなり、大臣君に親まずして政を治めざるときは、則ち近臣黨を結びて權を奪ひ國を亂るに至るなり、故に人君たる者は大臣を敬し之れをして忠を盡くさしめざる可からず、是れ大臣は民の直接に手本として見傚ふ所のものなれば也、近臣は其の選擇任命を愼み之れをして忠を盡くさしめざる可からず、是れ近臣は君の好惡を見

惑矣、臣義行不重辭、不援其所不及、不煩其所不知、則君不勞矣、詩云、上帝板板、下民卒癉、小雅曰、匪其止共、維王之邛、

【義解】子曰く、上にあるの人情をかくして疑はしき言行あるときは則ち百姓惑ひて歸從する所を知らず、下のもの姦詐を抱きて其の情知り難きときは則ち君長之れを治むるに勞苦す、故に民に君たる者其の情をかくさず、好む所を明にして以て民に俗を示し、惡む所を愼みて行はず民の淫放に流るゝを防ぎ治むるときは、則ち民明に上の情を知りて惑はず歸從する所を知るなり、又臣下たる者義を守りて奉行し、虛誕の辭を弄せず、其の上の力の及ばざる所の事を以て上を引きて行はしむることを爲さず、其の上の智の知る能はざる所の事を以て上に行はんことを煩さゞるときは、則ち君臣下の情を知るを以て之れを治むるに勞苦せず、詩に曰く、人君板々として道に戾りて行ひ、下民は盡く病み憂ふと、是れは君情をかくして下民惑ひ苦しむことを謂ひたるなり、又小雅に曰く、臣下恭敬に止まりて事を爲すに非ず、姦邪を恣にす、維れ王の勞苦する所なりと、是れは臣姦詐を弄して君勞苦することを謂ひたるなり、

【字解】〔俗〕ならはしなり、〔義行〕義を守りて奉行すること、〔不重辭〕辭は虛誕の辭なり、虛誕の辭を重んぜずとは、言に出ださゞるをいふ、〔詩云〕詩經大雅板の篇なり、〔上帝〕此にては人君を指していふ、〔板々〕道に戾る貌、〔卒〕盡なり、コトゴトクと訓む、〔癉〕前章にある癉に同じ、〔小雅〕詩經小雅巧言の篇にあり、〔共〕前章の共に同じ、〔邛〕勞苦なり、

○以上第十二章、第十章と同意なり、

子曰、政之不行也、教之不成也、爵祿不足勸也、刑罰不足恥也、故上不可以褻刑而輕爵、康誥曰、敬明乃罰、甫刑曰、播刑之迪、

【義解】子曰く、政の行はれず、教の成らざる所以は爵祿を小人に與ふるを以て臣下に善を爲すを勸獎するに足らず、刑罰を無罪の人に加ふるを以て臣下に

躬及湯、咸有壹德、詩云、淑人君子、其儀不忒、

【義解】 子曰く、上と爲りて情をかくさゞるときは、下は望みて直に其の情を知るべきなり、又下と爲りて忠誠を以て職務につくすときは、上は述べて直に其の行を知るべきなり、此の如きときは君は其の臣の行を疑はず臣は其の君の命に惑はず、上下相信じて治平立ち所に至るなり、尹告に曰く惟れ尹が躬及び湯王は皆純一の德ありと、是れ君臣其の德を同じくして相信ずることをいひたるなり、又詩に曰く、善人君子は其の禮儀少しもたがはずと、是れ純一の德あることをいひたるなり、

【字解】〔述而志〕其の職務を見之れをのべ廣めて其の行を知るといふこと、志は知なり、シルと訓む、〔尹告〕殷の伊尹が太甲に告げたる書の名なり、此にひける語は今書經の咸有一德の篇の中にあり、〔壹德〕純一の德なり、〔詩云云〕此の句は、壹德の義を證す、詩は詩經曹風鳲鳩の篇にあり、淑人は善人なり、忒は違なり、タガフと訓む、

○以上第十章、君臣共に忠誠を以て相隱さず相信ずべきことを說く、

子曰、有國家者、章善癉惡、以示民厚、則民情不貳、詩云、靖共爾位、好是正直、

【義解】 子曰く、國家を有つもの善を明にし惡を惡みて、以て民に厚き德を示すときは則ち民之れに化し、其の情ふたつならず、善に一となるなり、詩に曰く、人君たるものは汝の位を守り安んじ恭しくして、是の正直（卽ち善）を好むべしと、是れは卽ち善を明にすることを謂ひたるなり、

【字解】〔癉〕病なり、ヤムと訓む、病の如く憂へ惡むをいふ、〔詩云〕詩經小雅小明の篇にあり、〔靖共〕靖は安、共は恭なり、

○以上第十一章、人君善を明にし惡を惡むときは民情純一なることを說く、

子曰、上人疑則百姓惑、下難知則君長勞、故君民者、章好以示民俗、愼惡以御民之淫、則民不

の言行を敬み給へりと、是れは卽ち文王が言行を愼重にして民の手本となりしことを謂ひたるなり、

【字解】〔道〕導に同じ、〔禁〕謹なり、ツヽシムと訓む、謹み戒むること、〔所レ終〕終に至りて行ひ得ざる所のことあるか否かの義なり、〔所レ敝〕敝は弊に同じ、弊害なり、終に至りて弊害起るか起らざるか否かの義なり、〔詩云〕詩經大雅抑の篇なり、〔大雅〕詩經大雅文王の篇なり、〔穆々〕德の深遠なる貌、〔於〕嘆美の辭なり、アヽと訓む、〔緝熙〕緝は繼續なり、熙は光明なり、德の光明繼續してかゞやくこと、〔敬止〕言行を敬ひ愼むをいふ、

○以上第八章、人君は人を導き戒むるに言行を以てするが故に自身の言行を愼重にせざる可からざることを說く、

子曰、長レ民者、衣服不レ貳、從容有レ常、以齊二其民一、則民德壹、詩云、彼都人士、狐裘黃黃、其容不レ改、出レ言有レ章、行歸二于周一、萬民所レ望、

【義解】子曰く、民に長たる者は衣服は禮法にたがはず、擧動は法度あり、以て其の民を導き齊ふるときは則ち民之れに化し其の德純一にして美し、詩に曰く、彼の都の人士は狐の裘を服せり、其の裘は黃色にして美し、而して其の容止は正しき容止を改めず、其の言を出すや文章燦然として道に合はざるなく、其の行は皆忠信に歸す、誠に萬民の望み傚ふ所なりと、是れ人君が言行を正しく民を導き齊へたる效果を謂ひたるなり、

【字解】〔衣服不レ貳〕貳は不一なり、不レ貳とは不一ならざることにて禮法に違はぬこと、蓋し衣服は朝服私服の別あり、又色模樣縫ひ方に差あり、法度確然として紊る可からざる制なり、〔從容〕擧動をいふ、〔常〕法度なり、〔壹〕純一にして美しきこと、〔詩云〕詩經小雅都人士の篇なり、〔狐裘黃々〕狐裘は蜡祭にきるもの、黃々は其の色の黃に美しきをいふ、此の一句は都の人士が正しき衣服をきたる例に引きたるなり、〔章〕文章なり道に合ひて文章燦然たること、〔周〕忠信なり、マコトと訓む、

○以上第九章、人君は衣服法をはづれず言行法度あり以て其の民を導き敎ふべきことを說く、

子曰、爲レ上可二望而知一也、爲レ下可二述而志一也、則君不レ疑二於其臣一、而臣不レ惑二於其君一矣、尹告曰、惟尹

其の出づるや綸の如く漸く大となる、王の言は綸の如く小さくとも其の出づるや綍の如く大となる、是れ王の言は其の影響する所其の一身に止まらず天下に及ぶをいふなり、是の故に大人は無根の言をとなへず、而して言と行とは一致を要するを以て、言ふ可けれども行ふ可からざる言は君子は言はざるなり、行ふべけれども言ふ可からざる言は君子は言はざるは勿論亦決して行はざるなり、此の如く人君が言行を愼重にし其の一致をつとむるときは則ち民之れに風化し、其の言論は行より高からず、行は言論より高からず、言行相一致するに至るなり、詩に曰く、人君たるものは善く其の容止を愼みて禮儀にはづれざるやうになせと、此れ即ち人君の言行はやがて民の言行となるを以て愼むべきことを言ひたるなり、

【字解】〔綸〕印のひも、〔綍〕棺をひく繩にて綸より更に大なり、〔倡〕唱に同じ、〔大人〕下句の君子に同じ、〔游言〕無根の言なり、〔君子〕位德を以ていふ、人君にして聖德あるもの、以下の章、多く同じ、〔危〕高なり、タカシと訓む、〔詩云〕詩經大雅抑の篇なり、〔淑〕善なり、ヨシと訓む、〔止〕容止なり、容貌言行をいふ、〔愆〕過なりアヤマツと訓む、〔儀〕禮儀なり、

○以上第七章、人君の言は影響する所大なるを以て愼重にせざる可からざることを說く、

子曰、君子道人以言、而禁人以行、故言必慮其所終、而行必稽其所敝、則民謹於言而愼於行、詩云、愼爾出話、敬爾威儀、大雅曰、穆穆文王、於緝熙敬止、

【義解】子曰く、君子は人を導くに言を以てし、人を謹め戒むるに行を以てす、故に言を出すときは必ず其の終に至りて行ひ得ざる所のことあらざるか否かを慮り、行を示すときは必ず其の終に至りて弊害起らざるか否かを考ふ、此の如く言行を愼重して民を導き戒むるときは、則ち民之れに化して言を謹み行を愼むに至るなり、詩に曰く、人君たるものは、汝の口より出だす言語を愼み、汝の威儀を愼めよと、是れは即ち人君は民の手本なるが故に言行を愼重にすべきことを謂ひたるなり、又大雅に曰く、深遠の德ある文王は、あゝ其の德の光は絕えずかゞやきて常に其

ひしなり、

【字解】〔豈必盡〕仁〕豈朝廷の中の人々必ず仁道を盡くし行ひて然る後百姓化して仁を成し遂げしならんや、禹王一人仁を行ひて臣庶の手本となりし爲なりといふ意なり、〔詩云〕詩經小雅節南山の篇にあり、周の幽王を刺りたる詩なり、〔赫々〕勢のかゞやきさかんなること、〔師尹〕大師の尹氏にて幽王の執政なり、〔一人〕天子をいふ、〔慶〕善なり、善行をいふ、〔兆民〕衆民なり、〔大雅〕詩經大雅下武の篇なり、武王の功德を歌ふ、〔王之孚〕王者の誠の德、〔下土〕天下といふに同じ、〔式〕法なり、ノリと訓む、

○以上第五章、禹王が民の手本となりて民を善化せしことを說き、上の行を愼むべきことを示す、

子曰、上好仁、則下之爲仁爭先人、故長民者、章志貞教尊仁以子愛百姓、民致行己以說其上矣、詩云、有梏德行、四國順之、

【義解】子曰く、上仁を好むときは則ち下の仁を爲すこと、人に先ちてなさんと競ひ爭ふものなり、故に民に長たる者が己が好惡のある所を明に示し、敎を正しくし仁を尊び以て百姓を子の如く愛するときは則ち民之れに感化し力を己が身を修むることに極めて忠勤をぬきんでて以て其の上を悅ばすものなり、詩に曰く、人君に大に直しき德行あるときは四方の國民皆之れに順ふと、此のことを謂ひたるなり、

【字解】〔章〕志〕章は明なり、好惡のある所を明に示すこと、〔貞〕正に同じ、〔行〕己〕己が身を修め行ふこと、〔說〕悅に同じ、〔詩云〕詩經大雅抑の篇にあり、〔梏〕大なり、直きなり、〔四國〕四方の國の民の義なり、

○以上第六章、上が仁を好むときは下爭うて仁をなすに至ることを說く、

子曰、王言如絲、其出如綸、王言如綸、其出如綍、故大人不倡游言、可言也不可行、君子弗言也、可行也不可言、君子弗行也、則民言不危行、而行不危言矣、詩云、淑愼爾止、不諐于儀、

【義解】子曰く、王の言は生絲の如く微小なれども

り、〔孫心〕孫は順なり、柔順なり、〔甫刑〕書經の篇名、一に呂刑といふ、〔苗民一句〕苗民は苗民の君の義、苗は三苗なり、匪は非に同じ、アラズと訓む、命は書には靈に作れり、政命なり、蓋し善き政命の意に見るべし、〔五虐之刑〕五の殘虐なる刑罰にていれずみの刑、あしきりの刑、はなきりの刑、宮刑（去勢の刑）、死刑是れなり、〔是以民云云〕作者の釋辭なり、

○以上第三章、人君は德禮を以て民を治むべきことを說く、

子曰、下之事上也、不從其所令、從其所行、上好是物、下必有甚者矣、故上之所好惡、不可不愼也、是民之表也、

【義解】子曰く、下の上に事ふるや其の命令する所に從はずして其の行ふ所に從ふものなれば、上が是の行（善惡二意をふくむ）を好むときは、下は必ず見倣ひて上よりも甚しく好むものあるなり、故に上の好む所のことは愼まざる可からず、是れ上は民の手本なればなり、

【字解】〔是物〕物は行なり、〔表〕儀表なり、手本なり、

○以上第四章、下は上の行を見倣ふものなれば、上たるものは其の好惡を愼まざる可からざることを說く

子曰、禹立三年、百姓以仁遂焉、豈必盡仁、詩云、赫赫師尹、民具爾瞻、甫刑曰、一人有慶、兆民賴之、大雅曰、成王之孚、下土之式、

【義解】子曰く、夏の禹王立ちて三年にして百姓皆仁の道を修め以て之れを成し遂げたり、是れ豈朝廷の人咸く仁を盡くし行ひて民を率ゐしが爲にかくなりしならんや、禹王自ら仁を行ひて民の手本となりしが故なり、詩に曰く、かゞやき盛なる大師の尹氏よ民はともに爾の行を瞻居れりと、此れ民は上の行をみて之れに倣ふことをいひしなり、又甫刑に曰く、天子善行あるときは衆民之れに賴り法ると、大雅に曰く、武王は王者の誠の德を成就して天下の民の法の手本となり民皆之れに法れりと、是れ皆人君自ら仁を行ひて民の手本となり、民之に法り倣ふことをい

地（北方の酷寒不毛の地）に投げ與へん。有北の地嫌ひて受けざれば昊天（上天）に投げ與へて其の罪を制裁して戴かんと、故に惡レ惡といふ、〔爵不レ瀆〕妄に爵をあたへて奬勵せざること、〔作レ愿〕作は奮起なり、愿は誠なり、〔大雅〕詩經大雅文王の篇なり、〔儀刑〕二字共に法り手本とすること、〔孚〕誠なり、

〇以上第二章、上の好惡正しきときは下之れに化して誠となることを說く、

子曰、夫民教レ之以レ德、齊レ之以レ禮、則民有二格心一、教レ之以レ政、齊レ之以レ刑、則民有二遯心一、故君レ民者、子以愛レ之、則民親レ之、信以結レ之、則民不レ倍、恭以涖レ之、則民有二孫心一、甫刑曰、苗民匪レ用レ命、制以レ刑、惟作二五虐之刑一曰レ法、是以民有二惡德一、而遂絕二其世一也、

【義解】子曰く、夫れ民を治むるの法は德禮を以てするにあり、卽ち民を敎へ導くに德を以てし、民を齊ふるに禮を以てするときは、則ち民慕ひ來るの心あり、之れに反し、民を敎へ導くに政令を以てし民を齊ふるに刑罰を以てするときは、則ち民逃れ免れんとするの心あり、故に民に君たる者が、我子の如くにして民を愛するときは則ち民之れに親みなつき、信義を以て民の心を結ぶときは則ち民背かず、恭謙の政を以て民に涖むときは則ち民柔順の心あるなり、德禮を以て民を敎へ齊ふるの效果の偉大なること此の如し、甫刑に曰く、苗民の君は善き政令を用て民を治むるに非ず、民を制御するに酷刑を以てしこゝに五つの殘虐の刑罰を作りて法と曰へりと、かく苗民は酷刑を以て民を治めしかば、民逃れ免るゝ心あり、惡しき德盛になるありて、苗國は遂に之れが爲に滅亡して其の嗣を絕つに至れり、これ政刑を以て民を敎へ齊へる例なり、恐れざる可けんや、戒めざる可けんや、

【字解】〔齊レ之〕齊はふそろひをとゝのへて一定にすること、〔格心〕格は來なり、慕ひ來りて善をなす心をいふ、〔遯心〕逃れ免るゝ心なり、所謂法律をかすめて惡事をはたらき而して罪をのがるゝ心な

子曰を以てすれども、すべて孔子の言なるや否やは疑はし、

子言之、曰、爲上易事也、爲下易知也、則刑不煩矣、

【義解】子之れを言ふ、曰く、上と爲りて信義なるときは下は之れに事へ易きなり、下と爲りて姦詐なきときは上は其の情を知り易きなり、上下此の如くなるときは則ち刑を行ふこと煩しからず、殆ど刑を用ふるの要なきに至るなり、

○以上第一章、上下各信義を以てし姦詐なきときは、殆ど刑の要なきに至ることを說く、

子曰、好賢如緇衣、惡惡如巷伯、則爵不瀆而民作愿、刑不試而民咸服、大雅曰、儀刑文王、萬國作孚、

【義解】子曰く、人君賢人を好むこと緇衣の詩に歌へるが如く、惡人を惡むこと巷伯の詩に歌へるが如くならば、則ち臣民賢の尊ぶ可く惡の惡むべきを知り、德を修め行を研くを以て、妄に爵位を與へて奬勵せずとも民は誠の心を奮ひ起し、刑罰を試用せずして民は皆心服するものなり、故に大雅に曰く、文王は賢を好み惡を惡み之れを以て自ら修め又臣民を導き給へり、是れを以て萬國の臣民は文王に則りて手本とし、奮起して誠をなせりと、此れの謂なり、

【字解】〔好賢如緇衣〕緇衣は詩篇の名、詩經鄭風にあり、鄭の武公周の天子に事へ司徒となり善く其の職を勤めたり、周人之れを嘉みして此の詩を作れり、其の首章に曰く、緇衣之宜兮、敝予又改爲兮適子之館兮、還予授子之粲兮と、言ふ心は、子（武公を指す）の緇衣（卿大夫私朝に居るときの服）をきたる姿の何と宜しきことよ、これが敝るれば予（周人自身をいふ）改めつくりて子の館にゆきて、贈らん、而して引き還して予は子に美しき粲（餐と同じく食なり）を與へん、予は子を慕ひ稱するなり、永遠に我周室を去るなかれとなり、故に好賢と曰ひしなり、〔惡惡如巷伯〕巷伯は詩篇の名にて詩經小雅にあり、宦官某が周の幽王の暴虐を刺れる詩なり、其の六章に曰く、彼譖人者、誰適與謀、取彼譖人、投畀豺虎、豺虎不食、投畀有北、有北不受、投畀有昊と、言ふ心は、彼の譖人（忠良を讒し君を惡道に陷るゝ姦臣）は惡むべきものなり、誰かゆきて彼と共に謀らん彼の譖人を捕へて豺虎に投げ與へん、豺虎嫌ひて食はざれば有北の

大廟を處く所在を占ひ改めず、況や宅室に於てをや、

【字解】〔大人之器〕卜筮の器、龜筮を指す、此の器は聖人神道の敎を寓する所以、故に名づく、〔威敬〕畏れ敬ふこと、〔守筮〕國に在りて居守するとき、事あれば筮を用ふること、〔以レ筮〕以は用なり、モチフと訓む、

○以上第四十九章、卜筮の器は畏れ敬ふべきこと、及天子諸侯之れを用ふるの異を說く、

子曰、君子敬則用祭器、是以不レ廢日月、不レ違龜筮、以敬事其君長、是以上不レ瀆於下、下不レ褻於上、

【義解】子曰く、君子は敬するときは祭器を用ひて賓を遇す、天子の諸侯の來朝を遇する、大國の小國の來朝を遇する皆此の禮を用ふ、是れを以て來朝の諸侯は其の定められたる朝聘の月日を違へず必ず來聘し、其の貢獻の物は卜筮の命ずる所に違はず吉美の物を來貢し、以て其の君長に敬事す、かく敬を用ふるを以て上は民に侮り瀆さるゝことなく、下は上になれ侮ることなし、

【字解】〔祭器〕籩豆簠簋の類を指す、〔不レ廢二日月一〕來朝の月日を廢てぬこと即ち違はぬこと、〔不レ違二龜筮一〕貢物は先づ卜筮して其の吉のものを擇ぶ、龜筮に違はずとは龜筮の命する所に違はぬ吉美の物のみを以て來貢すとなり、〔君長〕諸侯なれば天子を指し、小國なれば大國の君を指す、

○以上第五十章、君長敬を以て其の臣屬の邦國に接するときは、屬邦も亦敬を以て之れに臣事することを說き、君長に敬の大切なることを示す、

緇衣第三十三

此の篇は、多く上の下を治むるの道を論じ、兼て下の上に事ふる道又君子の行に及ぶ、其の緇衣と名づくる所以は、第二章に子曰好レ賢如二緇衣一の句あり、緇衣は詩經鄭風の中にある詩篇の名にして、周人が鄭の武公の賢を稱美せる詩なり、人君國を治むる緇衣の詩に歌ふ所の如くんば其の容易きこと火を觀るよりも明なり、故にとりて篇名となせしものなり、古より公孫尼子の作と稱す、每章冠するに

【義解】　子曰く、后稷の行へる祭祀は物品を多く用ひずして其の禮を備へ易し、何となれば、后稷の祝辭は恭敬にして欲望は極めて小なり、祝辭恭しきが故に其の誠は以て神を格すに足り、欲望極めて小なるが故に祭により福を得るといふが如き心なく、專ら報本反始の道を盡くすを得、かく誠敬餘あるを以て供ふる物品の多くを要せずして其の禮を備へ易きなり、是れを以て神も亦其の誠敬を喜びて福祿を與へ、其の福祿は子孫にまで及ぼせり、詩に曰く、后稷の始めて神を祀るや罪悔なからんことを庶ひて誠敬を盡くさゞるなし、故に神の惠を得て今に至るまで子孫連綿天下に君臨して萬國の尊敬を受け居れりと、即ち上述のことを歌ひしものなり、

【字解】〔富〕備なり、ソナフと訓む、〔辭〕祝辭なり、〔其欲儉〕儉はつゞまやかにて極小の義、其の欲望の極小とは神を祭りて神に求むる所なきをいふ、〔祿〕福祿なり、〔詩曰〕詩經大雅生民の篇なり、〔兆祀〕兆は始なり、始めて神を祀ること、〔迄于今〕迄は至なり、イタルと訓む、今は生民の詩を作りし時代、成王の頃を指す、

○以上第四十八章、后稷の祭祀は誠敬を極めたるを以て神より至大の福をうけしことを説き、すべて祭祀は此の如くならざるべからざることを示す、

子曰、大人之器威敬、天子無筮、諸侯有守筮、天子道以筮、諸侯非其國不以筮、卜宅寢室、天子不卜處大廟、

【義解】　子曰く、卜筮の器は威れ敬ひて敢てなれ玩ばず、就中卜は筮より貴し、天子は貴きが故に大抵卜のみを用ひて筮を用ふること少なし、諸侯は國に在りて居守し、事あるとき筮を用ひて占ふあり、天子は國を出でゝ道途に在るとき占ふこと起れば筮を用ふ國外にて且つ臨時のことなるを以て略して卜を用ひざるなり、諸侯は其の國内に非ざれば筮を用ひて占はず、國を出でゝ他國にあるときは事あるも筮にて占はざるなり、こは人の國に於ては占ひて吉凶を問はざるが禮なればなり、諸侯はかく多くの場合に筮を用ひトを用ひざるは位卑きが爲なり、たゞ其の居宅及寢室を改易する時のみトを用ひて占ふなり、諸侯はかく宅室を改易するとき占へども天子は建國の時既に其の吉を卜して定むるものなるを以て、以後

其私褻事上帝、是以不犯日月、不違卜筮、卜筮不相襲也、大事有時日、小事無時日、外事用剛日、內事用柔日、

【義解】 子之れを言ふ、昔し三代の明王は皆天地の神々に事ふるに、卜筮を用ひて之れに問はざることなく、敢て其の私の褻れたる方法を以て上帝に事へず、是れを以て既定の日月を犯して廢することなく、卜筮の命ずる所に違ふことなく、卜筮は一度のみにて相かさねてなさず、而してすべて大祭事には一定の時日あれども、小祭事には一定の時日なし、又筮するあるときには天地の祭の事には剛日を用ひ宗廟の祭の事には柔日を用ふる禮なり、

【字解】 〔私褻〕卜筮によらさる私のけがれたる方法をいふ、〔不犯日月〕既定の月日を犯さゞること、下句の大事有時日云々內事用柔日は既定の月日なり、〔卜筮不相襲〕一度卜し或は筮するのみ、卜せる上にかされて筮し、筮せる上に重れて卜せざること、〔大事〕大祭事にて天地宗廟等の祭をいふ、〔小事〕小祭事にて羣神の祭をいふ、〔時日〕既定の時日なり、〔外事二句〕曲禮篇に出づ、

○以上第四十六章、三代の明王の祭祀は禮により卜筮の命に違はざりしことをいひ祭祀には卜筮の命に從はざる可からざることを說く、

子曰、牲牷禮樂齊盛不違龜筮、是以無害乎鬼神、無怨乎百姓、

【義解】 子曰く、先王の祭は牲牷の撰擇、禮樂の設備、粢盛の供具、皆卜筮の命ずる所に違はず、是を以て鬼神の靈を害ひ傷くることなく、百姓に怨まるゝことなし、

【字解】 〔齊盛〕粢盛に同じ、〔龜筮〕卜筮なり龜甲を以て卜するより龜筮といひしなり、

○以上第四十七章、祭祀に卜筮の命に違はざるときは鬼神より福をうけ、人民より怨まれざることを說く、

子曰、后稷之祀易富也、其辭恭、其欲儉、其祿及子孫、詩曰、后稷兆祀、庶無罪悔、以迄于今、

旦、不思其反、反是不思、亦已焉
哉、

【義解】子曰く、口にて恩惠を施して實行至らざるときは、則ち人の怨我身に及ぶなり、是の故に君子は言ふ所は必ず行ひ、行ひ得ざる所は言はざるを以て、其の承諾して果さず責めらるゝよりは、寧ろ承諾せずして怨まるゝあるをよしとするなり、國風に曰く、彼は初め我と言笑すること和ぎ柔しく、我と信實を以て誓ふこと明なりしも、今は其の前の誓を反覆して果さんことを思はず、反覆して果さんことを是れ思はず、我如何に思ふも亦仕方なきかなと、是れは即ち言を實行せざるを怨みたる詩なり、人の怨は其の力強し、思はざるべけんや、

【字解】〔口惠〕口にて恩惠を施すこと、〔怨菑〕怨といふ菑なり、單に怨にみてよし、〔諾責〕承諾して果さず責めらるゝこと、〔已怨〕已は退なり承諾せずして怨まるゝこと、〔國風〕詩經衞氓の篇なり、〔晏々〕和ぎ柔しき貌、〔旦々〕明白なること、〔反〕反覆なり、

○以上第四十四章、一たび言を出して果さゞるときは人より怨まるゝを以て、言を愼重にすべきことを說く、

子曰、君子不以色親人、情疏而貌親、在小人則穿窬之盜也與、

【義解】子曰く、君子は忠信の情を以て人に親しみ、決して顏の色をよくして人に親まず、中情疏遠にして容貌のみ親しく見するは、小人の中に在りては則ち穿窬の盜にあたるか、

【字解】〔穿窬之盜〕外貌を誠らしく裝ひ人のすきを窺ひて盜むものこぬすびとの一種なり、

○以上第四十五章、君子は顏色を以て人に親しまざることを說く、

子曰、情欲信、辭欲巧、

【義解】子曰く、情は忠信ならんことを欲し、言辭は理義に順ひて巧ならんことを欲す、

○以上第四十六章、心情と言辭との心得を說く、

子言之、昔三代明王皆事天地之神明、無非卜筮之用、不敢以

此の如く君子は言辭を愼み德行を以て人と交るが故に、君子の交は水の如く淡泊なれども、小人は之れに反し徒に巧言美辭を弄して人と交るが故に其の交は醴の如く甘く濃し、君子は淡泊なるを以ていつまで交りても厭かず、故に其の交成就し、小人は甘く濃きを以て長き間に厭きが出で來たる故に其の交壞るなり、小雅に曰く、小人の言は甚甘し、甘きが故に人君うかと信用す、うかと信用するが故に騷亂は是れによりて進み大きくなるなりと、是れは小人の害を謂ひたるなり、

【字解】〔贐〕喪者に品物をおくること、〔小雅〕詩經小雅巧言の篇なり、〔盜言〕小人の人を賊ひ傷つくる言、〔孔〕甚なり、ハナハダと訓む、〔餤〕進なり、スヽムと訓む、

〇以上第四十二章、人の貴ぶべきは德にありて言にあらず、故に君子は德を以て友をとり以て德を修め言を愼み其の交を成すことを說く、

子曰、君子不以口譽人、則民作忠、故君子問人之寒則衣之、問人之飢則食之、稱人之善則爵之、國風曰、心之憂矣、於我歸說、

【義解】子曰く、君子は德を以て準となし、口を以て人をたゞさゞるときは則ち民化して忠信をなす、故に君子人の寒えたるを問ふときは則ち之れに衣をきせ、人の飢ゑたるを問ふときは則ち之れに食はしめ、人の善を稱するときは則ち之れに位を與ふ、國風に曰く、君浮華を好みて實なく、將に國を失はんとす、我心憂に堪へず、國旣に滅ばゞ我身に於ては何處にたよりやどらんと、是れは君浮華にして忠信なきときは臣下たよる所を失ふに至ることを謂ひたるなり、

【字解】〔君子〕位を以て言ふ、人君を指す、〔譽〕繩なり、タヾスと訓む〔國風曰〕詩經曹風蜉蝣の篇にて曹君の政事を修めざるを刺れる詩なり、〔歸說〕歸はたよること、說は舍なり、息なり、舍り息ふこと、

〇以上第四十三章、人君は民を治むるには德を以て言行し、口さきを以てすべからざることを說く、

子曰、口惠而實不至、怨菑及其身、是故君子與其有諾責、寧有已怨、國風曰、言笑晏晏、信誓旦

【義解】此の節は、人の眞價は言辭に非ずして德行にあることを說く、

子曰く、君子は言辭のみを以て其の人の眞價を見盡くすことをせず、必ず其の德行を見る、德行を見て然る後其の眞價を見盡すを得となす、何となれば言辭あるものは必ずしも德あらざればなり、されば人の眞價は言辭よりも寧ろ德行にあることを知るべし、人々をして德あらしむるは人君の政法如何にあり、故に人君の政法正しく天下に道行はれたるときは、人々皆禮を守るを以て種々の善行あり、之れに反して人君の政法邪にして天下に道行はるゝなきときは、則ち人々禮を守らざるを以て種々の言辭を弄して世を惑はすなり、

【字解】〔行有枝葉〕根本の德行正しきは勿論種々の枝葉の善行（小なる善行）ありの意、〔辭有枝葉〕根本の言辭邪なるは勿論種々の枝葉の言辭（つまらぬこせ〳〵せる言辭）を弄するありの意、

是故君子於有喪者之側、不能賻焉、則不問其所費、於有病者之側、不能饋焉、則不問其所欲、有客不能館、則不問其所舍、故君子之接如水、小人之接如醴、君子淡以成、小人甘以壞、小雅曰、盜言孔甘、亂是用餤、

【義解】此の節は、君子は言を愼み德を以て友をとるを以て交固く小人は之に反することを說く、

上述の如く言辭は末にして德行は本なり、是の故に君子は德行を研き言辭を愼むなり、今其の例をあげん、君子は喪の側に於て之れに品物をおくりて其の費をたすくる能はざるときは、則ち其の費やす所の額を問はず、己たすくる能はざるときは之れを問ふも毫も益なく却て虛禮に陷ればなり、又病者の側に於て之れに食物をおくること能はざるときは、則ち其の欲する所の食を問はず、己おくる能はざるときは之れを問ふも毫も利なく却て虛禮に陷ればなり、又客ありたるとき己之れを家に留むる能はざるときは則ち其の宿舍する所を問はず、己家に留むる能はざるに之れを問ふも毫も益なく却て虛禮に陷ればなり

就して而して後退くは是れ臣として忠厚の至りなり易に曰く、王侯に事へず其の心事を高尚にしてけがされずと、是れは野に隱れて仕へざるときの態度を謂ひたるものなり、君に事ふるものは其の志を得ると否とに拘らず、かゝる態度あるべからず、必ず匪躬の節をいたすべきなり、

【字解】〔辟〕避に同じ、〔其事〕其の職事なり、〔執慮〕熟慮に同じ、〔易曰〕易經蠱卦上九の爻辭なり、

〇以上第四十章、君に事ふる其の親任を得ると否とに拘らず匪躬の節を盡すべきを説く、

子曰、雖天子受命于天、士受命于君、故君命順則臣有順命、君命逆則臣有逆命、詩曰、鵲之姜姜、鶉之賁賁、人之無良、我以爲君、

【義解】　子曰く、天子は至尊なりと雖命を天に受く、臣は命を君に受く、君の命は順逆に拘らず則ち臣下の奉承して行ふ所なり、故に君の命理義に順ひて正しき時は則ち臣亦君の命に順ひ正しきことをなせども君の命理義に逆ひて不正なるときは則ち臣亦命に逆ひ不正なることをなすなり、詩に曰く、今我臣民の惡をなして相爭ふ有様は、恰も鵲の上に惡爭するが如く鶉の下に惡爭するが如し、此れ何の故か、我君たる人に善人なし、我惡人を以て君となすが故なりと、是れは君理義に逆ふときは臣民亦理義に逆ひて相亂れ爭ふことを謂ひたるなり、

【字解】〔士〕臣なり、士は臣の最下なれども最も多數なるを以て、擧げて代名となせしなり、〔命順〕此の順は理義に順ふこと、〔命逆〕此の逆は理義に逆ふこと、〔詩曰〕詩經鄘風鶉之賁賁の篇なり、斷章主義にて原詩の意とは全く異なれり、〔姜々〕惡爭する貌、〔賁々〕姜々に同じ、〔人〕我君たる人の義、

〇以上第四十一章、臣は君に從ふものなれば君は其の命を愼み理義を忘れざる樣にすべきことを説く、

子曰、君子不以辭盡人、故天下有道則行有枝葉、天下無道、則辭有枝葉、

貪り欲して留ること、〔不レ要〕要は求なり、復び祿を求むる爲にかく留るに非ずの意なり、

○以上第三十七章、君に事へて言容れられざれば則ち去り、官祿に戀々たるべからざることを説く、

子曰、事レ君、愼レ始而敬レ終、

【義解】子曰く、君に事ふるには始を愼みて又終を敬み、終始一貫毫もかはることなかるべし、

○以上第三十八章、君に事ふるには終始一なるべきことを説く、

子曰、事レ君可レ貴可レ賤、可レ富可レ貧、可レ生可レ殺、而不レ可レ使レ爲レ亂、

【義解】子曰く、君に事ふる賢なれば位貴かるべく、不肖なれば位賤しかるべく、功あれば祿富むべく、功なければ祿貧しかるべく、罪なければ生を得べく、罪あれば殺さるべし、故に義を以て終始し、此の貴賤富貧生殺の如きは所謂命なれば之れを天に任せて逆はざる樣にすべし、決して之れに逆ひて己が良心をして姦邪に陷り亂を爲さしむるが如きとある可らず、

○以上第三十九章、君に事ふる義を以て終始し貴賤富貧の如きは天命に任すべきことを説く、

子曰、事レ君、軍旅不レ辟レ難、朝廷不レ辭レ賤、處二其位一而不レ履二其事一則亂也、故君使二其臣一、得レ志則愼慮而從レ之、否則孰慮而從レ之、終レ事而退、臣之厚也、易曰、不レ事二王侯一、高二尚其事一、

【義解】子曰く、君に事ふるに、軍隊にありては危險を避けず進みて死すべく、朝廷にありては賤位にありとも辭せず其の職を盡くすべし、凡て其の位に處りて其の職事を履行せざれば則ちこれ國を亂るものなり、故に君其の臣を使ひ、臣君の親任を得て志を得るときは自滿し易けれども、かゝることなく愼み慮りて其の命ぜられたる事に從ひ、君の親任なく志を得ざるときは自棄し易けれども、かゝることなく熟慮して其の命ぜられたる事に從ひ、共に其の事を成

思を君に告げ君を諫止する能はず、たとひ能はずと雖中心に之れを藏め置きて何れの日か忘れん、機を得ば之れを果たさんとすと、是れこの君子のことを謂ひたるなり、

【字解】〔陳〕吹聽すること、〔詩云〕詩經小雅隰桑の篇なり、〔瑕〕遐に通す、トホクと訓む、〔謂〕告なり、ツグと訓む、

○以上第三十五章、君の過は諫止すべく吹聽すべからざることを說く、

子曰、事ㇾ君難ㇾ進而易ㇾ退、則位有ㇾ序、易ㇾ進而難ㇾ退則亂也、故君子三揖而進、一辭而退、以遠ㇾ亂也、

【義解】子曰く、君に事ふるに進みて事へ難くして官を退き易きは進退を嚴にするものなり、此の如きときは則ち位序ありて賢愚分別あり、之れに反し進みて事へ易くして官を退き難きは進退を忽にするものなり、此の如きときは則ち位序なくして賢愚分別なきなり、故に君子が君に事ふるに賓主相見るの際、三たび揖して進み一たび辭して退くが如く、進退を嚴にするは、以て位序なく賢愚分別なき弊に遠ざかるなり、

【字解】〔難ㇾ進〕進みて事へ難きこと、仕ふるに道を以てするを以て然るなり、〔易ㇾ退〕官を退き易きこと、道を以て事ふるときは言容れられず、禮至らざれば則ち去り官位に戀々たらざるを以て然るなり、〔位有ㇾ序〕位に次序ありて賢愚別るゝこと、〔易ㇾ進〕進みて事へ易きこと、仕ふるに道を以てせず諂諛して君にとりいるを以て然るなり、〔難ㇾ退〕官を退き難きこと、事ふるに道を以てせざるときは官位に戀々たるを以て然るなり、〔亂〕位に序なく賢愚別なきこと、〔三揖二句〕賓主相見るの禮をいふ、其の時三たび揖して階に升り、三たび讓りて階を升るを三揖而進といひ、歸るときは一たび辭して直に出づるを一辭而退といふ、

○以上第三十六章、君に事ふるに進退を嚴にするときは賢愚別あり位序正しきことを說く、

子曰、事ㇾ君三違而不ㇾ出ㇾ竟、則利ㇾ祿也、人雖ㇾ曰ㇾ不ㇾ要、吾弗ㇾ信也、

【義解】子曰く、君に事へ三たび容れられざるを以て官を去りて、而も國境を出でゝ他國に往かず、其の國に留まるは、則ち是れ祿を貪りて留るなり、人は祿を要むる爲にしかするに非ずといふと雖吾は信せざるなり、

【字解】〔違〕去なり、官を去ること、〔竟〕境に同じ、〔利ㇾ祿〕祿を

正直の道に是れ從ふときは、神は之を聽きて、福祿を以て汝に與へんと、是れは君子の仕へ方を行ふものは、大なる福祿を得らるゝことを謂ひたるなり、

【字解】〔下達〕鄙下なる事を君の耳に達し、君を惡くすること、〔辭〕浮華の辭なり、〔弗ㇾ自〕由り從はざること、親しまざるをいふ、〔小雅曰〕詩經小雅小明の章なり、〔靖共〕靖は靜なり、共は恭に同じ、〔式ㇾ穀〕式は用なり、モツテと訓む、穀は福祿なり、〔以ㇾ女〕以は與なり、アタフと訓む、女は汝なり、

○以上第三十二章、君に事ふるには正人と親しみ、鄙下の事浮華の辭を君に進むべからざることを說く、

子曰、事ㇾ君遠而諫則諂也、近而不ㇾ諫則尸利也、

【義解】子曰く、君に事ふるに君と疎遠なる地位にありて强て諫むるは、則ち分を犯し以て自ら達せんことを求むるものにして、諂ふなり、君と親近せる地位にありて、君の非を見ながら諫めざるは、則ち寵を固くし利を貪るものなり、

【字解】〔遠〕疎遠なり、君と疎遠なること、〔諂〕諂なり、ヘツラフと訓む、〔近〕親近なり、君と親近なること、〔尸利〕尸の利祿なり、祭祀の尸は言辭をいふことなくして、利祿を受くるを以て、何も言はずして利祿を貪ることにいふ、

○以上第三十三章、諫諍の道を說く、

子曰、邇臣守ㇾ和、宰正ニ百官一、大臣慮ニ四方一、

【義解】子曰く、君に親近せる臣は善を進め惡を退けて君を輔佐し能く其の調和を守るべく、冢宰は百官を正し治め、大臣は四方の平安を慮るべし、

【字解】〔邇臣〕近臣に同じ、〔守ㇾ和〕和は調和なり、調和を守るとは善を進め惡を退けて君を輔佐して君の行をよくすること、善を進むるのみにて惡を退けず、惡を退くるのみにて善を進めざるは一方に偏して調和にあらず、故にいふ、〔宰〕冢宰なり、我總理大臣に同じ、

○以上第三十四章、近臣冢宰大臣の心得を說く、

子曰、事ㇾ君欲ㇾ諫不ㇾ欲ㇾ陳、詩云、心乎愛矣、瑕不ㇾ謂矣、中心藏ㇾ之、何日忘ㇾ之、

【義解】子曰く、君に事ふるに、君の過を諫止せんことを欲し、君の過を吹聽することを欲せず、是れ君子の道なり、詩に云く、中心君を愛すれども遠くして我

の言の信實を成就す、是の故に、君其の臣を責むるあるときは、臣は力を竭し節を守りて其の言を實行して死するあり、かく言と成績と一致ならしむるが故に、其の祿を受くる正しく其の罪を受くる益ゝすくなし、

【字解】〔資〕憑藉なり、ヨルと訓む、〔獻〕進なり、すゝめさゝぐること、〔成二其信一〕信は信實なり、其の言の信實を成すとは其の言ふ通り行ひて詐らぬこと、〔受レ祿不レ誣〕祿をうくる正しきこと、其の言を行ふを以て仕ふるよりいふ、〔受レ罪益寡〕其の言を實行するを務とし能はざれば死すのみ、故にいふ、

○以上第三十章、人臣君に事ふるに、其の言を以てし、之れを實行して能はざれば則ち死すべきことを説く、

子曰、事君、大言入則望大利、小言入則望小利、故君子不以小言受大祿、不以大言受小祿、易曰、不家食吉、

【義解】子曰く、君に事ふるに、大言を進め君に入れらるれば則ち大祿を受けんことを望み、小言を進め君に入れらるれば則ち小祿を受けんことを望むべし故に君子は小言をすゝめて大祿を受けず、大言をすゝめて小祿を受けず、易に曰く、君子は家にありて、其の産を食はずして吉なりと、是れは君子必ず其の言を以て祿を朝に得ることを謂ひたるなり、

【字解】〔大言〕偉大なる言にて天下生民の安否に關する言なり〔大利〕大祿なり、〔小言〕微小の言にて影響する所小なる言なり、〔小利〕小祿なり、〔易曰〕易經大畜の卦の彖辭なり、〔家食〕家にありて産を食むこと、

○以上第三十一章、君子は其の進めし言に相當する祿を受くることを説く、

子曰、事君不下達、不尚辭、非其人弗自、小雅曰、靖共爾位、正直是與、神之聽之、式穀以女、

【義解】子曰く、君に事ふるに、鄙下の辭を以て君に通ぜず、忠言を尚びて浮華の辭を尚ばず、其の交るべき人卽ち正人に非ざれば親まず、之れ君子の仕へ方なり、小雅に曰く、爾の職位を靜に恭しく守り務め、

而敬、威而愛、富而有禮、惠而能散、其君子尊仁畏義、恥費輕實、忠而不犯、義而順、文而靜、寬而有辨、甫刑曰、德威惟威、德明惟明、非虞帝其孰能如此乎、

【義解】子之れを言ふ、後世の君善政を興すものあり、と雖、虞帝には企及すべからざるのみ、何となれば虞帝は天下に君臨して、其の生きては私行なく、死しては其の子に厚くせず、民を愛すること父母の如く、いたみ哀むの愛情あり、忠恕利益の教あり、親和にして尊嚴に、安靜にして恭敬に、威嚴ありて愛深く、富有にして傲らず、恩惠の心ありて能く散じ施す、是れを以て有司其の德に化し、仁道を尊び義に叛くを畏れ、奢侈を恥ぢ儉約を重んじ、貨財を輕んじ利に走らず、忠信にして其の君を犯さず、義理正しくして能く君命に順ひ、禮儀ありて安靜に、寬裕にして能く分別を守れり、甫刑に曰く、人君德を以て威となして惟れ民亦化して德の威あり、德を以て光となして惟れ民も亦化して德の光ありと、虞帝に非ざれば其れ孰れか能く此の如くならんや、

【字解】〔作者〕善政をなす者の意、〔虞帝〕即ち舜帝のこと、〔生無私〕生きては私行なきこと、天下を治むるに善人を擇びて官に任じ民を思ふの外これなかりしをいふ、〔不厚其子〕位を其の子商均に讓らずして禹に與へしをいふ、〔子民〕子は慈なり、イツクシムと訓む、〔憯怛〕いたみ哀むこと、〔忠利〕忠恕利益なり、〔君子〕位を以ていふ有司を指す、〔恥費〕物を費すを恥づること、奢侈に流れず儉約なること、〔輕實〕實は貨財なり、〔文〕禮儀なり、〔辨〕分別なり、〔明〕光なり、光輝なり、

○以上第二十九章、虞舜の公明正大なる德政を說く、

子言之、事君先資其言、拜自獻其身、以成其信、是故君有責於其臣、臣有死於其言、故其受祿不誣、其受罪益寡、

【義解】子之れを言ふ、古の賢臣の君に事ふるや先づ其の計畫意見を定め、之れを言に形はし、之れによりて官を拜し、自ら其の身を君に進めまつり、以て其

を親むを忘れず、殷人の政道は、罰を先きにし禮を後にすれども未だ禮を瀆すに至らず、而して民に行の備はらんことを求め、又民に大に租税を上納せんことを望む、周人の政道は禮法を以て民を强ひ勸め、鬼神を遠ざくれども未だ瀆すに至らず、而して賞爵刑罰の事は詳審を窮めたり、

【字解】〔不レ求レ備〕刑罰を省き民に行の完全ならんとを求めざるなり、刑罰を嚴行するは民に惡を爲さず善を行へと示すものにして、行の完全ならんとを求むるなり、夏の政は寛なり故にしかせざるなり、〔不三大望二於民一〕租税を輕くして大に民に出ださんことを望まざること、〔民未レ厭二其親一〕民其の上を親しむをいやに思はずにて上に親しむを忘れざること、夏にのみ此の句をつけしは夏道寛大故に民を化する深厚なるを稱する意より然せるなり、〔未レ瀆レ禮〕殷人は前章にいへるが如く刑罰を先きにして禮を後にせり、故にしかいふ、〔求レ備二於民一〕此の句の下に大望二於民一の一句を添へて見るべし、〔强レ民〕禮法を以て民に强ひ勸むること、

○以上第二十六章、三代政道の異を說く、以下二章と共に前章の補遺なり、

子曰、虞夏之道寡レ怨二於民一、殷周之道不レ勝二其敝一、

【義解】子曰く、虞夏二代の政道は寛大なるを以て民に怨むもの寡し、殷周二代の政は煩苛なり、故に民其の弊に勝へず、上に親しまず、

【字解】〔敝〕弊に同じ、

○以上第二十七章、虞以下四代の政を許す、

子曰、虞夏之質、殷周之文至矣、虞夏之文不レ勝二其質一、殷周之質不レ勝二其文一、

【義解】子曰く、虞夏二代の政道の質實なる、殷周二代の政道の文華なる、共に其の極に至れり、されど虞夏二代の文華は其の質實に勝たず、殷周二代の質實は其の文華に勝たず、各一方に偏せり、

○以上第二十八章、虞以下四代の政道の長短を說く、

子言レ之、後世雖レ有二作者一、虞帝弗レ可レ及也已矣、君二天下一、生無レ私、死不レ厚二其子一、子レ民如二父母一、有二憯怛之愛一、有二忠利之教一、親而尊、安

にして安靜ならず人に勝たんことをつとめて恥を知らざるに至れり、

【字解】〔蕩而不レ靜〕蕩は荒蕩なり、鬼神を尊ぶの弊は徒に巫祝を信じ、心を幽冥の境に馳するを以て荒誕放蕩の言行をなし、安靜して理否を考へざるに至れるなり、〔欲レ勝而無レ恥〕罪を加ふるを先務とせし弊は、民罰を免れて人に勝たんとするを務め、恥を知らざるに至れるなり、

周人尊レ禮尙レ施、事レ鬼敬レ神而遠レ之、近レ人而忠焉、其賞罰用二爵列一、親而不レ尊、其民之敝、利而巧、文而不レ慚、賊而蔽、

【義解】此の節は、周の政道と其の弊とを說く、周人殷の禮を後にし鬼神に近づき刑に過ぐるの弊に懲るゝ所あり、是に於て專ら禮を尊び、施惠を尙び、鬼神を敬して事ふれども之れを遠ざけ、人を近づけて忠信以て之れに接し、其の賞罰は先後なく爵位の高下を以て準となせり、かく政道夏の寬和に近きを以て、民亦上を親しく思へども尊く思ふを知らず、其の弊や、民便利として機巧を弄し、文飾多く虛僞に走りて慚ぢず、相賊害して理を辨へざるに至れり、

【字解】〔施〕施惠なり、〔爵列〕爵位なり、〔利而巧〕禮は交接往來を主とするを以て其の弊や民徒に便利として而も機巧を弄し、虛禮に赴くものあるに至れるなり、〔文而不レ慚〕禮は文飾なり、禮を尙ぶの弊は徒に表面を文飾するのみを勉めて、毫も其の虛僞を慚ぢざるに至れるなり、〔賊而蔽〕蔽は心蔽はれて理を辨へぬこと、禮を尙ぶの弊は、人々虛禮に走りて忠信なく、他人を賊害して毫も理を辨へざるに至れるなり、

○以上第二十五章、三代政道の異と其の弊とを論ず、前章の例證として見るべし、

子曰、夏道未レ瀆レ辭、不レ求レ備、不レ大望二於民一、民未レ厭二其親一、殷人未レ瀆レ禮、而求二備於民一、周人强レ民、未レ瀆レ神、而賞爵刑罰窮矣、

【義解】子曰く、夏の政道は敎命を尊び辭令を費すこと多けれども、未だ辭令を瀆がさず、賞罰を省きて民に行の備はらんことを求めず、租稅を薄くして民に大に出ださんことを望まず、是れを以て民其の上

傷し又物品家屋を燒くことあるを以て親ます、寧ろ恐れ尊ぶよりかくいふ、〔土之於民云云〕土は人其の上に生息し食品は其れより得らるゝを以て親しめり、故にかくいふ、〔天尊云云〕天は上にありて日月照臨するあり風雨の潤澤あると共に雷霆の威赫ありて畏れ尊ぶよりかくいふ、〔命之於民云云〕命は敎命なり、敎命は法刑と違ひ溫和寛容なるを以て親しむよりかくいふ、〔鬼尊云云〕鬼神は見聞す可からずして而も禍福を主るを以て畏れ尊ぶよりかくいふ、

〇以上第二十四章、民の父母の意義を說く、

子曰、夏道尊命、事鬼敬神而遠之、近人而忠焉、先祿而後威、先賞而後罰、親而不尊、其民之敝、惷而愚、喬而野、朴而不文、

【義解】　此の節は、夏の政道と其の弊とを說く、

子曰く、夏の政道は敎命を尊び、四時之れを布きて事を勸め功を樂しまし、鬼神を敬して事ふれども、之れを遠ざけ、人を近づけて忠信以て之れに接し、祿を與ふるを先にして威を加ふることを後にし、賞を與ふることを先にして罰を加ふることを後にす、是れを以て民上を親しく思ふの情あれども尊く思ふを知らず、故に其の弊や民愚鈍にして驕野、質朴にして文飾あらず、

【字解】　〔遠之〕宗廟を宮室外に設くるよりいふ、〔近人〕朝廷を宮室內に設くるよりいふ、〔敝〕弊に同じ弊害なり、〔惷而愚〕惷は鈍なり、祿賞を與ふるを先きにし威罰を加ふるを後にせしより、民に畏懼して奬勵するの念乏しくなりし結果鈍愚となれるなり、〔喬而野〕喬は驕に同じ、政令寛和にして祿賞を得ること易きより、財多き結果驕となり、從て禮を以て制するなきを以て粗野となれるなり、〔朴而不文〕政令寛和なるを以て民亦巧詐の心なし故に其の弊や質朴に過ぎて文飾なきに至れるなり、

殷人尊神、率民以事神、先鬼而後禮、先罰而後賞、尊而不親、其民之敝、蕩而不靜、勝而無恥、

【義解】　此の節は、殷の政道と其の弊とを說く、

殷人は夏の弊に懲り專ら敬畏を以て道となす、卽ち鬼神を尊び民を率ゐて以て之れに事へ、之れに事ふるを先きにして禮を行ふを後にし、罰を加ふるを先きにして賞を與ふるを後にす、是れを以て民上を尊く思へども親しく思ふの心あらず、其の弊や、民荒蕩

行孝慈にして而も恭敬に、民をして父の尊嚴あり母の慈親あるを知りて思慕已まざらしむ、此の如くにして而して後に以て民の父母たりと謂ふべし、至徳の人に非ざれば其れ孰れか能く此の如くならんや、

【字解】〔詩云〕詩經大雅洞酌の篇なり。〔强〕强道なり、自强息まざるの道なり、仁道を强健なる點より見たるなり、〔說〕說道なり、說は悅に同じ、悅道とは仁道を悅安の點より見たるなり、〔樂而毋レ荒〕情をいふ、樂しむときは荒み易し、故にいふ、〔有禮而親〕分別の上をいふ、禮を嚴守するときは親愛を鈌くの弊あり、故にいふ、〔威莊而安〕容貌をいふ、威莊なるときは酷烈に陷るの弊あり、故にいふ、〔孝慈而敬〕行を以ていふ、孝慈なるときは狎れて侮るの態度を生じ易し、故にいふ、

今父之親レ子也、親レ賢而下無能、母之親レ子也、賢則親レ之、無能則憐レ之、母親而不レ尊、父尊而不レ親、水之於レ民也、親而不レ尊、火尊而不レ親、土之於レ民也、親而不レ尊、天尊而不レ親、命之於レ民也、親而不レ尊、鬼尊而不レ親、

【義解】此の節は、前に父の尊嚴と母の慈親とをいひしを詳說す、

今父の子を親しむや、才德を主として嚴なり、故に其の賢きものを親しみて無能なるものを疏んず、母の子を親しむや慈親を主として溫なり、故に其の賢なるものは則ち之れを親しみ、無能なるものは則ち之れを憐む、是れを以て子よりして見れば母は親しけれども尊からず、父は尊けれども親しからず、是れ皆一方に偏すればなり、一方に偏するものは啻に其れのみならず、例へば水の民に於ける親しくして尊からず、之れに反し火は尊くして親しからず、又土の民に於ける親しくして尊からず、之れに反し天は尊くして親しからず、又敎命の民に於ける親しくして尊からず、之れに反し、鬼神は尊くして親しからざるが如し、而るに民の父母たる者は卽ち尊くして親しからざる可からず、是れ至德に非ざれば能くし難き所以なり、

【字解】〔水之於レ民云云〕水は日常飮料洗濯沐浴に使用し親しむを以てかくいふ、〔火尊云云〕火は日常使用するものなれども過ちて火

循はずして篤厚の道にをらんことを求め、人の善行を彰にし人の功績をほめて以て賢者に下り從はんことを求め、毫も虚飾傲慢の風なきなり、是の故に君子は自ら謙遜にすと雖民は之れを敬ひ尊ぶなり、子更に語をつぎて曰く、后稷は天下に優れたる大功あり、豈一人の手一人の足にて之れを用ひ之れを行ひ得るが如き小なるものならんや、實に天下の人殘らず之れを用ひ之れを行ふとも猶ほ盡きざるの大功なり、されば自ら仁人聖人を以て居りて然るべきなれど、后稷はたゞ其の己の行の名より過ぎんことを欲したるが故に、自ら謙して稼穡にならふ人と謂へり、

【字解】〔節〕限りとること、謚をつくるとき其の人の善行中より最もすぐれたるものを限りて擇びとり、謚となすこと、〔壹レ惠〕壹は專なり、惠は善なり善名を專有すること、〔浮〕過なり、スグと訓む、〔情〕實情なり、まことにして飾なきこと、〔厚〕篤厚の道なり、〔后稷〕祭法篇に說く、〔烈〕すぐれたる功なり、〔豈一手一足哉〕豈一人の手一人の足にて用ひ行ふを得る微小なるものならんや、天下の人が用ひ行ひても猶盡くす能はざるの大功なりとの意なり、〔欲三行之浮二於名一〕猶欲三名之浮二於行一といふが如し、〔便人〕便は習ふなり、便人とは稼穡をならひなれたる人の義なり、

○以上第二十三章、君子は名の實行に過ぐるを恥づるを以て、美名を貪らざることを說く、

子言レ之、君子之所謂仁者其難乎、詩云、凱弟君子、民之父母、凱以レ強教レ之、弟以レ說安レ之、樂而毋レ荒、有レ禮而親、威莊而安、孝慈而敬、使下民有二父之尊一、有中母之親上、如レ此而后可三以爲二民父母一矣、非二至德一其孰能如レ此乎、

【義解】此の節は、和ぎ樂める君子は民の父母たることを說く、

子之れを言ふ、君子の所謂仁とは其れ行ひ難いかな、詩に曰く、和ぎ樂しめる君子は民の父母なりと、凱とは强道を以て民を敎ふることなり、弟とは說道を以て民を安んずることなり、此の二道を以て民を敎へ安んず、故に情樂しみて而も荒むことなく、分別禮ありて而も親密に、容貌威あり莊嚴にして而も安舒に、

ざるを以て四方の國々の歸服を受けたりと、是れ卽ち君子のよこしまならざるつゝしみ深き德の效果を謂ひたるなり、

【字解】〔役〕爲なり、ナスと訓む、〔不自尙其事〕其の爲したる事が人の法則となればとて自ら之れを尙ばざること、即ち誇らざること、不自尊其身も同句法なり、〔儉於位〕高位を貪らざるをいふ、〔卑己〕卑は謙退なり、〔小心〕心を小さくすること、つゝしむこと、〔得之〕君の心を得ること、〔自是〕自ら是の道を行ふこと、〔不得〕君の心を得ざること、〔詩云莫々云々〕詩經大雅旱麓の篇なり、〔莫々〕葉に茂る貌、〔葛藟〕かづら、つた、〔施〕はひまとふこと、〔條枚〕條は枝、枚は幹なり、〔凱弟〕和ぎ樂むこと、〔回〕邪なり、ヨコシマと訓む、〔舜禹文王周公〕舜は堯に事へ、禹は舜に事へ、文王は殷に事へ、周公は成王に事ふ、故に此に例說せしなり、〔詩云惟此云云〕詩經大雅大明の篇にあり、〔翼翼〕恭敬の貌、〔昭〕明白なり、公明なり、〔聿〕遂なり、ツヒニと訓む、〔懷〕至なり、呼び至らすこと、〔方國〕四方の國なり、

○以上第二十二章、君子は民を庇護し治むる大德ありと雖其の上を排して簒ふことなく恭順して事ふることを說く、

子曰、先王謚以尊名、節以壹惠、恥名之浮於行也、是故君子不自大其事、不自尙其功、以求處情、過行弗率、以求處厚、彰人之善、而美人之功、以求下賢、是故君子雖自卑而民敬尊之、子曰、后稷天下之爲烈也、豈一手一足哉、唯欲行之浮於名也、故自謂便人、

【義解】子曰く、先王は謚を制して以て其の聲名を尊び顯はす、其の謚をつくるや、其の人に善行多しと雖其の中の大なる者を限りとりて謚となし、以て其の善行の名を專有せしむ、何故にかくするかといふに、名が其の實行より過ぐるを恥ぢてなり、蓋し名が其の實行より過ぐるときは其の他の多くの善行も沒せらるゝに至ればなり、是の故に君子は自ら其の爲したる事をほこらず、又自ら其の功を誇らず、以て其の實情の處にをらんことを求め、出すぎたる行には

大德不敢有君民之心、仁之厚也、是故君子恭儉以求役仁、信讓以求役禮、不自尙其事、不自尊其身、儉於位而寡於欲、讓於賢、卑己而尊人、小心而畏義、求以事君、得之自是、不得自是、以聽天命、詩云、莫莫葛藟、施于條枚、凱弟君子、求福不回、其舜禹文王周公之謂與、有君民之大德、有事君之小心、詩云、惟此文王、小心翼翼、昭事上帝、聿懷多福、厥德不回、以受方國、

【義解】子曰く、下の上に事ふるや、己たとひ民を庇護して治め得るの大德ありと雖、敢て其の上を排して民に君たるの心あらず、仁愛の厚き至りなり、是の故に、君子は恭敬節儉にして以て仁を爲さんことを求め、忠信謙讓にして以て禮を爲さんことを求め、自ら其の爲せる事が人の手本となればとて誇らず、自ら其の身が人の尊ぶ所のものなればとて誇らず、高位を貪らずして私欲すくなく、賢能に讓り、己は其の下に居る、かく己を謙退して人を尊びつゝしみて義を畏れ以て君に事へんことを求む、而して君の心を得るとも自ら是の道を行ひ、君の心を得ざるとも亦自ら是の道を行ひ、禍福得失皆之れを天に委して其の命をきゝ晏如たり、詩に云く、こまかに茂りたる葛藟は枝にも幹にもはひまとひて盛なり、かくの如く德盛に和ぎ樂める君子は、幸福を求むるによこしまなる行を以てせずと、是れ卽ち前に說くところの君子のことを謂ひたるなり、此の君子とは其れ舜、禹、文王、周公のことを謂ふか、此れ等の君子は民に君たるの大德ありて而も君に事ふるの、小心あり、能く其の節を全うしたり、詩に云く、惟れこの文王はつゝしみうや〳〵しくして公明に上帝に事へ、遂に多くの幸福をいたせるのみならず、其の德はよこしまなら

稱ふ容貌のなきを恥ぢ、其の容貌ありて其れに稱ふ言辭のなきを恥ぢ、其の言辭ありて其れに稱ふ德なきを恥ぢ、其の德ありて其れに稱ふ行なきを恥づるなり、是の故に、君子は衰絰を着くるときは則ち容貌悲哀の色あり、端冕を着くるときは則ち容貌恭敬の色あり、甲冑を着くるときは則ち容貌辱しむべからざる色あり、かく君子は自ら實踐して民を敎へ導くなり、詩に曰く、これ鵜は常に水中に入り其の翼を濕して魚を食ふ、然るに今魚梁の上にあり人の魚を竊みて之れを食ひ、毫も其の翼を濡さず、以て其の己が職を盡くさず、此れと同じく、彼の人々は朝廷の高位にあれども、其の服が其の容貌言語德行に稱はずと、是れは衣服のみ立派にして容貌言語德行の之れに稱はざるを刺りたるものなり、されば君子は此に鑑み實踐して、四者の一致をつとめ以て民の範たるべきなり、

【字解】〔衰絰〕斬衰と絰と、〔端冕〕玄端の冠服なり、衰絰と共に前に圖解す、〔詩云〕詩經曹風候人の篇なり、〔鵜〕又鵜鶘、淘河といふがらんてう、おほとり、我邦にいふうのとりに非ず、〔梁〕魚梁なり、〔濡〕濕に同じ、〔彼記之子〕詩經には記を其に作れり、音同じきを以て、記を用ひたるなるべし、助語の辭なり、彼の子とは朝廷の高位にある役人どもを指す、

○以上第二十章、君子は中人の行たる禮、信、容貌、衣服、朋友の五道を制し、自ら實踐して民を仁に導き入るゝことを説く、

子言之、君子之所謂義者、貴賤皆有事於天下、天子親耕粢盛秬鬯以事上帝、故諸侯勤以輔事於天子、

【義解】子之れを言ふ、君子の所謂義とは貴賤皆天下に事あるをいふなり、天子親ら耤田を耕して粢盛秬鬯をつくり以て上帝に事ふ、天子之れを以て諸侯に上に事ふるの範を垂る、故に諸侯は勤勞して以て天子を輔け事ふ、而して臣民亦其の君を輔け事ふ、是れ貴賤皆天下に事あるの證なり、

【字解】〔秬鬯〕秬は秬鬯にて鬱草を和せざる秬酒（くろきびにてつくりたる酒）なり、鬯は鬱鬯にて鬱草を和したる秬酒なり、

○以上第二十一章、君子の所謂義の意義を説く、

子曰、下之事上也、雖有庇民之

是の故に君子は人を敎へ導くの法として己が能くする所の事を以て、他人に强要して之れを苦しめず、又人の能くせざる所の事を以て强要して人をはづかしめず、是の故に聖人の法を立て行を制するや、己の能くする所を以て立てゝ制法となさずして民の能くし易き所の中人の行を以て制法となし、民をして勸みて善を勉め惡を行ふを恥づる所あり、以て其の法とする正言を行はしむ、其の制法は如何なるものなるかといふに禮、信、容貌、衣服、朋友の五道なり、卽ち禮を以て放逸邪肆に流るゝを節限し、信義を以て交情を結び、容貌を整へて態度をかざり、衣服を正しうして其の身を正しき風態に移し、朋友と相勸勵切磋して至極まで極め至らしむるなり、是れ皆民の仁道に專一ならんことを欲して、かくなしたるなり、小雅に曰く、俯しては人に愧ぢず、仰ぎては天を畏れずと、是れは仁を修めたる極のときを謂ひたるなり、

【字解】〔病〕苦しむること、〔文〕飾なり、カザルなり、〔壹〕專一なり、仁道に專一なること、〔小雅曰〕詩經小雅何人斯の篇にあり、

是故君子服其服則文以君子之容、有其容則文以君子之辭、遂其辭則實以君子之德、是故君子恥服其服而無其容、恥有其容而無其辭、恥有其辭而無其德、恥有其德而無其行、是故君子衰絰則有哀色、端冕則有敬色、甲冑則有不可辱之色、詩云、維鵜在梁、不濡其翼、彼記之子、不稱其服、

【義解】此の節は、君子が前節說く所の制法を實踐して民に示すことを說く、

是の故に君子其の服をきるときは則ち君子の容貌をなして之れを飾り美しくし、既に君子の容貌あるときは則ち君子の言辭を爲して更に飾り美しくし、既に君子の言辭を成し遂ぐるときは則ち君子の德を行ひて身に充たすなり、かく服と容と德と一致するを要するを以ての故に、君子は其の服を服して其れに

人、維德之基、

【義解】子曰く、恭敬なれば人を侮らず、故に恭は禮に近し、儉約なれば用を費さず人を害せず、故に儉は仁に近し、情のまゝなるときは飾らず衒はず、故に情は信に近し、此の三者は仁を行ふの至便の階段なり、故に敬愼謙讓の態度を以て此の三者を行ふときは、たとひ過ありと雖其れ甚しからず、故に人々皆力を此につとめて仁に進むべし、夫れ恭敬なるときは過少なく、情のまゝなるときは信用すべく、儉約なるときは交り易し、故に此三者を行ひて以て過あるものは亦鮮少ならずや、たとひ過ありと雖人之れを諒とするを以て己が修道上に於て何の障もなきなり、詩に云く、顏色おだやかに和ぎたるうや〳〵しき人はこれ德の基なりと、是れは恭敬なるときは過寡きを以て德の基を得たることを謂ひたるなり、

【字解】「儉易容」易容は交り易きこと、儉約の人は求むること少なく淡薄なるを以て交り易きなり、「失之」しくじること、過あること、「詩云」詩經大雅抑の篇なり、「溫々」おだやかに和げる貌、「德之基」恭人は德の基を得たるのみならず、人々修德上の手本として見倣ふものなり、故にいふ、

〇以上第十九章、恭儉信の三者は仁に進むべき最捷徑なることを說く、

子曰、仁之難成久矣、唯君子能之、是故君子不以其所能者病人、不以人之所不能者愧人、是故聖人之制行也、不制以己、使民有所勸勉愧恥以行其言、禮以節之、信以結之、容貌以文之、衣服以移之、朋友以極之、欲民之有壹也、小雅曰、不愧于人、不畏于天、

【義解】此の節は、君子が禮、信、容貌、衣服、朋友の五道を以て民を仁に導くことを說く、

子曰く、仁道の行はれ難きや久し、たゞ君子のみ能く仁道を行ふ、自ら行ふのみならず、亦人を敎へ導く、

甫のみ能く之れを擧げてとる、されど惜いかな人の仲山甫を助けて德をとり行ふものなしと、是れは中心仁に安んずるもの鮮きことを謂ひたるなり、小雅に曰く、高山は萬人仰ぎ望み、公明の行は人々法りて行ふと、是れは仁道を行ふ人は人々の瞻仰慕行する所たることを謂ひたるなり、子更に語を改めて曰く、詩人の仁道を好むや此の如し、人一たび仁道に向ひて進むや中途にして力竭くれば止むのみ、身の老ゆるを忘れ年數の足らざるを知らず、俛焉として日々勉强するあり、斃れて而して後に止むべきなり、

【字解】〔大雅〕詩經大雅烝民の篇にあり、周の宣王を輔けて周室を中興せし元勳仲山甫を美するの詩なり、〔輶〕輕なり、カロシと訓む、〔擧〕擧げ取りて行ふこと、〔儀〕匹なり、輩なり、〔愛〕惜なり、〔小雅〕詩經小雅車牽の篇にあり、〔仰止〕止は語助の辭、次の行止の止も同じ、〔景行〕景は明なり公明なり、〔鄕ㇾ道〕鄕は嚮に同じ、向なり、道は仁を指す、〔中道而廢〕中途にして力竭くれば仕方なき故止むの意なり、〔俛焉〕他を顧みることなく專心なる貌、〔孳孳〕つとめはげむこと、

○以上第十七章、中心仁に安んずるは人の極致なるを以て、仁に志せる以上は斃れて後止むの決心を以て進むべきを說く、

子曰、仁之難ㇾ成久矣、人人失ニ其所ㇾ好、故仁者之過易ㇾ辭也、

【義解】子曰く、仁道の行はれ難きこと久し、是れ人々私欲にかられて其の當に好むべき所の好まずして當に好むべからざる所のものを好めばなり、人苟も仁に志して當に好むべき所のものを好まば、たとひ過ありと雖其の情は則ち善なり、故に仁を行ふ者の過は多言を弄して辨ずるの要なし、人之れを諒として咎めざればなり、

【字解】〔易ㇾ辭〕辭は辨なり、多言を弄せずして辨じ易しの意なり、

○以上第十八章、仁道の行はれ難きは人々其の好惡の正を失ふによることを說く、

子曰、恭近ㇾ禮、儉近ㇾ仁、信近ㇾ情、敬讓以行ㇾ此、雖ㇾ有ㇾ過、其不ㇾ甚矣、夫恭寡ㇾ過、情可ㇾ信、儉易ㇾ容也、以ㇾ此失ㇾ之者、不ニ亦鮮一乎、詩云、溫溫恭

し、重きが故に擧ぐる者は力能く勝ふるなきなり、遠きが故に能く終まで極むるなきなり、若し之れに勝へ之れを極むるに非ざれば仁者に非ずとせば、古往今來完き人幾何かある、是に於て種類の數を設くること多く、一種をなすも仁を許す所以なり、是れによりて之れを觀るに、夫れ仁の全體を勉め果すは亦至難の事ならずや、是の故に君子は仁義を盡したるを以て完人となして多くの人をはかるときは則ち完人なること難く、之れに反し今の常人を以て標準として今の人を望むときは、則ち賢は不肖より愈れるを以て直に賢者は知り得べきのみ、されば仁道は重く遠けれども、其の種類多ければ、全體を爲すも仁者一種をなすも仁者なり、故に全體を果たすを望まば聖人に非ざれば當る能はざるを以て、人々は一種を行ひ之れを土臺として他種に及ぶやうすべきなり、

【字解】〔以ㇾ義度ㇾ人〕義は仁義なり、仁義を盡くしたるを完人として多くの人を度ること、〔以ㇾ人望ㇾ人〕人は今の常人を標準として今の人を望み比ぶること、

○以上第十六章、仁の道たる極めて廣大なれども、其の種類多きを以て全體を成すも仁者、一種を爲すも亦仁者なれば、一種を爲して徐に全體に及ぶべきことを說く、

子曰、中心安仁者、天下一人而已矣、大雅曰、德輶如毛、民鮮克擧之、我儀圖之、惟仲山甫擧之、愛莫助之、小雅曰、高山仰止、景行行止、子曰、詩之好仁如此、鄉道而行、中道而廢、忘身之老也、不知年數之不足也、俛焉日有孶孶斃而后已、

【義解】子曰く、中心仁に安んずるものは極めて稀にして、天下に僅一人のみなり、大雅に曰く、德は目に見る可からず、手にとる可からず耳に聞く可からず、無形無聲にして其の輕きこと毛の如し、然れども民よく之れを擧げてとるものあること鮮なし、我輩之れを擧げてとらんと圖れども未だ得ず、たゞ仲山

子言之、仁有數、義有長短小大、中心憯怛愛人之仁也、率法而强之資仁者也、詩云、豐水有芑、武王豈不仕、詒厥孫謀、以燕翼子、數世之仁也、國風曰、我今不閱、皇恤我後、終身之仁也、

【義解】子之れを言ふ、仁に其の種類數多あり、義も亦長短大小の別あり、今之れを例説せん、中心いたみあはれむは是れ人を愛するの仁なり、古聖人の成法に循ひて勉强して之れを行ふは、仁を人より取りて行ふものにして、人に取りて行ふの仁なり、詩に云く豐水の上は潤澤にして多くの芑を生ずるあり、此れと同じく武王の德澤大なるを以て多くの人才慕ひ集まる、武王豈此の多くの人才を使はざらんや、皆之れを使ひて臣となし、其の子孫の爲に善き謀をのこし其の人々をして子孫を安んじ輔けしむと、是れ數世にまで及ぼすの仁をいへるなり、國風に曰く、我身すら今世に容れられず、どうして我子孫の事を憂ふるに暇あらんやと、是れは己が身を終るまで己のみの爲につくすの仁なり、

【字解】〔憯怛〕いたみあはれむこと、〔率法〕率は循なり、法は古聖人の成法なり、〔資仁者〕資は取なりトルと訓む、仁を他人より取りて爲すの意なり、〔詩云〕詩經大雅文王有聲の篇なり、〔芑〕枸杞なり、くこ、〔仕〕使ふなり、〔詒〕遺なり、ノコスと訓む、〔孫〕子孫なり、〔燕翼〕安んじたすくること、〔子〕子孫なり、〔國風〕詩經邶風谷風の篇なり、〔閱〕容なり、イルと訓む、〔皇〕遑に同じ、暇なり、イトマと訓む、〔恤〕憂なり、ウレフと訓む、〔我後〕後は子孫なり、

○以上第十五章、仁に其の種類數多あることを説く、

子曰、仁之爲器重、其爲道遠、擧者莫能勝也、行者莫能致也、取數多者仁也、夫勉於仁者不亦難乎、是故君子以義度人、則難爲人、以人望人、則賢者可知已矣、

【義解】子曰く、仁の器たるや重く、其の道たるや遠

各、其の事功を同じくするを以て、其事功のみを見て其の仁を爲すの情は未だ知る可からざるなり、其の仁を爲すに利害を同じくして然る後其の仁の情を知るべきなり、何となれば其の情公明なるものは之れを爲すに公明に、然らざるものは公明を缺くを以て其の結果(即ち事功)は同じくとも其の間に大なる差別あるなり、三とは何ぞ、仁者は天性仁なるを以て常に仁に安んじ此の中より離れて言行し、智者は利益を得る爲に仁を爲し、罪を畏るゝものは罪を免れんが爲に勉强して仁を爲すこと是れなり、而して其の結果(事功)は同じくとも、其の情は甚差異あり、故に其の情の差異を見んと欲せば其の利害を同じくする事を爲す時に於て見ざるべからざるなり、仁を爲すには義を伴はざるべからず、二者の關係を見るに、仁は右手の如く道(義の換字、下句に見ゆ)は左手の如し、仁は人を愛することなり、道は義なり、人を愛する上に於て差別を立て宜しき樣に其愛を行ふことなり、故に二者は相離るべからざるなり、されば愛にのみ偏りて厚き者は勢義に薄くなるを以て人々親めども尊ばず、義にのみ偏りて厚き者は勢愛に薄くなるを以て人々尊べども親まず、天下を治むる者は此に留意して仁義を並べ行はざるべからず、故に天下を治むる道に至道義道考道の三あり、至道とは仁義を並べ行ふ道にして其の最も至れるもの、前の所謂仁者の道なり、義道とは仁義の中に於て偏に義を厚く行ふ道にして前の所謂知者の道なり、考道とは、考は成なり仁義の中に於て或は仁を取り或は義を取り勉强して之れを成す道にして、前の所謂罪を畏るゝ者の道なり、王道を行ふ者は王者となり、義道を行ふ者は霸者となり、考道を行ふ者は國を失ふことなく安全なり、

【字解】〔過〕利害をいふ、〔仁者人也〕仁は人を愛すること即ち愛なりの意なり、〔道者義也〕道は義なり、義は宜なり、愛を行ふに差別を立て丶宜しき樣に其の愛を行ふこと、即ち君臣父子等の差別を立て愛を其れに適ふ樣に行ふを、〔厚二於仁一〕此の仁は仁者人也の人即愛の義に見るべし、〔薄二於仁一〕の仁も同じ、〔親而不レ尊〕愛に厚きものは人々親めども狎るゝを以て尊ばざるをいふ、〔尊而不レ親〕義に厚きものは上下の別嚴なるを以て人々尊べども恐るゝを以く親みなつかざるをいふ、〔道有レ至云云〕此の道は天下國家を治むる道をいふ、

○以上第十四章、仁を爲すに三種あることゝ、此れを天下國家に行ひたるときの效果とを說く、

以怨報徳、則刑戮之民也、

【義解】子曰く、徳を以て怨に報ゆるは則ち身を持つこと寛大博愛の人民なり、怨を以て徳に報ゆるは則凶悪にして刑戮す可きの人民なり、

【字解】〔寛身之仁〕寛身は身を持つこと寛大博愛なること、仁は人と通す、

○以上第十二章、徳を以て怨に報ゆ可きは可なれども、怨を以て徳に報ゆるは非なることを説く、

子曰、無欲而好仁者、無畏而悪不仁者、天下一人而已矣、是故君子議道自己、而置法以民、

【義解】子曰く、何物も求め欲する心なくして仁を好む者、又如何なる危害も畏るゝことなくして不仁を悪む者は極めて稀にして天下に僅一人のみ、故に君子は此に達せんとし、道義を行ふを謀るに先づ己の身より實行し、然る後此れを立てゝ法則となし、以て民に施すなり、

【字解】〔議道〕道義を行ふを謀ること、〔自己〕己の身より實行することゝ、〔置法以民〕置は立なり、一句の意は、己の實行する所を以て立て、法則となし、以て民に施すとなり、

○以上第十三章、君子仁道を普及するに、先づ己より始むることを説く、

子曰、仁有三、與仁同功而異情、與仁同功、其仁未可知也、與仁同過、然後其仁可知也、仁者安仁、知者利仁、畏罪者強仁、仁者右也、道者左也、仁者人也、道者義也、厚於仁者薄於義、親而不尊、厚於義者薄於仁、尊而不親、道有至有義有考、至道以王、義道以覇、考道以爲無失、

【義解】子曰く、人の仁を爲すに三あり、三者の仁各、其の事功を同じくして其の情を異にす、三者の仁

【字解】〔辭〕辭令なり、挨拶なり、〔禮〕禮物なり、贄又は幣帛をさす〔易曰〕易經蒙卦の辭なり、〔筮〕問なり、

○以上第九章、賓主相見ゆるに辭令禮物の必要なる義を說く、

子言之、仁者天下之表也、義者天下之制也、報者天下之利也、

【義解】子之れを言ふ、仁は天下の人々の向ふべき目表なり、義は天下の事を制裁して宜しきに合はしむる最大制裁なり、禮は天下無上の大利なり、

【字解】〔仁者天下之表〕仁は萬善の統會なり、故にいふ、表は目標なり、〔義者天下之制〕制は制裁なり、義は天下の事物を制裁して宜しきに合はざるなからしむるものなり、故にいふ、〔報者天下之利〕報は禮を指す、禮は往來交際し、我行へば彼報い、彼行へば我報ゆるを以て報といふ、禮を以て人に接すれば人我を害せず、無害は大利なり故にいふ、

○以上第十章、仁義禮の定義を說く、

子曰、以德報德、則民有所勸、以怨報怨、則民有所懲、詩曰、無言不讎、無德不報、太甲曰、民非后無能胥以寧、后非民無以辟四方、

【義解】子曰く、君德を以て德に報ゆるときは則ち民化して善に勸む所あり、怨を以て怨に報ゆるときは則ち民戒めて惡に懲るゝ所あり、詩に曰く、如何なる言にても出さば報いられざるなく、如何なる德にても施さば報いられざるなしと、是れは何事にても必ず報あることを謂ひたるなり、又太甲に曰く、民は君の己を治むるに非ざれば能く相匡正して以て安寧なることなく、君は民の己に服するに非ざれば以て四方に君臨して之れを治むること能はずと、是れは君民互に事を以て相報答するを以て共に無事治平なることを謂ひたるなり、

【字解】〔詩曰〕詩經大雅抑の篇なり、〔讎〕報なり、ムクユと訓む、〔太甲〕書經商書太甲の篇なり、〔胥〕相なり、相匡正すること、〔辟〕君なり、キミと訓む、

○以上第十一章、すべて物には報あるを以て愼むべきことを說く、

子曰、以德報怨、則寬身之仁也、

ことを說く、

子曰、君子莊敬日强、安肆日偸、君子不下以二一日一使中其躬儳焉如上不レ終レ日、

【義解】子曰く、君子は莊肅恭敬なれば德業日に强大となり、安逸放肆なれば德業日に輕薄となる、されば君子は一日の間を以ても、其の躬をしてしまりなくして日を終ふる能はざるが如くならしめず、

【字解】〔安肆〕安逸放肆なり、〔偸〕輕薄なり、ウスシ又はカロシと訓む、〔儳焉〕しまりなくごた／＼せる貌、だらしなきさまなり、

○以上第六章、君子は一日と雖安逸放肆なるべからざるを說く、

子曰、齊戒以事二鬼神一、擇二日月一以見レ君、恐二民之不敬一也、

【義解】子曰く、祭には齋戒して以て鬼神に事へ、又ト筮して吉き月日を擇び、以て君に見ゆるは、民の鬼神又は君に對し敬ならざるを恐れて範を示すなり、

【字解】〔擇二日月一云云〕邑境の地方にある官のものに就ていふ、

○以上第七章、祭前に齋戒し君に見ゆるに月日を擇ぶ義を說く、

子曰、狎侮死焉而不レ畏也、

【義解】子曰く、小人は恭敬を知らず、相狎れ侮りて死に至るまで禍害の身に來るを畏るゝを知らざるなり、

○以上第八章、小人の不恭敬なる態度を說く、

子曰、無レ辭不二相接一也、無レ禮不二相見一也、欲三民之毋二相褻一也、易曰、初筮告、再三瀆、瀆則不レ告、

【義解】子曰く、賓主相見ゆるに、辭令なきときは相交らざるなり、禮物なきときは相見えざるなり、かくするは民の相狎れて禮を忽にするなからんことを欲して範を示しなすなり、易に曰く、童蒙初めて問ふときは師之れに告ぐれども、再三問ふときは則ち質問の禮瀆る、質問の禮瀆るときは則師は之れに告げずと、是れは禮はなれけがす可からざることを謂ひたるなり、

に對して失はず、是の故に君子の容貌は畏敬するに足り、顏色は畏れ憚るに足り、言は信ずるに足るなり、甫刑に曰く、敬み戒めて擇ぶ可き言の我の躬にあることあるなしと、是れは君子の言皆正しきことを謂ひたるなり、

【字解】〔足〕動作は足を以て行ふ、故に足は動作の換へ字として見るべし、〔口〕言は口より出づ、故に口は言の換へ字として見るべし、〔甫刑〕呂刑に同じ、書經周書の篇名、〔敬忌〕忌は戒なり、〔擇言〕擇ぶべき言なり、言に善惡あり故に擇ぶを要するなり、

○以上第二章、君子は動作顏色言語其の正を失はざることを說く、

子曰、裼襲之不相因也、欲民之毋相瀆也、

【義解】子曰く、裼衣と襲衣とは相代へて用ひざるは、民の衣服の禮に對して相瀆すなからんことを欲してなり、

【字解】〔裼襲〕曲禮篇に說く、〔不相因〕襲衣を以て因て裼衣となし、裼衣を以て因て襲衣となさゞること、

○以上第三章、裼襲二衣は相代て用ひざる義を說く、

子曰、祭極敬、不繼之以樂、朝極辨、不繼之以倦、

【義解】子曰く、祭には恭敬を極め之に繼ぐに樂しみを以てせず、樂めば敬弛むを以てなり、朝廷にては官職を治むることに力を極め、之れに繼ぐに倦怠の行を以てせず、倦怠すれば官職を治むることを簡にするに至ればなり、

【字解】〔辨〕治なり、官職を治むること、

○以上第四章、祭は恭敬を極め朝廷にては力を治官に極むべきことを說く、

子曰、君子愼以辟禍、篤以不揜、恭以遠恥、

【義解】子曰く、君子謹愼にして以て禍を避け、篤く其の身を修めて德の光を發し、恭敬にして以て恥辱に遠ざかる、

【字解】〔辟〕避に同じ、〔不揜〕光を揜はざること、德の光をかゞやかすこと、

○以上第五章、君子は謹愼篤恭以て恥禍に遠ざかる

容するの妙に於て至れり盡せりと謂ふべし、蓋し德此の天の如くに至れば始めて完全無缺にして、卽ち中庸の極功なり、

【字解】〔詩云予懷云々〕詩經大雅皇矣の篇にあり、〔詩云德輶云々〕詩經大雅烝民の篇にあり、〔輶〕輕なり、カロシと訓む、詩人毛を以て德に比す、然れども旣に如毛といへば、猶は形象比すべきの跡あり、故に未だ德を形容し盡せりと爲さず、〔上天之載無聲無臭〕詩經大雅文王の篇の辭、載は事なり、

○以上第三十三章、獨を愼むの德より至誠の妙を贊し、中庸一篇の要を約說す、

表記第三十二

此の篇は君子の德の儀表に見はれたるものを記す故に表記と名づく、或は曰く篇中仁者天下之表也の句あり、此れ篇名の出づる所と、通篇備に誠敬仁孝の道を說けども純粹ならざるものあり、故に子曰と稱するも亦是れ假託のもの多きは言ふを待たず、

子言之、歸乎、君子隱而顯、不矜而莊、不厲而威、不言而信、

【義解】 子之れを言ふ、歸らんか、世我を用ふるなし君子は其の身は隱ると雖、道は則ち自然に顯はれ、容貌は尊大にせずとも自然に莊嚴に、顏色は厲しくせずとも自然に威あり、口は言はざれども人自然に信ずるものなり、我將に鄕國に歸りて之れを行ひ以て世を化せんとす、

【字解】〔矜〕尊大なり、

○以上第一章、孔子天下を周游して用ひられず、歸りて徐に自然に世を化せんとの嘆をもらせることを記す、

子曰、君子不失足於人、不失色於人、不失口於人、是故君子貌足畏也、色足憚也、言足信也、甫刑曰、敬忌而罔有擇言在躬、

【義解】 子曰く、君子は正しき動作を人に對して失はず、正しき顏色を人に對して失はず、正しき言を人

詩に曰く、人祭祀に臨みて進みて神前に近づきて神明を感格するの時は、誠敬を極め默して言辭を以てすること無し、故に敢て爭ふ者なしとあり、これ誠を以て神に事ふるが爲めなり、而して君子の行誼恒ありて民敬信すること亦此に類す、是の故に君子は賞せざるも民勸勞し、怒らざるも民鈇鉞よりも恐れてよくその命に服從するなり、

【字解】〔詩〕詩經商頌烈祖の篇にあり、〔奏假〕奏は進なり、假は格に同じ、至るなり、神の來る意なり、〔威〕畏なり、〔鈇鉞〕鈇は草を刈る刀、鉞は斧なり、

詩曰、不顯惟德、百辟其刑之、是故君子篤恭而天下平、

【義解】此の節は、誠の人を服するの効を說く、

詩に曰く、天子の德は大に顯はれざらんや、顯るゝを以て、諸侯之に法りて傚ふとあり、此の故に君子は心を眞實にし行を恭敬にし以て下民に臨む故、天下その德に化して太平に至るなり、

【字解】〔詩云〕詩經周頌烈文の篇なり、〔百辟〕辟は君、百君は諸侯なり、〔刑〕法なり、ノツトルと訓む、

詩云、予懷明德、不大聲以色、子曰、聲色之於以化民末、詩云、德輶如毛、毛猶有倫、上天之載、無聲無臭、至矣、

【義解】此の節は、至誠の極致を說く、

詩に曰く、我れ明德を天下に明にし民を化せんと懷ふ其手段として聲音と顏色とを張大にして民を威嚇することを欲せずと、孔子此の詩を解して曰く、聲色を以て民を化するはこれ末なりと、これ聖人の民を化するは至誠を以て本と爲せばなり、然らば至誠民を化するの妙は何を以て比すべきや、詩に曰く、德の輕きこと毛の如しと、これ毛を以て至誠の輕細玄微なるに比したるものなれども、毛は猶ほ絲髮の比倫すべき象ありて尤も細微の極と謂ふべからず、故に此の詩は未だ至誠の妙を盡さざるなり、然らば至誠の妙は何を以て比すべきや、詩に曰く上天の萬物を化育する力は廣大無邊にして聲も無く臭も無く窺ひ知るべからずと、この詩は至誠民を化することを形

で共に德に入るべきなり、

詩云、潛雖伏矣、亦孔之昭、故君子內省不疚、無惡於志、君子之所不可及者、其唯人之所不見乎、

【義解】 此の節は、君子は必ず その獨を愼むことを說く、

詩に曰く、魚は沼池にありて潛み居るは、これ隱れ伏したる如くなれども、水透明なれば人之を見ること甚だ明かなりとあり、これ隱れたるより著るは無く、微なるより顯かなるは無しの意なり、故に君子は內に省察して私意ある時は、直ちに之を除き、自ら病ましからずして心に愧ぢ惡むべきこと無からしむ、これ君子獨を愼むの效なり、故に常人の君子に及ばざる所は、只人の見ざる所、卽ち獨を愼むの點にあるなり、

【字解】〔詩云〕詩經小雅正月の篇にあり、〔孔〕甚なり、ハナハダと訓む、〔疚〕病なり、

詩云、相在爾室、尙不愧屋漏、故君子不動而敬、不言而信、

【義解】 此の節は、君子は獨を愼むが故に 言行皆人々の手本となることを說く、

詩に云く、今我れ汝の汝が室に居るを見る、汝は庶幾くは屋漏の神に愧ぢざるようにすべしと、これ常に恐懼戒愼して獨を愼み私欲に克つべきことを謂ひしものなり、故に君子は動かずして人之を敬し、言はずして人之を信ずるなり、これ君子獨を愼みて その心に疚しきこと無きが故なり、

【字解】〔詩云〕詩經大雅抑の篇にあり、〔相〕見るなり、ミルと訓む、〔屋漏〕室の西北隅なり、こゝは室の中最も尊き所にして神位なり、

詩曰、奏假無言、時靡有爭、是故君子不賞而民勸、不怒而民威於鈇鉞、

【義解】 此の節は、君子の誠の人を動かすの效を說く、

育の意、知は主なり、ツカサドルなり、〔肫肫〕懇成の貌、〔淵淵〕靜深の貌、〔浩浩〕廣大の貌、

○以上第三十二章、至誠の德の絶妙を賛す、

詩曰、衣錦尙絅、惡其文之著也、故君子之道、闇然而日章、小人之道、的然而日亡、

【義解】此の節は、君子小人の道を辨ず、

詩に錦衣を着て、その上に朴素の絅衣を加ふとあり、これ詩の意は錦衣の文彩燦爛として外に著はるゝを忌みてなり、君子の道も亦此の詩の如く、外觀の美を務めずして內を治むるを專らとす、故に外面は闇然として暗きも、その內に於て德を修むるが故に、日に章にして顯はる、小人の道は之に反し務めて自ら其の才を表はすことを務む、故に一旦灼然として光り輝けども、實の之に繼ぐものなければ、內に滅亡するなり、凡そ內に實無くして外に假る者皆此の如し、これ君子の誠を貴ぶ所以なり、

【字解】〔詩曰〕詩經衛風碩人の篇にあり、〔尙絅〕尙は加ふるなり、上に衣るなり、絅は單の衣なり、〔闇然〕暗き貌、〔章〕顯章なり、〔的然〕灼然に同じ、燦く貌、

君子之道、淡而不厭、簡而文、溫而理、

【義解】此の節は、君子の德を賛す、

君子の道は外面淡泊なれども厭はしからず、是れ內に得る所あるが爲めなり、外面簡單なれども文章あり、これ內に修むる所あるが爲めなり、事に應じ物に接し外面溫厚なるも自ら條理の井然として亂れざるなり、これ內に養ふ所あるが爲めなり、卽ち絅を加ふれども內に錦の美あるが故なり、

知遠之近、知風之自、知微之顯、可與入德矣、

【義解】此の節は、德に入るの工夫卽ち君子たるの道を說き上二節を結ぶ、

遠く天下を動かすは、近き我が身の得失によることを知り、又天下を風化するの本は我が身の邪正によることを知り、微たる事と雖も、必ず早く人に知られて顯かなることを知り、かくして能く獨を愼めば、以

りて時に見はれて德容となれば、民之を欽敬せざる無く、時に言うて德音と爲れば、民之を尊信せざるは無く、時に行うて德行と爲れば民之を喜悦せざる無く、その發露する所各、宜しきに當ること此の如し、故に聲聞美名國中に充滿し、尙ほ施き傳へて南蠻北貊に及ぼし、水陸舟車の至り達する所、人力の通ずる所、天の覆ふ所、地の載する所、日月の照す所、霜露の墜つる所、凡そ血氣あつて人類たるもの、之を尊んで元后と爲し、之を親むこと父母の如く、敬愛せざるものなし、凡そ天の氣化の及ぶ所、至聖の德亦之に及びその廣大直ちに天と配合して間無し、故に天に配すと謂ふなり、天に配すとは、その德の及ぶ所廣大にして天の如きを言ふなり、

【字解】〔洋溢〕充ち滿つるなり、〔蠻貊〕蠻は南方の戎國、貊は北方の戎國なり、〔隊〕墜に同じ、オツルと訓む、〔有血氣者〕人類を指す、

○以上第三十一章、聖德の盛を極言す、

唯天下至誠、爲能經綸天下之大經、立天下之大本、知天地之化育、肫肫其仁、淵淵其淵、浩浩其天、苟不固聰明聖知、達天德者、其孰能知之、

【義解】唯天下唯一の至聖の人のみ、よく天下の大經を經綸し、よく天下の大本を立て、よく天地の化育を主ることを爲すなり、而して これ物に依賴する所ありて然るにあらざるなり、唯天性の得る所、至誠の自然の發露なり、蓋しその天下の大經を經綸するは聖心の至愛倫常の中に流貫し、肫々乎として仁なり、其天下の大本を立つるは、聖心の淵、宥密の際に退藏し、淵々乎として淵の如く靜深なり、その天地の化育を主るは、聖心の天造化の際に通じ、浩々乎として天の如く廣大なり、されば至聖の德至れり盡せり極まれりと謂ふべし、故に苟も聰明聖知の資あり、仁義禮智の天德に達する至聖の人にあらざれば誰れかよく聖人の德を知らんや、聖人にて始めて聖人を知るを得るなり、

【字解】〔經綸〕經は絲の緖を理めて之を分ち、綸は絲の類を比して之を合することにて、天下を治むることに用ふ、〔天下之大經〕上章に謂ふ所の天下を治むの九經なり、〔天下之大本〕上章に謂ふ所の中也者天下之大本也の意、〔知天地之化育〕上章に謂ふ所の贊天地之化

と爭はざるに足り、發强剛毅にして固く執つて守る所あるに足り、齊謹莊端中正にて偏倚無くよく天時を謹み民事を勤むるに足り、禮樂の文章、巨細の條理精密に明察し、以て善惡邪正を識別するに足ると爲すなり、而して此の五者の聖人に於けるや周遍廣淵にして具備せざる無きが故に溥博なり、常に胸中に流行せざること無きが故に淵泉なり、即ち此の五德を備へたる至聖の人は、周遍にして及ばざる所無く、廣博にして包まざる所無く、深くして測られざること淵の如く、本有つて竭きざること泉の如し、而して時機の宜しきに應じ、發して寬裕溫柔、發强剛毅、齊莊中正、文理密察と爲り、以てその宜しきに處するなり、蓋し聰明睿知は生知安行の資質なり、寬裕溫柔は仁の德なり、發强剛毅は義の德、齊莊中正は禮の德、文理密察は知の德なり、

【字解】〔聰明睿知〕聰は美を聽き妙を知るなり、明は遠を照らし、微を察するなり、睿は事理に通ずるなり、知は事理に悟るなり、〔寬裕溫柔〕寬は德量の弘きなり、裕は氣質の緩なり、溫は色の和順なり、柔は性の和順なり、〔發强剛毅〕發は發揚の發、强は弱の反、重に任じ難に處し敢て撓まざるなり、剛は柔の反、利に處し得に臨んで敢てその志を變ぜざるなり、毅は强忍にして屈せざるなり、〔齊莊中正〕齊は心純一なり、莊は容貌端嚴なり、中は偏倚せざるなり、正は邪ならざるなり、蓋し禮法を一定して變ぜざることなり、〔文理密察〕文は文章なり、理は條理なり、密は精密にして之を別くること細なり、察は明察にして之を辨ずること審なり、〔溥博淵泉〕溥はあまねく、博はひろきこと、淵はふち、泉はいづみ、深くして盡きざる意、此の四字は借りて至聖の人の德を形容せしなり、

溥博如天、淵泉如淵、見而民莫不敬、言而民莫不信、行而民莫不說、是以聲名洋溢乎中國、施及蠻貊、舟車所至、人力所通、天之所覆、地之所載、日月所照、霜露所隊、凡有血氣者、莫不尊親、故曰配天、

【義解】此の節は、前述を布衍して聖德を述ぶ、至聖の人の普廣深遠なるは尋常の比にあらず、即ちその普廣にして限量すべからざるは天の溥博の如く深遠にして測度すべからざるは淵の如し、これによ

【字解】〔祖述〕祖は遠くその道を祖とするなり、述は傳へ述ぶるなり、〔憲章〕憲は法なり、其法度に遵ふなり、章は明なり、その義を明にして且つ弘むるなり、〔律〕法律の如くにして分毫も背むかざること、ノツトルと訓む、〔襲〕衣を重ぬるの義にして依り添ひて違はざること、ヨルと訓む、〔水土〕地なり、〔辟〕譬に同じ、〔持載〕持ち載するなり〔覆幬〕共に覆ふの義、〔錯行〕春夏秋冬互に行はれてその次序を亂さざること、〔代明〕日は晝、月は夜、相更代して照すこと、

萬物並育而不相害、道並行而不相悖、小德川流、大德敦化、此天地之所以爲大也、

【義解】此の節は、天地の大德を說きて再び孔子の大德を頌す、

試みに天地に卽きて之を觀るに、天は覆はざる所無く、地は載せざる所無し、而して萬物その間に並び育せられ、各〻その所を得て相侵害せざるなり、又晝夜寒暑四時日月運行變化の妙道も其の間に並び行はれ各その度に循うて相違悖せざるなり、而して不相害不相悖は是れ天地の德萬殊に分れたるものにして卽ち天地の小なる德なり、並育、並行は是れ天地の全體の德にして、卽ち其大なる德なり、而して彼の小德は川の流派の分明にしてその逝くこと息まざるが如く、此の大德は川流する所の小德を造化すること頗る敦厚なり、これ天地の道は細大兼ね備へたる者にして、實に廣大無邊なる所以なり、而して聖人の道の德の大なること亦此の如きなり、

○以上第三十章、孔子の德天地と同じきことを說く、

唯天下至聖、爲能聰明睿知、足以有臨也、寬裕溫柔、足以有容也、發强剛毅、足以有執也、齊莊中正、足以有敬也、文理密察、足以有別也、溥博淵泉、而時出之、

【義解】此の節は、至聖の人は普廣深遠にして五德を具備せることを述ぶ、

唯天下唯一の至聖の人のみよく聰明にして見聞せざる所なく睿知にして通曉せざる無く萬民の上に臨みて政を爲すに足り、寬裕溫柔にして人言を容れて物

世天下の法則となることを説く、

君子既に天人の理に通じて三重を制作し、以て善を盡せば、天下過ち寡きなり、是の故に天人の理を知れる君子は、その言行世々天下の由る所の道と爲り、その行ふ所は世々天下の法度と爲りて之を守らざる者無く、その言ふ所は世々天下の準則と爲りて之に遵はざる者無し、而して四海の遠きに居る者も、その德を仰望して之を景敬し、近くして之に接する者は、その德の常あるに安んじて之を厭惡せざるなり、詩に曰く、彼の遠きに在つても厭はるゝこと無く、此の近きに在つても惡まるゝこと無く、されば庶幾くは夙夜精勵して永くその譽を終へ全うせんと、これ遠之則有望、近之則不厭の謂なり、而して君子は未だ此の詩の如くならずして蚤く聲譽を天下に得るものはあらざるなり、皆德を身に修めて驕らず、然る後譽を得るものなり、

【字解】〔動〕言行を兼ねて言ふ、〔道〕法則を兼ねて言ふ、〔法〕法度、〔則〕準則、〔詩曰〕詩經周頌振鷺の篇にあり、〔射〕厭なり、イトフと訓む、〔蚤〕早くなり、〔有譽〕天性の得る所の德性を見はすなり、

○以上第二十九章、天下の三重を説き之れを制する君子の事に及ぶ、

仲尼祖述堯舜、憲章文武、上律天時、下襲水土、辟如天地之無不持載、無不覆幬、辟如四時之錯行、如日月之代明、

【義解】此の節は孔子の大德を頌す、

孔子の聖、遠くは堯舜を祖師としてその道德を述べ傳へ、近くは文武を成法としてその典則を顯はし弘む、又上天時自然の運行に則り、時に從ひて變易し、以て各ゝその宜しきを得、下水土一定の理に依りて、その遇ふ所に從ひて之に安んず、蓋し孔子は群聖の大成を集め、天地とその德を合せて衆理萬善を兼ね備ふるものなり、而してその併せ包む點より言へば、譬へば地の廣博深厚にして持載せざる者無く、天の高大光明にして覆幬せざる者無きが如し、又その息まざる點より言へば、譬へば四時の一往一來迭運して已まざるが如く、譬へば日月の一升一沈更代して常に明かなるが如し、孔子の聖なること此の如し、

れざれば、民亦之に從はざるなり、

故君子之道、本諸身、徵諸庶民、考諸三王而不繆、建諸天地而不悖、質諸鬼神而無疑、百世以俟聖人而不惑、質諸鬼神而無疑知天也、百世以俟聖人以不惑知人也、

【義解】此の節は三重を制するは之を我が身に本づけ前代及後代に徵驗して過疑なき後ならざるべからざるを說く、

故に天下に王たるの君子、禮を議し、法度を制し文を考ふるに當りては、之を我が身に本づけて躬行實踐し、その可なることを認め、然る後に之を庶民に徵してその信從を試む、かくして可ならば、又之を夏殷周三代の王に考へて違背するや否を試み、而して違背すること無ければ又之を天地の間に建てゝ、之を試み、而してこの大道に悖らざるを知れば、又之を鬼神に質してその疑しきこと無きを確むるなり、かくて當代のみならず百世の後聖人起るも吾が意見に反對することなしといふ惑はざるの確信ありて後、始めて三重を制作すべきなり、さて之を鬼神に質して疑しきこと無きを知るとは、これ天の理を知ることなり、百世の後聖人興るも惑はずとは、これ人の理を知るものなり、而して天人の理を知れば、卽ち中庸の道を得るなり、

【字解】〔繆〕理に違ふこと、アヤマルと訓む、〔悖〕理に背くこと、モトルと訓む、〔俟〕待つなり、〔疑〕心兩端に惑うて決せざること、

是故君子動而世爲天下道、行而世爲天下法、言而世爲天下則、遠之則有望、近之則不厭、詩曰、在彼無惡、在此無射、庶幾夙夜以永終譽、君子未有不如此而蚤有譽於天下者也、

【義解】此の節は、三重を制する君子は、その言行世

子曰、吾說夏禮、杞不足徵也、吾學殷禮、有宋存焉、吾學周禮、今用之、吾從周、

【義解】此の節はその位に居らざれば敢て禮を作るべきにあらざるを明にし、併せて今の世に居る者敢て古の道に復すべからざることを述ぶ、
子曰く、吾れ夏の禮を誦說するも、夏の後たる杞には文獻以て夏の禮を徵考するに足るものなし、故に吾れ安んじて夏の禮に從ふこと能はざるなり、又殷の禮は吾れ之を學習せるも、殷の後たる宋には文獻僅に存するものありと雖も明かならず、故に吾れ亦安んじて之に從ふこと能はざるなり、唯吾が學ぶ所の周の禮は、今天下の臣民皆共に之を用ひ、從て文獻大に考證するに足る、故に吾れ周の禮に從ひ、以て臣子の分を守らんのみと、これ孔子の聖にして、その位なければ敢て禮を作らざるをいふなり、

【字解】〔杞〕國の名、夏の後裔にして諸侯たるもの、〔宋〕國の名、殷の後裔にして諸侯たるもの、

○以上第二十八章、禮樂の制定は德、位、時の三者を備へざれば不可なることを說く、

王天下有三重焉、其寡過矣乎、上焉者雖善無徵、無徵不信、不信民弗從、下焉者雖善不尊、不尊不信、不信民弗從、

【義解】此の節は先づ三重を制することを說く、
天下に王たる者に三の重大なる事あり、そは禮を議し、法度を制し文を考ふることなり、而してよく此の三大重典を定むる時は、諸侯その政を異にせず、家々その俗を殊にせず、政教風俗純一にして過ち無し、從て咎を受くること鮮きなり、蓋し天子此の三重を制するに道あり、彼の上古夏殷の禮典は其の制作善しと雖も、世を去ること遠くして徵考するに足るものなし、既に徵考するに足るもの無ければ民の信を取るに足らず、民の信を取るに足らざれば民あなどりて從はざるなり、下つて後世に及び、孔子の如きは三重を制作する資格ありと雖も、その位に居らざる故尊からず、尊からざれば民に信せられず、民に信せら

孔子曰く、愚にして自らその計を用ふることを好み、賤にして自ら專にすることを好み、今の世に生れて今の法度に從はず、古の道に復して之を今に行はんとす、此の如き人は必ず災禍を受くるなり、蓋し愚にして自ら用ふることを好むは上に居つて驕るもの、賤にして自ら專にすることを好むは、下に居りて上に背くもの、今の世に生れて古の道を行はんとするは時王の制に背くものにて、共に道に反する行なり、故に天より災を受けて身を苦しましむるなり、

【字解】〔今之世〕周の世なり、〔反〕復古の意、〔古之道〕夏殷の禮なり、〔烖〕古の災の字、天禍なり、

非天子、不議禮、不制度、不考文、

【義解】此の節は天子にして始めて禮樂法度を作定することを説く、

凡そ天子にあらざるものは禮を議して之を作るべからず、法度を定めて之を行ふべからず、文字を考定して之を用ふるべからず、天子にして始めて此の三者を能くするなり、

今天下車同軌、書同文、行同倫、

【義解】此の節は今の世に生れ古の道に復すべからざるを明かにす、

當今の世、天下は車その轍迹を同じくし、物に書き記す文字を同じくし、人の行ふ所は倫を同じくし、皆親を尊び、兄を敬ふことを爲す、これ天下統一の證なれば決して時王の制に背くべからざるなり、

【字解】〔同軌〕軌は轍の地に印したる跡なり、周の制、輿の廣さ六尺六寸と定む、故に車轍皆同じ、〔同文〕上古の世、國各〻その文字を用ひ字形一致せず、周に至りて之を統一して同文と爲す、

雖有其位、苟無其德、不敢作禮樂、雖有其德、苟無其位、亦不敢作禮樂焉、

【義解】此の節は第一節の意を反面より詳述す、

禮樂を作るべき天子の位に在りと雖も、苟も聖人の德なければ敢て禮樂を作らず、これ愚にして自ら用ひざるなり、又その禮樂を作る資格ある聖德ありと雖も、苟も天子の位に在らざれば敢て亦禮樂を作らずこれ賤にして自ら專にせざるなり、而して若し之に反すれば災必ずその身に及ぶなり、

大而盡精微、極高明而道中庸、溫故而知新、敦厚以崇禮、

【義解】此の節は聖人至德に至る工夫を明にす、

上節の如く至德の人ならざれば、至道は成就せざるものなり、故に君子は德を尊んで之を遵守し、學問によりて知を弘むるなり、而して德はその廣大を極め、學はその精微を盡し、思慮は高尚にして明なる所を極め、且つ中庸の道によりて之を行ひ、又故き事を研究し、それによりて未來の新らしき事を發見して知德を進め、人に對しては敦厚にして禮を崇ぶ、君子は此の如くして聖人の道に至ることを求むるなり、

【字解】〔道〕由なり、ヨルと訓む、〔問學〕學問なり、

是故居上不驕、爲下不倍、國有道、其言足以興、國無道、其默足以容、詩曰、既明且哲、以保其身、其此之謂與、

【義解】此節は至德の効を明にす、

君子既に聖人の道に至ることを求む、故に君子は上位に居つても驕矜の心無く、下位に居つても上に背かず、よくその分に安ずるなり、又國に道行はるゝ時は、その言は身を興し、位を得て政を爲すに足り、國に道行はれざれば、隱默して危激の事を爲さず、身を世に容れて生を保つことを得、凡そ君子は上下治亂に處し、宜しからざる所無し、詩に曰く、既に事理に明かにして且つ哲なれば、以てその身を保ち禍あること無しとあり、これ君子その居る所に從つて皆宜しきを得ることを謂ひしものなり、

【字解】〔詩曰〕詩經大雅烝民の篇にあり、〔哲〕通なり物の宜しきを辨じ之に通達すること、

○以上第二十七章、聖人の道を贊し之を誠にするは人の道なりの意を明にす、

子曰、愚而好自用、賤而好自專、生乎今之世、反古之道、如此者、烖及其身也、

【義解】此の節は道に背けば災を受くることを説く

ざるを以てなり、蓋し聖人の道亦之れと異なること無し、詩に曰く、これ天道はあゝ深遠にして幽冥なり然れどもその運化暫くも息むこと無しと、これ蓋し天の天たる所以は至誠已むこと無きものたることを賛して曰へるなり、又同じ詩に、あゝ文王の德は、純にして一なりとあり、これ蓋し文王の文と謚せられし所以は、亦至誠已むこと無き爲めなることを賛して曰へるものなり、何となれば純も亦一にして息まざるの義なればなり、

【字解】〔昭昭〕耿々と同じく小明の貌、〔繫〕屬する所ありて相交するなり、〔撮土〕一手の指にて取る程の僅少の土、〔華嶽〕二山の名にして、支那の山嶽中尤も大なる山、〔振〕收なり、チサムと訓む、〔興〕猶ほ出づと謂ふが如し、〔卷石〕卷は拳と通ず、拳ほどの小さき石、〔勺〕挹收なり、掬に同じ、〔黿〕鼈の類、大にして海に生ずるもの、〔鼉〕形蜥蜴に似て大なるもの、〔蛟〕龍の類にして角無きもの、〔詩云〕詩經周頌維天之命の篇にあり、〔於〕歎辭ア、と訓む、〔穆〕深遠にして幽冥、測り難きの意、〔於乎〕歎辭ア、と訓む、

○以上第二十六章、天地の道至誠息むことなきを説き、聖人の盛德大業亦此の如きものなることを明にす、

大哉聖人之道、洋洋乎發育萬物、峻極于天、優優大哉、禮儀三百威儀三千、待其人而後行、故曰、苟不至德、至道不凝焉、

【義解】此の節は聖人の道を賛す、

聖人の道は誠に廣大なるかな、洋々乎として萬物を發育し、その德至高至大にして天に極まる、而してその內人に繫はる立教のことを言へば優々乎として大なり、卽ち禮儀の大綱三百條、その細目は三千條もありて人々これに遵ひて相和睦す、然れども、道は死物なり、之を活用するは聖人にあり、故に苟も至德の人にあらざれば至道は成就せざるなり、卽ち萬物を發育し禮儀三百威儀三千も至德の人によりて始めて行はるゝなり、

【字解】〔洋洋乎〕廣大無邊の貌、〔峻〕高なり、タカシと訓む、〔優優〕充足餘りある貌、〔禮儀三百威儀三千〕禮儀は經禮にして大綱、威儀は曲禮にして綱目なり、三百三千は大數をあげて完備せることをいふ、〔至道〕萬物を發育すること及禮儀三百威儀三千を指す、

故君子尊德性、而道問學、致廣

載せてその博を極め又その厚を極む、天は物を覆ひてその高きを極め、又その明を極む、又天地の道は、その悠を極め、その久しきを極め、萬古已むこと無し是れその道誠一にして二ならざるが爲めなり、聖人の至誠亦此の如し、

今夫天斯昭昭之多、及其無窮也、日月星辰繫焉、萬物覆焉、今夫地一撮土之多、及其廣厚、載華嶽而不重、振河海而不洩、萬物載焉、今夫山一卷石之多、及其廣大、草木生之、禽獸居之、寶藏興焉、今夫水一勺之多、及其不測、黿鼉鮫龍魚鼈生焉、貨財殖焉、詩云維天之命、於穆不已、蓋曰天之所以爲天也、於乎不顯文王之德之純、蓋曰文王之所以爲文也、純亦不已、

【義解】此の節は天地山水の大なる、亦誠一にして息まざるを以て物を生ずる測られざるの義を說き、詩を引いて聖人の至誠亦之と同じきことを明にす、今夫れ天は唯人目に當る所昭々たるもの多きなり、然れどもその窮り無きに及んでは、日月星辰繫からざる無く、萬物その下に覆はる、それ天の誠一にして息まざるが故なり、今夫れ地は一撮土の多きに過ぎず、然れども、その積みて廣厚たるに及びては、華山嶽山の如き大山を承け載せて重しとせず、河海を收めて洩さず、萬物その內に載せらる、これ地の誠一にして息まざるが爲めなり、今夫れ山は一拳石の多きなり、然れども、その石を積み重ねて廣大なるものとなりては、草木之に生じ、禽獸之に居り、鑛物玆に生じ、凡そ人の貴重する所の寶物は亦此に興る、今夫れ水を觀るに、一掬の水の多きなり、然れどもその集りて測られざるに及びては、黿鼉蛟龍魚鼈の類皆その中に生じ、貨財增殖す、これ亦山水の誠一にして息ま

厚配地、高明配天、悠久無疆、如此者、不見而章、不動而變、無爲而成、

【義解】此の節は至誠は息むこと無きを明かにす、凡そ事虛假に出づる者は、反覆して常ならざれども、中心の誠より出づる者は、純一にして已むことなし、これ至誠の息むこと無き所以なり、而して既に息まざれば終始一の如く、常久にして變らざるなり、既に常久にして變らざれば、その德自ら事業に發して効驗あり、効驗あれば、その功業悠裕として迫らず、綿遠として窮り無し、而して悠遠なれば、その積む所廣博にして深厚なり、既に廣博にして深厚なれば、その發する所の功績、高大にして光明なり、蓋し積む所既に博厚なれば、物皆その承受の中にあらざること無し、これ博厚は物を載する所以なり、又發する所高大にして光明なれば、物としてその不冒の下にあらざる無し、これ高明は物を覆ふ所以なり、又常久にして變らざれば萬物皆覆載されてよく化成す、これ悠久は物を化成する所以なり、夫れ地の職は載するに在り、故に至誠の博厚は直ちに地に配す、天の職は覆ふに在り、故に至誠の高明は直ちに天に配す、而して至誠の悠久は直ちに天地の窮り無きに配するなり、此の如く至誠息むこと無きの德を備へたる者は、物自らその德に化せらるゝを以て、その德表面に顯はれずと雖も自然に明かに、又事物を感動せしむる意無きも、天下自然に感動して變化し、垂拱して爲すこと無きも天下自然に化成するなり、

天地之道可一言而盡也、其爲物不貳、則其生物不測、天地之道博也、厚也、高也、明也、悠也、久也、

【義解】此の節は天地の道を説きて聖人の德を明にす、

天地の道は、廣大無邊なれども、一言にして之を言ひ盡すことを得、即ちその天地の道は一にして二ならざる至誠なり、既に至誠なり、故にその萬物を生ずること測り知るべからざるなり、天地の道は、地は物を

而して道は之を誠にして自ら己の行を道に導くものなり、

【字解】〔自道〕道は導なり、ミチビクと訓む、

誠者物之終始、不誠無物、是故君子誠之爲貴、

【義解】此の節は誠は物の終始なることを說く、

凡そ忠孝仁義の諸行に於て、その終始を貫き、純一にして已まざるものは皆誠なり、故に誠は物の終始なり、若し君に事ふるの禮、父に事ふるの儀も中心の誠に出でざれば皆虛文假飾に歸するなり、故に誠ならざれば物無きなり、是を以て君子は物を誠にするを以て貴しと爲す、

【字解】〔物〕忠孝仁義の類を指す、〔誠之〕之は物を指す、

誠者非自成己而已也、所以成物也、成己仁也、成物知也、性之德也、合內外之道也、

【義解】此節は前二節を結ぶ、

誠は自ら其心を欺かざるものにて、獨り自ら己の德を成就するのみならず、又物を成就するものなり、卽ち孝を以て親に事へ、忠を以て君に事へ、信を以て朋友に交るが如きは皆物を成す所以なり、而して至誠を以て己の德を成すは仁、至誠を以て物を成すは知なり、之を要するに誠は天性の德にして、內卽ち己と、外卽ち物とを合同する道なれば、何れの時に用ふるも宜しきなり、蓋し至誠は百事を處置し、萬變に應じて宜しきを得るものなり、而して內に恭敬の實ありて外に君父に事へて禮を盡すが如きは、これ內外相一致するものなり、

○以上第二十五章、至誠を種々の方面より說きて之を明にす、

故至誠無息、不息則久、久則徵、徵則悠遠、悠遠則博厚、博厚則高明、博厚所以載物也、高明所以覆物也、悠久所以成物也、博

るゝものなり、外に形るゝに至れば、日に著しくなり日に著しくなれば、光り輝きて明かなり、明かなればよく人を動かして感化せしむることを得、人を感化せしむることを得れば、物從つて變じ、變ずれば渾然として化するなり、蓋し唯天下唯一の聖人のみよく物を化するものなり、然れども、曲を致してよく物を化するに至れば、その至誠決して聖人に異ならざるなり、

【字解】〔致ㇾ曲〕曲は委曲にて德の細小なる部分即ち一部分なり、致すは推し極むるなり、〔形〕中に積んで外に發するなり、〔著〕顯著の意、〔明〕光輝發越して盛なること、

○以上第二十三章、誠者人之道也に應じ、學知の賢人を說く、

至誠之道、可以前知、國家將ㇾ興、必有禎祥、國家將ㇾ亡、必有妖孽、見乎蓍龜、動乎四體、禍福將ㇾ至、善必先知ㇾ之、不善必先知ㇾ之、故至誠如ㇾ神、

【義解】至誠の人は其心至虛至靈にして一毫の私僞無し、故に智術の私を假らずして自ら禍福の將さに來らんとするを前知することを得、蓋し國家將さに勃興せんとする時は、必ず先づ禎祥の兆あり、國家將さに滅びんとする時は、必ず將さに妖孽の萠しあり、或は蓍龜に見はれて吉凶と爲り、或は人の威儀動作にあらはれて得失となるなり、此の如きは理の先づ見はるゝものにして唯至誠の人にしてよく之を前知することを得、されば至誠の人は禍福の將さに至らんとするや、先づその事に前だちて善卽ち福、不善卽ち禍を知るなり、此の故に至誠の道を有する人は、幾を察し微を顯かにすること鬼神の如く靈なり、

【字解】〔禎祥〕福の兆、鳳凰鳴き圖書出づるの類なり、〔妖孽〕禍の萠、山崩れ川竭き蝗蝻生ずるの類なり、〔蓍龜〕蓍は筮卜、龜は龜卜なり、〔四體〕容貌と動作を指す、

○以上第二十四章、至誠の靈妙を嘆賞す、

誠者自成也、而道自道也、

【義解】此の節は誠は自己の德をなすものなることを說く、

誠は他の力を假らず、自ら己の德を成すものなり、

其性、則能盡人之性、能盡人之性、則能盡物之性、能盡物之性、則可以贊天地之化育、可以贊天地之化育、則可以與天地參矣、

【義解】　唯天下唯一の至誠ある聖人に於てのみよくその天賦の性を盡して之を行ふことを得るなり、而して能くその性を盡くして之を行ふことを得れば、よく他人の性を盡して、之を知ることを得、よく他人の性を盡して之を知ることを得ば、又よく物の性を盡して之を知り、その性に從ひてよく之を處置することを得、よく物の性を盡して之を處置することを得ば、又天地の萬物を化育することを助けて、その及ばざる所を補ふことを得、而してよく天地の化育を助けてその及ばざる所を補へば、玆に天地と並び立ちて三と爲ることを得るなり、蓋し天地人物を生ずるに、各その性を賦與すと雖も、それをして各その性を盡くさしむること能はず、故に聖人天命を受け、極を立てゝよく人物の性を盡くす、これその化育の及ばざる所を助くる所以なり、聖人の功、此の如くなるにより天地と並び立ちて三となり、恰も鼎足の形をしてその一を缺くべからず、之を天地人三才と云ふは、各その才を以て相ひ成すが故なり、

【字解】　〔唯天下至誠〕聖人を稱して曰ふ、聖人の德、誠實の至極にして天下又之に加ふるものなきを以てなり、〔贊〕助なり、〔參〕天地と並び立ちて三となること、

○以上第二十二章、誠者天之道也に應じ、生知の聖人を說く、

其次致曲、曲能有誠、誠則形、形則著、著則明、明則動、動則變、變則化、唯天下至誠爲能化、

【義解】　唯天下唯一の至誠ある人に次ぎて、よくその性を盡すことを得る者は、その曲を致す人なり、即ちその性の一部分を有し、之を推し廣めてその至極を盡す人なり、而してよく曲を致してその至極を盡せば、よく誠あるに至る、よく誠あるに至れば外に形

雖レ愚必明、雖レ柔必强、

【義解】此の節は前節の誠レ之の工夫を說く、博く學びて善道を求め、審に問うて之を明にし、愼みて之を思驗し、明かに可否を辨じ、篤く之を行ふ、是れ皆善を擇んで固く之を執るの謂にして卽ち之を誠にするの法なり、凡そ人學ばざれば則ち止む、苟も之を學べば力を極めてその能くせんことを求む、若し一の能くせざるもの有れば已まずして厭く迄學び、問はざれば則ち止む、苟も之を問へば必ず反覆してその知ることを求む、若し一の知ることを能はざるものあれば已まずして厭く迄之を問ひ、思はざれば則ち止む、苟も之を思へば必ず融會貫通することを求む、若し一の心に得ざる所あれば止まず、辨ぜざれば止む、苟も之を辨ずれば必ず幾微を剖解してその明白ならんことを求め、苟も之を行へば、必ず篤實にして懈弛無からんことを求む、此の如く措かず止まざるの心を以て事に當り、若し人一たびにして之を能くすれば、己は之を百たびし、人十たびにして之を能くすれば己れ千たびし、必ずその成るに至つて止む、かく困知勉行して後果してよく此の道を得れば、氣質自然に變じ、愚昧の者と雖も必ず明知たるべく、柔弱なる者と雖も必ず强なるべし、かくして聖人の域に達すれば、生知安行の者と歸を同うし、從容として天下國家を治むることを得るなり、

○以上第二十章、孔子哀公の問に應じて政道を論じて大舜文武周公の事を說き要は誠にあることを明にす、

自レ誠明、謂二之性一、自レ明誠、謂二之教一、誠則明矣、明則誠矣、

【義解】至誠によりて善に明かなるは、これ生れながらにして之を知る者にして聖人の性なり、故に之を性と謂ふ、又善に明かなるによりてよく誠あるは、これ學んで之を知るものにて、賢人の學なり、故に之を敎と謂ふ、凡そ誠なれば、善に明かなるに至り、善に明かなれば、以て誠に至るなり、故に學知の賢人も歸する所は生知の聖人と同一なり、

【字解】〔自〕由なり、ヨルと訓む、

○以上第二十一章、誠を說く、

唯天下至誠、爲三能盡二其性一、能盡二

故に朋友に信ぜらるゝには必ず豫め親に順ならざるべからず、親に順なるに道なり、そは誠に在り、若し之を身に反省して誠あらざれば、承順愛敬の誠無ければ親に順なること能はざるなり、故に親に順ならんと欲せば、必ず當さに身に誠あらざるべからず、而して身を誠にするに道あり、そは至善を明にするに在り、若し豫め物を格し知を致して至善の在る所を明にせざれば、自ら欺くことありて身に誠ならず、故に身を誠にするは當さに豫め至善を明にするに在るなり、

誠者天之道也、誠之者人之道也、誠者不勉而中、不思而得、從容中道、聖人也、誠之者、擇善而固執之者也、

【義解】此の節は上文誠身の意を承けて之を詳説す、

誠は眞實無妄の謂にして天理の本然、所謂生知安行の聖にして即ち天の道なり、而して此の眞實無妄を欲し、所謂學知勉行して之に達することを求むるは是れ人の道なり、而して誠ある人は勉强を待たずして自然に道に中り、思慮を待たずして自然に道を得生知安行、優游して道に中り天と合するなり、此くの如くして天と合するは是れ聖人にして即ち天の道なり、之を誠にする者は、善を擇んで之を知り、固く之を執りて失はざるものにして、所謂學知勉行なり、此の如くして道を得て天と合するは是れ即ち人の道なり、

博學之、審問之、愼思之、明辨之、篤行之、有弗學、學之弗能弗措也、有弗問、問之弗知弗措也、有弗思、思之弗得弗措也、有弗辨、辨之弗明弗措也、有弗行、行之弗篤弗措也、人一能之己百之人十能之、己千之、果能此道矣、

則不疚、道前定則不窮、

【義解】此の節は達道達德九經を總括して說き、之を豫めすれば成ることを明にす、

凡そ達道達德九經の事は、その始めを愼み、その終を思ひて豫め之に備ふれば則ちその事成立して民の儀表と爲り、豫め備へざれば、その事廢して、成立せざる也、又言を發せんと欲せば、先づ豫め言はんとする所を定めて後之を言へば、その言躓かずして立ち、事を爲さんと欲せば、先づ豫め之を爲す所以を考へて後之を爲せば、その事困窮せずして立ち、又行ふ所も先づ豫めその主義と目的とを定めて後之を行へば瑕疵無くして立ち、爲す所の道も豫め定めて後之を施せば窮迫すること無くして立つなり、蓋し達道達德九經の事は一朝一夕にして成るものにあらず、必ず豫め幾多の工夫と考慮とを重ねて後成るものなり、

【字解】〔前定〕豫の意、〔跲〕躓なり、〔疚〕病なり、瑕疵なり、〔窮〕窮迫阨塞の意、

在下位不獲乎上、民不可得而治矣、獲乎上有道、不信乎朋友、不獲乎上矣、信乎朋友有道、不順乎親、不信乎朋友矣、順乎親有道、反諸身不誠、不順乎親矣、誠身有道、不明乎善不誠乎身矣、

【義解】此の節は前節を承けて事豫めせざれば廢するの義を說き、要は誠にあることを明にす、

下位に在りて上に獲られざれば、その位に安んじてその志を行ふこと能はず、故に民を治めんと欲するも得べからざるなり、されば民を治めんと欲せば、必ず豫め上に獲られざるべからず、而して上に獲らるゝに道あり、そは朋友に信ぜらるゝに在り、若し朋友に信ぜられざれば、嘉譽上に聞えず、從て上に用ひらるゝこと無し、故に上に獲らるゝには、必ず豫め朋友に信ぜられざるべからず、朋友に信ぜらるゝに道あり、そは親に順なるに在り、若し親に順ならざれば孝行修らず大節缺くる所あれば、友得て信ぜざるなり、

有九經、所以行之者一也、

【義解】此の節は九經を行ふ方法を說く、齊敬明潔して衣冠を正うし儼然として威儀を整へ、禮にあらざれば動かざるは、是れ身を修むる所以なり、讒言を去り、女色を遠ざけ、財貨を賤みて德を貴ぶ、これ賢者を勸勉せしめて朝に立たんことを願はしむる所以なり、その諸父昆弟の位を尊重し、その祿を重くして之を富まし、その好む所は同じく好み、惡む所は同じく惡むは、これ一族に親を親しむことを勸勉し、之をして怨みざらしむる所以なり、官職を盛にして之を信任するは大臣をして勸勉せしむる所以なり、君忠信を以て臣を遇し、その俸祿を重くすれば臣はその德に感じて奉公の誠を盡すべければ、これ士をして勸勉せしむる所以なり、民を使ふに必ず農事の暇に於てし且つその賦斂を薄くするはこれ百姓をして勸勉せしむる所以なり、百工の爲す所を日に勤惰を省察し、月に巧拙を試み、その成績によりて給米し、その給米その事に稱へば、これ百工をして勸勉せしむる所以なり、賓客商旅の我が國を出でゝ往く者には節符を與へ通行に差支無き樣にして之を送り來る者は館舍に米穀薪炭を豐にして之を迎へ、又賓客の善なる者は之を嘉賞し、不能なる者は憐みて之を敎ふるは、これ遠人を柔する所以なり、世系の絕えたる國を繼ぎ、廢滅せる國を再興し、亂邦を治めて亡びざらしめ、危邦を支へて亂れざらしめ、諸侯の朝聘は每年に一び小聘し、三年に一び大聘し、五年に一たび朝する事として、よく時期を定め、又諸侯のその國に還る時には、饗宴の儀、錫賚の禮を厚くし、來朝する時にはその納貢を寡薄ならしむるは、これ、諸侯を懷けて心服せしむる所以なり、以上述ぶるが如く凡そ天下國家を治むるに九經あれども、そのこれを行ふ所以は唯一の誠に在るなり、蓋し九經の目は異なれどもその根本の大義は同じく、唯一誠以て之を貫くにあり、

【字解】〔勸〕勸勉して上に事ふること。〔既稟〕既は餼に同じ餼稟は扶持米なり、矜は、憫なり、アハレム訓む、〔朝聘〕諸侯天子に見ゆるを朝と謂ひ、諸侯その大夫をして來り獻ぜしむるを聘といふ、

凡事豫則立、不豫則廢、言前定則不跲、事前定則不困、行前定

【字解】〔爲〕治なり、ヲサムと訓む、〔百工〕諸種の工匠なり、

修身則道立、尊賢則不惑、親親則諸父昆弟不怨、敬大臣則不眩、體群臣則士之報禮重、子庶民則百姓勸、來百工則財用足、柔遠人則四方歸之、懷諸侯則天下畏之、

【義解】此の節は九經を行ふの効を説く、身を修むれば則ち道立ちて民の儀表と爲り、賢者を尊びてその計謀に從ふときは則ち惑ふこと無く、その親族に親めば則ち諸父昆弟怨みず、大臣を敬して之に信任すれば則ち事に臨みて迷ふこと無く、群臣を體して之を愛せば則ち士はその恩に感激して忠を盡し、その禮報する所重く、庶民を子の如く撫育すれば百姓はその德に感奮して公役に勤め、百工を招來せば則ち國中の用度自ら充足し、遠人を寛柔にすれば則ち四方の人皆慕ひて集り來り、諸侯を懷くれば則ち德の施す所廣き故天下皆畏敬して心服するなり、

【字解】〔道立〕道既に成りて民の表と爲ること、〔諸父昆弟〕伯叔兄弟、

齊明盛服、非禮不動、所以修身也、去讒遠色、賤貨而貴德、所以勸賢也、尊其位、重其祿、同其好惡、所以勸親親也、官盛任使、所以勸大臣也、忠信重祿、所以勸士也、時使薄斂、所以勸百姓也、日省月試、既稟稱事、所以勸百工也、送往迎來、嘉善而矜不能、所以柔遠人也、繼絕世、擧廢國、治亂持危、朝聘以時、厚往薄來、所以懷諸侯也、凡爲天下國家

へば、安んじて行ひ、榮名を貪らんが爲めに行ひ、勉强して行ふなり、然れども その之を行うて 功を成すの一點に於ては皆同じ、之を要するに生知安行、學知利行、困知勉行は各〻その手段を異にすと雖も、その終極の結果に至りては則ち一なり、

好學近乎知、力行近乎仁、知恥近乎勇、知斯三者、則知所以修身、知所以修身、則知所以治人、知所以治人、則知所以治天下國家矣、

【義解】 此の節は三德に近き知仁勇を說く、學を好めば 知識日に明なり、故に生知の 聖にあらずと雖も亦既に知に近し、力め行へば美行日に成る、故に安行の 仁にあらずと雖も 亦既に仁に近し、恥を知りて勵精奮發するは 君子の大勇に あらずと雖も、亦既に勇に近し、而して 此の三近を知れば 則ち身を修むる所以は 己れの德を 修むるに あることを知り、而して身を修むる 所以を知れば、又人を治むる 所以も亦己の身を修むるにあることを知る、而して 人を治むる所以を知れば又天下國家を治むる所以を知るなり、

凡爲天下國家有九經、曰、修身也、尊賢也、親親也、敬大臣也、體群臣也、子庶民也、來百工也、柔遠人也、懷諸侯也、

【義解】 此の節は、天下を治むるに 九經あることを述ぶ、

凡そ天下國家を治むるの常法に九あり、曰く、己れの身を修むることなり、賢人を尊ぶことなり、親族に親むことなり、大臣を敬することなり、群臣は我が身と一體として之を 愛恤するなり、庶民を子の如く 愛するなり、百工を招きて之を來すなり、遠方の賓客商旅に接するに 寛柔を以て するなり、諸侯に恩德を厚くして之を懷從するなり、よく此の九者を行へば 天下を治むることを得るなり、

由らざるべからず、故に親に事へんと欲せば先づ人を知りて賢を尊ばざるべからず、而して親に親むの仁、賢を尊ぶの等は皆天理なり、故に又天を知らざるべからず、

【字解】〔仁者人也〕人の人たる所以は仁あるが爲めなり、仁有りてこそ人と曰ふ、然らざれば人にあらず、故にかく曰ふ、〔殺〕階級なり、〔等〕差等なり、殺に同じ、〔知人〕人は賢者を指す、

天下之達道五、所以行之之者三、曰、君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也、五者天下之達道也、知仁勇三者、天下之達德也、所以行之者一也、

【義解】此の節は、天下に達道と達德とあることを説く、

天下の達道五あり、而して此の達道を行ふ所以の者三あり、五とは、君臣、父子、夫婦、兄弟及び朋友の交にして天下古今の人、共に由る所の達道なり、又三とは知仁勇の三者なり、此の三者は天下古今の人共に通じて有する所の達德なり、卽ち知は此の達道を知るの德、仁は之を行ふの德、勇は之を勉むるの德なり而して此の三者は何人も同じく有する所なれども、人慾之をさまたぐれば五達道を行ふこと能はず、故に此の三德に賴りて五達道を行ふ所の者は、一の誠に在るなり、

【字解】〔昆弟〕兄弟に同じ、〔達道〕古今を通じて行はれ天下皆之に由るの道、〔達德〕天下に通じて何人も有するの德、〔一〕誠なり、

或生而知之、或學而知之、或困而知之、及其知之一也、或安而行之、或利而行之、或勉强而行之、及其成功一也、

【義解】此の節は、五達道を知り五達道を行ふに等差あることを説く、

五達道を知り五達道を行ふに、各三の等差あり、卽ち知るに就いて之を言へば、生れながらにして知り、學んで知り、困苦して知るなり、然れども、その之を知るの一點に於ては皆同じ、又行ふに就いて之を言

りとなす、是を以て人に善政無きは恰も地に草木無きが如きなり、而して既に人の道は政を勉むるを以て大なりとなせば、その政次第にて民俗を化して善道に導くことを得べく、又他國の人民を化して我が國の民と爲すことも得るなり、故に政は蒲盧の桑蟲を化して己の子と爲すが如きものなり、されば人君の善政を爲すは、聖賢の人を得るに在り、而して聖賢を得るには、人君先づその身を修めて德を涵養せざるべからず、何となれば人は同氣相求め同類相應ずるものなれば、その君賢なれば、その用ふる所の人も亦賢なればなり、而して身を修むるには道を以てし、道を修むるには仁を以てせざるべからず、

【字解】〔方策〕書物なり、〔其人〕聖賢の人なり、〔擧〕擧行なり、〔息〕熄に同じ滅亡するなり、〔敏〕勉むるなり、〔蒲盧〕蟲の名、此の蟲は桑蟲の子を取り、之を變化せしめて己の子と爲すものなれば、之を引いて善政は人を化するに喩へたるなり、

仁者人也、親親爲大、義者宜也、尊賢爲大、親親之殺、尊賢之等、禮所生也、故君子不可以不修身、思修身、不可以不事親、思事親、不可以不知人、思知人、不可以不知天、

【義解】此の節は、前節を承け、仁を知らんと欲せば先づ天理を知るべきことを說く、

然らば仁は如何なるものなるかといへば、人の必ず行ふべき道にして、親族に親しむを以て大なりと爲し、義は事の宜しきに從ふものにして賢人を尊ぶを以て大なりと爲す、然れども親族に於ても尊卑親疎の等あれば、之に親むに當りては又自ら等差無かるべからず、賢を尊ぶに於ても亦然り、決して同一に爲すべからず、是れ禮の因つて生ずる所以なり、蓋し禮は人性の自然にして、天理天道なれば人と離るべからざるなり、故に君子禮を修めんと欲せば、先づ以て己の身を修めざるべからず、而して身を修むるに道を以てし、道を修むるに仁を以てす、故に身を修めんと欲せば先づ親に親むの仁を致さざるべからず、親に親むの仁を盡さんと欲せば必ず、賢を尊ぶの義に

郊社之禮、所以事上帝、宗廟之禮、所以祀乎其先也、明乎郊社之禮、禘嘗之義、治國其如示諸掌乎、

【義解】此の節は郊社宗廟の二禮の義を詳にすれば天下を治むることは平易なることを說く、

郊社の禮は天子上帝后土に事ふる所以にして神を敬し其の至公の道を法るなり、宗廟の禮は天子その祖先を祀る所以にして其の義の廣大なるは前に說く所の如し、故にこの郊社の禮と禘嘗の義を明にすれば、則ち天下國家を治むること甚だ易くして、恰も掌を見るが如きなり、

【字解】〔郊社之禮〕郊は天帝を祭り、社は土地の神を祭ることにて共に天子の爲す儀式なり、〔禘嘗〕禘は天子五年又は三年に一度宗廟の大祭を爲すことなり、四時祭の禘と異なり、嘗は秋祭の名此にては四時祭の代名に用ふ、故に禘嘗は宗廟の祭なり、

○以上第十九章、武王周公の達孝を說く、

哀公問政、子曰、文武之政、布在方策、其人存則其政擧、其人亡則其政息、人道敏政、地道敏樹、夫政也者蒲盧也、故爲政在人、取人以身、修身以道、修道以仁、

【義解】此の節は、政は仁を以て基となすべきことを說き先づ政道の要を明にす、

魯の哀公政を行ふの道を孔子に問ふ、孔子對へて曰く、政は文王武王より備はるは無し、而して此の文武の政道は布き列ねて書物に書き記しあれば之を研究すれば窺ひ知ることを得るなり、然れども政道は活物にして之を實際に行ふべきものなり、而して之を實際に行ふに至りては必ず聖賢の人に俟たざるべからず、今彼の文武の政道を記せる書物は現存すれども、文武の如き政無きは、是れ文武の如き聖人無きが爲めなり、故にその人卽ち聖賢ある時はその善政行はれ、その人卽ち聖賢無き時はその善政滅ぶるものなり、凡そ人の道は善政を爲すに勉むるを以て大切なりと爲し、地の道は、草木を植樹するを以て大切な

宗廟之禮、所以序昭穆也、序爵所以辨貴賤也、序事所以辨賢也、旅酬下爲上、所以逮賤也、燕毛所以序齒也、踐其位、行其禮、奏其樂、敬其所尊、愛其所親、事死如事生、事亡如事存、孝之至也、

【義解】此の節は、武王周公宗廟祭祀の禮を制したることを述べて繼述の意を説き、以て其達孝なる所以を明にす、

宗廟に於て行ふ禮は昭穆の位次を序する所以なり、又宗廟の禮に於て、臣下列坐の順序を定むるに爵を以てするは、その貴賤の別を序する所以なり、又宗廟の禮に於て臣下に祭事に關する諸役を授くるは、その賢と不肖とを辨する所以なり、又宗廟の禮に於て旅酬の事を爲すに當り、下賤の者を以て上と爲るは先づ賤者に恩惠を及ぼす所以なり、又宗廟の禮に於て、祭事畢りて燕する時、毛髮の黒白を以て席次を定むるは齒を序する所以にして、是れ皆天下を統治するに於て缺く可らざるものなり、武王周公はかゝる禮を制して先人の志を繼ぎ先人の事を述べたり、又宗廟の祭祀に當りては自ら祖先の位を履み、自ら祖先の常に用ひし禮を行ひ、祖先の奏せし樂を奏するは是れ祖先を追慕尊敬する所以なり、又祖先の尊びし所の者を尊敬し、祖先の親みし所の者を愛するは是れ祖先の志を體する所以なり、かくの如く死せる者に事ふること生ける者に事ふるが如く、亡き者に事ふること存せる者に事ふるが如くするは孝の至極なり、而して武王周公はよく此の至極の孝を致す、達孝なる所以なり、

【字解】〔序事〕祭禮の諸役を命ずることなり、即ち賢者には重き役、不肖者には輕き役を命ずることなり、〔旅酬〕旅は衆なり、酬は獻酬なり、この禮には、下位の者先づ酌みて之を上位の人に獻ずるものにて即ち下位の者上となる也、〔燕毛〕燕は宴なり、毛は毛髮の色なり、此の禮は祭終りて後宴する時、毛髮の色を以て長幼を分ち、坐の序次と爲すなり、〔齒〕年齡なり、即ち毛髮の純白なる者を上位とし毛髮の黒き者を末序と爲すなり、

を以てせしめたり、蓋し葬に於て死者の位地に從ふは、死者をして、その分に安んずることを得しめ、祀るに生者の位地に從ふは生者をしてその情を伸ばさしむる爲めなり、又服喪の禮を制せり、蓋し服に五等ありてその內期の喪は、庶人より大夫迄通達して服すれども諸侯以上は服せず、但し期の喪と雖も正統の親族卽ち祖父母に屬するものは天子諸侯も服するなり、又大夫にても傍統親族卽ち伯叔母兄弟に屬する者は降して大功卽ち九月の喪に服するなり、又三年の喪は臣君の爲めに、君その太子及び夫人の爲めに、父その長子の爲めに、夫その妻の爲めにする喪にて、庶人より天子に通達し、共に服するものなり、又父母の喪は天子より庶人に至る迄服を同うし、貴賤と無く一様なり、これ父母生育の恩は、貴賤異ならざる故なり、

【字解】〔末〕晩年の意、〔先公〕先公とは組紺即ち大王の父より、始祖后稷に至る迄を指す、〔服之喪〕一年の喪なり、

○以上第十八章、文武周公の事を擧げて、天はその材に篤くするの意を明說す、

子曰、武王周公其達孝矣乎、夫孝者善繼人之志、善述人之事者也、春秋修其祖廟、陳其宗器、設其裳衣、薦其時食、

【義解】此の節は、武王周公の達孝を述べ、且つ祭祀の制を叙して達孝の義を明にす、

子曰く、武王周公は、それ達孝の人なるかな、夫れ孝は善く先人の遺志を繼ぎて之を大成し、先人の事業を承述して之を弘むるものなり、今武王周公はよく其先人大王王季の緒を繼ぎて之を完成したる人なれば、實に達孝の人と謂ふべし、又春夏秋冬の四時にはその祖先の廟を掃除し修理し、その祖先の遺せる重器を出して之を陳列し又祖先の遺せる衣服を出して之を尸に授け、又祖先の用ひし處の時食を薦めて之を祭れり、武王周公は此の如くして祖先を尊崇して之に事へたり、實に達孝の人と謂ふべし、

【字解】〔達孝〕達は通なり、天下古今に通じて、何人も異議を容れざる孝、〔人〕この人の字皆祖先を指す、〔春秋〕春夏秋冬の四季なり、〔宗器〕宗は尊なり、先祖より傳はれる重寶なり、〔時食〕四時によりて定れる食なり、

所以を明にす、

武王は大王王季文王の王業を承繼し、一たび武裝して起ち、殷を亡ぼして天下を保有せり、而して武王の聖德、固より天下に顯然たるの名聲あり、今その臣を以て君を伐つも天下皆その天に順ひ、人の願ふ所に應じたるものと信ぜり、故に猶天下の顯名を失はず、盛德いよ〳〵大に、遂に尊きこと天子と爲り、富は四海の內を保有し、宗廟はその王禮を享け、子孫はその位地を保ちて天子たり、文王は此の如き賢子を得たり、是れ其憂患する所無き所以なり、

【字解】〔纘〕繼なり、〔緖〕事業、〔宗廟饗之〕后稷より文王に至る迄の宗廟に祀られたる人々は皆王の禮を享けたるを云ふ、〔子孫〕成王康王以下の子孫なり、

武王末受命、周公成文武之德、追王大王王季、上祀先公以天子之禮、斯禮也、達乎諸侯大夫及士庶人、父爲大夫、子爲士、葬以大夫、祭以士、父爲士、子爲大夫、葬以士、祭以大夫、期之喪達乎大夫、三年之喪達乎天子、父母之喪、無貴賤一也、

【義解】此の節は周公禮を制して王業一統の業を完成したることを述べ、重ねて文王の憂無き所以を明にす、

武王晚年老に及んで天命を受けて天子と爲れり、而して弟周公亦盛德ありて、よく文王武王の德を大成し、周の王業をして盤石の安に置きたり、特に王禮を以て大王王季を追號し、篤く之を尊崇せり、又上先公を祀るに天子の禮を以てし、此の天子にあらざる先公を祀るに天子の禮を以てするとは、すべて祭祀は子の身分に應じて行ふものなればなり、故に周公天子の禮を以て先公を祀るの旨趣は、之を諸侯大夫、士庶人に迄通達して行はしめたり、卽ち父大夫にして子士たる時父沒すれば、葬むるに大夫の禮を以てし、祀るに士の禮を以てし、父士にして子大夫なる時父沒すれば、葬むるに士の禮を以てし、祭るに大夫の禮

說く、
舜の祿位名壽を得たるは、天舜に私せしにあらず、舜の德に篤くせしなり、故に天の萬物を生ずるや、必ずその本然の材質によりて各、その加ふる所を異にす、故に天の植物に對するものを見るに、その根深く地に入り帶固きものは益、之を培ひて之を助け、若し根傾きて危きものは之を覆へして之を亡すなり、これ天材によりて篤うする驗にして、亦以て舜の祿位名壽を得たるは全くその材質即ち德の爲めなるを知るに足るなり、詩に曰く、稱美すべく愛樂すべき君子、顯々として明德あり、百姓に宜しく百官に宜しく、能く天下萬民の人望を得たり、是を以て祿を天に受く、天は又此の君子を助けて天下に王たるの命を下し、再三之を重ねて已まずとあり、故に大德ある者は必ず天命を受けて祿位名壽を得ること疑ひ無し、之を舜に徵して知るべし、されば大孝を致さんと欲せば必ず大德を得ざるべからず、

【字解】〔栽〕植なり、草木の根を固く地に植ゑたるをいふ、〔詩云〕詩經大雅假樂の篇なり、〔保佑〕倶に助くること、〔申〕重ぬなり、

○以上第十七章、舜の大孝を說き、而して大孝は必ず大德に基くことを明にす、

子曰、無憂者、其唯文王乎、以王季爲父、以武王爲子、父作之、子述之、

【義解】此の節は文王の憂患無きことを說く、

子曰く、憂患する所無き者は、古今唯文王のみか、文王は王季を以て父と爲し、武王を以て子と爲せり、而して父王季は殷を亡ぼすの事業を前に作爲し、子の武王は後に之を承繼して大成せり、されば文王は一も憂患する所無く古今に稀なる福德を有ちて、榮を子孫に貽すに及べり、

武王纘大王王季文王之緖、壹戎衣而有天下、身不失天下之顯名、尊爲天子、富有四海之內、宗廟饗之、子孫保之、

【義解】此の節は、武王の功業を說き、文王の憂無き

る、況んや之を厭怠して敬せざるべけんやとあり、鬼神の徳此の如く微にして以て顯なり、而して誠の道の掩ふべからずして盛なること亦此の鬼神の如し、

【字解】〔鬼神〕周禮の所謂天神地祇人鬼能く吉凶禍福を爲す者なり、〔詩云〕詩經大雅抑の篇にあり。〔格〕至なり、〔度〕測知なり、〔矧〕況に同じ、〔思〕みな助語、〔夫〕嘆美の辭、カナと訓む、

○以上第十六章、鬼神を假りて道は離るべからず、掩ふべからざることを明にす、

子曰、舜其大孝也與、徳爲聖人、尊爲天子、富有四海之内、宗廟饗之、子孫保之、故大徳必得其位、必得其祿、必得其名、必得其壽、

【義解】此の節は、舜の大孝を述べ、大徳は必ず位祿名壽を得ることを說く、

子曰く、舜帝はそれ大孝なる人と謂ふべし、その徳の高きことは聖人たり、その位の尊きことは天子なり、その富の大なること天下四海を有てり、且つ上は宗廟その祀を受け、下は子孫その封爵を保ちて諸侯たるを失はず、舜は實に大孝の人と謂ふべし、蓋し舜徳は聖人たり尊は天子たるは、是れ親の名を世に顯はすの大孝なり、四海の富を以て親に仕ふるは、是れ親を養ふの大孝なり、宗廟の神靈を祀るに天子の禮を以てするは是れ先祖に仕ふるの大孝なり、子孫世々諸侯と爲つてその祀を絶たざるは是れ又先祖に仕ふるの大孝なり、故に大徳ある者は必ずその位を得、必ずその祿を得、必ずその名を得、必ずその壽を得るなり之れ舜に依て之を知るに足るなり、

【字解】〔饗〕享くるなり、〔子孫〕虞の君思、陳國の胡公の類を指す皆舜の後裔なり、〔壽〕舜は百歲の壽を保てり、

故天之生物、必因其材而篤、故栽者培之、傾者覆之、詩曰、嘉樂君子、憲憲令徳、宜民宜人、受祿于天、保佑命之、自天申之、故大徳者必受命、

【義解】此の節は天その材に依りて篤くすることを

を遠き人に及ぼすものなり、詩に曰く、人妻子とよく和合して琴瑟の和するが如くすれば、兄弟も亦和合して、その和樂久うして變ぜず、既に兄弟和合すれば汝の室家に宜しく、妻子と和合すれば汝の妻子を樂ましむとあり、孔子此の詩を讀んで之を賛して曰く、人よく妻子に和合し、兄弟に宜しく、一家の中懽忻和睦すれば父母の心亦安樂にして憂ひ無からんと、夫れ父母は上にして高きに在るもの、妻子兄弟は下にして卑きに在るものなり、而して妻子兄弟の和睦は遂に父母の安樂を致す、これ亦遠きに行くは近きよりし高きに登るは低きよりするの意なり、

【字解】〔辟〕譬に同じ、〔邇〕近なり、〔卑〕低なり、〔詩云〕詩經小雅棠棣の篇なり、〔鼓瑟琴〕室家の和睦に喩ふ、〔翕〕合なり、〔耽〕樂なり、タノシと訓む、〔爾〕汝なり、〔室家〕室は妻の居る所、家は夫の居る所、〔帑〕子なり、

○以上第十五章、中庸の道を明にし、兼ねて齊家の義を説く、齊家は所謂治國平天下の本なり、

子曰、鬼神之爲德、其盛矣乎、視之而弗見、聽之而弗聞、體物而不可遺、使天下之人齊明盛服以承祭祀、洋々乎如在其上、如在其左右、詩曰、神之格思、不可度思、矧可射思、夫微之顯、誠之不可揜、如此夫、

【義解】子曰く、鬼神の德たる、それ盛なる哉、凡そ鬼神は無形無聲にして、その形を見んとするも見えず、その聲を聽かんとするも聞えざるなり、然れども、萬物の中に體して、之が幹根となり物よく闕遺すること無し、これその德盛なる所以にして又鬼神の鬼神たる所以なり、是を以て天下の人之を畏敬して敢て侮慢すること無く、自ら齋戒してその內に肅み、盛服してその外を肅み以て祭祀を奉承す、此の時唯鬼神の精靈洋々乎として人の頭上に在るが如く、その左右に在るが如し、これ鬼神物に體して遺さざるが爲めなり、詩に曰く、神の至るや測り知るべからず、故に屋漏の地にてその敬を極むるも尙愧あることを恐

【義解】　此の節は、君子分に安んじ、天命を樂むことを說く、

君子は上位に在りて富貴權勢あるも、決して下位に在る者を凌ぎて之を虐げず、又下位に在りても上位の人にすがり賴むこと無し、又己れを正うして人に求めざれば、何等の怨恨も無きなり、かく君子は怨恨無きを以て、上は天を怨むこと無く、下は人を咎むること無く、心常に平靜なり、これその分に安んじ、その外を願はざるが爲めなり、故に君子は平易平安なる位地に居つて天命に聽き些の勞苦すること無きも小人は之に反し、傾危の道を行うて當さに得べからざる幸福を求むるなり、これ小人は分に安んずること能はざるが爲めなり、

【字解】〔陵〕陵辱なり、〔援〕攀援なり、ヒクと訓む、〔尤〕咎なり、

子曰、射有似乎君子、失諸正鵠、反求諸其身、

【義解】　此の節は、射の喩を引いて君子道を得るの方を明にす、

子曰く、射は君子の心掛に似たる所あり、凡そ射は射て正鵠を失して的中せざれば、これを己の姿勢と技術と足らざるに歸して我が身を責むるなり、この我が身を責むる點はよく君子の心掛に似たり、故に人たるもの此の射を法則とし何事も人を責めずして我が身を責むれば、自然に道を得て天を樂むに至るなり、

【字解】〔正鵠〕正は布にかくる的、鵠は皮におく的なり、賓射には布侯を張りて正を設け、大射には皮侯を張りて鵠を設くるなり、

○以上第十四章、君子は天を怨みず、人を咎めず、その分に安んずることを說き、中庸の極致を明にす、

君子之道、辟如行遠必自邇、辟如登高必自卑、詩曰、妻子好合、如鼓瑟琴、兄弟既翕、和樂且耽、宜爾室家、樂爾妻孥、子曰、父母其順矣乎、

【義解】　君子の道は譬へば遠き路を行くには必ず近きより始むる如く、譬へば高き處に登るには必ず卑きより始むるが如し、必ず近き我が身より修めて之

孝を盡くすこと能はざるなり、我れ臣に責め望む所のものは必ずこの忠を欲するなり、然れども反つて之を我れに求むるに、我れ君に事ふる所以のものは未だ忠を盡すこと能はざるなり、又我れ弟に向つて責め望む所を以て兄に事へ、朋友に向つて責め望む所を以て先づ朋友に施すことも尙ほ未だ能くせざる所なり、されば我れ此の四者を行ふ手段として常の德を行ひ常の言を謹み、以て過無からんことを期す、而して德行足らざる所あれば敢て勉めて足ることを求め、言餘りあれば控へ目にして敢て言ひ盡くさず、かくして言語は實行に稱はんことを求め、實行は言語に稱はんことを期し、必ず言行一致相應じて少しも違はざることを謀るなり、君子の言行は此の如く常に慥々乎として篤實ならざらんや、

【字解】〔丘〕孔子の名、〔庸德庸言〕庸は常なり常に德を以て身を修め、常に言を以て謹むこと、〔慥慥爾〕篤實の貌、

○以上第十三章、道は人に遠からざることを說き費隱の意を明にす、

君子素其位而行、不願乎其外、素富貴行乎富貴、素貧賤行乎貧賤、素夷狄行乎夷狄、素患難行乎患難、君子無入而不自得焉、

【義解】此の節は、君子その分に安んずることを說く、君子はその位地に向ひて爲すべきことを爲し、その位地以外の事を爲すを願ふことなし、現在富貴なれば、これに相當する富貴の行を爲し、貧賤なれば又これに相當する貧賤の行を爲し、夷狄に在りては夷狄に相當する行を爲し、患難に處しては患難を行ふなり、故に君子はその入る所の境遇位地に從うて分に安んじ天命を樂むものなり、

【字解】〔素〕向ふなり、〔自得〕從容順適の貌、

在上位不陵下、在下位不援上、正己而不求於人則無怨、上不怨天、下不尤人、故君子居易以俟命、行險以徼幸、

く我が手に執る柯に在りとあり、さて柯を執りて以て柯を伐るは詩人は近きに喩ふれども、猶その間に彼れと此れと睨み視て比ぶべき距離あれば近しと謂ふ能はざるなり、道と人とは然らず、人卽はち道なれば彼此の別なし、故に君子の人を治むに當りては、その人自ら有する所の道を以て、その人の身を治む、而しその人能く過を改めて人たる所以に反れば則ち止み、復た之を苛責せざるなり、蓋しその人自ら有する所の道は卽ち人の固有する所の性にて、固より一にして彼此の別なく、眞に遠からざるものなり、

【字解】〔詩云〕詩經豳風伐柯の篇にあり、〔柯〕斧の柄、〔則〕法則、〔睨〕彼れ此れと比較して見ること、

忠恕違道不遠、施諸己而不願、亦勿施於人、

【義解】此の節は忠恕を說き、道人に遠からざるを明にす、
忠恕の德は中庸の道を去ること遠からざるなり、故に己れ人より施されて欲せざる事は、己れ亦之を人に施すこと勿れ、此の如くして道を求むれば、道に達すること遠からざるなり、

【字解】〔忠恕〕忠は人に接して中心の實を盡すことにして懇到深切の意あり、恕は己れを待つの心を推して之を人に及ぼすことにて忖度體察の意あり、約言すれば我が心を本として人を思ひやることなり、〔違〕去なり、

君子道四、丘未能一焉、所求乎子、以事父未能也、所求乎臣、以事君未能也、所求乎弟、以事兄未能也、所求乎明友、先施之未能也、庸德之行、庸言之謹、有所不足、不敢不勉、有餘不敢盡、言顧行、行顧言、君子胡不慥慥爾、

【義解】此の節は前節の例證なり、
君子の盡すべきの道四つあるも丘は尙ほ未だ其の一だも能くせざるなり、我れ子に向つて責め望む所のものは必ずその孝を欲するなり、然れども反つて之を我れに求むるに、我れ父に事ふる所以の者は、未だ

たる天地もよく之を載することを能はず、道の小なる所を語れば天下よく之を破ること無きなり、詩に云く、鳶は飛んで天に至り、魚は淵に躍るとあり、天に至るとは高きを極め、淵に躍るとは低きを極むるものにして即ち道の上下に明にして天地に充滿することを言ひしものなり、

【字解】〔憾〕恨なり、怨望なり、〔破〕分割なり、ワルと訓む、〔詩云〕詩經大雅旱麓の篇なり、〔戾〕至るなり、〔察〕著しく昭かなること、アキラカと訓む、

君子之道、造端乎夫婦、及其至也、察乎天地、

【義解】此の節は道は上下に明かなることを說く、

君子の道はその端を夫婦の知る所行ふ所の細微より起すと雖もその高大至極に至りては、聖人も知らず能くせざる程天地の間に滿ち昭かなるものなり、

【字解】〔君子之道〕中庸の道なり、〔造〕作なり、起るなり、ナスと訓む、〔端〕始めなり、本源なり、

○以上第十二章、道の費にして隱なることを明にし、兼ねて人に離るべからざる所以の意を說く、

子曰、道不遠人、人之爲道而遠人、不可以爲道、

【義解】此の節は道人に遠からざることを說く、

道は性に率由するものにして愚者も不肖者も共に知りてよく行ふ所のものなれば決して人に遠きものにあらざるなり、若し人道を行ふに當り、その卑近を厭ひて爲すに足らずと爲し、務めて高遠にして企及すべからざることを爲せば之れ反て人の性に遠ざかるものなれば、此の如きは以て道と爲すべからざるなり、

詩云、伐柯伐柯、其則不遠、執柯以伐柯、睨而視之、猶以爲遠、故君子以人治人、改而止、

【義解】此の節は詩を引いて道人に遠からざるを說く、

詩に云く、斧の柄を造らんとして柯を執りて木を伐れば、彼の柯の大小長短の法則となるべきものは近

の業なれども唯聖人のみ之を能くし、常人は企及し能はざるなり、凡そ常人は人我を知らざれば人を怨むものなれども聖人は中庸の徳を有する故によく悔いざるなり、

○以上第十一章、君子は中庸の道を守り怪異の言行をなさゞることを說く、

君子之道費而隱、夫婦之愚可以與知焉、及其至也、雖聖人亦有所不知焉、夫婦之不肖可以能行焉、及其至也、雖聖人亦有所不能焉、

【義解】此の節は君子の道は費にして隱なることを說く、

君子の道は、その用廣くして天下萬物皆寓せざること無きも、その本體は微にして見るべからず、故に匹夫匹婦の愚者も之を知ることを得れども、その細微至極に至りては聖人と雖も知らざる所あり、又匹夫匹婦の不肖者もよく之を行ふことを得れども、その高大至極に至りては聖人と雖もよくすること能はざるなり、此の如く君子の道は費にして隱なるものなり、

【字解】〔費〕道の用廣きこと、〔隱〕微にして見るべからざること、

天地之大也、猶有所憾、故君子語大、天下莫能載焉、語小、天下莫能破焉、詩云、鳶飛戾天、魚躍于淵、言其上下察也、

【義解】此の節は道は天地上下に充滿せることを說く、

凡そ天地の德は廣大にして極めて公平なり、然れども人尙ほ寒暑水旱その中を得ず善惡その所を異にするものあるを以て天地を怨む者あり、廣大至公なる天にして尙且つ怨みらるゝこと此の如し、故に聖人の道に對して知らざる所あり、能はざる所あるは固よりその所なり、されば之によりても道の大なるを見るべし、故に君子道の大なる所を語れば、此の廣漠

庸を得たる君子は、人と融和するも決して人の惡に流移すること無し、これ即ち眞の強なり、中立して一方に偏倚すること無し、是れ即ち眞の強なり、國に道德行はるゝ時は直を守つて變せず、その德行充實して志意いよ／＼強し、是れ眞の強なり、國道德行はれざる時は假令身は死すともその守る所の道を變せず志意益々強し、是れ眞の強なり、而して此の眞の強者は道に離れず、人慾の私に勝つ者にして始めて能くするものなり、孔子之を以て子路に說き、その血氣の勇を抑へ、之をして道德の勇に導きしものなり、

【字解】〔南北方之勇〕支那は國土廣大なる故、國民の風氣自ら一定せず、南方は溫順にして北方は剛強なり、〔而〕汝なり、ナンヂと訓む、子路を指す、〔衽二金革一〕衽は席なり、金は刀、革は甲冑、此の句は戰場において露營する意なり、〔強哉矯〕強を讃嘆する辭、矯は強き貌、〔塞〕實なり志の充實せること、

○以上第十章、強を說いて以て中庸の道を明にす、

子曰、素㆑隱行㆑怪、後世有㆑述焉、吾弗㆑爲㆑之矣、君子遵㆑道而行、半塗而廢、吾弗㆑能㆑止矣、

【義解】此の節は、君子中庸を行うて休止すること無きを明にす、

人に知られざる隱僻の理を深く求め、或は世に外れ情に背きたる行を爲せば、爲めに盛名を博し、後世或は之を稱述するものあらん、然れども此の如きは之を知るに過ぎて善を擇ばず、之を行ふに過ぎてその中を用ひざるものなれば、吾は之を爲さゞるなり、凡そ君子は中庸の道に從つて行き、當さに之を終竟せんとするものなり、而して若し遂に終竟すること能はず、恰も人の道路を行き、半途にして自ら休廢するが如きは、吾は欲せざるなり、吾は遂に休止することなく、汲々として道を行うて休まざるものなり、

君子依㆓乎中庸㆒、遯㆑世不㆑見㆑知而不㆑悔、唯聖者能㆑之、

此の節は、中庸の道に依ることを說く、

君子は隱を索め怪を行ふことを爲さず、唯中庸の道によりて事を行ふなり、故に若し此の道行はれざれば世を遯れて隱遁するのみにて、此の場合その技倆を人に知られざるも悔いざるなり、而して此れ至難

〇以上第八章、孔子顏回を許し、以て中庸を守るの法を說く、

子曰、天下國家可均也、爵祿可辭也、白刃可蹈也、中庸不可能也、

【義解】　子曰く、天下國家を平等にして財賦の事を制し、何人にも滿足を與ふるは至難の業なりと雖も、唯才者にして之を能くすることを得、爵祿は人の欲する所之を辭して受けざるは難きことなれども唯廉介の士にして之を能くすることを得、戰陣に臨みて白刃を踏むは何人も恐怖する所なれども唯勇者にして之を能くすることを得、故に此の三者は難きに似て、その實は易きものなれども、中庸の道に至りては易に似て實は難く、仁義に精熟し、一毫も人欲の私無き者にあらざれば よく爲し難し、これ民の能くすること鮮き所以なり、

〇以上第九章、中庸の能くし難きを說く、

子路問强、子曰、南方之强與、北方之强與、抑而强與、寬柔以敎、不報無道、南方之强也、君子居之、衽金革、死而不厭、北方之强也、而强者居之、故君子和而不流、强哉矯、中立不倚、强哉矯、國有道不變塞焉、强哉矯、國無道、至死不變、强哉矯、

【義解】　子路性勇を好む、依て孔子に强の意義を問ふ、孔子曰く、汝の所謂强とは南方の强か、北方の强か、或は又汝自らの强なるか、我れ詳に汝に語らん、凡そ心寬かに氣柔く、人の及ばざる所を敎誨し、暴逆無道に對しては之を忍びて報復せず、これ南方の强にて寬柔の君子之に居る、金革を衽として難苦に耐へ、死するも厭はざるは是れ北方の强にて勇猛の强者之に居る、然れども此の二强は共に過不及ありて眞に中を得たるの强にあらず、故に眞の中庸の道を得たるの君子は共に之に居らざるなり、凡そ眞に中

せらるゝ所以なり、

【字解】〔邇言〕下民の浅薄卑近の言、〔舜〕謚法に禪りを受けて功を成すを舜と曰ふとあり、又謚法に仁義盛明たるを舜と曰ふとあり、皆是れ道徳充滿の意なり、

○以上第六章、舜の大知を賞し、且つ中庸を行ふ所以の方を説く、

子曰、人皆曰予知、驅而納諸罟擭陷阱之中而莫之知辟也、人皆曰予知、擇乎中庸而不能期月守也、

【義解】子曰く、世の人皆自ら謂うて曰く、我は知者なりと、然れどもこれ決して知者にあらず、此等の人々は、恰も彼の禽獸が罟擭陷井の中に追ひ込められて自ら之を避くることを知らざると同じく、利慾の爲めに心迷ひて禍を受けながら之を避くることを知らざるの愚者なり、又世の人自ら謂うて曰く、我は知ありと、これ亦然らず、此等の人は幸に中庸の道を擇び得ても、よく一二箇月も守ること能はざるものなれば擇ばざる愚者と異る所なきなり、凡そ中庸の道は自ら用ふること無くして之を人に取らざるべからず、然るに今自ら知者なりと誇れば、人に聽くことを欲せざること明なれば、これ既にその知者ならざることを證するものにて道に反すること大なり、これ道の行はれざる所以なり、

【字解】〔罟擭陷阱〕罟は網、擭は機檻、共に鳥獸を捕ふる具、陷阱はおとし穴なり、

○以上第七章、世の愚者を謂うて中庸の行はれざる所以を説く、

子曰、回之爲人也、擇乎中庸、得一善則拳拳服膺而弗失之矣、

【義解】子曰く、顏回の人と爲りや、常に極端を避けて中庸を選び、苟も得ることあれば、區々たる一善と雖も、必ず奉持して之を心胸の間に着け、よく之を守つて失はず、これその行の過不及なく、よく盛德を成就するに至れる所以なりと、

【字解】〔拳々服膺〕拳々は奉持の貌、服は猶著の如し、膺は胸なり、奉持して之を心胸の間に著くることにて、よく守るを言ふなり、

者過之、愚者不及也、道之不明也、我知之矣、賢者過之、不肖者不及也、人莫不飲食也、鮮能知味也、

【義解】孔子曰く、中庸の道の行はれざるは我れその所以を知れり、知者は之を知ること過ぎて之をあなどり、その結果之を行ふに足らずと爲して之を斥け、愚者は之を知ること能はずして、又之を行ふ所以を知らず、これ道の常に行はれざる所以なり、又中庸の道の明かならざるも、我れよく之を知れり、賢者は之を行ふこと過ぎ、其結果之を知るに足らずと爲して之を斥け、不肖者は之を行ふこと能はずして、遂に之を知ることを求めず、是れ道の常に明かならざる所以なり、凡そ人として飲食せざる者絶えて無し、然れどもよくその眞の味を知る者鮮し、之れと同じく、道の行はれず、明かならざるは人自ら道に離れて過不及あるが爲めなり、

○以上第四章、道の行はれず明かならざるは、人自ら道に離るゝに因ることを説く、

子曰、道其不行矣夫、

【義解】子嘆じて曰く、中庸の道は、それ行はれざるかなと、これ知者賢者は之に過ぎ、愚者不肖者は之に及ばずして共に過不及あるが爲めなり、故に孔子この行はれざるを嘆ぜしなり、

○以上第五章、道の行はれざるを嘆ず、

子曰、舜其大知也與、舜好問而察邇言、隱惡而揚善、執其兩端、用其中於民、其斯以爲舜乎、

【義解】孔子曰く、舜帝はそれ大知の人なるか、舜は我が知を用ひずして人の智を用ひ、假令卑近淺薄の言と雖も之を察して遺すことなく、必ず採りて己れの有と爲せり、又人の惡は之を隱して露はさず、善は之を揚げて匿さず、よく過と不及との兩端を採りて、その何れにも偏せず、その中を擇んで自ら之を行ひ、又之を人に施し、知愚の民をしてよく之を行はしめ、以て民を德化せり、これ後世より舜として讃嘆景慕

ざる時は、偏する所無く倚する無きを以て之を中と謂ふ、而してその既に發して過不及なく、よく節度に適中し、宜しきを得るを和と謂ふ、蓋し中は天命の性にして道の體、萬理皆備はり、千變萬化皆これより出づるものなれば、是れ天下の大本なり、和は性に率由するの道にして道の用、四達して悖らず、天下共に行ふべきの道なれば、是れ天下の達道なり、故に此の中和を推し極むれば、卽ち天地その所に安んじ、萬物各、その生を遂ぐるなり、是れ天地萬物本と吾と一體にして吾が心中和を得て正順なれば天地の氣も亦正順にして萬物を育すればなり、而して彼の君子常に道に離れず恐懼戒愼してその獨を愼む所以のもの職として此れに由るなり、

【字解】〔中〕當なり適中なり、アタルと訓む、〔天地位焉〕天高く地低く、四時惑はず各その常を得るを云ふ、〔萬物育焉〕少者は長じ、老者は終り、動植飛禽潛魚各その性に從つて生育するを謂ふ、

○以上第一章、道の本源を論ず、是れ此の篇の綱領なり、

仲尼曰、君子中庸、小人反中庸、君子之中庸也、君子而時中、小人之中庸也、小人而無忌憚也、

【義解】仲尼曰く、唯君子のみよく中庸の道を行ひ、小人は之に反して行はず、凡そ中は時に隨ひ、處に依つて變ずるものなり、而して君子の中庸を行ふ所以は、その君子の德ありて能く戒懼謹愼し、時と處とによりて中に處し、道に離れざるを以てなり、小人の中庸に反する所以は、その小人の心ありて慾を恣にして忌憚する所無く、自ら道に離るゝを以てなり、

○以上第二章、君子小人を兩擧し、以て中庸の義を說く、

子曰、中庸其至矣乎、民鮮能久矣、

【義解】孔子曰く、中庸の道たる實に至美至極なり、然るに民之を知らず、よく久しく行ふもの鮮し、これ世教衰へたる故なり、慨すべき事なり、

○以上第三章、中庸の德を讚美し、民行ふも鮮きを嘆ず、

子曰、道之不行也我知之矣、知

順五常の德を備ふ、是れ卽ち天より與へられたる命にて生と共に生ずるものなれば、之を性と謂ふなり、而して此の賦命の性に率由して行くを之を道と謂ひ此の道を修むるを之を敎と謂ふなり、故に性、道、敎の三書は、その名異なりと雖もその實は一なり、

【字解】〔天命〕天の人に賦する所、禀受の分なり、〔性〕人の天に禀くる所、生の資質なり、〔道〕人の由る所にして事物の法則なり、〔率〕率上率由の率、シタガフと訓む、〔修〕修身修德の修、治むるなり、

道也者不可須臾離也、可離非道也、故君子戒愼乎其所不睹、恐懼乎其所不聞、莫見乎隱、莫顯乎微、故君子愼其獨也、

【義解】此の節は前節を承け、道は人に離るべきものにあらざることを說く、

人既に天より性を賦せらる、而して道は此の性に率由するものなれば、暫時も人と離るゝこと能はざるなり、若し道にして人と離れば、これ性に率由せざるものなれば、眞の道にあらざるなり、此の故に盛德の君子は人の見ざる所に於ても戒愼し、人の聞かざる所に於ても恐懼し、須臾の間も道を離れず、よく天理の本然を存するなり、凡そ幽暗の中に於て不善を爲せば、人知らずと雖も己れ既に之を知り、微細なるものも幾既に動けば、人知らずと雖も己れ又既に獨り之を知る、是れ天下の事、暗處微細の者に於ても見顯するものなり、是を以て君子は常にその獨を愼み、所謂、見ざる所聞かざる所に恐懼し造次顚沛の間も道に離れざらんことを庶幾ふなり、

【字解】〔須臾〕頃刻の間、シバラクと訓む、〔所不睹〕人の見ざる所、〔所不聞〕人の聞かざる所、〔見〕顯に同じ、アラハルと訓む、〔愼其獨〕睹ざる所に戒愼し、聞かざる所に恐懼すること、

喜怒哀樂之未發、謂之中、發而皆中節、謂之和、中也者天下之大本也、和也者天下之達道也、致中和、天地位焉萬物育焉、

【義解】此の節は道を身に體するの極功を說く、

喜怒哀樂は人の有する所の情なり、この情未だ發せ

じくして坐せず、寡婦は夜哭せず、婦人疾むときは之れを見舞へどもたゞ其の安否を問ふのみ其の疾のある所を問はず、是れ皆嫌疑をさくるなり、卽ち此れ等の禮を制して以て民の色に亂るを防げども、民は猶淫佚にして配偶の間を亂り他の女色を漁するなり、

【字解】〔諸侯不下漁色〕諸侯は內に娶らざる禮なり、若し下本國の卿大夫士の女を娶るときは、則ち是れ恰も漁者の魚をあさるが如く、たゞ貪欲の色を以て之れを求むなり、故に漁色といふ、〔男女授受云云不問其疾〕皆曲禮內則二篇に散見す、就て見るべし、〔淫泆〕淫佚に同じ、〔亂於族〕配偶の間を亂り他の女色を漁ること、

○以上第三十七章、前章と同意なり、

子云、昏禮壻親迎見於舅姑、舅姑承子以授壻、恐事之違也、以此坊民、婦猶有不至者、

【義解】子云く、昏禮に壻親迎して舅姑に見ゆるや、舅姑は娘を進めて之れを戒め、以て壻に授くるは、娘の夫の道に從ふを知らずして、命に違ふの事あらんことを恐れてかくなすなり、聖人此の禮を制して民の淫邪に流るゝを防げども、猶壻が親迎しても婦人は違反して至らざるものあり、

【字解】〔舅姑〕婦の父母を指す、〔承子〕承は進なり、スヽムと訓む子は娘なり娘を進めて之れ戒むるなり、

○以上第三十八章、聖人親迎の禮を制して、婦を迎へ以て民の淫邪に流るゝを防げども、猶之れにそむく婦人あることを說く、

中庸第三十一

此の篇は孔子の孫子思の作る所にして道の本源を說き以て聖祖の德を照明せしものなり、道は中（中正）庸（平易）なり故に名づく、

天命之謂性、率性之謂道、修道之謂教、

【義解】此の節は性道教の三者を說き道の本源天に出づることを明にす、

天は陰陽五行を以て萬物を化生し、各々賦するに理を以てす、而して人はこの賦する所の理によつて健

子云、寡婦之子、不レ有レ見焉、則弗レ友也、君子以辟遠也、故朋友之交、主人不レ在、不レ有二大故一則不レ入二其門一、以レ此坊レ民、民猶以レ色厚二於德一、

【義解】子云く、寡婦の子は其の才藝の著しく見はるゝものに非ざれば、則ち友とせざるなり、君子此れを以て嫌疑を避け遠かるとなすなり、何となれば寡婦の子不肖にしてこれと交るは、寡婦に通ずるの嫌疑を受け易ければなり、故に朋友の交にて、すべて主人(卽朋友)家に在らざるときは、喪又は疾病あるに非れば則ち其の門に入らず、此れ亦主婦と通ずるの嫌疑を受くるを避くるなり、聖人此の禮を制して以て民の色淫に流るゝを防げども、民は猶色を以て德よりも厚く重ずるなり、

【字解】〔見〕才藝著しく見はるゝこと、〔辟遠〕避遠に同じ、嫌疑を避け遠ざかること、〔大故〕喪又は疾病をいふ、

○以上第三十六章、聖人男女の別を明にし、嫌疑を避くるやう敎へて、民の淫色を防げども、民猶色を德より重んずることを說く、

子云、好レ德如レ好レ色、(此句の下脱文あれども詳ならず)諸侯不レ下漁二色一、故君子遠レ色以爲二民紀一、故男女授受不レ親、御二婦人一則進二左手一、姑姊妹女子子已嫁而反、男子不三與同レ席而坐一、寡婦不二夜哭一、婦人疾問レ之不レ問二其疾一、以レ此坊レ民、民猶淫泆而亂二於族一、

【義解】子曰く、德を好むこと色を好むが如し、(中略)諸侯は下色を漁らず、故に君子は女色に遠ざかりて德に近づき以て民の守るべき大綱の道を示し爲す、但に此れのみならず、故に男女授受するに親らせず、婦人の車を御するときは則ち左手を進め、姑姊妹女子の子已に早嫁して後反るときは男子は與に席を同

坊民、魯春秋猶去夫人之姓曰吳、其死曰孟子卒、

【義解】子云く、妻を娶るに同姓を娶らざるは、其の別あるの禮を厚く重ずる爲なり、故に妾を畜ふときも、其の姓を知らざるときは則ち之れを卜ひ、同姓に非ざることを分りて後之をいる、聖君此の禮を設けて民の同姓結婚を防げども、魯の春秋に魯の昭公同姓の吳國より娶りしかば、夫人の姓を去てゝ其の鄕國名の吳を稱し、其の死するや孟子卒すと曰へるを見る、諸侯之を犯せるなり、況や民に於てをや、

【字解】〔買妾〕畜妾に同じ、其の賤しきを以て買ふといひしなり、〔魯春秋云云〕魯の昭公が同姓の吳國より娶りしことをいふ、實際なれば、夫人姫氏（魯吳共に周の一家なれば姓は姫なり）と書くべきを、同姓故かく書く能はず、鄕國の名なる吳を姓に用ふ、之れを去夫人之姓曰吳といふ、又其死せるとき夫人姫氏薨と書くべきを、同姓故かく書く能はず、孟子卒とかきしなり、之れを其死曰孟子卒といふ、

○以上第三十四章、聖君同姓を娶るべからざるの制を以て民を防げども、諸侯にして猶且つ之れを犯すものあることを說く、

子云、禮非祭男女不交爵、以此坊民、陽侯猶殺繆侯而竊其夫人、故大饗廢夫人之禮、

【義解】子云く、禮に祭に非れば男女は爵を交換せすとあり、聖君之れを以て民の男女の別を亂らざるやう、防げども、大饗の時陽侯は猶繆侯を殺して其の夫人をぬすめり、況んや民に於てをや、是れより先き、大饗の時には、君と夫人と共に賓たる諸侯を饗する禮なりしが、是の事ありてより大饗の禮には夫人の參列を止むるに至れり、

【字解】〔非祭男女不交爵〕祭には主婦尸に爵を獻じ、尸之れを主婦に酬ゆる禮あり、是れ男女交爵なり、其の以外には男女交爵の事なし〔陽侯一句〕陽侯繆侯共に謚名なり、其の國名は詳ならず、從つて其の事柄も詳細ならず、想ふに繆侯と夫人とが其の來賓たる陽侯を饗せし時、陽侯夫人の美を見、繆侯を殺して夫人を竊み反りて其の國を奪ひたるものならんと注疏に見ゆ、〔大饗〕兩君相見ゆるときの饗禮なり、

○以上第三十五章、聖君男女爵を交換せざるの禮を設けて、民の男女の別をみださぬやう防げども、諸侯にして猶之れを犯すものあることを說く、

其の邪に流るゝを防げども、民猶利を爭ひ身を亡ぼすものあることを說く、

子云、夫禮坊民所淫、章民之別、使民無嫌、以爲民紀者也、故男女無媒不交、無幣不相見、恐男女之無別也、詩云、伐柯如之何、匪斧不克、娶妻如之何、匪媒不得、蓺麻如之何、橫從其畝、取妻如之何、必告父母、以此坊民、民猶有自獻其身、

【義解】子云く、夫れ禮は民の貪る所の情欲を防ぎ、民の男女の別を明にし、民をして色欲上の嫌疑を受くるなからしめ、以て民の守るべき大綱の道となせる者なり、是の故に男女は媒なきときは相交らず、納幣なきときは相見ざるは、男女の別なくならんことを恐るればなり、詩に云く、柯を伐るには之れを如何する、斧に非ざれば伐ること克はず、妻を娶るには如何する、媒に非ざれば娶ることを得ず、麻を種うるには之れを如何する、其の畝を縱橫に設く、妻を娶るには之れを如何する、必ず父母に告げて其の命を待つと、是れ男女の別は嚴なるを以て、婚姻するには媒と父母の命とに由らざるべからざることを謂ひしなり、此の如く禮を以て民の貪淫に流るゝを防げども、民は猶ほ自ら其の身を男子に進め任すの女あるなり、

【字解】〔淫〕貪なり、色を貪るなり、〔民之別〕民の男女の別なり、〔嫌〕嫌疑なり、〔紀〕綱紀なり大綱の道をいふ、〔幣〕納幣なり、〔詩云〕詩經齊風南山の篇なり、〔柯〕斧の柄、〔取妻〕取は娶に同じメトルと訓む、〔蓺〕種なり、ウ、と訓む、〔橫從〕從は縱に同じ、橫縱は縱橫に同じ、〔獻其身〕獻は進なり、ス、ムと訓む、女子が其の身を男子にすゝめて其の自由になること、

○以上第三十三章、聖人昏禮を制し男女の淫奔に流るゝを防げども、猶禮を守らず自ら身を男子に進め任す女子あることを說く、

子云、取妻不取同姓、以厚別也、故買妾不知其姓、則卜之、以此

漁、食時不力珍、大夫不坐羊、士不坐犬、詩云、采葑采菲、無以下體、德音莫違、及爾同死、以此坊民、民猶忘義而爭利、以亡其身、

【義解】　子曰く、君子は利益を取り盡くさずして以て民に遺し與ふるものなり、詩に云く、彼處には遺れる禾束あり、此處には取り斂めざる禾穗あり、これ寡婦の利益と、是れ利を取り盡くさず民に遺し與ふるの謂なり、故に君子は仕ふるときは則ち祿以て一家を畜ふに足るを以て稼穡して民と利を爭はず、田獵するときは禽獸以て食ふに足るを以て漁りて民の利を犯さず、又四時の產物を食ふときは爭ひ務めて珍味を求め盡くさず民に遺しやり、又大夫は羊を殺さば其の肉を食ふのみ其の皮の上に坐せず民に之れを遺與し、士は犬を殺さば其の肉を食ふのみ、其の皮の上に坐せず之れを民に遺與するなり、詩に云く、葑菲を采るにも葉のみをとり根まで併せとるなかれ、まさに遺して人に與ふべし、此の如く人君利を盡くさずして民に遺し與ふるときは、其の盛德のほまれは遠邇にしきひろまりて、下民敢て之れに違叛するものなく、爾君上と死を共にして力を盡くさんと、是れ人君民に利を遺し與へたる效果を謂ひたるなり、人君此の如くにして以て民の利をはかりて其の邪惡に流るゝを防げども、民は猶義を忘れて利を爭ひ、以て其の身を亡ぼすものあるなり、

【字解】〔詩云彼有遺秉云々〕詩經小雅大田の篇なり、〔遺秉〕秉は禾束なり、秉は取り遺したる禾束なり、〔穧〕禾の穗をかりたるまゝにて束ねざるもの、〔伊〕是なり、コレと訓む、〔寡婦之利〕寡婦の耕す能はざる者は遺秉又は遺穧を拾ひ取りて以て利と爲す、故にいふ、〔田〕田獵なり、〔時〕四時なり、四時の產物をいふ、〔不坐羊〕羊を殺さば其の肉を食ふのみにて其の皮の上に坐せず、之れを民に遺與すといふ意、〔不坐犬〕犬も之れと同句法なり、〔詩云采葑云云〕詩經衞風谷風の篇にあり、此に引用せるは全く斷章主義にて、原詩の意とは異なること白黑の如し、〔葑〕蔓菁なり、かぶら、〔菲〕蔓菁に似たる一種の菜、〔無以下體〕下體は根なり、一句の意は葑菲をとるにも葉のみをとり根はのこし置きて我に與へよとなり、〔德音〕盛德のほまれなり、〔無違〕民梟化して違叛するなきこと、〔爾〕人君を指す、

○以上第三十二章、人君利を盡くさず民に與へ以て

事而後祿也、先財而後禮則民利、無辭而行情則民爭、故君子於有饋者弗能見、則不視其饋、易曰、不耕穫不菑畬凶、以此坊民、民猶貴祿而賤行、

【義解】子曰く、士大夫相見の禮に於て、先づ相見の禮を行ひて然る後幣帛を送りて其の情を致すは、民の君に事ふる君の事を盡くすを先務となして俸祿を得るを後にせんことを欲して制定せられたるものなり、人君若し此の義を忘れ財を貴びて先きにし禮を行ふを後にするときは、則ち民化して財利を貪るに至り、辭讓の禮節を無くして直情徑行するときは、則ち民化して己が情の欲する所に任せて爭ひ奪ふに至るものなり、かく禮は大切なり、故に君子は他人より己に物品を饋るものあるとき、己疾病或は事故を以て之れに見え而して禮を以て受くる能はざるときは其のおくり物を納めず、蓋し人禮を以て來りて己禮を以て之れに接せざるは無禮の極にして人に對して相すまざることなればなり、其の禮を嚴守すること此の如し、易に曰く、耕さずして收穫を欲し、草を除かずして田作るは凶なりと、是れ民君事を後にして祿を欲し、禮なくして財を得るは惡しきことを謂ひたるなり、君は此の如くにして以て民に禮の重きことを示し教ふれども、民は猶祿を貴びて禮を行ふを賤しむものあるなり、

【字解】〔禮之先幣帛也〕禮之先相見之禮而後幣帛也の略なり、〔先事〕事は君事なり、〔利〕利を貪るなり、〔辭〕辭讓の禮節なり、〔易曰〕易經無妄六二の爻辭なり、〔菑〕草をかりとること、〔畬〕三歲の田なり、されど此にては田をつくる意に見るべし、〔賤行〕行は禮を行ふこと、

○以上第三十一章、人君禮の重ずべく財の輕ずべきを以て民を敎へ導けども、民猶財を重んじ禮を輕んずるあるを說く、

子云、君子不盡利以遺民、詩云、彼有遺秉、此有不斂穧、伊寡婦之利、故君子仕則不稼、田則不

阼階、卽位於堂、示民不敢有其室也、父母在、饋獻不及車馬、示民不敢專也、以此坊民、民猶忘其親而貳其君、

【義解】子云く、孝道を推して以て其の君に事へ、弟道を推して以て其の長に事ふるは、民に尊長者に對しては敢て相敵して副貳の地位に居らざることを示し敎ふるなり、故に人君の子にして父君存在するときは、敢て仕官せんことを謀らず、唯君に代りて卜ふの日のみ君の副貳某と稱す、是れ其の證なり、又父の喪に服すること三年、君の喪に服すること三年なるは、民に君父の尊く之に事ふるを疑はざるを示し敎ふるなり、又父母在すときは敢て其の身を自由にせず、敢て其の財を私せず、父母の命をきゝてなすは民に上下別あり上に對しては從隨すべきことを示し敎ふるなり、かく君父は尊し、而して君は父より尊し故に天子は四海の内にて客禮を以て遇せらるゝことなく、何人も敢て主人となりて天子を客遇することなし、蓋し主客は對當なり、天子は至尊にして對當者なきを以て然るなり、故に君其の臣の家に適くときは、主人の階より升り堂上の室に入りて主人の位に卽く、是れ民に主上に對しては敢て其の室を自由にせず、君命を之れきゝて從ふことを示し敎へたるなり、又父母在すときは人に物を饋り獻ずるに家什の重なる車馬に及ばず、是れ民に敢て自ら專にせず父母にきくべきを示し敎ふるなり、かく君父に事ふるの道を制して民の不忠不孝に流るゝを防げども、民は猶其の親を忘れて其の君に對敵して副貳の地位に居りて恬然たるものあり、

【字解】〔不レ貳〕貳は副なり、副は正副の副にてそへなり、不貳とは君長に對して相敵して副貳の地位に居らざること、〔君子〕人君の子なり、〔有レ君不レ謀レ仕〕父君在世中は仕官をはからぬこと、政を爲すを急に父君の務を犯すの嫌あればなり、〔二君〕二は貳に同じ、君の副貳の義なり、〔有二其身一〕有は自由にすること、次の有二其室一の有も同じ、

〇以上第三十章、聖人君父に事ふるの道を以て民を敎へ導けども、民猶之れに從はず不忠不孝のものあることを說く、

子云、禮之先幣帛也、欲民之先

子云、升自客階、受弔於賓位、敎民追孝也、未沒喪不稱君、示民不爭也、故魯春秋記晉喪曰、殺其君之子奚齊及其君卓、以此坊民、子猶有弑其父者、

【義解】子曰く、人君親を葬りて後宮に反り哭弔するとき主、階より升り主人の位に卽かず、客階より升り賓位に卽きて來弔者の弔を受くるは、猶親在ますの情ありてかくなすに忍びざるなり、是れ民に追孝を示し敎ふるなり、又未だ喪期を終らざるうちは君位にありながら君と稱せず、是れ父君猶在ますの情ありて然かするものにして、民に父子相爭はざることを示し敎ふるなり、故に魯の春秋に晉の喪を記して曰く、里克其の君の子奚齊及び其の君卓を殺すと、是れ未だ喪期を終らざるうちは君と稱せざるの證なり、人君此の敎を以て民の不孝に走るを防げども、子にして猶其の父を弑するものあり、

【字解】〔殺其君之子奚齊及其君卓〕春秋僖公九年に、秋九月晉侯詭諸卒、冬晉里克弑其君之子奚齊、又同十年に里克弑其君卓子とあるを指す、按ずるに諸侯は封內に於て三年の喪中は子と稱し君と稱せざれども其の臣子に至りては年を踰ゆれば則ち君と稱すべき禮なり、奚齊と卓子と皆詭諸(謚は獻公)の子なり、公の薨ずるや奚齊立つ、其の年の冬里克之を殺す、未だ年を踰えざるを以て其君之子奚齊といへるなり、故に此の君の字は詭諸を指すなり、奚齊殺さるゝや、卓立つ、其の明年里克亦之れを弑す、既に年を踰ゆるを以て其君卓といへるなり、故に此の君の字は現在の君卽卓を指し詭諸を指さす、

○以上第二十九章、人君追孝の道父子相爭ふ可からざるの道を以て民に敎ふれども、民猶これを犯して父を弑するものあることを說く、

子云、孝以事君、弟以事長、示民不貳也、故君子有君不謀仕、唯卜之日稱二君、喪父三年、喪君三年、示民不疑也、父母在、不敢有其身、不敢私其財、示民有上下也、故天子四海之內無客禮、莫敢爲主焉、故君適其臣、升自

レ一なり、〔觀二乎室一〕室は室内の人々の禮儀の意、〔觀二乎上一〕上は堂上の人々の禮儀の意、〔詩云〕詩經小雅楚茨の篇なり、〔卒度〕卒は盡なり、コトゴトクと訓む、度は法度なり、〔卒獲〕獲は其の宜しきを得ること、禮にはづれざるをいふ、

○以上第二十七章、人君祭祀の中に教を寓し以て民を教へ導くことを説く、

子云、賓禮每進以讓、喪禮每加以遠、浴於中霤、飯於牖下、小斂於戶內、大斂於阼、殯於客位、祖於庭、葬於墓、所以示遠也、殷人弔於壙、周人弔於家、示民不偝也、子云、死民之卒事也、吾從周、以此坊民、諸侯猶有薨而不葬者、

【義解】子云く、賓禮は進む每に以て辭讓するものなり、喪禮は禮を加ふる每に生者より遠ざかるものなり、其の始め中霤に於て死者を沐浴し、次に牖下に飯せしめ、次に戶內に小斂し、次に阼階の上に大斂し次に西階の上に殯し、次に廟庭にて祖奠を以て送り、次に墓に葬るは、次第に生者に遠ざかるを示す所以なり、其の葬して哭弔するや、殷人は葬りて後直に壙上に於てし、周人は家に反りて行ふ、是れ民に親に背かざるを示し教ふる所以なり、子更に語をつぎて曰く、死は民の親に事ふる最終の一大事なり、殷人の葬りて直に壙上に哭弔するは至情の發露なれども、禮に於て備はらず、周人の葬りて後家に反り哭するは情あり禮あり、故に吾は周の禮に從はんと、此の禮を以て民の喪葬を輕ずるを防げども、諸侯にて猶薨じて葬らざるものあり、況んや民に於てをや、

【字解】〔賓禮一句〕喪禮一句の客として引きし迄なり、每レ進以讓るの例は鄉飲酒禮にて、主人賓を迎へ門に至りて三辭し、階に至りて三讓す皆主人先づ入り先づ登るが如きをいふ、〔每レ加〕禮を加ふる每にの意なり、〔浴二於中霤一云云〕檀弓上篇を見よ、〔偝〕背に同じ、ソムクと訓む、〔卒事〕最終の一大事の義なり、

○以上第二十八章、人君葬禮を制して民の孝を忘るゝを防げども、猶之れを守らざるものあることを説く、

なる祭なれども、禮あるをいふ、〔詩云〕詩經大雅既醉の篇なり、〔既飽以ν德〕祭は終始禮を以て進退し以て德を養ふものなり、己れ禮により、又人々の禮を見る、故に飽以ν德と曰ふ、〔義〕禮儀なり、

○以上第二十六章、人君禮儀を以て民に示せども、民は猶之れを忘るゝものあることを說く、

子曰、七日戒、三日齊、承一人焉、以爲尸、過之者趨走以敎敬也、醴酒在室、醍酒在堂、澄酒在下、示民不淫也、尸飮三、衆賓飮一、示民有上下也、因其酒肉、聚其宗族、以敎民睦也、故堂上觀乎室、堂下觀乎上、詩云、禮儀卒度、笑語卒獲、

【義解】子云く、祭祀には種々の敎含めり、將に祭らんとするときは、七日散齊し、三日致齊して以て神の代理なる一人に奉事し之れを尊びて尸となす、尸の前を過ぐる者は、はや足にてあるくは、民に上に對する敬禮を敎ふるなり、其の神酒を供ふるや、醴酒は室にあり、醍酒は堂にあり、澄酒は堂下にあり、味薄きものを以て上に置くは民に味を貪り淫せざることを示し敎ふるなり、尸が三度神酒を飮むときに衆賓は一度のむは、民に上下の別あり貴き者は多くを得賤しき者は少しく得ることを示し敎ふるなり、祭末神にさゝげし酒肉あるに因りて其の宗族を聚めて宴飮するは、此れ民に親睦の道を敎へ導くなり、此の如く祭には種々の敎を含めるを以ての故に、堂上にありては室中にある人々の禮儀を觀、堂下にありては堂上にある人々の禮儀を觀て法を取るなり、詩に曰く、人々の禮儀盡く法度に合ひ、笑ひたり語りたりする亦盡く其の宜しきを得と、是れは人々の動作言語皆禮儀に合ひたるを謂ひたるなり、

【字解】〔七日戒三日齊〕戒は散齊、齊は致齊なり、祭義篇に說く、〔承〕奉事なり、〔一人〕神に象りたる一人、尸を指す、〔趨走〕はやしにてあるくこと、〔醴酒〕一夜作りの酒にて味最も薄きもの、〔醍酒〕赤紅色の清酒、〔澄酒〕全く澄清せる酒にして味最も厚く美なるもの、〔淫〕味を貪り淫すること、〔尸飮三衆賓飮一〕主人、主婦、賓長と各爵を尸に獻す、是尸飮ν三なり、主人賓に爵を獻す、是衆賓飮

【字解】〔主〕神主なり、位牌のこと　〔有レ事〕事は尊び事ふること、〔追孝〕親の死後生時の如く其の靈に事ふること、

○以上第二十五章、人君祭祀の禮を制して民に追孝の義を示せども、民猶之れに化せず不孝なるものあるを説く、

子云、敬則用祭器、故君子不以菲廢禮、不以美沒禮、故食禮主人親饋則客祭、主人不親饋則客不祭、故君子苟無禮雖美不食焉、易曰、東鄰殺牛、不如西鄰之禴祭寔受其福、詩云、既醉以酒、既飽以德、以此示民、民猶爭利而忘義、

【義解】子曰く、賓客を敬するときは則ち食を盛るに祭器を用ふ、故に君子は貧賤にして饗應薄く少きの故を以て其の禮を廢せず、又富貴にして饗應豐に美しきの故を以て其の禮を沒せず、故に食禮に主人親ら食を饋るときは則ち客は之れを祭り、主人親ら饋らざるときは則ち客は之を祭らざるなり、是れ即ち禮の有無によりてしかするものにして、食の豐薄によりてしかするに非ず、故に君子は苟も禮なきときは食如何に豐美なりと雖食はざるなり、易に曰く、東鄰の人々は牛を殺して祭れども禮なし、そは西鄰の人々豕を殺し極めて儉薄なる祭をなせど禮あり誠に神の福助を受くるに如かずと、是れは敬は禮の有無にありて食の豐薄にあらざることを謂ひしなり、又詩に云く、王の祭祀は盡く禮儀に合へり、故に群臣は既に酒に醉ひ又既に德に飽けりと、是れは禮を以てせし效果を謂ひたるなり、人に君たるもの此の禮儀の尊ぶべきものを以て、民に示し導けども、民は猶利を爭ひて禮儀を忘るゝなり、

【字解】〔祭器〕籩、豆、簋、鉶の類を指す、〔菲〕貧賤にして饗食の菲く少なきこと、〔美〕富貴にして饗食の豐富なること、〔沒レ禮〕徒に食をよくして禮を略すること、〔食禮〕飯を主とする禮なり、〔易曰〕易經既濟九五の爻辭なり、〔東鄰殺レ牛〕東鄰は紂を指す、紂の國中奢りて祭には牛を殺して供ふれども禮なきをいふ、〔西鄰之禴祭〕西鄰は文王を指す、禴祭は薄祭なり、豕（牛より賤し）を殺して極めて儉薄

其君なり、
○以上第二十二章、父子位を同うすべからざることを說く、

子云、父母在不稱老、言孝不言慈、閨門之內戲而不歎、君子以此坊民、民猶薄於孝、而厚於慈、

【義解】子云く、父母在すときは他人の老衰せしことを語るべからず、これ語らば父母その老衰を憂ふるを以てなり、又父母の側に在りては人の孝行は語るべきも子に慈愛の事は語るべからず、これ子に厚くして父母に薄きを慮るなり、又閨門の內に在りては、戲れて遊ぶべきも、歎傷の聲を發すべからず、これ遊戲は父母をして歡娛せしめ歎傷の聲は父母をして感愁せしむるを以てなり、君子はかくして民の不孝を防げども、民猶父母の孝に薄くして子の慈愛に厚きものあり、

【字解】〔在〕父母存命の意、〔閨門之內〕父母の側、

○以上第二十三章、慈孝の別を說く、

子云、長民者、朝廷敬老則民作孝、

【義解】子云く、民に長たる者が、朝廷に於て養老の禮を盛にし、以て老者を尊敬するときは、則ち民感化して奮起して孝をなすに至るなり、

【字解】〔作孝〕作は奮起してなすの意なり、

○以上第二十四章、人君老者を敬すれば民化して孝をなすことを說く、

子云、祭祀之有尸也、宗廟之有主也、示民有事也、脩宗廟敬祀事、敎民追孝也、以此坊民、民猶忘其親、

【義解】子云く、祭祀に尸あるや、宗廟に神主あるや民に尊事する所あるを示すなり、宗廟を修繕し祭祀の事を敬むは、民に追孝を敎ふるなり、此くして以て民の不孝に流るゝを防げども民は猶其の親を忘るゝものあり、

これ善からざる兄弟は寛容の德無きが爲めなり、

【字解】〔父母之黨〕父母の親族なり、〔詩〕小雅角弓の篇、〔令〕善なり、ヨキと訓む、〔綽々〕餘裕ある貌、〔瘉〕病なり、惡しき行、

○以上第十九章、前章に同じ、

子云、於父之執、可以乘其車、不可以衣其衣、君子以廣孝也、

【義解】子云く、父と志を同うせる友に對しては、父と等しく之を敬すべきなり、故にその車は之に乘ることを得れども、その衣服は之を着るべからず、何となれば車は身に遠きも衣服は身に近きを以て之を敬するなり、君子はかくの如くして親に孝なる所以を廣めて友に及ぼすなり、

【字解】〔父之執〕執は友なり、父と同志の友なり、〔衣〕着なり、キルと訓む、

○以上第二十章、君子孝を廣むる所以を說く、

子云、小人皆能養其親、君子不敬、何以辨、

【義解】子云く、小人の親を養ふは君子と異る所なし、唯異る所は敬する所以を知らざるに在り、故に君子にして親を養ふのみにして之を敬する所以を知らざれば、何を以て小人と別たんや、敬は一日も缺くべからざるなり、

【字解】〔辨〕別なり、ワカツと訓む、

○以上第二十一章、君子小人の親に事ふるの別を說く、

子云、父子不同位、以厚敬也、書云、厥辟不辟、忝厥祖、

【義解】子云く、父子はその尊卑の位を異にし、決して同うすべからず、何となれば位同じければ尊卑等しく相褻れ易きを以てなり、故に父子位を同うせざるは、厚く親を敬する所以なり、書に云く、その君君たらずして臣と相褻るれば則ちその先祖を辱かしむとあり、これ父自ら尊うせずして卑しき子と位を同うして相褻ればその先祖を辱かしむるに喩へたるなり、故に子たるものは、自ら卑下して父と位を同うすべからず、これまた親を敬する所以なり、

【字解】〔位〕尊卑の位、〔書云〕書經周書大甲の篇にあり、〔厥辟〕

義、論語曰、三年無改於父之道、可謂孝矣、高宗云、三年其惟不言、言乃讙、

【義解】子云く、君子は親の過失は、棄てゝ之を忘れその美德を尊んで之を敬するなり、これ君子は至孝なるが爲めなり、故に論語にも、父歿して後三年の間父の遺業を改めざるは孝と謂ふべしとあり、又殷の高宗は、三年の間父の喪に服し、此の間一言も政敎を言はず、喪終りて後始めて之を言ひしかば、天下の民皆歡喜して之を樂みたり、これ高宗の至孝なる、その民心を感孚せしが爲めなり、

【字解】〔弛〕棄てゝ忘るゝ義なり、スツルと訓む、〔高宗云〕高宗は殷王武丁、云は助語、事尙書無逸の篇に見えたり、〔讙〕歡喜するなりヨロコブと訓む、

○以上第十七章、孝を爲すの道を說く、

子云、從命不忿、微諫不倦、勞而不怨、可謂孝、詩云、孝子不匱、

【義解】子云く、人の子たる者は、父母より命を受けたる時は、假令其事己の意に滿たざるも、決して忿戾の色なく、父母に過失ありて之を諫むる時は、角立たぬ樣に諫めて倦むこと無く、又父母の爲めに勞働するも決して怨むこと無し、此の如きは孝と謂ふべし、詩に云ふ孝子匱しからずと、これ孝子孝道を行うて匱乏の時あらざることを言ふなり、

【字解】〔微諫〕角立たぬ樣に、そろ／＼と諫むるなり、〔詩云〕詩經大雅既醉の篇にあり、〔匱〕匱乏なり、トボシと訓む、

○以上第十八章、前章に同じ、

子云、睦於父母之黨、可謂孝矣、故君子因睦以合族、詩云、此令兄弟綽綽有裕、不令兄弟交相爲瘉、

【義解】子云く、父母の親族に睦しきは、父母の心を悅ばしむるものなれば孝と謂ふべし、故に君子は、親睦の情を溫むる爲めに、親族を會合して燕食を催すなり、詩に云く、此の善き兄弟は綽々として餘裕あるも、善からざる兄弟は互に病ましき行を爲すとあり、

子云、善則稱君、過則稱己、則民作忠、君陳曰、爾有嘉謀嘉猷、入告爾君于內、女乃順之于外、曰、此謀此猷、惟我君之德、於乎是惟良顯哉、

【義解】　子云く、善は則ちその君を稱し、過は則ち己を稱する時は、民忠誠の行を爲すに至るなり、君陳に曰く、汝は、よき謀とよき道とあらば、汝は之を內密に汝の君に言上し、汝は之を知らざる者の如く裝へよ而して君より命令の出づるを待ちて之を外に行ひ且つ此の善謀と此の善道とは、これ我が君の明德より出でたるものなりと曰うて、その功を君に歸せよ、此の如きは誠に惟れ良臣にして、その君の功業は世に顯揚するに至るとあり、これ即ち善は君を稱するの義を云へるなり、

【字解】　〔君陳〕書經周書君陳の篇なり、〔爾〕汝なり、〔嘉猷〕善き道、〔女〕汝なり、〔順〕行ふなり、

○以上第十五章、民忠を爲すの義を說く、

子云、善則稱親、過則稱己、則民作孝、大誓曰、予克紂、非予武、惟朕文考無罪、紂克予、非朕文考有罪、惟予小子無良、

【義解】　子云く、善は則ち之を親に歸して之を稱揚し、過は之を己に歸して自ら責むれば則ち民孝行を爲すに至るなり、大誓に曰く、予若し紂王に勝たば、これ予の武功の優れたるにあらずして、先君文王が天下に罪無くして德を施し、賜なり、若し又紂王予に勝てば、これ朕の先君文王が天下に罪あるが爲めにあらずして、予に善良なる行無きが爲めなりとあり、これ善は則ち親を稱するの義をいひたるなり、

【字解】　〔大誓〕書經周書の篇名にして、周の武王、殷の紂王を伐たんとせし時、群臣に誓ひたる書なり、〔予〕武王自らを指す、〔克〕勝なりカツと訓む、〔文考〕文德ある父の義にて文王を指す、〔小子〕寡德の人の義にして武王自らの謙辭なり、

○以上第十六章、民孝を爲すの義を說く、

子云、君子弛其親之過、而敬其

〔涖〕臨なり、ノゾムと訓む、　〔詩云〕詩經大雅板の篇なり、　〔先民〕古の賢人。〔詢〕諮詢すること、ハカルと訓む、　〔芻蕘〕芻は草を採る者蕘は薪を採る者にして共に賤者なり、

○以上第十二章、上禮讓を以て民に臨めば、則ち民の禮報重きことを説く、

子云、善則稱人、過則稱己則民不爭、善則稱人、過則稱己則怨益亡、詩云、爾卜爾筮、履無咎言、

【義解】子云く、上に在る者、善は之を人に讓りて之を稱揚し、過は之を己に歸して自ら責むれば、則ち民讓に興りて相爭ふこと無く且つ怨は益〻無きに至るなり、何となれば善は人の欲する所にして過は人の惡む所なればなり、故に詩に云く、汝の卜筮に考へ、その卦兆の體凶咎の辭なし、然るに尚ほ咎を致す所以の者は、その咎汝にあるなりと、これ過は則ち己を稱するの意にして、亦不怨不爭の義を謂ひたるなり、

【字解】〔詩〕詩經衛風氓の篇なり、此の詩は宣公の時淫風盛に行はれ婦人の色衰へたるもの、その棄てられしを悔いて自ら作りたるものなり、而して此の篇の引く所、この意本義と同じからず、これ章を斷ちて義を取りたるものなり、　〔爾〕汝なり、　〔卜筮〕龜にて占ふを卜といひ蓍にて占ふを筮といふ、　〔履〕詩に體に作る、義同じ、

○以上第十三章、善は人を稱し過は己を稱するの事を説く、

子云、善則稱人、過則稱己則民讓善、詩云、考卜惟王、度是鎬京、是龜正之、武王成之、

【義解】子云く、上に在る者、善は之を人に歸して之を稱し、惡は之を己に歸して自ら責むる時は、則ち民善に興りて相讓るに至るなり、詩に云ふ、武王鎬京に居らんとするの志已に先づ決せしも、直に之を決行せず、之を龜卜に考へてその吉凶を謀れり、而して龜卜正しく吉兆を示したる後、之に從うて遂に奠都の大業を成したりとあり、これ武王は自ら鎬京を定めたるの功に居らずして之を龜卜に讓りたるものにして、亦君子善を人に歸し、過を己に歸するの意なり、

【字解】〔詩云〕詩經大雅文王有聲の篇なり、　〔度〕謀なり、ハカルと訓む、

○以上第十四章、前章を承けて民善に讓るの事を説く、

【義解】子云く、國家をたもつ者は、有德の人を貴び爵祿を吝まずして之に與ふれば、民賢を貴ぶことを知りて、禮讓に興起し、風俗篤厚となるなり、又技藝を貴び、車服を吝まずして之に與ふれば民技藝を重んじて之に興起するに至るなり、凡そ君子は空言を斥けて實行を貴び、言へば必ず之を躬行して民を導く、故に君子は言を省約し、言ふこと少きも行之に伴ひ、小人は先づ言ふことを先にして言多きも實行は之に伴はざるなり、蓋し省約するは讓なり、言を先にするは讓ならざるなり、

【字解】〔有國家者〕在上の君子なり、有は保有なり、タモツと訓む、〔技〕〔賤〕吝まざることなり、いやしむの義にあらず、〔尙〕貴なり、技藝なり、〔車〕車服なり、古は功績に應じて之を賜へり、

○以上第十一章、賢能の士を貴び、言行を重んずるのことを説く、

子云、上酌民言、則下天上施、上不酌民言、則犯也、下不天上施、則亂也、故君子信讓以涖百姓、則民之報禮重、詩云、先民有言、詢于芻蕘、

【義解】子云く、上に在る者、衆民の言を取り、之を斟酌して政敎を爲せば、則ち下民はその施す所の恩澤に感じ、之を仰ぎ之を尊んで天の如くするものなり、何となれば民言を取るは、これ誠實にして、民を欺かずして之を信じ民に驕らずして之に讓るが爲めなり、之れに反して上に在る者衆民の言を取らずして政敎を爲せば、下情を凌犯するものなり、何となれば、これ誠實を缺き、その爲す所僞妄にして民を信ぜず、民に讓らざるが爲めなり、又下民にして上の施す所を天とせずして之を尊ばざれば、是れ悖亂の基なり、何となれば、これ上をあなどればなり、故に君子は此の弊を防ぐ爲めに、信にして民を欺かず、讓にして己を後にし、以て百姓に臨むなり、此の如くすれば則ち民はその恩德に感じ、之に禮報すること甚だ厚く、死を辭せずしてその難に赴くに至るものなり、詩に曰ふ、先民は政事を爲すに當り、芻蕘の賤者も度外せず、之に諮詢して後之を行ふとあり、これ卽ち上民言を取ることを證したるなり、

【字解】〔酌〕取るなり斟酌するなり、〔天〕天として尊ぶなり、

るもの無きを知るに足るなり、

【字解】〔先人〕他人の事を先に爲す、〔寡君〕德の少き君の義にして謙辭なり、

○以上第九章、重ねて謙讓の義を説く、

子云、利祿先死者而後生者、則民不偝、先亡者而後存者、則民可以託、詩云、先君之思以畜寡人、以此坊民、民猶偝死而號無告、

【義解】　子云く、國家に勤勞ある者に對し、利祿を與へて之を賞する時は、死者を先にして生者を後にすれば、民その仁に感激して仁厚の俗を爲し、死者の善行に背かずしていよ〳〵忠誠を盡すに至るなり、又亡者を先にして存者を後にすれば民その德に感奮して忠義の人と爲り、以て國家の大事を依託するに足るなり、詩に云ふ、先君の恩を思うて寸時も之を忘れず、且つ寡人を勉め勵まして力を盡す、故に大事必ず成らんとあり、是れ死者に背かず、生者を忘れざるものにて、又君子の利祿を與ふる、死亡者を先にし生存者を後にするの義に叶へり、さて君子は此の如くして民の邪淫を防ぎ、民をして仁厚忠誠の道に赴かしめんとするも、民猶ほ死亡の者に背きて不義を爲し、その遺族なる老弱をして、貧苦に陷り、號哭して告ぐるに道無きに至らしむ、故に民を防ぐの道決して忽にすべからざるなり、

【字解】〔死者〕國事に盡して死せる者、〔生者〕國事に盡して死せず猶ほ餘命を保つ者、〔亡者〕國事の爲めに出でゝ外に在つて死せる者〔存者〕國內に居つて國事に盡して猶ほ生存せる者、〔偝〕背くなり、〔詩云〕詩經邶風燕燕の篇にて、衞の桓公の妃莊姜が作りたるなり、初め桓公その臣州吁の爲めに弑せられければ莊姜その生國陳の後援を得て之を誅せんと欲し、妹戴嬀を故國に遣しゝ時、之を郊外に送りて自ら作りたるものなり、故に本文の先君は桓公を指していふなり、〔寡人〕莊姜自らを指す、〔畜〕詩に勗に作る、勉むなり、ツトムと訓む

○以上第十章、死者に背き生者を忘るゝを防ぐの事を説く、

子云、有國家者、貴人而賤祿、則民興讓、尙技而賤車、則民興藝、故君子約言、小人先言、

子云、觴酒豆肉、讓而受惡、民猶犯齒、衽席之上、讓而坐下、民猶犯貴、朝廷之位、讓而就賤、民猶犯君、詩云、民之無良、相怨一方、受爵不讓、至于己斯亡、

【義解】子云く、君子は、祭祀に供へたる觴の酒と豆の肉の美とを讓りて惡しきを受くるも、民猶年長者を犯してその美を取り、又衽席の上に於ては、讓りて下位に坐するも、民猶貴を犯し之に居り、朝廷の位に於ては、讓つて賤しきに就くも、民猶その身を忘れて君を犯す者あり、凡そ讓つて惡を受け、讓つて下位に坐し、讓つて賤位に就くは、皆君子その禮讓を躬行し以て民に謙遜の範を示す者なり、然るに民猶ほ犯す所あるを免れざるは、禮を知らざるが爲めなり、詩に云く、民の善心無き、他の一方のみを怨みて己の過を省ることを知らず、故に爵祿を受くるも互に讓ることなく、此れによりて人の怨みを受け、遂に己の身を亡すに至ることあり、これ皆謙讓の德なきが爲めなり、

【字解】〔觴〕杯に盛りし酒、〔豆肉〕豆に盛りし肉、〔齒〕齡なり、禮に六十歳以上は籩豆の數を加ふとあり、〔衽席〕享燕に設くる所の席、〔朝廷之位〕人君朝を視る時、卿大夫、士の立つ所の位、〔詩云〕詩經小雅角弓の篇にあり、〔良〕善なり、〔爵〕爵祿なり、

○以上第八章、君子謙讓の要を説く、

子云、君子貴人而賤己、先人而後己、則民作讓、故稱人之君曰君、自稱其君曰寡君、

【義解】子云く、君子は人を貴んで己を賤み、人を先にして己を後にするなり、凡そ人を貴んで己を賤めば則ち驕らず、人を先にして己を後にすれば則ち爭はず、君子かく謙讓して範を民に示せば則ち民之に倣うて自然に謙讓するに至るなり、故に君子は又人の君を稱するには、之を尊んで君と曰ひ、自ら己の君を稱するには之を謙して寡君といふなり、蓋し君子のその君に對する、尊ばざる所無し、而して尚ほ且つ謙して寡君と曰へば、則ち己にあるものは謙讓せざ

の上を犯す者に於てをや、その民を迷惑せしむること大なり、

【字解】〔尊〕極めて尊きもの、〔上〕尊に同じ、〔詩〕逸詩なり、〔相〕見なり、ミルと訓む、【盍旦】夜鳴いて旦を求むる鳥、

○以上第五章、禮は君臣上下の別を防ぐ所以なることを説く、

子云、君不與同姓同車、與異姓同車、不同服、示民不嫌也、以此坊民、民猶得同姓以弑其君、

【義解】子云く、人君は同姓の者と同車せずして異姓の者と同車す、これ同姓は上下の別を亂し易く、從て簒弑の害は同姓より起るものなれば、之を避くるものなり、而して異姓の者と同車するも、必ず服裝を同じくせず、これ民に上下の別秩然として亂れず、疑惑の點無きを示すものなり、かくして民の僭亂を防ぐも、民猶ほ同姓を推戴してその君を弑するものあり、これ先王禮を設けて君臣の別を嚴にせし所以なり、

【字解】〔同姓〕先王先公の子孫にして君位を承繼すべき親族、

○以上第六章、禮は簒弑の害を防ぎ疑惑の念を除くものなれども猶之れを犯すもののあることを説く、

子云、君子辭貴、不辭賤、辭富不辭貧、則亂益亡、故君子與其使食浮於人也、寧使人浮於食、

【義解】子云く、君子は上位を辭して下位を辭せず、厚祿を辭して薄祿を辭せず、凡そ下位に在つて上位を貪らず、薄祿に安んじて厚祿を慕はざれば、則ち爭奪の禍なし、故に亂益〻無きに至るなり、蓋し君子の性は、人と異なる所あるにあらざるなり、唯その受くる所の祿を以て己の才德に比較し、若し、この受くる所の祿、己の才德に勝てば恥ぢてこれに安んぜざるなり、故に君子はその受くる所の祿己の才德に勝つよりは、寧ろ己の才德をして、受くる所の祿より勝たしむることを希ふなり、これその富貴を辭して貧賤に就く所以なり、

【字解】〔貴賤〕爵位の上下を以ていふ、〔貧富〕祿の厚薄を以ていふ〔食〕受くる所の祿なり、〔浮〕上に在るを浮と曰ふ、即ち勝つなり、優なり、スグと訓む、〔人〕己なり、自分自身、

○以上第七章、君子富貴を辭するの道を説く、

三丈あり、故に百雉は長さ三百丈なり、
○以上第三章、貴賤上下の制度限り有り、その奢僭反逆を防げども猶畔くものあることを說く、

子云、夫禮者所以章疑別微以爲民坊者也、故貴賤有等、衣服有別、朝廷有位、則民有所讓、

【義解】子云く、夫れ禮は是非決せざるの疑を明にし、幽隱明かならざるの微を分別し、以て民の僭亂を防ぐ所以の者なり、故に貴賤には上下の等あり、衣服には階級の別あり、朝廷には坐位の順序ありて、整然として亂すべからず、此の如くなれば、上下貴賤の別明にして、民各〻謙讓する所あるに至るなり、
○以上第四章、禮は疑を明かにし、微を別つ所以のものなることを說く、

子云、天無二日、土無二王、家無二主、尊無二上、示民有君臣之別也、春秋不稱楚越之王喪、禮君不稱天、大夫不稱君、恐民之惑也、詩云、相彼盍旦、尚猶患之、

【義解】子云く、天には二個の日輪なく、土には二人の王なく、家には二人の主なく、尊には二つの上なくすべて一天一王一主一尊なり、これ皆民に君臣の別あるを明にしたるなり、春秋に楚王越王の葬を書せざるは、此の二國は諸侯にありながら、その君自ら僭して王と稱せし爲めに、孔子はその禮を亂せしを惡みて、之を貶せしなり、凡そ禮の定むる所にては、天子と稱して天王と爲し、諸侯を君と稱して天と稱せず、これその分を守つて天子を避くるなり、又大夫の臣は、大夫を稱して主と曰ひて君と曰はず、これ亦その分を守つて諸侯を避くるなり、これ皆民をして二尊に疑を生ぜしむるを恐れ、之を防ぎたるなり、詩に云ふ、彼の盍旦の夜鳴いて曉を求むるを見れば、人尚ほ且つ之を惡むことあり、これ盍旦は、夜を反へして晝と爲さんと欲し、求むべからざる事を求むるが故なり、盍旦に於てすら、その之を惡むこと此の如し、況んや人臣にして禮を亂し分を越え、自ら僭してそ

貧なれば之を不足として斯にこせつき、又富を守ること能はざる故、富めば斯に氣滿ちて驕り高ぶるものなり、而して貧に安んずること能はざれば、則ち他を怨むの心起りて遂に盜を爲し、氣滿ちて驕り高ぶれば則ち上を犯すの心起りて遂に亂を作すに至る、是れ皆人情の弊なり、禮は此の人情を斟酌してこれが節限文飾を爲し、民の堤防となり、民をして盜せず亂せず、中正の德を得しむるものなり、この故に聖人は、禮を作りて富貴貧賤を制し、民をして富貴なるも驕り高ぶらせず、貧賤なるもこせつかせず、特に貴者として上を恨み、不快の念を起さざらしむ、故に、天下は太平にして、亂は益〻消亡するなり、禮の已むべからざること此の如し、

【字解】〔約〕貧に安ずること能はずしてこせつくこと、〔節文〕節限文飾、〔慊〕恨なり、

○以上第二章、小人は貧富皆道を失ふ、故に聖人は禮を制して之れが節文を爲し、富者をして驕に至らざらしめず、貧者をして約に至らしめざることを說く、

子云、貧而好ㇾ樂、富而好ㇾ禮、衆而以寧者、天下其幾矣、詩云、民之貪ㇾ亂、寧爲二荼毒一、故制ㇾ國不ㇾ過二千乘一、都城不ㇾ過二百雉一、家富不ㇾ過二百乘一、以ㇾ此坊ㇾ民、諸侯猶有二畔者一、

【義解】子云く、貧賤にしてたのしみを爲すことを好み、富貴にして禮を行ふことを好み、家族衆盛なるも、安じて亂を爲さざるものは、天下それ幾何あるか此の如き者は蓋し甚だ稀なるなり、詩に曰く、民は亂亡を欲するが故に、安じて荼毒の惡行を爲すと、以て民の亂亡を好むことを知るに足るなり、故に先王は制度を設けて之を制し、諸侯の國は千乘に過ぐるを得ず、卿大夫の都城は百雉に過ぐるを得ず、又卿大夫の富は百乘に過ぐるを得ざらしむ、而して此の如くして民を防ぎしも、諸侯猶ほ叛きて其の采地を擴めんとするものあり、制度を設けてすら猶ほ此の如し、況んやこれ無きに於てをや、

【字解】〔寧〕安なり、〔詩云〕詩經大雅桑柔の篇にあり、〔荼毒〕荼は苦菜、毒は螫蟲、慘酷の行に喩ふ、〔千乘〕兵車千乘を出す國にて諸侯なり、〔都城〕都は卿大夫の采地、故に都城は卿大夫の居城なり、〔百雉〕方丈を堵といひ、三堵を雉といふ、一雉の牆は、高さ一丈長さ

坊記第三十

坊は防にて堤防なり、禮は民の邪淫に流るゝをとどむる堤防の義なり、此の篇は先王が禮を設けて民を敎導し、以て其の邪淫に流るゝを防ぐ所以を詳說せしものなり、故に坊記と名づく、禮記中、學庸二篇に次て醇乎たるものなり、

子言之、君子之道、辟則坊與、坊民之所不足者也、大爲之坊、民猶踰之、故君子禮以坊德、刑以坊淫、命以坊欲、

【義解】子云く、君子の道は譬へば堤防の如きものか、凡そ堤防は水の汎濫を防ぐものにして、缺くべからざるものなり、それと同じく君子の道は、民の仁義の道に於て足らざる所あり、邪淫に流るゝを防ぎ、之をして仁義を行はしめんとするものにして、實に缺くべからざる要道なり、而して君子は、民の爲めに大いに心を用ひて、その足らざる所を防ぐも、民猶ほ之を越えて不義を爲す者あり、故に君子は禮を設けて民德の失を防ぎ、刑を制して民の淫邪を防ぎ、法令を設けて民の貪慾を防ぐなり、

【字解】〔子言之〕子云と同じ、此の篇はすべて三十九章あれども、子言之と書せるは只此の一章のみ、是れ此の章が此の篇の總要なるが爲めなり、〔君子之道〕禮樂刑政をいふ、〔辟〕譬なり、タトヘバと訓む、〔民之所不足〕民の仁義の道に於て缺くる所あるをいふ、〔坊德〕民德の失を防ぐことなり、而して民德の失とは即ち本文の所謂民之所不足なり、

○以上第一章、本篇の綱領にして君子の道は、民德の失を防ぐ所の堤防たることを說く、

子云、小人貧斯約、富斯驕、約斯盜、驕斯亂、禮者因人之情、而爲之節文、以爲民坊者也、故聖人之制富貴也、使民富不足以驕、貧不至於約、貴不慊於上、故亂益亡、

【義解】子云く、小人は貧に安ずること能はざる故、

三代之王也、必先其令聞、詩云、明明天子、令聞不已、三代之德也、弛其文德、協此四國、大王之德也、

【義解】此の節亦孔子の答にて三王は其の未だ王たらざる前に其の祖先に善德令聞のものありたることを說き、三王の天地と參るは其の遺化によることを暗示す、

三代の王たるや、その王たる前に必ず其の祖先に德を積み善き聲聞あるものあり、詩に曰く、明々たる天子の、その善き聲聞は、永く續きてやむことなしと、これ三代の帝王の德祖宗より子孫に至るまで相續ぎて絕えざるを歌へるなり、又詩に曰く、其の文明の德を施して此の四方の國を和げ治むと、此れ周祖大王の德を歌へるものにて、文武の德は其の遺傳たるを暗示せるものなりと、

因にいふ、子夏三王を問うて夫子殷周二王のみをあげたるは、禹王は禪讓を以て位を得て公明疑ふべきものなきも、殷周は放伐を以て得たるを以て疑ふものなきに非ず、故に特に掲げて其の至公私なきを示せるなりといふ、

【字解】〔先其令聞〕未だ王たらざる前に令聞の人を出だすの義、令聞は善き聲聞なり、〔明々天子云云〕此の詩及び次の文德云々も共に大雅江漢の篇にあり、宣王の德を美したるものなれども、此には借りて以て喩とせしなり、〔弛〕施なり、ホドコスと訓む、〔文德〕文明の德なり、文明とは文章燦然として鮮明なるをいふ、〔協〕和なり、ヤハラグと訓む、〔大王〕文王の祖古公亶父のこと、

子夏蹶然而起、負牆而立曰、弟子敢不承乎、

【義解】此の節は、子夏の孔子の說をきゝ感激服膺せんといへることを記す、

子夏聞き終るや蹶然として起ち壁を後にして立ち拜して曰く、弟子不肖なるも敢て夫子の說を奉承して服膺せざらんやと、

【字解】〔蹶然〕喜びて躍り上る貌、〔負牆而立〕牆壁を後にして立つこと、次に進み問ふの人を避くる爲なり、〔承〕奉承して服膺するの意なり、

り、流形とは造化の痕迹を地上に散布すること、即ち萬物の種子を播布すること、〔露生〕露は顯なり、顯れ生すること、

清明在躬、氣志如神、耆欲將至、有開必先、天降時雨、山川出雲、其在詩曰、嵩高維嶽、峻極于天、維嶽降神、生甫及申、維申及甫、爲周之翰、四國于蕃、四方于宣、此文武之德也、

【義解】 此の節も、亦孔子の答にて文武二王の德を說く、

周の文武の二王は、亦三無私の道を奉承せるを以て清靜光明の德躬にあり、志氣の高大にして變化の微妙なる恰も神の如し、故に其の願欲する所のこと將に至らんとするときは、上帝先づ其の兆徴を開示すること、猶天の時雨を降さんとするや先づ山川に雲を起して之れを豫報するが如し、卽ち二王が天下に君臨せんとする前に、上帝は賢佐を降して之れを輔佐せしめたり、其のことは詩に歌ひてあり、曰く、嵩然として高きものは維れ五嶽なり、其の形高く峻しく天に至れり、此の五嶽に神靈天降りて此に仲山甫と申伯とを生めり、この仲山甫と申伯とは實に我周室の大黑柱なり、四方の國はここに此の二賢といふ藩塀を得て安全に、四方の國はこゝに此の二賢によりて聖王の德澤を宣べ布かれて無限の恩惠に浴するを得たりと、此の詩は卽ち文武二王の德を歌ひしものなり、

【字解】〔清明〕清靜光明の德をいふ、〔耆欲〕願ひ欲する所のことをいふ、〔有開必先〕先づ其の兆徴を開き示すといふこと、〔在詩〕此の詩は大雅嵩高の篇にあり、周の宣王の仲山甫、申伯の二賢臣を得て國家を中興せるを歌へるものなり、此には借りて文武の德をうたひし證左とせるなり、〔嵩高〕嵩然として高きこと、嵩然は山の高く聳ゆる貌、〔嶽〕五嶽なり、泰山(東)華山(西)嵩山(中央)衡山(南)恒山(北)をいふ、〔維嶽降神〕五嶽に神靈の氣を降下すの義、神の天降れるをいふ、〔生甫及申〕甫は仲山甫、申は申伯なり、共に宣王を輔けて周室を輔佐せし名臣なり、〔翰〕幹なり、楨幹なり、猶我國にて大黑柱といふが如し、〔四國于蕃〕蕃は藩に同じ、藩塀なり、一句の意は、四方の國は此の二賢臣によりて藩塀を得て安全となりきとなり、〔宣〕のべしくこと、

子曰く、天は私に萬物を覆ひ育つることなく、地は私に萬物を載せ養ふことなく、日月は私に世界を照臨することなく、皆公平にして純粹なり、斯の三の公平純粹の道を奉行して以て天下の民を慰勞す、此れ之れを三無私の道といふ、其の實行せる三王の中にて最も著しきは殷の湯王なり、これを詩に歌ひてあり、曰く、殷は其の祖契より上帝の命に違背せず承奉して湯王に至り、其の德上帝と等しくなりき、湯の此の世に出でしは其の善き時期に當りて決して遲からざりき、其の聖明恭敬の德は日々に升り進み昭々として上帝と同じ地位に至れども、王は悠々として急がず迫らず、ますく〱其の德を明にして上帝に事へ奉ることを祗みて怠らざりき、故に上帝は王に命じて我九州に君臨して統べ治めさせ給へりと、是の詩は即ち湯王の德を歌へるものなり、

【字解】〔在レ詩〕此の詩は商頌長發の篇にあり、〔帝命〕上帝の命、〔齊〕等なり、ヒトシと訓む、天と等しきをいふ、〔湯降〕湯王の此の世に出づるをいふ、出づると言はずして降るといふは之れを神として尊ぶ爲なり、〔不レ遲〕時期遲からず、丁度、好時機なりとの意、〔聖敬日齊〕聖は通なり、聖敬は通明恭敬の德をいふ、齊は躋と通ず、ノボルと訓む、〔昭假〕假は至なり、イタルと訓む、昭々として上帝と等しき地位に至るをいふ、〔遲々〕悠々として急がず迫らざる貌、〔祗〕敬なり、ツヽシムと訓む、〔式於九圍〕式は法なり、ノットルと訓む、九圍は九州なり九州に法らしむとは九州に君臨して治めしむといふこと、

天有四時、春秋冬夏、風雨霜露、無非教也、地載神氣、神氣風霆、風霆流形、庶物露生、無非教也、

【義解】此の節も、亦孔子の答にて天地の道は敎に非ざるなきことを說き、聖人の之れを承奉する所以の反證となす、

天に四時あり、春は暖に、夏は暑く、秋は肅しく、冬は寒く、萬物を發育收藏し、風雨の恩澤あり、霜露肅殺あり、萬物を養化す、其の道至公至平敎に非ざるはなきなり、地は五行の精氣を承く、精氣の變化は風霆となり、風霆の作用は造化の痕跡を地上に散布し、此に萬物はあらはれ生まるゝ也、其の道至公至平敎に非ざるものなきなり、此れ聖人の承奉する所以なり、

【字解】〔載〕猶承くといふが如し、〔神氣〕五行の精氣をいふ、〔風霆〕風と雷霆となり、〔流レ形〕流は散布なり、シクと訓む、形は迹な

施き及ぼし四海を和同さすにあり、無服の喪を行ふ第五段の方法は、昭明なる純德を永遠に繼續して後世子孫に延き及ぼし其れをして德澤を得しむるにあり、かく一段より二段に、二段より三段に、三段より四段に、四段より五段に進み、之れを全く行ふときは卽ち三無の道を成就したるものにして、神明と其の地位を等しくするものなりと、

【字解】〔無聲之樂〕無聲の樂を行ふ方法又は無聲の樂に至る手段の意、以下同じ、無體之禮、無服之喪も亦此れと同句法なり、〔遲々〕從容迫らざる貌、〔內恕〕心の中におもひやること、己が心を以て人を忖度すること、〔孔悲〕孔は甚なり、ハナハダと訓む、甚だ悲しみ愛むの心を極むること、〔翼翼〕嚴格敬肅の貌、〔四國〕四方の國、〔旣從〕民從順すること、〔畜〕養なり、養息すること、〔就〕成なり、ナルと訓む、〔將〕大なり、オホイニと訓む、〔純德〕純粹の德なり、〔氣志旣起〕民の志氣興起して應和すること、

子夏曰、三王之德、參於天地、敢問何如斯可謂參天地矣、孔子曰、奉三無私以勞天下、

【義解】此の節は、孔子子夏の問に答へて三王の德は三無私の道を行へるにあることを說く、子夏曰く、三王の德は天地の間に參りて三才の地位を保てりと、敢て問ふ、如何なるを天地の間に參るといふやと、孔子曰く、三無私の道を奉行して以て天下の民を慰勞せり、これ其の德を天地と等しうする所以なりと、

子夏曰、敢問、何謂三無私、孔子曰、天無私覆、地無私載、日月無私照、奉斯三者以勞天下、此之謂三無私、其在詩曰、帝命不違、至於湯齊、湯降不遲、聖敬日齊、昭假遲遲、上帝是祇、帝命式于九圍、是湯之德也、

【義解】此の節は、孔子子夏の爲に三無私の道を說き是れが實行者たる湯王のことに及べることを記す、子夏曰く、敢て問ふ何をか三無私の道と謂ふやと、孔

無服之喪、內恕孔悲、無聲之樂、氣志既得、無體之禮、威儀翼翼、無服之喪、施及四國、無聲之樂、氣志既從、無體之禮、上下和同、無服之喪、以畜萬邦、無聲之樂、日聞四方、無體之禮、日就月將、無服之喪、純德孔明、無聲之樂、氣志既起、無體之禮、施及四海、無服之喪、施于孫子、

【義解】此の節は、孔子子夏の爲に五起の法を說く、子夏問うて曰く、五起の法とは何如と、孔子曰く、無聲の樂を行ふ最初の法は、志氣中正を得て違ひ戾らざることにあり、無體の禮を行ふ最初の法は、威儀從容として迫らざることにあり、無服の喪を行ふ最初の法は、己れを以て人を度りて極めて其の悲しみ愛しむの心を致すにあり、次に無聲の樂を行ふ第二段の方法は、既に中正の志氣を身に得て發する所可ならざるなきにあり、無體の禮を行ふ第二段の方法は、威儀嚴正敬肅なるにあり、無服の喪を行ふ第二段の方法は、おもひやり愛むの心を四方の國に延き及ぼすにあり、次に無聲の樂を行ふ第三段の方法は、志氣を既に身に得たるを發して民を順ふるにあり、無體の禮を行ふ第三段の方法は、威儀既に嚴格敬肅となりたるを上下に施して和同さするにあり、無服の喪を行ふ第三段の方法は、四方の國に延き及ぼしたるを更に擴張して以て萬邦を養息するにあり、次に無聲の樂を行ふ第四段の方法は、民を順へたるを更に慕悅させて名聲を四方に著聞さすにあり、無體の禮を行ふ第四段の方法は、上下の和同を日々に成就し月々に增大にするにあり、無服の喪を行ふ第四段の方法は、萬邦を養息して其の純粹の功德を甚大に昭明にするにあり、次に無聲の樂を行ふ第五段の方法は、名聲を四方に著聞さして民の志氣を興起し之れに應和せしむるにあり、無體の禮を行ふ第五段の方法は、日々に成就增大せる上下の和同を更に擴張し四海に

んぜりと、これは無聲の樂を歌へるものなり、又詩にいふ、仁人の禮儀の盛大なる自ら常度あり、一身悉く禮儀の權化たり、故に其行を選擇すべからず、何れを選擇しても皆善からざるなしと、これは無體の禮を歌へるものなり、又詩にいふ、凡そ民に喪あるときは服喪の有無を問はず直に匍匐して往きて之れを救助すと、これは無服の喪を歌へるものなりと、

【字解】〔無聲之樂〕歌聲又は樂器なきの音樂なり、〔無體之禮〕儀式作法に因りてあらはさざる禮なり、〔無服之喪〕服喪によりて哀をあらはすことなきの喪なり、〔夙夜其レ命云云〕此の詩は周頌昊天有成命の篇にあり、其は基と通ず創むるなり、基礎を創建するなり、命は天命なり、宥は寬なり、密は安寧なり、一句の意は、文王武王は夙夜憂勤して天命を順奉し、周室の基礎を創建し、務めて寬大安寧の政を行ひて民を治めたりとなり、此の如き政を行ふときは民心自然に喜悅すること鐘鼓管絃の聲を待たず、故に無聲の樂を歌へるものといへるなり、〔威儀逮々云云〕此の詩は邶風柏舟の篇にあり、逮々は盛なるさま一句の意は仁人威儀の盛大なる自然に常度あり、皆善からざるなきを以て選擇すべからずとなり、此の如きは儀式作法を行ふを待ちて禮のあらはるゝに非ず、故に無體の禮に喩へしなり、〔凡民有レ喪云云〕此の詩は邶風谷風の篇にあり、手を地につけて行く(はふこと)を匍といひ、伏して行く(はらばふ)を匐といひ、一句の意は、凡そ民に喪あるときは匍匐して(急ぎの餘りの形容なり)行きて之れを弔し救助すと、此れ服喪の親ありて特に其の急を救ふ爲に非ず、衷情より出でしものなり、故に無服の喪にたとへしなり、

子夏曰、言則大矣美矣盛矣、言盡於此而已乎、孔子曰、何爲其然也、君子之服之也、猶有五起焉、

【義解】此の節は、子夏此の上に説なきかと問ひて、孔子更に説あることをいへるを記す、子夏曰く、先生の言説は、實に大なり、美なり、盛なりされど言説は此に盡きたるのみかと、孔子曰く、何すれぞ其れ然らん、君子の三無の道を行ふや內よりして外に發し近きよりして遠きに及ぼすに其の次第猶五種ありと、

【字解】〔服〕行なり、オコナフと訓む、〔五起〕起は發なり、內より外に發し近きより遠きに發する五種の次第を五起といふ、

子夏曰、何如、孔子曰、無聲之樂、氣志不違、無體之禮、威儀遲遲、

を樂み死を哀み、君民の間哀樂互に相なるに至る、此れ民の父母たる責務を果したるものなり、而して此の五者は志氣の働なれば、正しく目を明にして之れを視るとも見るを得べからず、耳を傾けて之れを聽くも聞くを得べからず、而も此の志氣たるや天地の間に充塞して至らざる所なく、偉大なる效果をあらはすなり、此れを之れ五至の道といふと、

【字解】〔志之所ㇾ至詩亦至焉〕詩は志の發露なれば、志樂に極まれば詩も亦樂に極まり、志哀に極まれば詩も亦哀に極まるをいふ、至は極なり、〔詩之所ㇾ至禮亦至焉〕詩は志の發露なれば其の人の禮を知るか否かを見んと欲さば、詩を見るに若くはなし、故に詩と禮とは一致せるを以て、詩正に極まれば禮も亦正に極まり、詩雅に極まれば禮も亦雅に極まるなり、〔禮之所ㇾ至樂亦至焉〕禮樂二者は相離る可からざる關係あり、互に相待ちて進むもの也、故に禮正に極まれば樂も亦正に極まるなり、〔樂之所ㇾ至哀亦至焉〕樂極まるときは愛哀其の正を得るを以て、君民の生を愛して死を哀むに至る、故に樂の極まれば哀も亦極まるなり、哀のみあげて樂をあげざるは哀しみて後愛を生ずるものなればなり、〔哀樂相生〕君が民の生を樂しみ死を哀まば民も亦君の生を樂しみ死を哀むをいふ、孟子の所謂樂二民之樂一者民亦樂二其樂一、憂二民之憂一者民亦憂二其憂一と同意なり、

子夏曰、五至既得而聞ㇾ之矣、敢問何謂二三無一、孔子曰、無聲之樂、無體之禮、無服之喪、此之謂二三無一、子夏曰、三無既得略而聞ㇾ之矣、敢問何詩近ㇾ之、孔子曰、夙夜其ㇾ命宥密、無聲之樂也、威儀逮逮、不ㇾ可ㇾ選也、無體之禮也、凡民有ㇾ喪、匍匐救ㇾ之、無服之喪也、

【義解】此の節は、孔子子夏の問に應じて三無の道を説く、

子夏曰く、五至の道は既に之れを聞くを得たり、敢て問ふ何をか三無の道といふやと、孔子曰く、無聲の樂と、無體の禮と、無服の喪と、此れを之れ三無といふと、子夏曰く、三無の道は既にほぼ之れを聞くを得たり、敢て問ふ何れの詩が最も此の道に近きやと、孔子曰く、詩にいふ文王武王は夙夜憂勤して天命に順ひ、周室の基礎を創建し、寛大安寧の政を行ひて民を安

民之父母矣、

【義解】此の節は、孔子子夏の問に應じて民之父母の意義を說けることを記す、

孔子閒居せるとき子夏侍べれり、子夏曰く、敢て問ふ詩に曰く、和ぎ樂める君子は民の父母なりと、如何なるものを民の父母と謂ふべきやと、孔子曰く、夫れ民の父母か、必ず禮樂の原理に通達し、五至の道を極めて、三無の道を行ひ、以て此の道を天下に普及し、四方に敗亂のことあらば必ず先づ之れを豫知す、此れ之れを民の父母と謂ふべしと、

【字解】〔閒居〕閒暇無事のときをいふ、〔子夏〕檀弓篇に傳す、〔詩云〕大雅泂酌の篇にあり、〔凱弟〕和ぎ樂むこと、〔五至三無〕皆次節に出づ、〔橫〕猶普及といふが如し、〔敗〕敗亂のこと、〔先知〕豫め知ること、

子夏曰、民之父母、既得而聞之矣、敢問何謂五至、孔子曰、志之所至、詩亦至焉、詩之所至、禮亦至焉、禮之所至、樂亦至焉、樂之所至、哀亦至焉、哀樂相生、是故正明目而視之、不可得而見也、傾耳而聽之、不可得而聞也、志氣塞乎天地、此之謂五至、

【義解】此の節は、孔子子夏の問に應じて五至の道を說く、

子夏曰く、民の父母の意義は既に之れを聞くを得たり、敢て問ふ何をか五至の道といふやと、孔子曰く、詩は思の發露なり、思は志の動作なり、故に志の至る所は詩も至る、禮は萬事の根本なり、言爲動靜皆之れに由らざるはなし、禮を見るには詩を見るに若くはなし、詩は志の出現なればなり、故に詩の至る所は禮も亦至る、禮樂二者の關係は脣齒輔車の如く互に相須ちて進むものなり、故に禮の至る所は樂も亦至る、樂至るときは哀樂其の正を得、能く民の生を樂みて民の死を哀む、故に樂の至る所は哀も亦至るなり、此の志至り詩至り禮至り樂至り哀至る之れを五至といふ、かく君が民の生を樂み死を哀まば、民も亦君の生

は則ち是れ長幼貴賤の位を亂るものなり、此の如きときは世は混亂の巷と化し人々塗炭に苦しむに至るなり、昔は聖帝明王諸侯皆貴賤長幼遠近男女外内の別を辨へて、敢て相こゆるものなく、何事をなすにも皆此の禮より出でたり、故に太平の世を現出して君民共に無限の慰樂を得たるなりと、

【字解】〔衆之所レ治也〕衆之所二以治一也の意、下句の衆之所レ亂也も亦此れと同句法なり、〔目巧之室〕目巧の堂室の意、堂字は畧せるなり、目の巧に物を視る力を以て規矩によらず造りたる堂室をいふ、〔奥阼〕奥は室の西南隅にて尊者の居る所なり、阼は堂の東階にて主人の升降する所なり、〔席則有二上下一〕席は南又は西を以て上とすること曲禮篇に見ゆ、〔車則有二左右一〕車の尊位は左にあり、〔隨〕卑者は尊者に隨ふこと、〔此塗〕この塗は禮を指す、

三子者既得レ聞二此言一也、於二夫子一昭然若レ發レ矇矣、

【義解】此の節は、三子孔子の言を聞きて大に覺悟せしことを記す、三子のもの夫子より此の言を聞くを得るや、大に覺るところあり、昭然として見えざる眼をひらかれて復び天日を見るを得るが如くなりき、

【字解】〔於二夫子一〕此の三字は、此言の下也の上に置きて見るべし、也の下に置きしは倒句法を用ひしなり、〔昭然〕明白なるさま、〔若レ發レ矇〕矇は眼の見えざること、こゝにては其の眼をいふ、見えざる眼を發らかれるが若しとは、大に覺りて明々白々となれるをいふ、

孔子閒居第二十九

此の篇は、孔子が子夏の爲に帝道帝德を說けるものにて、亦一篇一章なり、篇名は篇首の四字を取りて名づけたるのみ、別に意なし、仲尼燕居と同じく全く孔子の說なりや否やは疑はし、

孔子閒居、子夏侍、子夏曰、敢問、詩云、凱弟君子、民之父母、何如斯可レ謂二民之父母一矣、孔子曰、夫民之父母乎、必達二於禮樂之原一、以致二五至一而行二三無一、以橫二於天下一、四方有レ敗、必先知レ之、此之謂二

ひ懷きて來朝し、萬事は皆其の理に從ひて悖らず、百官は敢て其の事務を承奉して務め盡さゞるなし、所謂至治の世とはこれを謂ふものなり、

【字解】〔鋪二几筵一云云〕饗禮をいふ、獻は主人が賓に爵を獻ずること、酬は主人が賓より受けし爵を復賓に酬ゆること、酢は賓が主人に爵をむくゆること、〔行二綴兆一云云〕舞樂をいふ、樂記篇を見よ、〔履〕躬行すること、〔君子〕人君を指す、〔萬物服レ體〕萬事皆其の理に從ひて悖らざること、〔承事〕事務を承奉してつとめ盡くすこと、

禮之所レ興、衆之所レ治也、禮之所レ廢、衆之所レ亂也、目巧之室則有二奧阼一、席則有二上下一、車則有二左右一、行則有レ隨、立則有レ序、古之義也、室而無二奧阼一、則亂二於堂室一也、席而無二上下一、則亂二於席上一也、車而無二左右一、則亂二於車一也、行而無レ隨、則亂二於塗一也、立而無レ序、則亂二於位一也、昔聖帝明王諸侯辨二貴賤長幼遠近男女外內一、莫二敢相踰越一、皆由二此塗一出也、

【義解】此の節は、禮の興廢は國の治亂に關係あることを說く、

子語をつぎて曰く、夫れ禮の興る所は衆の治まる所以なり、禮の廢る所は衆の亂るゝ所以なり、故に目巧にて造りし堂室と雖、則ち奧あり阼あり以て尊卑主客の位置を明にし、席には則ち上下ありて尊卑の位置を明にし、車には則ち左右ありて尊卑の位置を明にし、步行するときは則ち卑者は尊者に隨行し、立つときは則ち貴賤長幼各〻位序あり、是れ皆古聖人制禮の大義なり、されば若し堂室にして奧阼なきときは則ち是れ堂室の制を亂るものなり、席にして上下の別なきときは則ち是れ席上の位を亂るものなり、車にして左右の別なきときは則ち是れ車の乘位を亂るものなり、步行して卑者尊者に隨ふことなきときは則ち是れ道路を亂るものなり、立ちて位序なきとき

名を得たるなり、故に彼は禮に通達せざるに非ず、樂に偏せるなり、古の賢人なりと、

【字解】〔夔〕舜に事へて音樂を興りし人、〔窮與〕禮に窮せるかにて禮に通達せざるをいふ、〔古之人〕古の賢人の意、〔此名〕此の禮に通達せざるの名なり、

子張問政、子曰、師乎、前吾語女乎、君子明於禮樂、舉而錯之而已、

【義解】此の節は、孔子子張の問に答へて政は禮樂の二者にあることを說くことを記す、

子張政を問ふ、子曰く、師よ前に吾れ汝に語れり、汝よく聞けるか、君子禮樂の道に明なれば之れを擧げて政事の上に施すのみ、故に政とは禮樂の道を行ふをいふなりと、

【字解】〔師〕子張の名、〔錯之〕禮樂の道を政事の上に錯くこと、錯とは猶施すといふが如し、

子張復問、子曰、師爾以爲必鋪几筵升降酌獻酬酢然後謂之禮乎、爾以爲必行綴兆興羽籥作鐘鼓然後謂之樂乎、言而履之禮也、行而樂之樂也、君子力此二者、以南面而立、夫是以天下太平也、諸侯朝、萬物服體、而百官莫敢不承事矣、

【義解】此の節は、禮樂の二者は形式を尊ぶに非ずして躬行實踐內心和樂するにあることを說く、

子張未だ其の意を覺らずして復問ふ、子曰く、師よ、汝は几筵を鋪き、階を升降し、酒を酌みて互に獻し酬酢して然る後に之れを禮と謂ふと思へるか、汝は綴兆を行り、羽籥を興し、鐘鼓をうちて歌舞して然る後之れを樂といふと思へるか、言を出だして之れを躬行するは禮なり、躬行して內心和樂し措かざるは樂なり、人君此の二者を力行するときは內心和ぎ外貌正しきに至るを以て、南面して立ち何もせずたゞ拱手するのみ、それ是れにて天下は太平なり、諸侯は慕

きは、撙節退讓の意のみありて欣喜歡愛の情なし、故に其の禮に於て素朴に失するの弊あるなり、忠信は禮の實なり、忠信なくんば禮は行はれず、德に薄きものは忠信の實なきものなり、故に其の禮に於て虛僞に陷るなり、

【字解】〔素〕素朴なり、〔虛〕虛僞なり、

子曰、制度在禮、文爲在禮、行之其在人乎、

【義解】此の節は、禮を行ふは人にあることを説く、

子曰く、國家萬般の制度は禮の中にあり、人間百般の行事は禮の中にあり、禮豈至らずや、而して其の之れを行ふは其れ人にあるか、人たるもの豈自重せざる可けんや、

【字解】〔文爲〕人が爲す所の文飾にて人間萬般の行事をいふ、

子貢越席而對曰、敢問夔其窮與、子曰、古之人與、古之人也、達於禮而不達於樂謂之素、達於樂而不達於禮謂之偏、夫夔達於樂而不達於禮、是以傳於此名也、古之人也、

【義解】此の節は、子貢が夔は古の高名の人なるに樂に秀づるを聞くのみ、禮には通ぜざるかといへるを、孔子が通ぜざるに非ざることを答へしことを記す、

子貢禮の大切なることをきゝ終るや、席を越えて進み應へ問うて曰く、敢て問ふ夔は舜帝に事へて高名の人なり、然れども其の音樂に通ずるを聞くみ、音樂と離る可からず且つ其れよりも大切なる禮に通ぜるを聞かず、彼は禮に通ぜざるか、禮に通ぜずして何を以て此の名を得たるやと、子曰く、彼は古の賢人か、古の賢人なり、能く禮に通達して能く樂に通達せざる之れを素朴といふ、能く樂に通達して能く禮に通達せざる之れを偏僻といふ、夫れ夔は禮樂共に通ずれども、能く樂の方にのみ精通して禮は樂に比して精奧にまで通達せず、是れを以て禮に通達せざるの

ときと、堂を下りて管にて象武の曲を吹奏するときとを指す、〔知レ此〕此の九事の義理を知ること、〔事レ之〕衆人之を崇び事への意、〔聖人已〕聖人となさんのみの意、〔縣興〕縣は懸くる樂器の義、鐘磬をいふ、縣興とは鐘磬の奏樂起るをいふ、〔升レ堂而樂闋〕闋は音樂の一終するを、ヤムと訓む、堂に升りて主人賓に酒を獻じ賓之れを飲み卒りて奏樂止み、賓主人に爵を酢ゆるとき復奏樂し、主人のみ卒りて復止むをいふ、〔下管云云〕此の句の上に升ニ歌清廟ーの一句を入れて見るべし、下に升ニ歌清廟ーの句あるを以て、此には之れを省略せるものなりといふ、升ニ歌清廟ーとは樂工が堂に升りて清廟の詩を歌ふこと、清廟の詩は詩經周頌の中にあり、下とは堂を下るなり、管象武とは管にて象武の曲を吹奏すること、象武は周の武王の樂名なり、夏籥とは籥にて大夏の曲を吹奏すること、大夏は夏の禹王の樂名なり、序興とは二曲互に奏するをいふ、管は王制篇に、籥は檀弓篇に圖解す、〔陳ニ其薦俎ー云云〕其の薦俎とは饋食の豆と牲體の俎とをいふ、皆大饗を指す、〔知レ仁〕仁は前々節の仁と同じく善性を全うするの義をいふ、〔行〕圓形にまがりゆくこと、〔還〕直角にめぐりゆくこと、〔和鸞〕和鑾に同じ、車につけたる鈴なり、〔采薺〕樂章の名なり、〔雍〕雍の詩なり、詩經周頌の中にあり、〔徹〕膳具を徹去すること、〔振羽〕振鷺の詩をいふ、詩經周頌の中にあり、〔物〕事なり、萬事をいふ、〔入レ門而金作示レ情也〕金とは鐘をいふ、鐘磬といはずして鐘のみあげしは、鐘は其の主要なる樂器なればなり、鐘の性は內明なり、主人賓に爵を獻じて鐘作る、是れ主人賓に示すに內心の思情を以てするなり、賓主人に酢いて鐘作る是れ賓主人に示すに內心の敬情を以てするなり、〔升ニ歌清廟ー示レ德也〕清廟の詩は文王の德を歌ひしもの、之れを歌ひて其の德を崇ぶあるを示すなり、〔下而管レ象示レ事也〕象武は王事即ち武王殷の紂王を代ちて天下を平げしことを歌ひしものなり、故にこれを歌ひて互に王事に協力することを示すなり、

子曰、禮也者理也、樂也者節也、君子無レ理不レ動、無レ節不レ作、不レ能レ詩於レ禮繆、不レ能レ樂於レ禮素、薄ニ於德ー於レ禮虛、

【義解】　此の節は、禮樂相須つの義を說く、子曰く、禮は條理なり、萬事をして條理に合はしむるものなり、樂は節制なり、萬物をして節制を得しむるものなり、君子は條理に合ふなきときは妄に動かず、其の亂るゝを防ぐ所以なり、節制を得ざるときは作さず、其の淫に流るゝを防ぐ所以なり、詩は之れを歌ひて以て能く其の情意を通達するものなるを以て、之れを能くするときは禮を行ふを得れども、若し之れを能くせざるときは禮にて繆ることあるなり、樂は欣喜歡愛を主とし禮は撙節退讓を主とす、二者相全き時はよけれども若し樂を能くなす能はざると

羽、是故君子無物而不在禮矣、入門而金作示情也、升歌淸廟示德也、下而管象示事也、是故古之君子、不必親相與言也、以禮樂相示而已、

【義解】此の節以下、孔子復び三子の爲に禮の大意を說く、此の節はその內にて重き大饗の禮を引說す、子曰く、愼みて之れを聽け、汝三人の者よ、吾汝に禮を語りきかさん、禮には上節に說く所の外に猶九事あり、その內にて大饗の禮のみに四事あり、苟くも此れ等事の義理を知るときは、畎畝の中にありと雖衆人崇びて奉事し、以て聖人となさんのみ、其の效亦偉大ならずや、今之れを證說せん、諸侯來朝し兩君相見ゆるときは互に揖讓して門に入る、門に入りて鐘磬の奏樂興る、又揖讓して堂に升る、堂に升りて主賓獻酬の禮を終へて奏樂止む、次に樂工堂に升りて淸廟の詩を歌ひ、次に堂を下りて管を以て象武の樂曲を吹き、籥を以て大夏の樂曲を吹き、二曲互に作る、是に於て其の薦爼を陳ね、其の禮樂を次序し、其の百官を備へ、饗應の禮を行ふ、此の如くにして而る後后に君子は仁の義理を知るなり、此の外大饗の禮には、其の圓形に曲り行くときは其の度規にあたり、直角にめぐり行くときは其の度矩にあたり、車行するとき和鸞の鳴る音は采齊の曲調にあたり、客出づるときは雍の詩を歌ひて之れを送り、饗禮畢りて膳具を徹居するときは振鷺の詩を歌ひて之れを徹する等、萬事禮によらざるはなし、是れ故に君子は萬事禮の中にあらざることなし、其の兩君門を入りて鐘磬の奏樂作るは主賓互に其の恩敬の情を示すなり、堂上に升りて淸廟の詩を歌ふは德を崇ぶことを示すなり、堂を下りて管にて象武の曲を吹くは王事に協力して盡くすべきを示すなり、是の故に古の君子は必ずしも相與に言說せず、禮樂を以て相示し不言實行するのみ、三子亦須らく自ら熟考してさとる所あるべしと、

【字解】〔大饗有四〕堂上にて賓獻爵るのみ卒り、奏樂止むときと、主人酬爵るのみ卒りて奏樂止むときと、堂上に升りて淸廟の詩を歌ふ

見得ん、これと同じく禮なき時は則ち手足は措く所なく、耳目は加ふる所なく、進退揖讓は制裁する所なし、この無秩序を居處に應用するときは、長幼は其の辨別を失ひ、閨門に應用するときは三族は其の和親を失ひ、朝廷に應用するときは官爵秩序なく、田獵に應用するときは軍事其の策を失ひて亂れ、軍隊に應用するときは武功其の制裁を失ひて成らず、たゞに此れのみならず、宮室は其の法度を失ひて僭越奢侈のもの續出し、量鼎は其の法を失ひて器物の制亂れ、味は其の時を失ひて奢靡に赴き異味を貪るもの多く音樂は其の程合を失ひて淫猥に亂れ、車は其の法式を失ひて制を踰ゆるもの多く、鬼神は其の祭饗を失ひて來格することなく、喪紀は其の哀情を失ひて不孝不仁の者多く、辨説は其の時處と類とを失ひて人を惑はし世を亂すに至り、百官は其の事體を失ひて成績あがらず、政事は施設を失ひて人民塗炭に泣く、又之れを耳に加へて前に行ふときは、則ち凡て言行其の宜しきを得ず、每事此の如きは則ち君上失德の極にして、天下に率先して衆庶を協和合一ならしむることなきものなり、

【字解】〔卽二事之治一也〕事を治めて秩序に就かすの意、〔相〕扶持する人、たすけ人、〔倀倀乎〕定り向ふ所なき貌、〔幽室〕幽暗の室、〔耳目無レ所レ加〕耳目を加ふべき所なきこと、聞かんと欲するもきゝ得ず、見んと欲するも見得ざるをいふ、〔無レ所レ制〕制裁する所なきこと、亂雜極まるをいふ、〔以二之居處一〕之は禮なきこと、無秩序を指す、〔祖二洽於衆一〕祖は始なり、洽は合なり、天下に率先して衆庶を和協合一さすこと、

子曰、愼聽レ之、女三人者、吾語レ女、禮猶有二九焉、大饗有二四焉、苟知レ此矣、雖レ在二畎畝之中一、事レ之聖人已、兩君相見、揖讓而入レ門、入レ門而縣興、揖讓而升レ堂、升レ堂而樂闋、下管象武夏籥序興、陳二其薦爼一、序二其禮樂一、備二其百官一、如レ此而后、君子知二仁焉一、行中レ規、還中レ矩、和鸞中二采齊一、客出以レ雍、徹以レ振

車、乘車（乘車も身分に應じて異なり）等皆一定の法式あり、故にいふ〔喪紀〕喪には親疏に應じて紀月の數異なると同時に、其の禮も亦異なれり、故に喪紀といふ、紀には時と道との二意義あり、〔辨説得其黨〕黨は類と時處とをいふ、辨説は其の聽衆の類と、行ふべき時處とを知らざる可からず、故にいふ、〔體〕事體なり、事務をいふ、事務には大體のものあり小體のものあり、故にいふ、〔施〕施設なり、〔錯於前〕己が目前に實行するの意、〔衆之動〕衆は衆事なり、衆事の動くとはよろづの言行をいふ、

子曰、禮者何也、即事之治也、君子有其事、必有其治、治國而無禮、譬猶瞽之無相與、倀倀乎其何之、譬如終夜有求於幽室之中、非燭何見、若無禮則手足無所錯、耳目無所加、進退揖讓無所制、是故以之居處、長幼失其別、閨門三族失其和、朝廷官爵失其序、田獵戎事失其策、軍旅武功失其制、宮室失其度、量鼎失其象、味失其時、樂失其節、車失其式、鬼神失其饗、喪紀失其哀、辨説失其黨、官失其體、政事失其施、加於身而錯於前、凡衆之動失其宜、如此則無以祖洽於衆也、

【義解】　此の節は、禮に由らざるときの紊亂の有様を説く、

子曰く禮とは何ぞや、萬事を平治に措くものなり、君子其の事あれば其れを治むべき道あり、國を治めんとして禮なきは譬へば猶瞽者の相なきが如し、倀々乎として其れ何れに行き得んや、叉譬へば終夜幽室の中に物を求むるあるが如し、燭に非ずんば何をか

官得其體、政事得其施、加於身
而錯於前、凡衆之動得其宜、

【義解】 此の節は、郊社以下五禮の義理を悟り之れを應用するときは天下國家の大より一事一物の小に至るまで皆其の宜しきを得ることを説く、

子曰く、郊社の義嘗禘の禮の義理を明に會得するときは、國を治むることは甚だ易し、たゞ國を治むるのみならず、之れを居處に應用するときは居處皆禮あり、故に長幼の辨別明となる、之れを閨門の內に應用するときは閨門の內皆禮あり、故に三族和ぎ親しむなり、之れを朝廷に應用するときは朝廷の內皆禮あり、故に官爵秩序正しくて亂れず、之れを田獵に應用するときは田獵の間皆禮あり、故に軍事に習ひて精し、之れを軍隊に應用するときは軍隊皆禮あり、故に武功成就するなり、たゞに此れのみならず、萬事に應用すれば萬事皆宜しきを得るなり、是れ故にその應用の結果は、宮室其の法度を得て僣越奢侈のものなく、量鼎は其の法を得て器物の制亂れず、味は其の時を得て奢靡に亂れず、音樂は其の程合を得て淫猥に流れず、車は其の法式を得て制を踰ゆることなく、鬼神は其の祭饗を得て快よく來格し、喪紀は其の哀情を盡くし得て孝道全く、辨説は各々其の時處と類とを得て人を惑はさず、百官は各々其の事體を得て成績あがり、政事は其の施設宜しきを得て人民安堵するなり、之れを身に加へて之れを前に行ふときは則ちすべて言行其の宜しき得ざることなきなり、

【字解】 〔明乎郊社之義云々〕郊社禘嘗の二禮は大禮なり、故に特にあげしなり、中庸にも此の句と同意の句あり、 〔如指諸掌〕容易なることをいふ、 〔以之居處〕以は用なり、モチフと訓む、之は郊社禘嘗の禮の義理を指す、以下同じ、 〔辨〕辨別なり、 〔三族〕父、子、孫なり、 〔戎事閑也〕戎事は軍事なり、閑は習なり、習練して熟すること、田獵は田畑の作物を害する禽獸を驅るを目的とすれども其れと同時に士卒の調練を主とす、故にいふ、 〔宮室得其度〕宮室の制度は身分に應じて異なり、得其度とは法度通りになり、身分を踰えて僣越奢侈のものなきをいふ、 〔量鼎得其象〕量は枡にて器の大なるもの、鼎は器の重きものなり、この二器をあげて他の小なる者輕きものを括せしなり、象は法なり、得其法とは其の規定通りにして規則違犯の器をつくるものなきこと、蓋し古は器物の制法も亦一定せられたればなり、 〔味得其時〕古は春は酸味夏は苦味を食ふことに一定せり、味得其時とはこの規定の味を食ひて奢侈に耽り異味を食らざるをいふ、 〔節〕程合なり、 〔車得其式〕式は法式なり、車には兵

嘗禘之禮、所以仁昭穆也、饋奠之禮、所以仁死喪也、射鄉之禮、所以仁鄉黨也、食饗之禮、所以仁賓客也、

【義解】 此の節以下數節皆孔子の答なり、此の節は禮は仝好ものなる所以を例說す、

子曰く、郊社土祭の禮は鬼神に對して己が善性を仝くしつくす所以の禮なり、宗廟の禮は昭穆に對して己が善性を仝くしつくす所以の禮なり、饋奠の禮は死喪者に對して己が善性を仝くし盡くす所以の禮なり、射鄉の禮は鄉黨に對して己が善性を仝くし盡くす所以の禮なり、食饗の禮は賓客に對して己が善性を仝くし盡くす所以の禮なり、

【字解】〔郊社之義〕猶郊社之禮といふが如し、郊は天神を祭る祭、社は地神を祭る祭なり、〔仁〕己が至誠(即ち善性)を全く盡くして之れに事ふるの意、前節の仝好の換へ字なり、〔嘗禘之禮〕宗廟の禮なり、嘗は秋祭の名以て四時の祭の代名となす、禘は三年又は五年目に行ふ大祭の名なり、此の二字を以て宗廟の祭禮の換へ字となせしなり、〔仁昭穆〕宗廟の祭には昭穆の族皆あつまり己主となりて之が親和を厚くするよりかくいふ、〔饋奠之禮〕人死すれば葬日迄供物をさゝげて之れに事ふ、之れを饋奠の禮といふ、〔射鄉之禮〕射は鄉射禮、鄉は鄉飲酒禮なり、〔仁鄉黨〕鄉射鄉飲酒禮共に鄉黨の人をあつむ、故にいふ、〔食饗之禮〕宴會饗應の禮なり、

子曰、明乎郊社之義、嘗禘之禮、治國其如指諸掌而已乎、是故以之居處有禮、故長幼辨也、以之閨門之內有禮、故三族和也、以之朝廷有禮、故官爵序也、以之田獵有禮、故戎事閑也、以之軍旅有禮、故武功成也、是故宮室得其度、量鼎得其象、味得其時、樂得其節、車得其式、鬼神得其饗、喪紀得其哀、辨說得其黨、

猶衆人之母也、能食之不能教也、子貢越席而對曰、敢問何以爲此中者也、子曰、禮乎禮、夫禮所以制中也、

【義解】此の節は、孔子子産子貢子張三子皆禮の中を得ざるを言ひ、中を得るは禮に由らざるべからざることを說けることを記す、

子曰く、我門下を見るに中正を得ざるもの多し、師よ汝は中正より過ぎたり、商は中正に及ばざるなり、彼の子産は猶衆人の母の如し、能く民を養へども敎ふることと能はず、換言すれば仁愛に過ぎて義足らず亦中正を得ざるものなりと、子貢復席を越えて應へて曰く、敢て問ふ何を以てせば此の中正を得るものぞと、子曰く、禮か禮なり、夫れ禮は人事の宜しきを裁制して中正を得しむる所以のものなりと、

【字解】〔師〕子張の名、〔過〕中正より過ぎたること、〔商〕子夏の名、子夏は檀弓篇に傳す、子夏はこの時坐中にあらざれども門弟中より過不及の甚しきものをあげて示せしを以てなり、〔子産云云〕子産は鄭の公孫僑の字なり、有名の賢政治家にて孔子より少し先輩なり、之を食ふに仁なり、之れを敎ふるは義なり、子産仁に過ぎて義及ばず、故に特に此に例擧せしなり、孟子曰く、子産鄭國の政を聽くとき、其の乘輿を以て人を溱洧に濟す、孟子曰く、惠にして政を爲すを知らず、歲の十一月徒杠成り、十二月輿梁成る、民未だ涉るを病まざるなりと、是れ仁惠に過ぐるの證なり、〔制レ中〕人事の宜しきを裁制して中正に歸せしむるの義なり、

子貢退、言游進曰、敢問禮也者領惡而全好者與、子曰然、然則何如、

【義解】此の節は、言游禮の義を說きて孔子之れを是認し、游亦詳細を問へることを說く、

子貢退く、言游進み出でゝ曰く、敢て問ふ禮とは惡質を治めて善性を全うするものかと、子曰く然りと、游復問ふて曰く然らば其の詳說は何如と、

【字解】〔領レ惡而全レ好〕領は治なり、ヲサムと訓む、惡は惡質なり、氣質の偏を指す、好は善なり、善性をいふ、

子曰、郊社之義、所以仁鬼神也、

語女禮、使女以禮周流無不徧也、

【義解】此の節は、孔子侍坐せる三弟子に對し禮を說ききかさんと言ひしことを記す、

仲尼燕居するとき、子張、子貢、言游の三弟子侍坐せり、縱橫に言論して禮に及べり、子曰く、居れ汝等三人の者よ、吾汝等に禮を語り、汝等をして禮を以て周旋流轉し、天下の事に於て徧く通じ徧く宜しきを得さしめんと、

【字解】〔燕居〕閑暇無事のときをいふ、〔子張、子貢、言游〕三子皆檀弓篇に傳す、言游は言偃字は子游のこと、〔縱言〕縱橫に言論すること、〔女〕汝なり、〔以禮周流云云〕周は周旋、流は流轉（運轉變化の義なり、）禮は萬端を經緯す、故に禮に明ならば、周旋流轉して徧く通じ徧く宜しきを得ざることなし、

子貢越席而對曰、敢問何如、子曰、敬而不中禮謂之野、恭而不中禮謂之給、勇而不中禮謂之逆、子曰、給奪慈仁、

【義解】此の節は、孔子子貢の問に答へて禮の似て非なるものを說き之れを戒飭することを記す、

子貢席を越えて子の言に應へて曰く、敢て問ふ禮とは何如と、子曰く、敬愼にして禮に中らざる之れを野といふ、恭謙にして禮に中らざる之れを給といふ、勇敢にして禮に中らざる之れを逆といふと、子更に言を進めて曰く、給は慈仁の德を亂る最も惡む可きものなりと、

【字解】〔子貢越席〕三子の侍坐するや齒を以て序となす、子貢は子張の次に居る、故に子張の席を越えて先づ應ふるよりいふ、〔對〕應ずるなり、イラフと訓む、〔野〕鄙野なり、〔給〕足恭にして便佞の貌〔逆〕暴逆なり、〔給奪慈仁〕奪は亂なり、ミダルと訓む、野逆の失をあげずして給の失のみをあぐるは二因あり、野逆の二者は直情徑行なり、若し之れをして能く禮に習はしむれば此の患はなきも、給の人は意を曲げ物に狥ひて外面を裝飾し人を悅ばすを以て務となす、容貌慈仁に類するも本心の德は則ちなし故に慈仁を亂るといひしなり是れ其の一因なり、子貢の辯は給に近し、故に特にあげて戒飭せしなり、是れ其の二因なり、

子曰、師爾過、而商也不及、子產

【義解】此の節は、孔子公の問に應じて天に事へて其の道を行ふの要法を說けることを記す、

公曰く寡人愚昧暗亂にして子の敎ふる所を悟ること能はず、子簡易なる語を以て寡人に示し能く之れを寡人の心に銘記させよと、孔子蹴然として席を避けて對へて曰く、仁人は事物の理の中に逍遙自適して此の中より出過ぎず、孝子は事物の理の中に逍遙自適し此の中より出で過ぎず、故に仁人の親に事ふるや天に事ふるが如し、天に事ふるは親に事ふるが如し、是れ故に孝子は其の身を成就するなり、

【字解】「惷愚」惷も亦愚なり、「冥煩」冥は事理に暗きこと、煩は事に亂るゝこと、「志」記なり、シルスと訓む、「蹴然」容を變じて肅敬をなすさま、「仁人之事」親云云」仁人に事」親といひ孝子に成」身といひしは、仁人は則ち孝子、孝子は則ち仁人なるを以て、かく互文せしなり、

公曰、寡人既聞此言也、無如後罪何、孔子對曰、君之及此言也、是臣之福也、

【義解】此の節は、公孔子の言を服膺せんといひて孔子の感激することを記す、

公曰く、寡人既に此の言をきく服膺勉强して行はんも、己が才弱く智冥し後日其の事を過ちて罪なきを保ち難し、之れを如何せん、憂懼に絶えざるなりと、孔子對へて曰く、君の此の言を出すに及べるは、是の臣の幸福なり、感激の至りに堪へずと、

【字解】「後罪」後日の罪の義なり、

○以上第二章、孔子哀公の問に對へて政道を說くことを記す、

仲尼燕居第二十八

此の篇は禮の效用を論ぜるものにして一篇一章なり、篇名は首句の四字を取りたるものなり、王石梁曰く文首尾ありと雖、然も辭旨散漫の處多し未だ必ずしも孔子の言に非ずと、

仲尼燕居、子張、子貢、言游侍、縱言至於禮、子曰、居女三人者、吾

【義解】此の節は、孔子が公の問に對へて成其身の意義を說けることを記す、

公曰く、敢て問ふ何をか身を成就するといふやと、孔子對へて曰く、身を成就すとは凡ての事物には當然の理あり、其の理の中に逍遙自適して此の中より出過ぎざることをいふなりと、

【字解】〔物〕事物なり、此にては其の理をいふ、

因にいふ、孔子家語には夫其行己也、不過乎物、謂之成身、不過乎物是天道也に作れり、上下の文を以て之れを推考するときは、當に家語に從ふべきに似たり、

公曰、敢問君子何貴乎天道也、孔子對曰、貴其不已、如日月東西相從不已也是天道也、不閉其久是天道也、無爲而物成是天道也、已成而明是天道也、

【義解】此の節は、孔子公の問に應じて天道を說けることを記す、

公曰く、敢て問ふ君子何を以て天道を貴ぶやと、孔子對へて曰く、其のやまざるを貴ぶなり、卽ち日月の東西より相從て出でゝ世界を照臨してやまざるが如きなり、是れ天の道なり、萬物を生み之れを覆育して閉塞することなく能く久しく長く榮えしむ、是れ天の道なり、爲すことなくして四時序し、萬物生成す、これ天の道なり、萬物生成の功既に成りて功績著明、人景仰せざるなし、是れ天の道なり、人君亦此の道に則らば百姓安寧國家昇平なりと、

【字解】〔不閉其久〕萬物の久しく長く生榮するを、閉塞して邪間せずといふこと、

公曰、寡人惷愚冥煩、子志之心也、孔子蹴然辟席而對曰、仁人不過乎物、孝子不過乎物、是故仁人之事親也如事天、事天如事親、是故孝子成身、

【字解】〔君子〕人君を指していふ、〔作レ辭〕正しき辭となして稱述すること、〔作レ則〕正しき法則となして象り行ふこと、〔成二其親一〕其の親の名を成すこと、親の名を辱しめざるをいふ、

公曰、敢問何謂成親、孔子對曰、君子也者人之成名也、百姓歸之、名謂之君子之子、是使其親爲君子也、是爲成其親之名也已、孔子遂言曰、古之爲政、愛人爲大、不能愛人、不能有其身、不能有其身、不能安土、不能安土、不能樂天、不能樂天、不能成其身、

【義解】此の節は、孔子が公の問に對へて成二其親一の意義を説けることを記す、

公曰く、敢て問ふ何をか親の名をなすといふやと、孔子對へて曰く、君子とは人の名號の中にて盛大にして貴き名號なり、人君能く其の身を敬するときは則ち百姓之れに感化歸服し、名づけて君子の子といふ、是は其の親をして君子爲らしむるなり、是れを其の親の名を成すといふなるのみと、孔子遂に説を進めて曰く、古の聖君の政を爲すや、人を愛するを最も大となす、人を愛する能はざるときは人服さゞるを以て、其の身を保つこと能はず、其の身を保つこと能はざるときは其の國土に安居すること能はず、其の國土に安居する能はざるときは天命を愛樂すること能はず、天命を愛樂すること能はざるときは則ち其の身を成就すること能はずと、

【字解】〔成名〕成は盛に通ず、盛名とは盛大にして貴ぶべき名號の義なり、〔有二其身一〕有は保持すること、〔不レ能レ樂レ天〕天命を愛樂すること能はざるをいふ、國土に安居する能はざれば天を怨むに至るよりいふ、〔成二其身一〕其の身を成就すること、其の身を完全にするをいふ、

公曰、敢問何謂成身、孔子對曰、不過乎物、

されし道なり、人君にして此の如くんば、則ち國家之れに順服し福祥兼せ至るなりと、

【字解】〔妻也者親之主也〕妻は内に主となり親の後たる子を生むものなり、故に親之主といふ、〔身也者親之枝也〕草木に喩へていふ、親は本根にあたり、我身は枝にあたる、故にいふ、〔三者〕身と妻と子とをいふ、〔百姓之象也〕百姓の象り倣ふ所なりの意なり、〔身以及身〕我身を敬して以て其の敬を百姓の身に及ぼすの意、子以及子、妃以及妃も亦此れと同句法なり、〔愾〕至なり、イタルと訓む、〔大王之道也〕大王は周の文王の祖大王をいふ、大王之道なりとは、孟子に曰く、昔し大王邠に居る、狄人之れを侵す、之れに事ふるに皮幣を以てすれども免るゝことを得ず、之れに事ふるに犬馬を以てすれども免るゝことを得ず、之れに事ふるに珠玉を以てすれども免るゝことを得ず、乃ち其耆老を屬め之れに告げて曰く、狄人の欲する所のものは吾土地なり、吾之れを聞く君子は其の人を養ふ所以の者を以て人を害はずと、二三子何ぞ君なきを患へん我將に之を去らんとすと、邠を去り梁山を踰え岐山の下に邑して居る、邠人曰く、仁人なり失ふ可からずと、之れに從ふもの市に歸するが如しと、大王の意蓋し無知暴悍なる狄人を相手として戰ふときは我身を傷つくるの患あるのみならず、百姓を害ふを以てかく邠を去りしなり、是れその身以及身の證なり、孟子に又曰く昔し大王は色を好み厥の妃を愛せり、詩に云はく、古公亶父來朝走馬、率西水滸、至于岐下、爰及姜女、聿來胥宇と、是の時に當りてや内に怨女なく外に曠夫なしと、是れ大王が妃以及妃の證なり、故にいふ、

公曰、敢問何謂敬身、孔子對曰、君子過言則民作辭、過動則民作則、君子言不過辭、動不過則、百姓不命而敬恭、如是則能敬其身、能敬其身、則能成其親矣、

【義解】此の節は、孔子公の問に對へて敬身の義と其の效とを説くことを記す、

公曰く、敢て問ふ何をか身を敬すと謂ふやと、孔子對へて曰く、人君過り言ふときは則ち民之れを以て正しき辭となして稱述し、過り動くときは則ち民之れを以て正しき法則となして行ふものなり、故に人君言ふこと其の正しき辭を過らず、動くこと其の法則を過らざるときは、則ち之れに化し命ぜられずして敬恭なり、百姓敬恭なれば其の君を敬ひ慕ふこと神の如く父母の如し、是の如きことは則ち能く其の身を敬ふといふべし、かく能く其の身を敬ふときは則ち能く其の親の名を成すといふべきなり、

いふ、立上下之敬とは上にして百官下にして萬民皆敬恭ならざることなきをいふ、〔物恥〕物は事なり、政事上の種々の事柄なり、恥とは恥づべきこと即ち衰弊をいふ、〔振〕振救なり、〔興〕振興なり、

孔子遂言曰、昔三代明王之政、必敬其妻子也有道、妻也者親之主也、敢不敬與、子也者親之後也、敢不敬與、君子無不敬也、敬身爲大、身也者親之枝也、敢不敬與、不能敬其身、是傷其親、傷其親是傷其本、傷其本枝從亡、三者百姓之象也、身以及身、子以及子、妃以及妃、君行此三者、則愾乎天下矣、大王之道也、如此則國家順矣、

【義解】此の節は、身と妻と子とを敬するは敬の本たることを說く、

孔子遂に說を進めて曰く、昔し三代の明王の政は必ず妻子を敬するや道あり、漫然之れを爲すに非ず、それ妻は親の主なり敢て之れを敬せざらんや、子は親の後なり敢て之れを敬せざらんや、君子はすべて敬せずといふことなきも、我身を敬するを以て最も大となす、何となれば我身は親の枝なり、敢て之れを敬せざらんや、故に其の身を敬すること能はざるは是れ其の親を傷つくるものなり、其の親を傷つくるは譬へば其れ草木の本根を傷つくるものなり、其の本根を傷つくるときは枝は從ひて枯死するなり、これと同じく親を傷つくるときは其の身焉んぞ安きを得んや、愼まざる可けんや、是の故に人君が身と妻と子との三者に對する敬は百姓の象り倣ふ所なり、人君我身を敬して以て之れを百姓の身に及ぼし、我子を敬して以て之れを百姓の子に及ぼし、我妃を敬して以て之れを百姓の妃に及ぼす、人君此の如く三者に對する敬を行ふときは、則ち其の感化廣く天下に至り、百姓皆敬せざるなきに至る、此れ周室の祖大王の遺

公曰、寡人固、不固焉得聞此言也、寡人欲問、不得其辭、請少進、孔子曰、天地不合、萬物不生、大昏萬世之嗣也、君何謂已重焉、

【義解】此の節以下三節孔子が公の問に對して前節の意を評論せることを記す、此の節は昏禮は萬世の嗣を得る所以の道なれば、その禮甚だ重きことを說く、

公曰く寡人は固陋なり、固陋ならずんば問はず、問はずんば焉んぞ此の言を聞くを得んや、寡人子の言に對して更に問ふ所あらんと欲すれども、其の問辭を得る能はず、子請ふ少しく詳說せよと、孔子對へて曰く、天地和合せざるときは萬物生成せず、夫婦和合せざれば萬世の嗣なし、夫れ昏禮は萬世の嗣を得る所以の禮なり、その重き亦宜ならずや、君何ぞ之れを太ば重しといふやと、

【字解】〔固〕固陋なり、イヤシと訓む、〔少進〕進は說を進めよにて詳說せよといふこと、

孔子遂言曰、內以治宗廟之禮、足以配天地之神明、出以治直言之禮、足以立上下之敬、物恥足以振之、國恥足以興之、爲政先禮、禮其政之本與、

【義解】此の節は、禮は政の本たることを例說す、

孔子遂に說を進めて曰く、內にありては夫人と宗廟の禮を修めば以て天地の神明に配するに足るなり、外に出でては夫人と直言の禮を治むるときは以て上下の敬恭の義をたつるに足るなり、かく禮を以て治めば政事上の衰弊は之れを振救するに足り、國家の衰弊は之れを雪ぎて振興するに足るなり、此れを以て政を爲すには禮を先きにす、禮は其れ政の本なるかと、

【字解】〔治宗廟之禮云云〕宗廟の禮は祭祀の禮なり、宗廟の中、君は阼にありて日の東に生ずるに象り、夫人房にありて月の西に生ずるに象る、之れを天地の神明に配すといふ、〔直言之禮云云〕直は正なり、言は教令なり、直言之禮とは、教令正しく禮に合はざるなきな

道を聞かん、聞くことを得べきやと、孔子對へて曰く古の聖君政を行ふは人を愛するを以て最も大となせり、人を治め愛する所以の道は禮を以て最も大なりとなす、禮を治むる所以の道は敬ふを以て最も大なりとなす、敬ひの至り極まれるものは昏禮を以て最も大なりとなす、昏禮は實に敬ひの至り極まれるものなり、昏禮は既に敬ひの至り極まれるものなり、故に天子以下必ず冕服をきて親ら婦を迎ふ、親ら婦を迎ふるは己之れに親しむなり、己之れに親しめば人亦已を親しむ、されば人を親しむは人が己を親しむ所以なり、是の故に君子は敬の心を興起して親迎し親しむことを爲すなり、敬の心をすつるは是れ親みを遺るゝものなり、愛せざるときは親しまず、敬せざるときは其の親み正しからず、是を以て之れをみるに愛と敬ひとは其れ政を行ふの本なるかと、

【字解】〔無似〕は肖似する所なきの義、愚なることをいふ、〔三言〕夫婦別、父子親、君臣嚴を指す、〔古之〕古之聖君の略なり、〔大昏〕昏禮なり、昏禮は大禮なり、故に大昏といふ、〔冕〕冕服なり、曾子問篇を見よ、〔親レ之也者親レ之也〕上の親レ之は己人に親むをいふ、下の親レ之は人己を親むをいふ、一句の意は、己人を親むときは人亦己を親む、故に人を親しむは人己を親む所以の道なりの意、

公曰、寡人願レ有レ言、然冕而親迎、不二已重一乎、孔子愀然作レ色而對曰、合二二姓之好一、以繼二先聖之後一、以爲二天地宗廟社稷之主一、君何謂二已重一乎、

【義解】此の節は、孔子が公が君が昏禮に親迎するは太だ重からずやとの問を說明せしことを記す、公曰く寡人願くば言ふことあらん、子之れを許せよ、昏禮に於て人君の尊を以て然も冕服をきて親ら婦を迎ふるは、太だ重からずやと、孔子愀然として顔色を正しくして對へて曰く、夫れ昏禮は二姓の和好を合せて以て先聖周公の後を繼ぎ、以て天地宗廟社稷の主と爲るものなり、その重きこと亦宜ならずや、然るに君は何ぞ太だ重しといふやと、

【字解】〔不二已重一乎〕已は太なり、ハナハダと訓む、公人君親ら婦を迎ふるを以て過重の禮となす、故にかく問ひしなり、〔先聖〕周公を指す、魯は周公の後なり、故に特にあげていひしなり、

矣、君之所レ爲百姓之所レ從也、君所レ不レ爲百姓何從、

【義解】此の節は、孔子公の問に應じて政の意義を說けることを記す、

公曰く、敢て問ふ何をか政を爲すといふやと、孔子曰く夫れ政とは正なり、君正しきときは則ち百姓その政に從ひ服す、すべて君の爲す所は百姓の從ひ倣ふ所なり、されば君の爲さゞる所のものに百姓はどうして從はんやと、

公曰、敢問爲レ政如之何、孔子對曰、夫婦別、父子親、君臣嚴、三者正則庶物從レ之矣、

【義解】此の節は、孔子公の問に對へて政の三綱領を說けることを記す、

公曰く、敢て問ふ政を爲す法は如何と、孔子對へて曰く、夫婦の間別ありて淫ならず、父子の間親和にして亂れず、君臣の間嚴肅にして犯さず、之れを爲政の三大綱領となす、この三綱領正しく行はれたるときは、衆くの事物は之れに從ひて自ら正しくなるなりと、

【字解】〔庶物〕衆くの事物をいふ、

公曰、寡人雖レ無レ似也、願レ聞下所三以行二三言一之道上、可レ得聞乎、孔子對曰、古之爲レ政、愛レ人爲レ大、所三以治二愛レ人、禮爲レ大、所三以治二禮、敬爲レ大、敬之至矣、大昏爲レ大、大昏至矣、大昏既至、冕而親迎、親迎之也、親レ之也者親レ之也、是故君子興レ敬爲レ親、舍レ敬是遺レ親也、弗レ愛不レ親、弗レ敬不レ正、愛與レ敬、其政之本與、

【義解】此の節は、孔子公の問に對へて大昏の禮を引證して敬と愛とは政（三綱領）を行ふの本なることを說けることを記す、

公曰く、寡人愚なりと雖、願くば三綱領を行ふ所以の

者由後、今之君子莫爲禮也、

【義解】此の節は、孔子が公の問に對へ今の人君の禮を行はざる理由を説きしことを記す、公復問うて曰く、古の人君はかく禮を行ひて福利を得たるに、今の人君は何故に之れを行ふことなきやと、孔子曰く、今の人君は貨財を好みて厭き足ることなく、淫放の德行ありて之れを爲すことを倦まず、荒み怠り敖り慢りて酷く民に課して其の財力を取り盡くし、其の衆心に逆ひて有道の人を害ひ、己が欲する所のものを得んことを求めて其の道を以てせざるなり、昔の人君は前に述べし道に由り、今の人君は後に述べし道に由る、其の心と行と全く相反す、是れ今の人君が能く禮を爲すことなき所以の理なり、

【字解】〔今之君子〕この君子も亦人君を指す、〔實〕貨財なり、〔固〕酷きこと、〔盡〕財力をとりつくすこと、〔午〕迕と通す、サカフと訓む、〔伐二有道一〕有道の人を害ふこと、〔其所〕所は道なり、ミチと訓む、〔用レ民者〕人君を指す、

○以上第一章、孔子哀公の問に對へて、禮の成立と古の人君は之れを行へども今の人君は之れを行ふ能はざることを説きしことを記す、

孔子侍坐於哀公、哀公曰、敢問人道誰爲大、孔子愀然作色而對曰、君之及此言也、百姓之德也、固臣敢無辭而對、人道政爲大、

【義解】此の節は、孔子哀公に對へて人道は政を最大となすといへることを記す、孔子哀公に侍坐せり、哀公問うて曰く、敢て問ふ人道は多し、孰れを最も大となすやと、孔子愀然として顏色を正しくし對へて曰く、君の語の此の言に及べるは百姓の幸なり、臣固より敢て辭退することなく對へ申さん、人道は多けれども政を以て其の最大極要なるものとなすと、

【字解】〔誰〕孰なり、イヅレと訓む、〔愀然〕悚動の貌、〔作レ色〕顏色を變ずること、〔百姓之德〕猶百姓の幸といふが如し、

公曰、敢問何謂爲政、孔子對曰、政者正也、君爲正則百姓從政、

を學び、然る後其の能くする所のことを實踐して百姓に示し敎へ、其の君臣父子等の差別を廢つることなく嚴守せしむ、民之れを守り從ひて敎成ることありて然る後に其の文飾を治めて尊卑上下の差別を鮮明にして、其の事を繼續して行はしむ、民其の敎に順ふに至りて然る後に其の喪期の數を明にし、其の鼎俎の器を備へ、其の豕腊の供物を設けて喪葬の禮を敎へ、其の宗廟を修め歲時敬み祭祀して祭祀の禮を敎へ、祭祀の終に宗族燕飮して昭穆を序し以て其の親睦を保たしめ、各、其の居處に安んじて殖產に力を盡くさしめ、其の衣服を階級時處に應じて正しく類別して分に踰ゆることなからしめ、其の宮室を卑くし、車は雕幾せず、器物は彫刻せず、食物は數味を添へず、以て勤勉節儉ならしむ、而して君亦勤勉節儉して民と利を同じうし奢侈に流れず、昔の人君は此の如く禮を實行して民を治めしかば世は太平なりきと、

【字解】〔節事〕節は制限なり、天地の神多く尊卑同じからず、故に其の事ふる禮に制限あり、故に節事といふ、〔疏數〕交際往來をいふ、往來は或は疏に或は數なるあり、故にいふ、〔以二其所能一云云〕君が其の能くする所を實行して民に示し敎ふること、所謂身を以て率ゐるをいふ、〔會節〕會は期なり、期節は猶差別といふが如し、前の天地君臣以下の差別を指す、〔成事〕成功の事也、民の敎に從ひて敎の成るをいふ、〔雕鏤文章黼黻〕雕鏤は金玉を雕り鏤むこと、赤と青と之れを文といひ、赤と白と之れを章といひ、白と黑と之れを黼といひ、黑と靑と之れを黻といふ、六者皆文飾なり、故に單に文飾と見て可なり天地君臣父子等の差別を文飾して益〻明に美ならしむること、〔言二其喪算一〕言は明なり、アキラカニスと訓む、喪算は喪期の數なり、五服歲月の數、殯葬久近の期をいふ、〔豚腊〕腊は乾肉なり、豕腊共に喪中の供物なり、〔歲時〕每歲每時なり、時は四時をいふ、〔序二宗族一〕祭末宴飮の祭昭穆によりて宗族の位序を叙し其の親和を保つをいふ〔即二安其居一〕即は就なり、一句の意は、其の居處におちつき安んじて殖產生活の道を講ぜしむること、〔節醜〕節は正なり、醜は類なり、正しく類別すること、〔雕幾〕郊特牲篇に說く、〔不レ貳レ味〕數味の食物をそへざること、〔古之君子〕この君子は人君を指す、

公曰、今之君子胡莫レ行レ之也、孔子曰、今之君子好レ實無レ厭、淫德不レ倦、荒怠敖慢、固民是盡、午其衆以伐有道、求得當欲不以其所、昔之用民者由前、今之用民

【字解】〔大禮〕禮の包含する所甚廣大なり、故に大禮といふ、〔尊〕尊びあぐること、稱揚すること、〔孔子曰云云〕公が君子が此の大切なる禮を尊ぶを怪みて問ひたるは人君として甚輕卒の至なり、故に謙してわざとかく答へしなり、

君曰、否、吾子言之也、孔子曰、丘聞之、民之所由生、禮爲大、非禮無以節事天地之神也、非禮無以辨君臣上下長幼之位也、非禮無以別男女父子兄弟之親昏姻疏數之交也、君子以此之爲尊敬然、然後以其所能教百姓、不廢其會節、有成事然後治其雕鏤文章黼黻以嗣、其順之然後言其喪算、備其鼎俎、設其豕腊、修其宗廟、歲時以敬祭祀、以序宗族、即安其居、節醜其衣服、卑其宮室、車不雕幾、器不刻鏤、食不貳味、以與民同利、昔之君子之行禮者如此、

【義解】此の節は、孔子が復び君の問に應じて禮の成立と、古の人君が能く之れを實行せることゝを說きしことを記す、君孔子が謙して對へざるを知り、再び問うて曰く、否吾子謙することなくして之れを言へよと、孔子乃ち對へて曰く、民の由りて生育する所以は禮を以て最も大なりとなす、禮に非ざれば以て天地の神祇に事ふることなく、禮に非ざれば以て君臣上下長幼の位序を辨別することなく、禮に非ざれば以て男女父子兄弟の親情、昏姻往來の交を差別すること能はず、故に禮なくんば世は混沌として弱肉强食の巷と化し民は生育すること能はざるに至る、君子之れを以て禮を尊敬すること然かく深く大なるなり、人君既に禮の缺く可からざるものなることを知り、尊びて之れ

故禮之教化也微、其止邪也於未形、使人日徙善遠罪而不自知也、是以先王隆之也、易曰、君子愼始、差若毫氂繆以千里、此之謂也、

【義解】 此の節は、禮は罪過を未萠に防ぎ人々をして善に從らしむるものなることを說く、禮の廢れたるときは其の亂患此の如し、故に之れを守りて行はざるべからず、之れを守りて行はんと欲せば、豫め其の微少なるときより罪惡を禁止せざるべからず、故に禮の敎化は罪過を微少のときに禁ずるにあり、其の邪僻を止むるやその未だ形はれざるに於てするにあり、かくして人をして日々善に徙り罪に遠ざかりて自ら知らざらしむるなり、是れを以て先王禮を尊ぶなり、易に曰く、君子は始を愼む、始め差ふこと若し毫氂ならば、繆りて以て千里の大に至ると、此のことを謂ひしなり、

【字解】 〔微〕微細のときに禁止するにありの意、〔易〕易緯の辭なり、
○以上第三章、禮は國を正し民を治むるに缺くべからざるものなることを說く、

哀公問第二十七

此の篇は、孔子が哀公の問に對へて禮と政とを說きたるものなり、哀公問の三字は篇首の字をとりて名づけたるものなり、

哀公問於孔子曰、大禮何如、君子之言禮何其尊也、孔子曰、丘也小人、不足以知禮、

【義解】 此の節は、哀公が孔子に禮を問ひ孔子が謙して知らずと對へたることを記す、哀公孔子に問うて曰く、大禮とは如何なるものか、君子の禮を言ふ何ぞ其れ尊びあぐることの甚しきやと、孔子曰く、丘や小人なり、以て禮を知るに足らず、何を以てお問に對ふるを得んやと、

る所以の道なり、聘問の禮は諸侯をして相尊敬和睦せしむる所以の道なり、喪祭の禮は臣子の恩義を明にする所以の道なり、鄉飲酒の禮は長幼の次序を明にする所以の道なり、昏姻の禮は男女の別を明にする所以の道なり、夫れ禮は亂の由りて生ずる所を禁止する爲に設けられたるものにして、猶堤防にて水の流れ來る所を止むるが如し、これかく種々の禮のある所以なり、故に人若し舊き堤防を以て用ふる所なしとなして之れを壞るときは必ず水患あるが如く舊禮を以て用ふる所なしとなして之れをすつるときは必ず亂患あり、これ人々の須臾も守りて離るべからざる所以なり、

【字解】〔坊〕堤防なり、〔水敗〕水患なり、〔舊禮云々〕戰國時代には舊禮を破るもの多し、故に此の言あり、

故昏姻之禮廢、則夫婦之道苦、而淫辟之罪多矣、鄉飲酒之禮廢、則長幼之序失、而爭鬪之獄繁矣、喪祭之禮廢、則臣子之恩薄、而倍死忘生者衆矣、聘覲之禮廢、則君臣之位失、諸侯之行惡、而倍畔侵陵之敗起矣、

【義解】此の節は、禮の廢れ行はれざるときは亂患甚しきに至ることを說く、

故に人若し禮に從はざるときは、その亂患はかるべからざるものあり、今之れを條說せん、昏姻の禮廢るときは則ち夫婦の間あれみだれて姦淫邪猥の罪多くなり、鄉飲酒の禮廢るときは則ち長幼の次序なくなりて爭鬪の獄訟繁くなり、喪祭の禮廢るときは則ち臣子の恩義薄くなり死者に背きて事へず生者に事ふるを忘るゝもの多くなり、聘問朝覲の禮廢るときは則ち君臣の位なくなり、諸侯の行惡しくなりて君にそむき互に相侵し陵ぐの亂起る、恐れざるべけんや、

【字解】〔苦〕暴れ亂ること、〔淫辟〕淫放邪猥なり、〔倍死〕倍は背なり、死者に背くときは能く之れを葬り祭らざるをいふ、〔忘生〕生者に事ふるを忘るゝにて忠孝を盡くさゞること、〔聘覲〕聘問朝覲なり、〔倍畔〕二字ともにそむくこと、

禮の國を正治するに缺くべからざるは、猶衡の輕重をはかるに於ける、繩墨の曲直を正しくするに於ける、規矩の方圓を正しくするに於けるが如きなり、この故に衡が誠に懸かるときは輕きを重しとし重きを輕しとして人を欺くべからず、繩墨誠に陳るときは、曲を直とし直を曲として人を欺くべからず、規矩誠に設くるときは方を圓とし圓を方として人を欺くべからず、これと同じく、君子禮を審にして世に布くときは、姦詐の計を以て之れを誣ひ飾るべからず、禮の大切なること以て察知すべし、是れ故に禮を尊び禮に從ふ、之れを有道の士といふ、禮を尊ばず禮に從はざる、之れを無道の民といふ、禮は恭敬謙讓の道なり尊びやすく從ひやすし、故に禮を以て宗廟に奉事するときは則ち敬ありてうや〱しく、禮を以て朝廷に入るときは則ち貴賤位ありて紊れず、禮を以て室家にをるときは則ち父子親み兄弟和ぐ、禮を以て鄉里に處るときは則ち長幼序ありて亂れず、孔子曰く上を安んじ民を治むるには、禮より善きものなしと、此のことの謂ひなり、

【字解】〔方圓〕方圓に同じ、〔縣〕懸に同じ、〔隆禮由禮〕隆は尊なり、由は從なり、〔有方之士〕方は道なり、無方之民の方も亦同じ、

故朝覲之禮所以明君臣之義也、聘問之禮所以使諸侯相尊敬也、喪祭之禮所以明臣子之恩也、鄉飲酒之禮所以明長幼之序也、昏姻之禮所以明男女之別也、夫禮禁亂之所由生、猶坊止水之所自來也、故以舊坊爲無所用而壞之者必有水敗、以舊禮爲無所用而去之者必有亂患、

【義解】此の節は、禮は亂の由りて生ずる所を防ぐ堤防なることを說く、

上述の如く、禮は國を正し民を治むるに缺く可からざるものなり、故に朝覲の禮は君臣の大義を明にす

相親、謂之仁、民不求其所欲而得之、謂之信、除去天地之害、謂之義、義與信、和與仁、霸王之器也、有治民之意、而無其器、則不成、

【義解】此の節は、霸王たるものゝ道を説く、號令を發して民悦ぶ之れを和といふ、上下相親む之れを仁といふ、民其の欲する所を求めずして之れを得、之れを信といふ、天地の害を除き去る、之れを義といふ、義と信と和と仁とは、霸王たるものゝ必ず持たざるべからざる器なり、此の器だに持たば民服さゞるなく天下治まらざるなし、故に人君にして民を治むるの意ありて其の器を持つことなきときは、則ち政成らず、

○以上第二章、天子の功德を論じて、霸王たるものゝ道に及ぶ、

禮之於正國也、猶衡之於輕重也、繩墨之於曲直也、規矩之於方圜也、故衡誠縣、不可欺以輕重、繩墨誠陳、不可欺以曲直、規矩誠設、不可欺以方圜、君子審禮、不可誣以姦詐、是故隆禮由禮、謂之有方之士、不隆禮不由禮、謂之無方之民、禮讓之道也、故以奉宗廟則敬、以入朝廷則貴賤有位、以處室家則父子親兄弟和、以處鄉里則長幼有序、孔子曰、安上治民、莫善於禮、此之謂也、

【義解】此の節は、禮は國を正し民を治むるに缺くべからざるものなることを説く、

るをいふ、〔易之失賊〕絜靜精微にして深入りし反省するを忘るゝときは、所謂索隱好怪となる、索隱好怪は正理を害し人を賊ふもの也、故に賊といふ、賊とは賊害の意なり、〔禮之失煩〕徒に恭儉莊敬にしてかたまり融通なくなるときは、何につけ禮儀々々と誠に煩しくうるさくなる、故に煩といふ、〔春秋之失亂〕妄に屬辭比事するときは、國家の政事に對しても巧言を以て褒貶し之れを擾亂するに至る、故に亂といふ、

○以上第一章、六經を以て民を敎ふるの得失を解說す、

天子者與天地參、故德配天地、兼利萬物、與日月並明、明照四海、而不遺微小、其在朝廷、則道仁聖禮義之序、燕處則聽雅頌之音、行步則有環佩之聲、升車則有鸞和之音、居處有禮、進退有度、百官得其宜、萬事得其序、詩云、淑人君子、其儀不忒、其儀不忒、正是四國、此之謂也、

【義解】此の節は、天子の功德と其の效果とを說く、天子は天地と參り三才の地位を保つものなり、故に德の厚く大なるは天地に配して萬物を合せ育つ、又其の德の大なる光は日月と明を並べ、明に四海を照臨して微小なるものも遺さず、之れを養ひて其の生を遂げしむ、其の朝廷にあるときは則ち仁聖禮義の道を言ひ、休息のときには則ち雅頌の音樂をきく、行步のときは佩玉の聲律に中り、車に升るときは則ち和鸞の音あり、亦律に中る、居處禮ありて亂れず、進退度ありて偏らず、かくして百官は其の宜しきを得て整はざるなく、萬事は其の秩序を得て治まらざるなし、詩に曰く、善人君子は其の禮儀たがはず、其の禮儀たがはず、以て是の四方の國を正しくすと、此の謂なり、

【字解】〔仁聖〕聖は智なり、〔燕處〕休息の處、〔環佩〕佩玉なり、佩玉は腰に環して帶ぶるを以て環佩といふ、〔鸞和〕皆車につける鈴なり、衡にあるを鸞といひ、軾にあるを和といふ、〔淑人〕善人なり、〔儀〕禮儀なり、〔四國〕四方の國なり、

發號出令而民說、謂之和、上下

は常規を失して亂邪となる、善く學ぶものは之れに反す、其の人と爲りや、辭氣溫潤和柔性情敦厚にして而も愚ならざるは、則ち詩經の敎を深く會得して身に體したるものなり、政事に通達して遠く上古帝王の事を知り而も誣詐ならざるは、則ち書經の敎を深く會得して身に體したるものなり、義理を知ること廣博、情性和易順良にして而も奢侈ならざるは則ち樂經の敎を深く會得して身に體したるものなり、心性淸潔安靜義理精微にして而も賊害ならざるは、則ち易經の敎を深く會得して身に體したるものなり、性情恭儉容貌莊敬にして而も煩雜ならざるは、則ち禮經の敎を深く會得して身に體せるものなり、言辭を合せ連ね事物を比較褒貶して而も亂邪ならざるは則ち春秋の敎を深く會得して身に體せるものなり、而して下民をしてこの敎を能く會得せしむると否とは、一にかゝりて人君の肩上にあり、人君たるもの愼まざるべけんや、

【字解】〔溫柔敦厚詩敎也〕溫柔は辭氣を以ていふ、溫潤和柔なること、敦厚は性情を以ていふ、詩は稱美するも諷諫するも怨慝するも直指せずして婉曲に穩當に歎へり、(もとより例外もあれど)故に之れに陶冶さるゝ者は自然にかくなる故にいふ、〔疏通知遠書敎也〕疏通は故事に通達すること、知遠は遠く上古の帝王の事を知ること、書經は古帝王の故事を記錄す、故に之れに陶冶さるゝものは自然にかくなる、故にいふ、〔廣博易良樂敎也〕廣博は義理をしる廣博なること、易良は性情和易順良なること、音樂の制定は樂記篇にも見ゆるが如く、天地に法りたるものにて其の義理極めて廣大なり、又之れを奏して人情を易良ならしむるものなり、故に之れに陶冶さるゝものは自然にかくなる、故にいふ、〔絜靜精微易敎也〕絜は潔に同じ、潔靜は心性淸潔安靜なること、精微は義理を說く精微なること、易は吉凶を示し人をして心を淸潔にして安靜に身を守らしむるものなり、又其の說く所は宇宙より人道に互り理論極めて精密にして微妙なり、故に之れに陶冶さるゝものは自然にかくなる、故にいふ、〔恭儉莊敬禮敎也〕恭儉は性情を以ていひ、莊敬は容貌を以ていふ、禮は恭遜節儉齊莊敬愼を以て本となす、故に之れに陶冶さるゝものは自然にかくなる、故にいふ、〔屬辭比事春秋敎也〕屬は連ね合はすこと、屬辭とは言辭を連ね合すこと、即ち言辭の流暢に巧妙なるをいふ、比事は事物を比較して褒貶すること、春秋は列國外交上の事を記するもの多く、又能く褒貶せり、故に之れに陶冶さるゝものは自然にかくなる、故にいふ、〔詩之失愚〕溫柔敦厚にして變に通ずるを知らざるときは、融通きかず善に進み惡を退くるに愚圖して埒あかず、故に愚といふ、〔書之失誣〕疏通知遠にして能く信疑を判別し節制し應用するの才なきときは、ごまかし詐はるに至る、故に誣といふ、誣とは詐飾なり、〔樂之失奢〕廣博易良にして時に反省熟考することをなさず、其の情性に徇ふときは、則ち奢となる、奢とは奢侈なり、徒に大を好みて放肆な

知遠書教也、廣博易良樂教也、絜靜精微易教也、恭儉莊敬禮教也、屬辭比事春秋教也、故詩之失愚、書之失誣、樂之失奢、易之失賊、禮之失煩、春秋之失亂、其爲人也、溫柔敦厚而不愚則深於詩者也、疏通知遠而不誣則深於書者也、廣博易良而不奢則深於樂者也、絜靜精微而不賊則深於易者也、恭儉莊敬而不煩、則深於禮者也、屬辭比事而不亂則深於春秋者也、

【義解】孔子曰く、其の國に入りて民の性情風俗をみば、即ち其の敎化を知るべきなり、蓋し民の性情風俗は人君敎化の反映なればなり、夫れ其の人と爲りや、辭氣溫潤和柔にして性情敦厚なるは、詩經の敎の效果なり、政事に通達して遠く上古帝王の事を知るは、書經の敎の效果なり、其の義理を知る廣博にして情性和易順良なるは、樂經の敎の效果なり、心性淸潔安靜にして義理精微なるは、易經の敎の效果なり、性情恭儉にして容貌莊敬なるは、禮經の敎の效果なり、言辭を連ね合はし事物を比較して相褒貶するは、春秋經の敎の效果なり、人君六經の敎を以て治むれば下民亦之れに化して、各〻其の性行あり、故にその性行を見て、直に人君の何經を以て敎ふるかを知ることを得るなり、之れを以て敎ふと雖、能く學ばざるものは其の常規を失して弊害に陷る、故に詩經の敎を善く學ばざるものは常規を失して愚となり、善く書經の敎を學ばざるものは常規を失して誣詐となり善く樂經の敎を學ばざるものは常規を失して奢侈となり、善く易經の敎を學ばざるものは常規を失して賊害となり、善く禮經の敎を學ばざるものは常規を失して煩雜となり、善く春秋經の敎を學ばざるもの

大武、八佾以舞大夏、此天子之樂也、康周公、故以賜魯也、子孫纂之至于今不廢、所以明周公之德、而又以重其國也、

【義解】昔は周公旦天下に勳勞あり、周公既に沒して成王康王其の天下に勳勞せし所以を追念し、魯を尊くせんとす、故に之れに賜ふに重祭を以てす、其の外祭は郊祭社祭是れなり、內祭は則ち大嘗禘是れなり、夫れ大嘗禘には、堂上に升りて清廟の詩を歌ひ、堂下にて管を吹き武象の樂を奏し、朱干玉戚を執り八佾を以て大武の舞を舞ひ、羽籥を執り八佾を以て大夏の舞を舞ふ、此れは天子の祭に用ふる樂舞なり、周公の功德を稱美するを以ての故に、魯に賜ひしなり、周公の子孫は之れを繼ぎ今に至りて廢せず、是れ周公の德を明にし示す所以にして、又以て其の國家を重んずるもの、孝の至なり、

【字解】〔重祭〕二重の祭の義、外祭と內祭とを指す、〔大嘗禘〕嘗禘二祭は祭の大なるものなり、故に大の字を冠す、嘗は秋祭にて四時祭の代名、禘は五年目に行ふ大祭の名、〔升歌清廟〕前に說く、〔下而管象〕堂下にて管を以て象武（文王武王の樂名）を吹奏すること、〔朱干玉戚以舞大武〕以の字の上に八佾の字を入れて解すべし、下句にあるを以て略せしなり、朱干は朱色の干、玉戚は玉にて飾れる戚干は檀弓篇に、戚は月令篇に說く、大武は武王の舞樂なり、〔八佾以舞大夏〕八佾の上に執羽籥（前に見ゆ）の字を入れて見るべし、佾は舞列なり、八佾は八列なり、一列八人なれば八列にて六十四人なり是れは天子にて、諸侯は六佾なり、大夏は禹王の武樂なり、〔康〕褒大なり、ホムと訓む、稱美すること、

○以上第十章、天子周公の功を追賞し重祭の禮を賜ふ、子孫能く之れを繼ぎて廢せず、孝の至なることを說く、

經解第二十六

此の篇は、首章六經を以て人を敎ふるの得失を解く、故に經解と名づく、二章以下は記者が衆篇を雜採して附錄とせしものなり、

孔子曰、入其國、其敎可知也、其爲人也、溫柔敦厚詩敎也、疏通

發揚すること、〔辟〕君なり、キミと訓む、〔勤〕懃懃なり、ネンゴロと訓む、〔施〕シクの意、刻するをいふ、〔烝〕冬の祭なり、大夫の祖先を合祭する祭は冬に於てす、故に特に之にあぐるなり、〔彝鼎〕銘は鼎のみならず彝にも刻するより、彝鼎といふ、共に前に圖解す、

古之君子論譔其先祖之美、而明著之後世者也、以比其身、以重其國家、如此、子孫之守宗廟社稷者、其先祖無美而稱之是誣也、有善而弗知不明也、知而弗傳不仁也、此三者君子之所恥也、

【義解】此の節は、銘は先祖の美點を稱揚するものなれば、先祖に美點なくして稱揚するは非違なることを說く、

古の君子は其の先祖の美點を論じ譔みて明に之れを後世に著はし示すものなり、以て其の身を先祖の後にならべて名を成し、以て其の國家を重んずること此の如し、されどこは先祖に美點ありたる場合のことにて、若し子孫の宗廟社稷を守る者にして其の先祖に美點なきに銘して之れを稱するは、是れ誣ひ詐るものなり、祖先に善あれども之れを知らざるは聰明ならざるものなり、善あるを知りて銘して傳へざるは仁ならざるものなり、此の三つの者は君子の恥づる所なり、

○以上第九章、鼎に銘するの義を說く、銘は先祖の功德を稱揚して其の志を繼ぐものなれば、敬親の至なり、祭は敬親を主とす、故に此に論及せしなり、

昔者周公旦有勳勞於天下、周公既沒、成王康王追念周公之所以勳勞者、而欲尊魯、故賜之以重祭、外祭則郊社是也、內祭則大嘗禘是也、夫大嘗禘升歌清廟、下而管象、朱干玉戚以舞

至る、公曰く、叔舅よ、汝の祖莊叔は我祖成公をたすけたり、是れを以て成公は乃ち莊叔に命じて難に漢陽に隨ひ宮に宗周に從はしむ、莊叔は奔走して從ひて少しも厭ふことなし、而して死すと雖其の魂魄は猶我公室を守り、祖獻公を開發輔導せしかば、獻公は乃ち其の孫なる成叔に命じて汝の祖(莊叔)の事行を繼ぎ行はしめたり、汝の父文叔は祖先の志をつぎて奮起し、卿士を鼓舞して率ゐ從へ、躬から衞國の衰頽を恤へ、其れ公家に勤勞し夙夜懈らざりしかば、民は咸其の功を稱して美なる哉と曰へりと、公再び語を更めて曰く、叔舅よ汝に銘を予ふ、汝は能く汝の父の事行を繼ぎて爲せよと、悝再拜稽首して曰く、我君の懇懃なる大命を受く、臣之れに對へ且つ之れを發揚せんとす、當に之れを烝祭に用ふる所の彝鼎に刻して、終身服膺躬行せんと、此れ衞の孔悝の鼎の銘なり是れに由りて銘の實際如何なるものなるかを知るべきなり、

【字解】〔孔悝〕衞の大夫にて莊公を擁立せし人なり、左傳哀公十六年六月に、衞侯飮二孔悝酒一而逐レ之とあり、而して此の銘によれば公に賞せられしも亦六月なり、蓋し賞せられし後間もなく罪を得て逐はれたるものなるべしといふ、〔公〕莊公なり、名は蒯聵といふ、孔悝の奔走助力によりて位に即ける人なり、〔叔舅〕孔悝を指す、悝は莊公の姉の子なれば、公は悝の舅、悝は其の甥にあたる、而して今之れを舅といふは、其の周禮に同姓之臣稱二伯叔父一、異姓之臣稱二伯叔舅一とある例に倣ひたるなり、蓋し公の姉は孔家に嫁ぎたるものなれば、姻戚なれども同姓に非ずして異姓なればなり、〔乃祖〕乃は汝なり、以下乃祖服、乃考、乃考服の乃は皆同じ、〔莊叔〕名は達といふ、悝の七世の祖にて成公の臣なり、〔隨二難于漢陽一〕難とは成公晉に伐たれて楚に奔るを指す、漢陽は楚の地なり、一句の意は莊叔成公に從ひ漢陽にまで落ちゆきたるをいふ、〔即二宮于宗周一〕成公楚より國に反るの後、弟叔武を殺せるを以て、晉人復執へて周の都に送り之れを深室(幽深の宮室、即ち宮室内の罪人を置く所なるべし)に寘きたり、此の時莊叔も從ひゆけるをいふ、宮は深室を指す、宗周とは周は天下の宗とする所なるを以ていふ、〔射〕厭なり、イトフと訓む、〔啓右〕啓は啓發、右は輔くるなり、〔獻公〕成公の曾孫にて名は衎といふ、獻公を啓發輔導すとは衞の孫文子と甯惠子と公を逐ひ、公齊に走りしが、間もなくして國に反へるを得たり、是れ莊叔の魂魄猶此の世に止まりて公を守護して輔導せるによるとの意なり、〔成叔〕莊叔の孫にて名は烝鉏と曰ふ、〔纂〕繼なり、ツグと訓む、〔服〕事行なり、〔考〕死したる父の稱、〔文叔〕名は圉といふ、〔舊耆欲〕舊は祖先を指す、耆欲は嗜欲する所の志、祖先の愛君憂國の志をいふ、【作率】鼓舞して從へ率ゐること、〔慶士〕慶は卿に通ず、卿士とは蓋し卿大夫士の略なり、〔解〕懈と通ず、オコタルと訓む、〔休哉〕美哉に同じ、〔女若〕二字共に汝なり、〔對揚〕對は君の命に對ふること、揚は君の命を奮行して

恭矣、

【義解】此の節は、銘をつくるものは明仁知を兼ねざるべからざることを說く、

夫れ銘は專ら先祖の功德を稱揚して自己の名を成し先祖と自己と皆滿足を得るものなるのみ、是の故に君子の銘を觀るや、既に其の稱する所の先祖の善を美みし、又其の銘者卽ち子孫の爲す所の行を美みするなり、かく銘は大切なるものなれば、之れを爲る者は其の聰明は先祖の美を見はすに足り、其の仁愛は先祖に銘を與ふるに足り、其才智は己を利するに足るものならざる可からず、此の如きを賢と謂ふべし、賢にして伐ることなければ恭敬のものといふべし、

【字解】〔壹稱〕壹は專なり、專ら先祖の功德を稱揚するを、〔上下皆得〕上は先祖を指し、下は己を指す、先祖の功德を稱揚し、己が名を成す、之れを皆得といふ、〔其所レ稱〕其の銘に稱揚する所の先祖の美をいふ、〔其所レ爲〕其の銘を爲る人即子孫の先祖の美を發揚して己が名を成すの美行をいふ、〔見レ之〕之は先祖を指す、與レ之の之字皆同じ、見レ之とは先祖の美を表はし示すこと、〔與レ之〕先祖に銘を與ふること、先祖を愛して功德を銘し稱揚すること、〔利レ之〕己が身を利するにて己が名を成すをいふ、〔伐〕誇なり、ホコルと訓む、

故衛孔悝之鼎銘曰、六月丁亥、公假于大廟、公曰、叔舅乃祖莊叔左右成公、成公乃命莊叔、隨難于漢陽、卽宮于宗周、奔走無射、啓右獻公、獻公乃命成叔纂乃祖服、乃考文叔興舊耆欲、作率慶士、躬恤衛國、其勤公家、夙夜不解、民咸曰休哉、公曰叔舅予女銘、若纂乃考服、悝拜稽首曰、對揚以辟之勤大命、施于烝彝鼎、此衛孔悝之鼎銘也、

【義解】此の節は、衛の孔悝の鼎銘をあげて銘の實例となし以て前數節の意を明にす、

故に衛の孔悝が鼎の銘に曰く、六月丁亥、我公大廟に

【義解】此の節は、鼎銘の義を說く、

夫れ鼎には必ず銘あり、銘とは自ら其の名を成す所以のものなり、其の先祖の美點を稱揚して明白に之れを後世に著はし以て自己の名を成すものなり、先祖たる者には美點あらざるなく又缺點あらざるなし銘に其の美點のみを稱して缺點を稱さゞるは、此れ孝子孝孫の祖に對する心にして、たゞ賢者のみ之れを能くするなり、

【字解】〔自名〕次節の自成其名に同じ、〔惡〕惡しき所、即ち缺點なり、

銘者論譔其先祖之有德善功烈勳勞慶賞聲名、列於天下、而酌之祭器、自成其名焉、以祀其先祖焉也、顯揚先祖、所以崇孝也、身比焉順也、明示後世教也、

【義解】此の節は、前節の意義を更に闡明にせるものなり、

銘とは前述の如く其の先祖の德善功烈勳勞慶賞名聲あるものを論じ譔びて、天下に列擧し、其の輕重大小を斟酌して祭器に刻し、以て自らの名を成し、以て其の先祖を祀るものなり、其の先祖の功德を顯はし揚ぐるは孝道を崇ぶ所以にして、其己が名を先祖の次にならべて順ふは、先祖に順ふを示す所以なり、是れ皆後世の人々に孝順の教を明示するものなり、

【字解】〔功烈〕烈も亦功なり、〔勳勞〕王につくす功を勳といひ、事業の功を勞と曰ふ、〔慶賞〕慶も亦賞なり、〔酌之祭器〕酌は斟酌なり、其の輕重大小を斟酌して祭器に刻すること、祭器は鼎の類なり〔自成其名〕自らの名譽を成すこと、先祖の美しき功德を稱揚し、自ら其れを繼續し發揚するを以て任ずるは大孝なり、大孝を行ふは自らの名譽を成す所以なり、故にいふ、〔身比〕比は竝なり、ナラブと訓む、先祖の次に己が名を列ぬるよりいふ、

夫銘者壹稱而上下皆得焉耳矣、是故君子之觀於銘也、既美其所稱、又美其所爲、爲之者、明足以見之、仁足以與之、知足以利之、可謂賢矣、賢而勿伐、可謂

祭使之必敬也、弗可得已、祭而不敬、何以爲民父母矣、

【義解】 此の節は、禘嘗二祭は治國の本たることを說く、

上述の如く、禘嘗二祭に於て賞罰の政を發し臣民を奬勵戒飭す、故に曰く、禘嘗の義は大なり、國を治むるの本なり、知らざる可からざるなりと、其の義を明にする者は君にして其の事を能くする者は臣なり、其の義を明にせざるときは人に君たること完全なりといふべからず、其の事を能くせざるときは臣たること完全なりといふべからず、夫れ義は志をあらはし成す所以のものにして、諸德の發する所なり、是の故に其の德盛なる者は其の志厚く其の志厚き者は其の義章明なり、其の義章明なる者は、能く孝の道を知るを以て其の祭や恭敬なり、祭恭敬なるときは則ち境内の子孫之れに感化して敢て恭敬ならざるものなし、是の故に君子の祭るや、必身親から之れに涖む、若し故ありて親ら涖む能はざるときは則ち人をして代り涖ましめて可なり、人をして代り涖ましむと雖、君は其の義を失はざる者は、君が其の義を明にする故なり、之れに反して其の德薄き者は其の志輕し、志輕きものは其の義を疑ふあり、かくして祭に人をして代り涖ましめ必ず恭敬をつくさんことを求むるも得べからざるのみ、祭りて恭敬ならざれば、何を以て民の父母たる資格あらん、人君たるものは能く此の義を知りて明にせざるべけんや、

【字解】〔其義〕義は禘嘗之義、換言すれば陰陽の義を指す以下同じ、〔章〕章明なり、明白なり、〔使人〕人をして代り涖ましむること、

〇以上第八章、禘嘗二祭は陰陽の義に順ひ治國の本たることを說く、

夫鼎有銘、銘者自名也、自名以稱揚其先祖之美、而明著之後世者也、爲先祖者、莫不有美焉、莫不有惡焉、銘之義稱美而不稱惡、此孝子孝孫之心也、惟賢者能之、

日發公室、示賞也、草艾則墨、未發秋政、則民弗敢草也、

【義解】　此の節は、四時祭の中春秋二祭の特に重大なることを說く、

四時の祭の中、礿禘二祭は陽の義に順ひ、嘗烝二祭は陰の義に從ふもの也、就中禘祭は陽氣の盛なるものにて嘗祭は陰氣の盛なるもの也、故に曰く祭は禘嘗二祭より重きはなしと、されば古は禘祭のときに於て爵を出し服を賜ひて、臣下を賞す、陽の物を發育するの義に順ふなり、嘗祭のときに於て田邑の藏米を出だして民を賑はし、刑罰の政を發するは、陰の物を肅殺するの義に從ふなり、故に禮の記に曰く、嘗祭の日に公室の貨米を發して臣民を賑はすと、又草枯れて之れを芟るときは、則ち始めて墨刑を行ふ、未だ刑罰の政を發せざるときは則ち民は敢て草をからざるなり、故に草かりと刑罰の政を發するとは同時なり、

【字解】　〔田邑〕田邑の藏米を發し民を賑はすこと、秋は陰氣肅殺の候なるを以てかくして民を救ふなり、故に秋の賞賜は賑救の意なりと知るべし、〔秋政〕刑罰の政なり、〔發二公室一示レ賞也〕出二田邑一の例證なり、公室は公室の貨米なり、此の賞は賑救の賞賜の意に見るべし、〔墨〕入れ墨の刑なり、〔草艾云云〕發二秋政一の證なり、

故曰、禘嘗之義大矣、治國之本也、不可不知也、明其義者君也、能其事者臣也、不明其義、君人不全、不能其事、爲臣不全、夫義者所以濟志也、諸德之發也、是故其德盛者其志厚、其志厚者其義章、其義章者其祭也敬、祭敬則竟內之子孫、莫敢不敬矣、是故君子之祭也、必身親涖之、有故則使人可也、雖使人也、君不失其義者、君明其義故也、其德薄者其志輕、疑於其義、而求

是故明君在上、則竟內之民無凍餒者矣、此之謂上下之際、

【義解】 此の節は、見上下之際の解なり、

夫れ祭に煇、胞、翟、閽の賤吏にも畀ふることあるは、下を惠むの道なり、唯、有德の君のみ、能く之れを行ふことを爲す、何となれば有德の君の昭明なる德は以て其の下を惠むの義を見すに足り、仁恩は能く下に賜與するに足るあればなり、夫れ畀の言たる與ふるなり、能く其の餘りを以て其の下賤の者に與ふるを言ふなり、煇は甲吏の賤しきものなり、胞は肉吏の賤しきものなり、翟は樂吏の賤しきものなり、閽は門を守る賤吏なり、古は刑人をして門を守らしめず、故に賤職と雖猶吏たるなり、此の四職の者は吏の至りて賤しきものなり、而して尸は又至りて尊きものなり、祭は至りて尊き者を以て既に祭り、其の終には至りて賤しき者をも忘れず、其の餘りを以て之れに與ふ、是れ上下恩意を以て互に相接るものなり、是の故に明君上に在すときは、此の道を行ふを以て則ち境內の民に凍え餒うる者なし、此れを之れ上下の交りといふなり、

【字解】〔甲吏〕皮を治めて甲をつくる吏なり、〔肉吏〕家畜を屠殺することを掌る吏、〔四守〕猶四職といふが如し、

○以上第七章、祭には政道より人道に至る十種の大義あることを說く、

凡祭有四時、春祭曰礿、夏祭曰禘、秋祭曰嘗、冬祭曰烝、

【義解】 此の節は、四時の祭名を說く、蓋し夏殷の時の稱なり、

凡そ祭に四時あり、春の祭を礿と曰ひ、夏の祭を禘と曰ひ、秋の祭を嘗と曰ひ、冬の祭を烝と曰ふ、

礿禘陽義也、嘗烝陰義也、禘者陽之盛也、嘗者陰之盛也、故曰、莫重於禘嘗、古者於禘也發爵賜服、順陽義也、於嘗也、出田邑、發秋政、順陰義也、故記曰、嘗之

恩惠均しきときは則ち政能く行はれ、政能く行はるゝときは則ち事業成り、事業成るときは則ち功立つ、功立つ所以は其の本分俎の公平にあり、故に人君たるものは之れを知らざる可からざるなり、かくの如く分俎は恩惠の必ず公平を明にする所以にして、善く政を爲す者は此の如く實行するなり、故に祭は政事の公平を示すと曰ひしなり、

【字解】〔爲レ俎〕主人以下助祭の俎に牲體を分載すること、〔以レ骨爲レ主〕牲體の骨は兩肱各〻三、肩と臂と臑となり、兩股は各〻三、髀と骼と胳となり、脊は三、正脊脡脊橫脊となり、兩胉に各〻三、代脅長脅短脅なり、其の右胖（牲の半體を胖といふ、かたみ）は尸の俎となし、左胖を主人主婦以下助祭者の俎となすなり、〔殷人貴レ髀〕殷人は後を貴ぶ、髀は則ち後體の上なるもの、故に之れを貴ぶなり、〔周人貴レ肩〕周人は前を貴ぶ、肩は則ち前體の上なるもの、故に之れを貴ぶなり、〔凡前貴二於後一〕此の句は特に周人に就て言ふ、

凡賜レ爵、昭爲レ一、穆爲レ一、昭與レ昭齒、穆與レ穆齒、凡羣有司皆以レ齒、此之謂二長幼有一レ序、

【義解】此の節は、見二長幼有一レ序の解なり、

祭末旅酬の時、凡て爵を賜ひ酒を飮ます同族にありては、昭の族を一列となし、穆の族を一列となす、昭の族は昭の族のものと共に年齒順に、穆の族は穆の族と共に年齒順に爵を相まはす、此の外凡て異姓の多くの有司も亦皆年齒を以て次序となして爵を相まはす、此れを長幼序ありといふなり、

夫祭有レ畀二煇胞翟閽者一、惠レ下之道也、唯有德之君爲二能行一レ此、明足二以見レ之、仁足二以與レ之、畀之爲レ言與也、能以二其餘一畀二其下一者也、煇者甲吏之賤者也、胞者肉吏之賤者也、翟者樂吏之賤者也、閽者守門之賤者也、古者不レ使二刑人守一レ門、此四守者吏之至賤者也、尸又至尊、以二至尊一既祭之末、而不レ忘二至賤一、而以二其餘一畀レ之、

受くるときも然り、夫人が尸に爵を授くるときは爵の足をもつ、尸より受くるときも然り、かく男女が物を相授受する時は其の同じ處をもたず、又酢ゆるときは必ず其の爵を易へ、同じ爵にてせず、是れ男女の別を明にするものなり、

【字解】〔巻冕〕前に出づ、〔副褘〕前に出づ、〔豆〕王制篇に圖解す、〔校〕豆の中央の直なるところ、〔執レ醴〕醴を執る人にて兼ねて豆を授くることを掌る、〔鐙〕豆の下跗即ち豆の足なり、〔柄〕爵の柄なり爵の形は雀の如し柄は其の尾にあたる、〔足〕爵の足なり、〔夫婦〕猶男女といふが如し、夫婦の別の夫婦も同じ、男女の別は即ち夫婦の別の本なり、故に此にては男女の別に就て例説せしなり、〔不三相二襲處一〕襲は因なり、處はもとの人の持ちし處なり、もとの人のもちし處に因りてもたずとは、同じ處をもたぬことなり、

凡爲レ俎者、以レ骨爲レ主、骨有二貴賤一、殷人貴レ髀、周人貴レ肩、凡前貴二於後一、俎者所三以明二祭之必有一レ惠也、是故貴者取二貴骨一、賤者取二賤骨一、貴者不レ重、賤者不レ虛、示レ均也、惠均則政行、政行則事成、事成則功立、功之所三以立一者、不レ可レ不レ知也、俎者所三以明二惠之必均一也、善爲レ政者如レ此、故曰見二政事之均一焉、

【義解】此の節は、見二政事之均一の解なり、

凡そ祭にて主人以下助祭者の俎に分載する牲體は、骨肉を以て主とす、骨肉には貴き所と賤しき所とあり、殷は髀骨の肉を貴び、周人は肩骨肉を貴ぶ、而して凡て骨の前面は後面より貴しとなす、故に之れを皆貴人の俎に載するなり、俎に牲體を分ち載するは祭には必ず恩惠の下々にまで及ぶあることを明に示す所以なり、是の故に貴き者は貴き骨肉を取り、賤しき者は賤しき骨肉を取れども、貴き者は特に重ねて多きをとるに非ず、賤しき者は虛しくして一もとる所無きに非ず、其の貴賤に應じて多少の別を立て、まんべんに分つを主とす、是れ恩惠の公平を示すなり、

【字解】〔遠近〕遠き縁者と、近き縁者となり、〔有レ事二於大廟一〕事は祭を指す、

古者明君爵二有德一而祿二有功一、必賜二爵祿於大廟一、示レ不二敢專一也、故祭之日一獻君降立二于阼階之南一南郷、所レ命北面、史由二君右一執策命之、再拜稽首受レ書以歸而舍二奠于其廟一、此爵賞之施也、

【義解】此の節は見二爵賞之施一の解なり、

古は明君有德の人に爵を與へ、有功の臣に祿を與ふるや、必ず之れを大廟に於て賜ふ、是れ賞を敢て自ら專にせず、祖先の命をうけて行ふの義を示すなり、故に祭の日に於て、尸に一獻するの後、君は堂を降りて阼階の南に立ちて南面す、受賞の臣下は北面して之れに對す、内史乃ち君の右側に由り策命の書を執りて之れに命ず、受賞の臣下は再拜稽首して其の書を受けて歸り、其の家廟に舍奠して祖先に報告するなり、此れ爵賞を施し與ふることを見すものなり、

【字解】〔一獻〕前々節の尸飮レ五君洗二玉爵一獻レ卿の時なり、〔南鄕〕鄕は嚮に同じ南嚮は南面なり、〔所レ命〕命を受くる所のもの、受賞の臣下を指す、〔史〕内史なり、策命の事などを掌る官、〔由二君右一〕詔辭は右よりする禮なり、〔策〕策命の書なり、爵祿を賞賜することを記せる詔書なり、〔舍奠〕釋奠に同じ、此の釋奠は時に非ずして祭る祭、即ち臨時祭をいふ、

君卷冕立二于阼一、夫人副禕立二于東房一、夫人薦レ豆執レ校、執レ醴授レ之執レ鐙、尸酢二夫人一執レ柄、夫人受レ尸執レ足、夫婦相授受不レ相二襲處一、酢必易レ爵、明二夫婦之別一也、

【義解】此の節は、見二夫婦之別一の解なり、

祭の日に、君は袞冕をきて阼階に立ち、夫人は副禕をきて東房に立つ、夫人豆を薦むるときは豆の校を持ち、豆をうくる時も然り、醴をもつ人が豆を夫人に授くるときは豆の鐙をもつ、豆を受くるときも然り、尸が爵を夫人に酢ゆるときは爵の柄をもつ、夫人より

るの道を明にする所以なり、此れ父子の義理を示すものなり、

【字解】〔王父〕祖父をいふ、〔子行〕行は列なり、

尸飲ㇾ五、君洗二玉爵一獻ㇾ卿、尸飲ㇾ七、以二瑤爵一獻二大夫一、尸飲ㇾ九、以二散爵一獻二士及羣有司一、皆以ㇾ齒、明二尊卑之等一也、

【義解】此の節は、見二貴賤之等一の解なり、祭にて尸に酒を獻ずるとき、尸五たび獻爵を飲みて後、君は玉爵を洗ひて卿に獻ず尸七たび獻爵を飲みて後、君は瑤爵を洗ひて大夫に獻ず、尸九たび獻爵を飲みて後、君散爵を洗ひて士及び多くの有司に獻ず、卿以下獻爵をうけて飲むに年齒を以て順次となす、是れ尊卑の等級を明にするものなり、

【字解】〔尸飲ㇾ五〕此の獻爵の數は上公の禮によりていふと知るべし、侯伯は七獻、子男は五獻なり尸飲ㇾ五とは尸が五たび獻爵を飲むをいふ、朝踐の時二獻饋食の時二獻、食畢りて主人尸に酳い尸之れを飲む、併せて五獻なり、〔玉爵〕玉を以て飾れる爵、尸に獻ずるに用ふるもの、〔尸飲ㇾ七〕卿に獻ずるの後、夫人尸に酳い、賓長尸に酳い、尸共に飲む、前の五獻に併せて七獻なり、故に飲ㇾ七と曰ふ、〔瑤爵〕瑤玉にて飾れる爵、尸に酳ゆるに用ふる所のもの、〔尸飲ㇾ九〕大夫に獻ずるの後、長賓（年長の賓）長兄弟（年長の兄弟）と尸に酳い、尸又飲む前の七獻と併せて九なり、故に飲ㇾ九と曰ふ、〔以ㇾ齒〕卿以下年齒順に飲むをいふ、

夫祭有二昭穆一、昭穆者所三以別二父子遠近長幼親疏之序一而無ㇾ亂也、是故有二事於大廟一、則羣昭羣穆咸在、而不ㇾ失二其倫一、此之謂二親疏之殺一、

【義解】此の節は、見二親疏之殺一の解なり、夫れ祭には必ず昭穆の族悉く列するあり、昭穆の別を設くるは、父子遠近長幼親疎の列序を別ちて亂るゝことなからしむる所以なり、是の故に大廟に祭あるときは、則ち多くの昭の族多くの穆の族咸く在りて而も其の次第を失はず、此れを親疎の等級を明にすといふ、

神之道の解なり、
祭に當りて共筵をしき、共几を設くるは、神靈を此に依らさんが爲なり、室內にて祝辭を以て尸に告げ、明日祊に出でゝ神を求む、此れ皆神明に交るの道なり、

【字解】〔鋪筵設同几〕鋪同筵設同几の略なり、同は詷と通じ共なり、共筵共几とは共同の筵几なり、人の生くるときは夫婦の別を嚴にすれども、死して神となれば、へだてなし、故に祭るときにも筵几を別々にせず、共同にするなり、〔詔祝於室〕詔は告なり、室內にて祝辭を以て事を尸に告ぐるをいふ、〔出於祊〕祊は廟門外の旁なり、祭の明日此處にて神を求め祭るなり、郊特牲篇に精し、

君迎牲而不迎尸、別嫌也、尸在廟門外則疑於臣、在廟中則全於君、君在廟門外則疑於君、入廟門則全於臣全於子、是故不出者、明君臣之義也、

【義解】此の節は、見君臣之義の解なり、
祭に君牲を迎へて尸を迎へざるは嫌疑を別つなり、尸は臣を以て之れと爲し以て君父に象るものにして尊きものなり、されど其の廟門外に在るときは則ち臣にして未だ尸に非ずと疑はるゝも、廟中にあるときは則ち全く君父の象なり、次に君が廟門外に在るときは臣子に非ずして猶君かと疑はるゝも、廟門に入れば則ち全く臣子の象なるを以て、尸に事ふるも毫も嫌疑するの餘地なし、若し君が廟門を出でゝ廟門外に居る尸を迎ふるときは、則ち君を以て臣を迎へて君臣の別なきを示すの嫌疑あり、是の故に出でゝ迎へざるは是れ君臣の義を明示する所以なり、

【字解】〔全於君〕全於君父の略なり、

夫祭之道、孫爲王父尸、所使爲尸者、於祭者子行也、父北面而事之、所以明子事父之道也、此父子之倫也、

【義解】此の節は、見父子之倫の解なり、
夫れ祭の道は孫が王父の尸となる、故に尸たらしむる所の者は、祭る者に於ては子の列にあるものなり、而して父が北面して之れに事ふるは、子の父に事ふ

ら其の道を行ひ盡し、其の義を正しくして行ひ、敎の成れる結果なり、是の故に君子の君に事ふるや、必ず身之の敎を行ふ、其の上に安んぜざる所の行は則ち以て自ら行はざるのみならず、亦下に之れを爲さしめず、上が下に惡む所の行は則ち自ら之れを以て上に事へざるのみならず、亦下に之れを以て上に事へしめず、人に爲すべからずと責めて其れを己に行ふは矛盾の至にして敎の道に非ず、是の故に君子の敎ふるや、必ず其の本卽ち身に由り、己の欲せざる所は人に施さず、己の欲する所は人に施し、以て己を修め人を導く、誠に順正の至なり、而して祭は其れ之れを見はし示すに最も適切にして且つ重きものなるが故に、祭は敎の本なりと曰ふのみ、

【字解】〔祭之爲ㇾ物〕猶祭之爲ㇾ禮といふが如し、〔與ㇾ物〕與は猶擧ぐといふが如し、物は供獻の物を指す、〔順〕順正なり、上の祭之爲ㇾ禮の禮を承く、〔崇事〕崇は尊なり、〔非〕責なり、セムと訓む、

○以上第六章、祭は敎の本なることを説く、

夫祭有二十倫一焉、見下事二鬼神一之道上焉、見二君臣之義一焉、見二父子之倫一焉、見二貴賤之等一焉、見二親疏之殺一焉、見二爵賞之施一焉、見二夫婦之別一焉、見二政事之均一焉、見二長幼之序一焉、見二上下之際一焉、此之謂二十倫一、

【義解】此の節は、祭には十義あることを説く、一章の總序なり、

夫れ祭には十の義理あり、卽ち之れに由りて鬼神に事ふるの道を示し、君臣の義理を示し、父子の義理を示し、貴賤の等級を示し、親疏の等級を示し、爵位恩賞を施すことを示し、夫婦の別を示し、政事の公平を示し、長幼の次序を示し、上下の交を示す、此れを之れ祭の十義といふ、

【字解】〔十倫〕倫は義なり、義理なり、〔殺〕等級なり、〔際〕接なり交をいふ、

鋪ㇾ筵設二同几一爲ㇾ依ㇾ神也、詔二祝於室一而出二于祊一、此交二神明一之道也、

【義解】此の節以下前節の解なり、此の節は見二事鬼

此れは餕を食ふの禮に由りて民に見はし示すによるなり、故に此の禮を見て以て其の君の政の良否を知るべしと曰ふなり、

【字解】〔毎ノ變以ノ衆〕前節の如く、尸食ふときは一人、君の食ふときに四人、大夫の食ふときは六人、士の食ふときは八人、其れより百官と次第に位卑く人數多なるをいふ、〔四簋黍〕四簋黍稷の略なり、諸侯は凡て六簋黍稷なり、二簋は陽厭の祭（曾子問篇に見ゆ）の爲に殘すを以て、餕禮に用ふるものは四簋のみなり、故にいふ、簋は曾子問篇に圖解す、〔徧〕徧なり、アマネクと訓む、〔大澤〕大なる恩澤なり、〔民夫人〕人民それ〳〵の義、〔下流〕猶下といふが如し、

○以上第五章、餕を食ふの禮と其の義の重大なることゝを説く、

夫祭之爲物大矣、其興物備矣、順以備者也、其教之本與、是故君子之教也、外則教之以尊其君長、内則教之以孝於其親、是故明君在上、則諸臣服從、崇事宗廟社稷、則子孫順孝、盡其道端其義而教生焉、是故君子之事君也、必身行之、所不安於上、則不以使下、所惡於下、則不以事上、非諸人行諸己、非教之道也、是故君子之教也、必由其本、順之至也、祭其是與、故曰祭者教之本也已、

【義解】夫れ祭の禮たる大なり、其の諸の供物を擧ぐる備はれり、其の禮や順正にして其の供物や備はる者なるは是れ神靈を敬するの至にして、民に忠孝の重んずべきを示すなり、されば祭は其れ敎の本なるか、是の故に君子の敎は外は則ち之れに敎ふるに、其の君長を尊ぶべきを以てし、內は則ち之れに敎ふるに其の親に孝を盡すべきを以てす、其の故に明君上に在すときは則ち諸臣服從し、宗廟社稷に尊び事ふるときは則ち子孫柔順に孝行なり、是れ明君の自

餕を食ふ禮の如しといふこと、【惠術】術は法なり、惠を施すの法をいふ、神の餕を上より次第に下に及ぶまで食ふ、是れ施惠の法なり、〔謖〕起なり、タツと訓む、〔與卿四人〕卿は三人あり、故に君と幷せて四人なり、〔大夫六人士八人〕大夫士は多し、此に六人八人といふは廟中にて祭を助くるものを指す、〔具〕饌具なり、〔百官〕以上あげし三卿六大夫八士以外の者を指す、

凡餕之道、每變以衆、所以別貴賤之等、而興施惠之象也、是故以四簋黍、見其脩於廟中也、廟中者竟內之象也、祭者澤之大者也、是故上有大澤、則惠必及下、顧上先下後耳、非上積重而下有凍餒之民也、是故上有大澤、則民夫人待于下流、知惠之必將至也、由餕見之矣、故曰可以觀政矣、

【義解】此の節は、上節の惠術也可以觀政矣の解にて餕を食ふの禮の大切なることを反覆して示せるものなり、

凡そ餕を食ふの禮は變る每に其の人次第に卑く且つ多衆となる、是れは貴賤の等級を別ちて恩惠を施すの形象を表し示すなり、是の故に君以下の餕する所は四簋に盛りたる黍稷に過ぎず、甚少しと雖之れを臣下にまで及ぼすは、其の恩惠を廟中に奉仕する臣下に偏く施すを示すものなり、否廟中は境內に象りたるものなれば推し廣めて偏く衆庶に恩惠を施すを示すものなり、是れに由りて之れを觀るに、祭は實に恩澤の大なるものなり、是れ故に上に大なる恩澤あるときは則ち其の惠や必ず偏く下衆庶にまで及ぶ、其の及ぼす法を顧るに、たゞ上なる者は先きに下なるものは後なるの差あるのみ、是れ上に財物積み重なりて下に凍え餒る民あるを以て惠を施すの意に非ずして、上に財物積み重なれば必ず偏く下民に施散し凍え餒ゑしめざるの意なり、是の故に上に大なる恩澤あるときは、則ち民は夫れ〴〵下にありて待つ、こは恩惠の將に至らんとするを知ればなり、而して

○以上第四章、祭には三種の重き道あることを説く、

夫祭有餕、餕者祭之末也、不可不知也、是故古之人有言、曰、善終者如始餕、其是已、是故古之君子曰、尸亦餕鬼神之餘也、惠術也、可以觀政矣、是故尸謖君與卿四人餕、君起大夫六人餕、臣餕君之餘也、大夫起士八人餕、賤餕貴之餘也、士起各執其具以出陳于堂下、百官餕徹之、下餕上之餘也、

【義解】此の節は、祭末餕を食ふの禮と其の禮は施惠の道を寓するを以て之れによりて政を觀るべきことを説く、

夫れ祭には餕を食ふの禮あり、餕を食ふの禮は祭の終なり、知らざる可からざるなり、是の故に古の人言へることあり、曰く、善く終あるものとは、祭始の如く恭しく愼むことゝ餕を食ふの禮の如きをいふと、其れ是の禮の貴く且つ大切なることをいへるのみ、是の故に、古の君子曰く、餕を食ふの禮は君が尸の餕を臣が君の餕を食ふのみならず、尸も亦鬼神の餘食を食ふなり、是れ上より惠を下に施すの法なるを以て、此の法を見て以て其の君の政を觀るべしと、かく餕は上の餕を食ふものなるが故に、尸鬼神の餕を食ひ畢りて起てば、君と三卿と合せて四人尸の餕を食ふ、君食ひ畢りて起てば大夫六人其の餕を食ふ、是れ臣は君の餘食を食ふなり、大夫食ひ畢りて起てば、士八人其の餕を食ふ、是れ賤しきものは貴きものゝ餘食を食ふなり、士食ひ畢りて起ち各ゝ其の饌具を執り以て出でゝ堂下に陳ぬれば、百官は進みて其の餕を食ひ畢りて、其の器を徹去す、是れ下は上の餘食を食ふなり、

【字解】〔餕〕食ひ餘りなり、此にては神の食ひ餘り、即ち神に供獻せし物を食ふ禮をいふ、其の禮尸先づ食ひ、次に君と三卿と其の餘を食ひ、然る後臣下に及ぶなり、【如始餕】祭始の如く恭しく愼むこと

尸の敬稱、

○以上第三章、祭は內は誠心を盡くし外は儀式供物をつくし以て親に事ふるものなることを說く、

夫祭有三重焉、獻之屬莫重於祼、聲莫重於升歌、舞莫重於武宿夜、此周道也、凡三道者所以假於外而增君子之志也、故與志進退、志輕則亦輕、志重則亦重、輕其志而求外之重也、雖聖人弗能得也、是故君子之祭也、必身自盡也、所以明重也、道之以禮、以奉三重、而薦諸皇尸、此聖人之道也、

【義解】夫れ祭には三種の重んずべき道あり、供獻の屬の中にては、鬱鬯の酒を尸に獻じて地にそゝぐより重きはなし、聲樂の中にては升歌より重きはなし、舞の中にては武宿夜より重きはなし、此の周の文王武王ののこされし道なり、凡て此の三道は外物を假りて君子の誠敬忠信の志を大に表はし成す所以のものなり、故に三道は志と進退す、卽ち志輕きときは則ち三道も亦輕く、志重きときは則ち三道も亦重きなり、其の志を輕くして外なる三道の重きを求むることは、聖人と雖爲し得る能はざる所なり、是の故に君子の祭るや必身自ら誠敬忠信を盡くす、此れ志の重きを明にする所以なり、かくして此の志を導くに禮儀を以てし、以て三道を奉行して之れを皇尸にすゝむ、此れ聖人の親をまつるの道なり、

【字解】〔三重〕三種の重き事なり、〔祼〕鬱鬯の酒を尸に獻じて地に灌ぐことにして降神の式なり、故に最も重んずるなり、〔升歌〕升歌は堂上に升りて清廟の詩（詩經にあり）を歌ふこと、歌ふは人聲にて樂器の音より貴し、故に重んずるなり、〔武宿夜〕武舞の曲名、注疏に武王紂を伐つとき商の郊に至りて停止し宿夜す、士卒皆歡樂歌舞して以て旦を待つ、因りて名づくとあり、武舞中にて最もこれを重んぜるより、此れより重きはなしといへるなり、〔增君子之志〕志は誠敬忠信の志をいふ、以下志の字同じ、增は大に表はし成すこと、〔自盡〕自ら誠敬忠信の志を盡くすこと、〔道之〕道は導に同じ、

いふを待たず、故に夫人のみ致むといふなり、〔致齊於外、夫人致齊於內〕致齊は致齊散齊の略なり、齊戒の主なるものは致齊なるを以て、特にあげて散齊を括せし也、外は君の正寢、內は夫人の正寢をいふ、〔純冕〕純色の冕服にて祭服のこと、〔副褘〕祭義篇に解く、〔圭瓚〕王制篇に圖解す、〔祼尸〕鬱鬯の酒を尸に獻じ地に灌ぎまつること、〔大宗執璋瓚亞祼〕大宗は宗廟の禮を掌る官、璋瓚は璋を柄とせる鬱鬯の酒をそゝぐ器、亞祼とは君に亞ぎて祼鬱鬯酒をそゝぐなり、此の句夫人が亞祼すといはざるは大宗が夫人に代りてなす故なり、〔紖〕牲をひく引繩、〔芻〕藁なり、殺したる牲を藉くもの、〔宗婦〕同宗の婦人なり、〔盎〕盎齊なり盎にもれる混和酒なり、〔薦涚水〕涚はすましたる盎齊なり、蓋し盎齊は混和酒にて濁れるを以て清酒を和しこれをすまして用ふ、これを涚酌（約めて涚）といふ、水は明水（清明の水即清水）なり、一句の意は涚酌と併せて明水を尸に薦むるをいふ〔鸞刀〕禮器篇に圖解す、〔羞嚌〕嚌はなめすゝる爲に尸にすゝむる牲の肺をいふ、〔薦豆〕饋食を盛れる豆、

及入舞、君執干戚就舞位、君爲東上、冕而總干、率其羣臣、以樂皇尸、是故天子之祭也、與天下樂之、諸侯之祭也、與竟內樂之、冕而總干、率其羣臣、以樂其皇尸、此與竟內樂之之義也、

【義解】此の節は、人君親ら舞位に立ちて皇尸を樂しまし親の靈を安んずることを說く、

祭には文武の舞あり、其の場に入りて舞ふに及び、君は干と戚とを執りて舞位に就き東上す、乃ち冕服して干戚を執り羣臣を率ゐて舞ひ以て皇尸を樂しますで君の此の恭敬なる動作は、臣庶を喜び從ひて樂しますす所のものなり、是の故に天子の祭るや、皇尸と天下の臣庶と共に之れを樂しむ、又諸侯の祭るや、亦皇尸と境內の臣庶と共に之れを樂しむ、卽ち君冕服して干戚を執り、其の羣臣を率ゐて舞ひ以て皇尸を樂しまず、之の恭敬なる動作は臣庶を悅び從はず、此れ諸侯の祭や皇尸と境內の臣庶と共に之れを樂しむの義なり、皇尸樂しみ臣庶樂しむ、此れ天下を以て親に事へ祭るものにて祭の至れるものなり、

【字解】〔君執干戚〕干は檀弓篇に、戚は月令篇に圖解す、執干戚は武舞なり、舞は文武二舞を行ふに武舞のみあげたるは、武舞は文舞に比し重きを以てなり、〔冕而總干率其羣臣〕總は猶摠の如し、執るなり、干は干戚の略、此の句二出す、前は是故天子之祭也與天下樂之を承け、後は諸侯之祭也與竟內樂之の解なり、〔皇尸〕君の

君致齊於外、夫人致齊於內、然後會於太廟、君純冕立於阼、夫人副褘立於東房、君執圭瓚祼尸、大宗執璋瓚亞祼、及迎牲、君執紖、卿大夫從、士執芻、宗婦執盎從、夫人薦涗水、君執鸞刀、羞嚌、夫人薦豆、此之謂夫婦親之、

【義解】此の節は、君夫人と齋戒すること及祭時は夫婦親ら事を執りて親の靈に事ふることを說く、是の故に祭期に先つこと十有一日前に、宮宰は夫人を戒しむ、是に於て夫人も亦君と同じく散齊すること七日、致齊すること三日なり、君は君の正寢に於て致齊散齊し、夫人は夫人の正寢に於て致齊し散齊し、然る後祭日に於て太廟にて會するなり、此の時君は純冕を著て阼階に立ち、夫人は副褘を著て東房に立つ、君圭瓚を執り鬱鬯の酒を酌みて尸に獻じて地に灌ぎ祭れば、大宗は夫人に代りて璋瓚を執り、鬱鬯の酒を酌み、之れに亞ぎて尸に獻じて地に灌ぎ祭る、牲を迎ふるに及び、君其の引繩を執りて、廟庭中の碑（牲をつなぐ石柱）に繫ぐ、この時卿大夫は或は牲を驅り、或は幣を執りて君に從ひ、士は藁を執りて從ふ、尸に獻ずるに及び、宗婦は盎齊を執りて夫人に從ひて其の位に置けば、夫人は清酒を以て之れを涗し、明水を併せて之れを尸に薦む、君は鸞刀を執り牲の肺を割き爼に奠き尸に羞め、此れと同時に夫人は饋食の豆を尸に薦む、此れを夫婦共に親ら祭ると謂ふなり、

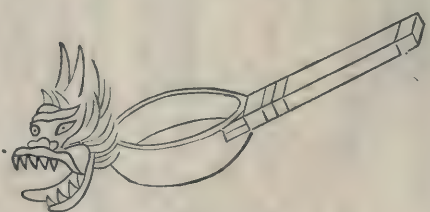

璋瓚　（三禮圖）

【字解】〔期〕祭期なり、〔宮宰宿二夫人一〕宮宰は宮中の官にて六敎を敎ふるを掌るもの、宿は肅と通ず、戒なり、イマシムと訓む、夫人を戒むとは齋戒すべきことを戒告するなり、君は祭主にして齋戒するは

欲無止也、及其將齊也、防其邪物、訖其耆欲、耳不聽樂、故記曰、齊者不樂、言不敢散其志也、心不苟慮必依於道、手足不苟動、必依於禮、是故君子之齊也、專致其精明之德也、故散齊七日以定之、致齊三日以齊之、定之之謂齊、齊者精明之至也然後可以交於神明也、

【義解】此の節は、祭前に齋戒する義を說く、次節の前置きなり、

四時に及びて將に祭らんとするときは君子は乃ち齋戒す、齋の言たる心を齊ふることとなり、心の齊はざるを齊へて以て齊へ極むるものなり、是の故に君子は大事あるに非ず恭敬の事あるに非ざれば則齋戒せず齋戒せざるときは、則ち外物の誘引を防ぐことなく嗜欲を止むることとなし、是れを以て其の將に齋戒せんとするに及びてや、其の邪物の誘引を防ぎ、其の嗜欲を止め、耳に音樂を聽かず、故に古の禮の記に曰く齋戒するときは音樂を爲さずと、こは奏樂して敢て其の志を散らさざらんが爲に言へるなり、かくして心は苟も慮らず必ず道に依りて慮り、手足は苟も動かさず必ず禮に依りて動く、是の故に君子の齋戒するや、專ら其の精粹明白の心德を研き極むるなり、故に散齊七日以て心を定め、致齊三日以て心を齊ふ、定むとは齊ふことなり、齊ふとは精粹明白の至極をいふ、心精粹明白の至極に達して然る後始めて神明に交るを得べきなり、

【字解】〔及レ時〕時は四時なり、〔乃齊〕齊は齋に同じ、齋戒なり、以下齊之爲レ言、不レ齊、齊者、君子之齊、散齊、致齊の齊は皆同じ、〔耆欲〕嗜欲に同じ、〔訖〕止むなり、ヤムと訓む、〔散齊致齊〕祭義篇に說く、〔定レ之之謂レ齊〕上句定レ之の解なり、〔齊者精明之至也〕上句齊レ之の解なり、

是故先期旬有一日、宮宰宿夫人、夫人亦散齊七日、致齊三日、

蜂、蚳等をいふ、蜩、蜂等を食ひしことは內則にも見ゆ、〔長〕育つること、

是故天子親耕於南郊、以共齊盛、王后蠶於北郊、以共純服、諸侯耕於東郊、亦以共齊盛、夫人蠶於北郊、以共冕服、天子諸侯非莫耕也、王后夫人非莫蠶也、身致其誠信、誠信之謂盡、盡之謂敬、敬盡然後可以事神明、此祭之道也、

【義解】此の節以下終まで前節の例證なり、此の節は君自ら藉田を耕し夫人養蠶して粢盛祭服をつくり以て誠敬の心を致すことを說く、

是の故に、天子は親ら南郊の藉田を耕して以て祭の粢盛を供し、王后は北郊の蠶室に養蠶して以て祭服を供す、諸侯は東郊の藉田を耕して亦以て祭の粢盛に供へ、夫人は北郊の蠶室に養蠶して以て祭服を供す、天子諸侯に藉田を耕すの臣民なきに非ず、王后夫人に養蠶する婦妾なきに非ざれども、親ら之れを爲すは、其の誠信をきはむるなり、誠信をきはむる之れを心を盡くすといふ、心を盡くす之れを敬といふ、敬ひ盡して然る後に以て神明に事ふべし、此れ親を祭るの道なり、

【字解】〔南郊〕郊南の藉田なり、天子は太陽の象なり、故に南郊に設く、南は陽なり、〔共齊盛〕共は供に同じ、齊盛は祭義篇に說く、〔北郊〕北郊の蠶室なり、王后は太陰の象、夫人は少陰の象なれども、通じて陰なり、故に北郊に設く、北は陰なり、天子と諸侯とは藉田の處異なりて王后夫人の蠶室の處同じきは、婦人故禮を略せるなり、〔純服冕服〕天子に純服といひ、諸侯に冕服といふは、互文なり、祭服は玄衣纁裳の冕服にて色純なり、故に純服といひ、冕服といふ、されば二語共に祭服の意に見て可なり、〔非莫耕〕藉田を耕すべき臣民なきに非ずの意、非莫蠶も之れと同句法なり、

及時將祭、君子乃齊、齊之爲言齊也、齊不齊以致齊者也、是故君子非有大事也、非有恭敬也則不齊、不齊則於物無防也、耆

玉女與寡人共有敝邑事宗廟社稷、此求助之本也、夫祭也者、必夫婦親之、所以備外內之官也、官備則具備、水草之菹、陸產之醢小物備矣、三牲之俎八簋之實美物備矣、昆蟲之異草木之實陰陽之物備矣、凡天之所生地之所長、苟可薦者、莫不咸在、示盡物也、外則盡物、內則盡志、此祭之心也、

【義解】　此の節は、祭は內は誠心を盡し、外は儀式供物をつくすことを說く、

前章に於て述ぶる如く、祭は內心の誠敬を盡くすものなり、既に內自ら誠敬の心をつくして又未だ足らず、外に於て助を求めて大に誠敬の實を外に表はす、昏禮は則ち是れが爲に起るなり、故に國君夫人を娶るとき、結納の辭に曰く、請ふ君の玉女と寡人と共に弊邑を保有し、以て我宗廟社稷の神に事へんと、此れ外に助力を求むるの本なり、夫れ祭は君夫婦必ず之れを親からするも而も足らず、此れ外內の官を備へて助けしむる所以なり、此れは外に助を求むるの末なり、外內の官備はるときは則ち祭事は具備するなり、卽ち水草の菹と陸產の醢とは、これ小物の具備するなり、三牲の爼と八簋の實とは、これ美物の具備するなり、昆蟲の異味と草木の果實とはこれ陰陽の物具備するなり、その外凡て天の生ずる所地の育つる所のものにて苟も神靈にすゝむべき者は、咸く供物の中に備へ在らざるはなし、これ天下の物を盡して事ふるを示すなり、此の如く外には百官の助を得て天下の物を盡し事へ、內には誠敬の志を盡くして事ふ、此れ孝子が親を祭るの衷心なり、

【字解】〔玉女〕先方の君の女の敬稱、其の德玉の如き女の義なり、〔敝邑〕弊邑に同じ、〔水草之菹〕水草は芹茆の類をいふ、菹はつけものなり、〔陸產之醢〕陸產は蚳蠯の類をいふ、醢はしゝびしほなり、〔三牲之爼〕三牲は牛羊豕なり、爼に載するより三牲之爼といふ、〔八簋之實〕八簋は明堂位篇に見ゆ、實は黍稷等の穀實なり、〔昆蟲〕蜩、

せり、〔奉レ之以レ物〕之は誠敬忠信を指す、道レ之安レ之參レ之の之も皆同じ、物は物品なり、供物祭器等を指す、〔道〕導に同じ、ミチビクと訓む、〔參レ之以レ時〕時は四時の祭なり、誠敬忠信の四者をまじふるに四時を以てすとは、此の四者を以て四時の祭を行ふをいふ、〔不レ求二其爲一〕其の己が身の爲に福祥祐助を求めざること、

〇以上第一章、祭の義は衷心の誠敬をつくすにあることを説き、祭によりて得る所の福に及ぶ、

祭者所以追養繼孝也、孝者畜也、順於道不逆於倫、是之謂畜、

【義解】此の節は、祭は生前の孝養を繼續して爲すことなるを説きて孝の義に及ぶ、

夫れ祭は親の死後に於て其の未だ及ばざるの奉養を追ひてなし、其の未だ盡くさゞるの孝を繼ぎなす所以なり、孝とは畜ふなり、人道に順ひて天倫に逆はず以て親に奉養をつくす、是れを之れ畜ふといふなり、

【字解】〔畜〕養ふの意なり、〔道〕人道を指す、〔倫〕天倫なり 天道をいふ、

是故孝子之事親也、有三道焉、生則養、沒則喪、喪畢則祭、養則觀其順也、喪則觀其哀也、祭則觀其敬而時也、盡此三道者孝行之行也、

【義解】此の節は、前節の孝の字を承け、孝に三道あることを説く、

是の故に孝子の親に事ふるや三道あり、親生けるときは則ち奉養し、沒せるときは則ち喪に服し、喪畢れば則ち祭る、是れ三道なり、而して奉養するときは其の道に順ふか否かを觀、喪に服するときは則ち其の衷心哀しむか否かを觀、祭るときは其の敬しく時祭するか否かを觀る、かくして此の三道を完全に盡くすは、孝子の必ず爲すべき行なり、

【字解】〔時〕四時の祭なり、

〇以上第二章、祭は生前の孝養を繼續して爲すことを説きて、孝の三道に及ぶ、

既內自盡、又外求助、昏禮是也、故國君取夫人之辭曰、請君之

賢者之祭也、必受其福、非世所謂福也、福者備也、備者百順之名也、無所不順者之謂備、言內盡於己而外順於道也、忠臣以事其君、孝子以事其親、其本一也、上則順於鬼神、外則順於君長、內則以孝於親、如此之謂備、唯賢者能備、能備然後能祭、是故賢者之祭也、致其誠信與其忠敬、奉之以物、道之以禮、安之以樂、參之以時、明薦之而已矣、不求其爲、此孝子之心也、

【義解】 此の節は、祭祀によりて受くる大福を說き、祭禮の他禮より重大なる反證となす、

賢者の祭るや、必ず其の報として福を受く、此の福とは世人の所謂福に非ず、福とは備なり、備とはすべて道理に順ふの名なり、すべて道理に順はざる所なき之れを備といふ、內は己が誠心を盡して外は道理に順ふを言ふ也、換言すれば道理と一體になるをいふなり、道理と一體になれば過なし、豈至大の福に非ずや、忠臣の以て其の君に事ふる、孝子の以て其の親に事ふる、其の本は一のみ、卽此の福より出づるなり、上は則ち鬼神に順ひ、外は則ち君長に順ひ、內は則ち以て親に孝する、此の如きを福を我身に備ふといふ、たゞ賢者のみ能く福を身に備ふ、能く福を身に備へて、然る後に能く祭る、是の故に賢者の祭るや、其の誠信と其の忠敬を致し、此の四者を奉ずるに物品を以てし、此の四者を導くに禮式を以てし、此の四者を安んずるに音樂を以てし、此の四者をまじふるに四時を以てし、明白に此の四者を薦むるのみ、其の己が爲に福祥を求むることを爲さず、此れ孝子（賢者の換へ字）の心なり、

【字解】 〔世所謂福〕壽考吉祥祜助等を指す、〔上則云云〕此の句以下事ら福を備へたる上に祭るをいふ、故に備の字も前句とは意を異に

違レ心〕耳目の視聽が正しき心より去らずにて、視聽の常に正しきこと、〔思慮不レ違レ親〕思慮が親を去らずにて常に親を念ふこと、〔術省〕術は述と同じ、述省とは循ひ省ること、毎事思省するをいふ、

○以上第十五章、孝子の祭祀及志を說く、

建二國之神位一、右二社稷一而左二宗廟一、

【義解】 諸侯が國の神位を建つるには社稷を右位にし、宗廟を左位にせり、

【字解】〔右二社稷一云云〕右は陰にて地は陰なり故に社稷を右位にす、左は陽にて人道の向ふ所、故に宗廟を左位にす、

○以上第十六章、國の神位を說く、

祭統第二十五

統とは本なり、祭には物あり、禮あり、樂あり、時あり、而して其本は則ち一心に統ぶ、此篇說く所是れなり、故に祭統を以て篇に名づく、

凡治レ人之道、莫レ急二於禮一、禮有二五經一、莫レ重二於祭一、

【義解】 此の節は、禮の中にて祭は最も重きものなることを說く、

凡そ人を治むるの道にて禮より急務なるはなし、禮に吉凶軍賓嘉の五禮あり、五禮の中又諸禮あり、其の中にて祭禮より重大なるものなし、

【字解】〔急〕急務なり、〔五經〕五の道なり、吉凶軍賓嘉の五禮を指す、

夫祭者非二物之自レ外至一者也、自レ中出生二於心一者也、心怵而奉レ之以レ禮、是故唯賢者能盡二祭之義一、

【義解】 此の節は、祭は心に本づくことを說く、

夫れ祭は他物を外より假り我身の上に持ち至りて爲すに非ず、我身の中より出づるものにして、我心より生ずるものなり、誠心感動して而して後之れを奉行するに禮儀を以てするものなり、此れ祭の義なり、是の故にたゞ賢者のみ能く祭の義を充分になし盡すなり、

【字解】〔物〕他物なり、儀式供物等を指す、〔怵〕感動なり、

慮事、以具服物、以脩宮室、以治百事、及祭之日、顏色必溫、行必恐、如懼不及愛然、其奠之也、容貌必溫、身必詘、如語焉而未之然、宿者皆出、其立卑靜以正、如將弗見然、及祭之後、陶陶遂遂、如將復入然、是故慤善不違身、耳目不違心、思慮不違親、結諸心形諸色而術省之、孝子之志也、

【義解】　孝子將に其の親を祭らんとするときは、必ずつゝしみおごそかの心あり、以て祭事を謀慮し、以て祭服供物を具備し、以て宗廟を修繕し、以てすべての事を治む、祭日に及びては顏色必ず溫和に、行くときは必ずおそれつゝしみて、親が祭を饗くるを果たさず、己が親を愛する心の充分に及ばざるを懼るゝが如く然り、其の祭饌を神前に置くや、容貌必ず溫和に身體必ず屈み俯すこと、親が將に己に語らんとして未だ語らず、命を得ざるときの如く然り、祭畢りて助祭の賓客皆出づ、其の時孝子の立つや、柔順に靜肅に以て正しく將に親の靈の神去りて復び見るを得ざらんことを恐るゝが如く然り、祭の後に及びては初は陶々とし後は遂々として親の靈の將に復び入り來らんと思ふが如く然り、是の故に、孝子は誠善の動作を身より去らず、耳目の視聽は正心より去らず、思慮は親より去らず、親を思慕する念を心に結びつけ、之れを顏色にあらはして常に之れに循ひて反省し以て事を爲す、此れ實に孝子の志なり、

【字解】〔服物〕祭服供物なり、〔懼レ不レ及レ愛〕親の充分に祭を饗くるを果さず、己が親を愛するの心を致すこと及ばざるを おそるゝこと、換言すれば己が誠心の至らずして親の祭をうけざらんことを恐るゝこと、〔奠〕祭饌を神前に供ふること、〔詘〕屈なり、俯し屈むること、〔語焉未レ之〕親の將に己に語らんとして猶未だ語らず、其の命を得ざること、〔宿者〕助祭の賓客をいふ、祭前宿齋をなすより、宿者といふ、〔卑靜〕卑は柔順なり、〔陶陶〕思の內に結ぼる貌、〔遂遂〕思の外に達する貌、〔慤善不レ違レ身〕慤は誠なり、違は去なり、サルと訓む、誠善の行動身を去らずとは、行動常に誠善なること、〔耳目不

侯善あるときは自ら有せず、之れを天子の徳に歸し、卿大夫善あるときは自ら有せず、之れを諸侯に進め、士庶人善あるときは自ら有せず、之れを父母に本づくとなし、之れを長老の意に存すとなし、天子諸侯祿爵慶賞を賜はるにも自ら之れを賜ふとせず、宗廟に於て之れを賜ひ、先祖の靈の命によりて自ら之れを成すとなす、かく天子以下自ら肆にせず、功善を他に讓るは、これ敬順を示す所以なり、

【字解】〔慶賞〕慶も亦賞なり、

昔者聖人建陰陽天地之情、立以爲易、易抱龜南面、天子卷冕北面、雖有明知之心、必進斷其志焉、示不敢專以尊天也、善則稱人、過則稱己、教不伐以尊賢也、

【義解】此の節、亦前節と同じく天子敬順尊天尊賢のことを記す、

昔しは聖人陰陽天地の實をあらはし、立てゝ以て易書をつくれり、故に易書は至貴なり至寶なり、是れを以て卜占の際、卜筮の官は龜を抱きて南面し、天子は袞冕して北面す、聰明睿知の心ありと雖、必ず進み卜ひて以て其の志を裁斷す、これ敢て專ら決せざるを示すものにして、天を尊ぶ所以なり、又天子善あるときは則ち自ら有せず、稱して以て臣下の功となし、過あるときは則ち之れを臣下に歸せず、稱して以て己の責となす、これ誇らざるを敎ふるものにして、賢人を尊ぶ所以なり、

【字解】〔建〕あらはすの意に見るべし、〔情〕實なり、〔爲易〕この易は易書なり、〔易抱龜南面〕この易は易を掌る官、即ち卜筮の官を指す、易は至貴至上なるを以て卜占の際は龜を抱くものは南面して天子の上に居るなり、〔天子卷冕北面〕卷冕は袞冕に同じ曾子問篇に圖解す、卜筮は神聖なり、故に天子と雖北面して之れに對するなり、〔斷其志〕其の志の可否を卜占によりて裁斷するなり、

〇以上第十四章、天子以下敬順以て自ら持することを説く、蓋し前章に弟長の義を説きしを以て推廣して此の言をなせるものならん、

孝子將祭祀、必有齊莊之心、以

命不レ齒レ族、有二七十者一弗二敢先一、

【義解】此の節は、鄕里にて年齒を尙ぶの法を說く、鄕飲酒又は鄕射の時、一命の官にある者は鄕人と共に年齒順に坐立し、再命の官にある者は位高きを以て鄕人とは齒せず、一族の人と共に年齒順に坐立し、三命の官にある者は位最も高きを以て、一族の人と雖齒せず、上位に坐立すれども、一族の七十の者來るあるときは、敢て之れに先だたず、自ら其の後に隨ふ、

【字解】〔壹命〕壹命の官にあるもの天子の下士をいふ、〔再命〕再命の官にあるもの、天子の中士をいふ、〔三命〕三命の官にあるもの、天子の上士をいふ、

七十者不レ有二大故一不レ入レ朝、若有二大故一而入、君必與レ之揖讓而后及二爵者一、

【義解】此の節は、致仕して家に在る七十歲以上の老臣の入朝せるとき君之れを優禮する法を說く、上節に三命者有二七十者一弗二敢先一の文あるを以て、序に此にかゝげ天子すら優禮するを以て三命の官にあるものゝ優禮するは當然なることを暗示す、致仕して家にある七十以上の臣は、大事故あらざれば朝廷に入らず、若し大事故ありて朝廷に入るときは君必ず之れと揖讓の禮を行ひ、而る後有爵者に及ぶ、

【字解】〔大故〕大事故にて兵寇のある場合等を指す、

○以上第十三章、年齒を尙ぶべきをいひて、弟道を說く、

天子有レ善、讓二德於天一、諸侯有レ善、歸二諸天子一、卿大夫有レ善、薦二於諸侯一、士庶人有レ善、本二諸父母一、存二諸長老一、祿爵慶賞成二諸宗廟一、所二以示一レ順也、

【義解】此の節は、天子以下善あるときは尊上に讓り、敬順を主として敢て專にせざることを說く、天子善あるときは自ら有せず、その德を天に讓り、諸

天子設四學、當入學而太子齒、

【義解】此の節は上節を承け、天子が三老五更を大學に食ふ禮及其効果を說く、

三老五更を大學に養ふときには、天子親ら袒ぎて牲を割き、親ら醬を執りて之れに饋り、親ら爵を執りて之れに酳い、親ら冕服をき干をとりて舞ひ、以て老者を優禮す、是れ諸侯の人々に弟道を敎ふる所以なり、是の故に鄕里にて年齒を尙び老いて困窮するものにても之れを遺棄することなく、强き者は弱き者を犯さず、衆き者は寡き者を暴さゞるは、此れ大學養老の禮より來れる感化なり、而して天子は四代の學を建てゝ子弟を敎ふ、學に入るに當りて太子年齒を尙びて長幼の序を守り、親ら上位に就かず、是れ亦大學養老の禮の感化なり、

【字解】〔執レ醬而饋〕老者が食するときの事なり、食物を人におくるを饋といふ、〔執レ爵而酳〕老者食することを罷めたるときの事なり、酳は杯をさすこと、ムクユと訓む、〔冕而揔レ干〕冕服をき、干をもちて舞ふこと、揔は手に持つことトル又はモツと訓む、〔四學〕虞夏殷周四代の學校なり、周代にては皆之れを設く、即ち虞庠は北に在り、瞽宗（夏）は西にあり、東序（殷）は東にあり、成均（周）は中南にあり、〔齒〕年齒を尙び、年齡順に席に就き、貴ければとて上位に就かぬこと

天子巡守、諸侯待于竟、天子先見百年者、八十九十者、東行西行者弗敢過、西行東行者弗敢過、欲言政者、君就之可也、

【義解】此の節は、天子巡守の時に於ける老者優禮のことを說く、

天子天下を巡幸するときは、諸侯は己が國境に迎へ待つ、天子諸侯の國に入るや、先づ百年の者を引見す、八十歲九十歲の者は老者が東行し天子が西行するときは、駐立して老者の來るを待ち、敢て行き過ぐることを爲さず、老者が西行し天子が東行するときは、老者の來るを待ち、敢て行ぎ過ぐることを爲さず、老者若し政に就きて言上せんと欲する者あるときは、君親ら老者の許に就きて之れを聞きて可なり、

【字解】〔巡守〕天下を巡幸し政治の得失風俗の良否を視察すること〔竟〕境に同じ、

壹命齒于鄕里、再命齒于族、三

の名、四邑を丘といひ四丘を甸といふ、[頒禽]獵にて獲し禽獸を頒つこと、・[隆]多なり、オホクスと訓む、[獀狩]春の獵を獀といひ、冬の獵を狩といふ、春冬二季の獵を以て四季の獵の代名とせしなり、故に二字にて單に田獵の意に見てよし、[軍旅什五]五は伍に同じ、兵五人を伍といひ、十人を什といひ、五百人を旅といひ、一萬二千五百人を軍といふ、されど此には四字にてたゞ軍隊の意に見てよし、[州巷]州は二千五百戸の家の村、巷は村の中の路なり、二字にて單に村里の意に見てよし、

祀乎明堂、所以教諸侯之孝也、食三老五更於大學、所以教諸侯之弟也、祀先賢於西學、所以教諸侯之德也、耕籍所以教諸侯之養也、朝覲所以教諸侯之臣也、五者天下之大教也、

【義解】　此の節は天下の五大教をあげ、養老の禮は其の一なることを示し、以て年齒を尚ぶの義の重大なる證となす、

天子が其の祖文王を明堂に祭り上帝に配するは、諸侯の人々に孝道を教ふる所以なり、三老五更を大學に養ふは、諸侯の人々に弟道を教ふる所以なり、先賢を西學に祀るは、諸侯の人々に德を尊ぶべきを教ふる所以なり、親ら籍田を耕すは、諸侯の人々に神に事へ奉養を致すべきを教ふる所以なり、朝覲の禮を定めて諸侯を引見するは、諸侯の人々に臣道を教ふる所以なり、此の五つは天下の大なる教なり、

【字解】　[祀乎明堂]明堂にて文王を祭り、上帝に配するをいふ、[三老五更]文王世子篇に解く、[祀先賢於西學]先賢は先世の賢者をいふ、西學は西郊にある學校にて、王制篇にいふ所の虞庠、周の小學なり、周禮大司樂に掌成均之法、有道者有德使教焉、死則以爲樂祖、祭於瞽宗とある是れなり、[耕籍]籍田を耕すこと、[諸侯之養]此の養は神に事へ奉養を致すことをいふ、

食三老五更於大學、天子袒而割牲、執醬而饋、執爵而酳、冕而摠干、所以教諸侯之弟也、是故郷里有齒、而老窮不遺、强不犯弱、衆不暴寡、此由大學來者也、

是の故に朝廷にて爵位同じきときは、則ち年齒の高き者を尙びて上にし、七十歲の者は朝廷にて杖つき、君が之れに問ふときは則ち必ず座席を與へ、八十歲の者は朝廷に出づるも君に見え揖して卽ち退き、必ず朝事を畢るを待たず、君之れに問ふことあるときは則ち親ら其の家に就きて問ひ決して招喚せず、かくして百官は感化し弟道は朝廷に通じ行はるゝなり又上に立つ人々が道路を行くとき、長老の人と同行するときは、肩を併べて歩かず、兄と同年輩の人なれば少しかたよりて後れ、父と同年輩の人なれば、直に其の後に隨ふ、老者を見たるときは乘車徒步に拘らず之れを避けて路を讓り、半白の者は荷物を負戴して道路を行かず、少壯者之れを負戴す、かくして人々は感化し弟道は道路の上に通じ行はるゝなり、又上に立つ人が鄕に居るときは、年齒を尙び其の長なる者を以て上に置き、年老いて困窮するものと雖決して之を見棄ずして勞りたつとび、强きものは弱き者を犯さず、衆きものは寡きものを暴さず、かくして人々は感化し弟道は村里に行はるゝなり、又古の道にて五十歲以上の者は甸徒と爲らず、捕獲せし禽獸を頒つときは年長者に多く與ふ、上に立つ人が獀狩（カリ）のときに之れを行ひて匱かず、かくして人々は感化し弟道は獀狩に行はるゝなり、又上に立つ人が、軍隊にて爵位同じきときは則ち年齒を尙び、長老を上に置く、かくして人々は感化し弟道は軍隊に行はるゝなり、かくの如く孝弟の道朝廷より始まり、道路の上に行はれ、村里に及び、獀狩に及び、軍隊の間に修め行はるゝときは、衆庶孝弟の義に通じ、之れが爲に身を殺して敢て犯し背かざるに至るなり、

【字解】〔君問則席〕席すとは老者に席を與へて坐せしめ然る後に問ふこと、〔不レ俟レ朝〕朝事の畢るを待たず、君に見えて直に退出すること、〔就レ之〕老者の家に至りて問ふこと、〔達〕通なり、通じて行はるゝこと、〔肩而不レ併〕肩をならべて行かざること、〔不レ錯則隨〕錯とは雁行の如く互ひ違ひにまじはるをいふ、兄と同年輩の人なれば雁行の互ひ違ひにまじはる如く少し偏りて之れに後るをいふ、隨は直に其の後に隨ふことにて父と同年輩と同行するときをいふ、一句の意は少し偏り後れて行くに非れば直に其の後に隨ふといふこと蓋し同行中には兄と同年輩のものとするときもあり、父と同年輩のものとするときもある故、かくいひしなり、〔車徒〕乘車のときと徒步のときなり、〔辟〕避なり、路を避けて讓ること、〔斑白〕半白に同じ、半しらがをいふ、〔任〕荷物なり、〔遺〕忘るゝなり、棄つるなり、〔甸徒〕田獵のときは甸中より徒兵を徵發す、之れを甸といふ、甸は村

ぶ」ことを說く、

昔し有虞氏は有德を貴びて其の上に年齒を尙び、夏后氏は爵位を貴びて其の上に年齒を尙び、殷人は貴富を貴びて其の上に年齒を尙べり、周人は親族を貴びて其の上に年齒を尙べり、虞夏殷周は天下の盛德の王なり、其の貴ぶ所各、異なれりと雖、未だ年齒を尙ぶを遺るゝものあらず、かく四代の盛王が、年齒を尙ぶことの期せずして一致するを見るに、年齒の天下に貴きことは久しきことにて、「其の禮親に事ふるに次げり、

【字解】〔夏后氏貴レ爵〕舜が德を貴びし弊は、爵位の貴を知らず君を忘るゝに至れり、故に夏后氏之れを救うて爵位を貴び貴賤の別を明にせしなり、〔殷人貴レ富〕夏后氏が爵位を貴びし弊は位のみを貴びて勳功を忘るゝに至れり、故に殷人之れを救うて貴富を貴び世祿を明にせしなり、〔周人尙レ親〕三代にて德と位と祿とを貴びし弊は親を親むの道を忘るゝに至れり、故に周人之れを救うて親を親み親愛の情を明にせしなり、〔盛王〕盛德の王なり、

是故朝廷同レ爵則尙レ齒、七十杖ニ於朝一、君問則席、八十不レ俟レ朝、君問則就レ之、而弟達ニ乎朝廷一矣、行肩而不レ幷、不レ錯則隨、見ニ老者一則車徒辟、斑白者不下以ニ其任一行中乎道路上矣、居レ鄕以レ齒、而老窮不レ遺、强不レ犯レ弱、衆不レ暴レ寡、而弟達ニ乎州巷一矣、古之道、五十不レ爲ニ甸徒一、頒レ禽隆ニ諸長者一、而弟達ニ乎獀狩一矣、軍旅什五同レ爵則尙レ齒、而弟達ニ乎軍旅一矣、孝弟發ニ諸朝廷一、行ニ乎道路一、至ニ乎州巷一、放ニ乎獀狩一、脩ニ乎軍旅一、衆以レ義死レ之、而弗ニ敢犯一也、

【義解】此の節は、弟道を重んじ年齒を尙ぶことが、朝廷より起りたるときの影響效果の偉大なることを說く、

曰く、先生の足の傷は瘳えたり、しかるに數月閉居して出でず、憂苦の色あるは何ぞやと、樂正子春曰く、善い哉汝が問や、善い哉汝が問や、吾之れを曾子に聞き、曾子は之れを孔夫子に聞けり、曰く、天の生む所地の養ふ所のもの、卽ち萬物の中にて、人より偉大なる靈あるものはなし、父母全うして子を生む、故に子全うして之れを歸へす、之れを孝と謂ふべし、其の體膚を傷つけず、其の身名を辱しめず、父母の遺體を全うすと謂ふべし、故に君子は半步步む間も敢て孝をつくすを忘れざるなりと、しかるに今予は孝の道を忘れて足を傷つけたり、是れを以て憂苦の色あるなり、夫れ子たるものは壹たび足をあげても、敢て父母を忘れず其の體を大切にし、壹たび言を出だしても敢て父母を忘れず其の言を愼むべきなり、壹たび足を擧げても敢て父母を忘れず其の體を大切にす、是の故に道路を行くときは本道を步きて旁徑（ワキミチ）を步かず水を渡るときは舟に乘りて渡り、徒涉りせず、これ卽ち敢て先きだたれし父母の遺し與へられし體を以て危きことを行はざるなり、壹たび言を出だしても敢て父母を忘れず其の言を愼む、是の故に惡言を口より出ださず、惡言を口より出ださゞれば人亦忿言を以て我身に仕返へさず、此の如く言行を愼みて其の身を辱めず、其の親の名を羞（ハヅカ）しめず、之れを孝と謂ふべきなりと、

【字解】〔樂正子春〕曾子の弟子なり、傳なかく、〔瘳〕癒なり、イユと訓む、〔善如〕猶善哉といふが如し、〔聞二諸夫子一〕この夫子は孔夫子を指す、〔虧〕かくこと、傷つくるをいふ、〔頃步〕跬步に同じ、半步なり、〔游〕徒涉りなり、〔殆〕危なり、〔惡言不レ出二於口一忿言不レ反二於身一〕惡言不レ出二於口一、惡言不レ出二於口一則忿言不レ反二於身の略なり、忿言は忿怒の言なり、

〇以上第十二章、孝道を說く、曾子の言多く、其の義孝經と表裏を相爲せり、參照すべし、

昔者有虞氏貴レ德而尙レ齒、夏后氏貴レ爵而尙レ齒、殷人貴レ富而尙レ齒、周人貴レ親而尙レ齒、虞夏殷周天下之盛王也、未レ有レ遺レ年者、年之貴二乎天下一久矣、次二乎事一レ親也、

【義解】此の節は四代皆年齒を尙ぶ（卽ち老者を尙

母己を惡むときは其の心氣を怒らせしを懼れて其の酷惡を怨むことなく、父母に過あるときは穩に諫めて其の心に逆はらず、父母既に沒するときは必ず仁君の祿を食み、其の粟を以て祭祀す、此れを之れ孝道の終りと謂ふなり、

【字解】〔仁者之粟〕仁者は仁君なり、粟は祿をいふ、〔禮〕孝禮なり、猶孝道といふが如し、

樂正子春下堂而傷其足、數月不出、猶有憂色、門弟子曰、夫子之足瘳矣、數月不出、猶有憂色何也、樂正子春曰、善如爾之問也、善如爾之問也、吾聞諸曾子、曾子聞諸夫子、曰、天之所生、地之所養、無人爲大、父母全而生之、子全而歸之、可謂孝矣、不虧其體、不辱其身、可謂全矣、故君子頃步而弗敢忘孝也、今予忘孝之道、予是以有憂色也、壹擧足不敢忘父母、壹出言而不敢忘父母、壹擧足而不敢忘父母、是故道而不徑、舟而不游、不敢以先父母之遺體行殆、壹出言而不敢忘父母、是故惡言不出於口、忿言不反於身、不辱其身不羞其親、可謂孝矣、

【義解】此の節は、樂正子春が其の足を傷つけて憂へたるを弟子怪み問ひしかば、子春父母の遺體は損傷すべからざることを說き聞かせし話を記す、前數節の實例なり、

樂正子春堂より下るとき、其の足を傷づく、數月の間閉居して出でず、猶憂苦の色あり、門弟子怪み問うて

して孝に非ざるなりと、此れ一端に過ぎざれども以て孝道の範圍の偉大なることを知るべし、

【字解】〔樹木以時伐焉云云〕樹木禽獸を伐殺するに一定の時期あり、法令を以て之れを定む、月令篇を見るべし、

孝有三、小孝用力、中孝用勞、大孝不匱、思慈愛忘勞、可謂用力矣、尊仁安義、可謂用勞矣、博施備物、可謂不匱矣、

【義解】此の節は、孝に大中小の三種あることを説く、第一節第三節の意を言を換へて説明せるものなり、

夫れ孝道には三種あり、小孝は力を用ひて父母を奉養し、中孝は心を勞し身を愼み父母を敬して辱しめず、大孝は父母を安んじ父母に對して何事も豐にして匱しくせず、父母の慈愛を思慕し、己が勞苦を忘れて奉養をつくす、此の如きを己が力を用ひて父母につくすと謂ふべし、仁義の道を尊び之れに安んじて言動し以て父母を敬し其の名を辱しめず、此の如きを心を用ひて父母につくすと謂ふべし、博く德敎を四方に施して百姓を風化し、四方の物を備へて父母を奉養し祭祀す、此の如きを父母に對して何事も豐にし匱しからずと謂ふべし、

【字解】〔小孝用力〕第一節の其下能養、第三節の其行曰養にあたる、力は專ら形體の勞力を指す、〔中孝用勞〕第一節の其次弗辱第三節の敬爲難云云にあたる、勞は心を勞すること、〔大孝不匱〕第一節の大孝尊親、第三節の安爲難云云にあたる、匱は乏なり、〔博施備物〕博施は博く德敎を四方に施し衆庶を風化すること、備物とは四方の物を備へて父母を奉養し祭祀するをいふ、四方を風化するときは四方の民種々の物を以て來貢するを以て四方の物を備ふるを得るよりかくいひしなり、

父母愛之、喜而弗忘、父母惡之、懼而無怨、父母有過、諫而不逆、父母既沒、必求仁者之粟以祀之、此之謂禮終、

【義解】此の節は、孝道の終を説く、第三節の卒爲難を覆説せるものなり、

父母己を愛するときは喜びて其の慈惠を忘れず、父

曾子曰、夫孝置之、而塞乎天地、溥之而橫乎四海、施諸後世而無朝夕、推而放諸東海而準、推而放諸西海而準、推而放諸南海而準、推而放諸北海而準、詩云、自西自東自南自北、無思不服、此之謂也、

【義解】此の節は、孝道の偉大と其の効果の速遠なることを説く、

曾子曰く、夫れ孝道は之れを立てゝ天地を塞ぎ閉づる程高大なるものなり、之れをひろめて四海に横たはる程廣大なるものなり、之れを後世に施して一朝一夕に行はれざるなき程永遠なるものなり、故に孝道を東海のはてまで推しすゝめ至りて民皆準ひ従ひ西海のはてまで推し進め至りて民皆準ひ従ひ、南海のはてまで推し進め至りて民皆準ひ従ひ、北海のはてまで推し進め至りて民皆従ふなり、詩に曰く、西よりも東よりも南よりも北よりも思慕して服従せざるはなしと、此れは孝道を以て民を治めたる結果を謂ひたるなり、

【字解】〔溥〕普なり、ヒロムと訓む、〔無朝夕〕一朝一夕にして行はれざるなき意、永久なるをいふ、〔放〕至なり、イタルと訓む、〔諸〕孝道を指す、以下諸の字同じ、〔東海〕東海のはてなり、以下西海南海北海皆同句法なり、〔詩云〕此の詩は大雅文王有聲の篇にあり、

曾子曰、樹木以時伐焉、禽獸以時殺焉、夫子曰、斷一樹、殺一獸、不以其時、非孝也、

【義解】此の節以下三節皆曾子の言にて、孝道を三方面より覆説せるものなり、此の節は孝道の一端をあげて其の偉大なることを示す、第三節仁者仁此者也云云の一例の如きものなり、

曾子曰く、樹木は時を以て伐り、禽獸は時を以て殺すは、古よりの法なり、之れを犯さば即ち身刑戮にかゝり父母の名を辱しむ、故に孔夫子曰く、一樹を斷り一獸を殺すに其の時を以てせざるは法規を亂るものに

【義解】此の節は、第一節の意義を詳細に說けるものにて、孝には養、敬安、卒の四段あることゝ、孝は萬道の本たることをいふ、

曾子曰く、我身は父母の遺し與へられし體なり、父母の遺し與へられし體を以て言論し行動す、敢て敬せざらんや、是れ故に家に居るとき莊敬ならざるは孝に非ざるなり、君に事へて忠ならざるは、孝に非ざるなり、官に涖みて敬しく事務に從はざる は孝に非ざるなり、朋友に對して信義あらざるは孝に非ざる也、戰陣に臨みて勇なきは孝に非ざるなり、此の五つの行成らざるときは則ち我身を辱しむ、我身を辱しむるは親の名を辱しむる所以にして、不孝是れより大なるはなし、敢て敬せざらんや、彼の香よき肉、穀の美味を能く煮、其の鹽梅を嘗みて、之れを父母に薦むるは孝に非ずして、たゞ養ふなり、君子の所謂孝とは國人皆はめうらやみて然して曰く、幸なる哉善き子ありと、此の如きは所謂孝といふべきのみ、此に至るには父母を敬するにあり、安んずるにあり、終身孝をなし盡くすにあり、夫れ衆庶の根本の敎を孝と曰ふ、其の奉養の禮を行ふを養といふ、父母を養ふことは能くすべきも、父母を尊敬することは難しとなす、父母を尊敬することは能くすべきも、父母を安んずるは難しとなす、父母を安んずるは能くすべきも、終身其の身を守りて父母を辱しめざるは難しとなす、父母既に沒し其の身を愼み行ひて父母の惡名を遺さず此の如きを能く孝を終ふるものと謂ふべし、かく孝は敎の根本なれば、仁禮義信等の如き皆此れより出でざるはなし、卽ち仁とは此の孝を愛して離れざることなり、禮とは此の孝を履み行ふことなり、義とは此の孝を時處に應じ宜しき樣に行ふことなり、信とは此の孝をまことに外に表はし示すことなり、强とは此の孝を勉むることなり、安樂は此の孝に順ふより生じ、刑戮は此の孝に反くより作るなり、

【字解】〔烖及二於親一〕親の名を辱しむるは是れ烖を親に與ふるものなり、故にいふ、烖は災なり、〔亨孰〕二字共に煮なり、よく煮ること、〔羶薌〕羶は肉を指し、薌は穀を指す、〔稱願〕稱は稱揚、願は羨むこと、〔本敎〕根本の敎、〔卒〕己が身を終る迄能く其の身を守りて父母を辱しめざること、〔父母之惡名〕己孝を盡くさざるときは是れ父母を辱しむるものなり、父母を辱しむるは 即ち 父母に惡名を與ふるなり、〔仁レ此者〕この仁は愛なり愛して離れざるの意、此は孝を指す、以下此の字皆同じ、

【義解】此の節は、曾子公明儀の問に答へて我は孝道を行へるものに非ざることをいひ、孝道の偉大なることを示せることを記す、

公明儀曾子の語を聞き終り問うて曰く、先生は以て孝道を行へる人と爲すべきかと、曾子曰く、是れ何といふ言ぞや、是れ何といふ言ぞや、君子の所謂る孝とは父母の意を、其の未だ出ださゞる前に豫知して之れを爲し、父母の志を奉承して之れを行ひ、父母を曉して常に正道より脱せざらしむるものなり、參の如きはたゞ父母を養ふものなり、安んぞ能く孝道を行ふものとなすを得んやと、

【字解】〔公明儀〕檀弓篇に傳す、〔夫子可以爲孝乎〕曾子は孔子第一の孝子なり、故に公明儀かく問ひしなり、〔諭父母於道〕父母を曉諭して正道よりはづれざらしむること、舜の如きを指す、〔參〕曾子の名、〔直養云云〕曾子の謙辭なり、直は但なり、タヾと訓む、

曾子曰、身也者父母之遺體也、行父母之遺體、敢不敬乎、居處不莊非孝也、事君不忠非孝也、涖官不敬非孝也、朋友不信非孝也、戰陣無勇非孝也、五者不遂、烖及於親、敢不敬乎、亨孰羶薌、嘗而薦之、非孝也、養也、君子之所謂孝也者、國人稱願然曰、幸哉有子、如此所謂孝也已、衆之本教曰孝、其行曰養、養可能也、敬爲難、敬可能也、安爲難、安可能也、卒爲難、父母既沒、愼行其身、不遺父母惡名、可謂能終矣、仁者仁此者也、禮者履此者也、義者宜此者也、信者信此者也、強者強此者也、樂自順此生、刑自反此作、

也、禮也者動於外者也、樂極和、禮極順、內和而外順、則民瞻其顏色、而不與爭也、望其容貌、而衆不生慢易焉、故德輝動乎內、而民莫不承聽、理發乎外、而衆莫不承順、故曰、致禮樂之道、而天下塞焉、擧而措之無難矣、樂也者動於內者也、禮也者動於外者也、故禮主其減、樂主其盈、禮減而進、以進爲文、樂盈而反、以反爲文、禮減而不進則銷、樂盈而不反則放、故禮有報而樂有反焉、禮得其報則樂、樂得其反則安、禮之報樂之反其義一也、

○以上第十一章、禮樂の道を論ず、全文樂記篇に出づ故に解釋を省略す、

曾子曰、孝有三、大孝尊親、其次弗辱、其下能養、

【義解】此の節は、孝に三種あることを說く、
曾子曰く、孝に三種あり、大孝は親を尊び、其の次は親の名を辱しめず、其の下は能く養ふのみ、

【字解】〔曾子〕檀弓篇に傳す、〔尊親〕例へば舜の如きを指す、孟子も亦之れを稱せり、

公明儀問於曾子曰、夫子可以爲孝乎、曾子曰、是何言與、何言與、君子之所謂孝者、先意承志、諭父母於道、參直養者也、安能爲孝乎、

とる、其の時夫人は繭を盆中に置き手にて三たび之れを淹り淹くる毎に手にて其の緒を振り出し、遂に更に三宮の夫人世婦の吉なる者を擇び之れをならべて絲をとらしむ、絲出來上れば之れを朱に綠に黑に黃に染めて、以て黼黻文章の模樣と爲し、祭服をつくる、祭服既に成れば君は之れを服して以て先王先公を祭る、亦誠に敬の至りなり、

【字解】〔公桑〕公設の桑畑なり、〔築宮〕宮は蠶室を指す、〔仞有三尺〕牆の高をいふ、仞は七尺なり、故に仞有三尺は一丈なり、〔棘牆〕牆上に棘を置くこと、〔外閉〕門を外閉すること、門扇外にありて閉づるをいふ、〔大昕〕季春の朔日なり、〔三宮之夫人世婦〕天子には三夫人（皇后の外）あり、故に三宮といふ、諸侯にはたゞ世婦あるのみ、此の句は天子と諸侯と合敍するを以て、天子三宮夫人世婦、諸侯世婦といふべきを略して直に三宮夫人世婦といひしなり、世婦は女官なり、〔風戾〕風にて乾かすこと、蠶は濕氣を嫌ふ故なり、〔食之〕食は養なり、ヤシナフと訓む、〔歲既單矣〕單は盡なり、ツクと訓む、一句の意は養蠶の歲期盡くることにして、季春の末孟夏の初をいふ、〔獻繭于夫人〕此の夫人は正夫人即ち后妃を指す、夫人繅の夫人も同じ、〔副褘〕副は婦人の首飾にて首を覆ふ所のもの、褘は褘衣なり、玉藻篇に圖解す、〔率用〕率は法なり、法りて用ふること、〔良日〕吉日なり、〔繅〕繭より絲をとること、〔三盆手〕盆中に繭を置き手にて三たび淹り、淹る毎に手にて其のいとぐちを振り出すこと、〔玄黃〕玄は黑色なり、〔黼黻文章〕あや模樣なり、赤と青と之れを文といひ、赤と白と之れを章といひ、白と黑と之れを黼といひ、黑と青と之れを黻といふ、〔先公〕父をいふ、

○以上第十章、君子祖先父母を祭る至敬至情を盡くすことを説く、

君子曰、禮樂不可斯須去身、致樂以治心、則易直子諒之心油然生矣、易直子諒之心生則樂、樂則安、安則久、久則天、天則神、天則不言而信、神則不怒而威、致樂以治心者也、致禮以治躬則莊敬、莊敬則嚴威、心中斯須不和不樂、而鄙詐之心入之矣、外貌斯須不莊不敬、而慢易之心入之矣、故樂也者動於內者

古者天子諸侯必有公桑蠶室、近川而爲之、築宮仞有三尺、棘牆而外閉之、及大昕之朝、君皮弁素積、卜三宮之夫人世婦之吉者、使入蠶于蠶室、奉種浴于川、桑于公桑、風戾以食之、歲既單矣、世婦卒蠶、奉繭以示于君、遂獻繭于夫人、夫人曰、此所以爲君服與、遂副褘而受之、因少牢以禮之、古之獻繭者、其率用此與、及良日、夫人繅、三盆手、遂布于三宮夫人世婦之吉者使繅、遂朱綠之、玄黃之、以爲黼黻文章、服既成、君服以祀先王先公、敬之至也、

【義解】此の節は、夫人躬養蠶して祭服をつくることを說く、第一節の例證の三なり、

古は天子諸侯には必ず公設の桑畑と養蠶の室とあり川に近づきて之れを爲る、養蠶の室を築きて、一丈のの牆を設け、牆上に棘を置き、門は之れを外閉す、季春朔日の朝に及びて、君は白きへたの皮弁服を着、三宮の夫人世婦の吉なるものを卜ひ、之れをして蠶室に入りて蠶を養はしむ、蠶種は將に生ぜんとするとき之れを奉げて川に浴せしめて然る後にかへし、桑は公設の桑畑よりつみとり風にあてゝ乾して以て、蠶に與へて之れを養ふ、季春の末孟夏の初に至れば、世婦は養蠶を卒へ、繭を奉げて以て君に示し、遂に之れを夫人に獻る、夫人曰く、此れは君の祭服をつくる所以なるかと、遂に副と褘衣をつけて之れを受け、少牢の禮を以て世婦を禮し、問うて曰く、古の繭を獻ずるの禮は此の如し、其れ之れを法り用ひたるかと、其れより吉日を擇び、其の日には夫人自ら繭より絲を

耕す、諸侯は藉田百畝をつくることを爲す、冕服をつけ冠には青のひもをなし、躬ら耒をとりて耕す、かくして以て天地山川社稷先祖の靈に事へ、以て醴酪の原料と粢盛とをつくる、神靈に供ふる醴酪の原料と粢盛とは是に於てか之れを取るなり、誠に敬の至なり、

【字解】〔藉二千畝一〕藉は藉田（祭に供ふる穀物をつくる田）なり、一句の意は、藉田千畝をつくることを爲すとなり、〔冕〕冕服なり、曾子問篇に圖解す、〔朱紘〕朱色の冠ひもなり、〔耒〕すき、〔先古〕先祖を指す、〔醴酪〕醴酒なり、二物に非ず、〔齊盛〕齊は粢と通ず、齊盛は粢盛なり、

古者天子諸侯必有養獸之官、及歲時、齊戒沐浴而躬朝之、犧牷祭牲必於是取之、敬之至也、君召牛、納而視之、擇其毛而卜之、吉、然後養之、君皮弁素積、朔月月半君巡牲、所以致力、孝之至也、

【義解】此の節は、人君自ら犧牲を養ふことを說く、第一節の例證の二なり、

古は天子諸侯に必ず養獸の官あり、每歲犧牲を擇ぶの時に及びて、君必ず齋戒沐浴して養獸の官を召し、躬ら之れに朝し、祭に用ふる犧牲は必ず其の官の養ふ所の獸の中より擇び取る、誠に敬の至りなり、其の犧牲を擇ぶの法は君養獸の官に命じて牛（羊豕も同じ）を召し納れて之れを視、其の毛を擇び次に之れを卜ひて吉なり、然る後に之れを養ふこと三月、其の間君は每月朔と十五日とに白色のへたの皮弁服を着て養ふ所の犧牲を巡り視る、是れ祖先父母に事ふる爲に力を致す所以にして、誠に孝の至りなり、

【字解】〔歲時〕每歲犧牲を擇ぶの時をいふ、〔朝レ之〕君が養獸の官を召して躬ら之れに朝すること、君が臣に朝するは違禮のやうなれども、祖先父母にさゝぐる犧牲を養ふもの故、特に之れを尊びて然るなり、〔犧牷祭牲〕祭は句調を整ふる爲に入れし字にて意味なし、犧以下三字共にいけにへなり、色の純粹なるものを犧といひ、體完きものを牷といひ、牛羊豕を牲といふ、〔養レ之〕之れを養ふこと三月の意、〔皮弁〕曾子問篇に圖解す、〔素積〕白色のへたなり、〔朔月〕朔日なり、〔月半〕十五日なり、

くときは火光を發するより蕭光といふ、一句の意は、膟膋を取り香蒿を雜へて之れを燔き燎り其の香氣を上騰せしめ神氣を招くをいふ、〔反始〕前節の反古復始の略なり、〔薦黍稷〕此の句以下は饋熟の時をいふ、一句の意は、黍稷を豆に盛りすゝむるをいふ、〔羞肝肺首心〕牲の肝肺首心臟を熟煮して俎に載せてすゝむること、有虞氏は首を用ひ、夏后氏は心臟を用ひ、殷人肝を用ひ、周人は肺を用ふ、今合せて之れをいふ、故に肝肺首心といふ、〔覸〕雜なり、マジフと訓む、〔俠甒〕俠は兩なり、二つの甒をいふ、共に醴酒を盛る、甒は禮器篇に圖解す、〔鬱鬯〕くろきびに鬱鬯草をまぜて作りたる酒、之れを地に灌ぎて、魄を呼ぶなり、因にいふ、此の儀式は祭の初、朝に行ふものなるに、薦羞の下に言へるものは、薦羞も報魄の禮、灌鬯も報魄の禮なれば、此に併せ言ひしものなり、〔敎民相愛上下用情〕饋熟の時の酒食は偏く上下に及ぶ、是れ民に相愛するを敎ふる所以なり、上は恩賜を以て下に逮ぼし下は上の恩賜を喜ぶ之れ上下情を用ふるを敎ふる所以なり、

○以上第九章、鬼神の名義及之れに事ふる所以の禮の制定と其の意義とを說く、

君子反古復始、不忘其所由生也、是以致其敬、發其情、竭力從事、以報其親、不敢弗盡也、

【義解】此の節は、君子祖先父母を祭るに其の至敬至情を盡さゞることなきを說く、

君子祖先を祭り父母を祭るは、其の己が由りて生まるゝ所の本を忘れざる爲なり、是れを以て其の至敬を致し其の至情をあらはし、力を竭して以て祭事に從ひ、以て其の親の恩に報ゆ、敢て十分に盡しなさずんばあらざるなり、

【字解】〔反古復始〕前々章を見よ、〔事〕祭事をいふ、〔親〕親は己の情の最も厚きものなり、故に特にあげしなり、

是故昔者天子爲藉千畝、冕而朱紘、躬秉耒、諸侯爲藉百畝、冕而青紘、躬秉耒、以事天地山川社稷先古、以爲醴酪齊盛、於是乎取之、敬之至也、

【義解】此の節は、人君自ら祭田を耕し供物用の酒米をつくることを說く、前節の例證の一なり、

是の故に昔は天子は藉田千畝をつくることを爲す、冕服をつけ冠には朱のひもをなし、躬ら耒をとりて

反古復始、不忘其所由生也、衆之服自此、故聽且速也、

【義解】 此の節は、聖人鬼神の爲に宗廟を立て民に報本反始の義を敎ふることを說く、

聖人は是れを以て未だ充分となさゝるなり、是に於て廟宮を築き爲し、宗祧を設け爲し、以て親疏遠近の別を明にし、祖先と父母との靈を祭祀し、其の己が由りて生まれ出でし所の本を忘れざることを敎ふるなり、衆民の上に服從するは實に此れに由る、此れを以て民を敎ふるが故に、民の上の敎命を聽從すること極めて速きなり、

【字解】〔宮室〕廟宮なり、〔宗祧〕祧廟なり祭法篇を見よ、〔反古〕古は祖先を指す、祖先に反るとは祖先を祭ることをいふ、〔復始〕始は父母を指す、父母に復るとは父母を祭ることをいふ、

二端既立、報以二禮、建設朝事、燔燎羶薌、見以蕭光、以報氣也、此敎衆反始也、薦黍稷、羞肝肺首心、閒以俠甒、加以鬱鬯、以報魄也、敎民相愛上下用情、禮之至也、

【義解】 此の節は、聖人祭禮を制爲して民に鬼神に報ゆるの義を知らしむることを說く、

鬼神の名既に立つときは、聖人二禮を制して之れに報ゆ、朝の祭事を設け、膟膋を取り雜ふるに蕭蒿を以てし爐火に燔き燎りて其の香氣をして上騰せしむ、是れは以て神氣に報ふるの禮にして、此れ民衆に祖先父母を敬祭するを敎ふるものなり、饋熟の時に至り、黍稷を豆に盛りて薦め、牲の肝肺首心を熟て俎に載せて羞め、其の間に雜ふるに醴酒を盛れる兩甒を以てし、其の上に鬱鬯の酒を地に灌きて祭るは、是れ鬼魄に報ゆるの禮にして、民に相愛すること及び上下互に情を用ふることを敎ふるものなり、故に是の二禮は禮の至れるものなり、

【字解】〔二端〕鬼と神とを指す、〔二禮〕鬼神に報祭するの禮なり、〔朝事〕朝の祭事なり、〔燔燎羶薌見以蕭光〕羶薌は前章に見えたる膟膋を指す、見は閒に通ず、雜なりマジフと訓む、蕭は香蒿なり、燒

との二者を合せて之れを祭るは、教の至れるものなり、

【字解】〔氣〕魂氣なり、精神につけるたましひをいふ、〔魄〕形魄なり、肉體につけるたましひをいふ、

衆生必死、死必歸土、此之謂鬼、骨肉斃于下、陰爲野土、其氣發揚于上、爲昭明、焄蒿悽愴、此百物之精也、神之著也、

【義解】此の節は、上節の義を更に明に廣く説く、多くの生物は必ず死す、死すれば必ず土に歸る、之れを鬼と謂ふ、即ち骨肉は下に斃れ地中にかくれて朽腐し野土となれども、其の氣は天上に發揚して神となり、昭明たり、而して其の氣は香臭蒸出して、之れに感觸するものをして悽愴たらしむ、是れ實に多くの生物の精靈にして神の盛著なるときなり、就中人を最も貴くして靈あるものとなす、是れ特に祭祀する所以なり、

【字解】〔衆生〕多くの生物なり、萬物を指す、〔歸土〕土と化するよりかくいふ、〔骨肉二句〕歸土の説明なり、陰は掩はれかくるゝこと、カクルと訓む、〔上〕天上なり、〔昭明〕昭明として輝きてありの意なり、〔焄、蒿〕氣の香臭の蒸出することと、〔悽愴〕いたみかなしむこと、〔百物〕衆生に同じ、〔精〕精靈なり、

因物之精、制爲之極、明命鬼神、以爲黔首則、百衆以畏、萬民以服、

【義解】此の節は、聖人鬼神の名を立てゝ人々の信尊心を發揮し畏敬せしむることを説く、聖人生物の精靈に因りて尊極の名稱を制定し明に鬼神と命名し、以て下民の尊び從ふべき法則となせり、是に於て百官衆庶以て畏敬し、萬民以て服從して敬ひ事ふるに至るなり、

【字解】〔極〕尊極の名稱の義、尊極とは極尊に同じ、〔命〕名なり、ナヅクと訓む、〔黔首〕人民なり、〔百衆〕百官衆庶を指す、〔畏〕畏敬なり、〔萬民〕天下の萬民を指す、

聖人以是爲未足也、築爲宮室、設爲宗祧、以別親疏遠邇、教民

恩惠を報ふるを極むるは、是れ其の本を厚く重ずるなり、君よく是の如きときは下民之に化し亦能く本を重じ報本反始を怠らざるに至る、鬼神を敬して之れを祭り其の恩を報ふるを極むるは、是れ其の上を尊ぶなり、君よく是の如きときは下民之れに化し亦能く其の上を尊び事ふに至る、百姓を和げ財用足らしむるを極むるは是れ民の道を立つるなり、君よく是の如きときは下民之れに化し亦能く其の道を守りて榮辱禮節を守るに至る、正義を尊ぶを極むるときは、下民之れに化して義につき不義を去り上下悖逆せざるに至る、謙讓を尊ぶを極むるは、是れ下民に爭闘の非を知らしむるものにして、爭闘を除去する所以なり、此の五者を調和して以て天下に行はるゝ多くの禮を治むるなり、是の如きときはたとひ奇僻邪惡にして治まらざるものありと雖、そは誠に少數にて天下の治安は殆ど之れを掌に運すが如く容易なり、

【字解】〔致ㇾ反ㇾ始〕致は至なり、イタルと訓む、至り極むること以下同じ、反ㇾ始は本に反りて其の恩を報ゆること、天を報祭するをいふ、天は人の本始なればなり、〔和用〕和は百姓を和ぐるをいひ、用は財用を足らしむるをいふ、〔民紀〕民の道なり、民の守るべき道にて榮辱禮節を指す、〔奇邪〕奇僻邪惡をいふ、〔微〕少なり、スクナシと訓む、

○以上第八章、禮の大本五を説き其の効果に及ぶ、

宰我曰、吾聞鬼神之名、不知其所謂、

【義解】此の節は、宰我の鬼神に對する問を叙す、宰我問うて曰く、吾鬼神の名を聞けども其の所謂如何なるものなるかを知らず、先生願くはこれを敎へよと、

【字解】〔宰我〕宰予字は子我、利口辯辭なるを以て屢〻孔子の戒飭する所となる、齊に仕へ臨菑の大夫となる、大夫田常の亂を作すに與り其の族を夷滅せらる、

子曰、氣也者神之盛也、魄也者鬼之盛也、合鬼與神、敎之至也、

【義解】此の節以下終まで孔子の答なり、此の節は鬼神の名義を説く、子曰く人の魂氣の靈を神となす、故に魂氣の靈は神の盛大なるものなり、人の形魄の靈を鬼となす、故に形魄の靈は鬼の盛大なるものなり、是を以て鬼と神

の禮の義を説く、
春分に日神を壇に祭り、秋分に月神を坎に祭りて、以て幽明の別を明にし、上下の位を制す、日神を東郊に祭り、月神を西郊に祭りて、以て外內の別を明にし、以て、其の位を正しうす、日は東に出で月は西に出で、晝夜の長短をなし、終始偏く相巡還して、代る〲明に以て天下の平和を致す、是れ特に主として祭る所以なり、

【字解】〔別二幽明一制二上下一〕日は晝を照して明に、月は夜を照して幽なり、壇は上に在りて明に坎は下に在りて幽なり、日は晝を照して位上に、月は夜を照して位下なり、壇は高くして位上に、坎は深くして位下なり、一句の意は日月の幽明を別ち上下の位を制すると共に、之れに則りて萬物の幽明を別ち上下を制すの意を寓すと知るべし、〔祭二日於東一〕此の東は東郊なり、〔祭二月於西一〕此の西は西郊なり、〔別二外內一端二其位一〕日は陽なり、陽は外を主る、東方も亦陽なり、月は陰なり、陰は內を主る、西方も亦陰なり、端は正すなり、一句の意は日月の東西に因りて其の外內の位を正すと共に、萬物の外內の別を明にし其の位を正すの意を寓すと知るべし、〔生二於西一〕猶出二於西一といふが如し、〔陰陽長短〕陰は夜をいひ陽は晝をいふ、長短とは夏は晝長くして夜短く冬は夜長くして晝短きをいふ、〔終始相巡〕終は日の夕に沒し月の晦に沒するをいひ、始は日の朝に出で月の朔に出づるをいふ、巡は行るなり、偏きなり、其の運行周偏代る〲明に已まざるをいふ、

○以上第七章、郊祭は日月二神を主配とすること及其の理を説く、

天下之禮、致反始也、致鬼神也、致和用也、致義也、致讓也、致反始以厚其本也、致鬼神以尊上也、致物用以立民紀也、致義則上下不悖逆矣、致讓以去爭也、合此五者以治天下之禮也、雖有奇邪而不治者則微矣、

【義解】天下に用ふる所の禮にて其の大本たるべきもの五あり、一は天を祭りて其の恩を報ふるを極むるにあり、二は鬼神を敬して之れを祭り其の恩を報ふるを極むるにあり、三は百姓を和げ財用足らしむるを極むるにあり、四は正義を尊ぶを極むるにあり、五は謙讓を尊ぶを極むるにあり、天を祭りて其の

を碑に繋ぐ、卿大夫はだぬぎて、牲牛の毛をとり神にすゝむるに、耳の毛を一番先きにとりてさゝぐ、次に鸞刀にて牛をさし、膟膋を取りてさゝげ祭りて乃ち退く、次に爓肉と腥肉とを俎に載せてさゝげ祭りて退く、牲羊牲豕も亦之れに同じ、是れ亦誠に恭敬の至なり、

【字解】〔祭之日〕宗廟の祭の日なり、〔穆答レ君〕穆は太子を指す、蓋し昭穆の序を以ていへば、君は昭に當り、太子は穆にあたればなり、答レ君とは君に對して共に牲をひくこと、〔卿大夫序從〕卿大夫の下に士の字を入れて見るべし、位卑き故略せるなり、卿大夫は幣を持ち士は翳を持ちて牲の後に順序正しく從ふをいふ、〔麗〕繫なり、ツナグと訓む、〔碑〕石柱にて牲を繫ぐに用ふるもの、廟庭内にあり、〔毛レ牛尙レ耳〕牲は牛を以て上となす、故に先づ牛をさくなり、毛レ牛とは牛毛をとりて神にさゝぐること、尙レ耳とは第一番に耳毛をとりてさゝぐるをいふ、耳は聽くことを主るを以て神のこれを聽かんことを欲する意にて、先づこれをさゝぐるなり、〔鸞刀〕禮器篇に圖解す、〔刲〕割なり、サス、サクと訓む、〔膟膋〕膟は血なり、膋は腸間の脂なり、〔爓祭祭腥〕爓は湯にてゆでたる肉、腥は生肉なり、牲のゆで肉と生肉とを俎に載せてさゝげ祭るをいふ、

○以上第六章、祭には至敬を致すことを說く、

郊之祭、大報レ天而主レ日配以レ月、

夏后氏祭其闇、殷人祭其陽、周人祭日以レ朝及レ闇、

【義解】此の節は、郊祭には日月二神を主とすること、及三代其の祭時の異なることを說く、

郊の祭は大に天の恩惠に報ふるものにして、日神を主とし配するに月神を以てす、夏后氏は日暮に祭り、殷人は日中に祭り、周人は祭日は朝より暮に及ぶ、

【字解】〔夏后氏祭其闇〕闇は闇き時にて日暮を指す、夏后氏は黑を尙ぶ、故に日暮に祭るなり、〔殷人祭其陽〕陽は日中を指す、殷人は白を尙ぶ故に日中に祭るなり、〔周人以レ朝及レ闇〕周人は文を尙び百神を配祭して儀式多し、故に一日を費すなり、

祭日於壇、祭月於坎、以別幽明、以制上下、祭日於東、祭月於西、以別外內、以端其位、日出於東、月生於西、陰陽長短、終始相巡、以致天下之和、

【義解】此の節は、春分に日を祭り秋分に月を祭る

下、無所不行、

【義解】此の節は、孔子の語をひきて孝弟の二道は治國の大本たることを反覆す、

孔子曰く、人君愛の道を天下に立つるには、先づ自ら其の親を愛するより始む、是れ民に慈睦の道を敎ふる所以の法なり、敬の道を天下に立つるには、先づ自ら其の兄長を敬ふより始む、是れ民に柔順の道を敎ふる所以の法なり、敎ふるに慈睦の道を以てして民親あるを貴ぶに至り、敎ふるに柔順の道を以てして民上の命令を用ふるを貴ぶに至る、かく民皆慈睦の道を以て其の親に事へ、柔順の道を以て上の命令を聽かば、天下治平ならざるなし、故に此の二道を以て天下に施すときは行はれざることなし、

【字解】〔愛〕親を愛する道にて、前節の孝に當る、〔敬〕兄長を敬する道にて、前節の弟に當る、〔命〕上の命令なり、〔錯〕猶施すといふが如し、

○以上第五章、天下を治むる所の五道を説き、五道の本は孝弟にあることに及ぶ、

郊之祭也、喪者不敢哭、凶服者不敢入國門、敬之至也、

【義解】此の節は、郊祭には敬を致すことを說く、

郊祭の日には喪者は敢て哭せず、喪服の者は敢て國門に入らず、蓋し郊祭は上帝の祭にして吉禮の大なるもの、喪は凶にして私事なり、故にかくして吉禮をけがさゞるなり、誠に恭敬の至なり、

【字解】〔凶服〕喪服なり、

祭之日、君牽牲、穆答君、卿大夫序從、既入廟門、麗于碑、卿大夫袒而毛牛尙耳、鸞刀以刲、取膟膋乃退、爓祭祭腥而退、敬之至也、

【義解】此の節は、宗廟の祭には敬を致すことを說く、

宗廟の祭の日に、君は神にさゝぐる牲を牽き、太子は君に對して共に牽き、卿大夫は幣を持ち、士は芻を奉じ、次席を以て牲の後に從ふ、既に廟門に入れば、牲

其近於子也、是故至孝近乎王、至弟近乎霸、至孝近乎王、雖天子、必有父、至弟近乎霸、雖諸侯必有兄、先王之教因而弗改、所以領天下國家也、

【義解】此の節は、天下を治むる所以の五道を說き、其の本は孝弟に在ることを說く、

先王の天下を治むる所以の道五あり、有德の人を貴ぶと、貴き人を貴ぶと、老人を貴ぶと、長者を敬ふと、幼者を慈しむと是れなり、此の五つの者は先王が天下を定めたる所以の道なり、有德の人を貴ぶは何の爲か、其の人が正道に近きが爲なり、貴き人を貴ぶは何の爲か、其の位の君(卽ち己)に近きが爲なり、老人を貴ぶは何の爲か、其の年齒の我親に近きが爲なり、長者を敬ふは何の爲か、其の年齒の我兄に近きが爲なり、幼者を慈しむは何の爲か、其の年齒の我子に近きが爲なり、而して此の五道を行ふの本は孝弟にあり、是の故に至孝の君は其の道王たるに近く、至弟の君は其の道霸者たるに近し、至孝の君は其の道王たるに近しとは、天子と雖必ず父あり、父を愛するの道は孝なり、孝は萬道の本なり、君之れを行うて至るときは萬民感化悅服するが故にかくいふなり、至弟の君は霸たるに近しとは、諸侯と雖必ず兄あり、兄を愛するの道は弟なり、弟は孝に次ぐの大道なり、君之れを行うて至るときは萬民之れに倣ひ國能く治まるを以て諸侯皆來り從ふが故にかくいふなり、先王の敎はこの孝弟の道を本として改めず、是れ其の天下國家を領治して失はざる所以なり、

【字解】〔至孝近乎王、至弟近乎霸〕孝弟は前に說きし五道否諸道の根本なり、故に特に之に揭げしなり、而して孝は弟より大なり、故に孝を王に屬し、弟を霸に屬す、

子曰、立愛自親始、教民睦也、立敬自長始、教民順也、教以慈睦、民貴有親、教以敬長、而民貴用命、孝以事親、順以聽命、錯諸天

【字解】〔立〕己が位に立つこと、〔詘〕屈に同じ、身をふしかゞむること、〔進〕尸の前に進むこと、〔愉〕顏色和ぐこと、〔欲〕親の靈の來り饗けんことを欲する顏色をいふ、〔退而立〕尸前より退きて己が位に立つこと、〔命〕親の命をいふ、〔徹〕供物を徹すること、〔敬齊〕敬ひつゝしむこと、〔固〕固陋にして禮を知らざること、〔疏〕親に疎遠なること、〔敖〕傲に同じ、〔忘レ本〕本は親を指す、親は我身の本なればなり、

孝子之有深愛者、必有和氣、有和氣者必有愉色、有愉色者必有婉容、孝子如執玉、如奉盈、洞洞屬屬然如弗勝、如將失之、嚴威儼恪、非所以事親也、成人之道也、

【義解】此の節は、復び孝子の親の靈を祭る誠敬恭愼の外之れなきことを說きて、全節を結ぶ、孝子の深く親を愛する心ある者は、必ず和悅の氣あり、和悅の氣ある者は、必ず和げる色あり、和げる色ある者は、必ず溫順の容貌あり、故に孝子の祭に於けるは、君の寶玉を持ちて進むが如く、一ぱいに物の盈てる器を奉ぐるが如く、おそれつゝしみうやうやしくして、恰も之れを持つに勝へざるが如く、又將に之れを失はんことを恐るゝが如し、かくの如く、親に事ふるの道は誠敬恭愼なるを要す、故に嚴格にして威あり、嚴格にして肅敬なるは、親に事ふる所以の道に非ずして成人の人に對する道なり、

【字解】〔深愛〕親を深愛すること、〔婉容〕溫順なる容貌、〔執レ玉〕君の爲に寶玉を持つこと、此の時はたゞ敬むのみ、故に例證す、〔儼恪〕嚴格にして肅敬なること、

○以上第四章、孝子祭祀の儀を說く、

先王之所以治天下者五、貴有德、貴貴、貴老、敬長、慈幼、此五者、先王之所以定天下也、貴有德、何爲也、爲其近於道也、貴貴爲其近於君也、貴老爲其近於親也、敬長爲其近於兄也、慈幼爲

外他なきことを說く、
孝子の祭るや、其の誠愨を盡してつゝしみ、其の忠信を盡して信に、其の敬意を盡くして敬しく、其の禮義を盡くして過失せず、進退の間必ず敬みて簡にせざること、親ら父母の命を聽きて則ちかくならしむるあるが如きなり、

【字解】〔愨〕上の愨は誠愨にてまことなり、下の愨はまことに愼むこと、〔命〕父母の命なり、

孝子之祭可知也、其立之也敬以詘、其進之也敬以愉、其薦之也敬以欲、退而立如將受命、已徹而退敬齊之色不絕於面、孝子之祭也、立而不詘固也、進而不愉疏也、薦而不欲不愛也、退立而不如受命敖也、已徹而退無敬齊之色忘本也、如是而祭失之也矣、

【義解】此の節は、孝子の祭は其の貌を見て其の心を知るべきことを說く、
孝子の祭は、其の貌を見て直に之れを知るべし、何となれば貌は心の寫眞なればなり、其の己の位に立つや、貌恭敬にして俯し、其の尸の前に進むや貌敬しくて色和ぎ、其の供物を奉げて薦むるや貌敬しくして色は親の靈の來り饗けんことを欲するが如く、其の己が位に退きて立つや貌將に親の命を受けんとするが如く、既に供物を徹して退くや敬しくつゝしみの色顏に絕たず、是れ孝子の祭なり、之れに反して己が位置に立ちて俯さゞるは、固陋にして禮を知らざるものなり、尸の前に進みて色和がざるは、親の靈に對して疎遠なるものなり、供物を薦めて顏色の親の靈の來り饗けんことを欲せざるが如きは、親を愛せざるものなり、己が位に退き立ちて親の命を受くるが如くつゝしまざるは、傲慢にして親を敬せざるものなり、已に供物を徹し退きて敬ひ愼むの色なきは、其の親を忘れたるものなり、是の如き貌色にて祭るは、失禮の大なるものにして不孝の極なり、

【字解】〔比レ時〕比は及なり、オヨブと訓む、時は祭時なり、〔虚中〕虚中の心なり、空虚にして他の雑念なく中正なる心をいふ、

宮室既脩、牆屋既設、百物既備、夫婦齊戒沐浴、奉承而進之、洞洞乎屬屬乎如弗勝、如將失之、其孝敬之心至也與、薦其薦俎、序其禮樂、備其百官、奉承而進之、於是諭其志意、以其恍惚以與神明交、庶或饗之、庶或饗之、孝子之志也、

【義解】此の節は、孝子の祭時に於ける儀式及心事を説く、

宗廟既に修繕し、牆屋既に設け、祭に要するすべての物既に備はるや、夫婦は齋戒沐浴し、供物を奉承して之れを尸に進む、是の時に當りてや、おそれつゝしみうやうやしくして恰も之れを持つに勝へざるが如く又將に之れを失はんことを恐るゝが如し、其れ誠に孝敬の心の至れるものか、次に其の饋食を盛る豆と牲體を載せたる俎とを薦め、其の禮式音樂を秩序し、其の助祭の百官を備ふるや、百官主人を助けて復供物を進む、是に於て祝官祝詞を讀みて孝子の志意を神明に告げ曉し、孝子は其の精神恍惚として神明と交接し、以て神明の我祭をうけ給ふことあらんことを庶幾ひ、神明の我の祭をうけ給ふことあらんことを庶幾ふ、これ孝子の志なり、

【字解】〔宮室既脩〕宮室は宗廟を指す、脩は修繕なり、〔牆屋〕宗廟の牆屋なり、〔設〕舊汚を除去し新しきを設くること、やはり修繕することなり、〔洞々乎屬々乎〕共に嚴敬の貌なり、〔諭二其志意一〕祝詞を讀みて孝子の志意を神明に告げ曉すこと、〔庶〕庶幾なり、コヒネガフと訓む、

孝子之祭也、盡其愨而愨焉、盡其信而信焉、盡其敬而敬焉、盡其禮而不過失焉、進退必敬、如親聽命則或使之也、

【義解】此の節は、孝子の祭は愨信敬禮をつくすの

は容つくることなり、親の靈に遠ざかることなり、漆々とは容づくることなり、自ら威儀を修整することなり、容づくりて以て親の靈に遠ざかり、若しくは容づくりて以て自ら威儀を修整するは、徒に外面の修飾を務めて中心の誠なきものなり、是の如くにして何ぞ神明に交るを得んや、我の自ら祭るたゞ誠心あるのみ、夫れ何ぞ濟々漆々たることあらんや、之れに反して、天子諸侯の尸を祭るや、初め室にあり、後出でゝ堂にあり、更に反りて室に入り、饋奠を設け奏樂す、此の儀式成るや、祭主は其の饋食を盛れる豆と牲體を載せたる俎とを薦む、先きの時は誠敬を致して神明に交るを主とすれども、此に至りて則ち其の禮式奏樂を秩序し、其の助祭の百官を備へ、獻酬往復するや、凡て祭を助くるの君子は各〻容儀を修飾して其の濟々漆々たる容を致す、此の時に當り何ぞ夫れ恍惚として神明に交るの誠これあらんや、夫れ言は豈一端のみならんや、夫れ各〻當る所あるなり、濟々漆々は卽ち助祭の君子の容に當る、何ぞ我祭にあたらんやと、

【字解】〔奉レ薦而進〕進は尸に進むるなり、〔愨〕誠實につゝしむこと、〔趨趨〕行歩迫狹の貌、ちよこ〳〵とあるくさま、〔數〕速なり、スミヤカと訓む、〔子贛〕子貢に同じ、檀弓篇に傳す、〔濟濟〕容儀の盛なる貌、〔漆漆〕專ら容儀を整ふる貌、〔遠也〕親の靈に接する遠きこと、專ら容儀を盛にして誠心足らず故にいふ、〔自反〕自ら反りて容儀を修整すること、〔及交〕及は共なり、トモニと訓む、〔反饋樂成〕以下天子諸侯の祭を說く、反とは初め室にあり、後出でゝ堂にあり、更に反りて室にいること、饋とは饋奠を設くること、〔薦俎〕饋食を盛れる豆と牲體を載せたる俎をいふ、〔君子〕位を以ていふ助祭の百官賓客を指す、〔恍惚〕恍惚として神明に交ること、

〇以上第三章、たゞ聖人孝子のみ能く祭祀を行ひ得ることを說く、

孝子將レ祭、慮レ事不レ可二以不一レ豫、比レ時具レ物不レ可二以不一レ備、虛中以治レ之、

【義解】此の節は、孝子將に祭らんとするときの準備及心事を說く、

孝子將に親を祭らんとするときは、其の祭事を慮る豫め周到ならざるべからず、祭時に及びて器具供物を具ふ、豫め備具せざる可からず、虛中の心を以て之れを治むるなり、

夜より曉に至るまで寐ねられず、父母を懷ふことありと、これは文王の孝を歌へるの詩なり、祭の明日に曉に至るまで寐ねられず、是に於て供物を饗して之れを神靈に致し、又從つて之れを思慕するなり、祭の日は親の靈を迎ふるを以て樂しけれど、其の温容は見るべからざるを以て哀し、故に樂しみと哀しみと相半す、之れを饗するときは神靈來格するを以て必ず樂しめども、神靈已に至り禮亦畢るときは、復天上にかへるを以て必ず哀しむ、是れ文王の寐ねられずして思慕已まざる所以なり、

【字解】〔如レ不レ欲レ生〕己が生を欲せざるが如くするなり、〔稱レ諱〕宗廟の禮は上に對しては下を諱まず、故に祖廟に於ては親の諱を稱することあり、〔如レ欲レ色〕親の之れを欲するの色あるを見るが如しの意なり、〔詩云〕此の詩は小雅小宛篇の中にあり、周の宣王が文武二王を追懷せるものなり、此には之れを文王の上に應用例證せしなり、〔明發〕朝光明の發する頃、曉をいふ、〔二人〕父母を指す、

仲尼嘗奉レ薦而進、其親也慤、其行也趨趨以數、已祭、子贛問曰、子之言祭濟濟漆漆然、今子之祭無二濟濟漆漆一何也、子曰、濟濟者容也遠也、漆漆者容也自反也、容以遠、若容以自反也、夫何神明之及交、夫何濟濟漆漆之有乎、反饋樂成、薦二其薦俎一、序二其禮樂一、備二其百官一、君子致二其濟濟漆漆一、夫何慌惚之有乎、夫言豈一端而已、夫各有レ所レ當也、

【義解】此の節は、仲尼の祭事と其の說とをあげて前々節の例證となす、

仲尼秋の祭をなせるとき、供物を奉げて尸に進む、其の親ら之れを進むるや誠心肅敬せり、其の步行するや趨々として速に毫も威儀なし、既に祭り畢るや、子貢之れを怪み問うて曰く、夫子の言に祭には濟々漆々然たるべしとありき、然るに今夫子の祭らるゝや濟々漆々たるなきは何ぞやと、夫子曰く、夫れ濟々と

孝子のみよく親を祭饗することをなすを說く、祭は誠心なるを要す、純誠にして一點の虛僞なきはたゞ聖人と孝子とのみ、故にたゞ聖人のみ能く上帝を祭饗することをなし、孝子のみ能く親を祭饗することをなすなり、饗とは鄉ふことなり、神靈を鄉へて然る後能く之れを饗するの義なり、是の故に孝子は尸に臨みて怍づる所なし、其の之れを祭るや、君は牲を牽き夫人は盎齊を置き、君は尸に獻じ夫人は豆を薦む、卿大夫は君を相け命婦は夫人を相く、是の時に當り、齊々乎として其れ敬むのみ、愉々乎として其れ衷心和悅するのみ、勿々諸として其の神靈の來りて祭を饗けんことを欲するのみ、一點の他念なきなり、

【字解】〔怍〕顏色和がずして變動する所あるをいふ、はづること、蓋し尸は年少者を以て之れとなすを以て、神の代理とはいへ輕侮の念あり之れを拜するを恥づるは常人の例なれども、孝子は然らざるなり、〔君牽レ牲〕此句以下專ら君（孝子の君聖德の君）の祭に就て例說す、〔盎〕盎は器、此にては盎に盛れる酒、即盎齊を指す、〔命婦〕卿大夫の妻、〔齊々乎〕整肅の貌、〔愉々乎〕和悅の貌、〔勿々諸〕勉むる貌、諸は語助の辭なり、

文王之祭也、事死者如事生、思死者如不欲生、忌日必哀、稱諱如見親、祀之忠也、如見親之所愛、如欲色然、其文王與、詩云、明發不寐、有懷二人、文王之詩也、祭之明日、明發不寐、饗而致之、又從而思之、祭之明日樂與哀半、饗之必樂、已至必哀、

【義解】此の節は、文王の孝を說き、前節の例證となす、

文王の親を祭るや、死せるに事ふる恰も生けるに事ふるが如く、死者を思慕するの極は、恰も己が生を欲せざるが如し、忌日には必ず哀しみ、諱を稱するときは恰も親を彷彿の間に見るが如し、之れ祭祀に忠誠を盡くすの至なり、其の親の愛する所を見る場合の如きに至りては、恰も親の之れを欲すの色あるを見るあるが如く然り、其れ之れは文王の孝か、詩に曰く

則存」致愛とは親を愛するの心を極むることにて致齋のときを指す、存とは色不レ忘ニ乎目一の三者を心に存して忘れぬこと、〔致レ愨則著〕愨は誠なり、致誠とは親を敬するの誠を極むることにて、祭の日を指す、著とは上節の僾然以下三字を指す、即親の形のあらはれて彷彿として見ゆるが如きをいふ、

君子生則敬養、死則敬享、思終身弗辱也、君子有終身之喪、忌日之謂也、忌日不用、非不祥也、言夫日志有所至、而不敢盡其私也、

【義解】此の節は、君子は終身親を忘れざることを說き、以て上節の如く愛敬を致すを得るの反證となす、

君子は親が生けるときは則ち敬ひて之れを養ひ、死せるときは則ち敬ひて之れをまつる、是れ蓋し己が身を終るまで親を辱しめざらんと思ふ故なり、語に君子には終身の喪ありといふは、卽ち忌日の禮を謂ふなり、忌日には決して他事を爲さず、そは此の日を以て不祥の日となして忌みて然るに非ざるなり、言ふ心は、彼の日は己が親を思念愛慕する志の至り極まる所あるを以て、敢て其の私事を盡し爲さゞる爲に然りとなり、

【字解】〔忌日〕親の死せる日、〔不レ用〕他事を爲さゞること、〔志有レ所レ至〕己が親を思慕愛敬する志の至り極まる所ありの意なり、

○以上第二章、君子は齋戒祭祀に親を思ふの衷情を盡くし極むることを說きて齋祭の義を示す、

唯聖人爲能饗帝、孝子爲能饗親、饗者鄉也、鄉之然後能饗焉、是故孝子臨尸而不怍、君牽牲、夫人奠盎、君獻尸、夫人薦豆、卿大夫相君、命婦相夫人、齊齊乎其敬也、愉愉乎其忠也、勿勿諸其欲其饗之也、

【義解】此の節は、たゞ聖人のみよく上帝を祭饗し

〔散二齊於外一〕散齊とは 心を散じて 齋戒すること、其の期間は七日なり、散齊は其の外の感ずる所を防ぐことを專らとす、故に外といふ、〔齊之日〕致齋の日なり、次の齋三日も亦同じ、致齋が出來れば散齋はなし易し、故に此の句以下專ら致齋につきてのみ說くなり、〔思二其居處一〕其は親を指す、以下四の其字皆同じ、〔其所二爲齊一者〕親を指す、

祭之日入室、僾然必有見乎其位、周還出戶、肅然必有聞乎其容聲、出戶而聽、愾然必有聞乎其歎息之聲、

【義解】此の節は、祭日の心事を說きて 祭日の 義の反證となす、
祭の日に、其の廟室に入れば必ず 彷彿として 必ず親の神位に僾然として ましますを見るあるが如く、めぐりて廟の戶を出づるときおそれつゝしみて必ず親の擧動容止の聲をきくあるが如く、戶を出でゝ愾然として必ず 親の歎息の聲を きくあるが如きは、衷心親を祭るものにして敬の至なり、

【字解】〔室〕廟室なり、〔僾然〕彷彿たる貌、〔其位〕其は親を指す、以下二の其字皆同じ、〔周還〕めぐりまはること、〔肅然〕おそれつゝしむ貌、〔容聲〕擧動容止の聲なり、〔愾然〕太息する貌、

是故先王之孝也、色不忘乎目、聲不絕乎耳、心志嗜欲不忘乎心、致愛則存、致愨則著、著存不忘乎心、夫安得不敬乎、

【義解】此の節以下二節は、前二節の意を結ぶ、此の節は孝子は親を忘れず故に祭に於て親を彷彿の間に見ることを說く、
是の故に先王の 孝をつくすや、親の顏色は 之れを目に忘れず、親の聲は之れを耳に絕たず、親の心志嗜欲は之れを心に忘れず、之れを以て 致齋して 親を愛慕するの心を極むるときは、則ち此の 三者を心の中に存し、祭りて親を敬ふの誠を極むるときは、則ち親の形があらはれて 彷彿として 見るが如し、かく寸時も親のことを心に忘れず、夫れ安んぞ 敬愛して 事へざるを得んや、

【字解】〔色〕親の色なり、下の聲、心志嗜欲も皆親にかゝる、〔致レ愛〕

を祭る必ずいたみ悲しむの心あり、恰も將に親を失はんとするが如し、其の氣候の寒き爲に非ず、衷心親の靈の天上に歸り往くを悲しむ爲なり、春雨露既に下りて地を濡す、是の時に當り君子之れを履みて親を祭る、必ずおそれつゝしむの心あり、恰も將に親を見んとするが如し、其の氣候の暖き爲に非ず、衷心親の靈の天上より下り來るを樂しむ爲なり、かく春祭には樂しみて以て親の靈の來格するを迎へ、秋祭には哀みて以て親の靈の歸り往くを送る、是の故に禘祭には音樂ありて、嘗祭には音樂なし、

【字解】〔霜露既降〕此の上に秋の字を入れて見るべし、下句春の條に春の字を點出せるを以て、此には省きたるなり、〔履ㇾ之〕之れを履みて祭るの意なり、〔有二悽愴之心一〕此の句の下に如ㇾ將ㇾ失ㇾ之の四字を入れて見るべし、下句春祭の條に如ㇾ將ㇾ見ㇾ之とあるを以て此には省略せるなり、悽愴はいたみかなしむこと、〔怵惕〕おそれつゝしむこと、〔如ㇾ將ㇾ見ㇾ之〕此の句の下に非二其暖之謂一也の六字を入れて見るべし、上句秋祭の條に非二其寒之謂一也とあるを以て此には省略せるなり、〔樂以迎ㇾ來〕春祭は神靈を迎ふるを主とす故にいふ、夏祭も同じ、〔哀以送ㇾ往〕秋祭は神靈を送るを主とす故にいふ、冬祭も同じ、〔故禘有ㇾ樂云云〕樂は音樂を指す、郊特牲篇によれば天子は四時の祭皆音樂あり之れなきは諸侯以下なるに、此の秋冬祭に音樂なしと汎說せるは作者の異なるを以て、從て意見の相違ある爲なるべし、

○以上第一章、四時祭祀する所以の義を說く、

致二齊於內一、散二齊於外一、齊之日、思二其居處一、思二其笑語一、思二其志意一、思二其所樂一、思二其所嗜一、齊三日、乃見下其所爲齊者上、

【義解】此の節は、祭祀前齋戒するときの心事を說き、以て齋戒の義の反證となす、

祭祀前には必ず齋戒す、致齋すること三日、散齋すること七日なり、其の致齋するに當りてや、衷心純粹又他念なく、たゞ親の嘗て居りし處を思ひ、親の嘗て笑語せしを思ひ、親の嘗て志意せし所を思ひ、親の嘗て樂しみし所を思ひ、親の嘗て嗜みし所を思ふのみ、其の三日目に至りてや、乃ち眼前に彷彿として親の風貌を見るあるが如し、是れ衷心親を思ふものにして敬愼の至りなり、

【字解】〔致二齋於內一〕致は極なり、齊は齋に同じく齋戒なり、以下皆同じ、致齋とは極めて心を專一純粹にして齋戒すること、其の期日は三日なり、致齋は心中に思ふ所を事にするを主とす、故に內といふ、

といふ、初數章は皆祭祀の義を明にし、次に禮樂の人を養ふことを說き、次に親に孝する道を說き、次に齒を尙ぶの義を言ひ、篇末又專ら祭祀を說きて之れを結べり、蓋し死に事ふると生に事ふるとは其の道一なるが故に、祭に因りて孝に言及せるものなり、又父に事ふると兄に事ふるとは其の道一にして、老を敬するは兄に事ふるの心を推して他に及ぼすものなるが故に、孝を言へるに因りて齒を尙ぶ義に言及せるなり、たゞ其の禮樂をいふ者は本篇と相關係なし、而して其の文樂記篇の文と同じ、疑ふらくは樂記篇の文の重出して錯りて此に混ぜるものならんといふ、

祭不欲數、數則煩、煩則不敬、祭不欲疏、疏則怠、怠則忘、是故君子合諸天道、春禘秋嘗、

【義解】 此の節は、祭祀する義を說く、

夫れ祭祀はたび〳〵するを欲せず、たび〳〵するときは則ち煩しく、煩しき時は則ちうるさしといふ心起りて敬はざるに至るを以てなり、又祭はおろそかにするを欲せず、おろそかにするときは則ち怠り、怠るときは則ち忘れて敬はざるに至るを以てなり、是の故に君子は天道を見て之れに合ふやうに祭祀の禮を制定し、四時を以て其の祭期となせり、

【字解】 〔數〕屢なり、シバ〳〵と訓む、 〔疏〕粗なり、オロソカと訓む 〔天道〕天の循環の道なり、四時循環してやまざる道をいふ、 〔春禘秋嘗〕春秋二祭を以て四時の祭の代名とせしなり、禘は春祭の名、王制篇に說く所と異なれり、蓋し傳聞の異に出づるものなるべし、嘗は秋祭の名なり、

霜露既降、君子履之、必有悽愴之心、非其寒之謂也、春雨露既濡、君子履之、必有怵惕之心、如將見之、樂以迎來、哀以送往、故禘有樂而嘗無樂、

【義解】 此の節は、前節を受け禘嘗の祭の義を說く、

夏冬を略せるは類推せしむる爲なり、

秋霜露既に降る、この時に當り君子之れを履みて親

物〕多くの物類、〔司徒〕教育を司る官、契が司徒となりしことは堯典に見ゆ、〔民成〕民の風俗善く成るの意なり、〔冥勤其官而水死〕冥は水を治むる官に就き、洪水を治めて死せるをいふ、其の事蹟は詳ならず、〔功烈〕烈も亦功なり、故に二字にて功績の意に見るべし、

及夫日月星辰、民所瞻仰也、山林川谷丘陵、民所取財用也、非此族也、不在祀典、

【義解】此の節は、人神以外の祭神のことを説く、夫の日月星辰に至りては、民の瞻て仰ぎ望む所のものなり、山林川谷丘陵は民の貨財を取る所のものなり、故に亦之れを神として祀る、此の類に非ざるよりは古よりの祭祀の典籍にあらず、故に祭らず、

【字解】〔財用〕貨財なり、貨財は用ふるものなり、故に財用といふ、〔族〕類なり、タグヒと訓む、〔祀典〕祭祀のことを記録する典籍をいふ、

○以上第八章、祭神の種類を説く、魯の展禽の語にて國語魯語に出づ、文少しく異なり、參考の爲に左に掲ぐ、

夫聖王之制祀也、法施於民則祀之、以死勤事則祀之、以勞定國則祀之、能禦大災則祀之、能捍大患則祀之、非是族也不在祀典、昔烈山氏有天下也、其子曰柱、能殖百穀百蔬、夏之興也、周棄繼之、故祀以爲稷、共工氏之伯九有也、其子曰后土、能平九土、故祀以爲社、黃帝能成命百物、以明民共財、顓頊能修之、帝嚳能序三辰以固民、堯能單均刑法以儀民、舜勤民事而野死、鯀障鴻水而殛死、禹能以德修鯀之功、契爲司徒而民輯、冥勤其官而水死、湯以寬治民而除其邪、稷勤百穀而山死、文王以文昭、武王去民之穢、（中略、此の處に第一章をいる）及天之三辰民所以瞻仰也、及地之五行所以生殖也、及九州名山川澤所以出財用也、非是不在祀典、

本文と比較するに魯語を以て正となすべきは、何人も一見して直に明了なるべし、

祭義第二十四

此の篇は、祭祀の義理を説くを以て名づけて祭義

爲司徒而民成、冥勤其官而水死、湯以寛治民而除其虐、文王以文治、武王以武功去民之菑、此皆有功烈於民者也、

【義解】 此の節は、前節の例證なり、是の故に厲山氏の天下を有つや、子あり、其の名を農と曰ふ、能く百穀を殖ゑて民に稼穡の道を敎へたり、夏の衰ふるや周弃能く之れを繼げり、故に祀りて以て五穀の神と爲せり、共工氏の九州に覇たるや、子あり其の名を后土と曰ふ、能く九州の地を定めて民を安かにせり、故に祀りて以て地神となせり、帝嚳は能く天文の法を極めて、民に星象を占ひて耕作收穫の期を知らしめ、堯は能く善人を賞して官に置き、刑法を公平にし、正義を以て身を終へ、舜は民事の爲に勤勞して野に死し、鯀は洪水を防ぎて殛死し、禹は能く其の功を修め、黃帝は百物を正しく分別して其の名を立て以て民に示し、以て民と其の財を共にし、顓頊は能く其の法を修め、契は司徒となりて民を化し、善風成り、冥は其の官職を勤めて遂に水死し、湯は寛大なる政治を以て民を治めて其の災虐を除き、文王は文德を以て民を治め、武王は武功を以て紂を滅し、民の菑害を除去せり、此れ皆民に大功績ある帝王なり、故に祀りて神となすなり、

【字解】〔厲山氏〕一に烈山氏と曰ふ、炎帝神農の號なり、〔殖二百穀一〕殖は種ゑてふやすこと、百穀は多くの穀物なり、〔夏之衰也〕國語魯語には衰を興に作れり、是なるに似たり、〔周弃〕周の祖弃なり、又棄に作る、所謂后稷なり、后稷が農に精通せることは世人の知る所なれば省く、〔稷〕五穀の神の名なり、〔共工氏〕古の帝王の名、其の時代は神農の前、伏犧の後にあり、〔其子曰二后土一云云〕后土は句龍なり、黃帝を佐けて土官となれり、后は君長なり、土官の君長たりしより后土といふ、〔序二星辰一〕星辰の秩序を定むると、天文を推し究むるをいふ、〔著レ衆〕民に星象を占ひて耕作收穫の時期を明に知らすこと、〔能賞〕能く善人を賞し其れを適宜の官に置くこと、反面に惡人を罰して其の官を退くる意ありと知るべし、この事は書經の堯典を見れば明なり、〔均二刑法一〕均は平なり、刑法を公平にせることこれ亦堯典に見ゆ、〔以レ義終〕正義を以て身を終ふと、大聖舜に位を禪れるを指す、〔舜勤二衆事一而野死〕衆事は民事なり、舜が民の安寧を保つ爲に三苗を征伐し蒼梧の野に死せることを指す、〔鯀鄣二鴻水一而殛死〕鯀は堯の命を奉じて洪水を治め功成らず、罪せられて死せるを指す、鄣はふせぎさゝふること、鴻水は洪水なり、殛死は罪せられて死すること、〔正名〕正しく分別して名をつけること、〔百

止、

【義解】 王は下殤者を祭る五あり、適子と適孫と適曾孫と適玄孫と適來孫と是れなり、諸侯は下殤者を祭る三あり、適子と適孫と適曾孫と是れなり、大夫は下殤者を祭る二あり、適子と適孫と是れなり、適士と庶人とは子を祭るのみ、

【字解】〔下祭〕尊者が卑者を祭る故に下祭と曰ふ、〔殤〕夭死者なり〔適子云々〕皆正妻の生めるものを指す、來孫は玄孫の子なり、

○以上第七章、王以下祭殤の制を説く、

夫聖王之制祭祀也、法施於民則祀之、以死勤事則祀之、以勞定國則祀之、能禦大菑則祀之、能捍大患則祀之、

【義解】 此の節は、一般に祭祀尊崇する人神の種類を説く、

夫れ聖王の祭祀を制定するや、公正の政法を民に施せるものは則ち之れを祀り、死を以て國事に勤めたるものは則ち之れを祀り、勞苦して以て國家を定め安かにせるものは則ち之れを祀り、能く大災害を禦げるものは則ち之れを祀り、能く大患難を捍げるものは則ち之れを祀る、

【字解】〔法施於民〕神農、后土、帝嚳、堯、黃帝、顓頊、契の如きを指す、〔以死勤事〕舜、鯀、冥の如きを指す、〔以勞定國〕禹王の如きを指す、〔能禦大災能捍大患〕殷の湯王周の文王武王の如きを指す、

是故厲山氏之有天下也、其子曰農、能殖百穀、夏之衰也、周弃繼之、故祀以爲稷、共工氏之霸九州也、其子曰后土、能平九州、故祀以爲社、帝嚳能序星辰以著衆、堯能賞均刑法以義終、舜勤衆事而野死、鯀鄣鴻水而殛死、禹能脩鯀之功、黃帝正名百物以明民共財、顓頊能脩之、契

を名づけて侯社と曰ふ、大夫以下は羣を成し合同して社を立つ、之れを名づけて置社と曰ふ、

【字解】〔羣姓〕百官以下庶民をいふ、〔社〕地神のほこら、

○以上第五章、立社の制を説く、

王爲羣姓立七祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰泰厲、曰戸、曰竈、王自爲立七祀、諸侯爲國立五祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰公厲、諸侯自爲立五祀、大夫立三祀、曰族厲、曰門、曰行、適士立二祀、曰門、曰行、庶士庶人立一祀、或立戸、或立竈、

【義解】王は百官以下庶民の爲に七祀神を立てゝ之れを祀る、七祀神とは司命の神と曰ひ、中霤の神と曰ひ、國門の神と曰ひ、國行の神と曰ひ、泰厲の神と曰ひ、戸神と曰ひ、竈神と曰ふ、王は亦自らの爲にも七祀神を立てゝ祀る也、諸侯は國民の爲に五祀神を立てゝ之れを祀る、五祀神とは司命神と曰ひ、中霤神と曰ひ、國門神と曰ひ、國行神と曰ひ、公厲神と曰ふ、諸侯は亦自らの爲にも五祀神をたてゝ祀るなり、大夫は三祀神を立てゝ之れを祀る、三祀神とは族厲神と曰ひ、門神と曰ひ、行神と曰ふ、適士は二祀神を立てゝ之を祀る、二祀神とは門神と曰ひ、行神と曰ふ、庶士庶人は一祀を立てゝ之れを祀る、或は戸神を立てゝ祀り、或は竈神を立てゝ祀り、其の隨意に委す、

【字解】〔司命〕或は宮中の小神と曰ひ、或は文昌宮星(星神)と曰ふ、諸家多く前説に贊せり、〔中霤〕霤以下門・行・戸・竈の義は月令篇に説けり、〔泰厲〕古の帝王の後なきもの丶稱、〔公厲〕古の諸侯の後なきもの丶稱、〔大夫立三祀〕曲禮王制二篇共に大夫祭五祀とあり此に三とあるは傳聞の異に出づるか、〔族厲〕古の大夫の後なきもの丶稱、

○以上第六章、立祀神の制を説く、

王下祭殤五、適子、適孫、適曾孫、適玄孫、適來孫、諸侯下祭三、大夫下祭二、適士及庶人祭子而

廟、享嘗乃止、顯考無廟、有禱焉爲壇祭之、去壇爲鬼、

【義解】 此の節は、適士廟祭の制を說く、

適士は二廟一壇をたつ、考廟と曰ひ、王考廟と曰ふ、四時之れを祭るのみ、皇考は廟なし、禱ることありて始めて壇を設けて之れを祭る、壇にて祭を受けざる祖は之れを名づけて鬼となし、禱ることありと雖祭らず、

【字解】〔適士〕上士なり、されど此にては天子の上中下の士と諸侯の上士とを指す、〔去壇〕皇考以上の祖を指す、

官師一廟、曰考廟、王考無廟而祭之、去王考爲鬼、

【義解】 此の節は、官師の廟祭の制を說く、

官師は一廟を立つるのみ、考廟と曰ふ、四時之れを祭る、王考は別に廟なけれども考廟に於て四時之れを祭るなり、皇考以上は鬼となし之れを祭らず、されど皇考は禱ることあれば考廟に於て祭るなり、

【字解】〔官師〕諸侯の中士下士を指す、一官の師長たるより官師といふ、〔曰考廟〕此の句の下に享嘗乃止の句を入れて見るべし、〔去王考爲鬼〕去王考は曾祖以上を指す、此の句の下に皇考則有禱焉乃祭之の句を入れて見るべし、

庶士庶人無廟、死曰鬼、

【義解】 此の節は、庶士庶人には廟なきことを說く、

庶士と庶人とには廟をたつることなし、されど其の死せるものは天子諸侯と通じて鬼と名づく、祭は寢室にて行ふ、

【字解】〔庶士〕府史の屬にて下士以下のものなり、

○以上第四章、天下以下の廟祭の制を說く、

王爲羣姓立社、曰大社、王自爲立社、曰王社、諸侯爲百姓立社曰國社、諸侯自爲立社、曰侯社、大夫以下成群立社、曰置社、

【義解】 王は百官以下庶民の爲に社を立つ、之れを名づけて大社と曰ふ、王自らの爲に社を立つ、之れを名づけて王社と曰ふ、諸侯百姓の爲に社を立つ、之れを名づけて國社と曰ふ、諸侯自ら爲に社を立つ、之れ

は祀なり、嘗は秋の祭なり、故に享嘗とは猶秋祭といふが如し、されどこゝにては之れを以て四時の祭の代名に用ひしなり、遠祖に至りては其の親みの情漸く薄し、故に四時祭るに止むるなり、〔去レ祧爲レ壇〕去レ祧とは祧を去れる祖にて、祧にて祭を受くる能はざる祖をいふ、爲レ壇とは別に壇を設けて之れを祭るをいふ、去レ壇爲レ墠も亦此れと同じ句法なり、

諸侯立二五廟一、一壇一墠、曰二考廟一、曰二王考廟一、曰二皇考廟一、皆月祭レ之、顯考廟祖考廟享嘗乃止、去レ祖爲レ壇、去レ壇爲レ墠、壇墠有レ禱焉祭レ之、無レ禱乃止、去レ墠爲レ鬼、

【義解】此の節は、諸侯廟祭の制を説く、

諸侯は五廟を立つ、皆一壇墠あり、考廟と曰ひ、王考廟と曰ひ、皇考廟と曰ふ、皆毎月之れを祭る、顯考廟と祖考廟とは四時之れを祭るのみ、廟にて祭を受くる能はざる祖は、壇を設けて之れを祭り、壇にて祭をうくる能はざる祖は墠を設けて之れを祭る、壇墠を設けて祭る祖は禱ることありて始めて之れを祭り禱ることなきときは之れを祭らず、墠にて祭を受くる能はざる祖は之れを鬼といひ、禱ることありと雖祭らず、

【字解】〔去レ祖〕祖は顯考を指す、祖廟を去り其處にて祭をうけざる祖をいふ

大夫立二三廟二壇一、曰二考廟一、曰二王考廟一、曰二皇考廟一、享嘗乃止、顯考祖考無レ廟、有レ禱焉爲レ壇祭レ之、去レ壇爲レ鬼、

【義解】此の節は、大夫廟祭の制を説く、

大夫は三廟二壇を立つ、考廟と曰ひ、王考廟と曰ひ、皇考廟と曰ふ、四時之れを祭るのみ、顯考と祖考とは廟なく禱ることありて始めて壇を設けて之れを祭る、壇にて祭を受くる能はざる祖は之れを鬼と曰ひ、禱ることありと雖祭らず、

【去レ壇】壇にて祭を受くる能はざるの祖にて、顯考以上の祖なり、

適士二廟一壇、曰二考廟一、曰二王考

設廟祧壇墠而祭之、乃爲親疏多少之數、

【義解】此の節は、本章の總序なり、天下に王たるものは、地を分ちて國を建て以て諸侯を封じ、又都邑を立てゝ卿大夫を封じ、各〻廟祧壇墠を設けて其の祖を祭るに、乃ち親疏多少の數を爲し、分を相亂ることなく、追孝の誠をつくさしむ、

【字解】〔置都立邑〕大を都といひ、小を邑といふ、都は卿の采地を指し、邑は大夫の采地を指す、都邑をたてゝ卿大夫を封ずるは天子諸侯共に行ふと知るべし、〔廟祧壇墠〕次節に説く、〔親疏多少之數〕祖を祭るにも親しきもの（父、顯考）あり疏きもの（顯考以上）あり其の禮異なり、之れ親疏の數ある所以なり、王諸侯より以下士に至る迄身分によりて廟に多少の差あり、以下説く所によりて知るべし、之れ多少の數ある所以なり、

是故、王立七廟、一壇一墠、曰考廟、曰王考廟、曰皇考廟、曰顯考廟、曰祖考廟、皆月祭之、遠廟爲祧、有二祧、享嘗乃止、去祧爲壇、去壇爲墠、壇墠有禱焉祭之、無禱乃止、去墠曰鬼、

【義解】此の節は、天子の廟祭の制を説く、是の故に王は七廟を立つ皆一壇一墠あり、考廟と曰ひ、王廟と曰ひ、皇考廟と曰ひ、祖考廟と曰ふ、皆毎月之れを祭る、其の二廟は遠祖の廟なり、遠祖の廟を祧と爲す、二祧あり、四時之れを祭るのみ、祧に於て祭を受くる能はざる祖は壇を設けて祭り壇に於て祭を受くる能はざる祖は墠を設けて祭る、壇墠を設けて祭る祖は禱ることありて始めて之れを祭り、禱ることなきときは乃ち祭らず、墠に於て祭をうくる能はざる祖は之れを鬼と曰ひ、禱ることありと雖祭らず、

【字解】〔壇墠〕共に祭場なり、土を盛りて高くしたるを壇といひ、土を除きて低くしたるを墠といふ、〔考廟〕父の廟なり、〔王考廟〕祖父の廟なり、〔皇考廟〕曾祖の廟なり、〔顯考廟〕高祖の廟なり、〔祖考廟〕始祖の廟なり、〔月祭之〕考以下顯考までは其の親愛の情深く始祖は皇家の出づる所の本なり、故に月々之れを祭るなり、〔遠廟云云〕遠廟は遠祖の廟にて高祖以上の二廟なり、故に二祧ありといふ、祧は超なり、羣廟の上に超然として當に遷るべきものなり、故に名づく、此の處は王制篇の廟制を説ける所を參照すべし、〔享嘗乃止〕享

迎ふること、〔坎壇〕寒の神を祭る壇を坎といひ、暑の神を祭る壇を壇といふ、〔王宮〕日神を祭る壇の名、王は君、日神は萬神の君の義、宮は其の居の義なり、〔夜明〕月神を祭る壇の名、月は夜を明にするより名づく、〔幽禜〕星神を祭る壇の名、幽は其の隱れて少なる義にとり、禜は壇域を指す、〔雩禜〕水旱の神を祭る壇の名、雩の言たる吁嗟なり、水旱は人民の吁嗟する所なるより名づく、〔四坎壇〕四方の神を祭る壇の名、四方に一坎一壇を設くるより名づく、〔山林川谷一句〕前句の四方の説明なり、怪物とは怪異の物にて常に見はれざる雲氣の類をいふ、

有天下者祭百神、諸侯在其地則祭之、亡其地則不祭、

【義解】此の節は天子諸侯祭神の禮の相異を説く、天子は百神をまつる、諸侯は其の領地内にある諸神は皆之れを祭る、若し其の領地を亡へるときは則ち祭らず、

【字解】〔亡其地〕其の領地を削奪せらるゝときをいふ、

○以上第二章、天地以下諸神の祭處及祭法と、天子諸侯の祭神の禮の相異とを説く、

大凡生於天地之間者、皆曰命、其萬物死皆曰折、人死曰鬼、此五代之所不變也、七代之所更立者、禘郊祖宗、其餘不變也、

【義解】大凡天地の間に生まるゝ者は皆名づけて命といふ、其の萬物の死するものは皆名づくけて折といひ、人の死するものは名づけて鬼といふ、此れ五代より以來變更せざる所の名なり、七代の更る〳〵立てゝ變ずる所のものは、禘郊宗祖のときに配する祖神にして、其の餘の神は變更することなきなり、

【字解】〔命〕萬物は天命によりて生まれ、天命によりて生榮し、天命によりて死す、故に名づけて命をいふ、〔折〕斷絶なり、萬物は死して往く所なし、故に折を以て名づく、〔鬼〕歸なり人死さば歸する所あり子孫より祭祀せらる、故に鬼を以て名づく、〔五代〕三代に唐虞二代を加ふ、〔七代〕五代に顓頊と帝嚳とを加ふ、〔禘郊宗祖〕第一章に出づ　〔其餘〕天地日月山川等の諸神を指していふ、

○以上第三章、人の死は萬物と同じからざることと、五代七代の變する所のものと、變せざる所のものとを説く、

天下有王、分地建國、置都立邑、

高官を置けるにて知るべし、されば冥が治水の爲に死せしことは支那人の腦裡に深く印象し其の功德を追慕すること、確に契以上なりしならん、此の點より見るときは之れを郊祭に配祀するはそれ程怪むに足らず、故に余は後世學者の論を信ぜずして展禽の言を信ず、

燔柴於泰壇祭天也、瘞埋於泰折祭地也、用騂犢、

【義解】 此の節は、天地の神を祭る處及其の法を說く、

柴を壇上に積み、玉と牲とを取りて其の上に置き、共に之れを燔き其の氣をして天上に達せしむるは、是れ天神を祭るの法なり、繒と牲とを壇上に埋むるは、地神を祭るの法なり、而して其の牲は共に騂犢を用ふ、

【字解】〔燔柴〕柴を壇上につみ其の上に玉と牲とをのせ、共に之れを燔き其の氣を天上にのぼすこと、〔泰壇〕泰は尊稱語にて猶大といふが如し、泰壇は所謂圜丘のこと、〔瘞埋〕共にうづむること、繒と牲とを埋むるをいふ、〔泰折〕泰は泰壇の泰に同じ、折は方形の義、泰折とは方丘にて地神をまつる壇なり、〔騂犢〕郊特牲篇を見よ、

埋少牢於泰昭祭時也、祖迎於坎壇祭寒暑也、王宮祭日也、夜明祭月也、幽禜祭星也、雩禜祭水旱也、四坎壇祭四方也、山林川谷丘陵能出雲爲風雨見怪物皆曰神、

【義解】 此の節は、四時以下諸神を祭る所を說く、

少牢を泰昭に埋むるは、四時の神を祭る法なり、坎壇に送迎するは、寒暑の神を祭る法なり、王宮にては日神を祭り、夜明にては月神を祭り、幽禜にては星神を祭り、雩禜にては水旱を祭り、四坎壇にては四方の神を祭るなり、山林川谷丘陵の能く雲を起し風雨を爲し怪物をあらはすものは皆神といふ、四方の神とは是れなり、

【字解】〔泰昭〕四時の神を祭る壇の名、泰は泰壇の泰に同じ、昭は明の義なり、〔祖迎〕送り迎ふること、寒を送り暑を迎へ、暑を送り寒を

ひわけしなり、〔夏后氏〕后は君なり、夏は位を君より受く故に后と稱す、〔殷人周人〕殷周は人の歸往する所となり天位をつぐ、故に人と稱す、左に此の文に關する帝王の系圖をあぐ、（史記による、●●を附せるは此の文中にある君王なり、）

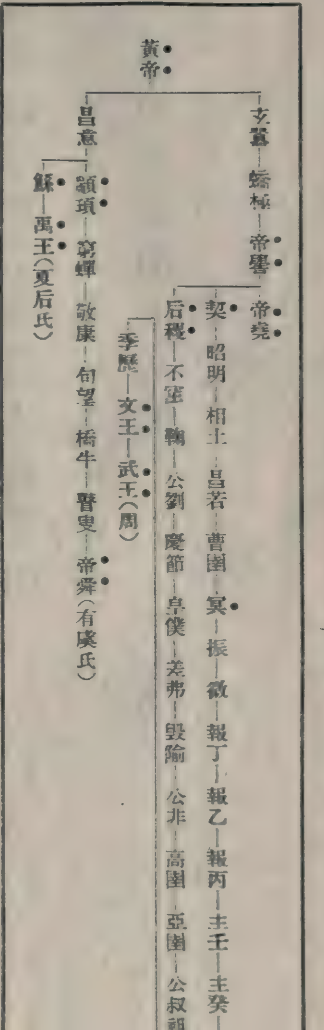

○以上第一章、虞夏殷周四代の禘郊祖宗の祭に配祭する王をあぐ、魯語の文とは少異あり、魯語の文は左の如し、

有虞氏禘黃帝而祖顓頊郊堯而宗舜、夏后氏禘黃帝而祖顓頊郊鯀而宗禹、商人禘嚳而祖契郊冥而宗湯、周人禘嚳而郊稷祖文王而宗武王

配祭は功德の大小によりて其の位を異にするものなるに、不當の處あり、（例へば夏にて鯀を郊にし禹を宗にし殷にて契を祖にし冥を郊にするが如し）との點より、後世の學者大に此の章を指摘し雜駁矛盾甚しきものとなせり、されど展禽は所謂柳下惠にて孔孟の推稱せる賢人なれば、荒唐の言をなすは信ずべからず、必ず古の傳ふる所によりていひたるなるべし、鯀の如き後世にては大惡人の如くなせども、こは孔子が書經篇定以後のことにして、其れより以前はたとひ治水に失敗せしとはいへ、大聖禹王の父としてその時代の人の尊崇をうけたることならん、又冥（末章に其の功を說けり）の如きも治水の爲に死せる人なり、而して洪水の害殊に黃河の汎濫は支那人の最も苦痛とする所なることは、歷代河道總督の專任

く詭異のことあり、之れを其の他の經傳に考ふるに往々合はざるものあり、禮記固より多く漢儒に出でゝ、此の篇尤も駁雜にして信ずべからずと、

祭法

【義解】此の二字は通篇に冠せる語にして、所謂篇章の名なり、

有虞氏禘黃帝而郊嚳、祖顓頊而宗堯、夏后氏亦禘黃帝而郊鯀、祖顓頊而宗禹、殷人禘嚳而郊冥、祖契而宗湯、周人禘嚳而郊稷、祖文王而宗武王、

【義解】有虞氏は圜丘に昊天上帝を祭るとき、配するに祖黃帝を以てし、南郊に上帝を祭るとき、配するに祖帝嚳を以てし、五帝を明堂に祭るとき、配するに祖顓頊と帝堯とを以てす、夏后氏は圜丘に昊天上帝を祭るとき、配するに祖黃帝を以てし、南郊に上帝を祭るとき、配するに祖鯀を以てし、五帝を明堂に祭るとき、配するに祖顓頊と禹とを以てす、殷人は圜丘に昊天上帝を祭るとき、配するに祖帝嚳を以てし、南郊に上帝を祭るとき、配するに祖冥を以てし、五帝を明堂に祭るとき、配するに祖契と湯とを以てす、周人は圜丘に昊天上帝を祭るとき、配するに祖帝嚳を以てし、南郊に上帝を祭るとき、配するに祖后稷を以てし、五帝を明堂に祭るとき、配するに祖文王と武王とを以てす、

【字解】〔有虞氏〕虞は舜の國名なり、これにのみ有字を冠するは注疏に虞字は文單なるを以ての故に有字を以て配す、別に義例なしとあり、〔禘二黃帝一〕この禘は昊天上帝を圜丘に祭ることをいふ、昊天上帝とは上帝中の最高帝にして天全體を支配する神なり、或は太一神といひ、或は日神といふも何れが是なるを知らず、圜丘は南郊中に設くる圓形の丘にして祭天壇なり、禘二黃帝一とは昊天上帝を祭るとき配祭するに祖黃帝を以てすの意なり、郊レ嚳以下皆之れと同句法なり、〔郊〕上帝を南郊に祭ることをいふ、此の上帝は蓋し昊天上帝以外の總稱なり、圜丘に祭ると郊祭とは同日にて神位の高下によりて先づ昊天上帝を圜丘に祭り、次に上帝を祭るなり、〔祖宗〕共に五帝（五行の神）を明堂に祭ることをいふ、祖は始なり道德の始の義、宗は尊なり有德尊ぶべしの義なり、故に祖にすといひ、宗にすといふは略同意なれども、德大なるものを上位に置きて配するを以て二つにい

に棺束の緘に繋けて下す、君の棺を下すときは、命じて喧擾することなからしめ、鼓聲を以て調子をとり一鼓毎に漸々綍を緩むなり、大夫は人に命じて哭することなからしむ、士は哭するもの互に自ら相戒めて哭することなからしむ、

【字解】〔封〕窆に同じ、棺を下すこと、〔咸〕緘に同じ、棺側に直に著けたるなは、

君松椁、大夫柏椁、士雜木椁、

【義解】此の節は、君大夫士の椁制を記す、

國君には松の椁、大夫には柏の椁、士には雜木の椁を用ふ、

棺椁之閒、君容柷、大夫容壺、士容甒、

【義解】此の節は、君大夫士の棺椁の閒の廣狹及び其の容るゝ所の物を記す、

外棺と內棺との閒は尊卑によりて其の廣狹及び其の容るゝ所の物を異にす、君には柷を容る、大夫には壺を容る、士には甒を容るゝなり、

【字解】〔柷〕王制篇に圖解す、〔壺甒〕共に禮器篇に圖解す、

君裏椁、虞筐、大夫不裏椁、士不虞筐、

【義解】此の節は、君大夫士の椁の內部の裝置を記す、

國君には椁の內部を飾るに別に物あり、又虞筐といふものあり、大夫には椁に裏せずと雖、猶虞筐といふものあり、士には棺に裏することなく、又虞筐といふものなし、

【字解】〔虞筐〕未だ詳ならず、鄭玄已に未だ聞かずといへり、

〇以上第二十章、君大夫士等の棺椁及び棺飾の差弁に碑綍納棺等のことを記す、

祭法第二十三

此の篇は、祭祀の法を雜記す、故に名づけて祭法といふ、首章と末章とは魯の展禽の說にて國語魯語に見ゆ、孫希旦曰く、中閒國語に見えざるものは多

綾池上に在り、又、纁の紐と緇の紐と各二つあり、齊は大夫と同じく、而して貝は一行なり、翣は畫翣二つのみにして皆竿頭に綏を附く、又士の戴は、前頭二つは纁を用ひ、後の二つは緇を用ふ、又、前後の二披は纁を用ふるなり、

君葬用輴、四綍二碑、御棺用羽葆、大夫葬用輴、二綍二碑、御棺用茅、士葬用國車、二綍無碑、比出宮御棺用功布、

【義解】　此の節は、君大夫士の柩車及び碑綍を記す、君の葬時には輴車を用ふ、又、四本の綍と二基の碑とあり、又棺を御するに前に居て指麾するに羽葆を用ふ、大夫の葬時には亦輴車を用ふ、綍碑は各二つなり、又、棺を御するに前に居て指麾するに茅を用ふ、士の葬時には國車を用ふ、綍は二本にして碑なし、又、宮を出づる頃のみ棺を御するに大功の布を用ひ、壙穴に至る比は之を用ひざるなり、

【字解】〔輴國車〕輴も國車も皆柩車なり、柩車の名稱種々あり、或は輲車といひ、或は蜃車といひ、或は輴車といひ、或は國車といふ、輲車一に輇車ともいふ、輇とは其の輪、全木を以て造りて輻なし、故に輇といふ、輇蜃輴皆四輪にして其の實は一なり、唯國車のみ兩輪なり、國車とは、國人皆同じく用ふる所なるを以て名づく、〔綍碑〕綍は、麻にて爲りたるひつぎなは、塗に在りて柩車を牽くときは引といひ、壙に至りては綍といふ、碑は木を以て作り綍を繞ひて棺を垂下するに用ふるもの、天子に豐碑といひ、諸侯に桓楹といひ、大夫以下又通じて碑といふ、四綍とは、棺の前後左右に著くる四本のひつぎなは、二綍とは、前後に著くるもの、二碑とは、壙の前後に樹つる碑、

凡封用綍、去碑負引、君封以衡、大夫士以咸、君命毋譁以鼓封、大夫命毋哭、士哭者相止也、

【義解】　此の節は、君大夫士の棺を下すことを記す、凡そ棺を壙に下すには、綍の一端を棺緘に繋け、又一端を碑間の轆轤に繞ひ、引く所の人碑外に在りて碑を背にし、漸々鼓聲に應じて棺を下すなり、諸侯の禮は大いなり、從つて物多く棺重きを以て棺を下すとき其の傾頓を恐る、故に大木を以て衡を爲り棺束の緘に貫きて平に持ちて之を下すなり、大夫は綍を直

交々齊の上に絡ふなり、〔纁戴六〕戴は、値るなり、纁帛を以て棺紐と柳車の材とに連繫して相値り因らしめて前後の分離を結合せしむるもの、棺束は、棺の横に三つあり、一束毎に兩邊各皮を以て紐となす、故に三束にて六紐あることゝなる、今纁戴を紐に貫きて柳車の材に繫く、故に六戴あり、〔纁披六〕披は棺の左右にある紐、絳帛を以て作る、一端は纁戴の中に繫け、一端は帷外に長く出して之を牽引するに便ならしむ、即ち車を牽きて高きに登るときは前に引きて車の前あがりを防ぎ、低きに下るときは後を引きて車の覆るを防ぎ、左右に欲らむとするときは之を以て其の傾覆を防ぐ用とす、而してこの紐は戴に繫くるを以て亦六紐あるなり、〔翣〕曲禮篇に黻翣の圖あり就てみるべし、黼翣は斧の模樣を畫けるもの畫翣は翣雲の模樣を畫けるものなり、

大夫畫帷、二池、不振容、畫荒、火三列、黻三列、素錦褚、纁紐二、玄紐二、齊、三采、三貝、黻翣二、畫翣二、皆戴綏、魚躍拂池、大夫戴前纁後玄、披亦如之、

【義解】　此の節は、大夫の葬時の棺飾を記す、

大夫の棺飾は、雲氣を畫きたる帷あり、又池は兩邊に各一あり、又、國君の如く振容の幡なし、又雲氣を畫きたる荒と黻とあり、畫荒の中央に火を畫くことと三列、黻には兩己相背を畫くことと三列なるは國君の如し、又、素錦の紐あり、又、纁の紐、玄の紐各二つあり、又荒上の齊は絳黃黑の三采を以て覆ひ、貝を連ねて三行として交〻齊に絡ふ、又黻畫の翣各二つありて皆竿頭に綏を附く、又、池の下に懸くる所の銅魚は躍りて池を拂ふ、又、大夫の戴は前紐を纁にし、後紐を玄にす、而して其數は各三つなり、又、披の色と數とは亦戴の如くし、

【字解】　〔畫帷〕雲氣を畫きたるとばり、其の用は前節の龍帷に同じ、〔綏〕五采の羽を以て翣の兩角又は旄旗の竿頭などを飾るもの、

士布帷、布荒、一池、揄絞、纁紐二、緇紐二、齊、三采、一貝、畫翣二、皆戴綏、士戴前纁後緇、二披用纁、

【義解】　此の節は、士の葬時の棺飾を記す、

士の棺飾は、白布の帷と荒とを用ひて畫かず、又、池は唯一のみ前に在り、又揄翟を青黃の繒に畫きたる

車の荒邊の端に掛くる所の池三つあり、池下に懸くる所の振容あり、又喪車の上を覆ふ所の黼荒と黻とあり、黼荒の中央には環狀をなせる三列の火を畫き、

棺飾（三禮義疏）

黻には三列の兩己相背けるものを畫けり、又荒下に於て白錦の褚を覆ひ、褚を覆ひ終ふれば帷と荒とを褚外に加ふるなり、又上蓋の荒と邊牆の帷と相離るゝ憂あり、故に六本の纁紐を以て之を連ぬ、又荒上の中央に當る圓形の齊は、五采と繒を以て之を覆ひ、又五行の貝(クダリ)を以て交々齊上に絡ふなり、又、葬に用ふる扇に似たる翣は、黼黻畫の三種ありて各二箇づゝを用ふ、而して皆其頂に圭玉を飾るなり、又池の下に銅魚を懸く、車行くときは、この魚跳りはねて池を拂ふ、又、君には、纁帛を以て棺紐を繫け柳車の骨に著くる所のもの六つあり、又、纁戴に一端を繫け、一端を帷外に出す所の纁披六つあるなり、

【字解】〔龍帷〕龍を白布に畫きたるとばり、これは柳車(喪車)の邊障となすもの、〔三池〕池とは、竹を編みて籠とし、其の上に青色の布を著け、柳車の上の荒の爪端(ハシ)に掛くるもの、其の形、宮室の承霤(トヒ)の如し、天子は四池あり諸侯は三池にして後方の一池を闕く、〔振容〕青黃の繒の長さ一丈餘なるを幡の如くして雉を畫き池の下に懸けたるもの車行くときはこの幡振動して容飾となる、故にいふ〔黼荒〕荒とは蒙なり、柳車の上を覆ふもの、其の荒の緣に白黑の斧文あり、故に黼荒といふ、或は之を鼈甲といふ、〔素錦褚〕素錦は白錦なり、褚は、屋なり、荒の下に白錦を用ひて屋形となして宮室に象るなり、〔纁紐〕纁は、淺絳なり、うすあか色のひも、これは、上蓋の荒と邊牆の帷とを連ぬるに用ふるもの、〔齊五采五貝〕齊は、臍(ホソ)に同じ、中央に當るの義なり、荒の上の中央に當る圓形の車蓋の如きもの、高さ三尺徑二尺餘あり、之を覆ふに五采の繒を以てす、又、五貝とは貝を連れて五行とし

ち、君には黍稷稻粱の四種にして毎種二筐を具ふ、大夫には黍稷粱の三種にして毎種二筐を具ふ、士には黍稷の二種にして毎種二筐を具ふる也、

熬筐(三禮義疏)

又尊卑皆魚腊を具へて蚍蜉を集注せしむるとあり、

【字解】〔熬〕煎穀なり、煎穀は香し、故に之を棺旁に置けば、蚍蜉の類其の香を聞きて來り食ふ、由りて尸を侵すの防ぎとなす、〔魚腊〕魚とほししと、或は乾腊なりといふ、この數、經に明文なし、

飾棺、君龍帷、三池、振容、黼荒、火三列、黻三列、素錦褚、加帷荒、纁紐六、齊、五采、五貝、黼翣二、黻翣二、畫翣二、皆戴圭、魚躍拂池、君纁戴六、纁披六、

【義解】此の節は、國君の葬時の棺飾を記す、

柳車(三禮圖)

國君の棺飾は、喪車の周圍に繞らす龍文の帷あり、喪

ることを記す、

君と大夫とは其の鬠爪を棺の四隅の角中に納る、士は之を物に盛りて兩階の間の坎中に埋むるなり、

【字解】〔鬠爪〕鬠は亂髮なり、爪は手足の爪甲なり、古は生ける時は髮と爪とを積みて斷たず、死ぬれば之を斷ちて小囊に入れ棺内の四隅に納るゝなり、〔角中〕棺の四隅の角中なり、

君殯用輴、欑至于上、畢塗屋、大夫殯以幬、欑至于西序、塗不暨于棺、士殯見衽、塗上帷之、

【義解】此の節は、君大夫士の殯制を記す、

國君の殯には柩を盛るの車を用ひて柩を其の上に置く、而して木を柩車の四面に叢めて棺より高くして屋形の如くし、四面盡く土を以て之を塗り、以て火災の備へとす、大夫の殯には柩車を用ひず、棺衣を以て柩を覆ふ、而して其の棺は一面は西序の壁に貼け置き、其の三面に木を叢めて屋形をなさず、又之を塗れど、木を叢むること王侯の如く廣からざれば、塗る所僅僅にして棺に及ばざるなり、士の殯は、坎を掘りて棺を容れ、棺、坎中に在りて棺蓋の衽のみを見はし、其れ以上は亦木を叢めて之を覆ひ、土を以て塗る、而して又帷にて覆ふなり是れ皆火災の備となすなり、

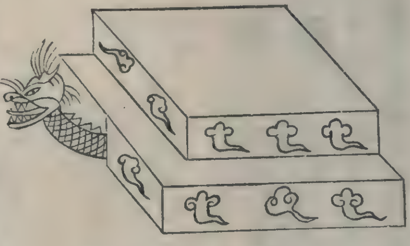

龍輴　（三禮圖）

【字解】〔輴〕柩を安置する車、〔欑〕叢なり、木を叢めて棺を覆ふこと、〔幬〕棺衣なり、これは尊卑皆用ふ、獨り大夫に於て之を言ふは、中を擧げて上下を略せるなり、〔帷〕幃なり、これも亦尊卑皆用ふ、故に朝夕の哭には唯其の帷を擧げ褰ぐるのみなり、而して皆之を用ふる所以は、鬼神は幽闇なる處を尚べばなり、

熬、君四種八筐、大夫三種六筐、士二種四筐、加魚腊焉、

【義解】此の節は、君大夫士の熬穀の數を記す、

殯に棺を塗らむとするとき、熬穀を棺旁に置き、蚍蜉の類を之に集注せしめ、以て尸を侵さんことを防ぐなり、さて其の熬穀は尊卑によりて其の數を異にす、卽

は厚さ六寸なり、

【字解】〔大棺〕國君なり、〔大棺〕棺の最も外にあるもの、〔屬〕大棺の内にあるもの、〔椑〕屬の内にあるもの、以上三棺は國君の棺にして三重なり、而して大棺と屬とは梓を用ひ、椑は杝を用ふるなり、杝は白楊に似たる木、〔上大夫〕列國の卿をいふ、

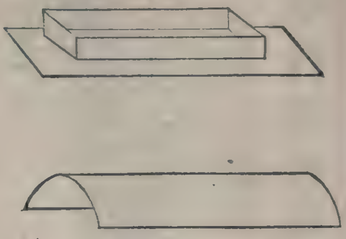

椑（三體圖）

君裏棺用朱綠、用雜金鐕、大夫裏棺用玄綠、用牛骨鐕、士不綠、

【義解】此の節は、君大夫士の棺の内部の裝飾を記す、

國君は、棺の内部に朱繒と綠繒とを貼り附く、而して朱繒は棺内の四方に貼け、綠繒は四隅に貼く、之の朱綠の繒を著くるには黄白青の雜色の金釘を用ふるなり、大夫の棺の内部には玄繒と綠繒とを用ふ、玄繒は四方に貼け、綠繒は四隅に貼く、而して之を著くるには牛骨の釘を用ふるなり、士は悉く玄繒を用ひて綠繒を用ひざるなり、

【字解】•〔裏レ棺〕繒を以て棺の裏に貼り著くること、〔朱綠〕朱色の繒と綠色の繒と、〔鐕〕釘なり、

君蓋用漆、三衽三束、大夫蓋用漆、二衽二束、士蓋不用漆、二衽二束、

【義解】此の節は、君大夫士の棺蓋の衽束の數を記す、

國君の棺蓋には漆を用ひて其の合際の間を塗り合はし、衽束各三を用ふ、大夫の棺蓋にも漆を用ひて衽束各二を用ふ、士の漆は用ひずして衽束は大夫に同じ、

【字解】〔蓋〕棺の蓋板なり、〔用レ漆〕漆を以て蓋板の合縫の間を塗り合すこと、〔衽束〕衽は小要なり、用材の合際を連ね固むるために牝牡の間に嵌入して釘の代はりに用ふるもの、其の形兩頭廣くして中央細し、恰も深衣の衽の如し、故に名とす、ちぎり、束は、衽の上に牛皮を以て之を束ねて固からしむるもの、

君大夫鬊爪實于角中、士埋之、

【義解】此の節は、尊卑によりて鬊爪を納るに異な

鄰國卿大夫の使を遣して來り弔ふことあるときは、この大夫は主人を後にし之に代りて其の命を拜し、又は賓を拜するなり、而して大夫は國君の如く終りまで專ら代りて主となることをなさゞるなり、故に大夫先づ拜し終ふれば主人後に拜するなり、此の如く同時に拜せざるは、喪主に二人なきことを明かすなり、

【字解】〔大夫君〕諸侯の大夫なり、大夫の臣、其の事ふる所の大夫を稱して、君といふ、故に大夫を大夫君といふ、〔主人〕大夫の臣の適子の喪主たるもの、〔衆主人〕主人の諸昆弟をいふ、〔君後主人〕大夫、主人をして己の後に從はしめて己れ先づ拜するをいふ、

君弔見尸柩而后踊、

【義解】此の節は、君、臣の喪を弔ひて踊するの禮を記す、

君、臣の喪を弔ふに、殯後未だ柩を塗らざるときは、尸柩を見て然る後に踊するなり、若し柩を塗りし後なれば踊せざるなり、

大夫士若君不戒而往不具殷奠、君退必奠、

【義解】此の節は、大奠を具へざると具ふるとの禮を記す、

大夫士の喪に、既に殯して後に、君の來り弔ふときは先づ人をして主人に告げ知らしむること前節に記せり、然るに今君、人をして告げ知らしめざるときは大奠を具へざるなり、されど君の退きし後には必ず大奠を具へて死者に告げ、以て君の來り弔ひしことを榮とするなり、

○以上第十九章、國君及び君夫人が大夫士の喪に於て、恩賜弔臨するの禮、及び主人の國君君夫人を迎送するの禮を記す、

君大棺八寸、屬六寸、椑四寸、上大夫大棺八寸、屬六寸、下大夫大棺六寸、屬四寸、士棺六寸、

【義解】此の節は、君大夫士の棺椁の制を記す、

國君の大棺は、厚さ八寸、屬の厚さ六寸、椑の厚さ四寸なり、上大夫の大棺は厚さ八寸、屬の厚さ六寸なり下大夫の大棺は厚さ六寸、屬の厚さ四寸なり、士の棺

顙于下、夫人見世子而踊、奠如君至之禮、夫人退、主婦送于門內拜稽顙、主人送于大門之外不拜、

【義解】此の節は、君夫人の臣を弔ふの禮を記す、君夫人、大夫士の喪を弔ふときは、主婦、喪主となりて禮を行ふ、されど婦人は門外に出でざるを以て禮とす、故に主人出でて門外に迎へ、君の馬首を見て先づ門に入りて右すること、猶君を待つが如くす、而して夫人の入りて堂に升りて位に卽きてよりは、主婦西階より降りて夫人を拜して稽顙すること、亦猶主人の君を待つが如くす、又、夫人來り弔ふときは、夫人の世子先導す、其の禮猶祝の君を導くが如くす、故に夫人は世子の踊するを視て踊す、又大奠を釋くときは、君の至りし禮の如くす、奠し終はりて夫人退くときは、主婦寢門內にまで送りて拜して稽顙す、是れ婦人は送迎するに門より出でざるを以て禮とすれば也、故に主人、主婦に代りて大門の外にまで送る、されど主婦已に拜したれば主人拜せざるなり、是れ喪主に二主なきを以て禮とすればなり、

【字解】〔主婦〕大夫士の妻の喪主たるもの、〔世子〕夫人の世子なり

大夫君不迎于門外、入卽位于堂下、主人北面、衆主人南面、婦人卽位于房中、若有君命、命夫、命婦之命、四鄰賓客、其君後主人而拜、

【義解】此の節は、大夫君の其の臣の喪を弔ふの禮を記す、諸侯の大夫來りて其の臣の喪を弔ふときは、主人は國君を迎ふるが如く之を門外に迎へざるなり、大夫も亦入りて堂に升らず、位に阼階の下に卽きて西面す、是れ皆正君より下すの禮なり、この時、主人は之を辟けて大夫の南に在りて北面す、諸昆弟は南面す、婦人は位に房中に卽く、此の如く列位定まりしとき、若し本國の君命、或は國中の大夫及び命婦の命、或は

外、命之反奠、乃反奠、卒奠主人先俟于門外、君退主人送于門外拜稽顙、君於大夫疾三問之、在殯三往焉、士疾一問之、在殯一往焉、

【義解】此の節は、大夫と士との喪に於て、君の來り弔ふ禮の異なることを記す、

若し君の臨む所の喪が大夫の喪なれば、則ち大夫は踊し畢りて前に述べし所の大奠を殯宮に具へおきて可なり、若し士の喪なれば、則ち其の身分卑しきを以て敢て君を留めて大奠を殯宮におかざるなり、故に先づ門に出でゝ君の將に去らむとするを俟つなり、この時君は主人に命じて殯に反りて奠せしむ、主人命を承けて始めて奠す、奠し終ふれば再び先づ門外に出でゝ君の退くを送りて拜して稽顙するなり、この君を門外に送りて拜して稽顙することは大夫も士も變ることとなし、又、君、大夫の喪に於て、大夫疾病あるときは三たび之を慰問し、殯に在るときには三たび往きて弔ふなり、士の喪に於て、士疾病あるときには一たび之を慰問し、殯に在るときは一たび往きて弔ふなり、是れ殷勤を致すにも、亦身分により降殺するなり、

君弔則復殯服、

【義解】此の節は、殯後に君の來り弔ふとき、主人の服する服を記す、

大夫士の喪の大斂と殯との時に當りて、君他の故ありて來り臨むこと能はずして、殯後に主人已に喪服を服せしときに至りて、始めて君の來り弔ふときは、主人は則ち殯服に反り、首絰免布深衣して散帶せざるなり、是れ君の來るを以て其の禮を新にして殯以前の服を服するなり、

夫人弔於大夫士、主人出迎于門外、見馬首、先入門右、夫人入升堂卽位、主婦降自西階拜稽

祝代之先、君釋菜于門內、祝先升自阼階負墉南面、君卽位于阼、小臣二人執戈立于前、二人立于後、擯者進、主人拜稽顙、君稱言、祝祝而踊、主人踊、

【義解】此の節は、大夫士の喪の殯後に君の來り弔ふの禮を記す、第十六章を參照すべし、

大夫士の喪に君或は他の故ありて大斂に臨むこと能はざる場合あり、由りて既に殯して後、日を定めずして其の家に往く、そのときは豫め先づ人をして君の來り弔ふことを主人に告げ知らしむ、是に於て主人は大奠の禮を具へて君を門外に俟つ、主人、君の馬首を見れば、先づ還りて門右に在り北面して君の至るを待つなり、この時君に從行して不祥を拂ふ役の巫は門外に止まりて、主人の之を忌み惡むことを憚りて入らざるなり、故に祝、巫に代りて君を導き先だつ君門內に入れば蔬菜を釋きて門神に禮す、祝乃ち先づ阼階より堂に升り墉を背にして南面す、この時君は位に阼階の上に卽く、君の位に卽くとき小臣の二人は戈を執りて君の前に立ち、二人は後に從ふ、君既に位に卽きて西面すれば、前なる二人は北面して阼階の東に立ち、後なる二人は北面して阼階の西に立つ、此の如く位列定まれば主人の禮を相く所の擯者は、東塾の前より進み出でゝ、主人に君の弔辭を受けよと告ぐ、主人由りて阼階の下なる中庭に於て北面して拜して稽顙す、この時、君は其の來り弔ふ辭を述ぶ、この弔辭を述ぶるにも、君の禮を相くる所の祝が代りに稱言するなり、稱言し終はれば祝乃ち踊す、君は祝の踊するを視て亦踊す、君踊し畢れば主人乃ち踊するなり、

【字解】〔戒レ之〕主人に君の來り弔ふことを告げ知らしむるをいふ、〔具二殷奠之禮一〕殷は大なり、大奠の禮を具ふるは、月朔に限る、其の他は朝夕小奠の禮を具ふるなり、今、君來り弔はんとす、故に大奠の禮を具へて以て之を俟つ、是れ君の來るを榮とすればなり、〔負レ墉南面〕君の北、房戶の東に在り、壁を背にして南面するをいふ、〔稱言〕來り弔ふ辭を述ぶること、即ち弔辭なり、

大夫則奠可也、士則出俟于門

爲に殯宮に次らざるなり、

【字解】〔子〕衆子をいふ、小記に父は衆子の爲に外に次らずとある意に同じ、

○以上第十八章、君大夫士の喪に遭ひ、斬衰齊衰大功等によりて、或は廬に居り、或は堊室に居り、又は祥禫より以來の降殺の禮を記す、

君於大夫世婦大斂焉、爲之賜則小斂焉、於外命婦既加蓋而君至、於士既殯而往、爲之賜大斂焉、

【義解】此の節は、國君が大夫士及び世婦命婦の喪に臨むの禮を記す、

國君が大夫及び内命婦の喪に於ては、其の大斂を視るは常禮なり、若し之に恩惠を施すときは、大斂の前に行ふ所の小斂をも視るなり、又、外命婦の喪に於ては其の恩輕し、故に其の既に大斂して尸を棺に入れ蓋を加へたる後に至る、又、士の喪に於ては、既に殯して後に往く、士は卑しと雖も、亦恩惠を加ふることあり、この時は君臨みて大斂を視るなり、

【字解】〔爲之賜〕君より恩惠を加ふること、〔外命婦〕臣の妾なり、

夫人於世婦大斂焉、爲之賜小斂焉、於諸妻爲之賜大斂焉、於大夫外命婦既殯而往、

【義解】此の節は、君夫人が世婦諸妻及び大夫、外命婦の喪に臨むの禮を記す、

君夫人の内命婦の喪に於ては大斂を視る、若し之が爲に恩惠を加ふるときは小斂をも視るなり、諸妻に於ては士の禮と同じく、之に恩惠を施すときは大斂を視るなり、又、大夫及び其妻の喪に於ては既に殯して後に往きて、斂を視ることなし、

【字解】〔諸妻〕夫人の媵たる所の姪娣及び同姓の女をいふ、

大夫士既殯而君往焉、使人戒之、主人具殷奠之禮、俟于門外、見馬首、先入門右、巫止于門外、

れ一般の期の喪にあらずして父在すときに母の爲にし、妻の爲にするときに限る、又齊衰を服する一年の喪と大功布衰を服する九月の喪とは皆二月の間婦人を御せざるなり、又、婦人は喪に房中に居て廬に居らず、苫に寢ねず、三年の喪已に然り、期以下の輕喪は知るべきなり、又、婦人、生みの父母の喪あるときは、既に練したれば乃ち夫の家に歸る、又、本、期の喪にして降して九月を服する者は、既に葬れば夫の家に歸るなり、

公之喪、大夫俟練、士卒哭而歸、

【義解】此の節は、國君の喪に遭ひて大夫士の他より歸るの禮を記す、

國君の喪に、未だ葬らざる以前、遠近に在る諸臣、各公館に次りて其の喪に服するなり、都邑の大夫は其の練祭を俟ちて其の家に歸り、下邑の士は卒哭して其の治むる所の地に歸りて民を治む、

【字解】〔公之喪〕國君の喪をいふ、

大夫士父母之喪、既練而歸、朔日忌日則歸哭于宗室、諸父兄弟之喪、既卒哭而歸、

【義解】此の節は、庶子の喪に遭ひて家に歸るの禮を記す、

庶子の大夫士たるものは、父母の喪には、練祭以前は宗家の殯宮に在れども、既に練して後は、各其の家に歸る、されど朔日と十五日と死日とには宗家に在る殯宮に歸りて哭するなり、又、諸父兄の喪には、期の喪なれば其の服從つて輕し、故に卒哭すれば乃ち歸るなり、

【字解】〔大夫士〕庶子の大夫士たるもの、庶子にても命士以上は、父子各其の家を異にす、故に下文に練して歸るといふ、〔練而歸〕適子なれば喪を終ふるまで殯宮に在り、されど庶子の命士以上たるものなれば、各其の家に歸るなり、〔則歸〕この歸の字は、宗室にある殯宮に歸るをいふ、

父不次於子、兄不次於弟、

【義解】此の節は、尊者の卑者の喪に殯宮に次らざることを記す、

父は、衆子の喪の爲に殯宮に次らず、兄は、弟の喪の

政、大夫士謀家事、既祥黝堊、祥而外無哭者、禫而內無哭者、樂作矣故也、

【義解】此の節は、練、祥、禫の節を記す、既に期の祭を終ふれば堊室に居りて人と竝び居らざるなり、されど練祭以後は哀漸く輕し、故に君は國政を謀り、大夫士は家事を謀るなり、又、既に再期の祭を終ふれば堊室を塗りて黑からしむ、是れ稍其の飾を增すなり、而して祥後は中門の外に於て哭することなし、又、二十五箇月の祭を終ふれば、中門の中と雖哭することなきなり、是れ禫祭は喪を除く祭にして之を行へば音樂を奏するも可なるが故なり、

【字解】〔堊室〕喪中に居る所の塗り飾らざる室、中門外の屋下に土を累ねて造りたるへや、〔祥〕大祥なり、再期の祭〔黝堊〕黝は、堊室の地を治め平げて黑色となすこと、堊は白土なり、白土を以て牆壁を塗りて白からしむること、〔禫〕父母死して二十五箇月を經て行ふ祭、

禫而從御、吉祭而復寢、

【義解】此の節は、禫祭の節を記す、禫祭して後に婦人を御す、禫祭の後、同月の內に四時の吉祭の節に遭へば、吉祭を行ひて後に平時の燕寢に復りて又殯宮に宿らざるなり、若し四時の吉祭に當らざれば、月を踰えて吉祭するを待ちて燕寢に復るなり、

【字解】〔從御〕婦人を御するをいふ、一說に、政に從ひて職事を御するをいふと、亦通ず、〔復寢〕平時の燕寢に復へりて再び殯宮に入らざるをいふ、

期居廬、終喪不御於內者、父在爲母爲妻、齊衰期者、大功布衰九月者、皆三月不御於內、婦人不居廬、不寢苫、喪父母既練而歸、期九月者既葬而歸、

【義解】此の節は、男女喪に遭ひ、其の斬衰齊衰大功等によりて、其の禮の異なることを記す、一年の喪は倚廬に居て堊室に居らず、且つ喪を終ふるまで燕寢に居ても婦人を御せざるなり、されど是

くす、

【字解】〔柱楣〕倚廬に短柱を立てゝ楣檐を作ること、初は木を地に抵て、牆に倚せたるまゝなれば柱もなく楣もなし、葬後は哀漸く殺ぐ、故に柱楣を設けて戶を作り日光を納るゝなり、

凡非適子者自未葬以於隱者爲廬、

【義解】此の節は、庶子の倚廬を記す、

凡そ庶子は、喪主にあらざるを以て、未だ葬らざる前より既に葬りし後に至るまで東南の角なる日光の照らさぬ處に於て倚廬を爲るなり、

【字解】〔非適子〕喪主にあらざるもの、庶子をいふ、

既葬與人立、君言王事不言國事、大夫士言公事不言家事、

【義解】此の節は、喪に居るときの常の禮を明かす、

凡て喪中には多く他事を言ふべからず、既に葬りし後といへども、人と竝び立てるときは、諸侯は王事を言ひて、己が國事を言はず、大夫士は公事を言ひて、己が家事を言はず、

君既葬王政入於國、既卒哭而服王事、大夫士既葬公政入於家、既卒哭弁經帶、金革之事無辟也、

【義解】此の節は、喪に居るときの非常の禮を明かす、

國家無事なるときは喪を終へて後政に從ふべきなりされど國家事あるときは孝子常禮に遵ふこと能はず故に權禮に遵はざるべからず、卽ち、國君既に葬りし後といへども王の政令己が國に入れば則ち王政に從事す、又既に卒哭し終はりしとき兵革の事起れば弁經帶して王の爲に金革の事に服す、大夫士既に葬りし後、國君の政令己が家に入れば國政に從事す、又既に卒哭し終はりしとき兵革の事起れば、弁經帶して國君の爲に金革の事に服して敢て辟くることをなさず、

【字解】〔弁經帶〕素弁に環經を加へて喪服の帶を締むるをいふ、

既練居堊室、不與人居、君謀國

馮るときは、君の撫したる處を少しく避けてなすべし、凡そ尸に馮るときは皆必ず起ちて哀踊をなすものなり、

【字解】〔執〕尸の衣を執り持つをいふ、〔馮〕身俯して尸によりかゝるをいふ、〔奉〕尸の衣をさゝげ持つをいふ、〔拘〕尸の衣を微しく牽引するをいふ、

○以上第十七章、尸を撫し尸に馮るの禮を記す、

父母之喪、居倚廬、不塗、寢苫枕凷、非喪事不言、君爲廬宮之、大夫士禬之、

【義解】此の節は、父母の喪に遭ひ、未だ葬らざる前に、君大夫士の倚廬に居るの禮を記す、

父母の喪に遭ひ、未だ葬らざる前には、倚廬に居りて悲哀す、而して其の倚廬は木を倚せ草を葺きたるのみにして泥を以て塗らず、又、廬中に寢ぬるにも苫の上に臥し、土塊を枕として哀み痛む、すべて喪事に關することにあらざれば、決して他事を言はざるなり、此の如くすること君大夫士皆同一なりと雖、倚廬の制に少しく差あり、卽ち、君の廬には、帷を以て外面を張りて宮牆の如くすれども、大夫士の廬は帷を張らずして唯木を寄せ草を葺きたるのみなり、

【字解】〔倚廬〕喪中に居るべき屋、中門外東牆の下に於て之を爲る、木を斜に牆に倚せ立て、草を以て屋根を蓋ひ、又側障を爲りて泥塗せざるものなり、一說に、倚廬は殯宮の門外に於て東牆に就きて造る、木を地に抵て斜に牆に倚せ草を以て蓋ひ、其南北は草を以て屛蔽を爲り、其の北に於て戶を開き以て出入に便にすと、〔凷〕土塊なり、つちくれ、〔禬〕袒なり、其の廬袒露にして帷を以て幛とせざるをいふ、

既葬柱楣、塗廬不於顯者、君大夫士皆宮之、

【義解】此の節は、父母の喪に遭ひ、既に葬りし後の倚廬を記す、

父母の喪に遭ひ、既に葬りし後の倚廬は、未だ葬らざる前の倚廬と異なり、葬の後は其哀稍殺げり、故に其の木を擧げて短柱を立てゝ楣をしつらへて日光を納るゝ樣にす、又廬内に於て泥を用ひて、之を塗り、以て風寒を防ぐ、されど廬外の顯れたる處は塗らざるなり、又、葬後は君大夫士ともに帷を張りて宮牆の如

○以上第十六章、貴賤となく大斂に當りて踊するの禮を記す、

君撫大夫撫内命婦、大夫撫室老、撫姪娣、

【義解】此の節は、君大夫の尸を撫するの節を記す、君は大夫の尸を撫で、又内命婦の尸を撫づ、大夫は室老の尸を撫で、又姪娣の尸を撫づ、

【字解】〔撫〕手を尸の心胸の處にあて、なづること、〔内命婦〕君の世婦なり、君の世婦と大夫とは貴し、故に君之を撫づ、以下は撫です、〔室老〕大夫の貴臣なり、〔姪娣〕大夫の貴妾なり、

君大夫馮父母、妻、長子、不馮庶子、士馮父母、妻、長子、庶子、庶子有子則父母不馮其尸、凡馮尸者父母先妻子後、

【義解】此の節は、君大夫士の尸に馮るの節を記す、君大夫は父母と妻と長子との尸に馮るも庶子の尸には馮らざるなり、士は父母と妻と長子と庶子との尸に馮る、されど庶子に子あるときは、父母は其の庶子の尸に馮らざるなり、凡て尸に馮るの禮は死者の父母先に馮り、死者の妻子は父母の後にするなり、

君於臣撫之、父母於子執之、子於父母馮之、婦於舅姑奉之、舅姑於婦撫之、妻於夫拘之、夫於妻於昆弟執之、馮尸不當君所、凡馮尸興必踊、

【義解】此の節は、貴賤親疏によりて尸を撫馮する禮の異なることを記す、

君は尊く臣は卑し、故に君、臣の斂に當りては唯其の尸の心胷を撫づるのみにして馮らざるなり、父母は子に於て尸の衣を執り持つのみ、子は父母に於て身を尸の心胷に俯して馮るなり、婦は舅姑に於て尸の衣を奉げ持つ、舅姑は婦に於て尸を撫して君の臣に於けるが如くす、妻は夫に於て尸の衣を少しく牽く、夫は妻に於ても昆弟に於ても皆之を執る、さて尸に

子は、門を出で丶君の馬首を望見し、先づ還りて門に入りて、門右に在り、北面して君の至るを待つなり、この時、君に從ひて不祥を拂ふ役の巫は門外に止まり、君は蔬菜を供へて門神に禮す、巫、門外に止まるを以て祝之に代りて君を導きて先づ門に入りて、阼階より堂に升る、君は祝の後に隨ひて堂に升り位に東序の端阼階上の東に卽く、卿大夫は位に堂上の南霤に近き廉稜の上、楹の西に卽き、北面して東を上とす、主人は前に門右に在りて君を迎へしが、君の堂に升りしとき主人も亦堂に升りて、君の北に當る東房の外に在りて南面して倶に斂を視んと欲するなり、主婦は尸の西に在りて東面す、此の如く列位畢はれば尸を鋪衣の上に遷して斂を卒ふ、この時、大宰は大斂の終はりしことを主人に告ぐ、是に於て主人は西階より堂下に下りて北面す、この時君乃ち手を以て尸を撫して之と永別す、主人は堂下より之を見て拜稽顙して君の恩を謝す、君撫し畢りて堂下に下り、命じて主人を堂上に升して尸に馮らしむ、主人是に於て西階より升りて尸に馮る、君、又主婦に命じて尸に馮らしむるなり、

【字解】〔釋レ菜〕蔬菜を供へて門の神に禮すること、君は疾を問ひ喪を弔ふときにあらざれば諸臣の門に入らず、若し疾を問ひ喪を弔ふときは門神に禮して門に入るが禮なり、

士之喪將大斂君不在、其餘禮猶大夫也、

【義解】此の節は、士の大斂の時の禮を記す、

士は位卑し、故に其の喪に大斂せむとするときは、君來りて斂を見ることなし、君來り弔ふことなければ、大夫の大斂のときの如き禮なきこと明かなり、されど其の餘の禮はすべて大夫と同じきなり、

○以上第十五章、君大夫士の大斂のときの禮を記す、

鋪絞紟踊、鋪衾踊、鋪衣踊、遷尸踊、斂衣踊、斂衾踊、斂絞紟踊、

【義解】貴賤となく、大斂に當りては、絞と紟とを鋪くときに踊し、衾を鋪くときにも踊し、衣を鋪くときにも踊し、尸を遷すときにも踊し、又、衣を斂むるときにも踊し、衾を斂むるときにも踊し、絞と紟とを斂むるときにも踊す、

【義解】此の節は君の大斂の時の禮を記す、君の喪に將に大斂せんとするときに、子は素弁の上に環絰を加へて位に東序の南端に卽き、卿大夫は位に堂上の南霤に近き端のかどだちたる處、卽ち楹の西に卽きて北面して東上し、諸父諸兄の仕へざる者は、堂下に北面し、夫人及び命婦は、尸の西に在りて東面し、外宗たる君の姑姉妹の女及び姨舅の女は、房中に在りて南面す、小臣は莞簟の席を阼階の上に敷きて大斂の用に供へ、商祝は絞紟衾衣等を小臣鋪く所の席上に致して尸を待つ、喪祝の屬なる士は、尸を遷さんとして先づ盤上に於て手を洗ひ潔む、手を洗へば士は皆尸を斂處に遷すなり、此の如くして斂を終ふれば大宰は斂の終はりしことを孝子に告ぐ、孝子是に於て尸に馮りて起ちて哀踊す、夫人も東面したるまゝに亦孝子の如く尸に馮りて起ちて哀踊す、孝子と夫人と哀踊し了ふれば乃ち尸を棺に斂むるなり、

【字解】〔序端〕東序の南頭なり、〔堂廉〕堂上の南霤に近き端の稜（カド）だちたる處、〔父兄〕諸父諸兄の仕へざるもの、身分賤しきを以て堂下に在り、〔外宗〕君の姑姉妹の女及び姨舅の女なり、是も亦身分賤しければ房中に在り、〔鋪席〕莞を下にして簟を上にして阼階の上に設くること、〔士〕喪祝の屬をいふ、周禮によるに、上士二人、中士四人、下士八人なり、〔擧〕皆なり、ミナと讀む、〔斂上〕斂する處なり、

大夫ノ之喪ニ、將ニ大斂セント一、既ニ鋪ニ絞紟衾衣ヲ一、君至レバ主人迎ヘテ先ヅ入リテ門ノ右ニ、巫ハ止マル于門外ニ一、君釋レ菜ヲ、祝先ヅ入リテ升レ堂ニ、君卽ニ位ニ于序端ニ一、卿大夫卽ニ位ニ于堂廉楹ノ西ニ一、北面シテ東上ス、主人ハ房外ニ南面シ、主婦ハ尸ノ西ニ東面ス、遷シテレ尸ヲ卒レバレ斂ヲ、宰告グ、主人降リテ北ニ面ス于堂下ニ一、君撫レ之ヲ、主人拜シテ稽顙ス、君降リテ升ラシメニ主人ヲ一、馮ラシメレ之ニ、命ジテニ主婦ニ一馮ラシムレ之ニ、

【義解】此の節は、大夫の大斂の時の禮を記す、大夫の喪に於て將に大斂せむとするときに、既に絞紟衾衣を敷きたりしとき君來り弔へば、主人たる適

色の冒にして黼文ある殺を用ひ、綴旁五本の紐を附けて上下の冒を結び合はす、士には緇色の冒にして

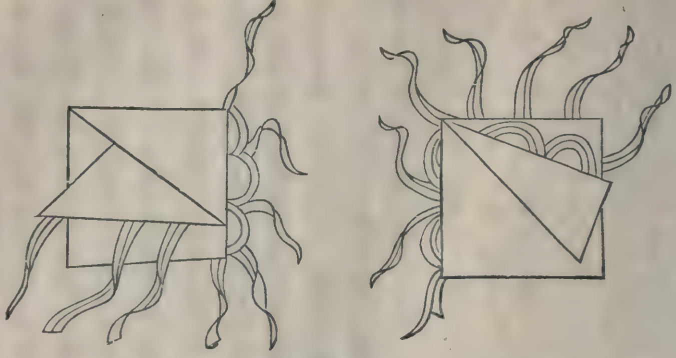

冒（三禮圖）

赬色の殺を用ひ、綴旁三本を附けて上下の冒を結び合はすなり、凡そ君大夫士に用ふる所の冒質の長さは手の長さと同じくし、下冒の殺は三尺の長さとす、是れ冒は襲の後、小斂の前に用ふる所のものにして小斂以後に至りては夷衾を用ふるなり、夷衾の質殺の制は、冒の制の如し、但し夷衾は、冒の如く嚢とし、又は綴旁を附くることなし

【字解】〔冒殺〕冒とは尸を韜む上下の二つの嚢なり、上なるを質といひ、下なるを殺といふ、其の制一邊を縫はざる直嚢の如きものにして、質の長さは手と齊しく、殺の長さは三尺なり、さて之を用ふるには、先づ殺を以て足を韜みて腰の邊に迄上ぼし、然る後質を以て首を韜みて下すなり、〔綴旁〕冒の縫はざる一邊に附くる所の紐なり、之を以て上下の質殺を結び合はすなり、〔夷衾〕夷は、尸なり、尸衾といふに同じ、此は小斂後に用ふるなり、小斂後は衣多し、故に之を用ふ、

○以上第十四章、君大夫士の冒制を說く、

君將大斂、子弁経、即位于序端、卿大夫即位于堂廉楹西、北面東上、父兄堂下北面、夫人命婦尸西東面、外宗房中南面、小臣鋪席、商祝鋪絞紟衾衣、士盥于盤上、士擧遷尸于斂上、卒斂宰告、子馮之踊、夫人東面亦如之、

む、〔衆祝〕大祝の屬官にして位卑し、〔是斂〕一說に是の字は執るの意なり、斂事を執り行ふをいふと、〔侍〕臨なり、
○以上第十一章、斂する者に袒襲の二法あることゝ、身分によりて斂する人の異なることゝを記す、

小斂大斂祭服不倒、皆左衽、結絞不紐、

【義解】 小斂大斂には、其の衣を倒に陳ぬれども唯祭服のみは倒にせず、又斂衣は凡て衣襟を左まへにし、絞を結束して、紐を用ひざるなり、
【字解】〔左衽〕生時は右衽外に在り、死ぬれば左衽を外にす、右衽は左手にて胸の結び目を解くに便なり、故に生時は右衽にす、死ぬれば結び目を解く必要なし、故に左衽にす、
○以上第十二章、小斂大斂に祭服を陳ぬる法と斂衣もて尸を斂むる法とを記す、

斂者既斂必哭、士與其執事則斂、斂焉則爲之壹不食、凡斂者六人、

【義解】 君大夫の尸を斂する者は大祝衆祝の屬なり、これ等は皆死者の臣にして深く恩を蒙れり、今既に斂し畢はれば哀痛極なし、故に必ず哭して禮を行ふ、士は平生共に事を執りし者のために斂す、是れ生時に於て互に恩義ありし者なり、今手づから之を斂するときは哀感殊に深かるべし、故に一食を廢す、さて君大夫士を通じて斂する者は六人なり、
【字解】〔斂者〕君大夫の尸を斂する者、即ち大祝衆祝の屬をいふ、〔六人〕斂するには尸の前後各三人にて行ふ、故に六人なり、
○以上第十三章、斂する者の禮及び其の人數を記す、

君錦冒、黼殺、綴旁七、大夫玄冒、黼殺、綴旁五、士緇冒、赬殺、綴旁三、凡冒質長與手齊、殺三尺、自小斂以往用夷衾、夷衾質殺之裁猶冒也、

【義解】君大夫士の喪に、小斂の以前に於て尸を韜む冒を用ふ、君には錦の冒にして黼文ある殺を用ひ綴旁七本を附けて上下の冒を結び合はす、大夫には玄

非列采不入、絺綌紵不入、

【義解】此の節は、小大斂に衣を陳ぬるときの義を說く、

凡そ小斂大斂に衣を陳ぬるときは、之を篋に入れて陳ぬるなり、又、襚られたる衣を受け取るときも亦篋を以てす、此の如く衣を陳ね衣を取らんがため、階を升降するには西階よりす、又、衣を陳ぬるときは衣を舒べて卷かず、正色の衣にあらざれば陳ねず、又、暑中といへど絺綌紵の三衣は斂衣の中に入れざるなり、

【字解】〔實二之篋一〕一說に衣を篋中より取り出して之を陳ぬるなりと、又通ず、〔列采〕正服の色なり、〔絺綌紵〕絺は、細葛なり、ほそぬの、綌は麁葛なり、あらぬの、紵は紵布なり、あさぬの、この三つの者は皆夏時に用ふる衣なり、されど尸を斂むるには暑中と雖袍を用ふ故にこの三者を陳ねざるなり、

○以上第十章、小斂大斂の席と衣衾と其の衣衾を陳ぬるときの義を記す、

凡斂者袒、遷尸者襲、

【義解】此の節は、斂する者は袒ぎ、尸を遷す者は襲することを記す、

凡そ小斂大斂の事を執る者は、其の事多くして煩はし、故に必ず袒ぎて事に便にす、又始めて死にてより棺に收むるまで度々尸を遷すことあり、尸を遷す者は事少くして煩なし、故に袒がずしてかさねぎす、

【字解】〔遷尸〕死にてより尸を柩に遷すまで八度遷す、即ち始めて死ぬれば牖下に遷す一なり、次に浴牀に遷す二なり、次に含牀に遷す三なり、次に襲牀に遷す四なり、次に小斂を遷す五なり、次に尸を堂に奉ず六なり、次に大斂尸を遷す七なり、次に尸を柩に遷す八なり、

君之喪、大祝是斂、衆祝佐之、大夫之喪、大祝侍之、衆祝是斂、士之喪祝爲侍、士是斂、

【義解】此の節は、君大夫士の喪に斂する人の異なることを記す、

君の喪には位尊きが故に大祝自ら斂して衆祝之を佐く、大夫の喪には位卑きが故に大祝は唯斂に臨むのみにして衆祝之を斂す、士の喪には位大夫より更に卑きが故に祝は唯臨むばかりにして士自ら之を斂するなり、

【字解】〔大祝〕大祝は祭祀を掌るもの、故に之をして斂事を執らし

なるべし、今君には百稱の衣を陳ぬるといへるは、其の大斂を擧げて之を言へるのみ、〔紞〕組絲を以て紟の領を綴り飾りたるもの、生時には之を被紟の領に施すと雖、死者にはこの識を附けざるなり、

小斂之衣、祭服不倒、君無襚、大夫士畢主人之祭服、親戚之衣受之不以卽陳、小斂君大夫士皆用複衣複衾、大斂君大夫士祭服無算、君褶衣褶衾、大夫士猶小斂也、

【義解】此の節は、小斂大斂に用ふる衣は、君大夫士によりて或は同じく或は異なることを記す、

斂衣は衣を倒にして領が足間に在るものあり、されど小斂に用ふる所の祭服は倒にせざるなり、又、小斂に於て君には襚られたる衣を陳ぬることなく、大夫士には盡く己れの正服を用ひて然る後に賓客が賻る襚服を用ふるなり、若し親戚よりの襚服あれば、之を受くるとも陳列することなし、又小斂には君大夫士皆綿入の衣衾を用ふるなり、大斂に於ては、小斂と異にして祭服を用ふること定數なきなり、又君には、袷の衣衾を用ひ、大夫士は猶小斂の如く複衣複衾を用ふるなり、

【字解】〔不倒〕祭服を尊びて衣領を倒にせざるなり、〔襚〕死者に贈る衣服なり、〔主人之祭服〕己の正服をいふ、祭服といへるは尊美の者を擧げていへるなり、〔複衣複衾〕綿纊を入れたる衣衾なり、綿入の衣と衾と、〔褶〕袷なり、あはせ、

袍必有表不禪、衣必有裳、謂之一稱、

【義解】此の節は、前條に説く所の稱の義を説く、

袍は必ず別に禮服ありて其の表衣として單り袍のみを露しきざるなり、上衣には必ず下裳ありて此の如く袍には禮服あり衣には裳あるを一稱といふ、

【字解】〔袍〕褻衣なり、〔不禪〕禪は單なり、專ら袍衣のみを用ひざるをいふ、

凡陳衣者實之篋、取衣者亦以篋、升降者自西階、凡陳衣不詘、

以て結束し終ふるなり、さて其の衾は君には錦を用ひ、大夫には縞を用ひ、士には緇を用ふ、而して君大夫士皆一衾なり、其の衣は十有九稱にして、君には衣を堂上の東牆に陳ね、大夫士には衣を房中に陳ぬ、東牆と房中とは尸の東方に在り、故に君大夫士皆衣の領を西方に向け北より順次に陳列す、而して絞紟はこの十有九稱の列に在らざるなり、

【字解】〔絞〕斂するとき尸を結束するもの、〔縮者一橫者三〕縮は、縱なり、一は、一幅、三は、三幅なり、〔衾〕寢臥の衣被なり、ふすま、〔十有九稱〕十有九とは、天地の終數なり、即ち、天數は九に終はり、地數は十に終はる合して十九なり。人既に死ぬれば天地の終數を以て之を斂するなり、稱とは、袍に必ず表あり、衣に必らず裳あるをいふ、又一說に、衣の單複皆具はるをいふと、〔序東〕堂上の序牆の東をいふ、〔紟〕單被なり、ひとよのよぎ、

大斂布絞、縮者三、橫者五、布紟二衾、君大夫士一也、君陳衣于庭、百稱、北領西上、大夫陳衣于序東、五十稱、西領南上、士陳衣于序東、三十稱、西領南上、絞紟如朝服、絞一幅爲三不辟、紟五幅無紞、

【義解】此の節は、大斂に用ふる所の絞衣を記す、大斂を行ふには布の絞を用ふるなり、其の絞は、縱なるものは、布一幅を三片に裂き、橫なるものは、布二幅を六片に裂きて五片を用ひて縱なるものゝ下に橫ふ、小斂には、君大夫士皆一衾なれども大斂には布の紟と二衾とを用ふ、君には衣百稱を庭に陳ね、衣の領を北に向けて西方より順次に陳列す、大夫には衣五十稱を東牆に陳ね、衣の領を西に向けて南より順次に陳列す、士には衣三十稱を東牆に陳ね、衣の領を西方に向けて南方より順次に陳列す、さて大斂の絞斂の精麁は朝服の如く十五升の布を用ふるなり、又大斂の絞は一幅の布を拆きて三筋として復び其の末を擘かざるなり、又大斂の紟は五幅にして紞を施すことなし、

【字解】〔二衾〕一は尸を覆ひ、一は尸に布くに用ふ、〔百稱五十稱三十稱〕大斂の衣は皆小斂よりも多し、若し命數によれば天子は當に百二十稱、上公は九十稱、侯伯子男は七十稱、大夫は五十稱、士は三十稱

衾　(三禮義疏)

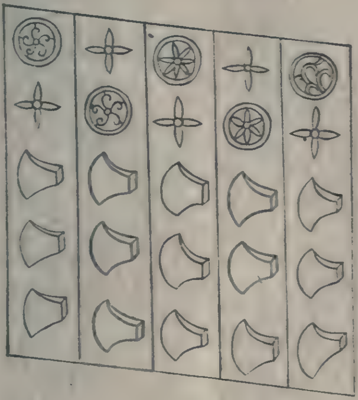

夷　衾　(三禮義疏)

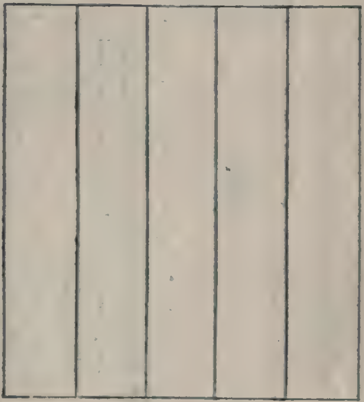

紟　(三禮義疏)

【義解】　此の節は、小斂に用ふる所の絞、衾衣を記す、

小斂を行ふには布の絞を用ふるなり、其の絞は、縦なるもの一幅に、横なるもの三幅なり、毎幅の末を三片に裂きて尸を結束するに便にす、而してこの絞を陳ぬるには、先づ横なるものを最下に布き、其の上に縦なるものを布く、絞を布き終ふれば其の上に衾を陳べ、又衾の上に衣を陳ね、最後に尸を衣の上に擧ぐるなり、又、之を包み斂むるには、先づ衣を以てし、次に衾を以てし、次に縦なる絞を結び、最後に横なる絞を

小斂於戶内、大斂於阼、君以簟席、大夫以蒲席、士以葦席、

【義解】此の節は、君大夫士の小斂大斂に用ふる敷物を記す、

葬る前に必ず斂す、斂に小大あり、小斂は室内に行ひ、大斂は阼階に行ふ、而して之れに用ふる所の斂具は數多あり、今其の敷物に就きて記さんに、下敷は、小斂大斂ともに君大夫士を通じて莞の席を用ふれども、上敷は位の上下によりて異なり、卽ち君の喪には簟席を布き、大夫には蒲席を布き、士には葦席を布くなり、

【字解】〔戶内〕室内なり、〔阼〕阼階なり、東階に同じ、〔簟席蒲席葦席〕簟は細葦、蒲はがまなり、蒲席は簟席より粗に、葦席は蒲席より粗なり、

小斂布絞、縮者一、橫者三、君錦衾、大夫縞衾、士緇衾、皆一衣、十有九稱、君陳衣于序東、大夫士陳衣于房中、皆西領北上、絞紟不在列、

大斂絞　（三禮義疏）

小斂絞

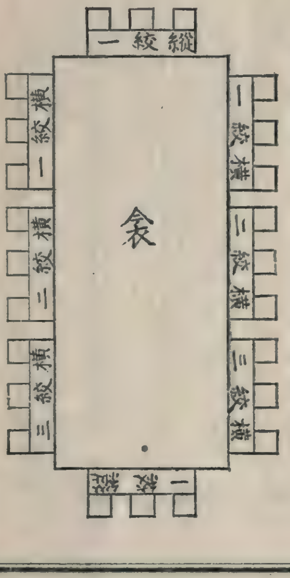

小斂絞　（三禮義疏）

酒、

【義解】 此の節は、小功緦の喪に於ける食飲の禮を記す、

五月の喪には再不食し、三月の喪には壹不食して可なり、若し葬る比ひに至れば、肉を食ひ酒を飲む、されど人と與に飲食して歡樂せざるなり、叔母と世母と故主と宗子との如き義服に於ては恩輕し、故に服を成したる後葬の前に於て肉を食ひ酒を飲みて可なり、

【字解】〔再不食壹不食〕再不食とは、一日の內、二次の食を食はざること、五月の喪に於てす、壹不食とは一日の內一次の食を食はざること、三月の喪に於てす。皆二日間食はず、一日間食はずといふにあらず、

不能食粥、羹之以菜可也、有疾食肉飮酒可也、五十不成喪、七十唯衰麻在身、

【義解】 此の節は、喪中の食飲又は喪の禮節に權變あることを記す、

粥を食ふこと能はざるときは、疏食に菜羹を用ひて可なり、又疾あるときは、肉を食ひ酒を飲みて可なり、又、年五十に達すれば、喪に居るの禮節を備へず、又年七十に達すれば、唯身に衰麻などの喪服を服するのみにして、其居處食飲の如きは平時と同じくして可なり、

既葬、若君食之則食之、大夫父之友食之則食之矣、不辟粱肉、若有酒醴則辭、

【義解】 此の節は、葬後に尊者より食を賜はりしときの禮を記す、

既に葬りし後に、若し君、之に食ましむれば之を食ふ、若し大夫又は父の友之に食ましむれば之を食ふ、其の食物に粱肉ありと雖食ひて辟らざるなり、然れども若し酒醴あれば辭して飲まず、

【字解】〔有酒醴則辭〕酒醴は、能く人の志を動し、且つ哀心を散らしむ、故に辭するなり、

○以上第九章、五服の喪の初死より除服に至るまで、君大夫士の食飲の禮を記す、

粥を杯圩に盛りて歠るときは手を洗はず、飯を簞に入れて食ふときは手に取る、故に手を洗ふ、菜を食ふときは醯醬を用ふ、始めて肉を食ふときは、先づ乾肉を食ふ、始めて酒を飲むときは、先づ醴酒を飲む、

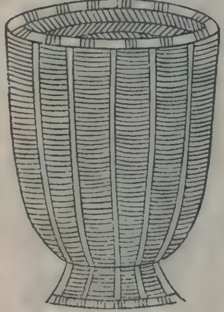

筥（三禮圖）

【字解】〔盛〕杯圩の器の稱、〔簞〕竹器なり、飯を盛るもの、筥の圖を參考として揭ぐ、〔醴酒〕一夜ざけ、あまざけ、

期之喪三不食、食疏食水飲、不食菜果、三月既葬食肉飲酒、期終喪不食肉、不飲酒、父在爲母爲妻、九月之喪食飲猶期之喪也、食肉飲酒、不與人樂之、

【義解】此の節は、期と大功との喪に於ける食飲の禮を記す、

期の喪の正服には、二日飯を食らはずして粥をすゝる、されど期の喪の義服には三不食なり、食へば疏食水飲す、されども菜果は未だ食はざるなり、三月に至りて葬むれば、肉を食ひ酒を飲むこと、猶常時の如くす、然れども葬りて後父期の喪あれば喪を終ふるまで肉を食ひ酒を飲まざるなり、是れ卽ち、父在すときに、子が母のためにし、夫が妻のためにするものなり、九月の喪には、其の食飲は期の喪の如くして肉を食ひ酒を飲む、されど人と共に飲食して歡樂をなさゞるなり、

【字解】〔三不食〕食時に當りて三次食はざるなり、卽ち一日に三次食ふものなれば、三不食は一日間飯を食はずして粥を食ふをいふ、三日間食はざるにあらず、而して期の喪の正服には二日食はざること閒傳に明かなり、卽ち曰く斬衰三日不食、齊衰二日不食大功三不食、小功緦麻再不食、士與斂則壹不食すと、故に此の文に、期の喪には三不食すといへば、期の義服なること亦明かなり、

五月三月之喪壹不食再不食可也、比葬食肉飲酒、不與人樂之、叔母、世母、故主、宗子食肉飲

無算、

【義解】此の節は、君の喪に於ける食飲の禮を記す、

君の喪には、世子、大夫、公子、衆士は皆三日閒飯を食はずして粥を食ふ、其の粥となす所の米は有司之を納め入るゝこと、朝に一溢米、夕に一溢米なり、而して之を食ふと食はざると隨意なり、士は賤し、又君の喪に居て痛むこと輕し、故に疏飯を食ひ水を飲む、世婦、諸妻は體質弱し、且つ粥を食ひて性を害せんことを恐る、故に亦疏飯を食ひて水を飲む、而して士と世婦諸妻と、皆之を食ふと食はざると亦隨意なり、

【字解】〔不レ食〕飯を食はざること、〔納レ財〕財は食穀なり、有司粟米を納め入るゝこと、〔一溢〕一升の二十四分の一、一説に一手の握る所、ひとにぎり、〔食レ之無レ算〕喪に居るときは頓に食ふこと能はす、故に意に隨ひて食はんとするに任すなり、〔衆士〕室老の次なるもの、猶衆臣といふが如し、

大夫之喪、主人、室老、子姓皆食粥、衆士疏食水飲、妻妾疏食水飲、士亦如之、

【義解】此の節は、大夫と士との喪に於ける食飲の節を記す、

大夫の喪には、喪主と室老と子姓とは、皆粥を食ふ、衆士は疏食水飲す、妻妾も亦疏食水飲す、士の喪に於ても亦大夫の喪の如くす、

【字解】〔室老〕家臣の長なり、

既葬、主人疏食水飲、不食菜果、婦人亦如之、君大夫士一也、練而食菜果、祥而食肉、

【義解】此の節は、葬りてより祥に至るまでの食飲の禮を記す、

既に葬れば、主人は粥を食ふことを止めて疏食水飲す、されど未だ菜果を食はざるなり、婦人も亦此の如くす、是れ君大夫士を通じて皆然るなり、

食粥於盛、不盥、食於篹者盥、食菜以醯醬、始食肉者先食乾肉、始飲酒者先飲醴酒、

【義解】此の節は喪中に於ける食飲の雜禮を記す、

殯宮の西北隅なる屋檐を抽き出して薪となすこと、一說に復する者の先に徹去したる所の西北の屋檐を以て薪となすと、又一說に外屋の扉隱なる處に在る所の薪を取るなりと、竝に通ず〔乃沐〕御者をして尸を沐せしむること、〔須〕鬚に同じ、〔濡濯〕頭髮を洗ひすゝぎたる不淨の汁をいふ、

君設大盤造冰焉、大夫設夷盤造冰焉、士併瓦盤無冰、設牀襢第、有枕、含一牀、襲一牀、遷尸于堂又一牀皆有枕席、君大夫士一也、

【義解】此の節は、沐浴以後襲斂以前の事を記す、

禮に仲春より仲秋までの間に喪に遭へば、沐浴以後、襲斂以前に於て、冰を盛りたる盤を尸の牀下に置きて其の腐敗を防ぐなり、故に君の尸の牀下には大盤の中に冰を内れ、大夫には夷盤に冰を内るゝなり、士は

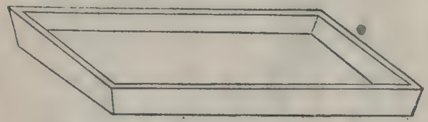

夷　盤　（三禮義疏）

卑し、故に瓦盤に水を内れて冰を用ひざるなり、而して其の牀を設くるに席ありては冰の冷氣通せず、故に席を去りて笫簀を露はすなり、席を去ると雖、枕は依然として存し置く、さて物を含ますときにも、衣を襲ぬるときにも、尸を堂に遷すときにも、各一牀ありこの時には皆枕と席とあり、以上牀を設くるに第を襢すより以下は君大夫士共に異ならざるなり、

【字解】〔大盤〕大盤は廣さ八尺、長さ一丈二尺、深さ三尺あり、〔造〕納なり、イルと訓む、〔夷盤〕大盤より少しく小さし、此の二者は漆にて飾れり、〔瓦盤〕漆飾なくして小なり、〔襢第〕襢は露なり、アラハスと訓む、第は簀なり、牀の席を去りて簀を露はし、以て冰の冷氣を尸に通ぜしむるなり、

○以上第八章、死者の沐浴、及び沐浴後の禮を記す、

君之喪子、大夫、公子、衆士、皆三日不食、子、大夫、公子、衆士、食粥、納財朝一溢米、莫一溢米、食之無算、士疏食水飲、食之無算、夫人、世婦、諸妻皆疏食水飲、食之

んと土を取りたる跡の穴、〔內御者〕婦人なり、

管人汲授御者、御者差沐于堂上、君沐粱、大夫沐稷、士沐粱、甸人爲垼于西牆下、陶人出重鬲、管人受沐乃煮之、甸人取所徹廟之西北厞薪、用爨之、管人授御者沐、乃沐、沐用瓦盤、挋用巾、如它日、小臣爪手翦須、濡濯棄于坎、

【義解】此の節は、尸を沐することを記す、

管人は水を汲み、階を盡して堂に升らずして御者に授く、堂上の御者は沐汁を堂上に淅ぐ、君の沐汁には粱を用ひ、大夫には稷を用ひ、士には粱を用ふ、將に沐せんとするとき、甸人は竈を西牆の下の土を掘り取りて造る、陶人は重鬲を出す、管人は堂上にて淅ぎたる沐汁を御者より受け取り、下りて西牆に往き、竈鬲の中に入れて煮て溫む、この時甸人は廟の西北隅の檐を抽き取りて薪となし、之を竈中に燃す、沐汁已に溫まれば管人は堂上の御者に此の溫まれる沐汁を授けて尸を沐せしむるなり、さて沐汁を盛るに瓦盤を用ひ、頭髮及び顏面を拭ふに巾を用ふることは、生時の如くす、拭ひ畢れば小臣は手の爪を斷り鬚を翦る、又、頭髮を洗ひたる不淨の汁を、甸人の掘りたる坎に棄つるなり、

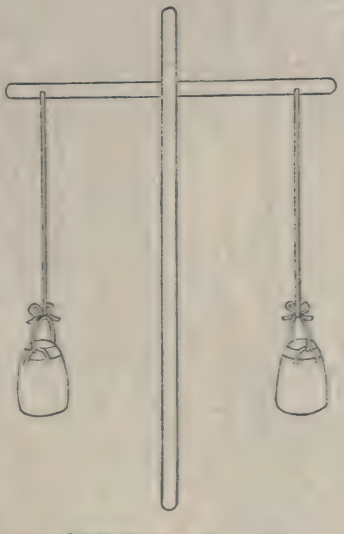

重鬲　（三禮義疏）

【字解】〔差〕淅なり、米粟を水に擘すること、ヨナグと訓む、〔士沐粱〕士の沐に用ふる沐汁は粱を用ひて君の沐汁に同じ、是れ士は卑しくして君を僣することを嫌はざるを以てなり、一說に士は天子の士なりと、〔垼〕竈なり、〔重鬲〕重なれる罌、〔取所徹廟之西北厞薪〕

夷牀（三禮圖）

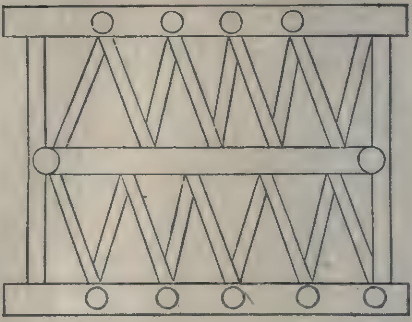

浴牀（三禮圖）

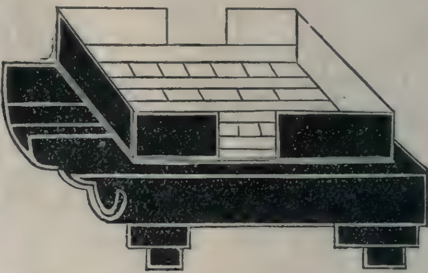

几、細長くして僅かに兩足を竝ぶるに足るもの、死者の足に履を著けんとて小臣をして之を足に拘綴せしめ、足の曲りを防ぐなり、

管人汲不說繘屈之、盡階不升堂授御者、御者入浴、小臣四人抗衾、御者二人浴、浴水用盆、沃水用枓、浴用絺巾、挋用浴衣、如它日、小臣爪足、浴餘水棄于坎、其母之喪則內御者抗衾而浴、

【義解】此の節は、尸を浴することを記す、管人は浴事に供する水を汲むに、急遽の場合なれば綆索を解かずして之を屈め、手に持ちて西階より升り階を盡して堂上に升らず、綆の水を御者に授け與ふ、御者は之を受けて堂に入りて尸を浴す、さてこの時四人の小臣衾を擧ぐれば、二人の御者尸を浴するなり、浴水を盛るには盆を用ひ、浴水を汲み入るゝには枓を用ふ、又、浴するに絺巾を用ひ、拭ひ乾かすには生時の浴衣を用ふること生時の如くす、浴し畢れば小臣は足の爪を切る、又、浴したる餘りの水を坎に棄つるなり、唯母の喪には內御者衾を抗げて其の尸を浴するなり、其の他は上記と異なることなし、

【字解】〔管人〕館舍を司るもの、舍中の管鑰を主るより管人といふ、〔不レ說レ繘屈レ之〕繘は水を汲む綆の索なり、急遽の場合なれば此の索を解くに暇あらずたゞ索を斂めて手に執るをいふ、〔盡レ階〕西階の最も上なる級に至るをいふ、〔枓〕ひしやく、〔坎〕甸人の竈を造ら

ては大夫の如くす、大夫及び世婦の命に於ても亦大夫の如くす、

【字解】〔二日而殯〕死日を除きて二日なり、即ち死日より三日目に殯するをいふ、

子皆杖、不以卽位、

【義解】此の節は、君大夫士の庶子の杖つく儀は適子と異なることを說く、

君大夫士の庶子は皆杖つき其の位に卽くことを得ず宜しく寢門の外に於て杖を去り而して後に位に卽くべし、

【字解】〔子〕凡ての庶士なり、

大夫士哭殯則杖、哭柩則輯杖、

【義解】此の節は、大夫士の適子の杖つく儀を記す、

大夫士の適子は、殯に哭するときは杖つき、柩に哭するときは杖を斂めて地に著けず、

【字解】〔哭殯則哭〕殯は殯宮なり、天子諸侯の喪に於ては、適子と雖、杖つきて寢門の內に入らず、是れ死者は父たり君たるを以てなり大夫士の喪に於ては、適子杖つき殯に哭することを得、是れ死者は父たるのみにして天子諸侯の尊なきを以てなり、〔哭柩〕柩とは將に葬らむとして殯宮を啓きて出す所の柩なり、

棄杖者、斷而棄之於隱者、

【義解】此の節は、杖の喪服に於て重き所以を說く、

杖は喪服中にて至尊なるものなり、故に大祥の祭時に至りて之を棄つと雖、必ず之を細斷して他の用に堪へざらしめ、且つ之を幽隱の處に棄てゝ人をして褻れしめざるなり、

○以上第七章、喪服の杖の儀を記す、

始死遷尸于牀、幠用斂衾、去死衣、小臣楔齒用角柶、綴足用燕几、君大夫士一也、

【義解】此の節は、死者沐浴する準備を記す、

始めて死ぬるときは、尸を牀上に遷す、尸を覆ふに斂衾を用ひて病時に加へし新衣及び復衣を去つ、小臣は齒を拄ふに角柶を用ひ、足に綴つくるに燕几を用ふ、是れ君大夫士皆同じきなり、

【字解】〔楔齒用角柶〕楔は拄なり、サヽフと訓む、柶は角にて作りたるヒ、長さ六寸、兩頭曲がりたるもの、物を含まさんとするとき、口の閉さんことを恐れて角柶を用ふるなり、〔燕几〕燕私に用ふる

ときは、之に對ふるに其の杖を去りて王命を受く、若し鄰國の諸侯の命あるときは、杖を斂めて地に著けず、是れ王命より輕ければなり、若し葬日の卜を聽き或は虞祭卒哭祔祭などの尸に事あるときは亦杖を去る、又、大夫若し世子と倶に來りて門外の位に在るときは、其の杖を斂めて地に著けず、若し世子と倶に來らずして諸大夫と倶に門外の位に在るときは、杖つく、是れ大夫の位皆相等しければなり、

【字解】〔三日〕死後三日なり、〔五日〕諸侯は死後五日にして殯す、〔殯〕棺に斂むるを指す、〔寢門之內輯レ之〕寢門は殯宮の門なり、輯は斂なり、杖を擧げて地に著けざること、此の句の子大夫は、世子と大夫と別々に來りて、大夫の世子に隨はざる場合をいふ、若し大夫の世子に隨ひ來るときは、世子杖つかば大夫は輯め、世子輯めば大夫は杖を去るなり、故に下文に大夫君所（世子）に於て則ち杖を輯むといへり、

大夫之喪、三日之朝既殯、主人、主婦、室老皆杖、大夫有君命則去杖、大夫之命則輯杖、內子爲夫人之命去杖、爲世婦之命授人杖、

【義解】此の節は、大夫の喪に於て杖つく儀を記す、大夫の喪には三日にして殯す、其の三日の明朝は、既に殯したる後なれば、主人と主婦と室老とは皆杖つく、大夫の嗣子、君命あるときは杖を去り、他の大夫の命には杖を輯む、內子は、君夫人の命のためには杖を去り、世婦の命のためには人をして杖を執らせて命を受く、

【字解】〔大夫有二君命一〕此の大夫は大夫の後嗣を指す、〔內子〕卿の妻なり、命婦を擧げざるは略せるなり、

士之喪、二日而殯、三日之朝主人杖、婦人皆杖、於君命夫人之命如大夫、於大夫世婦之命如大夫、

【義解】此の節は、士の喪に於て杖つく儀を記す、士の喪には、死後二日を經て三日目に殯す、殯の明朝主人杖つく、婦人も皆杖つく、君命及び夫人の命に於

若し其の後たる者爵なき人なれば攝主者も勿論爵なき人なり、故に之に代りて賓を拜して可なり、又、後たる者他に往きて國竟の內に在れば、其の還るを俟ちて殯葬するなり、若し國竟の外に在れば、其の還るを俟たずして殯葬して可なり、さて喪には、主人の後嗣なきことあるとも、喪主は無かるべからず、後嗣なきは自家のみに係る、喪主なきときは賓禮を闕くを以てなり、

【字解】〔其無女主云云〕拜とは、賓を位に拜するなり、女賓の位は堂上に在れば女主ならば堂上に拜するは當然たり、然るに今男主、女主に代る、故に之を寢門の內に拜して北面する也、男賓の位は阼階の下に在りて西面すれば、男主ならば庭に拜するは當然たり、然るに今女主、男主に代る、故に之を阼階の下に拜して南面するなり、是れ正主の禮に異なる所にして又男女の別を謹むの儀なり、〔有爵者辭〕爵ある者とは大夫以上をいふ、大夫以上のものにして家に在らざるときは、喪事を攝する者賓に告ぐるに、主人未だ還らざるを以て賓を拜することを得ずと辭す、

○以上第六章、小斂及び小斂後の儀を記す、

君之喪、三日子夫人杖、五日既殯、授大夫世婦杖、子大夫寢門之外杖、寢門之內輯之、夫人世婦在其次則杖、卽位則使人執之、子有王命則去杖、國君之命則輯杖、聽卜有事於尸則去杖、大夫於君所則輯杖、於大夫所則杖、

【義解】此の節は、君の喪に於て三日以後に杖つく儀を記す、

君の喪には、死後三日に世子及び適庶と夫人とは杖つく、諸侯は五日にして殯す、既に殯すれば子は大夫に夫人は世婦に杖を授けて自ら杖つかず、又、子と大夫との廬は寢門の外に在り、故に杖つきて寢門に至ることを得、而して寢門の內は神明の在す所なり、故に杖を斂めて地に著けず、夫人と世婦との喪に居る處は房內に在り、其の房內に在るときは杖つく、而して殯宮の堂上の位に卽くときは人をして杖を執らしめて自ら杖を地に著けず、又、世子若し天子の命ある

小斂後、尸を堂上に移して哭する位は、主人は尸の東方に在りて西面す、若し外より奔喪し來れる者あるときは、其の者は西方に在りて東面し、家に在りしものと哭位を異にす、婦人の哭位は、本西方に在りて東面す、然るに今他國より奔喪して歸れるものあり、故に退きて北に近づきて南方に向ふなり、

婦人迎客送客不下堂、下堂不哭、男子出寢門外見人不哭、

【義解】此の節は、小斂後、男主女主の弔賓を迎送すること、及び賓を拜するの位を記す、

小斂後、女主は對當者の弔客を迎へ之れを送るときは堂上に於てして堂下に下らざるなり、若し君夫人の來り弔ふときは堂上に立つべからず、直に堂を下りて庭に至るべし、この時稽顙して哭せざるなり、男主は對當者の弔客を迎送するときは、門を出でず、若し君命によりて來り弔ふ使者あるときは、寢門の外に出でて、迎送す、この時も亦哭せざるなり、

其無女主則男主拜女賓于寢門內、其無男主則女主拜男賓于阼階下、子幼則以衰抱之、人爲之拜、爲後者不在則有爵者辭、無爵者人爲之拜、在竟內則俟之、在竟外則殯葬可也、喪有無後、無無主、

【義解】此の節は、前節を承けて廣く喪主あらざるときの義を說く、

小斂後に男主は男賓を庭に拜し、女主は女賓を堂上に拜するが禮なり、然るに今女主なきときは、男主は女主に代りて女賓を寢門の內に拜す、若し男主なきときは、女主は男主に代りて男賓を阼階の下に拜するなり、又、子幼少なれば、衰衣を以て之を抱きて主となし、人之に代りて賓を拜するなり、又、後たる者他に往きて家に在らざるときは、其の後たる者は有爵者にして攝主者が無爵の人なれば、賓に辭するに、主人家に在らず未だ賓を拜することを得ずと告ぐ、

【義解】此の節は、小斂後の代哭は、貴賤によりて異なることを記す、

君の喪には、虞人は木と角とを出し、狄人は壺を出し、雍人は鼎を出し、司馬は漏刻を縣く、此の如く漏刻の準備を整へて時刻を分ち、乃ち官屬かはる〲哭して聲を絶たざるなり、大夫の喪には、官屬代る〲哭すれども漏器を縣けざるなり、士の喪には、代る〲哭するに官を以てせずして家人親屬のもの之をなす、

【字解】〔虞人出二木角一〕虞人は山澤を司るの官、故に木角を出す、木は、薪木なり、鼎の水を沸かす材料とす、角は、水を汲む器なり、〔狄人出レ壺〕狄人は樂吏にして挈壺漏刻の器を司る、故に壺を出す、壺は漏水の器なり、〔雍人出レ鼎〕雍人は烹飪を司るもの、故に鼎を出す、鼎は冬月水凍りて漏水に不便なるより之を沸かすために用ふるなり、〔司馬縣レ之〕司馬は、周禮の夏官の卿なり、其の屬に漏刻を臨視する挈壺氏あり、故に司馬之を縣くといふ、縣とは漏刻を縣けて時刻を分ち定むるをいふ、〔代哭〕更代に哭して哭聲を絶たざるをいふ、

君堂上二燭、下二燭、大夫堂上一燭、下二燭、士堂上一燭、下一燭、

【義解】此の節は、貴賤によりて燭を用ふることの異なることを記す、

喪あるときは、終夜堂上堂下に燭を點して祭饌を照すなり、君の喪には堂の上下各二燭を、大夫には堂上に一燭、堂下に二燭を、士には堂の上下に各一燭を點す、

【字解】〔燭〕火炬なり、たいまつ、古は未だ蠟燭あらず、火炬を呼びて燭となせり、

賓出徹レ帷、

【義解】此の節は、君大夫の小斂後に帷を徹することを記す、

君大夫の喪には小斂畢りて階を下り賓を拜す、賓出づれば帷を廢す、是れ士の禮と異なる所なり、士禮は小斂畢れば直に帷を徹するなり、

哭二尸于堂上一、主人在二東方一、由レ外來者在二西方一、諸婦南鄕、

【義解】此の節は、小斂後に尸の堂に在るときの哭位を記す、

は、卿大夫を其の位に就きてひとり〳〵之を拜し、士に於ては其の居る方に向ひて三たび之を拜す、夫人も亦寄公の夫人を堂上に拜す、大夫の內子と士の妻とは、ひとり〳〵卿大夫の命婦を拜し、衆賓に於ては、汜く之を堂上に拜す、

【字解】〔旁三拜〕旁とは、正しく之に向はざるをいふ、士に上中下の三等あり、故にひとり〳〵之を拜せずして三拜を共にするなり、〔衆賓〕衆士の妻を指す、

主人即位、襲帶經踊、母之喪、即位而免、乃奠、

【義解】此の節は、小斂の襲經免は死者の尊卑によりて異なることを說く、

國君の喪に主人賓を拜して後、阼階の下の位に卽き、其の衣を掩ひ襲ねて、要帶と首經とを加へて哀踊す、母の喪には賓を拜して後、位に阼階の下に卽きて括髮せずして免す、而して襲經して大斂に至りて踊するなり、是れ母の喪には父より降殺すればなり、而して父母の喪共に、賓を拜して襲經踊を竟ふれば小斂の奠を設くるなり、

弔者襲裘加武帶經、與主人拾踊、

【義解】此の節は、小斂後に來る弔者の執る儀を記す、

弔者、小斂後に來るときは、裘上の裼衣を掩ひ襲ね、素弁を吉冠の武に加へ、又、腰帶首經し、喪主と更る〳〵哀踊するなり、

【字解】〔加武帶經〕武は、吉冠の卷なり、帶經は腰經と首經となり、小斂後は、主人素冠素弁す、故に弔者素弁を以て吉冠の卷に加ふるなり、弔者帶經を加ふるは朋友の親あるものなり、若し朋友の親なきものは、腰帶なくして惟首經のみなり、一說に武に加ふるとは、首經を武に加ふるなりと、亦通す、〔拾踊〕拾は更なり、かはる〳〵、主人先づ踊し、婦人踊し、弔者踊す、此の如く三者更る〳〵哀踊するをいふ、

君喪、虞人出木角、狄人出壺、雍人出鼎、司馬縣之、乃官代哭、大夫官代哭不縣壺、士代哭不以官、

でて迎ふ、大夫の喪に、命婦は、國君の夫人の命によりて來り弔ふ使者のために堂上に出でて迎ふ、士の喪の小斂の少し前に、士の妻は、命婦の來り弔ふを堂上に出でて迎ふ、

【字解】〔出〕婦人は堂より下らず、故に賓を迎ふるに房より堂上に出でて之を拜するなり、

○以上第五章、君大夫士の喪の未だ小斂せざるとき、喪主婦人賓を迎ふるの儀を記す、

小斂、主人即位于戶內、主婦東面乃斂、卒斂、主人馮之踊、主婦亦如之、主人袒說髦、括髮以麻、婦人髽帶麻于房中、徹帷、男女奉尸夷于堂降拜、

【義解】此の節は、君大夫士の小斂の節を記す、小斂に喪主は位に戶內に卽きて西面し、主婦は東面して衣衾を尸に斂む、衣衾を斂め畢ふれば、主人は尸に馮りて哀踊し、主婦も亦此の如く、喪主は袒き髦を脫ぎ、又括髮するに麻を以てす、婦人は房中にて髽し、腰絰す、帷を廢徹す、然る後男女尸を奉じて堂に陳ね、堂下に降りて拜す、

【字解】〔小斂〕死後、衣衾を以て尸を包み斂むるを斂といふ、其の衣衾の少きを小斂といひ、多きを大斂といふ、小斂するまでは假に帷を設く、故に小斂後は帷を徹つるなり、〔卽位于戶內〕氣の絕ゆるときは牖下に在り、小斂の時は戶內に移す、故に主人の位は戶內に在りて西面す、〔說髦〕髦は、幼時に髮を翦りて眉のあたりまで垂らしたるもの、たれがみ、さげがみ、之は年長すると雖、親に事ふるの禮として猶兩邊に垂らす、若し父沒すれば左髦を脫し、母死ぬれば右髦を脫す、說は脫なり、〔徹帷〕國君大夫の小斂には賓客の出でし後に帷を徹するなり、此の文單に帷を徹すとあれば、士禮をいひしのみ、〔夷〕陳なり、ツラヌト訓む、

君拜寄公國賓、大夫士拜卿大夫於位、於士旁三拜、夫人亦拜寄公夫人於堂上、大夫內子、士妻特拜命婦、氾拜衆賓於堂上、

【義解】此の節は、小斂後に賓を拜するの儀を說く、喪に遭ふの嗣君は、小斂後に寄公國賓を拜す、大夫士

【義解】此の節は、君大夫士の喪の未だ小歛せざる前に、賓を迎ふるの禮を記す、君の喪に、まだ小歛せざるときは、主人は寄公國賓の爲に庭に出でて之を迎ふ、大夫の喪に、未だ小歛せざるときは、主人は君命によりて來り弔ふ使者のために寢門の外に出でて之を迎ふ、士の喪に、小歛の間近に、大夫の來りて弔ふときは、出でゝ之と與に哭す、

【字解】〔寄公國賓〕寄公とは、諸侯の國を失ひて隣國に寄託せるもの、國賓とは、他國より來聘したる卿大夫なり、〔出〕出でて迎ふるなり、〔爲二君命一出〕君命によりて來り弔ふ使者のために寢門の外に迎ふること、〔不レ當レ歛〕小歛を去ること近きをいふ、小歛の間近なり、

凡主人之出也徒跣扱レ衽拊レ心降レ自二西階一、君拜二寄公國賓于位一、大夫於二君命一迎二于寢門外一、使者升レ堂致レ命、主人拜二于下一、士於二大夫一親弔則與レ之哭、不レ逆二於門外一、

【義解】此の節は、前節を承けて賓を迎ふる委曲の儀を記す、

凡そ小歛前に喪主の出でゝ賓を迎ふるときは、未だ喪屨を穿たざれば徒跣にて出で、深衣の衽を帶に插み、心を擊ちて西階より降る、君の喪には、喪主、寄公國賓を庭に迎へて其の位に向ひて拜す、大夫の喪には、喪主君命によりて來り弔ふ使者を寢門の外に迎ふ、使者堂に升りて君命を致す、この時主人堂下に於て命を拜す、士の喪に大夫自ら來り弔ふときは、大夫は阼階の下にて西面し、喪主は西階の下にて東面して與に哭し、大夫を門外に逆へざるなり、

【字解】〔徒跣〕小歛の前は、未だ喪の屨を著けず、又吉事の屨も穿つこと能はず、故に跣にて徒歩す、〔位〕寄公の位は、門の西に在り、國賓の位は、門の東に在り、

夫人爲二寄公夫人一出、命婦爲二夫人之命一出、士妻不レ當レ歛則爲二命婦一出、

【義解】此の節は前節を承けて、婦人の賓を迎ふる儀を記す、

君の喪に、夫人は、寄公の夫人の來り弔ふを堂上に出

は、世婦以下なり、姑姊妹とは、君の姑姊妹なり、子姓とは、君の諸女孫及び諸子婦の屬なり、〔外命婦外宗〕外命婦とは、卿大夫の妻なり、外宗とは、姑姊妹の女なり、

大夫之喪、主人坐于東方、主婦坐于西方、其有命夫命婦則坐、無則皆立、

【義解】此の節は、大夫の初の喪の哭位を記す、

大夫の喪には、主人は東方に坐し、主婦は西方に坐す、其の命夫命婦の來り弔ふ者あれば、この者は卽ち坐し、無ければ、其の他の者皆立つ、

【字解】〔命夫命婦〕同宗の父兄子姓及び姑姊妹子姓なり、さて哭は、尊き者は坐して哭し、卑しき者は立ちて哭するなり、卽ち前節に君の喪には、主人と夫人とは坐して哭し、其の他の者は皆立ちて哭せりとあるは是れなり、大夫の喪には、主人及び主婦の坐して哭するのみならす、命夫命婦の死者より尊き者は皆坐して哭するなり、又、此の節に於て父兄子姓及び姑姊妹の哭位を記さゞるは前節君の喪と下節士の喪との處にあるに因りて略したるなり、

士之喪、主人、父、兄、子、姓、皆坐于東方、主婦、姑、姊、妹、子、姓、皆坐于西方、

此の節は、士の初の喪の哭位を記す、

士の喪には、主人父兄子姓は皆東方に坐して哭し、主婦姑姊妹子姓は皆西方に坐して哭す、

【字解】〔皆坐〕士は位卑し、故に父兄より子姓に至るまで皆坐し哭し、立ちて哭するものなし、

凡哭尸于室者、主人二手承衾、而哭、

【義解】此の節は、喪主の哭する法を記す、

凡そ國君以下の喪に、室に哭するに、主人は兩手にて死者の衾を承けて哭するものなり、是れ哀慕の情禁じ難くして此の如くするなり、

○以上第四章、君大夫士を通じての哭禮及び哭位を記す、

君之喪未小斂、爲寄公國賓出、大夫之喪未小斂、爲君命出、士之喪、於大夫不當斂則出、

凡復、男子稱名、婦人稱字、

【義解】 此の節は、復に呼ぶ稱の法を記す、

凡そ復するときに、男子には名を稱して三號し、婦人には字を稱して三號す、

唯哭先復、復而後行死事、

【義解】 此の節は、喪事の前に先づ復すべきことを記す、

氣絕ゆれば哭す、唯哭するときに先づ復す、復して蘇らざれば死事を行ふべし、

○以上第三章、復の禮を說く、

始卒主人啼、兄弟哭、婦人哭踊、

【義解】 此の節は、初めて死ぬるときの哭禮を記す、

親の始めて死ぬるときは、復する前に主人は啼く、兄弟の死には哭す、婦人は哭踊す、

【字解】 〔始卒〕氣絕えたるとき、即ち復する前をいふ、 〔主人啼〕主人とは、孝子の男女をいふ、啼とは、哀痛甚しくして嗚咽するをいふ、孝子は嗚咽して哭すること能はざるなり、 〔兄弟哭〕兄弟は、其の情稍輕し、故に哭して聲を發す、 〔婦人哭踊〕婦人とは、期の喪以下の衆婦をいふ、孝子の女、死者の妻は啼す、衆婦は輕し、故に啼せずして哭踊す、哭踊とは、哭して雀の跳るに似たり、故に雀踊爵踊ともいふ、

既正尸、子坐于東方、卿、大夫、父兄、子姓立于東方、有司庶士哭于堂下北面、夫人坐于西方、內命婦、姑、姊、妹、子姓立于西方、外命婦率外宗哭于堂上北面、

【義解】 此の節は、人君の初の喪に、子及び夫人以下の喪位を記す、

既に君の尸を正して牖下に移し南首すれば、世子は喪主となりて東方に坐し、卿大夫父兄子姓は東方世子の後に立ち、有司庶士は堂下に哭して北面す、以上男子の哭位を說く、夫人は女主となりて西方に坐し、內命婦姑姊妹子姓は、西方夫人の後に立ち、外命婦は外宗を率ゐ堂上に哭して北面す、

【字解】 〔正尸〕牀を廢するときは猶東首せり、卒するに及びて尸を牖下に移して南首す、之を尸を正すといふ、 〔子〕世子をいふ、 〔父兄子姓〕父兄とは、死者の父兄にして大功以上の親なり、子姓とは、子生なり、即ち衆子及び諸男孫をいふ、 〔內命婦姑姊妹子姓〕內命婦と

自東榮、中屋履危北面三號、卷衣投于前、司服受之降自西北榮、

【義解】此の節は復に用ふる衣及び魂を招くに升降するの節を記す、

復するときは、君の親近なる者復す、復する者は朝服して君の魂神に奉事するが如くす、君のためには袞服を用ひ、夫人には屈狄を用ひ、大夫には玄赬を用ひ、世婦には襢衣を用ひ、士には爵弁を用ひ、士の妻には稅衣を用ふ、皆東の屋翼より升り屋の中央にて屋棟の上を履み、北に向ひて三たび魂を呼ぶ、呼び畢りて衣を捲きて前方に投げて下す、この時司服の者之を受くるに篋を以てす、復する者西北の屋翼より降る、

【字解】〔小臣〕君の親近なる者、一說に君の近臣、大夫士は私臣の親近なる者、〔卷屈狄〕卷は、袞服なり、上公之を服す、曾子問篇に圖解す、屈狄は、又闕翟といふ、子男の夫人之を服す、君には卷を用ひ夫人には屈狄を用ふといへるは、其の間を略せるなり、即ち等に循つて用ふれば、上公には袞服、侯伯には鷩冕の服、子男には毳冕の服を用ふ、又、上公の夫人には褘衣、侯伯の夫人には褕狄、子男の夫人には屈狄を用ふるなり、〔玄赬〕赬は、赤色なり、一染を縓といひ、二染を赬といひ、三染を纁といふ、玄赬とは玄衣赬裳なり、〔襢衣〕解、玉藻雜記篇に見ゆ、〔爵弁〕爵弁服を指す、檀弓篇に圖解す、〔稅衣〕雜記篇に圖解す、〔榮〕屋翼なり、のき、〔危〕屋棟の上の高峻なる處、屋の脊、むね、〔三號〕三たび皐某復と呼ぶ、一は、上に向ひて魂の天より來らむことを冀ひ、一は下に向ひて魂の地より來らむことを冀ひ、一は北に向ひて魂の天地四方より來らむことを冀ふ、

其爲賓則公館復、私館不復、其在野則升其乘車之左轂而復、

【義解】此の節は、他處に死にたるときの復する場處を記す、解說は、曾子問及び雜記に見ゆ、故に略す、

復衣不以衣尸、不以斂、婦人復不以袡、

【義解】此の節には、復衣のことを記す、復衣は尸に襲ね衣せず、又之を以て斂葬に用ひざるなり、婦人の復衣には袡を用ひず、

【字解】「袡」絳を以て衣の下を緣とりたるもの、婦人嫁するときの盛服なり、故に復衣に用ひざるなり、

らんことを庶うてなり、〔褻衣〕けがれたる衣、〔體一人〕體は四體をいふ、即ち手足なり、病者自ら屈伸すること能はず、故に四人之を持ちて屈伸せしむ、〔屬纊〕纊は、新綿なり、之を口鼻に附けて、氣息の動否を觀るなり、

○以上第一章、諸侯より以下の臨終の際に執り行ふべきことを記す、

君夫人卒於路寢、大夫世婦卒於適寢、內子未命則死於下室、遷尸於寢、士之妻皆死于寢、

【義解】 諸侯と其の夫人とは路寢に卒す、大夫と世婦とは適寢に卒す、內子の未だ君より命ぜられざるときは下室に死し、小斂後に尸を寢に遷す、士の妻と其の夫とは皆寢に死す、

【字解】 〔君夫人〕諸侯と其の夫人となり、一說に諸侯の夫人なりと、〔路寢〕正寢なり、おもてごてん、諸侯には三寢あり、一を路寢といふ、即ち正寢なり、他の二を小寢といふ、夫人も亦三寢あり、一を正寢といひ、他を小寢といふ、〔大夫世婦〕大夫と世婦となり、世婦とは國君の次婦の稱なり、大夫の妻を命婦といふ、命婦と世婦とは其の尊卑相等し、故に世婦を擧げて命婦を兼ねたるなり、一說に大夫世婦とは、大夫の妻なりと、〔適寢〕事を聽き治むる處、〔內子云云〕內子とは卿の妻なり、卿の妻にして未だ君より命ぜられず適妻とならざるときは燕居の室に死す、小斂の後は正寢に遷さる、〔士之妻〕士の妻をいふ、士と妻とは居室に死す、故に皆といふ、

○以上第二章、貴賤に依りて死する所の寢室の同じからざることを記す、

復有林麓則虞人設階、無林麓則狄人設階、

【義解】 此の節は、諸侯の復に梯を設くることを記す、諸侯の死に復するときは、其の地林麓に近ければ虞人をして階を設けしむ、若し其の地林麓に遠ければ狄人をして階を設けしむ、

【字解】 〔復〕人死ぬれば屋に升りて魂を招くこと、〔虞人〕林麓を掌る官、虞人は常に山陵に升れり、故に梯を設くるに便なり、〔狄人〕樂吏の賤しき者、狄人は常に簨簴を設けり、故に梯を設くるに便なり

小臣復、復者朝服、君以卷、夫人以屈狄、大夫以玄赬、世婦以襢衣、士以爵弁、士妻以稅衣、皆升

てくけ、下端を去る五寸の處にて止む、その下のぬひへりは素帛を用ふ、うちひもは五采の糸を用ふ、

【字解】〔韠〕玉藻篇に說く、〔會〕上部のぬひへり、〔紕〕兩旁のぬひへり、〔爵韋〕茶褐色の韋皮、〔純〕下部のぬひへり、〔素〕白色の帛、〔紃〕うちひも、

○以上第百七章、韠の制を說く、

喪大記第二十二

此の篇は、國君より以下大夫士に至るまでの始めて死にてより小斂大斂殯葬等の事を記す、而して其の記する所は、委曲詳備にして儀禮の士喪禮よりは廣大なり、故に喪大記と名づく、

疾病、外內皆埽、君大夫徹縣、士去琴瑟、寢東首於北牖下、廢牀、徹褻衣、加新衣、體一人、男女改服、屬纊以俟絕氣、男子不死於婦人之手、婦人不死於男子之手、

【義解】疾重くして已に危篤に陥るときは、室の內外を掃除し、君と大夫とは樂縣を徹去し、士は琴瑟を取りはづし、病者を寢ねさするに北牖の下に東首し、牀をすてて地に置き、褻衣を去りて新衣を加へ、手足を四人にて持ちて屈伸せしめ、男女は皆服を改め、新綿を口鼻にあてゝ其の氣息の有無を驗するなり、男子は婦人の手に死なず、婦人は男子の手に死なざるなり、是れ各々其の褻れんことを惡みてなり、

【字解】〔疾病〕疾の甚だしきを病といふ、〔外內皆埽〕疾、危篤に陥れば、賓客多く來り見舞ふ、故に室の內外を掃除して淸潔にするなり、〔徹縣去琴瑟〕縣は樂器を懸くる器、天子は宮縣、諸侯は軒縣、大夫は判縣、士は特縣なり、されど天子は樂を去らず、此の記は諸侯より以下なることを知る、琴瑟を去るは天子より命ぜられざるの士なり、〔寢東首於北牖下〕東方の氣は物を生長す、故に病者の首を東に向く、北牖は即ち正寢の北牖にて、平時の寢處なり、病者を平時の寢處に寢ねさするは、其の平時に異ならざらんことを欲してなり、この時若し君の來り訪ふことあれば、暫く南牖の下に移して東首し、君をして南面して之を視しむ、〔廢牀〕牀を廢して病者を地に置くなり、人始めて生るゝときは地に在り、地に置くは、其の生氣の復び反

【義解】昏禮に用ふる納幣は一束なり、束は五兩より成り、兩の長は四十尺なり、

【字解】〔納幣〕昏禮の初に納る所の財幣なり、〔一束〕十個を一束といふ、〔束五兩〕二個を一卷となし、之れを兩といふ、故に一束は五兩なり、〔兩五尋〕一兩の長は五尋なり、尋は八尺なれば五尋は四十尺なり、

○以上第百四章、納幣の制を說く、

婦見舅姑、兄弟姑姊妹皆立堂下、西面北上、是見已見諸父、各就其寢、

【義解】新婦が始めて舅姑に見ゆるときには、兄弟姑姊妹皆堂下に立ちて西面し北上す、是の謁見終れば其の明日諸父に見ゆ、諸父に見ゆるには自ら各々其の寢に往きて見ゆ、

【字解】〔諸父〕夫の伯叔婦をいふ、〔寢〕諸父の寢室なり、

○以上第百五章、新婦初めて舅姑諸父に見ゆる禮を說く、

女雖未許嫁、年二十而笄禮之、婦人執其禮、燕則鬈首、

【義解】女子は十五許嫁して笄を加ふ、未だ許嫁せざるものは二十歲に至りて笄を加へ成人の禮を以て待つ、其の笄禮は婦人之れを行ふ、笄禮を行ふと雖家にありて燕居するときは、其の笄を去り髮を分ちてまげがみに結ぶ、

【字解】〔婦人執其禮〕十五許嫁して笄するときは、則ち主婦及女賓其の禮を掌る、即ち主婦之れが爲に笄を著け、女賓醴をくみて之れを禮するなり、許嫁せずして笄するものは婦人之れが禮を行ひ、主婦女賓なし、禮儀を備へざるなり、〔燕〕平常家に在りて燕居する時をいふ、〔鬈首〕笄を去り髮を分けてまげがみに結ぶこと、

○以上第百六章、許嫁せざるものゝ笄禮を說く、

韠長三尺、下廣二尺、上廣一尺、會去上五寸、紕以爵韋六寸、不至下五寸、純以素、紃以五采、

【義解】韠の長は三尺、下の廣は二尺、上の廣は一尺なり、上のぬひへりは上端を去ること五寸の處にあり、兩旁のぬひへりは、茶褐色の闊六寸の韋皮を用ひ

る禮を説く、

卿大夫以下のものが、其の妻を離別するときは、夫使者をして之れを里家に送り且つ辭を致さしめて曰く某不敏にして妻に從ひて先祖の靈に粢盛を供する能はず、某をして敢て侍者に告げしむと、主人對へて曰く、某の子(妻を指す)不肖なり、罪あらば敢て誅戮を避けず、今や之れを寬假して送らる、敬みて以て貴命を待たざらんやと、使者退く、主人拜して之れを見送る、若し舅在す時は妻を離別する辭に舅の名を稱し、舅歿せる時は則ち兄の名を稱し、兄なき時は夫の名を稱するなり、主人の返辭に曰く、某の子不肖と、こは其のかへさるゝ者が我子の場合の辭にして、若し姑姊妹なるときは亦皆某之姊不肖、某之妹不肖と稱する也、

【字解】〔致〕之れを送りかへり且つ辭を致さしむる意なり、〔共粢盛〕先祖の靈に粢盛を供すること、即ち先祖を祭ること、粢盛は黍稷の稱、〔如舅在云云〕妻を出すときに若し舅存在せば、其の離別の辭に舅の名を稱し、舅なく兄あるときは兄の名を稱するなり、蓋し命は必ず尊者に由りて出だす禮なればなり、前句にある某不敏云云の辭は夫の名を稱するときの辭なり、舅兄の名を稱するときは辭は傳はらざるを以て之れを知るに由なし、

○以上第百二章、諸侯及卿大夫以下の妻を離別する禮を説く、

孔子曰、吾食於少施氏而飽、少施氏食我以禮、吾祭作而辭曰、疏食不足祭也、吾飧作而辭曰、疏食也不敢以傷吾子、

【義解】孔子曰く、吾少施氏に食ひて飽けり、少施氏我に食はすに禮を以てす、吾祭るときに、氏起ちて辭して曰く、粗末の食なれば祭るに足らざるなりと、吾飲汁を飯に澆ぎかくるとき、復起ちて辭謝して曰く、粗末の食なり敢て此れを以て吾子を傷けず、吾子强て食ふ勿れと、

【字解】〔少施氏〕魯の惠公の子施父の後にて大夫なり、〔祭〕食の先を祭ること、〔飧〕飲汁を飯に澆ぎかくること、食竟りて更に三飧をなすは禮なり、

○以上第百三章、孔子が少施氏の人を饗するに禮を以てせるを稱せる話なり、

納幣一束、束五兩、兩五尋、

執事、主人對曰、寡君固前辭不教矣、寡君敢不敬須以俟命、有司官陳器皿、主人有司亦官受之、

【義解】此の節は諸侯が夫人を離別する禮を說く、諸侯夫人に罪ありて之れを離別するときは、使者をして之れを本國に送りかへさしむ、夫人が其の本國に至るころまでは夫人の禮を以て行く、其の本國に至る時も亦夫人の禮を以て入る、使者君命を傳へて曰く、寡君不敏にして夫人に從ひて社稷宗廟に事ふることと能はず、故に使臣某をして敢て御執事にまで其の旨を告げしむと、主人對へて曰く、寡君固に前に此の子(夫人を指)は敎へざるを以て箕箒の用をつくす能はざらんと辭しき、今や果して然り、寡君敢て敬みて君命を待たざらんやと、是に於て使者に從ひて來れる有司の官は、各々婦人が嫁入るとき持來りし器皿を陳ねて之れをかへす、主人の有司の官も亦各々之れを受く、此れにて全く離別の禮なる、

【字解】〔從〕夫人に從ての意、謙辭なり、〔執事〕君といはずして執事といふ亦謙辭なり、〔主人〕夫人の本國の君の夫人を受取る代理の官を指していふ、〔前〕夫人が結納をとりかはす時を指す、〔須〕待なり、マツと訓む、敬須といひ又俟命といひて待つ字を二度つゞけたるは反覆していへるにて、別に意味なし、〔有司官〕使者に從ひ來れる有司の官なり、〔器皿〕婦人の嫁すとき齎らせる器具をいふ、〔主人有司亦官〕主人有司官亦に同じ、官字を亦の下に置きしは倒句法を用ひしなり、

妻出、夫使人致之曰、某不敏、不能從而共粢盛、使某也敢告於侍者、主人對曰、某之子不肖、不敢辟誅、敢不敬須以俟命、使者退、主人拜送之、如舅在則稱舅、舅沒則稱兄、無兄則稱夫、主人之辭曰、某之子不肖、如姑姊妹亦皆稱之、

【義解】此の節は、卿大夫以下のもの丶妻を離別す

【字解】〔釁〕牲の血をぬること、チヌルと訓む、古は之れを以て神明に交るの道となせり、〔祝宗人〕祭禮は祝嘏の辭及び其の儀式を司る官、〔宰夫〕官名、小宰の副の如きものにして此の血ぬりの祭は攝主の役をつとむ、〔雍人〕祭祀の牲を割亨することを掌る役、〔爵弁〕檀弓篇に說く、〔純衣〕玄衣纁裳をいふ、〔碑〕牲をつなぐ石棒にて廟庭內にあり、〔升﹅屋自﹅中〕中は兩階の間を指す、其の間より屋に升ること、〔中﹅屋〕屋棟上の中央にあたりての意、〔刲〕刺なり、サスと訓む、〔門〕廟門なり、〔夾室〕廟の東西の廂をいふ、〔衈〕牲の耳の毛をきること、羊雞共に刲割せざる前に耳旁の毛をきりて神にすゝむるなり、〔當﹅門〕門の屋上の中央に當りての意、〔中﹅室〕夾室の屋上の中央に當りての意、〔有司〕宰夫と祝宗人とを指す、〔既〕終なり、チフと訓む、〔反命〕復命に同じ、〔寢〕路寢（正寢）なり、〔門內〕路寢の門內なり、

路寢成則考之而不釁、釁屋者、交神明之道也、

【義解】此の節は、路寢新に成るも血ぬらざることを說き、血ぬるは神に關するものに非ざればなさゞることを示す、

路寢新に落成するときは、則ち賓客を請じ宴會し歡樂して之れを祝して血ぬらず、凡て屋にちぬるは神明に交るの道なり、故に路寢には之れをなさゞる也、

【字解】〔考〕成なり、ナスと訓む、賓客を請待して宴會を催し大に歡樂して落成を祝すること、

凡宗廟之器、其名者成則釁之以豭豚、

【義解】此の節は、宗廟の祭器の新に成るときはその重なるものには血ぬることを說く、

凡そ宗廟の祭器にて其の重なるものの新に作らるゝときは、則ち之れに血ぬるに牡豚の血を以てす、

【字解】〔其名者〕其の重なるものゝ義、尊彝の類をいふ、〔豭豚〕牡豚なり、

〇以上第百一章、血ぬりの儀式は神明に交る所以の道なることをいひて、宗廟の新に成れるときに血ぬるの禮を詳說し、其の重なる新製の祭器にも亦ちぬることを說く、

諸侯出夫人、夫人比至于其國、以夫人之禮行、至以夫人入、使者將命曰、寡君不敏、不能從而事社稷宗廟、使使臣某敢告於

成廟則釁之、其禮祝宗人、宰夫、雍人、皆爵弁純衣、雍人拭羊、宗人視之、宰夫北面于碑南東上、雍人舉羊、升屋自中、中屋南面、刲羊、血流于前、乃降、門夾室皆用雞、先門而後夾室、其衈皆於屋下、割雞門當門、夾室中室、有司皆鄉室而立、門則有司當門北面、既事宗人告事畢、乃皆退、反命于君、曰、釁某廟事畢、反命于寢、君南鄉于門內朝服、既反命乃退、

【義解】此の節は、新廟成りしときに釁る禮式を說く、宗廟初めて成りしときは牲の血を塗る、其の儀式をのべんに、祝宗人、宰夫、雍人皆爵弁純衣して廟庭に朝す、雍人先づ牲の羊を廟門の外に拭うて清潔ならしめ、次に宗人祝詞をあげ、宰夫碑の南に北面して東上す、雍人羊を兩階の間より屋上にあげ、屋棟の上に當り南面して羊を刲す、血前に流れおつれば、雍人乃ち降る、廟門と夾室とは血塗るには羊を用ひずして雞を用ふ、其の順序門を先きにして夾室を後にす、而して其の衈を神に薦むるの禮は皆屋下に於て行ふ、雞を割くには門は門の屋上の中央に當りてなし、夾室は夾室の屋上の中央に當りてなし、血を前に流す、其の夾室に血ぬるときには有司は皆夾室に向ひて立ち、門に血ぬるときには則有司は門に當り北面して立つ、血ぬることを畢へたるとき、宗人は攝主たる宰夫に事の畢りたることを告げ、乃ち皆共に退場す、是に於て宰夫君に復命して曰く、某廟に血ぬる事畢りぬと、此の時君は路寢にあり、故に此處に復命するなり、君は朝服をつけ路寢の門內に南に向ひて立ち、以て其の復命をきく、宰夫は既に復命し畢れば乃ち退く、

又其の名の君の諱と同じき時の禮を說く、

内亂不與焉、外患弗辟也、

【義解】卿大夫國に内亂あるとき、力能く之れを討たば則ち之れを討ち、討つこと能はざるときは則ち謹みて自ら畏避して之れに干與せず、外患あるときは則ち逃避することなく力をつくして捍ぎ戰ふべきなり、

【字解】〔與〕干與すること、あづかること、〔辟〕避に同じ逃避すること、

○以上第九十八章、卿大夫が内亂外患に對する禮を說く、

贊大行曰、圭公九寸、侯伯七寸、子男五寸、博三寸、厚半寸、剡上、左右各寸半、玉也、藻三采六等、

【義解】贊大行に曰く、諸侯が天子に朝するときに執る所の圭は、公は長さ九寸、侯伯は七寸、子男は五寸、博は各三寸、厚さは各半寸にして、上の左右を削り殺ぐこと、各々一寸半、玉製なり、其のしきものは朱白蒼の三色にて彩り、毎色二行合せて六行なり、

【字解】〔贊大行〕古の禮書の篇名にて大行人の職事を記せるものなりといふ、〔圭〕曲禮篇に圖解す、子男は璧をとるが禮なるに此に猶圭をとるといへるは記者の失なりといふ、〔博〕廣なり、〔剡〕削り殺ぐこと、〔藻〕玉をのせるもの、玉のしたしき、韋衣の板なり、〔三采六等〕三采は朱白蒼の三色にて畫き彩ること、六等は六行なり、

○以上第九十九章、諸侯朝覲の際執る所の圭制を說く、

哀公問子羔曰、子之食奚當、對曰、文公之下執事也、

【義解】魯の哀公子羔に問うて曰く、子の先祖の始めて仕へて我祿を食みしは、何れの君の時に當れるやと、子羔對へて曰く、我先祖の始めて仕へて君の祿を食みしは御先祖文公のときにて、官は下執事なりきと、

【字解】〔子羔〕高柴の字なり、檀弓篇に傳す、〔子之食〕子の先祖の始めて仕へて祿を食みしはの意なり、〔奚當〕何の君の世に當れるかの意なり、〔文公〕哀公より七代前の君、

○以上第一百章、哀公が子羔にその先祖の始めて仕へし時代を問はれし話なり、

慰問に來れるものを拜禮するに其の士には壹拜し、大夫には再拜せり、此れ亦禍災を相弔するの道なり、
○以上第九十五章、孔子が廐焚けたるとき來弔者の鄕人に拜謝せる事をあげ、禍災の際に相弔ふの禮を示す、

孔子曰、管仲遇盜取二人焉、上以爲公臣、曰、其所與遊辟也、可人也、管仲死桓公使爲之服、宦於大夫者之爲之服也、自管仲始也、有君命焉爾也、

【義解】孔子曰く、管仲嘗て群盜に遇ひたるときその中の二人を簡び取り、推薦して以て公の臣となせりと、更に語を改めて曰く、此の二人は其の與に交遊する所の者邪僻の人なるを以て相誘ひて盜を爲せしのみ、其の本性は善にて任用するに堪ふ可きものなり、管仲死するときに桓公は之れが爲に二人をして其の喪に服せしむ、大夫に仕へて後公の臣となりしものにして、其の大夫の爲に喪に服するは、此の二人が管仲の爲に喪に服せるより始まれり、而して私意を以てなせるにあらずして、君命ありてしかせしなり、

【字解】〔取〕簡びとること、〔上〕推薦なり、〔辟〕邪僻なり、〔可人也〕本性善にして任用して官務をなさすに堪ふべき人の義、〔宦於大夫〕宦は仕なり、ツカフと訓む、公の臣にして嘗て大夫に仕へしもの、意なり、此の如きものは舊主たる大夫の喪に服さゞるを禮とす、

○以上第九十六章、大夫の臣にして後公の臣となりしものが、舊主たる大夫の爲に喪に服する來由を說く、

過而擧君之諱則起、與君之諱同則稱字、

【義解】臣下にして過りて君の諱を稱するときは、則ち起立して改過の意を示す、又臣下の名或は君の諱と同じきときは、則ち字を稱して名を稱せず、

【字解】〔擧〕稱ふること、〔起〕失言して自ら安んぜず、故に起立して改過變善の意を示すなり、

○以上第九十七章、臣下にして過りて君の諱を稱へ、

【義解】魯の孟獻子曰く、正月日至の日には以て上帝を祭るべく、七月の日至の日には以て宗廟を祭るべしと、之れを實行せり、故に魯にて七月に宗廟を祭るは獻子が之れを爲せるより始まれり、

【字解】〔孟獻子〕魯の大夫仲孫蔑なり、獻子は其の諡なり、〔正月日至云云〕日至は冬至なり、周は十一月を以て正月となす、故に其の日至の日に上帝の祭を行へり、魯は周公の故を以て天子の禮を行ふ故に此の日に祭を行ふなり、有レ事とは祭をいふなり、此れは禮に合へり、〔七月日至云云〕日至は夏至なり、祖は宗廟なり、魯は夏の禮を用ひしを以て宗廟の祭は夏の四月即ち周の六月に於て行ふべきを、獻子は祖を上帝に對せしめんが爲に七月（周曆）に延ばし、其の日至の日を以て行へり、此れ禮意に乖き僭越の至なり、〔禘〕宗廟の大祭なり、大祭の禮を以て宗廟に周公をまつりて諸公を合祭す、故にいふ、

○以上第九十二章、魯にて七月日至に宗廟をまつるに至りし來由を説く、

夫人之不ルハレ命ゼラレ二於天子一、自リ二魯ノ昭公一始マル也、

【義解】諸侯夫人を娶る、必ず之れを天子に告げ、天子之れに命じて始めて禮を行ふ、魯の國にて夫人をめとるのときに天子に告げず、天子亦之れを命ぜられざるは、魯の昭公のときより始まれり、

【字解】〔魯昭公〕昭公吳の國より娶る、吳は魯と同姓なり、同姓の女を娶らざるは周の制なり、昭公之れを犯して娶る、故に天子に告げず故に天子も亦之れに命ぜざるなり、

○以上第九十三章、魯にて天子より命ぜられずして夫人をめとりし來由を説く、上章と同じく失禮を歎ぜしものなり、

外宗爲ニスルコト二君夫人一ヘ、猶ホ二內宗一ノ也、

【義解】外宗のものが君夫人の爲に服する喪は、猶內宗のものと相同じきなり、

【字解】〔外宗〕君の姑姊妹の女及び舅の女及び從母をいふ、此にては特に其の本國の卿大夫に嫁したるものを指していふ、〔君夫人〕國人が君の夫人を稱するの號なり、〔內宗〕君の五屬（斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻の親屬）の內の女をいふ、內宗は君の爲に斬衰を夫人の爲に齊衰を服する禮なり、

○以上第九十四章、外宗の君夫人の喪に對する服制を説く、

廐焚ケタリ、孔子拜ス二鄉人ノ爲ニレ火ノ來レル者ヲ一、拜スルレ之ヲ士ニハ壹タビシ、大夫ニハ再タビス、亦相弔フノ道也、

【義解】孔子の廐焚けたり、孔子鄉人の火災の爲に

澤非爾所知也、

【義解】子貢蜡の祭を觀る、孔子問うて曰く、賜よ樂しきかと、子貢對へて曰く、一國の人皆酒に醉ひて狂するが如し、賜は未だ其の樂しきことを知らざるなりと、子曰く、農夫百日勞苦して此の蜡祭あり、終歲勤め働きて今僅に一日飮酒歡樂の恩澤あり、是れ乃ち君の惠なり、爾が知る所に非ざるなり、

【字解】〔子貢〕檀弓篇に傳す、〔蜡〕郊特牲篇に見ゆ、〔賜〕子貢の名、〔百日之蜡〕百日勞苦して此の蜡祭ありの意、〔一日之澤〕終歲勤め働きて僅に一日飮酒歡樂の恩澤ありの意、〔非爾所知也〕蜡の義は大なるを以てしかいふ、

○以上第九十章、蜡祭に民が飮酒歡樂するは君が民を勞り犒ふの惠なることを說く、

張而不弛文武弗能也、弛而不張文武弗爲也、一張一弛文武之道也、

【義解】弓の弦を久しく張りて弛べざるときは則ち其の弓力を絕つが如く、民を勞苦さすこと久しく之れを休息せしめざるときは則ち民力疲弊す、此の如き政治を以て國利民福をはかることは文武の聖王と雖能くせざるなり、又弓の弦を久しく弛めて張らざるときは則ち其の弓體を損ふが如く、民を休息せしむること久しく之れを勞苦せしめざるときは則ち民放逸に流る、此の如き政治を以て國利民福をはかることは、文武の聖王と雖能くせざるなり、故に弓は時ありて張り時ありて弛むべく、民も亦必ず時ありて勞苦させ、時ありて休息さすべし、此の如くんば弓の體力依然として强く、民力亦久遠なるを以て國利民福をあぐる火をみるよりも明なり、

【字解】〔張〕弓弦を張ること、〔弛〕弓絃を弛めること、〔文武〕周の文王武王なり、

○以上第九十一章、民を養ひて國を盛にするには其の勞苦休息を時にせざるべからざることを說く、

孟獻子曰、正月日至可以有事於上帝、七月日至可以有事於祖、七月而禘獻子爲之也、

くべきものなきは君子之れを恥づ、其の言論ありて其の實行なきは君子之れを恥づ、始め有德を以て進むを得て後無德を以て位を失ふは君子之れを恥づ、己が支配内に地餘ありて民足らざるときは君子之れを恥づ、國に勞役あり己他の官吏と其の役夫を出だす衆寡均しくして、他の官吏の功績己に倍せるときは君子之れを恥づ、

【字解】〔君子〕爲政の君子に就きていふ、〔地有餘而民不足〕土地餘ありて民足らざるは民を撫する能はず民四散せる結果なり、故に之れを恥づるなり、〔衆寡云云〕國に勞役あり己他の官吏と役夫を出だすこと衆寡相均しくして、他の官吏の功己に倍するときは、是れ己が下民を奬勵撫勞する能はざりし結果なり、故に之れを恥づるなり、

○以上第八十七章、君子に三患五恥あることを説く、雜記に説く所と係なし、他篇の脱簡なるべしといふ、以下此に類するもの多し、

孔子曰、凶年則乘駑馬、祀以下牲、

【義解】孔子曰く、君凶年には貶損して駑馬に乘り、祀には下牲を用ふと、

【字解】〔駑馬〕周禮校人に六馬をあぐ、種馬、戎馬、齊馬、道馬、田馬、駑馬是れなり、駑馬は其の最も下なるものなり、〔下牲〕下等の牲の義、大牢を用ふる祭は下して少牢を用ひ、少牢を用ふる祭は下して特牲を用ふるが如きをいふ、

○以上第八十八章、凶年には君の自ら貶損することを説く、

恤由之喪、哀公使孺悲之孔子學士喪禮、士喪禮於是乎書、

【義解】恤由の喪に、哀公は孺悲をして孔子の許にゆき士の喪禮を學ばしむ、是れより先皆上を僭し、士の喪禮も廢りしが、孺悲之れを學びてより、國民復書して世に存するに至れり、

【字解】〔恤由〕傳を缺く、〔哀公〕魯君にて孔子に政を問ひたれども用ふるとは能はざりき、〔孺悲〕傳を缺く、〔士喪禮〕今の儀禮中の士喪禮なりといふ説あれども信偽は定かならず、

○以上第八十九章、士喪禮の存せし來由を説く、

子貢觀於蜡、孔子曰、賜也樂乎、對曰、一國之人皆若狂、賜未知其樂也、子曰、百日之蜡一日之

喪ある國にて之れを待つ、猶諸侯をまつ禮の如くす、されど夫人至るときは、自ら卑下して闈門より入り、側階より升る、そのとき喪ある國の君は阼階上にありて降り迎へず、之れを異なりとなすのみ、其の他は一般に喪に奔る禮の如くしかり、

【字解】〔三年之喪〕生みの父母の喪をさす、〔封〕境なり、〔闈門〕宮中の往來の門にて正門に非ず、〔側階〕東房の房階にて正階に非ず〔阼〕阼階なり、

○以上第八十五章、婦人は生みの親の喪に非ざれば境をこえて歸らざることおよび君夫人歸弔の禮を説く、

嫂不撫叔、叔不撫嫂、

【義解】嫂は叔の尸を撫でず、叔は嫂の尸を撫でず、男女の別を愼み嫌疑に遠ざかるの主旨より出づるなり、

【字解】〔叔〕嫂より夫の弟を指していふ稱、こじうと、

○以上第八十六章、嫂叔互に其の尸を撫でざることを説く、

君子有三患、未之聞、患弗得聞也、既聞之、患弗得學也、既學之、患弗能行也、

【義解】此の節は、君子に三患あることを説く、

君子には三の患あり、未だ之れを聞かざるときは、それを聞くを得ざらんことを患ふるなり、既に之れを聞くときは學ぶを得ざらんことを患ふるなり、既に之れを學ぶときは實行する能はざらんことを患ふるなり、

【字解】〔君子〕學を爲すの君子に就きていふ、

君子有五恥、居其位、無其言、君子恥之、有其言、無其行、君子恥之、既得之而又失之、君子恥之、地有餘而民不足、君子恥之、衆寡均而倍焉、君子恥之、

【義解】此の節は、君子に五恥あることを説く、

君子には五つの恥あり、其の位に居て其の言論の聞

○以上第八十三章、諸侯大夫送葬の節、柩を正す禮と、鐸を執るものゝ數と、柩を導くときに用ふるものの別とを說く、

孔子曰、管仲鏤簋而朱紘、旅樹而反坫、山節而藻梲、賢大夫也、而難爲上也、晏平仲祀其先人、豚肩不揜豆、賢大夫也、而難爲下也、君子上不僭上、下不偪下、

【義解】孔子曰く、管仲は鏤りばみたる簋ありて、朱色の紘あり、門前の路に樹をうゑて屏となし內外を蔽ひ、會飲の際反坫あり、節に山の模様を刻み梲に藻の模様を畫く、賢大夫なれども而も僭上の至りなり、晏平仲は其の先人を祀るに豚の肩肉を用ひて豆を揜はず、賢大夫なれども而も下に逼れり、故に二人共に中を得といふ可からず、君子は上は上を僭さす、下は下に逼らずと、

【字解】〔管仲鏤簋而朱紘〕禮器篇に解す、〔旅樹〕旅は道なり、樹は樹の屏なり、道に樹屏を設け內外を蔽ふこと、〔反坫〕郊特牲篇に說く、〔山節而藻梲〕禮器篇に說く、〔難爲上〕臣下にしてかく上君のことをまねては上と爲ること難しの意にて、僭上の至りをいふ、〔晏平仲云云〕禮器篇に說く、〔難爲下〕上位のものにしてかく下民のことを行ひては下となることは難しとの意にて、下に逼り過ぎたることをいふ、〔偪〕逼なり、

○以上第八十四章、孔子が管仲晏平仲の賢大夫なれども禮を失へるを歎ぜられし話なり、

婦人非三年之喪、不踰封而弔、如三年之喪、則君夫人歸、夫人其歸也、以諸侯之弔禮、其待之也若待諸侯然、夫人至入自闈門、升自側階、君在阼、其他如奔喪禮然、

【義解】婦人既に嫁したる上は、生みの父母の喪に非ざれば境を踰えて本國に歸り弔せず、若し生みの父母の喪あるときは則ち歸り弔ふなり、君夫人も亦歸る、夫人の歸るや、諸侯の相弔ふ禮を以てす、其の

卿大夫疾君問之無算、士壹問之、君於卿大夫、比葬不食肉、比卒哭不舉樂、爲士比殯不舉樂、

【義解】　卿大夫疾むときは、君之れを見舞ふこと數限りなし、士疾むときは一たび之れを見舞ふ、其の死するや、君卿大夫に於ては葬むるに至るまで肉を食はず、卒哭に至るまで音樂を奏せず、士の爲には殯葬に至るまで音樂を奏せず、

【字解】　〔算〕數なり、カズと訓む。〔比〕至なり、イタルと訓む、

〇以上第八十二章、卿大夫士の疾と死とに對する君が禮を説く、

升正柩、諸侯執綍五百人、四綍皆銜枚、司馬執鐸、左八人右八人、匠人執羽葆御柩、大夫之喪、其升正柩也、執引者三百人、執鐸者左右各四人、御柩以茅、

【義解】　將に柩を葬らんとし、告別の爲祖廟に朝さす柩を西階より升せ、兩楹の間に正しく置くとき、諸侯は柩の四綍をとるもの五百人、皆枚を銜みて靜肅を保つ、司馬は鐸をとりて號令す、左右各八人あり、匠人は羽葆をとりて柩車の前に立ち、之れを上下左右にふり道路に高低傾虧あるを合圖し、綍をもつものに知らす、大夫の喪は綍をとるものは三百人、鐸をとるものは左右各八人、匠人は茅にて造りたる麾にて合圖す、

【字解】　〔綍〕柩をひくなは、ひつぎなは、〔四綍〕柩をひくに綍四條あり故にいふ、〔銜枚〕銜は口にくはゆること、枚は形箸に似兩端に小繩あり口に銜みて頸の後に繫ぐ、聲を立てさせぬ爲に之れをふくますなり、〔司馬〕武事を主る官名、〔鐸〕鈴なり檀弓篇に圖解す、〔匠人〕工人なり、〔羽葆〕鳥羽を柄頭に著け蓋の如くしたるもの、又

羽葆　（三禮義疏）

圖の如きもの、〔御柩〕柩を導きすゝむると、〔引〕綍に同じ、諸侯に綍といひ大夫に引といふは互文なり、〔茅〕茅にてつくりりたる麾、

するや、其の弟子右よりして相く、後世右より相くる禮となりしは、泄柳の弟子之れを爲せるより始まれり、

【字解】〔泄柳〕晉の穆公の時の賢人にて孟子も亦その賢をいへり、〔相者〕喪主の禮を相くるもの、

○以上第七十八章、相者が右より相くる起りを説く、蓋し左より相くるは古禮なり、故に其の變禮の起りを說きて失禮の嘆を寓せしなり、

三、天子飯九貝、諸侯七、大夫五、士三、

【義解】死者に含ます貝の數は、天子は九貝、諸侯は七貝、大夫は五貝、士は三貝なり、

【字解】〔飯〕死者に含ますこと、こゝにては含ますものゝ義なり、

○以上第七十九章、天子以下士に至るまで死者に含ます貝數を說く、周代には玉を用ひたれば、これは夏代の制なりと鄭玄の注に見ゆ、

士三月而葬、是月也卒哭、大夫三月而葬、五月而卒哭、諸侯五月而葬、七月而卒哭、士三虞、大夫五、諸侯七、

【義解】士は三月にして葬り、是の月に卒哭をなす、大夫は三月にして葬り、五月に卒哭をなす、諸侯は五月にして葬り、七月に卒哭をなす、士は三たび虞祭し、大夫は五たび虞祭し、諸侯は七たび虞祭す、

○以上第八十章、士より諸侯に至る葬卒哭の月數と虞祭の度數とをあぐ、

諸侯使人弔、其次含襚賵臨、皆同日而畢事者也、其次如此也、

【義解】諸侯薨するときは、鄰國の諸侯は使をして來り弔はしむ、其の次第は始に含禮、次に襚禮、次に賵禮次に臨禮なり、皆同日にこの事を行ひ畢るものなり、而して其の次第は此の如く一定せるものなり、

【字解】〔次〕次第なり、〔含襚賵臨〕本編の上に詳なり、就て見るべし、

○以上第八十一章、諸侯使者をして諸侯の薨去を弔はしむる禮の次第を說く、

○以上第七十四章、麻經は吉服に加へざることを說く、

國禁ズル時ハ哭、則止ム、朝夕之奠ハ即キ位ニ自ラ因ル也、

【義解】 國に大祭祀ありて哭泣を禁止するときは、則ち喪に居るものは則哭泣を止む、然れども朝夕靈前への供物は自ら阼階下の位に卽き禮に因りて行ひて可なり、

○以上第七十五章、國に大祭祀ありて哭泣を禁ずるときの禮を說く、

童子哭スル時ハ不偯ナゲカ、不踊ラ、不杖ツカ、不菲ワラグツハカ、不廬イホリセ、

【義解】 童子は未成人なるを以て喪中と雖禮を備へず、故に哭するときはなげかず踊らず杖をつかず菲履をはかず倚廬に居らず、

【字解】〔偯〕委曲に歎き呼ぶこと、ナゲク又はナクと訓む、〔菲〕菲にてあみたる履なり、履の圖は曲禮篇にあり、

○以上第七十六章、童子喪に居るの禮を說く、

孔子曰ク、伯母叔母ニハ疏衰ス、踊ルニ不絕タ地ヨリ、姑姊妹之大功ニハ踊ルニ絕ツ於地ヨリ、如シ知ル此ヲ者ハ由ル文ニ矣哉、由ル文ニ矣哉、

【義解】 孔子曰く、伯母叔母には齊衰の喪に服すれど、其の情輕きを以て踊るに足地より離れず、姑姊妹の喪は大功を服すれども骨肉なるを以て其の情厚し、故に踊るに足地より離る、若し此の情を知るものは、能く禮文を用ふるものといふべきかな、能く禮文を用ふるものといふべきかなと、

【字解】〔絕地〕足の地より絕つこと、卽ち離るゝこと、〔文〕禮文なり、禮なり、

○以上第七十七章、情の深淺によりてそれが踊に自然にあらはるゝを、孔子の嘆美せられしことをあぐ、

泄柳之母死ス、相スル者由ル左ヨリ、泄柳死ス、其ノ徒由ル右ヨリ相ク、由ル右ヨリ相クルハ、泄柳之徒爲スル之ヲ也、

【義解】 泄柳の母死せり、相者左より相く、泄柳の死

不擧樂於其側、大功將至、辟琴瑟、小功至不絕樂、

【義解】父服喪中のときは、一家中の子は其の居處を問はず、すべて音樂を聞かず、母服喪中のときは其の奏樂の母に聞ゆる處にては音樂を奏せず、妻服喪中のときは其の側にて奏樂せず、大功の喪に服する人が己が家に至らんとするときは、琴瑟を退けて奏せず、小功の喪に服する人が、己が家に至るときは奏樂を止めず、こは服輕きを以てなり、

○以上第七十二章、一家内に服喪者あり、又大小功の服喪者の己が家に至るとき奏樂の心得を説く、

姑姊妹、其夫死而夫黨無兄弟、使夫之族人主喪、妻之黨雖親弗主、夫若無族矣、則前後家東西家、無有則里尹主之、或曰主之、而附於夫之黨、

【義解】姑姊妹他に嫁ぎ、其の夫死して後自ら死し、後なきときは、夫の黨の兄弟を以て喪主となす、若し兄弟なきときは、夫の一族の人をして喪に主たらしむ、妻の黨は親睦の間と雖決して喪主とならず、夫若し族人なきときは、則ち前後の家東西の家の人にて夫と親善なりしものを求めて喪主となす、若し之れも亦有るなきときは、則ち里尹喪主となる、或人曰く、此の如き場合は妻の黨が喪主となりて、祔祭のときは夫の黨に祔祭すと、これは禮にはづれたり、

【字解】〔里尹〕里の長なり、〔夫黨〕夫の祖姑を指す、

○以上第七十三章、姑姊妹夫の家に在りて死し後なきときの喪主を説く、

麻者不紳、執玉不麻、麻不加於采、

【義解】凡て吉凶は道を異にす、故に喪に居りて麻絰するものは（凶）大帶（吉）をなさず、玉を執るときは（吉）麻絰（凶）をなさず、麻絰（凶）は玄纁の衣（吉）に加へず、

【字解】〔紳〕大帶なり、〔采〕玄纁の衣を指す、

たとひ三年の喪に居るものと雖之れを加へて可なり（但し略式なり）既に喪中己が禮を行ふ位次に於て冠を加ふれば、乃ち入りて哭踊すること三度づゝ、三たびして乃ち出づるを禮とす、

【字解】〔三者三〕踊は三踊を一節とす、上の三は三踊にして下の三は三節なり、

大功之末、可以冠子、可以嫁子、父小功之末、可以冠子、可以嫁子、可以取婦、己雖小功、既卒哭可以冠取妻、下殤之小功則不可、

【義解】 此の節は、喪中正式に冠娶の禮を行ふべきものをあぐ、

父大功の喪の終には、以て我子に冠を加ふる禮を正式に行ふを得べく、又正式に我娘を嫁がすを得べし、己が身に於ては勿論なり、父小功の喪の終には、以て正式に子に冠を加へ娘を嫁がし又子の爲に婦を娶るの禮を行ふを得べし、己は小功の喪なりと雖、既に卒哭の祭終れば、以て正式に冠を加へ妻を娶るの禮を行ふを得べきも、たゞ下殤者に對する小功の喪に於ては、則ち喪を除く後に非ざれば則ち行ふべからず、蓋し下殤者に對する小功は齊衰の親あるものに爲すものなればなり、

【字解】〔大功之末〕末は喪服を將に除かんとするときをいふ、〔取〕娶なり、メトルと訓む、

○以上第七十章、喪にあひて冠娶するの禮を説く、

凡弁経其衰侈袂、

【義解】 凡そ弁経をつくるときの衰服は、その袂を大にす、

【字解】〔辨經〕首に素弁を著けて一般の環絰を加ふること、弔のときになす、〔衰〕來弔の衰服にて三あり、錫衰緦衰疑衰是なり、〔侈袂〕侈は大なり、オホヒニと訓む、袂の小なるものは二尺二寸、この衰服は三尺三寸なり、故に大にすといふ、

○以上第七十一章、弔服の袂の制を説く、

父有服、宮中之子不與於樂、母有服聲聞焉不擧樂、妻有服

ること、〔九月之喪〕大功の喪なり、期を説く、

○以上第六十七章、庶人喪にあひて後力役に服することを説く、

曾申問於曾子曰、哭父母有常聲乎、曰、中路嬰兒失其母焉、何常聲之有、

【義解】 曾申曾子に問うて曰く、父母の喪にあひて之れを哭するに、一定の聲あるかと、曾子曰く、路中に嬰兒其の母を失ひてなくときに、何ぞ一定の聲あらんや、父母を哭するも亦此の如しと、

【字解】 〔曾申〕曾子の子なり、〔常聲〕一定の聲なり、

○以上第六十八章、父母を哭するには一定の聲なきことを説く、

卒哭而諱、王父母兄弟世父叔父姑姊妹、子與父同諱、母之諱宮中諱、妻之諱不擧諸其側、與從祖昆弟同名則諱、

【義解】 父母の名は、卒哭以前は猶生禮を以て之れに事ふるを以て諱まざれども、卒哭祭後は神として事ふるを以て諱みて稱へず、祖父母と兄弟と世父と叔父と姑姊妹との諱は諱むを要せざれども、父が諱む所の人なれば己も亦之れと同じく諱むなり、母の諱む所の諱は一家内にて諱み、妻の諱む所の諱は之れを其の(妻)左右にては擧げて言はず、若し母と妻との諱む所の諱が、己が從祖昆弟と同名なるときは、則ち他所と雖亦之れを諱みて言はざるなり、

【字解】 〔王父母〕祖父母なり、父の祖父母を指す、〔兄弟〕父の兄弟にてをぢなり、〔世父叔父〕父の世父叔父にて己に於ては從祖にあたる、〔母之諱〕母の諱む所の諱にて母の親の名を指す、〔宮中〕一家の中なり、〔妻之諱〕妻の諱む所の諱にて妻の親の名を指す、

○以上第六十九章、親戚の死者の諱を諱む事例をあぐ、

以喪冠者、雖三年之喪可也、既冠於次、入哭踊三者三、乃出、

【義解】 此の節は、喪中冠を加ふべき年のものが冠を加ふる禮を説く、

喪中にある身を以て冠を加ふべき年に當るものは、

○以上第六十四章、喪中免する時を説く、喪服小記に遠葬者比反哭皆冠及郊而後免也とあれば、此れは葬地の近きものに就きてのみいふものなることを知るべし、

凡喪小功以上非虞附練祥無沐浴、

【義解】 凡そ喪にて、小功以上は、虞、祔、練、祥の祭時に非ざれば、沐浴することなし、祭は神に接する所以なれば身を清めざる可からざるを以てなり、

○以上第六十五章、小功以上の喪にて沐浴する時を説く、

疏衰之喪既葬、人請見之則見、不請見人、小功請見人可也、大功不以執摯、唯父母之喪不辟涕泣而見人、

【義解】 齊衰の喪は、既に葬りて後人己に見んと請ふときは則ち之れにあふも、己は人にあはんことを請はず、小功の喪に至りては、人にあはんことを請ひて可なり、大功の喪にて、人よりあはんと請ひたるときはあふも、己は贄をとりて之れにあはず、たゞあふのみなり、而してあふとも別に涕泣せざれども、たゞ父母の喪のみは涕泣のまゝ人にあふなり、

【字解】〔疏衰〕齊衰に同じ、〔不以執摯〕摯は贄なり、賓主相見るときは互に贄を執る禮なれども、己は喪中なるを以て之れを執らざるなり、〔不辟涕泣〕辟は避に同じ、涕泣を避けずとは涕泣のまゝにての意なり、

○以上第六十六章、喪中人と相見るの禮を説く、

三年之喪祥而從政、期之喪卒哭而從政、九月之喪既葬而從政、小功緦之喪既殯而從政、

【義解】 三年の喪は、大祥の祭を終りて後力役に服し、期の喪は卒哭の喪を終りて後力役に服し、大功の喪は既に葬りて後力役に服し、小功緦の喪は既に殯葬して後力役に從ふ、

【字解】〔從政〕國の政令に從ふの意にて、繇役即ち力役の務に服す

非其黨弗食也、

【義解】此の節は、喪中人より飲食に招かれたるときの禮を說く、

己が服喪中、人飲食を設けて招くときは往かず、されどこは三年期の喪にのみに限り、大功以下は既に葬りて後なれば人の招に應じて適く、人が己に食はしむと雖、其の人が族人又は親戚なるときは食へども、族人と親戚とに非ざれば食はざるなり、

【字解】〔黨〕族人と親戚とをいふ、

功衰食菜果飲水漿、無鹽酪、不能食食鹽酪可也、

【義解】此の節は、喪中功衰以後の飲食を說く、

喪中功衰をきるに至りし後は、菜果を食ひ水漿を飲むも、鹽酪を用ふることなし、若し身の具合にて粥を食ふ能はざるときは、鹽酪を用ふるも可なり、

【字解】〔酪〕乳漿なり、

孔子曰、身有瘍則浴、首有創則沐、病則飲酒食肉、毀瘠爲病、君子弗爲也、毀而死、君子謂之無子、

【義解】此の節は、喪中身に瘍病あるときは沐浴し酒肉を食ひて養ふべきことを說く、

孔子曰く喪中身に瘍あるときは則ち浴し、首に創あるときは則ち沐し、病あるときは則ち酒を飲み肉を食ひ、以て身を養ふべし、徒に瘠せ衰へて病氣となるは、父母の遺體を傷つくるものなれば、君子は爲さゞるなり、故に徒に瘠せ衰へて死するものは、君子は之れを子たるの道なきものといふなりと、

【字解】〔瘍〕かさ、できもの、〔創〕上に同じ、わけていへば創は總稱にして瘍は重に頭などに出來るものを指す、〔無子〕子たるの道なきもの、義、即ち大不孝の人といふことなり、

〇以上第六十三章、喪中飲食の禮を說く、

非從柩與反哭、無免於堩、

【義解】柩に從ひて葬を送るときと、葬を送りて反哭するときとに非ざれば、道路に免することなし、

【字解】〔免〕絻に同じ、喪中冠を去り髮を括ること、〔堩〕道路なり、ミチと訓む、

人五十者從反哭、四十者待盈坎、

【義解】 此の節は、喪を弔ふは助喪の意なることを說く、

凡て人の喪を弔ふは徒に主人に從ふのみに非ず、其の喪を助くるの意あるなり、故に四十以下の者は、力壯なるを以て柩の紼をとりて助くべし、同鄕の人にて五十のものは主人に從ひて反哭し、四十のものは土が壙穴にみつるを待ちて乃ち去る、

【字解】〔紼〕柩をひくなは、〔坎〕壙穴なり、

○以上第六十二章、弔喪の禮を說く、

喪食雖惡必充飢、飢而廢事非禮也、飽而忘哀亦非禮也、視不明聽不聽行不正不知哀、君子病之、故有疾飮酒食肉、五十不致毀、六十不毀、七十飮酒食肉、皆爲疑死、

【義解】 此の節は、喪中飮食のことを總說す、

喪中の食は粗惡と雖必ず飢を充たせば可なり、飢えて事を廢するは禮に非ず、さりとて飽食して悲哀を忘るゝも亦禮に非ざるなり、哀痛身を瘠毀するの極視ること明ならず、聽くこと聰ならず、行正しからず、哀を知らざるに至ることあり、君子之れを憂ふ、故に疾あるときは酒を飮み肉を食ひ、以て其の身を養はしめ、五十以上のものには身を瘠毀するを强ひず、六十以上のものには身を瘠毀さゝず、七十以上のものには常に酒を飮み肉を食はしむ、これ皆其の哀毀の極死さんことを恐るゝ爲なり、

【字解】〔惡〕粗惡なり、〔事〕喪中親に事ふるの禮を指す、〔視不明云云〕哀毀の極、目昏むときは視力明ならす、耳聵るときは聽力聰ならず、肢體憊るゝときは行正しからず、心志瞀きときは哀を知らざるをいふ、〔病〕憂なり、ウレフと訓む、〔疑〕恐なり、オソルと訓む、

有服、人召之食不往、大功以下、既葬適人、人食之其黨也食之、

期之喪未葬、弔於鄉人、哭而退、不聽事焉、功衰弔待事不執事、小功緦執事、不與於禮、

【義解】此の節は、大功以下の喪にあるものが鄉人の喪に接せしときの禮を說く、

己大功の喪ありて既に之れを葬ふるとき、鄉人の喪に接するときは、卽ち至りて弔哭し、主人が襲斂等の事終るを待たず直に退きて家にかへる、期の喪にて未だ葬らざるとき鄉人の喪に接するときは卽ち至りて弔哭し、主人が襲斂等の事終るを待たず、直に退きて家にかへる、若し既に葬りて功衰をつけしときなれば、弔哭して主人の襲斂等の事終るを待ちて退きかへるべし、されど主人を助けて自ら其の事を手傳はず、小功緦の喪に至りては、輕きを以て未だ葬らざるも鄉人の喪を弔して可なるのみならず、主人を助けて襲斂の事を手傳へども饋奠の禮には與らず、

【字解】〔不聽事〕聽は待なり、マツと訓む、事は襲斂等の事なり、〔期之喪〕儀禮喪服傳に姑姉妹適人無主者、姪與兄弟爲之齊衰、不杖期とあり、この期之喪は之れを指す、〔功衰〕既に葬りたる後は功衰をつく、故に功衰とは既に此の喪を葬りたる後なり、

相趨也、出宮而退、相揖也、哀次而退、相問也、既封而退、相見也反哭而退、朋友虞附而退、

【義解】此の節は、弔する禮式を說く、

人の喪を弔ふ禮は、死者と相趨る間柄なれば、柩が廟の宮門を出でゝ卽ち退き去り、相揖讓する間柄なれば、柩が大門の外に至るとき己が位次に卽き哀みて後退き、相問遺する間柄なれば、既に柩を壙中に葬り墓を封ずるを待ちて退き、贄を執りて相見ゆる間柄なれば、喪主が墓より家に反り哭するを待ちて退き、朋友の間柄なれば虞祔祭を行ひて後退く、

【字解】〔相趨〕死者と相趨る間柄にて、交情の最も輕きものなり、古人は人の前を過ぐるとき趨りて以て敬を示せり、〔相揖〕死者と相揖して相識れる間柄にて交情稍厚きものなり、〔次〕大門外の己が位次なり、〔相問〕死者と相問遺する間柄にて交情の深厚なるものなり、〔相見〕死者に贄を執りて相見えしものにて恩義重きものなり、〔虞附〕虞祭、祔祭となり、

弔非從主人也、四十者執綍、鄉

人より己に遺らるゝときは酒肉と雖之れを受けて可なり、但し從父昆弟以下の喪には既に卒哭の祭を終れば、人に物を遺りても可なり、

【字解】〔饋レ之〕父母の靈にすゝめ奉ること、

○以上第六十一章、喪中問遺に關する禮を說く、

縣子曰、三年之喪如レ斬、期之喪如レ剡、

【義解】縣子曰く、三年の喪は其の哀痛の甚しき恰も身を斬るが如く、期の喪は其の哀痛恰も身をけづるが如し、

【字解】〔剡〕削なり、ケヅルと訓む、

○以上第六十二章、三年と期との喪の哀痛の淺深を說く、

三年之喪雖二功衰一不レ弔、自二諸侯一達二諸士一、如有レ服而將レ往哭レ之、則服二其服一而往、

【義解】此の節は、三年の喪に居るものが人の喪に接せしときの弔禮を說く、

三年の喪に居るものは、小祥の祭を終へ、功衰の服を服するに至ると雖、人の喪を弔せず、諸侯より諸士に至るまで相同じ、されど若し五服の親族の中に喪あるときは、往て弔哭せざる可からず、將に往て哭せんとするときは、功衰を脫ぎ其の死者に對する己が喪服をきて往く、

【字解】〔功衰〕小祥祭後にきる斬衰の喪服なり、其の升數大功と同じきを以て功衰といふ、〔有レ服〕五服の親族に死者ありて己が服喪の義務あるときをいふ、〔其服〕死者に對する己が喪服なり、

期之喪十一月而練、十三月而祥、十五月禫、練則弔、

【義解】此の節は、期の喪に居るものゝ弔禮を說く、

期の喪は十一日にして小祥の祭を行ひ、十三日にして大祥の祭を行ひ、十五日にして禫祭を行ふ、小祥の祭を行ふときは則ち他人の喪を弔して可なり、

【字解】〔練〕小祥の祭なり、〔禫〕大祥後の祭にて喪中最終の祭也、

既葬二大功一弔哭而退、不レ聽レ事焉、

哀の情を盡す所以の義なり、子何ぞ大饗の禮を見ずやと、
【字解】〔遣而包二其餘一〕埋葬の時牲の供物を靈前に供へ訖りて、其の牲體の餘をあらごもに包みて之れを遣車にのせ以て壙中にいるゝこと、〔大饗〕大なる宴饗をいふ、〔三牲〕牛羊豕をいふ、〔歸〕送なり、送り届くること、〔賓館〕賓の宿まれる旅館をいふ、〔賓二客之一〕賓客を遇する禮を以て待遇するの意なり、〔子不レ見二大饗一乎〕重言するは深く之れを喩す意なり、
○以上第五十八章、埋葬のとき死者の靈にさゝげし牲の餘肉をつゝみて遣車にのせ壙中にいるゝ所以の義を說く、

非下爲二人喪一問與賜與上、

【義解】人の喪あるが爲に之れに問遣するか、之れに賜與するかに非ずや、
【字解】〔問〕問遺なり、オクルと訓む、
○以上第五十九章、文意不明なり、想ふに此の句の上に闕文ありて此の句は其の結語なるべし、

三年之喪以二其喪拜一、非二三年之喪一以二吉拜一、

【義解】三年の喪に居るときに、問遺、賜與又は賓客ありたるときは、喪拜を以て之れに對す、三年の喪に居るに非ざるときは、卽ち吉拜を以て之れに對す、
【字解】〔喪拜〕稽顙して後拜する禮をいふ、〔非二三年之喪一〕期の喪以下の喪に居る場合をいふ、〔吉拜〕拜して後稽顙する禮をいふ、
○以上第六十章、三年の喪と其の他の喪に居るとき人に對する拜禮の法の異なることを說く、

三年之喪、如或遺二之酒肉一則受レ之、必三辭、主人衰絰而受レ之、如君命則不二敢辭一、受而薦レ之、喪者不レ遺レ人、人遺レ之、雖二酒肉一受也、從父昆弟以下既卒哭遺レ人可也、

【義解】三年の喪中若し己に酒肉を遺るものあるときは、則ち受く、されど必ず三たび辭し、然る後衰絰を加へて之れを受く、受くと雖食はざるを禮とす、若し君命なるときは則ち敢て辭せずして食ふ、されど君の賜を受けて先づ父母の靈にさゝぐ可きなり、凡て喪中に在る者は人に物を遺らざるを禮とすれども、

ますは、公羊賈が之れを爲してより始まれり、

【字解】〔鬠ノ巾〕巾は死者の覆面の巾なり、鬠は其の巾の死者の口に當る處に穴をあくること、〔飯〕玉を含ますこと、〔公羊賈〕傳を缺く、其の身分は士なり、

○以上第五十六章、士の身にて死者の覆面の巾を大にし、其の口の處に穴を穿ち玉を含ますに至りし由來を説く、

冒者何也、所以揜形也、自襲至小斂、不設冒則形、是以襲而設冒也、

【義解】冒とは何ぞ死者の形骸を掩ふ所以のものなり、襲衣の式より小斂の式に至るまで冒を設けざるときは、則ち形骸あらはれ人をして醜惡の情を起さしむるを免れず、是れを以て襲衣して而して冒を設くるなり、

【字解】〔冒〕王制篇に説く、〔襲〕襲衣の式なり、死者の褻衣を脱がして新衣と取り易ふる式なり、

○以上第五十七章、冒を設くる所以の義を説く、

或問於曾子曰、夫既遣而包其餘、猶既食而裹其餘與、君子既食則裹其餘乎、曾子曰、吾子不見大饗乎、夫大饗既饗、卷三牲之俎、歸于賓館、父母而賓客之、所以爲哀也、子不見大饗乎、

【義解】或る人曾子に問うて曰く、夫れ親を葬るときに既に遣奠し訖れば、其の牲體の餘をつゝみて之れを遣車にのせ、壙中にいるゝ禮は、猶人が他人の家に食ふ時食ひ畢りて其の餘を包みて歸るが如きか、君子既に食して其の餘を包みて持ち歸るが如きは廉を傷つくることなからんかと、曾子曰く、子大饗の禮を見ずや、夫れ大饗の禮は既に饗し終れば、俎に載せたる三牲の肉を包みて以て賓客のとまれる旅館に送る、亦猶此の意なり、父母は家の主なり、今死して將に葬らんとす、孝子賓客の禮を以て之れを待つは悲

用ふる牲を說く、

祝稱卜葬虞、子孫曰哀、夫曰乃、兄弟曰某、卜葬其兄弟曰伯子某、

【義解】親の葬日を卜するとき、祝が神に告ぐる辭は、喪主が子孫なるときは哀子哀孫といひ、夫なるときは乃といひ、兄弟なるときは某といふ、其の兄弟を葬る日を卜ふとき、其の喪主が弟なるときは伯子某と曰ふ、

【字解】〔葬虞〕葬日に虞祭するを以て葬虞といふ、此にては單に葬日のみに見て可なり、〔子孫曰哀〕子孫共に哀の字を冠す、即ち子なるときは哀子某卜葬其父某甫、孫なるときは哀孫某卜葬其祖某甫といふなり、〔夫曰乃〕夫が妻を葬るときをいふ、乃某卜葬其妻某氏といふなり、乃は語助の辭妻は卑き故之れを用ふるなり、〔弟曰伯子某〕弟が喪主たる時をいふ某卜葬兄伯子某といふなり若し兄が喪主たるときは某卜葬其弟某といふなり、

○以上第五十四章、親と祖と兄との葬日を卜ふときに祝が稱ふる喪主の名稱を說く、

古者貴賤皆杖、叔孫武叔朝見輪人以其杖關轂而輠輪者、於是有爵而後杖也、

【義解】古は貴賤共に喪中杖けり、魯の大夫叔孫武叔朝廷に參覲するとき、輪人の喪杖を以て轂の中を穿ちてさしこみ、其の輪をまはし居るを見、其の鄙褻禮を失する甚しきを悲憂し、令を以て之れを禁せり、是れより後爵ありて後始めて杖つき爵なきものは杖つくを得ざるに至れり、

【字解】〔叔孫武叔〕魯の大夫にて名は州仇といふ、〔輪人〕車輪を作る人、〔關〕穿なり、ウガツと訓む、轂を穿つとは轂の中を穿ちて杖をつきこむこと、〔輠〕廻なり、メグラスと訓む、

○以上第五十五章、有爵者のみ喪中杖をつくに至れる禮を說く、

鑿巾以飯、公羊賈爲之也、

【義解】尸の面を巾にて覆ひ、其の口の處をうがちて、そこより玉を含ますは、大夫以上の禮なり、士は覆面の巾短く、口かくれざるを以てうがつの要なし、然るに公羊賈は士の身分を以て大夫の禮を僭せり、故に士にて面の巾の口に當る處を穿ちて以て玉を含

○以上第五十章、大祥祭のときの除服のことを説く、

子游曰、既祥雖不當縞者、必縞然後反服、

【義解】子游曰く、親と他の親族との二喪に服するとき、既に親の喪の大祥の祭を行ふときは、他喪に對しては縞冠をつくべからざれども、親の祭なれば必ず縞冠をつけて祭り、然る後他喪の服に反るこれ禮なり、

【字解】〔子游〕檀弓篇に傳す、〔縞〕縞冠なり、

○以上第五十一章、父母の喪と他親の喪と二喪に服するとき、親の大祥祭を行ふ禮を説く、

當袒大夫至、雖當踊、絶踊而拜之、反改成踊、乃襲、於士、既事成踊、襲而后拜之、不改成踊、

【義解】士に喪ありて、そのはだぬぐの時に當りて、大夫來り弔ふ時は、踊る時に當ると雖、踊を止め出でゝ之れを拜禮し、後もとの位に反り改めて踊を成し、畢りて乃ち衣を襲ねてはだをいる、士來り弔ふに於ては、喪事を畢へ踊を成し衣を襲ねてはだをいれ而る後に之れを拜禮し改めて踊を成さず、

【字解】〔當袒〕袒ははだぬぐこと、袒ぐに當りてとは大斂の竟るときをいふ、〔絶〕止なり、ヤムと訓む、〔反〕もとの位置にかへること、〔襲〕衣を襲ぬることにて、はだをいるゝをいふ、〔既事〕既は畢なりオフと訓む、事は大小の諸事を指す、

○以上第五十二章、士に喪ありて大斂の式畢るとき大夫又は士の來弔するに對する禮を説く、

上大夫之虞也、少牢、卒哭成事附皆大牢、下大夫之虞也犆牲、卒哭成事附皆少牢、

【義解】上大夫の虞祭には少牢を用ひ、卒哭の祭と祔祭とには皆大牢を用ふ、下大夫の虞祭には犆牲を用ひ、卒哭の祭と祔祭とには皆少牢を用ふ、

【字解】〔卒哭成事〕卒哭には吉事を成す、故に卒哭成事といふ、故に四字にて猶卒哭といふが如し、〔附〕祔に同じ、合祭なり、〔犆牲〕特牲なり、

○以上第五十三章、上大夫下大夫の虞卒哭祔の祭に

君の母と君の妻との喪に服するときの哀戚の情の差異は、之れを我兄と弟との喪に居るときの哀戚の情に比擬すべし、然れども飲食して顏色に發るべきものは飲食せざるを禮とするなり、

【字解】〔發二諸顏色一者〕飲食して顏色にあらはるべきもの、酒肴の類をいふ、

免レ喪之外、行二於道路一、見レ似目瞿、聞レ名心瞿、弔レ死而問レ疾、顏色戚容、必有三以異二於人一也、如レ此而后可三以服二三年之喪一、其餘則直レ道而行レ之是也、

【義解】此の節は、父母の除喪後に於て哀慕の容を說く、

父母の喪の終りたる後道路を步くとき、父母に似たる者をみては即ち目之れが爲に瞿然として驚き變じ人が稱する所の名と我親と同じきものを聞けば即ち心之れが爲に瞿然として驚き變じ、人の死を弔ひ疾を問ふときは我親の死と疾とを追思して顏色に哀戚の容あらはれ、必ず以て憂なきの人と異なるあり、此の如くにして而る後に始めて以て滿足に三年の喪を服するを得べし、其の餘の喪は書策にある喪の道に從ひ、之れを行ひてよろしきなり、

【字解】〔免レ喪之外〕總除喪後といふが如し、〔似〕親に似たるものをいふ、〔瞿〕驚き變ずること、〔名〕親と同じき人の名、〔直レ道〕書策に見ゆる喪の道に直に從ひての意、

○以上第四十九章、喪に居るとき哀戚の情の輕重の等を說く、

祥主人之除也、於レ夕爲レ期、朝服、祥因二其故服一、

【義解】大祥の祭のとき主人の喪服を除くの節は、祭の前夕に於て明日の祭期を豫告し、然る後朝服を著く、明日の祥祭の時には其の前夕著る所の朝服に因り行ふ、

【字解】〔祥〕大祥の祭を指す、〔除〕喪服を除くこと、〔夕〕祭の前夕、〔爲レ期〕明日の祭期を豫告すること、〔朝服〕この章は卿大夫に就ていふ、故に朝服といふ緇衣素裳にして其の冠は縞冠なり、〔故服〕前夕の故の朝服の義、前夕にきし朝服をいふ、

室之中、非時見乎母不入門、

【義解】此の節は、君父の喪に倚廬堊室に居るときの禮を說く、

二年の喪にては、己もの言へども人と論說せず、問ふものあれば對ふれども己は人に問はず、倚廬堊室の中にては人と同坐せず、堊室の中にあるとき、時に事ありて禮を行ふことあり、而してその母に見ゆるに非れば敢て中門より入らず、

【字解】〔三年之喪〕此にては君父の喪を指す、〔語〕他人と論說すること、〔廬堊室〕共に前に解く、〔門〕中門なり、

疏衰皆居堊室不廬、廬嚴者也、

【義解】此の節は、三年の喪にても齊衰を服するものは倚廬に居る可からざることを說く、

三年の喪にても齊衰を服するものは皆堊室に居りて倚廬に居らず、倚廬は嚴肅の處にて斬衰を服するものに非ざれば入る可からざるなり、

【字解】〔疏衰〕齊衰に同じ、此にては三年の喪にて齊衰を服するものをいふ、〔嚴者也〕嚴肅の處なりの意、者はトコロと訓む、

○以上第四十八章、喪中倚廬及堊室中に居るときの禮を說く、

妻視叔父母、姑姊妹視兄弟、長中下殤視成人、

【義解】人喪に居りて哀戚するに各、輕重の等あり妻の喪は叔父母の喪に擬へ、姑姊妹の喪は兄弟の喪に擬へ、長中下殤の喪は成人の喪に擬ふ、

【字解】〔視〕擬なり、ナゾラフと訓む、〔長中下殤〕長殤中殤下殤なり、檀弓篇に說く、

親喪外除、兄弟之喪內除、

【義解】此の節は、父母と兄弟との喪の哀情の相違を說く、

親の喪には喪期已に竟れども哀情未だ忘れず、兄弟の喪には喪期未だ竟らざれど哀情已にそぐ、禮なり、

【字解】〔外除〕喪期已に竟りて哀情未だ忘れざること、〔內除〕喪期未だ竟らざれども哀情已に殺ぐこと、

視君之母與君之妻、比之兄弟、發諸顏色者、亦不飲食也、

【義解】此の節は、君の母と君の妻の喪に居る哀情を說く、

の喪は書策に存せり、見て知るべしと、

【字解】〔存二乎書策一〕書策に存すれば、之れによつて行ふべしとなり、父母の喪は哀容體狀名づけ言ふ可からず、書策にも備言せざるな以て特に敎へ、兄弟の喪は然らず、故に特言せざるなり、

○以上第四十五章、父母兄弟の喪に居る禮を說く、

君子不レ奪二人之喪一、亦不レ可レ奪レ喪也、

【義解】君子は他人が喪に居るの哀情を奪ひて廢めしめず、されば己も亦他人又は他事の爲に其の喪に居るの哀情を奪はるゝことあるべからず、

○以上第四十六章、君子は喪に居りて其の哀情をつくすことを說く、此の章は前後に闕文あり、或は後章の三年之喪祥而從レ政の節の下にあるべきものが誤りて此に入りたるなりといふ、

孔子曰、少連大連善居レ喪、三日不レ怠、三月不レ解、期悲哀、三年憂、東夷之子也、

【義解】孔子曰く、少連と大連とは善く父母の喪に居りて至情をつくせり、死してより大斂に至るまで能く其の禮を怠らず、埋葬に至る三ヶ月間も亦能く其の禮を懈らず、小祥に至るまで能く悲哀して其の靈に事へ、三年の除喪期に至るまで能く憂戚憔悴して愛慕の至情をつくせり、而して彼は東夷の子なり、感ずべきに非ずやと、

【字解】〔少連大連〕二人共に傳を缺く、論語微子篇に、逸民伯夷、叔齊、虞仲、夷逸、朱張、柳下惠、少連、子曰、不レ降二其志一、不レ辱二其身一、伯夷叔齊與、柳謂二下惠、少連一、降レ志辱レ身矣、言中レ倫行中レ慮、其斯而已云とあるを見れば、少連の一偉材たるは知ることを得、〔三日不レ怠〕三日は死してより大斂に至る三日間をいふ、不レ怠は其の禮を怠らざることにて、水漿口に入らざるの類をいふ、〔三月不レ解〕三月は埋葬に至るまでの月數即ち殯葬間をいふ、解は懈に同じ、オコタルと訓む、不レ懈とは其の禮を怠らざることにて朝夕供物をさゝげ、哀至れば則ち哭するの類をいふ、〔期悲哀〕期は小祥祭を指す、悲哀すとは悲哀して其の靈に事ふることにて、朝夕哭泣するが如きをいふ、

○以上第四十七章、孔子が少連大連がよく親の喪をつくせしを賞美したる話なり、

三年之喪、言而不レ語、對而不レ問、廬堊室之中不レ與レ人坐一焉、在二堊

諸侯より諸士に至るまで、小祥の祭には、正祭の後、主人賓長（賓中の尊長者）に爵を獻じ賓長主人に酢ふれば主人は之れを受けて嚌む、祭末に衆賓及兄弟が主人の獻爵をうくるときは則ち皆之れを啐む、大祥の祭には正祭の後主人が賓長の酢爵をうくるときは之れを啐む、祭末衆賓及兄弟が獻爵をうくるときは則ち皆之れを飲みて可なり、

【字解】〔嚌〕飲食物の齒に至ること、ナムと訓む、〔啐〕飲食物の口內に入ること、ナムと訓む、

○以上第四十三章、大小祥後の飲酒の禮を說く、

凡侍ニ祭喪ニ者、告ニ賓祭ニ薦而不レ食、

【義解】凡て大小祥祭の時、其の禮を相くるの人は、賓に此の脯醢を祭れと告ぐるのみ、賓は之れを食はざるなり、

【字解】〔侍ニ祭喪ニ者〕喪祭の禮を相くる人をいふ、こゝに大小二祥の祭をいふ、〔薦〕神に薦むる品物、脯醢を指す、〔不レ食〕賓が食はざるなり、吉祭なれば食ふを禮とすれども、喪祭なる故之れに反するなり、

○以上第四十四章、大小祥祭の祭肉中脯醢に對する助祭者及賓の禮を說く、

子貢問レ喪、子曰、敬爲レ上、哀次レ之、瘠爲レ下、顏色稱ニ其情ニ、戚容稱ニ其服ニ、

【義解】此の節は、父母の喪に居るの禮を說く、

子貢父母の喪に居るの禮を問ふ、子曰く、敬愼にして誠あるを上となす、以て禮を盡くすに足ればなり、哀戚する之れに次ぐ、以て情を盡くすに足ればなり、瘠せ衰ふるを下となす、たゞ容貌に止まるを以てなり、敬愼にして誠あるは至り難く、哀戚するは至り易し、故に先づ哀戚の至情を盡すべし、然らば敬愼にして誠あるに至るを得、顏色が其の衷心の哀情と一致し、悲戚の容貌が其の服裝と一致する、是れ哀戚の實なりと、

【字解】〔喪〕父母の喪を指す、〔子貢〕檀弓篇に傳す、〔顏色二句〕哀戚の實を說く、哀戚は最上なる敬に至るの階段なり、故に再說するなり、

請ニ問兄弟之喪ニ、子曰、兄弟之喪、則存ニ乎書策ニ矣、

【義解】此の節は、兄弟の喪に居る禮を說く、

子貢又兄弟の喪に居る禮を請ひ問ふ、孔子曰く、兄弟

曾子問曰、卿大夫將爲尸於公、受宿矣、而有齊衰內喪、則如之何、孔子曰、出舍乎公宮以待事禮也、

孔子曰、尸弁冕而出、卿大夫士皆下之、尸必式、必有前驅、

○以上第四十一章、卿大夫君の爲に尸となるとき、內喪に接せしときの禮と、卿大夫の尸たるものに對する禮とを說く、全章すべて曾子問篇に出づ、故に解を略す、

父母之喪、將祭而昆弟死、既殯而祭、如同宮則雖臣妾葬而後祭、祭主人之升降散等、執事者亦散等、雖虞附亦然、

【義解】父母の喪にて將に小祥或は大祥の祭を行はんとするとき兄弟死するときは、其の祭を延ばし兄弟の殯葬終りて後行ふ、しかしこは異宮の兄弟の場合にして若し同宮の兄弟なれば、則ち臣妾の卑賤なるものと雖、葬りて後父母の小大祥の祭を行ふなり、而して其の祭を行ふとき喪主の階段を升降するには足を聚めず、事を執る者も亦足を聚めず、兄弟の虞祔の祭の時に至りて父母の大小祥祭を行ふとき階段を升降するの禮も亦然り、

【字解】〔散等〕階段をのぼるに足を聚めざること、大禮を行ふとき階段を升降するには一段每に足を聚めそろへて升降すれども略式のときは左右の足を各々一發して升降す、これ散等なり、兄弟の喪あるを以て此の略式をとるなり、

○以上第四十二章、父母の喪にて將に大小祥の祭を行はんとするとき、兄弟の死にあへるときの禮を說く、

自諸侯達諸士、小祥之祭、主人之酢也嚌之、衆賓兄弟則皆啐之、大祥主人啐之、衆賓兄弟皆飲之可也、

宮、既祭釋服出公門外哭而歸、其他如奔喪之禮、如未視濯、則使人告、告者反而后哭、

【義解】 此の節は、大夫士が君の祭に預るとき父母の喪をきゝしときの禮を説く、

大夫士が將に君の祭に參與せんとし、既に祭器を濯ふ禮を視たるとき、父母死するときは、則ち是のまゝにて祭に參與す、私を以て公を廢せざるの義に本づくなり、されども異宮にやどり衆と共にせず、蓋し吉（祭）と凶（喪）と同處すべからざればなり、既に祭り畢りて祭服を脱ぎ、公門の外に出で哭して歸る、其の他は喪に奔るの禮と異なることなし、若し未だ祭器を濯ふ禮をみざるときに、父母の喪に接するときは、人をして君に告げしめ、君に告ぐる者反りて後哭するなり、

【字解】 〔濯〕祭の前夕祭器を濯ひ清むる禮を指す、 〔猶レ是〕猶は由なり、用に同じ、モツテと訓む、用レ是とは此のまゝにての意なり、〔釋レ服〕釋は脱なり、服は祭服を指す、

如諸父昆弟姑姊妹之喪、則既宿則與祭、卒事出公門、釋服而后歸、其他如奔喪之禮、如同宮則次于異宮、

【義解】 此の節は、大夫士が君の祭に預るとき諸父、昆弟、姑、姉妹の喪をきゝしときの禮を説く、

大夫士が將に君の祭に參與せんとして、若し諸父、昆弟、姑、姉妹の喪に接するときは、則ち既に宿戒を受けたるときは則ち祭に參與し、祭事を卒へて公門を出で祭服を脱ぎて而る後歸るなり、其の他はすべて喪に奔るの禮の如し、若し死者が同宮の人なれば、則ち宿戒後異宮に次る、亦吉と凶と同處すべからざるの義に本づくなり、

【字解】 〔宿〕祭前三日に行ふ宿戒にて一宿の齋戒なり、父母の喪なれば宿戒の折なれば無論歸れども、諸父以下の喪は輕し故に歸らず、〔同宮〕死者が己と同宮のものなればの意なり、同宮は同家に同じ、

〇以上第四十章、大夫士が將に君の祭に參與せんとして私喪を聞けるときの禮を説く、

如三年之喪、則既穎其練祥皆行、

【義解】此の節は、前後喪倶に三年の喪なるときの禮を說く、

喪中又他の喪にあふとき、前後兩喪共に三年の喪なるときは、則ち其の後喪が既に穎絰を加へし後に、其の小祥大祥の禮を行ふ、

【字解】〔既穎〕穎は苧に似たる一種の植物、こゝにては其の皮にてなひたる絰をいふ、喪にては虞祭の時、腰に結びし麻絰をとり葛絰に易ふ、葛絰なき處は穎絰を用ふ、既穎とは後喪が既に穎絰を帶びし後の意なり、〔其練祥〕其の前喪の大小祥の祭なり、

王父死、未練祥而孫又死、猶是附於王父也、

【義解】此の節は、祖父の喪中に孫の死せしときの禮を說く、

祖父死して未だ大小祥の祭を行はざる中に孫又死するときは、是れをもつて祖父に合祭す、

【字解】〔王父〕祖父なり、〔猶〕由なり、由は用なり、モツテと訓む、〔附〕祔に同じ、合祭なり、

有殯聞外喪、哭之他室、入奠、卒奠出改服卽位、如始卽位之禮、

【義解】此の節は、父母の喪未だ葬らざるときに遠き兄弟の喪にあひしときの禮を說く、

父母の喪にてまだ其の殯宮にあるときに、遠き兄弟の喪を聞くときは之れを他室にて哭し、其の明日の朝己が本喪の服を著て入りて殯宮に供物をさゝげ、畢りて本喪の服を脫ぎて、新死者の喪服をき、昨日哭する所の他室の哭位に卽く、其の禮昨日始めて喪を聞きて哭位に卽きしときの禮の如し、

【字解】〔有殯〕父母の喪が殯宮にあるときにて、未だ葬らざる中をいふ、〔外喪〕遠くにある兄弟の喪、〔入奠〕殯宮に入りて供物をそなふること、〔改服〕新死者の喪服に改むること、〔位〕他室にて哭せし位、

○以上第三十九章、喪中又他の喪ありしときの禮を說く、

大夫士將與祭於公、既視濯而父母死則猶是與祭也、次於異

なり、故に解を略す、

士喪有與天子同者三、其終夜燎、及乘人、專道而行、

【義解】 士の喪に、天子と其の禮同じきの三あり、其れは柩を遷すの夜、終夜燎火をたくと、人にひつぎなはを執らすと、道を專らにして柩をひきゆくこととは是れなり、

【字解】〔終夜〕遷柩の夜は終夜の意、埋葬前一日柩を殯宮より出だし祖廟に朝し後廳事の前に遷すを遷柩といふ、〔乘人〕柩車をひく柩繩を人にひかすこと、〔專道而行〕道路を專有して柩車をひき行くの意なり、この時通行人は之れを避けて行くを禮とす、

○以上第三十八章、士の喪にて天子と其の禮同じきもの三をあぐ、

雜記下第二十一

有父之喪、如未沒喪而母死、其除父之喪也、服其除服、卒事反喪服、

【義解】 此の節は、父の喪中に母の死せしときの禮を說く、父の喪ありて若し未だ喪を終へざるとき母死するときは其の父の喪を除く時に當りて自ら其の除喪の服を服して大祥の祭(除喪の祭)を行ひ、祭卒りて後反りて母の喪服を服す、

【字解】〔沒〕終なり、チフと訓む、〔事〕大祥の祭を指す、

雖諸父昆弟之喪、如當父母之喪、其除諸父昆弟之喪也、皆服其除喪之服、卒事反喪服、

【義解】 此の節は、諸父昆弟の喪中に父母の喪に遇ひしときの禮を說く、喪中又他の喪に遇ふときはすべて前喪を終へて後喪に服するを禮とす、故に諸父昆弟の喪中と雖、若し父母の喪に當るときは、其の諸父昆弟の喪を除く時に當りて、皆其の除喪の服を服して祭を行ひ、祭卒へて後反りて父母の喪服を服す、

宗人主孤に告げまた反命して曰く、孤敢て固く吾子の辱き禮を辭す、請ふ吾子の賓位に復らんことをと、使者對へて曰く、寡君命あり微賤の某敢て賓客になぞらふことなかれと、故に敢て固く辭すと、宗人又主孤に告げ反命して曰く、孤敢て固く吾子の辱き禮を辭す、請ふ吾子の賓位に復らんことをと、使者對へて曰く、寡君命あり微賤の使臣某敢て賓客になぞらふことなかれと、是れを以て敢て固辭せしが、固辭すれども命を得ず、復辭するは不敬なり、敢て敬みて從はざらんやと、乃ち使者は門西の賓位に立ち副使亦門西に立ち共に東上す、是に於て主孤阼階より降りて之れを拜し、使者と共に堂に升りて哭し、畢りて使者とかはる／＼踊ること三たびにして使者出づ、主孤乃ち之れを門外に送り稽顙して拜謝す、

【字解】〔上客〕正使なり、〔承レ事〕承は相なり、タスクと訓む、事は喪事なり、〔一介老〕一介は一人といふが如し、老は老臣なり、〔執レ紼〕柩をひく繩なり、會葬者は紼をひくを禮とす、〔臨者〕正使を指す、〔入レ門右〕客は門を入りて左するが禮なり、今右するは謙して客を以て居らざるなり、〔介者〕副使なり、〔宗人〕禮を掌る官、〔吾子〕親むの辭なり、〔請復レ位〕門左の賓位に復らんことを請ふなり、使者は謙して門右にあり、故にしかいふなり、〔客〕正使を指す、〔門西〕門左の賓位なり、次の門左も同じ、〔升哭〕主孤と使者と堂に升りて哭するなり、〔拾踊〕拾音ケフ、更なり、カハル／＼と訓む、〔送二于門外一云々〕主孤自ら使者を門外に送るなり、

○以上第三十五章、諸侯喪あるとき相弔し相贈賵する禮を說く、

其國有二君喪一、不三敢受二弔一、

【義解】臣下君の喪ありて親の喪にあひしときは、敢て他國の賓客の來弔を受けず、蓋し君を尊ぶの意なり、

【字解】〔弔〕他國の賓客の來弔をいふ、

○以上第三十六章、臣下君の喪中に親の喪あるとき、他國の賓客の來弔を受けざることを說く、

外宗房中南面、小臣鋪レ席、商祝鋪二絞紟衾一、士盥二于盤北一、擧遷二尸于斂上一、卒レ斂宰告、子馮レ之踊、夫人東面坐馮レ之興踊、

○以上第三十七章、君の大斂の禮を說く、喪大記君大斂章の文（文字に小異あり）の重複して此に在るもの

の下にあるべきを、誤りて此に在りと陳澔の註に見ゆ、當に上節にいれて解すべし、

上客臨曰、寡君有宗廟之事、不得承事、使一介老某相執綍、相者反命曰、孤須矣、臨者入門右、介者皆從之、立于其左東上、宗人納賓升受命于君、降曰、孤敢辭吾子之辱、請吾子之復位、客對曰、寡君命某毋敢視賓客、敢辭、宗人反命曰、孤敢固辭吾子之辱、請吾子之復位、客對曰、寡君命某毋敢視賓客、敢固辭、宗人反命曰、孤敢固辭吾子之辱、請吾子之復位、客對曰、寡君命使臣某毋敢視賓客、是以敢固辭、固辭不獲命、敢不敬從、客立于門西、介立于門左東上、孤降自阼階拜之、升哭、與客拾踊三、客出送于門外拜稽顙、

【義解】此の節は、弔含襚賵既に畢りて正使臨哭を行ふの禮を說く、

諸侯の正使既に弔含襚賵を致し畢れば、則ち臨哭して曰く、寡君宗廟に事ふるの事あり、喪事をたすくるを得ず、一介の老臣某をして來りて喪事を相け柩の綍を執らしむと、相者主孤に傳へ反命して曰く、孤某こゝに命を待つと、正使門を入りて右し、副使皆之れに從ひ其の左方に立ち共に東上す、宗人賓客を導き入れ、堂に升りて命を君に受け、降り使者に謂つて曰く、孤敢て吾子の辱き禮を辭す、請ふ吾子の賓位に復らんことをと、使者對へて曰く、寡君命あり微賤の某敢て賓客になぞらふことなかれと、故に敢て辭すと、

命、客使自下由路西、子拜稽顙、坐委于殯東南隅、宰擧以東、

【義解】此の節は、諸侯が諸侯の喪に車馬を贈るの禮を說く、

諸侯喪あるとき車馬を相贈る、車馬を贈る役は上介之れを務む、其の禮（使者が門外にあり主孤が阼階下に立つことは弔禮に同じ）上介圭を執りて使命を致して曰く、寡君某をして車馬を贈らしむと、相者入りて主孤に告げ、反りて命を傳へて曰く、主孤某こゝにありて命を待つと、乃ち入りて四匹の黃馬と車とを庭中に陳ね、輈を北に向く、上介堂に升り圭を執りて使命を致せば、客使は馬を牽ゐて車の西にあり、主孤稽顙して再拜す、上介跪きて圭を殯宮の東南隅に置く、上卿乃ち之れを持ちて以て東し內に藏む、

【字解】〔上介〕介は副使なり、上は尊稱の語なり、賵を贈るは上介之れをつとむ、〔賵〕車馬を送ること、〔圭〕曲禮篇に圖解す、聘問の信として持ち來るものなり、〔乘黃〕乘は四馬なり、四匹の黃馬をいふ、〔大路〕車なり、〔輈〕車のながえ、〔客使〕上介の役使する所の人なり、客の爲に使役せらるゝを以て客使と曰ふ、〔自ㇾ下〕自は率なり、ヒキヰルと訓む、下は馬なり、〔由二路西一〕由は在なり、アリと訓む、路は車なり、

凡將命、鄉殯將命、子拜稽顙、西面而坐委之、宰擧璧與圭、宰夫擧襚、升自西階、西面坐取之、降自西階、

【義解】此の節は、弔含襚賵の使者と主孤と宰宰夫との禮の、上四節に見えざるものを總べ說く、

凡そ使者が使命を致す禮は總て堂に升り殯宮の西南に立ち東北に面して殯宮に向ひてなす、其の使命を致す時に、主孤は稽顙して拜す、畢りて使者は西に向ひ跪きて執る所の物を置く、宰は其の置きし璧と圭とを擧げ、宰夫は襚を擧ぐ、而して其の升るは西階よりし、亦西面して跪きて之れを取り、復西階より降りて內に藏むるなり、

【字解】〔鄉〕嚮に同じ、向ふなり、

賵者出反位于門外、

【義解】此の句は前の上介賵の節の終句の宰擧以東

者降出反位、宰夫五人擧以東、
降自西階、其擧亦西面、

【義解】 此の節は、諸侯が諸侯の喪に襚を贈るの禮を説く、

諸侯喪あるときは衣服を贈る、その禮(使者が門外にあり主孤が阼階下にあることとは弔禮の節と同じ)使者使命を傳へて曰く、寡君某をして襚を贈らしむと、相者入りて主孤に告げ、又出でゝ使者に對ひて曰く、主孤某こゝにありて命を待つと、使者乃ち冕服を執り、左手に其の領をもち、右手に其の腰をもち、入りて堂に升り、使命を致して曰く、寡君某をして襚を贈らしむと、主孤稽顙して拜し、乃ち受けて殯宮の東に置く、使者階を降り爵弁服を執り來る、乃ち之れを門の内霤に受く、使者使命を致し主孤稽顙して拜すること初の如し、使者次に皮弁服を執り來る、乃ち中庭にて之れを受く、使者次に朝服を執り來る、乃ち西階より之れを受く、使者次に玄端を執り來る、乃ち堂より之れを受く、一服毎に使者使命を致し、主孤稽顙して拜すること皆初の如し、五服を進め畢り、使者は階を下り出でゝ門外の位に反る、是に於て宰夫五人五服を持ち擧げて以て東し之れを内に藏む、而して其の堂を降るは西階よりし、其の服を持ち擧ぐるときは西面す、

【字解】〔襚者〕襚を持ちて來れる使者、襚は死者に贈る衣服なり、諸侯相贈る服は冕服、爵弁服、朝服、玄端なり、服の尊卑によりて受くる所の位置も亦異なれり、冕服は最尊し故に堂上に受く、爵弁服之れに次ぐ故に内霤にて受く、皮弁之れに次ぐ故に庭中にて受く、朝服之れに次ぐ故に西階より受く、玄端最も卑し故に堂上より受く、〔冕服〕曾子問篇に圖解す、冕服は五種あり、爵位によりて異なるを以て其の爵位にあたる服を贈るなり、〔領〕衣服のえり、〔要〕腰なり、衣服の腰にあたるをいふ、〔爵弁服〕檀弓篇に圖解す、〔内霤〕内側のあまだれうけのある處、〔皮弁服〕曾子問篇に圖解す、〔中庭〕庭中に同じ、〔朝服玄端〕共に本篇前節に圖解す、〔宰夫〕宰(上卿)の屬官なり、下大夫より中士に至るまでのもの之れに任ず、宰夫は喪服のまゝなり、故に服のことを言はず、〔其擧亦西面〕襚を持ちあぐるに使者も西面するを以て宰夫も亦西面するなり、

上介賵、執圭將命曰、寡君使某
賵、相者入告反命曰、孤須矣、陳
乘黃大路於中庭、北輈、執圭將

自西階、西面坐取璧、降自西階以東、

【義解】此の節は、諸侯が諸侯の喪に含玉を贈る禮を説く、

諸侯喪ありたるときは含玉を贈る、その禮（使者が門外に立ち主孤が阼階の下にあるは前と同じ）使者璧を執りて使命を致して曰く、寡君某をして含玉を贈らしむと、相者入りて主孤に告げ、又出でゝ使者に對ひて曰く、主孤某こゝにありて其の命を待つと、使者乃ち門に入りて堂に升りて使命を致す、主孤稽顙して拜す、使者乃ち跪きて璧を殯宮の東南に置く、そこに葦席あり、其の上に置くなり、因にいふ贈璧を承くるには未だ葬らざるときは葦席を設け、既に葬りたる後は蒲席を設けて承くるを禮とす、使者璧を置き終れば堂を降り出でゝ門外の位に反る、是に於て上卿朝服をつけ喪屨のまゝにて西階より升り西面し跪きて璧を取り、西階より降りて以て東し、之れを内に藏む、

【字解】〔含者〕含玉を齎せる使者、〔璧〕含玉を璧といふ、其の分す大小は詳ならずと鄭注に見ゆ、〔坐〕跪なり、ヒザマヅクと訓む、〔委〕置なり、オクと訓む、〔有葦席、既葬蒲席〕未だ葬らざる前は葦席を設けて璧を承け、既に葬るときは蒲席を設けて璧を承くると、諸侯に遠近あり近きものは葬前に間にあへども、遠きものは間にあはざることあり、故に然るなり、〔宰〕上卿をいふ、〔朝服即喪屨〕朝服は吉服なり、玉を執るときは喪服をきざる禮なり、故に吉服す、されど喪にある身分にて全く吉時の裝に變ず可からざるを以て喪屨をはくなり、即喪屨とは喪屨をはきたるまゝにての意なり、〔以東〕東して内に藏むの意なり、

襚者曰、寡君使某襚、相者入告、出曰、孤某須矣、襚者執冕服、左執領、右執要、入升堂致命曰、寡君使某襚、子拜稽顙、委衣于殯東、襚者降受爵弁服於門內霤、將命、子拜稽顙如初、受皮弁服、於中庭、自西階受朝服、自堂受玄端、將命、子拜稽顙、皆如初、襚

其東南北面西上、西於門、主孤西面、相者受命曰、孤某使某請事、客曰、寡君使某如何不淑、相者入告、出曰、孤某須矣、弔者入、主人升堂西面、弔者升自西階、東面致命曰、寡君聞君之喪、使某、如何不淑、子拜稽顙、弔者降反位、

【義解】　此の節は、諸侯の弔禮を說く、

諸侯喪ありたるときは、互に使者を以て相弔ふ、その禮、弔使は門西の位に卽きて東面し、其の副使は其の東南に在りて北面し、共に西上す、皆門の外なり、主孤は阼階の下に立ち西面して之れに對す、相者主孤の命を受け弔使に向ひて曰く、孤某こゝに某（相者の姓名）をして使事を請ひ問はしむと、弔使曰く、寡君某（弔使の名）をして貴國に使せしむ、如何ぞこの凶禍に罹れると、相者入りて主孤に告げ、又出でゝ曰く、孤某こゝにありて、其の命を待つと、弔使乃入る、主孤阼階より堂に升りて西面す、弔使亦西階より堂に升り東面して其の使命を致して曰く、寡君、君の喪を聞き、某をして來り弔はしむ、如何ぞ此の凶禍に罹れると、主孤稽顙して之れを拜す、弔使乃ち堂を降りて門外の位に反る、

【字解】〔弔者〕弔使をいふ、〔介〕副使なり、〔西上〕弔者介共に西上すること、〔西於門〕門外をいふ、〔請事〕事は使事なり、〔主孤〕諸侯の喪主の稱、〔相者〕主人の命を傳ふる役、〔客〕弔使を指す、〔如何不淑〕慰問の辭にて、如何ぞ此の凶禍に罹れるやといふが如し〔須〕待なり、マツと訓む、凶禮にては出でゝ迎へず、故に待つといふ、〔主人〕主孤を指す、〔子〕主孤を指す、

含者執璧將命曰、寡君使某含、相者入告、出曰、孤某須矣、含者入升堂致命、子拜稽顙、含者坐委子殯東南、有葦席、既葬蒲席、降出反位、宰夫朝服卽喪屨、升

衣一、朱綠帶、申加大帶於上、

【義解】諸侯の尸にかさぬる衣は、袞衣一つ、玄端服一つ、朝服一つ、素積一つ、纁裳一つ、爵弁服二つ、玄冕一つ、褒衣一つ、合せて九かさねなり、それに朱綠の飾ある素帛の小帶を結ばせ、其の上に大帶を申ね加ふ、

【字解】〔袞衣〕袞衣に同じ、袞冕をいふ、曾子問篇に圖解す、〔玄端〕玄衣朱裳齊戒の時きる服なり、天子は之れを燕服となし、士は之れを祭服となし、士大夫は之れを私朝の服となす、〔朝服〕緇衣素裳にて公が日々朝をみるの服なり、〔素積〕皮弁服なり、曾子問篇に圖解す、〔纁裳〕冕服の裳なり、〔爵弁二〕爵弁は檀弓篇に圖解す、二とは其の玄衣と纁裳とを指す、〔玄冕〕曾子問篇に圖解す、〔褒衣〕前にとく、〔朱綠帶〕朱綠の采飾ある素帛の小帶なり、〔大帶〕前にある率帶のこと、

○以上第三十章、諸侯の襲衣を說く、

小斂環經公大夫士一也、

【義解】小斂のときになす環經は、公大夫士皆同じ、

【字解】〔環經〕首に加ふる麻經をいふ、

○以上第三十一章、小斂の環經は諸侯以下同じきことを說く、

公視大斂、公升、商祝鋪席、乃斂、

【義解】君が臣の喪に臨み、其の大斂の式をみるときは、君が至りて堂に升らるゝを待ち、商祝は始めて席を鋪きて、乃ち大斂の式を行ふ、

【字解】〔公升〕升は堂に升るをいふ、〔商祝〕斂事を主る官、

○以上第三十二章、君が臣下の大斂の式に臨まれたるときの禮を說く、

魯人之贈也、三玄二纁、廣尺、長終幅、

【義解】魯人が死者に贈る品物は、三束の玄帛と二束の纁とを用ふ、其の帛の廣は一尺にして長さは幅を極むるのみ、禮に非ざるなり、

【字解】〔贈〕死者に贈るもの、〔三玄〕三束の玄色の帛、〔二纁〕二束のうすあかの帛、〔廣尺長終幅〕終幅とは漸く幅を極むの意にて一定の長さに足らざること、玄纁は廣二尺長一丈八尺を以て一定の廣長となす、今皆足らず、故に擧げてそしるなり、

○以上第三十四章、魯の死者に贈る玄纁の禮にそむけることを說く、

弔者即位于門西、東面、其介在

圖解す、〔婦服〕前句の繧衲を指す、婦人の服につくるものなるを以て婦服といふ、

○以上第二十七章、子羔が死に大夫の資格を以て五かさねの衣を以て斂せしに、中に婦服ありしを曾子のそしりしことを載す、

爲ニ君使ノ而死スル、公館ニ復シ、私館ニハ不レ復セ、公館者公宮與ト公所レ爲セル也、私館者自リ卿大夫以下之家也、

【義解】君の爲に他國に使して死するときは、公館にて招魂の式をなし、私館にてはなさず、公館とは、公宮と公が命じて使者の旅館となせし家とをいふなり、私館とは卿大夫以下の家なり、

【字解】〔公所レ爲〕公が命じて、使者の旅館となせる處の家の義なり、

○以上第二十八章、君の爲に他國に使して死せるときの招魂の家を說く、

公七踊、大夫五踊、婦人居レ間ニ、士三踊、婦人皆居ル間ニ、

【義解】死してより大斂に至るまでの間に行ふ踊禮は、諸侯は七たび踊り、大夫は五たび踊る、而して婦人の踊を行ふ時は男子と賓とが踊る時の間にあり、士は三たび踊る、婦人が踊を行ふ時は、亦皆男子と賓とが踊る時の間にあり、

【字解】〔公七踊〕公は諸侯を指す、諸侯は五日(死日を合すれば六日)にして大斂す、始めて死するときに一踊し、明日襲衣するときに一踊し、襲衣の明日の朝一踊し、又其の明日の朝一踊し、其の日小斂するとき一踊し、小斂の明日の朝一踊し、明日大斂の時一踊す、凡て七踊なり、〔大夫五踊〕大夫は三日(死日を合すれば四日)にして大斂す、始めて死するときに一踊し、明日襲衣のときに一踊し、其の明日の朝及び小斂のときに各一踊し、小斂の明日大斂の時に一踊す、凡て五踊なり、〔婦人居レ間〕踊は男子先づ踊り畢りて後、婦人踊り、次に賓踊る、故に居間といふ、〔士三踊〕士は二日(死日を合すれば三日)にして大斂す、始めて死するときに一踊し、小斂の時に一踊し、大斂の時に一踊す、凡て三踊なり、

○以上第二十九章、死してより大斂に至るまでの踊禮の數を說く、

公ノ襲ハ卷衣一、玄端一、朝服一、素積一、纁裳一、爵弁二、玄冕一、褒

なきとき、即ち葬後は全く帷を用ひず、

【字解】〔朝夕哭不レ帷〕殯宮即ち堂上の柩を安置する處に參りて哭するとき、宮前の帷をかゝげあげて哭し畢れば復もとの如く帷を垂れ下ぐること、

○以上第二十五章、朝夕哭泣するとき殯宮前の帷の取扱を說く、

君若載而后弔之、則主人東面而拜、門右北面而踊、出待反而后奠、

【義解】臣下に喪あり、埋葬のとき、柩を柩車に載せたる後に、君が來り弔はるゝときは、則ち喪主は柩車の西に立ち、東面して拜し、次に祖廟の門の西邊にて北面して哭踊して禮を爲し畢れば、先づ門を出でゝ拜送の用意をなし君の出で來り給ふを待つ、蓋し君の久しく留り給ふは恐れ多しと思ふを以てかくなすなり、此のとき君命じて喪所に反らしめらるゝに及び、己が位置にかへり、供物を陳ねて君の來弔を報告す、

【字解】〔載〕埋葬の時柩が祖廟に朝して暇乞し、畢りて柩車に載せたるときを指す、〔東面〕柩車の西に立ちて東面すること、こは君の弔位の東に在る場合をいふ、〔門右〕門は祖廟の門なり、右は門內の西邊なり、〔出待〕門を出でゝ拜送の用意をなし君の出で來給ふを待つこと、〔反〕君命じて喪所に反らしめらるゝに及び、己が喪位に反ること、

○以上第二十六章、埋葬前柩を柩車にのせたるとき、君の來弔せられたるに對ふる禮を說く、

子羔之襲也、繭衣裳與稅衣纁袡爲一、素端一、皮弁一、爵弁一、玄冕一、曾子曰、不レ襲婦服、

【義解】子羔が死せるとき其の襲衣五かさねあり、繭衣裳に稅衣を表とし絳色の緣をつけたるものを一とし、素端服一つ、皮弁服一つ、爵弁服一つ、玄冕服一つ、合せて五かさねなり、曾子之れを見、そしりて曰く、男子は婦人の服をかさねずと、

【字解】〔子羔〕孔子の弟子、高柴の字なり、檀弓篇に傳す、〔襲〕尸に衣をかさねきさすこと、死の明日行なふ〔繭衣裳〕わたいれにてぢかに身につくるを以て褻る。故に稅衣を表とし、絳色の緣をつくるなり、〔稅衣〕前に出づ、〔纁袡〕纁は絳色の帛、袡は緣なり、〔素端〕其の製玄端服に似、素帛を以てつくる、祈禱致齋のときの服なり、〔皮弁〕曾子問篇に圖解す、〔爵弁〕檀弓篇に圖解す、〔玄冕〕曾子問篇に

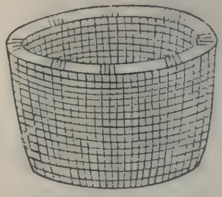
筲（三禮義疏）

桁（三禮義疏）

折（三禮圖）

重既虞而埋之、

【義解】此の節は、重の處置法を説く、
重は既に虞祭を畢へて後、之れを祖廟門外の東に埋む、

【字解】〔重〕檀弓篇に圖解す、

○以上第二十二章、喪具の處置法を説く、

凡婦人從其夫之爵位、

【義解】凡て婦人の喪事を治むるときは、皆夫の爵位の尊卑を以て等降をなす、

○以上第二十三章、婦人の喪事は夫の爵位に從ふことを説く、

小斂大斂啓皆辯拜、

【義解】小斂と大斂と啓殯とのときは、來賓に一々拜せずして皆偏く堂下に於て拜す、

【字解】〔啓〕啓殯なり、殯葬するときをいふ、〔辯〕偏なり、アマネクと訓む、

○以上第二十四章、小斂大斂啓殯の時に來賓を拜する禮を説く、

朝夕哭不帷、無柩者不帷、

【義解】喪中朝夕殯宮に參り哭泣するときには、其の宮前の帷をかゝげあげて哭泣し畢れば之れを垂下す、かく柩が殯宮にある間は帷を宮前に垂れども柩

尺、或曰五尺、畢用桑、長三尺、刊其柄與末、

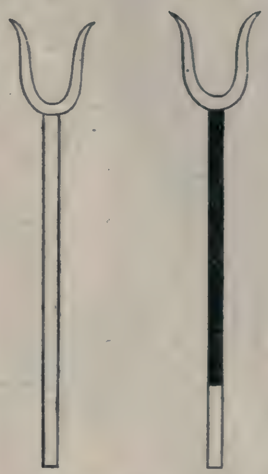

畢　（三禮圖）

【義解】鬱鬯をつく臼は、柏を以て造り、杵は梧を以て造る、枇は桑を以て造り、長さは三尺を通例とすれども、或は五尺ともいふ、畢は桑を以て造り、長さ三尺、其の柄と末とをけづる、

【字解】〔暢臼〕暢は鬱鬯草なり、之れをつきて黒黍にまぜて神酒につくる、〔椈〕柏の一名、〔枇〕さじ朼、〔畢〕牲體を貫くに用ふる叉形の木、牲體は鑊にて煮枇を以て之れをあげて鼎に入れ、叉枇にて鼎より之れを載せて俎に入る、主人がその牲體をあぐるとき、畢を以て之れを助けあぐるなり、因にいふ、吉祭に用ふる枇畢二器は棘木にて造るとしるべし、

○以上第二十章、喪時用の鬱鬯をつく臼杵及枇畢の製を説く、

率帶諸侯大夫皆五采、士二采、

【義解】率帶は諸侯と大夫と皆五采を以て飾り、士は二采を以て飾る、

【字解】〔率帶〕繂帶に同じ、死者に衣を著せ畢り、其の上に加ふる帶をいふ、

○以上第二十一章、繂帶の彩飾を説く、

醴者稻醴也、甕甒筲衡實見間、而后折入、

【義解】此の節は、喪用の甕甒筲桁の處置法を説く、喪時神靈に捧ぐる所の醴は稻米にて造りたる醴なり之れを盛る甒と、醯醢を盛る甕と、黍稷を盛る筲と、甕甒を置く桁とは葬時に棺衣と椁との間に入れて而る後、折を入るゝなり、

【字解】〔甕〕檀弓篇に圖解す、〔甒〕禮器篇に圖解す、〔筲〕一種の竹器、黍稷を盛るに用ふ、〔衡〕桁に通用す、木を以て之れを造る甕甒の屬をおく具なり、〔實〕充たすこと、イルと訓む、〔見間〕見は棺衣なり、ひつぎかけ、音カン、見間とは棺衣と椁との間なり、〔折〕木を組みてつくり形床の如し、抗席をうくるもの、然る後土を覆ふなり、

○以上第十六章、喪中の祭時の祝詞に稱する名稱の區別を說く、

端衰喪車皆無等、

【義解】喪服の上衣と、喪主の乘車とは、貴賤の差等なく、皆一様なり、

【字解】〔端衰〕喪中の上衣なり、端は正なり。吉時は玄端の服身と袂と同じく二尺二寸を以て正と爲す、喪衣も亦此の如くし、六寸の衰布（斬衰の布）を胸の前に綴るより、端衰と名づく、〔喪車〕喪主乘用の粗惡の車なり、〔等〕差等なり、貴賤の差等をいふ、

○以上第十七章、喪服の上衣と喪主の乘車とは、貴賤相同じきをいふ、

大白冠緇布冠皆不蕤、委武玄縞而后蕤、

【義解】大白の冠と、緇布の冠とは、皆ひもをなさず委武ある玄冠縞冠にして、而る後に始めてひもあり、

【字解】〔大白冠〕太古の白布にて造りたる冠、〔緇布冠〕黑布にて造りたる冠、太古のものを指す、後世のものにはひもあり、〔蕤〕緌と通す、冠のひもなり、〔委武〕冠の下卷なり、秦人は之れを委といひ、齊人は之れを武といふ、〔玄縞〕玄冠と縞冠となり、

○以上第十八章、冠にひものあるものとなきものとを說く、

大夫冕而祭於公、弁而祭於己、士弁而祭於公、冠而祭於己、士弁而親迎、然則士弁而祭於己可也、

【義解】大夫は絺冕にて君の祭をたすけ、爵弁して己が廟に祖禰を祭る、士は爵弁して君の祭をたすけ、玄冠して己が廟に祖禰を祭るは禮なり、然し士は爵弁して親迎すれば、爵弁して己が廟に祖禰を祭るも亦可なり、

【字解】〔冕〕絺冕なり、曾子問篇に說く、〔祭於公〕君の祭をたすくること、〔弁〕爵弁なり、檀弓篇に說く、〔祭於己〕己の廟に祖禰をまつること、〔冠〕玄冠なり、〔士弁而親迎云云〕記者の論なり、親迎は結婚の時に妻を迎ふる式なり、

○以上第十九章、大夫士公私の祭服を說く、

暢臼以椈、杵以梧、枇以桑、長三

○以上第十三章、朝服緦麻の布の升數と弔服の布の製法とを說く、

諸侯相襚、以後路與冕服、先路與褒衣、不以襚、

【義解】　諸侯が死せるときに、互に相贈る品物は、貳車と冕服とを用ひ、正車と褒衣とは贈らず、

【字解】　〔襚〕死者に衣服等をおくること。　〔後路〕路は輅に同じ、貳車なり、正車の次にある車、　〔冕服〕曾子問篇に圖解す、併し其の贈る冕服は次服にて正服に非ず、上公は鷩冕を以て次服となし、侯伯は毳冕を以て次服となし、子男は絺冕を以て次服となす、　〔先路〕正車なり、諸侯自乘の車なり、

○以上第十四章、諸侯が死せる時に相贈る品物をとく、

遣車視牢具、疏布輤四面有章、置于四隅、載粻、有子曰、非禮也、喪奠脯醢而已、

【義解】　遣車の多寡は其の牢具の多寡になぞらへたるものにて、疏布にて造りたる車上の覆あり、車の四面には障蔽あり、壙に入るときは之れを椁の四隅に置く、塵土に汚さるゝを避くる所以なり、又遣車には黍稷をのす、有子曰く、これは禮に非ず、喪中の供物は脯醢のみにて粻はなし、遣車にのする牲包も亦脯醢の義なりと、

【字解】　〔遣車視牢具〕遣車は檀弓篇に圖解す、視は擬ふこと、牢具は牲牢の供物なり、天子は大牢を用ふ、九包（包は牲體を切りて包みたるもの）なるを以て遣車九乘あり、諸侯も亦大牢を用ふ、七包なるを以て七乘あり、大夫も亦大牢を用ふ、五包なるを以て五乘あり、天子の上士は少牢を用ふ、三包なるを以て三乘あり、諸侯の士には遣車なし、　〔輤〕車上の覆なり、　〔章〕障と通ず障蔽なり、　〔四隅〕椁の四隅なり、　〔粻〕米糧なり、黍稷を指す、當時遣車に牲體の外黍稷を死者の粻のしるしに載する習慣あり、故に有子非となせしなり、　〔有子〕有若なり、檀弓篇に傳す、　〔喪奠〕喪中に供ふる品物、

○以上第十五章、遣車の多寡は其の牲包の多寡に擬ふこと、及黍稷をのするは非禮なることを說く、

祭稱孝子孝孫、喪稱哀子哀孫、

【義解】　吉祭には、祝詞に孝子孝孫と稱し、喪祭には祝詞に哀子哀孫と稱す、

【字解】　〔祭〕吉祭にて喪中卒哭以後の祭を指す、　〔喪〕喪祭にて喪中卒哭以前の祭を指す、

喪に服するときは新君の恥となるを以てなり、

【字解】〔違〕去なり、サルと訓む、

○以上第十章、服喪の事を雜說す、

喪冠條屬、以別吉凶、三年之練冠亦條屬右縫、小功以下左、緦冠繰纓、

【義解】三年の喪の喪冠は一條の麻繩を屈めて冠につけて武となし、垂下して纓となす、吉禮の冠は武と纓と各〻別物を用ふ、かくして以て吉凶を別つなり、三年の喪にて小祥の祭の時にかぶる冠も、亦一條の繩を屈めて冠につけて武となし、垂下して纓となす、而して其の縫ひめは右方に向ふ、小功以下の喪冠に至りては縫ひめ左方に向ふ、而して其の武纓は冠と同じ布を以てつくる、緦麻の冠は其の冠の布を灰にて洗ひすゝぎたるものを以て武纓となす、

【字解】〔喪冠〕三年の喪の冠を指す、〔條屬〕屬は著くること、一條の麻繩を冠につけ屈めて武（冠の下卷にて飾なり）となし、垂下して纓となすこと、〔練冠〕小祥の祭の時にかぶる冠、〔右縫〕縫ひめの右方に向ふを、右は陰にして陰は凶なればなり、〔小功以下左〕左は縫ひめの左に向ふこと、小功以下は服輕し、故に縫ひめ左に向ひ吉冠に同じくするなり、左は陽にして陽は吉なればなり、〔緦冠〕緦麻の喪服の冠なり、〔繰纓〕繰は澡と通ず、灰にて洗ひすゝぐこと、澡纓とは緦冠と同じ布を灰にて洗ひすゝぎてつくりたる纓の義なり、

○以上第十一章、喪冠の制をとく、

大功以上散帶、

【義解】大功以上の喪には、なはざる麻の帶經をなし、三日の後になひたる麻の帶經をなすなり、因にいふ小功以下は直になひたる麻の帶經をなすなり、

【字解】〔散帶〕なはざる麻の帶經をいふ、

○以上第十二章、大功以上の帶を說く、

朝服十五升、去其半而緦、加灰錫也、

【義解】朝服は十五升の布にてつくる、其の半を去りたるもの卽ち七升半の布を緦麻の服となす、この布に灰を加へて洗ひすゝぎたるものは弔服につくる所の錫布なり、

【字解】〔緦〕緦麻の服なり、〔加灰〕灰を加へて洗ひすゝぐこと、〔錫〕弔服につくる錫布をいふ、

【義解】此の節は、長子の喪に杖つくとき、長子の子の之れに對する禮を說く、

父が長子の喪にあひ其れが爲に喪杖をつくときは、則ち長子の子は祖父と同處するときは喪杖をつきて己が位に卽かず、蓋し尊者杖つくを以て、己は之れを避くるなり、

【字解】〔杖〕喪中杖をつくは禮なり、〔其子〕長子の子にて父の孫に當る、喪杖をつくは勿論なれども、祖と同處せしときのみ略すとしるべし、

爲妻、父母在、不杖不稽顙、母在不稽顙、稽顙者其贈也拜、

【義解】此の節は、適子が父母又は母の現存中に妻の喪にあひたるときの禮を說く、

適子妻をうしなひ、之れが爲に喪に服するとき、父母在すときは、喪杖をつかず、又來弔の賓に稽顙せず、若し父歿して母のみ在すときは、其の禮稍減ずるを以て、喪杖をつくを得、又來弔の賓を拜すれども稽顙はせず、されど來弔者が香賻襚を以て來りたるときのみは則ち稽顙の禮拜をなすなり、

【字解】〔爲妻〕適子が妻の爲に喪に服するをいふ、〔不杖〕父母現存するを以て遠慮して然るなり、〔不稽顙〕來弔の賓を拜して、稽顙(額を地につけて拜すること)すること、父在すときは父が來弔者に接するを以て己は爲すに及ばず、故にいふ、〔母在不稽顙〕母在則杖拜賓而不稽顙の略なり、母のみ在すときは其の禮殺ぐを以て喪杖をつくなり、又在ますところを以て己來弔者に接すれども、たゞ拜するのみにて稽顙はせざるなり、〔稽顙者其贈也拜〕來弔者より賻襚(死者への贈りもの、香典)ありたるときは、稽顙の拜をなすの義なり、

違諸侯之大夫不反服、違大夫之諸侯不反服、

【義解】此の節は、本國を去りて他國の君又は大夫に仕へたるとき、その舊君の喪に接したるときの禮を說く、

己本國の君の處を去りて、他國の大夫の處にゆき、其の臣となりしとき、若し舊君の喪にあふも反りて喪に服さず、そは現在舊君より位卑きものに仕ふるを以て身分も亦卑しくなれるを以てなり、又大夫の臣なりしものが、こゝを去りて諸侯の處にゆき、その臣となるとき、舊君の喪にあふも亦反りて喪に服さず、そは現在舊君より位尊き君に仕ふるを以て、之れが

兄弟の埋葬を送る爲にゆく者が、喪家に至るに及ばずして、途中に喪主（葬を送り行ける喪主なり）に遇ふときは、則ち隨ひて直に墓所にゆく、

凡主二兄弟之喪一、雖レ疏亦虞レ之、

【義解】　此の節は、兄弟の喪に主たるときの禮を說く、

凡そ兄弟死し其の喪主たるときは、たとひ其の親みの情疏き間柄と雖、亦之れが爲に虞祭を行ふ、

【字解】〔疏〕情愛疏き者にて小功以下の兄弟をいふ、〔虞〕虞祭を行ふこと、虞祭は檀弓篇に說く、

凡喪服未レ畢、有二弔者一、則爲レ位而哭拜踊、

【義解】　此の節は、服喪中に弔者ありたるときの禮を說く、

凡そ喪服未だ畢らざる中に、弔者あるときは、則ち位をつくりて哭泣し、拜して踊るべきなり、

大夫之哭二大夫一弁絰、大夫與レ殯亦弁絰、

【義解】　此の節は、大夫が大夫の喪にあへるときの禮を說く、

大夫が大夫を哭するときは皮弁して麻絰を首に加へ大夫が大夫の殯斂に與るときも亦皮弁して麻絰を首に加ふ、

【字解】〔弁絰〕弁は皮弁なり、曾子問篇を見よ、絰は首にかくる麻絰をいふ、

大夫有二私喪之葛一、則於二其兄弟之輕喪一則弁絰、

【義解】　此の節は、大夫が妻子の喪中に兄弟の輕喪にあひたるときの禮を說く、

大夫が妻子の喪あり、卒哭の祭終りて麻の喪服を葛の喪服に代へたるとき、則ち其の兄弟の喪にあひたるときは、たとひ緦麻の輕き喪のものと雖、則ち皮弁して麻絰を首に加へて往きて弔哭す、

【字解】〔私喪之葛〕私喪は妻子の喪をいふ、葛は葛布の喪服をきるときにて、卒哭の祭後をいふ、卒哭の祭（虞祭の後祔祭の前の祭）の後麻布の喪服を以て葛布の喪服に代ふ、〔於二其兄弟之輕喪一〕兄弟の喪に於ては輕喪と雖の意なり、輕喪は緦麻（三月）の喪をいふ、

爲二長子一杖、則其子不レ以レ杖即レ位、

其子主之、其殯祭不於正室、

【義解】此の節は、正室代理の妾の死したるときの禮を說く、

正室死し其の代理を務むる妾の死したるときは、夫自ら其の喪主となる、喪主となれば則ち自ら亦其の合祭の禮を主る、小祥大祥の祭に至りては、皆其の子をして之れを主らしむ、されど其の殯斂と祭とは、正室に於て行はず、こは代理にして正妻に非ざるを以てなり、

【字解】〔妾〕正室の代理をつとむる妾を指す、〔殯祭〕殯斂と喪中の祭となり、〔練祥〕練は小祥の祭祥は大祥の祭なり、

君不撫僕妾、

【義解】此の節は、君は僕妾の尸を撫でざることを說く、

其の臣妾の死にあへば、自ら手にて其の尸を撫で哀悼の意を表するを禮とすれども、僕妾の尸のみは之れを撫でず、卑賤なるを以て禮を省略するなり、

【字解】〔僕妾〕僕は宮中の臣僕にて内小臣宦官の屬をいひ、妾は賤妾をいふ、

女君死、則妾爲女君之黨服、攝女君則不爲先女君之黨服、

【義解】此の節は、妾が正室の喪に對する禮を說く、

正室死するときは、則ち妾は正室の黨の爲に、喪に服すれども、若し正室の代理をつとむるときは、正室の黨の爲に喪に服さず、そは位稍尊きを以てなり、

【字解】〔女君〕正室をいふ、〔攝〕代理をつとむること、

聞兄弟之喪、大功以上見喪者之鄕而哭、

【義解】此の節は、兄弟の喪をきゝたるときの禮を說く、

兄弟の喪をきゝたるとき、大功以上の兄弟なるときは、死者の鄕里を望み見て哭泣す、

適兄弟之送葬者弗及、遇主人於道、則遂之於墓、

【義解】此の節は、兄弟の送葬にゆく途中にて葬列に遇ひたるときの禮を說く、

夭死せるものを從祖の廟に合祭する禮を說く、己父母の喪ありて、身に尙功衰の服をつくるときに、再從兄弟の夭死せるものを從祖の廟に合祭するときは、則ち練冠して合祭し服を改めず、その夭死者を祭る祝詞に陽童某甫と稱して名をいはざるは、神として尊び遇するなり、

【字解】〔功衰〕三年の喪にて小祥祭後の斬衰の服は其の布の升の數大功の服と同じ、故に功衰といふ、〔兄弟之殤〕兄弟は小功の兄弟即ち再從兄弟を指す、殤は夭死なり、再從兄弟は從祖に合祭す、〔練冠〕練服(小祥の祭にきる服)の冠なり、〔稱二陽童某甫一〕祝詞に其の夭死者を稱する語なり、庶子の夭死者は室の明き處(陽)に祭る、故に陽童と稱し、宗子の夭死者は室の奧(陰)に祭る、故に陰童と稱す、陰童といはざるは之れを略せるなり、某甫は字をいふ、

凡異居始聞兄弟之喪、唯以哭對可也、其始麻散帶經、未服麻而奔喪、及主人之未成經也、疏者與主人皆成之、親者終其麻帶經之日數、

【義解】此の節は、異居しての後兄弟の喪をきゝ哭すること及び其の喪に奔るの禮を說く、凡そ異居して後始めて其の兄弟の喪をきくときは、たゞ哭泣を以て其の死を通知し來れる人に對して可なり、蓋し哀傷の情他言に暇あらざる故なり、其の後始めて麻のなはざる帶經をなす、若し其の居近くして未だ麻の帶經をなさずして喪家に奔りゆきて、喪主の未だ麻經を成さゞるに及ぶときは、其の情疏き者は喪主と共になひたる麻の經をなし、其の情親しき者は喪主たとひ經をなすと雖、己はなはざる麻の經を結ぶ、日限(三日間)を經ての後、なひたる麻の經を結ぶなり、

【字解】〔對〕死去を通知し來りたる人に對すること、〔其始〕哭して後始めての意なり、〔麻散帶經〕麻のなはざる帶をなすこと、三日の後に至りてなひたる麻の帶經をなすなり、然しこは大功以上の兄弟のみに限り、小功以下の兄弟は直になひたる麻經をなすとしるべし、〔主人〕喪主なり、〔疏者〕死者と其の情疏きものにて小功以下の兄弟を指す、〔親者〕死者と其の情親しき者にて大功以上の兄弟を指す、〔終二其麻帶經之日數一〕其の麻のなはざる帶經をなす期定の日數即ち三日間を終へて然る後なひたる麻の帶經をなすとなり、

主妾之喪、則自祔至練祥、皆使

父を配祭せず、

【字解】〔女子〕未だ嫁せざる女及び嫁して未だ三月ならずして死せるものを指す、

公子附於公子、

【義解】此の節は、公子の祖父が君たるときの合祭の禮を說く、

公子死したるとき、其の祖父が君たるときは、敢て之れに合祭せずして祖父の兄弟の公子たる者に合祭す、

【字解】〔公子〕諸侯の子也、世嗣を世子といひ、其の他を公子と稱す、

○以上第八章、合祭の禮を雜說す、

君薨太子號稱子、待猶君也、

【義解】君薨ずるときは、太子の號を子と稱す、年を踰えて乃ち君と稱するを得る禮なり、されど其の待遇の禮は猶正君の如くす、

【字解】〔太子〕君存するときは世子と稱し、薨するときは太子と稱す、

○以上第九章、君薨じたるときの太子の稱號及禮遇を說く、

有三年之練冠、則以大功之麻、易之、唯杖屨不易、

【義解】此の節は、三年の喪の小祥祭のときに大功の喪に接せしときの禮を說く、

三年の喪にて、小祥の祭のとき、大功の喪にあふときは、大功の服の冠と麻絰とを以て練服の冠と腰絰とに易ふ、たゞ杖と屨とのみは易へず、

【字解】〔有三年之練冠〕練は練祭（小祥祭）なり、三年の喪にて小祥の祭の時に首に加へたる絰を除き、冠と腰絰とを存す、故に練冠といふ實は練冠絰といふ可きを練冠といへるは省略せる也、一句の意は、三年の喪中小祥の祭の時に、大功の喪あるときはとなり、〔以大功之麻易之〕小祥の祭には練服（白のねりぎぬにて製す）をきる、其の帶は葛絰（葛をなひたる腰絰なり）を用ふ、一句の意は、大功の服の冠と麻絰（麻をなひたる腰絰）とを以て練服の冠と葛絰とに易ふるとなり、冠の字を省きたるは前句に冠をあげしを以てなり、故に上句と此の句とは互言法を以て綴りたるものとしるべし、〔杖屨不易〕大功の服には杖なく屨は相同じ、故に易へずといふ、

有父母之喪、尚功衰、而附兄弟之殤、則練冠附於殤、稱陽童某甫、不名神也、

【義解】此の節は、父母の喪中小祥祭後再從兄弟の

ることあり、孫大夫となりて死するときは祖父の士たるものに合祭すべきも、孫士にして死するときは祖父の大夫たるものに合祭すべからず、大夫たる祖父の兄弟の士たるものに合祭す、若し祖父の兄弟に士たるものなきときは、則ち其の昭穆の序に從ひ溯りて高祖（祖父の祖父）の士たるものに合祭し、高祖亦大夫たるときは高祖の兄弟の士たるものに合祭す、高祖の兄弟皆大夫たるときは、亦溯りて士たるものを求めて合祭するなり、こは祖父の死せるときのことなるが、若し祖父存在するとき孫死さば祔すべきものなし、このときは如何にすべきかといふに、亦上述の如く昭穆の序を追ひて溯り高祖の士たるものに合祭するなり、高祖大夫たるときも亦上述の如くなすなり、

【字解】〔大夫〕孫の大夫たるものをいふ、〔附於士〕附は祔と通ず合祭なり、士は祖父の士たるものをいふ、〔士不附於大夫〕この士は孫の士たるものをいひ、大夫は祖父の大夫たるものをいふ、〔王父母〕祖父母をいふ、

婦附於其夫之所附之妃、無妃則亦從其昭穆之妃、妾附於妾祖姑、無妾祖姑、則亦從其昭穆之妾、

【義解】此の節は、婦妾を祖母に合祭する禮を說く、

婦死するときは、其の夫の祖母に合祭す、祖母現存して合祭するものなきときは、則ち亦其の昭穆を追ひ溯りて高祖の妃に合祭す、妾死するときは祖父の妾に合祭す、祖父の妾現存して合祭するものなきときは、則ち亦其の昭穆を追ひ溯りて高祖の妾に合祭す、

【字解】〔夫之所附之妃〕夫之所附は即ち祖父なり、祖父の妃とは即ち祖母をいふ、〔無妃〕祖母現存して合祭するものなきをいふ、〔妾祖姑〕祖父の妾をいふ、〔無妾祖姑〕妾祖姑現存して合祭するもののなきをいふ、

男女附於王父則配、女子附於王母則不配、

【義解】此の節は、男女を祖に合祭するときの異禮を說く、

男子死して祖父に合祭するときは、則ち祖母を配祭すれども、女子死して祖母に合祭するときは、則ち祖

【義解】此の節は、卿大夫以下の妻の招魂の時に用ふる衣を説く、

卿の本妻死し其の招魂の時に用ふる衣は、鞠衣にして白絹を以て裏となす、下大夫の妻の死し其の招魂の時には襢衣を用ふ、其の外に用ふる衣は士の妻の魂を招く衣と同じくす、

【字解】〔内子〕卿の本妻なり、〔鞠衣褒衣〕鞠衣は始めて妻となりしとき褒賜されたる衣なるを以て鞠衣の褒衣といふ、黄色の衣なり、鞠衣の圖は明堂位第十四に在り、〔下大夫〕下大夫の妻の略、〔襢衣〕展衣に同じ、白色にして縁あり、〔其餘如レ士〕招魂の時は衣二種以上を用ふ、其餘とは上二句を承け鞠衣と襢衣との外にはの義なり、如レ士とは士の妻の招魂の時の如く褖衣を用ふとなり、士の妻の招魂の時には褖衣を用ふる禮なり、褖衣は前の税衣と同じ、亦夫の祭をたすくるときにきるものなり、

復西上、

【義解】此の節は、招魂の時用ふる衣の位置を説く、

招魂の時用ふる衣は、尊き衣をもつ人を西方にたゝす、

【字解】〔西上〕凡て位は西を以て上とす、故に招魂の時尊き衣をもつ人をこゝにたゝすなり、招魂の時は復者一人一衣を持ちて呼ぶ禮なり、故に天子には四人諸侯には三人卿大夫には二人の復者あり、

○以上第六章、諸侯以下招魂の時に用ふる衣を説く、

大夫不三揄絞屬二於池下一、

【義解】大夫の喪車は、搖翟を畫ける「絞を池下に繫けず、

【字解】〔不三揄絞屬二於池下一〕揄は搖に通ず、搖翟なり、毛色青質にして五采ある雉をいふ、絞は青黒の繒なり、揄絞とは搖翟を畫ける絞をいふ、池は竹を編みてつくる、形籠の如し、青布にて蔽ひ、柳車(柩車)の上にかくるものなり、屬は繫なり、かくること、つくること、揄絞は池上にあるものと池下にあるものとあり、池上にあるものは士以上皆之れを用ふ、池下にあるものはたゞ人君のみ之れを用ふるを得、當時大夫にて之れを用ふるものあり、故に作者この言を發せしものならん、

○以上第七章、大夫の喪車の飾を説く、

大夫附二於士一、士不レ附二於大夫一、附二於大夫之昆弟一、無二昆弟一則從二其昭穆一、雖二王父母在一亦然、

【義解】此の節は、孫を祖父に祔祭する禮を説く、

孫と祖父とは昭穆を同じうするを以て合祭する禮なれども、其の位置の相異なるときは、必ずしも然らざ

いふ、

大夫之喪、大宗人相、小宗人命レ龜、卜人作レ龜、

【義解】此の節は、大夫の喪には大小宗來りて禮儀をたすけ行ふことを說く、

大夫の喪には大宗來りて禮儀をたすけ行ふ、小宗人も亦來りて占事を指揮す、卽ち卜ふ事あれば、命を述べて卜人に告ぐれば、卜人は龜甲を灼きて之れをうらなふなり、

【字解】〔大宗人小宗人〕共に諸侯の禮官にて來りて禮儀をたすくるものなり、大小宗伯とは異なり、〔相〕佐け行ふこと、〔命レ龜〕命をのべて龜甲をとる人卽ち卜人に告ぐること、〔作レ龜〕作は火を揚げて灼くこと、ヤクと訓む、

○以上第五章、大夫の喪事を雜說す、

復、

【義解】此の節は、總序なり、

人死し其の魂魄を呼びかへすときに用ふる衣を說かん、

諸侯以二褒衣冕服爵弁服一、

【義解】此の節は、諸侯の招魂の時に用ふる衣を說く、

諸侯死し其の招魂の時には褒衣、冕服と爵弁の服とを用ふ、

【字解】〔褒衣〕始めて命ぜられて諸侯となるときにきる衣、及び朝覲するときに天子が加賜したまふ所の衣なり、〔冕服〕曾子問篇に圖解す、〔爵弁〕檀弓篇に圖解す、

夫人稅衣揄狄、狄稅素沙、

【義解】此の節は、諸侯の夫人の招魂の時に用ふる衣を說く、

諸侯の夫人死し其の招魂の時に用ふる衣は、稅衣と揄狄となり、揄狄稅衣共に白絹を以て裏となす、

【字解】〔稅衣〕稅は音タン、稅衣は祿衣に同じ、色黑くして緣は纁を用ふ、夫人が君に接御するときにきる服なり、明堂位に圖あり、〔揄狄〕搖翟に同じ、搖翟(雉の名にて毛色青質にして五采を備ふ)の形を模樣に書きたる服、君に從ひ先公を祭るときにきる服なり、明堂位第十四に圖解せり、〔狄稅〕揄狄稅衣の略、〔素沙〕白絹なり、此にては白絹を以て裏となすの義、

内子以二鞠衣褒衣一素沙、下大夫以二襢衣一、其餘如レ士、

【義解】　此の節は、大夫の喪に墓地と葬日とをうらなひ定むる禮を說く、
大夫が死せるとき、其の墓地と葬日とを卜するときは、有司は白布の深衣をき、緇布の冠をかぶり、纓をなさずしてうらなふ、時に占者は皮弁を服して之れに臨む、若し筮するときは、則ち筮人は縞冠をかぶり、長衣をきて以て筮す、時に占者は朝服をきて之れに臨む、

【字解】　〔卜〕龜甲を灼きてうらなふこと、〔宅〕墓地をいふ、〔有司〕大夫の臣にて卜事を司るものを指す、凡て卜事は神に交る道にて吉禮なれば吉服を用ふるが禮なるに、有司が吉凶二服を併せつくるは、其の主の喪中なればなり、下句麻衣と緇布冠とは吉服にて、布衰布帶喪屨と、緌せざるとは凶服なり、〔麻衣〕白布の深衣なり、〔布衰〕三升半(升は布八十縷の稱、よみ)の布にて造りたる衰にて、長さ六寸廣さ四寸、深衣の前に綴れて胸のうへにあて、つける、衰は斬衰の服なり、既に深衣をきるを以て斬衰の服をきる能はざる故、この布片をつけて代りとなす、〔因二喪屨一〕因とは猶ほ履くといふが如し、喪屨は喪服をつけしときはく屨なり、〔緇布冠〕郊特牲篇に圖解す、〔緌〕緌と通ず、冠のひもなり、〔占者皮弁〕占者は諸侯の卜事を司る臣にて立會として來るものを指す、大夫の臣に非ず、故に皮弁(吉服)をきる、皮弁は曾子問篇に圖解す、〔筮〕著にて占ふこと、筮は卜より輕し故に筮者の服も亦輕し、〔史〕筮人なり、大夫の臣にて筮を司るもの、〔練冠〕縞の冠なり、〔長衣〕深衣と製法同じく素布を以て純縁と爲す、練冠と共に凶服なり、筮に卜より輕きを以て純凶服をきるなり、〔占者朝服〕占者は諸侯の筮事を司る臣にて立會として來るものを指す、朝服は平時朝に出仕する服なり、筮は卜より輕きを以て皮弁をきずして之れをきるなり、

大夫之喪、既薦レ馬、薦レ馬者哭踊、出乃包レ奠而讀レ書、

【義解】　此の節は、大夫の喪の遺奠の時に馬を薦むるときの禮を說く、
大夫の喪にて、遺奠のとき圉人柩車をひく馬を薦む、このとき孝子は哭踊す、馬出づるとき乃ち牲奠を包みて香典を贈りし人と其の品物とを讀みあぐ、

【字解】　〔既薦レ馬〕薦は進むなり、馬は柩車をひく馬をいふ、馬を進むるは三度あり、埋葬の前一日殯宮より柩を車に遷し引きて 暇乞の爲祖廟に至るときと、祖道神を祭るときと、埋葬の日 遺車(檀弓篇に圖解す)に牲奠を載せて送る(之れを遺奠といふ)時となり、こゝは遺奠のときをいふ、〔哭踊〕喪主が哭踊すること、蓋し親の尸を埋葬するときにて復び其の側に侍する能はざればなり、〔出〕馬の遺車をひきて出づるときなり、〔包レ奠〕奠は牲奠(いけにえの供物)なり、牲奠の下體をとり、之れを包みて遺車に置きて死者を送ること、〔讀レ書〕書は死者に香典をおくりし人の名と其の品物とをかきつけたる板を

大夫の適子は未だ士とならずと雖、其の父母の喪には必ず大夫の喪服を服す、蓋し適子は喪主たるを以て特に此の優禮あるなり、

【字解】〔大夫之適子〕大夫の世嗣なり、大夫の世嗣と雖、君命あらざれば士たるを得ず、況んや大夫たるをや、此れ常禮なり、故にいふ、

大夫之庶子爲大夫、則爲其父母服大夫服、其位與未爲大夫者齒、

【義解】此の節は、大夫の庶子の大夫たるときの喪服及喪位を說く、

大夫の庶子の大夫となりしときは、則ち其の父母の死せしときは之れが爲に大夫の喪服を服すれども、其の喪中に禮を行ふときの位次は適子と相ならび敢て其の上位に就かず、

【字解】〔位〕喪中に禮を行ふときの位次なり、〔未レ爲ニ大夫一者〕適子を指す、適子は父歿後に君命を受くるに非ざれば大夫たるを得ず、故にいふ、庶子は父在世中と雖功あり君命あれば別に家を立て、大夫たるを得るなり、〔齒〕列りならぶこと、

士之子爲大夫、則其父母弗能主也、使其子主之、無子則爲之置後、

【義解】此の節は、士の子が大夫たるときの喪主を說く、

士の子が大夫となり、其の死したるときは、則ち其の父母は喪主たる能はず、其の子をして喪主たらしむ、若し子なきときは則ち之れが爲に後嗣たるものを立て、之れを以て喪主となす、

【字解】〔其父母〕死去せる大夫たる子の父母をいふ、〔弗レ能レ主〕喪主たる能はずの意、蓋し其の死子は大夫にして、己は士たるを以て位卑し、故に然り、〔其子〕其の死したる子の子にて孫にあたる、

○以上第四章、子が父と爵位異なりたるときの喪服を說く、

大夫卜宅與葬日、有司麻衣布衰布帶因喪屨、緇布冠不蕤、占者皮弁、如筮則史練冠長衣以筮、占者朝服、

【義解】君の喪には、大夫は公館にやどりて以て喪期を終へ、然る後家にかへり、邑宰の士は小祥の祭まで公館にやどり、祭終りたるときは其の任所たる邑に歸る、在朝の士は大夫に同じく公館にやどり、喪期を終へて家にかへるなり、而して小祥の祭以前は大夫と在朝の士とは倚廬に居り、邑宰の士は堊室に居り、祭終りたる後公館にやどるものとす、

【字解】〔次二於公館一〕公宮の舍を公館といふ、しかしこの公館は倚廬堊室をも併せ稱したるものなるべし、次はやどること、〔終レ喪〕喪は喪期なり、君の喪期は三年なり、〔士練而歸〕この士は邑宰（村の長）たる士を指す、練は小祥の祭（一周祭）なり、一句の意は、邑宰の士は小祥祭まで公館内の堊室に居りて喪に服し、祭終りて邑に歸るなり、邑を治むるの任あり、且つ君の左右に侍せざるを以て、恩輕し、故に然るなり、〔士次二於公館一〕この士は在朝の士を指す、此の句の下に以終レ喪の句を入れて見るべし、在朝の士は君側に侍して恩を受くること篤く且つ治邑の事なし、故に三年公館にありて喪に服するなり、〔大夫居レ廬士居二堊室一〕小祥祭前、大夫士（在朝の士）居レ廬、祭終而後次二於公館一、士（邑宰の士）居二堊室一、祭終而後歸二於邑一の略にて、前句の意を更に闡明せしなり、廬は倚廬なり、中門外の東壁の處にあり、堊室は中門外の屋下にあり、墼（しき瓦）をたゝみ重ねてつくりて塗らざる粗舍なり、大夫と在朝の士とは恩を受くること厚く且つ位尊し、故に倚廬に居り、邑宰の士は然らず、故に堊室に居るなり、

○以上第三章、大夫士が君の喪に遭ひたるとき、その次舍居處及歸還の禮を說く、

大夫爲下其父母兄弟之未レ爲二大夫一者上之喪服如二士服一、

【義解】此の節は、大夫が未だ大夫たらざる己が父母兄弟の爲に服する喪服を說く、大夫が其の父母兄弟の未だ大夫とならざるもの丶死去せるとき、之れが爲にきる喪服は士の喪服の如くす、

士爲下其父母兄弟之爲二大夫一者上之喪服如二士服一、

【義解】此の節は、士が大夫たる父母兄弟の爲に服する喪服を說く、士が其の父母兄弟の大夫たるもの丶死せるとき、之れが爲にきる喪服は士の喪服の如くす、

大夫之適子服二大夫之服一、

【義解】此の節は、大夫の適子の喪服を說く、

之君、曰、君之外臣寡大夫某死、訃於適者、曰、吾子之外私寡大夫某不祿、使某實、訃於士、亦曰、吾子之外私寡大夫某不祿、使某實、

【義解】此の節は、大夫の死を告ぐる禮を說く、大夫死したるとき、同國の官位相等しきものに告ぐるときは、某不祿せりと曰ひ、同國の士に告ぐるときも亦某不祿せりと曰ふ、他國の君に告ぐるときは、君の外臣寡大夫某死せりと曰ひ、他國の官位等しき臣に告ぐるときは、吾子が外私の寡大夫某不祿せり、故に某をして至り告げしむと曰ひ、他國の士に告ぐるときも亦吾子が外私の寡大夫某不祿せり、故に某をして至り告げしむと曰ふ、

【字解】〔適者〕官位相等しき者、〔不祿〕此の不祿は謙辭なり、以下皆同じ、〔外臣〕外國の臣の義なり、〔外私〕外國にて私に恩好ある者の義なり、〔使二某實一〕某は使者の名なり、實は至なり、イタルと訓む、

士訃於同國大夫、曰某死、訃於士、亦曰某死、訃於他國之君、曰、君之外臣某死、訃於大夫、曰吾子之外私某死、訃於士亦曰吾子之外私某死、

【義解】此の節は、士の死去を告ぐる禮を說く、士死したるとき、同國の大夫に告ぐるときは、某死せりと曰ひ、同國の士に告ぐるときも亦某死せりと曰ふ、他國の君に告ぐるときは、君の外臣某死せりと曰ひ、他國の大夫に告ぐるときは、吾子の外私の某死せりと曰ひ、他國の士に告ぐるときも亦吾子の外私の某死せりと曰ふ、

〇以上第二章、死去を告ぐる禮を說く、

大夫次於公館、以終喪、士練而歸、士次於公館、大夫居廬、士居堊室、

○以上第一章、諸侯大夫士が他國又は途上にて死したるときの招魂の禮及其の尸を載する車の飾と、其の家國に歸りて入る禮とを說く、

凡訃於其君、曰君之臣某死、父母妻長子曰君之臣某之某死、

【義解】此の節は、臣下及其父母妻長子の死去を君につぐる禮を說く、

凡そ臣下が死せるとき、其の君に告ぐるには、戶主なるときは、君の臣某死せりと曰ひ、戶主の父母と妻と長子なるときは、君の臣某の某死せりと曰ふなり、

【字解】〔訃〕死去を告ぐるを訃といふ、ツグと訓む、〔君之臣某之某〕上の某は戶主の姓名にて、下の某は父母、妻、長子の名なり、

君訃於他國之君、曰寡君不祿、敢告於執事、夫人曰寡小君不祿、太子之喪曰寡君之適子某死、

【義解】此の節は、君、夫人、太子の死を他國の君に告ぐる禮を說く、

君が死去を他國の君に告ぐるときには、寡君不祿せり、敢て執事に迄告ぐと曰ひ、夫人死去せるときには寡小君不祿せり、敢て執事に迄告ぐと曰ひ、太子死せるときには寡君の適子某死せり、敢て執事に迄告ぐと曰ふなり、

【字解】〔寡君〕他國の君に對して我君を呼ぶ謙辭なり、〔不祿〕薨去のこと、之れを不祿と曰ふは二樣の義あり、曲禮篇に壽考曰卒短折曰不祿とあり、臣下の君に於ける其の壽松鶴と等しからんことを欲す、故にたとへ壽を以て終り給ふも猶不祿すといふなり、蓋し思慕已まざるの意より出づるなり、此れ其の一義なり、又他國の君に對し我君の死を薨去といふときは恭敬を缺くの嫌あり、故に不祿の字を用ひ謙讓の意を表はす、此れ其の二義なり、この二つの義より用ひたるなり、〔敢告於執事〕執事は他國の君の執事の役をいふ、直に其の君に告ぐることなれども、凶事なるを以て執事の役まで申し上ぐと曰ふなり、亦謙辭なり、此の一句は、夫人及太子の處にもあるべきを省きたるは、所謂省略法を用ひたるなり、〔寡小君〕夫人を小君といふこと曲禮篇に見ゆ、〔適子〕世嗣をいふ、

大夫訃於同國適者、曰某不祿、訃於士、亦曰某不祿、訃於他國

左が東にあり、故に左轂に升るなり、〔綏〕緌に通ず、旌旗の旄なり、國にありて魂を呼ぶときは上服を用ふる禮なれども、途中にてこれなきを以て綏を用ふるなり、〔輤〕尸を載する車の飾の總名なれどもこゝにては其の車上の覆を指す、〔裧〕車上の覆の四旁に垂れ下がれる邊緣なり、〔裳帷〕車の周圍の覆なり、〔素錦〕素色（白色）の錦にて尸を覆ふこと、〔不レ毀レ牆〕すべて尸を柩に入れて歸るときは死者を以て待遇し廟の牆を毀りてそこより入る禮なれども、尸のまゝにて歸るときは猶生者を以て待遇するを以て牆を毀たず廟門より入るなり、〔適レ所レ殯〕所レ殯とは堂上をいふ、尸が堂上にゆくとは尸を堂上に安ずること、生者を以て待遇するを以て安んずといはずして適くといふなり、〔唯輤云云〕この輤は前句の裧と裳帷とを指す、說は脫と通す、脫し去ること、

大夫士死於道、則升其乘車之左轂、以其綏復、如於館死、則其復如於家、大夫以布為輤而行、至於家而說輤、載以輲車、入自門至於阼階下而說車、舉自阼階、升適所殯、士輤葦席以為屋、蒲席以為裳帷、

【義解】此の節は、大夫士が他國又は途上にて死せしときの招魂の禮と、其の尸を載する柩車の飾及其の歸りて宮門に入る禮とを說く、大夫士が途上の廬舍にて死するときは、則ち其の乘車の左の轂の上に升り、其の綏をもちて魂を呼び復すを禮とす、若し他國にゆき客館にて死するときは、其の魂を呼びかへす禮は其の國の家に於て死せしときの如くす、而して其の尸を載する車の飾は、大夫は白布にて車飾をつくりて行き、家に至り車飾を脫き、尸を輲車に載せ、門より入り、東階の下に至りて尸を車よりおろし、東階よりかきあげて堂上に安んず、士の車の飾は葦のむしろにて屋根をつくり、蒲のむしろにて周圍の覆となす、他は大夫に同じ、

【字解】〔以レ布為レ輤〕布は白布を指す、此の輤は尸を載する車飾の總名なり、士輤の輤も此れに同じ、〔說レ輤〕說は前節と同じく脫なり〔輲車〕輇車に同じ、輻（くるまのや）なき車なり、輻あるものは別に木を以て輻となせども、輻なきものは大木を合せて直に輪となす、〔說レ車〕尸を輲車よりおろすこと、〔升適レ所レ殯〕前節の入適レ所レ殯と同句法なり、〔士輤一句〕士には車飾のみを說きて、家に歸るときのことに及ばざるは、大夫と同じきを以て略したるなり、

ときは、其の効果の偉大なることを說き、歌聲の妙及歌の意義に及ぶ、

◎以上舊師乙篇第十一

雜記上第二十

此の篇は、喪服小記喪大記二篇と共に喪事を記す、姉妹の篇なり、喪服小記は其の記する所瑣碎なるを以て之れを小記と名づけ、喪大記は其の記する所繁重なるを以て之れを大記と名づく、此の篇記する所小記と相似たるものあり、大記と相似たるものあり、又喪事に非ずして亦之れを記するものあり、かく記事雜なるを以て故に名づけて雜記といふ、上下二篇に分つは卷帙大なるを以てなり、

諸侯行而死於館、則復如於其國、如於道則升其乘車之左轂、以其綏復、其輤有裧、緇布裳帷、素錦以爲屋而行、至於廟門、不毀牆、遂入適所殯、唯輤爲說於廟門外、

【義解】此の節は、諸侯が他國又は途上にて死せしときの招魂の禮と、其の尸を載する柩車の飾及其の歸りて宮門に入る禮とを說く、

諸侯が他國にゆきて客館にて死するとき、其の魂を呼び復す禮は、其の本國にて死せしときの如くす、若し途上の廬宿にて死するときは、則ち其の乘車の左の轂の上にのぼり、其の綏を以て魂を呼び復すを禮とす、而して其の尸を載する車は、其の車上の覆には四旁に邊緣ありて垂る、緇布にてつくる、車の周圍には亦緇布の覆あり、尸の上は素錦を以て覆ひ、之れを屋に象る、かく飾を設けて乃ち國に行く、都に着し廟門に至れば牆を毀たずして入り、尸を堂上に安んず、たゞ車上の覆ひの四旁に垂る邊緣と周圍の覆とは、廟門外にて脫き去ることを爲す、

【字解】〔館〕客館なり、〔復〕死者の魂を呼びかへす式、〔道〕道上の廬舍なり、〔乘車之左轂〕乘車は諸侯が自ら乘る所の車なり、家に在りて魂を呼ぶときは則ち屋の東榮に升る、車南に向ふときは 即ち

の如く綏に、其の聲の長く續きてたゞしきことは恰も貫ける珠の如し、是れ歌聲の精妙なるものなり、歌聲の妙此の如くんば己が德をのべひろむるに於て何かあらん、

【字解】〔抗〕上空にあがるが如く調の輕く淸く且つ剽疾なること、〔隊〕墜に同じ、地上に落下するが如く重濁に、且つ舒く遲きこと、〔曲〕めぐりまはること、〔折〕屈折する如く委曲に且つ悠揚なること〔槀木〕槁木に同じ、枯れ木なり、〔倨中レ矩〕倨の聲調の屈折の小なるもの、中矩とはさしがねの角の如く急なること、〔句中レ鉤〕句は聲調の屈折の大なるもの、中レ鉤とは鉤の曲り角の如く稍緩なること、〔纍纍乎〕つゞきて絕えざるさま、〔端〕正なり、タヾシと訓む、

故歌之爲言也、長言之也、說之故言之、言之不足、故長言之、長言之不足、故嗟歎之、嗟歎之不足、故不知手之舞之足之蹈之也、

【義解】此の節は、歌の義を說く、

歌聲の妙は上述の如し、歌聲の妙を知るも其の義を知らざるときは不可なり、故に其の義を說かん、夫れ歌の言たるや聲を長くして言ふことなり、何を以て聲を長くして言ふや、人心物に感じて悅ぶを以て口に出して言ふ、口に出していふのみにては滿足せず、故に聲を長くして言ふなり、これ歌の始なり、聲を長くして言ふのみにて滿足せず、故に之れを嗟嘆し、抑揚高下す、これ音調の出りて生ずる所なり、之れを嗟嘆するのみにては滿足せず、故に進みて手の舞ひ足の踏むを知らざるに至る、これ舞踏の生ずる所以なり、

【字解】〔說レ之〕說は悅なり、〔嗟歎〕共に歎美することなれども、分けていへば嗟は聲にかゝり歎は氣にかゝる、嗟歎して自然に抑揚高下の音調の出づるをいふ、

子貢問樂、

【義解】此の四字は本章の篇題の名なり、古書の篇題はすべて篇末にあるを例とす、樂記十一篇皆之れありしも、先儒十一篇を合して一篇となし、其の每篇末の篇題を删り去りしを、獨此のみは末にありしを以て删去することを忘れたり、故に尙存するなり、

○以上一章、資性に應じて適せる歌を歌ひ德を養ふ

之、故謂之商、齊者三代之遺聲也、齊人識之、故謂之齊、明乎商之音者、臨事而屢斷、明乎齊之音者、見利而讓、臨事而屢斷、勇也、見利而讓義也、有勇有義、非歌孰能保此、

【義解】　此の節は、商齊二聲の效をいふ、蓋し此の二聲は學者の常誦する所に非ざるを以て特にこゝに申言するなり、

夫れ頌雅風は學者の常誦する所なれども、商齊の二聲は然らず、故に左に其の効を申言せん、商聲は五帝の遺聲なり、たゞ商人のみ之れを識知せり、故に之れを商聲といふ、齊聲は三代の遺聲なり、たゞ齊人のみ之れを識知せり、故に之れを齊聲といふ、商聲に明なるものは其の徳濶大にして剛直なり、故に事に臨みて屢、能く決斷す、齊聲に明なるものは、其の徳温良なり、故に利を見て私せず、之れを人に讓る、事に臨みて屢、能く決斷するは勇なり、利を見て私せず、人に讓るは義なり、勇あり義あるも歌によりて之れを養ふに非ずんば、孰れか能く此れを完全に保つことを得んや、故に義勇あるものは此の二聲を歌ひて其の徳をのべひろむべきなり、

【字解】　〔遺聲〕遺れる聲調の義、〔商人〕宋人なり、宋は商(殷)の後なり、故にいふ、〔保此〕此の義勇を完全に保ちて失はぬこと、

故歌者上如抗、下如隊、曲如折、止如槀木、倨中矩、句中鉤、纍纍乎端如貫珠、

【義解】　此の節は、歌聲の妙を説く、

上述の如く歌は固より以て己が徳をのぶるものなれども、音調諧和せざるときは則ちこの効果を得がたし、故に左に其の音調を説かん、調の上るときは上空にあがるが如く輕清剽疾に、下るときは地上に落下するが如く、重濁に舒遅に、めぐりまがるときは屈折するが如く委曲に悠揚に、とゞまるときは槁木の立ちて生意なきが如く、其の屈折の小なるものは矩の角の如く急に、其の屈折の大なるものは鉤の曲り角

【義解】 此の節以下終まで師乙の答なり、此の節は、頌、雅、風、商、齊の詩を歌ふに適せる資性をあぐ、師乙曰く、乙は賤しき樂工なり、何を以て君が資性に適宜せる歌は何かと問ふに足る資格あるものならんや、されど折角の問なれば、請ふ我聞ける所のことを誦說せん、吾子自ら之れによりて資性に適宜なるものを擇びて執れ、資性德量寛大にして安靜に、和柔にして正直なるものは、頌を歌ふに宜し、何となれば頌は天子の寛廣和正なる德澤を歌ひしものなればなり志意廣大にして安靜に、疏朗通達にして信義あるものは大雅を歌ふに宜し、何となれば大雅は王政の廣大通明なるものを歌ひしものなればなり、資性恭敬儉約にして禮を守るを好むものは小雅を歌ふに宜し、何となれば小雅は燕享儀式の小政を歌へるものなればなり、資性正直にして安靜に、廉潔にして謙譲なるものは國風を歌ふに宜し、何となれば國風の歌は善風を美とし、惡風を刺り以て正直清謙なる風を勸奬するを主としたるものなればなり、資性潤大にして剛直に而も慈愛の情あるものは商聲を歌ふに宜し、何となれば商聲は剛決の中に和愛の音を含めばなり、資性溫良にして而も能く決斷するものは齊聲を歌ふに宜し、何となれば齊聲は柔緩の中に勇强の音を含めばなり、夫れ歌は未だ歌はざるの先きに、己が身を正直にして德を修養し、而る後己が德に宜しき歌を歌ひて己が德をのべひろむるものなり、己が德をのべひろめて天地と德を同じうするに及びて、天地相應じて亂れず、四時和ぎて調ひ、星辰治まりて異變なく、萬物其の生を遂げて發育するなり、

【字解】 〔賤工〕賤しき樂工の意なり、〔自執〕自ら擇び執れの意なり〔頌〕詩經の頌なり、下句の大雅小雅風皆同じ、風は國風なり、〔疏達〕疏は疏朗、達は通達なり、〔廉〕廉潔なり、〔謙〕謙譲なり、〔肆直〕肆は潤大なり、〔商〕商聲なり、次節に見ゆ、〔齊〕齊聲なり、下節に見ゆ、〔直レ己而陳レ德也〕己が身を正直にして以て德を修養し、而る後に其の養へる德と同じき歌を歌ひて其の德をのべひろめて偉大にすると、〔動レ己而云云〕動レ己とは己の德を運動して大きくするの義にして、前句の陳レ德に同じ、天地以下は德を偉大にして天地と德を齊しくするに至らば、天地人三才の地位を保つを得るを以て、陰陽調和し萬物を化育するをいふ、即ち其の効果の偉大なることを言ひしものなり、〔天地應焉〕天と地と相應じて其の處を得て亂れざること、天變地異なきをいふ、〔星辰理焉〕理は治まること、星辰治まるとは星の隕るとか怪星のあらはれざるとかをいふ、

故商者五帝之遺聲也、商人識ニ(シルセリ)ト

夫れ音樂は先王が喜びの心を飾りあらはす所以のものなり、軍隊と鈇鉞とは先王が怒りの心を飾りあらはす所以のものなり、かく先王の喜怒は皆其の適當なる同類を得て之れをあらはすが故に、喜ぶときは則ち天下の人皆喜びて之れに和し、怒るときは暴亂のものも震ひ畏るゝなり、されば先王の制定せられたる道にて禮樂の二道は、正に其の盛大を極むるものと謂ふべきなり、

【字解】〔軍旅〕一萬二千五百の兵を軍といひ、五百の兵を旅といふ、されど此にては二字にて軍隊の意に見るべし、〔鈇鉞〕王制篇に圖解す、〔儕〕類なり、同類なり、同類を得とは喜べば其の同類なる音樂を得、怒れば其の同類なる軍旅を得るをいふ、

○以上第四章、禮樂の效果の盛大なることを說く、

◎以上舊樂化篇第十

子贛見師乙而問焉曰、賜聞聲歌各有宜也、如賜者宜何歌也、

【義解】此の節は、子貢の問にて己には如何なる歌が資性に適ふやといふことを尋ねたるなり、子貢師乙にあひて問うて曰く、賜は聲歌は各〻人の性に適ひたるものを歌ふが宜しといふことを聞けり賜の如き性質の者は、何の歌をうたふが宜しきやと、

【字解】〔子贛〕子貢に同じ、檀弓篇に傳す、〔師乙〕師は樂師にて、乙は其の名なり、其の傳を詳にせず、〔賜〕子貢の名なり、〔有宜〕性質に適ひたるものを歌ふが宜しといふことありの意なり、

師乙曰、乙賤工也、何足以問所宜、請誦其所聞、而吾子自執焉、寬而靜柔而正者宜歌頌、廣大而靜疏達而信者宜歌大雅、恭儉而好禮者宜歌小雅、正直而靜廉而謙者宜歌風、肆直而慈愛者宜歌商、溫良而能斷者宜歌齊、夫歌者直己而陳德也、動己而天地應焉、四時和焉、星辰理焉、萬物育焉、

樂器を指す、節はとゝのふること、節は音節なり、一句の意は、諸種の樂器を比べて其の音樂をとゝのへ美しくすることをいふ、〔節奏合以成文〕節奏して音聲を合成し文章をなすこと、〔附親〕附はなづくること、

故聽其雅頌之聲、志意得廣焉、執其干戚、習其俯仰詘伸、容貌得莊焉、行其綴兆、要其節奏、行列得正焉、進退得齊焉、故樂者天地之命、中和之紀、人情之所不能免也、

【義解】 此の節は、また異なりたる方面より舞樂の効用を説き前節の足らざる所を補ふ、

故に人々が其の雅頌の正樂を聽くときは、淫邪の念萠さずして志意廣大となるを得、其の干と戚とを執りて舞ひ、其の俯したり仰ぎたり屈みたり伸びたりする所作を習ふときは、規律嚴正となりて容貌莊嚴となるを得、又舞者が其の舞踏場内の中央なる位置に集まりて其の場内を行るとき、音樂を奏して其の進退を合一にするときは、行列正しきを得、進退齊きを得るのみならず、観る者も亦之れによりて進退ととのふなり、音樂の効用は此の如く大なり、故に音樂は天地の大敎なり、人の性情を中和にする大綱たるものなり、而して人情の必ず免れざる所のものなり、

【字解】〔干戚〕干は檀弓篇、戚は月令篇を見よ、〔莊〕莊嚴なり、〔綴兆〕綴は舞踏者があつまる舞踏場内の中央をいふ、兆は域にて其の場内を指す、〔要〕會なり、アハスと訓む、〔節奏〕進退に同じ、〔天地之命〕命は敎なり、音樂は前に述ぶるが如く天地に則りて制し人の性情を和ぐるものなり、故に天地の敎といふ、〔中和之紀〕紀は大綱なり、音樂は性情を中和にする大綱の義なり、○中庸に喜怒哀樂之未發謂之中、發而中節謂之和とあり、

夫樂者先王之所以飾喜也、軍旅鈇鉞者先王之所以飾怒也、故先王之喜怒皆得其儕焉、喜則天下和之、怒則暴亂者畏之、先王之道、禮樂可謂盛矣、

【義解】 此の節は、また異なりたる方面より音樂の効果の盛なるを説き前々節を補ふ、

共に正しくみやびなる音樂なり、故に此にては正しくみやびなる音樂の意に見るべし、〔流〕淫放に流るゝこと、〔文〕樂の篇章をいふ、〔論〕論辨なり、義理を論辨すること、〔不レ息〕善に進むを息むことなからざらしむるの意なり、〔曲直〕曲は聲調の曲折せるをいひ、直は聲調の直く長きをいふ、〔繁瘠〕繁は聲調のさわがしきをいひ、瘠は聲調の清くあつさりとしたるをいふ、〔廉肉〕廉は聲調の細く鋭きをいひ、肉は聲調の太くゆるやかなるをいふ、〔節奏〕節は聲調を止むること、奏は聲調をすゝむること、一曲を奏する中に一寸とめてはすぐすゝみ、すゝみては又一寸とむるをいふ、〔立レ樂之方〕立とは猶制定すといふが如し、方は道なり、ミチと訓む、

是故樂在二宗廟之中一、君臣上下同聽レ之、則莫レ不二和敬一、在二族長鄕里之中一、長幼同聽レ之、則莫レ不二和順一、在二閨門之內一、父子兄弟同聽レ之、則莫レ不二和親一、故樂者審レ一以定レ和、比レ物以飾レ節、節奏合以成レ文、所下以合二和父子君臣一、附中親萬民上也、是先王立レ樂之方也、

【義解】此の節は、音樂の效果を述べ、復び先王制樂の理に及べり、

以上述ぶる通りなるが故に、音樂は宗廟の中にて君臣上下一同にて之れを聽くときは、皆和ぎて恭ひ敬まざるはなし、村里の中にて年長者年少者一同にて之れを聽くときは、皆和ぎて柔順ならざるはなし、家中にて父子兄弟一同にて之れを聽くときは、皆和ぎて親睦せざるはなし、故に音樂とは、人の聲音を審に觀察して、以て調和の音を定め、種々の樂器を比べて以て音節をかざりとゝのへ、之れを節奏して音聲を合成せしめ、以て粲然たる文章を成すものにして、父子君臣の間を和合し萬民をなつけ親します所以のものなり、是れ先王が音樂を制定し給ふの道なり、

【字解】〔族長鄕里〕族は百家の邑をいひ、長は黨に通じ五百家の邑をいひ、鄕は一萬二千五百家の邑をいひ、里は二十五家の邑をいふも四字にて單に村里といふ意に見て可なり、〔閨門之內〕家中の小門を閨といふ、故に閨門之內とは家の中といふ意なり、〔審レ一以定レ和〕一は人の聲をいふ、和は調和の音なり、一句の意は、人の聲を審に觀察して調和の音を定むるなり、蓋し人の聲は一なりと雖其の感は殊なり、或は哀樂の感あり、或は喜怒の感あり、故に當に其の聲を詳に觀察して以て調和の曲を定むべきなり、〔比レ物以飾レ節〕物は種々の

無形、形而不爲道、不耐無亂、先王恥其亂、故制雅頌之聲以道之、使其聲足樂而不流、使其文足論而不息、使其曲直繁瘠廉肉節奏足以感動人之善心、而已矣、不使放心邪氣得接焉、是先王立樂之方也、

【義解】 此の節は、音樂の起る所以を論じて、先王制樂の道に及ぶ、

夫れ音樂とは樂しむとなり、樂しむといふことは人情の必ず免るゝ能はざる所也、樂む時は則ち必ず聲音に發して歌となり、動靜にあらはれて舞となる、これ人道の自然也、この聲音と動靜とにあらはるゝ歌舞は性情の物に感じて發動する所以の變化にして、其の變化は實に此の二つに盡きたり、故に人は樂まざることは能はず、樂むときは聲音動靜にあらはるゝことなき能はず、聲音動靜にあらはれて之れを正しき方に導くことをなさゞるときは、亂れて淫猥に赴くことなき能はず、先王は其の亂れて淫猥に赴くを惡み給ふ、故に雅頌の正しくみやびなる音樂を制定して、以て之れを正しき方に導き、其の聲調は人をして樂むに足りて淫放に流れざらしめ、其の樂章は人をして義理を論辨するに足りて善き方に進むことを息むことなからしめ、其の聲調は或は曲折し、或は長く直く、或はさわがしく、或は淡泊に、或は細く銳く、或は太くゆるやかに、或はとゞめ或はすゝむるに、皆人の善心を感動するに足らしむるのみ、淫放なる心邪穢の氣をして我身に交接することを得しめざるなり、是れ先王が音樂を制定し給ふの道なり、

【字解】〔樂者樂也〕上の樂は音ガク、音樂なり、下の樂は音ラク、たのしむなり、〔發於聲音〕歌となりてあらはるゝをいふ、〔形於動靜〕舞となりてあらはるゝをいふ、〔性術之變〕性術は性情の物に感じて發動する所以をいふ、變は變化なり、〔盡於此矣〕此の歌舞の二につくの意なり、〔不耐〕耐は能なり、アタフと訓む、〔樂不耐無形、形而不爲道〕この形は聲音動靜にあらはるゝこと、道は導なり、ミチビクと訓む、下句の以道之の道も同じ、正しき方に導くこと、〔雅頌〕詩經の雅と頌となり、雅は政を歌ひ、頌は天子の德を歌ふ

樂也者動於內者也、禮也者動於外者也、故禮主其減、樂主其盈、禮減而進、以進爲文、樂盈而反、以反爲文、禮減而不進則銷、盈而不反則放、故禮有報、而樂有反、禮得其報則樂、樂得其反則安、禮之報樂之反其義一也、

【義解】夫れ樂は心內に感動して起るものなり、禮は外貌に發動してあらはるゝものなり、故に禮は其の退讓檢束を主とし、樂は和易舒暢を主とす、禮は退讓檢束を主とするを以て行ひ難ければ勉強して進み行ふ、故に勉強して進み行ふを以て善美となす、樂は和易舒暢を主とするを以て放慢に流れ易ければ自ら抑止して節す、故に抑止して節するを以て善美となす、若し禮が退讓檢束するのみにて勉強して進み行はざるときは則ち意氣銷磨し、樂が和易舒暢するのみにて抑止して節せざるときは、則ち意氣放慢するに至る、是れ故に禮には勉強して進み行ふあり、樂には自ら抑止して節あり、始めて完し、禮には其の勉強して進み行ふことをなし得るときは、則ち心自ら樂しく、樂にて其の抑止して節することを得るときは、則ち心安かなり、是れ故に禮の勉強して進み行ふと樂の抑止して節するとは其の義一なり、即ち共に心を安樂するに歸するのみ、

【字解】〔減〕退讓檢束すること、〔盈〕和易舒暢すること、〔進〕勉強して進み行ふこと、〔文〕善美の意、〔反〕抑止して節すること、オサフと訓む、〔銷〕銷磨なり、意氣銷磨すること、〔放〕放慢なり、意氣放慢すること、〔報〕褒と通ず、褒は進なり、前句の進と同意義なり

○以上第二章、上章をうけて禮樂の用を言ひ、且つ偏弊を救ふあるべきことを說く、

夫樂者樂也、人情之所不能免也、樂必發於聲音、形於動靜、人之道也、聲音動靜性術之變盡於此矣、故人不耐無樂、樂不耐

ず、恭敬ならざるときは、則ち輕薄怠慢の心おこるなり、

【字解】〔斯須〕暫なり、シバラクと訓む、〔致レ樂〕致は知り究むること、〔易直子諒之心〕易は和易、直は正直、子は慈に同じ慈愛なり、諒は眞に同じ順眞なり、〔油然〕湧き出づるさま、〔天〕其の德天の如しの意、〔神〕其の威神の如しの意、〔入レ之矣〕猶起り來るといふが如し、〔易慢〕易は輕易なり、輕薄をいふ、慢は怠慢なり、

故樂也者動於內者也、禮也者動於外者也、樂極和、禮極順、內和而外順、則民瞻其顏色而弗與爭也、望其容貌而民不生易慢焉、故德輝動於內而民莫不承聽、理發諸外而民莫不承順、故曰、致禮樂之道、擧而錯之天下無難矣、

【義解】此の節は、禮樂の趣致を推して其の効果を極め説く、

上述の如く禮樂の二者は車の兩輪の如く暫くも身を去るべからず、而して今其の起原關係を究むるに、樂は心內に感動して起るものなり、禮は外貌に發動してあらはるゝものなり、樂は和易を極め禮は恭順を極むるを主とす、故に之れを以て心身を治むるときは、心內和樂して外貌恭順なり、此の如きときは則ち民其の溫潤なる顏色を瞻て自ら薫化し與に爭はず、其の恭順なる動作を望みて自ら薫化し輕薄怠慢の心をおこさゞるなり、かく樂を以て心を治むるが故に、其の德のひかり心內に動き顏色にあらはるゝを以て民化して承奉聽從せざるはなく、禮を以て外を治むるが故に、其の道の條理は外貌に發し動作にあらはるゝを以て、民化して承奉敬順せざるなきなり、余故に曰く、禮樂の道を極め之れをあげて天下に施すときは、之れを治むるは少しも難きことなしと、

【字解】〔動二於內一〕樂は心より起る、故にいふ、〔動二於外一〕禮は外より生ず故にいふ、〔承聽〕承は承奉なり、つゝしみうくること、〔理〕道の條理なり、〔錯〕猶施すといふが如し、

○以上第一章、禮樂を以て身心を治むるときは則ち民を化すること易きを説く、

と久しきに象りたるなりと、

【字解】〔周道〕周の政道なり、〔四達〕四方に徧く達すること、

○以上第一章、孔子と賓牟賈との大武の舞樂の問答にて、大武の舞樂の制定聲調舞容の武王の功績に象りたるものなることを詳説す、

◎以上舊賓牟賈篇第九

君子曰、禮樂不レ可二斯須去一レ身、致レ樂以治レ心、則易直子諒之心油然生矣、易直子諒之心生則樂、樂則安、安則久、久則天、天則神、天則不レ言而信、神則不レ怒而威、致レ樂以治レ心者也、致レ禮以治レ躬則莊敬、莊敬則嚴威、心中斯須不レ和不レ樂、而鄙詐之心入レ之矣、外貌斯須不レ莊不レ敬、而易慢之心入レ之矣、

【義解】此の節は、禮樂は身を修むる基なれば暫くも去るべからざることを説く、

君子曰く、禮樂の二者は、暫くも我身より去るべからず、音樂を深く知り究めて心を治むるときは、則和易正直慈愛順良の心油然としておこる、和易正直慈愛順良の心おこるときは、則ち和ぎ樂む、和ぎ樂むときは則ち身體安かなり、身體安かなるときは則ち壽永久也、壽永久なるときは則ち其の德天の如し、其の德天の如きときは則ち其の威神の如し、其の德天の如きときは則言はずして人は信じ、其の威神の如きときは怒らずして人はおそる、これ音樂を知り究めて以て心を治めたる效果なり、次に禮を知り究めて以て躬を治むるときは容姿動作莊敬となる、容姿動作莊敬となるときは則ち嚴肅にして威重あり、人々の尊敬する所となる、これ禮を以て躬を治めたる效果也、之れに反して音樂を知り究めざれば、心中暫くも和易ならず、安樂ならず、和易ならず、安樂ならざるときは則鄙吝詐僞の心おこる也、又禮を知り究めざれば、外貌暫くも莊嚴ならず、恭敬ならず、莊嚴なら

供物に供して然る後諸侯は之れを見倣ひて恭敬の道を知れり、此の五つのものは、天下を治むるの大敎なり、

【字解】〔郊射〕郊は郊內に設けたる國學を指す、射は射術を習ふと、〔左射貍首〕左は東郊に建てたる國學、即ち東學を指す、貍首は詩篇の名、其の詩今散逸せり、一句の意は、東學にて射術を習ふ時は、貍首の詩を歌ひて其の動作を調節すとなり、〔右射騶虞〕右は西郊に建てたる國學即ち西學を指す、騶虞は詩篇の名、詩經召南の中にあり、一句の意は前句と同じ、〔貫革之射〕革は甲鎧なり、甲鎧を貫く射とは軍射なり、〔裨冕搢ㇾ笏〕入朝服の禮裝なり、裨冕は曾子問篇に、笏は內則篇に圖解す、〔虎賁之士〕賁は奔なり、猛虎の奔るが如く猛烈疾捷なる軍士の義なり、〔說ㇾ劍〕說は脫と通ず、トク又はヌグと訓む、〔祀ニ乎明堂一〕明堂にて上帝を祭り父文王を配祀して追孝の意を示すと、〔藉〕藉田なり、祭祀に供ふる黍稷を作る田、〔五者〕郊射と、冕裨をきること、明堂に祀ることゝ、朝覲の禮と、籍田を耕すことゝを指す、

食ニ三老五更於大學一、天子袒而割ㇾ牲、執ㇾ醬而饋、執ㇾ爵而酳、冕而總ㇾ干、所ニ以教ニ諸侯之弟一也、

【義解】 此の節は、武王養老の禮を行ひて諸侯を化することを說く、文功の二、

武王又國學に於て三老五更を養ふ、此の時天子(卽ち武王)は、かたをぬぎて牲を割き、醬を執りて老者に饋り、爵を執りて老者に酳い、冕を冠り干戚を執りて舞ひ老者を樂しませり、此れ諸侯に悌道を敎ふる所以なり、

【字解】〔食〕養なり、食禮(飯を主とする饗禮)を以て養ふより食の字を用ひしなり、〔三老五更〕文王世子篇に解せり、〔袒〕かたをぬぐこと、カタヌグと訓む、〔冕〕大夫以上の冠の稱、〔總ㇾ干〕干戚をとりて舞ふこと、總は總持なり、トルと訓む、〔弟〕悌に同じ、

若ㇾ此則周道四達、禮樂交通、則夫武之遲久不ニ亦宜一乎、

【義解】此の節は、前數節を總括し、大武の舞樂の遲久なる所以をのぶ、

上述に於て武王の大功は明著日の如きを見るべし、此の若くにして周の政道は四方に達し、禮樂はこもごも四方に通せり、而して此の效果を見るに至るまでは幾多の時月を經たり、夫れ大武の樂は卽ち此の大功を歌ひしものなり、然らば其の聲調舞容の遲久なるも亦宜ならずや、卽ち遲久なるは時月を經るこ

【義解】　此の節は、武王が武を偃せて用ひざるを示せしことを説く、武功の二、
武王殷を滅ぼすの後、黄河を渡りて西鎬京に歸るや、馬は之れを華山の南に放ちて、復た乘らざるを示し、牛は之れを桃林の野に放ちて復使役せざるを示し、車甲には血ぬりの式を行ひて之れを府庫に藏め復用ひざるを示し、干戈は倒載して之れを虎皮に包みて復用ひざるを示し、將帥の士は封じて諸侯と爲らしめ以て其の功を賞す、之の處置を名づけて建櫜といふ、然る後天下の人々は武王の復兵を用ひざることを知れり、

【字解】　〔濟レ河〕濟は渡なり、河は黄河なり、周より殷に入り又殷よりかへるには黄河を渡らざる可からず、故にいふ、　〔西〕西鎬京の都にかへるなり、西は殷の西にあたる故にいふ、　〔散〕はなつこと、　〔服〕使役なり、　〔車甲衅〕衅は牲の血をぬること、不祥を除く爲なり、戰ひて人を殺すは不祥なり、故に之れに血ぬるは不祥を除くこと即ち戰はざるを示すなり、　〔倒二載干戈一〕干戈を車にのせるときは刀を前に向ふを法とす、倒とは之れに反し後に向くるをいふ、倒にするは用ひざるを示すなり、　〔建櫜〕建は鍵と通ずかぎなり、櫜は兵器を韜む具なり、建櫜とは府庫に鍵して開かず、兵器を櫜に包みて用ひず即ち武を偃せて用ひざること、戰を起さゞること、

散レ軍而郊射、左射貍首、右射騶虞、而貫革之射息也、裨冕搢レ笏、而虎賁之士說レ劍也、祀二乎明堂一、而民知レ孝、朝覲然後諸侯知レ所二以臣一、耕レ籍然後諸侯知レ所二以敬一、五者天下之大敎也、

【義解】　此の節は、武王殷を平定の後文敎を起せることを説く、文功の一、
武王殷を平定して歸都の後、軍隊を解散して文敎を興せり、卽ち郊學に於て射術を習ふや、東學に射術を習ふときは貍首の詩を歌ひて之れを調節し、西學に於て射術を習ふときは騶虞の詩を歌ひて之れを調節す、かくして軍射は息みたり、士大夫は裨冕をきて笏を搢ましむ、かくして軍士は皆劍を脫せり、明堂にて上帝を祀り父文王を配祀して之れに事へしより、民孝行を知れり、朝覲の禮を定め行ひて、然る後諸侯臣たる所以の道を知れり、王自ら籍田を耕して祭祀の

王子比干之墓、釋箕子之囚、使之行商容而復其位、庶民弛政、庶士倍祿、

【義解】此の節以下四節は武王の大功を說く、大武の舞は此の大功を歌ひしものなればなり、此の節は、紂を滅したる後諸侯を封じ人民を安慰せしことを說く、武功の一、

且つ汝は獨り未だ武王が牧野にて紂を滅ぼせし時の物語を聞かざるか、武王牧野にて殷に克ち其の都に至るや、未だ車より下るに及ばざるうちに、黃帝の子孫を薊國に封じ、帝堯の子孫を祝國に封じ、帝舜の子孫を陳國に封じ、車より下りて後、夏后氏の子孫を杞國に封じ、殷の子孫を宋國に封じ、殷の王子比干の墓を封じ、箕子の囚禁せられたるを釋放し、之れをして商容の居に行きて其の舊位に復らしめ、庶民に對しては政を寬大にし、庶士に對しては俸祿を增給せり、

【字解】〔反商〕反は及と通ず、オヨブと訓む、至る意なり、商は商の都を指す、〔封黃帝之後於薊云云〕史記周本紀には此の事を殷を平定して鎬京に歸りたる後の事となせり、又封神農之後於焦黃帝之後於祝帝堯之後於薊帝舜之後於陳大禹之後於杞とありて國名異なれり、共に傳聞の異に出づるなるべし、又殷の後なる微子を宋國に封ぜるは、成王の時にあり、然るに此に武王の時とせるは、黃帝堯舜商と歷叙したれば序に併せ言ひたるものなるべし、而して他には皆封といひ殷にのみ投といひしは、投とは擧げて徙し置くの辭なり、敵國の後なるを特に此の貶辭を用ひしなり、〔封王子比干之墓〕封は土を盛り境域を定めて墓を築くこと、比干は殷の王子にて紂を諫めて殺されたる忠臣なり、〔箕子之囚〕箕子は殷王の一族にて當時の賢人なり、紂を諫めて囚へられ獄に投ぜらる、武王之れを釋し朝鮮に封す、後周に朝し武王の爲に洪範を述べたり、〔商容〕殷の賢臣なり、〔弛政〕政を寬大にすること、

濟河而西、馬散之華山之陽、而弗復乘、牛散之桃林之野、而弗復服、車甲衅而藏之府庫、而弗復用、倒載干戈、包之以虎皮、將帥之士使爲諸侯、名之曰建櫜、然後天下知武王之不復用兵也、

に諸侯を會するに象れりの意、孟津に諸侯を會せしことは、史記周本紀に武王即レ位、九年上二祭于畢一、東觀レ兵至二于盟津一、是時諸侯不レ期而會二盟津一者八百諸侯、諸侯皆曰紂可レ伐矣とあるをいふ、盟津は即ち孟津なり、北といふは殷の都の朝歌は周の東北にあり、故にいふ、〔再成〕曲の一終を成といふ、〔滅レ商〕商を滅すに象れりの意、以下南、南國是疆等皆同句法なり、〔南國是疆〕殷の都の南に國する諸侯を指して南國といふ、疆はたゞし治まるを、平定せるをいふ、〔分〕分れて左右二列となること、〔周公左召公右〕周公召公と左右に侍して武王をたすくるに象れりの意なり、〔綴〕列なり、整列點即ち第一位を指す、〔崇二天子一〕天下武王を崇びて天子となすの意なり、

大武の舞進行の圖

夾振之而駟伐、盛威於中國也、分夾而進、事蚤濟也、久立於綴、以待諸侯之至也、

【義解】此の節は、大武の舞の六成中の重なる作法の理由の解釋なり、毎成二人舞者を夾みて鐸を振り鳴らして節と爲すときは、舞者は戈矛を振ひて撃刺するさまをなすこと四たびなるは、武王が威武を國中に盛に示すに象れるなり、舞者各〻部分あり、鐸を振ふ者之れを夾みて進むは、早く武功を成さんことを勉むるに象れるなり、未だ舞はざる前に舞者の久しく整列點に立つは、武王諸侯の至り集るを待つに象れるなり、

【字解】〔夾振〕二人の者が舞者を夾みて鐸を振鳴らして舞容を節するを、〔駟伐〕駟は四と通ず、四伐とは舞者が四たび戈矛を持ちて撃刺のさまをなすこと、〔分夾〕分は部分なり、舞者各〻部分あり、鐸を振ふもの亦各〻之れを夾むこと、

且女獨未聞牧野之語乎、武王克殷反商、未及下車、而封黃帝之後於薊、封帝堯之後於祝、封帝舜之後於陳、下車而封夏后氏之後於杞、投殷之後於宋、封

厲し跪く理由を說く、
子曰く坐せよ、吾汝に其の理由を語らん、夫れ音樂を作る者は、其の成功に倣ひ象るもの也、大武の舞の將に始まらんとする時、舞人は總べて干盾を持ちて立ち山の如く嶷然として動かず、此れ武王が紂を伐つとき盾を持ちて以て諸侯の至るを待つに象れるなり、舞人が舞ひ始まるや、手足を發揚し强く厲しく地を蹈むは、太公望が威武の强盛なる志に象れるなり、大武の舞の終に、舞人皆跪くは、周公召公が文德の政治を以て武を止めしに象れるなり、

【字解】〔居〕猶坐せよといふが如し、〔成〕成功なり、〔總レ干〕舞人が總べて干と盾とを持つこと、〔山立〕山の如く立ちて動かざること、〔太公〕太公望なり、姓は呂、名は尙、文王武王の軍師たり、武王殷を平ぐるの後齊に封ぜらる、〔亂〕終なり、〔坐〕跪なり、〔周召〕周公旦と召公奭となり、周公は人の普く知る所、故に此に贅說せず、召公は曾子問篇に傳せり、

且夫武始而北出、再成而滅商、三成而南、四成而南國是疆、五成而分、周公左召公右、六成復綴以崇天子、

【義解】此の節は、大武の舞の六成の說明なり、
且つ夫れ大武の舞の始まるや、舞人南の第一位（整列出發點）より北に向ひ第二位に進むは、武王始めて出でゝ伐つとき、孟津に至りて大に諸侯を會するに象れるなり、二曲の始まるや、第二位より更に北に向ひ第三位に進むは、武王牧野に至りて紂と戰ひ之れに克つに象れるなり、三曲の始まるや、第三位より更に進みて第四位（北の終點）に至り改めて南方に向ふは、殷に克ち師を旋して南に向ふに象れるなり、四曲の始まるや、第四位より南に向ひて第三位に反るは、紂を伐つの後南方の諸侯を正し治むるに象れるなり、五曲始まるや、第三位より第二位に至り分れて左右となるは、天下既に定まり周公は左に居り召公は右に居りて輔佐するに象れるなり、六曲始まるや、第二位より更に南に進みて第一位の整列點に反るは、武功成りて鎬京（周の都）に歸り四海皆武王を崇びて天子と爲すに象れるなり、

【字解】〔始而北出〕一曲の始まるや、舞者第一位より北に向ひ第二位に至ること、北出とは武王が出でゝ紂を伐つとき孟津に至りて大

賓牟賈對へて曰く、是れは大武の樂の音調に非ざるなりと、子曰く、若し大武の樂の音調に非ざれば則ち何の音樂の調かと、賈對へて曰く、樂を掌るの有司其の相傳ふるの説を失へり、故に吾其の理を知らず、若し有司其の相傳ふるの説を失ふに非ずして、實際古より此の如き聲調ありたりとせば、是れ武王の志荒亂なるなり、故に音にあらはれて此の如きならんと、孔子聞き終りて曰く、然り丘のこの事を萇弘にきゝしときも、其の答亦吾子の言の如くなりき、是れ事實ならんかと、

【字解】〔淫〕貪濫の意、〔及レ商〕商（殷の一名）を取らんとするが如き調あるをいふ、〔武王之志荒矣〕荒は荒亂なり、周室が殷を滅ぼさんとしたるは大王以來の政策にて武王に至りこれをなし遂げたるなり、其の評して荒亂といふも強ち無意義に非ず、武王が天意に應じ民意に從ひて殷を滅ぼせるが如くいふは、孟子一派の論のみ、孟子は武王を本尊とせるを以て、此く辨護して善意に解したるなり、故に此の句を説くものは深く歴史上の眞事實をきはむべきなり、〔唯〕應への辭、然りといふ意、〔丘〕孔子の名なり、〔萇弘〕周室の樂官にて孔子は音樂を此の人に學べり、〔吾子〕親むの辭なり、

賓牟賈起免レ席而請曰、夫武之備戒之已久、則既聞レ命矣、敢問、遲之遲而又久何也、

【義解】此の節は、賓牟賈の大武の樂の舞の遲緩にして久しき理由を問ふことを記す、

賓牟賈起ちて席を避け請ひ問うて曰く、夫れ大武の舞樂の鼓を撃ちて備へ戒むること已に久しき理由は、則ち既に敎を聞くを得たり、敢て問ふ、かく舞者を備戒して舞ふことを遲くし、舞始まるに至りても亦遲く緩にして永きは何故ぞやと、

【字解】〔免レ席〕猶避レ席といふが如し、〔武之備戒一句〕孔子始めに此の事を問ひて賈對へ、孔子否定せず、故に聞レ命といふ、〔遲レ之〕備戒之已久を指す、〔遲而又久〕舞始まるに至りて六成（下節に詳し）あり、毎成遲く緩にして時のたつこと永し、故にいふ、

子曰、居吾語レ汝、夫樂者象レ成者也、總レ干而山立武王之事也、發揚蹈厲太公之志也、武亂皆坐周召之治也、

【義解】此の節以下終まで孔子の答なり、此の節は大武の舞の始と中間と終とに舞人が干を立て發揚蹈

【字解】〔咏歎〕長聲に歎ずること、〔淫液〕聲調の長くつゞきて絶えざる貌、〔逮〕及なり、オヨブと訓む、

發揚蹈厲之已蚤何也、對曰、及時事也、

【義解】此の節は、大武の舞の發揚し蹈厲する理由を問ひ、賈答ふるなり、

孔子問うて曰く、大武の舞の容の手足を發き揚げ地を蹈むことを厲く強く而も其の甚だ疾速なるは何故ぞやと、賓牟賈對へて曰く、武王は時に及びて紂を伐つ一時も緩くすべからざるに象りしなりと、

【字解】〔發揚〕手足を發き揚ぐること、〔蹈厲〕地を蹈むこと厲しく強きこと、〔已〕甚なり、ハナハダと訓む、〔蚤〕速なり、

武坐致右憲左何也、對曰、非武坐也、

【義解】此の節は、孔子大武の舞に坐くことある理由を問ひ、賈答ふるなり、

孔子又問うて曰く、大武の舞にて舞ふもの時に跪きて右膝を地につけ左足を擧ぐるは何故ぞやと、賓牟賈對へて曰く、是れ舞者の跪くに非ざるなり、舞法には跪くことなしと、

【字解】〔坐〕跪なり、ヒザマヅクと訓む、〔致右〕右膝を地につくこと、〔憲左〕憲は軒と通ず、アグと訓む、軒左とは左足をあぐること、〔非武坐〕武は武舞の人を指す、一句の意は、武舞の人は跪くに非ず、舞法に跪くことなしとなり、されど下節に、孔子が武亂皆坐といへるを見れば、賈の答は間違へるを知るべし、

聲淫及商何也、對曰、非武音也、子曰、若非武音則何音也、對曰、有司失其傳也、若非有司失其傳則武王之志荒矣、子曰、唯丘之聞諸萇弘亦若吾子之言是也、

【義解】此の節は、孔子大武の樂に貪欲の調子を帶ぶる理由を尋ね賈答へて孔子之れを賛することをあぐ、

孔子又問うて曰く、大武の樂の聲調の貪濫にして商を取らんと欲するが如きところあるは何故ぞやと、

聚め養ふの頁臣をいふ、聚斂之臣とは異なり、〔鞞〕馬上にてうつ鼓大鼓の節を助くる爲に用ふ、せめだいこ、〔讙〕かまびすしきこと、〔動〕人心を動かすこと、〔鏗鏘〕音樂の聲、〔彼〕音樂の聲を指す、〔合〕心に契合すること、

○以上第一章、古樂新樂の效果より、樂と音との別を説き、君子聽樂の法を述ぶ、

◎以上舊魏文侯篇第八

賓牟賈侍坐於孔子、孔子與之言及樂、

【義解】此の節は、賓牟賈孔子に侍坐して孔子之れと音樂を論ずることを記す、賓牟賈孔子に侍坐す、孔子之れと言論して音樂の事に及べり、

【字解】〔賓牟賈〕賓牟は姓にして、賈は名なり、傳を缺く、

曰夫武之備戒之已久何也、對曰、病不得其衆也、

【義解】此の節は、孔子大武の舞樂の備戒することと久しき理由を尋ね賈答ふるなり、孔子問うて曰く、大武の樂舞は、先づ鼓を擊ちて備へ戒むること已に久しくして、乃ち始めて舞を作すは何故ぞやと、賓牟賈對へて曰く、武王紂を伐つとき士衆の心を得ざらんことを憂ふ、故に先づ鼓を鳴らして以て士衆を戒むること久しくして、乃ち出でゝ戰ふ、此の舞は卽ち此れに象りたるものなり、故に然りと、

【字解】〔武〕大武の樂なり、周の武王の功を歌へるもの、〔病〕憂なり、ウレフと訓む、

咏歎之淫液之何也、對曰、恐不逮事也、

【義解】此の節は、孔子大武の樂の聲調の咏歎淫液する理由を尋ね、賈答ふるなり、孔子又問うて曰く、大武の樂の聲調の長聲にして歎じ、而も嫋々としてつゞき絶えざるは何故ぞやと、賓牟賈對へて曰く、武王紂を伐つとき諸侯の後れ至る者は戰事に及ばずして之れを望慕せんことを恐れたり、此の聲調は卽ち望慕の情の長くつきざるに象りたるものなりと、

聽竽笙簫管之聲、則思畜聚之臣、鼓鼙之聲讙、讙以立動、動以進衆、君子聽鼓鼙之聲、則思將帥之臣、君子之聽音、非聽其鏗鏘而已也、彼亦有所合之也、

【義解】 此の節は、有德の君主が音を聽きたるときの感覺をのべて、暗に文侯の反省を促す、鐘の聲は堅く剛し、堅く剛きを以て號令を立つべし、號令は以て士氣を充實にすべし、士氣の充實は以て武勇を奮起すべし、是れを以て君子鐘聲をきくときは、則ち武勇の臣を想起す、磬の聲は輕く淸し、輕く淸きを以て辨別を明にすべし、辨別を明にするを以て、義を取り節に就きて死を致すべし、是れを以て君子磬の聲を聞くときは則ち國境を守りて節に死せるの臣を想起す、琴瑟の聲は哀怨なり、哀怨は以て廉稜の氣を立つ、廉稜なれば以て志を立て丶義につく、是れ故に君子琴瑟の聲を聽くときは、則ち正義に志すの臣を想起す、竽笙簫管の聲は多くひろし、多くひろきを以て能く會聚るを得、會聚するときは以て衆人をあつむべし、是れ故に君子竽笙簫管の聲を聽くときは、則ち衆庶を集め養ふの良臣を想起す、鼓鼙の聲は讙し、讙しければ人の心を動かすを得、人の心を動かすを得ば以て衆を進發さすを得、是れ故に君子鼓鼙の聲を聽くときは、則ち將帥の臣を想起す、此の如く君子の音を聽くや、たゞ其の鏗鏘たる音をきくのみに非ざるなり、彼の樂聲がまた己が心に契合する所あるなり、君亦思を此に致し給ふべしと、

【字解】 〔鏗〕堅く剛きこと、〔橫〕充實なり士氣の充實を指す、〔君子〕德位を兼ねていふ、人君にして聖德あるものなり、〔石聲〕磬の聲なり、磬は石にて造るよりいふ、〔磬〕輕く淸きこと、〔磬以立辨〕辨は辨別なり、輕く淸ければしつこからず、故に辨別し易きを以てかくいふ、〔辨以致死〕辨別あるときは能く不義と義とを知る、故に死を致すべきを以てかくいふ、〔封疆〕國境なり、〔絲聲〕琴瑟の聲なり、琴瑟の弦は絲を以てつくる故にいふ、〔哀以立廉〕哀は哀怨なり、廉は廉稜なり、哀怨するときは則ち惻然として收斂するを以て自ら廉稜立つなり、故にいふ、〔竹聲〕竹は竹にて造りたる樂器、竽笙簫管等の總稱なり、〔濫〕多くひろきこと、竹器は合奏するを以て音多くひろし、故にいふ、〔濫以立會〕會は會聚なり、多くひろきときは會聚するを得る故にいふ、〔畜聚之臣〕畜は養なり、仁を以て衆庶を

示す器なり、此の六器定まりて、然して後鐘磬竽瑟を作爲して以て之れに和し、其の調をして質素に過ぎ乾燥に流れざらしめ、干戚旄狄を持ち樂調に合せて舞踏し、其の樂をして盛大ならしむ、此の樂や先王の廟を祭る所以の具なり、獻酬醋酢の禮を修むる所以の具なり、貴賤官序して各、其の宜しきを得る所以の用なり、後世に尊卑長幼の序あるを示す所以の用なり、君此の樂を好み給ふときは、身心自ら敬和になるのみならず、民亦之れに倣ふを以て、國家の平安富强に赴くこと期して待つべきなり、

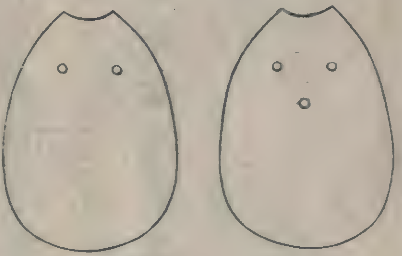

塤　（三禮義疏）

【字解】〔鞉〕鼓に似て小さく柄を持ちて之れを搖すときは旁に附けてある玉が自然に鼓面にあたり鳴る仕掛の鼓、〔椌楬〕椌は柷、楬は敔なり、王制月令二篇に圖解す、〔塤篪〕塤は土を燒きて造り上尖り底平にして其形稱錘に似たり、其の聲叫ぶが如し、篪は月令篇に圖解す、〔德音之音〕德音の音を見はし示す樂器の義なり、〔鐘磬一句〕鐘竽は王制篇に、磬瑟は曲禮篇に圖解す、鞉鼓等六樂器の音に質素なるを以て、此の四樂器の華美の音を以て之れを調和するなり、〔干戚旄狄〕狄は翟に通す、雉の羽なり、舞者の執るもの、所謂羽なり、干は檀弓篇に、戚羽は月令篇に、旄は本篇首に圖解す、干戚は武舞に旄羽は文舞に用ふ、〔所㆓以獻酬醋酢㆒也〕宗廟の祭の時、尸に物をすゝむるを獻といひ、衆神酒を酬ひあふを酬といひ、尸食畢りて之れに酒をすゝむるを醋といひ、尸が主人主婦に酒をすゝむるを酢といふ、皆樂を以て之れを節す、故にいふ、〔官㆓序貴賤㆒一句〕宗廟の祭を助くる臣下は、位の貴賤によりて祭に於ける官等を次第し、宜しきに稱はしむ、而して其の進退揖讓は皆樂を以て節す、故にいふ、〔後世一句〕長幼尊卑の義理は皆音樂に見はる故にいふ、長幼尊卑の理の音樂にあらはるゝことは前に見ゆ、

鐘聲鏗、鏗以立號、號以立橫、橫以立武、君子聽鐘聲、則思武臣、石聲磬、磬以立辨、辨以致死、君子聽磬聲、則思死封疆之臣、絲聲哀、哀以立廉、廉以立志、君子聽琴瑟之聲、則思志義之臣、竹聲濫、濫以立會、會以聚衆、君子

【義解】 此の節は、正樂の敬和なることを說き、前節と相反映せしむ、
詩に曰く、祭に奏する樂器は肅雝として和ぎ鳴る、先祖の靈は是れを聽きて樂しむと、夫れ肅とは肅み敬ふことなり、雝とは和ぐことなり、正樂は其の音敬和なり、故に神靈の之れを樂しむのみならず、人も亦之れをきゝて敬和の心を養ふ、夫れ敬和なるときは何の事か行はれざらんや、正樂の效や實に此の如し、
【字解】〔詩云〕詩經周頌有瞽の篇なり、〔雝〕雍に同じ、

爲人君者、謹其所好惡而已矣、君好之則臣爲之、上行之則民從之、詩云、誘民孔易、此之謂也、

【義解】 此の節は、人の好惡は直に臣民に影響することを說き、下節を誘起す、
人君たる者は民の模範たり、故に其の好惡する所を謹むべきのみ、君之れを好むときは則ち臣亦好みて之れを爲し、上之れを行ふときは則ち民之れに從ひて行ふ、上の好行する所は下は之れより甚しく好行する者なり、故に詩に曰く、人君たる者は民を誘導することは甚容易なりと、此れの謂なり、君の音樂に於けるも亦此の如し、愼み給はざる可けんや、
【字解】〔詩云〕詩經大雅板篇にあり、〔孔易〕孔は甚なり、ハナハダと訓む、

然後聖人作爲鞉鼓椌楬壎篪、此六者德音之音也、然後鐘磬竽瑟以和之、干戚旄狄以舞之、此所以祭先王之廟也、所以獻酬酳酢也、所以官序貴賤、各得其宜也、所以示後世有尊卑長幼之序也、

【義解】 此の節は、聖人正樂を作爲して以て人を導き後世を薰化することを說く、
上述の如く人君の好惡は民に影響するを以て、古の聖君は己が好惡を正しくして然して後鞉鼓椌楬壎篪の樂器を作爲す、此の六のものは德音の音を見はし

周の王季の徳を頌歌せるものなり、王季は即ち文王の父なり、〔莫〕清く静なる貌、〔類〕善悪を辨へ言行法あること、〔長〕師長なり、教化上よりいふ、〔克比〕此の比は近づき親むこと、シタシムと訓む、〔比二于文王一〕此の比は至なり、イタルと訓む、〔靡レ悔〕恥悔する所なしといふこと、善を極め美を極めたるをいふ、〔帝祉〕上帝の福なり、〔施〕延なり、ノブと訓む、〔溺音〕淫溺の音なり、淫溺とは猶淫猥といふが如し、

文侯曰、敢問溺音何従出也、

【義解】　此の節は、文侯の問にて溺音の起る所以を問ふ、

文侯また問うて曰く、敢て問ふ淫猥の音は何れよりして出づるやと、

子夏對曰、鄭音好濫淫志、宋音燕女溺志、衞音趨數煩志、齊音敖辟喬志、此四者皆淫於色而害於德、是以祭祀弗用也、

【義解】　此の節以下終まで子夏の對なり、此の節は淫猥の音の出づる所を明す、

子夏對へて曰く、淫猥なる音とは鄭宋衞齊の諸國より出づる音なり、鄭國の音はだらしなく猥なる調を好むを以て、人の聽く者の志を淫邪にす、宋國の音は女色に安んじて流連反るを知らざる調のものなるを以て、聽くもの丶志を沈溺さす、衞國の音は調迫りて疾きを以て、聽くもの丶志をせわしくす、齊國の音は敖りひがみたる調なるを以て、聽く者の志を驕慢にす、此の四國の音は皆色に沈溺する風を養ひて修德に害あり、是れを以て宗廟の祭祀に用ひざるなり、

【字解】　〔濫〕だらしなくみだらなること、〔淫レ志〕聽く者の志を淫邪にすること、溺志以下同句法なり、〔燕レ女〕燕は安なり、ヤスンズと訓む、女色に安んじて流連反らざる調、妖麗淫猥の調をいふ、〔趨數〕趨は迫促なり、數は疾速なり、せわしくおしつまる調をいふ、〔敖辟〕おごりひがみたること、此にては其の調をいふ、〔喬レ志〕喬は驕逸なり、〔淫二於色一〕宋鄭二音は女色に淫溺する調あるは言ふ迄もなし衞齊二音も亦趨數敖辟の外淫亂の調あり、故にすべて淫二於色一といふ、

詩云、肅雝和鳴、先祖是聽、夫肅肅敬也、雝雝和也、夫敬以和、何事不行、

此之謂德音、德音之謂樂、詩云、莫其德音、其德克明、克明克類、克長克君、王此大邦、克順克比、比于文王、其德靡悔、既受帝祉、施于孫子、此之謂也、今君之所好者、其溺音乎、

【義解】 此の節は、子夏の對にて樂と音との義を歴史的に説明す、

子夏對へて曰く、夫れ古聖王の世は、天地和順して四時其の序を失はず、民美德ありて相親睦し、五穀養を得て昌に成熟し、疾病作らず妖祥出づるなし、此れを之れ大當の世といふ、此の如く人民和調して然る後に、聖人は父子君臣の禮を作爲して以て民の守るべき道の紀綱となせり、紀綱既に正しくして天下大に定まる、天下大に定まりて然る後に、音樂を制し、以て六律を正しくし、五聲を和げ、琴瑟を彈じて詩頌を歌ふ、此れを之れ德音といふ、德音之れを樂といふ、所謂古樂とは是れなり、詩經に曰く、周の王季は清く靜なる德ありしかば、發して清く靜なる德音となりぬ、其の德清く靜なるが故に能く昭明なり、能く昭明なるが故に能く善惡を辨へて言行法あり、能く善惡を辨へて言行法あるを以て、能く師長となりて敎化すべく、君上となりて治むべし、故に此の大國の王となりて、民能く慈順に上下克く和親す、子の文王に至りて其の德正大悔恥すべき所なし、故に能く上帝の福を受けて之れを孫に延き及ぼせりと、此の詩は即ち德音の效果をのべたるなり、君之れによりて樂と音との義を知り給ふべし、音といふも德音こそ誠の音といふべけれ、今君の好み給ふ所の音は其れ淫溺の音にて正しき音に非ざるべきかと、

【字解】〔四時當〕四時序を失はざること、〔疾疢〕疢は熱病なり、〔妖祥〕不可思議なる災厄をいふ、〔大當〕大當の世なり、大當とは大に和同してとゝのへること、〔紀綱〕紀は小繩、綱は大繩なり、小繩大繩たるべき道をいふ、大繩の道とは三綱是れ也、三綱とは則ち君臣父子夫婦の道をいふ、小繩の道とは六紀是れなり、六紀とは諸父有レ善、諸舅有レ義、族人有レ叙、昆弟有レ親、師長有レ尊、朋友有レ舊をいふと、禮緯含文嘉に見ゆ、〔詩頌〕詩は詩經の所謂風雅を指し、頌は頌を指す、〔德音〕道德の聲音 音律)の義なり、〔詩云〕詩經大雅皇矣篇にあり、

にしてみだれ、淫猥にして止まる所なし、俳優侏儒の徒、子女の間に雜り亂れて舞戲し、復父子尊卑の禮あるを知らず、故に樂舞終るも以て樂の義や效を語るべからず、古の美事を論じて修養の資となす可からず、此れ新樂の表面にあらはれて見易き所の效なり、古新二樂の別と效とは上述の論によりて明に知らるべし、而して今君の言を考ふるに、問ひ給ふ所は樂の義なれども、好み給ふ所は音のみなり、夫れ樂と音とは相近似すれども實は相同じからずと、

【字解】〔進旅退旅〕旅は衆なり、一句の意は舞者は衆共に進み共に退き齊一して不揃ひなきをいふ、〔和正以廣〕聲調をいふ、和正は和易雅正なり、廣は寛廣なり、〔弦匏笙簧〕弦は琴瑟なり、堂上に奏す、匏は笙竽の稱なり、笙竽は管を匏の内に列れ、簧を管端に施せる樂器にて、檀弓篇に圖解せり、故に匏笙簧とは單に笙といふが如し、笙は堂下に奏す、簧は笛のしたなり、〔會守〕樂器を會せて奏し以て其の音調を亂れぬやうに相保守すること、〔拊鼓〕拊は鼓の形に似たる樂器、韋を表となし中に糠を入れたるもの、此にては拊と鼓とを擊つことをいふ、〔以文〕文は鼓をいふ、鼓は金鐃（次の武）に對し德を以てすれば文に屬す、故にいふ、〔亂〕樂章の終をいふ、〔以武〕武は鐃をいふ、鐃は德を以てすれば武に屬す、故にいふ、〔相〕拊の一名、〔訊疾〕訊は治なり、チサムと訓む、疾は舞者の疾速なること、〔雅〕形狀漆筩の如くにして口弇く大さ二圍長さ五尺六寸、羊の韋皮を以て之れを鞔ふ、〔語〕樂の義や效を語ること、〔進俯退俯〕俯は俯伏曲折すること、舞者進退共に俯伏屈折して行列雜り亂るゝこと、〔溺〕淫猥なること、〔優〕俳優なり、〔侏儒〕侏儒に同じ、一寸法師なり、古は俳優の如く戲謔の技をなさしめて人々の玩弄物となせり、〔獶雜〕みだれまじること、〔不知父子〕父子尊卑の別を知らざること、男女俳優侏儒と相亂れて別なく禮なきよりかくいふ、

文侯曰、敢問何如、

【義解】此の節は、文侯の樂者與音相近而不同との言の疑問を叙す、

文侯復問うて曰く、樂は音と相近似すれども、實は相同じからずとは如何なる言かと、

子夏對曰、夫古者天地順而四時當、民有德而五穀昌、疾疢不作而無妖祥、此之謂大當、然後聖人作爲父子君臣、以爲紀綱、紀綱既正天下大定、天下大定然後正六律、和五聲、弦歌詩頌、

【義解】此の節は、子夏の對にて古樂と新樂との正邪を明にし、其の效果に及ぶ、

子夏對へて曰く、今夫れ古樂は、舞者は衆共に進み共に退き齊整して參差することなし、聲調は和易雅正にして寛廣なり、琴瑟笙の樂器多しと雖、必ず此れ等の樂器を合せて奏し音を相保ち守り、拊鼓を擊ちて然る後作るを以て調子一定して亂れず、上述の如く始めて奏樂する時は鼓を擊ち、復終るときには鐃を擊ち、終りを治め整ふる相を擊ち、舞者の疾速を治むるには雅をうちて警むるを以て、整然として而も優雅なり、君子是に於て樂の義や效を語り、是に於て古の美事を論ず、而して後之れによりて身を修め家に及ぼし以て天下を平げ均うするなり、此れ卽ち古樂の表面にあらはれて見易き所の效なり、今夫れ新樂は、舞者は進退共に俯伏し曲折して行列雜亂し、聲調は姦邪

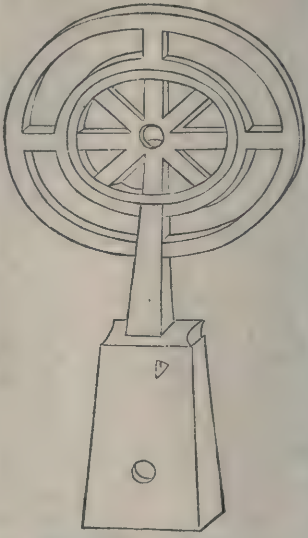
舞鐃（西清古鑑）

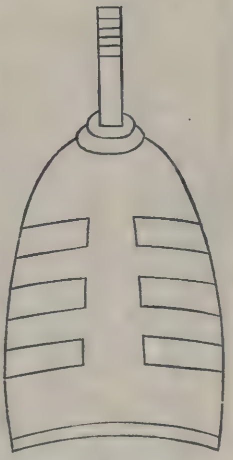
金鐃（三禮圖）

雅（三禮圖）

雅（三禮義疏）

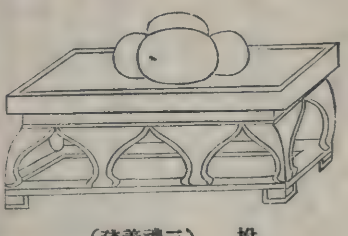
拊（三禮義疏）

内し又は告語等を掌る官、〔商祝〕喪禮のとき主人賓客の案内接待を助け掌る役、商祝といふは喪禮は商(殷)代の禮を參酌して用ふるを以て、官名にも商の字を冠せしなり、〔德成二句〕德は藝より上なり、故に上位に居る、〔行成二句〕品行は事業より上なり、故に上位に居る、

○以上第三章、禮樂は末節を貴ばずして本義を貴ぶことを説く、

◎以上舊樂化篇第七

魏文侯問於子夏曰、吾端冕而聽古樂、則唯恐臥、聽鄭衞之音、則不知倦、敢問古樂之如彼何也、新樂之如此何也、

【義解】 此の節は、魏の文侯の古樂と今樂とを聞くときの感想をあげて子夏に問はれしことを叙す、魏の文侯子夏に問うて曰く、吾玄冕をつけて古の音樂を聞くときは、厭倦を生じて臥さんことを恐るれども鄭衞の音樂を聽くときは則ち面白くして倦むことを知らず、敢て問ふ、古の音樂の彼の如く厭倦を生じ、新しき音樂の此の如く面白しきは何ぞやと、

【字解】〔魏文侯〕戰國時代最初の諸侯中第一流の名君なり、賢を尊び士を禮し、治績大に著る、〔子夏〕檀弓篇に傳す、文侯は子夏に師事せり、〔端冕〕端は玄衣なり、端冕は玄冕に同じ、玄冕は曾子問篇に圖解す、〔古樂〕古聖王の制定せる音樂、

子夏對曰、今夫古樂、進旅退旅、和正以廣、弦匏笙簧、會守拊鼓、始奏以文、復亂以武、治亂以相、訊疾以雅、君子於是語、於是道古、修身及家、平均天下、此古樂之發也、今夫新樂、進俯退俯、姦聲以濫、溺而不止、及優侏儒、獶雜子女、不知父子、樂終不可以語、不可以道古、此新樂之發也、今君之所問者樂也、所好者音也、夫樂者與音相近而不同、

也、樂之末節也、故童者舞之、鋪筵席、陳尊爼、列籩豆、以升降爲禮者、禮之末節也、故有司掌之、樂師辨乎聲詩、故北面而弦、宗祝辨乎宗廟之禮、故後尸、商祝辨乎喪禮、故後主人、是故德成而上、藝成而下、行成而先、事成而後、是故先王有上有下、有先有後、然後可以有制於天下也、

【義解】 音樂とは黃鍾大呂の律に合して弦歌し、干揚を以て舞ふことに非ざるなり、これは音樂の本義に非ずして末節なり、故に童子之れを舞ふ、筵席をしき、樽爼を陳ね、籩豆を列ね、階を升降するを以て禮となすは、是れ禮の本義に非ずして末節なり、故に有司之れを司る、左に例證して更に之れを明にせん、樂師の官は詩篇を治め聲調を別ち正すものなり、樂の末節なり、故に北面して弦歌す、宗祝は宗廟の祭の案內告語の禮を治め正すものなり、禮の末節なり、故に神代（カタシロ）に後れ從ふ、商祝は喪時の案內接待の禮を治め正すものなり、禮の末節なり、故に主人に後れ從ふ、三者皆卑位に居るは卽ち末節を掌るものなるが故なり、是れ故に德成るものは上位に居り、藝成るものは下位に居り、行成るものは先位に居り、事成るものは後位に居る、是れ故に先王は上下先後の位を設くあるあり、卽ち禮樂の本義を得て德成り行あるものは先立ちて上位に居らしめ、末節を得て藝事に秀づるものは後れて下位に置く、然る後に以て天下を制御することをなし得るあるべきなり、

【字解】〔黃鍾大呂〕共に十二律の一なり、黃鍾は陽律の主なるもの、大呂は陰律の主なるものなるを以て、特にあげしなり、〔弦歌〕弦器（琴瑟）に合して歌ふこと、〔干揚〕揚は戚なり、干戚は舞者のとる所、干は檀弓篇に、戚は月令篇に圖解す、〔鋪〕しきのぶること、〔尊爼〕尊は樽なり、爼と共に曲禮篇に圖解す、〔籩豆〕籩は曾子問篇に、豆は王制篇に圖解す、〔升降〕堂の階段を升降すること、〔樂師〕大師小師にて樂官なり、〔辨〕治め正すこと、〔聲詩〕詩篇及其の聲調をいふ、〔北面〕臣位にて位卑し、〔宗祝〕宗廟の祭禮のとき、尸を案

覆二育萬物一、然後草木茂、區萌達、羽翼奮、角觡生、蟄蟲昭蘇、羽者嫗伏、毛者孕鬻、胎生者不レ殰、而卵生者不レ殈、則樂之道歸焉耳、

【義解】此の節は、上節の降二興上下之神一二句の意を更に敷衍して解説し、禮樂の効の天地に偏く偉大なることを證したるなり、

禮樂の效果の偉大なるは上述の如し、是の故に聖人天子の位にありて禮樂を制し行ふときは、則ち天地は將に之れが爲に益ゝ昭明とならんとす、即ち天地は和合し、陰陽の氣相調ひ得て、萬物をあたゝめて覆ひ育つ、然る後に草木は茂生し、豆類は育達し、鳥類は奮ひ飛び、獸類は生養し、蟄伏せる蟲類は振ひ出で、鳥類はあたゝめて子を孵育し、獸類は妊孕して子を育つ、而して胎生のものは流産することなく、卵生のものは中途に裂けて傷死せず、是れは則ち禮樂の行はれたる歸着點也即ち效果なり、亦偉大ならずや、

【字解】〔大人〕位德を以ていふ、聖人にして天子の位にあるものを指していふ、〔天地將二爲昭一〕禮樂行はれて天地の化育をたすくるを以て、天地の德は將に之れが爲に益ゝ昭明ならんとすといふ、〔訢合〕訢は欣と通ず、欣合とは猶和合といふが如し、〔煦嫗〕共にあたゝむること、氣を以てするを煦といひ、體を以てするを嫗といふ、故に煦は天を承け、嫗は地を承く、〔覆育〕覆は天をうけ、育は地をうく、〔區萌〕萌芽の曲屈して出づるもの、豆類を指す、〔羽翼〕羽翼あるもの即ち鳥類をいふ、〔角觡生〕觡は角の鰓(つやかは)なきもの、故に角觡二字にてつのの意なり、此にてはつのあるけものをいふ、されど角あるけもののみに見ず、すべての獸の代稱に見るを可とす、生は生養なり、〔昭蘇〕昭は昭明なり、蘇はよみがへるなり、蟄伏せる蟲の初めて出づるは暗より出でゝ昭明を得るが如く、死したるものがよみがへるが如し、故に昭蘇といふ、つまり振ひ出づることなり、〔羽者〕鳥類をいふ、〔嫗伏〕體にてあたゝめて子を孵化し育つること、〔毛者〕獸類をいふ、〔孕鬻〕鬻は育と通ず、孕みて生み育つること、〔殰〕未だ生れずして胎敗ぶるゝこと、ヤブルと訓む、流産するをいふ、〔殈〕裂なり、サクと訓む、中途にて卵が裂け破れて子の育たゝぬこと、〔樂之道〕禮樂の道をいふ、禮の字を省きたるは樂を論ずるが本篇の主なればなり、〔歸〕歸着點なり、行はれたる效果をいふ、

○以上第二章、禮樂の功は徒に以て人情を治むべきのみに非ず、以て天地の化育をたすけて萬物を養ひ生を遂げしむることを説く、

樂者非レ謂二黃鍾大呂弦歌干揚一

別つことをなす、故に此の禮樂に說く所の義理は、人情を管轄して正に歸し邪に遠ざからしむるものなり、

【字解】〔同〕人心を和げ調ふること、〔辨レ異〕辨は辨別なり、異は貴賤上下の差異なり、〔管〕管轄なり、

○以上第一章、禮樂は人の情を治むべきものなることを說く、

窮レ本知レ變樂之情也、著レ誠去レ僞禮之經也、禮樂偩二天地之情一、達二神明之德一、降二興上下之神一、而凝二是精粗之體一、領二父子君臣之節一、

【義解】　此の節は、禮樂の效は天地に偏きことを說く、

人の本心を窮めて其の改め變じて善となれるか否かを極め知るは是れ音樂の實なり、蓋し心の邪正は其の聲音にあらはるゝを以て、音樂をきくときは直に之れを判知し得べければなり、人の誠信を著して虛僞を去るは是れ禮の常法なり、蓋し禮は人を規律的にし之れを誠信に引き入るゝものなればなり、禮樂の人情を治むるに缺くべからざること此の如し、此の禮樂は天地の情に依り象りて違はず、神明の德に通達して悖らず、故に其の效果も亦甚大なり、即ち之れによりて上下の神々を招格し、萬物の形體を養成して正しくし、父子君臣の限節をすべ治めて亂れざらしむ、

【字解】〔本〕本心なり、〔變〕惡を改め變じて善となること、〔經〕常なり、常法なり、〔偩二天地之情一〕偩は依り象ること、ヨルと訓む、和同は天の情にして秩序は地の情なり、樂は和同を主とし禮は秩序を主とす、故に天地の情に依り象るといふ、〔達二神明之德一〕神明は天地の神なり、其の德は仁義なり、樂は仁に近く禮は義に近きこと前に見ゆ、故に禮樂は神明の德の域に通達して悖らずといふ、〔降二興上下之神一〕興は出だすこと、上下之神は天地の神をいふ、天神は上にあり、故に降すといひ、地神は下にあり、故に出だすといふ、一句の意は禮を行ひ樂を奏するときは天地の神々を感格し得るをいふ、〔凝二是〕凝は成なり養成なり、是は正なり、正しく養成すること、〔精粗〕萬物をいふ、萬物には精大なるものあり、粗小なるものあり、故にいふ、〔領〕すべ治むること、〔節〕限節なり、しきり、さだめ、くべつ、

是故大人舉二禮樂一、則天地將レ爲二昭一焉、天地訢合、陰陽相得、煦嫗

此よりかくし、此れよりかくせば彼れよりかくするといふ交接酬酢の文飾なり儀式なり、故に報といふ。〔樂其所自生〕朝廷の制樂は其の天子の功德を詠歌し之れを樂器に施して相樂しむものなり、故にいふ、所自生とは其の制樂の由つて生ずる所、即ち功德なり、〔反其所自始〕反は反りて敬を加へ恩に報ゆるの義、所自始は己が身の由りて始まる所祖先天地をいふ、祖先天地を祭る禮は禮の最大なるものなり、故に特にあぐ、

所謂大輅者、天子之車也、龍旂九旒天子之旌也、青黑緣者天子之寶龜也、從之以牛羊之羣、則所以贈諸侯也、

【義解】此の節は、上節の禮也者報也を例解せるものなり、

所謂大輅は天子の車なり、龍旂九旒は天子の旌なり、青黑のへりある龜甲は天子の寶龜なり、この三つの者に從ふに牛羊の群を以てす、是れは則ち天子が貢物を奉じて來朝せる諸侯にその報酬として贈與さる所以の具なり、是れ一例に過ぎずと雖、以て禮也者報也の意義を解知すべし、

【字解】〔大輅〕天子車を諸侯に賜ふときは、上公及び同姓の侯伯には金輅を、異姓の諸侯には象輅を、四衛の諸侯には革輅を、蕃國の諸侯には木輅を賜ふ禮なり、之れ等をすべて大輅を稱せしなり、〔龍旂九旒〕龍旂は龍を書きたる旂、旂は一種のはた、月令篇に圖解す、旒ははたあしなり、九旒の龍旂は上公に賜ふものにて侯伯には七旒子男には五旒なり、此には上公のものをあげて侯伯以下を其の中に括せしなり、〔緣〕へり飾なり、〔寶龜〕龜甲なり、卜占に用ふるものなるを以て寶字を冠す、〔牛羊之群〕牛羊は一にあらず、故に群と稱す、

○以上第四章、禮樂の意義を說く、本篇と關係なし、樂施章の錯簡なりといふ想ふに然るべし、

◎以上舊樂象篇第六

樂也者情之不可變者也、禮也者理之不可易者也、樂統同、禮辨異、禮樂之說管乎人情矣、

【義解】音樂は心情の發露にして一たび出づるときは如何にしても變ふべからざるものなり、禮は事をして秩序正しく條理整然たらしむるものにして如何にしても易ふべからざるものなり、音樂は人心を和げ調ふることを統べ、禮は事物に貴賤上下の差異を

を治むるなり、是の故に奏樂の始には必ず皷をうちて人の聽感を聳動し、舞踏の始には必ず三たび足をあげて以て舞踏の方法を示す、一節終りて再び始むるときは、復鼓を撃ちて以て其の進むことを著はし、復終るときには鐃を撃ちて以て其の退くことを戒飭す、舞踏の容は奮迅し疾速なりと雖、甚だ疾きに失せず、音樂の道は幽微にして知り難しと雖、公示して隱すことをなさず、又獨り其の志を樂しますを以て、其の道を學んで厭はざるのみならず、備に其の道をあげて人に敎へ其の欲望を私することをなさず、是れ故に其の性情は樂の初に見はれて此の正義の道立ち、感化は樂の終に見はれて此に德尊し、君子は之れをきゝて其の良心を感發して善を好むに至り、小人は之れを聽きて其の邪心を洗滌し過を改むるに至る、故に古語に曰く、生民を治め化するの道は音樂を以て最大となすと、

【字解】〔文采節奏〕文采は聲調のあやにて曲折をさす、節奏は調子を進めたり止めたりすること、〔本〕本心をいふ、〔先鼓以警戒〕奏樂の始には必ず先づ鼓をうちて衆人の聽感を聳動し其の注意を促がす、故に警戒すと云、〔三步以見﹅方〕見は示なり、シメスと訓む、方は方法なり、一句の意は舞踏の始には必ず先づ三たび足をあげて以て其の舞の方法を示すこと、〔再始以著﹅往〕往は進むこと、一節樂舞し終りて再び始むるとき再び鼓を撃ちて以て進むことを著し示すをいふ、〔復亂以飭﹅歸〕亂は終なり、飭は戒飭なり、歸は退なり、復舞樂終るときには鐃を撃ち以て其の退くことを戒飭するをいふ、〔拔〕疾きに失する意、〔不﹅私二其欲一〕音樂に因りて得る所の欲望即ち樂みを私せざること、〔好﹅善〕感發して善を好むに至るをいふ、〔聽﹅過〕之れをきゝて邪心をあらひ過を改むること、

〇以上第三章、樂は心の德の象たる所以を説く、

樂也者施也、禮也者報也、樂樂其所自生、禮反其所自始、樂章德、禮報情反始也、

【義解】此の節は、禮と樂との定義を説く、樂とは施すなり、恩を施すなり、禮とは報ふるなり、恩に報ふるなり、樂は其の歌ふ所のこと即ち功德のよつて生ずる所を樂しみ、禮は其の生物のよつて始まる所、即ち祖先を敬するものなり、樂は心の德をあらはし示し、禮は人の情に報い祖先を敬するものなり、

【字解】〔樂也者施也〕樂は人心を和易にし湮鬱の氣を發洩せしむ是れ惠を人に施すなり、故にいふ、〔禮者報也〕禮は彼れよりかくせば

【義解】性中にあり發して德となる、故に德とは性の端緒なり、德は見るべからず、其の形象となりてあらはるゝものを音樂となす、故に音樂は德の英華なり、音樂ありと雖器なくんば之れを成す能はず、故に金石絲竹は音樂の器なり、音樂は詩と歌と舞との三より成る、詩は其の志を文字に言ひあらはしたるものなり、歌は其の聲を調にあらはし歌ふものなり、舞は其の容姿を動かすものなり、此の三つの者は皆心の德に本づくなり、卽ち德が心に具はりて發して三者となりたるものなり、三者具りて、然る後樂器は之れに從ひて鳴るなり、是の故に心の情深厚にして其の音樂の文理清明に、心の氣盛大にして其の音樂の感化神の如く大なり、かく和順の德心の中に積みて英華なる音樂が外にあらはれ偉大の感化をなすなり、故にたゞ音樂のみは僞を以て爲すべからざるなり、

【字解】〔端〕端緒なり、〔咏〕歎ふこと、〔心〕性のかへ字なり、〔情深〕心の情深厚なること、〔文明〕音樂の文理清明なること、音調の和ぎ諧ひて亂れざること、〔氣盛〕心の氣の盛大なること、〔化神〕感化神の如く測るべからざること、〔和順積レ中〕和順の德心中に積むこと、前句の情深と氣盛とを指す、〔英華發レ外〕英華ある音樂が外に發るゝことにて、前句の文明と化神とを指す

○以上第二章、上章の可二以觀一レ德の句をうけ、德は樂を作るの本たることを說く、

樂者心之動也、聲者樂之象也、文采節奏聲之飾也、君子動二其本一、樂二其象一、然後治二其飾一、是故先鼓以警戒、三步以見レ方、再始以著レ往、復亂以飭レ歸、奮疾而不レ拔、極レ幽而不レ隱、獨樂二其志一、不レ厭二其道一、備擧二其道一、不レ私二其欲一、是故情見而義立、樂終而德尊、君子以好レ善、小人以聽レ過、故曰、生民之道樂爲レ大焉、

【義解】音樂は心の發動なり、聲調は音樂の形象なり、種々の文彩節奏は聲調の裝飾なり、君子は其の本心を發動して其の形象を樂しみ、然る後に其の裝飾

而不亂、以欲忘道、則惑而不樂、是故君子反情以和其志、廣樂以成其教、樂行而民鄕方、可以觀德矣、

【義解】此の節は、人各、樂しむ所あり、故に君子は正樂を以て人々の樂しみを高尚優美にして道に向はしむることを說く、

以上述ぶる如くなるが故に、余曰く、音樂とは歡び樂しむことなり、君子は之れによりて正道を身に得るを樂しみ、小人は之れによりて邪淫の欲を肆にするを得るを樂むなり、君子上にありて雅正の音樂を奏し正道を以て邪淫の欲を肆にするを禁制するときは、天下の人民は皆之れに感化され安んじ樂しみて昏亂することあらざれども、若し小人上にありて姦邪の音樂を奏し淫邪の欲を肆にして正道を忘るゝときは、則ち天下の人皆之れに感化して志意惑亂し歡び樂しむを得ざるに至るなり、是れ故に、君子は性情の正に反りて其の志を和平にし、心中一點の邪惡なきに至りて、然る後雅正の音樂を制定し之れを天下に廣布し、以て其の敎を成す、此の音樂の敎行はれて民は正しき道に向ひ邪淫の欲を制し、眞正の樂しみを得るに至るなり、此に至りて君子の德の崇高偉大なるをみるべし、

【字解】〔廣樂〕雅正の音樂を制し之れを天下に布き廣むること、〔鄕方〕鄕は嚮に同じ、方は道なり、正道をいふ、〔德〕君子の德をいふ、

○以上第一章、聖人の音樂を制定する皆己の德に本づき以て人を敎ふることを說く、

德者性之端也、樂者德之華也、金石絲竹樂之器也、詩言其志也、歌詠其聲也、舞動其容也、三者本於心、然後樂器從之、是故情深而文明、氣盛而化神、和順積中、而英華發外、惟樂不可以僞爲、

生、倡和清濁、迭相爲經、故樂行而倫清、耳目聰明、血氣和平、移風易俗、天下皆寧、

【義解】　此の節は、君子制する所の正樂は天地に法りたるものなることを說き、其の行はれたる結果に及ぶ、

君子制する所の音樂は是の如く雅正に效果大なるものなり、是の故に、其の制定も亦天地に象り、頗る意を極めたるものなり、卽ち人の淸潔にして顯明なる歌聲は、天の淸潔にして顯明なるに象り、鐘鼓等の寬廣にして壯大なる音は、地の寬廣にして壯大なるに象り、五音の終始は四時の循環に象り、舞者のめぐりまはるは風雨の變化に象りたるものなるが故に、五音文理をなして亂れず、八音聲律に從ひて姦しからず、すべての節調は度數を得て常あり、少しも亂れず、大小の音完全に相成就して相戾らず、終始の音律障りなく互に相生じて相廢せず、倡聲と和聲と淸聲と濁聲と迭に主と相爲りて變化するなり、故に此の音樂が行はれて人類の淸明となり、人々は耳目聰明となり血氣和平となる、かくして風俗を移しかへて天下皆安寧になるなり、

【字解】〔淸明〕人の歌聲をいふ、淸潔にして顯明の義、〔廣大〕鐘鼓等の音をいふ、寬廣にして壯大の義、〔終始〕五音の終始なり、五音は宮音に始まり羽音に終る、〔周還〕舞者の周り還ること、〔五色一句〕五音相次して文理をなし亂れざるは、猶五色の相次して粲然文彩をなして亂れざるが如しの意、〔八風一句〕八音八風の氣に應じて克く諧ひて姦しからずの意、八風は八方の風なり、東方を明庶風と曰ひ東南を淸明風と曰ひ南方を景風と曰ひ、西南を涼風と曰ひ、西方を閶闔風と曰ひ、西北を不周風と曰ひ、北方を廣莫風と曰ひ、東北方を條風といふ、音樂の八音は八風に應ず、卽ち竹音は東に、木音は東南に絲音は南に、土音は西南に、金音は西に、石音は西北に、革音は北に、匏音は東北に屬す、故にいふ、〔百度〕多くの節調をいふ、〔數〕度數なり、〔小大相成〕小大の音相成就すること、完全に出て、相戾らざるをいふ、〔終始相生〕終始の音律互に相生じて相廢せざること、五音は宮に始まりて羽に終り、十二律は黃鐘に始まりて中呂に終ると雖、然も互に相生じて相廢することなきよりいふ、〔倡和〕先づ發する音調を倡といひ、之に應ずる音調を和といふ、〔經〕常なり、主なり、〔倫〕類なり、人類をいふ、

故曰、樂者樂也、君子樂得其道、小人樂得其欲、以道制欲、則樂

至德之光、動二四氣之和一、以著二萬物之理一、

【義解】此の節は、上節を承け君子は善惡を審にして心身を正うし然る後正樂を起すことを說く、上述の如く、音樂は正邪は人心に影響を及ぼすこと大なるが故に、君子は性情の正しきに反りて以て其の志を和げとゝのひ、善惡の類を比較省察して、惡類を斥けて善類に就き、以て其の行を成す、姦邪の聲亂惡の色は之れを耳目に留めず、淫猥なる音樂邪穢なる禮は之れを心に接へず、惰慢邪僻の氣は之れを身體に加へず、かく耳目鼻口心身をして皆和順雅正なる方面に由り從ひて、以て其の道を行ひ德を成さしむ、德成りて然る後此德を發するに聲音を以てし、文飾するに琴瑟を以てし、動かすに干戚を以てし、裝飾するに羽旄を以てし、この上に從ふるに簫管の樂器を以てし、此に雅正粹美なる舞樂を制し、以て此の至德の光華を奮ひ揚げ、四時の和氣を感動さし、以て萬物の情理を著はし各〻其の性を遂げしむ、

【字解】〔反ㇾ情〕情は性情の正をいふ、〔比ㇾ類〕善惡の類を比較し、善類に就き惡類を去ること、〔聰明〕聰は耳のはたらき、明は目のはたらきをいふ、此にては直に耳目の意に用ふ、〔慝禮〕邪穢なる禮、〔心術〕術は道なり、心道とは心の由る所の道なり、されど單に心と見てよし、〔不ㇾ設二於身體一〕不ㇾ設は猶加へずと云が如し、〔心知〕心は知覺を掌る、故に心知といふ、〔發以二聲音一〕此の養ひ得たる美德を發するに聲音を以てすといふこと、之れを詩歌に詠じて曲調を施すをいふ、〔文〕文飾すること、〔動以二干戚一〕干戚をとりて舞ふこと、干戚は武の舞に用ふ、故に動といふ、干は檀弓篇に、戚は月令篇に圖解す、〔飾以二羽旄一〕羽旄をとりて舞ふこと、羽旄は文の舞に用ふ、故に飾といふ、羽は月令篇に、旄は篇首に圖解す、〔從以二簫管一〕琴瑟は堂上にて奏し、簫管は之れに從ひて堂下にて奏す、故に從といふ、簫管共に月令篇に圖解す、〔動二四氣之和一〕四時の氣の和順なるものを感動さすことにて、四時の氣をとゝのへ和ぐるをいふ、正しき音樂の效果をのべしなり、〔著二萬物之理一〕萬物の情理をあらはし各其の生を遂げしむること、此れ亦音樂の效果をいふ、萬物の情理をあらはすとは、萬物の性を遺憾なく發揮さすこと、

是故淸明象ㇾ天、廣大象ㇾ地、終始象二四時一、周還象二風雨一、五色成ㇾ文而不ㇾ亂、八風從ㇾ律而不ㇾ姦、百度得ㇾ數而有ㇾ常、小大相成、終始相

順氣應レ之、順氣成レ象、而和樂興焉、倡和有レ應、回邪曲直、各歸二其分一、而萬物之理、各以レ類相動也、

【義解】此の節は、音樂の正邪によりて民心に及ぼす影響の大なることを説く、

姦邪なる音樂が人の心を感動さすと、邪逆の氣が直に來りて其の感動したる心に應ずる、邪逆の氣が來り感ずると心がとろけてしまひ、それが直に形となりてあらはれ、こゝに淫猥なる舞樂は興るなり、雅正なる音樂が人の心を感動さすと、和順の氣が直に來りて其の感動したる心に應ずる、和順の氣が來り應ずると、それが直に形となりてあらはれ、こゝに和正なる舞樂は興るなり、かく姦邪なる音樂を倡ふれば邪逆の氣之れに和し、雅正なる音樂を倡ふれば和順なる氣之れに和す、二者相應じて回邪曲（惡）と直（善）と各〻其の分限に歸するなり、即ち邪逆の氣和すれば回邪曲の分限に歸して淫樂を生じ、和順の氣和すれば直の分限に歸して雅樂を生ずるなり、而して音樂の姦正はたゞに人心に影響を與ふのみならず、萬物に至りても亦然り、萬物の情理も亦各〻樂の善惡の類に應じて相感動するなり、

【字解】●〔象〕形象なり、〔倡和有レ應〕姦邪の音樂を倡ふれば邪逆の氣之れに和し、雅正なる音樂を倡ふれば和順の氣之れに和す、かく二者互に相應ずるあるなり、〔回邪〕回は乖違なり道理にもとりたがふこと、〔各歸二其分一〕善惡各其の分限に歸すること、姦聲と逆氣と淫樂とは同分限内にあり、正聲と順氣と和樂とは同分限にあり、分限内にあるものを倡ふれば分限内の者來り和す、故に歸すといふ、〔類〕善惡の類なり、

是故君子反レ情以和二其志一、比レ類以成二其行一、姦聲亂色不レ留二聰明一、淫樂慝禮不レ接二心術一、惰慢邪辟之氣不レ設二於身體一、使下耳目鼻口心知百體皆由二順正一以行中其義上、然後發以二聲音一、而文以二琴瑟一、動以二干戚一、飾以二羽旄一、從以二簫管一、奮二

之序〕調子の終始の次序なり、〔象二事行一〕樂本篇の宮爲レ君商爲レ臣の節に、五音と人倫とを比較し其影響關係を説けり、此の句は即ちこれをいふ、〔故曰一句〕古語なり、深は其の義深奥なること、

土敝則草木不長、水煩則魚鼈不大、氣衰則生物不遂、世亂則禮慝而樂淫、是故其聲哀而不莊、樂而不安、慢易以犯節、流湎以忘本、廣則容姦、狹則思欲、感條暢之氣、而滅平和之德、是以君子賤之也、

【義解】此の節は、亂世の樂をのべて先王の樂と正に相反せることを示す、地力つくるときは則ち草木生長せず、水煩しきときは則ち魚鼈大ならず、陰陽の氣衰ふるときは則ち生物成長せず、之れと同じく、世亂るゝときは則ち禮邪穢にして樂淫猥なり、是の故に、其の聲調哀傷して莊敬ならず、樂しみ極りて安靜ならず、莊敬ならざるが故に慢りゆるかせにして節制を失ふに至り、安靜ならざる故に、ふけり溺れてだらしなく本を忘るゝに至るなり、是の故に其の聲緩調なるときは、則ち聽くもの感じて姦惡をなさんと思ひ、聲急調なるときは則ち聽くもの感じて貪欲を爲さんと思ふ、故に此の如き音樂は、天地條暢の和氣をいためて、人心平和の德を滅ぼすものなるを以て、君子は之れを賤しむなり、

【字解】〔土敝〕敝はやぶれつひゆること、土敝は地力のつくるをいふ、〔水煩〕水の煩しく擾さるゝこと時を定めず網を入れて漁するをいふ〔遂〕成なり、成長すること、〔慝〕穢なり、邪穢なり、〔流湎〕ふけり溺れてだらしなきこと、〔廣〕聲調の大きくゆるやかなること、〔容姦〕姦惡なることを心にいるゝにて、あしきことをなさんと思ふをいふ、〔狹〕聲調の小さく急なること、〔欲〕貪欲なり、〔感〕感傷なり、いたみきずつくること、〔條暢之氣〕天地が萬物を養ひ發育さす氣、

○以上第一章、民心は外物によりて左右せらる、殊に音樂は之れを導くこと大なり、故に先王雅樂を制して之れを善導せることを説く、

◎以上舊樂言篇第五

凡姦聲感人、而逆氣應之、逆氣成象、而淫樂興焉、正聲感人、而

剛氣不怒、柔氣不懾、四暢交於中、而發作於外、皆安其位而不相奪也、然後立之學等、廣其節奏、省其文采、以繩德厚、律小大之稱、比終始之序、以象事行、使親疏貴賤長幼男女之理皆形見於樂、故曰、樂觀其深矣、

【義解】此の節は、先王禮樂を制して民心を導き邪淫に流るゝを防ぎしことを説く、

上述の如く音樂の民心を感ぜしむることは實に深し、是れ故に先王の音樂を制するや、民の性情に感ずる所の音に本づき、五聲十二律の度數を考へ、清濁高下尊卑隆殺の節を制し、然る後之れを用ひて天地生々の和氣に合はせ、其の陽氣をして動きて散亂するに至らず、其の陰氣をして靜にして閉ぢ塞がるに至らざしめ、人の五行の性を導き、剛氣勝つものも怒るに至らず、柔氣勝るものも懼るゝに至らざらしむ、天地の陰陽と人心の剛柔との四者和暢して中に交り外に發作するときは、五音各其の位に安んじて相奪はず、此く和易雅正なる音樂定まりて然る後に、之れが學官科程を立て、其の學者の習ふ所の節奏を增し、其の音曲を省察して相應和せしめ、以て民の德をたゞして邪に流れざらしむ、又五音の小大の稱を整齊し、調子の終始の次序を比べ合はせ、以て事行に象り、親疏貴賤長幼男女の行ふ可き理をして皆樂の上に形はれ見えしむ、故に古語に曰く、樂は其の義の深奥なるを觀ると、此れの謂なり、

【字解】〔稽〕考なり、カンガフと訓む。〔度數〕五聲十二律の度數なり、〔禮義〕清濁高下尊卑隆殺の節を指していふ、〔道五常之行〕道は導と通す、五常之行は五行に同じ、人がつくる所の五行の性をいふ、〔陽而不散二句〕合生氣之和を承く、密は閉なり、トヅと訓む、〔剛氣不怒二句〕道五常之行を承く、懾は恐懼なり、〔四暢〕陰陽剛柔を指す、四者和暢するより四暢といふ、〔學等〕學は樂學を掌る官吏敎官を指し、等は音樂の科程を指す、〔廣〕增益すること、〔文采〕音曲の辭をいふ、五聲相應和するは五色の雜りて文采を成すが如し、故にいふ、〔繩〕檢束すること、〔德厚〕單に德といふが如し、德はもと厚きものなり、故に德厚といふ、〔律〕法度を以て整齊すること、〔小大之稱〕五音の大小の稱なり、〔比〕比べて聯れ合すこと、〔終始

して、次節先王禮樂を制して人心を導くの前置となす、

夫れ民血氣の軀を具へて知覺運動の性あり、是の軀と性とあれば則ち喜怒哀樂の情あり、是の情や毫も一定せず、外物の來りて己が心に感ずるや之れに應じて動くなり、情動きて然る後に心の由る所の道があらはるゝなり、是の故に急促に細くちゞまり小さき調の音樂起るときは、民心之れに感じて哀思憂愁し、寛に和ぎ緩く平に文采多く節奏少なき調の音樂起るときは、則ち民心之れに感じて安んじ樂しみ、あらくはげしく始は猛烈しく終に盛に鋭く中間は廣大に憤激の調の音樂起るときは、則ち民心之れに感じて剛く毅くなり、かどだちて直ぐに勁く正しく莊嚴に誠なる調の音樂起るときは、則ち民心之れに感じて嚴肅恭敬になり、寛く裕に厚く圓滑に順序正しく和ぎ動く調の音樂起るときは、則ち民心之れに感じて慈愛深くなり、だらしなくしてかたより、よこしまにしてしまりなく、速くして浮き〳〵し、つやよくしてみだらなる音樂起るときは則ち民心之れに感じて淫亂となるなり、

【字解】〔血氣心知之性〕血氣は體軀を指し、心知之性は心の知覺をさす、〔應感起物而動〕外物に感應して起り動くの意なり、〔心術〕心の由る所の道をいふ、心は外物に感じて或は哀思の道に居り、或は喜樂の道に居り、或は忿怒の道に居るものなり、〔急微〕急促にして細きこと、〔噍殺〕噍は蹙なり、殺は滅なり、ちゞかまつて弱く小さきこと、〔思憂〕哀思憂愁の略、〔嘽諧〕嘽は寛なること、諧は和ぐこと、〔慢易〕慢は緩きこと、易は平なること、〔繁文〕繁は多きなり、文は文采なり、〔簡節〕簡は少なり、節は節奏なり、〔康樂〕康は安なり、安んじ樂むこと、〔粗厲〕あらくはげしきこと、〔猛起〕始の起り調子の猛く烈しきを、〔奮末〕奮は盛に鋭きを、末は終なり終の調子の盛に鋭きを、〔廣賁〕賁は憤と通ず、中間の調子の廣大に憤激せるが如きをいふ、〔廉直〕廉はかどだてること、直はすぐなること、〔肉好〕肉は璧の厚をいひ、好は孔をいふ、こゝにては音のどつしりとして厚く滑に通りよきこと、即ち厚く圓滑なることにたとへしなり、〔順成〕順序正しきこと、〔流辟〕だらしなくかたよること、〔邪散〕散は散漫なり、よこしまにしまりなきこと、〔狄成〕速くしてうき〳〵せること、〔滌濫〕滌は洗なり、洗ひたてし如くつやよくしてみだらなること、

是故先王本之情性、稽之度數、制之禮義、合生氣之和、道五常之行、使之陽而不散、陰而不密、

祭祀あるときは必ず歌舞の禮を設けて以て之れを樂む、而して哀しむも樂しむも皆禮を以て終へ、哀しむも性を滅すに至らず、樂しむも情を肆にするに至らざらしむ、

【字解】〔豢〕養なり、ヤシナフと訓む、〔爲ㇾ酒〕猶設ㇾ酒といふが如し、酒宴を設くるなり、〔酒之流〕流は流弊なり、〔壹獻之禮〕士の饗禮なり、〔百拜〕百度拜するに非ず、たび〳〵拜するをいふ〔象ㇾ德〕前節の象ㇾ德と同じ、〔綴ㇾ淫〕綴は止なり、トヾムと訓む、〔大事〕喪をいふ、〔大福〕祭祀をいふ、

樂也者聖人之所ㇾ樂也、而可三以善二民心一、其感ㇾ人深、其移ㇾ風易ㇾ俗、故先王著二其教一焉、

【義解】此の節は、再び樂の效を説きて全章を總括す、

樂は實に聖人の樂しむ所なり、之れによりて以て民心を善くすべし、其の人を感ぜしむること深く風俗を移し易ふること此れより大なるものなし、故に先王は樂の敎を著はして諸侯を賞與し民を風化するなり、

○以上第三章、樂敎の效を説きて、先王之れを制して諸侯を賞與し民を敎化する所以の理に及ぶ、

◎以上舊樂施篇第四

夫民有二血氣心知之性一、而無二哀樂喜怒之常一、應ㇾ感起ㇾ物而動、然後心術形焉、是故急微噍殺之音作、而民思憂、嘽諧慢易繁文簡節之音作、而民康樂、粗厲猛起奮末廣賁之音作、而民剛毅、廉直勁正莊誠之音作、而民肅敬、寬裕肉好順成和動之音作、而民慈愛、流辟邪散狄成滌濫之音作、而民淫亂、

【義解】此の節は、人心感應の理を音樂上より例説

施して善なるときは、則ち民の行は君の德に象る、卽ち君民皆和易善良に一致す、此の如くんば豈亦世を傷け功なきの弊あらんや、

【字解】〔教〕樂教なり、聲教と容教とあり、聲教とは音調上の教にして、容教とは容姿（舞踏の時）上の教なり、〔事〕聲教中の抑揚高下等の事と、容教中の屈伸俯仰等の事とを指す、〔以法治也〕天地の道に法りて以て樂を制し民を治むるの意、〔行象德〕民の行は則ち君の德に象るの意、

夫豢豕爲酒、非以爲禍也、而獄訟益繁、則酒之流生禍也、是故先王因爲酒禮、壹獻之禮、賓主百拜、終日飮酒、而不得醉焉、此先王之所以備酒禍也、故酒食者所以合歡也、樂者所以象德也、禮者所以綴淫也、是故先王有大事、必有禮以哀之、有大福必有禮以樂之、哀樂之分皆以禮終、

【義解】此の節は、先王が禮樂を設くるは禍淫を防ぐ所以なることを說く、卽ち禮樂の制定の理を反面より見て前節の補遺としたるものなり、

夫れ豕を養ひ其れをさかなとして酒宴を設くるは、以て禍亂を釀成する爲に非ざれども、而も獄訟ます〳〵繁く興るは何故ぞや、則ち酒の流弊として醉亂相爭ひ遂に此の禍亂をなすなり、是の故に先王飮酒の禮を制作し、一獻の禮と雖賓主相百拜し、終日酒を飮みて醉ふことを得ざらしむ、此れ先王の酒禍に備ふる所以なり、是れ故に酒食の禮は賓主の歡を合する所以なれども、節制なきときは德を忘れて淫に亂るゝの弊に陷るを以て、其の中に奏樂し行禮せしむ、卽ち其の奏樂は之れによりて君の德に象り法る所以にして、其の行禮は淫に流るゝを止むる所以なり、然れども禮樂はこゝに酒食の禮のみに用ふるに非ず、凡ての禮に之れを用ふるなり、是れ故に先王は喪あるときは必ず哭泣の禮を設けて以て之れを哀しみ、

咸は皆なり、池は施すなり、其の德皆天下に周く備はらざるなきをいふなり、舜の樂を韶といふは何ぞ、韶とは繼ぐなり、帝堯の道德を繼ぎて之れを發揮するをいふなり、禹王の樂を夏といふは何ぞ、夏は大なり、能く堯舜の德を光大にせるをいふなり、殷周二王の樂に至りても亦人事に於ては之れを極盡せり、

【字解】〔大章〕堯の制樂の名、〔咸池〕黃帝の制樂の名、〔韶〕舜の制樂の名、〔夏〕禹王の制樂の名、〔殷周之樂〕殷の湯王周の武王の制樂にて、湯王に大護といひ、武王に大武といふ、〔盡〕人事をつくして遺憾なきの意、

○以上第二章、歷代樂名の異を說きて、樂は德の反映なる例證とす、

天地之道、寒暑不時則疾、風雨不節則饑、教者民之寒暑也、教不時則傷世、事者民之風雨也、事不節則無功、然則先王之爲樂也、以法治也、善則行象德矣、

【義解】此の節は樂の敎の民に切に且つ其の影響の大なることを說く、

樂は天地の和なり、天地の道には寒暑の運行あり、時をあやまらざるを貴ぶ、若し寒暑時ならざるときは則ち民疾病にかゝる、又風雨の候あり、節あるを貴ぶ、若し節ならざるときは則ち穀物みのらず、民飢饉にあふ、樂も亦然り、樂には聲敎ありて人に志意を發揮さし、容敎ありて人に威儀を正さす、而して共に民を和易ならしむる所以なり、故に樂の敎は民にとりては天の寒暑の如きなり、されば其の敎時にあはざるときは則ち民を腐敗さし世を傷けやぶることは、猶寒暑時ならざるときは人を病ますが如し、聲敎の中に抑揚高下の事あり、容敎の中に屈伸俯仰の事あり、民の德功を成就せしむる所以のものなり、故に此の二つの事は民にとりては天の風雨の如きものなり、されば其の事節制なきときは則ち功德をあぐるなきこと、猶天の風雨の節ならざるときは穀物みのらず民を饑やすが如し、樂敎の民生に切なるや此の如し、然らば則ち先王の樂を制するや、敎は時を得事は節制あらんことを欲す、故に天地の道に法りて之れを制し、以て民を治めんとするなり、而して之れを

昔は舜五絃の琴を作りて以て南風の詩を歌ひぬ、其の典樂の官の夔は南風の樂を制定して以て諸侯の功德あるに賞與し、之れを奏舞せしむ、

【字解】〔南風〕南風の詩なり、其の詩に曰く、南風之薰兮可三以解二吾民之慍一兮南風之時兮、可三以阜二吾民之財一兮と、されど此の詩が舜の自作なるや否やは疑問なり、〔夔〕舜に仕へて音樂を典りし人、

故天子之爲レ樂也、以賞二諸侯之有德者一也、德盛而教尊、五穀時熟、然後賞レ之以レ樂、故其治レ民勞者、其舞行綴遠、其治レ民逸者、其舞行綴短、故觀二其舞一知二其德一、聞二其謚一知二其行一也、

【義解】此の節は、天子樂を以て諸侯を賞與するわけを說く、

上述の如くなるが故に、天子の樂をつくるや、以て諸侯の德ある者を賞與するなり、諸侯德盛にして敎尊く、五穀時を以て熟す、然る後天子之れを賞與するに樂を以てし、此れを奏舞して民情を和らげ正さしむ、然れども諸侯の德大なるものあり、小なる者あり、之れを賞する亦一樣ならず、故に其の民を治むることに勞苦せるものは其の德小なるもの也、之れには樂人舞人の數を與ふること少きを以て、其の舞踏の人の列の間ひろく場があきて廣過ぐるなり、之れに反し其の民を治むるに逸樂せるものは其の德大なるものなり、之れには樂人舞人の數を與ふること多きを以て其舞踏の人の列の間短く場も亦せま過ぐる感ある也、故に其舞を見て其の諸侯の德の大小を知り得べく、其の謚を聞きて其の行の善惡を知るを得べきなり、

【字解】〔行綴遠〕行は舞列、綴は舞踏場なり、人數少なきを以て舞列の間を遠くし場內も亦遠く廣過ぐる樣に見ゆ、故に遠といふ、〔短〕人數多き時は舞列の間も短く場內も亦短狹なり、故に短といふ、〔聞二其謚一句〕觀二其舞一句の客なり、

○以上第一章、天子樂を制して諸侯を賞與し民情を正すことを說く、

大章章之也、咸池備矣、韶繼也、夏大也、殷周之樂盡矣、

【義解】堯の樂を大章といふは何ぞ、其の德天下に章明なるを言ふなり、黃帝の樂を咸池といふは何ぞ、

及夫禮樂之極乎天而蟠乎地、行乎陰陽而通乎鬼神、窮高極遠而測深厚、樂著太始而禮居成物、著不息者天也、著不動者地也、一動一靜者天地之間也、故聖人曰禮樂云、

【義解】此の節は、禮樂をつくるの功効をのべ、聖人天地に法りて禮樂をつくることを再言して全節を總收す、

禮樂の天地に法りしものなることは上述の如くなり、若し夫れ禮樂の天の和を極め盡し、地の序を周くし盡くし、陰陽の氣に循ひて流行し、鬼神と相感通するに至りては、眞に是れ高きを窮め遠きを極め深厚をきはむるものにして、其の功效や之れを筆舌にあらはすこと能はざるものあるなり、而して其の端を要するに則ち樂は萬物生生の意を達する所以にして天地の元氣を著はし、禮は萬物の宜しきを別つ所以にして天地の成形に法りたるものなり、かの著はれて流行し息まざるものは天の元氣なり、著はれて動かざるものは地の質なり、然れども天の氣は地の質を貫き、地の質は天の氣を含む、かくして天地の間に於て氣は動き質は靜に相待ち相行はれて萬物は化成するなり、此れ天地自然の禮樂なり、故に聖人は此れを以て禮樂と併せ曰ふと云ふ、

【字解】〔蟠〕周くの意、〔行乎陰陽〕陰陽の氣に循ひて流行すること、陰陽の氣と、其のはたらきを同じくするにたとふ、〔通乎鬼神〕鬼神と相感通すること、鬼神は陰陽の粹氣なり、前句と同じ意を語をかへていひしなり、〔測深厚〕測ははかりつくすの意にてきはむること、〔太始〕天地の原始なり、元始は元氣のみ、故に元氣のかへ字と見るべし、〔居〕法なり、ノットルと訓む、〔成物〕成形に同じ萬物をいふ

○以上第二章、天地には自然の禮樂あり聖人法りて之れを制し、又能く功を天地に爲すことを說く、

◎以上舊樂禮篇第三

昔者舜作五絃之琴、以歌南風、夔始制樂以賞諸侯、

【義解】此の節は、天子樂を制して諸侯を賞せしことを說く、

地氣上齊、天氣下降、陰陽相摩、天地相蕩、鼓レ之以二雷霆一、奮レ之以二風雨一、動レ之以二四時一、煖レ之以二日月一、而百化興焉、如レ此則樂者天地之和也、

【義解】此の節は、聖人樂を制する天地の和に從ふの理由を證明す、

地氣（陰氣）はのぼり、天氣（陽氣）はくだりて二氣相切摩し相感動して萬物の萠芽生ず、然れども未だ化成せず、是に於て之れを鼓動するに雷霆の威を以てし、之れを奮ひ起すに風雨の濕を以てし、之れを變動さすに四時の變化を以てし、之れを煖むるに日月の光を以てし、而して後萬物の化成は成就するなり、聖人之れに法りて樂を制す、即ち八音相感動するは陰陽二氣の感動に法り、鐘鼓を以て音を節するは雷霆に法り、舞踏は風雨に法り、終始循環は四時に法り、和易人心を煖むるは日月に法るなり、上述の如きに由りて見れば、則ち樂の和は天地の和に法りたるものなることを知るべし、

【字解】〔上齊〕齊は躋に同じ、躋も上と同じくのぼること、〔陰陽二句〕陰陽も天地も皆上の地氣天氣のことなり、たゞ氣の上より見て陰陽といひ、體の上より見て天地といひしのみ、摩は切摩すること、蕩は感動すること、〔百化〕萬物の化成なり、

化不レ時則不レ生、男女無レ辨則亂升、天地之情也、

【義解】此の節は、禮樂の得失天地と相關係することをいひて上二節を結ぶ、

陰陽二氣の化時ならざるときは則ち萬物生ぜず、此れと同じく樂和易ならざるときは則ち感化の效をあぐる能はず、天地間に別なきときは則ち渾沌として定まらず、此れと同じく禮定まらず男女別なきときは則ち禍亂成る、此れ天地と禮樂と相感通するの情なり、

【字解】〔化不レ時一句〕天地上よりいふ、樂不レ和則化不レ成の句を省略す、不レ生は萬物化生せざること、〔男女無レ辨一句〕制禮上よりいふ、天地無レ別則亂の句を省略す、男女無レ辨は禮無レ別の例とし、且つ其の代りに用ひしなり、辨は別なり、升は成なり、ナルと訓む、

りて禮を制し以て地の義に配す、禮樂明に備はりて然る後天地位し萬物育すの大效果を得るなり、

【字解】〔散殊〕形體を異にして散在するよりいふ、〔流〕流行なり、陰陽の氣流行すること、〔率レ神〕率は引き上りて從ふ義、神は陽の伸ぶる氣をいふ、〔居レ鬼〕居は俯して從ふ義、鬼は陰の屈む氣をいふ、〔天地官矣〕天地各〻其職を得るの義にして、中庸に所謂天地位焉萬物育焉と同意なり、

天尊地卑君臣定矣、卑高以陳、貴賤位矣、動靜有常小大殊矣、方以レ類聚、物以レ羣分、則性命不レ同矣、在レ天成レ象、在レ地成レ形、如レ此則禮者天地之別也、

【義解】此の節は、聖人禮を制する天地の別に從ふの理由を證明す、

天は尊くして上にあり地は卑くして下にあり、此れ天地間に君臣の分自然に定まれるなり、聖人之れに法りて君臣の禮を制す、山岳丘陵は高く川澤洑濕は卑く相陳る、此れ天地間に自然に貴賤の位あるなり、聖人之れに法りて貴賤の別を定む、陽氣は動きて伸張し、陰陽は靜にして屈縮するに一定の則ありて亂れず、是れ天地間に自然に小事（屈縮）大事（伸張）の殊別あるなり、聖人之れに法りて小大の事を別つ、すべて方向を同じうするものは其の類を以て聚居し、動植の物は其の群を以て分居するは、則ち性の同じからざればなり、聖人之れに法りて五倫五禮の道を立つ、天にありては日月星辰粲然として象を成す、聖人之れに法りて衣服旗車の模樣を制す、地にありては山川動植雜然として形をなす、聖人之に法りて宮室器具の制を定む、上述の如きに由りてみれば、則ち禮の別あるは天地自然の分別に法りたることを知るべきなり、

【字解】〔卑高〕山岳丘陵川澤池沼等卑高の地勢をいふ、〔動靜〕陰陽の動靜をいふ、〔方以レ類聚〕方は方向なり、方向を同じうするものは其の類を以て聚居すとは、剛柔燥濕各〻類を以て相從ふこと、聖人之れに則りて君臣父子夫妻長幼朋友五倫の道を定めたりとなり、〔物以レ群分〕物は動植物等を指す、物は各〻其の群を以て相分居すとは、犬は犬牛は牛と其の種類によりて分居すると、聖人之れに法りて吉、凶、軍、賓、嘉の五禮を定めたりとなり、〔性命〕性に同じ、性は天の命じて賦與する所なり、故に性命といふ、

の禮樂の制樂を制するや、聲容儀物の末を見ずして專ら其の本を見其の德による、是れ五帝が時代を殊にして前代の禮樂を相沿襲せず、三王が時世を異にして前代の禮樂を沿襲せざる所以なり、若し夫れ樂を制するに其の本を失うて盛容の末のみを極むるときは、則ち反りて和易の正を害して憂愁するに至り、禮を制するに其の本を失ひて徒に儀物の粗にのみ務むるときは、則ち忠信の實を失ひて偏頗に陷るなり、かの樂を制し其の聲容を厚くして憂なく、禮を制し其の儀物備はりて偏頗に陷らざるものは、其れたゞ大聖王のみか、常王の及ぶ所に非ざるなり、

【字解】〔辯〕徧なり、マアネシと訓む。〔孰亨〕熟烹に同じ、牲を熟烹して供ふること。〔五帝二句〕五帝に樂といひ三王に禮といふは互文なり。〔敦樂〕樂の聲容をあつくすること。

○以上第一章、唯、聖人のみ能く禮樂を制定することを說く、

天高地下、萬物散殊、而禮制行矣、流而不息、合同而化、而樂興焉、春作夏長仁也、秋斂冬藏義也、仁近於樂、義近於禮、樂者敦和率神而從天、禮者別宜居鬼而從地、故聖人作樂以應天、制禮以配地、禮樂明備、天地官矣、

【義解】此の節は、天地自然に禮樂あり、聖人之れに法りて禮樂を制せしことを說く、天は高く地は下く萬物其の間に散在して各、其の體用を殊にす、是れ天地の間自然に禮制行はるゝなり陰陽の氣流行して息まず、萬物其の間に合同化成す、是れ天地の間自然の樂興るあるなり、萬物の春發生夏生長するは、天地愛養の仁なり、秋收斂し冬藏むるは、天地制裁の義なり、仁は愛を主とす、愛すれば則ち和悅す、故に樂に近し、義は敬を主とす、敬すれば則嚴畏す、故に禮に近し、樂は和易をあつくするものにして、陽氣の伸ぶるに循ひて以て天に從ひ、禮は貴賤を別つものにして、陰氣の屈むに循ひて以て地に從ふ、かく天地間には自然の音樂あり、故に聖人天の和に法りて樂を作り以て天の仁に應じ、地の序に法、

之施於金石、越於聲音、用於宗廟社稷、事乎山川鬼神、則此所與民同也、

【義解】此の節は、禮樂文質同じからず事爲異なるあることを說く、

言論理に合ひて秩序あるときは心中和悅して患なし、是れ樂の實なり、蓋し容貌欣喜歡愛するは是れ樂の主なる所なればなり、心中中正にして邪なきは是れ禮の本なり、蓋し容貌莊敬にして恭順なるは禮の制則なればなり、禮樂未だあらずと雖、此の如きは以て禮樂にかなふといふべし、されど此れ聖人のことのみ、明王のことのみ、人民の企及する所に非ざるなり、若し夫れ樂の樂器に施し聲音にあぐる、禮の宗廟社稷の祭祀に用ひて山川の鬼神に事ふるものに至りては、則ち此れ聖人明王と人民と同じき所なり、

【字解】〔論倫〕倫は秩序なり言論秩序あること、〔官〕主ること官職なり、〔金石〕金石にてつくりたる樂器にて鐘磬を指す、されど此にては樂器の意に見てよし、〔越〕揚なり、アグと訓む、

○以上第四章、聖人天地に則りて禮樂を制することを說き併せて前章の意を闡明す、

◎以上舊樂論篇第二

王者功成作樂、治定制禮、其功大者其樂備、其治辯者其禮具、干戚之舞非備樂也、孰亨而祀非達禮也、五帝殊時不相沿樂、三王異世不相襲禮、樂極則憂、禮粗則偏矣、及夫敦樂而無憂、禮備而不偏者、其唯大聖乎、

【義解】天下に王たる者は、一統の功成りて樂を制作し、治平の實定まりて禮を制定す、其の功績大なる者は其の樂具備し、其の治平偏き者は其の禮具備す、禮樂具備すといふと雖、其の聲容儀物を極むるを以て至れりとなさず、其の主とする所は德にあり本にあり、故に干戚の舞樂は完備の樂に非ず、牲を熟烹して供へまつる祀は至達の禮に非ざるなり、故に王者

もの、之れを明者といふ、明聖とは禮樂を訓述し創作する人の謂なり、

【字解】〔鐘鼓管磬羽籥干戚〕鐘籥干は檀弓篇に、鼓は王制篇に、管羽戚は月令篇に、磬は曲禮篇に圖解す、〔綴兆〕綴は舞者の行列なり、兆は舞場の内をいふ、場内をゆき或は列をつくることをいふ、〔舒疾〕舞踏の調子の或は舒に或は疾きこと、〔簠簋俎豆〕簠簋は曾子問篇に、俎は曲禮篇に、豆は王制篇に圖解す、〔文章〕種々の儀式作法を指す、〔周還〕めぐりまはること、〔裼襲〕曲禮篇に說く、〔作〕創作をいふ、〔述〕訓述すること、

○以上第三章、禮樂の本は愛敬の情にあり、聖人之れに沿り禮樂を制定することを說く、

樂者天地之和也、禮者天地之序也、和故百物皆化、序故群物皆別、樂由天作、禮以地制、過制則亂、過作則暴、明於天地、然後能興禮樂也、

【義解】此の節は、禮樂は天地に本づくを以て聖人に非れば之れを創作する能はざることを說く、

天地間には和易の氣流行して萬物を化成す、樂の和易は此の和氣と相同じきなり、天地間には一定の節序ありて亂れず、禮の節序は此の節序と相同じきなり、和易なるが故に百物皆自然に感化し、節序あるが故に萬物皆別あるなり、其の效果亦大也と謂ふべし、樂は天に則りて作り、禮は地に則りて制したるものなり、是れ樂の陽氣にして和易に、禮の陰氣にして嚴肅なる所以なり、されば若し過りて地に則らずして禮を制するときは、則ち其の序を得ずして混亂し、過りて天に則らずして樂を作るときは、則ち其の和を得ずして暴れ亂る、故に天地の理に明にして然る後に能く禮樂を興すを得るなり、聖人是れのみ、

【字解】〔樂由天作〕天は陽氣なり、樂は陽氣なり、〔和易を主とする故にいふ〕故に樂は天に則りて制すといふ、〔禮以地制〕地は陰氣なり、禮は陰氣なり、〔嚴肅を主とする故にいふ〕故に禮は地に則りて制すといふ、〔暴〕あれみだること、

論倫無患樂之情也、欣喜歡愛樂之官也、中正無邪禮之質也、莊敬恭順禮之制也、若夫禮樂

を以て明王相因りて改めず治功をなせることを說く、禮は其の爲す事を殊にすれども、其の歸する所は敬に合同するにあり、卽ち恭敬の情に外ならず、樂は其の聲文を異にすれども其の歸する所は愛に合同するにあり、卽ち和愛の情に外ならず、かく禮樂ともに其の事と聲文とを異にすれども、そは末のみ、其の本卽ち情に至りては同じくして萬世に至りて不易なり、故に明王は其の本を相沿襲して改めざるなり、されど其の末(卽ち事と聲文と)に至りては、時世に隨ひて相變易せざる可からず、故に明王の禮樂を制する、禮の爲す事は其の時世と並び改め、樂の名義調子は其の行ひし所の功績に隨ひて偕におこれども、其の本に至りては則ち改易することなし、是れ其の一代の治を成す所以なり、

【字解】〔事〕儀式作法制度等凡て行ふ事をいふ、〔文〕聲文なり曲調なり、〔沿〕沿襲也、〔名與レ功偕〕名は樂の名稱曲調をいふ、功は王の功績なり、古より王の功績は之れを詩歌に造りて奏樂し、時代の正樂となす例なり、故に樂の名義調子は王の功績と共に作るといふ、

故鐘鼓管磬羽籥干戚樂之器也、屈伸俯仰綴兆舒疾樂之文也、簠簋俎豆制度文章禮之器也、升降上下周還裼襲禮之文也、故知禮樂之情者能作、識禮樂之文者能述、作者之謂聖、述者之謂明、明聖者述作之謂也、

【義解】此の節は前節を例證し、且つ申明せるものなり、

上述の如くなるが故に、鐘や鼓や管や磬や羽や籥や干や戚や、皆是れ樂の器なり、或は屈伸し或は俯仰し、或は綴兆し或は舒疾するは、樂の文采なり、簠や簋や俎や豆や制度や文章や、皆是れ禮の器なり、或は升降し或は上下し、或は周還し或は裼襲するは、禮の文彩なり、以上皆禮樂の末なり、末異なること此の如しと雖、其の本は則ち同じ、故に禮樂の情卽ち本を知るものは、能く禮樂を創作するを得、禮樂の文章を識るものは、能く禮樂の理を訓述するを得、禮樂を創作するもの之れを聖者といひ、禮樂の義理を訓述する

ずるを以て、禮全く行はれ爭鬪なきの結果を得るなり、

【字解】〔樂由中出〕中は心なり、樂の心より出づることは篇首に詳なり、〔禮自外作〕外は貌也、進退周旋の序吾容貌に著はる、これ禮なり、故にいふ、〔靜〕樂は吾心の和より出づるが故に、聲容の間情意安舒なり、故に靜といふ、〔文〕文飾なり、禮は容貌の間威儀交錯の條理ありて鄙野なし、故に文といふ、〔大樂必易二句〕樂本篇第二章樂之隆非極音也の節をつゞめたるものなり、易も簡も簡易と熟して見るべし、〔試〕用なりモチフと訓む、〔五刑〕墨、劓、剕、宮、大辟の刑をいふ、〔不怒〕怒るべきの事なきをいふ、

○以上第二章、禮樂の作る同じからざるも、其の天下を治むるの功は一なることを説く、

大樂與天地同和、大禮與天地同節、和故百物不失、節故祀天祭地、明則有禮樂、幽則有鬼神、如此則四海之內合敬同愛矣、

【義解】此の節は、大樂大禮は天地と其の和節を同じくすることを説き、其の效果に及ぶ、

天地は和氣ありて萬物を養育す、聖人之れに本づきて至和の樂を制す、故に至和の樂は天地と其の和易を同じくす、天地は萬物を生成するに節文ありて亂れず、聖人之れに本づきて以て至中の禮を制す、故に至中の禮は天地と其の節文を同じくす、和易なるが故に百物其の性を失はずして發育し、節文あるが故に天地の神をまつりて報本反始の誠を致す、明界には則ち禮あり、幽界には則ち鬼神あり、相須ちて萬物を化成す、此の如きときは、則ち四海の內其の節文を得て共に相敬せざるなく、其の和易を得て共に相愛せざるなし、禮樂の效亦大なりと謂ふべし、

【字解】〔明〕明界なり、此の世界をいふ、〔鬼神〕天地の主宰者なり、〔合敬〕敬に合同することにて相共に敬すること、〔同愛〕愛に合同することにて相共に愛すること、

禮者殊事合敬者也、樂者異文合愛者也、禮樂之情同、故明王以相沿也、故事與時並、名與功偕、

【義解】此の節は、禮樂は外異也と雖、本は則同じき

ふるときは、則ち政治平均なり、又其の上に仁惠を加へて之れを愛撫し、義理を示して之れを正しくす、此の如くするときは、則ち民を治むるの政治よく行はるゝなり、

【字解】〔同〕好惡を同じくすること、〔異〕貴賤別あること、〔勝〕過なり、すぎまさること、〔合レ情〕性情の和合すること、樂を指す、〔飾レ貌〕容貌を飾ること、禮を指す、飾はとゝのふること、〔等〕等級なり、〔樂文〕文は聲文（調子）なり、樂は聲文を以て成る、故にいふ、〔暴〕好惡正しからざる者、即ち前の不肖を指す、

〇以上第一章、禮樂二者異なりと雖、相須ちて始めて用をなすことを説く、

樂由レ中出、禮自レ外作、樂由レ中出、故靜、禮自レ外作、故文、大樂必易、大禮必簡、樂至則無レ怨、禮至則不レ爭、揖讓而治二天下一者、禮樂之謂也、暴民不レ作、諸侯賓服、兵革不レ試、五刑不レ用、百姓無レ患、天子不レ怒、如レ此則樂達矣、合二父子之親一、明二長幼之序一、以敬二四海之內一、天子如レ此則禮行矣、

【義解】樂は心より出で、禮は貌より起る、樂は心より出づるが故に和靜なり、禮は貌より起るが故に文飾あり、樂和靜を極むる之れを大樂といふ、大樂は必ず簡易なり、禮文飾を極むる之れを大禮といふ、大禮は必ず簡易なり、樂和靜を極むるときは、神人治まり上下和し怨惡するものなし、禮文飾を極むるときは、上下辨じて民志定まり爭鬪するものなし、民怨惡せず爭鬪せざるときは、君たるもの無爲にして天下を治むべし、語に所謂揖讓無爲にして天下を治むとは、即ち禮樂を以て治むるの謂なり、暴民懾服して作らず、諸侯賓服して叛かず、兵革舍てゝ用ひず、五刑措きて用ひず、百姓業に安んじて災患なく、天子怒るべきの事なし、此の如きときは則ち樂天下に通じ行はれ、怨惡なきの結果を得るなり、父子の親情を和合させ、長幼の次序を明白にし、以て四海の內をして恭敬を以て相接して相褻るゝことなからしむ、天子此の如く親ら行ひて範を示すときは、則ち萬民之れに感

は交際其の正を失ふことあり、是に於て鄉飮鄉射食饗の禮を制定す、此の禮や交際を正し、欲邪に走らざらしむる所以なり、かく禮を以て民の心を節制し、樂を以て民の心を和げ、政を以て之れに從ふことを遂行し、刑罰を以て之れにそむくものを防止す、禮樂刑政の四者天下に通じ行はれて民悖り違はざるときは、則ち王者天下を治平するの道備はりて缺くる所なく、世は極樂となるなり、

【字解】〔人爲之節〕人は人情をいふ、節は節文なり、〔衰麻〕衰麻は斬衰等の喪服の稱、麻にてつくるよりいふ、〔喪紀〕紀は道なり、法なり、〔冠笄〕冠は男子の冠を加ふる禮をいふ、笄は女子の笄さす禮をいふ、〔射鄉〕射は鄉射禮を指し、鄉は鄉飮酒禮を指す、〔食饗〕食禮と饗禮となり、飯を食ふことを主とするを食禮といひ、飮酒を主とするを饗禮といふ、〔交接〕交際に同じ、〔民聲〕猶民心といふが如し、樂といふを以て聲といひしのみ、

○以上第二章、音樂制定の理を說く、

◎以上舊樂本篇第一

樂者爲同、禮者爲異、同則相親、異則相敬、樂勝則流、禮勝則離、合情飾貌者禮樂之事也、禮義立則貴賤等矣、樂文同則上下和矣、好惡著則賢不肖別矣、刑禁暴爵擧賢則政均矣、仁以愛之、義以正之、如此則民治行矣、

【義解】樂は好惡と同じくすることを爲すものなり、禮は貴賤を別つことをなすものなり、好惡同じきときは則ち相親しみ、貴賤別あるときは則ち相敬ふ、されば禮樂二者は相須ちて相離るべからざるものなり、故に樂が過ぎて禮なきときは、則ち流慢にして尊卑の敬なく、禮が過ぎて樂なきときは、則ち親屬離散して骨肉の愛なきに至る、以て二者の相離るべからざること明なるを知るべし、故に性情を和合し容貌をとゝのふるは禮樂の事なり、禮義立つときは則ち貴賤の等級あり、樂文同じきときは則ち上下和好す、しかのみならず、禮樂によりて好惡明なるときは、其の正を得るものを賢とし、正を得ざるものを不肖とするを以て、賢不肖は明白に別るなり、不肖者は則ち刑罰にて之れを禁止し、賢者は則ち擧げて爵祿を與

し、然る後に好惡があらはるゝなり、好惡は内に節制するなく、知力が外物に誘はれて躬に反省する能はざるときは、天性は滅ぶる也、夫れ外物の人に感觸すること窮なくして、而して人の好惡節制なきときは、則ち外物來りて人が此の物に化せらるゝなり、人が外物に化せらるゝときは、天性を滅して私欲を窮むるに至るものなり、是に於て道理に悖り逆ひ人を詐り僞くの心生ずるありて、淫佚を貪り騷亂を作すの行事あり、是の故に強きものは弱きものを脅かし、衆勢のものは寡勢のものを亂暴し、知惠あるものは愚なるものを詐き、勇氣あるものは卑怯なるものを苦しめ、疾病のものは養生するを得ず、老幼孤獨のものは其の所を得ざるに至る、此れ世界大亂の道なり、

【字解】〔知知〕上の知は知力なり、性の物の知覺する力をいふ、下句の知誘於外の知も此に同じ、下の句の知はしること。〔節〕節制なり、〔誘於外〕外は外物なり、〔天理〕天性に同じ、〔淫泆〕泆は佚に同じ、

是故先王之制禮樂、人爲之節、衰麻哭泣所以節喪紀也、鐘鼓干戚所以和安樂也、昏姻冠笄所以別男女也、射鄕食饗所以正交接也、禮節民心、樂和民聲、政以行之、刑以防之、禮樂刑政四達而不悖、則王道備矣、

【義解】此の節は、先王が禮樂を以て人の好惡を公平にし世を治平にせしことを說く、

上述の如きが故に、先王の禮樂を制定するや、人の情に因りて之れが節文を爲す、卽ち人其の親屬を喪ふときは悲痛幾年をふるも堪へざるものなり、是に於て衰麻の服飾哭泣の禮を制定す、此の禮や喪の道を節文する所以なり、人安樂を好むときは義理に和順する能はざるものあり、是に於て鐘鼓の音干戚の舞を制定す、此の禮や安樂を得て而も義理に和順せしむる所以なり、人男女の欲あり其の別を知らざるあり、是に於て昏姻冠笄の禮を制定す、此の禮や男女を別ちて淫奔ならしめざる所以なり、人欲に順ふとき

き、又祖先を祭り、以て此の世をよくして後人に遺されたるを思はゞ、質素の中に無限の味あり、珍羞の必ずしも貴からざるを知るなり、是の故に先王の禮樂を制定するや、以て口腹耳目の欲を極むるに非ず、將に以て民に其の好惡を公平にすることを敎へて、人道の正しきに反らしめんとするなり、換言すれば德を養はしめんとするなり、

【字解】〔食饗之禮〕宗廟の大祭の禮なり、〔非レ致レ味也〕致は極に同じ、〔淸廟之瑟〕淸廟は淸廟の詩なり、詩經周頌に見ゆ、宗廟の大祭のときに歌ふもの、淸廟之瑟とは淸廟の詩を歌ふときそれに合せてひく瑟をいふ、〔朱絃〕朱絲を練りて絃となせるもの、絲は練らざるときは聲淸めども練るときは聲濁る、〔疏越〕疏は通なり、越は瑟の底の孔なり、孔ありて氣を通じ音をして遲緩ならしむるなり、〔三歎〕猶三和といふが如し、三人和すること、〔遺音〕餘音に同じ、〔大饗之禮〕食饗の禮に同じ、〔尙二玄酒一〕尙は上なり、上に置くこと、玄酒は淸水なり、〔大羹不レ和〕大羹とは大饗の禮に供ふるあつものなり、其の儀式大なるを以て大の字を加ふ、不レ和とは鹽梅せざること、〔遺味〕餘味に同じ、

人生而靜、天之性也、感於物而動、性之欲也、物至知知、然後好惡形焉、好惡無節於內、知誘於外、不能反躬、天理滅矣、夫物之感人無窮、而人之好惡無節、則是物至而人化物也、人化物也者、滅天理而窮人欲者也、於是有悖逆詐僞之心、有淫泆作亂之事、是故强者脅弱、衆者暴寡、知者詐愚、勇者苦怯、疾病不養、老幼孤獨不得其所、此大亂之道也、

【義解】此の節は、人の性情を論じて好惡宜しきを失ふは大亂の本なるを說き、禮樂の作さゞる可からざる所以の反證とす、

人生まれて安靜なるは是れ天性なり、外物に感觸して動くは性の欲望なり、外物至り觸れて知力に感知

近し、何となれば五音の象たる君臣民事物の五者は、禮によりて安定するものなればなり、禮樂の二者皆知得して身に體する之れを有德者と謂ふ、德とは得るなり、禮樂二者を身に得るの謂なり、

【字解】〔倫理〕倫は類なり、前節に說く所の君臣民事物の五類をいふ、〔幾〕近なり、チカシと訓む、

○以上第一章、音樂の由りて生ずる所の理を說き其の效果に及ぶ、

是故樂之隆、非極音也、食饗之禮、非致味也、淸廟之瑟、朱絃而疏越、壹倡而三歎、有遺音者矣、大饗之禮、尙玄酒而俎腥魚、大羹不和、有遺味者矣、是故先王之制禮樂也、非以極口腹耳目之欲也、將以敎民平好惡、而反人道之正也、

【義解】此の節は、先王禮樂制定の意は德を以て主となし音味を極むるに非ざることを說く、

上章の末に述ぶる如く、人に尊ぶべきは德にあり、是の故に音樂の隆盛とは、德（風を移し俗を易ふるは樂の德なり）にありて、音の美を極むるに非ざるなり、宗廟の大祭の禮は、德（孝敬は祭に行ふ德なり）にありて、味の美を極むるに非ざるなり、何をか音の美を極むるに非ずといふや、宗廟の大祭には淸廟の詩を歌ふ、其れに用ふる瑟は朱の練絲を以て絃となし、瑟底に孔あり、其の聲濁り且つ遲きを以て、一たび彈唱するも三人の和するあるのみ、これ其の音の質素なるが爲なり、されど細に之れを味ふときは、餘音嫋々として存するものあり、卽ち先王が此の音を以て風を移し俗を易へて此のよき世を後人に遺されたるを思はゞ、質素の中に崇高の趣あり、美艶なる音の必ずしも貴からざるを知るなり、何をか味の美を極むるに非ずといふや、宗廟の大祭の禮には、淸水を上に置き、腥魚を俎にのせ、鹽梅よきあつものを供ふ、極めて質素なりと雖、細に之れを味ふときは不盡の餘味の存するものあり、卽ち先王が此の味を以て自ら生

衛の靈公將に晉に之かんとす、濮水の上に至りて舍る、夜半の時琴を鼓する聲を聞き左右に問ふ、皆對へて曰く、聞かずと、乃ち師涓を召して曰く、吾琴を鼓する音を聞き左右に問へども皆聞かずといふ、其の狀鬼神に似たり、我が爲に聽きて之れを寫せよと、師涓曰く諾と、因りて端坐して琴を援き聽きて之れを寫す、明日曰く、臣之れを得たれども未だ習はず、請ふ宿りて之れを習はんと、靈公曰く可なりと、因りて復宿る、明日報じて曰く、習へりと、即ち去りて晉に之き、晉の平公に見ゆ、平公施惠の臺に置酒す、酒酣なるとき、靈公曰く、今者來るとき新聲を聞けり、請ふ之れを奏せんと、平公曰く可なりと、即ち師涓をして師曠（晉の樂官の長にて有名の樂師なり）の傍に坐し琴を援き之れを鼓せしむ、未だ終らざるに師曠撫して之れを止めて曰く、此れ亡國の聲なり聽くべからずと、平公曰く、何の道より出づるやと、師曠曰く、師延の作る所なり、紂と靡々の樂をなす、武王紂を伐つとき師延東に走りて自ら濮水の中に投ず、故に此の聲をきくは必ず濮水の上に於てせん云云とあり、〔散〕荒散なり、あれすさむこと、〔流〕流亡なり、

凡音者生於人心者也、樂者通倫理者也、是故知聲不知音者禽獸是也、知音而不知樂者衆庶是也、唯君子爲能知樂、是故審聲以知音、審音以知樂、審樂以知政、而治道備矣、是故不知聲者、不可與言音、不知音者、不可與言樂、知樂則幾於禮矣、禮樂皆得謂之有德、德者得也、

【義解】　此の節は、樂を知るものは有德者たることを述べて前數節を結び且つ次章の義を起す、凡そ音は人の心より生ずるものなり、樂は君臣民事物の理に通ずるものなり、是の故に聲のみを知りて五音の和變を知らざるものは、禽獸是れなり、音のみを知りて樂の大體原理を知らざるものは、衆庶是れなり、唯君子のみ能く樂の大體原理を知ることを爲す、是の故に聲を審にして以て音を知り、音を審にして以て樂を知り、樂を審にして以て政を知り、而して治平の道備具するなり、是の故に聲を知らざるものは與に音を言ふべからず、音を知らざるものは與に樂を言ふべからず、樂を知るときは則ち禮を知るに

ゝときは則ち其の聲悲哀なるは、則ち其の民事苦しければなり、羽音亂るゝときは則ち其の聲危急なるは、則ち其の財物乏しければなり、かく五者皆亂るゝときは則ち相しのぎしひたぐ、之れを慢といふ、此の如くなるときは則ち國の滅亡せんこと日なけん、

【字解】〔宮爲君〕宮は五行に配すれば土に當る、土は中央に位し四方を總ぶ、君の象なり、且つ其の絃八十一絲を用ひ音調重濁にして衆音を包括す、君の萬物を包裹するが如し、故に君の象と爲す、〔商爲臣〕商は五行に配すれば金に屬す、其の絃七十二絲を用ひ音調重濁宮に次ぐ、故に臣の象となす、〔角爲民〕角は五行に配すれば木に屬す、其の絃六十四絲を用ひ音調半清半濁にして五音の中に居る、故に臣に次ぎて民の象と爲す、〔徵爲事〕徵は五行に配すれば火に屬す、其の絃五十四を用ひ音調清めり民ありて而る後に民事あり、故に民に次ぎて民事の象となす、〔羽爲物〕羽は五行に配すれば水に屬す、其の絃四十八を用ひ音調至つて清めり、民事ありて而る後財物あり、故に民事に次ぎて財物の象となす、〔怗懘〕敝ひやぶるゝと、〔宮亂一句〕君驕るときは則ち萬物荒散するを以て其の音も亦亂れて亂れすさむ、故にたとふ、〔商亂一句〕臣其の官を治めず、官壞るゝときは政治傾邪するを以て、其の音も亦傾き正しからず、故にたとふ、陂は欹斜なり、カタムクと訓む、〔角亂一句〕民其の業に安んぜざるときは、怨望するを以て、其の音も亦憂愁の調をおぶ、故にたとふ、〔徵亂一句〕繇役やますして民事に力をつくす能はず苦勞するときは、民苦困に悲しむを以て其の音も亦悲哀なり、故にたとふ、勤は勤苦なり、〔羽亂一句〕租税重きときは財空乏するを以て民常に貧窮なるを以て其の音も亦危急の調をおぶ、故にたとふ、匱は乏なり、

鄭衛之音亂世之音也、比於慢矣、桑間濮上之音亡國之音也、其政散其民流、誣上行私而不可止也、

【義解】此の節は、前節の五者皆亂云云の句の意を例説す、

鄭衛の音樂は亂世の音樂なり、前節に述ぶる所の慢聲に近し、桑間濮上の音樂は亡國の音樂なり、君の政荒散するときは其の民流亡す、然るときは下民上を誣ひいつはり私意を行ひて禁止すべからず、此れ鄭衛桑間濮上の音樂の起る所以なり、

【字解】〔鄭衛之音〕鄭衛二國は風俗淫靡にして男女相奔り互に妻妾を私す、故に其の歌詩音樂亦淫猥なるもの多し、詩經鄭風衛風の詩の雅正なるもの少なきに見て知るべし、故に淫靡の音樂の代名に用ふ、〔桑間〕桑間の音樂は夏の桀王の音樂なり、路史に桀東音を作る北里より操る、大に桑林に合樂すとあり、〔濮上之音〕衛の靈公が濮水の上にて得る所の音樂にて、殷の紂王の制する所なり、史記樂書に曰く

治世之音安以樂、其政和、亂世之音怨以怒、其政乖、亡國之音哀以思、其民困、聲音之道與政通矣、

【義解】此の節は、上節をうけ政の善否は音樂に關係することを說く、

凡そ音は人の心より生ずるものなり、情が中に動く故に聲にあらはる、聲が曲調をなす之れを音といふ、而して情の正邪は、政の如何によりて變ることは上節に述ぶる所の如し、是の故に治世の音樂は安靜にして和樂の調あるは、其の政和平にして人心亦和平なればなり、亂世の音樂は怨望して怒氣の調あるは、其の政正道にそむきて人心亦邪暴に走ればなり、亡國の音樂は悲哀にして思ひ惱む調あるは、其の政暴にして民亦困窮すればなり、聲音の道と政と相通ずること此の如し、人君たるもの亦以て愼まざるべけんや、

宮爲君、商爲臣、角爲民、徵爲事、羽爲物、五者不亂則無怗懘之音矣、宮亂則荒、其君驕、商亂則陂、其臣壞、角亂則憂、其民怨、徵亂則哀、其事勤、羽亂則危、其財匱、五者皆亂、迭相陵、謂之慢、如此則國之滅亡無日矣、

【義解】此の節は、五音の關係を論じ之れを政治に比喩し、上節の聲音之道與政通矣の意を明にす、

音を大別して五となす、宮商角徵羽是れなり、之れを政に配すれば、宮を君の象と爲し、商を臣の象となし、角を民の象となし、徵を民事の象となし、羽を財物の象となす、五者亂れざるときは、つひえやぶるゝあれすさむは、其の君驕ればなり、商音亂るゝときは則ち其の聲則ち其の聲かたむきて正しからざるは、其の臣官を治めず官壞るればなり、角音亂るゝときは則ち其の聲憂愁なるは、則ち其の民怨望すればなり、徵音亂る

其敬心感者其聲直以廉、其愛心感者其聲和以柔、六者非性也、感於物而后動、是故先王愼所以感之者、故禮以道其志、樂以和其聲、政以一其行、刑以防其姦、禮樂刑政其極一也、所以同民心而出治道也、

【義解】此の節は、上節の感於物而動の意を明にし、先王が禮樂刑政を以て人の心を齊へ感動して形はるゝ聲を中正ならしむることを說く、

上述の如く樂は音によりて生ず、而して其の本は人心が物に感じ動くにあるなり、是の故に其の哀しみの心が感動するときは、其のあらはるゝ聲は、しはがれて低く弱し、其の樂しみの心が感動するときは、其のあらはるゝ聲は、ゆたかにして大きくゆるし、其の喜びの心が感動するときは、其のあらはるゝ聲は高くあがりてはやくそは〳〵し、其の怒りの心が感動するときは、其のあらはるゝ聲はあらくしてはげし、其の敬みの心が感動するときは、其のあらはるゝ聲はすぐにしてかどたつ、其の愛しみの心が感動するときは、其のあらはるゝ聲は和ぎてやさし、此の六の聲は本性に非ず、心が外物に感觸して而して後に動くものにして情なり、是の故に先王は人心を感動せしむるに於て、其の啓導の方法を愼重にし、之れをして中正に赴かしめたり、故に禮を以て其の志を導き、樂を以て其の聲を和げ、政を以て其の行を一にし、刑罰を以て其の姦を防止す、禮樂刑政の四者異なりと雖其の至極する所は一なり、即ち皆民心を齊へて治平の道を出だす所以のものなり、

【字解】〔噍〕聲の渴きて澤なきこと、シハガルと訓む、〔殺〕聲の低く弱きこと、〔嘽〕寛綽の貌、ユタカと訓む、〔發以散〕發は揚なり、聲のたかくあがること、散は物の飛散するが如くはやくそは〳〵したること、〔廉〕かどたつこと、〔道其志〕道は導に同じ、〔同民心〕同は齊なりとゝのへ、ひとしくすること、〔治道〕治平の道、

凡音者生人心者也、情動於中、故形於聲、聲成文謂之音、是故

しものは、一篇より十一篇までなり、合して一篇となすと雖、略、分るゝもの ありとあり、今此の篇をよみ、其の文意を考ふるに然り、鄭氏の言信を措くに足る、藝文志にいへるが如く、樂記の硏究者は漸く微に遂に亡佚せしが、其の十一篇丈 は禮記中に收められたるを以て、現存し後人をして 樂義を知るを得しむ、亦不幸中の幸といふべし、

凡音之起、由人心生也、人心之動、物使之然也、感於物而動、故形於聲、聲相應、故生變、變成方、謂之音、比音而樂之、及干戚羽旄、謂之樂、

【義解】 此の節は、音樂の起る因由を說き、其の定義に及ぶ、

凡そ音樂の起るは人の心の動くに由りて生ずるなり、人の心の動くは外物が接觸して心をしてかく動かしむるなり、心が外物に感觸して動くが故に聲となりてあらはる、聲には淸濁緩急高下の別あり、此れ等の聲が相應ずるが故に此に變化をなす、變化して此に曲調をなす、之れを音と謂ふ、音を比べ合せて之れを樂器に施し、干戚羽旄を執り曲調に合せて舞ふ、之れを樂といふ、

旄　（三禮義疏）

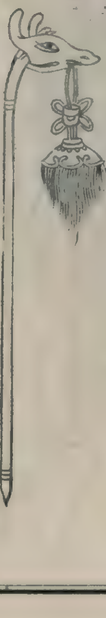

【字解】 〔方〕曲調なり、 〔樂レ之〕樂は樂器なり、樂器にあはすこと、〔干戚〕干は檀弓篇に 戚は月令篇に見ゆ、干戚などとりて舞ふは武舞なり、〔羽旄〕羽は月令篇に見ゆ、旄は旄牛の尾を竿頭につけたるはた、羽旄などとりて舞ふは文舞なり、

樂者音之所由生也、其本在人心之感於物也、是故其哀心感者其聲噍以殺、其樂心感者其聲嘽以緩、其喜心感者其聲發以散、其怒心感者其聲粗以厲、

にし、或は海は衆流の積聚する所にして末なるを以て之れを後にするものなるは、言はずして明なり、此れをこれ本を務むといふ、學をなすものも亦此の如し、須らく根本を重んじて之れを務めざるべからず、

【字解】〔委〕流の積聚する所をいふ

○以上第四章、學ぶ者は根本に志し之れを務むべきことを説く、

樂記第十九

此の篇は音樂の義理を記せるものなり、故に樂記と名づく、古樂經ありと稱すれども傳はらず、故に後人にして音樂の義を知らんと欲せば、荀子樂論篇と此の篇とに由らざるべからず、而して荀子の樂論は此の篇中に包含せらるゝを以て、此の篇は實に樂經の遺流として最も完全なるものなり、故に最も尊重せざるべからざるものなり、文中老莊の思潮を雜ふるものなきに非ざるを以て之れを排する者あれども、固陋の見一顧するに足らず、

漢書藝文志に曰く、

武帝の時、河間獻王儒を好み、毛生等と共に周官及び諸子の樂事を言ふ者を采り樂記を作る、其の內史王定之れを傳へ、以て常山の王禹に授く、禹は成帝の時謁者たり、數〻其の義を言ひ、二十四卷記を獻ず、劉向書を校するとき樂記二十三篇を得、禹と同じからず、其の道寖く以て益〻微なり、

と、劉向の別錄には其の二十三篇の目を存す左の如し、

一	樂本	二	樂論	三	樂施
四	樂言	五	樂禮	六	樂情
七	樂化	八	樂象	九	賓牟賈
十	師乙	十一	魏文侯	十二	奏樂
十三	樂器	十四	樂作	十五	意始
十六	樂穆	十七	說律	十八	季札
十九	樂道	二十	樂義	廿一	昭本
廿二	昭頌	廿三	竇公		

鄭玄の說によれば、戴氏がとりて此の篇中に入れ

師無當於五服、五服弗得不親、

【義解】 此の節は、師は道の本なれば親しみ敬ふべきことを説く、

鼓の音は五聲を主らざれども五聲は之れを得ざるときは調和せず、水は五色を主らざれども五色は之れを得ざればあきらかならず、學問は我體の五官を主らざれども五官は之れを得ざれば治まらず、師は五服の親屬を主らざれども五服の親屬は之れを得ざれば親睦せず、師の大切なる此の如し、豈親まざるべけんや、

【字解】〔當〕主なり、ツカサドルと訓む。〔五聲〕宮商角徵羽の五音なり、〔五聲弗得不和〕奏樂の時は鼓を以て之れを節するを以て鼓は衆音の調和たり、故にいふ、〔五色〕青赤黃白黑なり、〔五官〕五つの官能、即ち身口耳目心をいふ、〔五服〕斬衰、齊衰、大功、小功、緦、麻五喪服此にては此の喪服をきて喪に服する親族を指す、

○以上第三章、師道を論じ併せて修學法に及ぶ、

君子曰、大德不官、大道不器、大信不約、大時不齊、察於此四者、可以有志於本矣、

【義解】 此の節は、學は衆事の本たることを説く、

君子曰く、大德の人は其の才常人の如く一官に偏せず、何れを治むるも可ならざるはなし、聖人の大道は器の如く其の用一方に偏せず、施す所として可ならざるはなし、大信の人は常人の如く期約を爲さず、ゆく所として信ならざるなければなり、天時は晝夜あり四時あり寒暑あり風雨あり毫も齊しからず、元氣流行止まざればなり、此の四の者は本源盛大にして體用具はらざるなきを以て能く此の如し、故に學ぶ者は此の四者に就きて其の然る所以の理を明にして以て、根本に志すことあるべし、

【字解】〔大時〕天の時なり、

三王之祭川也、皆先河而後海、或源也、或委也、此之謂務本、

【義解】 此の節は、三王が川神を祭るに本の神を先きに祭りしことを引きて學問も亦先づ本を窮むべきことを證す、

三王の百川の神を祭るや、先づ河神を祭りて後海神に及ぶは何ぞや、或は河は源なるを以て之れを先き

後之れに語るべし、之れに語りて而も充分に知悉し推理して之れを未知のことに及ぼす能はざるときは、之れをすて含くと雖可なり、

【字解】〔記問之學〕古書を記誦して學ぶ者の質問を待つ學、即ち讀書の學にて心得躬行の活學に非ざるもの、〔聽語〕學ぶ者の言論を聽き事に隨ひて誘導するの意、

良冶之子必學爲裘、良弓之子必學爲箕、始駕馬者反之車在馬前、君子察於此三者、可以有志於學矣、

【義解】此の節は、學ぶ者は自習心得を貴ぶことを說く、

良き鍛冶の子弟は、其の父兄が金鐵をとかし之れを柔合して以て破器を補ひ治むるを見習ひ、此れを應用して獸皮を合せ續ぎて袍裘を爲ることをなす、又良き弓工の子弟は其の父兄が幹角を撓め屈して弓をつくるを見習ひ、之れを應用して柳の條をとり和げ軟にし撓めて箕をつくることをなす、又馬の子に始めて車を引かすものは、親馬を車の前に置き、子馬を車の後に繫ぎ、親馬に車をひかして子馬を之れに隨ひて行かすときは、車に慣れて驚かず、遂に自ら車をひくに至る、人の學を爲す亦此の如し、自習すること久しければ自ら心得するものなり、故に君子此の三の者の理由を明に知るときは以て學に志すあるべし、

【字解】〔駕馬者〕馬は子馬を指す、子馬を車につけてひかすこと、〔反之車在馬前〕親馬を車前につなぎ子馬は之を反して車後に置くこと、車後に置くを以て車在馬前といふ、〔察〕明なり、

古之學者比物醜類、

【義解】此の節は、古の學者の比較教育法をあぐ、前後に脫簡あるべしといふ、

古の學者は事物を比較するに同類の事を以て相比べ、以て自ら研め人を教ふ、

【字解】〔醜〕比なり、カラブと訓む、〔類〕同類なり、

鼓無當於五聲、五聲弗得不和、

水無當於五色、五色弗得不章、

學無當於五官、五官弗得不治、

如撞鐘、叩之以小者則小鳴、叩之以大者則大鳴、待其從容然後盡其聲、不善答問者反此、此皆進學之道也、

【義解】 此の節は、進學の道を説く、

善く學ぶ者は、發憤勉勵するを以て、師敎ふること安くして而も其の成績他人に倍するのみならず、又從つて其の功を師に歸し、尊敬思慕すれども、善く學ばざるものは師敎ふること甚だ勤むと雖、其の成績他人の半に過ぎざるのみならず、又從つて師の敎至らずとなし、之れを怨むに至る、又善く問ふ者は、堅き木を治むる者が其の柔にして治め易き處より先きにし、其ふし〴〵の治め難き處を後にするときは、難き處も自然に離脱して解くるが如く、易きものより問ひ漸を以て進むを以て、難きものも問はずして自然に氷解し、智德大に進めども、善く問はざるものは之れに反し、何の得る所もなし、善く問を待つものは、鐘を撞くに、之れを叩くに小なるものを以てするときは則ち小さく鳴り、之れを叩くに大なるものを以てするときは則ち大きく鳴る、故に從容として迫らず、ゆるやかに之れを撞きて然る後其の聲を盡くすを得るが如く、優游として迫らず徐に之れに問ふときは、充分に其の説を盡くすを得るものなり、善く答問せざるものは則ち之れに反す、問ふもの此に留意せざるべからず、此れ皆學に進むの道なり、

【字解】〔節目〕ふし〴〵の堅き處をいふ、〔庸之〕庸は功なり、庸之とは師の功に歸すること、〔説〕脱と通ず、相離脱すること、

記問之學、不足以爲人師、必也其聽語乎、力不能問、然後語之、語之而不知、雖舍之可也、

【義解】 此の節は、記問の學は人の師となるに足らざることを説く、

記問の學は以て人の師となるに足らず、記誦の末に走りて心得なければなり、故に師たるものは記問の學を斥け、學ぶ者の言論を聽き、事に隨ひて啓誘し、之れを道にいるゝにあるが、學ぶもの力足らずして問ふ能はずば、其の知らんとしてあせるを待ち然る

君子は人の賢愚才不才によりて學に至るに難易の別あるを知り、又人の資質慣習の美惡によりて善に向ふの遲速あるを知りて、然る後能く其の才質の淺深高下によりて博く誘導曉喩し一格に拘らず、此の如く能く其の才質の淺深高下によりて博く誘導曉喩して然る後に能く師たるを得、能く師たるを得て然る後に能く一官の長たるを得、能く一官の長たるを得て、然る後に能く君たるを得、故に師とは君たるを學ぶ所以なり、是の故に師を擇ぶは愼まざるべからず、古の記録に曰く、三王四代の能く治正なりし所以は、たゞ其れ君は卽ち師なり、師は卽ち君なりしのみと、其れ此のことをいひしものなるか、

【字解】〔長〕一官の長をさす、〔三王四代〕夏の禹王、殷の湯王、周の文王武王を併せて三王といふ、之れに虞（舜帝）を加へて四代と稱す。

凡學之道、嚴師爲難、師嚴然後道尊、道尊然後民知敬學、是故君之所不臣於其臣者二、當其爲尸則弗臣也、當其爲師則弗臣也、大學之禮、雖詔於天子無北面、所以尊師也、

【義解】此の節は、師を尊敬すべきを說き、師たる資格の重大なる反映となす、

凡そ學問の道は、師を尊敬するを難しとなす、師尊敬せられて然る後道尊く、道尊くして然る後に民學を敬ふを知る、是の故に君の其の臣を臣として待遇せざる場合二あり、卽ち其の臣が尸たるに當りては則ち臣とせざるなり、其の師たるに當りては則ち臣とせざるなり、大學の禮にて、師は天子に告ぐる時と雖北面することなきは、是れ卽ち師を尊ぶ所以なり、

【字解】〔嚴〕尊敬すること、〔詔〕告なり、〔北面〕臣位なり、

善學者師逸而功倍、又從而庸之、不善學者師勤而功半、又從而怨之、善問者如攻堅木、先其易者、後其節目、及其久也、相說以解、不善問者反此、善待問者

學ぶ者には四の失あり、敎ふる者は必ず之れを知るべきなり、人の學ぶや或は聞見多きに失して、汎濫其の歸を得ざるものあり、或は聞見少なきに失して、其の中に及ばざるものあり、或は容易として之れを輕んじ、高遠に馳するに失するものあり、或は智淺く及ばずして底止し發憤せざるに失するものあり、此の四のものは心の同じきなきより來る、故に其の心を知りて然る後能く其の失を救ふべきなり、人を敎ふる者は其の善を増して其の失を救ふものなり、

【字解】〔易〕容易なりと輕んじて高遠に馳すること、〔止〕智識淺短にして及ばずとて底止し發憤努力せざること、〔長善〕長は増益の意に見るべし、

善歌者使人繼其聲、善敎者使人繼其志、其言也約而達、微而臧、罕譬而喩、可謂繼志矣、

【義解】此の節は、善く敎ふる者は弟子をして其の志を繼續せしむることを說く、

善く歌ふ者は、人をして其の聲調をつぎて後世に傳へしめ、善く敎ふる者は人をして其の志を繼ぎて萬代に殘さしむ、其の言辭や簡約なれども事理明達に、其の道理や深微なれども訓誘明に善く、譬喩すること少なけれども聽くもの能く喩る、敎ふる者此の如くなれば、人をして其の師に化せしむ、故に曰く此の如くにして始めて弟子師の志を繼ぎ之れを萬代に傳ふといふべし、

【字解】〔臧〕善なり明善なり、

君子知至學之難易、而知其美惡、然後能博喩、能博喩然後能爲師、能爲師然後能爲長、能爲長然後能爲君、故師也者所以學爲君也、是故擇師不可不愼也、記曰、三王四代唯其師、其此之謂乎、

【義解】此の節は、師は君たるを學ぶ所以なることを說きて、師法の重大なるを示す、

之所由廢、然後可以爲人師也、故君子之教喩也、道而弗牽、强而弗抑、開而弗達、道而弗牽則和、强而弗抑則易、開而弗達則思、和易以思、可謂善喩矣、

【義解】 此の節は、教の興廢する所を知りて人を善喩するものは人の師たるべきことを説く、

教の興廢の本は上章に述ぶる所の如し、君子既に之れを知りて然る後以て人の師となるべし、故に君子の教へ喩すや節あり、勢に順ひ時に應じて次第に之れを導き急に牽きて速に曉らしめんことを爲さず、志力あるものは其の發奮に因りて之れを勸め勵まし、之れを抑へて其の心を沮まず、其の端緒大意を開示し、之れをして全體又は枝葉を一々通達せしむることを務めず、勢に順ひ時に應じて次第に之れを導き急に牽きて速に曉らしめんことを爲さゞる時は、則ち生徒の心和ぎて覺るに至るべく、志力あるものは其の發奮によりて之れを勸め勵まし、之れを抑へて其の志を沮まざるときは、則ち生徒は樂易して勉め進むべく、其の端緒大意を開示して之れをして全體又は枝葉を一々通達せしむることを務めざるときは、則ち生徒は知悉したる端緒大意によりて全體又は枝葉を思ひて之れを研むるに至るべし、生徒和ぎて樂易に其の學を思ふときは則ち學成る、此の如きは善く教へ喩すものといふべし、

【字解】〔道〕導に同じ、ミチビクと訓む、〔强〕生徒の志力あるものは其の發奮によりて激勵すること、〔開〕端緒又は大意を開示すること、〔易〕樂易なり、

學者有四失、教者必知之、人之學也、或失則多、或失則寡、或失則易、或失則止、此四者心之莫同也、知其心、然後能救其失也、教也者長善而救其失者也、

【義解】 此の節は師は學生の失を知りて之れを救ひ善くすべきことを説く、

之れを時法といふ、生徒の智力の程度を踰えずして敎を施す之れを孫法といふ、生徒をして互に同窓の言行を相觀察して其の善につき其の惡を去らしむる之れを摩法といふ、此の四者は敎の興隆する本なり、

【字解】〔豫〕豫防の意なり、〔可〕生徒の發憤して知らんことを求むる時をいふ、〔時〕先だゝず後れず丁度よき時期の意なり、〔不陵節〕陵は踰なりコユと訓む、節は程度なり、幼年には幼年の程度あり、少年には少年の程度あり、青年には青年の程度あり、若し幼年に少年の程度を課し、少年に青年の程度を課するが如きは則ち踰ゆるなり、〔孫〕順なり、順當の義、〔摩〕切摩の義なり、

發然後禁則扞格而不勝、時過然後學則勤苦而難成、雜施而不孫則壞亂不脩、獨學而無友則孤陋而寡聞、燕朋逆其師、燕辟廢其學、此六者敎之所由廢也、

【義解】此の節は、惡敎授法をあげて前節と相反映せしむ、以上述ぶる所の正しき敎授法に反し、生徒の惡習發して然る後に禁ずるときは、惡欲、敎を拒ぐこと堅強にして、敎は之れに勝たず、何の效果をも得ること能はず、又時過ぎて然る後學ぶときは則ち張り合ひが拔くるを以て、勤め苦しむとも而も成り難し、又程度を考へず幼年少年を雜へて敎を施し、順當ならざるときは、則ち大才は其の業を輕んじ、小才は其の業に苦しむを以て、敎法壞亂して修まらず、又獨學して友と切磋して其の長をとるなきときは、則ち固陋寡聞にして進歩の兆なし、又褻私の朋は非行に習ふを以て之れと交はるときは、己も亦化して其の師の道に逆ふに至るものなり、又褻私の譬話は其の身を惡に誘惑するを以て、此れを好むときは其の學を廢つるに至るなり、此の六つの者は敎の廢する本なり、

【字解】〔扞格〕扞は拒ぐなり、格は堅強なり、惡欲の敎を拒ぐこと堅強なるをいふ、〔不勝〕敎が惡欲に勝たざること、〔孤陋〕固陋に同じ、〔燕朋〕燕は褻私なり、けがれて不正なること、〔燕辟〕辟は譬に同じ譬話なり、

○以上第二章、大學の敎育及敎授法を說く、

君子既知敎之所由興、又知敎

由其誠、教人不盡其材、其施之也悖、其求之也佛、夫然故隱其學而疾其師、苦其難而不知其益也、雖終其業、其去之必速、教之不刑、其此之由乎、

【義解】此の節は、今の教育者の惡教育をあげ、前節と相反映せしむ、

今の教育者は、全く以上の教育法に反す、徒に其の視る所の簡牘の文を吟誦するのみにて、其の蘊奥を研めず、徒に其の質問を多くして生徒を苦しむるのみ、啓發することを爲さず、徒に其の言辭を多くするのみにて要を得ず、徒に先へ／＼と進むのみにて生徒に誦せしむるのみにて、其の誠心を用ひて專ら研究するをなさしめず、又其の材の長ずる所を盡くして進ましめず、以上の如き教育法なるが故に、教師の教を施すや道理に悖り、生徒の師に求むるや亦道理に戾る、夫れ然るが故に其の學幽隱にして明かならざるを以て其の師を疾み、其の學修の難きに苦しみて其の利益を知らず、故に其の業を終ふと雖、其の之れを舍つるや必ず速なり、今の教育の成らざる其れ此れに由るか、

【字解】〔呻二其佔畢一〕呻は吟誦すること、佔は視なり、畢は簡牘なり一句の意は、其の視る所の簡牘の文を吟誦するのみにて其の蘊奥を研めざること、〔訊〕問なり、質問なり、〔言及二于數一〕言辭多く亦一端に留らざるをいふ、〔其施レ之也悖〕教師を指す　〔其求レ之也佛〕生徒を指す、佛は戾なり、〔刑〕成なり、ナルと訓む、

大學之法、禁於未發之謂豫、當其可之謂時、不陵節而施之謂孫、相觀而善之謂摩、此四者教之所由興也、

【義解】此の節は、大學の教授法を說く、

大學の教授法は、四あり、生徒の惡習を未發に禁止するを豫法と謂ふ、其の告語すべき時、即ち生徒の發憤して知らんことを求むる時に當りて告げ教ふる

【義解】 此の節は、大學の敎育を說く、

大學の敎育を說かん、四時の敎には、各〻正業あり、春秋には禮樂を敎へ、夏冬には詩書を敎へ、春は讀誦し夏は弦歌するが如き是れなり、退きて燕息するときは、必ず燕居の學あり、退いて其の私を省るが如き是れなり、左に之れを例說せん、凡て學を爲すの道は能く安んずるを貴ぶ、安んずるときは則ち心と理と融合して成熟すれども、安んぜざるときは躁急雜碎毫も成熟の見込なし、故に退いて燕息する時に於て、琴瑟を操り弦を彈弄するを學び熟さざるときは則ち手弦に安んじて正雅の音を出だす能はず、又詩は物に比興して理を說き情を表はすもの多し、故に學校にてのみ詩を講習し、退いて燕息するとき博く物の情理の依附する所を研究し、其の實を驗することなきときは、詩の辭に於て必ず疑難あり、安んじて之れを解き應用すること能はず、又禮は先王の制作する所にして吉凶に應じ其の服各〻殊に極めて繁雜なり、故に學校にてのみ之れを講じ、退いて燕息する時に於て種々雜多の服裝を視其の製法を研め學ばざるときは、則ち禮の文に於て彷彿として安んじて之れを解し又應用すること能はず、上述の如く退いて燕息する時に於て、以上の三藝に興起して勉めざるときは、則ち學校に於て以上の三學を樂みて學ぶこと能はず、是れ故に君子の學に於けるや其の校にあると家にあるとを問はず、之れを其の心に藏め、其の事を修め、其の原を養息し、其の藝に優游す、夫れ然るが故に、其の學に安んじて其の師を親しみ、其の友と切磋するを樂みて其の道を篤信す、是れを以て其の師友と離ると雖決して道に反かず、兌命に曰く、敬みて柔順に學を務め時として敏捷ならざるなきときは、其の進步修養の迅速なること乃ち泉の噴出し來りて絕えざるが如しと、其れこのことを謂ひしものか、

【字解】〔時敎〕四時の敎、〔退息〕退いて燕息するとき、〔居學〕燕居の學の義、〔操縵〕琴瑟をとり其の弦を彈弄すること、〔博依〕博く物の情理の依附する所を求むること、〔雜服〕種々雜多の服、〔興〕ふるひ興りて勉むること、〔藝〕上述の琴瑟、詩、禮を指す、〔師輔〕師友なり、〔厥脩〕其の修養進步の迅速なること、〔乃來〕泉の噴出し來りて絕えざるが如しの意、

今之敎者、呻其佔畢、多其訊、言及于數、進而不顧其安、使人不

順ならしむる所以なり、榎楚の二の鞭は、其の怠惰を警めて威儀を收めしむる所以なり、天子は未だ禘祭を卜定せざるうちは、大學を視察せざるは、學生の心をして優游閑暇學に從はしめんが爲なり、敎官が時々學生の爲す所を觀察して丁寧に告げ語らざるは、學生をして其の心を專一に志す所の業に向け、發憤努力自ら會得せしめんが爲なり、幼年者は講義を聽くのみにて質問を責めざるは、己が等を踰えて躐進せざらしむる所以なり、此の七者は大學の敎の大節なり、古の記錄に曰く、凡そ學ぶものにて、已に仕ふるものは則ち己が從ふ職事に必要なることを先きに學び、未だ仕へざるものは其の志の向ふ所を先きに學ぶと、其れ此れは學生たるものは上述の七敎を體し各己が位置を顧みて先務とする所を知り、學に從ふべきを謂ひたるものか、

【字解】〔皮弁〕曾子問篇に出づ、〔祭菜〕先師を祭り蘋藻の菜を供ふること、〔宵雅〕宵は小なり、詩の小雅をいふ〔三〕鹿鳴、四牡、皇々者華の三篇をいふ、〔官二其始一也〕其の入學の始に於て官に居り任を受くるの美を知らしむる所以なりの意、蓋し鹿鳴以下の三篇は君臣燕樂相勞苦することを歌ひしものなればなり、〔鼓篋〕篋をうちて授業の開始を知らし、然る後生徒をして篋をひらきて書物等を出ださすと、〔孫〕遜と通す、シタガフと訓む、〔夏楚〕夏は榎と通す、榎楚とは此の二木にて作りたるむちをいふ、怠慢なる者をうちて罪する具也、〔收二其威一〕其の怠惰を警め威儀を收斂せしむるの意なり、〔未レ卜レ禘〕禘は五年の大祭なり、天子は禘祭を卜定せる後に於て、即ち五年目毎に大學を視察する禮なり、〔游〕優游なり、〔存二其心一〕其の心を專一に存して發憤努力自ら會得せしむること、〔弗レ問〕敎官が幼生に質問せざること、〔官〕已に仕ふる者をいふ、〔士〕未だ仕へざる者をいふ、

大學之敎也、時敎必有二正業一、退息必有二居學一、不レ學レ操レ縵、不レ能レ安レ弦、不レ學二博依一、不レ能レ安レ詩、不レ學二雜服一、不レ能レ安レ禮、不レ興二其藝一、不レ能レ樂レ學、故君子之於レ學也藏焉脩焉息焉遊焉、夫然故安二其學一而親二其師一、樂二其友一而信二其道一、是以雖レ離二師輔一而不レ反也、兌命曰、敬孫務時敏、厥脩乃來、其此之謂乎、

此れ大學にて人を敎ふる道の效果なり、古の記錄に曰く、蛾子は時々士を銜む事をならひて大なる蟻の塔を成すと、其れ此れは學の年を積みて大成するを喩へていひしものか、

【字解】〔家〕二十五家の村を閭といふ、其の家にある者は朝夕業を塾に受くるより閭といはずして家といひしなり、されば解釋のときには閭の意に見るべし、〔塾〕閭の學校の名、閭門の側にあり、〔黨〕五百家の村をいふ、〔庠〕黨の學校の名〔州〕一萬二千五百家の村をいふ、〔序〕州の學校の名、〔國〕國都なり、〔學〕大學校なり、〔比年〕毎年なり、〔中レ年〕中は間なり、ヘダツと訓む、中レ年は一年を間て、なり、〔考校〕學藝の進否を考へ校ぶることにて試驗すること、〔離レ經〕離は別つこと、經典の章句を別ち其の義理を知ること、〔辨レ志〕志の向ふ所の正邪を辨別すること、〔敬レ業〕學業を敬愛して怠らざること、〔群〕朋友を指す、〔取レ友〕友を取るに方正なるものを擇ぶかの意、〔知レ類〕總べての事類の理を知悉すること、〔强立〕卓然自立して强きこと、〔不レ反〕正道に反せず誘惑に陷らざること、〔記〕古の記錄なり、〔蛾子〕蟻の子なり、〔術レ之〕述なり、習なり、學ぶなり、

○以上第一章、萬民を感化し其の俗を善くするには學に由らざるべからざることを說く、

大學始教、皮弁祭菜、示レ敬道也、宵雅肄レ三、官二其始一也、入レ學鼓レ篋、孫二其業一也、夏楚二物、收二其威一也、未レ卜レ禘不レ視レ學、游二其志一也、時觀而弗レ語、存二其心一也、幼者聽而弗レ問、學不レ躐レ等也、此七者、敎之大倫也、記曰、凡學、官先レ事、士先レ志、其此之謂乎、

【義解】此の節は、大學にて初入學者を敎ふる法を說く、

大學にて初入學者を敎ふるには、敎官は皮弁の服をきて先師を祭り蘋藻を供ふるは、生徒に道藝を尊敬すべきことを示すなり、此の祭の時に小雅の鹿鳴、四牡、皇々者華の三篇を歌ひて之れを習はすは、其の始に於て官に居り任を受くるの美を知らすなり、學校に入り業を受くる時鼓をうちて其の始業を知らせ、後篋を開きて書物を出ださしむるは、其の學業に柔

とを知りて、然る後に能く自ら勉强するなり、故に語に曰く、敎ふるも學ぶも共に智德長ずるなりと、又兌命に曰く、斆ふるはたゞに人に智德を益さしむるのみならず、己が智德もますわけなれば、半分は己が學ぶに等しと、其れ此のことを謂ひしものか、

【字解】〔旨〕甘なり、ウマシと訓む、〔斆〕敎に同じ、

古之教者、家有塾、黨有庠、州有序、國有學、比年入學、中年考校、一年視離經辨志、三年視敬業樂羣、五年視博習親師、七年視論學取友、謂之小成、九年知類通達、強立而不反、謂之大成、夫然後足以化民易俗、近者說服、遠者懷之、此大學之道也、記曰、蛾子時術之、其此之謂乎、

【義解】　此の節は、先王敎學を以て民を化し俗を善くせしことを引きて本章を結ぶ、

古の先王の民を敎ふる閭に塾あり、幼者を敎ふ、黨に庠あり、塾の卒業生を敎ふ、州に序あり、庠の卒業生を敎ふ、國に大學あり君の元子衆子卿大夫士の子と庠の俊秀なる卒業生とを敎ふ、每歲入學の人あり、一年を間てゝ鄕黨の大夫其の藝の進否を試驗し、其れより一年目に試驗して經書の句讀を分ちて其の義理を明にし、其の志の邪正を辨別する程度を視、三年目に試驗して其の學業を敬して勉むるか、朋友と切磋して和樂するかを視、五年目に試驗して博く諸學を講習し、其の師を親愛するかを視、七年目に試驗して學問の蘊奧を講求して是非を論說し、友を取る必ず方正なるものを擇ぶかを視る、之れを學の小成といふ、九年目に試驗して凡ての事類の理を知悉して、通達せざるなく、卓然自立の行ありて外物に誘はるゝも毫も道に反して之れに從はず、之れを學の大成といふ、夫れ然る後に學生皆人民の師表となるを以て、萬民を感化し其の汙俗を美善に易ふるに足る、故に近き處のものは悅服し、遠國のものは懷きて慕ひ來る、

らず、故に若し君子萬民を感化し善俗を成さんと欲せば、其れ必ず學に由るか、學を舍きて何を以て此の大効果を成すを得んや、

【字解】〔憲〕法なり、法則なり、道理なり、〔善良〕善良の士なり、〔謏聞〕謏は小なり、小さき名聞をいふ、〔體〕親なり、シタシムと訓む、〔遠〕廣遠の才能を指す、

玉不琢不成器、人不學不知道、是故古之王者建國君民、教學爲先、兌命曰、念終始典于學、其此之謂乎、

【義解】此の節は、學の必要なることを例説す、

美玉ありと雖、琢かざるときは器とならず、これと同じく人たとひ美才ありと雖、學ばざるときは道を知らず、是の故に古の王者邦國を建て其の民に君長たるときは、學校をたて民を教育することを以て先務となす、兌命に曰く、人君は終始思念を學に常にし以て萬民を化せんとすと、其れ此のことを謂ふか、

【字解】〔先〕先務なり、〔兌命〕尙書の篇名、殷の高宗の相傅説が高宗に告げし訓辭なり、されど夙に亡佚し今存するものは後人の僞作なり、〔典〕常なり、

雖有嘉肴、弗食不知其旨也、雖有至道、弗學不知其善也、是故學然後知不足、教然後知困、知不足、然後能自反也、知困然後能自強也、故曰、教學相長也、兌命曰、斅學半、其此之謂乎、

【義解】此の節は、人を教ふるは自ら學ぶに等しきことを說き、學は教育者被教育者に共に缺くべからざることを示す、

嘉き肴ありと雖、食はざれば其のうまき味を知らざるなり、至極の善道ありと雖、學ばざれば其の善きことを知らざるなり、是の故に學びて然る後に己が智德の足らざるを知り、教へて然る後に己が智德未だ達せず充分に人を化する能はず、困苦することを知るなり、己が智德の足らざるを知りて然る後に能く自ら反省して勉學するなり、人を教へて困苦するこ

豕とには唯肩とのみいひて脊臑をいはざるは之を略せるなり、〔植豕〕特性なり、
○以上第四十章、祭の胙を致すの辭、及び君子に膳するの禮、又は膳にのする所の牲體の數を記す、

國家靡敝、則車不雕幾、甲不組縢、食器不刻鏤、君子不履絲屨、馬不常秣、

【義解】國家疲弊するときは、車には雕飾せず、甲には組を以て縢とせず、食器には刻鏤せず、君子は絲の履を穿たず、馬には粟を以て常に秣かはず、
【字解】〔靡敝〕疲弊に同じ。軍旅饑饉の餘、財力缺乏して賦税を誅求し、民力疲弊すること、〔雕幾〕雕は、刻み鏤むこと、幾は、漆もて飾ること〔縢〕甲を連ぬるひも、
○以上第四十一章、國家疲弊のときの減省の禮を説く、

學記第十八

學記とは教學の記録の義なり、此の篇先王の學制と、教育の法、習學の法とを説く、支那古代の教育を知るには之れに過ぐるものなし、故に程朱學派に於ては殊に之れを尊び、程子は禮記は大學と中庸とを除きてはたゞ學記樂記のみ道に近しといへり、

發慮憲、求善良、足以謏聞、不足以動衆、就賢體遠、足以動衆、未足以化民、君子如欲化民成俗、其必由學乎、

【義解】此の節は、民を化し俗を善くするには學に由らざるべからざることを説く、
自ら學ばずして思慮を出だし而も道理に合ふあり、又善良の士を招き求めて之れに親しみ、以て自ら輔く、此の二者は以て少しく聲譽を得るに足れども、衆人を感動して化するに足らず、又賢德の士に就き廣才の人に親しみ、己が智德を練るものは、以て衆人を感動するに足れども、未だ以て萬民を感化するに足

び食飲を執りて進むるときは、皆己の口氣鼻臭をして之に及ばしめざるべし、若し尊長者より問ふことあれば、其の口をかたむけて對ふべし、

【字解】〔咡〕口旁なり、

○以上第三十九章、尊者に洗盥の水、食飲を進むるの禮、及び之に對ふるの禮を說く、

爲人祭曰致福、爲己祭而致膳於君子曰膳、祔練曰告、

【義解】此の節は、胙を致すときの辭を記す、人のために主となりて祭り、其の胙を歸るときの辭は、福を致すと曰ふ、己のために祭りて其の胙を君子に歸るときの辭は、膳と曰ふ、祔練の胙を歸るときの辭は、告と曰ふ、

【字解】〔致福〕福胙なり、ひもろぎ、其の祭を敬して鬼神の享を得たり、依つて此の福物を歸りて敢て鬼神の賜を私せざるなりとの意なり、〔膳〕美味なり、己がために祭れるを以て、敢て福といはず、是れ享膳の美味の餘なり、他品の比すべきものあらざるなりとの意なり、〔告〕已に祔練の祭を竟へたりと知らすこと、

凡膳告於君子、主人展之以授使者于阼階之南面再拜稽首送、反命主人又再拜稽首、其禮大牢則以牛左肩臂臑折九箇、少牢則以羊左肩七箇、犆豕則以豕左肩五箇、

【義解】此の節は、膳を歸るの禮及び膳する所の牲體の數を記す、

凡そ膳を以て君子に送ることを知らすには、主人之を展べて其の具備を視、以て之を使者に阼階の南に授け、使者に面して再拜稽首して送る、使者の反命するときにも又再拜稽首す、其の胙を致すの禮、大牢には、主に牛膳を用ふ、其の數は、牛の左の肩臂臑を三折したる所の九箇なり、小牢には主に羊膳を用ふ、其の數は、羊の左の肩を折りたる七箇を用ふ、特牲には豕膳を用ふ、其の數は左の肩五箇を用ふ、

【字解】〔左肩臂臑〕周人は牲體の右を尙ぶを以て祭には右を以てし胙には左を致す、故に左といふ、肩臂臑は肩より蹄に至る前脛三體の名なり、毎體折斷して三段となす、故に九箇となる、〔羊肩豕肩〕羊と

其れ折骨體の俎あるときは、俎に就きて肺を以て祭るときと、祭り竟りて之を俎に反すときと、共に跪かざるなり、俎に燔肉の有るときも此の如くす、唯尸たるときは尊し、故に祭反倶に跪く、

○以上第三十六章、祭俎及び燕飲羞膳等の禮を雜說す、

衣服在躬而不知其名爲罔、

【義解】衣裳の制は天地に象れり、其の名あるは則ち其の義あるなり、然るに之を服して其の名義を知らざるは無知といふべし、

【字解】〔罔〕無知の人なり、

○以上第三十七章、名義を顧ふべきことを說く、

其未有燭而後至者、則以在者告、道瞽亦然、

【義解】此の節は、燭無きときの儀を說く、
日已に暮れて坐中未だ燭有らざるときに、後に來る者あれば、主人は已に坐中に在るもの丶名を以て之に告ぐるなり、瞽者を道くも亦此の如くす、

凡飲酒爲獻主者執燭抱燋、客作而辭、然後以授人、執燭不讓、不辭、不歌、

【義解】此の節は、燭有るときの儀を說く、
凡そ飲酒のときには、獻主たる者、夜に入れば燭を執り燋を抱きて客の歸るを留めんと欲す、この時、客起ちて之を辭す、主人、客の起ちて辭するを見て、後に之を人に授くる也、晝間は、賓主共に讓るあり、又相辭謝するあり、又各詩歌を吟ずるあり、されど日已に暮れて燭を執るときは、此の三事を略するなり、

【字解】〔獻主〕主人なり、飲酒の時は主人自ら酒を賓に獻す、故にいふ、若し尊卑敵せざるときは、宰夫をして主人に代らしむ、〔燋〕未だ燃さゞる炬、たいまつ、

○以上第三十八章、燭無きときと燭有るときとの儀及び獻主たるの法を說く、

洗盥執食飲者勿氣、有問焉則辟咡而對、

【義解】洗盥の水を奉じて尊長者に進むるとき、及

【義解】此の節は樽と壺とを設くるの法を說く、樽と壺とに面あり、面に鼻あり、其の鼻を人に向けて設く、

【字解】〔面二其鼻一〕樽壺を設くるに或は壁に傍へ、或は楹に傍ふ、故に其の鼻皆外に在りて人に向ふなり、一說に其の鼻樽者に向ふといへるは非なり、何となれば、燕禮に酌者は公を背にすることを得ずとあれば、酌者は公に向ふなり、而して樽は尙酌者に向へり、是れ其の鼻樽者に向はざればなり、

飮レ酒者禨者醮者有二折俎一不レ坐、未レ步レ爵不レ嘗レ羞、

【義解】此の節は、飮酒に俎あるときは坐せず、爵を行はざるときは羞を嘗めざることを說く、

禨及び醮の飮酒に折俎あるときは、坐せず、又、未だ爵を行はざる前に羞を嘗むるは食を貪るなり、故に羞を嘗めず、

【字解】〔禨者醮者〕禨は沐して酒を飮むこと、醮は冠して酒を飮むこと、〔折俎〕骨體を折りて俎實としたるもの、〔不レ坐〕禨と醮とは小事にして卑し、折俎は尊くして重し、故に禨醮の小事にて飮酒すると雖、折俎あるときは、客は皆坐せざるなり、若し俎なきときは坐す、〔步〕行なり、

牛與二羊魚一之腥、聶而切レ之爲レ膾、麋鹿爲レ菹、野豕爲レ軒、皆聶而不レ切、麕爲二辟雞一、兎爲二宛脾一、皆聶而切レ之、切二葱若薤一、實二之醯一以柔レ之、

【義解】此の節は、膾菹などの製法を說く、

牛と羊魚との生肉は、薄くおろして細かに切りて膾となす、麋鹿の肉を菹となし、野豕の肉を軒となす、此の二つの者は皆薄くおろすのみにして細かに切らざるなり、麕の肉を辟雞となし、兎の肉を宛脾となす、此の二つの者は皆薄くおろして細かに之を切る、或は葱或は薤を切りて、肉と共に之を醯中に入れ置き以て腥氣を去り、又、肉を柔かにす、

【字解】〔聶〕肉を薄く切りて大臠となすこと、おろすこと、〔菹軒辟雞宛脾〕此の解は內則篇に見ゆ、

其有二折俎一者取レ祭反レ之不レ坐、燔亦如レ之、尸則坐、

【義解】此の節は祭俎の儀を說く、

【字解】〔牛羊〕牛羊豕なり、豕を略せり、〔不ㇾ提ㇾ心〕提は絶つなり、心は中央なり、肺の中央の少し許なる處を絶たざること、

凡羞有ㇾ湆者不ㇾ以ㇾ齊、

【義解】此の節は大羹を食ふ禮を説く、凡そ膳羞の湆ある者は、主人已に鹽梅調和せり、故に食ふ者は、更に齊和せざるなり、

【字解】〔湆〕汁ある羹なり、大羹をいふ、

爲ニ君子一擇ニ葱薤一則絶ニ其本末一、

【義解】此の節は、葱薤を料理する法を説く、君子のために葱薤を擇ぶときは、其の根と末とを絶ち去るなり、

【字解】〔葱薤〕ねぎとおほにらと、〔絶ニ本末一〕本は、根なり、根は不淨にして末は萎れ乾けり、故に之の二處を絶ち去る、

羞首者進ㇾ喙祭ㇾ耳、

【義解】此の節は、膳羞の頭ある者を進むるの法を説く、

膳羞の頭ある者は、其の喙を尊者に向けて進む、而して尊者は其の耳を取りて祭るなり、

尊者以ニ酌者之左一爲ニ上尊一、

【義解】此の節は、樽壺を列ぬるの法を説く、酒樽を設け列ぶる者は酌者の左方を以て上樽とす、

【字解】〔尊者〕酒樽を設くる人、〔以ニ酌者之左一爲ニ上尊一〕酌者とは酒を酌む人なり、上樽とは元酒の樽なり、さて樽を設くるの法は、人君は東楹の西に在りて樽を南北に列ぬ。樽者は樽の西に在りて東に向ひ、右を以て上とす、酌者は樽の東に在りて西に向ひ、左を以て上とす、即ち二人倶に南を以て上とするなり、上樽は南に在り、故に樽者の右は、酌者の左なり、一説に樽を設くるの法は、郷飲、郷射と燕禮とにより異なり、儀禮の郷飲酒に玄酒西に在り、郷射に玄酒を左にすとある、鄭註に「尊を設くる者は北面す、西を左と曰ふと、即ち此れ所謂尊者は酌者の左を以て上尊と爲すものなり、蓋し尊を設くる人は、其の設くる時に方りて豫め酌者の左尊を度りて玄酒を充すものなり、是れ郷飲、郷射の尊を設くる法にして西を以て左となすなり、若し燕禮に至りては之と異なり、即ち尊者は西面して南を左となす、公は位に阼階(東階)の上に卽けば、酌者は公を背にすることを得す、當に東面して酌まざるを得す、故に上尊は酌者の右に在ること、なる、是れ此の經文と相合はざるなり、故に此の經文は郷飲、郷射の尊を設くる法を説きしものなり」と、後説は儀禮の經文及び鄭註に據りて説をなす、是なるが如し、

尊壺者面ニ其鼻一、

は、左に轡を執り、右に爵を受けて、左右の軌と軾前の范とに祭りて然る後自ら飲むなり、

【字解】〔左執轡〕尸車に於て、尸位は左方に在り、僕は立ちて左側に在り、故に左手に轡を執り右手に爵を受くるなり、〔軌范〕軌は、轂末なり、車の左右に在り、范は軾前なり、

○以上第三十五章、尸の僕者の祖道は、君の僕者に同じきことを說く、

凡羞有俎者、則於俎內祭、

【義解】此節は、羞を俎內に祭ることを說く、

凡そ羞の豆に在るときは、之を豆間に於て祭るなり、されど俎に在るときは、俎內に於て祭るなり、俎は長くして人の前に横はれり、故に俎間に於て祭ることを得ず、故に俎內に祭るなり、

君子不食圂腴、

【義解】此の節は、犬豕の腸を俎實にせざることを說く、

君子は圂腴を食はず、圂腴は人の腸に似れるを以てなり、

【字解】〔圂腴〕圂は豢と同じ、犬豕をいふ、腴は腸なり、犬豕は米穀を食ふ、其の腸胃人と相似たり、故に君子之を食はず、

小子走而不趨、擧爵則坐祭立飲、

【義解】此の節は、祭俎膳羞に於て、小子の成人と其の禮を異にすることを說く、

小子は役使に給すれば、其行步は宜しく走るべし、成人の如く趨翔の容をなさず、又爵を擧ぐるときは跪きて祭し、祭し了れば立ちて之を飲むなり、

凡洗必盥、

【義解】此の節は、爵を洗ふ禮を說く、

凡そ爵を洗ふときは、必ず手を洗ひて清潔なることを示す、

【字解】〔洗盥〕洗は、爵を洗ふなり、盥は、手を洗ふこと、

牛羊之肺離而不提心、

【義解】此の節は、牛羊豕の肺は、悉く割離せざることを說く、

牛羊の肺は、其の四旁を割き離して、中央の少し許なる處を絕たざるなり、是れ食ふとき、手ら之の中央を絕ちて祭らしめんがためなり、

なり、故に皆右に据う、

【字解】〔客爵居ㇾ左〕主人が賓に酬ゆる爵を客爵といふ、介より以下に酬爵なく、唯賓のみにこれあり、故に酬爵を以て客爵といふ、賓の坐は南に向ふ、故に東を左とし西を右とす、今賓主人の酬爵を受けて薦の東に据う、故に左に据うといふ、居は据なり、〔其飲〕主人が賓に獻ずるの爵及び一人觶を擧ぐるの爵をいふ、所謂飲爵なり、〔介酢僎〕介は、賓の副なり、酢は、客酌みて主人に酢ゆることなり、僎は遵なり、鄕人の來りて禮を見る者、一説に主人の副貳なりといふ、

○以上第三十一章、客爵飲爵の在る所を明かにす、

羞濡魚者進尾、冬右腴、夏右鰭、祭膴、

【義解】濡へる魚を羞むるときは、尾を以て食ふ者に向はしむ、若し乾魚なれば首を進む、冬は陽氣下に在り、陽氣の在る所肉肥ゆ、故に腴を右にして食ふに便ならしむ、夏は陽氣上に在り、故に鰭を右にす、又魚腹の下部の大臠を以て祭る、

【字解】〔濡魚〕溼魚なり、卽ち生魚乾魚にあらずして烹熟したるもの、溼魚は尾より擘くときは、脇肉離れ易し、故に尾を進むといふ、〔腴〕腴は、腹下の肥えたる處、〔鰭〕ひれ、〔膴〕魚の腹下の大いなる臠をいふ、

○以上第三十二章、尋常燕食のときに魚を進むるの禮を説く、祭祀及び饗食の正禮は之に異なり、混ずべからず、

凡齊、執之以右、居之於左、

【義解】凡そ羹を齊和するの法は、鹽梅を調和するに右手を以てし、羹器を左手に据うるなり、

【字解】〔齊〕鹽梅を以て羹食を調和したるもの、あへもの、

○以上第三十三章、齊を調ふるの法を説く、

贊幣自左、詔辭自右、

【義解】君のために幣を受くるときは君の左に於てす、君の詔辭を人に傳ふるときは、君の右に於てす、

【字解】〔贊ㇾ幣〕贊は助なり、君を助けて幣を受くるをいふ、

○以上第三十四章、幣を贊け辭を贊くる法を説く、

酌尸之僕、如君之僕、其在車則左執轡、右受爵、祭左右軌范乃飲、

【義解】尸の車を御する者の酒を酌みて祖道神を祭ることは、君の僕の如くす、卽ち、其の車に在るとき

とを欲してなり、

○以上第二十八章、軍旅の兵刃行列の儀を説く、

賓客主恭、祭祀主敬、喪事主哀、會同主詡、軍旅思險、隱情以虞、

【義解】 賓客は禮を以て相示すものなり、故に內敬せざることなし、されど容貌の恭を以て主とす、祭祀は、誠心を以て神を格すものなり、故に外の飾は備はらざるにあらねども、內心の敬を以て主とす、喪の事は、萬事を整へんよりは寧ろ戚むべし、故に哀を主とす、會同は、約束を嚴にし號令を明かにするを要す、故に詡を主とす、軍旅は敵を禦ぐ所以なり、故に舍止經由の處に於ては必ず敵の防禦を考慮す、又、味方の軍情を隱蔽して敵に知らしめず、却つて敵情を偵察して彼の謀計を度り知るべし、

【字解】〔賓客〕賓禮をいふ、〔祭祀〕吉禮をいふ、〔喪〕凶禮をいふ、〔會同〕嘉禮をいふ、〔軍旅〕軍禮をいふ、〔詡〕辭氣の明盛なること、〔虞〕度なり、ハカルと訓む、

○以上第二十九章、五禮を行ふときの要を説く、

燕侍食於君子、則先飯而後已、毋放飯、毋流歠、小飯而亟之、數噍毋爲口容、客自徹辭焉則止、

【義解】 燕禮に、食に君子に侍るときは、君子に食を勸めんがために、君子に先だちて食し、君子に後れて止む、又飯を放にして拂ひすつることなかれ、又汁を流るゝが如くすゝることなかれ、又、小しづゝ食ひて疾く咽下すべし、又、數々嚼みて口を弄びて容をなすなかれ、若し客自ら食器を徹せんとするとき、主人之を辭すれば、客則ち止めて徹せざるべし、

【字解】〔小飯而亟之〕小しづゝ食へば、噦噎の患なし、その速に咽下するは、或は君子の問に備へんがためなり、

○以上第三十章、燕禮に食に侍るの禮を説く、

客爵居左、其飲居右、介爵、酢爵、僎爵皆居右、

【義解】 主人賓に酬ゆるの爵は、賓受けて之を左に据う、其の飲爵は右に据う、介、酢、僎の三爵は皆飲爵

劒を獻遺するには、櫝を開き、其の蓋を櫝の底に反へし合せて、夫襓と劒とを加へて命を將ふ、

【字解】〔櫝〕劍匣なり、ひつぎ、〔蓋襲之〕匣の蓋を匣の底に御し合すること、〔加夫襓與劒焉〕夫襓は劍衣なり、つるぎぶくろ、夫は發語の辭、劍衣を匣中に差し入れ劍を衣上に置くこと、

笏、書、脩、苞苴、弓、茵、席、枕、几、穎、杖、琴、瑟、戈有刃者櫝、筴、籥、其執之皆尚左手、

【義解】此の節は、笏等の諸物を獻遺するの禮を說く、

笏、書、脩脯、苞苴、弓、茵褥、席、枕、几、穎、杖、琴、瑟、戈の刃ある者を櫝に入れたるもの、筴、籥の十六物を獻遺するには、之を執るに皆左手を上にし右を下にして命を將ふ、

【字解】〔苞苴〕菅葦を編み束ねて肉類を裹みたるもの、つと、〔穎〕警枕なり、めざましまくら、〔筴〕蓍なり、めどき、〔籥〕笛の如くにして三孔あるもの、又、大いなるものは六孔あり、〔尚左手〕左は陽なり、故に上にす、

刀卻刃授穎、削授拊、凡有刺刃者以授人則辟刃、

【義解】此の節は、刃物を獻遺するの禮を說く、

刀を獻遺するには、刃を卻けて穎を授く、削を獻遺するには、拊を授く、凡て刺刃ある者を人に授くるときは、刃を以て正しく人に向はしめざるなり、

【字解】〔穎〕刀の鐶なり、つかがしら、〔拊〕刀の把なり、つか、〔削〕曲刀なり、

○以上第二十七章、物を以て人に獻遺するの禮を說く、

乘兵車出先刃、入後刃、軍尚左、卒尚右、

【義解】兵車に乘りて出軍するときは、刃を前に向けて進み、凱旋するときは、刃を後に向けて入る、將軍の行伍には左方を尚にし、士卒の行伍には右を尚にす、

【字解】〔先刃後刃〕刃を前に向くるは、敵を破るの象なり、刃を後にするは、國を安するの意なり、〔尚左尚右〕左は、陽にして生道なり、右は、陰にして死道なり、將軍の行伍に左方を尊ぶは、覆敗なからんことを欲してなり、士卒の行伍に右方を尊ぶは、必死の志有らんこ

牛を獻遺するには、紖を取る、馬を獻遺するには靮を執る、而して牛馬共に之を牽くには右手を以てす、

【字解】〔紖〕牛の鼻に繋ぐ索、〔靮〕馬を制御する絆、

臣則左之、

【義解】此の節は、臣虜を獻ずるの禮を說く、

臣虜を獻ずるには、左手を以て臣の右の袂を操る、

【字解】〔臣〕征伏して獲たる所の虜なり、〔左之〕左手を以て其の右袂を操るをいふ、右手を用ひざるは、其の非常を制せんがためなり、

車則說綏執以將命、甲若有以前之則執以將命、無以前之則袒櫜奉冑、

【義解】此の節は、車と甲とを獻ずるの禮を說く、

車馬を獻ずるには、其の車馬を門外に陳ね、綏を脫きて之を執り、以て命を將ふなり、又、甲を獻ずるに、若し他物を以て之より先にするもの有るときは、其の他物を以て命を將ふなり、若し他物を以て之より先にするもの無きときは、櫜を開きて冑を出し、冑を奉じて命を將ふものなり、

【字解】〔前之〕他物を以て之より先に獻ずるをいふ、古人物を獻ずるに、必ず他物を以て前に獻ずるなり、〔袒櫜〕袒は開くなり、櫜は甲をつゝむ衣なり、よろひぶくろ、

器則執蓋、

【義解】此の節は、器物を獻遺するの禮を說く、

器物を獻遺するには、蓋を執りて命を將ふ、蓋は輕くして便なるを以てなり、

弓則以左手屈韣執拊、

【義解】此の節は、弓を獻遺するの禮を說く、

弓を獻遺するには、左手に韣を屈め拊を幷せ執りて命を將ふ、

【字解】〔屈韣執拊〕韣は、弓衣なり、ゆみぶくろ、拊は、弓把なり、ゆづか、左手に弓衣をため弓把を幷せ執るなり、曲禮に、右手に簫を執り、左手に拊を承くといへるに同じ、

劍則啓櫝蓋襲之加夫襓與劍焉、

【義解】此の節は、劍を獻遺する禮を說く、

乘壺酒束脩一犬、

【義解】此の節は、多物を以て人に賜ひ、又獻ずるときの禮を説く、

其れ乘壺酒、束脩、一犬の三物を以て卑者に賜ひ、又尊者に獻ずるときは、則ち重き酒を門外に陳ね、輕き脩を執りて命を致すなり、其の命を將ふには、手に脩のみを執ると雖、其の辭には乘壺酒、束脩、一犬といふ、

【字解】〔乘壺酒〕四壺の酒なり、〔束脩〕十脡の脯なり、ほじし、〔一犬〕食犬なり、守犬田犬なれば牽きて將命の者に授く、されど食犬は賤し故に命を致すときに牽かざるなり、

其以鼎肉則執以將命、

【義解】此の節は、一物を以て人に獻遺するの禮を説く、

其れ鼎肉を以て人に獻遺するときは、則ち之を執りて命を將ふなり、

【字解】〔鼎肉〕已に切り解きたる肉にして鼎に入らるべきもの、

其禽加於一雙則執一雙以將命、委其餘、

【義解】此の節は、一種類にして數多なるものを獻遺するの禮を説く、

其れ禽を獻遺するとき、一雙より多きときは、唯一雙のみを執りて命を將ひ、其の餘は門外に陳列するなり、

【字解】〔加〕猶ほ多しといふが如し、一雙のみに止まらざるをいふ、〔委〕置くなり、門外に陳ぬるをいふ、

犬則執緤、守犬田犬則授擯者、既受乃問犬名、

【義解】此の節は、犬を授受するの禮を説く、

犬を獻遺するには緤を執る、守犬と田犬とは牽きて將命の者に授く、將命の者既に之を受け取れば、犬の名を問ふ、

【字解】〔犬〕犬に三種あり、守犬田犬食犬是なり、守犬は宅舍を守禦するもの、田犬は田獵に用ふるもの、食犬は庖厨に充て、食料となすもの、食犬は賤し、故に牽引して命を致さす、守犬と田犬とは畜養して其の用に充つ、故に其の名を問ふ、〔緤〕犬を牽く繩、

牛則執紖、馬則執靮、皆右之、

【義解】此の節は、牛馬を獻遺するの法を説く、

【義解】未だ秋の祭を行はざれば、孝子は新穀を食はざるなり、

【字解】〔不レ食レ新〕新は、新穀なり、未だ新穀を宗廟に薦めざる前に於て、人の子たるもの之を食ふに忍びざるなり、即ち亡に事ふるに存に事ふるが如くすの意なり、

○以上第二十四章、新穀を薦むるの禮を説く、

僕於君子、君子升下則授綏、始乘則式、君子下行、然後還立、乘貳車則式、佐車則否、

【義解】君子のために事を御する者、君子の或は升り、或は下るときは、則ち之に綏を授くるなり、始めて乘るとき君子未だ至らざれば則ち式す、君子至れば僕先づ升りて綏を授く、君子下り行くときは、僕後より下りて車を轉じて旁側に駐む、貳車に乘るときは式して敬を行ひ、佐車には式せず、

【字解】〔貳車〕朝祀の副車なり、〔佐車〕戎獵の副車なり、

○以上第二十五章、君子の僕御の禮を説く、

貳車者諸侯七乘、上大夫五乘、下大夫三乘、有貳車者之乘馬服車不齒、觀君子之衣服服劍乘馬弗賈、

【義解】貳車の制は、諸侯は七乘、上大夫は五乘、下大夫は三乘なり、貳車を有つもの丶乘馬服車には、其の老少新舊を以て之を齒次すべからず、又、君子の衣服服劍乘馬を見ては、其の價格の多少を以て之を批評すべからず、

【字解】〔貳車〕貳車の制は、時代によりて異なり、周禮には、公は九乘、侯伯は七乘、子男には五乘とあり、又曲命に卿は六命、大夫は四命、車服各命數の如しとあり、此の記と同じからず、按ずるに此の章記する所は、其の中數を擧げたるものなるべし、〔服車〕乘する所の車なり、〔服劍〕佩劍に同じ、

○以上第二十六章、上章の文を承けて諸侯以下貳車の數をあげ且つ貴人を貴ぶには、廣く其の物を敬すべきことを説く、

其以乘壺酒束脩一犬、賜人、若獻人、則陳酒執脩以將命、亦曰

肅拜するのみなり、若し喪ありて主たらざるときは手拜すと雖、夫と長子との喪主たるときは亦手拜せずして拜するなり、

【字解】〔肅拜〕頭を低れ手を下すの拜、是れは婦人の正拜たり、〔手拜〕膝を屈めて跪き、手を地につけ、首も亦手に至るの拜、周禮にいふ所の空首なり、〔爲尸〕虞祭に祖姑の尸となるをいふ、〔爲喪主〕夫と長子との喪主となるをいふ、

葛經而麻帶、

【義解】此の節は、婦人の絰帶のことを説く、婦人は、喪に遭ひて卒哭の後は、首の麻絰を易へて葛絰を用ふ、而して腰の麻絰は變へざるなり、其の男子と異なる所、喪服小記に詳なり、就て見るべし、

○以上第二十章、婦人の拜儀及び絰帶を説く、

取俎進俎不坐、

【義解】俎上に就きて肉を取り、又肉を俎上に進むるときは、跪かず、

【字解】〔不坐〕俎に足ありて高し、立って取り進むるを便とす、故に跪かざるなり、

○以上第二十一章、俎實を進取するの禮を説く、

執虛如執盈、入虛如有人、

【義解】品物の盈てる器を執るに當りて觀る人あるときには、人皆敬むことを知る、されど虛しき器を執り人なき處に入るときは、人皆忽にす、故に虛しき器を執るにも盈てる器を執るが如くし、人無き處に入るにも人有るときの如くす、是れ重愼の至りなり、

【字解】〔執虛〕虛しき器、品物のなき器、〔盈〕品物の盈てる器、〔入虛〕この虛は人なき處を指す、

○以上第二十二章、君子敬を主とするの義を説く、

凡祭於室中堂上無跣、燕則有之、

【義解】凡そ君臣上下の祭に、室中堂上に於て屨を脱ぎて跣となることなし、若し燕禮を行ふときは、跣となることあり、

【字解】〔跣〕屨を脱ぐこと、すあし、祭に跣とならざるは敬を主とすればなり、燕禮に跣となるは歡をなさんがためなり、

○以上第二十三章、祭には屨を脱がず、燕には屨を脱ぐことを記す、

未嘗不食新、

御問大夫之子長幼、長則曰能從樂人事矣、幼則曰能正於樂人、未能正於樂人、問士之子長幼、長則曰能耕矣、幼則曰能負薪、未能負薪、

【義解】　此に人あり、若し國君の子の長幼を問へば、長ぜる者は則ち答へて能く君に從ひて社稷の事に供すといふ、若し其の子幼少なれば、已に能く事を御するといひ、甚だ幼少なれば、未だ事を御すること能はずといふ、大夫の子の長幼を問へば、長ぜる者には則ち答へて能く樂人の事に從ふといふ、若し其の子幼少なれば能く樂人を正すといひ、甚だ幼少なれば、未だ樂人を正すこと能はずといふ、士の子の長幼を問へば、長ぜる者には、則ち答へて能く耕すといふ、若し其の子幼少なれば、能く薪を負ふといひ、甚だ幼少なれば、未だ薪を負ふこと能はずといふ、

【字解】　〔社稷之事〕祭祀軍旅の類、〔御〕事を治むるをいふ、一説に、御は六藝の一なりと、亦通ず、〔樂人之事〕樂德、樂語、樂舞の類、大夫の子は恆に學を樂人に習ふ、故に長子は樂を習ふといふ、〔正於樂人〕若し幼少なれば樂を學ぶと雖未だ就らず、惟政令を樂人に聽き正すのみ、

○以上第十八章、國君及び大夫士の子の長幼を問ふに對して、其の稱の異なることを記す、

執玉執龜筴不趨、堂上不趨、城上不趨、武車不式、介者不拜、

○以上第十九章、趨式拜をなさゞる場合を說く、解說は曲禮篇に見ゆ、故に省略す、

婦人吉事雖有君賜肅拜、爲尸坐則不手拜肅拜、爲喪主則不手拜、

【義解】　此の節は、婦人の拜儀を說く、婦人は、吉事には肅拜し、凶事には手拜するが禮なり、故に君の賜の重きものありと雖、吉事に行ふ肅拜を用ひて之を受くるなり、凶事には手拜すと雖、虞祭に祖姑の尸となりて坐するときは、手拜せずして唯

士依於德游於藝、工依於法游於說、

【義解】此の節は人は德に依り藝に游ぶべきことを說く、

士は德に依りて其の本を立て、六藝に游びて其の末を該ね、以て體用を兼ね備ふべきこと、恰も工の規矩尺寸の法に依りて本を立て、規矩法式を論說せる書の中、游びて薄厚の宜しき所を該ぬるが如し、

【字解】〔德〕三德なり、至德、敏德、孝德なり、〔藝〕六藝なり、〔依於法游於說〕此の句は上句の喩なり、法は規矩尺寸の法をいひ、說は規矩法式を論說せる書をいふ、

毋訾衣服成器、毋身質言語、

【義解】此の節は、人を待ち己を修むるの道を說く、人の衣服成器を見て、其の不善をそしるべからず、己れの言語に疑はしきことあれば自ら之を質すべからず、當に正誤を人に取るべし、

○以上第十六章、廣く人の戒むべきことを說く、

言語之美穆穆皇皇、朝廷之美濟濟翔翔、祭祀之美齊齊皇皇、車馬之美匪匪翼翼、鸞和之美肅肅雍雍、

【義解】賓客と語る言語の禮儀は、穆穆皇皇然たり、朝廷に在るときの威儀は、濟濟翔翔然たり、祭祀の禮儀は齊齊皇皇然たり、車馬の形狀は匪匪翼翼然たり、鸞和の聲は肅肅雍雍然たり、

【字解】〔美〕禮ありて美しきこと、立派なること、〔穆穆皇皇〕穆穆とは、敬愼にして和平なる貌、皇皇とは、嚴正にして華文なる貌、〔濟濟翔翔〕濟濟とは、出入の貌、整齊嚴肅なるなり、是れ身の容をいふ、翔翔とは、或は翕ひ或は張りて安舒なる貌、是れ手の容をいふ、〔齊齊皇皇〕齊齊とは、至りて靜かにして能く定まる貌、皇皇とは、求むるが如くにして得ざる貌、〔匪匪翼翼〕匪匪とは行きて文ある貌、翼翼とは載せて輔けある貌、〔肅肅雍雍〕肅肅とは、唱ふる者の敬む貌、雍雍とは、應ふる者の和ぐ貌、

○以上第十七章、諸事の宜しき貌を說く、

問國君之子長幼、長則曰能從社稷之事矣、幼則曰能御、未能

而無疾、頌而無諂、諫而無驕、怠則張而相之、廢則埽而更之、謂之社稷之役、

【義解】人の臣下たる者は、其の君に過失あるときは、之を諫めて止むべし、決して之を誹謗することなし、若し諫めて君之に從はざれば、己れ逃れ去りて可なり、決して之を疾むことなし、又、君に善事あれば之を稱へ頌むべく、決して諂ふことなし、又、君の過を諫めて、君若し己が諫に從ふときは、既に己が言謀用ひられたりとして驕慢の心を生ずることなし、又、君、政事に怠るときは之を勵まして輔くべし、又、國事に廢れて用なきものあるときは、之を一掃して更に之を新にすべし、此の如くすれば國君德を失ふことなく、國家治まらずといふことなし、是れ之を社稷に功勞ある臣と謂ふ、

【字解】〔社稷之役〕役とは功勞有るの意なり、即ち社稷に功勞ある臣をいふ、

○以上第十五章、臣、君に事ふるの道を說く、

毋拔來、毋報往、

【義解】此の節は心の躁急なるを戒むべきことを說く、

人臣たるものは拔く來ることなかれ、報く往くことなかれ、

【字解】〔毋拔來毋報往〕拔報共に急疾の意なり トクと訓む、來往は、猶進退の如し、心、躁急なれば其の進退度を失ふ、進退度を失へば漸進持久の功なく禮を行ひ事を成すことを得ず故に戒むるなり、

毋瀆神、毋循枉、毋測未至、

【義解】此の節は、心を用ふるの失を戒むべきことを說く、

神は瀆すべからず、必ず敬して之を遠くべし、己の言行若し過ちて邪枉なれば、則ち當に善に改むべし、決して其の枉れるに循ひて過を貳びすること勿れ、又、君子は誠意誠心を以て自ら處し、又人を待つべきものなり、然るに其の事の未だ至らざる前に豫め私心を以て之を測り度らば、其の事假に中ると雖是れ僞妄なり、故に未だ至らざる事を豫め私心を以て測ること勿れ、

【字解】〔退〕朝廷より還るの稱、君に近くを進むといふ、故に君に遠かるを退といふなり、〔歸〕燕及び遊より家に還るの稱、燕遊の禮は褻る、依つて久しく止まるべからず、家に歸るを主とす、故に歸といふ、〔罷〕兵衆及び徒役より還るの稱、凡そ師役を用ふるには作すといひ興すといふ、而して其の勞苦尤も甚し、故に罷といひ、又休といふ、

侍坐於君子、君子欠伸、運笏、澤劒首、還屨、問日之蚤莫、雖請退可也、

【義解】此の節は、君子に侍坐するの法を説く、君子に侍坐するときに、君子或は欠伸し、或は笏を運らし動し、或は劒首を玩弄して光澤を生ぜしめ、或は屨を轉らし正して之れを著けんとし、或は日の暮るゝの早晩を問ふときは、退かんことを請ふと雖可なり、

○以上第十二章、君子進退の節を説く、

事君者量而后入、不入而后量、凡乞假於人、爲人從事者亦然、然故上無怨而下遠罪也、

【義解】君に事ふる者は、先づ其の君の事ふべきを量りて然る後に之に事ふれば、則ち其の道行ふべくして其の身も亦辱しめられざるなり、之に反して入りて然る後に其の君を量れば、其の道行はれず、又輕進の悔あらん、凡そ物品を人に請ひ借るにも、或は人の事に從ひ任ずるにも、亦必ず先づ彼の人となりを量りて後に行ふべきことなり、況んや君に事ふるに於てをや、此の如くなるが故に先づ量りて后に入るものは、下、上に忤はず、故に上怨なく、上、下を責めず、故に下、罪に遠かるなり、

○以上第十三章、臣、君に事ふるの法を説く、

不窺密、不旁狎、不道舊故、不戲色、

【義解】人の隱密の處を窺はず、妄に近より狎れず、故舊の惡事を論説せず、戲侮の容色をなさず、

○以上第十四章、平生愼むべき戒をあぐ、

爲人臣下者有諫而無訕、有亡

得るときは、直に酒を酌まず、先づ爵を洗ひて觴を行らさんことを請ふなり、〔不レ擢レ馬〕擢は進みて取るなり、馬は投壺の勝算なり、かずとり、さて投壺の勝は、三馬を得るを以てす、即ち、一たび勝つ毎に一馬を立て三馬に至りて勝を成す、若し一朋〔雙壺〕に二馬を得て、一朋に一馬を得るときは、二馬を得たるもの他の一馬を取りて己が算數に加へて三馬となし以て勝となすなり、されど卑者は、假令二馬を得ると雖、尊者の一馬を以て己が算數に加ふることを得ざるなり、之を馬を擢らずといふ、

○以上第十章、卑幼の者、尊長者に奉侍する禮を雜說す、

執君之乘車則坐、僕者右帶劍、負良綏申之面、拖諸幦、以散綏升、執轡然後步、

【義解】 君の乘車の馬の轡を取るときは則ち跪く、君既に車中に在るときは、僕者は其の劍を右の腰に佩ぶ、是れ君は左側に在るを以て左の腰に佩けば君の妨げとなればなり、若し君未だ車に就かざるときは、君の車に升るべき正綏を僕者の背後に負ひ、其の端を前面に申べ、仍ほ之を幦の上に引きて、君の後より升るを待つなり、又、僕者の初め車に升るときは、君綏を用ひずして散綏を用ひて升る、升りて轡を執りて馬の逸走を防ぎ、然る後車を行ること五步にして立ち、以て君の出で來るを待ち、乃ち良綏を授けて君を車に升すなり、

【字解】〔良綏〕君の車上に升るときに把るつな、又君綏正綏といふ、〔拖〕擲なり、又引なり、〔幦〕軾を覆ふもの、車のおほひ、覆笭、〔散綏〕僕の把る綏、

○以上第十一章、僕者、君のために乘車するの法を說く、

請見、不請退、朝廷曰退、燕遊曰歸、師役曰罷、

【義解】 此の節は、尊者に見え、又は朝廷燕遊師役の退散の辭を說く、

卑者の尊者に見ゆるときは、其の見えんことを請へども、其の退かんことを請ふべからず、是れ早く退かんことを請ふは、尊者を厭ふの心あるに嫌あればなり、さて退き還るに其の義によりて各其の名を異にせり、卽ち朝廷には退といひ、燕遊には歸といひ、師役には罷といふ、

れば、己擅に之を執りて鼓することを得ず、又、故なくして地に畫くは不敬なり、故に地に畫かず、又手を擧げて容貌をなすも不恭なり、故に手を弄ばず、又時に暑熱と雖、敢て扇子を使ふことなし、

【字解】〔翣〕あふぎ、扇、

寢則坐而將ㇾ命、

【義解】此の節は、尊者に侍して、尊者寢ぬるときの儀を說く、

尊者の寢ぬるときに當りては、必ず跪きて命を傳ふべし、直に立ちて尊者に臨むべからず、

侍ㇾ射則約ㇾ矢、

【義解】此の節は、射に侍りて尊者と耦たるときの儀を說く、

射に尊者に侍りて耦となるときは、矢を約ぬ、

【字解】〔約ㇾ矢〕射には、楅を中庭の南に置き、二人耦となりて矢を發す、而して上耦先づ楅より一矢を取りて發ち、次に下耦又進んで一矢を取りて發つ、此の如く更々進んで各四矢を發ちて優劣を決するものなり、然るに若し、卑者尊者に侍りて耦となるときは、更々之を取らず、一時に四矢を并せ取るなり、之を矢を約ぬといふ、

侍ㇾ投則擁ㇾ矢、

【義解】此の節は、投壺に尊者に侍るときの儀を說く、

投壺に、尊者に侍るときは、卑者は矢を擁く、

【字解】〔投〕投壺なり、投壺篇に詳し、〔擁ㇾ矢〕投壺の矢も、賓主各〻四矢を投ぐ、尊者は四矢を地に置きて一一之を投ぐ、卑者は尊者の如く之を地に置かず、悉く之を抱く、故に矢を擁くといふ、

勝則洗而以請、客亦如ㇾ之、不ㇾ角、不ㇾ擢ㇾ馬、

【義解】此の節は、射と投とに、尊者に侍りて勝てるときの儀を說く、

射と投壺とに尊者に侍りて卑者勝つときは、爵を洗ひて觴を行らさんことを請ふ、客若し勝たざれば主人亦此の如くす、さて尊者及び客に酒を飲ましむるには角を用ひずして常用の爵を用ふるなり、又、投壺に於ては、馬を擢らざるなり、

【字解】〔勝〕射と投壺とに侍りて卑者の勝つをいふ　〔洗請〕射と投壺との禮に、勝てる者の弟子、酒を酌みて豐の上に置けば、勝たざる者跪きて之を飲むなり、是れ賓主の禮なり、然れども若し卑者の勝を

ら義なるか志なるかを審かにすべし、義なれば之を神に質して其の吉凶に從ふべし、若し自ら度りて志なれば、義を以て自ら斷じ必ずしも之を神に質すの要なしと、亦通ず、

○以上第九章、卜筮の法を說く、

尊長於己踰等、不敢問其年、

【義解】　此の節は、尊長に對して年を問はざることを說く、己より尊長にして等を踰えたる人に對しては、敢て其の年を問ふべからず、

【字解】　〔踰等〕祖父又は兄の屬をいふ、一說に輩行の己より尊きもの、即ち世叔父又は母の昆弟の屬などの稱、〔不敢問其年〕年を問へば、齒を序づるが如き嫌ありて尊長に對して無禮なり、故に敢て其の年を問はざるなり、

燕見不將命、

【義解】　此の節は、尊長に燕見するときの儀を說く、卑幼の者、燕私に來りて尊長者に見ゆるときは、擯者をして命を傳へしめず、是れ賓主相見の禮に非らざるを以てなり、

遇於道見則面、不請所之、

【義解】　此の節は、尊長者に道に遇ふときの儀を說く、尊長者に道路に遇ひて、尊長者己を見るときは、之に面して見ゆ、若し見ざるときは、己れ隱れ避けて之を煩はしめず、又、尊長者の往く所を問はず、

【字解】　〔不請所之〕尊長の往く所、或は卑猥なる處なるかも知れず、故に問はず、一說に、長者之に答ふるに煩はし、故に問はずと亦通ず、

喪俟事、不犆弔、

【義解】　此の節は、尊長者の喪を弔ふときの儀を說く、尊長者の喪を弔ふには、主人の事を了ふるを待ちて往くべし、又、時にあらずして特り弔ふべからず、

【字解】　〔事〕主人の朝夕哭する時をいふ、〔犆〕特なり、ヒトリと訓む、

侍坐弗使、不執琴瑟、不畫地、手無容、不翣也、

【義解】　此の節は、尊者に侍坐するときの儀を說く、尊者に侍坐して、尊者己をさして琴瑟を執らしめざ

やと曰ふ、

【字解】〔品味〕殽饌なり、さかな、〔亟食於某〕亟は數なり、しばしば、さて人の性、品味に好惡あり、今之をあからさまに尋ねて其の嫌を昭かにするは謙退なきわざなり、故にしば〳〵某を食へりやと問ふ、〔道藝〕道は三德三行なり、三德とは、至德敏德孝德をいふ、三行とは、孝行友行順行をいふ、藝は六藝なり、即ち禮樂射御書數をいふ、道は難し、故に習へりやと問ふ、藝は易し、故に善くせりやと問ふ、

○以上第六章、賓主相見ゆるとき、飲食道藝の事を相問ふの辭を記す、

不疑在躬、不度民械、不願於大家、不訾重器、

【義解】疑はしき言行を己身に在らしめず、器械の如き心を以て人民を度らず、人の富貴を願ひ慕はず、人の貴重の器を鄙しみ毀らず、此の四つの者は君子の愼むべき所なり、

【字解】〔不度民械〕械は器械なり、器械の如き心即ち巧輕敏速の心を指す、一句の意はこの心を以て人民を度らざるを、〔大家〕富貴の家をいふ、

○以上第七章、人の戒愼すべきことを記す、

氾埽曰埽、埽席前曰拚、拚席不以鬣、執箕膺擖、

【義解】廣く內外を埽除するを埽といひ、席の前を埽除するを拚といふ、而して席上を拚ふには地を埽ふ帚を用ふべからず、箕を執るに箕の舌を尊者の胸前に向けずして己が胸前に當つべし、

【字解】〔氾埽〕あまねく內外を掃除するをいふ、〔鬣〕地を掃除する帚、はゝき、〔箕〕ちりとり、〔膺擖〕膺は胸なり、己が胸前に向くるをいふ、擖は箕の舌なり、

○以上第八章、毎日內外を洒掃するの禮を記す、

不貳問、問卜筮曰義與志與、義則可問、志則否、

【義解】卜筮には再び問ふべからず、又、卜筮を求むる人あれば、卜者先づ卜筮に問はんとして求むる所の者に正義か私意かと曰ふ、若し其の事義なれば卜筮に問ふべし、若し私意なれば卜筮せず、

【字解】〔不貳問〕將に正事を成さむとして之を卜筮に問ひ、其の兆不吉の場合には止むべし、然るに又不正事を以て之に再問し吉兆を得んとす、かゝる事はなすべからざるをいふ、〔義與志與〕義は正事なり、志は私意なり、一說に、將に卜筮に問はむとする前に先づ自

立てる者の物を受くると、物を以て立てる者に授くるとの場合には跪かず、しかれど性の直なる者は禮によらずして坐することあり、

【字解】〔性之直者〕直情徑行なる性質の者をいふ、直情なるものは委曲して禮の如く行ふこと能はず、思のまゝを徑ちに行ひて憚る所なし、是れ戎狄の道にして禮道にあらざれど其の情に於て一點の邪氣なく、恕すべき所あり、故に君子深く之を責めざるなり、

○以上第四章、賓主授受の禮を說く、

始入而辭曰辭矣、卽席曰可矣、

【義解】此の節は、賓主相見ゆるとき、擯者之に告ぐるの辭を記す、

賓、始めて門に入らんとするときには、主人當に辭讓して賓をして先づ門內に入らしむるが禮なり、故に主人の擯者は其の主人に告げて辭せよと曰ふ、後、賓主共に堂に升りて各其の席に就かんとするに及びては、賓主互に再び辭讓せんことを恐る、故に告げて可なりと曰ふ、

【字解】〔曰辭〕擯者、其の主人に告ぐるの辭なり、當に辭を致して賓に讓れよと告ぐ、〔曰可〕擯者、賓主に告ぐるの辭なり、當に席に即くべし、再び讓るを須ひずと告ぐ、是れ始めて入らむとするときに辭讓なきは、簡にして文なきを恐る、故に讓る、席に就かんとして辭讓するは、繁にして節なきを恐る、故に可なりと曰ふ、

排闔說屨於戶內者一人而已矣、有尊者在則否、

【義解】此の節は、戶內に屨を脫ぐの儀を說く、

闔を推し開きて屨を戶內に脫ぐことを得るは、賓客の中にて惟最年長者一人のみなり、若し先づ尊長者ありて堂或は室に在すときは、後に入る賓客は皆屨を戶內に脫ぐことを得ざるなり、

【字解】〔闔〕門の雙扇、とびら、

○以上第五章、賓主の相見ゆるとき、擯者の之に告ぐる辭讓の節及び屨を脫ぐの儀を說く、

問品味曰、子亟食於某乎、問道藝曰、子習於某乎、子善於某乎、

【義解】賓主相問ふに謙退を重んず、故に品味を問ふには、子數〻其の食物を食へりやと曰ひ、道藝を問ふには、子某を習へりやと曰ひ、又、子某を善くせり

甸於有司、

【義解】此の節は、臣、君の喪に貨貝を納るゝときの辭を記す、

臣、君の喪のために、其の領地より産する所の貨貝を入るゝときの辭は、有司に納るゝと曰ふ、

【字解】〔納二甸於有司一〕甸とは田なり、此の納るゝ所の貨貝は、君より領したる田邑より産出したるものなり、故に甸を納るゝといふ、

○以上第二章、吉事及び凶事に物を贈るときの辭を記す、

賵馬入廟門、賻馬與其幣大白兵車不入廟門、

【義解】此の節は、賵と賻との異なることを記す、

賵馬は廟門の中に入る、賻馬と其幣及び大白兵車とは廟門の中に入れず、

【字解】〔賵馬〕馬を以て死者を送るを賵といふ、賵は副なり、死者の魂車に副駕するの意なり、是れ賵馬は死者を主として喪を營む所の生者を主とせず、故に廟門の中にまで入るなり、〔賻馬幣〕馬を以て喪を營む所の生者を助くるを賻馬といふ、賻馬と幣とは喪事を助くるものにして死者を主とせず、故に廟門の中にまで入れず、〔大白兵車〕大白の旗と兵車とは共に送喪の用具たりと雖、其の本は、皆戰伐の兵器なり、故に亦廟門の中に入れず、以上の賵賻は國君の喪に隣國之を致すことあり、或は亦本國自ら之を有することあり、而して上句賵馬入二廟門一といひて其の幣をいはざるは之を略せるのみ、

賻者既致命坐委之、擯者擧之、主人無親受也、

【義解】此の節は、賵賻の授受の禮を説く、

喪に物を致すとて來り賻する者は、既に其の主の命を申し上ぐれば、乃ち跪きて其の貨貝を地に置くものとす、此の時主人の擯者は、其の貨貝を擧げて受取るなり、決して主人親ら之を受取ることなし、是れ吉事の禮と異なればなり、

【字解】〔賻者〕喪に貨貝を致す使者、此の文惟賻者のみいひて賵者をいはざるは、上文の賻馬與二其幣一の文を承けてしかるのみ、賵者の禮も亦此の如くすること明かなり、

○以上第三章、賵賻の別と其の授受の禮とを記す、

受立授立不坐、性之直者則有之矣、

【義解】此の節は立ちて物を受授する事を説く

其の命によりて事を執らんと曰ふ、
○以上第一章、吉事と凶事との相見に用ふる挨拶の辭を記す、

君將適他、臣如致金玉貨貝於君、則曰致馬資於有司、敵者曰贈從者、

【義解】此の節は、吉事に物を君及び敵者に贈るときの辭を記す、
國君、朝會の事ありて將に他國に行かむとするときに、其の臣若し君に金玉貨貝を贈るときの辭には、馬資を有司にまで致すと曰ふ、又、對當の者の他國に行かむとするときに、物を贈るときの辭には、左右の從者にまで贈ると曰ふ、

【字解】〔致馬資於有司〕馬資とは、道中車馬の費用をいふ、國君の他國に行くや金玉貨貝備らざるなし、しかるに、今、臣此等の財物を君に奉るに、敢て物を以て君に贈ると言ふべからず、故に馬資を有司にまで致すといひて謙るなり

臣致襚於君、則曰致廢衣於賈人、敵者曰襚、親者兄弟不以襚進、

【義解】此の節は、凶事に襚を君、敵者、親者に贈るときの辭を記す、
臣、君の喪に適きて襚を贈るときの辭には、廢衣を賈人に致すといふ、又、對當の者の喪に適きて襚を贈るときには、直ちに襚を以てすと曰ふ、さて襚を贈るには、親者に非らざれば必ず取次の者にまで辭を進達するものなり、されど親者及び兄弟の喪に適きて襚を贈るときには、自ら直ちに之を房中に陳ねて、取次の者の手を借らざるなり、

【字解】〔襚〕死者に贈る衣服、斂葬のときに用ふるもの、〔致廢衣於賈人〕廢衣とは、贈る所の襚は、必しも君の斂葬の用に堪ふべくもあらず、將に廢棄せらるべきものたらむとの意よりいふ、賈人とは、物價の貴賤を知りて君の衣物を司る者、即ち天子の玉府の屬官に相當す、國君は貴し、且つ之を斂するに臣の襚を須つの要なし、しかるに臣之に襚を贈る、故に謙して直ちに襚と曰はずして廢衣と稱し又直ちに君と曰はずして賈人と曰ふなり、

臣爲君喪、納貨貝於君、則曰納

名於將命者、不得階主、適者曰、某固願見、罕見曰聞名、亟見曰朝夕、瞽曰聞名、

【義解】此の節は、凶事ならざるときの相見に、案内を請ふ挨拶の辭を記す、

我嘗て之を人に聞けり、始めて有德有位の人に見ゆるときの辭には、某固に願くは某の名を取次ぎの人にまで申し上げんと曰ふ、是れ客謙退して主人を敬ひ、敢て直ちに其の名を主人に進達せざるの意に出づ、故に謙讓を取次の者にまで致すなり、又、始めて對當の人に相見ゆるときの辭には、某固に願くは取次の者にまで見えんと曰ふ、又、罕に君子に見ゆるときの辭には、願くは某の名を取次の者にまで申し上げんと曰ふ、又、數見ゆるときの辭には、君子に於ては某願くは朝夕名を取次の者にまで申し上げんと曰ひ、對當の者に於ては、某願くは朝夕取次の者にまで見えんと曰ふ、又、若し瞽者の來り見ゆるときは、其の辭、貴賤となく、惟某願くは名を取次の者にまで申し上げんと曰ふ、

【字解】〔將命者〕客主の言語を通ずるものにて取次の人なり、〔階〕升進なり、スヽムと訓む、〔適者〕對當のもの、

適有喪者、曰比、童子曰聽事、

【義解】此の節は、對當の者の凶事に適きて相見ゆるときの辭を記す、

對當の者の喪ある家に適くときの辭は、某願くは、取次の者に比せんと曰ふ、又、童子は、某願くは事を取次の者に聽かんと曰ふ、

【字解】〔比〕比とは取次の者に比ぶるをいふ、即ち凶事には吉事と異なりて倶に事を執るを主とす、故に先づ來りて事を執らむと欲し、其の家の事を執る取次の者に比して某も願くは倶に事を執らんといふなり、

適公卿之喪、則曰聽役於司徒、

【義解】此の節は尊者の凶事に適きて相見ゆるときの辭を記す、

尊者なる公卿の喪に行くときの辭は、某願くは喪事の役を司徒に聽かんと曰ふ、

【字解】〔聽役於司徒〕公卿の喪には司徒其の事を掌る、故に卑者の公卿の喪に行くときは、敢て比せんと曰はずして役を司徒に聽き

足、財用足故百志成、百志成故禮俗刑、禮俗刑然後樂、詩云不顯不承、無斁於人、斯此之謂也、

【義解】子孫仁を用つて親より次第に等級をたてゝ之れを溯れば祖に至る、而して其の恩愛は禰に厚くして祖に薄し、之れに反し義を用つて祖より等級を以て順々に下れば禰に至る、而して其の義祖に重くして禰に輕し、此の義と仁とは祖禰に事ふるの道なり、是の故に人道は親を親むより始まる、親の由て出でたる所以は祖なり、故に祖を尊ぶ、祖の由て繼ぐ所の者は宗なり、故に宗を敬ふ、宗は族人の本なり、故に族人を收めて離散せしめず、族を收むるは本に報じ始に反さんがためなり、故に宗廟の禮を嚴肅にす、宗廟は社稷と存亡を同じくす、故に社稷を重んず、社稷を守るものは百姓なり、故に百姓を愛す、百姓を治むるには刑罰を要す、故に刑罰濫れずして中らむことを欲す、刑罰中れば民手足を措く所あり、故に庶民安餧なり、庶民安餧なれば各其の業を樂む、故に財用豐富なり、財用豐富なれば制禮作樂等の事業を興すべし、故に百志皆成る、百志成れば風俗善化す、故に禮俗成る、禮俗成れば天下太平にして上下樂む、詩の周頌に云く文王の德は豈光り顯れざらんや、豈人に尊奉せられざらんや、大に光り顯はれ、大に人に尊奉さるゝを以て人に斁はるゝこと無しと、是れ文王の德を頌したるものなれども、やがて上述の親を親むより推して國家天下の禮俗を大成するの大道たることを謂ひたるなり、

【字解】〔禮俗刑〕刑は成なり、ナルと訓む、〔承〕尊奉なり、

○以上第十二章、親を親むの人道は、遂に天下を治むるの大道となることを說く、

少儀第十七

此の篇は相見及び薦羞などの小威儀を記す、故に少儀といふ、

聞、始見君子者辭、曰某固願聞

公子是也、

【義解】此の節は、公子の宗法を説く、

小宗ありて大宗無き者あり、是れ諸侯の公子に庶子のみにして適子なき場合なり、又大宗ありて小宗無き者あり、公子に適子のみにして庶子なき場合なり、又、他の公子の宗となるべき者も無く、亦他の公子の己を宗とすることもなきことあり、公子たゞ一人のみの場合なり、故に此の三事あるは即ち公子のみなり、

公子有宗道、公子之公爲其士大夫之庶者、宗其士大夫適者、公子之宗道也、

【義解】此の節は、公子の宗道に、庶公子の適公子を宗とすることあるを説く、

公子に宗道あり、公子の既に君たる者、其庶兄弟の士たり大夫たる者の爲に、適公子の士たり大夫たる者を立てゝ宗とし、此の庶公子をして之を宗とせしむることあり、是れ公子の宗道なり、

○以上第十章、大小の宗法及び公子の宗道を説く、

絶族無移服、親者屬也、

【義解】絶族の者のためには移服なし、されど平日親しき者には之を服するも可なり、

【字解】〔絶族〕親族の竭きたるもの、即ち九族の外なる者、三從兄弟までは互に緦麻を服すれども、四從兄弟以外の絶族には互に服することなし、〔移服〕移は、旁なり、旁に在りて之に及ぼすをいふ、移服とは、定めの喪服にあらず惟絶えたる旁族の親しき者のために喪服に準ずる服、

○以上第十一章、絶族には服なきことを説く、

自仁率親等而上之至于祖、自義率祖順而下之至于禰、是故人道親親也、親親故尊祖、尊祖故敬宗、敬宗故收族、收族故宗廟嚴、宗廟嚴故重社稷、重社稷故愛百姓、愛百姓故刑罰中、刑罰中故庶民安、庶民安故財用

て輕きは、特に祖に於て殺ぎしにあらず、惟人情の然りしのみ、又義の祖に於て重きは、特に祖に於て加へしにあらず、遠ければ其の分愈尊とければなり、故に恩愛に於て輕きは輕しとし、義に於て重きは重しとするは、私意を以て隆殺するに非ずして、天理の當然なり、

【字解】〔自仁〕恩愛を用つてといふに同じ、

○以上第八章、祖禰は恩義により輕重あることを説く、

君有合族之道、族人不得以其戚戚君位也、

【義解】夫れ君は、恩を以て下に施すべきなり、故に其の族人を合聚して燕飲の禮あり、然れども族人は、君と父兄子弟の親戚なりといふを以て、君の位に近づくことを得ざるなり、

【字解】〔戚〕近なり、チカヅクと訓む、

○以上第九章、族人、君を尊ぶの義を説く、

庶子不祭、明其宗也、庶子不得爲長子三年、不繼祖也、

【義解】此の節は、喪服小記第九章に見ゆ、故に解を略す、

別子爲祖、繼別爲宗、繼禰者爲小宗、有百世不遷之宗、有五世則遷之宗、百世不遷者別子之後也、宗其繼別子百世不遷者也、宗其繼高祖者、五世則遷者也、尊祖故敬宗、敬宗尊祖之義也、

【義解】此の節は、喪服小記第八章に見ゆ、たゞ文字に少異同あるのみ、故に解を略す、

有小宗而無大宗者、有大宗而無小宗者、有無宗亦莫之宗者、

妻子伯叔之に次ぐ、〔尊尊〕最尊を君とす、公卿大夫之に次ぐ、〔名〕伯叔母子婦兄嫂の類、〔出入〕婦人他族に嫁するを出といひ、室に在るを入といふ、〔長幼〕成人を長といひ、諸殤を幼といふ、一說に旁親屬の尊者のために服するを長といひ、旁親屬の卑者のために服するを幼といふと、〔從服〕己れの正服にあらず人に從つて服すること、次節に詳なり、

從服有六、有屬從、有徒從、有從有服而無服、有從無服而有服、有從重而輕、有從輕而重、

【義解】此の節は、從服の目を記す、從服に六種あり、屬從の服あり、徒從の服あり、服すべき者に從つて服なきことあり、服なき者に從つて服あることあり、重き者に從つて輕きことあり、輕き者に從つて重くすることあり、

【字解】〔屬從〕其の親屬に從つて其の黨のために服すること、例へば、子、母に從つて母の黨のために服し、妻、夫に從つて夫の黨のために服し、夫、妻に從つて妻の黨のために服するが如し、〔徒從〕其の親屬にあらずして空しく從つて其の黨のために服すること、例へば、臣君に從つて君の黨のために服し、妻、夫に從つて夫の君に服し、妾、女君の黨のために服し、庶子、君母の父母のために服し、子、母の君母のために服するが如し、從服は此の屬從徒從の二つに外ならず、以下の四つは皆屬從の別種なる者なり、〔有ニ從レ有レ服而無レ服〕公子の妻、其の生みの父母のために期の喪に服すれども、公子は其の君に厭はれて外舅外姑の喪に服することを得ざるが如きをいふ、〔有ニ從レ無レ服而有レ服〕妻、夫の昆弟のために服なけれども其の姊姒のために服するが如きをいふ、〔有ニ從レ重而輕ニ〕妻、其の生みの父母のために期の喪に服するは重く、夫、妻に從つて三月の喪に服するは輕きが如し、〔有ニ從レ輕而重ニ〕公子、君に厭はれて自ら其の母のために練冠するは輕し、而して公子の妻は之がために期の喪に服するが如し、

○以上第七章、喪服の道を明かにす、

自仁率親、等而上之至于祖、名曰輕、自義率祖、順而下之至于禰、名曰重、一輕一重其義然也、

【義解】子孫若し恩愛を用ひて、親より祖、祖より曾祖、曾祖より高祖と順次に上ぼして遠祖に至れば、遠くなるに從つて其の恩愛漸く輕し、故に名けて輕しといふ、子孫若し義を用ひて高祖より順次に下して禰に至れば、近くなるに從つて其の義漸く輕く、祖は漸く重し、故に名けて重しといふ、かく恩愛の祖に於

す、たゞ祖免するのみなり、祖免とは、冠を去りて括髪するをいふ、

其庶姓別於上、而戚單於下、昏姻可以通乎、繫之以姓而弗別、綴之以食而弗殊、雖百世而昏姻不通者、周道然也、

【義解】此の節は、親の疏なる庶姓は、昏姻を通ずべ可からざることを説く、
問うて曰く其れ庶姓は、上高祖の父の姓に異にして、其の親は五世の下に竭く、此の如く恩親下に盡き同姓ならざるものは、昏姻を通じて可なるべきか、殷人既に行へりと、答へて曰く否、我周制は、庶姓別かるゝと雖、宗室は其世系に、庶姓の分派族人などを記載して之を繫聯するに本姓を以てす、故に其の庶姓廣遠なりと雖、全く分離することとなし、又族人を連綴するに飲食の禮を以てす、故に世々和睦を保ちて、異族の如くならざるなり、依つて庶姓は百世の遠きと雖、昏を通ずることとなし、是れ周道の殷制に異なる所にして又、人道の至れる所以なり、

【字解】〔庶姓〕高祖以上の本姓より分れたる姓、氏族といふに同じ、即ち、玄孫までは、高祖と其の服屬も姓も同じけれども、玄孫の子に至りては、既に五世以後にして服なく、各ゝ小宗に事へ、或は家に因り、或は官に因りて氏を設け、高祖の父と其の姓を同じくせざるなり故に上に別にして戚下に單くといふ、〔單〕盡なり、ツクと訓む、〔繫之以姓〕宗家の系譜の下に庶姓の分派族人等を記載すること、

○以上第六章、周道は、庶姓と雖、昏を通ぜざることを論す、

服術有六、一曰親親、二曰尊尊、三曰名、四曰出入、五曰長幼、六曰從服、

【義解】此の節は、服術の目を記す、喪服の道に六つの等差あり、第一は親を親とすること、第二は、尊を尊ぶこと、第三は尊卑の名分によること、第四は婦の出入によること、第五は死の長幼によること、第六は從服なり、

【字解】〔服術〕服とは喪服なり、喪服に五等あり、皆恩誼の厚薄、位の尊卑によりて輕重の差を設けしなり、術とは、此の五服を服すべき死者の尊卑親疏の別を分類したる道なり、〔親親〕最親を父母とす、

謂弟之妻婦者、是嫂亦可謂之母乎、名者、人治之大者也、可無愼乎、

【義解】　此の節は、名分の愼むべきことを説く、他姓の婦人來りて己が族に嫁するときは、一本より其の席次の昭穆無きを以て、其の夫の尊卑によりて、母婦の號を定むるなり、卽ち其の夫、父の行列に屬けるときは、其の妻は母の行列にありて、其の名を母といふ、例へば父の兄弟を伯叔父とするときは、其の妻を伯叔母といふが如し、又其の夫、子の行列に屬けるときは、其の妻は婦の行列にありて、其の名を婦といふ、例へば兄弟の子を從子とするときは、其の妻を婦といふが如し、又、兄弟の昭穆は同位なり、故に兄は弟より長なりと雖、父道たることを得ず、弟は兄より幼なりと雖、子道たることを得ず、しかるに弟の妻を婦と謂はゞ、是れ嫂も亦之を母と謂はざるべからず、豈に此の理あらむや、故に母婦の名正しければ、昭穆明かに、之を失へば上下亂る、是れ名は人治の大いなる者なり、愼まざるべけんや、

【字解】　〔道〕昭穆の行列なり、ツラと訓む、○以上第五章、上章の男女別ありの句を承けて、男女の別を立つる所以の道と、名分の愼まざるべからざることを説く、

四世而緦服之窮也、五世袒免、殺同姓也、六世親屬竭矣、

【義解】　此の節は、族人は六世に至りて親盡き、親盡くれば服なきことを説く、四世にして其の族人のために緦麻の服を服するは、喪服の終りなり、五世にして袒免するは、同姓の禮を減じ殺すなり、されど五世は未だ其の親盡く竭きたりとせず、六世に至りては、其の親遂に竭きて袒免だもなすことなく、惟相與に弔辭を述ぶるのみなり、

【字解】　〔四世而緦〕四世とは、上高祖より下己が兄弟に至るまでの同じく高祖の後を承けたる者をいふ、卽ち、族曾祖父母、族祖父母、族父母、族昆弟（三從兄弟）なり、此の四世の者のためには、皆緦麻を服す、　〔五世袒免〕五世とは、共に高祖の父の後を承けたる者卽ち九族の外にして同族と稱することを得ず、但だ同姓たるのみなり、同姓にして其の親既に此の如く疏なり、故に其の恩誼を殺ぎて正服を服せ

を授け、服色を易へて禮を示し、徽號器械衣服を殊にして天下の用に便にす、是れ皆制度の末にして、民と變革することを得て、其の耳目を新にし其の心志を定むる所以のものなり、

【字解】〔權度量〕權は權衡なり、はかり、度は丈尺なり、ものさし、量は斗斛なり、ます、〔文章〕禮法なり、〔服色〕車馬の服色なり、車馬の服色は時王の尚ぶ所の正色に隨ふものなり、〔徽號〕旌旗の名なり即ち、夏には大夏といひ、殷には大白といひ、周には大赤といふが如し、〔器械〕禮樂及び軍旅の器なり・〔衣服〕吉服凶服の制は、時王に因りて各其の章采を異にす、

其不可得變革者則有矣、親親也、尊尊也、長長也、男女有別、此其不可得與民變革者也、

【義解】此の節は、前節を承けて、聖王の變革することを得ざる所の事を反覆して說く、

聖王、天下に臨みて變革することを得ざる所のものあり、即ち、親を親とし、尊を尊とし、長を長とし、男女別あることの四つの者は、此れ人道の大倫にして聖王天下に臨むと雖、之を變革することを得ざるものなり、

○以上第四章、聖王命を受けて天下に臨むに、變革することを得るものと得ざるものとを說く、

同姓從宗合族屬、異姓主名治際會、名著而男女有別、

【義解】此の節は、男女の別を立つる所以を論ず、

同姓たる父族は、大宗若しくは小宗に從屬し、又燕飲を以て宗家に聚合して昭穆の位を正すが故に、離散陵犯の事なし、異姓たる母と婦とは、他姓を以て己が族に來り嫁ぎたるものなれば、特に男女の別を要す、若し男女の別立たざれば淫亂賊逆の禍起る、故に異姓は尊きものを母とし、卑きものを婦とし、以て婦と母との名を正し、而る後に昏姻交際の會合の事を治むれば、其の名分明かにして淫逆の禍あることなし、

【字解】〔異姓〕他姓の女、來り嫁ぎたる者、〔際會〕昏禮交際の會合をいふ、

其夫屬乎父道者、妻皆母道也、

其夫屬乎子道者、妻皆婦道也、

得其死、聖人南面而治天下、必自人道始矣、

【義解】此の節は、王者始めて天下に臨み、最も先にすべき五事を說く、聖王南面して天下を治むるに、親裁すべきこと多多あれども最も急務とする所のものは五事あり、而して五事の中には、直接の民事は與からざるなり、五事とは、第一に親族を治むることとなり、第二に功臣に報ゆることとなり、第三に賢才を登用することとなり、第四に能者を使ふことなり、第五に親愛する所を察かにして公平にするなり、此の五事悉く天下に行はれ得るときは、倫理明かにして公道普ねく民各、其の所を得て、定らずといふこと無く、又贍はずといふこと無し、若し五事の中一にても乖りて其の道を失へば、民各、其の所を得ずして正命を保つこと能はざるなり、夫れ五事の得失の天下の安危に關すること此の如く大いなり、故に聖王南面して天下を治むるに、必ず先づこの五事より始むるなり、

【字解】〔民不與焉〕直接の民事に及ばざること、〔治親〕前節の上治下治旁治をいふ、〔存愛〕存は、察かにするなり、人は皆其の親愛する所に偏す、故に之を察して公平に事を執りて私意なからしむるなり、〔紕繆〕乖錯なり、舛戾なり、もとること、

立權度量、考文章、改正朔、易服色、殊徽號、異器械、別衣服、此其所得與民變革者也、

【義解】此の節は、王者始めて天下に臨み民と共に變革することを得る所の事を說く、聖王の始めて天下に臨むや、先づ變ずべからざる所の人道を明かにし、次に時王に適する制作を定むる也、卽ち、權衡度量を立てて信を示し禮法を考へて禮を正し、正朔を改めて時

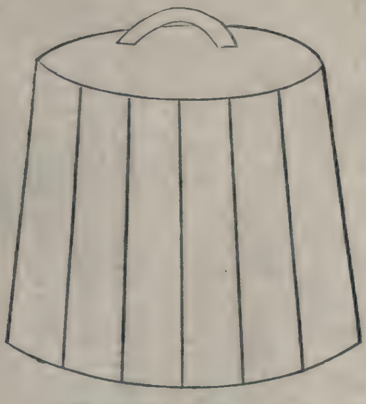

秦權（續考古圖）

を大王と追王し、季歷を王季と追王し、昌を文王と追王す、かく三公を追王せし所以は、諸侯の卑號を以て天子の尊に臨ましめじとの意に外ならざるなり、

【字解】〔牧之野〕殷の邑外、武王の殷王を伐ちし戰場、〔牧室〕牧野に在る館舍、古は郊關に皆館舍あり、〔逡〕疾なり、トクと訓む、〔豆籩〕豆は王制篇に、籩は曾子問篇に說く、〔不以卑臨尊〕亶父、季歷昌の三公は皆諸侯たり、其の分は尊けれども、其の號は卑し、武王は王たり、其の分は卑しけれども、其の號は尊し、此れ祖考の卑號を以て王者の尊に臨ましめじとする所以なり、即ち、喪服小記に、父士たり、子天子諸侯たれば、祭るに天子諸侯を以てすといへるの意なり、一說に、此の三公を追王せしは天地神人の意にして、己れ子孫の卑を以て敢て其の先人の尊を封ぜしにあらざるなりと、又通ずべし、

〇以上第二章、武王、紂を伐ち、諸侯を率ゐて祖廟を祭り、三公を追王して祖考を尊びし事を說く、

上治祖禰尊尊也、下治子孫親親也、旁治昆弟、合族以食序以昭穆、別之以禮義、人道竭矣、

【義解】己より上には祖禰あり、祖禰の序を理め正して其の親疏厚薄の宜しきを得るは、尊を尊ぶの道なり、下に子孫あり、子孫の序を理め正すは親を親むの道なり、旁に昆弟あり、昆弟を理め正すは睦友を致すの道なり、之を治むるには、族人を會合して飮食の禮を以てし、其の次序を定むるに昭穆の位を以てし、又世次の遠近によりて會合の疎密をなし、以て其の情を通ぜしむるなり、かくの如く上を治め下を治め旁を治むるの道は、皆之を節するに禮を以てし、之を正すに義を以てするなり、而して人道は此に竭きて又餘憾なし、

【字解】〔上治祖禰〕禰は父なり、祖禰には敬を主とす、故に尊を尊ぶといふ、〔下治子孫〕子孫には恩を主とす、故に親を親むといふ、〔序以昭穆〕昆弟族人を燕饗する席次の次第を定むること、

〇以上第三章、先王親を治むるの禮を說く、

聖人南面而聽天下所且先者五、民不與焉、一曰治親、二曰報功、三曰擧賢、四曰使能、五曰存愛、五者一得於天下民無不足、無不贍者、五者一物紕繆、民莫

古禮に王たらざれば禘せずといへり、故に諸侯以下は禘祭を行ふことを得ず、禘祭を行ふは、惟王者のみ王者は其の始祖の由つて出でたる所の帝を禘して其の始祖を以て之に配するなり、

【字解】〔禘〕王者の大祭の名、王者の始祖の由つて出でたる所の帝を追祀する祭、或は之を閒祀といひ、或は之を追享といひ、或は之を大祭といふ、閒祀とは、其四時の常祀にあらざるよりいひ、追享とは、遠祖を追祀するよりいひ、大祭とは、常祀より特に大いなるよりいふかく名は異なれども其の實は一なり、而して之を始祖の廟に於て行ふ、其の位は、始祖の由つて出でたる所の帝を西南隅にて東向の位に居ゑ、始祖を東北隅にて南向の位に居ゑて之に配するなり、〔祖〕始祖をいふ、即ち始めて姓を得たる所の祖、

諸侯及其大祖、大夫士有大事、省於其君、干祫及其高祖、

【義解】此の節は、諸侯大夫士の其の先祖を祭るの義を説く、諸侯は、其の先祖を祭るに大祖に及ぼす、大夫士は、大事に勲勞ありて其の君に善みせられ、君の許を得ば、則ち其の祫祭を行ふことを得て其の高祖に及ぼす、

【字解】〔省於其君〕其の君に善みせらるゝこと、〔干祫〕干は、下より上を犯すの意、祫は、諸侯の先祖を合祭すること、大夫士は祫祭することを得ず、されど勲勞ありて君に賞せられて許さるゝときは、其の高祖を合祀す、故に干祫といふ、

○以上第一章、王及び諸侯大夫士の其の先祖を祭るの義を論ず、

牧之野、武王之大事也、既事而退、柴於上帝、祈於社、設奠於牧室、遂率天下諸侯、執豆籩、逡奔走、追王大王亶父、王季歷、文王昌、不以卑臨尊也、

【義解】牧野の戰は、乃ち武王が殷の紂王を伐ち民を救ひ、天命を奉じて人心に順ひし大事なり、已にして此の大事を畢へて退きて天下の王となり、上帝に柴を燔きて天に告げ、社に祈りて地に告げ、奠物を牧室に設けて文王の木主に告げたり、既にして都に還り、遂に天下の諸侯を率ゐて豆籩を執りて祖廟に奔走し、先公に加ふるに王者の號を以てせり、卽ち亶父

即位成踊、出門哭已、三日而五哭三袒、

【義解】　遠く他國に在りて父の死を聞き、奔り歸れば、已に殯の後たり、この時麻を以て殯宮の堂上に括髮して上衣を袒ぎ去て、阼階の東に降りて哀踊す、哀踊して後、堂に升りて前に袒ぎし所の上衣を襲ね掩ひて腰絰を東序の東に於て著く、是れ父の喪に奔るの禮なり、若し母の喪に奔るときは、括髮せずして堂上に袒ぎ、阼階の東に降りて哀踊す、而して後上衣を襲ねて東序の東に免するなり、此の如く父には腰絰を加へ、母には免を著け、位に阼階の東に卽きて更に哀踊す、それより殯宮の門を出でて倚廬に就けば哭することを止む、初め來りしときより三日間にすべて五哭三袒す、

【字解】　〔三日而五哭三袒〕初め至りしとき一哭し、其の明日朝夕に二哭し、又其の明日朝夕に二哭す、是れ五哭なり、又初め至りしとき袒ぎ、其の明日袒ぎ、又其の明日袒ぐ、是れ三袒なり、

○以上第五十五章、父母の喪に奔るの法を說く、

適婦不為舅姑後者、則姑為之小功、

【義解】　適婦、其の夫の或る事情のために舅の後たらざるときは、舅姑は嫡婦のために一等を下して小功の喪に服す、

【字解】　〔不レ為二舅姑後一〕父母の後を繼がざること、即ち、嫡婦の夫に、或は癈疾あり、或は他の故を以て、或は死して子無きを以て其の後を受けざる場合をいふ、〔姑為レ之小功〕舅姑は嫡婦のために大功し、庶婦のために小功するが禮なり、今嫡婦、後たらず、故に一等を下すなり、姑といへば舅も同じきこと明かなり、

○以上第五十六章、舅姑、適婦に服する變禮を說く、

大傳第十六

此の篇は、祭法、服制、宗法等を記して祖宗人親の大義を論せり、故に大傳といふ、

禮不王不禘、王者禘其祖之所自出、以其祖配之、

【義解】　此の節は、王者の大祭を說く、

後免反哭、

【義解】此の節は、遠く葬する者の首飾と反哭の禮とを説く、

四郊の外に在る墓地に葬るときは、反哭するまで道路遠くして時日を要するが故に主人以下皆冠す、是れ道路飾なかるべからざるを以てなり、郊に至るに及びて乃ち冠を去り免を著けて廟に反哭するなり、

君弔雖不當免時也、主人必免、不散麻、雖異國之君免也、親者皆免、

【義解】此の節は、君の來弔のときの免を著くるの禮を説く、

本國の君來り弔ふときは、免を著くる時にあらずと雖、主人は必ず免を著けて國君を敬す、又、其の腰経を合し糾ひて散垂せしめざるなり、異國の君の來弔と雖、主人は必ず免し、大功以上の親屬も皆主人に從つて免を著くるなり、

○以上第五十三章、免を著くるの禮を説く、

除殤之喪者、其祭也必玄、

【義解】此の節は殤喪を除くときの禮を説く、

未だ成人とならずして死にたる者の喪を除く祭には玄冠玄衣玄裳を服す、

【字解】〔玄〕玄冠玄衣玄裳をいふ、此は士の吉祭の服なり、殤を喪する者は其の服飾らず、又虞、卒哭、練の變服なし、故に士の吉服を服して喪を除くなり、

除成喪者、其祭也朝服縞冠、

【義解】此の節は、成人の喪を除くときの服を説く、

成人の喪を除くときは、祥祭に朝服して縞冠を用ふ、

【字解】〔朝服縞冠〕朝服とは、玄冠緇衣素裳なり、今玄冠を用ひずして縞冠を用ふるは、この祭未だ純吉ならざるを以てなり、

○以上第五十四章、殤者及び成人の喪を除くときの祭服を説く、

奔父之喪、括髮於堂上、袒降踊、襲経于東方、奔母之喪、不括髮、袒於堂上降踊、襲免于東方、経、

しむ、其の喪に主たるもの杖つかざれば則ち童女一人杖つくなり、若し喪に主たるもの杖つけば、童女杖つかざるなり、

【字解】〔女子子〕童女なり、

○以上第五十二章、婦人の喪主たらずして杖つくの禮を説く、

緦小功、虞卒哭則免、

【義解】此の節は、緦と小功とに免を著くるの禮を説く、

緦と小功とは、服の輕きものなり、この喪に服するときは、殯の後、啓の前に事あると雖免せず、されど虞と卒哭とに及びて必ず免す、是れ服輕ければ、棺柩已に掩ひし後を略するの嫌あり、故に虞と卒哭とに免を著けて後を略せざることを示すなり、

既葬而不報虞、則雖主人皆冠、及虞則皆免、

【義解】此の節は、疾く虞祭せざるときの首飾と、已に虞祭したるときの免とを説く、

凡て葬れば直ちに虞祭を行ふは禮なり、今既に葬りて他の故を以て疾く虞せざるときは、喪主といへども皆冠す、是れ久しく首飾なかるべからざるを以てなり、虞祭に及びては則ち主人より緦、小功の喪に服するものに至るまで皆免するなり、

爲兄弟既除喪已、及其葬也反服其服、報虞卒哭則免、如不報虞則除之、

【字解】〔報〕疾なり、トクと訓む、

【義解】此の節は、兄弟のために服を除き免を著くるの禮を説く、

兄弟死し、久しく葬らずして麻服を以て規定の月數を終ふれば、其の喪服を除くなり、其の葬るに及びて復其の喪服を服して葬を送る、若し主人疾く虞祭し卒哭すれば則ち免を著る、しからざれば之を除く、是れ主人の哀禮を視て節をなすなり、

遠葬者、比反哭者皆冠、及郊而

卒し、而る後に其の夫黜けられて士となり、遂に士の分にて死に、其の妻に祔祭するときは、其の牲は士の牲を用ひ、妻の牲も夫の牲に從ひて、別に大夫の牲を用ひざるなり、又妻卒して後に夫大夫と爲り、遂に大夫の格にて死に、其の妻に祔祭するときは、其の牲は夫妻倶に大夫の牲を用ふるなり、

○以上第五十章、婦人の祔祭の義を說く、

爲父後者爲出母無服、無服也者、喪者不祭故也、

【義解】父の後たる者は出母のために服なし、何となれば、出母は、父に棄てられ他姓の母となれり、この出母死ぬるときは他姓の子之に服す、且つ己れは父の後を繼ぎて宗廟の祭を主る故に、若し他姓の母の喪に服すれば、宗廟の祭を廢せざるべからず、是れ服無き所以なり、

○以上第五十一章、第六章の義を說く、

婦人不爲主而杖者、姑在爲夫杖、

【義解】此の節は、婦人、夫のために杖つくの禮を說く、

凡そ喪主たる者は皆杖つく、しかるに婦人、喪主たらずして杖つくことあり、卽ち、今姑在して其子に主たるとき、婦人は夫のために杖つくなり、是れ姑は婦を厭ふの禮なければなり、

母爲長子削杖、

【義解】此の節は、母、長子のために杖つくの禮を說く、

母は長子のために削の杖つく、

【字解】〔削杖〕削杖の解第二章に出づ、削杖は、齊衰の杖にして、子、母のために用ふるものなり、故に母も亦其の長子のために、此の杖を用ふ、

女子子在室爲父母、其主喪者不杖、則子一人杖、

【義解】此の節は、童女其の父母のために杖つくの禮を說く、

童女、室に在りては未だ嫁せざるとき父母の喪に遭へば、男の昆弟なきを以て同姓のものをして主たら

ず、而して本國の君卒するときは、是れ舊君なれば、本親兄弟の服に服せずして斬衰を服するなり、

【字解】〔與二諸侯一爲二兄弟一〕此の文諸侯と兄弟たりといひて、君と兄弟たりといはざるは、其の他國に在ることを明かにす、

○以上第四十八章、諸侯と兄弟たりと雖、卿大夫たれば、其の君のために斬衰を服することを說く、

下殤小功、帶二澡麻一不レ絕レ本、詘而反以報レ之、

【義解】期服の親にても、其の下殤せるものには小功を服し、其の經帶は澡麻を以て作り、麻の根を斷たざるなり、又其の垂麻の下に向へるものを屈曲して上に向けて腰に至らしめ、然る後に麻を中分して兩股となし、合して之を糾ひ、又之を下に垂らすなり、凡そ殤服の麻は皆散垂せり、而るに此の腰帶は散垂せず、又首經の麻は根なきなり、而るに此の腰帶は根を斷たざる也、是れ皆餘の殤より重きことを示せるなり、

【字解】〔下殤〕夭死者なり、こゝには親服の夭死者を指す。〔澡麻〕澡は、さらすなり、牡麻をうち治めて潔白にしたるもの、

○以上第四十九章、下殤の小功の麻は、正しき小功の麻に異なることを說く、

婦祔二於祖姑一、祖姑有二三人一、則祔二於親者一、

【義解】此の節は、祖姑三人ある場合に、婦人を祔祭するの禮を說く、

婦人は祖姑に祔するは禮なり、しかるに祖姑三人あるときは、舅の生みの母に祔するなり、

【字解】〔祖姑三人〕一人は舅の母、二人は舅の繼母なり、

其妻爲二大夫一而卒、而后其夫不レ爲二大夫一而祔二於其妻一、則不レ易レ牲、妻卒而后夫爲二大夫一而祔二於其妻一、則以二大夫牲一、

【義解】此の節は、始めて他國に仕へて廟主なき者の妻の祔祭の法を說く、

妻死して之れを夫に祔祭せざるは禮なれども、本國を去りて他國に仕ふるときは廟主なし故に夫に祔祭するを禮とす、其の禮己が大夫たりしときに其の妻

ことあれば、主人は免せずして喪主の禮をなす、

【字解】〔不レ免〕免するは、未だ葬らざるときの禮なり、惟、君の來弔には、葬りて後と雖主人免して之を敬するなり、兄弟は五屬の親なり親屬は質を尙ぶ、故に之に對して主人は免せざるなり、

○以上第四十四章、喪祭に主たるべき者、及び兄弟の奔喪に主人の執る禮を說く、

陳器之道、多陳之而省納之可也、省陳之而盡納之可也、

【義解】 葬に用ふる所の明器を陳列するの道は、朋友賓客より贈遺せられたるものを盡く陳列して、之れを壙穴に納るゝ所は省きて可なり、蓋し壙に納るゝに定數あることを以てなり、又主人作る所の明器は、禮に依りて限りあり、故に省きて之を陳ね、而して之れは盡く壙穴に納れて可なり、

○以上第四十五章、明器の陳列納壙の禮を說く、

奔兄弟之喪、先之墓而後之家、爲位而哭、所知之喪、則哭於宮而後之墓、

【義解】 兄弟は骨肉の親なり、故に其の喪に奔るときは、主人に由らず先づ墓に往きて後家に至りて主人に由り位を定めて哭す、知れる所の者は兄弟と異なり、故に其の喪に奔るときは先づ主人に由りて哀戚の辭を致し殯宮に哭して後墓に往く、

○以上第四十六章、既に葬りて後に至る者の禮を說く、

父不爲衆子次於外、

【義解】 父は、適長子の喪に中門の外に喪次を爲れども、庶子にはしかせず、是れ庶子は賤し、故に父之がために中門の外に次せず、自若として寢に常居するなり、

○以上第四十七章、父は庶子のために喪次をなさゝることを說く、

與諸侯爲兄弟者服斬、

【義解】 凡て臣は君の喪に斬衰を服するもの也、諸侯と兄弟たるものと雖、其の五屬の親なるを以て本親兄弟の服を服することを得ず、故に國君の兄弟、先づ其の本國に於て卿大夫たり、今他國に居て未だ仕へ

るを明かにせり、己れ先づ喪服あり、今又親屬に疾める者あり、この者己れより尊者なれば必ず其の凶服を易ふるなり、しかれども己れより卑者なれば喪服を易へざるなり、

○以上第四十二章、己れ先づ喪服ありて今又親族に疾患ある者あり、之を養ふものと養はざるものとの病死者の喪主たるときの禮を說く、

妾無妾祖姑者、易牲而祔於女君可也、

【義解】 妾は當に妾祖姑に祔祭すべし、若し祖の妾なければ高祖の妾に祔祭すべし、又高祖の妾なきときは、供ふる牲を易へて女君に祔祭して可なり、

【字解】〔易牲〕女君に供ふる牲より一等を降して供ふること、即ち女君の牲少牢なれば、妾の牲は特牲にし、若し女君特牲なれば妾は特豚にするが如し、〔女君〕適夫人なり、

○以上第四十三章、妾を祔祭する禮を說く、

婦之喪、虞卒哭其夫若子主之、祔則舅主之、

【義解】 此の節は、婦の喪祭に主たるべき者を說く、適婦若しくは庶婦の喪祭にて、虞と卒哭との二祭は、其の夫若しくは其の子之が主となり、之を諸祖姑妾祖姑に祔するときは、舅之が主となるなり、

【字解】〔婦〕適婦庶婦をいふ、

士不攝大夫、士攝大夫唯宗子、

【義解】 此の節は、大夫の喪に主後なきとき、士の主たるべき者を說く、

士は卑しくして大夫の喪に主たるべからず、しかれども唯一つ例外あり、即ち士にして大夫の喪を攝して主となるべきものは宗子のみなり、

【字解】〔士不攝大夫〕士は卑しくして大夫の喪を收めて主となるべからざるをいふ、〔宗子〕適長子なり、士と雖、適長子なれば、其の分尊し、故に大夫の喪主となることを得、

主人未除喪、有兄弟自他國至、則主人不免而爲主、

【義解】 此の節は、兄弟の奔喪には、主人免せざることを說く、

喪主未だ喪を除かざるときに、兄弟の他國より至る

服の禮を說く、
國君自ら其の臣を弔するときは、素弁環絰錫衰す、異國の臣を弔するときも亦同じ、弔せらるゝ方にて已に葬れりと雖、隣國の諸侯來り弔すれば、主人は必ず免す、又喪主未だ服を成さゞるときは國君も亦錫衰して弔はざるなり、

【字解】〔皮弁錫衰〕倶に諸侯の弔服なり、皮弁は素色にて環絰を加へたるもの、皮弁は曾子問篇に圖解す、錫衰は、滑かにしたる細布を以て作りたる喪服、〔必免〕免は喪中にあり冠を去り髮を括ること、その節は、大功以上に於ては、初め死にてより葬に至るまで頭に布免を著けて括髮せず、卒哭の後には復免せざるなり、小功以下は初め死にてより殯に至るまで免し、殯後復免せざるなり、然れども小功以下は葬の時出棺の後免して卒哭に至るなり、今人君來り弔ふ、是れ免を服する時にあらず、しかるに之がために必ず免するは人君を重ずるの故なり、〔未成喪服〕禮に、既に殯すれば服を成すを禮とす、故に未成喪服とは殯以前の時なり、

○以上第四十一章、諸侯の弔喪及び其の衣服の禮を說く、

養有疾者不喪服、遂以主其喪、

【義解】此の節は、身喪中に在りて親屬の病者を養ふときの禮を說く、

己れ先に喪服あり、今又親屬に疾に罹れる者あり、此の者近親の養ふ者なく、己れ往きて之を養ふときは、その喪服を脫ぎ去るなり、しかるに若し此の疾める者不幸にして遂に死ぬるときは、近親なきを以て、己れ、之が喪主となるなり、

【字解】〔不喪服〕病者を看護するときなれば、凶服を忌みて服せざるなり、

非養者入主人之喪、則不易已之喪服、

【義解】此の節は、身喪服中に親族の疾者を養はず、其の疾者の死に喪主となるときの禮を說く、

己れ先づ喪服あり、今又親屬に疾める者あり、されど往きて之を養はず、其の病者の死を聞き始めて來りて其の人の喪主となれば、先に著けたる喪服を易へざるなり、

養尊者必易服、養卑者否、

【義解】此の節は、前節の疾ある者を養ふときは喪服せずの文を結びて、其の尊卑によりて禮を異にす

執りて阼階に進みて位に哭すれども、庶子は中門の外に至るときは其の杖を去るなり、是れ庶子は適子より下されて杖つきて位に卽くことを得ざるなり、

【字解】〔位〕朝夕哭する位地、

父不主庶子之喪、則孫以杖卽位可也、

【義解】此の節は、喪主は必ず一人たるべく、庶子の喪主は庶子の子たるべきことを説く、

適子の喪主は、父之をなして杖つき、其の子は杖つきて位に卽かざるなり、されど庶子の喪主は、父之をなさず、故に孫杖つきて位に卽くこと可なり、是れ喪主を二人にせず、又適子と庶子との輕重を別ちし所以なり、

父在庶子爲妻以杖卽位可也、

【義解】此の節は、庶子、其の妻のために喪主たることを説く、

父は適子の妻のためには喪主となる、この時適子は杖つかず、是れ喪主たるに疑はるゝが爲なり、されど父は庶子の妻のためには喪主とならず、故に庶子父の在世中に妻を喪ひしときは、自ら喪主となりて、杖つきて位に卽きて可なり、

○以上第四十章、庶子の禮節は適子と異なることを説く、

諸侯弔於異國之臣、則其君爲主、

【義解】此の節は、諸侯、異國の臣を弔するの禮を説く、

國君は外臣の喪を弔することなし、然れども若し異國に在りて、適々其の國の卿大夫の喪に遭ふときは、之を弔するなり、かゝるときは、主國の君は其の臣の子に代りて喪主となるなり、

諸侯弔必皮弁錫衰、所弔雖已葬、主人必免、主人未喪服、則君亦不錫衰、

【義解】此の節は、諸侯異國の臣を弔するときの衣

衰三月は分尊くして恩輕きなり、大功九月は、分卑くして恩稍重きなり、故に同じく繩の屨を用ふるなり、〔繩屨〕麻繩を以て作りたる屨、
○以上第三十八章、尊卑異なりと雖、恩の深淺によりて、其の屨を同じくすることを說く、

練筮日筮尸視濯、皆要經杖繩屨、有司告具而后去杖、筮日筮尸、有司告事畢而后杖拜送賓、大祥吉服而筮尸、

【義解】練祭（小祥祭）には、豫め有司に命じて祥祭の日を筮し、尸たるべきの人を筮し、祭器の滌濯を視しむるなり、此の祭には、皆首經を除きて腰經を服し、又杖つきて繩の屨を穿つ、今有司、命ぜられたる所の三事已に具備せりと告ぐれば、主人これより、祥祭の事に臨まむとして杖を去るなり、又、日を筮し尸を筮するときに賓の來ることあり、此の時有司は筮占の事已に畢はんぬと告ぐれば、主人復杖を執りて拜して賓を送るなり、大祥の祭には吉服を服して尸を筮す、

腰經　（三禮義疏）

【字解】〔去レ杖〕初め杖つけるは、哀尙深ければなり、後、杖を去つるは祭事を敬するが故なり、〔筮レ日筮レ尸〕日尸を筮するときは賓の來ることあり、濯を視るときは賓の來ることなし、故に此の句に於て濯を視ることを言はず、〔大祥〕大祥には朝服を服す、故に經杖屨を去る、
○以上第三十九章、練祥の三事を筮すること及び其の時著くる所の服杖等を說く、

庶子在父之室、則爲其母不禫、

【義解】此の節は、庶子の妾母に對する禮は、父に對する禮と異なることを說く、庶子父の宮に在るとき、其の妾母のためには禫祭を行はず、是れ父に對する禮に近きが爲に遠慮するなり、

庶子不以杖即位、

【義解】此の節は、適庶倶に父母の喪に服するとき其の杖と位とに差等あることを說く、適庶倶に父母の喪にあれば、適子は喪主となり、杖を

とす、殤者は父たるの道なきこと勿論なり、然れども若し適齢以前に冠笄の禮を行ひしものにして死するときは殤となさず、大人の禮を以て待遇す、故に宗子にして適齢以前に冠笄を行ひて死し其の後となるものは殤服を服せずして父のために服を服するなり、

【字解】〔殤〕夭死者の稱、〔殤者〕適齢以前に冠禮を行ひし宗子にして夭死せるものを指す、

○以上第三十五章、適齢以前に夭死せるものにして、既に冠笄禮を行ひしものは大人の禮を以て遇することを説く、

久而不葬者、唯主喪者不除、其餘以麻終月數者除喪則已、

【義解】 他の事故のために葬の遲れしときは、唯其の喪主のみ衰絰を除くことを得ざるなり、其の餘の期より以下緦麻の親族に至るまでのものは、未だ葬らざるを以て葛服に變ふることを得ず、故に麻服を服し、月數の足るを以て之れを除くなり、然れども其の麻服は、猶必ず收藏して葬を送るのときを俟つなり、

【字解】〔麻終月數者〕期（一年）より以下大功（九月）小功（五月）緦麻（三月）までの喪に服する者、服は麻を以てつくる故に麻といふ、

○以上第三十六章、久しく葬らざれば、服を變ぜざることを説く、

箭笄終喪三年、

【義解】 婦人未だ嫁せず、室に在りて父の喪に遭へば、箭の笄して三年の喪を終ふ、

【字解】〔箭笄〕竹にて作りたる笄、長さ一尺、妻は夫のために、妾は君のために、女子は室に在りて父のために、皆之を以て髮を卷き、三年の喪を終ふるなり、是れ婦人の重服にして惡笄は之に次ぐ、第一章に、齊衰には惡笄して以て喪を終ふといへるは、婦人母のためにするものなり、參照すべし、

○以上第三十七章、婦人室に在りて父のためにする喪服を説く、

齊衰三月與大功同者繩屨、

【義解】 齊衰三月の喪と大功九月の喪とは、尊卑輕重略相同じ、故に同じく繩の屨を用ふるなり、

【字解】〔齊衰大功〕齊衰は尊者のためにする服なり、大功は卑者のためにする服なり、故に其の衰布の疏密固より同じからず、又、三月と九月とは其の日月の久近固より亦同じからざるなり、然れども齊

亦當に妻のために禫すべきことを說けるなり、然れば則ち宗子にあらざる者は、母在すと雖、其の妻のために禫祭せざることは言ふまでもなく明かなり、

【字解】〔禫〕喪を除くときの祭の名、

○以上第三十一章、宗子の妻は尊ければ、母在すと雖、宗子は其の妻のために禫祭を修むることを得ることを說く、

爲慈母後者、爲庶母可也、爲祖庶母可也、

【義解】慈母の後たる者が庶母の子となりて、其の庶母のため三年の喪に服するも可なり、又庶子が祖庶母の子となりて、其の祖庶母のために三年の喪に服するも可なり、

【字解】〔爲慈母後者〕父命によりて、妾子の母なき者が、妾の子なき者の子となり其の養育をうけし者、〔爲慈母〕庶母嘗て子ありしかど、子已に死にぬれば、他の庶子命ぜられてこの庶母の子となりて其の喪に服すること、〔爲祖庶母〕若し父の妾に嘗て子ありしかど其の子已に死にぬれば、己れの妾の子に命じて父の妾の子となす、是れこの庶子は祖父の妾の子となりしを以て、其の祖庶母のためには三年の喪に服するなり、

○以上第三十二章、庶母の後たるのものゝ禮を說く、

爲父母妻長子禫、

【義解】子は父母の爲に、夫は妻の爲に、父母は長子の爲に、皆禫祭を作す、因にいふ此の四の者の外に、妻は夫の爲に禫し、子は慈母の喪に父在さゞれば亦禫するなり、此の二者は但し記者之を略せるのみ、

○以上第三十三章、禫祭すべきの目を記す、

慈母與妾母、不世祭也、

【義解】慈母と妾母とは、子之を祭れども其の孫は之を祭らざるなり、何となれば慈母は一時の恩を受けしのみ、妾には廟を爲らず惟壇を爲りて祔祭するのみなればなり、

【字解】〔妾母〕庶子の母、即ち父の妾なり、

○以上第三十四章、慈母と庶母とは世祭るべからざることを說く、

大夫冠而不爲殤、婦人笄而不爲殤、爲殤後者以其服服之、

【義解】男女冠笄の禮をなさずして死するものを殤

祖父ノ之爲ル士大夫ニ者、其妻祔スニ於諸祖姑ニ、妾祔スニ於妾祖姑ニ、亡ケレバ則中ヘダテ一以上テ而祔ス、祔スルニハ必以テス其ノ昭穆ヲ、

【義解】　此の節は、士大夫及び其の妻妾の祔祭の義を說く、

公子公孫の士たり、大夫たるものは、先君の廟に祔祭することを得ず、之を其の祖の國君たる者の兄弟の士大夫たる者に祔祭するなり、又、其の妻をば諸祖父の妻に祔祭す、又、其の妾をば祖の妾に祔祭す、若し祖に妾なきときは曾祖一位を間だて、高祖の妾に祔するなり、凡て祔祭は必ず其の昭穆の次列に從ふ、是れその曾祖一位を間で、高祖に祔祭する所以なり、

【字解】〔諸祖父〕祖の兄弟なり、〔諸祖姑〕諸祖父の妻なり、〔妾祖姑〕祖の妾なり、

諸侯不ㇾ得ㇾ祔スルコトヲ於天子ニ、天子諸侯大夫可ニ以テ祔スニ於士ニ、

【義解】　此の節は、天子諸侯大夫の祔祭の義を說く、卑孫は尊祖に祔すべからず、貴孫は賤祖に祔することを得、故に諸侯はその祖たる天子に祔することを得ず、天子諸侯大夫はその祖たる士に祔することを得、

【字解】〔諸侯〕天子の子孫の諸侯たるものをいふ、〔天子〕諸侯の祖たる天子をいふ、〔天子諸侯大夫〕子孫たる天子諸侯大夫をいふ、〔士〕先祖たる士をいふ、

○以上第二十九章、祔葬祔祭の義を說く、

爲ニ母之君母ノ、母卒スレバ則不ㇾ服セ、

【義解】　母が母の君母のために服するときは、己も亦從つて其の喪に服するなり、されど母死ぬれば徒從する所なし、故に服せず、

【字解】〔母之君母〕母の實の生みの母にあらずして母の適母なり、

○以上第三十章、母の君母の爲の服喪の義を說く、

宗子母在スヰハ爲ニ妻ノ禫タンス、

【義解】　父在すときは、適子は其の妻のために杖つかず、杖つかざれば從つて禫祭せざるなり、されど父沒して母在すときは、其の妻のために杖つきて且つ禫するなり、蓋し宗子は百世遷らざるの尊者なれば、或は其の妻を厭うて禫することを得ざるものなりと疑ふ者あらむことを恐れて、玆に明かに母在すと雖、

無主後、同財而祭其祖禰爲同居、有主後者爲異居、

【義解】繼父の其の後妻の子と同居せずして異居せる者は、必ず嘗て同居せしことありしなり、若し初めより同居せしことなければ、之を繼父と稱すること得ず、又從つて之が喪に服することもなきなり、今此の子大功以上の喪に服する親族なく、母に隨ひて繼父の家に往き、又、其の繼父も亦大功以上の喪に服する親族なければ、其の繼父の貨財を以て此の子のために同じく宮廟を築きて、此の子をして自ら其の祖禰を祀らしむるなり、此の如くなれば是れ繼父と同居にして之がために期の喪に服するなり、繼父初め大功以上の親無くして此の子と同居す、而して其の後繼父に或は一子をまうけ、或は子無しと雖、大功以上の親族の他國より歸り來るときは、此の子と永く同居することを得ずして異居となる、この場合には此の子は繼父のために齊衰三月の喪に服するのみなり、

【字解】〔繼父〕子が母の再嫁に隨ひて、母の夫とする所の人の稱、母の後夫、〔主後〕主とは、大功以上の喪に服し、其の喪主たるもの、後とは、子のこと、

○以上第二十七章、此の章は儀禮喪服の經文にある繼父同居不同居の句を解説して、其の禮を明かにせり、

哭朋友者於門外之右南面、

【義解】朋友のために喪主となりて哭するときは、寢門外の右に於て南面し、以て弔賓を待つなり、

【字解】〔門外之右〕寢門外の西なり、〔南面〕喪主は南面して哭し、賓者は、北面して弔ふ、

○以上第二十八章、朋友を哭するの位を説く、

祔葬者不筮宅、

【義解】此の節は、祖の塋壙に合葬するときは筮せざることを説く、祖の塋壙に合葬するときは、其の壙穴を筮せざるなり、何となれば前人の葬に已に筮して吉なりしを以てなり、

士大夫不得祔於諸侯、祔於諸

の其の父に對する服制を說く、
凡そ服は、尊者は卑者に對して其の服期を降殺するが禮なり、卽ち天子諸侯は其の庶子の死に對して服なきが如し、故に大夫は庶子の死のためには次子より一等を降して大功の喪に服するなり、又、父母のために三年の喪に服することは、天子より庶人に至るまで皆一なり、故に大夫の庶子の子と雖、其の父の死のためには、降殺せずして三年の喪に服するなり、

大夫不主士之喪、

【義解】此の節は、尊者は卑者の喪主たらざることを說く、
士死にて其の後に喪主たるべき者無く、其の親屬に大夫たる者あるときは、大夫は士の喪主たることを得ざるなり、

爲慈母之父母無服、

【義解】此の節は、恩を受けざる者には服なきことを明かにす、
慈母は母の如きものなれば齊衰三年の喪に服すべし、されど其の慈母の父母に對しては元より恩義なし、故に服するなし、
【字解】〔慈母〕庶子の母なきものが父の妾を母とし事ふるものをいふ、

夫爲人後者、其妻爲舅姑大功、

【義解】此の節は、恩義薄ければ、隨つて喪服を降殺することを說く、
若し夫が人の後たるときは、其の妻は夫の生みの父母のためには大功の喪に服す、
○以上第二十五章、尊者は卑者のために、或は恩義薄き者のためには服を降すことの義を說く、

士祔於大夫、則易牲、

【義解】士たる孫の死して大夫たる祖に祔祭するときは、士の牲を用ひずして大夫の牲を用ふるなり、蓋し、祔の祭は祖に告ぐるを主とす、故に祖の牲を用ふるなり、
【字解】〔士〕士たる孫の義、〔大夫〕大夫なる祖の義、
○以上第二十六章、士たる孫を大夫たる祖に祔祭する牲を說く、

繼父不同居也者、必嘗同居、皆

之、

斬衰の喪の初めは麻絰を服し、卒哭の後は葛絰に易ふるものなり、而して其の葛絰の大さは齊衰の喪の初めに服する麻絰に同じ、又、齊衰易服の葛絰の大さは、大功の喪の初めに服する麻絰に同じきなり、又、重喪中に輕喪に遭へば、男子は首に尚重喪の葛絰を用ひ、腰は乃ち輕喪の麻絰を用ひて麻葛兼ね服するなり、

【字解】〔斬衰之葛云云〕絰の殺ぐこと五分にして一を去ること及び重喪の腰絰は輕喪の首絰に同じきこと、又男子は要帶を易ふる首絰を易へざること等は上文第十七章第十九章に說けり、併せ見るべし、

○以上第二十二章、重喪中に輕喪に遭ひ、麻葛兼ね服するの義を說く、

報葬者報虞、三月而後卒哭、

【義解】事故を以て疾く葬むる者は虞祭も亦疾くすべし、而して卒哭の祭のみは三月の後に於てすべし、

【字解】〔報葬〕報は音フ、赴疾の赴に同じ、急疾の義、トクと訓む、さて士は三月にして葬り、既に葬れば直に虞祭を行ひ、虞祭の後に卒哭するが禮なり、然るに此に疾葬といふは或は貧或は他の故を以て三月の後を待つこと能はざるをいふ、〔卒哭〕卒哭は哀の漸く殺ぎしときに行ふものなり、故にこれのみは三月の後を待ちて、疾くせざるなり、

○以上第二十三章、士の常葬の禮を行ふこと能はざるときの禮を說く、

父母之喪偕、先葬者不虞祔、待後事、其葬服斬衰、

【義解】父母同時に死し、或は父前月の末に死し、母後月の初に死したるときの場合には、先づ輕き母を前に葬りて重き父を後に葬るなり、而して虞祔の二祭は重き父を先にして輕き母を後にするなり、故に先づ母を葬るとも虞祔の祭をなさず、父の虞祔を終へて、然る後に母の虞祔祭をなす、又母を前に葬るときは父の重き服に服して斬衰を服するなり、

【字解】〔待後事〕父を葬りて虞祔の二祭の終ふるを待つの意、

○以上第二十四章、同時に父母の喪に遭ひしときの虞祔の二祭及び衣服の制を說く、

大夫降其庶子、其孫不降其父、

【義解】此の節は、大夫の其の庶子に對し、庶子の子

服に易ふるなり、而して其の易ふるには、男女ともに各其經の輕きものに從ふなり、例へば先づ斬衰に遭ひて既に卒哭して麻を變へて葛を服せしとき、更に又齊衰の喪に遭へば、男子は齊衰の腰帶を以て斬衰の葛帶に變へ、其の首絰は變へざるなり、婦人は、齊衰の首絰を以て斬衰の葛絰に變へて、其の腰帶は變へざるが如し、

○以上第十九章、喪を除き服を易ふるには男女によりて別あることを說く、

無事不辟廟門、哭皆於其次、

【義解】鬼神は幽闇を尙ぶ、故に殯に在りては、事あるときは廟門を開くと雖、しからざれば開かざるなり、又事あるときは廟門內の位に哭すれども、事なくして哭するとき其の次に於てす、

【字解】〔無事〕葬る前に、朝夕の哭と弔を受くるときの哭との無きことをいふ、〔哭〕事無くして哭するをいふ、即ち、或は書哭し、或は夜哭するが如き無時の哭なり、〔廟門〕殯宮の門なり、〔次〕倚廬なり、

○以上第二十章、殯に在りて事無き時の禮を說く、

復與書銘、自天子達於士、其辭一也、男子稱名、婦人書姓與伯仲、如不知姓、則書氏、

【義解】死者の招魂の時と其の書銘とは、天子より士に至るまで、其の辭を同じくす、男子には、凡て名を稱して復に某復れといひ、銘に某之柩と書す、婦人には、姓と伯仲とを書して伯姬之柩、叔姬之柩などゝいひ、若し姓を知らざるときは氏を書して某氏之柩といふ、而して婦人の復にも伯姬復れ、叔姬復れ、某氏復れなどゝ稱すること推して知るべし、

【字解】〔復書銘〕復は、死者の魂を招きて其の靈の復らむことを庶幾ふ禮、書銘とは死者の名字を旌旗に書するを、而して其銘旗は其の身分によりて制を異にす、即ち、士は三尺、大夫は五尺、諸侯は七尺、天子は九尺なり、〔不知姓〕太古は、人各〻姓あるにあらず、例へば黃帝の時は、惟其の子に十二姓を賜ひしのみ、唐堯の時には惟大功ありて五官に姓を賜ひしのみなり、是れ荒古には姓を知らざるものゝありし所以なり、

○以上第二十一章、復と書銘との制に男女によりて別あることを說く、

斬衰之葛與齊衰之麻同、齊衰葛與大功之麻同、麻葛皆兼服

に服すると別ある所以なり、

【字解】〔爲君母後者云云〕一說に此の章闕文あり、當に「爲君母後者君母卒、爲君母之黨服、不爲君母後、君母卒則不爲君母之黨服」に作るべしと、蓋し妾の子は君母の黨に於て本より親にあらず、其の從つて服するは君母の故を以てなり、故に上文第十章に「從服者所從亡則已」といへり、今既に君母の後なれば屬從なり、屬從の者は從ふ所の者沒ぬると雖之に服するは上文に明記する所なり、故に闕文ありといふなり、錄して參照に供ふ、

〇以上第十六章、從服する者、其の從ふべき所の者死ぬるときは其の喪に服せざることを說く、

經殺五分而去一、杖大如經、

【義解】喪服の腰經（帶）の大さは、首經の大さの五分の一を殺ぎたるものなり、而して杖の大さは腰經の大さの如くす、

【字解】〔經〕喪服に用ふるもの、哀戚を表するために首と腰とに用ふる麻のひも、首に在るものを經といひ、腰に在るものを帶といふ、又首腰共に經といふことあり、此の文の如經の經は專ら腰經を指すなり、〔五分而去一〕首經の大さを五分して其の一を去ること、即ち斬衰の首經の大さは九寸にして、其の腰經は七寸二分、齊衰の首經は斬衰の腰經に同じくして七寸二分なり、而して其の腰經は五寸七分六厘なるが如し、以下大功小功緦麻に至るまで經帶の遞に減ずること此の如くす、〔杖大如經〕斬衰の杖は、其の腰經の大さの七寸二分と同じくす、以下之に準ず、

〇以上第十七章、喪の杖の大さは腰經の大さの如くすることを說く、

妾爲君之長子、與女君同、

【義解】妾は、君の正統を重んじて長子のために斬衰三年の喪に服すること女君と同じくす、

〇以上第十八章、正統を重んずるの義を說く、

除喪者先重者、易服者易輕者、

【義解】男女ともに喪を除くときは、其の重んずるところのものを先きに除くなり、又、重き喪の未だ除かざる中に輕き喪に遭へば、其の服を易ふるに男女ともに其の輕んずるところのものに易ふるなり、

【字解】〔除喪者先重者〕喪服の經は、男女によりて其の輕重を異にす、即ち男子は、首經を重んじて腰帶を輕んじ、婦人は、腰帶を重んじて首經を輕んず、さて既に卒哭すれば、男子は、麻衣を變へて葛衣を服し、婦人は、首經を變へて腰帶を變へざるなり、後、小祥祭に至りて喪を除くときは、男子は、其の重んずる所の葛の首經を除き、婦人は、其の重んずる所の麻の腰帶を除くをいふ、〔易服者易輕者〕喪に輕、新舊の別あり、即ち先づ重き喪に遭ひ、未だ其の喪を除かざるに更に輕き喪に遭ふが如し、かゝる時は、輕喪の新服を以て重喪の舊

己れ之れを追服す、

【字解】〔在緦小功者〕叔父適孫、庶孫、從祖昆弟の夭死せるものをいふ、小功は五ヶ月の喪服なり、

近臣君服斯服矣、其餘從而服、不從而稅、

【義解】此の節は、稅喪に近臣と卿大夫とに別あることを說く、

小臣、君に從ひて他國より返れば、君の親の喪已に服の日月を過ぎたり、君は之れを追服す、此の小臣も亦君に從ひて追服す、されど其の餘の卿大夫の君に從ひて出でて介となり、又は行人宰史となるもの〻は、君の服限未だ滿たざるときは、君に從ひて服す、若し服限の外に在りて君之れを稅喪するとも卿大夫は追服せず、

【字解】〔近臣〕卑賤の臣なり、小臣なり、

君雖未知喪臣服已、

【義解】此の節は、君の不在に本國喪あるとき、臣は直に此の喪に服すべきことを說く、

君、他國に在りて本國に喪あるとき、君未だ知らずと雖、諸臣の本國に留まる者は、規定の服制に依りて喪に服し、君の返るを待たざるなり、

○以上第十四章、或は他國に在り、或は他國より返りての追服の制を說く、

虞杖不入於室、祔杖不升於堂、

凡そ喪祭は、哀の薄らぐに從ひて敬を益すが禮なり、虞の祭は寢に於て行ふ、このとき哀尚深し、故に喪主は杖つきてその室に入らず、祔の祭は祖廟に於て行ふ、このときは哀漸く薄し、故に敬を盡すべし、依つて祭後杖つき祖廟の堂に升らざるなり、

【字解】〔虞〕祭の名檀弓編にとく、〔祔〕祖に合せまつる祭、

○以上第十五章、哀の薄らぐに從ひて杖を去るの節を說く、

爲君母後者、君母卒則不爲君母之黨服、

【義解】適子無くして庶子の立ちて君母の後たる者は、君母卒すれば其の君母の黨のために喪に服せざるなり、是れ適子の後たる者の 君母の黨のために喪

追て之れが爲に服すれども其の子は服せざるなり、

【字解】〔稅喪〕日月已に過ぎて、始めて其の人の死を聞き、後より之を追服するをいふ、

爲君之父母妻長子、君已除喪、而后聞喪則不稅、

【義解】此の節は、卿大夫の稅服を說く、卿大夫は、其の君の父母妻長子の爲めには皆服あり、今出でて他國に使し、或は事を以て久しく留まりしを以て、君已に喪を除きし後に、始めて喪を聞くときは、追服せざるなり、

降而在緦小功者、則稅之、

【義解】此の節は、前章父稅喪已則否の下を承く、誤つて此に在り、他國に生れて、祖父母諸父昆弟の爲めに、父之を追服するとき、己れ之れに服せざれども、正服降殺して緦小功の如き、輕き服の者には、

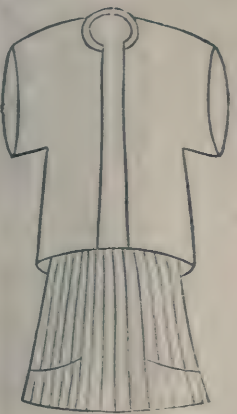

繐小功（三禮圖）

小功葛絰（三禮圖）

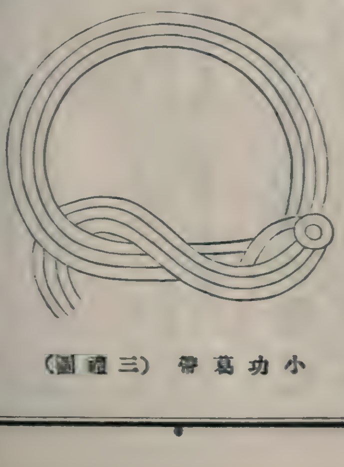

小功葛帶（三禮圖）

必爲之再祭、朋友虞祔而已、

【義解】此の節は、死者の從父昆弟來りて喪主となるときの祭法を說く、人死して其の喪主なきときは、大功の喪に服すべき從父昆弟來りて死者の喪主となる、死者の妻子現存しあるときは、必ず之れが爲に大小祥の兩祭を行ふ、若し朋友なれば大功よりも疏し、故に兩祭をなすこと能はず、但だ之れが爲に虞祭祔祭するのみ、

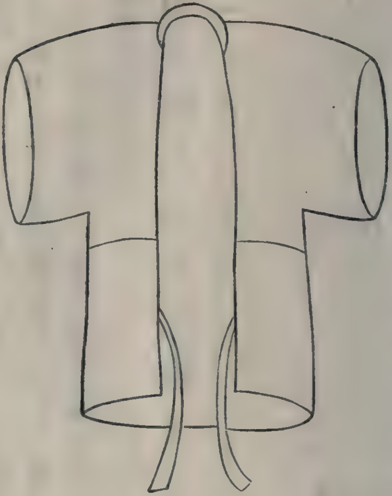

大功布衰　（三禮圖）

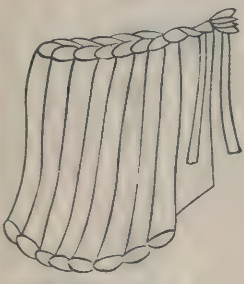

大功布裳　（三禮圖）

【字解】〔大功〕九ヶ月の喪服、〔有三年者〕三年の喪に服すべき義務あるもの、妻子を指す、妻は喪主となるべからず、子亦幼少にして喪主たる能はざるときは從父兄弟來りて喪主となるなり、〔虞祔〕禮篇に說く、

士妾有子、而爲之緦、無子則已、

【義解】此の節は、士其の妾の爲にする服制を說く、大夫は貴妾の爲には子の有無に係かはらず緦の服をなす、しかれども士は卑し、故に士の妾の子有るものゝ爲には緦麻の喪に服し、子無ければ之れに服せず、

【字解】〔緦〕緦麻なり三ヶ月の喪服、

○以上第十三章、士に除降あることの義を說く、

生不及祖父母諸父昆弟、而父稅喪己則否、

【義解】此の節は、稅服の制を說く、

他國に生れて本國の祖父母諸父昆弟の顏を知らず、今其の死を聞けば日月已に經過せり、このとき父は

也、九月七月之喪三時也、五月之喪二時也、三月之喪一時也、故期而祭禮也、期而除喪道也、祭不爲除喪也、

【義解】此の節は、喪は時節によりて除降することの義を說く、

再期の喪は斬衰にして三年（二十五ヶ月）なり、一期の喪は齊衰にして二年（十三ヶ月）なり、九月七月の喪は大功にして三時（四季中の三時季）なり、五月の喪は小功にして二時（四季中の二時季）なり、三月の喪は緦麻にして一時（四季中の一時季）なり、孝子、親を喪ひ、歲時の改易するに隨ひて傷感す、故に一期にして小祥の祭を行ひ、再期にして大祥の祭を行ふ、是れ孝子の親を想ふの心にして禮なり、しかれども又親死にて天道の變易するに隨ひて哀情漸く衰退す、故に一期にして練服し、男子は首絰を除き、婦人は腰帶を除き、二期にして除服す、是れ亦正道なり、此の如く期の祭は、喪を除くときと同時なるを以て、恰も喪を除かんがために祭を行ふが如きも決して然らず哀慕の至情より出づるなり、

【字解】〔再期〕三年の喪は二期を經るを以ていふ、期は一年なり、〔期而祭〕一期に小祥の祭を、二期に大祥の祭を行ふをいふ、

三年而后葬者必再祭、其祭之間不同時而除喪、

【義解】此の節は事故ありて時に葬ることを得ず、三年の後に葬るときの練祥を說く、

孝子事故ありて時に葬を治むること能はず、三年の後始めて之を葬るときは其の間練祥祭の月に當ると雖も、尸柩尚家に在るを以て喪服を除く可からず、葬り畢りて後宜しく大小祥の兩祭を擧ぐべきなり、されどこの二祭は同時に擧行すべからず、若し此の月に小祥の祭をすれば男子は首絰を除き、婦人は腰帶を除く、次の月に大祥の祭をして則ち衰服を除くべきなり、

【字解】〔再祭〕大小祥の祭なり、

大功者主人之喪、有三年者、則

而して其の尸の服は士の玄端を用ふ、父は本爵ありしかるに其の尸の服に玄端を用ひて、敢て其の本服を加へざるは、是れ士廟には袞冕鷩冕（天子諸侯の服）を用ふべからざるを以てなり、

○以上第十一章、父子の貴賤に變革あるとき、其の祭法に別あることを説く、

婦當喪而出則除之、

【義解】此の節は、婦人、舅姑の喪に當りて、夫より離縁せらるゝときの服制を説く、

婦人舅姑の喪に當りて夫より離縁せらるゝときは、其の服を除くなり、是れ恩義全く絶えたればなり、

爲父母喪未練而出則三年、既練而出則已、

【義解】此の節は、婦人、父母の喪に當りて、其の練の内外に、夫より離縁せらるゝときの服制を説く、

婦人、父母の喪に當りて未だ小祥の祭を終へずして、離縁せらるゝときは、重きに從ひて三年の服を終ふ、是れ其の情父母に隆んなるが爲なり、若し父母の喪に當りて既に小祥の祭を經たる後に出さるれば、是れ已れの期服已に除きし後なれば、更に三年の服をなすことなし、

【字解】〔練〕小祥の祭（一周祭）にきる服なれども、こゝにては小祥の祭の義に見るべし、

未練而反則期、既練而反則遂之、

【義解】此の節は、前に出されたる婦人が、夫の父母の喪中に復歸するときの服制を説く、

婦人離縁せられて後、夫より復歸を命ぜられ、其の時父母の喪に當りて未だ小祥の祭に及ばざれば、たゞ期の服を終ふるのみ、又其の反るとき、既に小祥の祭を過ぐれば、遂に三年の服を終ふ、蓋し喪は中道にして廢すべからず、故に前者は期の前なるを以て期を終へ、後者は期と三年の間なるを以て、三年の服を遂ぐるなり、

○以上第十二章、婦人喪に遭ひて、出入するときの禮を説く、

再期之喪三年也、期之喪二年

姪娣も亦從ひて出でざるを得ず、この時女君の子死ぬるときは女君は子の爲に期に服すれども、妾は之に服せざるなり、是れ其の義既に絶えたればなり、

禮不王不禘、

【義解】此の節は、王者の大祭は、諸侯の行ふべからざることを説く、此の章は前後專ら服制を説く、然るに此の句のみこゝに廁在するは或は記者の亂錄ならむ、宜しく第八章の王者禘其祖之所自出の句の上に在るべし、

禮に王者とならざれば禘祭を行はず、

世子不降妻之父母、其爲妻也與大夫之適子同、

【義解】此の節は、世子の服は天子諸侯と同じからざることを説く、

天子諸侯は、其の妻の父母の服を降し殺ぐ、されど世子は其の妻の父母の服を降し殺がず、是れ敢て尊者に擬せざるなり、世子の妻のために齊衰して杖つかざるは、大夫の適子、其の妻のために服するに同じ、是れ君父在すが故に敢て臣子の禮を失はざるなり、

○以上第十章、喪服の降殺の義を説く、

父爲士、子爲天子諸侯、則祭以天子諸侯、其尸服以士服、

【義解】此の節は、貴き子が賤しき父を祭る法を説く、

父士にして子天子諸侯たるときは則ち天子諸侯の禮を以て其の父を祭る、是れ生者の禮を用ふる者にして子道を盡せるものなり、されど父は本爵なきを以て其の尸の服に士の玄端を用ひて、敢て己の服を加へず、是れ之を卑しむるの嫌あればなり、

【字解】〔士服〕士のきる服、玄端をいふ、

父爲天子諸侯、子爲士、祭以士、其尸服以士服、

【義解】此の節は、賤しき子が貴き父を祭る法を説く、

父天子諸侯と爲りて子士たるときは則ち士の禮を以て其の父を祭る、是れ亦生者の禮を用ふるものなり、

親親尊尊長長男女之有別、人道之大者也、

【義解】此の節は、服制に降殺ある大義を說く、服喪に親むべきものを親くし、尊ぶべきものを尊び、長とすべきものを長とし、男女の間に別あるは、これ人道の大なるものなり、

【字解】〔親親〕我身に於て最も親しきもの、父母をいふ、〔尊尊〕祖、曾祖、高祖をいふ、〔長長〕兄及び旁親をいふ、〔男女有別〕父のためには斬衰し、母のためには齊衰し、姑姊妹の室に在りての喪には期し、出でて嫁となりての喪には大功し、夫のためには斬衰し、妻のためには期の喪に服するが如きをいふ、

從服者所從亡則已、屬從者所從雖沒也服、

【義解】此の節は、從服の事を說く、

親屬にあらずして從服する者は、從ふ所の者既に死ぬるときは、其の黨の喪に服せずして止む、されど屬從する者は、從ふ所の者既に死ぬると雖其の黨の喪に服するなり、

【字解】〔從服〕從は徒なり、徒は空しきなり、親屬に非ずして空しく之に服するをいふ、從服に二あり、一は、子母に從ひて母の君母に服するをいひ、二は妾の子、君母に從ひて君母の黨に服するをいふ、一說にこの外に二ありと、其の說に曰く、妾、女君の黨に服す、臣、君に從ひて君の黨に服すと、されど妾、女君の黨に服すとは、從服の義と同じからず、又、臣、君に從ひて君の黨に服すとは、義通ぜず、何となれば儀禮喪服傳に君の父母、妻、長子、祖父母の爲にすとあり、君沒せし後は其の長子は新君なり、其の妻は小君なり、其の父母祖父母は新君の重ずる所の者なり、故に皆之が爲に三年の喪に服す、然れば則ち臣も亦新君に從ひて服するは當然なり、然るにこの本文に於て從ふ所亡きときは已むとあり、臣、君に從ひ、君既に死にたりとて其の服を已むべき理あらんや、是れ後說の通ぜざる所以なり、〔屬從〕屬は骨肉連續して親しきものをいふ、屬從に三あり、一は、子、母に從ひて母の黨に服するをいひ、二は、妻、夫に從ひて夫の黨に服するをいひ、三は夫妻に從ひて妻の黨に服するをいふ、此の三從は、從ふ所の者既に沒せりと雖之に服す、

妾從女君而出、則不爲女君之子服、

【義解】此の節は、妾の從服を說く、

妾は、女君の姪娣なり、其の來るときは、女君の嫁に從ひて同じく入る、故に女君の子に服するは、女君と同じくす、然るに女君若し離緣せらるゝときは、此の

するなり、

庶子不ㇾ爲二庶子ノ長子一斬セ、不ㇾ繼ガ二祖ト與一ㇾ禰ヲ

故ナリ也、

【義解】此の節は、庶子は其の長子のために三年の喪に服することを得ざるの義を說く、

適子は其の長子のために斬衰を服することを得れども、庶子は、其の長子のために斬衰を服することを得ざるなり、是れ庶子は禰に繼ぐの宗に非らず、其の長子は祖に繼ぐの宗に非らざるが故なり、

【字解】〔長子〕適妻の生む所の第一子を適子といひ、又長子ともいふ、若し適子死ぬれば適妻の生む所の第二子を立つ、之れを亦長子といふ、然れども之れは適子とはいはざるなり、〔不ㇾ繼二祖與ㇾ禰一〕庶子は禰に繼がす、其の長子は祖に繼がざるをいふ、蓋し長子よりいへば祖に繼がず、父の庶子よりいへば禰に繼がざるなり、さて長子のために三年の喪に服するは是れ正統を重ずるがためなり、庶子の長子の如きは正統にあらず、故に庶子は其の長子のために斬衰を服せざるなり、

庶子ハ不ㇾ祭ラ二殤ト與一ㇾ無キ後者ヲ、殤ト與ㇾ無キ後者ハ從ツテ二祖ニ一祔食ス、

【義解】此の節は、庶子は殤と後無き者とを祭らざるの義を說く、

庶子は其の生む所の適子の夭死したる者を祭ることを得ず、是れ父の庶子の適士とならざるものは、父廟を立つることを得ざるを以て、自ら其の夭子を祭ることを得ざるなり、若し己れ祖の庶孫たれば、祖廟を立つることを得ざるを以て、其の後無き兄弟を祭ることを得ざるなり、さて祖廟は宗子の家に在り、故に此の二者は祖を祭るの時に祖廟に祔食するなり、

【字解】〔殤〕夭死なり、〔祔食〕合祭なり、

庶子ノ不ㇾ祭ラ ㇾ禰ヲ者、明カニスルナリ二其ノ宗ヲ一也、

【義解】此の節は、庶子の適士とならざるもの、禮を說きて、宗を重ずべきの義を明かにす、

庶子の適士とならざるものゝ父廟を祭らざることは父廟を立つることを得ざるを以てなり、是れ宗家の正統を重じて庶子の妄りに犯さゝることを明かにする所以なり、

○以上第九章、諸侯の庶子の宗家を重ずるの義を說く、

世の適子は其の族人の宗主として崇ぶ所にして、之れを大宗といひ、又百世遷らざるの宗といふ、又諸侯の適子別子を除きたる諸弟及び別子の支子の一家を爲す者を小宗といふ、小宗の服制は高祖、曾祖、祖、考、本身の五世を以て斷となす、故に又五世にして遷るの宗といふ、小宗にして五世にして遷る最初のものは、即ち高祖の後をつぐものなり、是れ故に小宗は五世にして祖は上に遷り、宗は下に易りて親みつくるなり、而してかく宗をたつるは祖を尊び其の族をして永世窮まりなく相和睦せしめんとする意より出づ故に之れをたてゝ族人をして敬事せしむるなり、されば宗を敬するはつまり祖禰を尊敬する所以なり、

【字解】〔別子〕諸侯の公子の通稱なれども、此にては適出の諸弟をいふ、鄭註に庶子とあるは從ひ難し、〔爲レ祖〕一宗の祖となすの意、〔繼レ別爲レ宗〕別子のあとを繼ぐもの即ち其の適子は大宗と爲すといふこと、大宗は百世に至ると雖依然として大宗にして遷り易ること なし、故に又百世不レ遷之宗ともいふ、〔繼レ禰者爲二小宗一〕禰は諸侯の公子の中にて適子と別子とを除きたる外の諸弟をいふ、即ち庶支子なり、繼レ禰者とは庶子の子なり、凡そ庶子は獨立して先君を祭ることを得ず、故に其子も亦其の祖を祭るを得ず、故に其の子孫一族の爲に自ら小宗となるなり、〔祖遷二於上一宗易二於下一〕小宗にて禰は一世なるを以て之れを宗とせず、二世の禰を繼ぐものは則ち兄弟之れを宗とし、三世の祖を繼ぐものは則ち同堂兄弟之れを宗とし、四世の曾祖を繼ぐものは則ち再從兄弟之れを宗とし、五世の高祖を繼ぐものは則ち三從兄弟之れを宗とす、五世の高祖を繼ぐものに至るに及びては、則ち親盡き服絶ゆるを以て第一世は遷るなり、第一世遷るときは則ち第六世兄弟各〻第二世を以て五世の祖となし、各〻一宗を分つ、第二世遷るときは則ち第七世兄弟又各〻第三世を以て五世の祖となし、各〻一宗を分つ、若し五世の祖一人なるときは則ち仍是れ一宗なれども、儻し五世の祖兩人三人あるときは則ち兩宗三宗皆兄弟中の嫡長者を推して之れを立つ、是の如くにして遞に遷り遞に易り以て盡くるに至る、これを祖遷二于上一宗易二于下一といふ、

○以上第八章、王者の禘と諸侯の大宗小宗の義とを說く、

庶子不レ祭レ祖者明二其宗一也、

【義解】此の節は、庶子の禮を說きて宗を重ずべきの義を明かにす、

諸侯に適庶の二子ありて倶に適士たるとき、其の適子の適士たるものは、固より祖と禰とを祭る、されど其の庶子の適士たるものは、止だ禰廟を立つることを得て、祖廟を立てゝ祖を祭ることを得ざるなり、是れ其の宗は適にありて庶にあらざることを明かに

大小宗の圖（毛奇齡大小宗通釋による）

先君

國　嗣君一世　君二世　君三世　君四世　君五世　君六世　君七世　君八世　以下世數無窮

宗　別子一世　繼二世（大宗）　大宗三世　大宗四世　大宗五世　大宗六世　大宗七世　大宗八世　以下百世不遷

　　支子　禰一世　繼二世（小宗）　小宗三世　小宗四世　小宗五世（遷易）

族　支子　禰一世　繼二世（小宗）　小宗三世　小宗四世　小宗五世（遷易）

族　支子　禰　繼二世（小宗）　小宗三世　小宗四世　小宗五世（遷易）

族

若し此の以外に公支子あらば此に倣ふ、

祖遷二于上一宗易二于下一圖（同上）

別子不遷　繼二世（大宗）　大宗　大宗　大宗　以下百世不遷

禰一世　繼二世（小宗）　小宗三世　小宗四世　小宗五世

遷　易六世

遷　易七世

遷　易八世

易九世

り、是れ三にして最も親し、然るに父の上に祖あり、子の下に孫あり、是れ三を以て五にするなり、而して其の親少しく疏なり、祖の上に曾祖高祖の二祖あり、孫の下に曾孫玄孫の二孫あり、是れ五を以て九にするなり、而して其の親漸く疏なり、此の如く父より以上其の親み次第に疏にして其の喪服の期も亦漸く減じ、子より以下其の親み次第に疏にして、其の喪服の期も亦漸く減ず、又旁系同父より同高祖に至るまで次第に其の服を減じ、遂に親情畢くるに至りて止む、

【字解】〔上殺下殺〕殺は減なり、服喪の期上下次第に減ずること、服喪の最重なるものは父母の喪にて、斬衰三年とす、之より漸次に殺ぎて三月に至る、即ち、父の喪は斬衰三年、祖に齊衰一年、曾祖高祖は皆齊衰三月なり、長子は三年、庶子適孫は一年、庶孫は九月、曾孫玄孫は皆三月なり、〔旁殺〕旁は旁系なり、即ち同父は一年、同祖は九月、同曾祖は五ケ月同高祖は三ケ月なり、

○以上第七章、五服の隆殺の義を明かにす、

王者禘其祖之所自出、以其祖配之、而立四廟、庶子王亦如之、

【義解】此の節は、禘は王者の大祭たることを説く、禘は王者の大祭なり、王者既に始祖の廟を立つれば、又其の始祖の從つて出でたる所の帝を推して、始祖の廟に祀りて始祖を以て之に配す、又高祖、曾祖、祖父の四廟を立つ、或は世子癈疾ありて王位に即かず、庶子代りて王たるものも其の禮制亦之の如くす、

【字解】〔四廟〕王者の廟に七廟あり、即ち三昭三穆と太祖の廟となり、こゝに四廟といへるは月祭の親廟を指すなり、

別子爲祖、繼別爲宗、繼禰者爲小宗、有五世而遷之宗、其繼高祖者也、是故祖遷於上、宗易於下、尊祖故敬宗、敬宗所以尊祖禰也、

【義解】此の節は、大小宗を別つは、一族をして其の祖を尊び宗を敬ひ、以て其の和睦を保たしむる所以なることを説く、

諸侯の適子は父の後を繼ぎて國君となり、その別子は分家して其の子孫諸族の爲に祖となる、別子の世

なり、父母は尊者なり、長子は正適なり、故に重きに從ひて先づ稽顙す、是れは平等の來弔の場合なり、若し大夫の士を弔ふときは、是れ尊きを以て卑しきに臨むなり、此の場合には緦服の如き輕き喪と雖、亦必ず先づ尸に稽顙して後に賓を拜するなり、

婦人爲夫與長子稽顙、其餘則否、

【義解】此の節は、婦人の夫と長子との喪に稽顙することを說く、

婦人は他族に嫁すれば、服の重きは其の嫁ぎたる家の夫と長子とにあり、故に夫と長子との喪には稽顙す、其の他の期喪以下はたゞ手拜するのみ、

○以上第四章、喪の稽顙を說く、

男主必使同姓、婦主必使異姓、

【義解】喪には必ず男主ありて男賓に接し、必ず女主ありて女賓を接す、若し父母の喪には、則ち適子が男主となり、適婦が女主となるなり、今男主無きときは、必ず喪家同姓の男をして之に代らしめ、女主無きときは必ず、喪家異姓の女をして、之に代らしむるなり、

○以上第五章、父母の喪に立つ喪主の代理人は、男主と婦主とに別あることを說く、

爲父後者爲出母無服、

【義解】父の後を繼ぎたる適子は、出母のためには喪に服することなし、蓋し母子の間柄は至親なれば、一朝にして絕つべからず、故に父の在世中に出母死するときは之れが爲に期の喪に服すれども、若し父沒後なれば適子一人は父に嗣ぎて祖先の祭を修めざるべからず、故に喪に服さず、喪に服さば先祖の祭祀を廢せざる可からざればなり、

【字解】〔出母〕罪を犯して父のために離緣せられたる母なり、

○以上第六章、相續したる適子は出母の喪に服せざることを說く、

親親以三爲五、以五爲九、上殺下殺、旁殺而親畢矣、

【義解】己れの身より言へば、上に父あり、下に子あ

若し親始めて死ぬるときは、男子は吉冠を去り、婦人は笄を去るなり、さて父の喪に服を成すときは、男は六升の布を以て服となし、女は箭篠を以て笄となす、母の喪に冠を成すときは、男は七升の布を以て冠となし、女は榛木を以て笄となす、故に男子の冠と婦人の笄とは必ず同時なり、又若し母の喪に服を成すときに當りて男子免を服すれば婦人は其の首を髽す、其の意義を換言すれば、男子たれば免し、婦人たれば髽すといふことにして、免と髽とを以て男女の首飾を分別するものなり、

【字解】〔髽〕婦人の喪中に結ぶ首飾の名、斬衰には麻を用ひ、齊衰には布を用ふる、其の結び方は男子の免に略同じ、一に露紒といふ、

○以上第一章、喪服の首飾は男女によりて異なることを記す、

苴杖竹也、削杖桐也、

【義解】 斬衰には苴の杖を用ひ、齊衰には削りたる方形の杖を用ふるなり、苴の杖は竹にて作り、削りたる杖は桐にて作る、竹杖は圓にして天に象り、削杖は方にして地に象る、父は子の天にして母は子の地なり、故に父の喪に竹を用ひ、母の喪に桐を用ふるなり、

【字解】〔苴〕黯なり、憂、内に結ぼるれば形色外に見れて蒼黯の貌となる、故に父の喪に用ふる杖の名となす、

○以上第二章、喪服の杖制を説く、

祖父卒而后爲祖母後者三年、

【義解】 父なきの適孫は、祖父母の爲には三年の服あり、若し祖父在して祖母を喪ひたるときは、祖母の爲に三年の服を成さず、たゞ祖父已に卒して、今又祖母の死して其の後たるときは、祖父と同じく三年の喪に服するなり、

○以上第三章、適孫、祖母の後たるときの服を説く、

爲父母長子稽顙、大夫弔之雖緦必稽顙、

【義解】 此の節は、男子の父母長子の喪に稽顙することを説く、

服喪の重き者は、先づ尸に稽顙して後に賓を拜し、服喪の輕き者は、先づ賓を拜して後に尸に稽顙する禮

母の喪に、婦人は、惡笄を以て髮を巻き、中間更に變ふること無く、服の竟ふるに至るなり、

【字解】〔齊衰〕一年の喪服の名、こゝにては母の喪に服する服、〔惡笄〕榛木にて造りたる笄、粗製なり、故に惡笄といふ、

齊衰後　（三禮義疏）

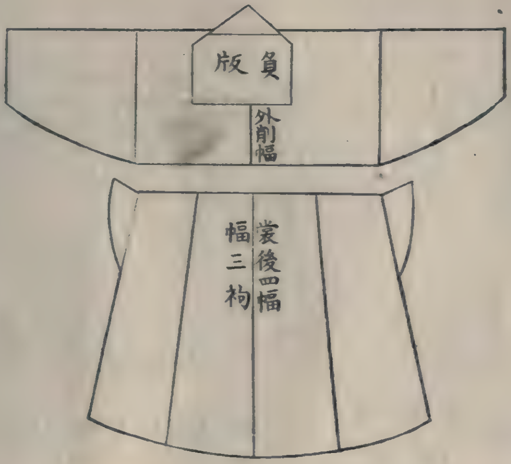

齊衰裳前　（三禮義疏）

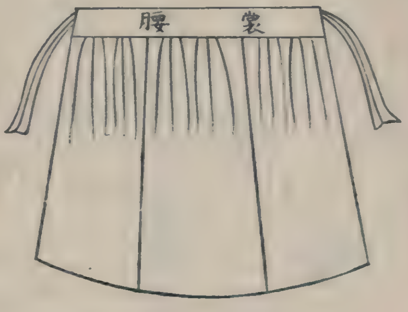

齊衰裳後　（三禮義疏）

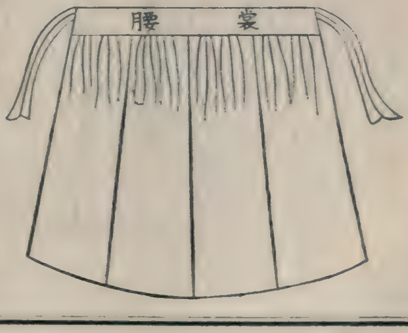

男子冠而婦人笄、男子免而婦人髽、其義爲男子則免、爲婦人則髽、

【義解】此の節は、斬衰齊衰の喪に男女の冠笄免髽の異なることを記す、

吉時には、男子の首に吉冠あり、婦人の首に吉笄あり

な約束すること、〔免〕解は檀弓に見ゆ、

齊衰惡笄以終喪、

【義解】此の節は、婦人の母の喪の首飾を記す、

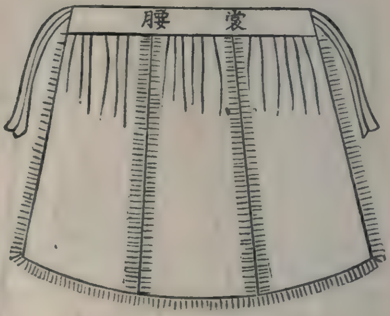

斬衰裳前（三禮義疏）

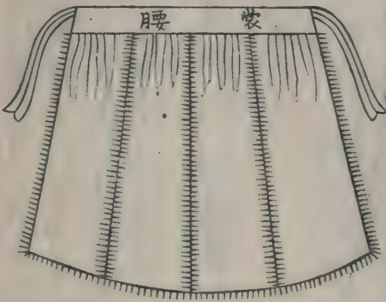

斬衰裳後（三禮義疏）

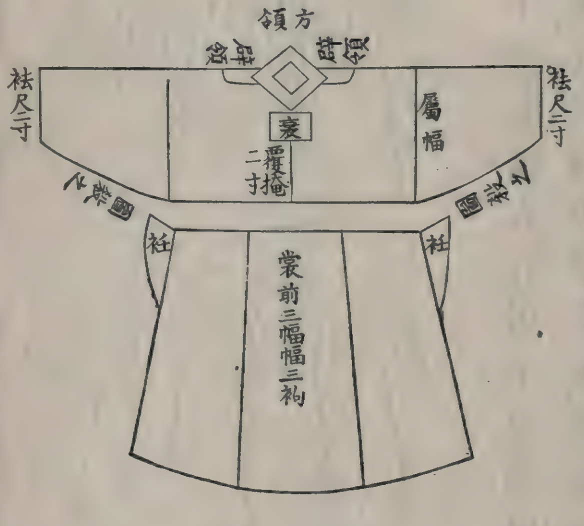

齊衰前（三禮義疏）

なり、母の初めの喪にも、小斂後の括髪は、猶父の喪の如くす、されど父の喪と母の喪との間に少しの異

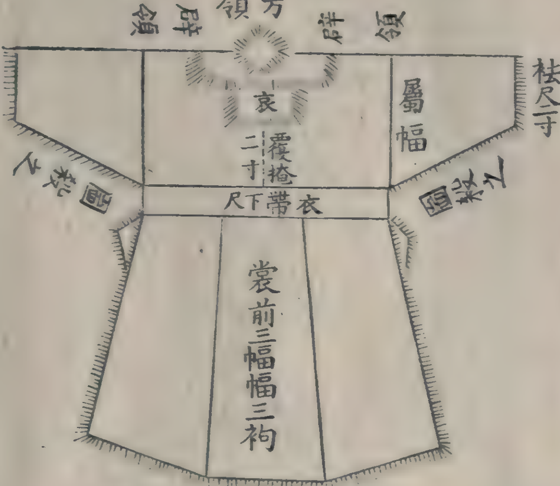

斬衰前　（三禮義疏）

なる點あり、卽ち、父の喪には、小斂後尸の堂を出づるとき、賓を拜し竟りて堂下の位に卽くまでは、猶括髮して踊すれども、母の喪には、此のとき括髮せずして布免を著けて踊するなり、是れ母の喪は父の喪よ

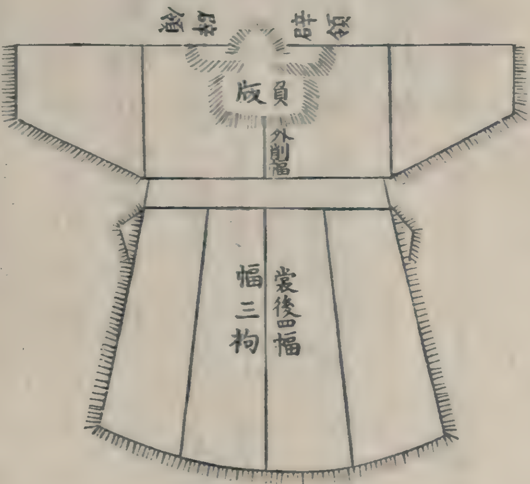

斬衰後　（三禮義疏）

りも其の禮に於て一等を殺ぎしものなり

【字解】〔斬衰〕三年の喪服、父母の爲にする服、〔括髮〕一種の髮の結ひ方、麻を項中より前方額に交へ又後方に廻し繞ひて、散亂せる髮

を兼用して有道の國となり、天下の禮樂に明かならざるもの、皆範を魯國に資るに至りしことを稱美せり、

虞夏商周四代の服器官は、周の天子之を兼用す、魯賜を受けて亦之を兼用することを得たり、是の故に魯の禮は諸侯の禮に非ずして王者の禮なり、天下、魯を傳說すること年久し、然れども其の君臣未だ嘗て相弑せざるは大分の明かなるを以てなり、其の禮樂の中和、刑法の肅淸、上の政下の俗、未だ嘗て相變せざるは大法の立てるを以てなり、天下皆魯を以て有道の國となす、是の故に天下の禮樂に明かならざるもの、皆魯の傳ふる所の禮樂を資り以て其の章程節奏を考ふるなり、

【字解】〔四代之服器官〕此の章四代の服器官を記す、然るに止だ三代を擧ぐるものあり、又伊耆氏の樂、女媧の笙簧を雜ふるあり、此れ其の多きものに據りて之を言へるなり、〔君臣未二嘗相弑一也、禮樂刑法政俗、未二嘗相變一也〕此の記を作るもの春秋の經を見て傳を見ざるものなり、或は之を見ると雖、魯國を誇大にせんと欲して之を誣言せるものなるか、此の句の如きは歷史を無視せるの甚しきものなり、朱子曰く、羽父の隱公を弑し、慶父の二君を弑せるは、是れ君臣相弑せるなり、夏父の僖公を躋げしは禮の變なり、僖公の巫尫を焚かんと欲せしは刑の變なり、宣公の初めて畝に稅せしは法の變なり、政の大夫に逮びしは政の變なり、婦人の髽して弔ひしは俗の變なりと、

○以上第五章、魯の四代の服器官を兼用せしことを記す、

喪服小記第十五

此の篇は、儀禮の喪服傳の未だ備らざる所を補ひたるものなり、其の記するところは、喪服の至りて瑣碎なることなり、故に小記といふ、

斬衰括髮以レ麻、爲レ母括髮以レ麻、免而以レ布、

【義解】此の節は、男子の父母の初の喪の首飾を記す、父の始めて死ぬるときは、子は布の深衣を服して吉冠を去る、されど猶笄纚を用ふるなり、將に小斂せむとするときに其の笄纚を去りて素冠を著くるなり、已に小斂し竟ふれば素冠を去りて麻を以て括髮する

食に先づ肺を祭り、後肝を祭るの文あり、是れ時異なれば禮を異にするなり、是れに由りて之を推せば、夏殷も亦肺を祭らざるに非ず、たゞ心と肝とを主となすのみ、又事異なれば禮異なることあり、譬へば周の五祀の戸には脾を先にし、中霤には心を先にし、門には肝を先にするが如し、

夏后氏尚明水、殷尚醴、周尚酒、

【義解】此の節は、魯に三代の酒あることを記す、

夏后氏は質を尚ぶ、故に祭に明水を尚ぶ、殷人は稍文なり、故に祭に醴を尚ぶ、周人は大に文を尚ぶ、故に祭に酒を尚ぶ、魯に皆これあり、

【字解】〔尚明水〕明水とは玄酒なり　月夜に降る露を鑑に取りし水なり、是れ天より得たる水なれば明水といふ、

有虞氏官五十、夏后氏官百、殷二百、周三百、

【義解】此の節は、魯に四代の官を兼ね有することを記す、

虞の世には五十の官あり、夏后氏には百の官あり、殷代には二百の官あり、周代には三百の官あり、魯は之れを兼ね有せり、

有虞氏之綏、夏后氏之綢練、殷之崇牙、周之璧翣、

【義解】此の節は魯に四代の喪葬の旌旗の飾あることを記す、

魯に有虞氏の綏と、夏后氏の綢練と、殷の崇牙と、周の璧翣とあり、

【字解】〔綏〕送葬の乘車に建つる所の旌旗の飾なり、旄牛の尾を竿首に著けたるもの、〔綢練〕解は檀弓篇に見ゆ、〔崇牙璧翣〕解は前節に見ゆ、而れども彼は樂縣の飾なり、此は喪葬の飾なり、天子は八翣、皆璧を載せ羽を垂る、諸侯は六翣、皆圭を載す、大夫は四翣、士は二翣皆綏を載す、

凡四代服器官、魯兼用之、是故魯王禮也、天下傳之久矣、君臣未嘗相弑也、禮樂刑法政俗未嘗相變也、天下以爲有道之國、是故天下資禮樂焉、

【義解】此の節は、上文を結びて、魯は四代の服器官

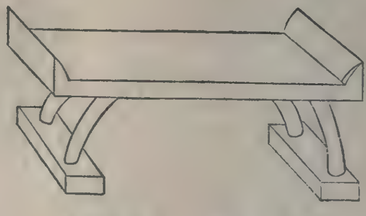

椇　俎　（三禮義疏）

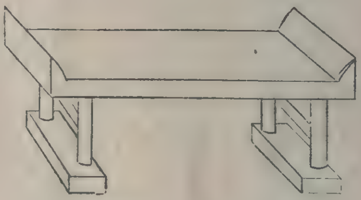

房　俎　（三禮義疏）

夏后氏以楬豆、殷玉豆、周獻豆、

【義解】此の節は、魯に三代の豆あることを記す、豆は夏后氏は楬豆を用ひ、殷は玉豆を用ひ、周は獻豆を用ふ、魯に皆これあり、

【字解】〔楬〕木質のみにして飾らざる豆、豆は王制篇に圖解す、〔獻〕牛の形を畫きたる豆、一説に音サ、鳳羽を刻み畫きたる豆なり、

有虞氏服韍、夏后氏山、殷火、周龍章、

【義解】此の節は、魯に四代の韍制あることを記す、冕服のひざかけは、有虞氏は、韍を用ふ、夏后氏は之に山の狀を畫く、殷は之に加ふるに火の貌を畫く、周は之に加ふるに龍を畫きて文章を增す、魯に皆これあり、

【字解】〔韍〕冕服の蔽膝、ひざかけ、内則篇に圖解す、有虞氏は韋にて作りて文章なきなり、〔山、火、龍章〕山を畫くは鎭重の義に取る、火を加ふるは文明の義に取る、龍を增すは變化測るべからざるの義に取る、周に至りて文章を成す、故に特に龍章といふ、

有虞氏祭首、夏后氏祭心、殷祭肝、周祭肺、

【義解】此の節は、魯の祭に四代の牲を用ふること、を記す、牲を祭るに有虞氏は首を祭り、夏后氏は心臟を祭り、殷は肝臟を祭り、周は肺臟を祭る、

【字解】〔首、心、肝、肺〕牲は氣を尙ぶ、氣は陽を以て主とす、首は氣の陽なり、故に有虞氏は首を祭る、三代以下は、各其の尙ぶ色の臟を祭る、夏は黑色を尙ぶ、黑は赤に勝つ、故に赤色なる心臟を祭る、殷は白色を尙ぶ、白は青に勝つ、故に青色なる肝を祭る、周は赤色を尙ぶ、赤は白に勝つ、故に白色なる肺を祭るなり、然れども、周の禮にて肺を祭りて肝を祭らざるに非ず、たゞ肺を以て主となすのみ、特牲饋

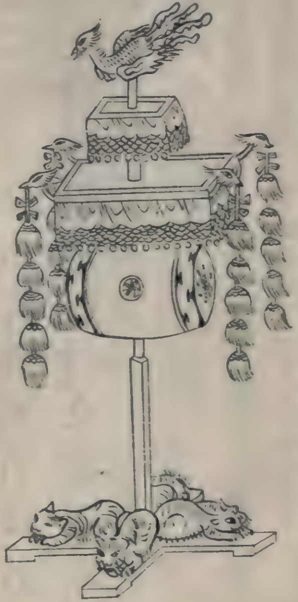
建鼓　（三禮義疏）

夏后氏之龍簨簴、殷之崇牙、周之璧翣、

【義解】此の節は、魯に三代の樂縣の飾りあることを記す、

魯の樂器を縣くる具には夏后氏の龍簨簴と、殷の崇牙と周の璧翣とあり、

【字解】〔龍簨簴〕簨簴とは樂器を懸くる所以の具、横なるものを簨といひ、縦なるものを簴といふ、龍形を飾るを以て龍簨簴といふ、〔崇牙〕鐘磬を懸くるもの、其の上に木を刻して作り、飾るに采色を以てしたるものを施す、其の狀隆々として高し、故に崇牙といふ、〔璧翣〕周人は簨上に繒に畫きたる翣を設け、其の上に璧を載せ、簨の角に五采の羽を懸く、故に璧翣といふ、

有虞氏之兩敦、夏后氏之四璉、殷之六瑚、周之八簋、

【義解】此の節は、魯に四代の黍稷を盛る器あることを記す、

魯に有虞氏の兩敦と夏后氏の四璉と殷の六瑚と周の八簋とあり、

【字解】〔敦、璉、瑚、簋〕皆黍稷を盛るの器なり、敦は内則篇に簋は曾子問篇に出づ、璉瑚は玉を以て作りたるものなるべし、其製未だ考へず、

俎有虞氏以梡、夏后氏以嶡、殷以椇、周以房俎、

【義解】此の節は、魯に四代の俎あることを記す、俎は有虞氏は梡を用ひ、夏后氏は嶡を用ひ、殷は椇を用ひ、周は房俎を用ふ、魯皆之れあり、

【字解】〔梡嶡〕解は本篇第三章に見ゆ、〔椇〕脚間に曲がれる横木ある俎、其の曲がれる狀、椇枳の枝の如し、故にいふ、〔房俎〕脚下に跗ある俎、俎の上下の兩間の狀、堂房に似たるよりいふ、

以てなり、

崇鼎、貫鼎、大璜、封父龜、天子之器也、越棘、大弓、天子之戎器也、

【義解】此の節は、魯、天子の藏する所の寶器戎器を有することを記す、

崇國の鼎と貫國の鼎と夏后氏の大璜と封父國の卜龜とは、天子の重器なり、越國の戟と武王の大弓とは、天子の軍器なり、魯皆之れあり、

【字解】〔崇、貫、封父、越〕皆國の名、一說に封父は古の諸侯の字なりと、〔璜〕璧を半分したるもの、珮、佩玉なり、禮器篇に圖解す、〔棘〕戟なり、ほこ、

夏后氏之鼓足、殷楹鼓、周縣鼓、垂之和鐘、叔之離磬、女媧之笙簧、

【義解】此の節は、魯に先代の樂あることを記す、

魯の樂器に、夏后氏の鼓足、殷の楹鼓、周の縣鼓、垂の和鍾、叔の離磬、女媧の笙簧あり、

【字解】〔鼓足〕鼓に四足あるもの、〔楹鼓〕鼓の胴の中央に柱を貫きて樹つる鼓、鞔鼓に同じ、樂記篇に圖解す、〔縣鼓〕簨簴（次節を見よ）に懸くる鼓、〔垂〕堯の共工の名、〔和鐘〕和聲の出づる鍾、〔叔〕何人なるか詳かならす、一說に叔は無句の別名なり、無句の磬を作りしこと世本に見ゆと、〔離磬〕たゞ一つ懸くる磬、磬は曲禮篇に圖解す、〔笙簧〕笙は檀弓篇に圖解す、簧は笙中のしたなり、

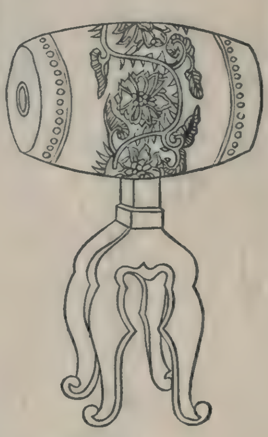

足鼓（三禮義疏）

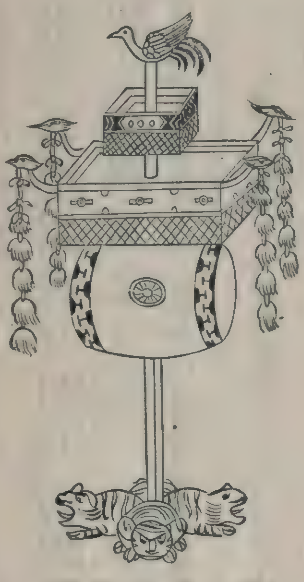

建鼓（三禮圖）

土鼓、蕢桴、葦籥は伊耆氏の樂器なり、魯之れを用ふ、是れ堂下の樂なり、

【字解】〔土鼓〕土を以て作りたる鼓、〔蕢桴〕蕢は凷に同じ、土塊なり、桴は枹に同じ、擊鼓の杖なり、土塊を以て作りたる枹、〔葦籥〕葦を以て作りたる三孔の笛、籥は檀弓篇に圖解す、〔伊耆氏〕唐堯なり、

拊搏、玉磬、揩擊、大琴大瑟、中琴、小瑟、四代之樂器也、

【義解】此の節は魯に四代の樂器あることを記す、

拊搏、玉磬、揩擊、大琴大瑟、中琴小瑟は、皆虞夏商周の共に用ひし樂器なり、

【字解】〔拊搏〕小鼓の形に似たる樂器の名、韋を表とし、中に糠を充たしたるもの、〔揩擊〕柷敔に同じ、柷は王制篇敔は月令篇を見よ、〔琴瑟〕大琴は二十七絃なり、大瑟は長さ八尺一寸、二十七絃なり、或は二十三絃にして常用のものは十九絃なりといふ、或は長さ七尺二寸にして二十五絃なりともいふ、中琴あれば中瑟あり、小瑟あれば中琴あり、蓋し天子は之を悉く備へしならむ、魯はたゞ此に止まるのみ、

魯公之廟文世室也、武公之廟武世室也、

【義解】此の節は、魯に二つの毀たざる廟あることを記す、

周は文王を祖とするを以て毀たざる廟を造りて文の世室といひ、武王を宗とするを以て毀たざる廟を建てゝ武の世室といふ、魯公伯禽は文德あり、故に其の廟を毀たざる廟として、周の文の世室に擬す、伯禽の玄孫の武公は武德あり、故に其の廟を毀たざる廟として周の武の世室に擬す、

米廩有虞氏之庠也、序夏后氏之序也、瞽宗殷學也、頖宮周學也、

【義解】此の節は、魯の四代の學を立つることを記す、

魯の米廩は、有虞氏の庠なり、序は夏后氏の序なり、瞽宗は殷の學なり、頖宮は周の學なり、

【字解】〔米廩〕有虞氏の鄕校の名、王制篇に說く、〔庠〕鄕校なり、〔序〕序は射なり、射は先後の次第ありて德を示すものなり、故に學名とす、〔瞽宗〕樂師なり、樂師は瞽矇の宗とする所なり、古は道德ある瞽宗をして子弟を敎へしむ、故に學名とす、〔頖宮〕頖は半なり、諸侯の學校を頖宮といふ、其の制天子の辟雍(大學、明堂)の制の半なるを

【義解】此の節は、魯に三代の灌尊あることゝ其の勺の制とを記す、

勺　（三　禮　義　疏）

鬯酒を灌ぐ尊は、夏后氏は雞夷を用ひ、殷は斝を用ひ、周は黄目を用ふ、其の尊の勺は夏后氏は龍勺を用ひ、殷は疏勺を用ひ、周は蒲勺を用ふ、魯皆これあり、

【字解】〔雞夷〕雞彝に同じ、雞の狀を刻み畫きたる樽の名也、〔斝〕禮運篇に圖解す、〔黄目〕郊特牲篇に圖解す、〔龍勺〕勺は尊酒を汲み出す所以のもの、一升を受く、龍勺とは龍頭を刻み畫きたればいふ

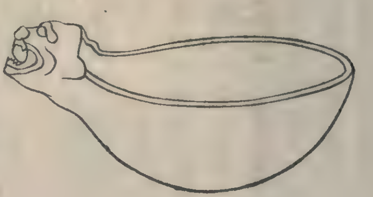

龍勺（西清古鑑）

龍　勺　（三禮義疏）

〔疏勺〕勺頭を刻鏤して疏通したるもの、〔蒲勺〕勺に鳧頭の狀を刻み、其の口微しく開けり、恰も二本の蒲草の本合ひて末微しく開けるが如し、故にいふ、

土鼓、蕢桴、葦籥、伊耆氏之樂也、

【義解】此の節は、魯に古代の樂あることを記す、

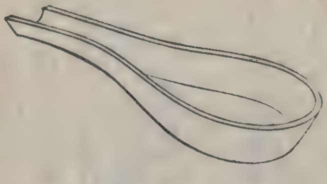

疏　勺　（三　禮圖）

【義解】此の節は、魯に四代の旌旗あることを記す、交龍を畫ける旂は有虞氏の旂なり、旄牛の尾もて杠首に垂らして旂を飾れるは夏后氏の旌なり、殷の旌は白色なり、周の旌は赤色なり、

【字解】〔綏〕綏讀んで緌となす、旄牛の尾を杠首に注けたるもの、

夏后氏駱馬黑鬣、殷人白馬黑首、周人黃馬蕃鬣、

【義解】此の節は、魯に三代の馬あることを記す、夏后氏の馬は白色にして黑鬣なり、殷の馬は白色にして黑首なり、周の馬は黃色にして赤鬣なり、

【字解】〔駱〕白色にして黑き鬣を駱といふ、夏后氏は黑色を尙ぶ故に馬鬣黑きなり、〔蕃〕赤色なり、

夏后氏牲尙黑、殷白牡、周騂剛、

【義解】此の節は、魯に三代の牲を用ふることを記す、夏后氏は牲に黑色を尙ぶ、殷は白色の牡を用ひ、周は赤色の剛き性のものを用ふ、

【字解】〔騂剛〕騂は赤色なり、剛は其性の剛きこと、

泰有虞氏之尊也、山罍夏后氏之尊也、著殷尊也、犧象周尊也、

【義解】此の節は、魯に四代の尊を用ふることを記す、泰は有虞氏の尊なり、山罍は夏后氏の尊なり、著は殷の尊なり、犧象は周の尊なり、

【字解】〔泰〕瓦にて作りたる尊の名、有虞氏は陶器を尙ぶ、故に泰を用ふ、〔著〕殷の尊の名、其の形足無くして底直に地に著く、故に名づく、〔山罍犧象〕解は本篇第三章に見ゆ、

爵、夏后氏以琖、殷以斝、周以爵、

【義解】此の節は、魯に三代の爵あることを記す、鬯酒を盛る爵は、夏后氏は琖を用ふ、殷は斝を用ふ、周は爵を用ふ、魯皆これあり、

【字解】〔琖〕前に圖解す、〔斝〕禮運篇に圖解す、〔爵〕曲禮篇に圖解す、

灌尊、夏后氏以雞夷、殷以斝、周以黃目、其勺夏后氏以龍勺、殷以疏勺、周以蒲勺、

して衆聽を驚動せしむ、魯も亦此の如くす、是れ天子の政なり、

山節藻梲、復廟重檐、刮楹達鄉、反坫出尊、崇坫康圭、疏屏、天子之廟飾也、

【義解】此の節は、魯の廟飾を記す、

魯の大廟の柱頭の斗栱には山の狀を刻し、短柱には水草の貌を刻す、重屋重檐ありて風雨を防ぐ、又、密石もて磨ける柱と相對する窻戸あり、反坫は尊の南に在り、崇坫には圭を安置す、又、透し刻りにしたる屏風あり、是れ皆天子の廟の飾りなり、

【字解】〔山節藻梲〕解は、禮器篇に見ゆ、〔復廟重檐〕復廟は二重屋根の廟なり、重檐は、簷下に復板簷ありて風雨の壁を壞すを防ぐもの、〔刮楹達鄉〕刮楹は、密石もて磨ぎて精澤ならしめたる柱なり、鄉は牖の屬なり、大廟は室每に四戸八窻あり、而して其の窻と戸とは相對して光線を内に達せしむ、故に達鄉といふ、〔反坫出尊〕反坫は、土を築きて兩楹の間に爲る、而して其の位置は廟の南に近し、其の用は兩君好會のとき獻酬畢れば爵を其の上に反すなり、尊より出づとは、凡そ物内に在るを入といひ、外に在るを出といふ、反坫は尊の外に在り、即ち尊の南に當れり、故にいふ、尊は樽にて兩楹の間にあり、〔崇坫康圭〕崇は、高きなり、康は、安ずるなり、圭は禮器の中にても重きものなり、故にこの高坫を作りて安置するなり、〔疏屏〕雲氣鳥獸を透し刻りにしたる屏風なり、漢には之を桴思といふ、

○以上第四章、魯の廟と門との制及び木鐸を用ふるなど、皆天子の制の如くすることを記す、

鸞車有虞氏之路也、鉤車夏后氏之路也、大路殷路也、乘路周路也、

【義解】此の節は、魯に四代の車ありて其の制各別なることを明かにす、

鸞和ある車は、有虞氏の輅なり、曲輿ある車は、夏后氏の輅なり、大路は殷の輅なり、乘路は周の輅なり、

【字解】〔鸞車〕車に鸞和の鈴あるもの、軾に在る鈴を和といひ、鑣に在る鈴を鸞といふ、〔鉤車〕鉤は曲なり、車の牀を輿といふ、輿の前闌の曲れる車、故にいふ、〔大路〕木輅なり、〔乘路〕玉輅なり、鸞車以下皆天子の乘る所の車なり、而して虞夏に車といひ、殷周に路といふは、各時代の稱する所に據るなり、

有虞氏之旂、夏后氏之綏、殷之大白、周之大赤、

牲の入るとき、君は肉袒して門に迎へ、夫人は豆籩を薦む、このとき卿大夫は君を佐け、命婦は夫人を佐く百官亦各、其の職を奉ず、若し百官其の職を廢するときは、重刑に處す、かくして而る後天下大いに周公の德に服するなり、

【字解】〔卷冕〕袞冕に同じ、曾子問篇に圖解す、　〔副褘〕副は首飾なり、褘は褘衣なり、本王后の上服なれども、周公を尊びて天下の禮樂を用ふるを以て、夫人之を服することを得、婦人の服裝は玉藻篇以外の諸篇中に散見すれども今は便宜上總て之を一括して此に挿圖す、　〔命婦〕卿大夫の妻なり、

是故夏礿、秋嘗、冬烝、春社、秋省、而遂大蜡、天子之祭也、

【義解】此の節は、魯の天子の祭を得しことを記す、

魯既に周公を祀るに天子の禮を以てせり、其の他の祭も亦之に準ぜざるべからず、是の故に夏は礿し、秋は嘗し、冬は烝し、春は社し、秋は斂を省みて年の豐凶を見て遂に十二月に行ふ蜡の豐嗇を決定す、是れ皆天子の祭なり、

【字解】〔礿嘗烝〕夏秋冬の祭の名なり、魯は東方に在り、時に方岳に朝すること有る歳は春の祭を廢す、故に此に之を略す、　〔春社〕社は地神の祭にて春と秋とに有り、春社は祈願を以て主とし、秋社は報賽を以て主とす、而して此に春のみを言へるは秋を該ぬるなり、　〔秋省〕省は祭の名にあらず、秋の收穫を省みるなり、若し年順成ならざれば則ち蜡祭豐かならず、故に秋の豐凶を視て遂に大いに蜡祭の準備をなすなり、

○以上第三章、魯の天子の祭を行ふことを記す、

太廟天子明堂、庫門天子皐門、雉門天子應門、

【義解】此の節は、魯の廟と門との制を記す、

魯に明堂なし、而して其の太廟は天子の明堂の制の如し、天子に皐、庫、雉、應、路の五門あり、諸侯に庫、雉、路の三門あり、而して魯の庫門は天子の皐門の制の如し、雉門は天子の應門の制の如し、

【字解】〔庫門〕諸侯の外門、　〔皐門〕天子の外門、　〔雉門〕諸侯の朝門、　〔應門〕天子の朝門、

振木鐸於朝、天子之政也、

【義解】此の節は、魯、政を行ふに木鐸を用ふることを記す、

天子將に新令を發せむとするとき木鐸を朝に振り鳴

褕翟（三禮圖）

闕翟（三禮圖）

褖衣（三禮圖）

展衣（三禮圖）

鞠衣（三禮圖）

純衣（纁袡）（三禮圖）

昧東夷之樂也、任南蠻之樂也、納夷蠻之樂於太廟、言廣魯於天下也、

【義解】此の節は、周公を太廟に祀る舞樂を記す、樂工を廟の堂上に升せて清廟の詩を歌はしめ、堂下に管を以て象武の詩を吹奏せしむ、袞冕を著て朱干玉戚を執りて大武を舞ひ、皮弁を服し裼衣を見はして大夏を舞ふ、以上は時王と先王との舞樂なり、昧は東夷の樂なり、任は南蠻の樂なり、亦之れを奏す、この二者は夷蠻の樂なり、夷蠻の樂を太廟に納るゝは、周公の勳業の盛んにして廣く四夷に及べることを天下に示す所以を意味するなり、

【字解】〔清廟〕詩經の周頌の篇名なり、この篇は周公既に洛邑を成して諸侯を朝せしめし時、之を率ゐて文王を祀りし時の詩也、〔管象〕象は周頌象武の詩なり、管にて象武の詩を吹くこと、〔朱干玉戚〕干は檀弓篇に戚は月令篇に圖解す、朱干は朱飾の干、玉戚は玉にて斧柄を飾れる戚、〔大武〕武王の功績をうたへる樂舞なり、〔皮弁〕曾子問篇に圖解す、〔素積〕白のひだなり、〔大夏〕夏后氏の樂なり、これは三王の制なる皮弁を服して裼して舞ふなり、大武は武質なり故に裼せず、大夏は文を尚ぶ、故に裼す、〔昧任〕共に樂の名なり、

君卷冕立于阼、夫人副褘立于房中、君肉袒迎牲于門、夫人薦豆籩、卿大夫贊君、命婦贊夫人、各揚其職、百官廢職服大刑、而天下大服、

【義解】此の節は、周公を祀るのとき、君夫人、卿大夫、命婦等の禮を行ふ儀を記す、尸始めて入るとき、君は袞冕して阼階に待ち、夫人は副褘して東房の中に立つ、鬯酒を庭にそゝぎてより

褘衣　（三禮圖）

尊用黄目、灌用玉瓚大圭、薦用玉豆雕篹、爵用玉琖仍雕、加以璧散璧角、俎用梡嶡、

【義解】此の節は、周公を大廟に祀る器物を記す、季夏六月に大祭の禮を以て周公を大廟に祀る、其の牲には、白色の牡獸を用ひ酒器には周の犧、象と夏の山、罍とを用ひ、鬱鬯の酒を盛るには周の黄目を用ひ、鬱鬯の酒を灌ぐには、周の玉瓚大圭を用ひ、菹醢を薦むるには殷の玉豆雕篹を用ひ、爵には夏の玉琖仍雕を用ひ、加ふるに周の璧散璧角を以てし、俎には虞の梡と夏の嶡とを用ふ、

琖（三禮圖疏）

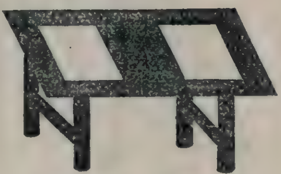

嶡俎（三禮圖）

【字解】〔禘〕王者の大祭の名、其の始祖を祀り、配するに其の祖を以てす、魯は天子の禮を用ふ、故に文王を以て始祖とし周公を以て之に配す、一説に周公を以て始祖とし魯公を以て之に配すと、この篇の本文に據れば後説是なるが如し。〔白牡〕殷の牲なり、殷は白を尚ぶ、故に白牡といふ、以下記す所の器物多くは先王の制禮を并用せり、諸侯は止だ時王の制禮を用ふるのみ、先王の制禮を通じ用ふるは天子の事也、故に郊特牲には諸侯祭るに白牡を以てし、大路に乘るは、之を僭禮といふなりといへり、〔犧象〕犧は犧樽、象は象樽なり、樽の種類は曲禮篇に圖示せり、〔山罍〕山は山の貌を刻みたる樽にて、量五斗を受く、罍は雲雷の貌を刻みたる樽、量一石を受く、〔黄目〕黄彝なり郊特牲篇に圖解す、〔玉瓚大圭〕瓚は、鬱鬯を灌ぎ尸に獻ずる器、玉を以て飾り、大圭を以て柄とす、王制篇圭瓚の圖を參酌して見よ、〔玉豆雕篹〕玉豆は玉を以て飾りたる豆、王制篇に圖解す、篹は籩なり、曾子問篇に圖解す、其の柄を彫り飾れるを以て雕篹といふ、二者共に殷の器なり、〔玉琖仍雕〕夏の爵を琖といふ、玉を以て飾る、仍は因るなり爵の形に因つて之を飾雕したるもの、さかづき、周の玉爵と異なり、〔加〕夫人が君に次ぎて尸に獻ずることをいふ、〔璧散璧角〕璧を以て其の口を飾りたる散角共に禮器篇に圖解す、〔梡嶡〕梡はたゞ四足あるのみの俎にして、横木も飾りもなき質朴なるもの、虞の俎なり、嶡は、俎の脚の中央に横木あるもの、夏の俎なり。

升歌清廟、下管象、朱干玉戚冕而舞大武、皮弁素積裼舞大夏、

成王以周公爲有勳勞於天下、是以封周公於曲阜地、方七百里、革車千乘、命魯公世世祀周公以天子之禮樂、是以魯君孟春乘大路、載弧韣、旂十有二旒、日月之章、祀帝于郊、配以后稷、天子之禮也、

【義解】此の節は、成王周公の勳勞を思ひて、魯に封じ、伯禽に命じて世々周公を祀るに、天子の禮樂を用ふることを允しゝことを記す、

成王は周公が禍亂を戡めて太平を致しゝを以て天下に大いなる勳勞ありとなす、故に周公を曲阜の地に封ぜり、其の地は方七百里ありて兵車千乘を出し得る大國也、又、魯公伯禽に命じて世々周公を祀るに天子の禮樂を用ひしむ、是を以て爾來魯君は、孟春の月に大路に乘り、弧韣を建つ、旂に十有二旒ありて日月の章を畫く、帝を郊に祀りて配するに后稷を以てす、是れ皆天子の禮なり、

【字解】〔勳勞〕王功を勳といひ、事功を勞といふ、いさを、〔封二周公於曲阜地一〕史記に據るに、周公を曲阜に封ぜしは武王なり、此には則ち成王の時となせり、傳聞の異なるべし、〔方七百里〕孟子に公侯は皆方百里なり、又周公魯に封ぜられて地方百里なりといへり、然るに此に七百里と云へるは蓋し百里の田を以て魯の本國とし、山川土田附庸を幷して七百里となすならむ、〔魯公〕周公の子の伯禽なり、書經には魯侯伯禽といへり、詩經には魯に侯たらしむといひ、書經には魯侯伯禽といへり、此に魯公といへば蓋し、公侯皆國を有つ者の通稱ならん、〔以二天子之禮樂一〕王介甫は周公能く人臣の爲す能はざるの功を立てたり、故に人臣の用ふべからざるの禮を用ふべしと論ぜり、程子は之を駁して、是れ人臣の道を知らざるものなり、成王の授くるも伯禽の受くるも皆非なりといへり、是れ正論といふべし、〔大路〕殷の天を祭る車なり、〔弧韣〕弧は、旌旗の幅を開張するもの、竹を以て作る、其の形弓の如し、韣は、弧の衣なり、〔旂〕はた、月令篇に圖解す、

○以上第二章、周公大功を立てゝ魯に封ぜられ、魯侯世々天子の禮樂を用ふることを得しことを記す、

季夏六月、以禘禮祀周公於大廟、牲用白牡、尊用犧象山罍、鬱

貢するよりいふ、王制に千里の外を采と曰ふとあるは是れなり、〔四塞〕四方邊塞の國即ち九州の外に在るものにして夷服鎭服蕃服の諸侯をいふ、

此周公明堂位也、明堂也者、明諸侯之尊卑也、

【義解】此の節は、上文を結びて、周公の明堂の位を制定して名分を定めし所以を説く、

以上記す所は、此れ周公の制定せし明堂の位なり、明堂とは諸侯の尊卑を明かにする所の堂室なり、

○以上第一章、周公制する所の明堂の位を明かにす、

昔殷紂亂天下、脯鬼侯以饗諸侯、是以周公相武王以伐紂、武王崩成王幼弱、周公踐天子之位以治天下、六年朝諸侯於明堂制禮作樂頒度量而天下大服、七年致政於成王、

【義解】此の節は、周公の周に大功ありしことを記す、

昔、殷の紂王天下を亂し鬼侯を殺して脯とし、以て諸侯を饗したり、是を以て周公武王を相けて以て紂を弔伐し有周の天下を開けり、既にして武王崩じて成王尙幼弱なり、此に於て周公天子の位を踐みて以て天下を治む、踐阼して以來六年始めて諸侯を明堂に朝せしめて、尊卑の大分を明かにす、又、五禮を制して民性を節し、六樂を作りて民心を和げ、長短の度、大小の量を頒ちて民紀を一にして天下大いに服從す、七年に至り成王の年十九に達す、故に政を成王に致せり、

【字解】〔脯〕乾肉なり、ほじし、〔鬼侯〕鬼は國の名、荊楚の地なり、鬼侯は鄂侯文王と共に紂王の三公なり、鬼侯女ありて、容色美なり、故に之を紂王に入る、紂之を醜しとして怒り鬼侯を脯とせり、〔成王幼弱〕武王の崩ぜし時成王年十三なり故にいふ、〔踐天子之位〕詩書を按ずるに、周公は但だ冢宰に居て政を攝りしのみ、未だ嘗て天子の位に在らず、此の篇を作りし者往々周公を過稱して反つて周公を不義に陷れし迹あり、第一章の首句の天子を鄭玄は注して以て周公とせり、是れ鄭玄が經文に拘泥して解したるものなれども、此の旬の如きは本文に於て明かに周公天子の位を踐むと記す、是れ記者の妄說にして名敎に害あること大なり、故にこゝに辨す、

門西北面東上、

【義解】 此の節は、三公と中國の諸侯との 朝位を記す、

三公の位は天子に次ぐ、故に中階の前に中れり、北面して天子に向ひ東上す、諸侯の位は三公より卑し、故に阼階の東に在り、西面して北上す、諸伯の位は西階の西に在り、東面して北上す、諸子の位は應門の東に在り、北面して東上す、諸男の位は 應門の西に在り、北面して東上す、

【字解】〔中階〕明堂に九階あり、東西北には各二階あり、南には中階阼階賓階の三階あり、中階は南階の中央にして其の位尤も尊しとす、〔阼階〕南階の一にして中階の東に在り、一に主階又は東階ともいふ、〔諸伯之國〕諸伯の朝位といふが如し、以下國と稱するは皆之に準ず、〔門東〕應門の東なり、即ち正門の右側をいふ、明堂に四門あり、而して應門は南門の内に在り、然れども 天子の宮の應門の如く應門の内に又路門あることなし、是れ明堂に路寢なきを以てなり、

九夷之國東門之外、西面北上、
八蠻之國南門之外、北面東上、
六戎之國西門之外、東面南上、
五狄之國北門之外、南面東上、

【義解】 此の節は、夷蠻戎狄の諸侯の朝位を記す、

九夷の諸侯の位は東門外の南に在り、故に 西面して北上す、八蠻の諸侯の位は南門外の西に在り、故に北面して東上す、六戎の諸侯の位は西門外の北に在り、故に東面して南上す、 五狄の諸侯の位は 北門外の西に在り、故に南面して東上す、

【字解】〔九夷八蠻六戎五狄〕東夷南蠻西戎北狄 なり、 九八六五の數は種族の數なり、是九服の外にして所謂四海といふものなり、故に其の朝位各其の方の門外に在り、

九采之國應門之外、北面東上、
四塞世告至、

【義解】 此の節は、九州の牧の 朝位と四塞の君の一世に一度朝することを記す、

九州の長の朝位は應門の外に在り、北面して東上す、四塞の君は、天子新に位に卽きしときと、其の國君世を易へしときとに一度來朝して其の朝旨を告ぐるなり、

【字解】〔九采〕九州の長なり、采とは其の州の美物を采りて、天子に

は禮に非らずといへり、若し果して成王の賜ひし所ならむには、孔子何を以て此の嘆を發せむや、此の篇を作るもの其の非を知らず、反つて之を誣誇して讃美せるは大義に戻れるものと謂ふべし、然れども四代の禮樂服物器具の類は、この篇によりて略之を窺ふに足るべし、

昔者周公朝諸侯于明堂之位、天子負斧依南鄕而立、

【義解】此の節は、明堂に於ける天子の位を記す、

昔し周公政を攝して成王を輔け、諸侯を明堂の位に朝せしめしとき、天子は斧依を負ひ、明堂の中央にて南面して立てり、

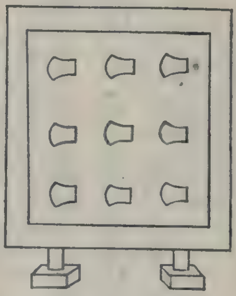

扆（三禮圖）

【字解】〔明堂之位〕明堂は天子が諸侯を朝せしめて、其の尊卑の位を明かにする宮殿なり、位は其の列位をいふ、明堂の制に異說あり、其の名も亦時代によりて異にす、今其の二三を列記せん、大戴禮盛德記には、明堂は凡て九室あり、室毎に四戸八牖あり、屋根は茅を以て蓋ひ、堂の形は上は圓にして下は方なり、其外庭に池あり、辟廱と名づく、諸侯を朝せしむる處なりと、明堂月令說には、明堂の高さ二丈あり、其の宮は方三百歩にして四堂十二室に分つ、堂には東西九筵南北七筵を敷かるべく、室には四戸八牖あり、其の位地は近郊三十里にありと、淳于登の說には、明堂は國都の南三里と七里との間に在り、上圓下方にして八牖四闥あり、政を布くの宮なり、故に明堂といふ、周公は文王をこゝに祭りて上帝五精の神に配せりと、蔡邕の月令章句には、明堂は天子の太廟なり、夏には世室といひ、殷には重屋といひ、周には明堂といふ、功臣を饗し、老耋を養ひ、學を敎へ士を選ぶなどのことは皆この中に於てす、故に其の正室の貌あるより名づけて太廟といひ、其の正室たるより名づけて大室といひ、其の堂たるより名づけて明堂といひ、其の四時の學を敎ふる所なるより名づけて太學といひ、其の圓水あるより名づけて辟廱といふ、此の如く名は異なれども其の實は同じと、〔斧依〕扆に同じ、斧の模樣の衝立なり、これは明堂の中央たる大室の戸牖の間に樹つ、天子はこの衝立の前に立つ、故に斧依を負ふといふ、負ふとは背にするの意なり、

三公中階之前、北面東上、諸侯之位阼階之東、西面北上、諸伯之國西階之西、東面北上、諸子之國門東、北面東上、諸男之國

國の大夫に對しては自稱して外私といふ、

【字解】〔傳遽之臣〕傳遽とは、車馬にて驛より驛に傳達する賤しき役使をいふ、車を以てするを傳といひ、馬を以てするを遽といふ、士は賤くして、車馬の役使に任ず、故に自ら謙遜してしかいふ、〔外私〕士は其の事ふる大夫に對しては私人といふ、しかれども他國の大夫に對しては自稱して外私といふ、

大夫私事使私人擯、則稱名、

【義解】此の節は、大夫の私事を以て他國に使し、其の屬臣の擯となるときの傳辭を説く、

大夫の聘禮を行ふに非ずして、他事を以て君命を奉じ、往きて他國に使するとき、其の私人擯者となれば上大夫下大夫の別なく、皆降して名を稱す、

【字解】〔擯〕擯は、普通は主人の副の稱なれども、今大夫使して他國の賓館に在り、この時主國より賓館に來りて禮を致すときは己れ主人となるなり、故に介を稱して擯といふ、

公士擯、則曰寡大夫、寡君之老、

【義解】此の節は、聘禮の擯者の傳辭を説く、

聘禮には、公家の士が擯となるなり、若し下大夫往きて小聘の禮を行へば擯者傳辭して寡大夫と稱し、上大夫なれば寡君の老といふ、

【字解】〔公士〕公家の士なり、

大夫有所往、必與公士爲賓也、

【義解】此の節は、前節を承けて、正聘には、大夫と公の士と共に賓禮を受くることを説き、併せて公私の別の嚴なる所以を辨せり、

大夫正聘を行ふに、他國に往く所あるときは、必ず公家の士と共に賓禮を受くることを得るなり、

【字解】〔賓〕賓客の賓なり、

○以上第三十章、天子より士に至るまでの自稱及び擯者辭を傳ふるの法を説く、

明堂位第十四

此の篇は、周公、成王を相けて諸侯を明堂に朝せしめて太平を致しゝこと、及び成王、魯に天子の禮樂を賜ひ、魯之を行ひしことゝを記す、篇名は篇首の文を撮れり、按するに、魯の天子の禮樂を用ひしは周の東遷以後の僭禮にして、惠公始めて之を請ひ、僖公始めて之を行ひしなり、故に孔子は魯の郊禘

對する自稱を說く、

諸侯の九州の外なる邊鄙に在るものは、天子に對し自稱して某の屛の臣某といふ、

【字解】〔某屛之臣某〕屛とは、九州の外なる邊境の地は、天子の藩屛にして內を蔽ひ外を捍ぐの義なり、故にいふ、

其於敵以下曰寡人、小國之君曰孤、擯者亦曰孤、

【義解】此の節は、諸侯の諸侯に對し、又は其の臣民に對する自稱と、其の擯者の傳辭とを說く、

諸侯の諸侯に對し、又は其の同輩以下に對しては、自稱して寡人といふ、小國の君の同輩以下に對しては自稱して孤といふ、諸侯の擯者も其の君の辭を傳へて亦孤といふ、

【字解】〔敵〕同輩なり、位官同じきもの、

上大夫曰下臣、擯者曰寡君之老、下大夫自名、擯者曰寡大夫、世子自名、擯者曰寡君適、

【義解】此の節は、卿大夫及び世子の己が國に在りて其の君に對する自稱と、他國に往きて擯者の傳辭の異なることを明かにす、

上大夫は、其の君前に於て自稱して下臣といひ、他國に使しては、其の擯者、上大夫を稱して寡君の老といふ、下大夫は、其の君前に於て自稱して名いひ、他國に使しては、其の擯者、下大夫を稱して寡大夫といふ世子は、其の君前に於ては自ら名いひ、他國に往きては其の擯者世子を稱して寡君の適といふ、

【字解】〔適〕適子の義なり、

公子曰臣孼、

【義解】此の節は、公子の其の君に對する自稱を說く、

公子は、其の君に對し、自稱して臣孼といふ、

【字解】〔公子〕君の子にして世子にあらざる餘子の稱、恰も木の餘孼の如し、故に自稱して孼といふ、

士曰傳遽之臣、於大夫曰外私、

【義解】此の節は、士の其の君に對する自稱と、他國の大夫に對する自稱とを說く、

士は其の君前に於ては自稱して傳遽の臣といひ、他

【義解】此の節は、軍旅の容を說く、
軍旅の容は、暨暨たり、其の號令は詻詻たり、其の顏色は厲しく肅ましく、其の視ることは淸く明なり、
【字解】〔暨暨〕勇敢にして果毅あるさま、〔詻詻〕號令の嚴正なるさま、

○以上第二十八章、祭喪軍の三容を說く、

立容辨卑毋讇、頭頸必中、山立、時行、盛氣顚實揚休、玉色、

【義解】君子の立てる容は、貶損卑降なるを貴ぶと雖、餘に其の容を傾側して媚び諂ふが如くすることなかれ、頭頸の容は必ず直からんことを欲す、又、立てる貌は、山の嶷然として動搖せざるが如くなるべし、當に行くべき時には行くべし、盛德の氣、內に充實すれば、其の氣外に見れて、陽氣の物を煦めて窮り無きが如くなるべし、顏色は玉の色の變ること無きが如くなるべし、
【字解】〔辨卑〕矜り高ぶらざる態度、〔揚休〕揚は陽なり、休は煦に同じ、陽氣の物を煦むること、〔顚實〕顚は塡に同じ、塡實は充實に同じ、

○以上第二十九章、君子の容貌動止を說く、

凡自稱天子曰予一人、

【義解】此の節は、天子の自稱を說く、
天子は對なし、故に自稱して予一人といふ、

伯曰天子之力臣、

【義解】此の節は、伯の諸侯に對する自稱を說く、
伯は、諸侯に對し、自稱して天子の力臣といふ、
【字解】〔伯〕天子の三公の一なり、三公の一相は內に處り、二伯は分れて畿外の諸侯を主る、卽ち九州の長にして天子の國に入りては牧といふものなり、〔天子之力臣〕伯は股肱の臣にして、出でて畿外の諸侯を主る、是れ力を四方に宣ぶるなり、故にいふ、

諸侯之於天子曰某土之守臣某、

【義解】此の節は、諸侯の天子に對する自稱を說く、
諸侯は天子に對し自稱して某土の守臣某といふ、
【字解】〔某土之守臣某〕某土とは、其の守る方土を指していふなり、守臣とは、天子の地を守る臣の義なり、

其在邊邑曰某屛之臣某、

【義解】此の節は、諸侯の邊邑に在るもの丶天子に

足容重、手容恭、目容端、口容止、聲容靜、頭容直、氣容肅、立容德、色容莊、坐如尸、

【義解】此の節は、君子一身の容貌を說く、

足の步み方は輕々しく擧げ移さず、手の容は恭しくして慢に弛めず、目の視方は端正にして橫目つかはず、口の容は妄に動かさず、聲を出すに慢りに噦咳することなく、頭の容は直くして傾けず、呼吸するには息せざるものゝ如くす、立てる容は儼然として倚らず、顏色はおごそかにし、坐するときは尸の如く正しくす、

【字解】〔止〕靜止なりシヅカと訓む、〔德〕有德の象、儼然たるさまをいふ、

燕居告溫溫、

【義解】此の節は、君子の燕居のときと人に告げ語るときとの容を說く、

君子燕居のときと人に告げ語るときとの容は、皆溫和にして嚴壯ならざるなり、

○以上第二十七章、君子の動止及び容貌を說く、

凡祭容貌顏色如見所祭者、

【義解】此の節は、神を祭るときの容貌を說く、

凡て神を祭るには、其の容貌恭敬に顏色溫和にして、祭る所の神を見るが如くすべし、

喪容纍纍、色容顚顚、視容瞿瞿梅梅、言容繭繭、

【義解】此の節は、喪に居るの容を說く、

喪に居るの容は、纍纍たり、其の顏色は顚顚たり、其の物を視る容は瞿瞿たり梅梅たり、其の言語は繭繭たり、

【字解】〔纍纍〕疲憊して意を失ふのさま、〔顚顚〕憂ひて心の舒びざるさま、〔瞿瞿〕驚きあわつるさま、〔梅梅〕昧昧といふが如し、視ること審かならざるさま、〔繭繭〕綿綿といふが如し、聲音の低く微かなるさま、

戎容暨暨、言容詻詻、色容厲肅、視容淸明、

水の流るゝが如くなるべし、此の法は、席上にて未だ坐せざるときにも當に此の如くすべし、

【字解】〔圈豚〕轉循なり、其の足を曳き轉ばして地に循て行くをいふ、〔齊〕裳の下緝なり、ころものすそ、

端行頤霤如矢、弁行剡剡起屨、

【義解】此の節は、趨行と走行との容を説く、

身を直くして趨行するときは、頭直ちに前に臨みて、頤は屋霤の垂るゝが如し、其の步むことも亦矢の直きが如くす、急行するときは身屨恆に剡剡として起つなり、

【字解】〔端行〕身を直く正しくして行くこと、〔弁行〕急行なり、即ち走行なり、〔剡剡〕身を起すさま、たちあがるさま、

執龜玉舉前曳踵蹜蹜如也、

【義解】此の節は、龜玉の如き重器を執る場合の行步を説く、

トするときに龜を執り、聘するときに玉を執り步む法は、足の前を舉げ踵を曳きて、足、地を離れず、蹜蹜如として謹み步むなり、

【字解】〔蹜蹜〕足を狹めて濶步せざるさま、

凡行容惕惕、

【義解】此の節は、道路を行く容を説く、

道路を行くときは、其の容直くして舒緩なるべからず、

【字解】〔惕惕〕容を直くして疾く步むさま、

廟中齊齊、朝廷濟濟翔翔、

【義解】此の節は、廟中及び朝廷に於ける行步の容を説く、

廟中には神に對す、故に行步齊齊たり、朝廷には威儀を崇ぶ、故に其の行步濟濟翔翔たり、

【字解】〔齊齊〕恭愨のさま、〔濟濟翔翔〕濟濟は威儀の矜莊なるさま翔翔は行きて張拱するさま、故に四字にて莊敬のさまに見て可なり、

○以上第二十六章、行步の法を説く、

君子之容舒遲、見所尊者齊遬、

【義解】此の節は、君子の動止の儀を説く、

君子の常時は和を主とす、故に其の容舒遲なり、尊者に見ゆるときは敬を主とす、故に齊遬す、

【字解】〔舒遲〕閑雅なるさま、〔齊遬〕謹み謙りて放縱ならざること

【義解】此の節は、鄰國來聘使の門に入るの禮を說く、

鄰國來聘の使賓門に入るには國君と同一の位地に立つべからず、故に敢て門に中せず、稍東して闑に近づくなり、又、門限を履まず、而して君命を奉じて聘享するなどの公事には闑の西より入りて賓禮を用ひ、之れに反し私事のときには闑の東より入りて臣禮を用ふるなり、

【字解】〔賓〕此の賓は鄰國の卿大夫が代理となりて使する者を指なり、

○以上第二十五章、君臣朝聘のときに門に入るの禮を說く、

君與ㇾ尸行、接ㇾ武、大夫繼ㇾ武、士中ㇾ武、徐趨皆用ㇾ是、

【義解】此の節は、尸と行くに貴賤によりて、其の行步に徐趨廣狹の差あることを說く、

天子諸侯が尸と行くときには、其の步み方其の武を接ふ、大夫は武を繼ぐ、士は武をへだつ、或は徐かに、或は趨るときも皆此の尸と行步するの節を用ふるなり、

【字解】〔接ㇾ武〕武は迹なり、あしあと、武を接ふとは、二足相躡み進むに後足を進めて前足を踰えず、每に其の半を蹈むをいふ、この步み最も狹くして最も舒し、〔繼ㇾ武〕これは兩の足迹相接續するをいふ、大夫は位漸く卑し、故稍廣くして稍速かなり、〔中ㇾ武〕中は猶開つといふが如し、武をへだつとは、兩足の間一足を容る、間隔を隔つるをいふ、士は位極めて卑し、故に極めて廣くして極めて速かなり、

疾趨則欲ㇾ發、而手足毋ㇾ移、

【義解】此の節は、疾趨の容を說く、

若し他事を以て禮を行ひ當に疾く趨らざるべからざるときは、其の行步の貌、接武、繼武に拘らず、履の頭をあげ趨らんことを欲するなり、然れども手足の容は共に恭しくすべし、決して或は低くし或は斜にして其の常度を變移すべからざるなり、

圈豚行不ㇾ擧ㇾ足、齊如ㇾ流、席上亦然、

【義解】此の節は、徐趨の法を說く、

徐趨の法は、當に圈豚して、足、地を離れざる樣にすべし、又身俯折して裳の下緝地につき、足を曳く每に

澤之氣存焉爾、

【義解】此の節は、父母沒して後、尙其の人を想見する孝子の心事を說く、

父死して後、父の書を讀むに忍びざるは、其の書に父の書き入れ批點若しくは汗漬の存するあるを以てなり、母死して後母の持ちし杯圈にて酒醬を飲むに忍びざるは、其の杯圈に母の口澤の餘氣尙存するあるを以てなり、此れ所謂死に事ふるに生けるに事ふるが如く、亡に事ふるに存に事ふるが如き心事にして孝の至りなり、

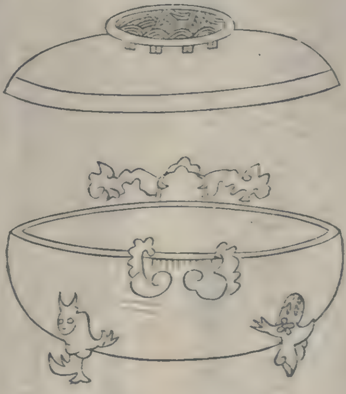

兩耳杯（據考古圖）

【字解】〔杯圈〕木を屈曲して作りたるもの、巵匜のたぐひ、

○以上第二十四章、子の親に事ふるの禮を雜說す、

君入門、介拂闑、大夫中棖與闑之閒、士介拂棖、

【義解】此の節は、兩君相見ゆるとき、大門に入るの禮を說く、

賓が大門に入るときには、必ず門闑の西、卽ち西方の棖と闑との中央に當りて立つ、賓の上介たる卿は、其の後に在りて稍東に近づきて其の衣の闑を拂ふ程度の處に立つなり、中介たる大夫は棖と闑との閒に中りて立ち、末介たる士は西に據りて其の衣の棖を拂ふ程度の處に立ち共に其の後に從ふ、このとき主君出でて闑の東に立ち、其の上擯たる卿、中擯たる大夫末擯たる士各亦此の如くす、但だ闑の東に據るのみ、

【字解】〔闑〕門の中央に當りて闕の中央に立てる短木なり、之れを以て左右より門扇を廻はし閉づるの時の門扇の抑へとす、とざし、〔棖〕門の兩旁に樹てる長木にして、其上下兩端は樞(とぼそ)となりて門の上下に嵌入しあり、廻轉に資す、此の長木に門扇を附し、此の長木を軸として門扇を廻旋開閉するの用を爲す、はうだて、ほこだち、

賓入不中門、不履閾、公事自闑西、私事自闑東、

門閭を過ぎて軾せず、蓋し郊禮は上帝を祭る禮にて禮の最盛なるものなり、若し裼するときは華美なる中衣をあらはし、軾するときは敬を外に致すことになるを以て、共に外面をつくろひ飾りて、内心の敬意を上帝に對して缺くわけになる故しかせざるなり、

【字解】〔不充〕充美にせざること、外面を飾らざることをいふ、〔大裘〕祭天のときの服、〔路車〕祭天のときの乘車、〔不レ式〕式は軾に同じ、閭門を過ぐるときは軾する禮なれど、祭天の時は上帝を禮するが主なれば之れを略するなり、

○以上第二十三章、禮の盛んなる者は小敬を崇ばざることを説く、

父命呼唯而不レ諾、手執レ業則投レ之、食在レ口則吐レ之、走而不レ趨、

【義解】此の節は、父命に應ずるときは、急に走り赴くべきことを説く、

父、人を遣して子を呼ぶときは、子は唯唯として諾するを待たず、直に之に赴く、若し手に業を執りつゝある場合には之を投げ捨て、食事のときには之を吐き出して往く、そのときは急に走り往きて小足にて趨らざるなり、

【字解】〔唯諾〕倶に應ずる辭なれども、緩急の差あり、唯は速かにして恭し、諾は緩くして慢なり、

親老出不レ易レ方、復不レ過レ時、親癠色容不レ盛、此孝子之疏節也、

【義解】此の節は、親の老い且つ病めるときに孝子の盡くすべき常行を説く、

人の子の親の老いぬるときに心掛け置くべきことは他出のときは行く先を易へず、歸る刻限は其の期定時を過さざるべし、是れ老人は憂愁し易きを以てなり、又、親の疾病あるに遇へば、治療に關する相當の手段を盡し一日も速かに平愈せられむことを欲するものなり、故に憂愁色に形はれて容貌盛んならざるなり、此の如きは、孝子の常に行ふべき小節にして大節にはあらざるなり、

【字解】〔癠〕病なり、ヤムと訓む、〔疏節〕疏畧のみさを、小節なり、

父沒而不レ能レ讀二父之書一、手澤存焉爾、母沒而杯圈不レ能レ飲焉、口

きて拜す、是れ大夫の賜は君の賜より輕ければなり、君の賜には衣服を服して往きて拜するが禮なり、又尊卑相等しき者の交拜の禮は、賜を受くるとき、若し主人家に在りて拜受せば、復彼の遺り來りし家に往きて拜謝すれども、若し主人不在にして拜受することを得ざりし場合には家にかへりて後必ず彼の家に往きて、拜受し且つ謝すべきものなり、

【字解】〔敵者〕尊卑相等しき者をいふ、

凡於尊者有獻而弗敢以聞、

【義解】 此の節は、賤者の尊者に物を獻ずるの辭令を說く、

凡そ賤者の尊者に對して物を獻ずるときには、其の辭令に、敢て直接に尊者に獻ずと云はず、即ち侍者又は執事にまで獻ずといふなり、

士於大夫不承賀、下大夫於上大夫承賀、

【義解】 此の節は、尊卑によりて賀を承くると承けざるとの義を明かにす、

士は大夫に對して尊卑遠し、故に若し士に慶事あるとも、敢て大夫の親ら來りて賀することを承けざるなり、下大夫と上大夫とは尊卑近し、故に若し下大夫に慶事あれば、上大夫の賀を承けて辭せざるなり、

親在行禮於人稱父、人或賜之則稱父拜之、

【義解】 此の節は、父在すときは、父の名を稱して敢て私に授受せざることを說く

親在すときに禮を人に行ふときは、必ず父の名を稱して敢て私に交はらず、人或は之に物を賜へば、必ず父の名を稱して之を拜受し、敢て私に受けざるなり、

○以上第二十二章、物を獻じ賜を受くるの禮を雜說す、

禮不盛服不充、故大裘不裼、乘路車不式、

【義解】 凡そ禮の極盛ならざるものには、其の服、外面を裝飾す、然れども禮の極盛なるものには、之に反す、故に郊禮にては大裘をきて裼せず、路車に乘りて

獻ずるときには、必ず葷、桃、茢の三品ありて之を覆ふなり、大夫の臣の大夫に獻ずるときには、茢を去りて葷と桃とを用ひ、士の臣の士に獻ずるときには、葷を去りて桃と茢とを用ふ、而して臣下が之れを獻ずるには皆其の君の主膳の官にまで達して敢て直接に獻ぜざるなり、

【字解】〔膳〕美食なり、〔葷桃茢〕葷はヽはじかみ及びからなの類、茢は葼のはヽき、葷は其の氣を用ひ、桃は其の性を用ひ、茢は其の形を用ひしなり、この三者は皆不祥の物を防ぐに用ふ、而して貴賤により其の數を異にす、〔造〕達すること、イタスと訓む、〔膳宰〕君の飲食を主る官、

大夫不親拜、爲君之答己也、

【義解】此の節は、大夫の親ら獻ぜざるの義を説く、大夫の物を獻ずるに、親ら往かずして家臣の長をして使せしむるは、是れ君の或は禮を降して己れに答禮せむことを恐れてなり、

大夫拜賜而退、士待諾而退、又拜、弗答拜、

【義解】此の節は、大夫士の君の賜を受くるときの拜謝の禮を説く、

大夫は、賜はりし所の君の賜を拜謝せむがために、其の明日門外に至りて君の小臣に告ぐ、小臣は其の辭を受けて入りて君に白す、大夫乃ち拜す、拜し畢れば直ちに退きて小臣の復出でて報ずることを待たざるなり、是れ君の召し進めて答拜せむことを恐れてなり、士は門外に至りて拜し竟ふるも、尚ほ小臣の出でて君の諾報を傳ふるを待ちて後に退くなり、而して小臣の出でて君の諾報を傳ふるときには又君の諾報を拜受して退くを禮とす、又君は終に士の拜に答へず、故に小臣の諾報を待つなり、

大夫親賜士、士拜受、又拜於其室、衣服弗服以拜、敵者不在、拜於其室、

【義解】此の節は、士の大夫の賜を拜し、敵者の賜を受くるの禮を説く、

大夫親ら士に物を賜ふときは、士は拜して之を受け、又大夫の家に至りて拜謝す、衣服の賜は著ずして往

【義解】此の節は、君の賜を受けて拜謝するの法を説く、

君、賜ふときは稽首す、稽首とは、左手を以て右手の上を據へ、頭と手と倶に地に致すことなり、

【字解】〔據掌〕據は按ふること、左手を覆ひて右手の上を按ふること、〔致諸地〕致は至るなり、頭と手と倶に地に至ること、

酒肉之賜弗再拜、

【義解】此の節は、賜の輕きものには再拜せざることを説く、

酒肉の賜は、車服よりも輕し、故に再拜せず、唯家に拜受するのみ、

凡賜君子與小人不同日、

【義解】此の節は、物を與ふるに貴賤の別を立つることを説く、

凡そ位ある者に車服などを賜ふと、位なき者に布粟などを與ふるとは、日を同じくせず、尊卑の別を明かにするが爲なり、

【字解】〔君子小人〕位を以ていふ、君子に賜ふといひ、小人に與ふといふ、

○以上第二十一章、臣、君の賜を受くる法と、物を與ふるに貴賤の別を立つることとを説く、

凡獻於君、大夫使宰、士親、皆再拜稽首送之、

【義解】此の節は、臣、物を君に獻ずるの禮を記す、

凡そ臣下の物を君に奉るには、其の位の尊卑によりて其の禮を異にせり、大夫の物を獻ずるには、親ら往かず、家宰をして使せしむ、是れ親ら往きては、君の或は禮を降して答禮せむことを恐れてなり、士は位卑し、故に自ら往くことを得、而して家宰及び士の君門に至り、君の小臣に獻品を奉るときは再拜稽首して之を送る、

【字解】〔宰〕家宰なり、家臣の長をいふ、

膳於君有葷桃茢、於大夫去茢、於士去葷、皆造於膳宰、

【義解】此の節は、美食を尊者に獻ずるの禮を記す、

美食を獻ずるときには、必ず邪氣を防ぐべき物を用ふるが禮なり、故に天子諸侯の臣の熟食を其の君に

有慶非君賜不賀、

【義解】此の節は、君の賜にあらざれば賀せざることを說く、

卿大夫士の家、若し喜慶の事あるとも、君の賜にあらざれば餘人之を賀せず、

【字解】〔君賜〕爵命土田車服の類、

○以上第十九章、果實を食ふの禮及び君の賜にあらざれば賀せざるの事を說く、

有憂者

此の句下缺文なり、明ならず、

孔子食於季氏不辭、不食肉而飱、

【義解】孔子、季氏に食するときに辭せずして食ひ、肉を食はずして飱す、

【字解】〔食不辭〕凡そ客たるの禮は、將に食はんとするときは、必ず興ちて辭す、是れ敢て主人の食に當らざるの意なり、然るに孔子は季氏の進めたる食に辭せざるは、季氏禮を失ひたればなり、〔不食肉而飱〕食ふに、胾を先にし、殽を次にし、肩に至り、飽きて後三飯するが禮なり、孔子之を爲さゞるは、益季氏の失禮を戒めたるなり、

○以上第二十章、孔子、季氏の失禮の食に處せしことを說く、

君賜車馬乘以拜賜、衣服服以拜賜、

【義解】此の節は、臣、君の車服の賜を受くるの法を說く、

君、車馬衣服を賜ふときは、門に出でて拜して受け、明日又乘服して君所に詣りて其の賜を拜謝す、所謂再拜の禮なり、

君未有命弗敢卽乘服也、

【義解】此の節は、諸侯の卿大夫が天子の賜を受くるの法を說く、

諸侯の卿大夫使臣となりて天子の賜を受くれば、歸りて之を其の君に獻じて、乘服の命を待つが禮なり、然るに君未だ命ずることあらざれば、敢て之を乘服することを得ざるなり、

君賜稽首、據掌致諸地、

辭して祭するに足らずといふ、客飧して美なりとすれば、主人謙りて疏なりといふ、主人客を敬して自ら其の醤を置けば、客亦主人を敬して自ら之を徹す、

【字解】〔先生〕己より年の長けたる者、〔異爵〕己より爵位の貴き者、〔後祭〕異爵の者より後れて祭す、饌は己の爲めにせざることを示す、〔先飯〕異爵の者に先ちて飯す、己より貴き者の爲に嘗むるの意を示す、

一室之人非賓客一人徹、壹食之人一人徹、凡燕食婦人不徹、

【義解】此の節は、徹食の禮を説く、賓客なれば、各其の饌を徹すれども、一室に同居して食を共にする者と事を共にして聚り食ふ者とは、其の中の少年者一人をして饌を徹せしむるなり、凡そ燕食するときは、婦人は饌を徹せず、弱くして事に勝へざるが爲なり、

【字解】〔一室之人〕同居して食を共にする者、〔壹食之人〕壹は聚るなり、壹食とは事を共にして聚り食ふこと、〔徹〕食の終なり、食ひ終ふれば饌器を去ること、

○以上第十八章、侍食徹食の禮節を説く、

食棗桃李弗致于核、瓜祭上環、食中棄所操、

【義解】此の節は、果實を食ふの禮を説く、棗桃李瓜など核あるものを食ふときは、其の核を懐にして地に委棄せず、瓜を食ふときは、其の上環を祭して中を食ひ、手に操れる所を棄つ、是れ主人の物を敬するの意なり、

【字解】〔上環〕瓜の花の脱したる所、横に切れば圓くして環の如くなるよりいふ、頭は、うりのかしら、〔棄所操〕手にて操れる瓜の下部を棄つ、是れ盡く食はざるの意にして廉を養ふ所以なり、

凡食果實者後君子、火孰者先君子、

【義解】此の節は、共食の禮を説く、凡そ果實を共に食ふときは、君子に後れて食ふ、火孰のときは、君子に先だちて食ふ、

【字解】〔後君子〕果實は、生成の味にして毒見の要なし、故に尊者をして先づ食はしめ、己れ後に食ふ、〔先君子〕火熟したる食物は、毒見の要あり、故に尊者に先だちて之を嘗む皆尊者を敬するの禮なり、

【字解】〔象環五寸〕象牙の環の廣さ五寸あるもの、之は燕居の佩にして禮服の正佩にあらざるなり、

○以上第十六章、佩玉の制を説く、

童子之節也、緇布衣錦緣、錦紳幷紐、錦束髮、皆朱錦也、

【義解】此の節は、童子の衣服の制を説く、

童子の禮節たるや、其の衣服の制に於ては、緇布の衣に錦の緣を附け、紳並に紐も錦を用ひ、朱錦を以て總を作りて髮を束ぬ、

【字解】〔童子〕未だ冠せざるもの、稱、〔緇布衣錦緣〕童子の衣は深衣の制に似たり、緇布を以て衣とし、錦を以て緣となすは成人と異なり、下文、紳、紐、束髮ともに錦を用ふるは、華美を欲してなり、この緇布の衣と一文一質の義をなす、

童子不裘不帛、不屨絇、無緦服、聽事不麻、無事則立主人之北南面、見先生從人而入、

【義解】此の節は、童子の儀を説く、

童子は生氣壯んなる者なり、之に溫衣を著すれば、其の壯氣を傷くるの恐れあり、故に裘帛を著せず童子は未だ行戒に慣れず、故に屨頭を飾らず、父の存命中に三月の喪ありと雖、緦服を著けず、喪家に往きて主人の使命を聽くときは、麻絰を服せず、若し使命の事無ければ主人の北に立ちて南面し、主人の使命に便す、先生に見ゆるときは、成人に從ひて入る、

【字解】〔不裘不帛〕帛は、綿入なり、童子は冬に至るも、裘帛の如き防寒服を用ひざること、〔屨絇〕絇は屨頭の飾なり、〔立主人之北南面〕主人の位は阼階の下にて西面す、童子其の北に立ちて南面しつ以て主人の命を待つ、

○以上第十七章、童子の禮節を説く、

侍食於先生、異爵者後祭先飯、客祭主人辭曰不足祭也、客飧主人辭以疏、主人自置其醬則客自徹之、

【義解】此の節は、食に侍べるの禮を説く、

食に先生に侍べるときは、異爵の者に後れて祭し、先づ飯す、客祭して主人の饌を盛んなりとすれば、主人

ば、兩璜に觸れて聲を發し、其の聲進退の調和を節す、故に君子喪の如き事故なき限りは、佩玉を身より去らず、又、君子は德を尊ぶ、佩玉の如き有象の玉を以て無象の德に擬す、蓋し、有德の玉を以て其の玉の如き德を助成せむと欲す、故に事故なき限りは佩玉を去らざるなり、

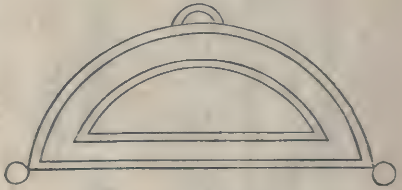

古玉素質玉佩衝牙（古玉圖譜）

【字解】〔衝牙〕佩玉の中組の下端に懸かる玉の名、其の形三角形をなして牙に似たり、其の兩旁に璜あり、動けば璜に衝き當りて聲を發す、故に衝牙といふ、

天子佩白玉而玄組綬、公侯佩山玄玉而朱組綬、大夫佩水蒼玉而緇組綬、世子佩瑜玉而綦組綬、士佩瓀玟而縕組綬、

【義解】此の節は、天子より士に至るまでの佩玉の玉色と綬色とを說く、

天子の佩玉の玉は白色にして綬は玄色の組なり、公侯のは山玄色にして朱色の組なり、大夫のは水蒼色にして緇色の組なり、世子のは美玉にして雜文の組なり、士のは瓀玟にして縕色の組なり、

【字解】〔綬〕佩珠を貫く組の稱、〔佩白玉而玄組綬〕天子の德は、極めて純潔なるを上とす、又、天道を體すべきなり、故に白玉と玄組の綬を用ふ、〔佩山玄玉而朱組綬〕公侯の德は鎭靜を貴ぶ、又、陽道を體して人に長たり、故に山玄玉と朱組の綬とを用ふ、山は、重厚遷らざるの意、朱は、正陽の色なり、〔佩水蒼玉而緇組綬〕大夫の德は通達を要す、又陰道を體して人に事ふ、故に水蒼玉と緇組の綬とを用ふ、水は、周流して滯ることなきの意、緇は、陰幽の色なり、〔佩瑜玉而綦組綬〕世子の德は、美にして文あるを最とす、故に瑜玉と綦組の綬とを用ふ、瑜は美玉なり、綦は雜文なり、〔佩瓀玟而縕組綬〕士は其の德其の位未だ顯れず、故に瓀玟と縕組の綬とを用ふ、瓀玟は玉に次ぐの美石なり、縕は赤黃色なり、

孔子佩象環五寸而綦組綬、

【義解】此の節は、孔子燕居の佩玉と綬色とを說く、

孔子燕居のとき、謙して玉を佩びず、象牙の環の五寸あるものを佩びて綦組の綬を用ふ、

違邪僻の心由りて入ること無し、

【字解】〔趨行〕路寢門外より應門に至るを趨といふ、此の間の道稍廣し、故に疾く行く、路寢門内より堂に至るを行といふ、此の閒の道狹し、故に緩く行く、〔采齊肆夏〕采齊は路門外の樂節なり、肆夏は登堂の樂節なり、〔鸞和〕共に鈴なり、鸞は衡に在り、和は軾に在り、

君在不佩玉、左結佩、右設佩、居則設佩、朝則結佩、

【義解】此の節は、世子の玉を佩びざることを說く、世子、君所に在るときは、玉を佩びず、されど、全く玉を去るにあらず、但、其の左佩の綬を結びて玉をして鳴らざらしむるなり、右には觿燧の屬を佩びて上の服役に便す、退かりて燕居のときは、佩玉常の如く設け朝するときは左佩の綬を結ぶ、

【字解】〔君在〕世子の君所に在るときをいふ、〔左結佩〕世子、君所に在りては、佩玉を鳴らさゞるが禮なり、玉は、德に比するものなり、世子、父君の前に在りて玉を鳴らすは、是れ自己の德を以て父君の德に爭ふの意ありて尊尊親親の道にあらず、故に左佩の綬を結びて玉聲を立たざらしむるなり、〔右設佩〕右に觿燧の如き事佩を設けて服役奉事に便す、〔居設佩〕燕居のときは、玉を佩ぶること常の如きをいふ、一說に、二つの設佩は俱に一樣に見るべし、即ち、居は燕居の時にあらずして、子の父に事ふる時などをいふ、故に必ず事佩を設くるなりと、又一說に、此節は世子の禮にあらずして大夫士の禮なり、君、朝を視るときは、佩玉の左の綬を結びて其の右を設くるのみ、君子玉を德に比す、其の左を結ぶは、其の德の君德に擬することあらんことを恐れてなり、居るときは佩玉の左右皆之を設け、朝するときは其の左を結ぶと、

齊則綪結佩而爵韠、

【義解】此の節は、齊するときの佩玉を說く、齊するときは佩玉の綬を結び、又之を屈め上げて爵色の韋の韠を服す、

【字解】〔綪結佩〕綪は屈なり、齊の時に遇ひては、佩玉の綬を結び、又、之を屈め下げて爵韠す、是れ玉聲によりて其の志の散佚せむことを恐れてなり、

凡帶必有佩玉、唯喪否、佩玉有衝牙、君子無故玉不去身、君子於玉比德焉、

【義解】此の節は、佩玉の義を說く、

凡そ天子より士に至るまでの大帶には必ず佩玉あり、唯喪には佩玉を用ひず、さて佩玉には衝牙あり、動け

【義解】此の節は、前節を承けて士の大夫を敬するの禮と諱と不諱との法を說く、

士は大夫の所に於て、公の諱ありて私の諱なし、凡そ祭と廟中と教學と臨文との四者は公諱と雖諱まず、

【字解】〔公諱〕大夫の祖考をいふ、〔私諱〕士の祖考をいふ、〔祭〕群神の祭なり、〔廟中教學臨文〕曲禮篇に見ゆ、

○以上第十五章、士の禮を說く、

古之君子必佩レ玉、右徵角、左宮羽、

【義解】此の節は、古の士以上は必ず左右に玉を佩ぶることを說く、

古の君子は必ず玉を佩ぶ、右に佩ぶる玉の聲は徵角の音に當り、左に佩ぶる玉の聲は宮羽の音に當る、

【字解】〔君子〕士以上をいふ、〔右徵角左宮羽〕右は動作の方にして陰なり、左は無事の方にして陽なり、徵角宮羽は、左右兩璜の聲の中る所によりて言ふ、徵は、陰音の首にして人事に配しては事たり、角は、音徵に近く、人事に配しては民たり、民と事とは宜しく勤め修むべし、故に右の佩玉は徵角の動作に中るなり、宮は、陽音の首にして人事に配しては君たり、羽は、音宮に近く、人事に配しては物たり、物道は宜しく積むべし、君道は宜しく靜なるべし、故に左の佩玉は宮羽の無事に中るなり、

趨以二采齊一、行以二肆夏一、周還中レ規、折還中レ矩、進則揖レ之、退則揚レ之、然後玉鏘鳴也、故君子在レ車則聞二鸞和之聲一、行則鳴二佩玉一、是以非辟之心無二自入一也、

【義解】此の節は、玉を佩ぶるは心を養ふに益あることを說く、

趨るときは、足なみ稍急なり、故に采齊の詩を歌ひて之を節す、行くときは、足なみ緩きに失す、故に肆夏の詩を歌ひて之を節す、行きて直に去りて周り還るときは、其の回轉すること規の如し、行きて直に去りて橫に折れ曲るときは、其の方矩の如くす、進むときは、揖して身を亢げず、退くときは身微しく仰ぎて卑くせず、然る後に佩玉鏘々として鳴るなり、故に君子車に在りては、鸞和の聲を聞き、行くときは佩玉を鳴らす、左右を鳴らして進退動作の調和を節すれば、非

凡そ君、使をして臣を召すときは三節を用ふ、二節を以て召す時は事急なり、故に大足にて走る、一節を以て召す時は事緩なり、故に小足にて趨る、朝廷治事の處に在りて召さるゝときは履を穿つことを俟たずして赴き、其の自室及び官府に在るときは車を俟たずして赴く、

【字解】〔三節〕節は、玉にて作りたるわりふ、之は君命を明にする所のもの、急事には二節を以て召し、緩事には一節を以て召す、合せて三節とす、

○以上第十四章、人臣君に侍べり、及び君の召に應ずるの儀を説く、

士於大夫不敢拜迎、而拜送、士於尊者先拜進面、答之拜則走、

【義解】此の節は、士、大夫を敬するの禮を説く、

士と大夫とは尊卑に間あり、故に若し大夫客となりて士の家に詣るときは、主人たる士は、客の答拜を恐れて敢て拜して之を迎へず、然れども客の去るときは拜して之を送る、是れ禮に、賓出づるとき、主人に答拜せざるが制なればなり、若し士客となりて大夫の家に詣るときは先づ門外に拜して然る後に進みて大夫の面を見る、若し大夫出でゝ其の拜に答ふるときは走り去る、是れ尊卑敵せず、敢て大夫の拜に當らざるの意に出づ、

士於君所言、大夫沒矣則稱謚若字、名士、與大夫言、名士字大夫、

【義解】此の節は、士の君及び大夫の所に於て、群臣の死生により其の稱呼の異なることを説く、

士、君所に於て言ふときに、大夫既に沒すれば謚若しくは字を稱す、士は沒後と雖、猶其の名を稱す、若し大夫と言ふときは、生ける士には名を稱し、大夫には字を稱す、若し沒すれば其の稱呼君所と同じ、

【字解】〔謚若字〕大夫は五十にして爵命を受け、死すれば謚あり、若し、謚あれば謚を稱し、無ければ其の字を稱す、

於大夫所、有公諱無私諱、凡祭不諱、廟中不諱、教學臨文不諱、

【義解】此の節は、人臣の妻の服を說く、
再命の臣の妻の衣は鞠衣、一命の臣の妻の衣は襢衣、子男の士の妻の衣は褖衣なり、

【字解】〔鞠衣〕黃衣なり、桑葉の始めて生ずるの色に象る、公侯伯の大夫子男の卿の妻は、之を服して桑事を告ぐ、〔襢衣〕白衣なり、公侯伯の士子男の大夫の妻は、之を服して王及び賓客に見ゆ、〔褖衣〕黑衣なり、子男の士の未だ命ぜられざる者の妻は之を服して燕居及び王所に侍御す、

唯世婦命於奠繭、其他則皆從男子、

【義解】此の節は、世婦及び諸臣の婦の服を說く、
唯天子の世婦は繭を獻るときに其の功によりて命ぜられ、或は鞠衣、或は襢衣、或は褖衣を服す、其の他の諸臣の婦は夫の命數に隨つて其の所定の服を服す、

【字解】〔世婦〕后宮の女官、天子は二十七世婦あり、〔奠繭〕繭を獻ること、凡て物を獻るには必ず先づ地に奠置す、故に獻を奠といふ、

〇以上第十三章、帶、韠、韍及び王后以下の衣服の等差を說く、

凡侍於君、紳垂、足如履齊、頤霤、垂拱、視下而聽、上視帶、以及袷、聽鄉任左、

【義解】此の節は、臣君前に侍立するときの禮容を說く、
凡そ臣、君前に侍立するときは、磬折の禮をなして身容必ず前に俯す、故に紳は身に倚らずして垂る、裳下の緝は地に委して足は齊を踏むが如く、頭は前に臨みて頤の容屋霤の如く、手は拱するも下に垂る、視線は下に在ると雖、精神は恆に君に屬して上に聽く、其の視ること餘りに下に、其の聽くこと餘りに上に過ぐ可からず、下は帶、上は袷を以て限度とす、人の耳目は概ね右より左の方明なり、故に君の言を聽くには左耳に任せて其の審かならむことを欲するなり、

【字解】〔霤〕屋簷なり、のき、〔袷〕交領なり、えり、

凡君召以三節、二節以走、一節以趨、在官不俟屨、在外不俟車、

【義解】此の節は、臣、君に召されしときの禮を說く、

【義解】此の節は、玄端服の韠の制を詳說す、韠の色は裳の色に象る、故に天子諸侯は朱、大夫は素、士は爵色の韋を用ふ、若し皮弁服なれば皆素韠なり、韠の形に圜と殺と直とあり、天子は四角にして圜殺なし、諸侯は前後方なり、大夫は下角を方にして上角を挫ぎて圜くす、士は前後正し、韠の下の廣さは二尺、上の廣さは一尺、長さは三尺あり、其の上の中央の頸の廣さは五寸、上の兩角の肩と革帶との博さは各二寸なり、

【字解】〔諸侯前後方〕前後は韠の下を前といひ、上を後といふ、公侯は上下各五寸を去り、其の去りし處に他物を以て補ひ飾りて方ならしむ、是れ天子の直と異なる點なり、〔士前後正〕士は賤しくして君に遠し、故に君の直と同じけれども嫌はず、

一命縕韍幽衡、再命赤韍幽衡、三命赤韍葱衡、

【義解】此の節は、侯臣の韍佩の制を說く、一命のものは縕韍幽衡を用ひ、再命のものは赤韍幽衡を用ひ、三命のものは赤韍葱衡を用ふ、

【字解】〔一命〕公侯伯の士と子男の大夫との稱、〔再命〕公侯伯の大夫と子男の卿との稱、〔三命〕公侯伯の卿の稱、〔韍〕芾に同じ、韠と同物異名なり、冕服祭服には韍といひ、玄端服燕居服には韠といふ、〔衡〕佩玉の珩なり、おびだま、〔縕幽葱〕縕は赤黃色、幽は黝に同じ、黑色、葱は、青色なり、一命は、位未だ隆からず、故に韍に赤黃の閒色を用ひ、衡に黑色の玉を用ひて晦暗を示す、再命は位漸く隆し、故に韍に赤色の韋を用ひて一命を異にす、三命は、位、侯臣に冠たり、故に赤韍青珩を用ひて南東の正色に配す、

王后褘衣、夫人揄狄、君命屈狄、

【義解】此の節は、人君の妻の服を說く、王后は、褘衣、公侯伯の夫人は揄狄、女君は王后の命を受けて屈狄を服することを得、

【字解】〔褘衣揄狄屈狄〕褘は翬なり、揄狄は搖翟なり、屈狄は闕翟なり、翬と翟とは、皆雉なり、褘衣と揄狄とは、皆繒にて雉の形を作り、五采を以て畫き之を衣の上に著けて飾りとしたる衣、六服の最も尊きもの、屈狄は、繒にて雉の形を作り、五采にて畫かずして衣の上に著けたる衣、畫かざるによりて闕狄といふ、而して褘衣の地の色は玄色也是れ天子の玄道を體するに配して天の色を用ふ、故に王の先王を祭るときに從ふ正服とす、揄狄の地の色は青なり、是れ公侯伯の陽道を體するに配して少陽の色を用ふ、故に夫の先公を祭るときに從ふ正服とす、屈狄の地の色は、赤色なり、是れ子男の陽道を體するに配す、故に夫の羣祀を祭るときに從ふ正服とす、〔君命〕君とは女君なり、子男の妻の稱、君命とは子男の妻の王后の命を受けたるときをいふ、

再命鞠衣、一命襢衣、士褖衣、

は卑し、卑しき者を擧げて尊者を見はす、〔有司〕府史の屬、趨走を事とする者、故に其の紳五寸を去る、〔參二分帶下一紳居レ二〕是れは子游の言なり、子游の言を引きて紳の長さの三尺なることを證す、即ち人の長け八尺、帶より下は四尺五寸あり、之の三分の二は三尺なり、〔韠〕韋の膝を蔽ふもの、ひざかけ、〔結〕帶を紐約する組、

大夫大帶四寸、雜帶君朱綠、大夫玄華、士緇辟二寸、再繚四寸、

【義解】此の節は、帶の廣さと緣とを說く、

大夫以上の正服の帶の廣さは皆四寸なり、天子諸侯の雜帶の辟緣は、朱を上にして綠を下にす、大夫の雜帶の辟緣は、玄を外にして華を內にす、士には大帶雜帶の別なく、其の辟の色にも內外の差なく、皆緇色にして廣さ二寸なり、再び腰を繞らせば四寸となる、是れ大夫以上の帶と異る所なり、

【字解】〔大帶〕正服の帶なり、前章に帶といひ、こゝに大帶といふは下文の雜帶に對してなり、〔雜帶〕雜服の帶なり、即ち燕居の服に用ふるものなり、〔朱綠〕雜帶の緣には雜色を用ふ、即ち上は朱を用ひ、下は綠を用ふ、〔玄華〕玄は黑なり、華は黃なり、

凡帶有レ率無二箴功一、

【義解】此の節は、凡ての帶の縫目を說く、

凡そ天子以下の帶は、綷縫の處に當ては、針線を細微にして箴を用ふるの功を見はさず、箴功なきが如くす、

【字解】〔箴功〕箴は、針なり、縫目の細密なること、

肆束及帶、勤者有レ事則收レ之、走則擁レ之、

【義解】此の節は、勤勞者の垂紳餘組を處するの儀を說く、

肆束及び帶は、勤者事有れば之を收めて手に持ち、若し事急にして走るときは之を懷中に擁抱す、

【字解】〔肆束〕肆は肄に同じ、餘なり、帶を結びて餘れる組なり、〔帶〕紳なり、

韠、君朱、大夫素、士爵韋、圜殺直、天子直、諸侯前後方、大夫前方後挫レ角、士前後正、韠下廣二尺、上廣一尺、長三尺、其頸五寸、肩革帶博二寸、

三寸の六分の一を去りたる二寸五分の廣さなり、大夫士のは中央より下稍漸く殺ぎて竹本に至りて亦廣さ二寸五分なり、

【字解】〔二尺有六寸〕これは上下を通じて、笏の長さの通制なり、但し天子の大圭三尺とあるは、終葵首の六寸を合算したるものなり、〔六分而去レ一〕博さ三寸を六分したる五分を殺ぎ去ること、即ち殘りの廣さ二寸五分なり、

〇以上第十二章、笏制を説く、

天子素帶朱裏終辟、而諸侯素帶終辟、大夫素帶辟レ垂、士練帶率下辟、居士錦帶、弟子縞帶、

【義解】此の節は、天子より居士弟子に至るまでの帶縁の制を説く、

天子は、熟絹の大帶に朱の裏を附け、盡く縁す、而して諸侯は素帶終辟すれども同じ素にて裏とす、大夫の素帶は、唯、其の兩耳と垂下の紳とのみに縁して腰後は縁せず、士は練の單帶を用ひ、其の兩邊を縫ひ合して、唯其の紳にのみに縁す、居士は錦帶を用ひて文を示し、弟子は縞帶を用ひて、質を示す、

【字解】〔素帶〕熟絹の大帶、素は自然なり、練は人功に成る、故に其の用同じからず、〔終辟〕終は、竟なり、辟は、紕なり、緣なり、帶の端より端まで盡く縁をとること、〔辟レ垂〕垂は、垂れ下がれる紳なり、〔率〕繂に同じ、緶緝なり、縫ひ合すこと、〔居士〕道藝に通じたる處士〔錦帶縞帶〕居士弟子の用ふる帶には共に單帶にして率せず辟もせざるなり、

并紐約用レ組三寸、長齊二于帶一、紳長制、士三尺、有司二尺有五寸、子游曰、參二分帶下一、紳居レ二焉、紳韠結三齊、

【義解】此の節は、組及び紳の長さを説く、

天子より弟子に至るまで、其の帶を紐約するに竝に組を用ふ、其の廣さ三寸なり、組の垂るゝ長さは紳の長さに等し、紳の長さの制は、士は三尺にして有司のは二尺五寸なり、子游曰く、人の長け八尺、腰よりして下四尺五寸あり、其の帶下の四尺五寸を三分したる二、卽ち三尺が紳の長さなりと、故に紳と韠と結との三つは其の長さ相等し、

【字解】〔三寸〕組の廣さなり、〔士三尺〕士の紳の長さ三尺なり、士

見於天子與射無說笏、入大廟說笏非禮也、小功不說笏、當事免則說之、既搢必盥、雖有執於朝弗有盥矣、

【義解】 此の節は、場合によりての笏の用ひ方を說く、

諸侯の天子に見ゆると大夫の聘禮と大射鄕射の場合とには笏を脫ぐことをなし、大廟に入りて笏を說ぐは、古の禮にあらず、喪の小功には笏を說がず、殯斂の事に當りて免するときは笏を說ぐ、朝に在りて將に事を執らむとして既に笏を帶に搢むときは必ず盥ふ、其の後事を朝に執ることあるも已に手洗ひたれば再び盥ふことあらず、

【字解】 〔無レ說レ笏〕說は、脫なり、又はヌグと訓む、笏を手に執り、又は帶に搢むと、臣、君に朝するは敬を主とし、射は德を示す、大廟に入りては神を敬す、小功の喪は輕し、故に哀薄くして禮勝つ、此の四つの場合は皆敬禮を主とす、故に笏を用ひて脫ぐこと無し、 〔當レ事免〕免は、絻に同じ、喪に冠を去りて髮を括ること、殯斂の事に當りて冠を去り髮を括るなり、此の時は、事、禮に勝つ、故に笏を說ぐ、

凡有指畫於君前用笏、造受命於君前則書於笏、笏畢用也、因飾焉、

【義解】 此の節は、笏の用を說く、

凡そ君前に於て事を陳べ指し畫くことあるときは手を用ふれば容を失ふ、故に笏を用ふ、君前に詣りて命を受くるときは、忽忘あらむことを恐れて必ず笏に書す、是に由れば、笏は事每に用ふべきものなり、而して笏は本竹にて作り、忽忘に備へたるものなり、後王、尊卑の別を立て玉象にて作り、又他物を以て之を飾るに至れり、

笏度二尺有六寸、其中博三寸、其殺六分而去一、

【義解】 此の節は、笏の尺度を說く、

笏の長さの尺度は二尺六寸、其の中央の廣さは三寸、是れ天子諸侯大夫士の笏の通制なり、而して天子諸侯の笏は、中央より上稍漸く殺ぎて上首に至りては、

飾也、君在則裼、盡飾也、服之襲也、充美也、是故尸襲、執玉龜襲、無事則裼、弗敢充也、

【義解】 此の節は、或は裼し或は襲するは、禮を行ふ場合によりて異なることを說く、裘の上に加ふる裼衣は、其の上に他服を加ふるとも、猶開露して裼衣の美を見はし示すなり、喪を弔ふときは、哀を主として美を見はすを主とせず、故に襲して飾を見はさゞるなり、臣、君の前に在りては、文飾を主とす、故に裼衣して飾を盡すなり、服の襲することは美を覆ふなり、是の故に尸は襲す、玉と龜とを執るときは襲す、玉龜を執るの禮を卒へて事無きときは裼して敢て美を覆はざるなり、

【字解】 〔裼襲〕或は裼し、或は襲するは、禮を行ふの場合によりてなり、例へば父子の間には質を以て敬とす、故に父母の前には敢て袒裼せず、君臣の間には、文を以て敬とす、故に君の前には裼す、若し對當以下に於ては、質を以て敬とす、故に裼せずして襲するが如し、 〔尸襲〕尸は尊位に處りて下に敬する所なし、故に襲す、 〔執玉龜襲〕玉を執るとは、國家の重器圭璧を執ること、龜を執るとは、享禮庭實の物を執り、又は卜占することをいふ、さて玉龜を執るには場合によりて裼する時あり襲する時あり、こゝには特に襲を主としていふのみ、即ち、國家の重器を執りては敬中に存し、龜卜を行ふときには、鬼神の尊嚴に象りて德内に充つ、故に美を見はさずして襲す、

○以上第十一章、上下の衣服及び裘裼襲のことを說く、

笏、天子以球玉、諸侯以象、大夫以魚須文竹、士竹本象可也、

【義解】 此の節は、身分に因りて笏の異なることを說く、笏材は、天子は球玉を以てし、諸侯は象牙を以てす、大夫は竹を以てし其の側を鮫魚の須にて飾り、笏の本を象牙にて文る、士は竹を以てし、大夫と同じく竹本に象眼を用ふるも可なり、

【字解】 〔球玉〕球は璆に同じ、美玉なり、 〔象〕象牙なり、 〔魚須〕鮫魚の顋下に生ずる須毛、 〔文竹〕竹笏の側を飾ること、さて、大夫の笏は、竹材を以てして其の側を魚須にて文り、其の本を象眼にするなり、この象眼にするとは、この本文に明文なけれども、本篇第五章に、史進象笏書思對命とあるに據りて知らる、故に下文に、士は大夫の如く竹本を象牙にて飾るも可なりといへり、

つて少し、故に唯君のみ之を服することを得、士は賤し、之を服することを得ず、

君子狐青裘豹褎、玄綃衣以裼之、麛裘青豻褎、絞衣以裼之、羔裘豹飾、緇衣以裼之、狐裘黄衣以裼之、

【義解】此の節は、大夫士の裘服と裼衣との制を説く、

君子は、狐の青毛皮の裘には豹皮の袖を附く、之の裘を著るときは、黒の綃衣を以て裼衣とす、鹿の子の裘には青豻の袖を附く、之の裘を著るときは絞衣を以て裼衣とす、羔の裘には豹の袖を附く、之の裘を著るときは緇衣を裼衣とす、狐裘には黄衣を以て裼衣とす、

【字解】〔君子〕大夫士をいふ、〔豹褎〕褎は、袖なり、豹皮を以て作りたる裘の袖、〔玄綃衣〕綃は綺の屬、あやぎぬ、黒のあやぎぬの衣、〔麛〕鹿の子、〔豻〕胡地の野犬、〔絞〕蒼黄の色、〔飾〕袖なり、〔黄衣〕年の終に先祖を祭るときに服する服、論語に、緇衣羔裘、黄衣狐裘とあるは是れなり、さて裼衣の色は裘の色に象るを以て制とす、大夫士の君子、燕居の服には、狐青裘に玄綃衣の裼衣を服す、是れ、裘の青に稱ふなり、朔を視るの服には、麛裘に絞衣の裼衣を服す、是れ裘の蒼白に稱ふなり、君に朝するの服には、羔裘に緇衣の裼衣を服す、是れ裘の黒に稱ふなり、蜡祭の服には、狐裘に黄衣の裼衣を服す、是れ裘の黄に稱ふなり、

錦衣狐裘、諸侯之服也、

【義解】此の節は、諸侯の裘服と裼衣とを説く、

狐白裘に錦の裼衣を服する諸侯の服なり、

【字解】〔錦衣狐裘〕士は狐白を著ることを得ず、大夫は狐白を著ることを得るとも、素衣を以て裼衣として錦衣を用ふることを得ず、狐白裘に錦衣を加ふるは、諸侯の服なり、

犬羊之裘不裼、不文飾也不裼、

【義解】此の節は、庶人の裘服を説く、

犬羊の裘には裼衣を加へず、庶人の服には文飾なし、故に裼せず、

【字解】〔犬羊裘〕庶人の服する裘にて文飾なきもの、故に裼せず、〔不文飾不裼〕一説に、この句庶人のみに限らず、大夫士の敬を主として文を主とせざる場合には裘を服して裼せざるなりと、

裘之裼也、見美也、弔則襲、不盡

之、

【義解】此の節は、諸侯の朝服を服するは、告朔の後に於てすることを說く、

孔子曰く、朝服して朝を視る、さて之を服するは、告朔の禮を卒へ皮弁を脫ぎ去りて後にするなり、

曰、國家未ㇾ道、則不ㇾ充二其服一焉、

【義解】此の節は、國政未だ先王の道に合はざるときは其の禮服も亦盛裝を極むべからざることを說く、

孔子曰く、先王の禮服は、盛裝を極めて備はれりと謂ふ可し、是れ其の國政道に合へるを以てなり、若し國家の禮樂刑政未だ先王の道に合はざるときは、宜しく其の禮服を盛にせず、省殺以て儉を表すべし、

【字解】〔曰〕上章を承く、孔子曰の畧なり、

唯君有二黼裘一以誓省、大裘非ㇾ古也、

【義解】此の節は、諸侯の誓省の裘服を說く、

唯國君のみ、黼裘ありて軍旅に誓ひ、耕斂を省みる、然るに誓省に大裘を服するは古の制にあらず、

【字解】〔黼裘〕黒羊の皮に狐白を雜へて黼文を畫きたる裘、〔誓省〕誓は、軍旅にちかふこと、省は、耕斂を省みること、一說に省は獮なり獮は秋の田なりと、〔大裘〕純黒の羔裘なり、天子天を祭るときの服、諸侯にして大裘を服するは、僭禮なり、

君衣二狐白裘一、錦衣以裼ㇾ之、

【義解】此の節は、天子及び諸侯の裘服を說く、

天子及び諸侯狐白裘を著るときは、素錦を以て裼衣とす、

【字解】〔狐白裘〕狐の白毛皮にて製したる裘、天子の朝服の内に狐白錦衣あり、諸侯天子の朝に在るとき、又は、國に歸りて告朔のときも亦然り、

君之右虎裘、厥左狼裘、士不ㇾ衣二狐白一、

【義解】此の節は、君の衞士の裘服を說く、

天子及び諸侯の衞士の右隊は虎皮の裘、其の左隊は、狼皮の裘を服す、士は狐白を服することを得ず、

【字解】〔虎裘狼裘〕虎裘を服する者は右衞となり、狼裘を服する者は左衞となる、是れ威猛を示すなり、〔不ㇾ衣二狐白一〕狐の白毛皮は至

青土黄を緣とす、紅は、赤白色にして南方の閒色なり、火は金に尅つ、故に火赤金白を紅とす、碧は、青白色にして西方の閒色なり、金は木に尅つ、故に金白木靑を碧とす、紫は赤黑色にして北方の閒色なり、水は火に尅つ、故に水黑火赤を紫とす、騮黄は黄黑色にして中央の閒色なり、土は水に尅つ、故に土黄水黑を騮黄とす、裳は下に在りて陰なり、故に閒色を用ふ、

非列采不入公門、振絺綌不入公門、表裘不入公門、襲裘不入公門、

【義解】此の節は、公門に入る可からざる服裝を說く、

文采の備はりたる正服にあらざれば公門に入らず、夏は禪葛を著て公門に入らず、冬は裘を表衣として裘の上に裼衣を著けざれば公門に入らず、又、裼衣を著くるとも、裘を表衣として裼衣の美を露さゞれば公門に入らず、

【字解】〔列采〕正服の色のおの／＼尊卑品列あること、又、其の正服、〔振〕袗に同じ、禪なり、ひとへ、〔絺綌〕夏の私服にて葛の褻衣、かたびら、體、外に透き見れて不敬なり、故に公門に入らず、〔表裘〕裘は冬の褻衣、其の上には必ず中衣と裼衣とを服すべきなり、然るに裘を表衣として裼衣を服せざれば不敬なり、〔襲裘〕裼衣を服すとも裘を表衣として裼衣の美を露さゞること、君に朝するは裼衣を以て敬と爲す、故に襲裘は不敬なり、

纊爲繭、縕爲袍、禪爲絅、帛爲褶、

【義解】此の節は、春秋の稍寒の時と溫煦の候とに用ふる衣服を說く、

纊を用ひたる綿入を繭といひ、縕を用ひたる綿入を袍といふ、禪を絅といひ、表裏帛を用ひて綿を入れざるを褶といふ、

【字解】〔纊〕新しき綿、〔縕〕舊き絮、ふるわた、〔禪〕表ありて裏なき衣、ひとへ、〔絅〕顈に同じ、顈は草の名、葛無き處は、麻にあらざれば顈を用ふ、絅は、即ち麻葛の類、禪は絅にて爲る、轉じて單衣の名とす、〔褶〕表裏ありて綿を入れざる衣、あはせ、繭、袍、褶は稍寒の時に服し絅は溫煦の候に服するものなり、

朝服之以縞也、自季康子始也、

【義解】此の節は、朝服の變を說く、

朝服は、十五升の布を用ふるが先王の制なり、然るに後世縞を用ふるは季康子より始まりしなり、

孔子曰、朝服而朝、卒朔然後服

上畔の腰の廣さなり、〔齊〕裳の下畔、すそ、〔倍レ要〕要は腰なり、裳の上畔の稱、要に倍するとは、一丈四尺四寸なり、〔衽當レ旁〕衽は、襟なり、裳の前幅後幅の交接する處をいふ、旁に當つとは、身の左右に在るなり、〔袂可ニ以回レ肘〕袂は、袖の衣に連なるもの、そで、廣さ二尺二寸、肘の長さは普通一尺二寸なり、故に袂は肘を回らすべし、〔長中繼揜尺〕長中とは、長衣と中衣となり、繼ぎ揜ふこと、尺とは、深衣の袖口に更に一尺を續ぎ足して手を揜覆する樣に仕立つることなり、さて、長衣と中衣との制は、略〻深衣に同じけれども、袖口を一尺長くすることが、其の異なる點なり、其の袖口を長くするより長衣といひ、上服の下に著くるより中衣と名づく、共に禮服なり、其の用布は一定せず、其の上服の用ふる所に準へ作る、

以レ帛裏レ布非レ禮也、

【義解】此の節は、上衣と中衣との相稱はざるは禮にあらざることを説く、

帛を以て中衣とし、布の上衣の下にするは禮にあらざるなり、

【字解】〔以レ帛裏レ布〕帛は、繒の總名、きぬ、裏すとは中衣となすなり、冕服は絲衣なれば、中衣に帛を用ふるが禮なり、皮弁服、朝服、玄端は麻衣なれば、中衣に布を用ふるが禮なり、然るに帛を以て布衣の中衣となすは内外相稱はざるなり、故に禮にあらず、一説に、裏は中衣の裏なり、深衣は禪なれども、長衣と中衣とには裏あり、皮弁服、爵弁服、冕服の中衣には帛を用ひ、其の裏も赤帛を用ふ、玄端、朝服の中衣には布を用ひ、其の裏も赤布を用ふ、故に布の中衣に帛の裏を附くるは禮にあらざるなりと、

士不レ衣レ織、無レ君者不レ貳レ采、

【義解】此の節は、士と位を去りし臣との衣服を説く、

士は織物を著ず、浪人は、衣裳と冠との色を同じくす、

【字解】〔織〕絲を染めて後織りたるもの、おりもの、〔無レ君〕位を去りし臣、浪人、〔不レ貳レ采〕貳は副ふること、衣裳と冠とは色を同じくすること、大夫士國を去りて三ケ月の間は、素衣素裳を服し、三月の後は、玄端玄裳を服するが法なり、故に采を副へずといふ、

衣正色、裳閒色、

【義解】此の節は、衣と裳と各其の色に正不正あることを説く、

衣には青赤黄白黑の五正色を用ひ、裳には綠紅碧紫騮黄の五方の閒色を用ふ、

【字解】〔衣正色〕正色は、五方の純色、東の青(木)、南の赤(火)、中央の黄(土)、西の白(金)、北の黑(水)をいふ、衣は、上に在りて陽なり、故に正色を用ふ、〔裳閒色〕閒色は、五方の雜色、綠紅碧紫騮黄なり、綠は、青黄色にして東方の閒色なり、五行にて木は土に尅つ、故に木

五十不散送、親沒不髦、

【義解】此の節は、親沒後の禮の一節を說く、前後の冠制と相涉らず、恐らく錯簡ならむ、
年五十となれば漸く衰ふ、故に葬を送くるに散麻せず、親沒ぬるときは、童蒙の頭飾を去る、

【字解】〔散送〕喪の初め、腰絰散垂し、三日の服を成して後之を絞り、殯を啓きてより亦散垂して葬を送るが禮、

大帛不緌、玄冠紫緌、自魯桓公始也、

【義解】此の節は、冠緌のことを說く、
凶服の白布の冠には緌を垂らさず、玄冠に紫色の緌を垂らすは、魯の桓公より始まれり、

【字解】〔大帛不緌〕大帛は、白布の冠にして凶服なり、凶服には、飾を去る、故に緌を垂らさず、〔紫緌〕紫は、正色にあらず、後世玄冠に紫緌を用ふるは、禮に非ざるなり、

〇以上第十章、上下及び吉凶の冠制を說く、

朝玄端、夕深衣、

【義解】此の節は、大夫士が私朝及び居家の時、朝夕服する所の服を說く、
朝に玄端の服を著け、夕に深衣を服す、

【字解】〔玄端〕前篇に見ゆ、〔深衣〕十五升の白布を以て衣と裳とを連れ仕立てたるもの、體を被ふこと深邃なるの意なり、詳しきは次節の本文に出づ、

深衣三袪、縫齊倍要、衽當旁、袂可以回肘、長中繼揜尺、袷二寸、袪尺二寸、緣廣寸半、

【義解】此の節は、深衣と長衣と中衣との制を說く、
深衣の裳の上畔の要の廣さは、袪の三倍あり、裳の下畔の齊を縫ふことは要の廣さの二倍にす、又、裳の衽は兩旁に在りて禮衣の衽の中央に在ると異なり、袂の廣さは、大約肘に倍して肘を回らすべし、長衣と中衣とは其の名異なれども、其の制略、深衣に同じ、深衣の袂口は、唯緣するのみなれども、之は袂口に一尺を繼ぎ足し手を揜ふ樣に仕立つ、深衣長衣中衣の袷は二寸、袪は一尺二寸、緣の廣さは半寸なり、

【字解】〔三袪〕袪は、袖口なり、袖口は、一尺二寸なり、其の周圍は、二尺四寸となる、三袪とは二尺四寸の三倍即ち七尺二寸にして、裳の

縞冠玄武、子姓之冠也、

【義解】此の節は、祖父の小祥の祭の後に、孫の冠る冠を説く、

縞冠に玄色の冠卷は、子姓の冠なり、

【字解】〔縞冠玄武〕縞は、白色の生絹なり、武は、冠の卷なり、縞冠は凶服に用ひ、玄武は、吉服に用ふ、〔子姓〕孫のことなり、姓は、生なり、孫は、子の生む所なる故にいふ、祖父死して小祥以後は、孫の服已に除かれ吉服を用ひて可なり、然れども父尚喪服あり、故に吉凶相牛する冠を用ふるなり、

縞冠素紕、既祥之冠也、

【義解】此の節は、父母の祥祭の後に子の冠る冠を説く、

縞冠に白綾の紕を附くるは既祥の冠なり、

【字解】〔縞冠素紕〕素紕は、白綾の冠縁なり、冠と卷身とに縞を用ひ冠縁に白色の綾を用ひたる冠、〔既祥〕大祥に行ふ祭、即ち禫祭のこと、父母の大喪を終へ禫祭を行ふと雖、心猶餘哀あり、故に還に采色の冠を用ひざるなり、

垂緌五寸、惰游之士也、玄冠縞武不歯之服也、

【義解】此の節は、游惰失業の士及び國外に放逐せられたる者の冠を説く、

縞冠素紕の垂緌の短くして五寸なるは惰游の士の冠なり、玄冠に縞武は、歯せられざる者の冠なり、

【字解】〔垂緌五寸〕垂緌は、前節の縞冠素紕の垂れたる纓なり、吉冠には垂緌一尺二寸あり、祥冠には一尺あり、玆に五寸といふは、既祥の冠に似て少しの差あることを示す、〔玄冠縞武〕吉服にもあらず凶服にもあらざる冠、〔惰游之士〕游惰にして業を失へる者、〔不歯〕政教に從はずして國外に放逐せられたる罷民、此の罷民と惰游の者とには、喪服に似たる冠を冠らして之を辱かしめ、又、其の恥辱の中に屬望の意を寓せり、

居冠屬武、自天子下達、有事然後緌、

【義解】此の節は、上下を通じて無事と有事とにより冠緌の差あることを説く、

燕居の冠は、纓を武の兩旁に絡ひて垂らさず、天子より庶人に至るまで皆然り、儀式に臨みては、武より垂らして飾とす、

【字解】〔居冠〕燕居の冠、〔屬武〕冠卷の兩旁に笄の兩端出づ、其の笄に纓を結び附くること、

尊には棜を用ひ、士を饗するときの側尊には禁を用ふ、

【字解】〔玄酒〕玄酒は、水なり、水は、飲料の自然なるものにて、太古は之れを用ふ、故に禮に酒を飲む前に水を飲みて古を忘れざることを示す、〔面﹅尊〕面は、鄕なり、人君、其の臣子を燕饗するに、恩惠を專にすることを待、故に酒樽を君の前に設けて、酒の君より出づることを示す、〔饗二野人一〕蜡祭のときの賜宴などの如き場合なり、〔側尊〕賓と主との間に置く樽、〔棜禁〕禮器篇に見ゆ、

○以上第九章、臣君前に於て賜爵を受くるの禮、及び其の時に酒樽を列べ設くるの法を説く、

始冠、緇布冠、自諸侯下達、冠而敝之可也、

【義解】此の節は、諸侯より庶人に至るまで始めて冠りする時の通用の冠を説く、始めて冠りするときは、諸侯より以下庶人に至るまで、皆緇布の冠を被る、この冠は、古の制にして、時王の法服にあらざれば、冠して後、直に之を弃つるも可なり、

【字解】〔緇布冠〕緇は赤黒色なり、麻布を赤黒色に染めて作りたる太古の冠、

玄冠朱組纓、天子之冠也、緇布冠繢緌、諸侯之冠也、

【義解】此の節は、天子諸侯の始めて冠りするときの冠制を説く、玄冠に朱組の纓を著くるは、天子の始めて冠りする冠なり、緇布の冠に繢の緌を垂らすは諸侯の冠なり、

【字解】〔玄冠朱組纓〕玄は天の色、黒色なり、朱は、正陽の色、丹の純なる色なり、纓は、冠の組、天子、天に法りて陽道を理む、故に始めてこの冠を用ふ、〔繢緌〕繢は、繪に同じ、雜采の組、緌は纓の垂れたるもの、天子に纓といひ、諸侯に緌といふは互文なり、諸侯に緇と繢とを用ふるは、上、天子に擬せず、下、大夫に同じくせず、分に隨ひて別あることを示す、

玄冠丹組纓、諸侯之齊冠也、玄冠綦組纓、士之齊冠也、

【義解】此の節は、諸侯と士との齊冠を説く、玄冠に丹組の纓は、諸侯の齊冠なり、玄冠に綦組の纓は士の齊冠なり、

【字解】〔齊冠〕齊戒するときの冠、〔綦〕蒼艾の色、よもぎいろ、

○以上第八章、尊者又は敵者に對して、侍食するときの禮を說く、

君若賜之爵、則越席再拜稽首受、登席祭之、飮卒爵而俟君卒爵、然後授虛爵、君子之飮酒也、受一爵而色洒如也、二爵而言言斯、禮已三爵而油油以退、退則坐取屨、隱辟而后屨、坐左納右、坐右納左、

【義解】此の節は、臣、君の私燕に侍りて杯を受くるの禮を說く、

臣、君の私燕に侍べるとき、君、若し臣に爵を賜へば、己の席を越えて、再拜稽首して受け、席に歸りて爵を祭る、飮みて爵を盡して君の惠みを留めず、又君の爵を卒ふるを俟ちて虛爵を受け酒をつぎて のむ、すべて臣下の君前に酒を飮むこと、第一爵を受くるときは、色洒如として嚴肅にす、第二爵を受くるときは、誾誾然として和敬の貌を表す、禮に臣君の宴に侍するときは三爵を以て止む、故に第三爵を受くるときは油油然として退く、退くときは、跪きて屨を取り、人に向はずして屨を著く、其の著くるとき左足を跪きて右足の屨を納れ、右足を跪きて左足の屨を納る、

【字解】〔卒爵〕杯を飮み盡くして一滴も餘さゞること、〔君子〕臣下の禮を知れるもの、〔洒如〕禮度の明肅なるさま、〔言言〕誾誾に同じ、意氣和悅のさま、〔油油〕謹み深くして自失せざるさま、

凡尊必尙玄酒、唯君面尊、唯饗野人皆酒、大夫側尊用棜、士側尊用禁、

【義解】此の節は、酒尊を列べ設くるの法を說く、

凡て君が臣下を宴席にて饗する酒樽は、必ず玄酒を上とす、唯、人君のみ酒樽に向ひて坐す、惠君より出で君之れを專にすることを示す意なり、唯野人を饗するときは、酒のみありて玄酒無し、野人は賤しきを以て禮を略するなり、而して大夫を饗するときの側

臣、君食に侍べり、若し羞を嘗むる膳宰あるときは、君の食ふを俟ちて、後に食し、敢て君に先だちて食せず、未だ羞を嘗めずと雖、先づ飲を啜りて喉を滑にして、君の羞を嘗むるを俟つ、君、羞を嘗めよと命ずるときは、最も近き一品のみを嘗む、君、之にことごとく嘗めよと命ずるときは、臣、然る後唯心の欲するものを嘗む、凡て客となりしときと、客とならざるときの別なく、近食より順次に遠食に及ぶを以て禮とす、

君未覆手、不敢飧、君既食、又飯飧、飯飧者三飯也、君既徹、執飯與醬、乃出授從者、

【義解】此の節は、臣、君食に侍べり、客と客たらざるとの別なく、飧を食ふの禮を説く、君、未だ飽かずして手を口に覆はざれば、臣敢て飧を食はず、君、食を畢ふれば、臣又飧を飯す、飧を飯することは三度びす、君の饌既に徹すれば、臣は、飯と醬とを執り、出でて從者に授く、

【字解】〔覆レ手〕飧を食ひ畢り手を以て口のあたりの汚れを拭ひ去ること、〔飧〕器中の飯にのみものを沃ぐこと、又、其のもの、ちやづけ、しるかけ、〔既レ食〕飧を三度畢ふること、〔三飯〕食畢りて、更に三飧を勸むるは禮なり、〔執飯醬〕飯と醬とは、食の主たるものなり、故に、臣、君の賜食を重じて、己の從者に持ち歸らしむ、

○以上第七章、臣君の賜食に侍るの禮を説く、

凡侑食不盡食、

【義解】此の節は、尊者に對して食するの禮を説く、尊者に侍食するときは、尊者に能く食を勸めて、自らは盡く食はず、

【字解】〔侑食〕侑は、勸なり、尊者に食を勸めて飽かさんことを欲する是れ恭の至なり、

食人不飽、唯水漿不祭、若祭爲已傒卑、

【義解】此の節は、敵者に客たるの禮を説く、相對の人に侍食するときは、敢て飽かず、唯水漿は、饌の比にあらざれば祭らず、若し之を祭れば自ら卑屈に陷りて主人に諂ふこととなる、故に祭らず、

【字解】〔傒卑〕傒は傒に同じ、厭なり、褻なり、又輕なり、太だ厭降卑微にして、對者に畏る丶の意あること、

ひて、足、他人の席を踐むこと、

徒坐不盡席尺、

【義解】此の節は、徒坐の禮を說く、

徒坐するときは、席の前を盡さゞること一尺なるべし、

【字解】〔徒坐〕徒は空なり、空坐とは飲食講問の坐にあらざる坐、〔不盡席尺〕席前一尺を餘すこと、是れ前に求むる所無きを示す、即ち謙讓の禮なり、

讀書食則齊豆去席尺、

【義解】此の節は、讀書と食事との席を說く、

書を讀むときは、前に簡策あり、食ふときは、前に饌具あり、共に席を去ること一尺なるべし、

○以上第六章、坐席の禮を說く、

若賜之食而君客之則命之祭、然後祭、先飯辯嘗羞、飲而俟、

【義解】此の節は、臣、客となりて、君食に侍べるの禮を說く、

臣、君に對しては客にあらず、然るに若し、君、臣に食を賜ひて客禮を以て待つときは、君、之に祭れよと命ず、臣然る後に祭る、君に先だちて食ひ、偏く諸味を嘗む、飲を啜りて君の飧を俟つ、

【字解】〔命之祭然後祭〕客となりて、食ふときは、主人に先だちて飲食の神を祭るが禮なり、然るに、今、臣、客となりて君食に侍り、君の命を俟ちて祭るは、敬を主とすればなり、〔先飯辯嘗羞〕飯は、食ふなり、辯は、偏なり、アマネクと訓む、客となりては、主人に後れて食ふが禮なり、今、臣、君に先だちて食ひ偏く諸羞を嘗むるは、膳宰の勤を爲すなり、膳宰は、君の燕食に侍べりて先づ諸羞を嘗むる者、〔飲而俟〕飲むとは、飧する前に飲料を啜りて喉中を滑にするなり、俟つとは、君の飧を俟つなり、客となりては、食ひ了りて飽くことを告ぐるが禮なり、今、臣、飲みて君の飧を俟ち、然る後に飧し、敢て飽くことを告げざるは、尙客禮を以て自ら居らざるなり、

若有嘗羞者、則俟君之食、然後食、飯飲而俟、君命之羞、羞近者、命之品嘗之、然後唯所欲、凡嘗遠食、必順近食、

【義解】此の節は、臣、客とならずして君食に侍べるの禮を說く、

り、

【字解】〔珽〕一に大圭といふ、天子の搢む玉笏の名（内則の笏圖を見よ）、長さ三尺、方直にして屈せず、首より四寸以下少しく殺あり、頂の四寸は、椎頭に似たり、之を終葵首といふ、笏の長さ、多くは二尺六寸なり、其の義、挺挺然として屈する所なきにとる。

諸侯荼、前詘後直、讓二於天子一也、

【義解】此の節は、諸侯の笏制を說く、

諸侯は荼を搢む、其の形、前圓く後方正なり、是れ天子に讓ればなり、

【字解】〔荼〕諸侯の搢む笏の名、長さ二尺六寸、首圓く殺ぎて、下方正なり、荼とは舒遲の義、前に畏るゝ所あれば、其の進むこと舒遲なり、諸侯は上に天子の在る有り、故に笏の上首を圓く殺ぎて降讓の意を表せり、

大夫前詘後詘、無レ所レ不レ讓也、

【義解】此の節は、大夫の笏制を說く、

大夫の笏は、上下共に殺ぎて圓かにす、是れ讓らざる所無ければなり、

【字解】〔前詘後詘〕天子の笏を珽といひ、諸侯には荼といふ、皆笏の異名なり、大夫以下總て笏といふ、尊者には其の名を文にし、卑者には其の實を命ずるなり、大夫は竹笏を用ふ、上下各圓かにするは、上に天子あり、下に己が君あるを以てなり、是れ讓らざる所無き意を表せり、

○以上第五章、天子諸侯大夫の笏制を說く、

侍坐則必退レ席、不レ退則必引而去二君之黨一、

【義解】此の節は、臣、君に侍坐するの禮を說く、

臣、君に侍坐するときは、若し、旁に別席の退く可き有れば、必ず退きて別席に就く、若し側に別席無く、又君之に退けと命ぜざれば、必ず顧問謀議の事あるべきを以て君より遠く離れず、君の親黨の下に去りて侍る、

【字解】〔君之黨〕黨は、旁側をいふ、君の親黨に譬ふ、親黨は常に親近して侍する臣下なり、

登レ席不レ由レ前爲レ躐レ席、

【義解】此の節は、席に登るの禮を說く、

席に登るとき、前よりすれば、席を躐みて節を失ふ、故に後より升るべし、

【字解】〔席〕此の席は、數人同坐の席なり、數人同坐の席は、前を上とし、後を下とす、下より升れば、坐するに便なり、〔躐レ席〕節を失

履進飲、

【義解】此の節は、君子の浴禮を説く、

君子は浴するに絺綌の二巾を用ふ、身の上部には絺を用ひ、下部には綌を用ふ、浴盤より出でて蒯草の席を履み、浴湯にて足の垢を洗ふ、然る後蒲席に立ちて布衣を著、其の身を乾かし潔む、身乾かば履を著けて堂に升り禨酒を飲む、

【字解】〔絺綌〕精葛を絺といひ、粗葛を綌といふ、にぎたへ、あらたへ、〔杅〕盂に同じ、浴盤のこと、ゆぶね、〔蒯席〕蒯は、菅の類、蒯席は蒯草にて織りたる席、足を洗ふに便なるもの、〔連〕洗ふなり、アラフと訓む、〔進飲〕禨酒を飲むこと、

將適公所、宿齊戒居外寢沐浴、史進象笏、書思對命、既服習容觀玉聲乃出、揖私朝煇如也、登車則有光矣、

【義解】此の節は、大夫將に君に朝せむとするの禮を説く、

大夫、將に公所に朝せむとするときは、一夜前に齋戒し外寢に居て沐浴す、史、象笏を進めば、思と對と命とを笏に書して遺忘に備ふ、既に朝服を著くれば、君前に行ふ容貌儀觀と佩玉を鳴らす聲とを習ひ、然る後私朝に出づ、大夫、自家の私朝に於て其の屬臣に揖すること煇如たり、揖し了れば、車に乗りて君の朝廷に適く、其の容儀光輝あり、

【字解】〔宿〕前夕をいふ、期に先だつこと、あらかじめ、〔外寢〕正寢なり、臣の君に對するは、猶神明に對するが如し、故に期に先だち、齋戒沐浴して正寢に居る、〔史〕大夫の家臣、文書を掌るもの、史官にはあらず、〔思對命〕思は自ら思慮する所、明日朝して君に告げむとする事、對は、君若し問ふ所あらば之に答へむとする辭、命は、君命の當に奉行すべき事項、即ち、嚮に命ぜられたる事の未だ遂行せざる事項、〔私朝〕大夫、自家に於て、其の家臣の朝を受くること、又其の室、〔煇如有光〕皆其の容儀の盛大なる形容、

○以上第四章、卿大夫以下、又禮を知れる者の居處盥浴の禮、及び大夫の君に朝せむとするの禮を説く、

天子搢珽、方正於天下也、

【義解】此の節は、天子の笏制を説く、

天子は珽を搢む、天下を方正にせむとするがためな

【字解】〔君〕天子諸侯、君の字の下、齊車の二字をいれて見るべし、〔羔幦〕羔は、小羊なり、幦は、車軾の上を被ふ皮、〔虎犆〕犆は、幦の周圍に附くる皮、虎皮は其の威に取り、羔皮は、其の潔に取る、君德は、純潔にして威重なるの義なり、〔齊車〕管子問篇に出づ、〔鹿幦豹犆〕鹿皮は、其の羣に取り、豹皮は、其の文に取る、大夫士は、協同一致、以て君に奉じ、其の文飾煥發なるべしとの意なり、〔朝車〕君に朝するときの車、これは、大夫の朝車なり、大夫は、齊車と朝車と其の飾を同じくす、天子諸侯の齊車と朝車とは、其の飾同じ、

○以上第三章、人君大夫士、各尊卑によりて其の爲す事の差等あることを說く、

君子之居恆當戶、寢恆東首、若有疾風迅雷甚雨則必變、雖夜、必興衣服冠而坐、

【義解】此の節は、卿大夫以下、又は禮を知れる者の日常居處の禮を說く、

君子其の家に居るときは、常に室の東北隅に坐して南に向ひて戶に對す、臥するときは、必ず枕を東にす若し疾風迅雷暴雨の變あれば、其の容を變へて天の怒を敬す、卽ち、夜中といへども必ず起き、衣冠を著けて端坐す、

【字解】〔君子〕卿大夫以下の稱、又凡て禮を知れる者の稱、〔當戶〕戶は室の南にあり、室の東北隅に坐して南に向ふ、〔東首〕東方は、生氣盛んなり、故に首を東にして生氣に順ふ、〔必變〕天威を敬して容を變す、

日五盥、沐稷而靧粱、櫛用樿櫛、髮晞用象櫛、進禨進羞、工乃升歌、

【義解】此の節は、君子の盥沐食飲の禮を說く、

君子は、每日五度手を洗ふ、稷を淅ぎたる水にて髮を洗ひ、粱を淅ぎたる水にて面を洗ふ、濕りたる髮は、白木の櫛にて梳り、乾きたる髮は、象牙の櫛にて梳る飲食の時、樂人堂に升り、琴瑟を鼓して歌ふ、

【字解】〔沐稷〕粟の淅ぎ汁にて髮を洗ふこと、〔靧粱〕大粟の淅汁にて面を洗ふこと、〔樿櫛〕白理の木の櫛、〔禨〕酒なり、沐して飮む酒、

浴用二巾、上絺下綌、出杅履蒯席、連用湯、履蒲席、衣布晞身、乃

列而不賦、土功不興、大夫不得造車馬、

【義解】 此の節は、諸侯及び大夫の凶年に處するの禮を說く、

十一月より翌年八月まで雨降らずして旱あるときは國君牲を殺して食膳に上さず、凶年なれば、國君布衣をを著て士の用ふる笏を挿み、關門津梁には租稅を收めず、山澤には民の非時に入りて物に傷けられむことを恐れて之を遮り止め、又、其賦課を斂めず、土功を興して民力を消耗せず、大夫は新に車馬を造ることを得ず、

【字解】 〔至二于八月一〕建子の月より建未の月に至るまで、建子は夏の十一月にして周の正月、建未は夏の六月にして周の八月なり、〔不レ擧〕牲を殺して饌に盛らざること、〔搢レ本〕士の笏は、竹にて作り、其の本を象牙にて飾る、故に本は、士の用ふる竹笏をいふ、〔關梁〕關は關門、梁は津梁なり、〔列〕迾に同じ、遮り止むること、

卜人定龜、史定墨、君定體、

【義解】 此の節は、龜卜を定むるの禮を說く、

卜人は、卜ふべき事に從ひて龜の靈、繹、果、靁、獵、若などの屬を定む、大史は、龜の兆廣と璺拆とを定む、君は、兆象の形體によりて其の吉凶を判斷す、

【字解】 〔卜人〕龜卜を掌る官、〔定レ龜〕龜に種類多し、故に卜人將に卜はむとするとき、先づ其の事に從ひて龜の色と形とを辨す、龜色とは天龜の玄(靈)、地龜の黃(繹、射)、東龜の靑(果)、西龜の白(靁)、南龜の赤(獵)、北龜の黑(若)の天地四方の色に配したる色をいふ、龜形とは、靈の俯すもの、繹の仰ぐもの、果の前に弇ふもの、獵の後に弇ふもの、靁の左に倪視するもの、若の右に倪視するものをいふ、〔史〕國の六典を掌る官、太史、〔定レ墨〕卜ふとき先づ墨にて龜の腹に求むる所の事を畫き、艾にて之を灼く、墨に從ひて裂くるを吉とし、墨に從はざるを凶とす、吉には兆廣といひ、凶には璺拆といふ、〔定レ體〕墨既に定まれば、吉凶に兆象の形體あり、君自ら其の體を定めて吉凶を決す、

君羔幦虎犆、大夫齊車鹿幦豹犆、朝車士齊車鹿幦豹犆、

【義解】 此の節は、尊卑によりて車の飾の異なることを說く、

天子諸侯の齊車には、羔皮の軾の覆ひと虎皮の緣とを飾る、大夫の齊車と朝車と、士の齊車とには、鹿皮の軾の覆ひと豹皮の緣とを飾る、

諸侯、小寢にて朝服を釋きて燕息す、朝食の時に至りては又朝服して食ふ、食ふに特牲三俎あり、先づ牲肺を以て古の飮食を爲りし神を祭る、夕食には深衣して食ふ、食膳朝食の如し、祭るに牢肉を以てするを異なりとす、朔月は、常日より重し、故に少牢にして五俎四簋あり、子卯の忌日には、稷食菜羹のみにして牲無し、諸侯の夫人の食は、君と庖を同じくして別に牲を殺すこと無し、

【字解】〔特牲三俎〕豕と魚と腊と。〔祭レ肺〕朝食の前、初殺の牲の肺を、古の飮食を作りし神にさゝげて祭ること、周人は肺を重んず、故に朝食に之を祭る．〔深衣〕諸侯の燕居の服、〔牢肉〕小さく切りたる肉、ほそぎりの肉、〔五俎〕三俎に羊肉と羊の腸胃とを加へたるもの、〔四簋〕簋は、黍稷を盛る器、常日には二簋、月朔には四簋あり、〔子卯〕甲子は、殷の紂王の亡びし日、乙卯は、夏の桀王の亡びし日、周以後この兩日を以て忌日として吉禮を擧げず、又飮食を降殺して戒懼の意を表す、〔同レ庖〕別に牲を殺さず、右胖を以て君の俎とし、左胖を以て夫人の俎となすこと。牲體は、右を貴べばなり、

○以上第二章、諸侯の服冠及び食飮牢餼の禮を說く、

君無レ故不レ殺レ牛、大夫無レ故不レ殺レ羊、士無レ故不レ殺二犬豕一、君子遠二庖厨一、凡有二血氣一之類、弗二身翦一也、

【義解】此の節は、諸侯及び諸侯の大夫士の爲す所、尊卑によりて差異あることを說く、

天子は常の正食に六牲を用ふ、故に祭祀朔月の故に非ずと雖、尙牛を殺すことを得るなり、されど諸侯は、祭祀朔食にあらざれば牛を殺すことを得ず、諸侯の大夫は、故なくして羊を殺さず、士は、故なくして犬豕を殺さず、君子の禽獸に於けるや、其の生を見るも其の死を見るに忍びず、故に庖厨を遠く、啻に牲の死を見るに忍びざるのみならず、凡て血氣あるものは、自ら之を殺さゞるなり、

【字解】〔君大夫士〕君は、國君、諸侯をいふ、大夫は、諸侯の大夫、士は、諸侯の士。〔故〕祭祀、朔月、賓客饗食の禮、【君子云云】君子は、仁愛の心深し、故に親しく牲を殺すを見るに忍びず、其の之を殺さしむるは、萬止むを得ざるに出づ、是れ國君より以下、皆各其の制に從ひ、猥に等を踰えて牲を殺すことを得ざる意を明にす、〔翦〕殺なり、コロスと訓む、

至二于八月一不レ雨、君不レ擧、年不レ順レ成、君衣レ布搢レ本、關梁不レ租、山澤

於內朝、

【義解】此の節は、諸侯宗廟を祭り、天子に朝し、朔を聽き、朝を視るの服冠を說く、

諸侯は、玄冕して宗廟を祭り、裨冕して天子に朝し、皮弁して月朔の政を太廟に聽き、朝服して日日親しく政事を內朝に視る、

【字解】〔裨冕〕上公の袞冕、侯伯の鷩冕、子男の毳冕の總稱、諸侯の朝服、裨は益なり、天子を裨益するの意、裨冕は尊く、玄端は卑し、蓋し天子に朝聘するは自ら宗廟を祭るよりは重きを以てなり、〔皮弁〕前一章に見ゆ、〔聽朔〕諸侯は天子より頒布せられたる來歲十二月の朔曆を受けて之を宗廟に藏め置き、月朔每に、特羊を以て祭りて廟に告げ、以て其の月の朔曆を受けて之を行ふ、即ち、告朔の禮、〔朝服〕冠は、玄端にして、服は、緇衣素裳なり、諸侯の日日朝政を視るの服冠、〔內朝〕諸侯の三朝の一、路寢門の內に在る正殿、即ち、燕朝のこと、一說に、路門の外大門の內なる治朝なりといふ、

朝辨色始入、君日出而視之、退適路寢聽政、使人視大夫、大夫退然後適小寢釋服、

【義解】此の節は、諸侯日日朝政を視るの禮を說く、

諸侯の羣臣、黎明の時に、先づ應門に入りて君の出御を待つ、君、日出の時に朝服して內朝に出でて羣臣に謁を賜ひ政を視る、それより路寢に退きて居る、其の間、卿大夫は、尙內朝の左右の室にて政務を執り行ふ若し君の裁可を仰ぐ可き事あれば、路寢に升りて君に謀る、君乃ち其の可否を決し、了れば、人をして大夫の退否を視しめ、若し大夫退朝せし後なれば小寢に適きて朝服を釋く、

【字解】〔辨色〕昧爽の後黎明の時、物色をみわくる頃、よあけ、〔始入〕羣臣先づ應門に入る、入るときは、臣、君に先だち、出づるときは君に後る、是れ尊卑の禮なり、〔路寢〕路は大なり、寢は室なり、天子諸侯の政を聽く、正殿、內朝の中に在る大寢、正寢、〔小寢〕燕息する室、燕寢、諸侯には、正寢一、燕寢三あり、

又朝服以食、特牲三俎、祭肺、夕深衣祭牢肉、朔月少牢、五俎四簋、子卯稷食菜羹、夫人與君同庖、

【義解】此の節は、諸侯の飲食牢饌の禮を說く、

餕、奏而食、日少牢、朔月大牢、五飮上水、漿酒醴酏、

【義解】此の節は、天子の常食、又は日日の政務を視給ふ服冠を説く、

皮弁して日日の朝政をみそなはし、終はりて後朝食す、日中に至りて朝食の餘を食す、皆奏樂の中に於てす、日日には小牢を用ひ、朔日には大牢を用ひ給ふ、五飮の中先づ水を飮み、漿酒醴酏之に次ぐ、

【字解】〔皮弁〕之は、皮弁服の略、五冕の外なり、天子より士大夫に至るまで皆之を服す、冠は、白鹿の皮にて烏帽子形に作り、十二の縫目あり、其の縫目毎に五采の玉を碁石に列布の如く飾る、之を璂飾といふ、璂飾の數、命數によりて差あり、衣と裳とは、共に素繒を用ふ、或は十升或は十五升の白布を用ふといふ、其の佩玉、帶、韠、舄などは、皆素色なり、但し、士は緇帶を用ふ、〔餕〕朝食の餘を食ふこと、朝食と夕食とは正食なり、日中は正食に非ず、故に日中には朝食の餘を食ふ、〔上水〕五飮の中、先づ水を飮みて後他に及ぶ、水は、淸くして淡なり、淡は味の本、淸は自然の性、故に先づ水を飮みて本を貴ぶ、〔漿酒醴酏〕内則篇に見ゆ、

卒食玄端而居、動則左史書之、言則右史書之、御瞽幾聲之上下、年不順成則天子素服乘素車、食無樂、

【義解】此の節は、天子燕居の服、及び凶年には常制を貶降するの禮を説く、

日中の食後、皮弁を玄端に交へて燕居す、燕居の間と雖、其の動作は左史之を記し、言語は右史之を記す、又、樂人は、樂聲の高下を明にして政の得失を察す、若し年豐かならざれば、天子素服して素車に乘り、食するときにも樂を奏することなし、

【字解】〔卒食〕日中の食事を終ふること、〔玄端〕内則篇に見ゆ、〔左史右史〕左史は君の左側に侍りて動作を書すことを主る官、即ち大史のこと、右史は、君の右側に侍りて言語を書すことを主る官、即ち内史のこと、〔御瞽〕御は侍るなり、瞽人の君側に侍りて樂聲の高下を察し、政の得失を明にするもの、政和げば樂聲樂しく、政酷なれば樂聲哀し、故に瞽人之を審にして君の失政を防ぐ、〔素服〕素縞にて作りたる冠衣、〔素車〕文飾を施さゞる車、

○以上第一章、天子の服冠と禮容とを説く、

諸侯玄冕以祭、裨冕以朝、皮弁以聽朔於太廟、朝服以日視朝

禮を行ふの容節などを記せり、其の玉藻と名けしは、篇首に天子玉藻の句あるを以てなり、

天子玉藻、十有二旒、前後邃延、龍卷以祭、

【義解】此の節は、天子宗廟を祭る服冠を說く、

天子は、首に玉藻十二旒ありて各前後に垂れ、頂を深くせる冕を載き、身に袞龍の衣を著けて宗廟を祭る、

【字解】〔玉藻〕玉は、冕の前後の旒に垂るゝ所の玉なり、藻は、色絲を雜へ絢ひ玉を貫くに用ふる組、玉を以て藻を飾る故に玉藻といふ、〔十有二旒〕旒は、藻に玉を貫き冕の頂の前後に垂るゝもの、天子の冕には、前後各十二旒あり、一旒每に朱、白、蒼、黃、玄の五玉を上より次第して貫く、其の間各一寸を隔つ、故に旒の長さ一尺二寸にして玉十二あり、深く垂れて肩に齊し、公の冕は九玉九寸、侯伯のは七玉七寸、子男のは五玉五寸、皆漸く短くして深からず。〔邃延〕延は、冕の頂、廣さ七寸長さ一尺二寸あり、木版を心とし、三十升の玄布を以て表を覆ひ、淺絳の帛を以て裏とす、其の前後の兩端より旒を垂らすもの、邃くすとは、延、冕の上に在り、其の前後に一尺二寸の垂旒あり、故にいふ、〔龍卷〕卷は音義ともに袞に同じ、龍を畫きたる衣、天子の禮服、

玄冕而朝日於東門之外、聽朔於南門之外、閏月則闔門左扉、立于其中、

【義解】此の節は、天子日に朝し、朔を聽くの服冠を說く、

天子玄冕して春分の禮を東門の外に行ひ、月朔の事を南門の外に聽く、閏月には、門堂の左の扉を闔ぢ、右の中央に立ちて月朔の事を聽く、

【字解】〔玄冕〕五冕の最大なるものにして小祀の冠服なり、即ち、其の冕は、前後各三旒にして七十二玉なり、上衣は玄色にして文無く唯下裳に刺黻あるのみ、〔朝日〕春分の日、國都の東門の外に出でて日を敬すること、日東より出づ、故に東郊に於て之れを行ふ、即ち春分の禮、〔聽朔〕朔日に、其の月に行はるべき事を南門の外に聽くこと日月は朔に合ひ、陰陽は南に交はる、南は明なり、故に朔日に、明かなる方に向ひて政事を聽く、朝日聽朔共に玄冕を服するは、皆功を天に歸し、敢て自ら專にせざるの意なり、〔東門南門〕共に國都の門、〔閏月闔門左扉立于其中〕閏月は常月にあらず、常月には國都の陽に在る明堂中の其の時に當れる堂に於て朔を聽き、反つて路寢に宿す、閏月には、當れる堂無し、故に明堂の門中にて之を行ひ路寢の門に居て月を終ふ、左は、陽たり、正たり、閏は、月の正陽にあらず、由りて左の扉を閉ぢて右の中央に立ちて朔を聽く、

皮弁以日視朝、遂以食、日中而

執麻枲、治絲繭、織紝組紃、學女事、以共衣服、觀於祭祀、納酒漿籩豆葅醢、禮相助奠、

【義解】此の節は、女子十歳以後の敎育法を説く、女子は十歳までは恒に内に處りて出でず、女師は之れに言語をしとやかにし容貌を柔順にし、長者に聽從することを敎ふ、又紡績養蠶製絲機織を敎ふ、かく女の仕事を學びて以て衣服を供給することをなす、又祭祀の禮を觀しめて酒漿籩豆葅醢を廟室に入れて尸に進むることを練習さし、以て禮を行ふとき長者を相けて祭饌を置くことを助けさす、

【字解】〔婉娩〕婉は言語のしとやかなるを、娩は容貌の柔順なること、〔執麻枲〕麻枲をとりて治ること、即ち紡績をいふ、〔治絲繭〕繭をつくり生絲を製すること、即ち養蠶製絲をいふ、〔織紝組紃〕紝は繒帛の類、紃は繩の如くにまろく組みたる條、まろうちのひも、紝を織り紃を組むとは即ち機織のことをいふ、〔禮相〕禮を行ふときには長者を相けての意、〔奠〕祭饌を置くこと、

十有五年而笄、二十而嫁、有故二十三年而嫁、聘則爲妻、奔則爲妾、

【義解】此の節は、女子十五歳以下の禮を説く、女子十五歳に至れば則ち笄を加へ二十歳に至りて嫁ぐ、故ありて嫁ぐ能はざるときは則ち二十三歳に至りて嫁ぐ、嫁ぐと雖も禮を以て聘せられたるものは、則ち妻と稱し、然らざるものは則ち妾と稱す、

【字解】〔十有五而笄〕十五歳に至りて笄をさし、一人前の女となるといふも、こは許嫁のものに限り、然らざるものは二十歳にて笄すと知るべし、〔奔〕禮を以て聘せられざるものをいふ、

凡女拜、尚右手、

【義解】此の節は、女子拜禮の法を説く、凡て女子拜禮するときは右の手を上にす、

【字解】〔尚右手〕右は陰にして女は陰なり、故に然り、

○以上第十六章、男女敎育の法を説く、

玉藻第十三

此の篇は、天子諸侯大夫士の冕服笏佩の制度、及び

武兼ね備はるもの、〔惇〕厚なり、アツシと訓む、〔不レ教〕人を教へざること、學未だ精しからず 徳未だ熟せざるを以て 人の子を戕ふ恐ある故なり、〔内〕才徳を内にひそめてあらはさざること、謙譲すること、〔不レ出〕才徳を外に出だし人に示さゞること、誇らざること、

三十而有室、始理男事、博學無方、孫友視志、

【義解】 此の節は、男子三十歳以後の禮を説く、男子三十歳になり 妻を娶り 始めて 男子の 仕事を治む、博く學べども常師なし、朋友に順ひて其の志尙する所を視、以て己が修養の資となす、

【字解】 〔室〕妻をいふ、〔男事〕男の仕事にて田を受け政役に給すること、〔方〕常なり、常師（定まりたる師）をいふ、〔孫〕順なり、シタガフと訓む、順ひ交ること、〔視レ志〕友の志尙を視て己が修養の資となすこと、

四十始仕、方物出謀發慮、道合則服從、不可則去、

【義解】 此の節は、男子四十歳以後の禮を説く、男子四十歳に至りて始めて仕ふ、總べての事物に對して謀を出だし考慮を發表して君に申上げ、君聽かるゝときは則ち其の事に服して 其の君に從ひ、君聽かれざるときは則ち致仕して去る、

【字解】 〔方レ物〕方は對なり、アタルと訓む、〔道合〕君其の謀慮を聞きて從ふこと、〔服從〕服は其の事に服するをいひ、從は其の君に從ふをいふ、

五十命爲大夫服官政、七十致事、

【義解】 此の節は、男子五十歳以後の禮を説く、男子五十歳になれば、命ぜられて大夫となり、官府の政事を執る、七十歳に至りて致仕して老を養ふ、

【字解】 〔致レ事〕執る所の政事を君に致すことにて致仕をいふ、

凡男拜尙左手、

【義解】 此の節は、男子拜禮の法を説く、凡て男子は拜禮するときに左手を上にす、

【字解】 〔尙二左手一〕尙は上なり、ウヘと訓む、手を叉きて右手を下に置き左手を上に置くこと、左は陽にして 男子は陽なるを以てしかするなり、

女子十年不出、姆敎婉娩聽從、

十年出就外傅、居宿於外、學書計、衣不帛襦袴、禮帥初、朝夕學幼儀、請肄簡諒、

【義解】 此の節は、男子十歳の時の教育法を説く、因にいふ九歳までは男女教育を同じくすれども、十歳より之れを異にするを以て分叙するなり、

男子十歳になれば、出でゝ教師に從ひ、外に居宿して六書と計數とを學ぶ、衣は帛ものを用ひず、行ふ所の禮節は皆初教へられし所に循ひて妄に改めず、朝夕に幼者の禮儀を學び、又師に請ひて書篇の數と言語の信實とを習ふ、十一十二歳共に同じ、

【字解】〔外傅〕外に居る師傅、即ち教師をいふ、〔書計〕書は六書なり、即ち象形、象事、象意、象聲、轉注、假借なり、計は計數の學なり、〔衣不帛襦袴〕襦と袴とのみ帛を用ひざるに非ず、衣服すべて用ひざるなり、故に襦袴は衣服全體の代名と見るべし、こは幼者は體暖なるを以て帛を要せざると奢侈を防ぐとの二の意味より來る、〔肄〕習なり、ナラフと訓む、〔簡諒〕簡は書の篇數にして、諒は言語の信實なり、

十有三年、學樂誦詩舞勺、成童舞象學射御、

【義解】 此の節は、男子十三歳以後の教育法を説く、

男子十三歳になれば、音樂を學び、詩歌を誦し、勺舞を習ふ、十五歳以上になれば、象舞を習ひ射術及び御法を學ぶ、

【字解】〔詩〕奏樂に用ふる詩歌なり、〔勺〕周公の創作せし舞樂の名、文の舞なり、〔成童〕十五歳以上をいふ、〔象〕文王世子篇に見ゆ、〔射御〕射術と御馬の法となり、

二十而冠、始學禮、可以衣裘帛、舞大夏、惇行孝弟、博學不教、内而不出、

【義解】 此の節は、男子二十歳以後の教育法を説く、

男子二十歳に至れば、乃ち冠を加へ成人となる、此の時に至り始めて禮を學ぶ、又以て裘衣と帛とを衣るべし、大夏の舞樂を習ひ、厚く孝弟の道を行ひ、自ら博く學びて智德を高大にせんことを務むれども人を教ふるをせず、謙讓自ら持して誇らず、

【字解】〔禮〕吉凶軍賓嘉の五禮なり、〔大夏〕夏の禹王の樂舞にて文

も亦同じ、〔循〕撫なり、ナヅと訓む、

○以上第十五章、妻妾の子を生むとき及び父に見えて之れに命名するの禮を説く、

子能食食、教以右手、能言男唯女兪、男鞶革、女鞶絲、

【義解】 此の節は、子の自ら能く食ひ、又言ひ得るに至りし時の教育法を説く、

生子生長して自ら能く食物を食ふに至るときは、右手を以てすることを教へ、自ら能く言ふに至るときは、男子には唯といふことを教へ、女子には兪といふことを教へ、男子には韋皮の小嚢を佩ばしめ、女子には帛の小嚢を佩ばしむ、

【字解】 〔唯兪〕共にいらへの辭なり、我國にてハイと言ふが如し、何故に男女によりて之れを分ちしかといふに、唯の發聲は直に、兪の發聲は婉なるを以てなり、〔鞶〕小さき嚢、〔革〕韋皮なり、なめしがは〔絲〕生絲にて造りしもの、即ちきぬ、帛、

六年教之數與方名、

【義解】 此の節は、六歳の時の教育法を説く、

生子成長して六歳になれば之れに數の名と方角の名とを教ふ、

【字解】 〔方〕方角なり、

七年男女不同席不共食、

【義解】此の節は、七歳の時の教育法を説く、

七歳になれば男女席を同じくして坐せず、食を共にして食はず、

八年出入門戸及即席飲食必後長者、始教之讓、

【義解】 此の節は、八歳の時の教育法を説く、

八歳になれば男女共に門戸を出入し、及び席に即き、飲食するに、皆必ず謙讓して長者に後るべきことを教ふ、

九年教之數日、

【義解】 此の節は九歳の時の教育法を説く、

九歳になれば、男女共に朔日十五日と六甲の日とを數へ知ることを教ふ、

【字解】 〔日〕朔日と十五日と六甲の日（甲子の日なり　一年に六回あるよりいふ）とをいふ、

ゆる禮とは、以て大夫士に異なるなし、

【字解】〔辟室〕夾室の廳をさす、〔無以異〕大夫士に異なるなしの意、

凡父在、孫見於祖、祖亦名之、禮如子見父、無辭、

【義解】此の節は、孫が祖父に初見の禮を説く、

凡そ父在すときに、孫生まれて初めて祖に見ゆるときは、祖も亦之れに名づく、其の禮子の生まれて初めて父に見ゆる時の如し、たゞ訓戒の辭なきを異にするのみ、

食子者三年而出、見於公宮則劬、大夫之子有食母、士之妻自養其子、

【義解】此の節は、乳母のことを説く、

君の子の乳母は、三年にして後出でゝ家にかへる、ときに公宮に見えて告別するときは、則ち君必ず恩賜あり、以て其の劬勞を勞ふ、大夫の子は乳母あれども士に至りては之れなし、妻自ら其の子を養ふ、

【字解】〔食子〕子を乳養するもの、即ち乳母を指す、〔三年而出〕子は生れて三年にして則ち懷抱を免る、禮なり、故に出づるなり、〔劬〕いたはること、〔食母〕乳母なり、

由命士以上及大夫之子、旬而見、冢子未食而見、必執其右手、適子庶子已食而見、必循其首、

【義解】此の節は、子が初めて父に見ゆる異禮をあぐ、

以上述ぶる所の生子が初めて父に見ゆる禮は正禮なり、されど列國俗を異にし風土各〻慣習あり、亦之れと相同じからざるものあり、即ち左の如し、或る國にては、命士より以上及び大夫の子は、三月をまたず十日にして父に見ゆる禮あり、又長子は君と夫人とが禮食せざる中に見ゆ、その時君は必ず其の子の右手をとる、適子庶子は君と夫人又は妾と禮食して後見ゆ、その時君は必ず其の子の首を撫づる禮あり、

〔字解〕〔旬〕十日なり、〔未食〕食は禮食なり、禮食とは前節にのぶるが如く、三月の末に夫と妻妾とが同食する禮をいふ、下旬已食の食

【義解】此の節は、妾が子を生みたるときの禮を說く、蓋し大夫士の禮なり、

妾將に子を生まんとするときは、其の生み月の朔日に至りて、夫は人をして日々一たび之れを問はしむ、子生れて三月の末に、妾は口すゝぎ身をあらひ、朝齋戒して子を抱き內寢に於て夫に見ゆ、夫を禮すること、初め來り嫁せしときの如し、君すでに食し膳具を徹去するときは、此の妾をして獨り其の餘りを食はしむ、妾は遂に此の日より入りて侍御するなり、

【字解】〔夙齋〕夙は朝なり、齋は齋に同じ、朝齋戒すること、〔內寢〕適妻の寢室、〔始入室〕初めて來りて嫁せし時をいふ、〔君〕妾夫を呼びて君と稱す、〔使之特餕〕君の餕は衆妾同食す、今之れをして特り餕を食はしむといふは、子を生みしを以て優遇するなり、〔御〕侍なり、夜のおとぎを指す、

公庶子生、就側室、三月之末、其母沐浴朝服見於君、擯者以其子見、君所有賜、君名之、衆子則使有司名之、

【義解】此の節は、庶子生まるとき及び之れに名づくるの禮を說く、此のこと前節に說けども簡略なりしを以て此に特に詳出せるなり、

公の庶子生まるゝときは、側室につき之れを生む、三月の末に其の母は沐浴朝服して君に見ゆ、擯者其の子を抱持して見ゆ、此の妾君の特に寵遇して、恩賜を加ふる所のものならば、君自ら之れに名づくれども、衆妾の子にて恩寵輕きものは則ち有司をして之れに名づけしむ、

【字解】〔擯者〕傅姆の屬を指す、〔有所賜〕君が偏に寵遇して特に恩賜を加ふる所の妾をいふ、〔衆子〕衆妾の子にて其の母の特寵をうけざるもの、

庶人無側室者、及月辰、夫出居群室、其問之也、與子見父之禮、無以異也、

【義解】此の節は、庶人子生まるゝときと、其の之れに名づくるの禮とを說く、

庶人にて側室なきものは、生み月の朔日に至り、夫は出でゝ群室に居る、其の妻を問ふの禮と子の父に見

くとは、妻に代りていふこと、〔時日〕時は是なり、コノと訓む、〔帥〕循なり、善道に循ふこと、〔咳而名レ之〕咳は小兒の笑ふ聲、父咳聲笑容をなし以て慈愛を示して之れに名づくること、〔記レ有レ成〕命令を心に記し忘れずに子を敎へて德を成さしむるありの意、〔還〕旋なり、メグルと訓む、〔辯〕徧なり、アマネクと訓む、〔諸婦〕一族の位卑き者の妻の稱、〔諸母〕一族の位尊き者の妻の稱、〔寢〕夫の燕寢なり、〔宰〕家宰なり、家臣の長をいふ、〔諸男〕一族の男子なり、〔閭史〕二十五家の村を閭といふ、史は其の役場の屬吏なり、〔閭府〕閭の書府（文書を藏するくら）なり、〔州史〕州は二千五百家の村をいふ、史は前にとく、〔州伯〕州の長官、〔州府〕州の書府なり、〔夫入食〕夫燕寢に入り妻と同食すること、此れより直に夫に侍御することとしるべし、〔養禮〕平時夫婦供養の常禮なり、

世子生、則君沐浴朝服、夫人亦如之、皆立于阼階西鄉、世婦抱子升自西階、君名之、乃降、適子庶子見於外寢、撫其首、咳而名之、禮帥初、無辭、

【義解】此の節は、國君生子に名づくる禮を說く、國君に世子生まれ之れに名づくときは、則ち君は沐浴して朝服をつく、夫人も亦しかす、皆正寢の東階の上に於て西に向ひて立つ、世婦子を抱きて西階より升りて之れに對す、君之れに名づけて乃ち降る、適子庶子に名づくるときは、外寢に於て見、其の首を撫でて咳きて之れに名づく、其の禮儀適子に名づる時と同じ、たゞ勅戒の辭なし、

【字解】〔世婦〕宮中に奉仕する女子、〔適子〕世子の弟を指す、〔帥レ初〕初は世子に名づくる時の禮法を指す、〔辭〕勅戒の辭なり、

凡名子、不以日月、不以國、不以隱疾、大夫士之子不敢與世子同名、

【義解】此の節は、子に名をつける法を說く、此の文亦曲禮篇に見ゆ、故に此には解釋を省略す、

妾將生子、及月辰、夫使人日一問之、子生三月之末、漱澣夙齊、見於內寢、禮之如始入室、君已食徹焉、使之特餕、遂入御、

大夫士子生まれたるときは、三月目の末に吉日を擇び、髮をきりて鬌(ノコシガミ)をつくる、それを男子は角結びにし、女子は羈結びにす、しかせざるときは則ち男子は左に結び、女子は右に結ぶ、是の日や妻は子をつれて以て父に見ゆ、この時夫妻共に貴人は則ち衣服を新製して著れども、命士より以下は皆洗濯して清潔にしたるものを用ふ、是の日一族の諸々の男女は夙に興きて沐浴して衣服をつけ、儀式に列するの仕度を全くす、子を饗するの膳具は、朔食の禮になぞらふ、式の準備全く成れば、夫は正寢の門に入り、東階より升り其の上に立ちて西に向ふ、妻は子を抱きて北階より升り、東房より出で、西階の上に楣に當りて立ち東面して夫に對す、此の時姆妻の側にあり、稍々進み出で、妻に代りて謂ひて曰く、母某敢て是の日を以てつゝしみて孺子を見えしむと、夫對へて曰く、欽(ツヽシ)みて之れを敎へ善道に循はしめよと、乃ち子の右手を執りて咳きて之れに名をつく、妻乃ち自ら對へて曰く、嚴命を心にしるして之れを敎養し、其の德を成さしむるありと、遂に左にめぐりて子の師に子を授く、子の師は子をうけ、乃ち徧く列席の諸婦諸母に子の名を告げ終れば、妻は遂に夫の燕寢にゆく、次に夫は家宰に子の名を告ぐれば、家宰は徧く列席の諸男に其の名を告げ、之れを簡策に書して曰く、某年某月某日某生ると、乃ち家の書府に藏め、畢れば閭史に告ぐ、閭史は其の戶籍登錄の書二枚をつくり、其の一は之れを閭(ムラ)の書府に藏め、其の一は之れを州史に獻ず、州史は之れを州伯に獻ず、州伯は命じて之れを州の書府に藏む、かくして式全く畢れば、夫亦燕寢に入り妻と同食すること、平時夫婦供養の常禮の如し、

【字解】〔鬌〕剃りのこしたるかみ、きりのこしたるかみ、のこしがみ、〔角〕兩鬢の髮の囟(シン)(ひよめき)を夾みて結び合せたるもの、あげまき、つのがみ、〔羈〕一は横に一は縱に交へて結びたる髻、〔貴人〕大夫以上をいふ、〔爲二衣服一〕衣服を新製すること、〔漱澣〕衣服を洗濯してきること、〔男女〕一族の諸の男女にて、下旬の諸婦諸母諸男を指す、〔具〕膳具なり、〔視〕擬なり、ナゾラフと訓む、〔朔食〕朔日饗食の禮にて、天子は大牢、諸侯は少牢、大夫は特豚、士は特豕なり、〔門〕正寢の門、〔立二于阼一〕阼階の上に立つこと、〔西鄕〕鄕は嚮に同じ、〔出レ自レ房〕正寢の北階より升りて東房に出づること、妻が人をして子を抱かしめず、又西階より升らざるは人君の禮を避くるなり、君の生子の命名式には西階より升る禮なればなり、〔當レ楣〕西階の上に立ちて楣に當ること、〔先相曰〕相は佐なり先づ妻を佐けて曰

されど大夫士にも亦兼通すと知るべし、

諸侯、子生まゝるときは特別に其の子の室を宮中につくり、衆妾又は傅御の人の中より、其の寛裕にして慈惠あり溫良にして恭敬に謹愼して寡言なるものを擇び求め、其の最も優れたる者を以て子の師と爲らしめ、其の次の者を以て慈母となし、其の次の者を以て保母と爲す、皆子の室に居りて之れを敎養せしむ、他人は用事なきときは、敢て其の室にゆかず、生子を驚かすを恐るゝなり、

【字解】〔異〕特別にの義、〔諸母〕衆妾をいふ、〔可者〕傅御の屬にて子の師たる資格あるものを指す、〔師〕敎ふるに善道を以てするもの、〔慈母〕其の欲する所惡む所を審にするもの、〔保母〕其の寢處を安んずるもの、

三月之末、擇日翦髮爲鬌、男角女羈、否則男左女右、是日也、妻以子見於父、貴人則爲衣服、由命士以下皆漱澣、男女夙興、沐浴衣服、具視朔食、夫入門升自阼階、立于阼西鄕、妻抱子出自房、當楣立東面、姆先相曰、母某敢用時日、祗見孺子、夫對曰、欽有帥、父執子之右手、咳而名之、妻對曰、記有成、遂左還授師、子師辯告諸婦諸母名、妻遂適寢、夫告宰名、宰辯告諸男名、書曰、某年某月某日某生而藏之、宰告閭史、閭史書爲二、其一藏諸閭府、其一獻諸州史、州史獻諸州伯、州伯命藏諸州府、夫入食如養禮、

【義解】此の節は、卿大夫士に名づくるときの禮を說く、

【義解】此の節は、國君の世子生まれたるときの禮を説く、

國君の世子生まれたるときは、則ち直に君に告ぐ、君は其子を接見するに大牢の禮を以てす、宰夫其の膳具を掌る、三日目に、士をトひ其の吉なる者に命じて之れを負はす、トひ定められたる吉なる士は、宿齊して朝服し、寢門外に至り世子を承けて之れを負ふや、射人は桑弧に蓬矢六を束ねて天地四方の六方を射る蓋し世子は未來の國君にて天地四方の事に從ふものなればなり、此の儀式畢りて、保母受けて乃ち之れを負ふ、宰夫は子を負ひし士に醴酒をのまし、束帛を賜ひて之れに酬ふ、次に士の妻大夫の妾とをトひ、其の吉なるものを擇びて之れを乳養せしむ、

【字解】〔接〕君が其の子を接見すること、〔大牢〕大牢の禮なり、大牢を具へて待遇する禮なり、〔宰〕宰夫なり、官名、〔具〕大牢の膳具なり、〔卜士〕士をトひ其の吉なるものを擇ぶをいふ、〔宿齊〕宿は一夜なり、齊は齋に同じ、一夜齋戒すること、〔寢門〕寢殿の門、〔詩〕承と通ず、ウクと訓む、手にうけとること、〔射人〕弓射ることを掌る人、〔桑弧〕桑にて造りたるゆみ、〔蓬矢〕よもぎの矢、〔保〕保母なり、〔食子〕食は乳を與へて養ふこと、

凡接子擇日、冢子則大牢、庶人特豚、士特豕、大夫少牢、國君世子大牢、其非冢子、則皆降一等、

【義解】此の節は、父が生子に接見する禮を説く、

凡て父が生子に接見するには、三日內に於てすと雖、必ず其の吉なる日を擇びて行ふ、長子なれば天子則ち大牢の禮を用ひ、庶人は特豚の禮を用ひ、士は特豕の禮を用ひ、大夫は少牢の禮を用ふ、國君の世子には天子の長子と同じく大牢の禮を用ふ、其の長子に非ざるときは則ち皆禮一等をくだす、

【字解】〔擇日〕日は吉日、〔冢子〕長子なり、〔豚〕小豕なり、

異爲孺子室於宮中、擇諸母與可者、必求其寬裕慈惠溫良恭敬愼而寡言者、使爲子師、其次爲慈母、其次爲保母、皆居子室、他人無事不往、

【義解】此の節は、諸侯生子を養育するの禮を説く、

夫復使人日再問之、夫齊則不入側室之門、

【義解】此の節は、妻が子を生むときの禮を說く、妻將に子を生まんとするときは、其の生み月の朔日に至りて、燕寢の旁室に居る、夫は人をして日々再び之れを見舞はしむ、感動するあるときは則ち自ら之れを問ふ、されど妻は敢て自ら見えず、姆をして衣服をつけて對へしむ、禮を失はざるなり、子生まるゝに至りて、夫は復人をして日々復び之れを問はしむ、因にいふ、夫は感動するあるときは則ち自ら之れを問ふも、若しそれが齋戒の日にありたるときは、敢て旁室の門に入らず、人をして代り問はしむるなり、

【字解】〔月辰〕子を生む月の朔日なり、〔側室〕燕寢（妻の居室）の旁室なり、〔作〕感動するあること、〔姆〕女師なり、五十歲に至りて子なく、出で、復嫁がざる婦人の、婦道を以て人に敎ふるものをいふ、かしづき、〔齊〕齋に同じ、

子生、男子設弧於門左、女子設帨於門右、三日始負子、男射女否、

【義解】此の節は、子生まれたるときの禮を說く、子生まれたるときは、其の子が男子なるときは、弧を門の左方にかけ、女子なるときは、帨を門の右方にかく、三日目に始めて子を負ひ、男子には人をして代りて射らす、女子にはしかせず、

【字解】〔弧〕木の弓、きゆみ、以て男子たるの表となす、〔門左〕左は陽なり、男子も亦陽なり、故に左を擇ぶ、〔帨〕てぬぐひ、以て女子たるの表とす、〔門右〕右は陰なり、女子も亦陰なり、故に右を擇ぶ、〔男射女否〕男子にのみ人をして弓射らしめ、女子にはしかせざるは女子は卑しき故、其の禮を略にするなり、

國君世子生、告于君、接以大牢、宰掌具、三日卜士負之、吉者宿齊朝服寢門外、詩負之、以桑弧蓬矢六、射天地四方、保受乃負之、宰醴負子、賜之束帛、卜士之妻大夫之妾、使食子、

之、少事レ長、賤事レ貴、咸如レ之、

【義解】 此の節は、夫不在中の心得を說く、夫家にあらざるときは、枕を篋にをさめ、簟席はつゝみて器にいれて之れを藏むべし、少者の長者に事へ、賤き者の貴き者に事ふるも亦みな此の如くする禮なり、

【字解】〔濁〕韜なり、ツヽムと訓む、

夫婦之禮、唯及二七十一同藏無レ間、故妾雖レ老、年未レ滿二五十一、必與二五日之御一、將レ御者、齊、漱澣、愼二衣服一、櫛縰、笄總、拂レ髦、衿レ纓、綦レ屨、雖二婢妾一、衣服飲食必後二長者一、妻不レ在、妾御莫二敢當一レ夕、

【義解】 此の節は、夫婦及婢妾の禮を說く、夫婦の禮は、別あるを要すること、上述の如くなれども、たゞ七十に及びては同居してへだてなし、蓋し衰老して嫌疑を受くるの患なければなり、故に妾は老いたりと雖、年未だ五十に滿たざるときは、必ず五日の侍御に預るものとす、其の將に侍御に預らんとするときは、則ち齋戒し、口すゝぎ、手足面目をあらひ、愼みて衣服をとゝのへ、髮をくしけづり、縰にてつゝみ、笄をさし、總をつけ、髦の塵を拂ひて加へ、香囊を結び、屨にひもをつけ、然る後伺候す、而して婢妾と雖其の間に別あり、衣服飲食必ず長者に後るゝを禮とす、故に妻あらざるときは妾は敢て之れに代りて夜の御とぎに當ることなし、

【字解】〔同藏〕同じく共に隱居すること、〔間〕隔なり、〔未レ滿二五十一〕女は五十にして始めて衰へ孕む能はざるよりいふ、〔與〕預なりアヅカルと訓む、〔五日之御〕諸侯に就ていふ、御は侍御なり、夜のおとぎをさす、〔齊〕齋に同じ齋戒なり、〔漱澣云云綦レ屨〕字義皆篇首を見よ、〔夕〕妻の夜のおとぎをいふ、

○以上第十四章、居室の禮を說く、

妻將レ生レ子、及二月辰一、居二側室一、夫使三人日再問二之、作而自問レ之、妻不二敢見一、使二姆衣服而對一、至二于子生一、

取稻米、舉糔溲之小切狼臅膏以與稻米爲酏、

【義解】此の節は、酏を說く、

稻米の粉をとりみなしろみづにてこねまぜ、別に狼の胸の膏をきりて之れを加へ煎じて酏をつくる、

【字解】〔稻米〕稻米の粉を指す、〔糔溲〕しろみづにてこれまぜろこと、〔臅〕胸臆なり、ムネと訓む、〔酏〕かゆの類、

○以上第十三章、八珍及糝酏を說く、孫希旦の說に、此の章はもと第十一章と接續せしを、養老一章（第十二章）誤りて其の間に混じてより分れて二章となりしものとあり、思ふに然らん、

禮始於謹夫婦、爲宮室辨外內、男子居外、女子居內、深宮固門、閽寺守之、男不入、女不出、

【義解】此の節は、禮は夫婦の別を謹むに始まることを說く、

禮は夫婦の別を謹むに始まる、故に宮室をつくりて外內を區別し、男子は外室に居り、女子は內室に居り互に宮を深くし門を固くし、閽寺の役之れを守る、男子は其の時に非ざれば女子の室に入らず、女子は其の禮に非ざれば己の室を出でず、以て其の分を守る、

【字解】〔外內〕男子の居る正寢は外にあり、故に外といひ、女子の居る燕寢は內にあり、故に內といふ、〔閽寺〕閽は中門の禁を掌る役、寺は內人の禁令を掌る役、

男女不同椸枷、不敢縣於夫之楎椸、不敢藏於夫之篋笥、不敢共湢浴、

【義解】此の節は、男女器を共にせざることを說く、

男女は椸枷を同じくせず、故に女子は敢て夫の楎椸にかけず、敢て夫の篋笥に藏めず、又男女は敢て浴室にて共に浴せず、

【字解】〔椸枷〕衣をかくるもの、いかう、〔楎椸〕上に同じ、植てるものを楎といひ、横なるものを椸といふ、〔湢浴〕湢は浴室なり、湢浴とは浴室にて浴すること、

夫不在、斂枕篋、簟席襡、器而藏

鹿施麕皆如牛羊、欲濡肉則釋而煎之以醯、欲乾肉則捶而食之、

【義解】此の節は、熬（八珍の七）を説く、

熬を爲る法は、牛肉をとり之れをたゝきて其の皽を去り、萑を編みて之れを布き、桂と生薑とを粉にして其の肉の上にそゝぎかけ、其の上に鹽をふりかけ、火に乾して之れを食ふ、こは牛肉の熬なるが、羊肉に施すも亦此の法の如くす、其の他麋肉鹿肉麕肉に施す法も、亦皆牛羊肉に施す法の如くす、而して熬を食ふとき、濡肉を欲するときは則ち之れを水にひたし、醢にて煎りて食ひ、乾肉を欲するときは、則ち之れをたたきて後食ふ、

【字解】〔熬〕あぶること、肉を火上にあぶり乾して後食ふ、故にいふ〔屑〕屑にすること、粉にすること、〔濡肉〕熬の濡へる肉の義、〔釋〕水にて潤し釋くこと、ヒタスと訓む、〔乾肉〕熬の乾きたる肉の義、

糝取牛羊豕之肉、三如一、小切之、與稻米、稻米二肉一、合以爲餌煎之、

【義解】此の節は、糝を説く、八珍の外なり、次節に入るべきが誤りて此に入れるならんといふ、

糝とは何ぞや、牛羊豕の肉を取り、三種とも其の量を一定し、小さく之れを切りて之れに稻米を加ふ、稻米と肉とは稻米二分肉一分の割合にて之れを混じ、團子に造り、後之れを煎りたるものをいふ、

【字解】〔糝〕こながき、〔與〕加なり、クハフと訓む、〔餌〕だんご、

肝膋取狗肝一、幪之以其膋、濡炙之、擧燋、其膋不蓼、

【義解】此の節は、肝膋（八珍の八）を説く、

肝膋とは何ぞや、狗の肝一を取り、其の膋にて之れをおほひひたす、かくおほひひたして後、之れをあまねく炙る、其の膋には蓼を用ひず、

【字解】〔肝膋〕肝を膋にひたして炙りたるものなるを以て名づく、膋は腸間の脂なり、〔幪〕おほひかくすこと、こゝにてはかくれる樣に漬ける意に見るべし、〔濡炙之〕之れを濡し炙ること、〔擧燋〕擧は皆なり、徧なり、すべてあまねくあぶりこがすこと、

【字解】〔炮〕炮豚炮牂をいふ、炮はあぶること、あぶりて造るよりいふ、〔牂〕牡羊なり、〔刲レ之刳レ之〕刲は屠殺して體をさくこと、刳は内部をゑぐりて臓腑を取り去ること、〔萑〕薍葦の類、〔苴〕裹なり、〔墐塗〕黏土なり、ねばつち、〔擘〕手にて乾きたる土をさきとること、〔濯レ手〕土をとりて手のけがれたると、肉の熱せる爲手をあらふなり、〔皽〕肉のうすかは、〔糔溲〕米のとぎじるにひたし混ずること、〔酏〕かゆ、〔滅〕沒なり、イルと訓む、〔鉅鑊〕鉅大なる鑊、鑊は鼎の足なきもの、〔薌脯〕香美なる脯の義、羊の肉の解き切りて薄き脯の如きものを指す、前に酏をつくるときは以付レ豚といひ、此に薌ニ脯於其中一といふは互文なり、故に實際は以付ニ豚薌脯一云云豚ニ薌脯於其中一と知るべし、

擣珍、取牛羊麋鹿麕之肉、必脄、每物與牛若一、捶反側之、去其餌、孰出之、去其皽、柔其肉、

【義解】此の節は、擣珍（八珍の五）を說く、擣珍とは何か、牛羊麋鹿麕の肉をとる、其の肉は必ず背肉を用ふ、各肉の多寡は皆牛肉と同じくす、之れ等の肉をたゝくに、或は之れを反し或は之れを側でゝたゝき、以て其の筋を去り、後よく煑て之れを出だし其皽を去り、之れを醢醢に調和して柔にし後食ふ、

【字解】〔擣珍〕肉をつきてつくりたる珍味の義、〔脄〕背肉なり、〔每レ物與レ牛若レ一〕物は牛以外の肉を指す、與レ牛若レ一とは牛肉を以て標準となし、多寡皆之れと同一にするなり、〔餌〕筋なり、〔孰〕熟に同じ、よくにること、〔柔ニ其肉一〕其の肉を醢醢を以て調和し柔にすること、

漬、取牛肉必新殺者、薄切之、必絶其理、湛諸美酒、期朝而食之、以醢若醷、

【義解】此の節は、漬（八珍の六）を說く、漬とは何ぞや、新に殺せる牛肉を取り、薄く之れを切り、必ず其のすぢを絶ちて、之れを美酒にひたせるものなり、美酒にひたしてより一晝夜の後之れを食ふ、之れを食ふには醢若しくは醷醷を以て調和す、

【字解】〔理〕すぢめ、〔湛〕漬なり、ヒタスと訓む、〔期朝〕今朝より明朝に至る即ち一晝夜なり、〔醷〕梅漿なり、うめず、

爲熬、捶之去其皽、編萑布牛肉焉、屑桂與薑、以灑諸上而鹽之、乾而食之、施羊亦如之、施麋施

膏曰淳熬、

【義解】此の節は、淳熬（八珍の一）を說く、淳熬とは何か、醢を煎りて陸稻の飯の上に加へ、其の上に膏を沃ぎたるものを淳熬といふ、

【字解】〔淳熬〕淳は沃、熬は煎なり、醢を煎り膏を沃ぎてつくるよりいふ、〔陸稻〕陸稻の飯なり、陸稻はをかぼ、

淳母煎醢加于黍食上、沃之以膏曰淳母、

【義解】此の節は、淳母（八珍の二）を說く、淳母とは何か、醢を煎りて黍の飯の上に加へ、其の上に膏を沃ぎたるものを淳母といふ、

【字解】〔淳母〕母は模と通ず、淳熬に模倣して造りたる羞の義、

炮取豚若牂、刲之刳之、實棗於其腹中、編萑以苴之、塗之以墐塗、炮之、塗皆乾、擘之、濯手以摩之去其皽、爲稻粉、糔溲之以爲酏、以付豚煎諸膏、膏必滅之、鉅鑊湯以小鼎薌脯於其中、使其湯毋滅鼎、三日三夜毋絕火、而后調之以醯醢、

【義解】此の節は、炮豚、炮牂（八珍の三四）を說く、炮豚炮牂とは何か、豚若しくは牂を取りて之れを刲き、其の臟腑を去り、萑を編みて之れをつゝみ、其の上に粘土を塗りて之れを火に炮る、其の塗り土皆乾きたるときは、之れをさきとり、後手を濯ひて肉を摩り其の皽を去る、又別に稻米の粉をつくり、しろみづにつけて粥となし、之れを豚には全體につけ、牂は肉をきりさきてつけ、後膏にて煎る、膏は必ず其の肉を沒するほど充分に用ふべし、而して其の膏は小鼎中に入る、鉅大なる鑊に湯を沸かして小鼎を其の中に入れ、其の湯をして小鼎を沒せしめ、中の膏肉を混ずることなからしめ、三日三夜火を絕つことなく、之れを煎り、而る後之れを調和するに醯醢を以てして食ふ、

父母之所レ敬亦敬レ之、至ニ於犬馬ニ盡然、而況於レ人乎、

【義解】 此の節は、孝子が老父母を養ふ禮を說く、曾子曰く、孝子の老父母を養ふや、其の心を樂ましめ其の志に違はず、其の耳目を樂まし、其の寢處を安んじ、其の飮食に於けるや、忠心をつくして之れを供し以て養ふこと、孝子の身終るまでにす、身を終るまでにすとは、父母の身の終るまで孝をつくすの謂にあらずして、其の孝子の身を終ふるまで孝をつくすの謂なり、是の故に父母の愛する所は亦之れを愛し、父母の敬する所は亦之れを敬す、犬馬に至るまで盡くしかす、而るを況や人に於てをやと、

【字解】〔忠養〕忠心をつくして養ふこと、〔終レ身也者一句〕前句の末の身終の解釋なり、終ニ其身ニとは孝子の身を終ふるまで孝をつくすの義、身存世中に父母沒すとも、之れに事ふること かはらず、中庸に所謂事レ死如レ事レ生事レ亡如レ事レ存なり、

凡養レ老、五帝憲、三王有レ乞レ言、五帝憲、養ニ氣體ニ而不レ乞レ言、有レ善則記レ之爲ニ惇史ニ、三王亦憲、既養レ老而后乞レ言、亦微ニ其禮ニ、皆有ニ惇史ニ、

【義解】 此の節は、五帝三王養老の禮を說く、凡そ老者を養ふの禮に於て五帝の世は養ひてたゞ其の德行に法るのみ、三王の世に至りては、其の上に又善言を乞ふ、五帝の世は老者の德行に法るを主とするを以て、其の氣力身體を養ふのみにて、善言を乞はず、老人若し自ら善言をいふあるときは、則ち之れを記して惇史となし萬人をして法らしむ、三王の世も亦老者の德行に法るを主とするも、既に老を養ひて而る後に善言を乞ふ、然も善言を乞ふの際に於て、亦少しく其の禮を略にす、されど皆其の善言を記して惇史となすは相同じ、

【字解】〔憲〕法なり、ノットルと訓む、老者の德行に法るをいふ、〔有乞レ言〕有は又と通ず、マタと訓む、言は善言をさす、〔惇史〕惇は厚なり、惇厚の德を記せる史の義、〔微〕少しく略にすること、

○以上第十二章、養老の禮を說く、孫希旦は他篇の脫簡には非ざるかといへり、

淳熬、煎レ醢加ニ于陸稻ノ上ニ、沃レ之以

七十不俟朝、八十月告存、九十日有秩、

五十不從力政、六十不與服戎、七十不與賓客之事、八十齊喪之事弗及也、

五十而爵、六十不親學、七十致政、凡自七十以上、唯衰麻爲喪、

凡三王養老皆引年、八十者一子不從政、九十者其家不從政、瞽亦如之、

凡父母在、子雖老不坐、

有虞氏養國老於上庠、養庶老於下庠、夏后氏養國老於東序、養庶老於西序、殷人養國老於右學、養庶老於左學、周人養國老於東膠、養庶老於虞庠、虞庠在國之西郊、有虞氏皇而祭、深衣而養老、夏后氏收而祭、燕衣而養老、殷人冔而祭、縞衣而養老、周人冕而祭、玄衣而養老、

【義解】此の數節は、養老の禮を雜說す、王制篇の文と相同じ、故に解を略す、

曾子曰、孝子之養老也、樂其心不違其志、樂其耳目、安其寢處、以其飮食忠養之、孝子之身終、終身也者非終父母之身、終其身也、是故父母之所愛亦愛之、

るを得、凡て閣の數は尊卑によりて別あり、天子の閣は左の夾室に五個、右の夾室に五個あり、公侯伯の諸侯は五個あり、房中に設く、大夫は三個あり、房中に設く、士は卑しく閣をつくるを得ず、土坫を以て之れに代ふ、其の數一個にして亦房中に設く、

【字解】〔秩膳〕秩は常なり、膳は美食なり、常に美食を左右に置きて以て食用に供ふること、〔閣〕板にてつくり飲食物を置くたな。〔左達〕達は夾室なり。宮室の制中央を正室と爲し、正室の左右を房となし、房の外に序あり、序の外に夾室あり、天子は尊きを以て庖厨を遠ざく、故に夾室に設くるなり、〔大夫於閣三〕大夫之閣於房中三の略。〔士於坫一〕士は位卑くして閣を設くるを得ざるを以て、坫を以て之れに代へ、房中に設くるなり、坫は土を以て爲る、杯を置くに用ふる具なり、

○以上第十一章、飲食の法を雜記す、

凡養老、有虞氏以燕禮、夏后氏以饗禮、殷人以食禮、周人脩而兼用之、凡五十養於鄉、六十養於國、七十養於學、達於諸侯、八十拜君命、一坐再至、瞽亦如之、九十者使人受、五十異粻、六十宿肉、七十貳膳、八十常珍、九十飲食不違寢、膳飲從於遊可也、六十歲制、七十時制、八十月制、九十日脩、唯絞紟衾冒死而后制、

五十始衰、六十非肉不飽、七十非帛不煖、八十非人不煖、九十雖得人不煖矣、

五十杖於家、六十杖於鄉、七十杖於國、八十杖於朝、九十者天子欲有問焉、則就其室以珍從、

【義解】 此の節は、食用鳥獸中食ふべからざる部分をあぐ、

雛の尾の一握りにみたざるものは食はず、鵝鳥の尾肉と、鵠鴞の胖肉と、鶩の尾肉と、鷄の肝と、鴈の腎と鴇の脾肶と、鹿の胃と亦皆食はず、人體に宜しからざればなり、

【字解】〔握〕一にぎり、〔舒鴈〕鵝なり、〔翠〕尾肉をいふ、〔鵠〕一種の水鳥、くゞひ、〔鴞〕ふくろふ、〔胖〕脅側の薄肉をいふ、〔舒鳧〕鶩なり、〔鴇〕雁の一種、のがり、〔奥〕脾肶をいふ、

肉腥細者爲膾、大者爲軒、或曰、麋鹿魚爲菹、麕爲辟雞、野豕爲軒、兎爲宛脾、切葱若薤、實諸醯以柔之、

【義解】 此の節は、腥肉の調理法を說く、

腥肉の細きものは膾と爲し、大なるものは軒となす、或人曰く、麋鹿魚の肉を菹となし、麕肉を辟雞となし野豕の肉を軒となし、兎を宛脾となすと、此れ等の食物を造るや、或は葱又は薤を切りて肉と共に之れ醯中に漬して、以て之れを柔にして後食ふ、

【字解】〔軒〕大切れの肉、〔或曰〕記者此の文を作るとき菹軒辟雞宛脾の制あれども作り方未だ詳ならず、されど舊此の言あり、記者承けて之れを用ふ、故に或曰と稱せしなり、〔辟雞〕下句の宛脾と共に其の名義未だ詳ならず、

羹食自諸侯以下至於庶人、無等、

【義解】 此の節は、羹食は上下差等なきことを說く、

羹と飯とは飲食の主要なるものなり、故に諸侯より以下庶人に至るまで差等なし、

【字解】〔羹食〕羹と飯と、〔等〕等差なり、

大夫無秩膳、大夫七十而有閣、天子之閣左達五、右達五、公侯伯於房中五、大夫於閣三、士於坫一、

【義解】 此の節は、尊卑の閣制を說く、

大夫は常膳なし、大夫は七十にして始めて閣を設く

栗曰撰之、桃曰膽之、柤梨曰攢之、

【義解】此の節は、食物を治め擇ぶ名稱を說く、肉を料理するは之れを脫すといひ、魚を料理するは之れを作すといひ、棗を擇ぶは之れを新にすといひ、栗を擇ぶは之れを撰すといひ、桃を擇ぶは之れを膽すといひ、柤梨を擇ぶは之れを攢すといふ、

【字解】〔脫〕其の筋膜を剝ぎとる義、〔作〕斮なり、其の鱗を削り去る義、〔新〕拭ひ治めて新潔ならしむる義、〔撰〕字の如く撰擇の義なり、栗は蟲つけるもの多きよりいふ、〔膽〕桃は毛多きを以て、拭ひ治めて青滑なること膽の如くならしむる義、〔柤〕こぼけ、〔攢〕其の蟲くひの處を鑽り治むるの義、

牛夜鳴則庮、羊冷毛而毳羶、狗赤股而躁臊、鳥皫色而沙鳴鬱、豕望視而交睫腥、馬黑脊而般臂漏、

【義解】此の節は、食用の鳥獸の中特に食ふべからざるものを列擧す、牛の夜鳴きをするものは、則ち其の肉くさくして食ふべからず、羊の毛の本あらく冷にして毛の端ちゞまるものは、其の肉、なまぐさくして食ふべからず、狗の股裏に毛なく擧動躁しきものは、其の肉なまぐさくして食ふべからず、鳥の色變りて潤澤なく嘶く如く鳴くものは、其の肉腐臭にして食ふべからず、豕のそらにらみして、まぶたの毛相交れるものは、腥肉にして食ふべからず、馬の脊の色黑くして前の脛毛まだらなるものは、其の肉螻蛄臭くして食ふべからず、

【字解】〔庮〕惡臭なり、クサシと訓ム、〔冷毛〕毛の本まばらにして冷きこと、〔毳〕毛端の結聚せること、ちゞまること、〔羶〕あぶらくさきこと、クサシと訓む、〔赤股〕股の裏に毛なきこと、〔躁〕擧動さわがしきこと、〔臊〕あぶらくさきこと、クサシと訓む、〔皫色〕變りて潤澤なき色、〔沙鳴〕沙は嘶なり、嘶くが如く鳴くこと、〔鬱〕腐臭なり、クサシと訓む、〔望視〕そらにらみすること、〔交睫〕目睫の毛相交ること、〔腥〕星の如き小さき息肉、あまじし、〔般臂〕前の脛の毛の斑なること、〔漏〕螻と通ず、螻蛄の如き臭をいふ、

雛尾不盈握弗食、舒鴈翠、鵠鴞胖、舒鳧翠、雞肝、鴈腎、鴇奧、鹿胃、

配す、是くするときは味調和を得るなり、

【字解】〔蝸醢〕蝸は蜾に同じ、蜾肉にて造りたる醢、〔苽食〕菰草の實を炊きて造りたる飯、〔腒羹〕腒を折きて造りたる羹、〔折稌〕米を碎きて屑となしたるを炊ぎたる飯、〔和糝〕五味にて調和しこながきとすること、〔不蓼〕蓼はたでなり、たでを加へざること、〔濡〕胹と通ず、煮烹なり、ニルと訓む、〔包苦〕苦荼にて豚を包むこと、〔實蓼〕蓼草を腹中に實つること、〔醯醬〕しゝびしほ、〔卵醬〕魚卵にて造りたる醬、〔腶脩〕乾肉なり、〔蚳醢〕蚍蜉の子の醢、〔麋膚〕麋肉の外膚、麋は鹿の一種、〔魚膾〕魚のなます、〔腥〕生肉なり、〔桃諸梅諸〕諸は菹に同じ、桃菹は桃の實のつけたるもの、梅菹は梅の實のつけたるもの、〔卵鹽〕鹽なり、大鹽の形は卵に似たるより名づく、

凡食齊視春時、羹齊視夏時、醬齊視秋時、飲齊視冬時、

【義解】此の節は、飲食物の鹽梅は四時の氣候に法りたることを說く、

凡そ食物の鹽梅は、春の氣候に擬へて溫にし、羹の鹽梅は夏の氣候に擬へて熱くし、醬の鹽梅は秋の氣候に擬へて涼しくし、飲物の鹽梅は冬の氣候に擬へてつめたくす、

【字解】〔齊〕和げ齊ふること、鹽梅することをいふ、〔視〕擬なり、ナゾラフと訓む、

凡和春多酸、夏多苦、秋多辛、冬多鹹、調以滑甘、

【義解】此の節は食物の四時の調和の法を說く、

凡そ食物の調和は、春は酸味を多くし、夏は苦味を多くし、秋は辛味を多くし、冬は鹹味を多くす 而して皆調ふるに滑甘の味を以てす、

【字解】〔鹹〕しほから味、

牛宜稌、羊宜黍、豕宜稷、犬宜粱、鴈宜麥、魚宜苽、

【義解】此の節は、飯のさいに適したる肉をあぐ、

牛肉は稌飯のさいに宜しく、羊肉は黍飯のさいに宜しく、豕肉は稷飯のさいに宜しく、犬肉は粱飯のさいに宜しく、鴈肉は麥飯のさいに宜しく、魚肉は苽飯のさいによろし、

【字解】〔稌〕もちいね、〔苽〕前に出づ、

春宜羔豚膳膏薌、夏宜腒鱐膳

なり、〔醷〕梅漿なり、うめず、〔濫〕粮を粉にし之れに水を和したる汁、

酒淸白、

【義解】此の節は、酒の種目をあぐ、

酒には淸酒と白酒とあり、

【字解】〔淸白〕淸酒と白酒となり、白酒は事酒と昔酒とに分つ、事ありて飮むこれを事酒といひ、事なくして飮むこれを昔酒といふ、

羞糗餌粉酏、

【義解】此の節は、羞の種目をあぐ、

羞には糗餌と粉酏とあり、

【字解】〔羞〕羞めもの、さかな、籩に盛る、〔糗餌〕米麥を炒り乾し之れを搗きて粉となし、造りたるもち、〔粉酏〕米をつきて造りたる餅の上に大豆の粉をぬりたるもの、きなこもち、

食、蝸醢而苽食雉羹、麥食脯羹雞羹、折稌犬羹兎羹、和糝、不蓼、濡豚包苦實蓼、濡雞醢醬實蓼、濡魚卵醬實蓼、濡鼈醢醬實蓼、腶脩蚳醢、脯羹兎醢、麋膚魚醢、魚膾芥醬、麋腥醢醬、桃諸梅諸卵鹽、

【義解】此の節は、食物の種目をあぐ、

食は其の種目甚多し、蝸を以て醢となし、苽米を以て飯となし、雉肉を以て羹となし、之れを一食とす、麥飯には、脯と雞との羹を添ふ、之れを一食とす、こゝめの飯には犬肉と兎肉との羹を添ふ、之れを一食とす、此れ等の羹は五味を以て調和しこながきにして、蓼を加へず、次に豚を煮るには之れを苦菜に包み、蓼を其の腹中に實て、雞を煮るには醢醬を用ひ、蓼を腹中に實て、魚を煮るには卵醬を用ひ蓼を腹中に實て、鼈を煮るには醢醬を用ひ、蓼を腹中に實つ、是れ其の臭を消し味を美にする爲なり、次に腶脩を食ふときは蚳醢を以て配し、脯羹を食ふときは、兎醢を以て配し、麋肉の外膚を食ふときは魚醢を以て配し、魚膾を食ふときは芥醬を以て配し、麋の生肉を食ふときは醢醬を以て配し、桃菹梅菹を食ふときは卵鹽を以て

く、

飯、黍、稷、稻、粱、白黍、黄粱、稰穱、

【義解】此の節は、飯の種目をあぐ、

飯には黍の飯、稷の飯、稻の飯、粱の飯、白黍の飯、黄粱の飯の六種あり、六種とも稰穱二種を飯にかしぐ、因にいふ此れは諸侯の禮なり、

【字解】〔稰〕生のときにかりし穀物の稱、〔穱〕熟して後にかりし穀物の稱、

膳、膷、臐、膮、牛炙、醢、牛胾、醢、牛膾、羊炙、羊胾、醢、豕炙、醢、豕胾、芥醬、魚膾、雉、兎、鶉、鷃、

【義解】此の節は、膳具の目をあぐ、

膳具は凡て五列、第一列には、牛臛と羊臛と豕臛と牛の炙肉とを列ぬ、第二には、醢と牛のきり肉と醢と牛肉の膾とを列ぬ、第三列には、羊の炙肉と羊のきり肉と醢と豕の炙肉とを列ぬ、第四列には醢と豕のきり肉と芥醬と魚の膾とを列ぬ、第五列には、雉と兎と鶉と鷃との肉を列ぬ、以上皆之れを豆に盛る、因にいふ此れは大夫の禮なり、

【字解】〔膷〕牛肉の臛なり、臛は肉のあつもの、〔臐〕羊肉の臛、〔膮〕豕の臛、〔牛炙〕炙は炙り肉、〔醢〕肉醬なり、〔牛胾〕胾はきり肉、〔牛膾〕膾は細く切りたる肉、なます、〔芥醬〕からしのあへもの、〔鷃〕ふなしうづら、

飲、重醴、稻醴清糟、黍醴清糟、粱醴清糟、或以酏爲醴、黍酏、漿、水、醷、濫、

【義解】此の節は、飲み物の目をあぐ、

飲み物は其種類六あり、一を重醴となす、重醴には稻醴と黍醴と粱醴とあり、三醴各〻泲める者と未だ泲まざるものと二つあり、二を酏醴となす、黍を以て造る三を酏となし、四を水となし、五を梅漿となし、六を濫となす、

【字解】〔重醴〕重は陪なり、泲める醴のそばに泲まざる醴を陪設するより重醴といふ、醴はひとよざけ、あまざけ、〔稻醴〕稻米にて造りたる醴、〔清糟〕泲めるものを清といひ、未だ泲まざるものを糟といふ、〔黍醴〕黍にて造りたる醴、〔粱醴〕粱にて造りたる醴、〔酏〕粥を釀して造りたる醴、〔黍酏〕黍の粥を釀して造りたる醴、〔漿〕酢

身なり又は從者を少なくつゝまやかにして以て其の家に入る、

【字解】〔適子庶子〕小宗の父及び祖の適子庶子なり、小宗の ことは大宗と共に祭法篇に見ゆ、 〔宗子宗婦〕宗子は大宗の子、宗婦は宗子の妻、〔車徒〕車乘從者なり、

子弟猶歸器衣服裘衾車馬、則必獻其上、而后敢服用其次也、若非所獻則不敢以入於宗子之門、不敢以貴富加於父兄宗族、

【義解】 此の節は適庶子が宗子に賜をわかつときの禮を說く、

適子庶子の子弟に功德顯榮なるものありて、尊上より賜はりし器物衣服裘衾車馬を遺り來りしときは則ち必ず其の上等を宗子に獻じて、而して后に敢て其の次のものを服用す、若し宗子の爵位卑くして獻ずべき所の物に非ざるときは、己れ之れを服用するも、敢て之れを服して宗子の門に入らず、己が貴富を誇る嫌あるを以てなり、啻に宗子に對してのみならず、父兄宗族に對しても貴富を以て高ぶらず、是れ禮なり、

【字解】〔子弟〕適庶子の子弟なり、〔猶〕若なり、モシと訓む、〔歸〕遺なり、オクルと訓む、〔上〕上等なり、〔非レ所レ獻〕宗子の爵位卑くして獻すべき物(物の貴き場合なり)に非ざるときはの意、〔加〕高なり、タカブルと訓む、

若富則具二牲、獻其賢者於宗子、夫婦皆齊而宗敬焉、終事而后敢私祭、

【義解】 此の節は、祖禰の祭のとき、宗子に對する禮を說く、

適庶子祖禰の祭のあるとき己若し貴富なるときは、則ち二牲を具へ其の善きものを宗子におくり、夫婦共に齋戒して往きて祭を助け、敬しく之れに事へ、祭終へて后歸りて敢て私に祭る、是れ禮なり、

【字解】〔賢〕善なり、ヨシと訓む、〔事〕祭事をいふ、〔齊〕齋と通ず、齋戒なり、〔宗敬〕大宗に敬事すの略、

○以上第十章、適子庶子の宗子宗婦に事ふる禮を說

へず、たゞ父母舅姑の命のまゝに従ふ、

婦或賜之飲食衣服布帛佩帨茝蘭、則受而獻諸舅姑、舅姑受之則喜如新受賜、若反賜之則辭、不得命、如更受賜、藏以待乏、

【義解】 此の節は、婦が私親兄弟より賜を受けたるときの禮を説く、

婦私親兄弟より飲食衣服布帛佩帨茝蘭を賜ふことありたるときは、則ち受けて之れを舅姑に獻ず、舅姑之れを受くるときは則ち之れを喜ぶこと、新に賜を受くるが如くす、若し受けずして之れをかへし己に賜ふときは、則ち辭して受けず、それにても猶許されざるときは、更に賜を受くるが如く丁重に之れをうけて藏め以て舅姑の乏しき時を待ちてまた之れを獻ず、

【字解】 〔佩〕佩玉なり、〔茝蘭〕共に香草にて佩ぶべきもの、〔不レ得レ命〕猶許されずといふが如し、〔待レ乏〕舅姑の乏しきを待ちてまた之れを獻ずること、

婦若有私親兄弟、將與之則必復請其故、賜而后與之、

【義解】 此の節は、婦が私親兄弟に物を與ふるときの禮を説く、

婦若し己が私親兄弟ありて將に之れに物を與へんとするときは、則ち必ず復其の之れに與ふべきわけを申し請ひ、舅姑より物を賜はりて而る后に之れにあたふべし、

【字解】 〔復〕白なり、マヲスと訓む、〔故〕理由なり、わけ、

○以上第九章、婦の舅姑に事ふる私に藏し私に取與せざる禮を説く、

適子庶子祗事宗子宗婦、雖貴富、不敢以貴富入宗子之家、雖衆車徒、舍於外、以寡約入、

【義解】 此の節は、適庶子の宗子に於ける貴富をすてゝ事ふる禮を説く、

小宗の適子庶子は祗みて宗子宗婦に事ふ、たとひ己位貴く家富むと雖、敢て其の身分を以て宗子の家に入らず、車乘從者多く從ふときと雖、外に之れを舍き

舅姑使冢婦、毋怠不友無禮於介婦、

【義解】此の節は、長婦の心得を說く、

舅姑長婦を使ひ事をなさしむるときは、長婦は當に自ら其の勞に任ずべし、衆婦の己を助けざるを怨みて、之れを愛せず無禮を加ふることなかれ、

【字解】〔不友〕愛せざること、

舅姑若使介婦、毋敢敵耦於冢婦、不敢並行、不敢並命、不敢並坐、

【義解】此の節は、衆婦の心得を說く、

舅姑若し衆婦を使ひて事をなさしむるときは、衆婦亦當に自ら其の勞に服すべく、己れは長婦と同等の匹耦たりと思ひ、均しく其の勞を分たんとすべからず、衆婦は長婦より地位一段卑し、故に敢て並び行かず、敢て並びて尊者の命を受けず、敢て並び坐せず、是れ禮なり、

【字解】〔敵耦〕敵對すべき匹耦、即ち同等の匹耦の意、〔不敢並命〕敢て並に尊者の前に出て命を受けずの意、

○以上第八章、長婦衆婦の心得を說く、

凡婦不命適私室、不敢退、婦將有事、大小必請於舅姑、

【義解】此の節は、婦は命あらざれば私室に行かず、事每に舅姑に問ふことを說く、

婦たるもの舅姑の所に侍り事へ、舅姑より私室にゆけと命ぜられざれば、敢て其の側を退かず、又婦たるものは將に事あらんとするときは、大小に拘らず必ず舅姑に請ひ問ひて行ふべし、

【字解】〔婦〕長婦介婦の併稱、〔私室〕婦の私室、

子婦無私貨、無私畜、無私器、不敢私假、不敢私與、

此の節は、子婦は貨財器用は皆父母舅姑の命をまち私せざることを說く、

子婦は私の貨財なく、私の貯畜なく、私の器物なし、又敢て私に人より物をからず、敢て私に人に物を與

是れ禮なり、

子甚宜其妻、父母不說出、子不宜其妻、父母曰是善事我、子行夫婦之禮焉、沒身不衰、

【字解】〔執事〕用器より其他の事を指す、

【義解】此の節は己妻を愛せずと雖、父母之れを喜ぶときは出さゞることを說く、子甚だ其の妻を好みて父母悅ばざるときは、則ち出だす、子其の妻を好まざれども、父母是の女善く我に事ふと曰ふときは、子は夫婦の禮を行ひて己が身を沒するまで之れを遇することと衰へず、是れ禮なり、

【字解】〔宜〕善なりヨミスと訓む、

○以上第五章、人子たるものは父母の愛惡を以て己が愛惡となすべきことを例說す、

父母雖沒、將爲善、思貽父母令名、必果、將爲不善、思貽父母羞辱、必不果、

父母沒すと雖、將に善を爲さんとするときは、此れによりて父母の美名を世にのこさんことを思ひて、必ず之れを爲し果すべし、將に不善を爲さんとするときは、此れによりて父母の羞辱を世にのこさんことを思ひて、必ず之れを爲し果さず、中止すべし、

【字解】〔令名〕善名なり、

○以上第六章、人子たるものは父母の名をあぐることを務め、恥辱を與ふることをなすべからざることを說く、

舅沒則姑老、冢婦所祭祀賓客、每事必請於姑、介婦請於冢婦、

【義解】舅沒するときは、則ち姑は隱居して家事を長婦に傳ふ、長婦は家事を承くと雖敢て專行せず、故に祭祀あり賓客あるときは、每事必ず姑に問ひて後之れを行ふ、衆婦は必ず長婦に問ひ、其の命を受けて行ふ、

【字解】〔老〕隱居すること、〔冢婦〕長婦なり、〔介婦〕衆婦なり、

○以上第七章、姑隱居後に於ける長婦衆婦の心得を說く、

父母有過、下氣怡色柔聲以諫、諫若不入、起敬起孝、說則復諫、不說與其得罪於鄉黨州閭、寧孰諫、父母怒不說、而撻之流血、不敢疾怨、起敬起孝、

【義解】父母過あるときは、氣象をおだやかにし、顏色を怡ばし、聲をやはらかにして、以て諫むべし、若し入れられざるときは、則ち起ちて敬し起ちて孝し、其の機嫌直りて悅ぶを待ち則ち復諫むべし、父母に悅ばれざるを恐れて、敢て諫めずして父母をして罪を鄉黨州閭に得しむるよりは、寧ろ殷勤に氣長く諫めよ、父母怒りて悅ばず、己を撻ちて血流るゝに至るとも敢て疾み怨むことなく、起ちて敬し起ちて孝すべし、

【字解】〔說〕悅に同じヨロコブと訓む、〔孰諫〕純熟殷勤に諫むること、物の成熟するが如く熟るをいふ、

○以上第四章、父母を諫むるの禮を說く、

父母有婢子若庶子庶孫、甚愛之、雖父母沒、沒身敬之不衰、

【義解】此の節は、父母の遺愛の子を待遇する禮を說く、

父母に婢子若しくは庶子庶孫の甚だ愛撫せしものあるときは、父母沒すと雖己が身を終るまで之れを敬して衰へず、是れ禮なり、

【字解】〔婢子〕賤妾なり、〔庶子庶孫〕妾腹を庶といふ、

子有二妾、父母愛一人焉、子愛一人焉、由衣服飲食由執事、毋敢視父母所愛、雖父母沒不衰、

【義解】此の節は、父母の愛する己が妾に待する禮を說く、

子に二妾ありて、父母其の一人を愛し、子其の一人を愛するときは、己の愛する妾の衣服、飲食、用器より其の他の事に至るまで、父母が愛する妾になぞらふとなかれ、父母沒すと雖、同じ禮を以て遇して衰へず

ことなかれ、若し父母舅姑が己に飲食を與へらるゝときは、己は其れを嗜まずと雖、必ず嘗めて其の後命を待ちて去るべく、又衣服を己が身に加へらるゝときは己は其れを欲せずと雖必ず服して其の後命を待ちて藏すべし、又父母舅姑が己に或る仕事を命ぜられ、中途にして他人をして代らしめらるゝときは、己は其れを欲せずと雖、姑く其の仕事を他人に與へてなさしめ、他人が疲れ休息するに及びて後に己復び之れをなすべし、

【字解】〔使レ之〕之れをして仕事を爲さしむること、〔復レ之〕ふたゝび己が方にとりかへして爲すこと、

子婦有二勤勞之事一、雖二甚愛一レ之、姑縱レ之而寧數休レ之、

【義解】此の節は、父母舅姑の孝敬なる子婦に待する儀法を説く、

父母舅姑は、子婦に勤勞の仕事あるときは、甚だ之れを愛して勞使するに忍びずと雖、姑く之れを緩縱し安んぜしめ、しば〱之れを休息せしめ、以て其れを仕遂げさすべし、

【字解】〔縱〕緩縱なり、仕事に從ふ中に其の身を緩め縱めて休ますこと、

子婦未レ孝未レ敬、勿二庸疾怨一、姑教レ之、若不レ可レ教而后怒レ之、不レ可レ怒子放婦出、而不レ表レ禮焉、

【義解】此の節は、父母舅姑が不孝敬の子婦を待つ儀法を説く、

子婦の未だ孝敬ならざるものに對しては、父母舅姑は之れを疾み怨むことなく、姑く之れを教訓す、若し教訓して之れに從はずして而る後之れを譴責す、譴責しても改めざるときは、子は放逐せられ、婦は出ださる、而れども其の失禮の爲に放出したる罪を世に表し示さず、是れ其の過を改めて歸るを待つの意にして忠厚の至なり、

【字解】〔不レ可レ教〕教訓に從はず、如何にしても教ふべからざるときの意、下句の不レ可レ怒も亦同句法なり、〔怒〕譴責なり、セムと訓む〔表レ禮〕表は明示なり、禮は失禮の爲に放出したる罪を指す、

○以上第三章、子婦の孝敬なるものが父母舅姑に對する儀法と、父母舅姑が子婦を待つ儀法とを説く、

は、則ち女は手を以てせずして篚を以てす、其の篚なきときは則ち男女共に跪き、授くる者之れを地に置けば、受くる者も亦地に就きて後之れを取る、又男女は井を共にせず、浴室にて浴を共にせず、寝席を相通用せず、乞求假借を相通せず、衣裳を相通用せず、又内事上の言は家外に出さず、外事上の言は家内に入れず、

【字解】〔内〕内事にて家庭内の事をいふ、〔外〕外事にて家庭外の事をいふ、〔篚〕はこ、かたみ、〔皆坐〕坐は跪なり、ヒザマヅクと訓む、男女皆跪くをいふ、〔外内〕即ち男女を指す、〔湢浴〕湢は浴室、〔乞假〕乞は乞ひ求むること、假は假借すること、〔内言〕内事上の言、〔外言〕外事上の言、

男子入ㇾ内、不ㇾ嘯不ㇾ指、夜行以ㇾ燭、無ㇾ燭則止、女子出ㇾ門、必擁ニ蔽其面一、夜行以ㇾ燭、無ㇾ燭則止、道路男子由ㇾ右、女子由ㇾ左、

【義解】　此の節は男女外出の時の心得等を説く、

男子は家に入るときは、嘯かず又指さず、夜行くときは燭をもつ、燭なきときは則ち止む、女子門を出づるときは必ず其の面をおほひかくす、夜行くときは燭をもつ、燭なきときは則ち止む、而して其の道路を歩むに男子は右側に由り、女子は左側による、

【字解】〔不ㇾ指〕家人を駭かすを以てなり、

○以上第二章、男女別を嚴にし、嫌疑に遠ざかるの儀法を説く、

子婦孝者敬者、父母舅姑之命勿ㇾ逆勿ㇾ怠、若飲ニ食之一、雖ㇾ不ㇾ嗜、必嘗而待、加ニ之衣服一、雖ㇾ不ㇾ欲、必服而待、加ニ之事一、人代ㇾ之、己雖ㇾ弗ㇾ欲、姑與ㇾ之而姑使ㇾ之、而后復ㇾ之、

【義解】　此の節は、子婦孝敬なるもの、父母舅姑に事ふる儀法を説く、

子婦の孝敬なるものは、父母舅姑之れを愛するを以て、其の愛を恃みて自由にすることあるを以て、愼みてさる事なく、其の命令を奉じて逆ふことなく、怠る

子婦たるものは父母の唾はき鼻すゝるときは、直に之れをふきぬぐひて、人にあらはし示さず、冠帶に垢つきたるときは、灰汁にて漱ぎあらはんと請ひ、衣裳ほころび裂けたるときは箴に紩を通して補ひ綴らんと請ふべし、又五日毎に湯をわかして身體を浴せんと請ひ、三日毎に湯をそなへて髮を洗はんことを請ふべし、其の間に顏に垢つきたるときは、米のとぎしるをわかして洗はんと請ひ、足垢つきたるときは湯をわかして洗はんと請ふべし、

【字解】〔和〕灰汁を水に和すること、〔紉〕絲を針に通すこと、〔燂〕温なりあたゝめわかすこと、アタヽム又はワカスと訓む、〔潘〕米のとぎ汁、しろみづ、〔靧〕顏を洗ふこと、アラフと訓む、

少事長、賤事貴、共帥時、

【義解】此の節は、少賤の者の長貴に事ふる禮も亦子婦が父母に事ふる禮と同じきことを説く、少者が長者に事へ、賤者が貴者に事ふる作法も、亦前二節に述ぶる所の、子婦が父母に事ふる禮に循ふべし、

【字解】〔帥〕循なり、シタガフと訓む、〔時〕是なり、コノと訓む、前二節に説く所の儀法を指す、

○以上第一章、父母舅姑及び尊長に事ふる儀法を説く、

男不言內、女不言外、非祭非喪、不相授器、其相授、則女受以篚、其無篚則皆坐、奠之而后取之、外內不共井、不共湢浴、不通寢席、不通乞假、男女不通衣裳、內言不出、外言不入、

【義解】此の節は男女別あり相犯すべからざることを説く、男女は別あるを貴ぶ、故に

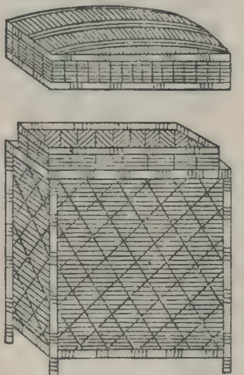

篚　（三禮圖）

男子は內事を言はず、女は外事を言はず、祭時喪時に非ざれば、手づから器を相授けず、其の相授くるとき

【字解】〔恒食〕常食なり、〔佐餕〕佐は勉めすゝめて飽かしむること、餕は餘食を食ふこと、以下同じ、〔冢子〕長子なり、〔御ㇾ食〕母の食に侍り共に食ふこと、

在父母舅姑之所、有命之應唯、敬對、進退周旋愼齊、升降出入揖遊、不敢噦噫嚏咳欠伸跛倚睇視、不敢唾洟、寒不敢襲、癢不敢搔、不有敬事、不敢袒裼、不涉不撅、褻衣衾不見裏、

【義解】此の節は、父母舅姑の所にあるときの應對作法を説く、

父母舅姑の所に在るときに、命ぜらるゝことあらば、直にハイといらへして敬みて對へ、進退周旋愼しみ齊へ、階段の升降、門戸の出入、身を俯し又は行くとき、敢てからえずきし、おくびし、はなひりし、せきし、あくびし、せのびし、片足にてあるき、物によりかかり、わき見せず、又敢てつばきし、はなすゝらず、寒くとも敢て重ね着せず、かゆくとも敢てかゝず、又勞作の事あらざれば敢てかたぬがず、又水を渉るときに非ざれば裳をからげず、よごれたる衣衾は其の裏をあらはさず、

【字解】〔應唯〕ハイといらへること、〔揖遊〕揖は身を俯すこと、遊は行くこと、〔噦〕からえずきすること、〔噫〕おくびすること、〔嚏〕はなひること、〔咳〕せきすること、〔欠伸〕あくびし、せのびすること、〔跛〕片足あげて歩くこと、〔倚〕物によりかゝること、〔睇視〕傾視なり、わきみすること、〔洟〕はなすゝること、〔襲〕衣をかされきること、〔敬事〕尊者の爲に勞作する事　〔袒裼〕かたぬぐこと　〔撅〕裳をからぐること、

父母唾洟不見、冠帶垢和灰請漱、衣裳垢和灰請澣、衣裳綻裂紉箴請補綴、五日則燂湯請浴、三日具沐、其間面垢燂潘請靧、足垢燂湯請洗、

【義解】此の節は、父母の衣冠の垢つき綻びたるを洗濯補綴し又沐浴さす儀法を説く、

父癸匜（宣和博古圖）

【義解】此の節は、父母舅姑の器物飲食に對する儀法を説く、

父母舅姑の衣衾簟席枕几は、之れを置くに常處あり、子婦たるもの之れを鄭重に取扱ひ、決して他所に移し置かず、杖屨は、之れをつゝしみ扱ひて敢て近づきて自らはき又は杖つくことなかれ、敦と牟と卮と匜とは尊者の用器なり、子婦たるもの其の餘食を食ふときに非ざれば、敢て之れを用ふることなかれ、又父母舅姑の常の飲食物も子婦は其の餘食に非ざれば、敢て之れを飲食することなかれ、

【字解】〔傳〕移なり、ウツスと訓む、〔敦牟〕共に黍稷を盛る器、〔卮〕酒を盛る器さかづき、〔匜〕水漿を盛る器、〔餕〕餘りの食物、〔與〕及なり、オヨビと訓む、

父母在、朝夕恒食、子婦佐餕、既食恒餕、父沒母存、冢子御食、群子婦佐餕如初、旨甘柔滑孺子餕、

【義解】此の節は、子婦父母の餕を食ふ儀法を説く、

父母在すときは其の朝夕の常食は、子婦共に勉めて之れをすゝめ、飽くまで食はしめ、後其の餘食を食ふ何れの食品を問はず、父母の食ひ卒りて後、其の餘食を食ふべし、父歿し、母存すときは、長子侍食し、群子と婦と共に勉めすゝめて飽くまで食はしめ、後其の餘食を食ふこと、父在すときの禮の如し、其の旨甘柔滑の食物は、小兒其の餘食を食ふ、

仲駒父敦（宣和博古圖）

文姬匜（宣和博古圖）

孟姜敦（金索）

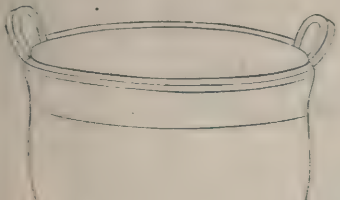

王宮匜（續考古圖）

は朝起きたるとき之れに事ふる儀法を說く、父母舅姑將に坐せんとするときは、其の坐席を奉げて何れへ向けてしかんかと請ひ問うて後しくべく、將に臥せんとするときは、寢席を奉げて何方に足の向く樣にしかんかと請ひ問うて後しくべし、又父母舅姑が朝起き其の臥席を斂め坐席をしく間、少者は牀を執りて與に坐して扶持し、侍御の人は几をとりて進め、然る後其の臥したる席と簟とをさむ、卽ち衾は束ねて之れを懸け、枕は篋に入れ、簟はをさめて之れをつゝむべし、

【字解】〔鄕〕向に同じ、〔少者二句〕父母舅姑の朝起き長者が其の臥席を斂め坐席をしく間の禮なり、〔御者〕侍御の人、〔擧ㇾ几〕几をとりて進むること、〔縣ㇾ衾〕縣は懸に同じ、〔韣〕韜なり、ツヽムと訓む、

父母舅姑之衣衾簟席枕几不ㇾ傳、杖屨祗-敬之、勿ㇾ敢近、敦牟卮匜、非ㇾ餕莫ㇾ敢用、與恒食飲、非ㇾ餕莫ㇾ敢飲食、

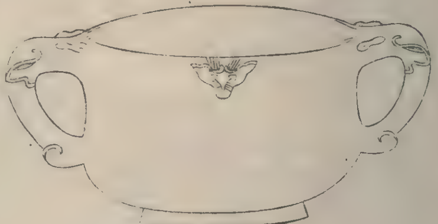

玉敦(古玉圖攷)

虞伯霥敦(荊南萃古編)

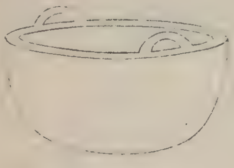

牟(三禮義疏)

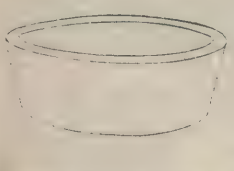

卮(三禮義疏)

義母匜(宣和博古圖)

香物なり、容貌の飾を助けなすより、之れを容具といふ、〔昧爽〕昧は晦なり爽は明なり、明けんと欲して未だ明けざるときをいふ、〔具〕膳具なり、

凡內外雞初鳴、咸盥漱衣服、斂枕簟、灑埽室堂及庭、布席、各從其事、

【義解】此の節は、凡ての人の朝の儀法を說く、

上述せる子女を除くの外、凡て何れの階級を問はず、人は雞初めて鳴きて起き、手を洗ひ口を漱ぎ、衣服を着、枕簟ををさめ、室堂及庭を掃除してふき清め坐席を布きて後各、己が職事に從ふべし、

【字解】〔內外〕內外の人の義にて、上述の子女を除く外の人の總稱なり、〔枕簟〕簟は曲禮篇にとく、〔灑埽〕灑はあらひ清むること、埽は掃除すること、〔布席〕席は坐席なり、

孺子蚤寢晏起、唯所欲、食無時、

【義解】此の節は小兒の儀法を說く、

すべて小兒は夜は早く寢ね、朝は遲く起く、己が欲するまゝに衣食動作す、食ふにも一定の時なし、

【字解】〔孺子〕小兒なり、

由命士以上、父子皆異宮、昧爽而朝、慈以旨甘、日出而退、各從其事、日入而夕、慈以旨甘、

【義解】此の節は、命士以上の親に事ふる禮を說く、

命士以上の人は、父子皆其の居宮を異にす、子たるものは未明に朝の起居を伺ひ、すゝむるに旨甘の味を以てし、日出でゝ後退出し、各、其の職事に從ふ、日入りて後夕の起居を伺ひ、亦旨甘の味をすゝむ、

【字解】〔命士〕命ぜられて士となりしもの、周禮に一命爲士、再命爲大夫、三命爲卿とあり、〔朝〕朝の起居を奉伺するをいふ、〔慈以旨甘〕其の親を慈愛し進むるに旨甘の味を以てすといふこと、〔夕〕夕の起居を奉伺するをいふ、

父母舅姑將坐、奉席請何鄉、將衽、長者奉席請何趾、少者執牀與坐、御者擧几、斂席與簟、縣衾篋枕、斂簟而襡之、

【義解】此の節は、父母舅姑の將に坐臥せんとし、又

を甘く調理し、堇荁枌楡は新舊を相和し、しるにひたして之れを滑にし脂膏を和して之れを香美にしてすゝむ、父母舅姑必ず之れを嘗めて而る後に退くべし、

【字解】〔下レ氣〕氣象を穏にすること、〔怡レ聲〕聲をやさしくすること、〔燠〕暖なり、〔苛癢〕苛はいぢらかゆきこと、癢はかゆきこと、されど二字にて單にかゆき意に見て可なり、〔抑搔〕抑は按ふること、疾痛を承く、搔は苛癢を承く、〔盥〕たらひ、〔槃〕盥水を承くるもの手にさげてもつたらひ、〔問レ所レ欲〕欲する所の飲食を問ふこと、〔温レ之〕温は承藉なり、シクと訓む、しきつらぬること、〔饘酏〕粥の濃きものを饘といひ、薄きものを酏といふ、〔芼羹〕芼は菜なり、菜と肉とを雜へて造りたるあつもの、〔蕡〕大麻の實、あさのみ、〔朮〕もちあは、〔堇荁〕堇は菜の名、荁は堇に似て葉大なる菜、〔枌楡〕共ににれの木、其の葉を食ふ、楡の白きものを枌といふ、〔免薨〕新鮮なるものを免といひ、乾き陳きものを薨といふ、此の二字は堇荁枌楡を承く、〔滫瀡〕滫はふるき米のとぎしろなり、瀡は滫の滑なるものをいふ、〔脂膏〕かたまれるあぶらを脂といひ、けたるあぶらを膏といふ、

男女未二冠笄一者、雞初鳴咸盥漱、櫛縰拂レ髦總角衿レ纓、皆佩二容臭一、昧爽而朝、問二何食飲一矣、已食則退、若未レ食則佐二長者一視レ具、

【義解】此の節は、未だ冠笄を加へざる男女の父母に事ふる儀法を說く、

男女未だ冠を加へ、笄を施さゞる者は、雞初めて鳴くときに起き、咸手を洗ひ口を漱ぎ、髮をくしけづり縰にて髮をつゝみ、髦の塵を拂ひて之れを加へ、あげまきに結び、香嚢を結び、其の上に香物を佩ぶ、未明に父母の許を伺ひ、何を飲食し給ふかと問ふ、父母若し已に飲食し卒るときは則ち退き、若し未だ飲食せざるときは、則ち年長者(冠笄せる者)を助けて其の膳具をとゝのへて進むべし、

角　(三禮義疏)

【字解】〔冠笄〕男は二十にして冠し、女は十五にして笄を加ふ、これにて一人前の男女となるなり、〔總角〕其の髮を總聚して之れを結び束ねて角となせるもの、童子の結髮なり、あげまき、つのまき〔容具〕

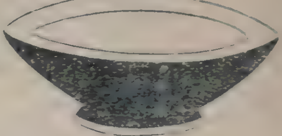

盥　盤（三禮圖）

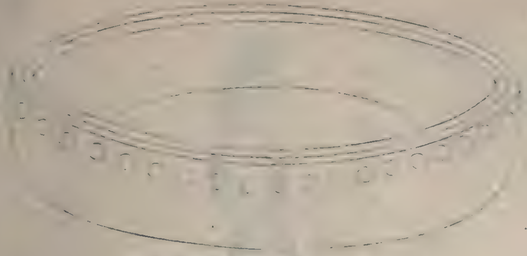

珠　槃（三禮義疏）

正　叔　盤（西清續鑑）

熊　足　槃（續考古圖）

機嫌を奉伺し、之れに事ふる儀法を說く、

燈　槃（續考古圖）

男女共に朝の仕度を終れば、即ち父母舅姑の居室にゆく、居室に及びて、氣象を穩にし、聲をやさしくして、衣の暖きか寒かと、身體の痛あるか、癢きあるかとを問ひ、痛く癢き所あれば敬しく之れを抑へ搔くべし、父母舅姑出入するときは、則ち或は先きに立ち或は後に隨ひて敬しく之れを扶持し、盥を進むるときは年少の者は、槃を奉げ年長の者は水を奉げ、盥に沃ぎ入れんことを請ふべし、父母舅姑盥にて洗ひ卒れば、手拭を授け、次に其の欲する所の飲食を問ひて敬しく之れを進め、顏色を柔にして以て之れに事ふべし、飲食は即ち饘酏酒醴芼羹菽麥蕡稻黍粱秫ただ其の欲する所のものをすゝめ、棗栗飴蜜を以て之れ

髪をくしけづり、縰にて髪を韜みて髻をなし、笄をさし總をつけ、衣を着て大帶を帶ぶ、次に左に布巾と手

綃衣（宵衣）（三禮義疏）

錦紳（三禮義疏）

冠布纓（三禮義疏）

拭と小刀と礪石と小觽と金の燧とを佩び、右に針と針管と線と纊とを佩び、鞶袠を施く、又大觽と木燧とを佩ぶ、次に香嚢を結びて身につけ、屨に綦をつけてはく、

【字解】〔衣紳〕玄端綃衣の上に大帶を結ぶなり、士の妻の服なり、〔鍼管〕鍼は針なり管は針をいるゝくだ、〔線〕いとなり、〔纊〕わたなり、〔施二鞶袠一〕鞶袠は嚢の屬、針管線纊を貯ふるに用ふるもの、故に特に施の字を置きて四物との關係をつけしなり、〔衿レ纓〕衿は結なり、ムスブと訓む、纓は香嚢なり、

以適父母舅姑之所、及所、下氣怡聲、問衣燠寒疾痛苛癢、而敬抑搔之、出入則或先、或後而敬扶持之、進盥、少者奉槃、長者奉水、請沃盥、盥卒授巾、問所欲而敬進之、柔色以溫之、饘酏酒醴芼羹菽麥蕡稻黍粱秫唯所欲、棗栗飴蜜以甘之、堇荁枌楡免薧滫瀡以滑之、脂膏以膏之、父母舅姑必嘗之而后退、

【義解】此の節は男女朝の仕度を終へて父母舅姑の

手をあらひ口をすゝぎ、髪をくしけづり、縰にて髪を韜みて髻となし、笄をさし、總をつけ、髦の塵をはらひて之れを加へ、次に冠をつけ緌纓を結び垂れ、次に玄端の服を着、韠をつけ、大帶を結び、笏をさしはさむ、次に腰の左右に日常必要の品物を佩ぶ、卽ち左には布巾と手拭と小刀と礪石と小觿と金燧とを佩び、右には抉と捍と筆軸と刀室と大觿と木燧とを佩ぶるなり、次に行縢を施し、屨をはく、屨には綦をつくべし、

【字解】〔盥〕手を洗ふこと、〔漱〕口をすゝぐこと、〔櫛〕くしにて髪をときつくろこと、〔縰〕黑き繒にて髪を韜むもの、此にては縰にて髪を韜み髻をなすこと、〔笄〕笄をさすこと、〔總〕繒にて作りたるふさなり、此にては總にて髮の本を束ね其の餘を髻の後に垂れて飾となすことをいふ、〔拂髦〕髦は幼少なるもの、髮を剪りて眉のあたりまで垂れたるもの、たれがみ、まへがみ、此にては其れに象りて造りたる髮毛をいふ、拂は其の塵をはらふこと、塵を拂ひて之れを髻の前に加ふるなり、そは親に事ふるに幼時の狀を存すといふ意より出でしなり、〔緌纓〕纓は冠のひもなり、纓を頷下に結び其の餘を下垂す、之れを緌といふ、〔端〕玄端の服なり、衣は緇布を用ひて裳は同じからず、上士は玄裳、中士は黃裳、下士は雜裳なり、〔韠〕ひざかけ、韋にて之れをつくる、古は地に席して坐し俎豆に臨むを以て韠を設けて濡漬に備ふるの要あるなり、〔紳〕大帶なり、〔搢〕さしはさむこと、〔笏〕束帶のときにもつ板、しやく、〔佩用〕用は日常の用品の意、〔紛〕器を拭ふきれ、布巾、〔帨〕手拭なり、〔刀〕小刀なり、〔礪〕礪石なり、〔小觿〕觿は狀錐の如く象の骨にて之れを爲る、もの、結び目を解くに用ふ、小さき結び目を解くものを小觿といひ、大なる結び目を解くものを大觿といふ、〔金燧〕燧はひうちなり、金屬のものを金燧といひ、木のものを木燧といふ、〔玦〕弓を射る者が右手の大指につけて弦を鉤して弓體を開くに用ふるもの、ゆがけ、〔捍〕捍は拾に同じ、弓を射る者が左臂をつゝみ衣袖を收拾して以て弦を利くするもの、ゆごて、拾の圖は前卷にあり、〔管〕筆彄なり、ふでのぢく、筆の圖は上の如し、〔遰〕刀室なり、〔偪〕行縢なり、むかばき、〔綦〕絢なり、屨の頭の飾、

婦事舅姑、如事父母、雞初鳴、咸盥漱櫛縰笄總衣紳、左佩紛帨刀礪小觿金燧、右佩箴管線纊、施縏袠大觿木燧、衿纓綦屨、

【義解】此の節は、婦が舅姑に事ふる朝起きし時の儀法を說く、

婦の舅姑に事ふる儀法は、男子が父母に事ふる儀法の如し、雞初めて鳴きて起き、直に手を洗ひ口を漱ぎ

金燧（三禮義疏）

古玉香草玦（古玉圖譜）

玦（古玉圖攷）

漆書筆（古玉圖攷）

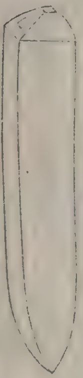

周代の管現存するものを見ず六朝以後のものは古玉圖譜等に載すと雖以て周代の製を攷ふるに足らず筆を以て之に代ふる所以なり

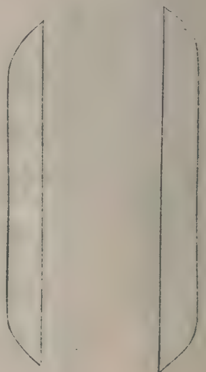

木燧（三禮義疏）

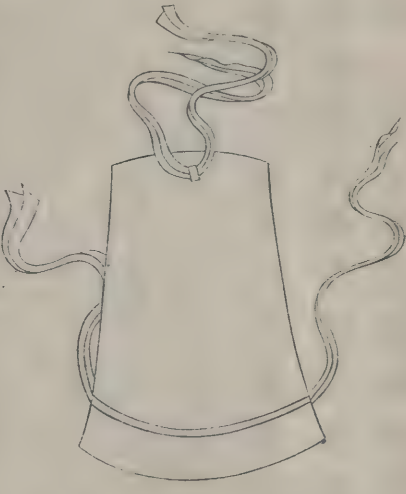

佩（三禮義疏）

【義解】此の節は男子が父母に事ふる朝起きし時の儀法を說く、

男子が父母に事ふるには、雞初めて鳴くとき起きて、

大夫笏（三禮義疏）

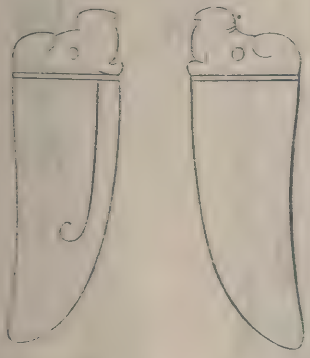

小觿（山元玉）（古玉圖攷）

笏（珽）（古玉圖攷）

古玉螭首佩觿（古玉圖譜）

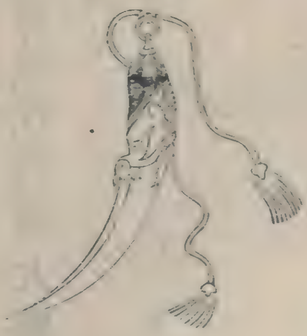

觿（三禮義疏）

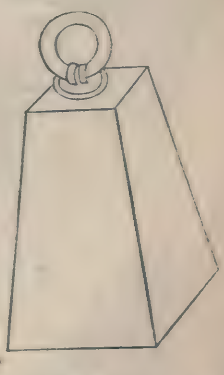

礪·（三禮義疏）

禮記國字解下

湖村　桂　五十郎講述

内則第十二

内は家屋内なり、則は儀法なり、此の篇は家室内に於ける男女の作法、又は父母舅姑に事ふる等の儀法を說く、故に名づけて内則といふ、作者は詳ならず、朱子は尊びて古經なりといひ、趙師も亦内則一篇文理密察法度精詳といひて推稱せり、

后王命冢宰、降德于衆兆民、

【義解】此の節は、一章の發端なり、天子は冢宰に命じて德敎をもろ〳〵の兆民に頒ち下し給ふ、左にのぶる所のこと卽ち是なり、

【字解】〔后王〕天子なり、〔冢宰〕宰相なり、〔德〕德敎なり、

子事父母、雞初鳴咸盥漱櫛縰、笄總拂髦冠緌纓端韠紳搢笏、左右佩用、左佩紛帨刀礪小觿金燧、右佩玦捍管遰大觿木燧、偪屨著綦、

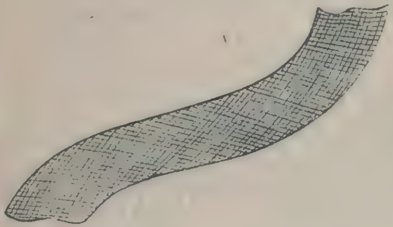

縰（三禮義疏）

大夫韠（三禮義疏）

奔喪第三十四
問喪第三十五
服問第三十六
間傳第三十七
三年問第三十八
深衣第三十九
深衣前圖(二種)……六三一
深衣後圖(二種)……六三二
袷及内外衽裁制圖……六三二
衣身辟領圖……六三三
投壺第四十
投壺主賓就筵全圖……六三七
壺……六三七
矢……六三七
鹿中……六三八
算……六三九
豐……六四二
儒行第四十一
大學第四十二
冠義第四十三
昏義第四十四
鄉飲酒義第四十五
射義第四十六
燕義第四十七
聘義第四十八
喪服四制第四十九

本書の挿圖は主として考證正確のものを選びたれども、其得難きものは、三禮圖、三禮義疏等の圖に據りて其缺を補ひたり、然るに予の考證に據れば三禮圖、三禮義疏等の圖には、後代の器物を以て周代の器物と爲せるもの尠しと爲さず、故に所載の圖に就て其考證を掲ぐるの必要なきに非ずと雖も、其紙數頗る多きを要し、且つ發行期の迫れるを以て、今之を附載する能はざるを遺憾と爲す、(講者記す)

斬衰後……一〇六
斬衰裳前……一〇七
斬衰裳後……一〇七
齊衰前……一〇七
齊衰後……一〇八
齊衰裳前……一〇八
齊衰裳後……一〇八
大功布衰……一一九
大功布裳……一一九
殤小功……一二〇
小功葛經……一二〇
小功葛帶……一二〇
腰經……一二〇
大傳第十六
秦權……一四二
少儀第十七
學記第十八
樂記第十九
舞鐃……二二五
金鐃……二二五
雅(二種)……二二五
拊……二二五
壎(二種)……二三〇
旄……一八九
雜記上第二十
畢(二種)……二六八
筲……二六九
桁……二六九
折……二六九
雜記下第二十一
羽葆……三〇一
喪大記第二十二
夷牀……三二七
浴牀……三二七
重鬲……三二八
夷盤……三二九
筥……三三一
小斂絞……三三三
大斂絞……三三三
衾……三三四
夷衾……三三四
紟……三三四
冒(二種)……三二九
椑(二種)……三五二
龍輴……三五三
熬筐……三五四
柳車……三五四
棺飾……三五五
祭法第二十三
祭義第二十四
祭統第二十五
璋瓚……四一一
經解第二十六
哀公問第二十七
仲尼燕居第二十八
孔子閒居第二十九
坊記第三十
中庸第三十一
表記第三十二
緇衣第三十三

禮記下插圖目錄

內則第十二
縰……一
大夫韠……一
笏……二
大夫笏……二
礪……二
小觿……二
觿……二
古玉螭首佩觿……二
金燧……三
古玉香草玦……三
玦……三
漆書筆……三
木燧……三
偪……三
綃衣……五
錦紳……五
冠布纓……五
盥盤……六
正叔盤……六
珠槃……六
燈槃……六
熊足槃……六
角……七
玉敦……九
義母匜……九
康伯霧敦……九
牟……九
卮……九
仲駒父敦……一〇
文姬匜……一〇
孟姜敦……一〇
王宮匜……一〇
父癸匜……一一
篚……一三
玉藻第十三
古玉素質玉佩衝牙……七四
兩耳杯……八二
明堂位第十四
扆……八九
琖……九三
嶡俎……九三
褘衣……九四
揄翟……九五
闕翟……九五
褖衣……九五
展衣……九五
鞠衣……九五
純衣……九五
勺……九九
龍勺（二種）……九九
疏勺……九九
足鼓……一〇一
建鼓（二種）……一〇一—一〇二
椇俎……一〇三
房俎……一〇三
喪服小記第十五
斬衰前……一〇六

投壺第四十……六三七
儒行第四十一……六四五
大學第四十二……六五七
冠義第四十三……六七九
昏義第四十四……六八二
鄉飲酒義第四十五……六九〇
射義第四十六……七〇四
燕義第四十七……七一七
聘義第四十八……七二三
喪服四制第四十九……七三一

（下卷了）

禮記國字解下目次

內則第十二……一
玉藻第十三……四六
明堂位第十四……八八
喪服小記第十五……一〇五
大傳第十六……一三九
少儀第十七……一四九
學記第十八……一七四
樂記第十九……一八八
雜記上第二十……二五〇
雜記下第二十一……二七九
喪大記第二十二……三一四
祭法第二十三……三五八
祭義第二十四……三六九
祭統第二十五……四〇五
經解第二十六……四三〇
哀公問第二十七……四三七
仲尼燕居第二十八……四四八
孔子閒居第二十九……四六〇
坊記第三十……四六九
中庸第三十一……四九一
表記第三十二……五三五
緇衣第三十三……五六五
奔喪第三十四……五八四
問喪第三十五……五九九
服問第三十六……六〇八
閒傳第三十七……六一六
三年問第三十八……六二五
深衣第三十九……六三〇

LIBRARY
NOV 23 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

第二十七巻

禮記 下

桂湖村講

内則第十二より大學に至る

（通本に省ける大學中庸二篇も之を漏さず）

PL
2467
G5
V. 2

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

PL Li chi
2467 Reiki
Q5
v.2

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

漢籍國字解全書